

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【事業年度】 2016年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

【会社名】 ユービーエス・エイ・ジー（UBS銀行）
（UBS AG）

【代表者の役職氏名】 執行役員会プレジデント
セルジオ P. エルモッティ
（Sergio P. Ermotti, President of the Executive Board）
チーフ・ファイナンシャル・オフィサー
カート・ガードナー
（Kirt Gardner, Chief Financial Officer）

【本店の所在の場所】 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ45
（Bahnhofstrasse 45, CH-8001, Zürich, Switzerland）
スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェンフォルシュタット1
（Aeschenvorstadt 1, CH-4051, Basel, Switzerland）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 月 岡 崇

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 谷 本 芳 朗
弁護士 浅 野 航 平
弁護士 朝 倉 有 里

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 - 6889 - 7000

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 本書において、別段の記載がある場合を除き、「提出会社」又は「当行」とはユービーエス・エイ・ジー（UBS AG）を、「UBS AG（連結ベース）」又は「UBS AG（連結）」とはユービーエス・エイ・ジー及びその連結子会社を、「UBS」、「当グループ」又は「UBSグループ」とはUBSグループの持株会社でありユービーエス・エイ・ジーの親会社であるユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBSグループAG）及びその連結子会社を指し、また、別段の記載がある場合を除き、「スイス」又は「スイス連邦」とはスイス連邦共和国を指す。
- (注2) 本書に記載されている日本円の換算は、平成29年6月1日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行本店の対顧客電信直物売買相場の仲値（1スイス・フラン＝114.54円）により行われている。
- (注3) 本書の中で、金額及び比率を表示する場合、四捨五入している場合がある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合、四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注4) 本書の中で、事業年度とは1月1日に始まり12月31日に終わる一年を指す。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

当行は、アクティエンゲセルシャフト(Aktiengesellschaft)又はソシエテ・アノニム(Société Anonyme)又はソシエタ・アノニマ(Società Anonima)(一般に「株式会社」と翻訳されている。)であり、一般にドイツ語では「AG」の文字で、又はフランス語若しくはイタリア語では「SA」の文字で表示されており、スイスで設立された他の事業組織体と同様、銀行の業務に多くの点で影響を与えているスイス連邦法である1911年3月30日付スイス連邦債務法(改正済)、1934年11月8日付スイス連邦銀行業及び貯蓄銀行法(改正済)(以下「連邦銀行法」という。)並びにこれに関連する2014年4月30日付の銀行業及び貯蓄銀行に関するスイス連邦規則(改正済)、2015年6月19日付金融市場インフラストラクチャー並びに証券及びデリバティブ取引の市場行動に関するスイス連邦法並びにこれに関連する2015年11月25日付金融市場インフラストラクチャー並びに証券及びデリバティブ取引の市場行動に関するスイス連邦規則、2012年6月1日付銀行及び証券ディーラーに対する自己資本規制及びリスク分散に関するスイス連邦規則(改正済)、2012年11月30日付銀行流動性に関するスイス連邦規則、2012年8月30日付銀行及び証券ディーラーの支払不能に関するスイス金融市場監督当局の規則(改正済)、並びに上場会社における過剰報酬に対する2013年11月20日付スイス連邦規則(上場会社に対してのみ。)により規制されている。これらは、銀行に関するスイス連邦法のうち最も重要なものである。以下、株式会社として設立された銀行に適用されるスイス連邦債務法の規定を要約する。

(a)株式会社

株式会社(Aktiengesellschaft)は、商号を有し、その予め決められた株式資本は、特定の金額(株式)に分割されており、その債務は、会社の資産からしか支払うことができない。

(b)設立

創立総会の決議については、公正証書が用意されなければならない。当該公正証書には基本的な書類が添付される。定款の変更、とりわけ資本の増減及び解散決議についても同様である。設立時には少なくとも一人の株主がいることを要する。原則として、株主の国籍については制約はない。

(c)定款

定款は、とりわけ、会社の商号、会社の登記上の事務所、目的、株式資本金額、払込資本金額、株式数、株式の額面及び種類、総会招集手続、株主の議決権、経営及び監査に関する運営機関、並びに会社による対外コミュニケーションの様式に関する規定を備えていなければならない。更に上場会社の場合、定款には、とりわけ、取締役会及び執行役員会の報酬にかかる株主の年次投票に関する規定を含めなければならない。株主が現物出資を行う場合、その手続の細目は定款に規定されなければならない、また会社が有形資産を株主又は株主の関係者から取得する又は取得しようとする場合、その手続の細目も定款に規定されなければならない。これは、会社設立時に会社の設立者及びその他の者に対して特権が認められる場合においても適用される。このような場合、定款にはかかる者の氏名並びに当該特権の正確な内容及び価値が規定されなければならない。

会社は、本拠地とする地域の商業登記簿に登録されなければならない。特に、次の事項は商業登記簿に登録されなければならない。すなわち、定款の日付、会社の商号、会社の登記上の事務所、会社の目的及び定款に規定ある場合には会社の存続期間、株式資本金額、払込済資本、株式数、株式の額面及び種類、各種の株式に関わる譲渡制度及び優先権、現物出資の内容及びその見返りとして発行された株式、会社の取得有形資産の内容、会社により約定された対価又は支払われた対価の内容、並びに特権の内容及び価値。

会社は、商業登記への登記を通じてのみ法人格を取得する。登記以前に発行された株式は無効である。

(d)免許

銀行は、連邦銀行法のもとでの免許を受けなければならない。

(e) 株式

株式は記名式又は無記名式で発行される。会社は記名株式の所有者の名簿、いわゆる株主名簿を保持しなければならない。両方の形式の株式は、定款で定められた比率で同時に発行することができる。株式の額面は、0.01スイス・フラン以上でなければならない。

定款はまた、二つの形式の株式の間の違いについても規定することができ、優先権を有する株式についても規定することができる。当該優先権は、配当、清算手取金及び新たに株式が発行される際の株主引受権に関連する可能性がある。また、定款は利益分配若しくは参加証書について規定することができる。

株券には、とりわけ、「株式」の文字、会社の商号及び登記上の事務所の所在地、額面並びに固有の特徴（番号又はアルファベット）について記載しなければならない。株券にはまた、異なる種類がある場合の当該株式の種類が表示されていることが望ましい。株券は取締役会の構成員の一人以上によって署名されなければならない。大量の株式発行の場合には、複写式署名の使用が認められる。会社は、印刷された株券の代わりに株券が発行されない株式発行を選択することができ、必要な場合、2008年10月3日改正の間接保有証券に関する連邦法に従い間接保有証券に転換することができる。株式の譲渡に関して、株式は有価証券としての法的性格を有する。無記名株式は株券の引渡しによって譲渡され、記名株式は裏書又は書面譲渡及び株主名簿への登録によって譲渡される。定款により譲渡制限について特別の規定を定めることができる。

(f) 株主

スイス連邦債務法と定款の規定に基づく株主の基本的な権利には、平等な取扱い、議決権、株主総会に出席する権利、株主総会で配当が決議された場合に利益配当を受ける権利、清算の場合に清算手取金の按分比例持分を受ける権利が含まれる。ただし、定款に異なる定めがある場合を除く。株主の責任については、会社の債務に関して、株主が個人責任を負うことはない。株主総会は会社の最高機関である。株主総会は、（i）定款を決定及び変更し、（ii）取締役会の構成員、監査役並びに（上場会社の場合）取締役会会長及び報酬委員会の構成員並びに株主総会のための独立代理人を選任・解任し、（iii）年次報告書及び連結会計を承認し、（iv）年次会計及び可処分利益の分配に関する決議の承認、特に取締役に支払われる配当及び利益の持分の決定を行い、（v）（上場会社の場合）取締役会、執行役員会及び諮問委員会の報酬にかかる投票を行うことについて、不可譲の権利を有する。定時株主総会は通常、毎事業年度終了後6か月以内に取締役会によって招集されるが、必要であれば監査役、清算人及び社債権者の代表者によっても招集される。更に、株主総会は、合計で全株式資本の10%以上を表章する1名以上の株主によっても招集される。定款にこれより低い基準が規定されない限り、株主全体で額面総額が100万スイス・フラン以上となる株式を代表する場合は当該株主が、提案事項を議題に入れるよう要求することができる。株主総会を招集し、議案を議題に追加する旨の要求は書面によるものとし、また株主総会に提出される議題項目及び提案を特定しなければならない。株主総会の招集通知は当該株主総会の20日以上前に発せられなければならない。ただし、会社の全株式を有する株主又はその代理人が会議に出席し、異議のないときは、この限りではない。

スイス連邦債務法上、株主総会が開催されるべき場所については規定がない。定款に別段の規定がない場合、株主総会は会社の登記上の事務所の所在地において、又は会社の主たる営業所若しくは取締役会によって指定された場所で開催される。

定款に別段の規定がない限り、記名株主は（株主である必要はない）第三者に書面による委任状を発行できる。

無記名株式の場合には、その株券の所持により議決権が付与される。当該資格は、無記名株券を呈示又は取締役会により定められたその他の方法で証明される。

(g) 外国人株主

スイス連邦会社法は原則として、外国人又は非居住者の株式保有を制限していない。

(h) 経営及び営業

取締役会は少なくとも一人の構成員で構成される。会社を代表する権限を有する者が少なくとも一人はスイスに居住していなければならない。この者は、取締役会の構成員又は執行役員でなければならない。

議決権又は財産権に関し異なる種類の株式がある場合、定款において、株式の各種種類の株主が、少なくとも一人の取締役会への代表者を選任する権利を有することを規定しなければならない。取締役会の構成員は株主総会で選任され、解任される。定款は各取締役の在任期間について定めることができる。定款に別段の規定がない限り、取締役会の構成員は3年を任期として選任される。いかなる場合も当該任期は6年を超えてはならない。上場会社の場合、当該任期は1年までに制限される。欠員は株主総会によってのみ選任され補充される。

スイス連邦会社法上、取締役会は会社の最高執行機関として行為し、法令又は定款により株主総会に留保されなかった全ての事項に関する決議案を可決することができるが、連邦銀行法では銀行に対し、事業の範囲及び重要性の程度が大きい場合、その経営に関する機関と、その管理、監督及び統制のための機関を別に設置することを求めている。

定款は、組織規則に基づき少なくとも一人の取締役会構成員又は第三者に会社の事業の全て又は一部を委任する権限を取締役に付与することができる。取締役会の少なくとも一人の構成員(又は連署が必要ならば、二人の構成員)は、会社を代表する権限がなければならない。定款又は組織規則に別段の規定がない場合、取締役会の全構成員が会社を代表する権限を有している。会社を代表する権限を有する者は、会社を代理して、会社の目的に沿った法的行為を行うことができる。会社を代表する権限を与えられた者は、その署名を会社名に付加することによって署名する。取締役会は、移転不可で不可譲の職務を有しており、かかる職務とは、(i) 会社全体の経営及び必要な指示の行使、(ii) 会社組織の決定、会計処理、財務管理及び会社の経営上必要な範囲内での財務計画の監督、(iii) 会社の経営及び代表を委任される者の選任及び解任、(iv) 会社の経営を委任された者に対する法律、定款、業務規則及び指示の遵守の観点からの全体的な監督、(v) 経営に関する報告書の編集、株主総会の準備、並びに採択決議の実施、並びに(vi) 会社が債務超過に陥った場合の裁判所通告の実施をいう。

監査役についてみると、株主総会は一又は複数の監査役を選任する。監査役は、(i) 年次決算報告書及び、適用ある場合、連結会計が法律の条項、定款及び選択された一連の会計基準を遵守しているか否か、(ii) 貸借対照表上の利益の分配に関し取締役会が株主総会に対して行った提案が法律の条項及び定款を遵守しているか否か、並びに(iii) 内部統制システムが構築されているか否かを確認する。

監査役は独立していなければならない。その独立性は見かけ上又は事実上のものであってはならない。

監査役は監査結果を要約した報告書を株主総会に提出する。この報告書には、年次会計及び連結会計を承認するべきか、承認する場合の制限の要否、あるいは否認するべきかについての勧告を記載する。

この報告書には、監査の管理者及びその専門家の資格に関する情報並びに独立要件が満たされていることの証拠を伴った確認についても記載する。

監査役は、会計、内部統制システム並びに監査の実施及び結果について述べた包括的な報告書を取締役に提出する。

監査役が法律又は定款若しくは組織規則の違反を確認した場合、監査役は取締役会に書面により通知する。監査役は、法律又は定款の違反が重大なものであり又は取締役会が監査役から書面による通知を受けても適切な対応を講じない場合、当該違反を株主総会に通知する。

明白な債務超過がある場合、監査役は取締役会が通告しない場合にはその事実を裁判所に通告する。

(i) 会計

会社は、帳簿を維持する義務を有する。会計は、財務報告の基礎となる。会計では、会社の資産、財務及び収益に関するポジションを表示するのに必要のある取引及び状況を記録する。会計は、確立された会計方針に従っている。

(j) 資本

ア. 資本の増加

株式資本の増加には株主総会の決議を必要とする。通常の増資の場合、取締役会は3か月以内に増資を行う。定款の変更により、株主総会も2年を超えない期間内に株式資本を増加することを取締役会に対し授權することができ(授權資本)、また株主総会は、会社又はそのグループ会社の従業員及び新規債券又は類似の債務証券の債権者に対し新株の受領権(転換権又は新株引受権)を付与することによって、条件付増資の実施を決定することができる(条件付資本)。

イ. 資本の減少

同時に新規の全額払込済資本で置き換えることなくしてなされる資本の減少に関する株主総会の決議は、特別の監査を必要とする。その監査において全ての債権者の債権が資本減少にもかかわらず満足されることが確認されなければならない。

株主総会の決議は、スイス官報に3回、及び定款に定める公告方法によって公告されなければならない。

この公告において、会社は債権者に対し、スイス官報での3回目の公告から2か月以内に、債権者がその有する債権が満足されるべき又は担保されるべき旨を登録できる旨を通知しなければならない。

監査報告書を含む認証された書類は、上記の規定の遵守を証明しなければならない。

債権者に対する公告及びその債権を満足させること又はその債権に担保を付すことは、資本の減少が損失によって生じた資本の欠損を填補する目的のためにのみ行われる場合には省略することができる。ただし、減少額は当該欠損額を超えない。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

当行の2016年5月4日付定款（「定款」）の規定の要約は、以下の通りである。

(a) 株式資本

当行の株式資本は、385,840,846.60スイス・フランであり、額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式3,858,408,466株に分割されている。

株式資本は、従業員並びに当行及びその子会社の執行役員及び取締役会構成員に発行された従業員オプション権の行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高136,200,312株発行することにより、13,620,031.20スイス・フランまで増加することができる。株主の新株予約権及び新株引受権は除外される。当該オプション権は、従業員並びに当行及びその子会社の執行役員及び取締役会構成員に対して、取締役会及びその報酬委員会により公布される持株プラン規定に従い発行される。オプション権の行使による株式の取得及びその後の当該株式の全ての譲渡は、定款第5条に規定される登録要件に従うものとする。

株式資本は、当行又は当行グループ会社のうち1社が国内外の資本市場で発行する社債又は同種の金融商品に関連して付与された転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使により、一株当たり額面金額0.10スイス・フランの全額払込済記名株式を最高380,000,000株発行することにより、38,000,000スイス・フランまで増加することができる。株主の新株引受権は除外される。転換権及び／又はワラントの当該時点での所有者は、新株を引き受ける権利を有する。転換権及び／又はワラントの条件は、取締役会が決定する。

転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使による株式の取得は、その後の株式の各譲渡と同様に、定款第5条に規定する登録要件に服する。

転換社債、ワラント付社債又は同種の金融商品の発行については、取締役会は、当該商品が（i）国内外の資本市場で、又は（ii）1以上の金融投資家に対して発行される場合、株主の新株予約権を制限又は除外する権限を有する。新株予約権が取締役会によって制限又は除外される場合、以下が適用される

— 当該商品は実勢の市場条件で発行され、新株は当該金融商品の関連ある条件に従って発行される。転換権の行使期間はその発行日から最長10年であり、ワラントの行使期間はその発行日から最長7年である。転換権及び／又はワラントの任意行使又は強制行使による新株の発行は、株式の時価及び／又は類似証券の関連ある金融商品の発行時の時価を考慮した条件でなされる。

(b) 株主名簿及び登録名義人

記名株式については、株主名簿が作成され、所有権者及び用益権者の氏名又は法人の名称、住所及び国籍（法人については登記上の事務所）が記入される。全ての登録された株式保有者が下記第3段落で要求される宣言を行った場合には、共同勘定で保有される株式を議決権付きのものとして、共同名義で株主名簿に記載することができる。

株主が郵送先住所又は登記上の事務所を変更した場合、新住所を当行に通知しなければならない。これを行わない限り、全ての書面による通知は、法律上の要求に従い有効である、株主名簿に記載のある住所宛てに送付される。

記名株式を取得した者は、要請があった場合、その名義及び勘定で当該記名株式を取得した旨明示的に宣言することにより、議決権を有する株主として株主名簿に記入される。株式取得者がかかる宣言を行う用意ができていない場合、取締役会は、当該株式を議決権付きのものとして記載することを拒否することができる。

上記の登録制限は、新株引受権、選択権又は転換権の行使により取得する株式にも適用がある。

取締役会は、詐欺により記入が行われた場合、影響を受ける登録された保有者又は登録名義人の事情に関する聴聞を行った後、記入の日に遡って、当該株主名簿から議決権を有する株主としての記載を削除する権限を有する。影響を受ける当事者は、直ちにかかる措置の通知を受けるものとする。

取締役会は、受任者／登録名義人の登録に関する一般的規則を制定し、上記規定に沿うように必要な規則を発するものとする。

(c)株式の形態

当行の記名株式は、次段落を条件として、（スイス連邦債務法の意味における）株券の発行されない証券及び（間接保有証券法の意味における）間接保有証券の形態とする。

記名株式について株主名簿に記載した後、株主は、いつでも当行に対し、当該株主の保有する記名株式に関して記載された書面の発行を請求することができる。ただし、当該株主は、株券の印刷や交付を行う権限はない。一方、当行はいつでも記名株式の株券（単一株式を表章する株券、複数の株式を表章する株券及び大券の券面）を印刷、交付することができる。これにより、間接保有証券として発行された記名株式は、それぞれの保管システムから引き揚げられる可能性がある。株主の同意により、当行は、株券の発行を取り消し、引き替えなしに株券の返還を受けることができる。

(d)当行の機関

当行の機関は、株主総会、取締役会、執行役員会及び監査役により構成される。

(e)株主総会の招集

株主総会は、当行の最高会社機関である。

株主総会は、会日より少なくとも20日前までに、取締役会又は必要に応じて監査役が招集するものとする。株主総会は、当行の指定する記録用の公的刊行物において単一の通知を公告することにより招集される。招集通知は、全ての記名株主に送付される。

株主総会の招集通知には、議題、取締役会の議案及び株主の提案、並びに取締役等の選任の場合は提案にかかる候補者の氏名を特定するものとする。

ただし、異議がない場合に限り、全株式の株主又は当該株主に適法に授權された代理人は、上記通知手続を経ずに、株主総会を開催する権利を有する。全株式の株主が自ら又は委任状により出席する場合に限り、かかる会において、株主総会の権限の範囲内で、全ての事項について審議又は正当に決議を可決することができる。

額面総額62,500スイス・フラン相当以上を表章する株式を保有する株主は、株主総会の審議に付すべき事項の提案を行うことができる。ただし、当該提案は、当行の公表した期限までに、書面で、審議に付すべき具体的な動議を示してこれを行う。

適切に議題として示された事項以外については決議を行わない。ただし、株主総会による臨時株主総会を招集すべき旨の議事又は特別監査を行うべき旨の議事については、この限りでない。

(f)議長、集計係、議事録

取締役会の会長、又は会長に支障のある場合は副会長若しくは取締役会の指名する他の取締役が、株主総会の議長を務め、秘書役及び必要な集計係を選任する。

議事手続について議事録を作成し、株主総会の議長及び秘書役の署名を付すことを要する。

(g)株主代理

取締役会は、株主総会における株主の参加及び代理に関する手続についての規則を制定する。

株主総会においては、株主の法定代理人又は書面による委任状に基づいて投票を行うことのできる、株主である必要のない他の者が株主を代理することができる。

株主総会の議長は、委任状を承認するか否か決定する。

(h)定足数及び議決

株主総会における決議及び選任は、本定款及び強行法規に従うことを条件として、白紙投票及び無効投票を除く投票された議決権の絶対多数決により議決される。

(i)議決権

一株当り一議決権を付与される。

当行は、一株当り一代理のみを認める。

議決権及び付随的権利は、議決権を有するものとして株主名簿に記入された当事者により、当行に関するものに限り行使することができる。

(j)特別決議

スイス連邦債務法第704条に基づき、当行の目的の変更、特別議決権付株式の創設、授權資本又は条件付資本の増加、及び当行の解散等の重要な決議は、議決権の3分の2以上が出席する株主総会において、出席額面株式の絶対多数が当該決議に賛成することにより採択される。

定款の第18条を変更する決議、取締役会の構成員の4分の1以上を解任する決議、又は定款第16条第2項を削除若しくは変更する決議には、株主総会で代表される議決権の少なくとも3分の2の賛成投票を要する。

(k)議決及び選任の投票

株主総会の議長は、決議及び選任にかかる投票をどのような方法によって行うかを決定する。

(l)年次株主総会

年次株主総会は、毎年事業年度末から6か月以内に開催する。会日の少なくとも20日前までには、株主が、当行の登記上の事務所において年次報告書及び監査報告書を閲覧することができるようにしなくてはならない。

(m)臨時株主総会

臨時株主総会は、取締役会又は監査役が必要とみなすときに随時開催する。

臨時株主総会は、株主総会決議又は株式資本の少なくとも10分の1以上を代表する一若しくは複数の株主の議題及び議案を特定した書面による請求により、招集されることを要する。

(n)株主総会の機能

株主総会は、下記の権限を有する。

ア) 定款の作成及び改正

イ) 取締役会の構成員及びその会長の選任

ウ) 監査役の選任

エ) 年次報告書の承認及び貸借対照表に表示された純収益の処分の決定

オ) 取締役会及び執行役員会の構成員に対する管理事務に関する免除の付与

カ) 法律若しくは定款により株主総会に留保された全ての事項又は取締役会が株主総会の議事に付した全ての事項についての決定

(o)取締役会

選任、任期及び資格

取締役会は、5名以上12名以下で構成する。

取締役会の構成員及びその会長は、次回の年次株主総会の終了時に満了する任期について、個別に選任される。

任期を終了した構成員は、直ちに再任されることができる。

組織

株主総会による取締役会長の選任を除き、取締役会は取締役会自身を構成する。取締役会は、その構成員の中から1名以上の副会長を選任する。

取締役会は、秘書役を選任するものとし、秘書役は、取締役会の構成員であることを要しない。

取締役会長が空位の場合、取締役会は、残りの任期につきその構成員の中から新しい取締役会長を選任する。

招集、参加

取締役会長は、業務上の必要に応じ、取締役会を招集するものとする。

取締役会は、取締役会の構成員又はチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが書面により取締役会開催を取締役会長に請求した場合、招集される。

決議

取締役会の決議は、出席議決権の絶対多数決による。賛否同数の場合、取締役会の議長が決定票を投じる。

定足数を構成する出席構成員数及び決議の議決方法は、取締役会が組織規則に規定する。かかる定足数は、資本増加にかかる実施、確認及び修正決議については要求されない。

職責、権限

取締役会は、当行の経営並びに経営管理の監督及び管理に対する最終責任を担う。

取締役会は、法律又は定款により株主総会その他の会社機関に明示的に留保されていない全ての事項についても決定を行うことができる。

当行の経営に対する最終責任は、とりわけ下記により構成される。

ア) 株主総会の議事に付する提案についての準備及び決定

イ) 業務の執行及び権限の概要決定に必要な規則、とりわけ組織規則及び内部監査に適用のある規則の制定

ウ) 会計、財務及びリスク管理、並びに財務計画、とりわけ業務運営のための資本資源及びリスク資本の配分に関する原則の設定

エ) 戦略及び組織規則上取締役会に留保されたその他の事項についての決定

オ) (i) チーフ・エグゼクティブ・オフィサー、(ii) 組織規則が取締役会による任命を要求しているその他の執行役員会の構成員及び (iii) グループ内部監査エグゼクティブの任命並びに解任

カ) 取締役会の権限(スイス連邦債務法第651条第4項)内における株式資本の増加、資本の増加に関する報告(スイス連邦債務法第652e条)並びに資本増加の確認及びその旨の定款改正についての決定

監督、管理

業務運営の監督及び管理は、とりわけ下記の事項により構成される。

ア) 年次報告書の精査

イ) 業務の遂行過程、当行の状態、各国、契約の相手方及び市場リスクの現状及び進展、並びに業務運営により発生する資本及び資本リスクの程度について記述する定例報告書の受理

ウ) 監査役が作成した報告書の検討

取締役会は、本定款第24条及び第25条の規定に従い、その権限の一部を一若しくは複数の取締役会構成員又は第三者に委任することができる。権限及び機能の配分は、組織規則に規定される。

署名

取締役会構成員又はそれ以外の者が当行を正式かつ有効に代表する権利は、組織規則及び特別指令で決定される。

報酬

取締役会は、取締役会構成員の報酬について決定する。

(p) 執行役員会 構成

執行役員会は、組織規則で詳述される通り、チーフ・エグゼクティブ・オフィサー及び少なくとも3名の他の構成員により構成される。

機能、権限

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーの指揮の下で行為する執行役員会は、当行の経営について責任を負う。執行役員会は、連邦銀行法で規定される最高業務執行機関に相当する。執行役員会は、取締役会の決定する戦略を実施し、取締役会の決定の執行を確保する。執行役員会は、当行の業績について責任を負う。

執行役員会及び取締役会により任命された他の管理部門の責任及び権限は、組織規則に規定されている。

(q) 監査役

法定の政府当局監督に従って、監査法人が監査役に任命される。

株主総会は、1年を任期として、監査役を選任することができる。監査役の権利及び職責は、法律の規定により定められる。

株主総会は、3年の任期で、増資に必要な証明書を提供する特別監査役を任命することができる。

(r) 財務諸表、利益処分、準備金

法定の財務書類は、毎年12月31日を決算日とする。

一般法定準備金の額が株式資本の20%に達するまでの間、各年の利益の少なくとも5%が当該準備金に充当される。

残余の利益は、スイス連邦債務法及び連邦銀行法に従い、株主総会における株主の処分に委ねられる。かかる株主は、任意準備金及び特別準備金の積立てのためにこれを使用することもできる。

株主総会は、取締役会の推薦に基づき、法律の規定に従って、準備金の使用について決定を行う。

(s) 存続期間

当行の存続期間について、時間的制限はない。

(t) 公告

公告は、スイス官報に掲載される。

取締役会は、他の刊行物を指定することもできる。

(u) 管轄

会社関係から生じる紛争の管轄は、当行の2つの登記上の事務所とするが、株主総会決議を争うもの又は株主総会決議若しくは取締役会決議の無効に関する訴訟は、例外的にチューリッヒの裁判所の専属的管轄権に服する。

2 【外国為替管理制度】

日本の居住者による証券投資及びスイスにおける証券投資の手取金又は利益配当の送金については為替管理上の制限はない。適用ある法律上、連邦政府又はスイス中央銀行には、一般的な外国為替規制を導入する権限はない。

国際連合（以下「国連」という。）による経済制裁は、最も一般的な国際的報復行為である。国連憲章に従い、安全保障理事会は、平和を脅かす若しくは混乱させる、又は侵略行為を犯す国に対して経済的措置の行使を命じる権限を有する。国連加盟以来、スイスは、国際公法上、当該制裁措置を行使するよう義務づけられている。

スイスにおいては、国際的制裁の行使に関する連邦法（通商禁止法）が、国際公法の遵守及び特に人権の尊重を回復することを目的として、国連、OSCE（ヨーロッパ安全保障協力機構）又はスイスの最も重要な貿易相手国により発せられる制裁を行使するため、高圧的措置を採択する法的根拠となっている。当該措置は、連邦議会が公布する規則の様式で採択される。

銀行及びその他の金融機関は、スイス中央銀行に関する連邦法（以下「スイス中央銀行法」という。）に基づき、スイス中央銀行が、スイスの金融市場の状況を調査し、把握できるよう、スイス中央銀行に統計資料を提出するよう義務づけられている。

スイス中央銀行法上、スイスの銀行は、金融市場の機能を促進するため、最低限の準備金を保有するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、現金の供給と分配を確保する。法律上、社債発行の特権が付与されている。

金融政策を行う中で、スイス中央銀行は、法律上、金融制度の安定性に寄与するよう義務づけられている。

スイス中央銀行は、連邦政府のための銀行でもある。

3【課税上の取扱い】

(1) 二重課税回避条約

1971年12月26日施行の所得に対する租税に関する二重課税の回避のためのスイスと日本との間の条約（以下「条約」という。）（2010年5月21日に改正済）は、とりわけ、スイスにより課される源泉徴収税を含む所得税及びキャピタル・ゲインにかかる税金に関して適用される。条約は、日本の居住者（個人及び法人）に適用がある。

(2) スイスの所得税の取扱い

(a) 原則

日本の居住者は、スイスの恒久的施設を通じて商業活動又は事業活動を行わない限り、スイスの所得税を課せられない。

(b) 社債に関する源泉徴収税

スイス国外のUBS AGの支店により発行された社債に関し支払われる利息については、手取金が常時スイス国外で使用される限り、スイス連邦源泉徴収税に服さない。

(c) 社債の売却益

日本の居住者がスイスの恒久的施設を通して商業活動又は事業活動を行わない限り、同人によって現金化された社債の譲渡益はスイスにおいて課税されない。

(3) その他のスイスの税金

(a) 有価証券取引にかかる印紙税

スイス又はリヒテンシュタイン公国の居住者である銀行又はブローカー又はその他の証券ディーラーが仲介者又は本人として、スイス印紙税法に関連するような取引に関与している場合にのみ、スイスの有価証券取引にかかる印紙税が課される。

(b) 相続税及び贈与税

死亡者又は贈与者がスイスの居住者である場合にのみ、社債の移転はスイスの課税対象となることがある。

(4) 日本での課税上の取扱い

日本国の居住者である個人又は内国法人が支払を受ける当行が日本国外で発行し日本国内で売出しが行われた社債（以下「本社債」という。）の利息、本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の発行価格を超える場合の差額（以下「償還差益」という。）及び本社債の譲渡によって生じる所得については、日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の租税法」という。）の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国の非居住者である個人又は外国法人が支払を受ける本社債の利息には、原則として日本国の所得に関する租税は課されない。日本国の租税法上は、日本国の非居住者である個人又は外国法人が支払を受ける償還差益については一般的に課税対象とならないが、日本に恒久的施設を有する非居住者又は外国法人は、償還差益のうち当該恒久的施設に帰せられるべき所得について、原則として、所得に関する日本国の租税を課される。日本の租税法上は、日本国の非居住者である個人又は外国法人が本社債を日本国内において譲渡したことにより生じる所得については、日本に恒久的施設を有する非居住者又は外国法人が、本社債を日本国内において譲渡したことにより生じる所得のうち恒久的施設に帰せられるべき所得を除き、原則として日本国の租税は課されない。

4 【法律意見】

法律意見書は、エグゼクティブ・ディレクター兼リーガル・カウンセルであるケルサン・ツェン氏により提出され、その内容は次の通りである。

- (1) 当行は、スイス法に基づき適法に設立され、有効に存続する法人である。
- (2) 有価証券報告書中のスイスの法令に関する記述は、真実、正確かつ誤りのないものである。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) UBS AG(連結ベース)

(単位：百万スイス・フラン(億円))

(連結)	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
営業収益合計	25,423 (29,120)	27,732 (31,764)	28,026 (32,101)	30,605 (35,055)	28,421 (32,553)
営業費用合計	27,216 (31,173)	24,461 (28,018)	25,557 (29,273)	25,198 (28,862)	24,352 (27,893)
税引前営業利益／(損失)	-1,794 (-2,055)	3,272 (3,748)	2,469 (2,828)	5,407 (6,193)	4,069 (4,661)
株主に帰属する当期純利益／(損失)	-2,480 (-2,841)	3,172 (3,633)	3,502 (4,011)	6,235 (7,142)	3,207 (3,673)
資産合計	1,259,797 (1,442,971)	1,013,355 (1,160,697)	1,062,327 (1,216,789)	943,256 (1,080,405)	935,353 (1,071,353)
株主に帰属する持分	45,949 (52,630)	48,002 (54,981)	52,108 (59,685)	55,248 (63,281)	53,662 (61,464)
利益剰余金	16,491 (18,889)	20,608 (23,604)	22,902 (26,232)	29,433 (33,713)	28,265 (32,375)
資本金	384 (440)	384 (440)	384 (440)	386 (442)	386 (442)
資本利益率 (%) (注1)	-5.1	6.7	7.0	11.7	5.9
リスク加重資産 (フェーズ・イン・ベース) (注2)	261,800 (299,866)	228,557 (261,789)	221,150 (253,305)	212,609 (243,522)	225,743 (258,566)
リスク加重資産 (完全適用ベース) (注2)	258,113 (295,643)	225,153 (257,890)	217,158 (248,733)	208,186 (238,456)	223,232 (255,690)
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2)	15.3	18.5	19.9	19.5	17.5
普通株式等Tier 1自己資本比率 (%、完全適用ベース) (注2)	9.8	12.8	14.2	15.4	14.5
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注3)					22.6
総自己資本比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2)	18.9	22.2	25.6	24.9	
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 (%、完全適用ベース) (注3)					16.3
総自己資本比率 (%、完全適用ベース) (注2)	11.4	15.4	19.0	21.0	

ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収能力比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注3)					8.6
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収能力比率 (%、完全適用ベース) (注3)					13.3
レバレッジ比率分母 (フェーズ・イン・ベース) (注4)	1,216,561 (1,393,449)	1,022,924 (1,171,657)	1,006,001 (1,152,274)	904,518 (1,036,035)	875,325 (1,002,597)
レバレッジ比率分母 (完全適用ベース) (注4)	1,206,214 (1,381,598)	1,015,306 (1,162,931)	999,124 (1,144,397)	898,251 (1,028,857)	870,942 (997,577)
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2)	3.3	4.1	4.4	4.6	4.5
普通株式等Tier 1レバレッジ比率 (%、完全適用ベース) (注2)	2.1	2.8	3.1	3.6	3.7
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注3)					5.8
レバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注2及び注4)	3.6	4.7	5.4	5.7	
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率 (%、完全適用ベース) (注3)					4.2
レバレッジ比率 (%、完全適用ベース) (注2及び注4)	2.4	3.4	4.1	4.9	
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収能力レバレッジ比率 (%、フェーズ・イン・ベース) (注3)					2.2
ゴーンコンサーン・ベースの損失吸収能力レバレッジ比率 (%、完全適用ベース) (注3)					3.4
営業活動による正味キャッシュ・フロー 収入／(支出) (注5)	67,160 (76,925)	54,374 (62,280)	7,231 (8,282)	1,997 (2,287)	-17,413 (-19,945)
投資活動による正味キャッシュ・フロー 収入／(支出) (注5)	-14,879 (-17,042)	5,457 (6,250)	2,596 (2,973)	-8,434 (-9,660)	36,359 (41,646)
財務活動による正味キャッシュ・フロー 収入／(支出) (注5)	-38,110 (-43,651)	-47,555 (-54,469)	2,081 (2,384)	-5,573 (-6,383)	6 (7)
現金及び現金同等物期末残高 (注5)	99,108 (113,518)	96,284 (110,284)	116,715 (133,685)	102,962 (117,933)	121,107 (138,716)
従業員数(人) (正社員相当)	62,628	60,205	60,155	58,131	56,208

(注1) 株主に帰属する当期純利益/UBS AG株主に帰属する平均持分。

(注2) スイスのシステム上関連ある銀行(SRB)に適用あるバーゼルⅢの枠組みに基づいている。2012年12月31日の数値はプロ・フォーマベースである。

(注3) 2016年7月1日に発効した改訂後のスイスSRBの枠組みに基づいている。

(注4) スイスのシステム上関連ある銀行（SRB）に適用あるバーゼルⅢの枠組みに基づいている。2015年12月31日以後のレバレッジ比率分母の計算は、バーゼルⅢ規則に沿っている。2015年12月31日より前の期間の数値は旧スイスSRB規則に従って計算されているため、完全に比較可能なものではない。2012年12月31日の数値はプロ・フォーマベースである。

(注5) 2015年度に、UBS AGは銀行が契約相手先のデリバティブに係る差入担保金を除くために現金及び現金同等物の定義を改正した。過去の期間（2013年及び2014年）の数値は修正再表示された。詳細については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記1のb)を参照。

(2) UBS AG（単体ベース）（注）

（単位：百万スイス・フラン(億円)）

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
当期純利益／（損失）	-6,645 (-7,611)	2,753 (3,153)	7,849 (8,990)	11,984 (13,726)	3,244 (3,716)
営業収益合計	17,374 (19,900)	17,074 (19,557)	18,297 (20,957)	15,263 (17,482)	15,111 (17,308)
資産合計	775,687 (888,472)	715,917 (820,011)	777,893 (890,999)	477,045 (546,407)	439,476 (503,376)
資本合計 （資本準備金取崩／ 配当金支払前）	33,176 (38,000)	35,437 (40,590)	42,376 (48,537)	51,728 (59,249)	51,539 (59,033)
資本金	384 (440)	384 (440)	384 (440)	386 (442)	386 (442)

（注）上の表のUBS AGの単体ベースの数値は、スイスGAAP（2016年12月31日及び2015年12月31日に終了した事業年度については、FINMA令2015/1「会計－銀行」及び改正後の銀行法、2014年12月31日、2013年12月31日及び2012年12月31日に終了した事業年度については、当時適用のあったFINMA令2008/2「会計－銀行」及び銀行法）に従い表示されている。

2【沿革】

当行の法律上及び商業上の名称は、ユービーエス・エイ・ジー（ユービーエス・エス・エイ／ユービーエス・インク）である。当行は、スイス・ユニオン銀行（1862年設立）及びスイス銀行コーポレイション（1872年設立）が合併しユービーエス・エイ・ジーとなった1998年6月29日に設立された。

2014年度に、UBSグループの持株会社としてユービーエス・グループ・エイ・ジー（UBS Group AG）（以下「UBSグループAG」という。）が設立された。

UBSグループの法人体制

2014年以降、当グループは、スイス及び当グループが事業を行う他の国々における大きすぎて潰せない規制要件に応じ、当グループの破綻処理の実行可能性の向上を目的とした一連の措置を実施してきた。

2014年12月、UBSグループAGはUBS AG株式のエクステンシブ・オファーを完了し、当グループの持株会社となった。

2015年度中、UBSグループAGはスイス証券取引所法第33条に基づく裁判所手続を完了し、これにより残りの少数株主が保有していたUBS AG株式が消却された。その結果、UBSグループAGは、UBS AGの社外流通株式の100%を保有している。

2015年6月、当グループは、スイス国内勘定に計上されるパーソナル&コーポレート・バンキング事業及びウェルス・マネジメント事業をUBS AGからUBSスイスAGに移転した。

また、2015年度中、当グループは、UBSリミテッドにおいて、より自給自足的な事業及び業務運営モデルを実施し、当グループのサービス会社としての役割を担わせることを目的に、UBSグループAGの直接子会社としてUBSビジネス・ソリューションズAGを設立した。サービス会社組織の目的は、再生・破綻事由の発生下にお

いても当グループがその重要サービスを継続的に運営できるよう確保することにより、当グループの破綻処理の実行可能性を向上させることにある。

2015年度下半期に、当グループは、米国外の既存のサービス子会社の大部分に対する所有権をUBSビジネス・ソリューションズAGに移転した。更に、当グループでは、2017年度中にスイス及び英国の共通業務担当部門をUBS AGからUBSビジネス・ソリューションズAGに移転する予定である。2017年1月1日現在、当グループでは米国の共通業務に携わる従業員を米国のサービス会社であるUBSビジネス・ソリューションズ US LLCへ移転した。

2016年7月1日現在、UBSアメリカズ・ホールディングLLCは、ドッド・フランク法に基づくより厳格な健全性規制に従い、当グループの米国子会社の中間持株会社に指定された。UBSアメリカズ・ホールディングLLCは、当グループの米国子会社を全て保有しており、米国の自己資本規制、ガバナンス要件及びその他の健全性規制に従っている。

加えて、当グループでは、2016年度中にアセット・マネジメントに関する事業子会社の大部分をUBSアセット・マネジメントAGに移転した。更に、ドイツのフランクフルトに本店を有する当グループの新しいヨーロッパ法人を設立するために、イタリア、ルクセンブルグ（オーストリア、デンマーク及びスウェーデンの支店を含む。）、オランダ及びスペインに所在するウェルス・マネジメント子会社をUBSドイツランドAG（その後、UBSヨーロッパSEに名称変更）に統合した。

当グループでは、将来損失吸収追加Tier 1 (AT1) 資本性証券及び総損失吸収能力 (TLAC) 適格非劣後無担保債務 (UBSグループAGにより保証される予定) を発行する目的で、UBSグループAGの直接の完全子会社であるUBSグループ・ファンディング (スイス) AGを設立した。また、当グループでは未償還のTLAC適格非劣後無担保債務の発行者をUBSグループ・ファンディング (ジャージー) リミテッドからUBSグループ・ファンディング (スイス) AGに変更する予定である。UBSグループAGが発行した未償還の損失吸収AT1資本性証券は、今後の規制上の審査を条件として、UBSグループ・ファンディング (スイス) AGに移転される可能性がある。スイス連邦参事会は、スイス連邦税務局に対し、銀行の最上位の持株会社による債務発行に追加的に課される税負担を軽減するため、現行のスイス税法の改正を提案するよう要請した。当該改正が発効すれば、UBSグループAGが損失吸収AT1資本性証券及びTLAC適格非劣後無担保債務を直接発行することが予想される。この点では、UBSグループ・ファンディング (スイス) AGが発行した未償還の資本性証券及び債務証券の発行者をUBSグループAGに変更することも予定している。未償還のTLAC適格非劣後無担保債務の発行者をUBSグループ・ファンディング (スイス) AGに変更する手続きは2017年度第2四半期中に完了する予定である。発行者の変更が完了した際には、未償還のTLAC適格非劣後無担保債務は、引き続きUBSグループAGの保証を受け、UBSグループAGに対する投資家の請求権の順位も変更されない予定である。

これらの変更は、当グループの戦略、当グループの事業及び当グループの顧客の大部分に対する当グループのサービスの提供方法に影響を及ぼすものではない。これらの計画は、普通株式資本の追加調達の実現性をもたらすものではなく、また、当グループの資本創出能力に重大な影響を及ぼす見込みもない。

当グループは、規制要件及びその他の外部動向（英国が予定する欧州連合からの脱退を含む。）に応じ、引き続き当グループの法人体制に対する更なる変更を検討していく。かかる変更には、UBSグループAGの直接子会社となるためのUBS AGの事業子会社の移転、欧州連合の事業子会社の更なる統合、商品及びサービスを計上する事業体又は地域の調整等が含まれる。これらの構造改革はスイス金融市場監督当局 (FINMA) 及びその他の規制当局との間における継続的な協議の対象となっており、引き続きその実行可能性、範囲又は時期に影響を及ぼす可能性のある多数の不確定性に服することとなる。

3【事業の内容】

UBS AGは、その子会社と共に、世界中の個人顧客、機関投資家顧客及び法人顧客並びにスイスの個人顧客に対し、金融アドバイス及びソリューションを提供している。UBS AGはスイスの銀行である。UBS AGは、UBSグループの持株会社であるUBSグループAGの完全子会社である。UBSグループは、5つの事業部門（ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンク）及びコーポレート・センターからなるグループとして事業を行っている。

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBSグループAG（連結ベース）の当該情報は、UBS AG（連結ベース）と大きな差異はないことに留意されたい。

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2016年12月31日現在において判断したものである。

ウェルス・マネジメント

事業

ウェルス・マネジメント部門は、世界中の富裕な個人顧客（ウェルス・マネジメント・アメリカズがサービスを提供する顧客を除く。）に対して総合的なアドバイス及び個々のニーズに応じた金融サービスを提供している。当部門の顧客は、バンキング及び貸付ソリューション、ウェルス・プランニング、投資運用ソリューション並びに企業金融アドバイスを含み、UBSが国際企業として提供可能な資源の全領域から利益を享受している。当グループのアーキテクチャー・モデルは、当部門独自の商品を補完する、世界の主導的な第三者機関からの多様な商品へのアクセスを顧客に提供する。

戦略及び顧客

当部門は、特に、超富裕層セグメント、富裕層セグメント及び準富裕層セグメントに属する米国外の個人顧客のための秀でたウェルス・マネジャーである。当部門では、通常、超富裕層顧客を5,000万スイス・フランを超える投資可能な資産を有する顧客と定義し、富裕層顧客を200万スイス・フランから5,000万スイス・フランまでの投資可能な資産を有する顧客と定義している。準富裕層顧客は、25万スイス・フランから200万スイス・フランまでの投資可能な資産を有する顧客を意味する。

当グループは、ウェルス・マネジメント事業は魅力的かつ長期的な成長見通しを有していると考えており、また、その成長が世界の国内総生産の成長を上回ると見込んでいる。顧客層の成長見込みに関しては、世界の超富裕層市場（ファミリー・オフィスを含む。）が最も高く、その次に富裕層市場及び準富裕層市場が高いと考えている。当部門は、超富裕層事業において市場を牽引する当部門のポジションを最大限生かし、このセグメントにおいて市場シェアを大幅に伸ばそうと努めている。更に、当部門では、拡大する当部門の富裕層及び準富裕層を対象とした事業に多額の投資を行っている。当該投資は、特に、投資運用における当部門の主要な競争力の推進及び更なる強化、並びに当部門のデジタル機能に対する投資により行われている。

投資運用及びポートフォリオ構築は当部門の商品及びサービスの中核である。当部門は、顧客がより効果的に目標を達成する助けになるよう、投資一任サービス及びアドバイザリー・サービスについて、顧客に対し幅広い選択肢を提供することを目指している。これは、運用委託契約の浸透率を更に上昇させ、経常収益の増加に貢献するであろう。当部門の総合的な顧客サービス・モデルは、多様な市況の投資機会を獲得し個人顧客のニーズに合ったソリューションを創出するため、必要な能力をUBSグループ全体から集めることを可能にする。例えば、超富裕層顧客は、当部門のグローバル・ファミリー・オフィス・グループを通して、ウェルス・マネジメント部門とインベストメント・バンク部門の専門家チームが提供する、顧客のニーズに合わせた機関投資家専用のカバレッジ及びグローバルな取引の実行による恩恵を受けている。更に、当部門はグローバルな販売管理部門及び超富裕層に特化した組織を確立することにより、カバレッジ並びに商品及びサービスの質を高めてきた。

当部門は、無比の規模で業界を主導するプラットフォームを有し、最も多様なウェルス・マネジメント市場及びセグメントにおいて、活発に活動している。当部門は、世界各地に設置されているブッキング・センターにより、顧客の好みに応じて顧客の資産を複数の拠点で計上できる強力な基盤を現地に構築している。

アジア太平洋では、当部門は、長期的な成長機会を獲得するために、香港、シンガポール及び中国並びに日本及び台湾等のその他の主要な市場に特に重点を置くことで、その成長を加速させ、オンショア拠点を拡大してきた。新興市場においては、引き続き、メキシコ、ブラジル、トルコ、ロシア、イスラエル及びサウジアラビア等の市場に重点を置いている。当部門は、グローバルな多様性並びに現地の商品及びサービスに対する顧客のニーズを確実に満たすだけでなく、主要な市場における顧客への近接性を確保できるよう、その現地拠点を定期的に評価している。

ヨーロッパでは、全ての主要な市場における当部門の長期にわたる現地拠点の確立は、当部門の成長意欲を支えている。当部門は、オフショア事業とオンショア事業の一体化を行ってきたが、これにより、規模の経済が実現され、かつ、当部門は増加した規制及び会計上の要件を効率的に取り扱うことができるようになっていく。2016年12月、当グループでは、ガバナンス構造をシンプルにし欧州事業全体で事業運営及び資本に関する効率性を高めるのに重要なステップとして、UBSヨーロッパSE（UBS Europe SE）を設立した。UBSヨーロッパSEは、UBSドイツランドAG（UBS Deutschland AG）と、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ（国外の支店を含む。）、オランダ及びスペインにおけるウェルス・マネジメント事業を担当する子会社との合併を経て設立された。将来、他の国々も含まれるかもしれない。

スイスでは、ウェルス・マネジメント部門は、個人及び法人向け銀行事業、アセット・マネジメント事業並びにインベストメント・バンク事業の同部門の同僚らと緊密に連携している。この連携により、当部門は、顧客による紹介を通じて事業を拡大する機会が与えられ、かつUBSの広範な支店ネットワーク（100前後のウェルス・マネジメント部門のオフィスを含む。）が利用可能になることにより効率性が創出される。

当部門では、顧客アドバイザーに対し、優れたアドバイス及びソリューションを提供できるよう組まれた広範囲の研修を提供している。当部門の顧客アドバイザーはその全員が、スイスの連邦経済省経済事務局認定機関（Swiss Accreditation Service of the State Secretariat for Economic Affairs）による認定プログラムである、ウェルス・マネジメント修了証書を取得する必要がある、かかる資格は高い水準の知識と専門性を保証する。当部門のシニア顧客アドバイザーの大多数に対しては、ウェルス・マネジメント・マスター・プログラムを通して広範囲の訓練を提供している。

当部門では、顧客の進化するニーズを満たすため、デジタル化及び技術革新に投資を行っている。ワン・ウェルス・マネジメント・プラットフォーム・プログラムは、当部門の特徴的な事業改革戦略であり、これを通じて、世界中の顧客にアドバイザー、デジタル及びバックオフィスの機能を提供することを目指している。当部門では、事業運営モデルを標準化し、当部門の世界中のウェルス・マネジメント事業全体に事業運営効率性をもたらすことを企図している。このプログラムはスイス及びドイツで既に展開されており、現在、香港及びシンガポールで実施されるところである。これに加え、当部門では、デジタルチャネルを通じて当部門のサービスを配信するための新しいソリューションを開発している。例えば、当部門は2016年に英国でUBSスマートウェルスを始動した。これは、デジタルのウェルス・マネジメントと、UBSの市場を牽引する専門家の見識を結びつけ、顧客に個々の目標に基づくニーズに応じた投資アドバイスを提供し、いつでも投資にオンラインアクセスできるようにするものである。

当部門では、主要な業績指標及び業績目標に照らして事業の業績を評価している。

商品及びサービス

当部門の取り組みは、依頼者の個々のニーズに合わせた自己及び第三者のソリューションを提供できるように、顧客の財務目標を理解することに焦点を当てている。顧客は、プランニング、投資、貸付、プロテクション、慈善事業、コーポレート及びバンキングのサービスを含む、包括的な一連の能力及び専門知識から利益を得ている。投資運用能力は、このバリュー・プロポジションの主要な構成要素である。

ウェルス・マネジメント部門及びウェルス・マネジメント・アメリカズ部門の両方にサービスを提供する当部門のグローバル・チーフ・インベストメント・オフィスは、全事業部門にわたるエコノミスト、ストラテジスト、アナリスト及び投資スペシャリストから成るUBSのグローバルなネットワークのリサーチ力及び専門知識を統合している。かかる専門家は、金融市場の進展を注意深く監視及び評価し、明確かつ簡潔で、一貫性のあるインベストメント・ビュー（UBSハウス・ビューとして知られる。）を策定する。

UBSハウス・ビューは、顧客の資産を保護し、増やす助けとなるよう、投資機会及び市場リスクを見極め、かつ伝達しており、これにより、当部門は、UBSハウス・ビューを顧客のポートフォリオ及び資産配分に適用

し、最も重要な投資一任契約に関する投資戦略を実証している。戦略的資産配分は、当部門の顧客の資産を運用するための統制された手法の重要な部分を占めており、当部門の顧客が確実に長期にわたり財務目標を達成し続けることを目指している。当部門の戦略的資産配分は、戦術的資産配分により補完されており、戦術的資産配分は、グローバルな専門知識を利用して、顧客が市場を運行し、顧客のポートフォリオのリスクと収益のトレード・オフの可能性を最終的に改善する手助けをする。

当部門のインベストメント・プロダクト・アンド・サービスユニットは、当部門の投資一任契約及びアドバイザー契約の各商品及びサービスをUBSハウス・ビューと整合させることにより、当部門のソリューションと市況を一致させる。顧客は、株式や債券等の単一証券から様々な投資ファンド、仕組商品及びオルタナティブ投資商品に至るまで、全ての領域の金融商品に投資することができる。加えて、当部門では、仕組貸付及びコーポレート・ファイナンスについても顧客にアドバイスを行っている。

当部門の顧客が一層複雑化する金融業界の課題に取り組むのを助ける目的で、当部門は革新的な商品の開発を継続している。2016年に、当部門は、チーフ・インベストメント・オフィスによる新しい資産配分の枠組みに基づき、拡大された投資運用委託ソリューションを展開した。これらの革新的な運用ソリューションは、既存の投資一任契約向けの運用ソリューションを超えて、特定の顧客のニーズ及び好みを満たすよう設計されている。例えば、UBSマネッジ・アドバンスト・システムティック・アセット・アロケーション運用委託契約は、定量的に運用される投資概念である。これにより、投資家が上昇傾向の株式市場に完全に参加でき、かつ、下降傾向があり変動が激しい株式市場における株式リスクへのエクスポージャーを低減することができる。

民間投資への需要を集約することにより、当部門は、顧客に対し、伝統的に機関投資家のみが利用可能であった民間市場での投資機会へのアクセスを提供することができる。2016年、当部門は、民間市場商品を拡大したが、中でも注目に値するのが、国際的に最大規模の独立系オルタナティブ投資運用会社であるハミルトン・レーンとの合併事業を通じたものであった。

更に、当部門では引き続き、投資一任契約及びアドバイザー契約プラットフォームのインフラについて、当該商品の大規模なカスタマイズ及び当該商品のプロセスの効率化に焦点を当て、多くの投資を行っている。

組織構造

当部門は、主として、地域ラインに沿って組織されている。当部門の事業地域であるアジア太平洋、ヨーロッパ、新興市場と、スイス、グローバル超富裕層である。

当部門は執行委員会、リスク委員会及び運営委員会によって管理運営されており、主にUBSスイスAG及びUBS AGの支店を通じて運営している。当部門はスイスに本店を置き、40ヶ国を超える国々に約190の事務所を構えている。その内、100前後の事務所はスイス国内にある。

競合企業

当部門の主要な国際的競合企業には、BNPパリバ、シティグループ、クレディ・スイス、ドイツ銀行、HSBC、JPモルガン・チェース及びジュリアス・ベアのプライベート・バンキング部門が含まれる。ヨーロッパの国内市場において、当部門は、ドイツのドイツ銀行、英国のRBS及びイタリアのウニクレディト等の大手銀行の地方に所在するプライベート・バンク部門と主に競合している。アジア太平洋においては、シティグループ、クレディ・スイス及びHSBCのプライベート・バンキング・フランチャイズが当部門の主要な競合会社である。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

事業

ウェルス・マネジメント・アメリカズ部門は、顧客ニーズに合わせて設計された、完全に統合された一連の商品及びサービスを提供するファイナンシャル・アドバイザーを通して、アドバイス・ベースのソリューションを提供している。当部門の事業は、主に米国の国内を対象としているが、カナダ、及び米国で計上された国際事業が含まれている。当部門は、魅力的な成長機会と、対象とする顧客層（特に、富裕層セグメント及び超富裕層セグメント）にサービスを提供することに的を絞った明確な戦略を有していると考えている。

戦略及び顧客

ウェルス・マネジメント・アメリカズ部門は、ファイナンシャル・アドバイザーの生産性及びファイナンシャル・アドバイザーによる運用資産に関し、南北アメリカの主要なウェルス・マネジャーの一つである。当部門は、富裕層顧客及び超富裕層顧客セグメントのニーズに応えるために完全に統合された一連の商品及びサービスを提供する一方で、中核となる準富裕層顧客のニーズにも対応している。当部門では、富裕層顧客を100万米ドルから1,000万米ドルの投資可能資産を有する顧客と定義し、超富裕層顧客を1,000万米ドル超の投資可能資産を有する顧客と定義している。準富裕層顧客は、25万米ドルから100万米ドルまでの投資可能資産を有する顧客と定義している。ウェルス・マネジメント・アメリカズとインベストメント・バンクの合併事業であるグローバル・ファミリー・オフィス・アメリカズは、ファミリー・オフィス顧客を選ぶための統合された総合的なウェルス・マネジメント及び機関投資家向けサービスを提供している。当部門のウェルス・アドバイス・センターは、25万米ドル未満の投資可能資産を有する新興富裕層にサービスを提供している。当部門は、業界で最も優秀な専門家を雇用し、最高基準の実行サービスを提供し、合理的かつ効率的な事業を行うことによって、全ての金融ニーズを満たす質の高いアドバイスの提供に取り組んでいる。

当部門では、主要な業績指標及び業績目標に照らして事業の業績を評価している。

当部門は、世界最大のウェルス市場の富裕層及び超富裕層の投資家に対してサービスを提供するユニークな存在であると考えている。7,000名を超えるファイナンシャル・アドバイザーのネットワークを有し、1兆米ドルを超える運用資産を有する当部門は、小規模な会社の鋭敏さと真に国際的な主要ウェルス・マネジャーとしての全機能を統合することにより、「小規模に感じ、大規模に行動」する独自の機会を有している。これを達成するために、当部門では、2016年に、意思決定を顧客寄りに移行すること、当部門の無比のグローバルな拠点網が提供できる能力を強化すること、次世代の技術に投資すること、ファイナンシャル・アドバイザーの確保及び育成に更に焦点を当てることにより長期の持続可能な内部成長を達成することを目的として設計されたウェルス・マネジメント・アメリカズの新しい事業運営モデルを導入した。当部門は、競合他社と差をつけ、顧客に金融アドバイス及びソリューションを提供する信頼ある主要なプロバイダーとなることを目標に、ファイナンシャル・アドバイザーに対してUBSの全資源（ウェルス・マネジメント・リサーチ、当部門のグローバルなチーフ・インベストメント・オフィス及びその他の事業部門から提供されるソリューションへのアクセスを含む。）のグローバルな活用を認めた。これらの資源は、オープン・アーキテクチャー・プラットフォームへの取組みにより増大し、世界の主要な第三者機関投資家とのパートナーシップによりサポートされている。更に、ウェルス・マネジメント・サービスには、銀行、モーゲージ、金融に係るソリューションが含まれ、かかるソリューションにより、当部門は、顧客の貸借対照表の資産及び負債の双方について助言することが可能である。

当部門は、ウェルス・マネジメント事業の長期成長見込みにおいて南北アメリカが魅力的であると考えている。当該地域は、運用資産の観点から富裕層及び超富裕層が最も高い成長率を示す顧客セグメントとなることが予想される地域である。当部門では、事業の垣根を越えた連携を当グループ全体に拡大し続けることにより、ファイナンシャル・アドバイザーが、顧客ニーズの全範囲を対象とした全体論的なアドバイスの提供をより重視することを可能にし、当部門のウェルス・マネジメント・ソリューションを補完する銀行業務及び貸付業務を提供することで当部門の事業を成長させる予定である。更に、当部門は、費用を抑制しつつ、プラットフォーム及び技術への投資を引き続き行うことを計画している。これらの取組みにより、当部門は、顧客の満足度を高め、顧客との関係性を強化し、ファイナンシャル・アドバイザー間の生産性を高めることができると期待している。

商品及びサービス

当部門は、顧客の個々の金融ニーズを満たすことに的を絞ったあらゆる種類のソリューションを顧客に提供している。当部門のアドバイザーは、顧客のライフサイクルを通じて変化する目的及び期待を支援するため、包括的なウェルス・プランニング並びにポートフォリオの戦略及び管理等の分野で、社内の専門家と緊密に連携して業務を行っている。当部門の商品及びサービス提供は、富の蓄積と維持、所得創出、ポートフォリオの分散、レガシー・プランニング及び慈善事業を含む、様々な投資目的を充足するよう策定されている。

当部門では、株式、債券、リタイアメント・サービス、年金、オルタナティブ投資商品、運用勘定及び仕組商品を含む商品及びソリューションを提供している。ウェルス・マネジメント・アメリカズ部門のファイナンシャル・アドバイザーは、第三者の投資銀行及びアセット・マネジメント会社だけでなく、当グループ全体の資源を活用することを目的としてインベストメント・バンク及びアセット・マネジメントとも連携す

る、資本市場に特化したチームからサポートを受けている。顧客のあらゆる金融ニーズに応えるため、ウェルス・マネジメント・アメリカズ・バンキング・グループは、証券担保貸付、リソース・マネジメント・アカウント、連邦預金保険機構（FDIC）保証付預金、モーゲージ及びクレジットカード等の、競争力のある貸付サービス及び資金管理サービスを提供している。ウェルス・マネジメント・アメリカズ部門の顧客は、当部門がウェルス・マネジメント事業との緊密な連携に取り組んでいることから恩恵を受けている。当部門の統合されたウェルス・マネジメント・リサーチ・アメリカズ及びグローバル・チーフ・インベストメント・オフィス・ウェルス・マネジメントの各組織は、投資判断を助ける目的で、連携して、グローバルな視点で市場分析、経済の見通し及び研究指導を提供し、かつ、それらを当グループのUBSハウス・ビューにおいても発信している。

法人及び機関投資家顧客に対して、当部門は株式報酬、管理、投資コンサルティング、確定給付・拠出型年金制度及び資金管理を含む、一連の強固なソリューションを提供している。例えば、当部門のUBSエクイティ・プラン・アドバイザー・サービスは、株式報酬制度に関するサービスを提供し、180社を超える米国企業（全世界で100万人の参加者が存在する。）にアドバイスを提供している。

組織構造

当部門の事業は、主に米国の国内を対象としているが、カナダ、及び米国で計上された国際事業も含まれている。

米国及びプエルトリコにおける当部門の事業は、主にUBSファイナンシャル・サービスズ・インク及びUBSファイナンシャル・サービスズ・インコーポレーテッド・オブ・プエルトリコを通じて208の支店で行われている。当部門の米国における銀行業務には、UBSバンクUSA、FDIC保証付預金取扱機関子会社及びUBS AGの支店を通じて行われる業務が含まれている。カナダにおけるウェルス・マネジメント業務及び銀行業務は、UBSバンク（カナダ）を通じて行われている。当部門は執行委員会、リスク委員会及び運営委員会によって管理運営されている。

競合企業

当部門は、米国及びカナダの個人顧客、並びに米国内でウェルス・マネジメント・サービスの提供を求める非居住者の外国人顧客に対してウェルス・マネジメント・サービスを提供する、国営のフル・サービス・ブローカー、国内外のプライベート・バンク、地域ブローカー・ディーラー、独立ブローカー・ディーラー、登録投資顧問会社、信託会社及びその他の金融サービス会社と競合している。当部門の主要な競合企業には、バンク・オブ・アメリカ、モルガン・スタンレー及びウェルズ・ファークのウェルス・マネジメント事業が含まれる。

パーソナル&コーポレート・バンキング

事業

スイスにおける主導的な個人及び法人向け銀行事業として、当部門は、スイスの個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客に対して総合的な金融商品及びサービスを提供している。当部門は、スイスの個人顧客及び法人顧客向け貸付市場における主要なプレイヤーの一つであり、好条件の担保付貸出ポートフォリオ及び保守的に管理されている貸付ポートフォリオを有している。

当部門の事業は、スイスにおけるUBSのユニバーサル・バンクの業務提供モデルの主要な要素である。当部門は、顧客固有の金融ニーズに照らして最も適切な商品及びソリューションを顧客に確実に届けるために、当グループのウェルス・マネジメント、インベスト・バンク及びアセット・マネジメントの各事業と連携して事業を行っている。当部門はまた、顧客を紹介することで、当グループのスイスにある他の事業部門にとって重要な成長源となっている。更に、当部門は、UBSのスイスのインフラ及び銀行商品プラットフォームの重要部分を管理しており、これらはともに当グループ全体にわたって活用されている。

当部門の販売モデルはマルチ・チャネル戦略に基づいている。当部門が拡大している電子的及びモバイルの銀行サービスの提供に関し、ユーザー数及び顧客間のやりとりが着実に増加しているのを受け、当部門では引き続きスイスにおける主要なマルチ・チャネル銀行としてのポジションを強固にしてい

戦略及び顧客

当部門の戦略は、スイスにおける収益的かつ質的な成長に焦点を当てている。当部門は、当グループに安定的かつ十分な利益を提供すること、及び、当グループ内の他の事業のために収益の機会を創出することを目指している。

個人向け銀行事業においては、当部門はスイス国内の個人顧客に選ばれる銀行となることを目指している。当部門では、優良な貸出業務を適度にかつ選択的に増加させる戦略の実行及びデジタル化の可能性の更なる活用を継続している。現在、当部門は、支店ネットワーク、顧客サービス・センター及びデジタル・バンキング・サービスを通じて、スイスの3軒に1軒の世帯に対してサービスを提供している。当部門は多様な方法によって提供される商品及びサービスの拡大を継続的に行っており、また顧客に優良な顧客経験を提供し、市場シェアを獲得し、効率及び顧客のロイヤリティを上げるために、デジタル・サービスにおけるリーダー及びイノベーターとしてのUBSの長い歴史を基礎として成長を続けている。

法人及び機関投資家向け事業においては、当部門は顧客のメインバンクになることを望んでいる。当部門では、キャッシュ・フロー・ベースの貸付並びに戦略的なアドバイザー及びトレーディング業務を中心に据えた質的成長戦略に焦点を当てながら、スイスにおける当部門の市場シェア拡大に取り組むことで、収益性及び資本効率を継続的に向上させることを目標としている。更に、当部門は、海外のスイス企業である顧客及びスイスに本店を置くグローバル企業である顧客にサービスを提供するための国際的な拠点を選択的に拡大している。

当部門の顧客は、当部門と顧客との関係及び顧客に対し優れたサービスを提供するための当部門の努力を評価している。2016年、国際的な金融誌であるユーロマネー（Euromoney）は、キャッシュ・マネジャー及びチーフ・ファイナンシャル・オフィサーを対象とした調査に基づき、UBSを「ベスト・ドメスティック・キャッシュ・マネジャー・スイス（Best Domestic Cash Manager Switzerland）」に6年連続で指名した。更に、業界で最も重要な顧客調査の一つであるR&Mサーベイによって、UBSはアセット・マネジャーに関する最良のアセット・サービシング・プロバイダーであり、スイス及びヨーロッパにおける主要な資産保管銀行として評価された。

優良な顧客サービスを確実に提供するための鍵となる、継続的な従業員能力開発は、当部門の部門戦略上、非常に重要である。UBSは、特に国家によるISO認定プログラムを実施した点において、顧客アドバイザーの認定に関して先駆者である。

更に、当部門では、リスク基準の低下を伴わずに顧客経験を向上させるために、体制及びプロセスの合理化に継続的に取り組んでいる。

当部門では、主要な業績指標及び業績目標に照らして事業の業績を評価している。

商品及びサービス

当部門の個人顧客は、ライフサイクルに基づく総合的なサービス、並びに、日々のバンキング、退職・投資目的及び不動産取引を対象とした便利なデジタルバンキングを利用することができる。2016年には、デジタルの口座開設及び顧客が電子ファイルを安全に保存することができるUBSセーフ等の新サービスが導入された。

法人顧客及び機関投資家顧客は、株式及び債券市場、シンジケート・ローン及び仕組信用商品、私募発行、リース並びに従来型の資金調達の利用機会に特に関する金融及び投資ソリューションから恩恵を受けている。当部門のトランザクション・バンキング事業は、支払及びキャッシュ・マネジメント・サービス、貿易及び輸出金融、債権金融に関するソリューションを提供するだけでなく、機関投資家顧客に対して包括的なカストディ・ソリューションを提供している。

2016年、当部門は、不動産事業における革新的なプラットフォームであるUBSアトリウムを開始等の多くの商品及びサービスの革新を実施した。かかるUBSアトリウムでは、UBSは市場の仲介者として行為し、顧客と機関投資家を結びつける。UBSのプラットフォーム・サービスは、信用の組成及びブローカー・モーゲージのサービシングに焦点を当てており、これにより、低利回り環境において機関投資家向けの魅力的な投資機会を提供している。更に、当部門では、顧客に総合的な財産監視機能（顧客による個々のニーズに合わせた広範なレポート作成を可能にする新しい機能を含む。）を提供するデジタルのアセット・ウィザードを向上させた。

当部門は、キャピタル・マーケット及び外国為替商品、ヘッジ戦略、トレーディング能力、並びに法人向け金融アドバイスを提供するのにインベストメント・バンク部門と緊密に連携している。また、アセット・マネジメント部門と連携して、最先端のファンド・ソリューション及びポートフォリオ運用ソリューションを提供している。

組織構造

当部門の事業は、個人向け銀行事業、ウェルス・マネジメント・スイス並びに法人顧客及び機関投資家顧客向け事業から成っている。スイス国内のネットワークには300を超える支店が含まれており、10の地域をカバーしている。

当部門は執行委員会、リスク委員会及び運営委員会によって管理運営されており、主に、UBSスイスAGを通じて事業が運営されている。

競合企業

スイスのリテール事業における競合企業は、クレディ・スイス、ポストファイナンス、ライファイゼン、州立銀行及びその他スイスの地域銀行又は地方銀行である。

スイスの法人及び機関投資家向け事業における主要な競合企業は、クレディ・スイス、州立銀行、及びスイス国内のグローバルに事業を展開している外国銀行である。

アセット・マネジメント

事業

アセット・マネジメント部門では、22ヶ国にオンショア拠点を有しており、世界中の機関投資家、ホールセール仲介業者及びウェルス・マネジメント顧客に対し、投資運用商品及びサービス、プラットフォーム・ソリューション並びにアドバイザリー・サポートを提供している。当部門は、ヨーロッパの主要なファンド・ハウスであり、スイス最大のミューチュアル・ファンド・マネジャーであり、世界で最大級のファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・マネジャー及び不動産投資マネジャーの一つである。当部門のグローバルな投資運用能力には、主要な従来型及び代替的資産クラスが全て含まれる。

戦略及び顧客

2016年の市況及び低利回り環境が業界にとって困難な状況であったことが判明した一方で、当部門のグローバルで多様なアセット・マネジメント事業モデルは、市場動向の変化の中で成長機会を捕えるための確固たる基盤を提供し続けた。

3つの要因、すなわち、①高齢化が進むにつれて、貯蓄の必要性が高まること、②政府支出予算が縮小されることにより、民間の年金基金が増加すること、並びに、③新たに課された規制により、必要な規模と専門性を有するアセット・マネジャーのための機会が創出されていることにより、アセット・マネジメント業界の長期的見通しは依然として明るい。

当部門は、グローバルな範囲及び高度な投資術を活用することにより顧客に総合的な投資及びプラットフォーム・ソリューションを提供するという、最も重要な目標を持って、現在の戦略を定めた。

更に、当部門では、戦略的パートナーシップ、プラットフォーム及びアドバイザリー・サポートを構築することにより、機関投資家事業を強化し、ホールセール事業の成長を加速させようとしている。これは、数年以内に当部門が拡大する予定の重要分野である。また、アセット・マネジメント部門では、個人顧客のニーズを満たすための最高クラスの商品及びサービスを提供するために、引き続きウェルネス・マネジメント事業と連携している。

当部門は、ヨーロッパ、スイス、南北アメリカ及びアジア太平洋（中国を含む。）における主要な市場において、収益的で持続可能な成長を促進することを目指しており、当該地域で長期に亘るオンショア拠点を引き続き拡大している。

成長を達成し事業運営の効率を上げるための当グループの取り組みを支援するために、当部門では引き続き事業運営のプラットフォームに投資しており、より複雑でなく統合されたグローバルなプラットフォームを創出するための組織改編を著しく進めてきた。当グループは、2015年に当部門のオータナティブ・ファンド・サービスズ事業の売却を完了し、また、2017年にルクセンブルグ及びスイスに所在する当部門のファンド管理サービシング部門をノーザン・トラストに売却するという合意を発表した。当該取引は、関連ある承認その他慣例上の条件に従うことを前提として、2017年度下半期に完了する予定である。

当部門は、指標連動型ストラテジー及び上場ファンド（ETF）を含め、確立した受動的能力の開発を継続しており、当該分野に関し、アジア太平洋、ヨーロッパ及びスイスにおける強固な地位を構築している。また、当部門では世界規模のファンド・オブ・ヘッジ・ファンド事業を拡大し続けている。

当部門では、主要な業績指標及び業績目標に照らして事業の業績を評価している。

商品及びサービス

当部門は、異なる資産クラスについて、広範囲にわたる投資運用商品及びサービスを顧客に提供しており、これらの商品及びサービスは、分離、合同又はアドバイザー契約並びに様々な法域を対象とした登録投資ファンドを通じて提供することができる。当部門のアクティブな従来型及び代替的な能力は下記の通りである。

- － **株式運用業務** 異なるリスク・リターン目標を有する投資戦略（グローバルな戦略、地域別戦略及びテーマ別戦略を含む。）並びに高アルファ、グロス及び定量的手法
- － **マルチ・アセット** リスク／リターン・スペクトラムを対象としたグローバル及び地域別資産配分並びに通貨投資運用戦略
- － **オコナー** 相対的価値に重点をおいたシングル・マネジャー型のグローバルなヘッジ・ファンド・プラットフォームで、絶対的かつリスク調整されたリターンを投資家に提供する。
- － **債券運用業務** グローバル、地域及び地方市場ベースのシングルセクター戦略、マルチセクター戦略、ハイイールド債及び新興市場債等の拡張セクター戦略、並びに制約のない戦略及び通貨戦略
- － **グローバル不動産投資業務** 主要な不動産セクターを対象に、グローバル及び地域別戦略。コア戦略及び付加価値戦略に重点を置いているが、リスク／リターン・スペクトラムにおけるその他の戦略も含む。
- － **インフラ及びプライベート・エクイティ業務** コアのインフラ資産におけるグローバルな直接的インフラ投資及び広く分散投資されたファンド・オブ・ファンズのポートフォリオにおけるマルチ・マネジャー型のインフラ及びプライベート・エクイティ戦略。

当部門のソリューション事業は、下記を提供している。

- － マルチ・マネジャー型のヘッジ・ファンド・ソリューション及びアドバイザー・サービス。これにより、ニーズに合ったリスク及びリターン・プロファイルを有するヘッジ・ファンド・インベストメントに対するエクスポージャーを提供する。
- － カスタマイズされたマルチ・アセット・ソリューション及びアドバイザー・サービス。これには、リスクが管理され、構造化された戦略、マネジャーの選任、年金リスク管理、リスク・アドバイザー、グローバルな戦術的資産配分が含まれる。

当部門の受動的能力には、株式、債券、コモディティ、不動産並びに主要な指標から大幅にカスタマイズされた指標までのベンチマーク及びルールに基づくソリューションを有するオルタナティブ投資にわたる指標連動型ストラテジー、オルタナティブ・ベータ・ストラテジー及びルールに基づいたストラテジーが含まれる。当部門は、当部門の商品を、上場ファンド（ETF）、合同運用資産、仕組運用資産及び運用委託資産を含む様々な構造で提供している。

組織構造

当部門の事業は、シカゴ、フランクフルト、ハートフォード、香港、ロンドン、ニューヨーク、シンガポール、シドニー、東京及びチューリッヒに所在する主たる事務所を通じて提供する商品及びサービスから成っている。当部門は執行委員会、リスク委員会及び運営委員会によって管理運営されている。

当グループの破綻処理の実行可能性を改善するためのUBSの取り組みの一環として、UBS AGの子会社としてUBSアセット・マネジメントAGが設立され、2016年度中にアセット・マネジメント部門の事業子会社の大半を当該子会社に移転した（UBSアメリカズ・ホールディングスLLCに移転された米国に所在する子会社を除く。）。

2017年には、顧客のために高アルファ、系統的な商品及びソリューションを創出するための最良の投資運用プロセス、手段及び制度をより活用できるよう、当部門の事業を連携させた。株式、債券及びソリューション業務並びにヘッジ・ファンド事業は、インベストメントと称する新しい業務区分に統合された。

更に、グローバル不動産投資業務並びにインフラ及びプライベート・エクイティ業務もまた、不動産投資及びプライベート・マーケットと称する新しい業務区分を作るために統合された。当部門では、統合された革新的ソリューションを発展させ、かつブラジル、カナダ及び日本等の主要な市場を拡大することにより、引き続き、この事業を拡大していく予定である。

競合企業

当部門の主要な競合企業は、アライアンスバーンスタイン・インベストメンツ、アムンディ、ブラックロック、ドイツ銀行アセット・マネジメント、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント、インベスコ、JPモルガン・チェース・アセット・マネジメント、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント及びシュローダー等の、幅広い能力と販売チャネルを有するグローバル企業を含む。

インベストメント・バンク

事業

インベストメント・バンクは、35ヶ国を超える国々に拠点を有し、全ての主要な金融センターに主たる事務所を構えて、投資アドバイス、金融ソリューション及び資本市場へのアクセスを提供している。当部門は、世界中の法人顧客、機関投資家顧客及びウェルス・マネジメント顧客にサービスを提供し、ウェルス・マネジメント事業、個人及び法人向け銀行事業並びにアセット・マネジメント事業との相乗効果を伴うパートナーシップを形成している。

当事業部門は、コーポレート・クライアント・ソリューション及びインベスター・クライアント・サービスから成っており、UBSセキュリティーズ・リサーチも含まれている。当部門の専門家チームは、緊密に連携して業務を行っており、グローバルな商品提供を地域別の専門知識で補完している。これにより、顧客を理解し、顧客の投資及び資金ニーズに合わせたサービスを提供することが可能になっている。

戦略及び顧客

当部門は、法人、機関投資家及びウェルス・マネジメントの顧客に対し、知的資本及び受賞歴のある当部門の電子的プラットフォームの強化によりもたらされたソリューション主導型の総合的アプローチを通じて、最高のサービス及びソリューションを提供したいと考えている。当部門の顧客中心型事業モデルでは、当部門は、ウェルス・マネジメント事業、個人及び企業向け銀行事業並びにアセット・マネジメント事業と連携しており、市場に関する洞察、市場及び商品に関するグローバルなカバレッジ並びに取引実行サービスを提供する安定した地位を占めていると考えている。

当部門は、アドバイザリー事業、資本市場事業、株式事業及び外国為替事業の従来の長所に引き続き重点を置いており、有利で持続可能なリスク調整後収益を分配するために、金利事業及びクレジット事業のプラットフォームによりこれを補完している。当部門は、当部門の効果的なリサーチ能力及び技術能力を利用して、統合されたソリューションを開拓し、規制、技術及び経済上の見通しの変化によりもたらされる市場構造の発展に順応するよう顧客を支援している。

当部門は、引き続き、人材及び技術に投資し、オペレーショナル・リスク対応策を強化していく。2016年度中、当部門では、顧客のためにプラットフォームの効率を高めるとともにプロセスを簡素化することを目的として、技術計画を引き続き実施した。

魅力的な配分資本利益率を獲得するという当部門の目標を支援するため、当部門は、バランスシート、リスク加重資産及びレバレッジ比率分母の指標が厳しく管理されている枠組みの中で運用を行っている。当部門では、主要な業績指標及び業績目標に照らして事業の業績を評価している。

商品及びサービス

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションでは、戦略的事業機会について顧客にアドバイスを行い、事業活動に資金を投入するための増資を助けている。当部門は、インベスター・クライアント・サービスと連携して、フル・サービスのソリューションを提供しており、これには資本市場商品及び金融ソリューションの販売及びリスク管理が含まれる。本部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- ― アドバイザリー業務は、合併及び買収、スピンオフ、エクスチェンジ・オファー、レバレッジド・バイアウト、ジョイント・ベンチャー、独占的販売、再編、買収防衛及びコーポレート・ブローキング等の事項について、顧客の相談に応じている。

- ― 株式資本市場業務は、包括的な株式資本調達サービス及び関連するデリバティブ商品を提供する。その業務には、新規株式公開及び私募、並びにエクイティ・リンク取引及びその他戦略的株式ソリューションの管理が含まれる。
- ― 債券資本市場業務は、資金調達アドバイスを提供し、顧客が様々な種類の債券資本を調達するのを助け、また、結果として生じるエクスポージャーをヘッジしている。
- ― 金融ソリューション業務は、広範な資金調達能力（仕組金融、不動産ファイナンス及び特別な状況を含む。）を駆使して全資産クラスを対象としたカスタマイズ・ソリューションを提供している。
- ― リスク・マネジメント業務には、法人に対する貸付及びそれに関連するヘッジ活動が含まれる。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービス事業では、顧客が全世界の資本市場に関する有価証券を売買すること並びにリスク及び流動性を管理することを可能にしている。当該事業は以下の部門から成っている。

株式部門

当グループは世界大手のエクイティ・ハウス及び株式の発行・流通市場の主要な参加者の一つであり、株式に関する現物及びデリバティブ商品の販売、組成、取引実行、資金調達及びクリアリングを行っている。本部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- ― キャッシュ業務は、従来型のチャネル及び電子的チャネルを利用した個別株式及びポートフォリオを対象とする取引実行及びクリアリングに加え、投資顧問業務及びコンサルタント業務を提供している。
- ― デリバティブ業務は、顧客が、幅広い上場株式のデリバティブ商品及び店頭株式デリバティブ商品を通じて、リスクを管理し、資金需要を満たすことを可能にしている。当業務では、顧客が投資リターンを最大化できるよう仕組商品及び仕組債の組成及び販売を行っている。
- ― 金融業務は、ヘッジ・ファンド及び機関投資家顧客のために、プライム・ブローカレッジを含む金融取引のための完全に統合されたプラットフォームを提供している。加えて、世界の45を超える取引所において、上場株式デリバティブの取引の実行及びクリアリングを行っている。

外国為替、金利及びクレジット

外国為替、金利及びクレジットは、電子取引に重点を置きながら、取引実行サービス及びソリューションを提供し、バランスシート上の高いレベルの流通速度を維持している。当部門の主要な業務分野の概要は以下の通りである。

- ― 外国為替業務は、顧客が為替エクスポージャーを管理することを助けており、主要な為替マーケット・メーカー及び貴金属事業のマーケット・リーダーの一つと認識されている。
- ― 金利及びクレジット業務には、特定範囲の金利商品及びクレジット商品の販売、売買及びマーケット・メイキングが含まれる。更に、当業務部門は、コーポレート・クライアント・ソリューションと緊密に連携して、当部門の債券資本市場事業及び顧客の個々のニーズに応じカスタマイズされた金融ソリューションをサポートしている。

UBSセキュリティーズ・リサーチ

UBSセキュリティーズ・リサーチでは、世界中の主な金融市場の証券について重要な洞察を顧客に提供している。当部門で最も重要なQシリーズ報告によれば、UBSのリサーチ・チームの専門家が顧客からの質問に回答し、各地域、各セクター及び各資産クラスについて整理された客観的視点を提供している。

UBSエビデンス・ラボは、経験を有する主要なリサーチ専門家から成るチームであり、市場価格にまだ反映されていない新しいエビデンスを発見するためにUBSセキュリティーズ・リサーチのアナリストと緊密に連携している。

組織構造

当部門の事業は前述した商品及びサービスに沿って組織されており、グローバルな範囲に対応している。

当部門は、執行委員会、リスク委員会及び運営委員会に管理運営されており、UBS AGの支店及びUBSグループのその他の子会社を通じて業務を行っている。米国における証券業務は、登録ブローカー・ディーラーであるUBSセキュリティーズ・エルエルシーを通じて行われている。英国では、インベストメント・バンクは、主にUBS AG ロンドン支店及びUBSリミテッドにおいて業務を行っている。

競合企業

主な競合企業は、バンク・オブ・アメリカ・メリル・リンチ、パークレイズ、シティグループ、クレディ・スイス、ドイツ銀行、ゴールドマン・サックス、JPモルガン・チェース及びモルガン・スタンレーを含む世界規模の大手投資銀行である。

コーポレート・センター

コーポレート・センターは、当グループにサービスを提供する業務で構成されており、報告の観点からサービスとグループ資産・負債管理（グループALM）で表示している。コーポレート・センターには、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオも含まれる。

コーポレート・センターサービス

コーポレート・センターサービスは、グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーエリア（グループ・コーポレート・サービス、グループ・オペレーション、グループ・ソーシング及びグループ・テクノロジー）、グループ・ファイナンス（グループALMを除く。）、グループ・リーガル、グループ・ヒューマン・リソース、グループ・リスク・コントロール、グループ・コミュニケーション及びブランディング、グループ・レギュレトリー及びガバナンス並びにUBS及び社会で構成されている。

コーポレート・センターサービスは、営業費用の大部分を、業務の消費高に基づき、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分する。年次の事業計画サイクルの一環として、コーポレート・センターサービスは、毎年、各事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門と、業務に関する費用分配について合意する。かかる費用は、固定額か、資本及び業務の消費高並びに提供された業務の性質による確立した算式に基づく変動額となる。2015年及び2016年に、発生した費用が上記の予測額から乖離したため、コーポレート・センターサービスでは、回収額が不足したり超過したりした。2017年は、コーポレート・センターサービスが負担した実際の費用に基づき、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に費用が配分される予定である。

配分後にコーポレート・センターサービスに残存する営業費用は、主に、当グループのガバナンス機能及びその他の企業活動、特定の戦略及び規制上のプロジェクト並びに特定の留保リスクチャリング費用に関連する。

コーポレート・センターグループALM

グループALMは、当グループのバランスシートの構造的リスクを管理しており、当該リスクには、バンキング勘定の金利リスク、為替リスク及び担保リスク並びに当グループの流動性及び資金調達ポートフォリオに関連するリスクが含まれる。グループALMは、当グループの流動性、資金調達及び資本目標の枠内で資産及び負債をより調和させることにより当グループの財務実績を最適化することにも尽力している。グループALMは、3つの主要なリスク管理分野を通じて全ての事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門にサービスを提供しており、そのリスク管理は当グループのリスク・ガバナンスの枠組みに完全に統合されている。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門のために実施された部門別事業リスク管理活動には、ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングのためのバンキング勘定の金利リスクの管理並びに特定の事業部門のための高品質流動資産ポートフォリオが含まれる。2016年第3四半期以降、当該分野にはリスク・エクスポージャー・マネジメントも含まれており、これにより、店頭デリバティブ・ポートフォリオの信用評価調整、負債評価調整及び調達評価調整に関するリスク管理が実施されている。当該活動から生じた純収益はその全額が関連ある事業部門及びコーポレート・センターの業務部門に配分される。

資本投資及び発行活動は、当グループの株式及び資本商品並びに総損失吸収能力（TLAC）に寄与する商品の管理で構成される。当グループの株式投資からの収益、並びに事業子会社が発行する非劣後債務に関連するUBSグループAG（UBSグループの持株会社）レベルでの資本性証券及びTLAC債の発行に伴う追加費用は、その全額が、各事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に当グループの株式の持分に応じて配分される。

グループ構造リスク管理活動は、当グループ全体のリスク管理上の目的を達成するために行われている。当該活動には当グループの高品質流動資産及び長期債のポートフォリオ管理が含まれる。当該活動を通じて生じる純収益（マイナスも含む。）は、内在リスクの消費高に基づき各事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に配分される。かかる消費高は、様々な流動性及び資金調達モデルにより決定され、ボラティリティを低減する目的で、実際にグループALMに生じた収益ではなく安定した内部の指標金利を使用し配分される。事業部門の消費以外で生じた純収益（マイナスも含む。）は、グループALMにより留保される。

当該リスク管理活動の一環として、グループALMでは、異なるポートフォリオの経済及び金利リスクを管理するためにデリバティブのヘッジを行っている。適用ある会計処理によりもたらされたあらゆる非経済的ボラティリティを含む特定のヘッジ活動の結果は、グループALMにより留保される。

コーポレート・センター・非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

コーポレート・センター・非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、その再編が行われる前はインベストメント・バンクの一部であった事業のポジションから構成されており、グループ・チーフ・リスク・オフィサーが委員長を務める委員会によって監督されている。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、リスク加重資産、レバレッジ比率分母及び費用の統制の取れた削減に焦点を当て、当初の受動的な縮小戦略を実行している。ポジションは、株主価値を最大化するという目的に基づき、管理されて時間と共に撤退している。非中核事業及びレガシー・ポートフォリオには、移転された事業から生じる法務問題に関するポジションも含まれる。

コーポレート・センター・サービス内の役割及び責務

業務別責任者	責務
グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー ¹	・当グループ及びその事業部門の財務実績における透明性及びかかる財務実績の評価の確保、並びに当グループの財務会計、管理、予測、計画立案及び報告の各プロセスについて責任を負う。 ・財務及び資本管理（グループ・チーフ・リスク・オフィサーから独立した監督を受ける資金調達リスク及び流動性リスクの管理・統制を含む。）並びにUBSの規制上の自己資本比率について責任を負う。 ・持続可能な利益創出を実現する当グループの構造的なリスクの整理及び管理を通じて当グループの財源をバランス良く利用することにより資産・負債管理を確実に行う。 ・当グループの税務問題の管理統制を行う。 ・部門別及び当グループ全体の財務統制機能の管理を行う。 ・取締役会の監査委員会と協議の上、当グループが適用している会計方針について取締役会に提案を行い、また財務報告及び開示に関する方針を定める。 ・2002年サーベンス・オクスリー法第302条及び第404条に基づく外部証明書を作成する。 ・取締役会の監査委員会の監督の下、社外監査人との仕事上の関係を調整する。 ・戦略開発及び戦略上の主要項目について、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（グループCEO）をサポートする。 ・戦略的プロジェクト及び取引の財務面に関するアドバイスを提供する。 ・グループCEOと協力して投資家及びアナリストとの関係を管理する。

グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサー	・事業部門及びコーポレート・センターのニーズに合わせて、クオリティが高く、費用効率がよく、かつ分化されたグループ規模の情報技術サービス及びツールを提供する。 ・全ての事業部門及び地域にわたり広範な事業運営サービスを提供する。 ・不動産インフラ・サービス及び一般管理サービスを提供し、全ての需要・供給管理業務の指揮監督を行い、第三者への商品供給戦略をもって当グループをサポートし、当グループのニアショア、オフショア、外部委託及びサプライヤー関連プロセスに責任を負う。 ・グループ全体の事業運営戦略、目的並びに各事業部門及び当グループのサポートに係るグループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーの業務に関する財務計画及び業務執行計画を策定し、それらに同意する。 ・当グループの事業運営上のプラットフォームを強化するために部門を超えた事業運営のためのイニシアチブを発信する。
グループ・チーフ・リスク・オフィサー	・部門別、地域別及び当グループ規模のリスク統制機能を管理し、当グループのリスク・テークングを監視し、かつその正当性を調査する。 ・当グループのリスク選好の枠組み、リスク管理及び統制の原則並びにリスクに対する方針を開発する。 ・取締役会が承認したリスク選好の枠組みに従い、（i）当グループの信用リスク、市場リスク、トレジャリー・リスク、カンントリー・リスク、コンプライアンス・リスク及びオペレーショナル・リスクに対する適切な独立した統制枠組みの実施、（ii）リスク測定、リスク合算、ポートフォリオ管理及びグループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサーと共同して行うリスク報告の枠組みの開発及び実施、（iii）委任されたリスク統制権限に基づく取引、ポジション、エクスポージャー、ポートフォリオ制限及び信用リスク引当金の承認に責任を負う。 ・UBSが事業遂行に際し関連ある規制上及び専門上の基準を確実に充足することができるよう統制枠組みを維持し、この点についてグループ・ジェネラル・カウンセルと調整する。
グループ・ジェネラル・カウンセル	・法務に関する問題、方針及びプロセス、並びに当グループの法務機能の管理について責任を負う。 ・当グループの主要な規制上の相互作用について法的な監視を行い、法務問題に関して主要な規制当局との関係を維持する。 ・法的リスク及び重要な訴訟について報告し、訴訟を管理する。
ヒューマン・リソースのグループ責任者	・UBSの目的に沿って人事戦略を決定・実行し、当グループを優れた雇用主として位置づける。 ・従業員に費用効率のよい事業運営上のサービス及びアドバイザリー・サービスを確実に提供し、マネジャー及び経営幹部に戦略的なアドバイスを確実に提供し、人材を確保、育成及び維持するのをサポートする。 ・報酬に関する事項の点で当グループの主要な調整者との関係を維持する。
コミュニケーション及びブランディングのグループ責任者	・当グループ全体の戦略に沿って、利害関係者に対するUBSのコーポレート・コミュニケーション及びブランド・コミュニケーションを管理する。 ・当グループの評判及びブランドを確立・保護することを主要目的として、UBSのコミュニケーション戦略、コンテンツ及びポジショニングを開発する。 ・パートナーシップ・マーケティング及びスポンサーシップ対策を含む、グループ全体のマーケティング・コミュニケーション活動を管理・調整する。 ・グループ規模のコミュニケーション・チャンネルを通じて共通業務を提供する。
レギュレトリー及びガバナンスのグループ責任者	・ガバナンスの方針及び規制に関する戦略を発展させ、主要な外部関係を調整する。 ・戦略的な規制上のイニシアチブのポートフォリオを管理し、関連あるイニシアチブの策定及び実行を監督する。 ・グローバル及び地域の破綻処理計画を確立し、破綻処理の実行可能性についての主要な改善策を構築する。 ・当グループの法人体制を設計し、更に一貫したコーポレート・ガバナンス基準を策定する。 ・当グループの調査ポートフォリオを管理し、重要な調査を実施する。
UBS及び社会の責任者	・当グループの法人としての責任及び持続可能な戦略活動を調整する。

1 コーポレート・センターサービス及びコーポレート・センターグループALMの両方の責務に関連する。

優先事項及びイニシアチブ

当グループのコーポレート・センター部門では、当グループに対し、商業上健全な業務管理原則（提供された業務の質的構成要素及び量的構成要素の両方に関する透明性も含む。）に基づき、業界内で最高の、財務、リスク及び法律に関する業務並びに共通業務を提供することを目指している。更に、当グループでは、労働力及び拠点、組織及びプロセスの最適化並びに技術に関する戦略的手段を通じて有効性及び効率性の向上に引き続き注力しており、当グループの費用純額の低減に引き続き全力で取り組んでいる。

2016年12月31日現在、オフショア又はニアショアに所在しているコーポレート・センターの従業員及び契約者は、3年前の18%に対し31%となっている。人件費の減少に加え、これによって、当グループでは、拡大する人材プールを利用し、不動産費用が高い当グループの拠点を減らすことにより効率性を実現することが可能になる。

当部門では、共通する能力を活用し、集約化された機能を創出することにより価値を高めるよう努めている。グループ・テクノロジー部門においては、当グループは引き続きインフラを近代化し、アプリケーションに係るポートフォリオを簡略化していく。2016年、当グループは共通業務機能の大部分を当グループの別のサービス会社に移転し始めた。規制要件を満たすことに加え、これによって、当グループは事業運営方法における効率性を失うことなく業務管理の取り組みを更に強化している。

4【関係会社の状況】

(1) 親会社

名称：	UBSグループAG (UBS Group AG)
住所：	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45 (Bahnhofstrasse 45, 8001 Zürich, Switzerland)
資本金：	2016年12月31日現在、UBSグループAGは、各額面金額0.10スイス・フランの記名株式3,850,766,389株に分割された385,076,638.90スイス・フランの株式資本を有している。
事業の内容：	その定款に従い、UBSグループAGの事業目的は、あらゆる種類の企業（特にスイス及び外国における銀行、金融、アドバイザー、取引及びサービス活動分野）の直接又は間接的な持分の取得、保有、管理及び売却である。UBSグループAGは、スイス及び外国においてあらゆる種類の企業を設立することができ、それらの企業の株式を保有し、管理することができる。UBSグループAGは、スイス及び外国の不動産及び建物の権利を取得し、これらに抵当権を設定し、売却する権限を有する。UBSグループAGは、グループ会社へ貸付、保証並びにその他の種類の融資及び担保の提供、並びに金融資本市場における借入及び投資を行うことができる。
提出会社の議決権に対する当該親会社の所有割合：	100.00% (2016年12月31日現在)
取締役及び役員：	2016年12月31日現在、UBSグループAGの取締役会の全構成員がUBS AGの取締役会の構成員を兼任しており、委員会の構成員もUBSグループAGとUBS AGで同一であった。しかしながら、2017年1月1日以降、UBS AGの取締役会委員会は監査委員会及びリスク委員会のみとなった（構成員はUBSグループAGと同一）。2016年12月31日現在、ブレッシング氏を除くUBSグループAGのグループ執行役員会の全構成員がUBS AGの執行役員会の構成員を兼任している（2017年1月1日以降、UBS AGの当該役員会の名称はグループ執行役員会ではなく、執行役員会となった。）。

(2) 子会社及びその他の関係会社

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記28を参照のこと。

5【従業員の状況】

(1) 従業員数（2016年12月31日現在の正社員相当）

	(人)
ウェルス・マネジメント	9,717
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	13,512
パーソナル&コーポレート・バンキング	5,100
アセット・マネジメント	2,308
インベストメント・バンク	4,734
コーポレート・センター	20,837
UBS AG及びその子会社	56,208

(2) 人件費

2016年度のUBS AGの連結ベースの人件費総額は、155億9,100万スイス・フラン（約1兆7,860億円）（リストラチャリング費用純額7億3,100万スイス・フラン（約840億円）を含む。）であった。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

UBS AGのセグメント報告に関する情報については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記2を参照のこと。また、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBS AG（連結）主要な数値」の表を参照されたい。

以下は、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG（連結ベース）とUBS AG（連結ベース）との間における、主要な財務情報の差異については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較」を参照されたい。

ウェルス・マネジメント

2015年度と2016年度の比較

業績

税引前利益は、7億4,100万スイス・フラン（28%）減少し、19億4,800万スイス・フランであった。また、調整後の税引前利益は、4億3,100万スイス・フラン（15%）減少し、23億9,700万スイス・フランであった。これらは営業収益の減少を反映したものであるが、営業費用の減少により一部相殺された。

営業収益

営業収益合計は、8億6,400万スイス・フラン（11%）減少し、72億9,100万スイス・フランであった。2016年度は、子会社及び事業の売却に関する損失2,300万スイス・フラン及び当グループによるビザ・ヨーロッパ（Visa Europe）への投資の売却益2,100万スイス・フランを含めた。2015年度は、子会社及び事業の売却に関する純利得1億6,900万フラン並びに当グループによるSIXグループへの投資に関連する利得1,500万スイス・フランを含めていた。これらの項目を除くと、調整後の営業収益は、6億7,800万スイス・フラン（9%）減少して72億9,300万スイス・フランとなった。これは主に、取引ベース収益及び経常受取報酬純額の減少によるものであった。

受取利息純額は500万スイス・フラン増加し、23億3,100万スイス・フランとなった。これは主に、預金からの収益の増加によるものであるが、コーポレート・センターグループ資産・負債管理（グループALM）からの資金業務関連収益の減少により一部相殺されている。

経常受取報酬純額は、クロスボーダーの資金流出及び再々保険なしの商品への移行による影響、顧客の資産配分の変化、並びに当グループのオーストラリア及びベルギーの国内事業からの撤退の影響により、2億7,200万スイス・フラン減少し、35億4,800万スイス・フランとなった。これは、投資一任契約及びアドバイザリー契約の浸透率の上昇及び料金設定措置の影響により一部相殺されている。

取引ベース収益は全地域及びほとんどの商品で3億8,100万スイス・フラン減少して13億9,700万スイス・フランとなった。これは主に、特にアジア太平洋地域及び新興市場において顕著であった顧客活動の鈍化によるものであった。加えて、2015年度には、顧客層の詳細な見直しの結果顧客が移動したことにより、パーソナル&コーポレート・バンキングから受領したフィー4,500万スイス・フランが含まれていた。

その他の収益は、2億1,100万スイス・フラン減少して2,000万スイス・フランとなった。これは主に、前述の2015年度における子会社及び事業の売却に関する純利得に関連している。

営業費用

営業費用合計は前年度から1億2,200万スイス・フラン（2%）減少し、53億4,300万スイス・フランとなった。調整後の営業費用は、2億4,600万スイス・フラン（5%）減少し、48億9,600万スイス・フランとなった。

人件費は、1億8,300万スイス・フラン減少して23億4,900万スイス・フランとなった。調整後の人件費は、従業員数の減少及び変動報酬費用の減少、並びに人口統計及び財務上の仮定が変更になった影響を反映

する当グループのスイスの年金制度に関する年金費用の減少によって、2億1,600万スイス・フラン減少して22億9,600万スイス・フランとなった。

一般管理費は、300万スイス・フラン増加して6億4,000万スイス・フランであった。調整後の一般管理費は、1,400万スイス・フラン減少して5億8,500万スイス・フランとなった。これは、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金（純額）が3,500万スイス・フラン減少したことによるものであり、専門家報酬の増加により一部相殺されている。

コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、5,900万スイス・フラン増加して23億4,800万スイス・フランとなった。調整後の業務費用純額は、1,500万スイス・フラン減少して20億900万スイス・フランとなった。これは主に、グループ・オペレーションの費用の減少を反映したものであり、グループ・コーポレート・サービスの施設費の増加により一部相殺されている。

新規純資金

新規純資金は、前年度の調整後の新規純資金が228億スイス・フランであったのに対して、268億スイス・フラン（当グループの貸借対照表及び資本最適化プログラムからの99億スイス・フランのマイナスの影響を除く。）であった。新規純資金増加率は、前年度の調整後の増加率が2.3%であったのに対して2.8%となり、当部門の目標範囲である3%から5%の範囲を下回った。新規純資金は、大部分がアジア太平洋地域における資金流入によるものであったが、ヨーロッパ及びスイスの資金流入の影響も受けており、主にクロスボーダーの資金流出による新興国市場における資金流出により一部相殺されている。クロスボーダーの資金流出の合計は、前年度の80億スイス・フランに対して140億スイス・フランであったが、これは主に新興国市場からの資金流出によるものであった。また、世界的規模で見ると、超富裕層顧客からの新規純資金は、前年度の調整後の新規純資金234億スイス・フランに対して273億スイス・フランであった。

運用資産

運用資産は、300億スイス・フラン増加して、9,770億スイス・フランとなった。これは主に、新規純資金270億スイス・フラン及び市場でのプラスの業績190億スイス・フランを反映したものであるが、新規純資金に影響しない子会社及び事業の売却に起因する130億スイス・フランの減少、並びに10億スイス・フランの為替換算のマイナスの影響により一部相殺されている。投資一任契約及びアドバイザー契約の浸透率は、26.4%から26.9%にまで上昇している。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の67.0%に対して73.2%に増加した。調整後の費用対収益比率は、64.5%から67.1%に増加し、当部門の目標範囲である55%から65%の範囲を上回った。

従業員

ウェルス・マネジメント部門の雇用人数は、前年度の10,239名に対して、9,721名だった。顧客アドバイザーの数は、160名減少して3,859名、非顧客対応人員の数は、358名減少して5,862名であった。これらは当グループのコスト削減プログラム及びオーストラリア国内事業からの撤退によるものであった。前述の顧客アドバイザーの減少のうち82名は、当グループのオーストラリア国内事業からの撤退に関連している。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

2015年度と2016年度の比較

業績

税引前利益は、3億6,400万米ドル（48%）増加して11億1,800万米ドルとなり、調整後の税引前利益は、3億7,600万米ドル（43%）増加して12億5,000万米ドルとなったが、これは、営業収益の増加と営業費用の減少によるものであった。

営業収益

営業収益合計は、2億1,800万米ドル（3％）増加して78億7,100万米ドルであり、調整後の営業収益は、2億800万米ドル（3％）増加して78億6,100万米ドルであったが、これは、受取利息純額及び経常受取報酬純額が増加したことによるものであるが、取引ベース収益の減少により一部相殺された。

受取利息純額は、2億6,900万米ドル増加して14億8,400万米ドルとなったが、これは、短期金利の上昇と貸出及び預金の残高の増加によるものであった。モーゲージ・ローン・ポートフォリオの平均残高は12％増加し、証券担保貸付ポートフォリオの平均残高は6％増加した。

経常受取報酬純額は、8,500万米ドル増加して48億8,000万米ドルとなったが、これは主に、運用資産水準の上昇を反映して運用勘定の手数料が増加したことによる。

取引ベース収益は、顧客活動水準の鈍化を主因として、1億4,000万米ドル減少して14億7,400万米ドルとなった。

営業費用

営業費用は、1億4,700万米ドル（2％）減少し、67億5,200万米ドルとなり、調整後の営業費用は、1億6,900万米ドル（2％）減少し、66億1,000万米ドルとなった。これは、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金純額が2億6,000万米ドル減少したためであるが、調整後の人件費が増加したことにより一部相殺された。

人件費は、1億2,800万米ドル増加して48億7,400万米ドルとなり、調整後の人件費は1億100万米ドル増加して48億6,700万米ドルとなった。これは主に、サポート人員が増加したことによる給与コスト及びその他の人件費の増加、並びにファイナンシャル・アドバイザーの採用を反映した報酬コミットメントの費用の増加によるものである。

一般管理費は、2億6,900万米ドル減少して5億7,600万米ドルとなった。これは主に、前述の訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金純額の減少によるものである。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度に90.1％であったのに対し、85.8％であった。調整後ベースでは、費用対収益比率は88.5％から84.1％となり、当部門の目標範囲の75％から85％の範囲内となった。

新規純資金

新規純資金は、1年超UBSに勤めているファイナンシャル・アドバイザーらからの資金流入額の減少を反映して、前年度には214億米ドルであったのに対し、154億米ドルとなった。新規純資金増加率は、2.1％から1.5％となり、当部門の目標範囲の2％から4％を下回った。

運用資産

運用資産は780億米ドル増加し、1兆1,110億米ドルであった。これは、市場でのプラスの業績620億米ドルと、新規純資金流入額150億米ドルを反映したものであった。運用勘定資産は350億米ドル増加し、3,860億米ドルとなり、運用資産に占める割合は、34.0％から34.7％となった。

従業員

2016年12月31日現在、ウェルス・マネジメント・アメリカズの雇用人数は2015年12月31日から85名減少し13,526名であった。ファイナンシャル・アドバイザーの人員は、削減により115名減少して7,025名であった。非ファイナンシャル・アドバイザーの人員は、30名増加して6,501名となった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

2015年度と2016年度の比較

業績

税引前利益は、1億1,400万スイス・フラン（7％）増加し、17億6,000万スイス・フランとなった。調整後の税引前利益は、7,300万スイス・フラン（4％）増加し、17億5,400万スイス・フランとなった。これは、営業収益の増加と営業費用の減少によるものであった。

営業収益

営業収益合計は、1億700万スイス・フラン（3%）増加し、39億8,400万スイス・フランとなった。2016年度の数字には、当部門によるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益1億200万スイス・フラン、及び関連会社投資に関する利益2,100万スイス・フラン（前年度は6,600万スイス・フラン）が含まれている。これらの項目を除くと、調整後の営業収益は5,000万スイス・フラン増加し、38億6,100万スイス・フランとなった。これは主に、取引ベース収益の増加及び正味貸倒引当金繰入額の減少を反映したものであるが、受取利息純額の減少により一部相殺された。

受取利息純額は7,100万スイス・フラン減少し、21億9,900万スイス・フランであったが、これは主に、コーポレート・センターグループ資産・負債管理（グループALM）からの資金業務関連収益の減少及び長引く低金利が当グループの複製ポートフォリオにもたらした悪影響に起因する預金関連収益の減少によるものである。これは、貸出関連収益の増加により一部相殺された。

經常受取報酬純額は、主に口座管理費の増加を反映して、900万スイス・フラン増加して、5億5,300万スイス・フランであったが、発行済カバード・ボンドに関する担保財産の提供に関しグループALMから割り当てられた受取報酬の減少により一部相殺されている。

取引ベース収益は、6,900万スイス・フラン増加し、10億2,800万スイス・フランであったが、これは主に、2015年度においては、顧客層の詳細な見直しの結果顧客が移動したことに関してウェルス・マネジメントに支払った4,500万スイス・フランの手数料が含まれていたことによるものである。また、2016年度においては、コーポレート・ファイナンス活動からの報酬の増加も含まれていた。

その他の収益は7,100万スイス・フラン増加し、2億1,100万スイス・フランであった。これは主に、前述した当部門によるビザ・ヨーロッパへの投資の売却益及び関連会社投資に関する利益によるものである。

正味貸倒引当金繰入額は、前年度に3,700万スイス・フランであったのに対し、600万スイス・フランとなった。これは主に、既存減損ポジションについての正味戻入額の増加によるものであった。

営業費用

営業費用は700万スイス・フラン減少し、22億2,400万スイス・フランであった。調整後の営業費用は、2,300万スイス・フラン減少し21億700万スイス・フランとなった。

人件費は2,800万スイス・フラン減少し、8億4,500万スイス・フランとなった。これは主に、人口統計及び財務上の仮定が変更になった影響を反映する、当グループのスイスの年金制度に関する年金費用の減少、並びに変動報酬費用の減少によるものである。これは、従業員がウェルス・マネジメントからパーソナル&コーポレート・バンキングに異動したことに伴う費用の増加によって一部相殺されている。

一般管理費は、2,100万スイス・フラン増加し、2億8,500万スイス・フランであったが、これは主に、スイスにおいて資本関連の税金が増加したことによる。

コーポレート・センター及びその他の事業部門からの業務費用純額は、300万スイス・フラン増加して、10億8,000万スイス・フランであった。調整後の業務費用純額は、主にグループ・オペレーション及びグループ・テクノロジー部門からの配分が減少したことを反映して、1,100万スイス・フラン減少して9億6,700万スイス・フランとなった。

費用対収益比率

費用対収益比率は、57.0%から55.7%に減少した。調整後ベースでは、費用対収益比率は、55.4%から54.5%に減少し、当部門の目標範囲である50%から60%の範囲内となった。

純利息マージン

純利息マージンは4ベシス・ポイント下落し、報告ベースと調整後ベースの両者において163ベシス・ポイントとなり、当部門の目標範囲の140から180ベシス・ポイントの範囲内となった。

パーソナル・バンキングの新規純業務取扱高増加率

当部門のパーソナル・バンキング業務の新規純業務取扱高の増加率は、2.4%であったのに対して3.1%となり、当部門の目標範囲である1%から4%の範囲内となった。新規純顧客資産はプラスとなり、新規純貸出金はそれより少ない程度でプラスとなった。

従業員

2015年12月31日現在のパーソナル&コーポレート・バンキング部門の従業員は5,058名であったのに対し、2016年12月31日現在では85名増の5,143名であった。これは主に、従業員がウェルス・マネジメントからパーソナル&コーポレート・バンキングへ異動したことを反映したものである。

アセット・マネジメント

2015年度と2016年度の比較

業績

2016年度の税引前利益は、1億3,200万スイス・フラン（23%）減少して4億5,200万スイス・フランであった。これは、2015年度には、オートナティブ・ファンド・サービスズ（AFS）事業の売却に関する5,600万スイス・フランの利益が含まれていたことを一因とする。調整後の税引前利益は、5,800万スイス・フラン（10%）減少して5億5,200万スイス・フランとなった。これは主に、営業収益の減少によるものである。

営業収益

営業収益合計は、1億2,600万スイス・フラン（6%）減少して19億3,100万スイス・フランとなった。前述した当部門のAFS事業の売却に関する利益を除き、調整後の営業収益は、7,000万スイス・フラン（3%）減少した。調整後の運用手数料純額は、AFS事業の売却後の当部門のファンド・サービス事業の規模の縮小を反映して、主にファンド・サービスの分野で、3,700万スイス・フラン減少して18億1,000万スイス・フランとなった。これはグローバル不動産の分野の増加により一部相殺されている。実績報酬は、主に株式、マルチ・アセット&オコナーにおいて、3,200万スイス・フラン減少して1億2,200万スイス・フランとなった。

2016年12月31日現在、当部門のヘッジ・ファンド事業の実績報酬適格資産の約43%（昨年は26%）は、ハイウォーターマークを超えた。これらの資産は、株式、マルチ・アセット&オコナー及びソリューションの中で報告されている。

営業費用

営業費用合計は、500万スイス・フラン増加して14億7,900万スイス・フランとなった。調整後の営業費用は、1,300万スイス・フラン（1%）減少して13億7,900万スイス・フランとなった。

人件費は、200万スイス・フラン減少して7億2,700万スイス・フランとなり、調整後の人件費は、1,300万スイス・フラン減少して7億1,200万スイス・フランとなった。調整後の人件費の減少は主に、前述した当部門のAFS事業の売却による変動報酬費用の減少と給与コストの減少によるものであるが、主に販売及び投資の分野で、平均従業員水準が上昇したことにより一部相殺されている。

一般管理費は、900万スイス・フラン増加して2億4,100万スイス・フランとなった。調整後の一般管理費は、300万スイス・フラン増加して2億2,600万スイス・フランとなった。これは主に、専門家報酬の増加及び市場データ・サービス費の増加によるものであるが、旅行及び交際費の減少により一部相殺されている。

費用対収益比率

費用対収益比率は、前年度の71.7%に対し、76.6%となった。調整後の費用対収益比率は、69.6%であったのに対して71.4%となり、当部門の目標範囲である60%から70%を上回った。

新規純資金

マネー・マーケット・フローを除く純資金流出額は、前年度は7億スイス・フランであったのに対し、225億スイス・フランとなった。これにより、新規純資金増加率が前年度のマイナス0.1%からマイナス3.8%となり、当部門の目標範囲である3%から5%の範囲を下回った。顧客層別では、第三者からの純資金流出額が、前年度は77億スイス・フランであったのに対し、125億スイス・フランとなった。これには、単一の顧客からの料金設定関連流出額及び資産配分の変動72億スイス・フランが含まれる。純資金流出額は主に、アジア太平洋、南北アメリカ及びヨーロッパからの顧客によるものであり、スイスの顧客からの流入額により一部相殺されている。UBSのウェルス・マネジメント事業の顧客からの新規純資金流出額は、前年

度70億スイス・フランの純資金流入額に対し、100億スイス・フランとなった。これは主に、2016年第4四半期における資産配分の変動によるものであった。

運用資産

運用資産は、6,500億スイス・フランから6,560億スイス・フランに増加した。これは、市場でのプラスの業績220億スイス・フランを反映しており、純資金流出額160億スイス・フランにより一部相殺されている。

2016年12月31日現在、運用資産のうち3,850億スイス・フラン（59%）はアクティブな非短期金融市場ストラテジーにおいて運用されており、また、運用資産のうち2,060億スイス・フラン（31%）はパッシブ・ストラテジーにおいて運用されていた。運用資産のうち残りの660億スイス・フラン（10%）は、短期金融市場資産であった。地域ベースでは、運用資産の34%がスイス、24%が南北アメリカ、22%がヨーロッパ、中東及びアフリカ、そして20%がアジア太平洋からの顧客に関連している。

管理資産

総管理資産は、主に市場でのプラスの業績130億スイス・フランを反映して、4,070億スイス・フランから4,200億スイス・フランとなった。

従業員

2015年12月31日現在のアセット・マネジメント部門の従業員は2,277名であったのに対し、2016年12月31日現在では2,308名であった。

運用実績

運用実績は、成長率の低迷とアルファ・ストラテジーへの集中により、当部門のエクイティ・ファンド全体としてはまちまちであったが、その一方でアジア及び新興市場においては好調であった。英国のバリュエーションファンド及びインカムファンドも、概して好調であった。

当部門の債券部門ストラテジーの大部分は、多くのポートフォリオのリスク・エクスポージャーが全般的に中程度に活発であったため、2016年度は堅調に推移した。マルチセクター及び投資適格クレジット・ストラテジーの実績は特に好調であり、当グループのハイ・イールド債務ストラテジーは、インデックスから多少遅れを取ったものもあったが、重要なピアグループと比較すると相対的に良好な実績を得た。

当部門のマルチ・アセット・ストラテジーは、全般的にベンチマークに対して苦戦した年となったが、ピアグループと比較すると堅調な実績を得た。当グループが夏期を通じて株式につき慎重な姿勢をとっていたことにより実績は低迷したが、その一方で新興市場の資産及び米国のインフレ連動債へのエクスポージャーが増加し、これは当年度後半の実績に貢献した。

グローバル不動産部門の米国のコンポジット（農地を含む。）及びスイスの不動産直接投資業務は、2016年度において良好な絶対的リターンを上げたが、相対的ベースでは、米国のコンポジットは、インデックスと比較してレバレッジが低いため、その実績はベンチマークを下回った。スイスのコンポジットの実績も、インデックスへかなりの重みを置いたことを考慮すると、ベンチマークを下回った。

オコナーのマルチ・ストラテジー・ファンドの実績は、手数料を含まない金額でプラスの絶対的実績を上げたが、広範なヘッジ・ファンドの平均を下回った。信用及び合併のアービトラージ・ストラテジーは、当年度において堅調なリターンを得たが、市場中立型及び株式長期／短期ストラテジーの実績は低迷した。ヘッジ・ファンド・ソリューションは、この下位戦略や基本的な株式選択全般にとって困難な年において、株式ヘッジの配分の実績がまちまちであったのに関わらず、多くの競合他社とは異なり、2016年度にプラスの絶対的リターンを上げた。

パッシブ・ストラテジー及びオルタナティブ・インデックス、又はスマートベータ商品は、インデックスに近い動きをした。

インベストメント・バンク

2015年度と2016年度の比較

業績

税引前利益は、8億8,800万スイス・フラン（47%）減少して10億400万スイス・フランとなり、調整後の税引前利益は、7億8,500万スイス・フラン（34%）減少して15億300万スイス・フランとなった。これは主に営業収益の減少によるものであるが、営業費用の減少により一部相殺されている。

営業収益

営業収益合計は、11億3,300万スイス・フラン（13%）減少して76億8,800万スイス・フランであった。調整後の営業収益合計は、IHSマークイットに対する当部門の投資の一部を売却したことに関連する利益7,800万スイス・フラン（2016年度）及び1,100万スイス・フラン（2015年度）を除くと、88億1,000万スイス・フランから12億スイス・フラン（14%）減少して76億1,000万スイス・フランであった。これは、インベスター・クライアント・サービスの収益が6億7,800万スイス・フラン減少し、コーポレート・クライアント・ソリューションの収益が5億7,800万スイス・フラン減少したことによる。エネルギー・セクターに関連する費用の減少を反映して、正味貸倒引当金繰入額は、前年度に6,800万スイス・フランであったのに対し、1,100万スイス・フランであった。米ドル建てでは、調整後の営業収益は16%減少した。

事業部門別の営業収益

コーポレート・クライアント・ソリューション

コーポレート・クライアント・ソリューションの収益は、株式資本市場業務、リスク管理及び金融ソリューションの収益減少を主因として、5億7,800万スイス・フラン(20%)減少して23億8,200万スイス・フランであった。米ドル建てでは収益は22%減少した。

アドバイザリー業務の収益は、1,800万スイス・フラン減少して6億9,100万スイス・フランであった。これは、プライベート取引からの収益の減少を反映しているが、手数料収入プールが世界的にほぼ横ばいであったのに対し、合併及び買収取引からの収益が増加したことにより一部相殺された。

株式資本市場業務の収益は、主に、グローバルベースの手数料収入プールが25%減少して公募業務からの収益が減少したことと、プライベート取引からの収益が減少したことにより、3億7,300万スイス・フラン減少して6億7,400万スイス・フランであった。

債券資本市場業務の収益は、4,900万スイス・フラン増加して7億4,000万スイス・フランとなった。これは主に、手数料収入プールが世界的に2%低下したのに対してレバレッジド・ファイナンス業務の収益が増加したことを主因とするものであった。この増加は、投資適格収益の減少によって一部相殺されている。

金融ソリューション業務の収益は、ストラクチャード・ファイナンスからの収益の減少を主に反映して、8,100万スイス・フラン減少して3億6,000万スイス・フランとなった。

リスク管理収益は、主に信用スプレッドの縮小を大きく反映したポート・フォリオ・マクロ・ヘッジにおける損失により、プラスの7,300万スイス・フランからマイナス8,400万スイス・フランとなった。

インベスター・クライアント・サービス

インベスター・クライアント・サービスの収益は、6億1,100万スイス・フラン（10%）減少して53億1,800万スイス・フランとなった。前述した2016年度の利益7,800万スイス・フラン及び2015年度の利益1,100万スイス・フランを除くと、調整後の収益は、株式部門並びに外国為替、金利及びクレジット部門の両方の収益が減少したため、6億7,800万スイス・フラン（11%）減少して52億4,000万スイス・フランとなった。米ドル建てでは、調整後の収益は14%減少した。

株式部門

株式部門の収益は、4億7,600万スイス・フラン減少して34億8,600万スイス・フランとなった。

現物株式業務の収益は、1億4,600万スイス・フラン減少して12億2,500万スイス・フランとなった。これは主に、トレーディング収益の減少によるものである。

デリバティブ収益は、3億2,400万スイス・フラン減少して7億2,200万スイス・フランとなった。これは、顧客活動水準の低下と、トレーディング収益の減少を反映したものである。

金融サービスの収益は、5,200万スイス・フラン減少して15億2,900万スイス・フランとなった。これは、2015年度に好調であったエクイティ・ファイナンスからのトレーディング収益の減少によるものである。

外国為替、金利及びクレジット部門

外国為替、金利及びクレジット部門の収益は、1億3,600万スイス・フラン減少して18億3,100万スイス・フランとなった。前述した利益7,800万スイス・フラン（前年度は1,100万スイス・フラン）を除くと、調整後の収益は、19億5,600万スイス・フランから17億5,300万スイス・フランに減少した。これは主に、2015年第1四半期は、2015年1月のスイス国立銀行の通貨措置後のボラティリティの上昇及び顧客活動の増加の恩恵を受けたことによる。

営業費用

営業費用合計は、2億4,500万スイス・フラン（4%）減少して66億8,400万スイス・フランであった。調整後の営業費用は、4億1,500万スイス・フラン（6%）減少し、61億700万スイス・フランになった。米ドル建てでは、調整後の営業費用は9%減少した。

人件費は32億2,000万スイス・フランから30億8,200万スイス・フランに減少した。調整後の人件費は、32億600万スイス・フランから減少して29億2,800万スイス・フランとなった。これは主に、当部門のコスト削減プログラムの結果としての、変動報酬費用の減少と支払給与の減少によるものであった。

一般管理費は、8億4,100万スイス・フランから8億500万スイス・フランに減少した。調整後ベースでは、8億3,400万スイス・フランから7億9,100万スイス・フランに減少した。これは主に、専門家報酬並びに交通費及び接待費の減少によるものであるが、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金が4,400万スイス・フラン増加したことにより一部相殺されている。年間の英国銀行税に関する費用は、前年度の9,800万スイス・フランに対し、8,000万スイス・フランであった。

その他の事業部門及びコーポレート・センターからの業務費用純額は、28億1,700万スイス・フランから27億6,500万スイス・フランに減少した。調整後ベースでは、24億4,100万スイス・フランから23億5,500万スイス・フランに減少した。

費用対収益比率

費用対収益比率は、78.0%から86.8%に増加した。調整後ベースでは、費用対収益比率は73.5%から80.1%に増加し、当部門の目標範囲である70%から80%を僅かに上回った。

帰属株式によるリターン

2016年度の帰属株式によるリターン（RoAE）は13.1%であり、調整後ベースでは19.6%となり、当部門の目標である15%超を上回った。

リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、2016年12月31日現在、75億スイス・フラン増加して、704億スイス・フランとなり、当部門の短期から中期の見通しである約850億スイス・フランを下回った。この増加は、市場リスクのRWAの35億スイス・フランの増加と、オペレーショナル・リスクのRWAの27億スイス・フランの増加及び信用リスクのRWAの15億スイス・フランの増加によるものである。

レバレッジ比率分母

完全適用ベースのレバレッジ比率分母は、2016年12月31日現在、370億スイス・フラン減少して、2,310億スイス・フランであり、当部門の短期から中期の見通しである約3,250億スイス・フランを引き続き下回った。2016年度における減少は主に、効果的なリソース管理によるものであった。

従業員

2016年12月31日現在のインベストメント・バンク部門の従業員は、当グループのコスト削減プログラムを大きく反映して、2015年12月31日現在の5,243名から509名減少し、4,734名であった。

コーポレート・センター

コーポレート・センターサービス

2015年度と2016年度の比較

コーポレート・センターサービスは、前年度に8億1,800万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、8億4,900万スイス・フランの税引前損失を計上し、調整後ベースでは、前年度に10億5,600万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、9億1,200万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益

営業収益は、前年度にプラス2億4,100万スイス・フランであったのに対し、マイナス1億200万スイス・フランとなった。これは主に、不動産売却益が3億7,800万スイス・フランから1億2,000万スイス・フランに減少したことによる。調整後ベースの営業収益は、前年度にマイナス1億3,700万スイス・フランであったのに対し、マイナス2億2,200万スイス・フランとなった。これは主に、コーポレート・センターグループ資産・負債管理（グループALM）から配分された当グループの株式投資からの収益の減少に起因している。

営業費用

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に業務を配分する前の営業費用

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に業務を配分する前の営業費用合計は、3億6,300万スイス・フラン（4%）減少して89億1,100万スイス・フランとなった。リストラクチャリング費用は、主に当グループの業務のニアショア及びオフショア拠点への移転並びにIT及びその他の業務の外部委託に関連して、11億2,500万スイス・フランから11億4,100万スイス・フランとなった。配分前の調整後の営業費用は、3億8,100万スイス・フラン（5%）減少して77億7,000万スイス・フランとなった。

人件費は1億200万スイス・フラン減少して38億100万スイス・フランとなり、調整後ベースでは2億1,600万スイス・フラン減少して32億8,300万スイス・フランとなった。調整後の人件費の減少は、主にニアショアリング及びオフショアリングの推進、並びに人口統計及び財務上の仮定の変更による影響を反映したスイスの年金制度に係る年金費用の減少によるものである。

一般管理費は3億3,800万スイス・フラン減少して41億4,500万スイス・フランとなり、調整後の一般管理費は2億4,200万スイス・フラン減少しているが、これは主に外部委託費用の減少及び専門家報酬の減少によるものである。

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損は、8億6,800万スイス・フランから9億4,400万スイス・フランに増加した。これは、自己創設ソフトウェアの資産計上に関連する減価償却費の増加を反映している。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する／からの業務

コーポレート・センターサービスは、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対し、81億6,400万スイス・フラン（前年度は82億1,500万スイス・フラン）の費用を配分した。事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する調整後の業務費用配分純額は、72億3,100万スイス・フランから70億8,000万スイス・フランとなった。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する／からの業務配分後の営業費用

コーポレート・センターサービスは、当グループのガバナンス機能及びその他のコーポレート業務、特定の戦略的プロジェクト及び規制上のプロジェクト並びに特定のリストラクチャリング費用に関する費用を留保する。配分後にコーポレート・センターサービスに残存する営業費用合計は10億5,900万スイス・フランから7億4,700万スイス・フランに減少し、調整後ベースでは9億1,900万スイス・フランから6億9,000万スイス・フランに減少した。これは主に、規制上のプロジェクトに係る留保費用の減少、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金に係る費用の減少額1,300万スイス・フラン、並びに人口統計及び財務上の仮定の変更による影響を反映したスイスの年金制度に係る年金費用の減少を反映している。

コーポレート・センターグループ資産・負債管理

2015年度と2016年度の比較

コーポレート・センターグループ資産・負債管理（グループALM）は、前年度の2億8,200万スイス・フランの税引前利益に対し、2億1,800万スイス・フランの税引前損失を計上した。調整後ベースでは、前年度の1億200万スイス・フランの税引前損失に対し、9,600万スイス・フランの税引前損失を計上した。これは、配分後のマイナスの純収益の減少の大部分がヘッジ会計の非有効性に係る利得の減少により相殺されたことに起因している。

リスク・エクスポージャー管理部門の移転

業務セグメントの実績の評価方法の変更にあわせ、当グループは、2016年度にリスク・エクスポージャー管理（REM）部門をコーポレート・センター非中核事業及びレガシー・ポートフォリオからコーポレート・センターグループALMに移転し、REMのリスク管理責任を報告体制とより調和させ、グループALMが行う他の業務とより緊密に連携させた。REMでは主に、店頭デリバティブ・ポートフォリオの信用評価調整、負債評価調整及び調達評価調整に関するリスク管理を実施する。

従前の期間に係る損益に関する情報は、この移転を反映させるために修正再表示されている。配分前のREMからの純収益は、現在、「事業部門別リスク管理に関する純収益」の行に表示されており、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に全額配分されている。いずれの期間及びいずれのセグメントの税引前営業利益にもこの修正再表示による影響はなかった。

従前の期間の貸借対照表の資産及びリスク加重資産に関する情報については、当該項目に対する影響が重要でなかったと考えられるため、修正再表示はされていない。

グループALMのレバレッジ比率分母（LRD）は、2015年12月31日について修正再表示され、その結果77億スイス・フラン増加した（コーポレート・センター非中核事業及びレガシー・ポートフォリオでは、反対に同額分減少した。）。

営業収益

営業収益合計は、前年度がプラス2億7,700万スイス・フランであったのに対し、マイナス2億1,900万スイス・フランとなった。グループALMが留保した調整後の営業収益合計は、前年度にマイナス1億700万スイス・フランであったのに対し、マイナス9,700万スイス・フランであった。

事業部門別リスク管理に関する純収益

事業部門別リスク管理活動からの純収益は、前年度の8億7,800万スイス・フランに対し、8億4,700万スイス・フランであった。これは主に、ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門のバンキング勘定における金利リスク管理に関する収益の減少を反映していた。この減少は、貸付の中途解約により顧客から受領した違約金の減少及び現在のマイナス金利環境におけるユーロ建預金の管理から生じた受取利息の減少を主因としていた。

資本投資及び発行に関する純収益

資本投資及び発行活動からの純収益は、前年度の2億7,200万スイス・フランに対し、4,500万スイス・フランであった。この減少は、未償還の総損失吸収力適格長期債務の合計が増加した結果、純支払利息が1億6,800万スイス・フラン増加したこと、当年度中、追加Tier 1自己資本及び非劣後無担保債務の発行に関連して支払われた手数料、並びに満期を迎えるポジションが低い長期金利に取って代わられたことにより当グループの株式投資からの受取利息が5,800万スイス・フラン減少したことに起因している。

当グループの構造的リスク管理に関する純収益

当グループの構造的リスク管理活動からの純収益は、前年度のマイナス6億4,700万スイス・フランに対し、マイナス5億4,700万スイス・フランであった。特定の高品質流動資産と内部資金調達に係る負債との間のスプレッドの拡大を主因とする、当グループの高品質流動資産の管理からの収益に見られた4億8,100万スイス・フランの増加は、2016年度中に長期債が発行されたことによる純支払利息の3億8,200万スイス・フランの増加によりその大半が相殺された。

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対する配分

事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対するリスク管理活動からの配分額の合計は、前年度の8億3,200万スイス・フランに対し、5億1,200万スイス・フランであった。この減少は主に、前述

した資本投資及び発行業務からの受取利息の減少を反映しており、当該配分額は、事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門に対し、各々の帰属資本に応じて、全額配分される。更に、当グループの構造的リスク管理活動からの費用配分額が6,200万スイス・フラン増加した。この配分は、各事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門の資金調達及び流動性リスクの消費高に基づいている。

配分後のリスク管理に関する純収益合計

グループALMは、配分後のリスク管理活動からのマイナス1億6,700万スイス・フラン（前年度はマイナス3億2,900万スイス・フラン）を留保した。

リスク管理活動からの留保収益は、その全てが当グループの構造的リスク管理に関連しており、当該収益は、主に、グループALMが事業部門の消費合計を上回る水準に維持するバッファからの費用及び費用配分に使用される基準金利に関係する当グループの高品質流動資産ポートフォリオ管理からグループALMが創出した収益の正味残額である。

経済ヘッジに関連する会計上の非対称性

経済ヘッジに関連する会計上の非対称性に起因してグループALMにより留保された純収益は、2,700万スイス・フラン（前年度はマイナス6,600万スイス・フラン）であった。これは主に、自己の信用のファンディング・スプレッドの縮小に起因する一定の内部資金取引に関する1億7,400万スイス・フランの公正価値利得（前年度は1,900万スイス・フランの損失）によるものであった。これは、売却可能と分類された高品質流動資産に関し、4,300万スイス・フランの損失（前年度は1億200万スイス・フランの利得）が計上されたことにより、一部相殺された。この非対称的な結果の減少には、新しく購入された高品質流動資産債券の大半を売却可能金融資産に分類する代わりに損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産に分類するために2016年第1四半期から適用された変更が反映されている。

ヘッジ会計の非有効性

ヘッジ会計の非有効性に関する純収益は、前年度の1億5,600万スイス・フランに対し、700万スイス・フランであった。前年の収益増加は、主に、2015年1月のスイス国立銀行の通貨措置後のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連していた。この非有効性は、主に、LIBORとオーバーナイト・インデックス・スワップ・レートとの間のスプレッドが、キャッシュフローを決定する基準金利又は割引率のいずれかを通じてヘッジ項目及びヘッジ商品の評価に影響を及ぼす方法に差異があることにより変動することから生じている。

その他

その他の純収益は、前年度の1億3,300万スイス・フランに対し、3,700万スイス・フランであった。これは、インベストメント・バンクの自己債券マーケット・メイキング活動に関連したマイナスの収益及び非支配持分の代わりにグループALMが留保した受取利息の減少を反映している。更に、2016年度の実績には、グループALMが管理するスイス・フラン以外の通貨建利益の月次換算からの1,200万スイス・フランの損失（2015年度は5,600万スイス・フランの利得）が含まれていた。

貸借対照表上の資産

貸借対照表上の資産は、300億スイス・フラン増加して、2,670億スイス・フランであった。これは主に、公正価値での測定を指定された金融資産、売却可能金融資産及び満期まで保有される金融資産に関する230億スイス・フランの純増加並びに主に当事業年度末に向けて発生した現金及び中央銀行預け金の180億スイス・フランの増加に起因していた。この増加は主に、当グループの米国中間持株会社及びUBSヨーロッパSEに適用ある流動性要件を反映したものであり、更に、各事業部門によりグループALMに移転された正味資金の増加から生じたものでもあった。

グループALMは、事業部門の需要に対する余剰である創出資金の投資に責任を負う。その結果、グループALMの貸借対照表は、主に、一元管理されている資産需要よりも当グループ全体で創出された負債の金額に依拠する。

リスク加重資産

2016年12月31日現在の完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、50億スイス・フラン増加して、110億スイス・フランであった。これは主に、オペレーショナル・リスクのRWAを事業部門及びコーポレート・センターの業務部門に配分するための方法が見直され、更にグループALMの高品質流動資産ポートフォリオにおける信用リスクが増加した結果であった。

レバレッジ比率分母

レバレッジ比率分母は、貸借対照表上の資産の増加に伴い、2,480億スイス・フランから2,720億スイス・フランへと増加した。

コーポレート・センター―非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

2015年度と2016年度の比較

コーポレート・センター―非中核事業及びレガシー・ポートフォリオは、前年度に15億300万スイス・フランの税引前損失を計上したのに対し、11億1,400万スイス・フランの税引前損失を計上した。

営業収益

営業収益は、前年度のマイナス2億300万スイス・フランから、マイナス3,600万スイス・フランとなった。この改善結果は主に、取引の巻戻し及び更改遂行から生じた損失の減少に起因していた。更に、2016年度の実績には、訴訟債権の和解に関する利得及び公正価値での測定を指定された金融資産に関する評価益（2015年度は評価損）が含まれていた。

営業費用

営業費用合計は、2億2,300万スイス・フラン（17%）減少して、10億7,800万スイス・フランとなった。共通業務の利用が減ったことで事業部門及びその他コーポレート・センターの業務部門からの業務費用純額は9,900万スイス・フラン減少した。人件費は従業員水準の低下に起因して、5,000万スイス・フラン減少した。訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金純額は、3,600万スイス・フラン減少して、5億8,400万スイス・フランとなった。更に、2016年度の実績には、年間の英国銀行税に関する費用3,300万スイス・フラン（2015年度は5,000万スイス・フラン）が含まれている。

貸借対照表上の資産

2016年度中、貸借対照表上の資産は、940億スイス・フランから、680億スイス・フランへと減少した。再調達価額-借方（PRVs）は、220億スイス・フラン減少した。これは主に、合意による清算、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意を含む継続的な縮小措置を反映しているが、金利上昇に起因して公正価値が上昇したことにより一部相殺されている。PRVsを除く総資産は、デリバティブ商品に係る差入担保金の減少を主因として、40億スイス・フラン減少して、120億スイス・フランであった。

公正価値階層のレベル3に分類される資産は、2016年12月31日現在、合計20億スイス・フランであった。

リスク加重資産

完全適用ベースのリスク加重資産（RWA）は、オペレーショナル・リスクのRWAを事業部門及びコーポレート・センターの業務部門に配分するための方法の見直しを主因として、120億スイス・フラン減少し、190億スイス・フランであった。

レバレッジ比率分母

完全適用ベースのレバレッジ比率分母（LRD）は、貸借対照表上の資産の減少に伴い、380億スイス・フランから220億スイス・フランへと減少した。

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの構成の概要は、以下の表の通りである。

区分別のポジションの分類及びその掲載順は、必ずしも当該ポジションに関連するリスクの重大性を表すものではなく、また、下表に掲載される測定値は、必ずしも当該ポジションの管理及び統制において用いられるリスク測定値を表すものではない。

(単位：十億スイス・フラン)

エクスポージャー区分	説明	RWA		総資産 (注1)		LRD (注2)	
		2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
金利（線型）	線型金利店頭商品（主に全主要通貨及び一部の新興市場のバニラ金利スワップ、インフレ・スワップ、ベシス・スワップ及びクロス・カレンシー・スワップ）及び非線型金利店頭商品（バニラ・オプション及び仕組オプション）からなる。総PRVsの95%超は、担保により保証されている。無担保エクスポージャーは各カウンターパーティに十分に分散しており、そのうち過半数は、投資適格格付を有している。総PRVsの約40%は、2021年度末までに満期を迎える。	2.5	3.6	42.6	55.9	9.4	17.8
金利（非線型）		0.8	0.7	14.5	22.3	2.0	2.8
信用	主にその大部分が市場リスクに対してヘッジされた残存ストラクチャード・クレジット勘定からなる。残りのカウンターパーティ・リスクは、担保により完全に保証され、様々な名義に分散している。残存ストラクチャード・クレジット勘定は、2018年度末までに大幅に縮小する見込みである。また、同様の縮小プロフィールが見込まれる企業貸付及び残存不良信用ポジションも含まれる。	0.5	0.5	1.0	2.0	2.2	7.0
証券化	主に指向性変動による影響を軽減するために関連ある現金のABS資産及び総合的ヘッジ取引を参照するCDSポジションのポートフォリオからなる。残存ポジションの大部分は、2018年度末までに縮小する見込みである。	2.4	1.5	1.4	1.8	1.4	1.9
オークション優先株（APS）及びオークション・レート証券（ARS）	長期APS及び地方ARSのポートフォリオ。2016年12月31日現在、全てのAPSはA以上の格付を有し、全てのARSエクスポージャーはBa1以上の格付を有する。	0.7	0.9	2.5	2.8	2.5	2.8
地方スワップ及びオプション	米国の地方自治体と間のスワップ及びオプション。PRVsの95%超は、2016年12月31日現在投資適格格付を有するカウンターパーティを相手方とする。	0.4	0.5	2.3	3.4	1.7	2.5
その他	より小規模のポジションに係る様々なポートフォリオ。	1.5	1.8	4.2	6.3	3.2	3.5 (注3)
オペレーショナル・リスク	非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに割り当てられたオペレーショナル・リスクRWA。	10.1	21.1	-	-	-	-
合計		18.9	30.7	68.5	94.4	22.4	38.5

(注1) 2016年12月31日現在の総資産685億スイス・フラン（2015年12月31日現在の総資産944億スイス・フラン）には、再調達価額一借方（一切のカウンターパーティ・ネットティングの影響を除く総エクスポージャー）565億スイス・フラン（2015年12月31日現在は785億スイス・フラン）が含まれる。

(注2) スイスSRBレバレッジ比率分母を意味する。

(注3) 2015年12月31日現在の比較可能な数字は、2016年にリスク・エクスポージャー管理(REM)部門をコーポレート・センター・非中核事業及びレガシー・ポートフォリオからコーポレート・センターグループALMに移転したことを反映して修正再表示されている。詳細については、本書の「コーポレート・センターグループ資産・負債管理」を参照されたい。

2【生産、受注及び販売の状況】

該当事項なし。

3【対処すべき課題】

UBS AG及びその子会社は、現地市場及び個別の事業分野において、UBS AG及びその子会社に匹敵する規模を有する世界的な金融機関との競争に直面している。更に、UBS AG及びその子会社の事業、特にウェルス・マネジメント事業では、顧客心理及び取引高に影響を及ぼす可能性のあるマクロ経済の不確実性、地政学的緊張及び政治的分裂、並びに常に変動する市況、規制環境及びその他の事項に関する課題に直面している。特にスイス及びユーロ圏に見られる低金利及びマイナス金利は、純利息マージンに対し引き続き逆風となっている。それに加えて、スイスの新しい銀行資本基準の実施及び国際的な銀行規制の枠組みの追加的変更案により、UBS AG及びその子会社並びにUBSグループの所要自己資本並びに利息費用及び営業費が引き上げられる予定である。また、UBS AG及びその子会社を含むUBSグループは、その事業の性質により、広範な規制上の監視に服し、かつ重大な責任負担のリスクにさらされる。50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、UBS AG及びその子会社は多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服している。UBS AG及びその子会社は、様々な請求、紛争、法的手続及び政府の調査に関わっている。これらの及びその他の事項に対する財務エクスポージャーの範囲は重大であり、UBSグループ(UBS AG及びその子会社を含む。)が設定した引当金の水準を大幅に上回る可能性がある。UBS AGは、これらの問題が解決された時の財務及びその他の面への影響を予想することはできない。規制手続の解決により、UBS(UBS AG及びその子会社を含む。)が一定の業務を維持するために規制上の不適格の権利放棄を取得することが求められ、許可及び規制上の承認を制限、停止又は解除する権利が規制当局に付与され、金融市場の公益事業に対し、そのような公益事業に参加することを制限、停止又は解除することを認める可能性がある。そのような権利放棄を取得することを怠った場合、又は許可、承認若しくは参加が制限、停止若しくは解除される場合、UBSグループ(UBS AG及びその子会社を含む。)に重大な影響が及ぶ可能性がある。

当グループの戦略

当グループのあり方

世界最大且つ唯一の真にグローバルなウェルス・マネジャー

当グループの戦略は、業界を主導する当グループのウェルス・マネジメント事業及びスイスにおける当グループの優良ユニバーサル・バンクをその中核に据えており、これらはアセット・マネジメント事業及びインベストメント・バンク事業により強化されている。当グループは、対象とする市場において優位な競争的地位を有し、資本効率に優れ、魅力的な長期の構造的成長又は収益性が見込まれる事業に焦点を当てている。当グループは世界最大且つ唯一の真にグローバルなウェルス・マネジャーであり、巨大で成長著しい市場において大きなプレゼンスを有している。当グループのウェルス・マネジメント事業は、魅力的な成長が見込まれる業界における著しい規模、益々高くなる参入障壁、及び魅力的な富裕層顧客セグメント及び超富裕層顧客セグメントを通じたその主導的地位による恩恵を受けている。当グループの全事業部門が事業を行う国はスイスのみであるが、当グループは同国において傑出したユニバーサル・バンクとしての地位を有している。当グループの自国市場における主導的地位は、UBSの世界的ブランド及び収益安定性の中核をなすものである。当グループのウェルス・マネジメント事業と当グループのその他の事業との間のパートナーシップは、重要な差別化要因且つ競争上の優位性の根源である。

強固な資本ポジション及び資本効率の高いビジネスモデル

強固な資本力は当グループの戦略の基礎であり、それ以外の競争上の優位性ももたらしている。当グループの完全適用ベースの普通株式等Tier 1(CET1)自己資本比率は、大手グローバル銀行の中でも最も高い数値の1つであり、当グループは、2020年1月1日に改正されたスイスの完全適用ベースの大きすぎて潰せない

い規制を充足する体制を整えている。当グループの増資及び資本効率の高いビジネスモデルは、相当な額の留保利益を必要とせずに成長機会を追求する一方で、当グループが規制要件の変更に適応することを助けている。当グループでは、当グループの事業モデルが、標準化された市況において、調整後の有形資本利益率を15%超創出することが可能であると考えている。

当グループの魅力的な資本還元方針への取り組み

当グループの収益力及び資本効率は、株主に持続可能で増大する資本還元を行うという当グループの目標を支えている。当グループは、完全適用ベースのCET1自己資本比率を13%以上に維持し、ストレス後の完全適用ベースのCET1自己資本比率を10%以上に維持する目的を達成し続けていることを条件として、株主に帰属する当期純利益のうち、50%以上の総資本収益率を約束している。総資本収益率は、当グループが時間をかけて着実に増やす予定の通常配当及びその他の形式の資本収益で構成される予定である。2016年度については、当グループの取締役会は、1株あたり0.60スイス・フランの配当金支払を提案する予定であり、これは2015年度に支払われた通常配当と一致しており、71%の配当性向を示している。

当グループの優先事項

1. 継続的な当グループの戦略の遂行及び当グループの業績目標の実行

当グループが2011年に開始した戦略上の変更は、当グループの強みに焦点を当てるという当グループの決定及びより厳格な規制を当グループが予測したことにより実施された。2014年度の戦略転換は無事完了したが、当グループでは引き続き成果を伴う実績を構築し、業績目標を達成するための統制のとれた実行に焦点を当てる予定である。

2. 有効性及び効率性の向上

当グループの有効性及び効率性に関するプログラムは、当グループのグローバルな労働力及び拠点の最適化を含め、将来に向けて適切なインフラ及び費用枠組みの創出に焦点を当てている。コスト削減目標の達成は、規制上の変更に関連する費用の増加を相殺し、当グループの利益率目標を達成するのに重要である。

3. 成長のための投資

当グループでは引き続き、イノベーション、よりよい顧客サービスの提供及び競争的なポジションの更なる強化に重点を置いて、テクノロジー及びデジタル化に関する当グループの能力を強化及び向上させる。当グループでは、従業員教育への投資及び最高の人材の勧誘にも取り組んでいる。

当グループの業績目標、予測及び計画

以下の表は、当グループ及び事業部門に関する業績目標、予測及び計画を記載している。これらの数値は年次ベースで算出されており、景気循環の中で持続可能な事業実績を上げるための当グループの目標を表している。当グループ及び事業部門に関する業績目標、予測及び計画は、調整済の結果に基づいており、為替換算レートを一定と仮定している。

当グループ

調整後の費用対収益比率	60～70%
調整後の有形資本利益率	>15%
普通株式等Tier 1自己資本比率 (完全適用ベース) ¹	13%以上 ²
リスク加重資産 (完全適用ベース)	予測：短期／中期で2,500億スイス・フラン前後 ³
レバレッジ比率分母 (完全適用ベース)	予測：短期／中期で9,500億スイス・フラン前後 ³
コスト削減純額 ⁴	2017年度末までに21億スイス・フラン

¹ 2016年7月1日に発効した改訂後のスイスSRBの資本の枠組みに基づいている。詳細については、UBS AGの2016年度年次報告書（英文）の「Capital Management」を参照されたい。² 当グループの資本還元方針には、ストレス後の完全適用ベースの普通株式等 Tier 1 (CET1) 自己資本比率を最低でも10%に維持するという目標も含まれている。³ 現在適用ある規則に基づいている。詳細については、UBS AGの2016年度年次報告書（英文）の「Capital Management」を参照されたい。リスク加重資産（RWA）に関する既知のFINMAの乗数及び方法論の変更も反映しており、RWA及びレバレッジ比率分母（LRD）の両方について標準化された市況を仮定している。⁴ 2013年度通年のコーポレート・センターに関する調整後の営業費用及び2015年度通年の事業部門に関する調整後の営業費用とそれぞれ比較した2017年度末のエグジット・レート。コスト削減には、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金、外貨の変動並びに一時的な規制プログラム費用は含まれない。事業部門の調整後の営業費用は配分前のものであり、変動報酬費用及びウェルス・マネジメント・アメリカズ財務アドバイザーに対する報酬に主に関連した、コスト削減実績を表していない項目は含まれていない。

事業部門

ウェルス・マネジメント	新規純資金増加率	3～5%	予測：景気循環の中で両事業合わせた調整後の年次税引前利益増加率10～15%
	調整後の費用対収益比率	55～65%	
ウェルス・マネジメント・アメリカズ ¹	新規純資金増加率	2～4%	
	調整後の費用対収益比率	75～85%	
パーソナル&コーポレート・バンキング	新規純業務取扱高増加率	1～4%（パーソナル・バンキング）	
	純利息マージン	140～180ベース・ポイント	
	調整後の費用対収益比率	50～60%	
アセット・マネジメント	新規純資金増加率	3～5%（マネー・マーケット・フローを除く。）	
	調整後の費用対収益比率	60～70%	
	調整後の年次税引前利益	計画：中期で10億スイス・フラン	
インベストメント・バンク	調整後の年次税引前帰属資本利益率	>15% ²	
	調整後の費用対収益比率	70～80%	
	リスク加重資産（完全適用ベース）	予測：短期／中期で850億スイス・フラン前後 ³	
	レバレッジ比率分母（完全適用ベース）	予測：短期／中期で3,250億スイス・フラン前後 ³	

¹ 米ドルに基づいている。² 現在の資本規制に基づいている。³ 現在適用ある規則に基づいている。詳細については、UBS AGの2016年度年次報告書（英文）の「Capital Management」を参照されたい。リスク加重資産（RWA）に関する既知のFINMAの乗数及び方法論の変更も反映しており、RWA及びレバレッジ比率分母（LRD）の両方について標準化された市況を仮定している。コーポレート・センターグループ資産・負債管理がインベストメント・バンクの代わりに中心となって管理する業務に直接関連するRWA及びLRDを含む。

最新の市場情勢及び業界の動向

2016年における世界経済の展開

2016年、世界経済の成長は若干減速した。世界の主要な経済圏（米国、ユーロ圏及び中国）それぞれに成長の減速がみられたが、その主な原因は投資支出の減少である。ブラジル及びロシアでは、前年に引き続き景気が後退し、日本でも引き続き成長に鈍さがみられたが、インドは極めて高い成長を示した。

世界的にみると、経済の不確実性が、多くの地域で記録的な低金利であったにもかかわらず、投資支出がなおも金融危機前の水準に達していなかったという形で示されていた。2016年、投資支出減速の動向は、低いエネルギー価格によって悪化し、特に米国とロシアでは、資本投資のさらなる縮小につながった。石油価格は、OPECによる減産の決定が主要な原因となって年末に向けて改善を示したが、地政学的不確実性・経済的不確実性が、投資支出の広範な回復に対するリスクとなっている。

このような状況のなかでも、株式市場は概ね堅調であった。2016年は、中国や石油価格の低下に対する懸念から課題の多い幕開けとなったが、その後中国での景気刺激策及び欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票後に生じた政治不信の高まりを受けてイングランド銀行が実施した金融緩和策に支えられ、世界株式市場は記録的な高値まで回復した。

債券市場は、米国でのインフレ率上昇の兆候と景気刺激策への期待から、2016年末頃に急落したが、年内は概ね堅調に推移した。貨幣市場では、ブラジルのレアル及び南アフリカのランドに回復がみられたが、一方で英国のポンドは欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票後、メキシコのペソは米国大統領選挙後に、それぞれ急激に下落した。

米国経済の成長率は、エネルギー分野での事業投資の停滞が主因となって、予想を下回った。個人消費は比較的堅調を維持し、雇用も堅調に拡大し失業率は低下し、賃金の伸び率の改善及びクレジット・アベイラビリティが消費意欲の支えとなっていた。米連邦準備制度理事会は、年末に1度だけ金利の引き上げを実施した。2016年は、連邦準備制度理事会は、政治と金融市場の不確実性から、警戒感を保ちながら運営することとなった。

日本では、純輸出がプラスであったことからプラス成長を維持したが、近年実施されている大規模な財政金融刺激策に対する反響が依然としてほとんどみられなかった。賃金の低い伸び率、社会保障の不確実性及び円高に起因するマイナスの資産効果が、消費に申し掛かる形となった。

日銀は、より長期の金利上限を設定するために、新たな政策としてイールド・カーブ・コントロールを導入し、2016年後半には円安に対する効果がみられた。

ヨーロッパでは成長率がわずかに低下したが、欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票後に回復した。超低金利金融政策、低石油価格及び信用状況の改善が、ユーロ圏での成長の支えとなった。一方、英国の経済成長は、英ポンド安と低金利、さらには国民投票後の家庭消費が予想よりも堅調であったことに後押しされたものであった。

スイス経済は、前年の急激なスイスフラン高から回復しており、2016年の経済成長は2015年のおよそ2倍にまで加速した。2015年の低迷後、ユーロ圏の主要な貿易相手国が継続して安定成長したことにより輸出が恩恵を受けた。

新興市場の成長は極めて多様性に富んでいた。中国経済の減速は、不動産価格の反発もあって予想よりも緩やかであり、2016年は不安定な幕開けであったが、その後建設業によって経済が安定化した。インドでは、流通している高額紙幣を回収するという政府の行動に関する不安が、年末付近に経済に一時的なブレーキをかけたが、経済は、個人消費に主導されて前年に続き堅調な伸びをみせた。ブラジルでは、高率のインフレーション、金利上昇及び政治的不安の持続によって、依然、個人の消費と投資が圧迫されており、前年からの深刻な景気低迷がみられた。ロシア経済は、再び市場が縮小したが、石油価格の低下に対する調整の兆しがみられたことから、2015年ほど深刻なものではなく、2016年後半には消費が順調に回復した。

2017年の経済及び市場の見通し

2017年の世界経済は、米国経済の成長加速、ブラジル及びロシアの景気低迷からの回復の始まり並びにヨーロッパと中国での成長率の低下が緩やかに済んだことに支えられ、成長が緩やかに加速すると予想される。中央銀行による政策は、連邦準備制度理事会在金利を継続して上げるのと同時に、欧州中央銀行がペースは遅くとも量的緩和を継続する可能性が高いため、概ね協力的な態度を維持することが予想される。

米国での消費は、引き続き労働市場の改善が利している一方で、大統領選後の景況感の回復が、投資支出にとって良い前兆となっており、規制緩和がさらなる刺激を与えうると考えられる。ユーロ圏では、政治不安が投資支出に申し掛かり金融緩和のプラス効果が弱まり始めたことから、成長率が緩やかに低下する可能性がある。ほかにも、ユーロの回復及び石油価格の回復はそれぞれ、輸出と消費を鈍化させる可能性がある。

スイスでは、法人税改正に対する不安と継続するスイスフラン高が逆風となっているが、引き続き安定的な経済成長がみられると予想される。中国では、不動産ブーム及び建築ラッシュの鈍化により成長率の低下がみられる可能性が高いが、準財政・信用刺激策によって安定した成長が維持されうると考えられる。ブラジル及びロシアでは、物価及び通貨が更に安定すれば、成長が後押しされることは明らかである。

経済成長と市場に対する主要なリスクは、米国の金利上昇の効果に関する不安、米国の貿易政策の変更に呼応して保護主義が台頭する可能性、英国がEUとの離脱協定の交渉を開始することによって生じる不安及びオランダ、フランス及びドイツの選挙で驚愕の結果がもたらされる可能性と関連している。世界情勢が不安

定な中で地政学的緊張が高まる可能性があるため、中国の債務水準の上昇と経済自由化に対する統御手腕が中期的に重要な要素となっている。

業界の動向

資産形成

ウェルス・マネジメント業界は、世界中で資産形成が堅調であるという見通しにより、基本的に魅力ある経済的側面を提示している。ボストン・コンサルティング・グループの2016年版グローバル・ウェルス・レポートによれば、2015年～2020年にかけて、超富裕層顧客セグメントは毎年約9.5%、富裕層顧客セグメントは毎年約9.4%拡大していくと予想されている。アジア太平洋市場及び新興市場が最も成長速度の速い地域と予想されており、富裕層顧客セグメントの成長率はそれぞれ年間14.0%と10.4%、超富裕層顧客セグメントではそれぞれ16.0%と12.4%と見積もられている。西ヨーロッパ及び北米のような成熟市場では、富裕層顧客及び超富裕層顧客セグメント内で、国内総生産の予想される伸び率を超える年率で資産形成の成長がみられると見込まれている。ウェルス・マネジメントは、現行の法的要件及び予定されている法的要件を満たすためには膨大な投資が必要なことから、参入障壁が高く、依然として高度に細分化された業界である可能性が高いと考えられる。

人口統計学、富の移転及び退職年金積立方式

人口統計学的変化、特に高齢層の介護に関連する費用の増大及び公的年金制度が直面する資金面の課題が、富の消費と富の移転のいずれにとっても長期的に重要な推進要因となっている。公的年金制度への圧力によって、緊急課題が改善される国もあるであろう。公的年金制度は多様に変化することになるであろうが、公的な年金制度から民間出資の年金制度へ全体的かつ段階的に移行することは避けられないと考えられる。

個人及び民間出資の年金制度では、投資アドバイスと相応な商品範囲により個別に対応したサービスが求められるため、このような展開は当グループの業務に恩恵をもたらすと予想される。当グループのアセット・マネジメントでの高い能力及び顧客の金融ニーズと嗜好に適合したサービス展開を実施できる能力によって、当グループはこのような新たなニーズへの対応に関して優位な位置に就くことができると考えている。

デジタル化

過去数年間にわたり、フィンテックに対する投資が急速に増大している。消費者の嗜好と期待を要因として、市場は金融業界でデジタル・ディスラプションが継続すると予想している。当グループでは、投資アドバイスの自動化、銀行サービスへのモバイルアクセス及び分散型台帳技術等の中核となる技術が、金融サービス業界での主流となると確信している。銀行による顧客との関わり方及び銀行の内部的な経営の在り方を変更する際に、デジタル機能が重大な役割を担う可能性がある。

運営モデルのさらなる調整

運営費用による圧迫の増大、高額な規制コストの影響及び収益状況の低迷により、金融サービス企業は、更に効率的な運営モデルの模索に駆り立てられるであろう。この効率への要求によって、銀行はフロントオフィスからバックオフィスまでの行程の見直し、標準化の可能性の明確化への注力及びバリューチェーン・コンポーネントの所有権の再考を強いられている。過去数年間にわたり、銀行業界のバリューチェーンの様々な部分に対するサプライヤーとサービスプロバイダーの多様なネットワークが、特に所有権、サービス及びサプライチェーンを扱う従来の手法を打破することにより出現している。

整理統合

制約的な供給に伴う投資への要求の高まり、中核事業に対する見直しの強化及び沈滞するマクロ環境によって今後も、銀行業務のあらゆる機能に及ぶ可能性のある効率性の追求が推し進められ加速するであろう。銀行の中核市場に対する運営の縮小は今後も続き、これまでの国際展開の取り組みの一部を削減し、さらには完全に放棄することも予想される。これは、一定の市場への集中を助長すると予想されるが、一定の事業部門では、規模を拡大し効率を上げるために競争が激化することも予期される。

継続する費用の圧迫を考慮すると、銀行業界では、顧客と対面することないロジスティックスと管理機能の効率性を更に高める機会が求められると考えられ、銀行インフラのプロバイダーの一元化又はサービス提供会社の共有化のように実用性を高めた運営モデルが登場する可能性が高い。更に当グループは引き続き、銀行が収益を増加し費用を削減しバランスシートを改善することを目的として、事業ポートフォリオを重視し、非中核商品と地域から撤退し、さらには中核となるバリュー・プロポジションを具体化し練磨すると考える。これにより、収益性に対して更に圧力がかかることにつながる可能性がある。

銀行仲介業務の展開

デジタル化と新たな市場参入者を背景として、経済政策の推進剤であり国内成長のイネイブラーとしての銀行分野の役割は、プレッシャーにさらされるとともに、新たな物議を引き起こし規制当局による調査の対象になると考えられる。法的要求の高まり、リスク選好の低下及びマクロ経済的側面の沈滞が相まって、銀行の貸付欲求が引き続き抑制されている。現在も、長期資産やハイリスク貸付のようなより特殊な分野やニッチな領域で銀行が活発な動きを見せている一方で、他の金融業界関係者による銀行仲介業やリスクテイクの伴う領域への参入が増加している。このような傾向は、その対象範囲や速度が規制上の展開に左右されながら継続していくことが予想される。

上記の課題があるものの、当グループは、銀行には必要な資本力と、経済のなかで中核となる役割を維持し従来の収益源を利用していく競争力があると考えている。

規制

金融サービス業界に対して、分かりやすさ、透明性及び回復力を向上させるよう規制当局から継続的に圧力がかけられており、規制がなおこの業界での変遷と費用の主な要因となると予想される。

当グループには、戦略を変更する必要なくより要求の高い新たな規制を遵守するための適切なビジネスモデルがあると考えている。当グループの完全に適用された普通株式等Tier 1自己資本比率は、大手グローバル銀行の同業他社グループのうち最も高いもののひとつであり、当グループは破綻処理の実行可能性の向上のための取り組みで大幅な進歩を遂げてきた。当グループは、2020年の発効日までに、スイスの大きすぎて潰せない規制の改正による要件を満たすよう準備を万全に整えており、この期間は新たな要件を完全に実施するために利用する予定である。

規制及び法律の動向

主な国際的動向

BCBSの自己資本枠組みの改定と継続中の協議

第1の柱の要件の改定案

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、現在、バーゼルIII自己資本枠組みに関する包括的な改革パッケージを完成させつつある。かかる改革パッケージの要素は、一連の個別の市中協議文書において提案されてきた。2016年11月にBCBSが公表した改定に関する概略的なガイダンスには、（i）信用リスクに対する改定後の標準的手法は、リスク感応度がより高く、銀行の内部モデルに基づく手法（本国の規制当局による承認を受けなければならない。）とより整合性のあるものになること、（ii）オペレーショナル・リスクに係る改定後の標準的手法は、先進的計測手法（銀行の内部モデルに基づくもので、かつ、本国の規制当局による承認を受けなければならない。）を含む既存の手法に取って代わることで、並びに（iii）グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）に対するレバレッジ比率サーチャージが導入されることが含まれていた。更に、所要資本の水準に関連する、合計アウトプットフロアが、当該改革パッケージに加わると予想される。最終規則は、2017年1月に公表される予定であったが、遅れている。当該提案がスイスにおいて現在の形で採用され実施された場合、軽減措置の影響を考慮しなければ、自己資本枠組みの変更案により、おそらく当グループの全体的なRWAは大幅に増大すると予想される。

第2の柱の要件の改定

2016年4月、BCBSは、2004年に策定した金利リスクの管理と監督のための諸原則を改定した。改定された基準には、金利ショック・シナリオの作成、拡大された定量的開示要件及び最新の標準的枠組みに関するガ

イダンスが含まれており、銀行はかかるガイダンスに従うことを義務づけられる可能性がある。かかる改定の影響については、各国の健全性規制における当該ガイダンスの実施がもっと明確になってからでないと判断できない。

第3の柱の要件の改定

FINMAは、BCBSの第3の柱の基準の変更を反映するために、FINMAの第3の柱の開示要件を改定した。2015年のBCBSの改定に関連する要件は、2016年12月31日にスイスの銀行に対して効力を発生しており、2017年中に追加の要件が実施される予定である。バーゼルIII自己資本枠組みの完成の一環として、第3の柱の枠組みに更なる改定が加えられることが予想される。

自己資本規制上の引当金の取扱いに関する協議

国際会計基準審議会によるIFRS第9号「金融商品」の公表及び米国財務会計基準審議会による現在予想信用損失(CECL)モデルの公表を受けて、2016年10月、BCBSは、バーゼルIIIの自己資本規制上の引当金の取扱いに関する市中協議文書及びディスカッション・ペーパーを公表した。現在、IFRS及び米国GAAPの下では発生信用損失による減損アプローチが適用されているのに対し、新たな規則においては、予想信用損失モデルの使用が義務づけられている。UBSは、2018年1月1日にIFRS第9号の要件を採用する予定である。BCBSの市中協議文書において、現行の規制上の引当金の取扱いを暫定的に維持することが提案されている。この提案により、IFRS第9号が普通株式等Tier 1自己資本に与える影響は、内部格付に基づく(IRB)手法を適用する銀行について現行の規制上の期待損失に対する予想信用損失の超過額に限定されるはずである。また、BCBSは、この効果を段階的に導入するための経過措置の採用も検討している。BCBSのディスカッション・ペーパーにおいて、現行の規制上の取扱いを維持し、標準的規制手法に予想信用損失の要素を取り入れることを含む、より長期的な選択肢が提示されている。協議期間は、2017年1月に終了した。

TLAC及びMREL要件に関する動向

2015年11月に金融安定理事会(FSB)が総損失吸収能力(TLAC)の国際基準を公表した後、2016年中に多くの主要な法域においてTLAC要件が公表された。

スイスは、2016年7月1日に施行されたスイスの自己資本に関する条例改正の一環として、TLAC要件を実施した最初の法域である。当グループの破綻処理の実行可能性の向上に基づきゴーイングコンサーン要件の限定的な削減を受け、2020年1月1日付でUBSに適用されるTLAC要件は、RWAの28.6%(カウンターシクリカル・バッファー要件を除く。)及びレバレッジ比率の分母の10%である。改正された自己資本に関する条例により、TLAC適格証券は持株会社から発行されることが義務づけられており、このため、スイスの現行税法の下での当グループの全体的な税負担は増加するであろう。スイス連邦参事会は、連邦税務局に対し、この問題に対処するためにスイスの税法の改正を提案するよう要請した。

2016年11月、イングランド銀行は、英国の自己資本及び適格債務の最低要件(MREL)に関する最終規則(UBSリミテッド等、英国における国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)に対する最低基準を含む。)を公表した。2020年1月1日以降、D-SIBsは、(i)第1の柱の要件である8%及び金融機関毎の上乗せの乗数倍(当初は2倍未満で、2022年1月1日付で2倍に引き上げられる。)、又は(ii)レバレッジ比率要件の対象である場合には、現在3%である適用要件の2倍のうちいずれか高い水準に相当するMREL要件を満たさなければならない。

また、2016年11月、欧州委員会(EC)は、FSBのTLAC基準を欧州連合のMREL制度に統合する提案を公表した。ECは、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIBs)に対し、2019年1月1日付でRWAの16%及びレバレッジ・エクスポージャー基準の6%(2022年1月1日付でそれぞれ18%及び6.75%に引き上げられる。)で算出されるMREL要件を適用することを提案している。当該提案により、欧州連合域外のG-SIBsの重要な子会社に関する内部MREL要件も導入されることになる。

2016年12月、米国連邦準備制度理事会は、TLAC要件、長期債務の最低要件及びクリーン持株会社の要件を全ての米国G-SIBs及び米国外G-SIBsが米国に設置する中間持株会社(対象IHCs)(UBSアメリカズ・ホールディングLLCを含む。)に適用する最終規則を公表した。当該最終規則により、対象IHCsは、RWAの16%、レバレッジ・エクスポージャーの6%又は平均連結総資産の9%のうち最も大きい額にバッファーを加えた額(RWAの6%、レバレッジ・エクスポージャーの2.5%又は平均連結総資産の3.5%のうち大きい額以上の適格長期債務を含む。)以上の親会社G-SIBに対するTLACとして適格である債務(内部TLAC)を維持することを義務づけられる。当該最終規則により、対象IHCsは、そのTLACの全てが契約上、第三者債務に劣後する場

合を除き、関連のない第三者に対して、そのTLACの合計の5%を上回る債務を負うことを禁止される（クリーン持株会社の要件）。更に、当該最終規則により、対象IHCは、短期債務を負うこと、非関連当事者とデリバティブ契約を締結すること、及び特定の保証を行うことを禁止される。当該規則は、2019年1月1日付で効力を発生する。

非清算店頭デリバティブの証拠金要件の実施

デリバティブに関するG20のコミットメントは、非清算店頭デリバティブについて当初証拠金及び変動証拠金の授受の義務を採用することを求めている（証拠金規則）。

最大手カウンターパーティ（第1段階カウンターパーティ）に関する証拠金規則は、米国、カナダ及び日本においては2016年9月1日に効力を発生し、欧州連合、スイス及びアジアの主要な法域においては2017年第1四半期に効力を発生した。それに続くカウンターパーティグループ（多数のエンドユーザーを含む。）に関する証拠金要件は、概ね、これらの法域において2017年3月1日に効力を発生した。かかる要件に対する業界及びエンドユーザーの対応準備が不十分であることに鑑み、これらの法域の多くの規制当局は、市場参加者に対し、可及的速やかに当該要件の実施を進めながら取引を継続することを可能にすることを目的とした監督指針その他の救済措置を公表した。かかる救済措置は、概ね、2017年9月まで有効である。非清算店頭デリバティブに関する証拠金要件は、UBSと多くの当グループの顧客の店頭デリバティブ業務に多大な業務上及び資金調達上の影響を与えるであろう。規則制定の完了の遅れは、当グループが関連する遵守期日までにカウンターパーティとの間で必要なドキュメンテーション及び業務プロセスの実行を完了できるかどうかに影響しており、このため、この状況が是正されるまで、当グループ及び他のディーラーと顧客との取引が制限される可能性がある。

スイスにおける主な動向

大量移民イニシアチブの実施

2016年12月、スイス連邦議会は、2014年2月に可決された大量移民イニシアチブを実施するために外国人法の改正を可決した。当該規則は、スイスに居住する失業者を優遇することにより国内労働力をより有効に活用することを目指すものである。失業率が平均を上回る職業、産業又は地域において、雇用主は、欠員を職業紹介所に通知し、職業紹介所に登録された求職者から適任の者を選択して面接を行うよう義務づけられる。しかしながら、雇用主は、かかる候補者を雇用しない決定が正当であることを説明することを要求されない。スイス連邦議会は、新たな規則は、スイスと欧州連合の間の人の自由な移動に関する協定と矛盾しないと考えている。

当該法案は、任意の国民投票の対象であるが、かかる国民投票を行うには、2017年4月7日までに5万人のスイス国民の署名を集める必要がある。国民投票が行われない場合、当該規則は、当該期限後に効力が発生する。

国民投票で否決された法人税改革III

2016年6月、スイス連邦議会は、スイスの法人税法を改正する法案を承認した。当該改正は、持株会社に対する軽減税率及びその他の特別優遇措置を廃止し、法人税負担への効果を州が軽減するために一連の任意の措置と強制的措置の両方を提供することにより、各州の法人税制度を国際基準に合わせることを目指すものであった。

当該改正は、2017年2月12日の国民投票で否決された。スイス連邦参事会は、新たな改正案が作成される予定であることを発表した。

会社法の改正

2016年11月、スイス連邦参事会は、スイスの会社法の改正を提案する法案を連邦議会に提出した。当該改正は、上場株式会社における過剰な報酬を防止する条例の規定に関連する連邦法に移行することを目的としている。また、連邦参事会は、上場会社におけるシニア・エグゼクティブ及び取締役会レベルにおける男女比のバランスを図り、商品取引会社から政府当局への支払に関する透明性の規則を導入するための新たな提案を盛り込んだ。

現在の法案の下でUBSへの影響が関係するのは主にコーポレート・ガバナンスと株主の権利であると予想される。しかしながら、実際の影響については、最終的な法律が可決されてからでないと判断できない。

スイスは自動情報交換を開始した

スイスと全ての欧州連合加盟国及びその他の多数の国々との間の税務における自動情報交換（AEI）が、2017年1月1日に効力を発生した。スイスとこれらの国々の税務当局との間の最初の情報交換は、2017年のデータに基づき2018年に開始される予定である。スイス連邦財務省は、当該基準を更に他の国々に拡大するための協議を開始している。

当グループは、現地の税制改正又はその施行の結果としてクロスボーダーな顧客の資産の流出を経験している。

FINMAはスイスの銀行倒産条例の改正に関する協議を開始した

2016年9月、スイス金融市場監督当局（FINMA）は、スイスの銀行の再建手続及び破産手続について規定した銀行倒産条例に関する協議を行った。当該法案には、銀行に対し、外国法又は外国の管轄地に服する金融契約に、FINMAが銀行に対する救済手段の行使を一時的に延期することができる旨の契約上の確認を含めることを義務づける規定が含まれている。かかる延期は、危機的状況においても中断することなしに重要な契約関係の継続を確保することを目的とするものである。英国、フランス、ドイツ、日本、スイス及び米国の規制当局は、クロスボーダー銀行の破綻処理における法的安定性を高めるために同様の要件を採用し、又は提案している。かかる要件の実施により、当グループは、多数の取引契約の条件を修正しなければならない可能性が高い。

FINMAは銀行に関する最終的なコーポレート・ガバナンス・ガイドラインを公表した

2016年11月、FINMAは、銀行におけるコーポレート・ガバナンス、リスク管理及び内部統制に関する通達を発した。当該通達には、取締役会及び執行役員会構成員の義務及び責任が定められ、関連するグループ全体のリスク管理の枠組み、内部統制の枠組み及び内部監査機能の設計要件が明示されている。それと同時に、FINMAは、オペレーショナル・リスクに関する通達においてIT及びサイバー・リスクに関する新たな原則を導入した。当グループは、上記要件が当グループに重大な影響を及ぼすとは予想していない。また、FINMAは、報酬制度に関する通達を改正した。当該要件は2017年7月1日に効力を発生し、UBSにも適用される。

スイスは、データ保護に関する協議を開始した

スイス連邦参事会は、データ保護を向上させ、新たな技術状況及び社会状況を新しい現行法に反映させるために、2016年12月に、データ保護法の改正案に関する協議を開始した。連邦参事会は、データ処理の透明性を高め、データの機密性を強化することを意図している。この目的のために、個人データを入手することができる個人及び機関に対し、拡充された透明性及び情報要件が課されるはずである。当該改正により、スイスは、データ保護に関する欧州連合指令の要件を満たし、改正された個人データの自動処理に係る個人の保護に関する欧州評議会条約を批准することができる（両方とも、スイスにおけるデータ保護が適正な水準にあることを引き続き欧州連合に認めさせ、クロスボーダーのデータ送信を今後も引き続き可能にするために重要である。）。新たなデータ保護要件の実施により、当グループによる多額の投資が必要となっており、今後も必要であろう。

FinSA及びFinIAに関する連邦議会の審議

2015年11月にスイス連邦参事会により承認された金融サービス法（FinSA）と金融機関法（FinIA）に関する連邦議会の審議が開始された。この2つの包括的な法律は、スイスにおける金融サービスの提供に広範囲にわたって影響をもたらすであろう。FinSAは主に顧客保護の向上を目的とし、一方、FinIAは、個人顧客の資産の管理者、企業年金基金制度の管理者及び受託者の健全性の監督を導入する。スイス連邦議会の上院は、例えば、情報、ドキュメンテーション及び説明に係る拡大される義務の範囲を削減することにより、連邦参事会の提案に対して多数の大幅な修正を行った。連邦議会の下院は、2017年第1四半期に審議を開始する。

欧州連合における主な動向

ECは、バーゼルIII改革の実行規則を提案した

2016年11月、欧州委員会(EC)は、FSBのTLAC基準を実施するための提案と共に、欧州連合においてバーゼルIII改革の残りの要素を実行するための提案を発表した。当該提案によれば、欧州連合域内に複数の事業体を有する欧州連合域外のG-SIBsは、欧州連合に本拠地を置く中間持株会社を設立することを義務づけられる。更に、銀行は、3%のTier 1レバレッジ比率（G-SIBsに対する上乗せの可能性がある。）及び100%の最低正味安定調達比率を維持することを義務づけられる。また、ECは、非優先的非劣後債務という新たな資産クラスを設け、当該クラスは、倒産した際に他の非劣後債務に劣後する。UBSに及ぼす具体的な影響は、最終規則及び国家レベルでのその実施により異なる。

欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票

2016年6月に行われた欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票の結果を受けて、英国のテレサ・メイ首相は、2017年1月24日に最高裁判所が下した判決により要求された必要な法律の可決を条件として、英国は2017年3月末までに欧州連合条約第50条を実施することを確認した。これにより、英国はその後2年間（延長される可能性がある。）のうちに欧州連合と離脱に関する協定について協議する予定である。この日程に変更がなければ、英国は2019年初めに正式に欧州連合を離脱するものと予想される。英国は欧州連合の単一市場から離脱し、金融サービス業界の法律及び規制の枠組みをカバーする新たな関係に向けた段階的実施期間を要求すると英国政府は発表した。将来における英国と欧州連合との関係がどのような関係になるかは依然として不透明である。

当グループの英国での事業から欧州連合への金融サービスの提供に対して将来課せられる制限により、当グループは英国における当グループの事業及び当グループの法人体制を大幅に変更しなければならない可能性がある。欧州連合からの英国の離脱により受ける可能性のある影響と実施する可能性のある緩和措置は、離脱の時期と移行協定又は承継協定の性質に応じて大幅に変わる可能性がある。

2018年1月まで延期されたMiFID II/MiFIRパッケージの適用

欧州連合の金融商品市場指令II及び金融商品市場規制パッケージ（MiFID II/MiFIR）が2014年7月に効力を発生した。いくつかの地域において経過規定があるものの、当該要件の大部分は、2017年1月3日に適用可能になる予定であった。しかしながら、規制当局及び市場参加者が実施上、重大な技術的課題に直面していることを考慮して、適用日が2018年1月3日に延期された。MiFID II/MiFIRは、インベストメント・バンク、ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおける当グループの事業の多くの分野に影響を及ぼすであろう。当グループは、MiFID II/MiFIRに関する当グループ全体の実行プログラムを整備している。

欧州連合のベンチマーク規則が効力を発生した

ベンチマークの正確性と健全性を高めることを目的とする欧州連合のベンチマーク規則（EBR）が、2016年6月30日に効力を発生し、大部分の要件が2018年1月1日に効力を生じる予定である。2018年1月1日以降、欧州連合及び第三国の新しいベンチマークは、EBRに従ったものでない限り、欧州連合において使用することはできない。既存のベンチマーク（2018年1月1日時点で金融商品、金融契約又は投資ファンドにおいて参考として使用されている金融指標）は、経過規定の対象となる。当該規則は、UBSのベンチマークの管理者として、各種ベンチマークに寄与する者として及びベンチマークのユーザとしてという3段階においてUBSに影響を与えるように、部門横断的及び地域横断的な影響を及ぼすであろう。管理者及び寄与者に対するガバナンス、統制及び透明性の要件は、コスト面での影響を伴うであろう。EBRの適用により、金融商品及び金融契約において利用可能なベンチマーク並びに投資ファンドの運用実績を測定するためのベンチマークが減少する可能性があるため、業界全体に重大な影響が及ぶ。うる。

米国における主な動向

米国労働省は、フィデューシャリー・ルールを完成させた

2016年4月、米国労働省（DOL）は、1974年従業員退職所得保障法（ERISA）に基づく「フィデューシャリー」の定義を拡大する規則を採択した。2017年3月1日、DOLは、現在2017年4月10日に予定されているフィデューシャリー・ルールとその適用除外の適用日を60日延期することを提案した。延期を提案することにより、ドナルド・トランプ大統領が2017年2月3日に発した大統領令により要求した当該規則の検討を開始する時間をDOLが得ることが意図されている。当該大統領令は、DOLに対し、「フィデューシャリー・ルー

ルが、米国民が退職に関する情報や財務アドバイスへのアクセスを得ることに悪影響を及ぼすおそれがないか判断する」ためにフィデューシャリー・ルールを再検討するよう指示した。当該規則により、全てのアドバイザー（ブローカー・ディーラーを含む。）は、適格退職年金制度及び個人退職勘定との取引においてERISAのフィデューシャリー基準に従うことを義務づけられる。また、当該規則により、一定の適用除外基準を全て満たさない限り、退職年金制度投資家に関する金融サービス業界における様々な慣行的取引及び報酬の取決めが禁止される。ウェルス・マネジメント・アメリカズとアセット・マネジメントは、当該規則への対応としてその業務プロセスの一部を大幅に変更することが必要になるであろう。

システミック・リスクを規制する規則の変更

当グループの米国子会社のための中間持株会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCは、米国における自己資本要件、ガバナンス要件及びその他の健全性規制（2017年に開始される包括的資本分析及びレビュー（CCAR）を含む。）の適用を受ける。2017年1月、連邦準備制度理事会は、その資本計画及びストレス・テストに関する規則を調整した。数ある変更の中でも特に、当該規則において、CCARの定量的要件の対象となる会社が、連邦準備制度理事会に事前の承認を求めることなしに、承認済みの資本計画の範囲外で株主に対して分配することが可能な資本の金額が1%から0.25%に減額される。この変更は、2017年CCARサイクルにおいてUBSアメリカズ・ホールディングLLCに適用される。連邦準備制度理事会のダニエル・タルーロ理事が2016年9月に発表した通り、連邦準備制度理事会は、更にCCARのプロセスを改定し、CCARのシナリオにおいて使用されるモデル上の仮定に様々な変更を加える可能性がある。改定後のCCARのプロセスにより、特に、会社は、毎年決定される追加のストレス資本バッファの保有を義務づけられる可能性がある。

上記とは別に、2016年3月、連邦準備制度理事会は、大手銀行組織（大手米国銀行持株会社及び外国銀行組織の米国事業を含む。）の重大な単一カウンターパーティ信用エクスポージャーに新たな制限を課す規則を提案した。当該提案は、連結資産合計が500億米ドル以上の米国に本拠地を置く銀行持株会社に対して単一カウンターパーティ与信制限を適用する。提案された制限は、会社のシステム上の重要性が増すにつれてより厳しくなるように設計されている。当該提案によれば、UBSの米国事業のシステム上重要な別の金融機関に対するエクスポージャーは、当グループのTier 1自己資本の15%を上限とし、他の単一カウンターパーティに対するエクスポージャーは、当グループのTier 1自己資本の25%に制限される。また、これとは別に、単一カウンターパーティ与信制限が、UBSアメリカズ・ホールディングLLCに対してその資本に基づいて適用される。かかる制限は、提案通りに採用された場合、UBSが米国においてどのように事業を行うか（支払及び証券決済サービスのために並びに取引のカウンターパーティとして他の金融機関を利用することを含む。）に影響を与える可能性がある。

米国のインセンティブ報酬規制

2016年5月、米国の連邦金融規制当局（連邦準備制度理事会を含む。）は共同で、特に、（i）金融機関の規模に応じてインセンティブ報酬に関する強制的繰延の金額及び期間を定め、（ii）特定の状況においてインセンティブ報酬の下方修正、失権及び／又は返還を義務づける規則を提案した。当該提案は、米国における当グループの主な事業体のインセンティブ報酬制度に適用され、執行役員、高報酬従業員及び当該提案において定義される重大なリスク引受人に関する具体的な繰延及び失権の要件を定めるであろう。かかる規制が提案通りに実施された場合、当グループのインセンティブ報酬プログラムに変更を加えなければならないであろう。

国際財務報告基準（IFRS）第9号金融商品の実施

2014年7月、国際会計基準審議会（IASB）は2018年1月1日に義務化される国際財務報告基準（IFRS）第9号金融商品の最終版を発表した。本基準は、国際会計基準（IAS）第39号金融商品：認識及び測定を置き換えるためのIASBの計画の分類並びに測定、減損及びヘッジ会計の段階を反映したものである。

IFRS第9号では、事業体の金融資産管理のビジネスモデル及び契約上のキャッシュ・フローの特性に基づき、エクイティ証券を除くあらゆる金融資産を、償却原価、その他の包括利益（OCI）を通じた公正価値又は損益を通じた公正価値で分類するよう求められる。金融資産が、償却原価又はOCIを通じた公正価値で測定される基準を満たした場合、公正価値オプションにより損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することによって会計上のミスマッチが大幅に低減されるか除去されるのであれば、損益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定することができる。トレーディング目的で保有されていないエクイティ証券は、

他のあらゆるエクイティ証券が損益を通じた公正価値で計上されるとしても、OCIを通じた公正価値で計上することができ、その後実現損益が損益計算書に振り替えられることはない。

IFRS第9号の負債に対する分類と測定の要件は、損益を通じた公正価値での測定を指定された金融負債に生じた、発行体自身の信用リスク（自己の信用）の変化に起因する損益がOCIに示され損益計算書では認識されない場合を除き、変更されない。当グループでは、すでに2016年に自己の信用の表示に関する変更を導入している。

更にIFRS第9号では、IAS第39号における金融商品に対する発生損失減損アプローチ並びにIAS第37号引当金、偶発負債及び偶発資産における金融保証と融資コミットメントに対する貸倒引当金アプローチと置き換える形で、将来予測に関する予想信用損失（ECL）アプローチを導入している。

2015年11月、開示強化タスクフォース（EDTF）は、報告書「銀行のリスク開示に対する予想信用損失アプローチの影響」の中でIFRS第9号に関する開示の勧告を公表した。予想損失モデルの利用によって生じる変化と影響が、明白で理解しやすく一貫して適用されるようにするために、移行前とIFRS第9号の完全導入後に開示を行うことが勧告されている。当グループでは、2015年のアニュアル・レポートにおいて、この勧告に取り組み始めており、2018年のIFRS第9号の完全導入以降も引き続き取り組んでいく。更に当グループは、6大会計ネットワークの代表によって構成される国際公共政策委員会（GPPC）が2016年11月に発表した「IFRS第9号の減損要件の銀行による実施—システム上重要な銀行のガバナンスに課される要件の検討」及び予想信用損失に関するバーゼル銀行監督委員会（BCBS）指針を始めとする、関連機関が発行した指針を考慮し、これに取り組んでいる。

IFRS第9号は、UBSにとって重要な戦略的イニシアチブであり、グループ・チーフ・リスク・オフィサーとグループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサーとの提携の下で実施されている。実施プロジェクト体制では、本基準の重要な要件に対処し、リスク・コントロール部門、ファイナンス部門、グループ・テクノロジー部門及び業務部門を始めとする主要な利害関係者の適切な関与を管理することであることが明確化されている。運営委員会、業務運営委員会、技術委員会及び個別のワークストリームが引き続き、重要な決定に対して余すことなく適切な管理とガバナンスを能率的に実施できるようにしている。本プログラムでは、IFRS第9号の要件を満たし、フロントオフィスからバックオフィスまでの健全な業務実施を可能にするために必要となる既存のシステム、プロセス、データ及びモデルへの主要な変更を明らかにしている。当グループは、全ワークストリームの各主要目標の到達に向けて、2016年に大幅な進歩を遂げた。

当グループは、2017年に並行実施を予定しており、遅くとも当グループの2017年アニュアル・レポートで、IFRS第9号の導入による潜在的な財政上の影響を開示する予定である。IFRS第9号で許可されている通り、当グループは過年度について再表示する予定はなく、2017年12月31日時点の帳簿価額と2018年1月1日にIFRS第9号を導入した上での帳簿価額との差を、2018年1月1日時点での利益剰余金で直接的に認識する。

分類及び測定

金融商品に対する分類及び測定の要件の変更にに基づき、当グループは重要なポジションを残らず評価しており、当グループの財務諸表に重大な影響が及ぶとは予想していない。主にインベストメント・バンクとコーポレート・センター（グループ資産・負債管理（グループALM））内の数多くの負債性商品は、負債性商品のキャッシュ・フローの特性又は負債性商品が保有される対象ビジネスモデルに起因する償却原価会計には適合せず、IFRS第9号に基づき損益を通じて公正価格で測定される。ただし、その商品の大半が、償却原価価値と公正価値との間に大きな差がみられない短期の担保貸付契約であるため、帳簿価額の大幅な変化は予想されていない。更に、現在公正価格での測定を指定されている当グループの金融資産は、IFRS第9号に基づく義務ではあるが、引き続き公正価格で測定されることとなり、当グループは一定の負債に関して、IFRS第9号に基づき損益を通じた公正価値で新規に測定された資産との会計上のミスマッチを防ぐために、公正価格オプションを選択する予定である。

当グループは、対等な契約解除条項を定めた基本貸付契約が引き続き償却原価会計に適格となるという趣旨の、IFRS第9号を改正するIASBの計画を注視している。このような条項は、スイス法ゆえに、パーソナル&コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメントの個人向けモーゲージ契約によくみられる特徴であり、また市場での慣行により法人向け貸付でもよくみられ、借主又はUBSのいずれかが早期終了に対する補償金を支払うことになる可能性がある。IASBは、IFRS第9号の発効に合わせて2018年1月1日に発効するよう公開草案を2017年4月に発表すると予想されている。このような予期される改定に基づき、当グループ

ブは当グループの個人向けモーゲージ・ローン及び法人向け貸付を引き続き償却原価で測定できると考えている。

予想信用損失

IAS第39号に基づく現行の発生損失減損アプローチでは、当グループが契約に基づく金額を全額は回収できないという客観的な証拠がある場合、償却原価で保有している単体の金融資産又は金融資産の集合体を減損する。そのような証拠を入手した場合、当グループは帳簿価額と予測した将来キャッシュ・フローの現在の価値との差額に基づいて信用損失を認識する。

IFRS第9号では、減損が生じる事態の有無に関わらず、信用損失の認識が求められる。事業体は、償却原価で測定した金融資産、OCIを通じて公正価格で測定した負債性商品、リース債権、金融保証及び融資コミットメントに関して、当初の認識から12ヶ月ECLを認識することを求められることになる。この12ヶ月ECLは、報告日から12ヶ月以内に発生すると予想されるデフォルト事由による資金不足を反映している。当グループでは12ヶ月ECLを伴う資産をステージ1資産と呼んでいる。商品の当初認識後に、信用リスクの大幅な上昇（SICR）がみられた場合、資産の残存期間にわたって発生することが予想されるデフォルト事由に関連する資金不足を把握しつつ、残存期間ECLを認識しなければならない。信用減損金融資産については、常に残存期間ECLが認識される。当グループでは、SICRにより残存期間を伴うECLをステージ2資産と呼び、信用減損金融資産をステージ3資産と呼んでいる。UBSが信用リスクにさらされる期間が12ヶ月未満の場合、いかなるECLもその12ヶ月より短い期間をカバーしている。

ECLには、信用損失の公平かつ確率加重の推定値を反映しなければならない、この推定値は起こり得る結果の範囲を評価することにより決定され、過去の事象、現在の状況、将来の経済状況と貨幣の時間的価値の見通しに関する合理的かつ立証可能な情報を加味している。

当グループがECLの測定に使用する方法は主に、主要要因、すなわち、デフォルト率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）、デフォルト時エクスポージャー（EAD）及び割引率の組み合わせを土台としている。ECLの算出には、バーゼルIIIスルー・ザ・サイクル（TTC）に基づくアプローチによって決定された各パラメータを活用し、ポイント・イン・タイム（PIT）に基づくパラメーター（PIT PD、PIT LGD等）が用いられる。現在の状況を説明し、国内総生産予測値、金利及び外国為替レート、失業率、不動産価格指数並びに他の関連するリスク・パラメーターを始めとする将来予測に関する経済情報を組み込むために調整が行われる。更に、景気後退期を勘案したLGDの仮定及びフロアの引き下げ等、バーゼルIIIからの規制上の調整は除外される。

ECLの算出に関して、当グループはカウンターパーティによる契約の延長、解除及び期限前償還オプションを勘案しながら、信用リスクにさらされる最長契約期間を考慮する。契約終了日を設定していない一定の基本クレジット・ファシリティ、業務用当座預金口座及びクレジット・カード・ファシリティ（これらは、要求に応じて随時償還可能である。）に関しては、実行済み及び未実行の部分が一元的に管理されている場合、UBSが信用リスクにさらされる期間は契約上の通知期間を超過するが、ECLの算出にはUBSが信用リスクにさらされる期間が代わりに使用されることになる。ロンバード貸付及び証券金融取引等のポートフォリオに関しては、ECLの算出に使用される期間が比較的短くなる可能性があるが、ポジションの契約期間を超えることはない。これは、このようなタイプのポートフォリオが、日常的監視、証拠金請求及び清算手続のような特定の信用リスク監視プロセスの対象になっていることに起因しており、これによりUBSが信用リスクにさらされる期間は、信用リスク軽減措置の実施に必要な期間に限定されている。

当グループでは、商品のデフォルトリスクの変化を評価することにより、PIT PDに基づく当初の認識以降SICRが発生したかどうかを報告日において主に個別の金融資産レベルで判断する。このほか、信用リスクの内部指標及び信用リスク又は一般的な経済状況の外部市場指標等の情報も考慮される。また、同じ信用リスクの特性を共有するエクスポージャーについては、さもなくば十分に反映されない特定の状況を考慮に入れることを目的として、個別調整と一括調整を可能にする特別管理が適用される。

BCBSの予測に従い、当グループではSICRの発生の判断における実務上の簡便法である低信用リスクの例外を適用するつもりはない。更に、当グループのリテール・クレジット・ポートフォリオが主要な指標となる場合を除き、30日遅延したSICR指標が、裏付けとして中心的に使用されることとなる。30日遅延した推定は、ごく限られた状況でしか反駁されないと考えられる。

SICRプロセスは、一定のポートフォリオ、主にロンバード貸付及びリバース・レポ契約には、通常の証拠金請求等のリスク管理手法が採用されているため、影響を及ぼすことはない。このようなポジションでは

ECLは低いと予想される。証拠金請求が満たされない場合、一般的にステージ3ポジションとして分類される不足額によって、ポジションは直ちに清算される。

当グループは、2016年度を通じて、重要なモデルの開発を進めてきた。既存の内部格付ベース（IRB）のPillar 1モデルは、IFRS第9号関連のPDをPITベースで算定する際の基準として用いられ、IFRS第9号の目的上、将来予測に関するマクロ経済的情報を考慮に入れるべく、現在大幅に調整中である。加えて、当グループは、将来予測に関する異なるシナリオ及びこれに伴う信用損失の間の重要な非線形性及び非対称性を捕捉する様々なシナリオを適切に選定する作業を行っており、その発生の可能性を反映すべく、適切な加重を決定している。ECLの概念は、ストレス損失の概念ではないが、当グループは、現行のストレス損失モデルをこの目的で利用し、生じうる様々な結果を反映するシナリオを作成する。当グループは、ベースラインシナリオの選択を、事業計画の目的で使用されるベースラインに沿って行う。

IFRS第9号のECLアプローチを実施した場合、一般的に、現行の既発生損失に基づくアプローチと比較して、計上する貸倒引当金が増加すると予想される。これは、範囲内の商品全てにつき報告を要する12ヶ月ECL及びSICRの後かつ信用損失発生事由の発生前のポジションに適用される残存期間ECLが一因である。加えて、当グループは、不確実な将来予測に関する仮定及びSICRアプローチの適用により、損益計算書の変動性が増加すると予想している。

2016年度当グループは、予備的なモデル及びシナリオを用いて、プロトタイプ環境で当初ECL影響評価を行った。この計算は、損失の影響に寄与すると予想される重要なポートフォリオ（パーソナル&コーポレート・バンキング部門及びウェルス・マネジメント部門におけるモーゲージ・ローン及び法人向け貸付、並びにインベストメント・バンク部門における法人向け貸付を含む。）を対象として行われた。当グループは、経済環境の変化への感応度を、様々な予想信用損失の結果（この結果は、今後のモデル開発及び改善のために更に分析される。）を通じて観察した。プロトタイプ環境で算定されたECLの結果は、信用損失の増加を示しているが、契約上の満期までの期間が比較的短く、当グループの貸出金残高が高品質であり、かつ現在信用環境が平穏であるため、これが適用の際に株式に大きな影響を及ぼすとは考えられない。予備的なデータがモデル及びプロトタイプに含まれていることと、マクロ経済環境が変動する可能性があることを考慮すれば、2018年1月1日の実際の結果は、この結果とは著しく異なるものとなる可能性がある。当グループは、IFRS第9号が当グループの自己資本規制に対して有する影響を引き続き注視するが、大きな影響があるとは予想していない。

SICRの構成要素の定義及び評価、並びに将来予測に関する情報の組み込みは、その性質上主観的なものであり、多くの判断を伴う。従って当グループは、ECL算定プロセスに対する効果的かつ強固なガバナンスの策定、及びサーベンス・オクスリー法上の要件を遵守したフロントオフィスからバックオフィスまでの管理の枠組みの確定に注力している。

当グループのエコノミスト、リスクに対する方法論に関する人員及び信用リスク・オフィサーは、ECLの算定に用いられる将来予測に関するマクロ経済的な仮定の作成に関与している。こうした仮定は新たなガバナンスのプロセスにより検証及び承認されるが、かかるプロセスも、全UBSの将来予測に関する情報（当グループの事業計画プロセスを含む。）を引き続き使用することを規定する予定である。新たなモデルは、当グループの既存のモデル評価及び監視プロセスの一部として承認される。ガバナンスは、必要となる経営関与の程度を考慮して、例外の取扱いを中心として具体的に設定される。当グループは、管理された環境下でECL及びSICRのインプットをテストするリスク・シミュレーション・エンジンを作成する予定である。

今後は、報告期間中の予想貸倒引当金の変化についての調整を含む、重要な、新規のかつ複雑な開示が必要となると思われる。当グループは、必要とされる情報を、個々の取引やそのリスクの性質を考慮した適切な精度水準で開示する。

IFRS第9号における、ある資産が信用減損資産であるか否かの判断は、IAS第39号に基づく減損の判断と同一の原則に従って行われている。したがって、当グループは、IFRS第9号に基づく信用減損金融資産が、IAS第39号に基づく減損資産と大きく異なるものとなるとは予想していない。しかしながら、IFRS第9号に基づく信用減損金融資産のECLは、IFRS第9号でシナリオの検討が追加されたことにより、IAS第39号に基づく減損損失とは異なるものとなる可能性がある。また、当グループは、IFRS第9号に基づく減損の定義が、当グループの先進的内部格付手法の目的で用いられるデフォルトの定義と異なるものとなるとは予想していない。

以下の表は、現行のバーゼルIII枠組みに基づく予想損失の決定にあたり当グループが適用している定義と、IFRS第9号の目的でECLを決定するために使用する予定の定義との、主要な相違点を記載している。

ヘッジング

IFRS第9号は、選択可能な修正されたヘッジ会計モデルを含んでおり、これにより会計処理は、更にリスク管理の実務に沿ったものとなる。当グループは現在変更点を評価中であるが、大幅な影響があるとは予想しておらず、2017年度上半期に適用の決定を行う予定である。

修正されたヘッジ会計モデルの適用の有無にかかわらず、新たな強制ヘッジ会計開示が（規定された通り）2018年1月1日に適用される。開示においては、ヘッジされるリスク及びヘッジの種類毎のヘッジ戦略について追加的な情報が提供される。

	現行のバーゼルIII（先進的内部格付手法）	IFRS第9号の処理
範囲	バーゼルIII先進的内部格付（A-IRB）手法の処理は、ほとんどの信用リスク・エクスポージャーに適用される。これには、償却減価で測定された取引、損益を通じて公正価値で測定された取引、及びその他の包括利益（OCI）を通じて公正価値で測定された取引が含まれる。	IFRS第9号の予想損失の算定は、主に、償却減価で測定された金融資産、OCIを通じて公正価値で測定された負債性商品、並びに損益を通じて公正価値で測定されないローン・コミットメント及び金融保証契約に適用される。
12ヶ月予想信用損失と残存期間予想信用損失	バーゼルIII A-IRB手法は、12ヶ月の期間内に予想されるデフォルト事由の結果発生する、残存期間予想損失を考慮に入れている。	SICR事由が発生しない場合、IFRS第9号は、報告日から最大12ヶ月の期間内の予想デフォルト事由を考慮した、残存期間予想損失を考慮に入れる。SICR事由が発生した場合、取引の残存期間予想デフォルト事由を考慮する必要がある。
デフォルト時エクスポージャー（EAD）	デフォルト時エクスポージャー（EAD）は、発生する可能性があるデフォルト発生時にカウンターパーティが支払うべき予想金額を表したものである。バンキング商品については、EADは報告日現在の簿価に等しいが、証券金融取引等の取引商品については、EADはモデル化されている。EADは、12ヶ月間一定であると予想される。ローン・コミットメントについては、12ヶ月間の予想される将来の融資実行のモデル化のために、信用変換係数が適用される。	IFRS第9号の目的においては、EADは一般的に、UBSが信用リスクにさらされる期間中の個々の時点で未払いであることが予想されるキャッシュ・フローを、有効な利率を用いて報告日現在の数値に割り引いた値を元に算定される。ローン・コミットメントについては、UBSが信用リスクにさらされる期間（SICRが発生した場合を除き、最大12ヶ月間）の予想される将来の融資実行のモデル化のために、信用変換係数が適用される。
デフォルト確率（PD）	PDの見積りは、TTCベースで決定される。これは、過去の長期にわたる損失の実績を考慮に入れた、過去の平均PDを表しており、従って経済環境の動向への感応度は低い。	PDの見積りは、報告日現在の状況及び内在する将来の経済環境の予測に基づき、PITベースで決定される。
デフォルト時損失率（LGD）	LGDには、景気後退期を勘案したLGDの仮定及びフロア等の規制上の調整が含まれている。PDと同様、LGDもTTCベースで決定される。	LGDは、合理的に予想される損失を反映すべきであり、従って、規制上の調整を適用すべきではない。PDと同様、LGDもPIT手法ベースで決定される。
シナリオの使用	該当なし	確率加重の決定には、複数の将来予測に関するシナリオを考慮に入れる必要がある。

スイスにおける正味安定調達比率実施についてのFDFとFINMAの協議

2017年1月、スイス連邦財務省（FDF）とFINMAは流動性規則及び「流動性リスク－銀行」通達の改正について協議を開始した。協議期間は、2017年4月10日に終了した。当該提案は、流動性カバレッジ比率と共にバーゼルIIIの枠組みの一部として導入された安定調達比率（NSFR）をスイスで実施することを目指している。草案は、NSFRの実施に関する要件をグループ及び単体の法人の各レベルで明記している。

当該提案がそのまま実施される場合、新しい要件は当グループのNSFR比率に穏やかなマイナスの影響を及ぼすことが予想され、法人レベルで長期資金需要の著しい増加をもたらす可能性がある。

4【事業等のリスク】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2016年12月31日現在において判断したものである。

以下の記載を含む一定のリスクは、当グループの戦略遂行の能力あるいは当グループの事業活動、財政状況、業績及び見通しに影響する可能性があるものである。UBSのような広範な基盤を持つ国際的な金融サービス企業は、本質的に、複数のリスクにさらされており、その多くが事後的にのみ明らかとなるリスクであるため、現在当グループが認識していない又は重大であると考えていないリスクもまた、当グループに悪影響を与える可能性がある。以下のリスク要因の記載順は、その発生可能性又は影響の潜在的な重大さの順を示すものではない。

低金利又はマイナス金利の継続は、当グループの強固な資本基盤、流動性及び資金調達ポジション、並びに収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

スイス及びユーロ圏の低金利及びマイナス金利は、2016年の当グループの受取利息純額に悪影響を与えている。低金利又はマイナス金利の環境が継続すると、利息マージンが更に減少し、パーソナル&コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメント事業から生みだされる受取利息純額に悪影響が生じる可能性がある。また当グループの実績は、流動性カバレッジ比率（LCR）に組み込まれている規制上の想定流出額を補うために必要な優良流動資産（HQLA）の維持関連費用の影響も受ける。スイス国立銀行は、スイスの銀行が無利子を最高基準として預金を行うことを許可している。この許可がなければ適用されていたであろうマイナス金利の免除の利用頻度が減少するか又はその利用が制限された場合、スイスでのマイナス金利の悪影響が増大する可能性がある。低金利及びマイナス金利はこの他、顧客の行動にも影響する可能性があり、それゆえに、当グループの全体的なバランスシートの構成に影響を及ぼす可能性がある。選択的預金手数料又は最低貸付金利の導入等、当グループがこれまで講じてきたか又は今後講じる可能性のある軽減措置によって、当グループの主要な資金調達源である顧客預金を失うこととなり、新規純資金流出や当グループの国内貸付業務での市場シェアの低下がもたらされ、今後更にそのような結果をもたらす可能性がある。

この他、金利変動も当グループの持分及び資本に影響を与える。特に、当グループの年金制度の退職給付に係る資産及び負債の算定は、適用される割引率に敏感である。金利が更に引き下げられると、割引率が引き下げられ、結果として、対応する債務の存続期間が長い場合、年金制度の不足額が増える。この結果、これに対応して当グループの持分及び完全適用ベースの普通株式等Tier 1（CET1）自己資本が減少する。

当グループは、世界規模での当グループのプレゼンスにより、通貨の変動によるリスクにさらされる。

当グループはスイス・フランによって連結財務諸表を作成している。しかし、当グループの資産、負債、運用資産、収益及び費用、在外営業活動体に対する持分並びにリスク加重資産（RWA）の大部分は米ドル、ユーロ、英ポンド及びその他の外貨建てである。従って、外国為替相場の変動は、当グループの利益、繰延税金資産及び資本をはじめとする貸借対照表、レバレッジ比率並びに流動性比率に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、当グループの営業収益のうちスイス・フラン以外の通貨建ての営業収益の割合は、スイス・フラン以外の通貨建ての営業費用を上回っていた。従って、スイス・フランの価値が他の通貨に対して上昇すると、軽減措置が講じられなければ、全体として当グループの利益に悪影響が及ぶ。更に、当グループの普通株式等Tier 1自己資本比率をヘッジするために、普通株式等Tier 1自己資本には、その通貨感応度につながる外貨建てエクスポージャーを加える必要がある。そのため、資本と自己資本比率の両方を同時に完全にヘッジすることは不可能である。スイス・フラン以外の通貨建てのRWAの割合がこれらの通貨建ての資本を上回っているため、スイス・フランの価値が当該通貨に対して大幅に上昇すると当グループの自己資本比率は好影響を受ける可能性があるが、当該通貨に対する大幅なスイス・フラン安は当グループの自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性がある。

スイスのカウンターパーティは、全体として、国内経済と輸出先、特にEU及び米国の経済に大きく依拠している。更に、ユーロ対スイス・フランの為替相場はスイス企業にとって重要なリスク要因である。スイス・フランの上昇は、スイス経済、特に輸出に悪影響を及ぼす可能性があり、それによって当グループの国

内貸付ポートフォリオ内の一部のカウンターパーティに影響が及ぶ可能性があり、近年の貸倒引当金繰入額の水準の低さを踏まえると、今後の貸倒引当金繰入額の水準が上昇する可能性がある。

規制及び法律の変更は、当グループの事業及び当グループの事業戦略上の計画を実行する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融機関に影響を与える法令等の根本的な変更は、当グループの事業に重大な悪影響を及ぼし得る。2007年から2009年の金融危機を受けて、また、その後の世界的な金融市場の不安定さに鑑み、規制当局及び立法関係者は、様々な法令等の変更について検討を続けており、提案や採用を行ってきた。これらの対応策は、一般的に、認識済みの危機の原因について対処するためのものや、主要金融機関が引き起こすシステムミック・リスク（金融システム全体が連鎖的に機能不全に陥るリスク）を制限するためのものである。そうした対応策には以下のものがある。

- 所要自己資本の定義及び算定方法の変更並びにRWAの算定方法の変更等、著しく厳格な自己資本比率規制
- 規制当局の裁量による資産の評価に対する慎重な調整
- より厳しいレバレッジ比率の導入及び新たな又は著しく強化された流動性及び安定した資金需要
- 活動が行われ、計上される法域において流動性と資本基盤を維持するための要件並びに現地法域レベル又は事業体レベルでリスク体制、法人体制及びその他のガバナンス体制を採用する要件
- 自己勘定取引及びその他の活動における制限並びにリスク集中及びリスクの最高水準の制限
- 新たな免許、登録及びコンプライアンス規制並びにクロスボーダー市場への参入の制限
- バランスシートの増大を効果的に制限し、又はトレーディング及びその他の活動の収益性を縮小する税金及び賦課金
- 報酬を抑制し、報酬に課税し、又は報酬に関する追加的な要件を課す様々な措置
- 当グループ又は当グループ会社の再生手段又は破綻処理の一環として、損失吸収資本又は評価減の対象となる負債性商品を維持することを求める要件（子会社にかかる商品を維持することを求める要件を含む。）
- 一定の活動のリングフェンシング及び別法人における事業運営を含む、システムミック・リスクを縮減し、主要な金融機関をより容易に管理、再構築、解体又は清算できるように策定された構造改革及びその他の変更を採用するための要件、並びにシステム上重要な機能の維持を優先して処理することが意図された新たな清算体制の採用

上記の措置の多くについては、それらが採用されるか否か又は採用される様式、実施の時期、実施規則の内容、解釈及びそれらの効力発生日も含め、かなり不確実なままである。また、特に大統領による政権運営が最近変更された米国では、地政学的な展開により可決された法令が撤回又は改正されるか否かが不確実である。

かかる取組みを調整するための規制当局の試みにもかかわらず、採用された又は提案された措置は、主要な法域によって著しく異なるため、UBSのような世界的な金融機関の事業運営が更に困難になる。スイスで行われている資本及び流動性等の問題に関する規制変更は、全般的に他の主要な法域よりも急速に進んでおり、スイスの大手国際銀行に対する要件は、主要な金融センターの中でも最も厳しいものの一つである。これによりUBS等のスイスの銀行は、より緩い規制に従う同種の金融機関又は規制のないノンバンクの競合相手と競争する際、不利益を被る可能性がある。

スイス及び当グループが事業を行う他の法域において計画され、予測される規制及び立法の進展は、当グループの事業戦略上の計画を実行する能力、世界的な又は特定の地域における特定の事業分野の収益性又は実行可能性、及び、場合によっては、他の金融機関と競争する当グループの能力に重大な悪影響を与える可能性があり、一定のサービス及び商品の値上げ若しくは打切りを余儀なくされる可能性がある。これまで、こうした進展の実現には多額の費用が発生しており、今後もそのおそれがあり、当グループの法人体制又はビジネスモデルにもマイナスの影響を与える可能性があり、自己資本、流動性及びその他資源の非効率性が生じ、それら全てが当グループの収益性に影響を与える可能性がある。最後に、法規制上の変更に関する不確実性又はその施行は、顧客と当グループとの関係にマイナスの影響を及ぼす可能性があり、当グループは顧客の業務を引き付けられない可能性がある。

自己資本及び大きすぎて潰せない（*too-big-to-fail*）（*TBTF*）規制：当グループには、国際的に活動中のスイスのシステム上関連ある銀行（SRB）として、世界で最も厳しい所要自己資本及び総損失吸収資本

(TLAC)に関する要件が課されている。新たなスイスSRB自己資本要件により、RWAに基づく極めて高い要件及び極めて高いレバレッジ比率要件が課されている。加えて、TLAC要件は既に適用されている。

当グループは、RWAの算定に更なる追加額が課されること又は最低所要自己資本の他の要素に対するその他の変更によって将来的に所要自己資本の更なる増加の対象になる可能性がある。バーゼル銀行監督委員会(BCBS)及び他の規制当局は、信用リスク及びオペレーショナル・リスクの枠組みの改訂並びにアウトプットフロアの導入等、バーゼルIII自己資本枠組みの変更を検討している。自己資本枠組みの変更案がスイスの現行の様式に採用された場合、軽減措置を実施しなければ当グループの全体的なRWAが大幅に増大する可能性があることが予想される。当グループは更に、そのような変更案を実施するために多額の費用を負担する可能性があるとして予想している。

流動性及び資金調達：当グループには、見込まれるストレス時の短期的な純資金流出に備えた優良な流動資産のLCR及び安定調達比率(NSFR)を維持する要件又はその他類似の流動性要件及び資金調達要件が課されており、それらの要件により、従来よりも著しく高い水準を流動性全体について維持することが義務付けられ、又は受取利息及び支払利息を最適化する当グループの取組みが制限される可能性があり、特定の事業の魅力や損ない、当グループの利益を生み出す全般的な能力が低下する可能性がある。LCR及びNSFRの要件はいずれも、当グループが短期的な資金に過度に依存しないこと及び当グループの非流動資産のための長期資金調達が十分であることを徹底することを意図しており、その算定は、市場又は企業に特有のストレスのある状況において、資金流出の相対的な可能性及び流出額並びに利用可能な追加的資金調達の資金源について前提を置いている。実際のストレス状況下において当グループの資金流出額がこの前提額を超えないという保証はない。更に、当グループの子会社の多くは、最低所要自己資本、流動性要件及び類似の要件を遵守しなければならない。そのため、UBSグループAG及びUBS AGは、子会社の資本の大部分を出資し、子会社の流動性を高めた。これらの資金は、関連する法域内での資金需要及び担保の必要性を満たすために利用することができるが、通常、当グループ全体での使用を目的としてすぐに利用できるものではない。

銀行の体制及び業務の制限：当グループは、法的及び規制上の要件及び要請を満たすために当グループの法人体制及び運営体制の大幅な変更を行っており、今後も継続して行う。

当グループの法人体制及び運営体制の変更、特に子会社への事業の移転には、多大な時間と資金が必要であり、業務、資本、流動性、資金調達及び税金の非効率性を生じさせる可能性があり、更に、UBSグループ内の複数の事業体と取引を行っているカウンターパーティに対する当グループの信用エクスポージャー全体を増加させ、当グループの事業を更に現地の所要自己資本、流動性要件及び資金需要にさらし、個々の子会社の信用度に対する顧客及びカウンターパーティの潜在的な懸念を引き起こす可能性がある。当該変更はまた、当グループの資金調達モデルにマイナスの影響を与え、当グループの営業上の柔軟性を制限し、事業部門間の相乗作用から利益を得る当グループの能力にマイナスの影響を与える可能性がある。

米国において、当グループは、ドッド・フランク法に基づく「ボルカー・ルール」に関連するコンプライアンス・監視枠組みの実施に相当な費用を負担しており、当該活動の制限に合わせて米国内外での当グループの事業活動の変更を要求されている。ボルカー・ルールも市場の流動性及びマーケット・メイキング活動の経済状態に大きな影響を与える可能性がある。ボルカー・ルールが廃止又は改正された場合、当グループは、短期間のうちに追加費用を負担する可能性があり、当グループが従事する可能性のある種類の活動又は営業方法を大幅に制限する他の類似の規則の適用を受ける可能性がある。米国連邦準備制度理事会が提案するシングル・カウンターパーティ・リスクに関する規則が提案通りに可決された場合、当グループが決済及び有価証券清算業務を目的として、また取引相手として他の金融機関を利用すること等、米国での当グループの営業方法は、当該規則の影響を受ける可能性がある。

破綻処理の実行可能性及び再生・破綻処理計画：スイスのTBTF枠組み及び他の法域の類似の要件に基づき、当グループは、経営難に陥った場合にシステム上重要な機能を保つことができるよう、これらの活動が事前に十分に分離されることのない範囲で実行可能な緊急計画を整えることを要求されている。当グループは、破綻処理の実行可能性リスクを法的に求められているレベルを超えて減らすための措置を採用した場合、ゴーンコンサーン要件について限定的なリポートを受ける権利を有する。かかる措置には、別法人の設立等、銀行グループの法人体制の変更が含まれるが、そのような体制の変更は、当該グループの一部を当該グループのその他の部分から生じるリスクにさらされることから分離するような方法で行われる。それによって、再生シナリオにおいてかかるグループの特定の部分を処分すること、破綻処理シナリオにおいてかかるグループの特定の部分を清算若しくは処分すること又は債務をベイル・インすることが容易になる。更に、ある法域で当グループが提示するよう要求された再生・破綻処理計画が不十分又は信用性に欠けると関連当局に判断された場合、当該当局は、関連規則により、当該法域での当グループの事業の範囲又は規模に

制限を課すことを認められ、破綻処理を妨げている障害を取り除くために、資本金額又は流動性金額のいずれか高い方を保つよう当グループに義務付けるか、又は当グループの法人体制若しくは事業を変更するよう当グループに義務付けることができる可能性がある。

スイスの銀行法及び施行規則は、金融機関が経営難に陥ることを阻止するため、また、経営難に陥った金融機関について破綻処理をするために、影響力の強い介入権限をFINMAに与えている。FINMAは、当該権限を行使するか否か、いつ又はどのような形で当該権限を行使するかを決定するための大きな自由裁量権を有している。当グループが決済不能のおそれにさらされた場合には、FINMAは、配当及び利息の支払いの制限を含め、より負担の大きい要求を当グループに課す可能性がある。また、FINMAは、例えば、UBSグループ内の資金調達や特定の保証を制限するとともに、各業務ラインをそれぞれ別法人化するといった当グループの法人体制の変更又は特定の方法による事業リスク水準の更なる縮小を当グループに対して直接的又は間接的に要求する可能性がある。FINMAは更に、銀行の破綻処理に際して、UBSグループAG、UBS AG及びUBSスイスAGの資本調達商品及び債務を償却すること又は普通株式に転換することができる。下記「当グループが財政困難に陥った場合、FINMAは、UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGに関して破綻処理手続若しくは清算手続を開始するか又は保護措置を課す権限を有し、当該手続又は措置は、当グループの株主及び債権者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

市場規制： G20加盟国は、全ての標準化された店頭デリバティブ契約が取引所又は取引機関において取引され、セントラル・カウンターパーティを通じて決済されることを義務付ける取組みを行っている。この取組みの実施は、主にインベストメント・バンクで行われている当グループの店頭デリバティブ事業に重大な影響を与えており、今後も引き続き影響を与える。これらのマーケットの変化は、大部分の市場参加者にとって一定の業務分野の収益可能性を縮小させるおそれがあり、当グループも悪影響を受ける可能性がある。例えば、当グループは、原則として、店頭デリバティブ取引の中央決済モデルへの移行によって、これらの商品の利益率は縮小に向かうと予想している。更に、これらの法律は、当グループが利用している市場インフラストラクチャー、利用可能なプラットフォーム、担保の管理及び顧客との接触方法に重大な影響を与える可能性があり、当グループは多額の実施費用を負担することとなる可能性がある。非清算店頭デリバティブの証拠金要件により、カウンターパーティとの担保契約及び当グループの業務過程の大幅な変更が求められる可能性がある。一部の法域では実施中であるが、他の法域では規則の制定と実施が遅れている。これにより、市場の混乱、クロスボーダー取引の混乱及びカウンターパーティ取引の集中が生じることとなる可能性があり、要求された変更を当グループが実施する能力にも影響が及び、当グループが顧客と取引を行う能力が制限される可能性がある。

米国の商品先物取引委員会（CFTC）の登録スワップ・ディーラーとしてUBS AGに適用される一部の規則及びUBS AGが証券ベースのスワップ・ディーラーとしてSECに登録する場合に適用される一定の規則（スワップ・データ報告、記録保存、コンプライアンス及び監督に関連する規制を含む。）は、世界的範囲でUBS AGに適用される。そのため、米国の規則は、米国外（スイスを含む。）で当グループに適用される法的要件と重複する又は相反する可能性もあり、当グループは、米国でSEC又はCFTCに登録することを義務付けられていない企業に対して競争上不利な状況に置かれる可能性がある。

多くの場面で、当グループはクロスボーダーでサービスを提供している。従って、当グループは第三国の企業の市場アクセスを制限する障壁に敏感である。特に、第三国の企業による欧州市場の利用に関する規制を調和させるEUにおける取組みは、当グループがスイスからこれらの法域で事業を運営する能力に悪影響を及ぼす新しい障壁を創出する効果を有する可能性がある。更に、多くの法域では、本国の規則との同質性の判断、代替コンプライアンス及び類似する礼譲の原則に基づきクロスボーダー活動への規制を強化している。マイナスの判断は、当グループが当該法域の市場へアクセスする機会を制限する可能性があり、当グループがグローバル企業として事業を行う能力にマイナスの影響を与える可能性がある。更に、当該判断は通常、企業レベルではなく法域レベルで適用されるため、当グループは多くの場合、各法域の協調が積極的に行われることを頼りにする必要がある。

当グループの強固な資本基盤を維持できない場合、戦略を実施し顧客及び競争力のある事業基盤を維持する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループの強固な資本基盤の維持は、当グループの戦略の重要な要素である。当グループは、その強固な資本基盤により、当グループの事業の成長を支援し、今後行われる可能性のある所要自己資本の規制上の変更に従うことができる。当グループの強固な資本基盤は、当グループの利害関係者に安心感を与え、当グループの資本還元方針の基盤を形成し、当グループの信用格付に寄与している。当グループの自己資本比率

は、主にRWA、適格資本及びレバレッジ比率の分母（LRD）である。それらはいずれも多くの要因により変動する可能性があり、一部の要因は当グループの制御が及ばないものである。

当グループの適格資本は、純利益又はその他の包括利益に計上される損失により減少する可能性がある。適格資本が減少する原因には他にも、証券化エクスポージャーの格付けにおける低下、取得及び売却によるのれんの水準の変化、持分の価額に影響する為替の不利な動き、特定の種類のポジションに係る評価が不確実な場合に要求される慎重を期した調整、並びにその他の包括利益に計上される特定の年金基金資産及び負債の価額の変動又は当グループの確定給付債務純額の変動を計算するために使用される金利及びその他の前提の変動等が挙げられる。

RWAは、これらの当グループの事業活動、当グループのエクスポージャーのリスク・プロファイルにおける変化、当グループの外国為替エクスポージャーの変化及び外国為替相場の変動並びに規制に左右される。例えば、市場のボラティリティの高さ、信用スプレッドの拡大（当グループのバリュー・アット・リスクの主な要因である。）、不利な為替の動き、カウンターパーティ・リスクの増大、経済環境の悪化又はオペレーショナル・リスクの増大等がRWAの増大につながる。当グループは近年、戦略を実施することにより当グループの市場リスク及び信用リスクのRWAを大幅に縮小させたが、オペレーショナル・リスクRWA、特に訴訟、規制上及び類似の問題により生じるオペレーショナル・リスクRWAの増加並びにRWAの算定に関する規制上の変更及びRWAの規制上の追加によりその減少の大部分が相殺された。RWA算定における変更又は上記の追加補完RWA費用若しくは一定のエクスポージャーに適用される乗数が課されること、若しくは標準化された手法若しくは他の方法の変更に基いてRWAの下限が課される場合、当グループのRWAが大幅に増加する可能性がある。また、当グループは、当グループの更なるRWA縮小の計画を成功させることができないおそれがある。というのも、その方策を全て計画どおりには実施できないか、又は当グループの措置の効果を減殺するような事業、規制上の変更又は措置が生まれてくるからである。

更に当グループには、改正されたスイスの自己資本に関する条例に基づき大幅に引き上げられたレバレッジ比率に基づく所要自己資本及びTLAC要件が課されている。レバレッジ比率は単純なバランスシートの指標であり、従って、バランスシート集約度の小さい業務に比べ、融資等のバランスシート集約型の業務を制限し、当グループが他のリスクに基づく所要自己資本を満たしたとしても、当グループの事業活動を抑制するものとなりかねない。当社のレバレッジ比率の分母は、とりわけ、預金及び貸付け等の顧客の活動水準、外国為替相場、金利及びその他市場の要因に左右される。これらの要因の多くは、全体的又は部分的に当グループの制御が及ばないものである。

当グループは、戦略上の計画を継続的に実行できない可能性がある。

2012年10月、当グループは、当グループの戦略を、大幅に加速して実行することを公表した。この戦略には、当グループのインベストメント・バンクを変革して伝統的な強みに集中させること、RWAを極めて大幅に削減して当グループの資本基盤を更に強化すること、及び費用を大幅に削減して効率性を改善することが含まれていた。当グループは更に、当グループの業績に関する戦略及び予想を設定した。当グループは、当グループの事業変更をほぼ完了したが、当グループの残りの計画の実行を完全に達成することができず又は当グループの計画を遅らせる必要が生じるリスク、市場事若しくは他の要因が当グループの計画の実施に悪影響を及ぼすリスク又は当該計画の効果が意図していたものとは異なるリスクが依然として存在する。マクロ経済の状況、地政学的な不確実性、スイスのTBTF枠組みの変更及び新たな規制要件を遵守するための継続的費用により、当グループは、過去の目標及び予想を調整しなければならなくなり、将来においても再び調整する必要が生じる可能性がある。

当グループはRWA並びにコーポレート・センター非中核事業及びレガシー・ポートフォリオのポジションのLRDの使用を大幅に縮小したが、当グループが残りのポジションを計画が示唆するほど迅速に引き続き処分できるという保証も、またそれによって当グループが著しい損失を被らないという保証もない。多くの当グループの残存リスク・ポジションは流動性を欠いたまま複雑性を有し、このことが特に、当該ポジションを売却又はその他の方法により処分することを困難にしており、RWA及びこれらのエクスポージャーに関連するLRDの使用を縮小することを困難にしている。

また当グループの戦略の一環として、更なる大幅な費用削減を達成するためのプログラムが進行中であるが、多くの要因により当グループの計画に悪影響が及ぶ可能性がある。規制上の永続的な費用及び業務上の要求が当グループの当初予想を上回った分は、当グループの総費用削減額により一部減殺され、過去の費用削減目標の達成が遅れ、当グループの継続的な計画の実行が引き続き困難となる可能性がある。更に、主要な有効性及び効率性に関するプログラムにはしばしば見られることであるが、当グループの費用削減計画に

は重大なリスクが存在する。これらの中には、再構築費用が予測よりも高く、より早く認識され得るリスク、及び実現可能な、当グループの事業目的とも整合するコスト削減機会を識別することができないリスク、又はコスト削減が後になって実現されるか若しくは当グループの見込みほどは実現されないリスクがある。外注、ニアショアリング若しくはオフショアリング又は人員削減による当グループの総人員の変化は、効果的に対処しなければ、当該変化により、目標とした費用及び他の利益を認識する当社の能力に影響を及ぼす可能性があり、運営上の損失が生じることとなる可能性がある。また当該変化により、かかる従業員戦略を通じて達成することが意図されている費用削減よりかなり前に、損益計算書に認識される費用が生じる可能性がある。その例として、不動産賃貸借契約に係る引当金を認識する必要がある場合又は不採算事業の中止若しくは処分に関連して、以前は他の包括利益に記録されていた為替差損が損益計算書に振り替えられる場合が挙げられる。

また、当グループの有効性及び効率性に関するプログラムを実行する中で、当グループの競争力を維持し、当グループの目標とするリターンを達成するため又は既存の若しくは新規の規制要件及び予想を遵守・実現するために必要な能力を喪失したり低下させたりする意図しない結果を経験する可能性がある。

当グループの事業遂行においては重大な法的及び規制上のリスクが発生する。

50を超える国々で業務を行う世界的な金融サービス機関として、当グループは多数の異なる法律、税金及び規制の体制に服しており、広範囲な規制上の監視を受け、重大な責任負担リスクにさらされている。また当グループは、引き続き多数の請求、紛争、法的手続及び政府調査の対象となっており、当グループは、現在行われている当グループの事業活動が、今後そのような問題を引き続き発生させると予想している。これらの及びその他の事項に対する当グループの財務エクスポージャーの範囲は重大であり、当グループが設定した引当金の水準を大幅に上回る可能性がある。当グループは、これらの問題が解決された時の財務及びその他の面への影響を予想することはできない。規制手続の解決により、当グループが一定の業務を維持するために規制上の不適格の権利放棄を取得することが求められ、許可及び規制上の承認を制限、停止又は解除する権利が規制当局に付与され、金融市場の公益事業に対し、当グループがそのような公益事業に参加することを制限、停止又は解除することを認める可能性がある。そのような権利放棄を取得することを怠った場合、又は許可、承認若しくは参加が制限、停止若しくは解除される場合、当グループに重大な影響が及ぶ可能性がある。

外国為替及びLIBOR並びにベンチマーク利率に関連する政府当局との当グループの和解は、主要な法域において、規制事項に現在伴う財務リスク及び風評リスクの程度が大幅に増加していることを際だって示している。2012年12月、当グループは、米国、英国及びスイス当局に対して、罰金及び不正利得の返還として総額約14億スイス・フランを支払う和解を公表した。当グループは、米国司法省（DOJ）との間で不起訴合意（a non-prosecution agreement）（NPA）を締結し、UBS証券株式会社は、一定のベンチマーク利率の操作に関連する電子通信手段による詐欺1件について有罪を認めている。2015年5月、DOJは、UBSの特定の従業員が外国為替に関連する事項について米国で犯罪を犯したと判断してNPAを終了することを独自の裁量にて決定した。その結果、UBS AGは、ある裁判所でLIBORに関する事項での行為について電子通信手段による詐欺で有罪と認められ、2億300万米ドルの罰金を支払い、3年間の執行猶予を受けている。当グループは当局に対して、調査に全面的に協力したにもかかわらず、更に、米国及びスイスを含む多くの法域における独占禁止法当局から条件付の減免又は条件付の免責を受けながら、当グループに対して非常に多額の罰金及び不正利得の返還が課され、当グループは有罪自認を要求された。当グループは、当局が当グループに対する結論を出すにあたり、近い過去において当グループがその他の数件の問題について重大な不正行為に従事していたと認定した点を考慮したものと理解している。

2007年から2009年までの金融危機に起因する重大な損失以降、当グループは、非常に高いレベルの規制上の監視を受けており、当グループの戦略上の柔軟性を制限する特定の規制措置に服している。当グループは、当該損失及び2011年9月に公表された無許可取引事件に繋がった不備を修復したものと考えているが、2012年のLIBORに関する和解及び当グループの外国為替及び貴金属事業に関連する問題の一部規制当局との和解が当グループの信用や規制当局との関係に与える影響を克服することがより難しいことが判明した。当グループは、当グループのオペレーショナル・リスクの管理及び統制の枠組みを改善するために採る措置について、規制当局との話し合いを積極的に進めているが、当グループの取組みが期待される効果をもたらすとの保証はない。かかる経緯により、当グループの規制執行に関するリスクのレベルは、同業の一部の金融機関が負担するレベルよりも大きくなる可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、当グループの事業に影響を及ぼす。

当グループの事業は、異なる通貨による複数のかつ様々な市場において大量でその多くが複雑な取引を処理する当グループの能力、当グループが服する多くの様々な法体制及び規制体制の要件を遵守する能力、並びに無許可の、架空の又は詐欺の取引を防止し、速やかに発見し、停止する能力に依拠している。当グループはまた、決済システム、為替、情報の処理業者並びにセントラル・カウンターパーティ等、第三者が管理するシステムへのアクセス及びその機能にも依拠している。当グループ又は第三者のシステムが故障すると、当グループに悪影響が及ぶ可能性がある。当グループのオペレーショナル・リスクの管理及び統制に関するシステム及びプロセスは、当グループの活動に伴うリスク（処理過程のミス、実行ミス、違法行為、無許可取引、詐欺行為、システム障害、金融犯罪、サイバー攻撃、情報セキュリティ違反、セキュリティ障害及び物理的防御の失敗から生じるリスクを含む。）の適切な管理の確保を支援することが企図されている。当グループの内部統制によってこれらのリスクの特定及び是正を行えない場合又は行えないことが判明した場合、当グループは、業務支障をきたし、2011年9月に公表された無許可取引事件による損失のような多額の損失を招くおそれがある。

当グループ及び他の金融サービス会社は、セキュリティ侵害並びにサイバー攻撃及び他の形式の攻撃にさらされており、その一部は秘密情報若しくはシステムへのアクセス権の取得、サービスの妨害又はデータの破壊をもくろむ、的を絞った高度な攻撃である。当グループは、当グループのシステム又はデータへの脅威を予想、検出又は認識できない可能性があり、また当グループの予防措置が攻撃又はセキュリティ侵害を予防するのに効果的でない可能性がある。当グループのシステム又はデータのセキュリティ侵害又は回避が成功した場合、当グループの業務の妨害、当グループ又は当グループの顧客に関する秘密情報の不正使用、当グループのシステムへの損害、当グループ又は当グループの顧客の金銭的損失、データ保護法及び類似の法律の違反、訴訟エクスポージャー及び当グループの評判の侵害等、当グループに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

近年の米国及びその他の国の政府による金融機関に関する政策の主要な焦点は、マネーロンダリング及びテロの資金調達を食い止めることである。当グループは、マネーロンダリング及びテロの資金調達を発見し、防止し、報告するための、並びに当グループの顧客の身分を証明するための有効な方針、手順及び管理を維持することを義務づけられている。当グループはまた、米国海外腐敗行為防止法や英国贈収賄防止法等、腐敗行為防止及び他者による公務員への不正な支払いに関する法令にも服している。当グループは、当該法令を遵守するよう設計された方針、手続き及び内部管理を実施している。マネーロンダリング、テロの資金調達又は腐敗行為を防ぐのに十分なプログラムを維持し、実施できなければ、またそれらの分野での当グループのプログラムが失敗すれば、法的執行行為及び当グループの評判に及ぶダメージの両面で深刻な結果を招く可能性がある。

規制要件の新設及び改正並びに規制要件への適合及び破綻処理の実行可能性の向上を目的とした当グループによる法人体制の変更により、当グループが行う規制上及びその他の報告の分量、頻度及び複雑さは大幅に増している。規制当局は更に、当グループによる内部報告及びデータ統合に関する要請を大幅に増大させている。当グループは、当該要件を満たしたインフラを構築するために多額の費用を負担しており、今後も引き続き負担する。外部報告要件を適時にかつ正確に満たさない場合又は内部報告に関する規制上の要請を満たさない場合、当グループは、強制措置を受けることとなるか又はその他悪影響を受けることとなる可能性がある。

一定の種類のオペレーショナル・コントロールの弱点及び瑕疵もまた、正確かつ適時の財務報告書を作成し公表する当グループの能力に悪影響を与える可能性がある。2011年9月に公表された無許可取引事件の後、経営陣は、2010年末及び2011年末の時点において、いずれの年度の財務諸表への信頼度にも影響は及ばないものの、当グループの財務報告における内部統制に重大な欠陥があると判断した。

更に、当グループが構築している緊急時対策にかかわらず、当グループの業務遂行能力は、当グループの業務及び当グループが所在する共同体を支えるインフラの混乱によって悪影響を受けることがある。これには、自然災害、疫病の流行、市民暴動、戦争又はテロリズムによる混乱が含まれる可能性があり、また当グループ又は当グループの取引相手の第三者が利用する電力、通信、交通又はその他のサービスもかわる可能性がある。

当グループの評判は、当グループの事業の成功にとって重要なものである。

当グループの評判は当グループの戦略プラン、事業及び将来性の成功に不可欠なものである。評判のダメージを覆すことは困難で、その改善には時間がかかる傾向にあり、測定が難しい。金融危機の間の非常に

大きな損失、米国の個人顧客に対する当グループのクロスボーダーのプライベート・バンキング・サービスに関する調査及びこの問題に関して米国当局と締結した和解並びにその他の事象は当グループの評判に深刻なダメージを与えた。評判へのダメージは、2008年及び2009年において当グループの資産受入れ事業全般にわたって顧客及び顧客の資産が減少したことの大きな要因であり、また、従業員が辞めていくのを止められなかった一因となっている。こうした事象が当グループの財務実績に及ぼした悪影響は短期的なものもあれば、より根深いものもあり、評判を回復することは、顧客、投資家、規制当局及び一般市民との関係のみならず、当グループの従業員との関係維持にとっても重要であることを当グループは認識した。2011年9月に公表された無許可取引事件、当グループのLIBOR問題への関与並びに当グループの外国為替及び貴金属事業に関する調査もまた、当グループの評判に悪影響を及ぼした。これ以上評判が傷つけば、当グループの経営実績及び財務状態、更に事業戦略目標及び財務目標の達成能力は重大な悪影響を被りかねない。

金融サービス業界における業績は市場状況及びマクロ経済環境に影響される。

当グループの事業は、市場及び経済状況により大きな影響を受ける。利率、信用スプレッド、証券の価格、市場のボラティリティ及び流動性、外国為替相場、商品価格、及びその他の市場変動並びに投資家心理に不利な変化が生じると、当グループの利益に、そして最終的には当グループの財務状況及び資本基盤に悪影響を及ぼすおそれがある。

市場の低迷及び低迷しているマクロ経済環境は、地政学的事由、金融若しくは財政政策の変更、貿易不均衡、自然災害、疾病、市民暴動、暴力行為、戦争又はテロを含む様々な要因により生じる可能性がある。マクロ経済及び政治的展開により、予測不能で不安定な影響を受ける可能性があり、金融市場は全世界的なものであり、また高度な相関性があるため、地方及び地域の事象であってもその発生国にとどまらず広範に様々な影響を及ぼす可能性がある。当グループは、英国経済及び欧州連合の景気回復に悪影響を及ぼす可能性のある、欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票後のヨーロッパでの展開を注意深く監視している。更に、各国がクロスボーダーの支払い若しくはその他の為替取引に対する制限若しくは資本規制を課した場合、又は通貨の変更（例えば、1国以上の国がユーロ圏を脱退する場合）があった場合、当グループは、カウンターパーティの強制執行される債務不履行により損失を被るか、自己の資産を使用することができないか、若しくは自己のリスクを管理することを妨げられるかのいずれかの結果となるか又はその全ての結果となる可能性がある。

マクロ経済及び政治的展開に対して影響を受けやすい新興市場又は先進的な市場の混乱により、又は主要な市場参加者の破綻により、地域的に又は世界的に危機が拡大すると、当グループは重大な影響を受けるおそれがある。当グループの戦略プランが、中国を含む新興市場での成長と利益を生み出す当グループの能力にますます依存するようになっており、これによって当グループが当該市場に関連したリスクにさらされる可能性は高くなる。当グループが総合ストレス・テストの枠組みで使用した拘束力のあるシナリオは、このような点を反映しており、中国でのハードランディングがアジアと新興国市場の経済に深刻な広がりを見せ、同時にヨーロッパでは複数の債務の再編が重なり、ヨーロッパの銀行はそれに関連する直接損失を被り、ユーロ圏崩壊の懸念が発生してスイス、英国及び米国等、先進国市場に深刻な影響を与えることを想定している。

当グループは複数の市場に対し重大なエクスポージャーを有しており、当グループの事業構成の地域的なバランスからもリスクにさらされている。例えば、当グループのインベストメント・バンクのエクイティ事業はヨーロッパ及びアジアをより重視しており、当該事業内でのデリバティブ事業は、ウェルス・マネジメントの顧客、特にヨーロッパ及びアジアの基盤顧客に対する仕組商品をより重視している。従って、これらの市場が混乱すると、当グループは他の金融サービス提供者よりも深刻な影響を受ける可能性がある。

事業活動及び顧客活動並びに市場取引規模の全般的な縮小は、例えば、著しい市場ボラティリティの結果、当グループが2016年に経験したように、特に当グループのウェルス・マネジメント事業及び当グループのインベストメント・バンクの取引報酬、手数料及びマージンに悪影響を及ぼす。市場の低迷は、当グループが顧客のために運用する資産の規模及び評価を低下させ、当グループの資産ベース及び業績ベースの手数料を減少させる可能性があり、当グループが保有し、投資対象又は当グループのトレーディング・ポジションとして計上する資産の価値を下落させる可能性がある。一方で、市場の流動性及びボラティリティの低下は、トレーディングの機会を制約し、当グループのリスク管理能力を妨げ、トレーディング収益及び業績ベースの報酬の双方に影響を及ぼす。

信用リスクは、貸付業務、引受業務及びデリバティブに関する活動といった、当グループの多くの事業において不可欠な部分である。悪化をたどる経済状態及びマイナスとなる市場での展開により、信用エク

ポージャー並びに取引ポジション及び投資ポジションの減損及びデフォルトが発生する可能性があり、当グループが保有する担保の価値下落により損失が拡大することがある。当グループが融資を行う資産の価値又は流動性は急速に下落する可能性があるため、当グループは、プライム・ブローカレッジ、リバース・レポ及びロンバード貸付業務等の活動における信用リスクにもさらされている。スイス・フラン高の継続及びそれによるスイスの輸出に対する影響、スイス国立銀行若しくは他の中央銀行によるマイナス金利の採用、又はユーロ圏内若しくはEU内での危機的状況の再燃による輸出市場への影響及びスイスが決定したEU及び欧州経済領域の市民に対する移民制限の復活により今後もたらされる影響等のその他のマクロ経済に関する展開もスイス経済及び当グループのスイス国内での事業全般、とりわけ当グループのスイス国内でのモーゲージ及び企業向け貸出金ポートフォリオに悪影響を及ぼす可能性がある。

上記の展開は、これまでに、のれんの減損や繰延税金資産のレベルの調整等により、事業部門及びUBS全体の財務成績に影響を及ぼしており、今後においても重大な影響を及ぼす可能性がある。

欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票

2016年6月に行われた欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票の結果を受けて英国政府は、2017年3月末までに欧州連合条約第50条を実施する予定であることを発表した。これにより、英国はその後2年間のうちに欧州連合と離脱に関する協定について協議する予定である。この日程に変更がなければ、英国は2019年初旬に欧州連合を離脱するものと予想される。将来における英国と欧州連合との関係がどのような関係になるかは依然として不透明である。当グループの英国での事業から欧州連合への金融サービスの提供に対して将来課せられる制限により、当グループは英国における当グループの事業及び当グループの法人体制を大幅に変更しなければならない可能性がある。当グループは現在、欧州連合からの英国の離脱により受ける可能性のある影響と実施する可能性のある緩和措置について検討している。ただし、その影響と緩和措置は、離脱の時期と欧州連合との移行協定又は承継協定の性質に応じて大幅に変わる可能性がある。

当グループは、変化する市場、規制及びその他の状況に応じて当グループのウェルス・マネジメント事業の変更を実行することができない可能性がある。

当グループのウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメント業務は、規制上の監督が強化され、受託者の基準及びその他の注意基準に関する基準が変更されつつある環境の中で行われており、運用会社又はアドバイザーと顧客との間の利益相反を軽減又は排除することが重視され、投資マネジャー及び他の業界参加者の世界的なシステム及びプロセス全体にわたって効果的な実施が必要となっている。例えば、米国労働省は、従業員退職所得保障法（Employee Retirement Income Security Act）（ERISA）に基づく「受託者」の定義を拡大した規則を採用している。そのため、当グループは、一定の退職金制度を取り扱う際にはERISAに基づく受託者の基準を遵守しなければならない。当グループは、当該規則が発効された場合、当該規則を遵守するために、業務過程、方針及び顧客との対話に関する条件を大幅に変更しなければならない可能性がある。

当グループは、当グループの資産受入れ事業において見込まれる顧客資産の流出及び当グループのウェルス・マネジメント業務の収益性に影響を及ぼす変化にさらされている。また、当グループはこれらの問題を処理するために必要な事業の改革を実施できない可能性がある。

2008年及び2009年において、当グループはウェルス・マネジメント業務及びアセット・マネジメント業務における相当量の顧客資産の純流出を経験した。この純流出は、当グループの巨額の損失、当グループの評判に対するダメージ、顧客アドバイザーの喪失、有能な顧客アドバイザーを勧誘する難しさ、並びに当グループのクロスボーダーのプライベート・バンキング業務に関する税制、法制及び規制上の展開等、様々な要因から生じた。これらの要因の多くはうまく対処できている。しかし、クロスボーダーのプライベート・バンキング事業モデルに影響する長期的変化は、より長い期間に渡り、ウェルス・マネジメント事業部門において引き続き顧客の流出入に影響し続けるであろう。

当グループは、世界規模での税務情報の自動交換がスイスで実施されると予測して金融当局がクロスボーダー投資と会計上のアムネ스티制度を更に重視するようになったこと及びこれらの変化に対応して当グループが実施してきた措置により、多年度にわたってクロスボーダーの資金流出を経験している。現地の税法又は税規制の更なる改正及びその実施、クロスボーダーの税務情報交換体制の実施、国内でのタックス・アムネ스티若しくは実施プログラム又は類似の措置は、当グループの顧客が当グループと事業を行うことの可否若しくは意思に影響を及ぼす可能性があり、更にクロスボーダーの資金流出が発生することとなる可能性がある。

近年の当グループのウェルス・マネジメント事業部門における新規純資金流入は、主にアジア太平洋地域の顧客及びグローバルな超富裕層の顧客に由来するものであった。徐々に、これらの利益率の低い層や市場からの資金の流入が、利益率の高い層や市場、とりわけクロスボーダーの顧客からの資金流出に取って代わりつつある。この変動は、顧客の商品選好の変化とあいまって、以前に比べて利益率の低い商品が当グループの収入のより大きな割合を占めるという結果をもたらした。当グループのウェルス・マネジメント事業部門の利益率に下向きの圧力をかけている。

事業環境の変化が当グループの収益性、貸借対照表及び資本基盤に与える影響に対処するために当グループが実施する可能性のある構想には、当該影響を中和させることができるという保証はなく、2015年の当グループの貸借対照表及び資本最適化計画で発生したような新たな資金の流出や顧客預金の減少が発生する可能性がある。加えて、当グループはまた、当グループの事業提供及び価格設定の実務について、スイス最高裁判所による再々保険に関する判例及びその他業界の進展に沿った変更を行った。当該変更は、これらの商品に係る利益率に悪影響を及ぼす可能性があり、当グループが現在提供している商品が顧客にとって、それを取って代わられる商品と比べて魅力がない可能性がある。これらの傾向や進展の悪影響を打ち消すべく当グループが行う努力が成功するという保証はない。

当グループは、収益機会若しくは競争機会を見極め若しくは捉えることができず、又は有能な従業員を雇用し勧誘することができない可能性がある。

金融サービス業界の特徴には、激しい競争、絶え間ない革新、制限的で細かな（時に細分化された）規制及び統合の進行が挙げられる。当グループは、地方市場レベル及び個々の事業レベルでの競争、並びにその規模及び範囲において当グループに匹敵する世界的な金融機関からの競争に直面している。個々の市場に対する参入障壁及び価格形成レベルでの障壁は、新たな手法により徐々になくなりつつある。当グループは、このような動向が継続し、競争が激しくなると予想している。当グループが市場の動向及び展開を見極めることができず、適切な事業戦略を考案及び実施し、当グループの手法、とりわけ取引業務における手法並びに当グループのデジタル・チャンネル及びツールを十分に発展させ若しくは最新のものにすることによりかかる市場動向及び展開に対応せず、又はかかる戦略を実施する有能な人材を勧誘し若しくは雇用することができない場合、当グループの競争力及び市場における地位は、徐々に侵食されるおそれがある。

当グループの従業員報酬の金額及び構成は当グループの業績のほかに競争的要素と規制上考慮すべき事項の影響も受けている。

当グループは近年、規制当局及び株主を含む様々な利害関係者の要求に応じて、また当グループの職員の利益と他の利害関係者の利益を更に一致させるために、報酬条件を変更した。特に、当グループは、グループ執行役員会の構成員及び他の一定の従業員の固定報酬と変動報酬の割合の上限を個別に導入した。当グループは、株式報酬の平均繰延期間を引き延ばし、権利喪失規定を拡大し、更に限定された範囲で、業績に連動した一定の報酬に対するクローバック条項を導入した。

従業員報酬の金額及び構成に対する制約、繰延報酬の多さ、業務成績条件及び権利未確定報酬の喪失を引き起こすその他の状況が、当グループの重要な従業員を雇用し勧誘する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。重要な従業員の喪失及び代替りの有能な従業員を勧誘できないことは、どの職務やどのくらいの職務が影響を受けるかによって、当グループが自らの戦略を実行し、当グループの業務及び管理環境の改善を成功させる能力を深刻に損なう可能性があり、当グループの業績に影響を与える可能性がある。

当グループは、当グループの事業において発生し得る損失の回避又は制限のための自己のリスク管理・統制プロセスに依拠している。

統制されたリスクを取ることは、金融サービス企業の事業の重要な一部である。リスクを取る活動による損失には避けられないものもあるが、長期的に成功するためには、取るリスクと得られるリターンとのバランスを保たなければならない。従って、通常の市況における場合だけでなく、エクスポージャーの集中が深刻な損失を生じさせる可能性のある、より極端なストレスのある状況においてリスクが生じる場合にも、自己のリスクを精緻に見極め、評価し、管理し、統制しなければならない。

2007年から2009年の金融危機の間に見られた通り、当グループは、当グループのリスク測定及びシステムでは予想することのできない急激又は突発的な市場事由から発生する深刻な損失を常に回避できるわけではない。金融市場は金融危機の発生当初から過去の水準に比べて極めて深刻な悪化を示した。市場リスクの統計的な計測であるバリュエーション・リスクは、過去の市場データから得られるため、本質的に、危機のストレスのある状況において見舞われた損失を予想することができなかった。更に、ストレス・イベントに起

因する損失及び集中の統制並びに潜在的に高い相関性を有するエクスポージャーを見極めるために当グループがリスクを統合する範囲は、不適切であることが判明した。その結果、当グループの債券トレーディング・ポジションは、特に2008年及び2009年において著しい損失を計上することになった。当グループのリスク管理・統制体制を強化するために当グループが講じてきた措置にもかかわらず、当グループは、将来、例えば以下のような場合に、更なる損失を被る可能性がある。

- 自己のポートフォリオのリスク、特にリスク集中及び相関性あるリスクを完全に見極めていなかった場合。
- 見極めていたリスクの評価、又は不利な動向に対する対応が、時機を失しているか、不適切、不十分又は妥当でないことが明らかになった場合。
- 市場が、その速度、方向性、深刻さ又は相関関係という点において当グループの予期しない方向に動き、ゆえに、結果的に生じた環境において当グループのリスク管理能力が悪影響を受けた場合。
- 当グループが信用エクスポージャーを有する第三者又はその証券を当グループの勘定で保有する第三者が、当グループのモデルにより予想されなかった事由により深刻な影響を受け、これにより当グループのリスク評価により示された水準を超えるデフォルト及び減損が当グループに発生した場合。
- カウンターパーティから提供されている担保物又はその他の担保が、カウンターパーティの不履行時点で、債務を補填するには不十分であることが明らかになった場合。

当グループは、様々な国における不動産関連のポジションを有しており、かかるポジションについて損失を被る可能性がある。これらのポジションには極めて大規模なスイスのモーゲージ・ポートフォリオも含まれる。経営陣はこのポートフォリオが極めて慎重に運用されていると信じているが、それにもかかわらず、スイス国立銀行その他が表明している、スイスの不動産市場における維持できない価格の上昇に関する懸念が現実となった場合に、当グループが損失を被る可能性がある。更に、当グループは、主にコーポレート・センター―非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに含まれる重大な残存リスク・ポジションを引き続き有している。多くの場合、当該リスク・ポジションは依然として流動性を欠いた状態にあり、当グループは引き続き、残存しているポジションの価値が再び悪化するリスクにさらされている。

当グループはまた、アセット・マネジメント事業及びウェルス・マネジメント事業において顧客のためにリスクを管理している。かかる業務において当グループが顧客のために保有する資産のパフォーマンスは、上記と同様の要因により悪影響を受ける可能性がある。顧客が損失を被った場合、又は顧客が当グループにおいて保有する資産のパフォーマンスが、顧客が投資パフォーマンスを評価するためのベンチマークに追随しなかった場合、当グループは、手数料収入が減少し、運用資産が減少し、又は運用委託を解消される可能性がある。

戦略的なイニシアチブの一環として行われる株式投資及び当グループにより運用される投資信託の設定時に行われる当初資金投資等の投資ポジションもまた、市場リスク要因の影響を受ける可能性がある。かかる投資対象は、多くの場合、流動性を持たず、一般的に、通常のトレーディング期間よりも長い保有が意図され又は要求されるものである。かかる投資対象は、明確な管理体制に従う。かかるポジションの公正価値の下落は、当グループの収益にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

流動性及び資金調達管理は当グループの継続的な事業遂行に不可欠である。

当グループの事業の実行可能性は、資金調達源の利用可能性に依拠しており、その成功は、全ての市場状況において当グループの資産ベースを効果的に補強することが可能となる時期、額、期間及び利率にて資金を獲得する能力に依拠している。かかる資金源の容量は通常安定しているが、将来、特に一般的な市場の混乱又は信用スプレッドの拡大により変化する可能性はあり、資金調達費用にも影響が及ぶ可能性がある。当グループの流動性及び資金需要の大部分は、小口預金及び大口預金並びに短期金融商品の通常発行を含む、短期かつ無担保の資金源を活用して充足される。短期の資金調達の利用可能性における変化は突然起こる可能性がある。

更に、より厳格な所要自己資本及び所要流動性並びに資金需要は、担保付資金源及び安定的な資金源としての預金双方の競争を増し、資金調達コストの増大へ結びつくと思われる。所要自己資本の一部として損失を吸収するための負債の追加、最低限のTLACを持株会社の水準又は子会社の水準に保つという規制要件、並びに破綻処理当局がTLAC及びその他債務をベイル・インする権限及び当該権限の行使方法が不確定であることにより、当グループの資金調達費用が増加するであろうし、当グループの事業に他の変更がなければ、必要とされる資金調達総額が増加する可能性がある。

当グループの信用格付の引下げは、有価証券及びその他債務の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があり、特にホールセール無担保資金源からの資金調達に関し資金調達費用を増加させる可能性があり、特定の資金調達の利用可能性に影響が及ぶ可能性がある。更に、当グループが、2012年6月のムーディーズによる当グループの長期の格付の引下げに関連して経験したように、格付の引下げの際には、そのデリバティブ業務に係る主契約に従い、追加担保の差入れ又は追加現金の支払いを要求されることもあり得る。当グループの信用格付もまた、当グループの強固な資本基盤及び評判とともに、顧客及びカウンターパーティの信頼の維持に貢献するものであり、格付の変更は当グループの一部の事業の業績に影響を与える可能性がある。

当グループの財務成績は、予測及び評価の変更並びに会計基準の変更からマイナスの影響を受ける可能性がある。

当グループは、IFRSに従って当グループの連結財務諸表を作成している。当該会計基準を適用する場合、連結財務諸表の作成時には不確実性の高い見積り及び予測に基づく判断を用いる必要がある。これには、例として、金融商品の公正価値の測定、繰延税金資産の認識又はのれんの減損評価が挙げられる。当該判断（その基礎となる見積りや予測を含む。）は、それまでの経験、将来の予測及びその他の要因を含んでいるため、現在の状況に基づき、引き続き関連性のあるものであるかを判断するために定期的に評価されている。別の予測に基づく、報告済みの業績が異なることとなる可能性がある。予測を変更した場合又は進展する市況を反映するために必要な変更を行わなかった場合、予測の変更事由が発生した期間の財務諸表に重大な影響が及ぶ可能性がある。更に、将来の見積り及び予測が現在の見通しから外れた場合、当グループの財務成績にも悪影響が及ぶ可能性がある。

IFRS又はその解釈の変更によって、当グループの今後の報告済みの業績及び財務状況が、現在の予想と異なるものとなったり、又は、会計基準を遡及適用することにより、過去の業績がこれまでに報告されたものと異なるものとなったりする可能性がある。かかる変更はまた、当グループの所要自己資本及び自己資本比率に影響を及ぼす可能性がある。現在、発表されたがまだ有効となっていないIFRSの変更は、潜在的なIFRSの変更と同様、数多くあり、その一部は当グループの報告済みの財務成績、財務状況及び将来の所要自己資本に影響を及ぼす可能性があるものと予想される。例えば、IFRS第9号が全面的に採用されると、当グループは、信用損失を既発生損失に基づき記録するのではなく、貸出金の予想信用損失の純額を貸出時点で記録するよう義務付けられ、全般的に、認識されている貸倒引当金が増加することとなると予想される。

課税が当グループの財務実績に及ぼす影響は繰延税金資産の再評価に大きく左右される。

当グループの実効税率は、当グループの業績及び将来の収益性に関する当グループの予想の双方をきわめて敏感に反映している。当グループは、過年度の税務上の欠損金に基づき繰延税金資産（DTA）を認識している。これは、当グループの事業計画において報告された将来の課税所得を前提にして回収可能な範囲を示すものである。当グループの業績により今後、とりわけ米国又は英国において課税所得が減少することが予想される場合は、当グループは、現在、損益計算書上で認識されているDTAの全部又は一部について評価を切り下げなければならない可能性がある。逆に、当グループの業績が、とりわけ米国又は英国において改善すると予測される場合、当グループはかかる評価からDTAを追加認識する可能性がある。そして、これによって当グループの実効税率は、追加のDTAが認識された年度において著しく減少することとなり、当グループの実効税率が将来上昇することとなる。当グループは通常、更新された事業計画見通しを踏まえた今後の収益性の再評価に基づき、その会計年度の下半期に当グループの繰延税金資産のレベルを再評価している。近年における当グループの業績からわかることは、DTA認識額の変化が報告済みの業績に及ぼす影響は大きいということである。

当グループの通年の実効税率は、損失カバレッジされない支店及び子会社からの利益に関する税費用の総額が予想額と異なる場合又は上記の将来の収益性の再評価の一環としてDTAの認識のために使用される予測期間が変更される場合に変動する可能性がある。更に、当グループが法人体制を変更した国の税法又は税務当局は、ある法人が負担する税務上の欠損金を、新規に設立、若しくは再編成される子会社若しくは関連会社へ移転することを阻止するか、又は移転人が従前行っていた事業に関連する税務上の欠損金を活用することに制限を課す可能性がある。かかる事情が生じた場合で、税務上の欠損金が生じた法人においてかかる欠損金を活用する機会の計画に制限がある場合、当該欠損金に伴うDTAは、損益計算書上で評価減が行われる場合がある。

また、当グループの実効税率は、特に米国とスイスにおいて、将来の法定税率の引き下げにも敏感であり、これにより、影響のある地域において、繰越欠損金のような項目から税務上の便益が期待される値が今

後縮小される可能性がある。このことは、ひいては関連するDTAの評価切り下げを引き起こすこととなる。例えば、米国連邦所得税率が1パーセントポイント引き下げられるごとに、当グループの繰延税金資産が2億スイス・フラン減少すると予想される。更に、制定法上及び規制上の変更によって、並びに裁判所及び税務当局による税法の解釈方法の変更によって、当グループが最終的に納付する金額と税効果会計の金額とが大きく食い違ってくる可能性もある。

当グループが表明した資本還元益目標は、一部には資本比率に基づいており、かかる資本比率は規制上の変更の影響を受け、大幅に変動する可能性がある。

当グループの資本還元益の方針は、その完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を13%以上に保ち、ストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を10%以上に維持するという当グループの目標に矛盾しないことを条件として、総資本還元率を、株主に帰属する当期純利益の50%以上とすることを想定している。

完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率を13%以上に維持する当グループの能力は数多くのリスクにさらされている。かかるリスクには、当グループの財務成績、当グループの完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率の算定に悪影響を及ぼす可能性のある資本基準、方法及び解釈の変更の影響（資本基準の変更については、スイスで最近導入された変更を含む。）、リスクの追加、又は資本バッファの賦課、並びに子会社に対する所要資本、流動性及び類似の要件の追加適用が挙げられる。年金制度に関する確定給付債務の変更による資本への影響に関する詳細情報については、上記のリスクに関する考察、特に「低金利又はマイナス金利の継続は、当グループの強固な資本基盤、流動性及び資金調達ポジション、並びに収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。」を参照のこと。

当グループのストレス後の普通株式等Tier 1自己資本比率を算定するため、当グループは、利益、費用、株主分配及び普通株式等Tier 1自己資本に影響を及ぼす他の要因（当グループの確定給付資産・債務純額を含む。）に関する内部予測に基づき、1年先の資本を予測している。当グループはまた、RWAにおける1年間の展開も予測している。当グループは、これらの予測を、これらが深刻なストレス事由によってどのように変化するかに関する前提に基づいて調整する。その後更に、当グループの統合ストレス・テスト（CST）枠組みを使用して見積られるストレス損失を資本から控除する。

当グループのCST枠組みは様々なリスク・エクスポージャーの測定方法（その大部分は独自のものである。）、当グループによる可能性のあるストレス・シナリオの選定及び定義、並びに幅広いマクロ経済変数及びこれらのシナリオの各々に特有の一定の事由における変動の見積りに関する当グループの前提に依拠している。当グループは定期的にこれらの方法を見直しており、前提は定期的に見直しが行われ、定期的に変更される。当グループのリスク・エクスポージャーの測定方法は、発展する市場慣行及び当グループのリスク管理環境の強化に対応して変更される可能性があり、モデルのインプット・パラメーターは、ポジションの変更、市場パラメーター及びその他の要因により変更される可能性がある。

当グループのストレス・シナリオ、シナリオに含まれる事由、並びに各シナリオに適用される、想定されたショック並びに市場及び経済への影響は、定期的に見直され、変更される可能性がある。当グループの事業計画及び予測は、固有の不確実性の影響を受け、当グループによるストレス・テスト・シナリオの選択並びに各シナリオで使用される市場及びマクロ経済に関する前提は、発生する可能性のある将来の事由に関する判断及び前提に基づいている。当グループのリスク・エクスポージャーの測定方法は、固有の制限を受け、数多くの前提、及び固有の制限を有する可能性があるデータに依拠している。特に、一部のデータは毎月入手することができず、従って、当グループは見積りとして前月又は前四半期のデータに依拠する可能性がある。ストレス事由が当グループの事業予測に与える影響を反映するために使用される前提又は当グループのCSTの結果において、当グループの業績、事業計画及び予測が変更された場合、当グループのストレス・シナリオ結果及び当グループのストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率の算定に重大な影響が及ぶ可能性がある。当グループは、随時、当グループのストレス後の完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率に関する目標が達成されているか否かを評価する際に、現在の比率と、将来の展開についての当グループの予想の両方を考慮に入れることができる。

当グループが財政困難に陥った場合、FINMAは、UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGに関して破綻処理手続若しくは清算手続を開始するか又は保護措置を課す権限を有し、当該手続又は措置は、当グループの株主及び債権者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

UBS AG、UBSグループAG又はUBSスイスAGのようなスイスの銀行及び金融グループのスイス国内の親会社について、債務超過であるか、流動性に深刻な問題があるか又は関連する期限の満了後に自己資本比率規制がもはや達成されないとの懸念に正当な根拠がある場合、FINMAは、スイス銀行法に基づき、当該事業体に関して広範囲な法的権限を行使することができる。当該権限には、保護措置の命令を下すこと、再編成手続を開始すること（及び当該手続に関連してスイスでの破綻処理実施権限を行使すること）、並びに清算手続を開始することが含まれ、当該権限は全て当グループの株主及び債権者に対して重大な悪影響を及ぼす可能性があるか、又はUBSグループAG、UBS AG若しくはUBSスイスAGによる配当金の支払い若しくは債務の返済を阻止する可能性がある。

保護措置には、支払いの猶予若しくは繰延を義務付けるか又は結果として支払いを猶予するか若しくは繰り延べることとなる特定の措置が含まれる可能性があるが、これらに限定されない。当グループが当該保護措置に対して異議を申し立てる能力は十分でない可能性があり、債権者は、スイス法に基づき又はスイスの裁判所において、当該保護措置の賦課（支払いの繰延が義務付けられるか又は結果として支払いが繰り延べられる措置を含む）に対する拒否、差止めの要求、又は異議申立てを行う権利を有さない可能性がある。

UBSグループAG、UBS AG又はUBSスイスAGに関して再編成手続が開始された場合、FINMAが行使する可能性のある破綻処理実施権限には、（i）手続の対象事業体の資産、債務及びその他の負債の全部並びに契約を他の事業体に移転する権限、（ii）手続の対象事業体が当事者となっている契約の終了又は当該契約の終了権、当該契約に基づくネットティング権、当該契約に基づく特定の種類の担保の実行若しくは処分を行う権利、若しくは当該契約に基づく請求権、負債若しくは特定の担保を譲渡する権利の行使を最大2営業日間、停止する権限、及び／又は（iii）手続の対象事業体の株主資本の一部若しくは全部の評価減を行う権限、また当該株主資本の全部の評価減が行われた場合には、株式に転換するか又は手続の対象事業体の資本及び他の負債性商品の評価減を行う権限が含まれる。株主及び債権者は、当該破綻処理実施権限の行使の根拠となる破綻処理計画を拒否する権利又は当該計画の差止めを求める権利を有さない可能性がある。株主及び債権者は、破綻処理実施権限の行使の決定に異議を申し立てる権利又は当該決定を司法手続若しくは行政手続若しくはその他により見直させる権利しか有さない可能性がある。

破綻処理手続の対象事業体の株式及び債務の全部又は一部の評価減が行われる場合、関連する株主及び債権者は、その評価減の対象となる当該株式及び債務について一切支払いを受けることができない可能性があり、当該評価減は永続的であり、投資家はその時点で又はその後、株式又は他の参加権を受領せず、債務者の財産回復が見込まれる場合であっても評価増し又は他の補償を受ける権利を有さない可能性がある。FINMAが破綻処理手続の対象事業体の債務を株式に転換するよう命令した場合、投資家が受領する有価証券は、当初の債務よりも大幅に価値が下落している可能性があり、リスク・プロファイルも大幅に異なる可能性があり、当該転換により既存株主の所有権も希薄化する可能性がある。更に、株式を受領する債権者は、その後、破綻処理手続の対象事業体の評価増し、清算又は解散が行われた場合、事実上、全ての債権者に劣後する可能性があり、投資家が投資額の全部又は一部を失うリスクが増大する可能性がある。

FINMAは、破綻処理手続に関連して広範囲な権限を有しており、その権限の行使について大きな自由裁量権を有する。更に、特定の種類の預金等、特定の区分の債務は優遇される。そのため、スイスの再編成手続の対象事業体の債務を保有する者については、当該債務と同順位又は劣後する債務が、評価減又は株式への転換が行われていない場合であっても、当該債務を評価減されるか又は株式に転換される可能性がある。

更に、FINMAは、組織的に重要な世界規模の金融グループについて、当該銀行の本国の監督当局及び破綻処理当局が行う「シングル・ポイント・オブ・エントリー」の破綻処理戦略が望ましいと述べており、最上位のグループ会社に注目している。これは、UBS AG又はUBSグループAGの他の子会社のうちいずれかが相当な損失を計上した場合、FINMAがUBSグループAGのみに関して再編成手続を開始することができ、当該損失が近い将来、UBSグループAGに影響を与える可能性があるという懸念に正当な根拠がある場合、UBSグループAGの負債のペイル・インを命令することができるということを意味する。その場合、UBS AG又はUBSグループAGの他のいずれかの子会社の債務は一切影響を受けずに残存する可能性があるが、UBSグループAGの株主資本、資本及び他の負債性商品は、UBS AG又は他の当該子会社の資本再編を行うために、評価減され、かつ、UBSグループAGの株式に転換されるか又はそのいずれか一方が行われる可能性がある。

UBS AGの財務成績、財務状況及び将来における債務の支払能力は、UBSスイスAG、UBSアメリカズ・ホールディングLLC、UBSリミテッド及びその他の子会社から受領する調達資金、配当及びその他の分配金に影響を受ける可能性があり、また、かかる調達資金、配当及びその他の分配金は、制限に服する可能性がある。

UBS AGの将来における債務の支払能力は、UBSスイスAG及びその他の子会社から受領する調達資金、配当及びその他の分配金（もしあれば）の水準に影響を受ける可能性がある。当該子会社がUBS AGに直接的又は間接的に融資又は配当を行う能力は、いくつかの要因（融資契約及び適用ある法律の要請による制限並びに規制上、財務上又はその他の制限を含む。）に起因して制約を受ける可能性がある。特に、UBS AGの直接及び間接の子会社（UBSスイスAG、UBSリミテッド及びUBSアメリカズ・ホールディングLLCを含む。）は、配当の支払いを制限する法令、当該子会社からUBS AGへの資金の流れを遮り若しくは抑制する権限を規制機関に付与する法令、UBS AG若しくは当グループのその他の会社が当該子会社に対し行った融資若しくはその他の投資を当該子会社が返済する能力に影響を及ぼす可能性がある法令、又は関係会社との取引を限定若しくは禁止する法令に服しており、将来更なる制限に服する可能性がある。このような制限及び規制措置は、UBS AGがその支払いのために必要とする資金の利用を妨げる可能性がある。また、子会社の清算又は更生の際の財産分配に参加するUBS AGの権利は、当該子会社の債権者のあらゆる優先債権に服する。

更にUBS AGは、随時その一定の子会社の支払債務の一部について保証を行う可能性がある。これらの保証により、UBS AGは、自らの債務の弁済に充てる流動性が必要となる時期に、子会社又はその債権者若しくは取引先に対して多額の資金又は資産を提供することを求められる可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

共通業務のUBSビジネス・ソリューションズAGへの移転

当グループは、2017年度第2四半期に、スイス及び英国の共通業務について、UBS AGから当グループのサービス会社でありUBSグループAGの完全子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGへの移転を開始した。UBSビジネス・ソリューションズAGへの共通業務の移転の実行は、再建又は破綻処理時には、当グループの重要な業務の継続性を維持することを可能にし、破綻処理の実行可能性の向上に向けて重要な前進を表しており、かつ金融安定理事会が決定したグローバルな指針に沿ったものである。

当該移転の後、UBSビジネス・ソリューションズAGは、費用のマークアップを含め、提供された業務について、当グループのその他の法人に責任を有する。当該移転によりUBSグループAGの連結財務書類に重要な影響はないと予想されている。ただし、当該移転は、UBS AGの連結及び単体の税引前営業利益を減少させると予想されている。当該移転は、UBSグループAGの連結並びにUBS AGの連結及び単体のリスク加重資産及びレバレッジ比率分母への重要な影響はないと予想されている。

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記30及び注記35を参照のこと。

6【研究開発活動】

該当事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項には将来に関する事項が含まれているが、当該事項は2016年12月31日現在において判断したものである。

下記「UBSグループの業績」、「財務管理」及び「リスク管理及び統制」に記載される情報は、別途記載がない限り、UBS AG（連結ベース）の情報ではなく、UBSグループAG（連結ベース）の情報であり、専ら参考情報として記載している。UBS AGの財務情報（連結ベース）はUBSグループAG（連結ベース）の財務情報と大きな差異はないことに留意されたい。UBSグループAG（連結ベース）とUBS AG（連結ベース）との間における、主要な財務情報の差異については、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」の「参考情報」に含まれる「UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較」を参照されたい。

UBS AG（連結）自己資本及びレバレッジ比率情報

ゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン要件及び情報

UBS AG（連結）は、スイス連邦銀行法に基づくシステム上関連ある銀行（SRB）であり、連結ベースの自己資本規制に服している。2016年5月、スイス連邦参事会は、2015年10月にスイス連邦参事会が発表した基本事項に基づき、大きすぎて潰せない規定の変更を採択した。改正された自己資本に関する条例は、見直されたスイスSRBの枠組みの基礎を形成し、当該枠組みは、2016年7月1日に発効しており、2020年1月1日までに移行される予定である。

2016年12月31日現在、UBS AG（連結）に関するフェーズ・イン・ベースのゴーイングコンサーン自己資本及びレバレッジ比率要件は、それぞれ10.94%及び3.0%であった。フェーズ・イン・ベースのゴーンコンサーン要件は、RWAベースだと3.5%、LRDベースだと1.0%であった。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン要件及び情報^{1、2}

2016年12月31日現在	移行規定を含むスイスSRB (フェーズ・イン・ベース)				2020年1月1日以降のスイスSRB (完全適用ベース)			
単位：百万スイス・フラン、 別掲されている場合を除く	リスク加重資産		レバレッジ比率分母		リスク加重資産		レバレッジ比率分母	
所要損失吸収能力	%		%		%		%	
普通株式等Tier 1自己資本	8.31	18,760	2.30	20,132	10.19	22,737	3.50	30,483
内、最低自己資本	6.18	13,940	2.30	20,132	4.50	10,045	1.50	13,064
内、バッファ自己資本	1.95	4,402			5.50	12,278	2.00	17,419
内、カウンターシクリカルな バッファ ³	0.19	418			0.19	414		
最大追加Tier 1自己資本	2.63	5,926	0.70	6,127	4.30	9,599	1.50	13,064
内、高トリガーの損失吸収追加 Tier 1最低自己資本	1.83	4,120	0.70	6,127	3.50	7,813	1.50	13,064
内、高トリガーの損失吸収追加 Tier 1バッファ自己資本	0.80	1,806			0.80	1,786		
ゴーイングコンサーン総自己資本	10.94	24,686	3.00	26,260	14.49 ⁴	32,336	5.00 ⁴	43,547
ベース・ゴーンコンサーン要件	3.50	7,901	1.00	8,753	14.30 ⁴	31,922	5.00 ⁴	43,547
ゴーンコンサーン総損失吸収能力	3.50	7,901	1.00	8,753	14.30	31,922	5.00	43,547
総損失吸収能力	14.44	32,587	4.00	35,013	28.79	64,258	10.00	87,094
適格損失吸収能力								
普通株式等Tier 1自己資本	17.49	39,474	4.51	39,474	14.53	32,447	3.73	32,447
高トリガーの損失吸収追加Tier 1自 己資本 ⁵	5.14	11,610	1.33	11,610	1.72	3,848	0.44	3,848
内、高トリガーの損失吸収追加 Tier 1自己資本	0.54	1,208	0.14	1,208	1.72	3,848	0.44	3,848
内、低トリガーの損失吸収Tier 2 自己資本	4.61	10,402	1.19	10,402				
ゴーイングコンサーン総自己資本	22.63	51,084	5.84	51,084	16.26	36,294	4.17	36,294
ゴーンコンサーン損失吸収能力	8.58	19,372	2.21	19,372	13.34	29,774	3.42	29,774
内、TLAC適格非劣後無担保債務 ⁶	7.51	16,960	1.94	16,960	7.60	16,960	1.95	16,960
ゴーンコンサーン総損失吸収能力	8.58	19,372	2.21	19,372	13.34	29,774	3.42	29,774
総損失吸収能力	31.21	70,456	8.05	70,456	29.60	66,068	7.59	66,068

¹ この表には、潜在的なゴーンコンサーン要件のリポートによる影響は反映されていない。² 2016年第4四半期についての報告書が公表された後、UBS AGの年次株主総会において、UBS AGからUBSグループAGに対する22億5,000万スイス・フランの配当の実施を承認した。かかる金額は以前に見積もられた金額より高くなった。これは、本書の「連結財務書類」の「注記35 後発事象」に記載された報告期間の後に発生した事象と組み合わせ、2016年12月31日現在のUBS AG（連結）のCET1自己資本の減少（完全適用ベースで6億700万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで5億8,500万スイス・フラン）、レバレッジ比率分母の減少（完全適用ベースで4,500万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで2,700万スイス・フラン）及び各自資本比率の低下をもたらした。³ 2016年12月31日現在のゴーイングコンサーン自己資本比率要件には、フェーズ・イン・ベース及び完全適用ベースの要件について、0.19%のカウンターシクリカルなバッファ要件が含まれる。⁴ 適用ある追加額が、RWAについて1.44%、LRDについて0.5%含まれる。⁵ 高トリガーの損失吸収追加Tier 1自己

資本は、経過規定を含むスイスSRB（フェーズ・イン・ベース）に基づくのれんに関する必要控除額により一部相殺された。未償還の低トリガーの損失吸収Tier 2資本性証券が含まれ、当該証券は、スイスSRBの枠組みの移行規則に基づき、（i）満期償還日若しくは最初の早期償還日、又は（ii）2019年12月31日のいずれか早い方の日まで、ゴーイングコンサーン要件を満たす目的で引き続き使用することができる。2020年1月1日以降、当該証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前までゴーイングコンサーン要件を満たす目的で使用することができる。⁶外部のTLAC適格非劣後無担保債務の手取金から実行されたUBSファンディング（ジャージー）リミテッドからの内部貸付を表している。内部貸付／債務に関するTLAC適格の要件は、スイスではまだ適用されていない。

現行のスイスSRB及び旧スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン情報^{1、2}

	移行規定を含む スイスSRB (フェーズ・イン・ベース)	2020年1月1日 以降のスイスSRB (完全適用ベース)	旧スイスSRB (フェーズ・イン・ベース)	旧スイスSRB (完全適用ベース)
単位：百万スイス・フラン、別載されている場合を除く	2016年12月31日 現在	2016年12月31日 現在	2015年12月31日 現在	2015年12月31日 現在
ゴーイングコンサーン自己資本				
普通株式等Tier 1自己資本	39,474	32,447	41,516	32,042
高トリガーの損失吸収追加Tier 1自己資本	1,208 ³	3,848	0 ⁴	1,252
損失吸収追加Tier 1総自己資本	1,208	3,848	0 ⁵	1,252
Tier 1総自己資本	40,682	36,294	41,516	33,294
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	10,402		10,325	10,325
非バーゼルIII適格Tier 2自己資本			996	
Tier 2総自己資本	10,402		11,321	10,325
ゴーイングコンサーン総自己資本	51,084	36,294		
総自己資本			52,837	43,619
ゴーンコンサーン損失吸収能力				
低トリガーの損失吸収Tier 1自己資本 ⁶	1,071	1,071		
非バーゼルIII適格Tier 1自己資本 ⁷	642	642		
Tier 1総自己資本	1,713	1,713		
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本		10,402		
非バーゼルIII適格Tier 2自己資本 ⁷	698	698		
Tier 2総自己資本	698	11,100		
TLAC適格非劣後無担保債務 ⁸	16,960	16,960		
ゴーンコンサーン総損失吸収能力	19,372	29,774		
総損失吸収能力				
総損失吸収能力	70,456	66,068		
リスク加重資産／レバレッジ比率分母				
リスク加重資産	225,743	223,232	212,609	208,186
レバレッジ比率分母	875,325	870,942	904,518	898,251
自己資本及び損失吸収能力比率（％）				
Tier 1自己資本比率			19.5	16.0
総自己資本比率			24.9	21.0
ゴーイングコンサーン自己資本比率	22.6	16.3		
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	17.5	14.5	19.5	15.4
ゴーンコンサーン損失吸収能力比率	8.6	13.3		
総損失吸収能力比率	31.2	29.6		
レバレッジ比率（％）				
レバレッジ比率			5.7 ⁹	4.9
ゴーイングコンサーン・レバレッジ比率	5.8	4.2		

内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	4.5	3.7	4.6	3.6
ゴーンコンサーン・レバレッジ比率	2.2	3.4		
総損失吸収能力レバレッジ比率	8.0	7.6		

¹ 2016年第4四半期についての報告書が公表された後、UBS AGの年次株主総会において、UBS AGからUBSグループAGに対する22億5,000万スイス・フランの配当の実施を承認した。かかる金額は以前に見積もられた金額より高くなった。これは、本書の「連結財務書類」の「注記35 後発事象」に記載された報告期間の後に発生した事象と組み合わせり、2016年12月31日現在のUBS AG（連結）のCET1自己資本の減少（完全適用ベースで6億700万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで5億8,500万スイス・フラン）、レバレッジ比率分母の減少（完全適用ベースで4,500万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで2,700万スイス・フラン）及び各自己資本比率の低下をもたらした。² この表の中で、「ゴーイングコンサーン自己資本」及び「ゴーンコンサーン損失吸収能力」とは、現行のスイスSRBの枠組みに基づき表示された情報に関してのみ使用され、旧スイスSRBの枠組みに基づき表示された情報には適用されない。³ 高トリガーの損失吸収追加Tier 1（AT1）自己資本38億4,800万スイス・フランは、のれんに関する必要控除額26億3,900万スイス・フランにより一部相殺された。⁴ 高トリガーの損失吸収AT1自己資本12億5,200万スイス・フランは、のれんに関する必要控除額により全額相殺された。⁵ 非バーゼルIII適格Tier 1自己資本19億5,400万スイス・フランが含まれ、のれんに関する必要控除額により相殺された。⁶ 低トリガーの損失吸収AT1証券10億7,100万スイス・フランは、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン損失吸収能力としての適格を有する。⁷ 非バーゼルIII適格Tier 1及びTier 2資本性証券は、ゴーンコンサーン証券としての適格を有する。スイスSRB規則の下では、当該証券は今やフェーズ・アウト・ベースに基づいていない。満期償還日を有する証券は、適格が終了する年に適用された50%のヘアカットを伴い、満期償還日の1年前までゴーンコンサーン要件を満たす適格を有する。⁸ 対外TLAC適格非劣後無担保債務の手取金から実行されたUBSファンディング（ジャージ）リミテッドからの内部貸付を表している。内部貸付／債務に関するTLAC適格の要件は、スイスではまだ適用されていない。⁹ 旧スイスSRBのフェーズ・イン・ベースのレバレッジ比率の計算においては、普通株式等Tier 1自己資本及び損失吸収能力のみが分子に含まれている。

UBSグループAG対UBS AG連結損失吸収能力及びレバレッジ比率情報

2016年12月31日現在、UBS AG（連結）の完全適用ベースのゴーイングコンサーン自己資本は、UBSグループAG（連結）を36億スイス・フラン下回った。これは、損失吸収追加Tier 1（AT1）自己資本が53億スイス・フラン下回ったものの、普通株式等Tier 1（CET1）自己資本が18億スイス・フラン上回ったことにより一部相殺されたことを反映している。完全適用ベースのゴーンコンサーン損失吸収能力は、5億スイス・フラン上回ったが、これは低トリガーの損失吸収AT1自己資本が11億スイス・フラン上回ったものの、高トリガーの損失吸収Tier 2自己資本が7億スイス・フラン下回ったことに起因する。

完全適用ベースのCET1自己資本における18億スイス・フランの差異は、主に、UBSグループAGレベルで反映される、報酬及び自己株式関連資本の構成要素、関連する規制上の資本計上、負債及び資本商品に起因していた。

完全適用ベースのゴーイングコンサーン損失吸収AT1自己資本における53億スイス・フランの差異は、UBSグループAGレベルで発行された損失吸収AT1自己資本証券並びに2014年、2015年及び2016年の業績年度について適格従業員に付与された高トリガーの損失吸収繰延条件付資本制度（DCCP）報奨14億スイス・フランに関連している。

完全適用ベースのTier 2自己資本における7億スイス・フランの差異は、UBSグループAGレベルで保有された、2012年及び2013年DCCP報奨形式の高トリガーの損失吸収資本性証券に関連している。

従業員報酬制度に関連したUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の自己資本の差異は、UBS AG及びその子会社の従業員が対象となるサービスを遂行し、当該サービスが結果的にUBS AG及びその子会社の勘定に計上される限度において、逆になる。かかる逆転は、通常、従業員報酬制度のサービス期間に亘り発生する。

レバレッジ比率の枠組みは、UBS AG（連結）とUBSグループAG（連結）で一致している。2016年12月31日現在、UBSグループAG（連結）に関するゴーイングコンサーン・レバレッジ比率は、完全適用ベースでUBSグループAG（連結）よりも0.4パーセント・ポイント下回った。これは主に、UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン自己資本が36億スイス・フラン下回ったことによる。

スイスSRBに基づく普通株式等Tier 1自己資本に対するIFRS資本の調整（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

	移行規定を含むスイスSRB (フェーズ・イン・ベース)	2020年1月1日以降のスイスSRB (完全適用ベース)
2016年12月31日現在		

単位：百万スイス・フラン	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結) ¹	差異	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結) ¹	差異
IFRS資本合計	54,302	54,343	(41)	54,302	54,343	(41)
優先証券保有者及びその他非支配持分に帰属する持分	(682)	(682)	0	(682)	(682)	0
確定給付制度	0	0	0	0	0	0
税務上の繰越欠損金として認識された繰延税金資産	(5,042)	(5,042)	0	(8,403)	(8,403)	0
一時差異に関する繰延税金資産、基準値超過分のれん、税引後	(741)	(639)	(102)	(1,835)	(1,666)	(169)
無形資産、税引後	(241)	(241)	0	(241)	(241)	0
キャッシュ・フロー・ヘッジからの未実現（利益）／損失、税引後	(972)	(972)	0	(972)	(972)	0
報酬及び自己株式関連資本の構成要素	(1,589)		(1,589)	(1,589)		(1,589)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る未実現の自己の信用、税引後、及び再調達価額	(294)	(294)	0	(294)	(294)	0
売却可能金融資産に関する未実現利益、税引後	(262)	(262)	0	(262)	(262)	0
プルーデンス評価調整	(68)	(68)	0	(68)	(68)	0
連結範囲	(129)	(129)	0	(129)	(129)	0
株主に対する提案済配当金計上	(2,250)	(2,250)	0	(2,250)	(2,250)	0
その他	(286)	(331)	45	(286)	(331)	45
普通株式等Tier 1自己資本合計	37,788	39,474	(1,686)	30,693	32,447	(1,754)

¹ 2016年第4四半期についての報告書が公表された後、UBS AGの年次株主総会において、UBS AGからUBSグループAGに対する22億5,000万スイス・フランの配当の実施を承認した。かかる金額は以前に見積もられた金額より高くなった。これは、本書の「連結財務書類」の「注記35 後発事象」に記載された報告期間の後に発生した事象と組み合わせ、2016年12月31日現在のUBS AG（連結）のCET1自己資本の減少（完全適用ベースで6億700万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで5億8,500万スイス・フラン）、レバレッジ比率分母の減少（完全適用ベースで4,500万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで2,700万スイス・フラン）及び各自己資本比率の低下をもたらした。

スイスSRBに基づくゴーイングコンサーン及びゴーンコンサーン情報（UBSグループAG（連結）対UBS AG（連結））

2016年12月31日現在	移行規定を含むスイスSRB (フェーズ・イン・ベース)			2020年1月1日以降のスイスSRB (完全適用ベース)		
単位：百万スイス・フラン、 別載されている場合を除く	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結) ¹	差異	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結) ¹	差異
ゴーイングコンサーン自己資本						
普通株式等Tier 1自己資本	37,788	39,474	(1,686)	30,693	32,447	(1,754)
高トリガーの損失吸収追加Tier 1自己資本	6,512 ²	1,208 ³	5,304	6,809	3,848	2,961
低トリガーの損失吸収追加Tier 1自己資本	0 ²		0	2,342		2,342
損失吸収追加Tier 1総自己資本	6,512	1,208	5,304	9,151	3,848	5,303
Tier 1総自己資本	44,299	40,682	3,617	39,844	36,294	3,550
高トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	891		891			
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本	10,402	10,402	0			
Tier 2総自己資本	11,293	10,402	891			
ゴーイングコンサーン総自己資本	55,593	51,084	4,509	39,844	36,294	3,550
ゴーンコンサーン損失吸収能力						
低トリガーの損失吸収追加Tier 1自己資本		1,071 ⁴	(1,071)		1,071 ⁴	(1,071)
非バーゼルIII適格Tier 1自己資本	642	642	0	642	642	0
Tier 1総自己資本	642	1,713	(1,071)	642	1,713	(1,071)
高トリガーの損失吸収Tier 2自己資本				679		679
低トリガーの損失吸収Tier 2自己資本				10,402	10,402	0
非バーゼルIII適格Tier 2自己資本	698	698	0	698	698	0
Tier 2総自己資本	698	698	0	11,779	11,100	679
TLAC適格非劣後無担保債務	16,890	16,960 ⁵	(70)	16,890	16,960 ⁵	(70)
ゴーンコンサーン総損失吸収能力	18,229	19,372	(1,143)	29,311	29,774	(463)
総損失吸収能力						
総損失吸収能力	73,822	70,456	3,366	69,154	66,068	3,086
リスク加重資産／レバレッジ比率分母						
リスク加重資産	225,412	225,743	(331)	222,677	223,232	(555)
レバレッジ比率分母	874,925	875,325	(400)	870,470	870,942	(472)
自己資本及び損失吸収能力比率（％）						
ゴーイングコンサーン自己資本比率	24.7	22.6	2.1	17.9	16.3	1.6
内、普通株式等Tier 1自己資本比率	16.8	17.5	(0.7)	13.8	14.5	(0.7)
ゴーンコンサーン損失吸収能力比率	8.1	8.6	(0.5)	13.2	13.3	(0.1)
総損失吸収能力比率	32.7	31.2	1.5	31.1	29.6	1.5
レバレッジ比率（％）						
ゴーイングコンサーン・レバレッジ比率	6.4	5.8	0.6	4.6	4.2	0.4
内、普通株式等Tier 1レバレッジ比率	4.3	4.5	(0.2)	3.5	3.7	(0.2)
ゴーンコンサーン・レバレッジ比率	2.1	2.2	(0.1)	3.4	3.4	0.0
総損失吸収能力レバレッジ比率	8.4	8.0	0.4	7.9	7.6	0.3

¹ 2016年第4四半期についての報告書が公表された後、UBS AGの年次株主総会において、UBS AGからUBSグループAGに対する22億5,000万スイス・フランの配当の実施を承認した。かかる金額は以前に見積もられた金額より高くなった。これは、本書の「連結財務書類」の「注記35 後発事象」に記載された報告期間の後に発生した事象と組み合わせ、2016年12月31日現在のUBS AG（連結）のCET1自己資本の減少（完全適用ベースで6億700万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで5億8,500万スイス・フラン）、レバレッジ比率分母の減少（完全適用ベースで4,500万スイス・フラン、フェーズ・イン・ベースで2,700万スイス・フラン）及び各自己資本比率の低下をもたらした。² 高トリガーの損失吸収追加Tier 1（AT1）自己資本68億900万スイス・フラン及び低トリガーの損失吸収AT1自己資本23億4,200万スイス・フランは、のれんに関する必要控除額26億3,900万スイス・フランにより一部相殺された。³ 高トリガーの損失吸収AT1自己資本38億4,800万スイス・フランは、のれんに関する必要控除額26億3,900万スイス・フランにより一部相殺された。⁴ 低トリガーの損失吸収AT1資本性証券10億7,100万スイス・フランは、新しいスイスSRBの枠組みが実施された後に発行されたため、ゴーンコンサーン損失吸収能力としての適格を有する。⁵ 対外TLAC適格非劣後無担保債務の手取金から実行されたUBSファンディング（ジャージ）リミテッドからの内部貸付を表している。内部貸付／債務に関するTLAC適格の要件は、スイスではまだ適用されていない。

UBSグループの業績

2015年度と2016年度の比較

業績

当グループの株主に帰属する当期純利益は2016年度において32億400万スイス・フランであり、これには純税金費用 8 億500万スイス・フランが含まれている。2015年度における株主に帰属する当期純利益は62億300万スイス・フランであり、これには税金便益純額 8 億9,800万スイス・フランが含まれていた。

2016年度の税引前利益は40億9,000万スイス・フランであり、前年度は54億8,900万スイス・フランであった。営業収益は、受取利息純額及びトレーディング収益純額の合計が、主にインベストメント・バンク及びコーポレート・センターグループ資産・負債管理（グループALM）において11億1,300万スイス・フラン減少したこと、受取報酬及び手数料純額が、主にウェルス・マネジメントにおいて7億4,300万スイス・フラン減少したことを主な原因として、22億8,500万スイス・フラン（7%）減少した。営業費用は、一般管理費が6億7,300万スイス・フラン減少し、人件費が2億6,100万スイス・フラン減少したことを主な原因として、8億8,600万スイス・フラン（4%）減少した。

2016年12月31日現在、当グループは、年率換算で純額16億スイス・フランの費用削減を達成し、2015年度末時点における11億スイス・フランから改善した。当グループは費用削減の純額を、調整した上で規制に係る一時的な費用及び訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金を除外した当グループの年度末のエグジット・コストと、2013年度通年のコーポレート・センターの費用及び2015年度通年の事業部門の費用との差額で計算している。

国際財務報告基準(IFRS)に従って当グループの業績を報告することに加え、当グループは、経営陣が当グループ事業の業績を代表するものではないと考える項目を除外した調整後の業績を報告している。かかる調整後の業績は、米国証券取引委員会（SEC）規則で定義された非GAAPの金融基準に基づくものである。2016年度の調整後の業績を決定するにあたり、当グループは、売却可能金融資産の売却益 2 億1,100万スイス・フラン、不動産売却益 1 億2,000万スイス・フラン、関連会社投資に関連する利得2,100万スイス・フラン、為替差損純額 1 億2,200万スイス・フラン、子会社及び事業の売却に関する損失2,300万スイス・フラン並びにリストラクチャリング費用純額14億5,800万スイス・フランを除外した。2015年度は、自己の信用の利得 5 億5,300万スイス・フラン、不動産売却益 3 億7,800万スイス・フラン、子会社及び事業の売却に関する利得 2 億2,500万スイス・フラン、為替差益純額8,800万スイス・フラン、関連会社投資に関連する利得8,100万スイス・フラン、売却可能金融資産の売却益1,100万スイス・フラン、公開買付における負債買戻しに関する純損失 2 億5,700万スイス・フラン、リストラクチャリング費用純額12億3,500万スイス・フラン、米国での退職者給付制度の変更に係る利得2,100万スイス・フラン並びに無形資産の減損1,100万スイス・フランを除外した。

かかる調整後の税引前利益は、前年度の56億3,500万スイス・フランに対して、53億4,100万スイス・フランとなった。これは14億1,300万スイス・フラン営業収益が減少したが、その大部分が11億1,900万スイス・フランの営業費用減少で相殺されたことを反映している。

営業収益

営業収益合計は、前年度の306億500万スイス・フランに対して、283億2,000万スイス・フランとなった。調整後の営業収益合計は、14億1,300万スイス・フラン（5%）減少して281億1,300万スイス・フランとなった。これは主に、受取報酬及び手数料純額の7億4,300万スイス・フランの減少と、5億6,000万スイス・フランの受取利息純額及びトレーディング収益純額合計の減少を反映している。

受取利息純額及びトレーディング収益純額

受取利息純額及びトレーディング収益純額合計は、11億1,300万スイス・フラン減少して、113億6,100万スイス・フランとなった。2015年度の自己の信用の利得5億5,300万スイス・フランを除く、調整後の受取利息純額及びトレーディング収益純額は、5億6,000万スイス・フラン減少した。

ウェルス・マネジメント事業における受取利息純額及びトレーディング収益純額は、3,600万スイス・フラン減少して29億9,800万スイス・フランとなった。これは、主として顧客活動の鈍化を反映したものであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、3億200万スイス・フラン増加して18億3,900万スイス・フランとなった。これは主に、貸出及び預金の残高の増加と同様に短期金利が上昇したことを反映して受取利息純額が増加したことによるものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキングにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、8,100万スイス・フラン減少して25億3,200万スイス・フランとなった。これは主に、コーポレート・センタースグループALMにおける資金業務関連収益の減少と、預金関連収益の減少によるものであった。

インベストメント・バンクにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、9億900万スイス・フラン減少して42億7,700万スイス・フランとなった。これは主に、デリバティブ及び金融サービスからの収益の減少により、株式部門における収益が5億1,300万スイス・フラン減少したことによるものである。加えて、外国為替取引業務、金利取引業務及びクレジット業務における受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2億1,700万スイス・フラン減少した。これは主に、2015年度には、2015年1月のスイス国立銀行の通貨措置を受けて、ボラティリティ水準及び顧客活動水準が上昇した恩恵を受けていたためである。

コーポレート・センタースグループALMの受取利息純額及びトレーディング収益純額は、自己の信用の影響を除き、2,300万スイス・フラン増加した。

コーポレート・センタース非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける受取利息純額及びトレーディング収益純額は、2億5,100万スイス・フラン増加した。これは主に、前年度においては契約の解約及び更改に関連する多額の損失が含まれていたためであった。

貸倒引当金繰入額／戻入額

正味貸倒引当金繰入額は3,700万スイス・フランであり、前年度の正味貸倒引当金繰入額は1億1,700万スイス・フランであった。インベストメント・バンクは、エネルギー・セクターに関連する費用の減少を反映して、前年度は正味貸倒引当金繰入額6,800万スイス・フランを計上したのに対し、今年度は正味貸倒引当金繰入額1,100万スイス・フランを計上した。パーソナル&コーポレート・バンキングにおける正味貸倒引当金繰入額は600万スイス・フランであり、前年度は3,700万スイス・フランであった。これは主に、既存減損ポジションについての正味戻入額の増加によるものであった。

受取報酬及び手数料純額

受取報酬及び手数料純額は、7億4,300万スイス・フラン減少して163億9,700万スイス・フランとなった。

投資信託報酬は、主にウェルス・マネジメントにおいて、クロスボーダーの資金流出による影響と、再々保険なしの商品への移行、及び顧客の資産配分の変化を主な原因として、4億1,200万スイス・フラン減少して31億5,500万スイス・フランとなった。

引受報酬は、大部分がインベストメント・バンクにおける、株式の引受報酬の減少を反映して、3億スイス・フラン減少して9億4,600万スイス・フランとなった。

仲介報酬純額は、主にウェルス・マネジメント及びインベストメント・バンクにおいて、顧客活動の鈍化による影響を大きく受けて、2億7,600万スイス・フラン減少して27億8,400万スイス・フランとなった。

ポートフォリオの運用及びアドバイザー報酬は、主に運用資産水準の増加を反映した運用勘定の手数料の増加により、主にウェルス・マネジメント・アメリカズにおいて、1億7,700万スイス・フラン増加して80億3,500万スイス・フランとなった。

その他の収益

その他の収益は、前年度の11億700万スイス・フランに対して、5億9,900万フランとなった。一定の売却可能金融資産売却益及び売却不動産売却益、関連会社投資に関連する収益、為替差損益純額並びに子会社及び事業の売却に関する損益を除くと、調整後のその他の収益は、1億8,900万スイス・フラン減少した。この減少は主に、売却可能金融資産売却益の減少によるものである。

営業費用

営業費用合計は、8億8,600万スイス・フラン（4%）減少して、242億3,000万スイス・フランとなった。リストラクチャリング費用純額は、主に当グループの業務のオフショア及びニアショアへの移転に関連して、人件費に関連するリストラクチャリング費用が2億9,100万スイス・フラン増加したことを反映して、前年度の12億3,500万スイス・フランに対して、14億5,800万スイス・フランであった。この増加は、人件費に関連しないリストラクチャリング費用の6,900万スイス・フランの減少によって一部相殺されている。

調整後の営業費用合計は、11億1,900万スイス・フラン（5%）減少して227億7,200万スイス・フランとなった。この減少は主に、調整後の一般管理費の6億700万スイス・フランの減少（うち2億9,200万スイス・フランが訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金（純額）に関連している）並びに支払給与及び変動報酬費用の減少を主因とする調整後の人件費の5億7,300万スイス・フランの減少によるものである。

人件費

人件費は、2億6,100万スイス・フラン減少して157億2,000万スイス・フランとなった。これには、前年度の4億6,000万スイス・フランだったリストラクチャリング費用純額7億5,100万スイス・フランが含まれている。このリストラクチャリング費用純額は、主に当グループの業務のオフショア及びニアショアへの移転及び当グループのコスト削減プログラムに関連している。調整後の人件費は、5億7,300万スイス・フラン減少して149億6,900万スイス・フランとなった。

調整後の支払給与は、主に当グループのコスト削減プログラムを反映して1億7,500万スイス・フラン減少して57億9,500万スイス・フランとなった。

調整後の変動報酬費用合計は、報奨に関する費用の3億6,100万スイス・フランの減少を反映して、3億3,100万スイス・フラン減少した。

調整後のその他の人件費は、主に、人口統計及び財務上の仮定が変更になった影響を反映する当グループのスイスの年金制度に関する年金費用の1億4,900万スイス・フランの減少と、社会保障費の7,600万スイス・フランの減少により、2億1,700万スイス・フラン減少した。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬は、主に為替換算の影響とファイナンシャル・アドバイザーの採用による報酬コミットメント費用の増加により、1億4,500万スイス・フラン増加して36億9,700万スイス・フランとなった。

一般管理費

一般管理費は、6億7,300万スイス・フラン減少して、74億3,400万スイス・フランとなった。前年度の7億6,100万スイス・フランに対して6億9,500万スイス・フランとなったリストラクチャリング費用純額を除いた、調整後の一般管理費は、訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金（純額）の2億9,200万スイス・フランの減少、専門家報酬の9,500万スイス・フランの減少、及びIT及びその他の業務の外部委託費用の7,900万スイス・フランの減少を主に反映して、6億700万スイス・フラン減少した。また、年間英国銀行税に関する費用純額は、主に為替換算の影響により、前年度の1億6,600万スイス・フランに対して1億2,300万スイス・フランとなった。かかる費用純額は主に、インベストメント・バンク並びにコーポレート・センター非中核事業及びレガシー・ポートフォリオで記録されている。

現時点で、当グループは、本業界では訴訟、規制上及び類似の事項に関連する費用が近い将来においても引き続き増加すると考えられる状況での経営が続き、当グループは今後も多数の重要な請求及び規制事項の対象となると考えている。当該事項の結果、解決する時期、及び解決することにより当グループの将来の事業、財務成績又は財政状態が受ける潜在的な影響を予測するのは極めて困難である。

減価償却費及び減損損失

有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損は、6,500万スイス・フラン増加して9億8,500万スイス・フランとなった。これは主に、資産計上された自己創設ソフトウェアに関する減価償却費の増加によるものであった。

無形資産の減価償却費及び減損損失は、前年度の1億700万スイス・フランに対し、9,100万スイス・フランであった。調整後ベースでは、これらの費用はほぼ横ばいであった。

税金

当グループは、2016年度において、スイスの税に関する費用純額10億9,400万スイス・フラン及びスイス国外税金ベネフィット純額2億8,900万スイス・フランを含む法人所得税費用純額8億500万スイス・フランを計上した。

スイスの税に関する費用には、主にスイスの子会社から生じた課税所得（損失と相殺することができない。）に関連する当期税金費用4億5,900万スイス・フランが含まれている。更に、スイスの税に関する費用には、税務上の繰越欠損金に関して以前計上された繰延税金資産の減少額及び一時的な差異を反映した繰延税金費用6億3,500万スイス・フランが含まれている。

当該スイス国外税金ベネフィット純額には、スイス国外の子会社及び支店から生じた課税所得（損失と相殺することができない。）に関する当期税金費用3億5,300万スイス・フランが含まれる。これは、主に、更新された利益予想を反映した、当グループの米国に関する繰延税金資産の増加による、繰延税金ベネフィット純額6億4,200万スイス・フランによる相殺分を上回った。

当グループは2015年度には税金便益を計上したのに対し、2016年度には税金費用を計上した。これは主に、米国の課税所得予測期間が6年から7年に延長されたことに関連する、米国の繰延税金資産に関する2015年度の上方再評価によるものである。2016年度においては、予測期間の延長はなかった。

当グループは、税務上の繰越欠損金の残余期間や、繰延税金資産の計上のための予想期間における将来の予想課税所得の評価を含む、当グループの繰延税金資産の回収可能性を評価するにあたり、当グループの業績、これまでの予測の正確性及びその他の要素を考慮する。将来の収益性の予想は、予測が困難な将来の経済、市場その他の状況に本質的に左右され、かつ特にその影響を受ける。

当グループは、2017年度において通年の税率を、再評価又は法定税率の変更の結果として生じる繰延税金資産の水準の変更を除き、約25%と予想している。これまでの慣習と同様、当グループは、最新の事業計画の予測を考慮した将来の収益性の再評価に基づき、2017年下半年期において当グループの繰延税金資産を再評価する予定である。通年での実効税率は、この再評価により大幅に変わる可能性がある。損失カバレッジのない支店及び子会社からの利益に関する税金費用総額が予測と異なる場合も、通年での実効税率は変わる可能性がある。また、法定税率が変更された場合には、当該法改正が成立した際の当グループにおける繰延税金資産の水準は、多大な影響を受ける可能性がある。当グループは、米国連邦法人所得税率が1%下がる毎に、当グループの繰延税金資産が2億スイス・フラン減少すると予測している。

株主に帰属する包括利益合計

2016年度の株主に帰属する包括利益合計は、当期純利益32億400万スイス・フランを反映して18億1,700万スイス・フランとなった。これは、マイナス13億8,600万スイス・フランのその他の包括利益（OCI）により一部相殺された。

確定給付制度のOCIは、前年度の2億9,800万スイス・フランに対して、マイナス8億2,400万スイス・フランとなった。当グループは2016年度、当グループの確定給付債務（DB0）の計算に用いる数理計算上の仮定に対して、更新及び改良を行った。その結果、スイスの確定給付制度に関するOCI利益純額は3億1,900万スイス・フランとなり、英国の年金制度に関するOCI利益は6,300万スイス・フランとなった。

英国の確定給付制度に関する税引前OCIの合計はマイナス6億1,500万スイス・フランであった。これは、DB0の純増による9億2,800万スイス・フランのOCI損失を反映したもので、主に適用割引率が減少したことが原因であり、前述の仮定変更により生じた利益6,300万スイス・フランにより一部相殺されている。DB0の純増に関連するOCI損失は、制度の原資産の公正価値が増加したことによるOCI利益3億1,200万スイス・フランにより一部相殺されている。

スイスの確定給付制度に関する税引前OCIの合計は1億500万スイス・フランの損失であった。これは、DB0の純増に関連する4億7,700万スイス・フランのOCI損失と、年金余剰額が将来の経済的な便益の見積りを超過した金額が増加したことを示す4億5,200万スイス・フランの損失を反映したものであり、その大半が制度の原資産の公正価値が増加したことによるOCI利益8億2,400万スイス・フランにより相殺されている。DB0

の純増に関連するOCI損失4億7,700万スイス・フランは、主に、事前の数値計算上の仮定と実際の数値との差から生じる影響を反映した経験損失4億3,800万スイス・フラン、及び適用割引率の減少による損失4億3,300万スイス・フランによるものであり、前述の仮定変更により生じた利益純額3億1,900万スイス・フランにより一部相殺されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、マイナス6億6,600万スイス・フランとなり、これは主に米ドルの長期金利の上昇によるヘッジ手段のデリバティブからの未実現利益の減少を反映している。2015年度のキャッシュ・フロー・ヘッジに関連するOCIは、マイナス5億900万スイス・フランであった。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連するOCIは、主にLIBOR曲線が下落したことを反映して、2016年度にはマイナス1億1,500万スイス・フランとなった。

売却可能金融資産に付随するOCIは、前年度のマイナス6,300万スイス・フランに対し、マイナス7,300万スイス・フランであった。これは主に、純利益が資産の売却時にOCIから損益計算書に振り替えられた（各長期金利の下落による未実現利益純額の減少により一部相殺）ことを反映している。

為替OCIは2億9,200万スイス・フランであったが、これは主に、スイス・フランに対して米ドル高となったことによるもので、スイス・フランに対して著しい英ポンド安となったことで一部相殺されている。加えて、外国の子会社及び支店の処分に伴い、損益計算書に合計1億2,600万スイス・フランの純損失が振替えられた。

金利動向感応度

2016年12月31日現在、当グループは、イールド・カーブが+100ベース・ポイント平行移動することにより、ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおいて年間の受取利息純額が合計で約7億スイス・フラン増加すると見積もっている。この増加分のうち、約4億スイス・フランが米ドル金利の変動によるものとされる。年金基金資産及び負債に関連する影響の見積りを含めると、このような移動が株主資本に即時に及ぼす影響は、OCIで計上される約16億スイス・フランの減少となり、そのうち、約13億スイス・フランが米ドル金利の変動によるものとされる。このOCIの損失が株主資本に及ぼす影響の大半はキャッシュ・フロー・ヘッジに関連しており、これは規制資本を算出する目的では計上されないため、規制資本に対する即時の影響は、約3億スイス・フランの増加となる。前述した見積りは、全通貨で同様であり、かつ、当グループのバンキング勘定及び売却可能ポートフォリオに適用されるインプライド・フォワード・レートに関連する、金利の即時上昇に基づいている。

当グループは、2016年度末のインプライド・フォワード・レートが以後3年間にわたって実現するのであれば、ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ及びパーソナル&コーポレート・バンキングにおける受取利息純額は、2016年度の水準と比較して、2017年度には約2億スイス・フラン、2017年度から2019年度にかけて累積的には約11億スイス・フラン増加すると予測している。この増加は、米ドルの金利上昇により最も恩恵を受けるウェルス・マネジメント及びウェルス・マネジメント・アメリカズに主に牽引されており、受取利息純額の大部分がスイス・フラン建てであり、インプライド・フォワード・レートが引き続きマイナスとなった、パーソナル&コーポレート・バンキングにおける減少による相殺分を上回っている。

金利が2016年度末の水準を維持するのであれば、これに対応する2017年度から2019年度にかけての受取利息純額の累積的な増加額は、2016年度の水準と比較して約2億スイス・フランとなる。

上記の見積りは、更に、貸借対照表の規模及び構造に変更がないこと、外国為替レートが一定であること、並びに経営陣が何らの措置も行わないことを前提としている。

非支配持分に帰属する純利益

非支配持分に帰属する純利益は、前年度の1億8,300万スイス・フランに対して、2016年度には8,200万スイス・フランとなった。これは主に、前期間には見越計上を行う義務がなかった優先証券保有者に対する配当金が7,900万スイス・フラン支払われたことに関連している。

当グループは現在、2017年度の非支配持分に帰属する純利益を約7,000万スイス・フラン（うち4,500万スイス・フランは第1四半期、2,500万スイス・フランは第4四半期）と予測している。2018年以降については、1年あたり1,000万スイス・フラン未満の純利益が帰属すると予測している。

主要な数値

費用対収益比率

2016年度の費用対収益比率は、前年度の81.8%に対して、85.4%となった。調整後の費用対収益比率は前年度の80.6%に対して80.9%であり、当グループの目標範囲である60%から70%の範囲を上回った。

有形資本利益率

有形資本利益率（RoTE）は、前年度に13.7%であったのに対し、2016年度では6.9%であった。調整後ベースでは、有形資本利益率は、前年度に13.7%であったのに対して2016年度には9.0%であり、標準化された市場環境における当グループの目標である15%超を下回った。

普通株式等Tier 1自己資本比率／リスク加重資産

当グループの完全適用ベースの普通株式等Tier 1自己資本比率は、2016年12月31日現在で0.7%下落して13.8%となり、当グループの目標である13.0%を上回った。この減少は、リスク加重資産（RWA）が150億スイス・フラン増加したことを反映しているが、普通株式等Tier 1自己資本が7億スイス・フラン増加したことにより、一部相殺されている。

当グループのRWAは、150億スイス・フラン増加して、完全適用ベースで2016年12月31日現在2,230億スイス・フランとなった。信用リスクのRWAは、主に方法及び方針の変更により、80億スイス・フラン増加した。市場リスクのRWA及びオペレーショナル・リスクのRWAは、共に30億スイス・フラン増加した。

レバレッジ比率／レバレッジ比率分母

2016年12月31日現在、完全適用ベースのゴーイングコンサーン・レバレッジ比率は4.6%であり、そのうち普通株式等Tier 1レバレッジ比率は3.5%であった。

完全適用ベースのレバレッジ比率分母（LRD）は、2016年12月31日現在、270億スイス・フラン減少して8,700億スイス・フランとなったが、これは主に追加的なネットティング及び担保軽減を反映したものである。

新規純資金及び運用資産

経営陣による新規純資金及び運用資産の検討及び分析については、本書「ウェルス・マネジメント」、「ウェルス・マネジメント・アメリカズ」及び「アセット・マネジメント」の項に記載されている。

季節的な特性

当グループの主要な業務には、季節的な特性が表れる場合がある。インベストメント・バンクの収益は、過去の年度において、金融市場全体における活動とインベストメント・バンキングの取引の流れの季節的な特性に影響を受けたことがある。その他の事業部門も、夏期及び年末休暇に関連する顧客活動の鈍化、年1回の所得税の支払（米国においては第2四半期に集中している）並びに第4四半期に発生する傾向にある資産回収といった季節的要因の影響を受ける場合がある。

財務管理

貸借対照表、流動性及び資金調達管理

戦略、目標及びガバナンス

当グループでは、市況の広範な範囲にわたって当グループの事業基盤の価値を最適化するという全体の目標を持って、かつ、現在及び将来の行政上の規制も考慮に入れた上で、貸借対照表、流動性及び資金調達ポジションを管理している。当グループは、通常時及びストレス時における当該ポジションを監視するのに多くの手法を用いている。特に、当グループでは、行動調整を当グループの貸借対照表に適用するのに、ストレス・シナリオを使用しており、これら内部のストレス・モデルから生じる結果を外部の手法（主に、流動性カバレッジ比率（LCR）及び安定調達比率（NSFR））を用いて較正する。当グループの流動性及び資金調達戦略は、グループ財務部門が提案し、グループ執行役員会の委員会であるグループ資産・負債管理委員会（グループALCO）が承認し、更に取締役会（BoD）のリスク委員会が監視する。

本項では、規制要件、当グループのガバナンス構造、当グループの貸借対照表、当グループの流動性及び資金調達源を含む流動性及び資金調達管理、当グループの緊急時対策並びにストレス・テストの実施についてより詳細な情報を記載する。本項で開示する残高は、別途記載する場合を除き、年度末のポジションを表している。期間内残高は、通常の事業の過程で変動し、年度末のポジションから乖離する可能性がある。

グループ財務部門は、流動性及び資金調達戦略の実施及び遂行を監督及び監視し、方針、制限及び目標の遵守に関し責任を有している。グループ財務部門は、少なくとも月に一度の頻度で、グループALCO及び取締役会のリスク委員会に対し、資金調達状況及び集中リスクを含む当グループの全体的な流動性及び資金調達ポジションについて報告を行う。これにより、当グループの高品質流動資産（HQLA）を含む現金及び担保両方の厳重な管理が可能になり、当グループによるホールセール現物市場への通常のアクセスがコーポレート・センターグループ資産・負債管理（グループALM）に集中する。更に、グループ財務部門は、関連ある事業分野の代表者と共に、流動性創出の調整に責任を有する。

流動性及び資金調達の制限及び目標は、当グループ及び事業部門レベルで設定されており、取締役会、グループALCO、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、グループ財務部門及び事業部門により、現在の及び予測される事業戦略及びリスク許容度を考慮して、少なくとも1年に1度、見直し及び再確認が行われる。当グループの制限及び目標の枠組みの原則は、事業基盤を最大化及び維持し、資産及び負債構造の適切なバランスを維持することを企図している。構造的な制限及び目標は、貸借対照表の構造及び構成に焦点を当てている。一方で、補足的な制限及び目標は、資金調達源の利用、多様化及び配分を推進することを企図している。この枠組みを補完及び支援するために、グループ財務部門は、現在の流動性状況を反映する早期警戒指標を計量することで市場を監視する。流動性状況の指標は、潜在的な脅威に関しグローバル及び地域の両方の状況を評価することに当グループレベルで使用される。トレジャリー・リスク・コントロール部門は、流動性及び資金調達リスクに対し、独立した監視を行っている。

資産及び流動性管理

当グループの流動性リスク管理においては、当グループの様々な事業が容認し難い損失若しくはリスク又は長引く損害を負うことなく、支払期限が到来した時点で当グループの全ての負債を充足するための健全な流動性ポジションを維持すること、並びに一般的なストレス時の市場環境において会社特有の流動性危機に対応するための十分な時間及び財務の柔軟性を提供することを目指している。

貸借対照表上の資産－当グループ

2016年12月31日現在の貸借対照表上の資産は、2015年12月31日から80億スイス・フラン減少して合計9,350億スイス・フランとなった。これは主に、トレーディング・ポートフォリオ及び担保付トレーディング資産の減少の大部分が、公正価値での測定を指定された金融資産、売却可能金融資産及び満期まで保有された金融資産の純増加並びに現金及び中央銀行預け金の増加に相殺されたことによるものであった。2016年12月31日現在の再調達価額－借方（PRV）を除く資産合計は、為替換算の影響を除くと、60億スイス・フラン増加して、合計7,770億スイス・フランとなった。

トレーディング・ポートフォリオ資産は、主にインベストメント・バンクの株式業務において、270億スイス・フラン減少したが、これは主に、効果的な財源管理及び顧客活動の鈍化を反映していた。加えて、50億スイス・フランのトレーディング・ポートフォリオ資産が、ウェルス・マネジメントの一定の事業を売却する旨の合意がなされた際、その他の資産に再分類された。この売却は、2017年上半年期に完了すると予想されている。担保付トレーディング資産は、主にグループALMにおいて、120億スイス・フラン減少した。

PRVは、主に金利契約において、コーポレート・センター－非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの220億スイス・フランの減少が、為替変動から生じた公正価値の変動を主に反映するインベストメント・バンクにおける130億スイス・フランの増加により一部相殺されたことを主因として、90億スイス・フラン減少した。

貸付資産は、ウェルス・マネジメントのロンバード貸付残高の減少を主に反映して、40億スイス・フラン減少した。

これらの減少は、主にグループALMで見られた、公正価値での測定を指定された金融資産、売却可能金融資産及び満期まで保有された金融資産の220億スイス・フランの増加並びに現金及び中央銀行預け金の160億スイス・フランの増加により相殺された。その他の資産は、前述したトレーディング・ポートフォリオ資産の再分類を主因として、70億スイス・フラン増加した。

貸借対照表上の資産－インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの資産合計は、110億スイス・フラン減少して2,420億スイス・フランとなり、PRVを除く資産合計は、240億スイス・フラン減少した。これは主に、効果的な財源管理及び顧客活動の鈍化を反映して、主に当グループの株式業務において、トレーディング・ポートフォリオ資産が170億スイス・フラン減少したことによるものであった。

貸借対照表上の資産－非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ

非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産合計は、260億スイス・フラン減少して680億スイス・フランとなった。これは、合意による清算、第三者による更改（中央決済機関への移管を含む。）及び他のディーラー・カウンターパーティとのネット・ダウン取引への合意を含む当部門の継続中の削減活動を主に反映したPRVの220億スイス・フランの減少が、金利の上昇から生じた公正価値の増加により一部相殺されたことを主因としていた。

PRVを除く資産合計は、40億スイス・フラン減少し120億スイス・フランとなったが、これは主に、デリバティブ商品に係る差入担保金の減少によるものであった。

貸借対照表上の資産－グループALM

グループALMの資産合計は、300億スイス・フラン増加して2,670億スイス・フランとなった。これは、公正価値での測定を指定された金融資産、売却可能金融資産及び満期まで保有された金融資産の増加純額230億スイス・フラン、並びに主に当該年度末にかけて発生した現金及び中央銀行預け金の180億スイス・フランの増加を反映していた。これらの増加は、当グループの米国中間持株会社及びUBSヨーロッパSEに適用される流動性要件を主に反映しており、更に、各事業部門からグループALMに移転した正味資金の増加から生じたものであった。

貸借対照表上の資産－その他の事業部門

ウェルス・マネジメント及びパーソナル&コーポレート・バンキングの資産合計は、それぞれ40億スイス・フラン及び10億スイス・フラン減少して、1,160億スイス・フラン及び1,400億スイス・フランとなったが、これは主に、貸付残高の減少を反映していた。ウェルス・マネジメント・アメリカズの資産合計は、50億スイス・フラン増加して660億スイス・フランとなったが、これは主に、貸付残高の増加及び為替効果を反映していた。アセット・マネジメントの貸借対照表は、120億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。コーポレート・センターサービスの資産合計は、240億スイス・フランであり、概ね横ばいであった。

高品質流動資産

高品質流動資産は、グループ財務部門の管理下にある、抵当などの制約がない低リスクの資産であり、30暦日流動性ストレス・シナリオの流動性ニーズを満たすために、容易にかつ即時に、価値をほとんど又は全く損なうことなく現金に転換することができる。当グループの高品質流動資産は、主に、LCRの枠組みでレベル1の適格を有する資産（現金、中央銀行準備金及び政府債を含む。）で構成されている。当グループの高品質流動資産は、UBS AG及びその子会社が保有しており、特定の管轄区域における資金調達及び担保ニーズを満たす目的で利用可能な金額が含まれる可能性があるが、当グループ全体で利用する準備はまだ整っていない。当該制限の主な原因は、現地の規制要件（現地の流動性カバレッジ比率及び大口エクスポージャー要件を含む。）である。実質的な制限を受ける資金は、関連ある高品質流動資産を保有する子会社に関するアウトフローの仮定を超過する範囲で、当グループの高品質流動資産の算出から除外されている。これに基づき、2016年度第4四半期については、290億スイス・フランの資産が当グループの3ヶ月平均高品質流動資産から除外されていた。現地の流動性要件を超えて保有され、その他の制限を受けない金額は、通常、当グループ内で移転することができる。

高品質流動資産の加重流動性価値合計は、120億スイス・フラン減少して1,960億スイス・フランとなった。この減少は、当グループの米国中間持株会社及びそれより程度は下回るもののUBSヨーロッパSEに適用ある追加の流動性要件を主因としており、この結果、当グループ内の他の会社が自由に利用することができず、それ故当グループレベルで完全には高品質流動資産適格でない資産が増加した。また、この減少は、オフバランスシートの証券の減少にも起因していた。この減少は、前述した、貸借対照表上の公正価値での測

定を指定された金融資産、売却可能金融資産及び満期まで保有された金融資産の増加並びに主に当該年度末にかけて発生した現金及び中央銀行預け金の増加により、一部相殺されている。

流動性カバレッジ比率

流動性カバレッジ比率は、関連ある規制当局が定義する通り、重要な流動性ストレス・シナリオからの予想された純資金流出を凌ぐのに十分な高品質流動資産が利用可能かを比較することにより、銀行の流動性プロフィールの短期レジリエンスを測定する。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の基準では、2015年度に開始されたフェーズインの会計期間において、2019年までに、下限100%の流動性カバレッジ比率が求められている。UBSは、当グループの総流動性カバレッジ比率をスイス金融市場監督当局（FINMA）から通知された通り、最低110%に維持することが求められており、スイス・フラン建ての流動性カバレッジ比率では、最低100%に維持することが求められている。加えて、UBS AG及びUBSスイスAGともに、単体ベースの最低流動性カバレッジ比率要件に服している。財務上のストレス時においては、FINMAは、銀行が自らの高品質流動資産を利用し、流動性カバレッジ比率が一時的に最低基準を下回ることを許容する。

当グループは、ストレス時の高品質流動資産及び予想された純資金流出との間のあらゆる通貨のミスマッチを管理するために、スイス・フラン建ての流動性カバレッジ比率及びその他の全ての主要通貨建ての流動性カバレッジ比率を監視している。

2016年度第4四半期の当グループの3ヶ月平均流動性カバレッジ比率は、2015年度第4四半期の当該比率が124%であったのに対し、132%であった。これは主に、純資金流出の190億スイス・フランの減少が前述した高品質流動資産の減少に一部相殺されたことによるものであった。2016年度中に、当グループでは、証券金融取引の表示を当グループの事業分野間で統一し、更に、デリバティブ取引に関するキャッシュ・フローの表示を向上させた。グロスベースでは、当該変更により、担保付ホールセール・ファンドからの資金流出及び担保付貸付からの資金流入が増加し、その他の資金流出及びその他の資金流入が減少した。これらの減少は、純資金流出又は流動性カバレッジ比率には、影響しなかった。

前述した純資金流出の190億スイス・フランの減少は、効果的な財源管理を反映したプライム・ブローカレッジ業務に関連した純資金流出の減少並びに証券金融取引及びコミテッド・クレジット・ファシリティ及びコミテッド流動性ファシリティに関連した純資金流出の減少を主因としていた。

資産の担保差入れ

下記の表では、担保権が設定された資産、担保権が設定されていない資産及び担保差入が不可の資産について、貸借対照表上及びオフバランスシート上の資産の内訳を記載している。

「担保権が設定された資産」とは、既存の負債に対し担保として差し入れられている資産又はそうでなければ追加の資金調達を担保するのに利用不可の資産を表している。後者に分類されるのは、顧客資産分離規則に基づき保護された資産、当グループの保険会社が保険契約者に関連負債を戻すために保有する資産、現地の明確な最低資産維持要件を遵守するために特定の管轄地域で保有される資産、並びに一定の投資ファンド及びその他のストラクチャード・エンティティ等のバンクラブシー・リモートの連結会社で保有される資産である。

「担保差入が不可の資産」とは、担保権が設定されていない資産であるが、その性質上、資金調達の担保又は担保需要の充足に利用することができないと考えられている資産を表している。当該資産には、担保付トレーディング資産、再調達価額一借方、デリバティブに係る差入担保金、繰延税金資産、のれん及び無形資産並びにその他の資産が含まれている。

その他の全ての資産は、「担保権が設定されていない資産」で表示されている。当グループ及び／又は法人レベルでの資金調達を担保するのに常に利用可能であると考えられている資産は、別に示されており、通常の事業の過程で常実現可能な現金及び証券から成る。当該資産には、当グループの高品質流動資産及びトレーディング・ポートフォリオの担保権が設定されていないポジションが含まれる。法人レベルでの資金調達を担保するのに利用可能であると考えられている担保権が設定されていない資産は、当グループ全体が利用可能な資産の総額を制限する規制に服する可能性がある。その他の担保権が設定されていない資産で、当グループ及び／又は法人レベルでの資金調達を担保するのに常に利用可能であるとは考えられていない資産は、貸出金及び銀行預け金から構成される。

資産の担保差入れ

	担保権が設定された 資産		担保権が設定されていない 資産		担保差入が不可 の資産	当グループ資産 合計（IFRS）
	差入担保資産	その他の点で制 限され、資金調 達の担保に利用 不可の資産	当グループ及 び／又は法人レ ベルでの資金調 達の担保に利用 可能な現金及び 証券	その他の実現 可能な資産		
単位：百万スイス・フラン						
貸借対照表上の資産						
現金及び中央銀行預け金			107,765		2	107,767
銀行預け金		2,625		10,530	1	13,156
公正価値での測定を指定された金融資産	776	328	59,978	3,349	921	65,353
貸付金	19,887	958		279,733	5,747	306,325
内、モーゲージ・ローン	19,887			142,051		161,938
貸付	20,663	3,912	59,978	293,612	6,669	384,833
借入有価証券に係る担保金					15,111	15,111
リバース・レボ契約		658			65,588	66,246
担保付トレーディング		658			80,700	81,358
トレーディング・ポートフォリオ資産（ユニット リンク型投資契約金融資産を除く。）	36,549 ¹	3,006	45,859	2,037		87,452
内、国債	3,965	804	7,051			11,820
内、社債及び地方債	906	860	5,521			7,287
内、貸出金				2,037		2,037
内、投資信託受益証券	3,191	1,343	5,164			9,698
内、資産担保証券	128		557			685
内、モーゲージ担保証券	6		255			261
内、資本性金融商品	28,360		23,016			51,375
内、貴金属及びその他のコモディティ			4,550			4,550
ユニットリンク型投資契約金融資産		9,123				9,123
再調達価額－借方					158,411	158,411
売却可能金融資産		247	15,430			15,676
満期まで保有される金融資産			9,289			9,289
デリバティブに係る差入担保金		4,329			22,335	26,664
関連会社投資				963		963
有形固定資産及びソフトウェア				8,331		8,331
のれん及び無形資産					6,556	6,556
繰延税金資産					13,155	13,155
その他の資産		5,195			20,241	25,436
その他		9,525		9,295	62,287	81,107
2016年12月31日現在の貸借対照表上の資産合計	57,213	26,470	238,321	304,944	308,069	935,016
2015年12月31日現在の貸借対照表上の資産合計	82,635	37,196	192,755	303,216	327,017	942,819

	担保権が設定された 資産		担保権が設定されていない 資産			売却又は再担保 差入が可能な受 領資産合計
	売却又は再 担保差入さ れた資産	その他の点で制 限され、資金調 達の担保に利用 不可の資産	当グループ及 び／又は法人レ ベルでの資金調 達の担保に利用 可能な資産		その他の実現 可能な資産	
			担保差入が不可 の資産			
単位：百万スイス・フラン						
オフバランスシート上の資産						
2016年12月31日現在のオフバランスシート上の資産合計	316,323	12,632	96,833	3,540		429,327

2015年12月31日現在のオフバランスシート上の資産合計	286,757	10,432	99,300	5,022	401,511
2016年12月31日現在の貸借対照表上及びオフバランスシート上の資産合計	373,536	39,102	335,153	308,484	308,069
内、高品質流動資産			200,226		

¹カウンターパーティにより売却又は再担保差入される可能性のある差入担保資産302億6,000万スイス・フランを含む。

ストレス・テスト

当グループは、様々なシナリオの下、適切にバランスのとれた流動性及び資金調達ポジションの維持を可能にする最適な資産及び負債構造を決定するためにストレス・テストを実施している。流動性危機シナリオ分析及び緊急時資金調達計画は、流動性管理プロセスを支援し、流動性の不足が突然発生する可能性を吸収する包括的な暫定措置を実行できるよう確保する。

当グループでは、当グループの事業の全構成部門に影響するストレス事由が当グループによる市場へのアクセスに及ぼしうる影響を考慮することを含め、ストレス時及び実際の市況を包括する2つの主要な潜在的シナリオに基づき当グループの流動性エクスポージャーを設計する。当該モデル及びその仮定は、最新の事業及び市場の動向を組み込むために定期的に見直される。当グループでは、強固で実行可能な試験済みの緊急時対策を維持するのに使用される仮定を継続的に改良する。

ストレス時のシナリオ

流動性危機は無数の原因が考えられるため、ストレス時のシナリオは、全ての市場、通貨及び商品における潜在的なストレスの影響を包括するが、概して会社特有のものではない。満期を迎えるホールセール資金調達を置き換える能力の欠如に加えて、当該シナリオは、当グループの長期信用格付の2段階引き下げ及び短期格付の同等の引き下げに対応する、他の点では安定している顧客預金及び流動性アウトフローの緩やかな減少を仮定する。

当グループでは、ストレス・シナリオが組み込まれ、かつ、流動性を欠いている資産に利用可能な長期資金調達の規模を測定する現金資本モデルを使用する。資産のうち、流動性を欠いた部分は、担保付資金調達取引において担保として使用される場合の資産の帳簿価額とその有効な現金価額との間の差異（すなわちヘアカット）である。流動性を欠いている資産を支える現金資本として使用された長期資金調達は、満期までの期間が1年以上残っている無担保の資金調達、株主持分及びコア預金（これは、1年以上の実際上の満期を有するとみなされる当グループの顧客預金の一部である。）で構成される。

急性シナリオ

急性シナリオは、会社特有の危機が市場混乱事由と組み合わさった極度のストレス事由を表す。このシナリオは、主に催告により期限が到来した、他の点では安定している顧客預金に関する重大なアウトフロー、満期を迎える無担保ホールセール資金調達の更新又は借換を行う能力の欠如、並外れて大規模な融資コミットメントの実行、トレーディング資産からの流動性を創出する能力の低下、当グループの長期信用格付の3段階引き下げ及び短期格付の同等の引き下げに対応する流動性アウトフロー、デリバティブ・ポジションを解消する又は追加担保を配布する契約上の債務の発生、デリバティブの市場価値の不利な動向に起因する追加の担保要件を仮定する。このシナリオは、日次及び月次の両方で管理されており、前者は、日々のリスク管理のために1ヶ月の対象期間の潜在的な資金流出を予測するのに使用され、一方、後者には、より詳細な資産及び負債のキャッシュ・フローの評価が含まれる。

緊急時資金調達

当グループの緊急時資金調達計画は、当グループのグローバルな危機管理構想の不可欠な要素であり、様々な種類の危機事由に対応している。この緊急時資金調達計画には、ストレスを受けた環境下での緊急資金調達源の評価、流動性状況の指標、並びに緊急時の手続が含まれる。当グループの資金調達の多様性及びグローバルな範囲は、危機が発生した際、当グループの流動性ポジションを保持するのを助けている。当グループは、全ての重要な、既知の及び予想されたキャッシュ・フロー、並びに、要請があれば追加的な資金調達を行うのに使用することができるグレードの高い担保の水準及び利用可能性を定期的に評価及びテストしている。当グループの緊急時資金調達源には、当グループの高品質流動資産ポートフォリオ、複数の主要な中央銀行による利用可能で未使用の流動性ファシリティ、並びにトレーディング・ポートフォリオ流動資産の緊急低減が含まれる。

負債及び資金調達管理

グループ財務部門は、当グループが、バランスの良い分散した負債の構造を維持するよう、集中リスクを含む資金調達状況を定期的に監視している。当グループにおける資金調達管理は、確実かつ費用効率のよい方法で当グループの事業の資金を調達する、最適な資産負債構造の構築を目指したものであり、当グルー

プの資金調達業務は、市況が困難な時期において継続中の事業活動を支援するために必要となる、安定的な資金調達の金額を考慮したうえで、当グループの貸借対照表の全体的な流動性及び資金調達プロフィールの分析を行うことによって計画されている。

当グループの事業活動により生じる資産及び負債のポートフォリオは、市場、商品、期間及び通貨に関して非常に分散している。これにより、当グループのそれぞれの資金源へのエクスポージャーが減少し、また幅広い投資機会を得ることができ、流動性リスクも減少する。

当グループのウェルス・マネジメント事業及びパーソナル&コーポレート・バンキングは、重要で費用効率的、かつ確実な資金源を提供している。これには、中核預金、及び当グループのスイス住宅モーゲージのポートフォリオが含まれており、その一部はスイス・ファンドブリーフ債を通じた長期の資金調達を行うために、担保として差し入れられている。加えて、当グループには、非劣後無担保債務及び仕組債、並びに担保付の短期債を発行するための、短期、中期及び長期の資金調達プログラムがいくつか存在する。このプログラムにより、ヨーロッパ、米国及びアジア太平洋地域の機関投資家及び個人投資家は、UBSの債券への投資をカスタマイズすることができる。こうした幅広い商品ラインナップ及び資金源は、当グループの全世界に互る事業活動範囲と相俟って、当社の資金調達の安定性を下支えしている。

貸借対照表上の負債

負債合計は、50億スイス・フラン減少して、2016年12月31日現在で8,810億スイス・フランとなった。その他の負債は160億スイス・フラン減少したが、これは主に、インベストメント・バンクのエクイティ事業におけるプライム・ブローカレッジ債務の減少によるものであった。再調達価額一貸方は、前述したPRVの減少に沿って、90億スイス・フラン減少した。担保付トレーディング及びトレーディング・ポートフォリオ負債は、それぞれ80億スイス・フラン及び60億スイス・フラン減少したが、これは主に当グループのエクイティ事業における顧客主導の減少を反映したものであった。

顧客預金は330億スイス・フラン増加したが、これは主に当グループのウェルス・マネジメント事業におけるものであった。2016年12月31日現在、顧客預金は当グループの資金源の63%を占めており、貸出金残高に対する当グループの顧客預金の比率は138%（2015年12月31日現在では125%）であった。当グループの資金源の5%を占める短期借入金は、40億スイス・フラン増加したが、これは主に、譲渡性預金の正味発行額を反映したものであった。

2016年12月31日現在で当グループの資金源の20%を占める既発の長期債は、20億スイス・フラン減少したが、これは主に、インベストメント・バンク内の外国為替、金利及びクレジット部門における取引の終了及び満期等を反映した、公正価値での測定を指定された金融負債の80億スイス・フランの減少によるものであった。償却原価で保有される長期債は、60億スイス・フラン増加したが、これは主に、当グループの総損失吸収能力（TLAC）に貢献する120億スイス・フラン相当の米ドル建て、ユーロ建て及びスイス・フラン建ての非劣後無担保債務、並びに30億スイス・フラン相当の高トリガーの損失吸収追加Tier 1 自己資本商品の発行によるものであるが、合計70億スイス・フランの非劣後無担保債、劣後債商品及びカバード・ボンドの満期又は期限前償還により一部相殺されている。

資本

2016年12月31日現在の株主に帰属する持分は、16億9,200万スイス・フラン減少し、536億2,100万スイス・フランとなった。

株主に帰属する包括利益合計は、当期純利益32億400万スイス・フラン及びその他の包括利益（OCI）13億8,600万スイス・フランのマイナスを反映して、18億1,700万スイス・フランとなった。マイナスのOCIには、確定給付制度の純損失8億2,400万スイス・フラン、キャッシュ・フロー・ヘッジの純損失6億6,600万スイス・フラン、自己の信用の損失1億1,500万スイス・フラン及び売却可能金融投資に関連するマイナスのOCI7,300万スイス・フランが含まれているが、2億9,200万スイス・フランの為替差益により一部相殺されている。

株式報酬は、主に資本準備金からの31億6,400万スイス・フランの支払及び株式報酬制度に基づく自己株式の受渡しによる6億8,200万スイス・フランのマイナスの影響により、29億1,000万スイス・フラン減少したが、これは、損益計算書における繰延株式報酬の償却による8億6,100万スイス・フランの増加により一部相殺されている。

自己株式に係る正味の活動により株主に帰属する持分は、主に従業員株式報酬に関する自己株式の純増を反映して5億5,600万スイス・フラン減少した。

安定調達比率

NSFRの枠組みは、短期のホールセール資金調達への過度の依存を制限し、全てのオンバランスシート及びオフバランスシートの項目を通じて資金調達リスクの評価を改善し、かつ資金調達の安全性を促進することを意図したものである。NSFRは、利用可能な安定調達額（ASF）及び所要安定調達額（RSF）の2つの要素から成り立っている。ASFは、1年を通じて利用可能であると期待される、資本及び負債の部分である。RSFは、満期日、資産に対する負担及びその他の性質、並びに、オフバランスシートのエクスポージャーにより資金調達流動性の必要が偶発的に生じる可能性に基づく、資産の安定調達要件についての基準である。BCBSのNSFR規制の枠組みは、2018年以降、この比率が100%以上であることを求めている。

当グループは、プロフォーマ・ベースの予想NSFRを、FINMAの現行の指針に基づいて報告しており、スイスにおけるBCBSのNSFRの開示基準が最終的に実施された場合には、これに従ってNSFRを調整する。報告されたNSFRは、2017年1月にスイスで開始され、2017年4月までコメントを受け付けている、スイスにおけるNSFR規制に関する協議を考慮したものではない。

2016年12月31日現在、当グループのプロフォーマ・ベースの予想NSFRは116%であり、2015年12月31日の数値から11%増加した。これは主に、利用可能な安定調達額の160億スイス・フランの増加を反映したものであったが、この増加は、無担保資金調達の増加と、主にトレーディング・ポートフォリオの減少の結果生じた、所要安定調達額の220億スイス・フランの減少によるものであった。当グループのプロフォーマ・ベースの予想NSFRの計算は、規制の効果についての解釈及び予想を含んでおり、今後、規制の解釈が進展し、新たなモデルとこれに関連する制度が強化された際には、再構成される。

内部資金調達及び資金移動の価格設定

当グループは、全ての支店及び子会社における流動性管理につき、統合された流動性及び資金調達の枠組みを適用しており、当グループの主要な流動性の高い資産は、完全連結の事業体間でやりとりされている。グループALMは、余剰資金を生み出している事業体から、融資を必要とする事業体に資金を流すことにより、内部の資金調達需要を満たしている。

資金調達費用及びその便益は、当グループの流動性及び資金調達のリスク管理の枠組みに従って、事業部門並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに配分されている。グループ財務部門が管理する、当グループの内部資金調達の価格設定制度は、事業部門間での補助を最小に留める一方で、各事業部門の資産及び計画された活動を支援するための適切な負債構造を提供することを意図したものである。資金移動の価格設定の仕組みは、流動性及び資金調達リスクを発生させている活動に資金調達及び流動性費用を配分することを目指したものであり、黒字事業から資金不足の事業への資金の移動を取り扱っている。資金調達は、各事業の資産構成、流動性及び確実な外部資金調達を反映した比率及び期間で、事業間で内部移動又は配分されている。当グループは、内部資金移動の価格設定の仕組みを定期的に見直し、当グループの流動性及び資金調達管理の目的達成を促進するために適切な強化を行っている。

信用格付

信用格付は、特にホールセール無担保資金源からの資金調達に関し、資金調達の費用及び利用可能性に影響を与える可能性がある。当グループの信用格付は、当グループの一部の事業の業績並びに顧客及びカウンターパーティの信頼水準にも影響を与える可能性がある。格付機関は、信用度を評価し、信用格付を設定するにあたり、幅広い要素を考慮する。かかる要素には、会社の戦略、商況、営業基盤の価値、利益の安定性及び質、自己資本比率、リスク・プロファイル、リスク管理、流動性管理、資金源の分散化、資産の品質並びにコーポレート・ガバナンスが含まれる。信用格付は、格付機関の意見を反映したものであり、随時変更される場合がある。

当グループの流動性要件及び資金調達要件を評価するにあたり、当グループは、UBSの長期の格付の引き下げ及びこれに伴う短期の格付の引き下げにより生じうる影響を考慮している。

当グループの格付が引き下げられた場合、格付によるトリガー条項により、カバード・ボンドに関連する契約上の義務、店頭デリバティブのポジション及びその他の義務に基づき、即時の現金決済が行われる可能性、又はカウンターパーティに対する追加担保の差入れの必要が生じる可能性がある。2016年12月31日現在の当グループの信用格付に基づき、長期の信用格付に1段階、2段階又は3段階の引き下げが行われた場合、当該契約上の義務につき、それぞれ18億スイス・フラン、22億スイス・フラン及び30億スイス・フラン

が必要となる。そのうち、追加担保の差入れに関連する部分は、それぞれ18億スイス・フラン、20億スイス・フラン及び27億スイス・フランである。

UBS AG及びUBSグループAGの2016年の依頼格付については、格付アクションが数回行われた。

2016年1月11日、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（ムーディーズ）は、UBS AGの長期劣後債の格付をA2からA1（見通しは安定的）に引き上げた。ムーディーズは、UBSグループAGが保証するTLAC適格の非劣後無担保債務を、非依頼ベースで格付けしている（UBSグループ・ファンディング（ジャージー）リミテッド（UBS Group Funding (Jersey) Limited）からの発行）。ムーディーズは当該債券に関する格付を、2016年1月11日にBaa3からBaa2（見通しは安定的）に引き上げ、2016年12月13日にはBaa2からBaa1（見通しは安定的）に引き上げた。

2016年6月6日、スタンダード&プアーズは、UBS AGの長期カウンターパーティ信用格付を、AからA+（見通しは安定的）に引き上げ、UBSグループAGの同格付をBBB+からA-（見通しは安定的）に引き上げた。

2016年6月14日、フィッチ・レーティングスは、UBS AGの長期発行体デフォルト格付を、AからA+（見通しは安定的）に引き上げ、UBSグループAGの格付をA（見通しはポジティブ）に維持した。

2016年6月1日、スコープ・レーティングスAGは、UBS AGの発行体信用力格付をAからA+（見通しは安定的）に引き上げ、UBSグループAGの格付をA（見通しは安定的）に維持した。2016年6月20日、両事業体の格付は、見通しはポジティブに修正された。

資産及び負債の満期分析

以下の表は、貸借対照表の日付現在の残余満期別の、オンバランス及びオフバランスの資産及び負債の分析を示している。負債の契約上の満期は、帳簿価額及び支払を要求される可能性のある最も早い日に基づいている。資産の契約上の満期は、帳簿価格及び資産の満期が到来する最も遅い日に基づいている。こうした表示の基準は、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の「注25d 金融負債の満期別分析」とは異なっている。同項においては、IFRSの求めるところに従い、割引前ベースで表示されている。

デリバティブ再調達価額並びにトレーディング・ポートフォリオ資産及び負債は、それぞれの契約上の満期が1ヶ月を大幅に超える場合もあるが、「1ヶ月以内に期限到来」の項目に振り分けられている。

契約上の満期のないその他の金融資産及び負債（エクイティ証券等）は、「無期限／該当なし」のタイムバケットに振り分けられている。日付なし又は無期限の商品は、当該商品のカウンターパーティが権利を有する契約上の通知期間に基づいて分類されている。契約上の通知期間が存在しない場合は、日付なし又は無期限の契約は、「無期限／該当なし」のタイムバケットに振り分けられている。

契約上の満期のない非金融資産及び負債は、概ね「無期限／該当なし」のタイムバケットに振り分けられている。

ローン・コミットメントは、最も早く到来する実行可能日に基づき分類されている。

資産及び負債の満期分析

	1ヶ月以 内に期限 到来	1ヶ月超 3ヶ月以 内に期限 到来	3ヶ月超 6ヶ月以 内に期限 到来	6ヶ月超 9ヶ月以 内に期限 到来	9ヶ月超 12ヶ月以 内に期限 到来	1年超2 年以内に 期限到来	2年超 5年以内 に期限 到来	期限 5年超	無期限／ 該当なし	合計
単位：十億スイス・フラン										
資産										
現金及び中央銀行預け金	107.8									107.8
銀行預け金	11.5	0.9	0.3	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0		13.2
借入有価証券に係る担保金	15.1	0.0								15.1
リバース・レポ契約	36.8	18.0	5.3	3.2	2.3	0.7				66.2
トレーディング・ポートフォリオ資産	96.6									96.6
再調達価額－借方	158.4									158.4
デリバティブに係る差入担保金	26.7									26.7
貸出金	109.4	42.6	12.5	6.6	8.9	22.1	54.2	50.0		306.3
内、住宅モーゲージ	12.0	25.3	5.6	3.2	3.8	13.8	36.1	42.4		142.2
内、商業用不動産ローン	2.9	6.9	1.2	0.4	0.4	1.6	3.8	2.5		19.7
内、ロンバード・ローン	83.0	8.5	4.1	2.3	2.7	2.2	2.0	0.2		105.0
内、その他のローン	11.6	1.9	1.6	0.6	2.0	4.5	12.3	2.4		36.9
内、有価証券						0.0	0.0	2.4		2.5
公正価値での測定を指定された金融資産	7.8	10.2	3.6	6.4	7.8	14.7	13.2	1.2	0.5	65.4
売却可能金融資産	0.8	1.2	0.7	0.9	1.4	3.3	3.0	3.5	0.8	15.7
満期保有目的金融資産	0.0	0.4	0.1	0.9	0.2	1.9	2.6	3.1		9.3
関連会社投資									1.0	1.0
有形固定資産及びソフトウェア									8.3	8.3
のれん及び無形資産									6.6	6.6
繰延税金資産									13.2	13.2
その他の資産	20.7	0.0	0.0	0.0	0.1	0.4	2.3	1.9		25.4
2016年12月31日現在の資産合計	591.6	73.4	22.5	18.2	20.8	43.2	75.4	59.7	30.3	935.0
2015年12月31日現在の資産合計	614.3	72.4	25.4	23.5	15.4	31.8	75.8	54.9	29.4	942.8
負債										
銀行預り金	7.4	1.3	1.0	0.5	0.3	0.0	0.0	0.0		10.6
貸付有価証券に係る担保金	2.2	0.6								2.8
レポ契約	4.7	1.0	0.6	0.1	0.0	0.1				6.6
トレーディング・ポートフォリオ負債	22.8									22.8
再調達価額－貸方	153.8									153.8
デリバティブに係る受入担保金	35.5									35.5
顧客預り金	406.8	13.3	2.3	0.3	0.3	0.1	0.6	0.1		423.7
公正価値での測定を指定された金融負債	17.0	14.6	4.6	3.4	2.7	2.4	5.0	5.2		55.0
社債	7.7	7.3	11.0	8.6	2.7	9.5	19.7	29.4	7.8	103.6
引当金	4.2									4.2
その他の負債	58.0	2.2				0.5	0.5	0.1	0.7	62.0
2016年12月31日現在の負債合計	720.2	40.4	19.5	12.9	6.0	12.6	25.7	34.8	8.5	880.7
2015年12月31日現在の負債合計	720.4	46.0	22.6	8.6	3.6	17.7	28.8	32.3	5.4	885.5
保証、コミットメント及び先日付スタートの取引										
ローン・コミットメント	54.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0				54.4
保証	16.7									16.7
リバース・レポ契約	10.2									10.2
有価証券借入契約	0.0									0.0

2016年12月31日現在の合計	81.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	81.4
2015年12月31日現在の合計	78.1	0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	78.7

オフバランスシート

オフバランス取引

当グループは、通常の業務過程において、国際財務報告基準（IFRS）に準拠して、その全部又は一部が当グループの貸借対照表に計上されない取引を行っている。当該取引には、デリバティブ商品、保証及び類似の取引、並びに非連結会社（SE）の購入持分及び留保持分の一部が含まれ、これは顧客の特定のニーズを充足するため、又は当グループの支配下でない事業体を通じた投資の機会を顧客に提供するためのヘッジ活動やマーケット・メイキング等の複数の理由によるものである。

当グループが、かかる取引を通じて、債務を負担し又は資産に対する権利を取得した場合、当グループはこれらを貸借対照表に計上する。貸借対照表上で認識される金額は、一定の場合、当該取引に内在する潜在的な利得又は損失の全額を表示していないことに留意する必要がある。

以下は、様々な異なるオフバランス取引についての詳細な情報である。オフバランス取引についての更に詳細な情報は、主に本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注12、20、23、28及び31、並びにwww.ubs.com/investorsの「Pillar 3, SEC filings & other disclosures」の「Basel III Pillar 3 UBS Group AG 2016 report」（英文）において提供されている。

リスク開示（当グループによるオフバランス・ピークルへの関与を含む）

当グループのエクスポージャー（オフバランス・ピークルへのエクスポージャーを含む。）に関連する包括的な信用リスク、市場リスク及び流動性リスクの情報については、下記「リスク管理及び統制」の項を参照されたい。

非連結投資信託へのサポート

2016年度、UBSグループは、非連結投資信託に対して資金面又はその他の実質的なサポートを提供しなかった。グループにかかる契約上の義務はなく、またサポートを提供する意思もない。

保証及び類似取引

当グループは、通常の業務過程において、様々な保証、信用供与コミットメント、顧客支援のためのスタンドバイ信用状及びその他の信用状、先日付スタートの取引のコミットメント、債券発行ファシリティ並びにリボルビング引受ファシリティを発行する。関連するプレミアムを除き、通常、かかる保証及び類似義務は、潜在的な損失を埋め合わせる引当金が要求されない限り、オフバランスシートの項目として維持される。

保証及び類似商品からのネット・エクスポージャー（総価値からサブ・パーティシペーションを差し引く。）は、2015年12月31日現在で133億スイス・フランであったのに対し、2016年12月31日現在では138億スイス・フランとなった。保証の発行による手数料収入が2016年度及び2015年度の収益全体に占める割合は多くはなかった。

保証は、一定の条件を充足することを条件に、当グループの顧客が第三者に対する義務を履行しなかった場合に当グループが支払を行う旨の取消不能の保証を表章する。当グループはまた、当グループの顧客の流動性需要を確保する目的で利用できる信用枠により信用供与コミットメントを行う。未使用の信用枠の大部分は1ヶ月から5年を満期とする。顧客が義務を履行しなかった場合、当グループの信用リスクのエクスポージャーは、かかる商品の契約金額を上限とする。かかるリスクは、融資の供与に伴うリスクに類似しており、それと同一のリスク管理及び統制の枠組みに服する。当グループは、ローン・コミットメント及び保証に関連して、2015年度については200万スイス・フラン、2016年度については900万スイス・フランの正味貸倒引当金繰入額を計上した。保証及びローン・コミットメントに関して認識された引当金は、2015年12月31日現在では3,500万スイス・フランであったが、2016年12月31日現在では5,400万スイス・フランとなった。

一定の債務について、当グループは、保証及びローン・コミットメントから発生する様々なリスクを軽減するため、一部でサブ・パーティシペーションを行う。サブ・パーティシペーションとは、債務者により債務が履行されなかった場合に損失の一部を負担する旨、及び該当する場合にはクレジット・ファシリティの一部の資金を調達する旨の第三者による同意である。当グループは、債務者との間で契約関係を有し、サ

ブ・パーティシペーション参加者は、間接的な関係のみを有する。当グループは、債務者と同等又はそれ以上の信用格付を有すると当グループが認める銀行との間でのみサブ・パーティシペーション契約を締結する。

更に、当グループは、通常の業務過程で、第三者に対し表明、保証及び補償を提供する。

決済機関及び取引所の会員

当グループは、様々な証券取引所、デリバティブ取引所及び決済機関の会員である。かかる会員資格の一部に関し、当グループは、他の不履行会員の金融債務の一部の支払を余儀なくされ、又はその他追加の金融債務にさらされる可能性がある。会員規則は変更されるものの、債務は、通常、取引所又は決済機関がそのリソースを使い果たした場合にのみ発生する。当グループは、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

スイスの預金保険

スイスの銀行法及び預金保険制度は、スイスの銀行及び証券ディーラーに対し、スイスの銀行又は証券ディーラーが破産した場合の優先顧客預金として60億スイス・フランを上限とする金額を共同で保証するよう求めている。FINMAは、当グループが預金保険制度に納付する保険料は、9億スイス・フランになると見積もっている。預金保険は偶発的な支払債務であり、当グループを追加のリスクにさらす。2016年12月31日現在、当グループは、かかる債務により重大な損失が発生する可能性はほとんどないと考えている。

契約債務

（当グループが一定量の商品及びサービスの購入を約束した場合）購入債務を除く全ての契約は、当グループの貸借対照表上で負債として認識されており、オペレーティング・リースの場合には、本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の「注31 オペレーティング・リース及びファイナンス・リース」において開示されている。

2016年12月31日現在の長期債務は、1,480億スイス・フランであり、公正価値での測定を指定された金融負債（570億スイス・フラン）及び既発の長期債（910億スイス・フラン）で構成されており、将来の利息の概算及び割引前の元本支払額を表している。

長期債務合計のほぼ半数が変動利付であった。2016年12月31日現在の金利スワップの名目価額は、570億スイス・フランであった。公正価値での測定を指定された金融負債の殆どは仕組債で構成されており、大部分が経済的にヘッジされているが、かかる商品をヘッジするために用いられた金利スワップの支払金額及び／又は支払時期を見積もることは、各々の負債に内在する金利リスクが一般的にポートフォリオ・レベルで管理されているため、実際的ではない。

（当グループが退職する従業員に対する契約上で合意した給与の支払を要求される）通知期間中の従業員債務は、購入債務に含まれない。

通貨管理

戦略、目的及びガバナンス

当グループの通貨管理活動は、取締役会が設定する限度内で、当グループの報告された財務成績に対して為替換算が与える悪影響を減じることを意図したものである。グループALMは、（i）スイス・フラン以外の通貨建ての資産及び負債への投資の同一通貨での資金調達、（ii）スイス・フラン以外の通貨建ての利益及び損失のセルダウン、並びに（iii）スイス・フラン以外の通貨建ての予想利益及び損失の選択的ヘッジという、為替リスクの管理における3つの主要分野に注力している。非トレーディング為替リスクは、グループALMの管理する連結資本業務を除き、市場リスク制限に基づいて管理されている。

スイス・フラン以外の通貨建ての資産及び負債への同一通貨での資金調達及び投資

貸借対照表上の通貨関連項目及び非中核投資においては、当グループは、実務的かつ効率的な場合に限り、資金調達の目的において、当グループの資産及び負債の通貨を一致させる原則に従っている。これにより、スイス・フラン以外の通貨建ての資産及び負債からの為替差益及び差損の発生を回避できる。

純投資額のヘッジ会計は、完全適用ベースの普通株式等Tier 1 (CET1) 自己資本及びCET1自己資本比率の両者に対する為替変動の影響を均衡させるために、スイス・フラン以外の通貨建ての中核投資に適用されている。

スイス・フラン以外の通貨建ての利益及び損失のセルダウン

外国の子会社及び支店の損益計算書の項目で、スイス・フラン以外を機能通貨とするものは、関連する月末の為替レートを用いて、月次でスイス・フランに換算される。外国通貨で計上済みの利益の換算による利益の変動を減少させるために、グループALMは、UBS AG及びその支店で発生した利益及び損失を集約し、かかる利益又は損失をスイス・フランに換算して売買している。当グループの外国の子会社は、同様のセルダウン処理を月次で行い、報告通貨に交換している。報告通貨がスイス・フラン以外の通貨である外国子会社の利益剰余金は統合され、純投資額のヘッジ会計プログラムの一環として管理されている。

スイス・フラン以外の通貨建ての予想利益及び損失のヘッジ

グループALCOは、為替レートが悪化する可能性に備えて、予想される将来の外国為替建て利益及び損失を保護するべく、ヘッジ取引を行うよう、随時グループALMに指示する場合がある。こうした取引は将来の利益をヘッジすることを意図したものではあるが、未決済の通貨ポジションとして計上され、バリュー・アット・リスクの内部市場リスク制限及びストレス損失制限に服する。

キャッシュ・フロー

グローバルな金融機関である当グループのキャッシュ・フローは複雑であり、当グループの純利益及び純資産と殆ど関係がない場合がある。従って、当グループの流動性ポジションを評価するにあたり、従来のキャッシュ・フロー分析は、本項の他の箇所に記載された、流動性、資金調達並びに資本管理の枠組み及び方法と比較して意義がないと当グループは考えている。

現金及び現金同等物

現金及び現金同等物の合計は、投資活動による純資金流入を一因として、2015年12月31日現在から181億スイス・フラン増加し、2016年12月31日現在で1,211億スイス・フランとなったが、営業活動による純資金流出により、一部相殺されている。

営業活動

2016年度の営業活動による純資金流出は、165億スイス・フランであった。営業活動による正味キャッシュ・フロー（営業活動に係る資産及び負債の変動並びに支払税金控除前）は、125億スイス・フランの流入であった。営業活動に係る資産及び負債の変動は、公正価値での測定を指定された金融資産の607億スイス・フランの増加を主に反映しているが、これは実質上、売却可能金融資産に分類される負債証券の減少による現金収入により、投資活動による資金流入が発生したためである。この収入は、公正価値オプションに分類される同様の負債性商品（営業活動において表示される。）の購入に使われた。この影響は、顧客預金の336億スイス・フランの増加に関する流入により、一部相殺されている。

2015年度における営業活動による純資金流入は、31億スイス・フランであった。これは主に当期純利益64億スイス・フランを反映したものであったが、営業活動に係る資産及び負債の変動純額から生じる純現金流出34億スイス・フランにより一部相殺された。

投資活動

2016年度の投資活動の結果、純資金流入は363億スイス・フランとなったが、これは主に、売却可能金融資産の処分及び償還による541億スイス・フランの現金流入総額に関連するものであったが、それぞれ、売却可能金融資産及び満期まで保有される金融資産の購入に関連する、73億スイス・フラン及び90億スイス・フランの現金流出総額により一部相殺された。

2015年度においては、売却可能金融資産の購入額が処分及び償還額を上回ったため、投資活動により84億スイス・フランの純資金流出が発生した。

財務活動

2016年度の財務活動の結果、純資金流出は10億スイス・フランとなり、これは、株主への配当金分配32億スイス・フラン、優先証券保有者に対する支払14億スイス・フラン、及び自己株式取得に用いられた現金純額12億スイス・フランによるものであったが、その大部分が短期債の発行額の純額54億スイス・フランにより相殺された。

2015年度における、財務活動による正味キャッシュ・フローは、66億スイス・フランの資金流出となった。これは主に、配当分配28億スイス・フラン、及び債券の償還純額（公正価値での測定を指定された金融負債を含む。）28億スイス・フランで構成されていた。

リスク管理及び統制

当グループの事業活動から生じるリスクの概要

当グループの事業活動の規模は、当グループの事業のリスクをカバーするために利用可能な資本、当グループの自己資本比率、レバレッジ比率及び流動性比率への貢献を通じた当グループの貸借対照表上の資産及び簿外資産の規模、並びに当グループのリスク選好に依存している。

リスク区分

当グループは、その事業部門及びコーポレート・センターの業務部門のリスク・エクスポージャーを下表の概要の通り区分する。

リスクの定義

	リスクの管理者	独立の監視者	当グループのリスク選好の枠組みによる捕捉の有無
主要リスク：当グループの事業が利益の創出のために負担することのできるリスク			
信用リスク： 顧客又はカウンターパーティのUBSに対する契約上の義務の不履行により損失を被るリスク。これには、決済リスク及び融資引受リスクが含まれる。 決済リスク： 当グループが最初に対価を受領できると確実に判断できないうちに自らの義務を履行しなければならない価値の交換（例えば、有価証券対現金）を伴う取引において発生する損失を被るリスク。 融資引受リスク： 再販を目的とした資金調達取引の保有期間中に発生する損失を被るリスク。	経営幹部	リスク・コントロール部門	○
市場リスク（トレーディング及び非トレーディング）： 市場変数の悪化により損失を被るリスク。市場変数には、金利、為替相場、株価、信用スプレッド及び商品価格（貴金属価格を含む。）等の観測可能な変数、並びにボラティリティ及び相関性等の観測不能であるか間接的にのみ観測可能な変数が含まれる。市場リスクには、発行体リスク及び投資リスクが含まれる。	経営幹部	リスク・コントロール部門	○

発行体リスク：取引可能な有価証券又は発行体を参照するデリバティブを通じて当グループがさらされている発行体に影響を与える信用事象に起因する公正価値の変動により損失を被るリスク。 投資リスク：金融投資として保有するポジションに関連する発行体リスク。			
カントリー・リスク：各国特有の事象に起因する損失を被るリスク。これには、ある国の監督機関が債務の支払いを防止又は制限するトランスファー・リスク、及びある国特有の政治動向又はマクロ経済動向によって生じるシステムック・リスク事象が含まれる。	経営幹部	リスク・コントロール部門	○
付随リスク：当グループの事業がその運営に付随してさらされているリスク			
流動性リスク：支払義務をその期限到来時に履行するために十分な資金を資産から創出することができないリスク（ストレス時を含む。）	グループALM部門	リスク・コントロール部門	○
資金調達リスク：既存の資金調達ポジションが満了し、更改又は他のより高額な資金源への転換が必要となった際のUBSの信用スプレッドが想定よりも拡大したために資金調達費用が想定よりも高額となるリスク。ストレス事象において利用可能な資金調達源の不足が想定される場合、資金調達リスクには資産の競売処分による潜在的な追加の損失も含まれる。			
構造的為替リスク：スイス・フラン以外の通貨建ての資本金を換算する際にマイナスの影響を与える外国為替レートの変動による当グループの資本金の減少リスク。	グループALM部門	リスク・コントロール部門	○
オペレーショナル・リスク：不適切な又は機能しない社内手続、人為的ミス及びシステム故障又は外的事象により生じる損失を被るリスク（サイバー・リスクを含む。）。オペレーショナル・リスクには、法的リスク、コンダクト・リスク及びコンプライアンス・リスク等が含まれる。 法的リスク：（i）契約の強制執行不能又は契約外の権利の主張不能による財務リスク、又は（ii）UBSが契約上又は法律上の請求について責任を負うこととなり、又はその他訴訟上の制裁又は責任の対象となったことによる財務又は風評リスク（契約上又はその他の法律上の請求、法令違反、知的財産権の侵害、又は訴訟又はその他の手続に対して適切又は効果的に対応できなかったことに基づく。）。 コンダクト・リスク：会社又はその職員の行為が顧客又は取引先に不当に影響を与え、金融システムの完全性を害し、又は効果的な競争を阻害して消費者に損害が及ぶリスク。	経営幹部	リスク・コントロール部門 法務部門 リスク・コントロール部門	○

コンプライアンス・リスク：適用ある法令及び規則、現地の及び国際的なベストプラクティス（倫理基準を含む。）並びに当グループ自身の内部基準を遵守しなかったことにより当グループが被った財務又は風評リスク。 サイバー・リスク：データ窃盗、詐欺又はサービス妨害を目的とした当グループの情報システムに対する外部又は内部からの攻撃により重大な影響が及ぶリスク。サイバー攻撃とは、サイバー脅威が侵害行為又は犯罪活動として顕現化したものであり、財務上、規制上又は風評上の損害又は損失を引き起こす。 マネーロンダリング・リスク：UBSがマネーロンダリング活動を発見できず、違法な活動（テロリズムを含む。）の資金調達を阻止できないリスク、及び疑わしい活動を報告できず、又はマネーロンダリング防止を求める関連当局からの要請に対応できないリスク。		リスク・コントロール部門	
年金リスク：確定給付型年金基金が保有する資産の公正価値の減少、並びに／又は数理計算上の仮定（例えば、割引率、平均余命、支給年金の増加率等）の変更及び／若しくは制度設計の変更に起因する確定年金債務の価値の変動に伴う抛出現状態の悪化により当グループの資本にマイナスの影響が及ぶリスク。	人事部門	リスク・コントロール部門及び財務部門	○
環境・社会リスク：環境的配慮又は社会的配慮を伴う活動に関連している者が関与している取引、製品、サービス又は活動からUBSの評判が傷つけられるか財務的損害を被るリスク。	経営幹部	リスク・コントロール部門	
ビジネス・リスク：当グループが事業を行っている商業的、戦略的及び経済的環境から生じるリスク			
ビジネス・リスク：費用の減少によっても相殺されなかったことにより、取引高及び／又はマージンが予想より低くなったことに伴い、利益に潜在的な悪影響が及ぶリスク。	経営幹部	財務部門	○
風評リスク			
風評リスク：顧客、株主、スタッフ及び一般社会等、当グループの利害関係者の観点からの当グループの評判が下がるリスク。	全ての事業及び機能	全ての統制機能	

トップリスク及び新たに発生するリスク

下記に開示されるトップリスク及び新たに発生するリスクは、1年以内に実現する可能性があり、当グループに重大な影響を与える可能性があるとして現在当グループが考えるリスクを反映したものである。投資家は、これらのリスク及び当グループの戦略を遂行する能力に影響を与え、また、当グループの事業活動、財政状態、業績及び将来の見通しに影響を与えうると現在当グループが考えるその他の重要なリスクが詳述されている本書の「リスク要因」の項目に記載された全ての情報を慎重に検討すべきである。

- 当グループは、引き続き多くの規制上及び法律上の変更さらされており、かかる変更は、本書の「リスク要因」の「規制及び法律の変更は、当グループの事業及び当グループの事業戦略上の計画を実行する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。」において詳述される通り、当行の事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

- 本書の「リスク要因」の「当グループの事業遂行においては重大な法的及び規制上のリスクが発生する。」に記載される通り、当グループは、様々な請求、紛争、法的手続及び政府の調査の対象となっており、当グループが現在行っている事業活動は、将来においても引き続きこれらの問題が発生すると予想される。
- 当グループは、多くのマクロ経済問題や一般的な市場の動向の影響を受けている。本書の「リスク要因」の「低金利又はマイナス金利の継続は、当グループの強固な資本基盤、流動性及び資金調達ポジション、並びに収益性にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。」、「当グループは、世界規模での当グループのプレゼンスにより、通貨の変動によるリスクにさらされる。」及び「金融サービス業界における業績は市場状況及びマクロ経済環境に影響される。」に記載される通り、これらの外部圧力は、当グループの事業活動及び関連する財務成績（主に利益幅及び収益の縮小、資産の減損及びその他の評価調整を通して）に重大な悪影響をもたらす可能性がある。従ってこれらのマクロ経済的要因は、当グループの継続的なリスク管理活動のストレス・テストのシナリオ開発において検討の対象となる。
- 本書の「リスク要因」の「当グループの評判は、当グループの事業の成功にとって重要なものである。」に記載される通り、当グループの評判は、当グループの戦略目標及び財務目標を達成する上で重要であり、当グループの評判が損なわれた場合、当グループの事業及び見通しに本源的な悪影響が及ぼされる可能性がある。
- 当グループの事業はいずれも運営が複雑であるため、当グループは絶えずプロセス誤差、実行の失敗、システム障害又は不正行為等のオペレーショナル・リスクにさらされている。行為規制違反リスクは当グループの事業に本質的に内在するリスクである。また、最先端の技術や日々変動する地政学的リスクがその複雑性を増し、ますます高まる規制当局の関心と期待により全般的なリスクが増大する中、マネーロンダリング、テロ資金供与、制裁措置違反、詐欺、贈賄及び汚職を含む金融犯罪は引き続きリスクとなっている。これに加え、日々進化を続け強大になるサイバー攻撃による脅威は、多くの業界が直面する最も重要なリスクの1つである。業界他社と同様、当グループは、データ窃盗、サービス妨害及びサイバー詐欺等の脅威に常にさらされており、そのいずれもが当グループの事業に極めて甚大な影響を及ぼす可能性をはらんでいる。詳細については、本項の「オペレーショナル・リスク」及び本書の「リスク要因」の「オペレーショナル・リスクは、当グループの事業に影響を及ぼす。」を参照のこと。

リスク・ガバナンス

当グループのリスク・ガバナンスの枠組みは、3つの防衛線に沿って運営されている。第1の防衛線である経営幹部は自身のリスク・エクスポージャーを担い、リスクを管理する効果的なプロセスとシステム（強固かつ包括的な内部統制と書面手続を含む。）を維持することを求められる。経営幹部はまた、統制上の脆弱性及び不十分なプロセスを特定するための適切な監督権及び審査手続を備えている。第2の防衛線である統制機能は事業から独立し、グループCEOに直接報告を行う。統制機能は独立した立場でリスクを監督し、これにはリスク制限の設定及び適用ある法令の不遵守の防止が含まれる。第3の防衛線であるグループ内部監査部門（GIA）は取締役会の監査委員会に報告を行い、ガバナンス、リスク管理及び統制環境の全体的な効果を評価する（第1の防衛線及び第2の防衛線の目的達成状況の審査を含む。）。

取締役会（BoD）は、当グループのリスク原則、リスク選好及び主なポートフォリオ制限（事業部門及びコーポレート・センターの業務部門への配分を含む。）の決定について責任を負う。BoDは取締役会リスク委員会により支援されており、同委員会は、当グループのリスク・プロファイル及びBoDが承認したリスク統制枠組みの実施を監視、監督し、当グループの主要なリスク測定手法の評価も行う。企業風土・責任委員会は、責任ある持続可能な行動により当グループの評判を維持及び向上させるというBoDの職責をBoDが遂行するための支援を提供する。同委員会は、UBSの社会的実績及び企業風土に関する利害関係者の関心事項及び期待を審査及び評価し、BoDに対し適切な行動を提言する。

グループ執行委員会（GEB）は、リスク統制枠組みを実施し、当グループのリスク・プロファイルを統制し、また主なリスク方針を承認する。

グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（グループCEO）は、当グループの業績について責任を負い、取引、ポジション及びエクスポージャーに関するリスク権限を有し、また各事業部門及びコーポレート・センターの業務部門内においてBoDにより承認されたポートフォリオ制限の配分を行う。

事業部門の社長は、その事業部門の結果について説明責任を負う。当該責任には、リスク・エクスポージャーを積極的に管理すること、並びに潜在的利益、リスク、貸借対照表及び資本の利用のバランスを確保

することが含まれる。地域別の社長は、事業部門の社長と統制・サポート機能の責任者と共同で、各地域におけるUBSの戦略を調整し、実施する。地域別の社長は、各担当地域において規制上又は評判上の悪影響を及ぼす可能性のある全ての事業活動に係る決定について拒否権を有する。

グループ・チーフ・リスク・オフィサー（グループCRO）は、リスク・コントロール部門について責任を負う。リスク・コントロール部門は、上記「リスク区分」に概説した通り、独立した立場で全ての主要リスク及び付随リスクの大部分を監督する。これには、リスクの測定・評価手法の確立、リスク制限の設定並びに適切なリスク統制基盤の開発及び運営が含まれる。リスク・コントロール部門はモデル・リスク管理の中核的機能でもあり、当グループ内で使用されるモデルの検証を行っている。リスク統制プロセスは、方針と権限の枠組みによってサポートされる。事業部門及び地域別のチーフ・リスク・オフィサーは、それぞれの事業部門及び地域について代理権を有する。更に、リスク・オフィサーにもそれぞれの専門知識、経験及び責任に応じて権限が与えられている。

グループ・チーフ・フィナンシャル・オフィサー（グループCFO）は、当グループ及び事業部門の財務実績を評価し、その透明性を確保する責任、及び当グループの財務実績の開示が、規制上の要件及びコーポレート・ガバナンスの基準を満たすよう確保する責任を負う。グループCFOは、当グループ及び事業部門別の財務統制機能（財務会計、統制、予想、計画立案及び報告手続を含む。）を管理する。グループCFOはまた、2002年サーベンス・オクスリー法のセクション302及びセクション404に基づく外部認定を提供している。その他の職責としては、UBSの税務管理並びに資金業務及び資本管理（資金調達リスク、流動性リスク及びUBSの法定自己資本比率の管理を含む。）等が挙げられる。

グループ・ジェネラル・カウンセル（グループGC）は、法律問題について当グループのリスク管理及び統制の原則を実施すること、並びに当グループの法的機能の管理について責任を負う。

グループ内部監査部門（GIA）は、独立した立場で当グループの戦略の遵守状況、統制の有効性、リスク管理及び統制プロセス（法律上、規制上及び法定上の要件、並びに内部方針及び契約の遵守を含む。）を当グループ並びに事業部門及び地域レベルで評価する。GIAは、監査委員会に対して職務上の報告系統を有する。

以上の役割及び責任については、当グループの一定の重要な法人においても、法人レベルの社長、チーフ・リスク・オフィサー、チーフ・フィナンシャル・オフィサー及びジェネラル・カウンセルの選任を通じて、同様の体制が敷かれている。

リスク選好の枠組み

当グループのリスク選好は総合的水準により定義され、当グループが引き受ける意思を有するリスク又は回避することを意図するリスクの種類を反映している。リスク選好は、グループレベルで定義される一組の補完的な定性的及び定量的リスク選好ステートメントによって決められ、当グループの事業部門及び当グループの各法人、事業部門別及び法人別の方針、制限及び権限を通じて適用される。これらのステートメントは、組織を通じた強固なリスク統制の企業風土を維持するために必要不可欠な基盤である。「リスク選好の枠組み」の図はかかる枠組みの主要要素を示しており、かかる主要要素の詳細については後述の通りである。

定性的ステートメントは、当グループが望ましいリスク統制の企業風土を維持するよう確保することを目的としている。定量的リスク選好の目標は、発生しうる経済的又は地政学的な重大有害事象の影響に対する当グループの弾力性を向上させるよう設定されている。当該目標は、当グループの資本バッファ、支払能力、利益、レバレッジ、流動性及び資金調達等の分野を対象としており、また、年次事業計画プロセスの一環として行われるものも含め、定期的な見直しが行われている。

これらの目標は、オペレーショナル・リスク選好の目標により補完されている。オペレーショナル・リスク選好の目標は、当グループのオペレーショナル・リスクの区分ごとに設定されている（例えば、市場行為、窃盗、詐欺、情報守秘義務及び技術リスク）。既定のリスク耐性（当グループの営業収益に対する割合により表現される。）を超過するオペレーショナル・リスク事象は、適宜それぞれの事業部門別の社長又はより上層に上申されなければならない。

定量的リスク選好の目標は、ポートフォリオ・レベルで設定された一連の包括的なリスク限度により支えられている。これらは当グループ全体、個々の事業部門若しくは業務部門内、法人レベル又は資産クラスに適用することができる。これらの追加的な定量的統制は典型的にはボトムアップの体制を採り、特定のポートフォリオを監視し、潜在的なリスク集中を特定するよう設定されている。

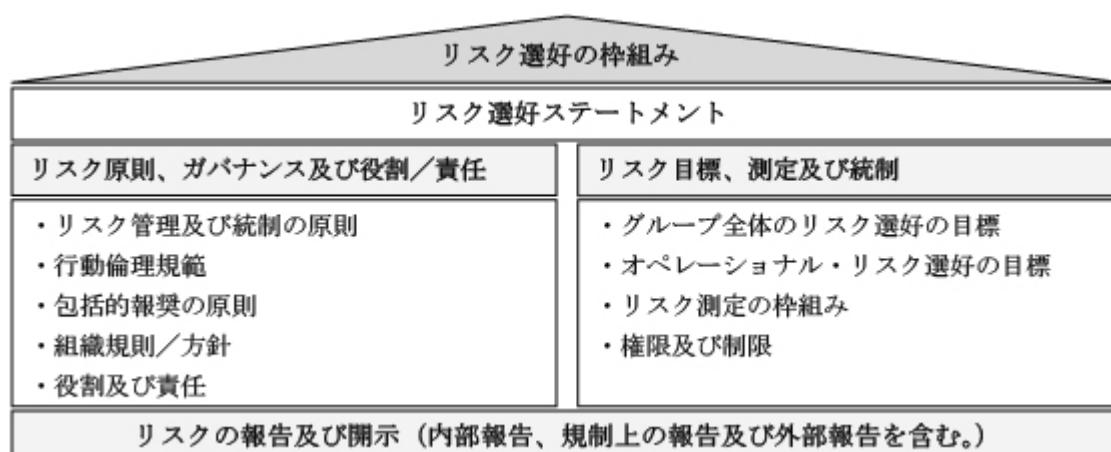
あらゆる製品及び事業を通じたリスク測定を集約したリスク報告は、当グループのポートフォリオ内の様々なリスクの規模、類型及び感応度に対する識見を提供し、これにより既定の限度への遵守が確保される。リスク・オフィサー、上級役員及びBoDは、かかる情報を通じて当グループのリスク・プロファイル及びポートフォリオの実績を把握する。

リスク選好の目標の状況は毎月評価され、BoD及びGEBに報告される。当グループのリスク選好は長い時間の中で変更されることがある。そのため、とりわけ当グループの年次事業計画プロセスとの関連で、ポートフォリオ制限や関連ある承認権限には定期的な見直し及び修正が行われる。

また、会社の再生計画に盛り込まれている再生リスク指標は、経営陣が日常的に監視している一連のリスク制限をもとに設定されている。

当グループのリスク選好の枠組みは単一の包括的な方針にまとめられており、2013年に公表された金融安定理事会の「効率的なリスク選好の枠組みに係る原則」に準拠している。

リスク選好の枠組み



リスク原則及びリスク統制の企業風土

今日の高度に複雑化した営業環境において成功を収めるには、力強いリスク統制の企業風土が不可欠である。当グループは、持続可能な競争上の優位性の根源として企業風土を更に強化させることに焦点を当てている。あらゆる意思決定の中核において堅実かつ厳格なリスクの負担を実施することにより、当グループは比類ない顧客満足を実現し、利害関係者の長期価値を創出し、そしてUBSを就労の場として世界で最も魅力ある会社の1つにするという目標の達成を目指している。

当グループのリスク選好の枠組みは、当グループの柱となるもの、原則及び行動様式、当グループのリスク管理及び統制の原則、当グループの行動倫理規範並びに当グループの包括的報奨の原則に示される、当グループのリスク統制の企業風土のあらゆる重要な要素を組み合わせている。これらは合わせて、当グループによる意思決定を当グループの戦略、原則及びリスク選好と連携させることを目指している。これらはリスク認識を促進し、適切なリスクの負担をもたらし、強固なリスク管理及び統制手続を確立するための確固たる基盤を提供する一助となる。これらの原則は、あらゆるレベルの従業員を対象とする一連の施策により支援されており、これにはリーダーシップに対するUBSハウス・ビューが含まれる。リーダーシップに対するUBSハウス・ビューとは、リーダーに対する期待値を明文化し、UBS全体で一貫したリーダーシップの基準を設定するものである。また、これらの施策には当グループの優れた監督の原則が含まれ、当該原則は、監督責任（具体的には、責任を取ること、自分の業務を整理すること、自分の従業員を知り、彼らが何をしているのかを知ること、自分の業務を知ること、良好な法令遵守の環境を整えること、問題に対応し、解決すること）について、管理責任者及び従業員に対する明確な期待値を設定している。

リスク管理及び統制の原則

財務の健全性の保護	評判の保護	経営幹部の説明責任	独立した統制	リスクの開示
全てのリスク・タイプにおいて、当グループのリスク・エクスポージャーを管理し、個別のエクスポージャー・レベル、特定のポートフォリオ・レベル及び会社全体のレベルで、潜在的なリスク集中を回避することにより、UBSの財務の健全性を保護する。	リスク、パフォーマンス及び報酬に対する全体的かつ総合的見解により特徴づけられる健全なリスク文化並びに当グループの行動倫理規範を始めとする基準及び原則の完全な遵守を通じて、評判を保護する。	経営幹部は、リスク・コントロール部門とは対照的に、当グループが負担するあらゆるリスクに対し説明責任を負い、また、リスクと利益のバランスを確保するため、全てのリスク・エクスポージャーを継続的かつ積極的に管理する責任を負うという、経営陣の説明責任を確実なものとする。	事業のリスク管理の有効性を監視し、事業のリスク引受を監督する独立のリスク・コントロール機能。	上級役員、BoD、投資家、規制当局、信用格付機関及びその他の利害関係者に対する適切な水準の包括性及び透明性を有するリスクの開示。

職員が安心して懸念を表明することのできる環境を維持するため、当グループは内部告発の方針と手続を設けている。これらは、法律、規制、規則及びその他の法律要件、当グループの行動倫理規範、方針若しくは関連ある専門基準に係る違反の疑いについて、個人が（公然と又は匿名で）上申することのできる複数のルートを提供する。当グループのプログラムは、内部告発された懸念事項が調査され、適切かつ一貫した措置が確実に執られるよう設計されている。当グループは、引き続き全職員を対象とする意識向上のための研修とコミュニケーションに尽力している。

また、当グループには全従業員を対象とする必修の研修プログラムがある。かかるプログラムは、マネーロンダリング防止及びオペレーショナル・リスクを含む、幅広い法令遵守及びリスク関連のテーマを取り扱う。更に、専門的な研修（例えば、トレーディング分野の従業員に対する信用リスクや市場リスクの研修）が従業員の具体的役割と責務に応じて提供されている。既定の期限以内に満足のいくレベルで必修の研修会を修了できなかった場合は、懲戒等の処分の対象となる。

定量的リスク選好の目標

当グループは、一連の定量的リスク選好の目標を通して、リスク・エクスポージャー合計を当グループの資本及び事業計画に基づき、当グループが望むリスク許容度内に確実に収めることを目指している。各目標に係るリスク許容度の個別定義は、厳しいストレス事象下においても当グループの営業基盤を守り、最低限の規制上の要件を上回るために当グループが資本、利益、資金調達及び流動性を十分確保することが求められる。リスク選好の目標は、年次事業計画プロセスの一環として評価され、BoDの承認を受ける。リスク・エクスポージャーとリスク許容度との比較は、事業戦略及び当グループのリスク・プロファイルへの潜在的な調整に係る経営判断において重要な留意事項である。

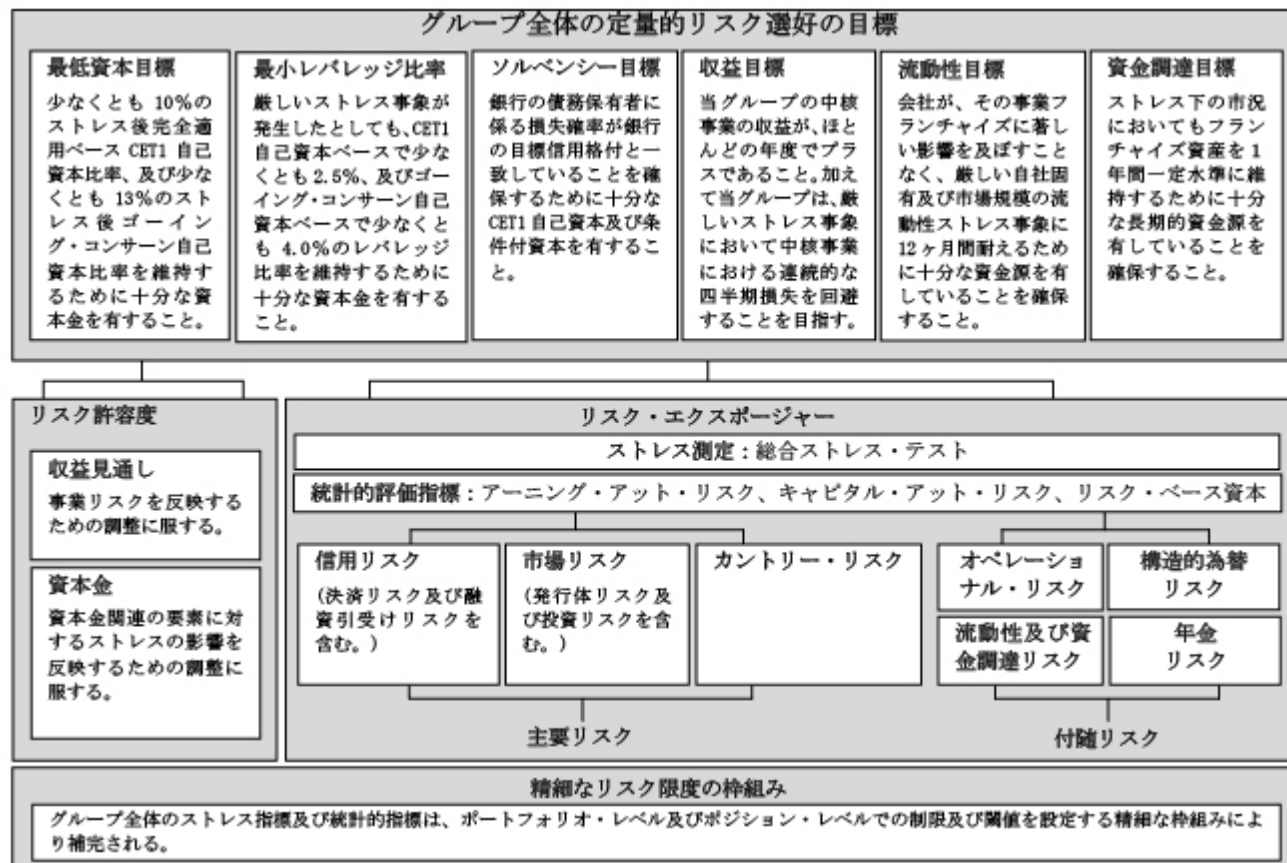
当グループは、グループレベルの深刻なストレス事象の影響を評価するために、シナリオに基づくストレス・テストと統計的なリスク測定法の両方を利用している。これらの相補的な枠組みは、当グループの事業部門及びコーポレート・センターの業務部門を通して全ての重要な主要リスク及び付随リスクに対するエクスポージャーを捕捉している。

当グループはリスク許容度を判断するために、収益見通しの減少及び費用の減少（例えば、厳しいストレス事象における変動報酬の見越計上の戻入）を反映させるためにビジネス・リスクの戦略計画による収益見通しを調整する。当グループはまた、繰延税金資産、年金制度資産及び負債並びに株主に対する投資利益の見越計上額に対するストレスの影響を考慮するため、当グループの資本を調整する。

下記図表は、2016年度における当グループの定量的リスク選好の目標の概要を示している。2016年度については、当グループは、最小レバレッジ比率の目標をシステム上関連あるスイスの銀行のための新しい自己資本規制と合致するよう調整し、ストレス後最小比率を、普通株式等Tier 1（CET1）レバレッジ比率ベースについては2.4%から2.5%に、また総レバレッジ比率ベースの3.12%についてはゴーイングコンサーン・レバレッジ比率ベースの4.0%に更新した。

事業部門レベルのリスク選好の目標は、グループ全体の目標から導かれるものである。部門レベルのリスク選好の目標はまた、当該部門における特定の活動及びリスクに関連した、当該部門特有の目標により構成されることがある。リスク選好の目標はまた、特定の法人についても設定される。このような目標は、グループ全体のリスク選好の枠組みに準拠していることを要し、当該法人における規制及び当グループの規制に従い承認される。これらの目標には、関連ある法人の特定の性質、規模及び複雑性並びに適用ある法令を反映した差異が生じることがある。

2016年度の定量的リスク選好の目的



内部リスク報告体制

リスクの包括的かつ透明性のある報告体制は、当グループのリスク・ガバナンスの枠組みに定める統制・監督責任の中核をなすものであり、当グループのリスク管理及び統制の原則の要件である。従ってリスクは、当該リスクの範囲及び変動性並びに様々な政府機関、規制機関及びリスク権限保有者からの要請に応じた頻度及び詳細さで報告される。

グループ・リスク報告書は、グループレベルのリスクに関する総合的意見（当グループのリスク選好の目標の状況及びグループ規模のストレス・テストの結果を含む。）と併せて、事業部門及びコーポレート・センターの業務部門の主要リスク及び付随リスクの動向に関する詳細な定性的及び定量的概説を月次ベースで提供する。グループ・リスク報告書は取締役会リスク委員会及びGEB並びにグループ・リスク・コントロール部門、グループ内部監査部門、財務部門及び法務部門の上級メンバーに対し内部的に配布される。グループ・リスク報告書の主要な抜粋は、毎月のグループ・ファイナンス報告書及びグループ財務報告書の抜粋とともに、GEB及びBoDに提供される月次更新実績情報に掲載されている。部門別の精細なリスク報告は、それぞれの事業部門のチーフ・リスク・オフィサー及び事業部門の社長に提供される。毎月行われるこの報告は、事業部門別及びコーポレート・センターの業務部門別の市場リスク及び信用リスクに関する大小様々な日次報告及び週次報告により補充され、これによりリスク・オフィサー及び上級役員は当グループのリスク・プロフィールを監視し統制することが可能となる。

主要リスク及び付随リスクを対象範囲とする当グループの内部リスク報告体制は、社外への情報開示や規制上の報告においても使用されているリスク・データ及び測定システムにより支援されている。リスク・コントロール部門内の専門の部署がリスクの測定、分析及び報告並びにリスク関連データの質及び完全性の監

督について責任を負っている。当グループのリスク・データ及び測定システムは、リスク・ベース監査の手法に従い、グループ内部監査部門による定期的な見直しが行われる。

リスク測定

当グループは、ポートフォリオのリスク及びリスク集中の定量化について、様々な方法論や測定法を適用している。標準的な測定法において完全に反映されないリスクは、追加の統制（特定の取引の事前承認及び特別なリスク制限の適用を含む場合がある。）の対象とされる。通常、リスクの定量化モデルは統制機能内の専任部門により確立され、独立した検証の対象となる。

モデル及び方法論には承認が必要とされ、また、規制要件及び内部方針に従い定期的な見直しを行い、当該モデルが想定通りに機能し、現実の事象や価値と同等の実績を残し、また、ベスト・プラクティスに基づくアプローチ及び最新の学術的発展を反映するものであるか否かの検証が行われなければならない。当グループの検証は、当該モデルが満足のいく水準で機能しているか否か、追加的な分析を要するか否か、及びモデルが再調整又は再開発を要するか否かの評価を行う。評価結果及び結論は、関連あるガバナンス機関及び（義務づけられている場合は）規制当局に開示される。

生産環境でモデルの質及びパフォーマンスを評価するために進行しているプロセスは、2つの要素によって構成される。すなわち、モデル・リスク管理及び統制部門（MRMC）が独立の立場でモデルの理論的健全性を評価するモデル検証と、モデルの出力及びその適用に関する正確性及び適切性を確認するための定期的な手続であり、モデルの開発者により実施され、MRMCにより見直されるモデル確認である。

ストレス・テスト

当グループは、ストレス・テストを行うことで極端だが妥当なマクロ経済的及び地政学的ストレス事象から生じ得る損失を推定している。ストレス・テストにより、潜在的な脆弱性及びリスク集中を特定し、その理解を深め、管理することができる。ストレス・テストは、当グループ全体、事業部門、法人及びポートフォリオの各レベルにおける上限値の枠組みにおいて重要な役割を果たしている。ストレス・テストの結果は定期的にBoD、リスク委員会及びGEBに報告される。また、当グループは、スイス金融市場監督当局

（FINMA）及び当グループの法人の規制当局に対し、その要件に従って詳細なストレス損失分析を提供している。上記「リスク選好の枠組み」に記載した通り、ストレス・テストは、統計損失測定と併せてリスク選好及び事業計画プロセスにおいて中心的な役割を果たしている。

当グループのストレス・テストの枠組みは、以下の3つの柱を包含している：即ち①総合ストレス・テスト、②ポートフォリオのストレス・テスト及びリスク・タイプ別のストレス・テストの包括的な範囲、③リバース・ストレス・テストである。

当グループの総合ストレス・テスト（CST）は、シナリオに基づくものであり、多くの潜在的な世界規模のシステミックな事象から生じ得るグループ全体の損失の総額を定量化することを目指している。当該枠組みは、上記「リスク区分」に示されている通り、全ての重要な主要リスク及び付随リスク、並びにビジネス・リスクを捕捉する。シナリオは、将来を見通したものであり、かつマクロ経済学的・地政学的ストレス事象を包含しており、潜在的な深刻さの度合いによって異なっている。当グループは、各シナリオを当該シナリオにおける市場指標及び経済的変数の予測展開を通じて適用する。その上で当グループは、その結果当グループの主要リスク、付随リスク及びビジネス・リスクに生じる影響を評価し、シナリオが生じた場合に発生する全体的な損失及び資本への影響を推定する。リスク委員会は、少なくとも年に1回、通常のCST報告を行うため、並びに当グループのリスク選好の枠組みにおける最低資本額、収益目標及びレバレッジ比率目標に対するリスク・エクスポージャーを監視するために、中心シナリオとして使用される最も関連の深いシナリオを承認する（これは、必須の想定シナリオとして知られている。）。これらの結果は、毎月リスク委員会、GEB、BoD及びFINMAに報告される。

全社的ストレス委員会（ESC）は、グループ全体のストレス測定に使用される想定及びシナリオの一貫性と妥当性を確保する責任を負う。これらの責任の一環として、ESCは、一連のストレス・シナリオが、マクロ経済的及び地政学的環境における現在及び潜在的な動向、当グループの現在及び計画されている事業活動、並びに当グループのポートフォリオにおける現実の又は潜在的なリスク集中及び脆弱性を正確に反映することを確保する。ESCは、少なくとも四半期毎に会議を開き、かかる会議はリスク・コントロール部門の当グループ代表者、事業部門の代表者及び法人の代表者で構成されている。その責任を実行する際、ESCはシンクタンクからのインプットを考慮する。このシンクタンクは、各事業部門、リスク・コントロール部門及び経済研究部門の上級代表者の一団であり、四半期毎に会議を開いて現在及び将来の市場環境について精

査し、当グループの利益に重大な影響を与える可能性のある潜在的なストレス・シナリオを特定することを目的としている。この結果、FINMAから命じられているシナリオとは別に一連の内部ストレス・シナリオが開発され、時間をかけて改良されることになる。

各シナリオは、幅広いマクロ経済的な変数を捕捉する。これには、国内総生産（GDP）、株価、金利、為替レート、商品価格、不動産価格及び失業率が含まれる。当グループは、各シナリオにおけるこれらのマクロ経済的変数及び市場変数の想定される変動を、当グループのポートフォリオの主要なリスク要因に負荷をかけるために使用する。例えば、GDPの成長率の低下と金利上昇は、当グループが貸出を行った企業の収益を減少させる可能性があり、デフォルト確率、デフォルト時損失率及びデフォルト時エクスポージャーに係る信用リスク・パラメーターの変化につながり、その結果、ストレス・シナリオにおいて予想信用損失が上昇する。また、当グループは、受取報酬、受取利息及びトレーディング収益の減少並びに費用の減少により生じるビジネス・リスクも捕捉する。これらの影響は、損益、その他の包括利益、RWA、LRD、そして最終的には当グループの資本及びレバレッジ比率に係るシナリオの見積り影響総額を計算するために、全ての重要なリスク・タイプ及び全ての事業を通して測定される。マクロ経済的変数の変動の仮定は、現在及び予想される将来の市況の変化を考慮して定期的に更新される。

2016年度中、CSTの必須の想定シナリオは社内世界的景気後退シナリオであった。かかるシナリオは、ユーロ圏危機シナリオ（2015年度の必須の想定シナリオ）と中国ハード・ランディング・シナリオの要素を組み合わせたものである。世界的景気後退シナリオは、中国のハード・ランディングがアジア及び新興市場の経済に甚大な悪影響を及ぼす一方で、ヨーロッパ内の度重なる債務のリストラクチャリング、ヨーロッパの銀行の関連ある直接的な損失及びユーロ圏崩壊に対する懸念が、スイス、英国及び米国等の先進国市場に多大な影響を及ぼすと想定する。ユーロ圏危機シナリオ及び中国ハード・ランディング・シナリオは、単独のCSTシナリオとしては廃止された。

CSTリスク・エクスポージャーは、当該年度を通じて概ね安定的であり、月次変動の大部分は、インベストメント・バンクにおける一時的な融資引受エクスポージャーに起因していた。

当グループは、CSTの枠組みの一環として、2016年度を通じて新たに4つのストレス・シナリオを定期的に監視した。

- 大手金融機関破綻シナリオは、世界的な大手金融機関の破綻により金融市場が新たに混乱し、長引く金融デレバレッジや世界各国における活動の著しい低迷へとつながる状況を表している。
- 米国通貨危機シナリオは、米国への信頼が喪失し、多国籍ポートフォリオの米ドル建て資産以外への再配置につながり、米ドルの急激な大暴落を引き起こす状況を表している。当該シナリオでは、米国は不況に後戻りし、他の先進工業国もこれと同パターンを辿り、インフレ懸念から全体的に高い金利水準につながる。
- 世界恐慌シナリオは、甚大かつ長期のユーロ圏危機を表している。当該シナリオでは、複数の周辺国がデフォルトに陥り、ユーロ圏から脱退し、先進経済が長期的な景気低迷へと引きずり込まれる。
- 世界的デフレーション・シナリオは世界的景気後退シナリオの派生であり、主要先進経済の中央銀行が、経済成長を促し市場の信頼性を回復させる目的で、マイナスの水準まで更に金利を引き下げる。

マイナス金利が政策ツールとして確立されたものとなりうるという認識の高まりを受け、2016年度末に世界的デフレーション・シナリオが必須のシナリオとして採用された。かかるシナリオは、当グループのストレス後利益、資本及びレバレッジ比率の算定において、マイナス水準への更なる著しい金利の引き下げによる潜在的影響を捕捉することを目的としている。

ポートフォリオ別のストレス・テストは、特定のポートフォリオのリスクに合わせて作成された測定法である。当グループのポートフォリオのストレス損失測定は、過去の事象のデータに基づいているが、将来の見通しに関する要素も含んでいる。例えば、当グループの流動性調整ストレス指標における予想市場変動は、過去事象の分析に基づく市場動向の変遷、及び過去に発生したことのない定義されたシナリオの検討を含む将来分析の組合せを用いることにより得られる。ポートフォリオ別ストレス・テストの結果は、明示的にリスク負担を統制するために制限を受ける可能性、又は脆弱性を特定するために制限なく監視される可能性がある。

リバース・ストレス・テストは、定義されたストレス結果（例えば、特定の損失額、風評被害、流動性不足又は法定自己資本比率の違反）からスタートし、かかる結果をもたらすような経済的又は財務的シナリオを特定するために逆算する。そのため、リバース・ストレス・テストは、通常考えられる範囲を超える「仮定」の結果を想定することによってシナリオに基づくストレス・テストを補完することが意図されており、

このことによって深刻さの程度及び妥当性の前提について潜在的に異議を唱える。当該リバース・ストレス・テストの結果は、その実行の重大性と範囲に応じて関連するガバナンス機関に報告される。

加えて当グループは、金利の増減の影響やイールド・カーブ構造の変更も定期的に分析している。

更に、グループ財務部門は、様々なシナリオ下において当グループが適切なバランスの流動性・資金調達ポジションを維持することを可能にする最適な資産負債構造を決定するため、ストレス・テストを行う。これらのシナリオは、上記で概説したものとは異なる。なぜなら、CSTの枠組みにおいて用いられるシナリオが損益及び資本に対する影響に焦点を当てているのに対し、これらのシナリオは流動性及び資金調達ストレスをもたらす可能性のある特定の状況に焦点を当てているからである。

統計的測定

当グループは、シナリオに基づく総合ストレス・テスト（CST）による測定に加え、統計的手法を用いてリスクを算出及び合算することを可能とする統計的ストレス測定の枠組みを採用し、選択された信頼水準におけるストレス事象を導き出している。

当グループは、この枠組みを、過去の市場変動の実績及び当グループの実際のリスク・エクスポージャーの組合せに基づき、また収益及び費用への影響を考慮した上で、潜在的利益の分布を導き出すために用いる。これにより当グループは、95%の信頼水準で収益の潜在的不足額（すなわち予測利益からの乖離）を測定し、1年の期間について評価するアーニング・アット・リスク（EaR）を定めている。EaRは、当グループのリスク選好の枠組みにおける利益目標の評価に用いられる。

当グループは、その他の包括利益により実現した損益の影響を含めることにより、EaR測定を拡張して、CET1自己資本に対するストレス事象の潜在的な影響の分布を導き出している。この分布から、当グループは95%の信頼水準でキャピタル・アット・リスク（CaR）バッファの測定法を確立し、これを当グループの資本及びレバレッジ比率のリスク選好目標の評価に利用しており、また、99.9%の信頼水準でCaRソルベンシーの測定法を確立し、これを当グループの支払能力のリスク選好目標の評価に利用している。

当グループはまた、CaRソルベンシーの測定法を、事業部門及びコーポレート・センターの業務部門のリスク・ベース資本（RBC）に対する寄与度の抽出の根拠としても用いる。RBCは当グループの持分帰属枠組みの構成要素である。RBCは、不測の損失を吸収し、なおかつ債権者に対する支払を完済するために必要となる資本を推定するため、大きなストレス事象による資本の潜在的な減損を99.9%の信頼水準で測定する。当グループは2016年度中、RBCモデルに係る一部の要素を改訂した。かかるモデルの変更により、RBC全体の水準が緩やかに増加している。

ポートフォリオ及びポジションの制限

グループ全体のストレス指標及び統計的指標は、より精細なポートフォリオ及びポジションの制限、トリガー及び目標により補完されている。これらの測定法を組み合わせることにより、当グループの事業部門及びコーポレート・センターの業務部門並びに重要な法人に、そのビジネスモデルから生じる重要なリスクに関連するものとして適用される、包括的かつ詳細な統制の枠組みが提供される。

当グループは、各種のエクスポージャーに対して、ポートフォリオのレベルで、統計的測定法及びストレスベースの測定法（当グループの貸出金残高に対するバリュエーション・アット・リスク、流動性調整ストレス、想定ローン引受制限、経済価値感応度及びポートフォリオ・デフォルト・シミュレーション等）を用いて、制限を適用している。これらは、受取利息純額感応度、売却可能ポートフォリオの時価評価による損失、並びに資本及び資本比率に対する為替変動の影響に関する、一連の統制により補完されている。

ポートフォリオ測定法は、ポジション・レベルでの統制により補完されている。ポジション統制に関するリスク測定法は、市場リスクの感応度及びカウンターパーティ・レベルでの信用リスク・エクスポージャーに基づいている。市場リスクへの感応度には、株式指数、為替レート及び金利といった市場一般のリスク要因の変動への感応度と、発行体の信用スプレッド又はデフォルト・リスクといった発行体個別の要素への感応度が含まれる。当グループは、インベストメント・バンク、コーポレート・センター — グループ資産・負債管理並びにコーポレート・センター — 非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに対する、多数の市場リスク統制を日々監視している。カウンターパーティ測定法は、担保及び法的強制力を有するネットリング契約を考慮した、各カウンターパーティの現在のエクスポージャー及び将来における潜在的なエクスポージャーを測定するものである。

リスク集中

リスク集中は、(i)ポジションが一群の相関要因の変更による影響を受ける場合又は一群のポジションが同じリスク要因若しくは一群の相関要因の変更による影響を受ける場合、また(ii)エクスポージャーが、広範囲であるが妥当と思われる厳しい状況において、多大な損失をもたらす可能性がある場合に起こる。リスク集中の発生しうるカテゴリーには、カウンターパーティ、産業、法人、国又は地理的地域、製品及び事業が含まれる。

リスク集中の特定は、今後の展開の可能性を正確に予測することができないことや、また年度ごとに変動する可能性があることから、判断を要する。当グループにリスク集中があるか否か判断する場合、当グループは、多数の要素を個別に又は併せて考慮する。かかる要素には、ポジション及び当グループのカウンターパーティの共有の特徴、ポジション又は一群のポジションの規模、リスク要因の変更に対するポジション又は一群のポジションの感応度並びに当該要因のボラティリティ及び相関性が含まれる。当グループの評価の際に重視すべき事項は、ポジションの取引市場の流動性並びにヘッジ又はその他の潜在的リスクの軽減要素の利用可能性及びその効果である。ヘッジ商品の価格は、常にポジションのヘッジにより変動するわけではなく、この不一致はベシス・リスクといわれる。

リスク集中は、リスク・コントロール部門による更なる監督の対象となり、利用できる方法により当該リスクが削減されるか又は軽減されるか否かが判断される。特に、厳しい環境で生じた相関関係が当グループのリスク対応モデルにより予測される相関関係と大きく異なる場合、重大な損失が、資産クラス、ポジション及びヘッジにおいて発生する可能性がある。

信用リスク

主な動向

全体的な信用リスクのエクスポージャーは前年比でおおむね安定しており、貸出金ポートフォリオの総額は3,000億スイス・フランを僅かに上回った。

当グループの貸出金エクスポージャーの約半分を占めるスイスの貸付ポートフォリオの業績は引き続き良好であったが、スイス経済が悪化すれば、一部のカウンターパーティに影響を与えたり、最近低水準が観測されている貸倒引当金を増加させたりしかねないため、当グループはその兆候に引き続き警戒している。

2016年度、特に第1四半期には、中国や（より広範には）新興市場のマクロ経済動向に関する不確実性及び商品価格の低迷を反映し、また第2四半期における欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票の結果を受けて、市場ボラティリティが明らかに高まった時期が何度かあった。これが当グループの証券担保貸付事業における証拠金請求水準の上昇を招いたときがあったが、証拠金請求は通常の過程でほぼ解消され、重大な損失にはつながらなかった。

石油価格は2016年度の初めに非常に低い水準まで低下した後、比較的緩やかに回復した。これにより、石油及びガス・セクターのカウンターパーティ数社が、当年度中に破産を申請した。石油価格は最終的には50米ドル付近で落ち着き、年度末に向けたキャッシュ・フローの改善により、産油国にいくらかの安心感をもたらした。石油及びガス・セクターに対するバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの総額（この大部分はインベストメント・バンクにおいて計上された。）は、年初は61億スイス・フランであったが、2016年度末には51億スイス・フランまで減少した。当グループは、当年度中、これらのエクスポージャーに対して1,600万スイス・フランの貸倒引当金を計上した。2016年12月31日現在、これらの石油及びガス・セクターのエクスポージャーに対する個別及び一般引当金の総額は、2,400万スイス・フランであった。

2015年度にコミットされた一定の大型の融資引受取引に対するエクスポージャーは2016年度上半期中に減少したが、新規の活動は抑制された。市場の状況と活動は年末に向けて上向き、2016年度末の一時的な引受エクスポージャーの総額は、昨年末を僅かに下回った。全体として、一時的なポートフォリオの分配は、信用リスクの観点から引き続き堅調であったが、一部の投資適格の合併及び買収取引に対する規制上の承認が遅れたため、これに関連する融資の分配は当初の目標期日を越えて引き続き遅滞した。この遅滞によりリスク期間は当初の予測より長くなったが、当グループは、その投資適格性を考慮して、引き続き当グループのエクスポージャーについては心配していない。

信用リスクの主要な発生源

— 当グループの貸付エクスポージャーの相当部分は、居住用不動産及び収益をもたらす不動産を担保とした企業向け貸出金及びモーゲージ・ローンを提供するスイス国内のビジネスから生じているため、スイス経済の実績に左右される。

- インベストメント・バンクにおける当グループの信用エクスポージャーの大部分は、投資適格とされている。融資引受活動は低率となることがあり、一時的に集中的なエクスポージャーをもたらす。
- 当グループのウェルス・マネジメント事業は証券担保貸付及びモーゲージ貸付を行っている。
- 非中核及びレガシー・ポートフォリオにおける信用リスクの大部分は、現金担保に基づいて実行されたデリバティブ取引及び証券化されたポジションに関連する。

測定、監視及び管理の手法の概要

- 各カウンターパーティとの取引から生じる信用リスクは、デフォルト確率、デフォルト時エクスポージャー及びデフォルト時損失率の当グループの推定値に従って測定される。当グループは、個々のカウンターパーティ及び関連するカウンターパーティのグループについて、バンキング商品及び取引商品を対象とする制限及び決済金額の制限を設けている。リスク統制権限は、リスク・エクスポージャーの金額及び内部の信用格付に基づき、BoDによって承認され、グループ最高責任者、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及び部門毎のチーフ・リスク・オフィサーに委任される。
- これらの制限は、債務の未払額だけでなく、偶発的なコミットメント及び取引商品に関する潜在的な将来のエクスポージャーにも適用されるものである。
- インベストメント・バンクに関する当グループの監視、測定及び制限の枠組みは、償還期限までの保有を意図するエクスポージャー（取得保有エクスポージャー）と、分配又はリスク移転がなされるまでの間の短期的保有を意図するエクスポージャー（一時的エクスポージャー）を区別している。
- 当グループはまた、ポートフォリオの信用リスク測定値（予想損失、統計的損失、及びストレス損失）を得るために当グループ全体及び事業部門のレベルでモデルを使用し、当グループ全体及び事業部門のレベル毎にポートフォリオ・レベルの制限を設けている。
- 顧客が同種の事業活動に従事している場合や、同一の地理的地域に拠点を置いている場合、又は顧客の契約上の義務の履行能力が経済的、政治的又はその他の条件の変化により同様の影響を受ける等、類似した経済的特徴を有している場合には、信用リスクの集中が発生する可能性がある。信用リスク集中を避けるため、当グループは、セクター・エクスポージャー、カントリー・リスク、及び特定の商品のエクスポージャーについて、ポートフォリオ及びサブ・ポートフォリオのレベルのリスク集中を制約する制限及び／又はオペレーショナル・コントロールを設けている。

当グループの信用リスク・プロフィール

本項に詳述するエクスポージャーは、IFRSの測定要件と一定の事項において相違する信用リスクに関する当グループ経営陣の内部見解に基づくものである。

当グループは、内部で信用リスク・エクスポージャーをバンキング商品及び取引商品の2つに大別している。バンキング商品は、実行済融資、未実行の保証及び貸出コミットメント、銀行預け金並びに中央銀行預け金から成る。取引商品は、店頭（OTC）デリバティブ、取引所取引デリバティブ（ETD）並びに有価証券貸借取引、レポ契約及びリバース・レポ契約で構成される証券金融取引（SFT）から成る。

バンキング商品

2016年12月31日現在のバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーの総額は、コーポレート・セクターグループ資産・負債管理（グループALM）の中央銀行預け金残高における増加（インベストメント・バンク及びウェルス・マネジメントにおける貸付残高の減少により部分的に相殺された）を主な理由として、2015年度末の4,850億スイス・フランから4,970億スイス・フランに増加した。

ウェルス・マネジメント

ウェルス・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、顧客デレバレッジの結果、1,110億スイス・フランから1,080億スイス・フランまで減少した。当グループのウェルス・マネジメントの貸出金ポートフォリオは、主に有価証券及び居住用不動産により担保されている。有価証券により担保された貸出金（ロンバード・ローン）の大部分（昨年95%に対し、96%）は当グループの内部の信用格付に基づき投資適格とされる高い質を有し、通常は平均デュレーション3～6ヶ月の短期的性質を持つ。更に、ロンバード・ローンは、担保の質が低下し又は証拠金請求が満たされない場合は、直ちに解約され得る。

スイス国外の不動産によって担保されるモーゲージ・ローン・ポートフォリオは、スイス・フランに対する英ポンドの下落により、60億スイス・フランから減少して、55億スイス・フランとなった。当該ポートフォリオは、貸出対総額比率（LTV）がヨーロッパにおいては55%、アジア太平洋地域においては42%という総合的に高い質を保った。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、融資の組成が増加したことにより、520億スイス・フランから560億スイス・フランまで増加した。このエクスポージャーは、有価証券により担保された貸出金及び住宅モーゲージ・ローンに大きく関連している。有価証券により担保された貸出金のうち、昨年度と同じ96%は、当グループの内部の信用格付に基づき投資適格とされていた。

モーゲージ・ローン・ポートフォリオは主に、米国において提供される住宅モーゲージで構成される。グロス・エクスポージャーは、84億スイス・フランから増加して、102億スイス・フランとなった。当該ポートフォリオは、貸出対総額比率（LTV）58%という総合的に高い質を保ち、2015年から変化がなかった。当グループは、2009年にモーゲージ・ローン・プログラムを開始してから、軽微な信用損失しか経験していない。当該ポートフォリオが最も集中している上位5地域は、カリフォルニア（31%）、ニューヨーク（15%）、フロリダ（10%）、テキサス（5%）及びニュージャージー（4%）であった。

減損貸出金は、2,900万スイス・フランから2,700万スイス・フランに減少しており、減損の大部分は、プエルトリコの地方債及び関連する投資信託によって担保される証券担保貸付枠に関するものであった。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキングのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、前年度末とほぼ同じ1,540億スイス・フランであった。バンキング商品に係るネット・エクスポージャーは1,530億スイス・フランであった。そのうち約61%（前年度末は64%）が投資適格であると格付けされた。そのエクスポージャーの80%超が0%から25%の最も低いデフォルト時損失率（LGD）のカテゴリーに区分された。

パーソナル&コーポレート・バンキングの貸出金ポートフォリオの総額の規模は、20億スイス・フラン減少し、1,340億スイス・フランとなった。2016年12月31日現在、このポートフォリオの93%が居住用及び商業用不動産を主とする担保により保証されている。無担保の総額のうち、73%は企業であるカウンターパーティへのキャッシュ・フローに基づく貸出に関するものであり、13%は政府機関への貸付に関するものであった。当グループの内部の信用格付に基づき、無担保貸付ポートフォリオの50%（2015年度は52%）が投資適格であると格付けされた。

当グループのスイスの企業向けバンキング商品のポートフォリオは、前年度の合計244億スイス・フランに対して255億スイス・フランとなった。このポートフォリオは多国籍企業又は国内企業であるカウンターパーティに対する貸出金、保証及び融資コミットメントで構成されている。当該ポートフォリオは多様な業界にわたっているが、これらのスイスのカウンターパーティは、一般的に自国の国内経済及び輸出（特に欧州連合（EU）と米国間）の相手国の経済に強く依存する。加えて、ユーロ／スイス・フラン間の為替相場は、スイス企業にとって重大なリスク・ファクターとなっている。2016年の当該ポートフォリオの貸倒引当金繰入額は低いまま維持されたが、スイスの経済が輸出に頼っていることを考慮すると、継続的なスイス・フラン高はスイス経済に悪影響を与える可能性があり、ひいては当グループの国内貸付ポートフォリオの一部のカウンターパーティに影響を与え、貸倒引当金繰入額の水準を最近の低水準から増大させる可能性がある。

延滞しているが減損の生じていない貸出金の貸出金全体に対する割合である返済遅延率は、企業向け貸出金ポートフォリオについては0.7%であり、前年度から変化がなかった。

居住用及び商業用不動産を担保とするスイスのモーゲージ・ローン・ポートフォリオは、引き続き当グループの最大の貸付ポートフォリオである。2016年12月31日現在1,370億スイス・フランでほぼ変化がなかったこれらのモーゲージ・ローンは、主にパーソナル&コーポレート・バンキングが組成するが、ウェルス・マネジメントが組成するものもある。これらのモーゲージ・ローンのうち1,240億スイス・フランについては、借り手が占有又は賃貸に出している居住用不動産に関連し、また、借り手に対する完全償還請求権がある。この1,240億スイス・フランのうち、約890億スイス・フランが、借り手が占有する不動産に関連しており、平均LTV率は、2015年12月31日現在の51%と比較して、53%であった。この部分につき新たに組成されたローンの平均LTVは、前年度から変わらず62%であった。スイスの住宅モーゲージ・ローン・ポートフォリオの残りの350億スイス・フランは、借り手が賃貸に出している物件に関連し、当該ポートフォリオの平均LTVは、2016年12月31日現在で56%であり、2015年12月31日現在と比較して変化はなかった。借り手が賃貸に出している物件向けに新たに組成されたスイス住宅モーゲージ・ローンの平均LTVは、2015年度の57%と比較して、2016年度は54%であった。

スイス住宅モーゲージ・ローンの総額の99%超は、例えば担保に付与される価値が20%低下したとしても、継続して担保不動産によりカバーされ、また、98%超は、例えば担保に付与される価値が30%低下したとしても、担保不動産によるカバーが維持される。

アセット・マネジメント

2016年12月31日現在及び2015年12月31日現在のアセット・マネジメントのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、10億スイス・フランを下回った。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンクの融資業務の大部分は、企業及びその他のノンバンクに関連している。当該事業は幅広い業種をまたいでいるが、北米に集中している。

2016年度中、インベストメント・バンクのバンキング商品に係るグロス・エクスポージャーは、690億スイス・フランから640億スイス・フランに減少した。この減少は法人向け貸付エクスポージャーの減少によるものであり、一時的な融資引受活動も含まれている。融資引受事業においては、2015年度にコミットされた一部の大型取引に関するエクスポージャーは、2016年度上半期中に減少した。年初のレバレッジド・ローン市場は依然として慎重なままであったが、市場の状況及びファンダメンタルズはエネルギー市場の回復と

並行して改善し、2016年度末の一時的な引受エクスポージャーの総額は、昨年度末を僅かに下回った。全体として、一時的なポートフォリオの分配は、信用リスクの観点から引き続き堅調であったが、一部の投資適格の合併及び買収取引に対する規制上の承認が遅れたため、これに関連する融資の分配は当初の目標期日を越えて引き続き遅滞した。この遅滞によりリスク期間は当初の予測より長くなったが、当グループは、その投資適格性を考慮して、引き続き当グループのエクスポージャーについては心配していない。融資引受エクスポージャーは、取引目的保有に分類されており、その公正価値は2016年度末の市況を反映している。

インベストメント・バンクはこのポートフォリオに係る信用リスクを積極的に管理しており、2016年12月31日現在、企業及びその他のノンバンクへのエクスポージャーに対して、シングルネームのCDSのヘッジに58億スイス・フランを保有しており、前年度と比較して17億スイス・フラン減少した。

引当金、準備金及びヘッジ控除後のバンキング商品に係るネット・エクスポージャー（銀行預け金の大部分及び中央銀行預け金を除く。）は、2016年度末における前述の法人向け貸付水準の低下によって、530億スイス・フランから499億スイス・フランに減少した。2016年12月31日現在、当グループの内部格付に基づき、インベストメント・バンクのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの63%は、投資適格であると格付けされており、前年度末から変化がなかった。また、インベストメント・バンクのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの多くは、デフォルト時損失比率が0%から50%の間であると見込まれる。

商品価格の低迷は2016年度下半期に改善し始め、エネルギー・セクターにいくらかの安心感をもたらした。しかしながら、当グループは、借り手が重大なストレスの時期を切り抜けつつある石油及びガス・セクターについて、引き続き警戒している。主に北アメリカ及びインベストメント・バンクにおける石油及びガス・セクターに対する当グループのバンキング商品に係るネット・エクスポージャーの総額は、資金を拠出しているエクスポージャー及び資金を拠出していないエクスポージャーを含めて、51億スイス・フランであった。これに対し、前年度末は59億スイス・フランであった。これらのエネルギー関連のエクスポージャーに対する個別及び一般引当金の総額は、前年度の4,000万スイス・フランに対し、2,400万スイス・フランであった。

コーポレート・センターグループ資産・負債管理

コーポレート・センターグループ資産・負債管理（グループALM）のバンキング商品（主に資金業務に関連して生じる。）に係るグロス・エクスポージャーは、170億スイス・フラン増加して1,140億スイス・フランとなった。これは主に、事業部門からグループALMに移転された正味の資金の増加を反映して、中央銀行預け金が180億スイス・フラン増加したことによる。

取引商品

店頭デリバティブに係るエクスポージャーは、SFT及びETDに係るエクスポージャーと同様、取引商品に含まれる。マスター・ネットリング契約の影響後の取引商品により生じる信用リスク（信用評価調整及びヘッジ前）は、2016年12月31日現在、70億スイス・フラン増加して510億スイス・フランとなった。店頭デリバティブは240億スイス・フランを占め、また、SFTからのエクスポージャーは180億スイス・フラン、ETDエクスポージャーは90億スイス・フランであった。店頭デリバティブに係るエクスポージャーは、通常、法的強制力を有するネットリング契約の適用並びに現金及び担保として保有される市場性のある有価証券の控除後の借方の再調達価額純額として測定される。SFTエクスポージャーは、受領担保を勘案のうえ計上され、ETDエクスポージャーは、委託証拠金請求が考慮されている。

取引商品エクスポージャーの大部分は、インベストメント・バンク、非中核的及びレガシー・ポートフォリオ並びにグループALMにおけるものであり、2016年12月31日現在の総額は420億スイス・フランであった。取引商品に関するカウンターパーティ・リスクは、カウンターパーティのレベルで管理されるため、インベストメント・バンク並びに非中核的及びレガシー・ポートフォリオ及びグループALMにおけるエクスポージャーとの間で更に分割されることはない。取引商品エクスポージャーは、インベストメント・バンク並びに非中核的及びレガシー・ポートフォリオにおける店頭デリバティブに係るエクスポージャー180億スイス・フランを含むが、これは前年から20億スイス・フラン増加した。2016年度中、SFTエクスポージャーは40億スイス・フラン増加して170億スイス・フランとなり、ETDエクスポージャーは10億スイス・フラン増加して70億スイス・フランとなった。

信用リスクの軽減

当グループは、エクスポージャーに対する担保設定及びクレジット・ヘッジの活用により、ポートフォリオに内在する信用リスクを積極的に管理している。

不動産を担保とする貸付

当グループは、スイスのモーゲージ・ローンを組成又は変更する際の与信決定をサポートする標準的なフロント部門からバックオフィスまでのプロセスの一環としてスコアリング・モデルを使用している。収益総額に応じた支払能力の計算及び貸出対総額比率（LTV）がこのモデルにおける二つの重要な要素である。

支払能力の計算については、利息支払、最低償却費要件、発生する可能性がある物件の維持費及び物件が賃貸されることが予想される場合の賃料収入が考慮される。利息支払予測については、予め定められた枠組みが用いられ、ローンの対象期間中に金利が著しく上昇する可能性を考慮して見積もられる。

借り手が占有する不動産に関して標準的な承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限は、80%である。休暇用物件及び高級物件については、この上限が60%に下がる。借り手が賃貸に出している不動産に関して標準的な承認プロセスにおいて許容されるLTVの上限の範囲は、不動産の種類、不動産の築年数及び必要となる改修工事の規模に応じて60%から80%である。

UBSは、内部で算出される評価、購入価格及び場合によっては更なる外部評価から決定された最低評価に従って各物件の評価をしている。

当グループは、所有者が占有している居住用不動産（ORP）及び収益をもたらす不動産について、代表的なベンダーによって提供される不動産の評価を得るためのモデルを二つ別々に使用している。当グループは、ORPについては、回帰モデル（ヘドニック・モデル）を使用して各不動産の性質の詳細を不動産取引のデータベースと比較し、不動産の現在価値を見積もる。モデルによって得られた価値に加えて、ORPの評価は、地域特有の不動産価格指数を用いて、ローンの対象期間を通じて四半期毎に更新される。当該価格指数は、外部のベンダーから提供され、内部検証及び他の外部ベンダー2社をベンチマークとする比較検証が行われる。当グループは、全てのORPに関して指数に連動させたLTVを計算するために四半期毎にこれらの評価を使用し、よりリスクの高い貸出金を特定するためにその他のリスク測定値（格付マイグレーション及び行動情報等）とともに検討し、特定されたリスクの高い貸出金は、顧客アドバイザー及びクレジット・オフィサーによって個別に見直され、必要とみなされる場合には対応策がとられる。

収益をもたらす不動産については、資本還元モデルを使用して、様々な特質に基づいたキャップレートをを用いて将来継続する収入の見積りを割り引くことにより不動産の評価を決定する。これらの特質は、市場及び所在場所のデータ（空室率等）、ベンチマーク（管理費について等）その他の標準的に入力される一定のパラメーター（不動産の条件等）等、地域的特質及び不動産に固有の特質を考慮する。不動産からの賃料収入は最低でも3年に一度見直されるが、賃料収入額や空室率の著しい変動によっては、中期における再評価が行われることがある。

これらのモデルに関して市場の動向を考慮するために、外部のベンダーは、定期的にパラメーターの更新及び／又は各モデルの構造の改良を行う。モデルの変更及びパラメーターの更新は、当グループの内部で開発されたモデルと同じ検証手続の対象となる。

当グループは、貸出金のアフオーダビリティ及び担保の充分性を確保するために、当グループのウェルス・マネジメント・アメリカズのモーゲージ・ローンの審査ガイドラインを同様に適用する。あらゆる種類のモーゲージに関する標準的な承認プロセスにおけるLTVの上限は、80%である。住宅モーゲージや投資不動産といったさまざまな種類のモーゲージのLTVは、関連するリスク要因（不動産の種類、貸出金の規模、貸付目的等）に基づいて階層化されている。LTVの上限は45%という低率である。更に、不動産や借り手の特徴に基づいて、返済負担率、FICOクレジットスコア、法定の顧客の準備金といったその他の信用リスクの測定基準が適用される。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのモーゲージ・ローン・ポートフォリオには、リスク限度の枠組みが適用される。LTVの各区分、地域の集中、ポートフォリオの成長、及びI/Oローン等のリスクの高いモーゲージ・セグメントにおけるエクスポージャーを管理するために、限度が設定されている。これらの限度は、専門的な信用リスク監視チームにより監視され、上級役員に報告される。この限度の枠組みを、不動産貸付業務を管理するために確立された堅固な不動産貸付方針と手続の枠組みが補完している。モーゲージの引受及び書類提出要件の順守を確保するために、品質保証及び品質管理プログラムが実施されている。

ロンバード貸付

ロンバード・ローンとは、市場性のある有価証券、保証及びその他の形式の担保の差入れを担保とする。担保として適格とされる金融資産の主なものには、流動性があり活発に取引される譲渡可能有価証券（社債及び株式等）並びに承認された仕組商品等その他の譲渡可能有価証券で一定の価格が入手可能であって当該有価証券の発行体により市場が提供されているものが含まれる。またこれより頻度は低い、より流動性の低い担保も提供されている。

当グループは、担保のリスクを反映し、「貸付価値」を得るためにディスカウント（ヘアカット）を用いる。市場性のある有価証券に関するヘアカットは、一定の清算期間及び信頼水準において起こりうる市場価格の変化をカバーするために計算され、適用されるヘアカットはカウンターパーティの信用度に関する見解に応じて変化する。担保の流動性が低くなり又は変動性が高くなれば、通常、ヘアカットはより高くなる。仕組商品、一部の社債及び償還期限の長い商品といった、流動性が低い金融商品に関しては、流動性の高い金融商品と比較して清算期間はより長くなることがあり、又はカウンターパーティのデフォルト時における当該資産の回収の見込みが評価されることから、ヘアカットはより高くなる。現金、生命保険契約、保証及び信用状に関しては、ヘアカットは商品又は顧客毎に決定される。

更に当グループは、カウンターパーティ・レベルで、またカウンターパーティにまたがる部門レベルで差し入れられた担保物全体にわたり、集中リスク及び相関リスクを検討する。更に、当グループは、当グループ全体を範囲とする集中度の再検討を行う。単一の有価証券、発行体若しくは発行体グループ、産業分野、国、地域又は通貨に担保が集中することによって、リスクの増加及び流動性の減少が生じる場合がある。その場合、それに従って担保の貸付価値、証拠金請求及び清算の水準が調整される。

エクスポージャーと担保の価値は、信用エクスポージャーが設定されたリスク選考の範囲にとどまり続けるよう確保するために、毎日監視される。貸付価値がエクスポージャーを下回ると不足が生じる。不足が所定のトリガーレベルを下回った場合、証拠金請求が実行され、追加の担保提供、エクスポージャーの削減又はエクスポージャーを合意された担保の貸付価値に合わせるためのその他の行為の実施を顧客に要求する。不足が拡大する場合、又は要求された期間内に不足が修正されない場合、清算が実行され、当該清算を通じて、担保の現金化、デリバティブのオープンポジションの清算及び保証又は信用状の支払請求が実行される。

更に当グループは、担保により保証されたエクスポージャーのストレス・テストを実施して、担保の価値を大幅に減少させること若しくは取引商品のエクスポージャーを増加させること、又はその両方により、担保の不足及び無担保のエクスポージャーのリスクを増加させることとなるような市場事象をシミュレーションする。一定の区分のカウンターパーティに関しては、かかる計算されたストレス・エクスポージャーの限度が適用され、カウンターパーティ・レベルで管理される。更に、一定の事業又は担保の種類に適用されるポートフォリオ限度がある。

カウンターパーティの信用リスク

インベストメント・バンク、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ並びにグループALMにおいて組成する店頭デリバティブ及びSFT等の取引商品から生じるカウンターパーティの信用リスクは、通常、市場の動きが当グループのポジションの清算に要する潜在的期間にわたってエクスポージャー及び関連する担保に与える影響を考慮して、清算ベースで管理される。インベストメント・バンクでは、各カウンターパーティの将来の潜在的エクスポージャーに対して、限度が適用される。この限度の規模は、クレジット・リスク・コントロールによるカウンターパーティの信用度に関する見解によって決定される。更に、特定のクラス又は区分の担保に対する全体的なエクスポージャーを管理するために、ポートフォリオ・レベルで限度の枠組みが適用される。かかるポートフォリオの限度は監視され、上級役員に報告される。

店頭デリバティブは、実務的に可能な場合にはセントラル・カウンターパーティ（CCP）を通じて行われる。CCPが利用されない場合には、当グループは、合意による取引を行うための方針及び手続きを明確に定めている。通常取引は国際スワップデリバティブ協会（ISDA）又はISDAに相当する機関の二者間のマスター・ネットリング契約に基づいて行われ、債務不履行の場合には取引の清算及びネットリング決済が認められる。更に当グループは、主要な市場参加者であるほとんどのカウンターパーティについては、相互担保差入れ契約を使用することがあり、当該契約の下では、エクスポージャーが所定の水準を上回った場合には、いずれの当事者も、現金又は市場性のある有価証券（通常高格付の国債に限定される。）の形で担保を提供するよう要求される可能性がある。一定の種類のカウンターパーティに関しては、デリバティブ商品に関して計算された清算エクスポージャーの一部又は全部をカバーするために、「当初証拠金」が取られる。これは、取引の市場価値の変動をカバーする「変動証拠金」に追加して取られるものである。

クレジット・ヘッジ

当グループは、シングルネームのCDS、クレジット・インデックスCDS、オーダーメードによるプロテクション及びその他の金融商品を用いて、インベストメント・バンク並びに非中核的部門及びレガシー・ポートフォリオの信用リスクを積極的に管理する。これは特定のカウンターパーティ、セクター又はポートフォリオからのリスク集中並びに（カウンターパーティの信用リスクの場合は）信用評価調整（CVA）の変動から生じる損益への影響を低減することを目的とする。

当グループは、リスクを軽減するために、クレジット・ヘッジの考慮について厳格なガイドラインを維持している。例えば、当グループはカウンターパーティの限度額に対するエクスポージャーを監視する際、通常、プロキシ・ヘッジ（相関性があるが異なる銘柄に対する信用プロテクション）又はインデックスCDS等の信用リスク軽減策を認めていない。信用プロテクションを購入することにより、プロテクション提供者に対する信用エクスポージャーが発生する。当グループは、信用プロテクション提供者に対するエクスポージャー、及びクレジット・ヘッジの有効性を、関連するカウンターパーティに対する当グループ全体の信用エクスポージャーの一部として監視、制限している。かかるカウンターパーティとの取引には、通常、担保が差し入れられる。これには、貸付ポートフォリオをヘッジするために購入された信用プロテクションに関しては、購入された信用プロテクションの満期と関連する貸付金の満期との間のミスマッチの監視が含まれる。このようなミスマッチはベース・リスクに繋がり、信用プロテクションの有効性を低減させる可能性がある。ミスマッチはクレジット・オフィサーに定期的に報告され、必要とみなされたときには軽減措置が講じられる。

決済リスクの軽減

当グループは、決済リスクを軽減するために、カウンターパーティとの多国間協定及び二者間協定（ペイメントネットリング等）を利用して、実際の決済高を減少させている。

当グループの決済リスクの最も重要な発生源は、外国為替取引である。当グループは、同時決済ベースで取引を決済するための多国間枠組みを提供する業界機関である多通貨同時決済（CLS）のメンバーであり、外国為替関連の決済リスクは取引量に比較して大幅に削減されている。しかし、決済前の外国為替相場の変動に起因する外国為替取引に係る信用リスクは、CLSのメンバーであること及びその他の手段による決済リスクの緩和によって完全には排除されず、店頭デリバティブ商品の信用リスク管理全体の一部として管理される。

信用リスクモデル

当グループは、現在のポートフォリオに潜在する将来の貸倒引当金を見積もるための手段及びモデルを開発してきた。

各カウンターパーティへのエクスポージャーは、一般に認められた三つのパラメーターに基づいて測定される。すなわち、デフォルト確率（PD）、デフォルト時損失率（LGD）及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）である。これら三つのパラメーターによって一定の信用枠に対する予想損失を得る。かかるパラメーターは、信用リスクの内部測定の多くについて基礎となるものであり、また、自己資本比率に関する国際統一基準を規定するバーゼルIII枠組みの先進的内部格付手法に従って規制上の資本を計算する際の重要な入力情報である。当グループはまた、ポートフォリオの信用リスク測定値（予想損失、統計的損失、及びストレート損失）を得るためにモデルを使用する。

デフォルト確率

デフォルト確率（PD）は、カウンターパーティが今後12ヶ月の間に契約上の義務の不履行を起こす可能性を予測するものである。PDは、信用リスクの測定のために用いられ、信用リスクの承認権限を定める際の重要な入力情報である。RWAの計算においては、バーゼルIII枠組みに基づいて要求される3ベース・ポイントのPDフロアが、銀行、企業及びリテールのエクスポージャーに適用される。

PDは、様々な区分のカウンターパーティに合わせた評価ツールを用いて評価される。当グループの多くの法人顧客及び不動産抵当貸付金のPDは、債務者の重要な特質に基づき統計的に開発されたスコアカードを用いて決定される。入手可能な場合には、大企業のカウンターパーティのPDを得るために市場データも用いられる。デフォルト確率の低いポートフォリオについては、入手可能な場合には、関連する外部のデフォルト・データを考慮にいれて格付ツールを開発する。ロンバード・ローンに対する当グループの格付手法にお

いては、担保証券の価値の潜在的变化を考慮したマートン型モデルのシミュレーションが用いられる。これらの区分は更に、各カウンターパーティ間のデフォルト確率の一貫性ある評価を確保するために策定された、当グループ内部の信用格付スケール（マスタースケール）に調整される。当グループのマスタースケールは、当グループが様々な評価ツールを用いて明確なクラス分け（各クラスにはデフォルト確率の範囲が組み込まれる。）に基づいて決定した1年間のデフォルト確率を表したものである。カウンターパーティは、当グループによるPDの評価の変動に伴い、評価クラス間を移動する。

デフォルト時損失率

デフォルト時損失率（LGD）は、デフォルトがある場合に起こり得る損失の度合いである。状況の悪化を考慮するLGDの推定値には、元本及び利息の損失、並びにその他の金額（ワークアウト期間中の減損ポジションの負担費用を含むワークアウト費用等）等の回収の可能性が低いものが算入される。当グループは、デフォルトが発生したカウンターパーティに対する債権の回収可能性（カウンターパーティの種類及び担保又は保証による信用軽減に依拠）に基づいて、LGDを算定する。当グループの推定値は、社内の損失データ及び外部の情報（入手可能な場合）で裏付けを行っている。市場性のある有価証券や担保不動産等の担保がある場合には、貸出対総額比率もLGD算定の重要なパラメーターとなる。デフォルト確率の低いポートフォリオについては、入手可能な場合には、関連する外部のデフォルト・データを考慮にいれて格付手段を開発する。

デフォルト時エクスポージャー

デフォルト時エクスポージャー（EAD）は、発生する可能性があるデフォルト発生時にカウンターパーティが支払うべき予想金額を表したものである。EADは、カウンターパーティに対するカレント・エクスポージャー及びその潜在的な将来の動向から求められる。

貸出金のEADは、当該貸出金の実行金額又は額面金額である。融資コミットメント及び保証については、EADには、実行金額のほか、将来実行される可能性がある潜在的金額（過去の観測実績に基づく信用変換係数を用いて見積られる。）が含まれる。

取引商品については、シナリオ及び統計的技法を用いて様々な時点における潜在的なエクスポージャーの増減範囲をモデリングして、EADを求めている。他社が当グループに又は当グループが他社に支払う純額が、当グループのポジションの清算に要するであろう潜在的期間における市場動向の影響を考慮した上で評価される。取引所取引デリバティブのEADは、委託証拠金請求を勘案して算出される。与信限度に対する各カウンターパーティのエクスポージャーを測定する場合、当グループは、高い信頼水準で測定された最大期待エクスポージャーを考慮に入れている。ただし、ポートフォリオ・リスクを測定するために異なるカウンターパーティへのエクスポージャーを合算する際には、一定の対象期間（通常1年間）における各カウンターパーティへの期待エクスポージャー（同じモデルにより算定されたもの）を使用している。

カウンターパーティの信用度に影響を与える要因と、当グループの取引商品のエクスポージャーの潜在的な将来価値に影響を与える要因との間に実質的な相関関係がある場合（誤方向（ウロング・ウェイ）リスク）には、当グループは当該エクスポージャーを評価しており、またこのようなリスクを軽減する特別な管理方法を定めている。

予想損失

貸倒引当金は事業運営に内在する費用であり、その発生は不規則で金額は大きく変動する。当グループは、現在のポートフォリオに潜在する将来の貸倒引当金を数値化するため、予想損失の概念を使用している。

予想損失は統計的評価基準の一つであり、ポジションの減損により発生が期待される平均年間費用を見積もるために使用されている。一定の信用枠にかかる予想損失は、上記の三つの構成要素（PD、EAD及びLGD）の商品である。ポートフォリオ全体の予測貸倒引当金は、各カウンターパーティの予想損失額を合算して算出する。

予想損失は当グループの全ポートフォリオの信用リスクを定量化するための基準であり、ポートフォリオの統計的損失及びストレス損失の測定の起点でもある。

当グループは、ある1年間における当グループの信用ポートフォリオ毎の損失プロファイルを特定の信頼水準で測定するため、統計的モデリング手法を使用している。この損失配分の平均値が予想損失である。平均値から逸脱している損失推定値は、デフォルトが発生しているカウンターパーティにおける統計的不確実

性及びセグメント内（及びセグメント間）のカウンターパーティ間の体系的なデフォルト関係に起因する。また統計的測定は、個々のカウンターパーティ及びカウンターパーティ・グループへの集中リスクに敏感に反応する。この結果は当グループのポートフォリオのリスク水準及びその長期的動向を示すものである。

ストレス損失

当グループは、統計的モデリング手法をシナリオに基づくストレス損失評価基準によって補完する。ストレス・テストは、主な信用リスク・パラメーターの大幅な悪化が仮定された、当グループのポートフォリオに対する極端であるが妥当と思われる事象に関する潜在的影響を監視するために、定期的に実施される。当グループが適切であるとみなす場合には、これを基準に制限を適用している。

ストレス・シナリオ及び方法論は、ポートフォリオの性質に適応し、地域毎に着目された世界的なシステミック事象にわたり、保有期間によって異なる。例えば、当グループの融資引受ポートフォリオについては、当グループは、ローン・シンジケーションの市場の凍結、市況の著しい悪化及び信用度の悪化が同時に発生するような世界的な市場事象を適用する。同様に、ロンバード貸付については、全ての担保の流動性及び潜在的な集中を考慮して、あらゆる担保及びエクスポージャーについてのポジションに瞬時に影響するような市場の衝撃に相当する範囲内でのシナリオを適用する。当グループのスイスにおけるモーゲージ貸付事業のポートフォリオ別のストレス・テストは、複数年にわたる事象を反映する。国際的なホールセール及びカウンターパーティに関する企業の信用リスクの包括的なストレス・テストでは、1年間の世界的なストレス事象を用い、単一のカウンターパーティへのエクスポージャーの集中を考慮する。

信用リスクモデルの確認

当グループのモデル確認の手法には、ポートフォリオにおける構造的な変化及びバック・テストングの結果の監視等の量的な方法、並びにモデルのパフォーマンス及び信頼性を示す実践的な指標としての、モデルの出力に関するユーザーからのフィードバック等の質的な評価の両方が含まれる。

ポートフォリオの構造の重大な変化によって、モデルの理論的健全性が無効になる場合がある。そのため、当グループは、ポートフォリオの推移を定期的に分析してポートフォリオの構造の変化及び信用度を特定する。これには、重要な特徴の変化、ポートフォリオ集中測定の変化、及びRWAにおける変化の分析が含まれる。

バック・テストング

当グループはエクスポージャー・モデルのパフォーマンスをバック・テストングとベンチマーキングによって監視しており、これらによって、当グループの内部実績及び外部から観察された実績に基づいて、モデル結果が実際の結果と比較される。店頭デリバティブ、ETD商品等の取引商品についての信用エクスポージャー・モデルを予測する当グループの能力を評価するため、当グループは、異なる予測期間において予測された将来のエクスポージャー分布と実現した価値とを統計的に比較する。

PDについては、当グループは統計的モデリングを用いてデフォルトの数値の予測分布を導き出す。当該分布と観察されたデフォルトの数を比較することによって、モデルの保守性における統計的な信頼水準とともに平均的なデフォルト率の上限及び下限を導き出す。ポートフォリオの平均PDが当該範囲の外にある場合には、原則的に評価ツールが再調整される。

LGDについては、バック・テストングは、観察されたLGDと予測されたLGDの間の平均差がゼロであるか否かにつき、統計的に検査される。検査に不合格となる場合は、当グループの予測したLGDが低すぎるという証拠となる。このような場合、相違が予測から外れたものであるときには、モデルは再調整される。

企業のカウンターパーティに対する未実行の貸付枠に関するEADの算出において用いられるクレジット・コンバージョン・ファクター（CCF）は、貸付枠の契約上のいくつかの要因に依存する。当グループは、予測引出金額とデフォルトが発生したカウンターパーティについて観察された当該貸付枠の過去の利用状況を比較する。統計的に重大な逸脱が観察される場合には、関連するCCFは再定義される。

当年度におけるモデル及びモデル・パラメーターの変更

当グループは、モデルを改良して市場の推移及び入手可能な新しいデータを反映させる取組みを継続しており、その一環として、2016年度中に、インベストメント・バンク、パーソナル&コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメントにおいて、オフ・バランスシートのエクスポージャーに関して修正された信用変換係数を組み入れることによって、モデルの変更を行った。

必要な場合には、モデル及びモデル・パラメーターの変更は、導入の前にスイス金融市場監督当局（FINMA）によって承認がなされた。

延滞している不履行の減損債権に対する方針

店頭デリバティブ等の公正価値ベースで計算される商品については、信用の低下は信用評価調整(CVA)を通じて認識され、従って、これらの商品は減損の枠組みに服さない。

償却原価で保有される債権（貸出金及びSFT）及び一定のオフ・バランスシートのコミットメントは、契約上の返済が契約上の支払日までに行われないうち、又は当座貸越、つまり与信枠を超えたときに、延滞とみなされる。延滞している債権は、当グループが債権の契約条件に基づいて支払われるべき金額を全額回収できると別途予想する場合には、減損が生じているとみなされていない。

延滞している債権は、利息、元本又は手数料の支払が90日又は特定のリテール・ポートフォリオの一部については180日を超えて延滞している場合に不履行とみなされる。更に、破産、倒産手続又は強制清算が開始した場合、又は金利の優遇、支払期日の延長若しくは劣後等の優先的な条件で債務が再構築された場合に、債権は不履行と分類される。

個々の債権は、個々の減損の評価に従い、貸倒損失が成立する場合に、減損が生じているものと分類される。従って、履行及び不履行の両方の貸出金について減損が生じていると分類される可能性がある。

再構築された債権

当グループは、カウンターパーティのデフォルトを防ぐための債権再構築の一般的な方針を運用しない。再構築が行われる場合には、当グループは個別に評価する。デフォルトを防ぐために再構築により付与される典型的な性質の条件には、特別金利、利息若しくは元本の支払の延長、債券／株式スワップ、返済計画の変更、劣後化又は貸出金の支払期日の変更といった譲歩が含まれる場合がある。

貸出金が優先的な条件で再構築される場合（すなわち、債務者の質及び貸出金の種類に関する現行の通常の市場基準を満たさない新しい条件が合意される場合）も、債権は不履行と分類される。これは、貸出金が回収若しくは償却されるまで、又は償却若しくは優先的な条件に代わる非優先的な条件が承認されるまで継続し、個別に減損が生じていると評価される。

財政困難の証拠がない場合又は条件の変更が当グループの通常のリスク選考の範囲内である場合に認められる譲歩は、再構築とみなされない。

個別の減損評価及び総合的な減損評価

減損の兆候がある場合、債権は、減損について個別に評価される。それ以外の場合においては、類似の信用リスク特性を有する債権のポートフォリオは単一の総合的な減損評価に含まれる。

個別の減損評価

不履行の状態は、貸出金について減損の兆候があることとみなされることから、不履行の債権は、減損について個別に評価される。しかし、減損分析は、その他の客観的証拠が貸出金の減損の可能性を示唆している場合、不履行の状態にあるか否かを問わず実施される。現在の又は今後のキャッシュ・フローに影響を与える事象は、減損を示唆している可能性があり、これによりリスク・オフィサーが評価を実施する可能性がある。かかる事象とは、（i）貸付価値（証券及び不動産）の下落による担保の著しい不足、（ii）貸出金のエクスポージャーの増加、（iii）顧客の著しい財政困難並びに（iv）顧客の倒産の高確率、債務の支払猶予、又は財務再編等の事象を言う。

個々の債権は、借り手の総合的な経済状況、資源及び支払記録、契約上の保証人からの援助の見込み並びに担保の実現可能価額（適用があれば）を基に減損について評価される。回収可能額は関連する全てのキャッシュ・フローから決定され、回収可能額が債権の帳簿価額を下回る場合には債権は減損が生じているとみなされる。

当グループは、減損債権の簿価が、IFRSの要件に従って決定されるプロセスを定めた。当グループの評価プロセス及び処理契約に適用される与信管理は、償却減価と公正価値において測定される信用商品について同一である。当グループの処理戦略及び回収可能見積額は、当グループの信用権限に従い個別に承認されている。

総合的な減損評価

類似する信用リスク・プロフィールを有し、償却原価で計上されている債権ポートフォリオについて、かかるポートフォリオに個別に特定できない減損債務が含まれているかを考慮するために当グループはこれを評価する。前述の方針に基づいて減損事由の発生とその特定との時間差をカバーするため、当グループは、トリガー事由と各減損の特定との間の平均期間中に当該ポートフォリオの予想損失に基づき、一般貸倒引当金を設定する。

当グループは更に、全てのポートフォリオに関して、事由に起因する減損をもたらす可能性があるが直ちに明らかにはならない、何らかの動向があるか否かを評価している。かかる事由は、天災若しくは国家の危機等のストレス状態であるか、又は法的環境若しくは規制環境の重大な変化から発生する可能性がある。当グループは、総合的な減損が存在するか否かを判断するため、最も不安定な国々を定期的に評価し、また特定の潜在的な減損事由の影響について検討するために、一連の世界的経済要因を使用している。

減損の認識

財務書類における減損の認識は、当該債権の会計処理により異なる。償却原価で計上されている債権の減損は、引当金の設定、又は財政保証及び一定の融資のコミットメント等帳簿外項目の場合には準備金により認識され、いずれも損益計算書の貸倒引当金繰入額に計上される。

公正価値で測定される債権については、信用度の悪化は損益計算書のトレーディング収益純額にCVAとして認識される。

減損金融商品

2016年12月31日現在の減損金融商品の総額は、2015年12月31日現在の15億スイス・フランに対して、12億スイス・フランであった。担保の見積清算手取金並びに特定の引当金及び準備金の控除後における減損金融商品の純額は、前年度末の6億スイス・フランと比較して、4億スイス・フランであった。

減損の生じている貸出金

2016年度中、減損の生じている貸出金の総額（銀行預け金を含む。）は、12億2,600万スイス・フランから減少し、9億7,500万スイス・フランとなった。このエクスポージャーの大部分は、当グループのスイス国内事業における貸出金に関連している。減損の生じている貸出金が貸出金総額に占める割合は、僅かに減少して0.3%となった。

減損の生じている貸出金のエクスポージャーに対する担保は、主に不動産と証券で構成されている。当グループの方針は、担保権を実行された不動産を可及的速やかに処分することである。担保権実行不動産について貸借対照表に計上された簿価は、2016年度末は5,100万スイス・フラン、2015年度末は4,400万スイス・フランであった。当グループは、金融資産の形式で保有する担保を迅速に、かつ公正とみなされる価格で清算するよう努力している。これにより当グループは、法律上認められる場合、秩序ある清算中に、自らの勘定で資産を購入しなければならない場合がある。

2016年12月31日現在の個別及び一般の貸倒引当金及び準備金は、7,400万スイス・フラン減少して6億5,300万スイス・フランとなった。これには、主に石油及びガスのエクスポージャーに対して設定された一般貸倒引当金により2016年度から600万スイス・フラン増加した一般貸倒引当金1,200万スイス・フランが含まれる。

延滞しているが減損の生じていない貸出金

延滞しているが減損の生じていないモーゲージ・ローンの金額は、モーゲージ・ローン・ポートフォリオ全体の規模との比較では重大ではなかった。

市場リスク

主な動向

2016年度中、当グループは引き続き市場リスクを低い水準で管理した。平均的な保有期間1日、信頼水準95%の管理上のバリュー・アット・リスク（VaR）は、1,500万スイス・フランから1,100万スイス・フランまで減少した。2016年度中のVaRの最大値は、前年度の2,500万スイス・フランに対して、1,800万スイス・フランであった。VaRがここまで低水準の場合、クライアントの主導性やオプションの消滅から生じるポジションにより、測定値はいくらか不安定な状態が続く。VaRの絶対値が低い水準は、バックテストの

超過事象の件数が増加する一因にもなり、250営業日中の超過事象の件数は当年度中に9件まで増加し、その後年度末には7件まで減少した。これにより、規制上のVaR及びストレスVaRの算定に用いるFINMAのVaR乗数は、2016年度第2四半期中に3.85まで上昇し、その後年度末には3.65まで低下した。

市場リスクの主な原因

- 市場リスクは、当グループのトレーディング業務及び非トレーディング業務の両方から発生する。
- トレーディング市場リスクは、主に、当グループのインベストメント・バンクにおける発行市場での債券及び株式の引受、マーケット・メイキング及びクライアント主導の証券及びデリバティブ取引に関連して、並びに非中核事業及びレガシー・ポートフォリオにおける残存ポジション及びウェルス・マネジメント・アメリカズにおける当グループの地方債トレーディング業務に関連して、発生する。
- 非トレーディング市場リスクは、その大部分は、資金業務に加え、当グループのウェルス・マネジメント業務における当グループのパーソナル・バンキング及び貸付、スイスにおけるパーソナル及びコーポレート・バンキング業務並びにインベストメント・バンキングの貸付業務に関連する金利リスク及び為替リスクの形で発生する。
- コーポレート・センター資産・負債管理（グループALM）は、金利リスク及び構造的為替リスク管理の過程における市場リスク並びに当グループの流動性及び資金調達プロファイルの市場リスクを仮定する。
- 株式及び債券投資もまた、当グループの確定給付年金制度等の従業員給付が一部の側面においてそうであるように、市場リスクを発生させる可能性がある。

測定、監視及び管理手法の概要

- 市場リスク制限は、市場リスクの性質及び重大性を反映させながら、当グループ、事業部門及びコーポレート・センターの業務部門ごとに、様々な業務分野において細かく設定される。
- 当グループの主要なポートフォリオの市場リスク測定法は、流動性調整ストレス（LAS）損失及びバリュエーション・アット・リスク（VaR）である。これらは、双方ともに当グループの全ての事業部門について共通で、かつ、取締役会が承認した制限に服している。
- かかる測定法は、一般的及び特定の市場リスク要因に係る集中度及び細かい制限によって補完される。当グループのトレーディング業務は、複合された市場リスク制限に服する。これらの制限では、市場の流動性及びボラティリティ、利用可能な業務遂行能力、及び評価の不透明さの程度を、また当グループのシングルネーム・エクスポージャーについては発行体の信用度を考慮している。
- トレーディング市場リスクは、ポートフォリオのレベルで、統合ベースで管理される。リスク要因の感応度は、新規取引、取引の終了又は市場レベルの変動によって変化するため、リスク要因は限度を超えないように動的に再ヘッジされる。したがって、トレーディング・ポートフォリオにおいて、当グループは通常、特定のポジションとそれに関連するヘッジを区別しない。
- 発行体リスクは、ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法に基づき、事業部門レベルで適用される制限によって管理される。ジャンプ・トゥ・ゼロ測定法とは、当グループの最大デフォルト・エクスポージャー（債務不履行事由の場合の損失の回復はゼロと仮定する。）を測定するものである。
- 非トレーディング為替リスクは、コーポレート・センターグループALMが管理する連結資本業務を除き、市場リスク制限に基づいて管理される。

当グループのトレジャリー・リスク・コントロール部門の役割は、資金業務関連のリスク負担の許容度を定める全体的なリスクの枠組みを当グループ全体に適用することである。この枠組みの重要な要素は、BoDが定める、全体にわたる経済価値感応度の限度である。この限度は、バーゼルⅢ普通株式等Tier 1（CET1）自己資本に連動しており、金利リスク、為替リスク及び信用スプレッドから発生するリスクを考慮する。更に、受取利息純額の金利リスクの変動に対する感応度は、市場予想金利に基づき受取利息純額の見通し及び変動性を分析するために、当グループのチーフ・エグゼクティブ・オフィサーが定める目標に対して監視される。この限度はまた、当グループのCET1自己資本及びCET1自己資本比率における為替変動の影響のバランスを取るために、BoDによって定められる。非トレーディング金利及び為替リスクは、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

株式及び債券投資は、業務管理及びリスク管理部門による新規投資の事前承認並びに定期的な監視及び報告等の広範なリスク管理に服する。これらも、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含まれる。

市場リスク・ストレス損失

下記に説明するVaRに加えて、当グループは、当グループの市場リスクを、非統計的な測定法及びこれに付随する限界という包括的な枠組みを通じて測定し、管理する。これには、極端ではあるが生じうる事象が発生した場合に生じる損失が当グループのリスク選好を超えないようにするために当グループが継続的に評価をする、広範囲に及ぶ一連のストレス・テスト及びシナリオ分析が含まれる。

流動性調整ストレス

当グループ全体の市場リスクに係るストレス損失を測定する当グループの主な手法は、流動性調整ストレス（LAS）である。LASの枠組みは、一定のストレス・シナリオのもとで発生しうる経済的損失をとらえることをねらいとする。これは、一部は、下記に説明するように、管理及び規制上のVaRに用いられる標準的な1日間及び10日間の保有期間という仮定を、流動性調整保有期間に置き替えることによって達成される。その次に、特定のシナリオにより得られた流動性調整保有期間にわたり、予想市場動向に基づいてポジションにショックをかける。

LASに用いられる保有期間は、ストレス環境における主要なリスク要因各々におけるポジションのリスクを減少又はヘッジするのにかかる時間を反映して調整されるが、その際、当該ポジション限度を最大限まで利用するものと仮定する。当グループは、危険の認定及びそれに対する反応は必ずしも即時ではないという事実を反映して、観測された流動性レベルを問わず、最低保有期間も適用する。

予想市場動向は、過去の事由の分析に基づく過去の市場行動と、過去に発生したことの無い、決められたシナリオを考慮した将来予測に関する分析を組み合わせることで導き出される。

LASに基づく限度は、当グループ、事業部門及びコーポレート・センターの業務部門、事業領域及びサブ・ポートフォリオといった、多くのレベルで利用される。更に、LASは、当グループの総合ストレス・テストの枠組みの中核的な市場リスク要素を構成し、それゆえに当グループの全体的なリスク許容度の枠組みにとって不可欠である。

バリュー・アット・リスク

VaRの定義

VaRは市場リスクの統計的測定法であり、設定された信頼水準において、定められた期間（保有期間）にわたり、潜在的に発生しうる市場リスクによる損失を表す。この測定法では、定められた期間中に当グループのトレーディング・ポジションに変更がないことを前提としている。

当グループはVaRを、日次ベースで算出する。VaRを導き出すための損益の分配は、当グループ内部で開発されたVaRモデルによって構成される。当該VaRモデルでは、当グループのトレーディング・ポジションの感応度が高いリスク要因の保有期間にわたるリターンをシミュレーションし、その後、かかるリスク要因のリターンが当該トレーディング・ポジションに与える損益を数値化する。一般金利、為替及びコモディティのリスク要因の区分に関連するリスク要因のリターンは、過去5年間を考慮に入れて、純粋なヒストリカル・シミュレーション法に基づいて決定される。株価や信用スプレッドといった特定の発行体ベースのリスク要因に係るリスク要因のリターンは、ファクター・モデル手法を用いて、システムティック要素、残差要素、及び発行体固有の要素に分解される。システムティック・リターンは、ヒストリカル・シミュレーションに基づいて、残差リターンは、モンテカルロ・シミュレーションに基づいて算定される。VaRモデルの損益分配は、当グループが常にシステムティック・リスク及び残差リスクを捕捉するような方法で、システムティック・リターンと残差リターンの合計から導き出される。リスク要因間の相関は、ヒストリカル・シミュレーション法を通して黙示的に捕捉される。リスク要因のリターンのモデリングにおいて、当グループは、リスク要因のヒストリカルな時系列変動の定常性資産を考慮する。あるリスク要因の区分内のリスク要因の定常性資産に応じて、当グループは、絶対リターン又は対数リターンを用いて、当該リスク要因のリターンをモデル化する。リスク要因のリターンの分配は、毎月ベースで更新される。

当グループのVaRモデルは十分な再評価能力を持つものではないが、当グループは、当グループのフロントオフィス・システムから十分な再評価グリッド及び感応度を得ており、これによって重要な非線型損益の影響を捕捉することが可能となっている。

当グループは、信頼水準及び保有期間の違いを考慮するが、内部管理及び市場リスクに係る自己資本規制の決定の両方の目的に単一のVaRモデルを使用する。内部管理上は、当グループはリスク限度を設定し、保

有期間を1日、信頼水準を95%としてVaRを用い、当グループのトレーディング業務に関連するリスクを考慮する方法に合わせて、リスク・エクスポージャーを測定する。バーゼルⅢ基準に基づく市場リスクに係る規制資本を実証するために使用される市場リスクの規制上の測定では、信頼水準を99%、保有期間を10日とする測定が義務づけられている。保有期間を10日とするVaRの計算において、当グループは10日間のリスク要因のリターンを採用し、それによって全ての観測値が均等に加重される。

また、母集団は、管理上と規制上のVaRとは若干異なる。規制上のVaR中の母集団は、規制上のVaRに含める最低限の所要要件を満たしている。管理上のVaRは、ポジションのより広い母集団を含む。規制上のVaRは、例えば、証券化ポートフォリオからの信用スプレッドを除外し、それらは規制上、証券化アプローチに基づいて扱われる。

当グループは、規制資本の計算においては、ストレスのかかったVaR (SVaR) も用いる。SVaRでは、規制上のVaRと同じ手法を広く採用し、同じ母集団、保有期間 (10日間) 及び信頼水準 (99%) を用いて計算される。しかしながら、規制上のVaRとは違って、SVaRにおいて対象とする過去のデータ・セットは5年間に限定されず、2007年1月1日から現在までの期間に及ぶ。SVaRを導き出すには、2007年1月1日から現在までの期間に該当する1年単位の見直し全てに渡って、当グループの現在のポートフォリオに関する10日間の保有期間の最大VaRを求める。SVaRは毎週計算される。

当年度の管理上のVaR

当グループは引き続き管理上のVaRを低い水準で管理し、VaRの平均値は前年度のそれと比べて低下した。

VaRの限界

実際に実現した市場リスク損失は、様々な理由により、当グループのVaRが示唆する損失と異なることがある。

- VaR測定は、指定された信頼水準に基づいて行われ、かかる信頼水準を超える潜在的な損失を示すことはできない。
- 規制上のVaR測定における保有期間を内部管理目的では1日、規制上のVaRにおいては10日とした場合、指定期間内に決済又はヘッジできないポジションの市場リスクを完全にとらえることはできない。
- 一定の場合のVaRの算出では、ポジション及びポートフォリオの価値に係るリスク要因の変動による影響を概算することとなる。これは、VaRモデルに含まれるリスク要因の数がやむを得ず制限されるためである。
- 極端な市場変動の影響については、非線型リスク感応度並びに実際のボラティリティ及び相関レベルがVaRの算出で用いた前提と異なりうることから、概算に誤りが生じる可能性がある。
- 過去5年間を対象とすることによって、過去5年未満の期間を対象とした観測よりも、市場ボラティリティの急激な上昇がVaRの増加に適時に反映されない傾向があるが、かかる上昇は、より長期においては当グループのVaRに影響を与える。同様に、ボラティリティが上昇した期間の後に市場が安定すると、VaR予想は、過去の観測期間の長さに影響された期間については、更に保守的にとどまる。

SVaRには、上記のVaRで述べたのと同じ限界があるが、1年間のデータ・セットを使用することにより、VaRにおいて5年間のデータ・セットが使われる場合の平準化の効果を回避し、過去5年間を対象とせず、より長期の過去の潜在的損失事由について規定する。従って、著しいストレスにさらされた2007年から2009年の期間は、管理上及び規制上のVaRが対象とする過去5年の期間には含まれていないが、SVaRではこのデータ・セットを利用し続けることができる。この手法は、市場リスクに係る自己資本規制の景気循環増幅効果を削減することをねらいとしている。

当グループは、いかなる測定法も、単独ではポジション又はポートフォリオに伴うリスクの全体を網羅することはできないことを認識している。そのため、当グループはリスクの識別及び測定の実質的な完全性を確保する総体的な枠組みを構築するために、重複する特性及び補足的な特性の双方を有する一連の多様な測定基準を用いている。統計的なリスク総額の測定として、VaRは、流動性調整ストレス及び総合ストレス・テストの枠組みを補完する。

当グループは、当グループのVaRモデルでは完全にとらえることができない潜在的リスク要因を認識し、数値化するための枠組みを設定している。当グループは、これらのリスク要因を、VaRに含まれないリスク (RniV) と呼んでいる。この枠組みは、規制資本におけるこれらの潜在的リスク要因を実証するために用いられ、規制上のVaRとストレスVaRの倍数として算出される。

VaRのバック・テスト

バック・テストの目的のため、当グループは、規制上のVaRに含まれる母集団に対し、信頼水準99%及び保有期間1日としてバック・テスト上のVaRを計算する。バック・テスト・プロセスは、ポジションについて各営業日の終了時に計算されるバック・テスト上のVaRを、当該ポジションにより翌営業日に生じる収益と比較するものである。同種同士の比較を確実にするため、バック・テスト上の収益は、報酬及び手数料等の非トレーディング収益並びに日中取引の収益を除いて計算される。バック・テスト上の収益がマイナスで、かかる収益の絶対値が前日のバック・テスト上のVaRを超える場合に、バック・テストの超過事象が発生する。

統計的に、信頼水準を99%とすると、年間2又は3件のバック・テストの超過事象が予期される。これよりも超過事象が多い場合は、期間を延ばしても超過事象が少なすぎる場合と同様、VaRモデルが適切に機能していないことを意味する可能性がある。しかしながら、上記のVaRの限界で述べたように、過去5年間と比較して市場ボラティリティの急激な増減によって、超過事象の回数がそれぞれ増減することがある。従って、UBSグループレベルでのバック・テストの超過事象は、バック・テスト上の超過利益と同様に調査対象となり、その結果は事業グループの上級役員、グループ・チーフ・リスク・オフィサー及び事業部門のチーフ・リスク・オフィサーに対して報告される。バック・テストの超過事象は、内部監査人及び社外監査人、並びに関連する規制機関にも報告される。

2016年度においては当グループの規制上のVaRについて7件のマイナスのバック・テストの超過事象が発生した。これらは主に2016年度上半期に発生したものである。前年度に発生した4件のマイナスの超過事象が250営業日の期間から除外されたため、同期間中のマイナスの超過事象の合計件数は7件となった。これに対応して、市場リスクRWAの算定に用いるFINMAのVaR乗数は、2015年度末の3.0から、2016年12月31日現在の3.65まで上昇した。当グループは、バック・テストの各超過事象の原因を調査し、増加の一因となつたいくつかの要因を特定した。特に、ここまでVaRの水準が低い状態で市場リスクが管理されていたため、これらの要因がバック・テストの結果に与える影響は相対的により大きくなり、超過事象の頻度が高まる一因となった。

- 過去5年間のボラティリティと比較して市場ボラティリティが上昇した期間があり、これが日々の損益がVaRモデルによる予想を超過する一因となった。著しい市場ボラティリティは、中国（及びより広範には新興市場）のマクロ経済動向と、コモディティ価格、特に原油価格の低下に関する不確実性によって、2016年度第1四半期に発生したほか、欧州連合離脱・残留をめぐる英国の国民投票の結果を受けて、2016年度第2四半期に発生した。更に、年度末に向けて、市場、特にユーロ及びスイス・フランの金利曲線には大きな動きが見られた。
- 非日次ベースの記録又は評価手続に起因するトレーディング収益の調整は、前日のバック・テストVaRから切り離された損益が認識される結果を招きうる。当グループは、当該調整を縮小することを目的としたイニシアチブを展開中である。
- RniVを裏付ける資本として会計処理されるリスクの損益は、当該リスクはVaRモデルの対象ではないものの、バック・テスト収益において捕捉される。これらのリスクをより適切に捕捉するため、当グループは引き続きVaRモデルの延長を重視している。

上記で概説された要因、超過事象が統計的に年間で2又は3件発生することを踏まえ、また現在のリスク・プロフィール及び市場行動を考慮しつつVaRモデルがその設計と期待に沿った機能を果たしているかを確認するために行ったVaRモデルのレビューを踏まえて、当グループは、当年度における規制上のバック・テストのマイナスの超過事象の件数増加が、当グループのVaRモデルの欠陥を示唆するものであるとは考えていない。

VaRモデルの確認

上記で述べられた規制目的上のモデル・バック・テストに加え、当グループは内部モデル確定の目的でバック・テストを延長している。これにはモデルのパフォーマンスが末端部分だけでなく、損益全体並びに事業部門内及びコーポレート・センターの業務部門のヒエラルキー内の複数レベルにわたるものであるかの確認も含まれる。

2016年度のVaRモデルの推移

2016年度第1四半期中、当グループは、株式及び信用に関連するリスク要因の残差リスクを絶えず捕捉するため、リスク要因のリターンのシミュレーションにおいてヒストリカル・シミュレーションとモンテカル

ロ・シミュレーションを用いるハイブリッド手法を採用することによって、当グループのVaRモデルの構造上の変更を行った。これは主として非線型株式デリバティブを含むポートフォリオに影響を与えた。管理上のVaRに対する影響は僅かであったが、規制上のVaR及びストレスVaRの測定値が全体的に減少する結果を招いた。RWAの計算においてこの減少を相殺するため、FINMAでは、VaRを増加させるものと期待されるVaRモデルのその他の改善が行われるまで、一時的に1.3のモデル乗数を導入した。かかる改善には、ストレスVaRモデルをVaRモデルに完全に合わせる変更も含まれていた。

2016年度第4四半期中、当グループは、統計的ファクター・モデルに基づいて、クレジット・デフォルト・スワップ及び債券スプレッドのリスク要因のリターンのモデリングを拡張した。この拡張の結果、当グループのVaR測定値には重大な変更は生じなかった。

当グループは、厳選されたRniV項目を統合することによっても、VaRモデルを改善した。

バンキング勘定における金利リスク

バンキング勘定における金利リスクの発生源

バンキング勘定における金利リスクは、貸出金、顧客預け金及び既発の社債、売却可能金融資産、満期保有目的金融資産、特定の公正価値での測定を指定された金融資産及び負債、公正価値で測定されたデリバティブ（キャッシュ・フロー・ヘッジ会計のために利用されたデリバティブを含む。）、並びに関連する資金調達取引等の貸借対照表のポジションから発生する。かかるポジションは、会計処理によっては、その他の包括利益（OCI）又は損益計算書に影響を与える可能性がある。

当グループで最大のバンキング勘定の金利エクスポージャーは、当グループのウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門における顧客預金及び融資商品から発生する。ウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門について、固有の金利リスクは、バック・ツー・バック取引、又は、約定満期日若しくは市場連動相場の存在しない商品の場合、組成元事業からポートフォリオをコーポレート・センターグループALMに複製する方法のいずれかによって移転される。コーポレート・センターグループALMでは、当該金利リスクを、他の発生源からの金利リスクとの相殺も認めながら、統合ベースで管理する。コーポレート・センターグループALMに移転されないウェルス・マネジメント部門及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門における残余金利リスクは、当該地域において管理され、現地のリスク・コントロール部門により、また中央においては市場リスク・コントロール部門により、独立した監視及び統制を受ける。金利リスクを中央において管理するために、コーポレート・センターグループALMはデリバティブ商品を利用し、その大部分は指定されたヘッジ会計に関連づけられている。金利リスクのかかなりの部分はコーポレート・センターグループALMによる資金調達及び投資活動、例えば、企業の貸借対照表上の非金銭項目による投資及び借換えで無期限のもの（株式、のれんや不動産等）からも発生する。かかる項目について、上級役員は、当グループの資金調達及び投資活動（該当する場合）の基準として、特定の対象期間（デュレーション）を定めている。かかる対象は複製ポートフォリオによって定められ、これに対して実行するためにローリング・ベンチマークを設定する。コーポレート・センターグループALMはまた、当グループの流動性の需要を満たすため、債券投資のポートフォリオを維持する。2016年12月31日現在の株式、のれん及び不動産の対象複製ポートフォリオは、次の通り定義されていた：スイス・フラン建ては平均して約2年のデュレーション、公正価値感応度は1ベシス・ポイントにつき400万スイス・フラン；米ドル建ては平均して約5年のデュレーション、公正価値感応度は1ベシス・ポイントにつき1,100万スイス・フランであった。

ウェルス・マネジメント・アメリカズにおける金利リスクは、顧客に提供した貸付及び預金商品に加え、事業部門の売却可能資産のポートフォリオから発生する。金利リスクは、金利リスクを相互に相殺するウェルス・マネジメント・アメリカズの貸借対照表項目を勘案し、承認されたリスク制限及び統制の範囲内で厳密に測定、監視及び管理される。

インベストメント・バンクにおけるバンキング勘定の金利エクスポージャーは主に、取引ごとに個別の承認が必要とされるコーポレート・クライアント・ソリューションの事業において発生する。

2008年度第4四半期及び2009年度第1四半期にトレーディング目的保有から貸出金及び債権に分類を組み替えられたコーポレート・センター非中核事業及びレガシー・ポートフォリオの資産、並びに貸出金及び債権として保有されたその他の特定の債務証券もまた、非トレーディング金利リスクを発生させる。

株主資本及びCET1自己資本に係る金利更改の効果

公正価値で保有する商品について、金利更改は、損益計算上又はOCIを通じてのいずれかにおいて即時に公正価値の損益をもたらす。償却原価で保有する資産及び負債（満期保有目的金融資産を含む。）については、金利更改によって金融商品の帳簿価格に変化が生じることはないが、受取利息及び損益計算書に計上される費用には影響を与える可能性がある。

概して、金利の上昇は、当グループの公正価値で保有する長期資産の価値を即時に減少させることとなるが、当グループは、これは当グループの中核のバンキング商品に係る受取利息純額（NII）の増加によって時間をかけて相殺されるものと考えている。

会計処理が異なるだけでなく、当グループのバンキング勘定ポジションは、イールド・カーブ上の異なるポジションに対する感応度も異なる。例えば、当グループの債券のポートフォリオ（公正価値での測定を指定された商品として、満期保有目的、又は売却可能資産として会計処理されるかにかかわらず。）及びキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定された金利スワップは、全体として、長期デュレーションの金利の変化により敏感であるが、当グループの預金及び当グループの受取利息純額に帰属する貸出金の重要な部分は、短期金利の方により敏感である。これらの要因は、イールド・カーブが平行に移動できず、例えば当初は急勾配を示し、その後に時間をかけてフラット化する可能性があるため、重要である。

上記の会計処理及びイールド・カーブ感応度により、急勾配を示すイールド・カーブ・シナリオにおいて、当グループは、OCIにおいて認識される公正価値の損失の結果、当初、株主資本の減少を認識するものと予想している。このことは、金利の上昇がとりわけイールド・カーブのショート・エンドの方（短期の方）にいったん影響を及ぼした後で、NIIの増加によって時間をかけて埋め合わせがなされる。この影響は、キャッシュ・フロー・ヘッジとして示された金利スワップ上の損益が規制資本目的において認識されないためにはっきり言えないものの、CET1自己資本に類似することとなる。

当グループは、1年及び3年の間に一定の業務取扱高の仮定の下で想定されるNIIへの影響を分析するため、金利に敏感なバンキング勘定エクスポージャーを一連の金利シナリオに適用する。当グループは、更に、各シナリオにおける金利の動きが、コーポレート・センターグループALMに管理され、OCIにおいて認識される売却可能金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値へ与える影響も考慮する。かかるシナリオ分析は、株主資本並びに年金基金資産及び負債のCET1自己資本に対する、推定されるOCIを通じた効果も含まれる。一定の標準的なシナリオ（全てのイールド・カーブの100ベース・ポイントのプラスの平行移動をする等。）は維持され、定期的に使用されるが、その他のシナリオは変化する市場状況の機能のひとつとして採用される。

2016年度末においては下記のシナリオが詳細に分析された。

- － ネガティブIR（NIR）のち回復：ユーロ及びスイス・フランのイールド・カーブが最初の3ヶ月間において50ベース・ポイントマイナスの平行移動（ゼロ・フロアの適用なし）を示し、その結果、マイナス又は更なるマイナスとなった。他方、米ドル及びその他の通貨のイールド・カーブは25ベース・ポイントマイナスの平行移動をしたものの、下限はゼロに留まった。市場インプライド・フォワード・レートによれば、その後、全ての通貨は回復している。
- － NIRのち安定：NIRのち回復のシナリオと同様の仮定であるが、最初の3ヶ月の後もレートは回復せず、シミュレーションの時間枠終了時までその当時に優勢な水準に留まっている。
- － ユーロ圏のデフレ及び連邦準備制度理事会による量的緩和の縮小：米ドルのイールド・カーブは上昇し、急勾配を示した。ユーロ及びスイス・フランのイールド・カーブはNIRのち回復のシナリオと同様の変化を示した。
- － 平行移動+100ベース・ポイント：全てのイールド・カーブが100ベース・ポイントプラスの平行移動を示した。
- － 2016年CCAR「悪化」：連邦準備制度理事会による包括的な資本の分析及び見直し（CCAR）の「悪化」のシナリオ（金利要素のみ）。
- － 2016年CCAR「深刻な悪化」：連邦準備制度理事会によるCCARの「深刻な悪化」のシナリオ（金利要素のみ）。
- － 量的金融緩和政策のち回復：中央銀行が市場を流動性で満たし、短期金利（ゼロ又はマイナス金利政策）を食い止めている。債券市場／投資家は後にインフレの恐怖に怯えることとなり、その結果、長期金利が急上昇する（その結果、5年先のレートが2008年以前の水準となる）；短期金利も後に続く。

- － 逆傾斜：全ての通貨における利回りが短期金利の場合に急上昇する（長期金利は小幅な上昇）：1年以下の満期については+200ベース・ポイント、5年満期については+100ベース・ポイント、そして8年から10年満期については+20ベース・ポイント上昇する。
- － 安定したレート：全てのレートが現状の水準を維持する。

分析の結果は、NIIのベースラインと比較された。NIIのベースラインは、全ての通貨の金利が、その市場インプライド・フォワード・レートに従い、一定の業務取扱残高の仮定の下で変化する前提で計算される。1年及び3年の期間で計算されたNIIベースラインへの影響値は、それぞれ10%及び18%の悪化並びに1年及び3年の期間でそれぞれ約18%及び17%の改善の範囲で変動した。最も深刻なシナリオは1年及び3年の両期間で計算された「CCAR「深刻な悪化」」である。両期間で計算されたシナリオのうち最も有益なシナリオは「逆傾斜」である。

上記のシナリオ分析に加え、当グループは、一定の業務取扱残高及び構造の下で変化する前提で計算されるNIIのベースラインと比較した、瞬時の-200及び+200の平行移動ショックに対するNIIの感応度も観察している。初年度のNIIがNIIのベースラインと比較して結果的に減少した場合は、市場金利の不利な動きに晒された場合の感応度の動きを観察するため、事前に定義された基準値レベルの対象となる。2016年12月31日現在、NIIのベースラインは-200の平行移動ショックの下では約14%低くなったと考えられ、他方で+200の平行移動ショックの下ではおよそ28%高くなったと考えられる。

特にスイス・フランの持続する低金利及びマイナス金利環境から当グループのNIIの水準を守るため、当グループは、当グループの金利連動商品のプライシングの適切な追加調整と共に、ウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の預金ベースを通じた融資業務の自己資金調達に依拠する。この貸借対照表の平衡を例えば、当グループのモーゲージ・ローン又は預金のいずれかが当グループのピアに対しても魅力のない価格設定等で失った場合、持続する低金利又はマイナス金利環境下において、当グループのNIIの減少を招く可能性がある。当グループは一定の業務取扱高を仮定しているため、これらのリスクは上記の金利シナリオには反映されていない。

更に、低金利又はマイナス金利環境が持続又は悪化した場合、当グループのNIIに更なる圧力がかかり、当グループは、スイス・フランの高品質の流動資産ポートフォリオを維持するための追加費用が必要となる可能性がある。スイス国立銀行の銀行向け預金免税限度の引き下げも当グループが、例えば、当グループの預託者に費用の一部を転嫁することでは相殺できない程の費用の増加に繋がる可能性がある。ユーロの金利が著しく低下して更にマイナスになった場合も同様に、当グループの流動性費用も増加し、ユーロ建ての貸出金及び預金から発生した当グループのNIIを取引高不均衡のリスクに晒すことになる。全体的な経済及び市場状況により、大幅なマイナス金利又はマイナス金利の持続は、当グループのウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の顧客の負債の返済及び当グループに預金として預ける金額のうちの、余分な金額を減少させる原因にもなる。これにより潜在的な業務取扱高が減少し、当グループのNIIも共に低下する。

預金の純減少により、代替資金調達の期間及び性質、かかる資金調達がホールセール市場において調達されるのか、他通貨建ての利用可能な資金とのスワップで調達されるのか等、様々な要因に依拠する、潜在的な相対的コスト増での代替資金調達が必要となる。他方、過剰な預金ポジションの原因となる不均衡に対しては、マイナスのイールドにおいての投資が必要となるが、当グループの過剰預金残高処理の構造上、十分に相殺できない可能性がある。

金利感応度のイールド・カーブにおける平行移動

バンキング勘定における金利リスクは資本目的において実証されていないが、規制上の基準に従う。2016年12月31日現在、当グループのバンキング勘定金利リスク・エクスポージャーにおける金利の200ベース・ポイントのプラス及びマイナスの平行移動の経済価値への影響は、規制機関が推奨する適格な自己資本の20%の基準を大幅に下回る。

とりわけスイス・フラン、またスイス・フランほどではないがユーロ及び日本円についても、低金利状態においては、ウェルス・マネジメント業務及びパーソナル&コーポレート・バンキング部門の顧客取引の金利の下限は非負の利率に設定されている。同様に、この開示テーブルの目的においては、100/200ベース・ポイントの下向の動きは、結果として生じる金利ショックがマイナスにならないようにするために下限となっている。この下限設定によって、感応度は非線型となる。

バンキング勘定の金利上昇に対する感応度は、1 ベーシス・ポイントにつきマイナス410万スイス・フランから、1 ベーシス・ポイントにつきマイナス310万スイス・フランまで減少した。これは主にウェルス・マネジメント・アメリカズにおけるマイナスの感応度の減少によるもので、主にウェルス・マネジメント・アメリカズにおける満期のない預金に係る顧客金利モデルの修正に起因するものであった。これにより、当該顧客金利モデルは、過去の市場金利と顧客金利の関係をより正確に表すように強化された。スイス・フランの金利感応度は1 ベーシス・ポイントにつきマイナス20万スイス・フランから、1 ベーシス・ポイントにつきプラス50万スイス・フランまで変化したが、この大部分は、コーポレート・センタ―グループALMが行った、当グループのスイス・フラン建て株式の新たなデュレーション目標（2015年度中、主にスイス・フランの低金利環境に対応して短縮されていた。）に対するバンキング勘定のエクスポージャーの残余調整に起因する。

バンキング勘定の金利上昇に対する感応度には、売却可能金融資産及びそれに関連するヘッジに分類されている債券投資から発生する金利感応度が含まれる。これらのポジション（ヘッジを除く。また、売却可能に計上される資金への投資を除く。）のそれぞれの投資における利回りの1 ベーシス・ポイントの平行上昇に対する感応度は、約マイナス300万スイス・フランであるが、かかる費用が発生する場合には、OCIに計上されることになる。この感応度は、2015年12月31日現在より1 ベーシス・ポイントにつき約600万スイス・フラン下回るが、これは主にコーポレート・センタ―グループALMにおいて保有される売却可能債券の減少によるものであり、これに伴って公正価値での測定を指定された債券が増加した。

バンキング勘定の金利上昇に対する感応度には、キャッシュ・フロー・ヘッジにおいて指定された金利スワップから生じる金利感応度も含まれる。これらのヘッジの有効な部分に伴う公正価値の損益は、当初、資本において認識される。ヘッジの対象となる予想キャッシュ・フローが損益に影響を及ぼす場合、ヘッジ手段のデリバティブに伴う損益は資本から損益に再分類される。これらのスワップは、米ドル、ユーロ、スイス・フラン及び英ポンドで表示される。基礎的なLIBORのイールド・カーブにおける1 ベーシス・ポイントの増加は、税金調整を除外すれば、約2,000万スイス・フランの資本の減少となったはずである。

その他の市場リスク・エクスポージャー

自己の信用

当グループは、公正価値での測定を指定された金融負債の評価に反映される当グループの自己の信用の変化にさらされている。この評価においては、当グループの自己の信用に係るリスクは市場参加者によって考慮される。当グループはまた、自己のクレジットをデリバティブの価値に組み入れるために負債評価調整（DVA）を見積もる。

当グループは2016年1月1日付で、国際財務報告基準（IFRS）第9号に基づく当グループ独自のクレジットの表示に関する規定を採用した。同日以降、当グループのクレジットに関連する、損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の変動は、OCIにおいて認識されている。

構造的為替リスク

連結では、海外事業において保有されている資産及び負債は、財務諸表日付における最終の為替レートによりスイス・フランに換算される。スイス・フラン以外の資産及び負債のスイス・フランとの為替差異はOCIにおいて認識され、それゆえに株主資本及びCET1自己資本に影響を及ぼす。

コーポレート・センタ―グループALMは、資産及び負債の組み合わせによる資金調達並びに純投資ヘッジを含め、この為替エクスポージャーを管理する戦略を採用している。

株式投資

IFRSに基づき、トレーディング勘定に含まれない株式投資は、売却可能金融資産、公正価値での測定を指定された金融資産又は関連会社投資に分類される場合がある。

当グループは、様々な目的で、様々な事業体への直接投資及び上場・非上場会社の持分の取得を行う。これには、当グループの事業活動を支えるために保有されるその他の投資（取引所会員及び決済機関メンバーシップ等）が含まれる。当グループは、当グループが管理するファンドについては、当該ファンドの設定時に資金を提供若しくは「当初資金を投入」する目的又は当グループの利益と投資家の利益が合致していることを証明する目的で投資を行うこともある。当グループは、自ら顧客に販売したファンドから証券及び受益証券を購入し、また契約要件により購入することもある。

株式投資の公正価値は、各投資固有の要因の影響を受ける傾向にある。株式投資は、通常、中期での保有が意図され、ロックアップ契約に従うことがある。これらの理由により、当グループは、通常、これらのエクスポージャーを、トレーディング活動に適用される市場リスク測定を利用して管理しないが、これらの株式投資は、経営幹部及びリスク・コントロール部門による新規投資の事前承認、ポートフォリオ及び集中度の制限等の様々な範囲の統制並びに定期的な監視及び報告の対象とされる。また、これらは、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準にも含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含められる。

2016年12月31日現在、当グループは、合計16億スイス・フランの株式投資を行っており、うち6億スイス・フランは**売却可能金融資産**に分類され、10億スイス・フランは**関連会社投資**に分類された。これは概して前年度から変化がなかった。

債券投資

売却可能金融資産に分類される債券投資は公正価値で測定され、公正価値における変動は資本を通じて計上され、主として法律上、規制上、又は流動性を理由として保有されるマネー・マーケット商品及び債務証券に広く分類することができる。

売却可能金融資産に分類された負債性商品に適用されるリスク統制の枠組みは、商品の性質と保有目的により異なる。当グループのエクスポージャーは、市場リスク制限に組み入れられ、又は特別な監視を受ける可能性及び金利の感応度分析を受ける可能性がある。これらはまた、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含められる。

売却可能金融資産に分類された債券投資は、2016年12月31日現在、公正価値で150億スイス・フランであった。これに対し、2015年12月31日現在は、公正価値で619億スイス・フランであった。2016年度中の減少は、主に、高品質流動資産として保有されるバランスシート上の証券を、**売却可能金融資産**から**公正価値での測定を指定された金融資産及び満期保有目的金融資産**に移行したことに起因する。

年金リスク

当グループは、過去及び現在の従業員向けに年金制度を多数提供しているが、その一部はIFRSに基づき確定給付年金制度として定義されている。これらの確定給付年金制度は当グループのIFRS資本及びCET1自己資本に重大な影響を及ぼす可能性がある。

今後、予想年金支払額を満たすため、各制度は従業員及び雇用者による拠出を様々な資産に投資する。年金制度の資金状況はこれらの資産の公正価値と年金制度加入者に対する予想年金支払額の現在の価値との差、すなわち確定給付債務である。

年金リスクは、確定給付年金制度の資金状況が悪化した場合に当グループのIFRS資産及び／又はCET1自己資本に悪影響を与えるリスクである。かかるリスクは制度資産又は投資収益の価値の低下、確定給付債務の増加若しくはこれらの組合せで発生する。

制度資産の公正価値に影響を与える重要なリスク要因には、とりわけ、株式市場収益、金利、債券利回り及び不動産価格が含まれる。予想年金支払額の現在価値に影響を与える重要なリスク要因には、高水準の債券利回り、金利、インフレ率及び平均寿命が含まれる。

年金リスクは、当グループ全体の統計的及びストレス・テスト基準に含まれ、当グループのリスク選好の枠組みに含められる。潜在的な影響は、従って、当グループのストレスが完全に適用された後のCET1自己資本の計算において確認することができる。

UBS自己株式エクスポージャー

グループ財務部門は、従業員株式報酬に関連する将来の株式交付義務のヘッジを唯一の目的として、UBSグループAG株式を保有している。更に、インベストメント・バンク部門は、主にUBSグループAG株式及び関連するデリバティブのマーケット・メーカーとして、また一定の発行済みの仕組債証券をヘッジするために、非常に少数のUBSグループAG株式を保有している。

カントリー・リスク

カントリー・リスク対応策

カントリー・リスクには、国家の法域内で起こる当該国特有の全ての事象が含まれ、当該リスクはUBSのエクスポージャーの減損を招く可能性がある。カントリー・リスクは、財政的責任を履行する政府の能力及

び意欲に関係するソブリン・リスク、発行体若しくはカウンターパーティが中央銀行の外国為替振替における一時停止を受けて外貨を取得できない場合に生じるトランスファー・リスク、又は「その他の」カントリー・リスクの形を取ることがある。「その他の」カントリー・リスクは、一方では増加した複数のカウンターパーティ及び発行体のデフォルト・リスク（システミック・リスク）により、また他方で、政治の安定、制度的枠組み及び法的枠組み等の国家の状況に影響を及ぼしうる事象により生じる。当グループは安定したリスク統制の枠組みを維持しており、かかる枠組みを通して当グループは、当グループがエクスポージャーを有する全ての国のリスク・プロファイルを評価する。

当グループは各外国に対して、当該国家が自身の外貨建ての金融債務につき債務不履行となる可能性を示すソブリン格付を付与する。当グループの格付は、「デフォルト確率」の項に記載される、統計的に導出されたデフォルト確率により表示される。こうした内部の分析に基づき、当グループは送金事象が発生する確率も明確にし、「その他の」カントリー・リスクの側面を各国に所在する事業体のカウンターパーティ格付の分析にどのように組み込むべきかということに関して規則を制定する。

外国に対する当グループのリスク・エクスポージャーにおいては、それらの国々に与えられた信用格付が考慮されている。カントリー・リスク・シーリング（すなわち、エクスポージャー合計の上限）は、該当する外国のカウンターパーティ又は証券及び金融商品の発行体に対する当グループのエクスポージャーに適用される。当グループは、あるカウンターパーティについて、カントリー・シーリングがなければエクスポージャーを引き受けられる場合でも、信用供与、取引商品の取引、及び証券ポジションを、カントリー・シーリングに基づいて制限することがある。

カントリー・リスクの内部測定及び統制のため、当グループは、国家の危機の発生前、発生中、及び発生後に生じる市場の混乱について、その財務上の影響も検討する。市場の混乱は、ある国の債券・株式市場若しくはその他の資産市場の大幅な悪化、又は通貨の急落という形をとる場合がある。当グループは、国家の深刻な危機による潜在的な財務上の影響額を評価するために、ストレス・テストを使用している。これには、総合ストレス・テストのための妥当なストレス・シナリオの開発、危機事由が発生する可能性がある国の特定、潜在的損失額の算定、並びに関連信用取引の種類に応じた回収率及び影響を受けた国の経済的な重要性に関して仮定を行うことが含まれる。

当グループの市場リスクに対するエクスポージャーは、総合ストレス・テストにも使用される主要なグローバル・シナリオをカバーする標準ストレス・テストの対象でもあり、当該テストにおいて当グループは、全ての関連する国々における株式指数、金利及び為替レートに対して市場にショックを与える要因を適用し、金融商品の潜在的流動性を考察する。

カントリー・リスク・エクスポージャー

カントリー・リスク・エクスポージャーの測定

カントリー・リスクのプレゼンテーションは、当グループ内部のリスク見解に基づく。当グループ内部のリスク見解において、エクスポージャーの測定基準は、当グループが自身のエクスポージャーを分類している商品カテゴリーに基づく。「当グループの信用リスク・プロファイル」の項において定義されているバンキング商品及び取引商品へのエクスポージャーの分類に加えて、当グループは、社債や株式等の有価証券に関する発行体リスクの他に、当グループが売買する信用プロテクション、販売開始前のローン又は証券引受コミットメント及びシンジケーション向けの単一株式マージン貸出に関連するものを含むデリバティブ・ポジションに係る原参照資産に関するリスクをトレーディング滞留資産内に分類している。

当グループは純額でトレーディング滞留資産を管理することから、同一の原発行体のロング・ポジションの価値をショート・ポジションとネットしている。しかしながら、ネット・エクスポージャーは、表示された数値においては発行体ごとにゼロまで低下する。そのため、当グループは一定のヘッジ及び発行体全体のショート・ポジションの潜在的相殺利益を認識しない。

当グループは、「ヘッジ前エクスポージャー」としてカントリー・エクスポージャーを報告する際には、マスター・ネットिंग契約のリスク軽減効果及び現金又は多様な市場性のある有価証券のポートフォリオの形で保有された担保（これらは、基準となるエクスポージャーの正値から控除される。）を除き、予想回収金額を認識しない。バンキング商品及び取引商品において、信用プロテクションのリスク軽減効果は「ヘッジ後」エクスポージャーを決定する際に、想定ベースで考慮に入れられる。

カントリー・リスク・エクスポージャーの分配

通常、エクスポージャーは、契約上のカウンターパーティ又は証券の発行体の居住地である国に対して示される。資産又は収益源といった経済的財産を主に異なる国に有するカウンターパーティに関して、エクスポージャーは、かかる発行体のリスクに分配される。

これは例えば、金融オフショア・センターに設立された法人で、その主要な資産及び収益が居住地である国の外に流れている場合である。エクスポージャーに対して、当グループが保有する第三者保証又は担保にも同様の原則が適用される。このような場合、原有価証券の保証人若しくは発行体いずれかの居住地である国に対するエクスポージャー、又は担保資産がある国に対するエクスポージャーを報告する。

当グループは、その法人の居住地以外の国にある金融機関の支店に対するバンキング商品エクスポージャーには特別なアプローチを適用する。このような場合、エクスポージャーは、そのカウンターパーティの居住地である国に対して全額記録され、追加で支店がある国に対して全額記録される。

デリバティブの場合、当グループは、カウンターパーティの居住地である国に対する、再調達価額に付随するカウンターパーティ・リスクを（取引商品において）示す。更に、原参照資産の価値の瞬間的なゼロまでの低下（回復を想定しない。）に付随するリスクは、参照資産の発行体の居住地である国に対して（トレーディング滞留資産において）示される。このアプローチにより、当グループは、デリバティブから生じるカウンターパーティ及び該当する場合には発行体の双方のリスク要因を把握することができ、またこのアプローチは、シングルネームのクレジット・デフォルト・スワップ（CDS）及びその他のクレジット・デリバティブを含む全てのデリバティブに包括的に適用される。

基本的な例として、その居住地がX国であるカウンターパーティから購入した名目価値100のCDSプロテクションで、かつその居住地がY国である発行体の債務を参照するCDSプロテクションが20の再調達価額を有する場合、当グループは、（i）（取引商品における）X国に対するCDSの公正価値（20）、及び（ii）（トレーディング滞留資産における）Y国に対するCDSのヘッジ利益（名目価値－公正価値）（ $100 - 20 = 80$ ）を記録する。購入したプロテクションの例においては、80のヘッジ利益は、同一の発行体により参照資産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーと相殺され、発行体ごとにゼロまで低下する。売却したプロテクションの場合、同一の発行体により参照資産として保有及び発行される有価証券から生じるエクスポージャーに加えて、80のリスク・エクスポージャーとして反映される。資産のバスケットを参照資産とするデリバティブの場合、各参照事業体に対する発行体リスクは、当該事業体により発行された対応する参照資産（又は資産）の価値が瞬間的にゼロまで低下することを前提として、デリバティブの公正価値における予想変動として計算される。エクスポージャーはその後、発行体ごとにゼロを下限として、発行体の居住する国ごとに合計される。

ユーロ圏主要国に対するエクスポージャー

周縁のヨーロッパ諸国に対する当グループのエクスポージャーは引き続き限定的であるが、当グループは、ユーロ圏における不利な展開の影響拡大の可能性について依然として警戒している。「ストレス・テスト」の項で述べた通り、ユーロ圏の危機は、依然として世界的デフレーション・シナリオという総合ストレス・テストのための新たな必須の想定シナリオの中核的な部分であり、当グループのリスク選好の枠組みにおける最低自己資本、利益及びレバレッジ比率の達成目標に対するリスク・エクスポージャーの定期的な監視において最重要項目とされている。

CDSは当グループのトレーディング事業に関連して主に売買されているが、当グループのリスク・エクスポージャーの一部（特定のユーロ圏諸国に関連するリスク・エクスポージャーを含む。）をヘッジするためにも使われている。2016年12月31日現在において、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れることなく、当グループは、ギリシャ、イタリア、アイルランド、ポルトガル又はスペイン（GIIPS）に居住の発行体に関する名目元本総額約140億スイス・フランのシングルネームCDSプロテクションを購入し、これらの同じ国々について名目元本総額130億スイス・フランのシングルネームCDSプロテクションを売却した。純額では、マスター・ネットリング契約のリスク軽減効果を考慮に入れて、これは名目元本総額約40億スイス・フランの購入及び名目元本総額30億スイス・フランの売却に相当する。購入されたプロテクション総額の99%超は、投資適格カウンターパーティ（当グループの内部の格付に基づく。）から購入したもので、担保付であった。かかるプロテクションの大半はユーロ圏外に居住の金融機関から購入したものであった。購入されたプロテクション総額のうちの約1億スイス・フランがGIIPSに居住のカウンターパーティから購入したものであり、参照法人として同国に居住のカウンターパーティから購入したものは僅か1,900万スイス・フランであった。

契約上、支払は一定のシナリオ下においてのみ行われるので、信用破綻防止のためにCDSを保有することにより、必ずしもプロテクションの買手が損失から守られるわけではない。デフォルト・リスクのヘッジとしての当グループのCDSプロテクションの有効性は、CDSが引き受けられた契約条項を含む多くの要因の影響を受ける。通常、CDS条項により定義された信用事象（とりわけ、債務不履行、再編又は破産を含むことがある。）の発生によってのみ、購入された信用プロテクション契約に基づく支払が生じる。ソブリン債に係るCDS契約では、契約拒絶も債務不履行事由とみなされうる。信用事象が発生したか否かの判断は、CDS条項並びに当該事象を取り巻く事実及び状況に基づき、関連ある国際スワップデリバティブ協会（ISDA）の決定委員会（多様なISDA加盟法人により構成される。）が下す。

新興市場国に対するエクスポージャー

ソブリン格付区分に基づけば、2016年12月31日現在の当グループの新興市場国へのエクスポージャーのうち、83%（2015年12月31日現在から変動はなかった。）は投資適格であった。

当グループの中国に対する直接的な正味のエクスポージャーは、主に当グループの適格海外機関投資家事業に関連するトレーディング滞留資産の減少により、前年から15億スイス・フラン減少して、51億スイス・フランであった。トレーディング滞留資産（公正価値で測定される。）は、引き続き当グループの中国に対するエクスポージャーの大部分を占めている。

オペレーショナル・リスク

主な動向

当グループ及び当業界においては、多くの分野（最も顕著なのはオペレーショナル・レジリエンス、行為規制、サイバー・セキュリティ及び金融犯罪の分野である。）でオペレーショナル・リスクが高まっている。

脅威が進化し続けており、攻撃の威力が増しているため、引き続き、特にサイバー・セキュリティにおいてオペレーショナル・レジリエンスが重要である。2016年度に、当業界においては、ビジネスメール詐欺による不正支払や世界的なSWIFT支払のインフラを狙った攻撃やより強力なサービス妨害攻撃が増加した。そのため、当グループは、引き続き防止策及び攻撃が成功した場合の迅速な回復力の向上を重視し続けている。当グループは、最も深刻なサイバー攻撃に対するサイバー回復戦術を実施するとともに、グループ執行役員会及びBoDのレベルまで定期的なサイバー危機演習を行った。また、当グループは、第三者ベンダー統制手続の拡大及びベンダーへの依存関係を含む事業継続の枠組み全般の構築も継続した。

顧客にとって公正な結果を実現すること、市場の健全性を守ること、及び最高水準の従業員行為を維持することが当グループにとって極めて重要である。行為規制違反リスクの管理は当グループのオペレーショナル・リスク対応策の中心的な部分である。行為規制に関連する管理情報は、事業及び地域のガバナンスの段階において検討され、従業員の行為、顧客及び市場に関する指標を提供する。従業員の行為は、毎年の報酬に係る手続において主要な検討事項となっている。

低金利及びEUの金融商品市場指令II等の主要な法改正プログラムが継続しているため、適合性リスク、製品の選択、部門間のサービスの提供、アドバイスの質及び価格の透明性も、引き続きUBS及び当業界全体において重視が強まる分野である。当グループの適合性、製品及び利益相反統制の枠組みは、適用法令及び規制上の要請の順守を確保するために継続的に監視されている。

技術革新や地政学的情勢が複雑さを増し、規制当局が高い関心を持ち続けているため、マネーロンダリング、テロ資金調達、制裁違反、詐欺及び贈収賄などの金融犯罪は引き続きリスクとなっている。依然として、効果的な金融犯罪防止プログラムが当グループにとって不可欠である。マネーロンダリングや金融詐欺の技術はますます巧妙になっている一方で、地政学的な不安定さのために制裁の状況がより複雑になっている。当グループは、金融犯罪防止プログラムの一環として引き続き当グループの検出機能及び基幹システムに多額の投資を行っている。クロスボーダー・リスクは、財政透明性に対する強い重視並びに自動情報交換及び潜在的にEUの金融商品市場指令II等の法律の増加により、依然として、世界中の金融機関について規制当局が注目している分野である。当グループは、引き続き、規制上の要請に従うべくクロスボーダー統制の枠組みを調整し、法令を遵守した、顧客主導のクロスボーダー事業を促進し続ける。

当グループは、外国為替事業におけるフロントオフィスの手続と統制を強化するために改善作業計画を完了した。この計画は、外国為替問題の解決の一環として、米国、英国及びスイスの当局及び規制機関に対して行った具体的な約束を守るように策定されている。新たな規制の導入、規制当局間の国際協力及び個人の

責任と業界の経営モデルの重視の高まりにより引き続き規制環境全般が大きく変化し続けているため、当グループは、当業界の規制機関との強力な関係を維持し、改善措置を実行し持続するにあたり目に見える向上を示すことが重要である。

オペレーショナル・リスク対応策

オペレーショナル・リスクは当グループの事業に固有の部分である。損失は、不適切な若しくは機能しない社内手続、決定及びシステム又は外的事象により生じうる。当グループは、リスクと利益の適切なバランスを実現するために、重大なオペレーショナル・リスク及びその潜在的集中の特定、評価及び軽減を支援する当グループ全体の枠組みを設定している。各部門の社長及びコーポレート・センター部門の責任者は、オペレーショナル・リスク管理の有効性及びオペレーショナル・リスク対応策の実施について最終的に責任を負う。全ての部門の経営陣は、確固とした内部統制、効果的な監督及びリスクに対する強固な企業風土の確立及び保守を含め、強固なオペレーショナル・リスク管理の環境を確保する責任を負っている。2016年度に、当グループは、オペレーショナル・リスク対応策を簡略化して管理上の負担を軽減し、かかるオペレーショナル・リスク対応策を日常的にリスクを管理する業務において使用される重要な手段としてより適切に定着させる作業に着手した。当グループは、かかる取組みにより、リスクが選好の範囲内に留まっていることを確認するためにオペレーティング上の制約をより多く活用しようとしている。

コンプライアンス及びオペレーショナル・リスク・コントロール部門（C&ORC）は、当グループ全体におけるオペレーショナル・リスク管理の妥当性について、独立した客観的視点を提供し、当グループの全てのオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク及び行為規制違反リスクを含む。）が確実に当グループのリスク選好に沿って理解され、支配され、管理されることに責任を負う。C&ORCは、グループ・チーフ・リスク・オフィサーの監督下であり、リスク・エグゼクティブ委員会のメンバーであるコンプライアンス及びオペレーショナル・リスク・コントロール部門のグローバル責任者が委員長を務める、C&ORC管理委員会により統括される。

オペレーショナル・リスク対応策は、UBSにおけるオペレーショナル・リスク（コンプライアンス・リスク及び行為規則違反リスクを含む。）を管理及び統制するための一般的な要件を定めている。当該対応策は以下の柱に基づいている。

- － オペレーショナル・リスク分類法による固有リスクの分類
- － 内部統制評価プロセスによる統制の設計及び運営効果に対する評価
- － オペレーショナル・リスク及びビジネス・リスクの評価プロセスによる残余リスクの評価、並びに残余リスクの許容水準の範囲外で特定された欠陥に対応するための改善
- － オペレーショナル・リスク選好の枠組みによる過度のオペレーショナル・リスクの特定、及び許容範囲のリスクに戻すために開始される措置

オペレーショナル・リスク分類法により、全部門にわたる当グループ固有のオペレーショナル・リスクが明確かつ論理的に分類される。組織の各階層を通じて、リスク・エクスポージャーを許容範囲に留まらせるのに必要とみなされるリスク耐性の水準並びに最低限の内部統制及び関連する運用基準値が、分類区分ごとに合意されなければならない。

当グループの全ての機能は、定期的に内部統制の評価を義務づけられており、これにより各機能の主要な統制手続の設計上及び運用上の有効性が評価及び証明される。かかるプロセスは、サーベンス・オクスリー法第404条（SOX法第404条）により義務づけられる財務報告の監視を行う統制手段の評価及びテストのベースともなる。この対応策により、独立したテスト、機能的な評価、経営の確認、及び必要に応じて改善のトラッキングに対するSOX法第404条上の統制の検証が容易になる。当グループは、統制不備の総合的な影響及び改善努力の十分性を評価するための一貫した全社的な枠組みを採用している。

UBSのリスク評価のアプローチは、全ての事業活動並びにUBSグループに脅威をもたらす内的及び外的要因を対象としている。リスク評価は、統制環境に弱点があればそれと共に集約されて、合意されたリスク耐性水準に対する現状のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーを明確に示す。

内部統制プロセス及びリスク評価プロセス中に発覚する重大な統制の不備は、オペレーショナル・リスクの要約として報告されなければならない、持続可能な改善策が策定及び実施されなければならない。全ての重要な課題は上級役員レベルの所有者に割り当てられ、かかる各管理責任者の年間実績測定及び経営目的に反映されなければならない。発生源を問わずに全ての既知のオペレーショナル・リスク課題に優先順位を付け

る一助として、全ての内部統制部門並びに内部及び外部監査により、共通の格付方法が採用される。グループ内部監査部門は、オペレーショナル・リスク課題の持続的な軽減及び統制において強固な経営規律を維持するために、リスク課題終結後に課題保証プロセスを実施する。

オペレーショナル・リスク選好は、当グループが許容範囲内のオペレーショナル・リスク・エクスポージャーで事業を行っているかどうかを把握できるように、合意された選好ステートメントに照らして評価される。

フロント部門からバックオフィスまでの統制環境及びリスク管理の責任は、チーフ・オペレーティング・オフィサーが負い、当グループにおける透明性のある報告により支えられている。リスクと行動は、引き続き当グループの業績及び報奨の検討において考慮され、また当グループは、引き続き一企業として、「優れた監督の原則」や必修の法令遵守及びリスク研修等の行動イニシアチブを実施する。

先進的計測手法モデル

上記に詳述したオペレーショナル・リスク対応策は、規制資本の算定と連動し、かつ、かかる算定の基盤となるものであり、これにより当グループはオペレーショナル・リスクの定量化及び効果的な管理インセンティブの確定が可能となる。

当グループは、FINMAの要件に従い、先進的計測手法（AMA）を利用して、オペレーショナル・リスクのエクスポージャーを測定し、オペレーショナル・リスクに係る規制資本を計算している。

規制対象子会社については、現地の規制機関の承認を得た上で、基本的指数又は標準的手法が採用されている。特定のUBSの企業体については、現地の規制要件を満たすために当グループのAMAの方法論が利用されている。UBSスイスAGについては企業体独自のAMAモデルが実施されているが、UBSリミテッドについては、UBSバンクUSAによるドッド・フランク法に基づくストレス・テストの提出のために、当グループのAMAモデルが利用され、現地の自己資本充実度に関する評価プロセスを支援している。2015年度に、当グループは、当グループのAMAモデルの設計、方法論及び較正の大規模な再開発を行った。変更後のAMAは、2016年度第1四半期から、オペレーショナル・リスクに係る規制資本の報告に用いられている。AMAの変更は、モデル設計全般にわたっており、安定してデータが駆動する（すなわち、基本的な）モデルの較正、定性的情報の使用及び構造化、並びに仮定的にストレスを与えた訴訟に係る評価を直接のフィードとして当該モデルに含めることを確立した。

現在、当該モデルには15種類のAMA測定単位が含まれており、その全てが当グループのオペレーショナル・リスク分類法と連動している。各モデル測定単位につき、頻度と重要度のパラメーターが較正される。そして、頻度と重要度の両方につきモデル化された分布関数を利用して、年間損失分布が作成される。その結果として得られる、全AMA測定単位にわたる全体的な年間オペレーショナル・リスク損失分布の99.9%の分位が、必要規制資本を決定する。現在、当グループは、AMAモデルにおいて保険又はその他のリスク移転メカニズムを通じた軽減を反映していない。

基本的な又はデータ駆動の頻度と重要度の分布を較正する際に重要な前提は、過去の損失パターンとエクスポージャーが将来の事象の合理的な代替物になるということである。しかしながら、当グループの手法は、過去の内部損失をモデル化するだけでなく、外部の業界損失も含むことに留意することが重要である。変更後のAMAモデルの一部として導入された統計上の仕組みにより、内部的なUBSの損失プロファイルとかなり一貫性のある業界損失のみが、妥当なモデル駆動の見積りを得るためのモデル化に利用されるようになっている。

当グループの進化し続ける事業戦略及び内部統制の枠組みの拡充といった内部要因だけでなく、新たな規制、地政学的変化、不安定な市場及び経済情勢を含む、急速に変化する外部の事情を明らかにするために、基本的な較正である過去の内部及び外部の損失のモデル化が更に改良され、潜在的な将来の損失をより効果的に予測している。損失予測を改善するために、外部の事業環境と内部統制の枠組みの両方に関する定性的情報がまとめられ、対象分野の専門家（SME）のインプットを体系化し、容易にするために総合評価が決定されている。SMEによる審査は、AMAモデルを較正する際に重要な定性的要素を明らかにすることを目的とするが、SMEが提供できる専門知識や洞察を較正プロセスにおいて考慮に入れることもその目的である。

リスク感応度を確実にするために、当グループのモデルは定期的に再較正しなければならない。そのため、SMEによる審査は、毎年度第3四半期から第4四半期に行われる年1回の手続きであり、全ての測定単位を対象とする。変更の提案は、承認を得るためにFINMAに提出され、翌年度の第1四半期の開示のために実施される。更に、半年毎に行われる高度の審査により、毎年の較正と較正の間にモデルのアウトプットに反

映されるべき重大な動向があれば、かかる動向が明らかになる。かかる変更は、規制当局による承認後、第3四半期の開示のために効力を生じる。

2016年度第3四半期に、当グループは、事業部門及びコーポレート・センターの業務部門に対するオペレーショナル・リスクに係るRWA割当のための方法論を変更した。変更後の方法論では、過去のオペレーショナル・リスク損失分布を考慮するだけでなく、事業部門及びコーポレート・センターの業務部門の相対的な規模並びにその他のオペレーショナル・リスク指標が勘案される。

AMAモデルの確認

当グループのAMAモデルには、モデルのパラメーターの適切性を確保し、かつ日々変化する当グループのオペレーショナル・リスク・プロファイルを反映するための質的及び定量的な見直しが毎年実施される。かかる見直しはモデル・リスク管理及び統制部門による独立の検証に服し、また追加的な感応度及びベンチマーク分析により補足される。

AMAモデルに関する今後の動向

2016年3月、バーゼル銀行監督委員会は、AMAに代えて標準的計測手法を導入することを提案する市中協議文書を発表した。UBSは、各協議プロセスに参加しており、引き続き動向を注意深く監視し続けている。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

下記2を参照のこと。

2【主要な設備の状況】

2016年12月31日現在、UBS AGは全世界の約816の事業及びバンキングに関する拠点で事業を行っている。そのうち、約42%がスイスに、41%が南北アメリカに、10%がスイス以外のヨーロッパ、中東及びアフリカに、7%がアジア太平洋地域に所在する。スイスに所在する事業及びバンキングに関する拠点のうち、32%はUBS AGが直接保有し、残りは、UBS AGのスイス国外の事業所の大部分と同様に、商業リースによるものである。当該設備は、継続的に保守及び改良が行われており、現在の業務及び予想される業務に適切かつ適当であるものとみなされる。

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記14を参照のこと。

3【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

当行の普通株式は、1株当たりの額面0.10スイス・フランの記名株式であり、全額払込済みである。

(1)【株式の総数等】（2016年12月31日現在）

①【株式の総数】

授 権 株 数 (株)	発 行 済 株 式 総 数 (株)	未 発 行 株 式 数 (株)
記 名 式 4,374,608,778	記 名 式 3,858,408,466	記 名 式 516,200,312

(注) 上記記名株式は額面金額0.10スイス・フランである。

資本の額（2016年12月31日現在／財務書類に基づく）

	額 面 価 額 スイス・フラン	株 式 数	資 本 金 スイス・フラン	(百万円)
発行済払込済株式資本	0.10	3,858,408,466	385,840,846.60	(44,194)

②【発行済株式】

記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種 類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内 容
記名式額面株式 (額面金額0.10スイス・フラン)	普通株式	3,858,408,466	該当なし	(注)

(注) 株式1株につき1議決権を有する。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】（2016年12月31日現在）

株式資本の変動

（単位：スイス・フラン(百万円)）

年 月 日	発行済株式総数 増減数(数)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額	資本金残高	摘 要
2012年12月31日	-	3,835,250,233	-	383,525,023 (43,929)	従業員オプションの行使
2013年12月31日	6,751,836	3,842,002,069	675,184 (77)	384,200,207 (44,006)	従業員オプションの行使
2014年12月31日	2,558,844	3,844,560,913	255,884 (29)	384,456,091 (44,036)	従業員オプションの行使
2015年12月31日	13,847,553	3,858,408,466	1,384,755 (159)	385,840,847 (44,194)	2015年5月に任意の株式 配当を行った際、条件付 株式資本からUBS AGの新 株を発行
2016年12月31日	0	3,858,408,466	0	385,840,847 (44,194)	

(4)【所有者別状況】

UBSグループAGは、2016年12月31日現在UBS AG株式の100.00%を所有している。よって、2016年12月31日現在、UBSグループAGがUBS AGの唯一の主要株主であった。

(5)【大株主の状況】

2016年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
UBSグループAG	スイス国 チューリッヒ市 8001 バーンホフストラッセ45	3,858,408,466	100.00%

2【配当政策】

配当支払を行うか否かの決定及び当行が払う配当の水準は、年次の利益及び当行に投入される資本水準を含む様々な要因に依拠する。

3【株価の推移】

該当事項なし。

4【役員の状況】（提出日現在。ただし、株式所有数については2016年12月31日現在）

UBS AGの役員のうち、16名が男性で6名が女性であった（女性の比率は27.3%）。

(1) 取締役会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)

アクセル A. ウェーバー (Axel A. Weber)	取締役会会長	1957年3月8日	アクセル A.ウェーバー氏は2012年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に選出され、2014年11月にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は、UBS AGとUBSグループAGの両方の取締役会会長である。同氏は、2012年よりガバナンス・指名委員会の委員長を務めており、2013年に企業風土・責任委員会の委員長に就任した。同氏は2004年～2011年にドイツ連邦銀行総裁を務めており、その間、他にも欧州中央銀行政策理事会理事、国際決済銀行取締役会のメンバー、国際通貨基金のドイツ代表総務及びG7とG20の蔵相・中央銀行総裁のメンバーを務めていた。また、2011年には欧州システミックリスク理事会運営委員会のメンバー、2010年～2011年には金融安定理事会運営委員会のメンバーを務めた。また2002年～2004年にはドイツ政府経済諮問委員会委員であった。ウェーバー氏の学術方面での経歴としては、ケルン、フランクフルト・アム・マイン、ボン及びシカゴの大学での国際経済学、金融経済学及び経済理論の教授職が挙げられる。同氏はコンスタンツ大学で経済学の修士号を取得し、ジューゲン大学で経済学の博士号を取得しており、同大学では大学教員資格も取得している。また、デュースブルク＝エッセン大学及びコンスタンツ大学で名誉博士号を取得している。 職務：UBSグループAGの取締役、スイス銀行協会の理事、アヴニール・スイス評議会のメンバー、「ツークンフト・フィナンツプラッツ顧問会」(Beirat Zukunft Finanzplatz) の諮問委員会のメンバー、スイス財務審議会の理事、国際金融協会の理事長、国際通貨会議の議長、ヨーロピアン・ファイナンス・サービス・ラウン	1年	0株

		ドテーブルのメンバー、欧州 銀行グループのメンバー、シ ンガポール金融管理局金融経 済国際諮問委員会のメン バー、グループ・オブ・サー ティ（ワシントンD.C.）のメ ンバー、DIWベルリン評議会の 議長、チューリッヒ大学経済 学部の諮問委員会のメン バー、三極委員会委員		

ミシェル・デマレー (Michel Demaré)	独立副会長 監査委員会委員	1956年8月31日	ミシェル・デマレー氏は、2009年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年11月にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は2010年4月、独立副会長に初めて指名された。また、2009年から監査委員会、2010年からはガバナンス・指名委員会の委員を務めており、2013年に報酬委員会の委員に就任している。デマレー氏は、2005年にチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（「CFO」）及びグループ執行委員会のメンバーとしてABBに参加したが、2013年1月にABBでの職務から退いた。2008年2月～8月には、ABBの臨時CEOを務めている。2008年9月～2011年3月には、グローバル・マーケット部門社長とCFOを兼任した。デマレー氏は、バクスター・インターナショナル・インクからABBに参加しており、バクスターでは2002年～2005年にヨーロッパCFOを務めた。これ以前にはダウ・ケミカル・カンパニーで18年過ごし、ベルギー、フランス、米国及びスイスで、資金及びリスク管理に関する様々な役職に就いている。1997年～2002年には、グローバル・ポリオレフィン・エラストマー部門でCFOを務めた。同氏の役員としての経歴は、コンチネンタル・イリノイ・ナショナル・バンク・オブ・シカゴの多国籍銀行部門に始まり、アントワープを拠点としていた。デマレー氏は、ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）でMBAを取得し、ルーヴァン・カトリック大学（ベルギー）で応用経済学の学位を取得している。 職務：UBSグループAGの取締役、シンジェンタの取締役会副会長、ルイ・ドレフェス・コモディティーズ・ホールディングス・ビーヴィの取締役、ローザンヌのIMDファウンデーション監事会副会長、持	1年	0株

			続的農業のためのシンジェン タ基金の理事長及びチュー リッヒ大学の銀行金融学部諮 問委員会のメンバー		
デイヴィッド・ シドウェル (David Sidwell)	リスク委員会委員 長	1953年 3月28日	デイヴィッド・シドウェル氏は、2008年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年11月にはUBSグループAGの取締役に選出された。2010年4月、同氏は上級独立取締役に初めて指名された。2008年よりリスク委員会の委員長を務めており、2011年よりガバナンス・指名委員会委員を務めている。シドウェル氏は2004年～2007年にモルガン・スタンレーの執行副社長兼CFOに就任していた。モルガン・スタンレーに入社する以前は、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーに勤務しており、そこでの20年にわたる業務のなかで経理部長をはじめとする多くの役職を経験しており、2000年～2004年にはインベストメント・バンクのCFOを務めた。これ以前には、ロンドンとニューヨークの両地で、プライス・ウォーターハウスに勤務していた。シドウェル氏はケンブリッジ大学を卒業しており、イングランドとウェールズの英国勅許会計士協会から公認会計士の資格を得ている。 職務：UBSグループAGの取締役、ニューヨークのオリバー・ワイマンの上級顧問、チャブ・リミテッドの取締役、GAVIアライアンスの理事、ニューヨークのビレッジ・ケアの取締役会会長、ワシントンDCの全米高齢者問題協議会の理事	1 年	0 株

レト・フランチオーニ (Reto Francioni)	リスク委員会委員	1955年8月18日	レト・フランチオーニ氏は、2013年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年11月にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は、2013年より企業風土・責任委員会委員、2014年より報酬委員会委員、2015年よりリスク委員会委員を務めている。また、2005年～2015年にはドイツ証券取引所のCEOに就任していた。2006年より、同氏はバーゼル大学にて応用資本市場理論の教授として教鞭をとっている。2002年～2005年には、監督委員会委員長及びチューリッヒのSWXグループの社長を務めていた。フランチオーニ氏は、2000年～2002年まで、ニュルンベルクのコンソースAGの共同CEO兼取締役会代表を務め、1993年～2000年まで、ドイツ証券取引所で様々な管理職を経験しており、そのうち1999年～2000年にCEO代理に就任していた。1992年～1993年に、バーゼルのホフマン・ラ・ロシュのコーポレート・ファイナンス部門に勤務しており、それ以前はトルパルティーテ・ボース協会の執行役員を数年勤めていた。1985年～1988年、同氏は旧クレディ・スイスに勤務し、株式営業及び法務を担当していた。同氏の職務経歴は、スイス・ユニオン銀行の商業部門に所属した1981年からスタートしている。フランチオーニ氏は、1981年に法学を修めており、1987年チューリッヒ大学にて博士号を取得している。 職務：UBSグループAGの取締役、スイス・インターナショナル・エアラインの取締役会長、コカコーラ・エイチビーシー・アーゲーの取締役、フランチオーニ・アーゲーの取締役、メテク・イノベーション・パートナーズ・アーゲーの取締役	1年	0株

アン F. ゴッドビア (Ann F. Godbehere)	監査委員会委員	1955年4月14日	アン F. ゴッドビア氏は、2009年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年11月にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は、2011年より報酬委員会委員長に、2009年より監査委員会委員に就任している。ゴッドビア氏は、2008年2月にノーザン・ロックのCFO兼執行役員に指名されており、2009年1月末までの事業国有化の初期段階にこの任に就いていた。この役職以前、2003年～2007年にはスイス・リー・グループのCFOを務めていた。ゴッドビア氏はチューリッヒのプロパティ&カジュアルティ部門のCFOを2年間務め、それ以前は3年間、ロンドンの生命健康保険部門のCFOを務めた。1997年から1998年にかけて、カナダのスイス・リー・ライフ・アンド・ヘルスのCEO兼北米のスイス・リーのIT部長に就任しており、1996年～1997年には、北米スイス・リー・ライフ・アンド・ヘルスのCFOを務めた。ゴッドビア氏は、公認一般会計士であり、2014年に勅許職業会計士協会の一員となり、また2003年にはカナダの公認一般会計士協会の一員となっている。 職務：UBSグループAGの取締役、リオ・ティント・ピーエルシー（監査委員会委員長）及びリオ・ティント・リミテッドの取締役会構成員（監査委員会委員長）、並びにブリティッシュ・アメリカン・タバコ・ピーエルシーの取締役会構成員	1年	0株

ウィリアム G. パレット (William G. Parrett)	監査委員会委員長	1945年6月4日	ウィリアム G・パレット氏は、2008年10月の臨時株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年11月にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は、2009年より監査委員会委員長、2012年より企業風土・責任委員会委員及び2015年より報酬委員会委員を務めている。同氏の執行役員としての経歴は全てデロイト・トウシュ・トーマツでの経歴であり、2003年から2007年の引退までCEOを務めていた。1999年～2003年に、デロイト&トウシュ USA LLPのマネージング・パートナー、更に1999年～2007年に、デロイトのグローバル執行委員を務めている。パレット氏は、1995年にデロイトの米国ナショナル・ファイナンス・サービス・インダストリー・グループ、1997年にグローバル・ファイナンス・サービス・インダストリー・グループを創設し、この2つの功績によって会長職に就任した。パレット氏は、40年にわたる職務経験のなかで、世界規模で公的部門、民間部門、政府部門及び国有部門の顧客に対して業務を実施してきた。パレット氏は、ニューヨークのセント・フランシス大学にて、会計学の学士号を取得しており、公認会計士（ニューヨーク）である。 職務：UBSグループAGの取締役、イーストマン・コダック・カンパニー（監査・財務委員会委員長）、ブラックストーン・グループ・エルピー（監査委員会委員長及び利益相反審査委員会委員長）及びサーモフィッシャーサイエンティフィック・インク（監査委員会委員長）の取締役会構成員、コンデュエント・インクの取締役会会長、キャピタル・マーケット・レギュレーションの委員会委員、カーネギー・ホール理事会メン	1年	0株

			バー、米国国際ビジネス委員会の旧理事長、ユナイテッド・ウェイ・ワールドワイドの旧取締役会会長		
ジュリー G. リチャードソン (Julie G. Richardson)	リスク委員会委員	1963年4月10日	ジュリー G. リチャードソン氏は、2017年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は2017年よりリスク委員会の委員を務めている。リチャードソン氏は、2003年～2012年までプロビデンス・エクイティ・パートナーズのパートナー兼ニューヨーク支店長を務めていた。同社は、メディア、通信、教育及び情報企業への株式投資に特化した世界的な未公開株式企業である。同氏は、2014年まで合同会社の上級顧問を務め、1998年～2003年にJPモルガン・チェースの投資銀行部門の副会長兼同社のグローバル・テレコミュニケーションズ・メディア・アンド・テクノロジー・グループ長の任に就いていた。同氏の職歴は、1986年にメリル・リンチに始まり、1998年まで勤務しており、そこでの最終役職はメディア・コミュニケーション投資銀行業務本部長であった。リチャードソン氏は、ウィスコンシン大学マディソン校にて、経営学の学士号を取得している。 職務：UBSグループAGの取締役、ザ・ハートフォード・ファイナンシャル・サービシズ・グループの取締役（監査委員会委員長）、イェクストの取締役（監査委員会委員長）、アルコニック・インクの取締役、ベリート・インクの取締役（報酬委員会委員長）	1年	0株

イザベル・ロミー (Isabelle Romy)	監査委員会委員	1965年1月4日	イザベル・ロミー氏は、2012年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年11月にはUBSグループAGの取締役に選出された。同氏は、2012年より監査委員会及びガバナンス・指名委員会委員を務めている。ロミー氏は、スイスの大手商業法律事務所、フロリープ・リーガルAGのパートナーである。1995年～2012年には、チューリッヒを拠点とする別のスイスの大手法律事務所に勤務しており、2003年～2012年に同法律事務所のパートナーを務めた。同氏の法律実務には、渉外案件での訴訟及び調停が挙げられる。また同氏は、1996年よりフライブルク大学及びローザンヌの連邦工科大学（EPFL）の准教授を務めている。2003年～2008年まで、スイス連邦最高裁判所の予備判事を務め、1999年～2006年にはEPFLの倫理委員会委員であった。ロミー氏は、1990年にローザンヌ大学にて法学博士号を取得し、1991年より法廷弁護士の資格を有している。同氏は、1992年～1994年まで、カルフォルニア大学バークレー校法科大学院の客員教授を務め、1996年にフライブルク大学にて専門論文を脱稿した。 職務：UBSグループAGの取締役、フロリープ・リーガル・アーゲーのパートナー兼取締役、スイス証券取引所の制裁委員会の副会長、ユニセフのスイス国内委員会の資金調達委員会構成員、ベルン大学及びジュネーブ大学の金融規制に関するCASプログラムの監督委員会委員	1年	0株

ロバート W. スカリー (Robert W. Scully)	リスク委員会委員	1950年2月5日	ロバート W. スカリー氏は、2016年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出選され、2016年よりリスク委員会委員を務めている。同氏は、2007年～2009年にモルガン・スタンレーの会長職に就任しており、2006年～2007年まで、アセット・マネジメント、ディスカバー・クレジットカードを担当する共同社長を務めた。共同社長就任前には、2004年～2006年にグローバル資本市場業務部長、1999年～2006年に投資銀行業務副部長、1996年～2009年に本部長を務めた。スカリー氏は、1993年～1996年にリーマン・ブラザーズの本部長を務め、1989年～1993年にスカリー・ブラザーズ・フォス・アンド・ホワイトに本部長職で勤務しており、1980年～1989年にソロモン・ブラザーズで、投資銀行及び資本市場を担当しており、1984年に本部長に就任している。同氏の銀行業界での経歴は1972年のチェース・マンハッタン銀行から始まり、1977年～1980年までブライス・イーストマン・ディロン・アンド・カンパニーに投資銀行家として勤務していた。スカリー氏は、1972年にプリンストン大学にて心理学の学士号を取得し、ハーバード大学にて経営学修士号を取得している。 職務：UBSグループAGの取締役、チャブ・リミテッドの取締役、ゾエティス・インクの取締役、ケーケーアール・アンド・カンパニー・エルピーの取締役、ハーバード・ビジネス・スクールの学部長付アドバイザー	1年	0株

ビアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ (Beatrice Weder di Mauro)	監査委員会委員	1965年8月3日	ビアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ氏は、2012年の年次株主総会にてUBS AGの取締役に出選され、2014年11月にUBSグループAGの取締役に選出された。2012年より監査委員会委員、2017年より企業風土・責任委員会委員を務めている。また、2013年～2017年5月までリスク委員会委員であった。2001年より、ヨハネス・グーテンベルク大学マインツの経済学、経済政策及び国際マクロ経済学の教授に就任している。現在、同大学から休暇を得てシンガポールのインシアードの特別研究員となっている。ウェーダー・ディ・マウロ氏は、開発金融、医薬、科学技術及び保険分野での世界的なリーディングカンパニーの非常勤取締役であり、2004年～2012年まで、ドイツ政府経済諮問委員会委員であった。同氏は、2010年にワシントンD.C.の国際通貨基金（IMF）の常勤研究員、2006年にマサチューセッツ州ケンブリッジの全米経済研究所にて客員教授を務めた。1998年～2001年に、バーゼル大学にて経済学の准教授の任に就き、1997年～1998年には、東京の国際連合大学の研究員であった。これ以前は、ワシントンD.C.のIMFのエコノミストであった。ウェーダー・ディ・マウロ氏は1993年にバーゼル大学にて経済学の博士号を取得しており、1999年には同大学で大学教員資格を取得している。 職務：UBSグループAGの取締役、ロバート・ボッシュGmbHの諮問委員会委員、ボンバルディア・インクの取締役、ETHチューリッヒ・ファンデーション評議会のメンバー、フラポート・アーゲーの経済諮問委員会委員、デロイト・ジャーマニーの諮問委員会委員、マインツ大学の大学審議会の大学副会長、マックス・プランク協会の議会メンバー	1年	0株

ディーター・ウェマー (Dieter Wemmer)	リスク委員会委員	1957年2月27日	ディーター・ウェマー氏は、2016年の年次株主総会にてUBS AG及びUBSグループAGの取締役に出選され、2016年よりリスク委員会委員を務めている。2013年1月よりアリアンツSEのチーフ・ファイナンシャル・オフィサー（CFO）に就任しており、2012年にアリアンツSEに理事会理事として入社し、フランス、ベネルクス、イタリア、ギリシア及びトルコでの保険業務並びにコンピテンス・センター「グローバル・プロパティ&カジュアルティ」を担当していた。同氏は、2007年～2011年にチューリッヒのチューリッヒ・インシュアランス・グループのCFOを務め、2010年～2011年にチューリッヒのヨーロッパ地区会長に就任していた。これ以前、2004年～2007年にウェマー氏はヨーロッパ損害保険業務のCEOを務め、更にチューリッヒのグループ執行委員会の委員を務めていた。同氏は、チューリッヒ・グループ内で、2003年～2004年にヨーロッパ損害保険業務の最高執行責任者、1999年～2003年にM&A業務部長及び1997年～1999年に財政管理部長を務めるなど、様々な管理職に就任している。ウェマー氏は、ケルン大学にて修士課程を修了し1985年に数学の博士号を取得後、1986年にケルンにてチューリッヒ・グループ内に入社したことから保険事業での経歴をスタートしている。職務：UBSグループAGの取締役、アリアンツ・アセット・マネジメント・アーダー及びアリアンツ・インベストメント・マネジメント・エスイー（いずれもアリアンツグループ）の管理委員会委員、CFOフォーラムの構成員、FCB及びBISのシステミック・リスク・ワーキング・グループの構成員、欧州保険協会の経済・金融委員会の委員長、コーポ	1年	0株

			レート・ガバナンスのベルリン・センターの構成員		

(2) 執行役員会

氏名	役職名	生年月日	主要略歴	任期	所有株式数 (普通株式)
セルジオ P. エルモッティ (Sergio P. Ermotti)	執行役員会プレジデント	1960年5月11日	2011年～ 執行役員及び執行役員会プレジデント	定めなし	0株
クリスチャン・ブルーム (Christian Bluhm)	チーフ・リスク・オフィサー	1969年9月21日	2016年～ 執行役員及びチーフ・リスク・オフィサー	定めなし	0株
マーカス U. ディートヘルム (Markus U. Diethelm)	ジェネラル・カウンセル	1957年10月22日	2008年～ 執行役員及びジェネラル・カウンセル	定めなし	0株
カート・ガードナー (Kirt Gardner)	チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	1959年8月16日	2016年～ 執行役員及びチーフ・ファイナンシャル・オフィサー	定めなし	0株
サビーン・ケラーブッセ (Sabine Keller-Busse)	人事部長	1965年7月19日	2014年～ 人事部長 2016年～ 執行役員	定めなし	0株
ウルリッヒ・ケルナー (Ulrich Körner)	アセット・マネジメント社長及びUBSヨーロッパ・ミドル・イースト・アンド・アフリカ社長	1962年10月25日	2009年～ 執行役員 2011年～ UBSヨーロッパ・ミドル・イースト・アンド・アフリカ社長 2014年～ アセット・マネジメント社長	定めなし	0株
アクセル P. レーマン (Axel P. Lehmann)	チーフ・オペレーティング・オフィサー	1959年3月23日	2016年～ 執行役員及びチーフ・オペレーティング・オフィサー	定めなし	0株
トム・ナラティル (Tom Naratil)	ウェルス・マネジメント・アメリカズ社長兼UBSアメリカズ社長	1961年12月1日	2011年～ 執行役員 2016年～ ウェルス・マネジメント・アメリカズ社長及びUBSアメリカズ社長	定めなし	0株
アンドレア・オーセル (Andrea Orcel)	インベストメント・バンク社長	1963年5月14日	2012年～ 執行役員及びインベストメント・バンク社長	定めなし	0株
キャサリン・シー (Kathryn Shih)	UBSアジア・パシフィック社長	1958年11月7日	2016年～ 執行役員及びUBSアジア・パシフィック社長	定めなし	0株
ユルグ・ツェルトナー (Jürg Zeltner)	ウェルス・マネジメント社長	1967年5月4日	2009年～ 執行役員及びウェルス・マネジメント社長 2009年2月～2012年1月 UBSウェルス・マネジメント&スイス・バンク共同CEO	定めなし	0株

(3) 監査人

氏 名 及 び 社 名	住所又は所在地	略 歴	最初に任命された年

社外監査人 アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド (Ernst & Young Ltd.)	バーゼル	UBS AG及び当グループの監査人	1998年
社外監査人 BD0アーゲー (BD0 AG)	チューリッヒ	特別監査人	2006年

役員の報酬

本書「第6 経理の状況 1 財務書類」記載の「連結財務書類に対する注記」の注記32を参照のこと。

5【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

UBSグループAGは、スイス証券取引所の「コーポレート・ガバナンスに関わる情報に関する準則」を含むスイスの法令上のコーポレート・ガバナンスに関する全ての関連ある要件、及び経営陣への報酬についての別紙を含む「スイス連邦コーポレート・ガバナンス・ベスト・プラクティス」に規定される基準に服しており、これらを遵守している。

また、UBSグループAGは、ニューヨーク証券取引所（NYSE）に上場している外国会社として、外国民間証券発行者に適用ある全ての関連あるコーポレート・ガバナンスの基準を遵守している。

スイス連邦債務法第716b条並びにUBSグループAGの定款第25条及び第27条に基づき、取締役会が承認するUBSグループAGの組織規則は、当グループのコーポレート・ガバナンスの主要な指針である。当グループの法人体制の変更を設立関係書類に反映するために、UBSグループAGとUBS AGで統一されていた組織規則を分離した。両法人の組織規則（以下「組織規則」という。）は、それぞれ独立した文書として、2017年1月1日に発効した。

実務上可能な範囲でUBSグループAGとUBS AGのガバナンス体制は足並みを揃えたものとなっている。UBS AGは、スイスの法律上及び規制上のコーポレート・ガバナンスに関する全ての関連ある要件及びNYSEに負債証券を上場している外国会社としてNYSEの基準を遵守している。本項における記載は、別途違いが明記される場合を除き、また、株式上場会社だけに関連する記載はUBSグループAGにのみ適用あるという点を除き、UBSグループAG及びUBS AGの両方に関するものである。これは、米国証券取引委員会の規則及びNYSEの上場基準に沿ったものである。

米国上場会社に関するコーポレート・ガバナンス基準との相違

NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準に従って、外国民間証券発行者は、自身のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国内の企業が服する慣行との重要な相違点を開示する義務を負う。この相違点については、以下に記載する。

取締役会委員会による業績評価

全ての取締役会委員会は、その活動について自己査定を行い、取締役会の全構成員に報告する。

独立監査人に関する監査委員会の責任

監査委員会は、独立監査人の報酬、維持及び監督に責任を負っている。監査委員会は、社外監査人の実績と能力を評価し、その指名、再指名又は解任を取締役会の全構成員に対して提案する。スイス連邦債務法に従い、取締役会は、当該提案を年次株主総会で株主の投票に付す。

リスク委員会によるリスク評価及びリスク管理方針の検討

組織規則に従って、リスク委員会は取締役会に代わってUBSグループAG及びUBS AGのリスク原則とリスク許容度を監視する。リスク委員会は、UBSグループAG及びUBS AGによる当該リスク原則の厳守と、事業部門及び管理部門がリスク管理及び統制において適切なシステムを維持しているかについて、モニタリングする義務を負う。

内部監査機能の監督

取締役会会長及び監査委員会は、内部監査機能に関し、監督する責任及び権限を共有する。

UBSグループAGの上級役員の業績評価に対する報酬委員会の責任

報酬委員会は、取締役会と共に、取締役会に対する報酬総額の最高限度額、グループ執行役員会に対する固定報酬総額の最高限度額及びグループ執行役員会に対する変動報酬総額について年次株主総会にて株主の承認を求める。スイス法に従い、年次株主総会にて株主は報酬委員会の構成員を選任する。

UBSグループAGの取締役会を評価するガバナンス・指名委員会の責任

取締役会は、ガバナンス・指名委員会による事前評価に基づき、自己の業績の評価について直接的に責任と権限を有する。

監査委員会と報酬委員会の議決権代理行使に係る参考資料

NYSE上場基準により、上記の委員会は各々の報告書を株主に直接提出するよう義務付けられる可能性がある。しかしながら、スイス連邦法上、株主宛てに作成するUBSグループAGの報告書（上記の委員会からの報告書を含む。）は全て、取締役会により作成及び承認されており、取締役会は、株主に対して最終的な責任を負っている。

株式報酬制度に対する株主の議決権

スイス法に基づき、取締役会は報酬制度を承認する権限を有する。スイス法上、株主がかかる権限を有することはないが、スイス企業は自身の定款において資本の種類と内容を定めることが義務づけられており、増資の都度、株主の承認を必要とする。これは、株式ベースの報酬制度により増資が必要となった場合に株主の承認が必須であることを意味している。ただし、当該制度に係る株式が市場で調達される場合、株主の承認は必要とされない。

グループの構成

UBSグループの法人体制

UBSグループAGは、スイス連邦債務法第620ff条に基づく株式会社（AG）として組織されている。UBSグループAGは、UBSグループ（以下「当グループ」という。）の頂点にある親会社である。当グループの持株会社としてのUBSグループAGは、子会社の要求に応じて債務を発行又は保証し、かつ資本を提供する、非営業の金融持株会社である。

当グループは、2014年以降、スイス及び当グループが事業を行うその他の国における大きすぎて潰せない規制に依って当グループの破綻処理の実行可能性を改善するための一連の措置を取ってきた。

UBSグループAGは、当グループの持株会社として2014年12月に設立された。UBSグループAGはUBS AGの唯一の株主である。2015年には、スイスで計上されていたパーソナル&コーポレート・バンキング及びウェルス・マネジメント事業を、UBS AGからUBSスイスAGに移転した。当グループはまた、英国の投資銀行子会社であるUBSリミテッドについて、自給能力を更に高めたビジネス及び営業モデルの実施を完了した。2016年には、既存のサービス子会社の大部分に対する所有権を当グループのサービスカンパニーとして行為するために設立された、UBSグループAGの直接子会社であるUBSビジネス・ソリューションズAGに移転させた。UBSアメリカズ・ホールディングLLCは、2016年7月1日に、当グループの米国子会社のための中間持株会社に指定された。

規制要件及びその他の外部動向に対応するため、当グループの法人体制の更なる変更が引き続き検討されている。

事業グループの構成

2016年12月31日現在、当グループの運営組織は、ウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンク並びにコーポレート・センターとその構成部門であるコーポレート・センターサービス、コーポレート・センターグループ資産・負債管理並びにコーポレート・センター非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで構成されている。

当グループの上場及び非上場会社

当グループには、数多くの連結法人が含まれているが、そのうち、UBSグループAGの株式だけが証券取引所に上場されている。

取締役会

UBSグループAGの取締役会は、取締役会会長の指揮の下にあり、定款に規定されている通り6名から12名の構成員から成る。取締役会は、グループ・チーフ・エグゼクティブ・オフィサー（グループCEO）の推薦に基づき当グループの戦略を決定し、かつ適用法令遵守の監督に責任を有するのみならず、当グループ及びその経営に関する全般的な指揮、監督及び統制に責任を有する。取締役会は、UBSグループAG及びその子会社全体を監督し、かつUBSグループAG及びその子会社がさらされている主要なリスクを考慮した上で、当グループに関する有効な事業運営及び監督を確実にするために当グループの明確なガバナンス枠組みを確立する責任を有する。

取締役会は、慎重で効果的な統制に関する枠組みの中で、当グループを成功に導き、かつ持続的な株主価値を創出することに関し最終的な責任を有し、公表される全ての財務書類を承認し、かつグループ執行役員会の全構成員の指名及び解任を行う。

UBS AGの取締役会は、取締役会会長の指揮の下にあり、執行役員会プレジデントの推薦に基づきUBS AGの戦略を決定し、かつその経営を最終的に監督する。UBS AGの取締役会は、当グループが設定するパラメーターに基づきUBS AGの成功に対する最終的な責任を遂行する。

取締役会の構成員

2016年5月10日の年次株主総会において、ミシェル・デマレー、デイヴィッド・シドウェル、レト・フランチオーニ、アン F. ゴッドビア、ウィリアム G. パレット、イザベル・ロミー、ビアトリス・ウェーダー・ディ・マウロ及びジョセフ・ヤムが取締役会の構成員として再任され、ロバート W. スカリー及びディーター・ウェマーは初めて選任された。同時に、アクセル A. ウェーバーを取締役会会長に再任し、アン F. ゴッドビア、ミシェル・デマレー、レト・フランチオーニ及びウィリアム G. パレットを報酬委員会の構成員に選任した。更に、ADBアルトルファー・デュス・ウント・バイルシュタイン・アーゲー（ADB Altorfer Duss & Beilstein AG）が独立議決権行使代理人に選任された。上記選任後、取締役会は、ミシェル・デマレーをUBSグループAGの取締役会副会長に、デイヴィッド・シドウェルをUBSグループAGの上級独立取締役に指名した。

UBSグループAGの定款の第31条は、取締役がUBSグループ以外で受ける委任の数を、上場会社については4の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までに制限している。UBSグループAGが支配している会社又はUBSグループAGを支配している会社についての委任はこの制限の適用外である。更に、取締役は、UBSの要請により10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団について10を超えて委任を受けることはできない。いかなる取締役会構成員も、定款の第31条に規定される上限を超えてはならない。

UBSグループAGの取締役会の全構成員がUBS AGの取締役会の構成員を兼任しており、委員会の構成員もUBSグループAGとUBS AGで同一である。しかしながら、2017年1月1日以降、UBS AGの取締役会委員会は監査委員会及びリスク委員会のみとなった。また、上級独立取締役の職務はUBS AGには適用されなくなった。

役員の選任及び任期

取締役会は、取締役会会長候補を提案し、かかる候補は、その後年次株主総会において株主により選任される。

更に、株主は、年次ベースで、取締役会の各構成員を個別に選任し、また、報酬委員会の構成員を選任する。その後、取締役会は、1名又は複数名の副会長、上級独立取締役、取締役会委員会の構成員及びその委員長並びにグループ会社秘書役を指名する。

組織規則に規定される通り、取締役会の構成員は、通常、最低3年間就任することが予定されている。取締役会のいずれの構成員も、12回を超えて連続して任期を務めることができない。ただし、例外的な状況において、取締役会はかかる制限を延長することができる。

組織原則及び組織構成

各年次株主総会後に、取締役会は、1名又は複数名の副会長、上級独立取締役、取締役会委員会の構成員（株主に選任された報酬委員会の構成員を除く。）及びその委員長を指名するために開催される。かかる会において、取締役会は、取締役会及びその委員会の秘書役として行為するグループ会社秘書役を指名する。

定款及び組織規則によれば、取締役会は、業務上必要な頻度で、ただし少なくとも年6回以上、開催されなければならない。2016年度中、取締役会の会議（電話会議も含む。）は全部で19回開催され、うち9回はグループ執行役員会の構成員も出席した。取締役会の会議（電話会議も含む。）の平均出席率は、97%であった。グループ執行役員会の構成員も出席した取締役会に加え、グループCEOはグループ執行役員が出席せずに開催された取締役会の大多数の会議に部分的に出席した。上記会議及び電話会議の平均開催時間は110分であった。2016年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

各取締役会において、各委員会の委員長は、当該委員会が現在行っている活動及び当該委員会の重要な問題についての進捗報告を取締役に對して行う。

少なくとも年1回以上、取締役会は、それ自体の業績及び各委員会の業績を見直す。かかる見直しは、ガバナンス・指名委員会が主導する取締役会の評価及び取締役会の各委員会の自己査定に基づき、取締役会及びその委員会が効率良くかつ効果的に機能しているか否かの判断を行う。2016年度に関する取締役会委員会の自己査定は2017年の春に実施される予定である。取締役会の査定では、少なくとも3年に1回は外部専門家による評価も行われる。2015年度に関する直近の自己査定は2016年の春に完了しており、取締役会が効果的に機能している旨の結論が出た。

以下の各委員会は取締役会の責任の遂行を支援している。各委員会及び各委員会規程については、www.ubs.com/governanceに公表されている組織規則に記載されている。共通の利害に関わる議題又は複数の委員会に影響する議題については、合同委員会で話し合いが行われた。2016年度中、UBSグループAGに関する合同委員会は7回（UBS AGについても同じ回数）開催された。

監査委員会

監査委員会は、その全員が独立性を堅持していると取締役会が判断する5名の取締役会の構成員で構成される。監査委員会の構成員は、委員会全体として、その全職務を履行するのに必要な能力及びスキルを有する必要がある、かつ、財務に精通し、バンキング及びリスク管理に関する経験を有していなければならない。

監査委員会は、それ自体が監査業務を行うのではなく、UBSグループAG及びUBS AGの年次の連結及び単体の財務書類の監査及び四半期財務書類の審査を行う責任を担う社外監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（EY）による監査を監視する。

監査委員会は、取締役会に承認を促すため又は監査委員会が適切と考える調整を提案するために、特に、経営陣が提案したUBSグループAG及びUBS AGの年次の財務書類並びにUBSグループAG及びUBS AGの年次及び四半期の連結財務書類並びに連結年次報告書を社外監査人及びグループ内部監査部門とともに審査する。

定期的かつ最低年1回、監査委員会は、社外監査人の指名又は解任及び主席監査パートナーのローテーションについての取締役会の判断をサポートするために、社外監査人及び主席監査パートナーの適格性、専門知識、有効性、独立性及び業務の遂行状況を評価する。その結果を受けて、取締役会は、当該提案を株主に承認してもらうために年次株主総会に提出する。

2016年度中、監査委員会は8回の会議と10回の電話会議を行い、平均出席率は96%であった。これらの会議及び電話会議の平均開催時間はそれぞれ約140分であった。2016年度について、取締役会の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。監査委員会の全ての会議及び電話会議にグループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー並びにグループ・コントローラー及びチーフ・アカウンティング・オフィサーが出席しており、会議の多くにグループCEOが出席していた。更に、監査委員会委員長はスイス金融市場監督当局と1回会談し、ニューヨーク連邦準備銀行と定期的に会談した。

監査委員会の全委員は、会計又は関連ある財務管理の専門知識を有し、2002年米国サーベンス・オクスリー法により制定された規則を遵守しており、少なくとも1名の委員が財務専門家としての資格を有している。NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準では、監査委員会の構成員について取締役会の他の構成員より厳格な独立性の要件を設定している。監査委員会の構成員は、5名とも社外取締役であり、UBSグループAGの独立性の基準を充足しており、取締役会の構成員としての自身の権能以外でUBSグループAGからコンサルティング報酬、アドバイザー報酬又は補償費を直接的にも間接的にも受領しておらず、発行済み資本の5%超のUBSグループAG株式を直接的にも間接的にも保有しておらず、（以下に注記される場合を除き）その他の公開会社2社超の監査委員会に所属していない。しかしながら、NYSEのコーポレート・ガバナンスに関する上場基準では、監査委員会の構成員は、同時に複数の職務を有することで各委員会の委員を有効に務める能力及びその義務を果たす能力を損なわないと取締役会の全構成員が判断した場合、3社超の公開会社の監査委員会に所属することが認められている。取締役会は、ウィリアム G. パレットの資質を考慮して、ウィリアム G. パレットにその許可を与えた。

報酬委員会

報酬委員会は、4名の独立性を有する取締役会の構成員で構成される。報酬委員会はまた、2016年度年次報告書に記載された報酬開示情報を審査する。

2016年度中、報酬委員会は7回の会議と2回の電話会議を行い、出席率は100%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は約100分であった。これらの会議には外部アドバイザー、取締役会会長及び大概グループCEOが同席した。2016年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。報酬委員会委員長は必要に応じて規制当局と会談した。

企業風土・責任委員会

企業風土・責任委員会は、2016年12月31日現在、取締役会会長と3名の独立性を有する取締役会の構成員で構成される。グループCEO及びUBSと社会のグローバル・ヘッドは企業風土・責任委員会の固定ゲストであり、地域担当の社長は2回の会議にゲストとして出席する。2016年度中、6回の会議が開催され、平均出席率は92%であった。各会議の平均開催時間は約80分であった。2016年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

ガバナンス・指名委員会

ガバナンス・指名委員会は、2016年12月31日現在、取締役会会長と3名の独立性を有する取締役会の構成員で構成される。2016年度中、8回の会議と1回の電話会議が行われ、出席率は100%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は約50分であった。2016年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGでほぼ同じであった。ガバナンス・指名委員会の全ての会議にグループCEOが出席した。

リスク委員会

2016年12月31日現在、リスク委員会は、6名の独立性を有する取締役会の構成員で構成される。2016年度中、リスク委員会は8回の会議と3回の電話会議を行い、平均出席率は95%であった。各会議及び電話会議の平均開催時間は約280分であった。2016年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。通常、これらの会議及び電話会議にはグループCEO、グループCFO、グループCRO及びグループ・ジェネラル・カウンセルが同席する。リスク委員会はニューヨーク連邦準備銀行及びコネチカット州銀行局と1回会談した。委員長は、金融行為規制機構、健全性監督機構及びスイス金融市場監督当局とそれぞれ1回会談し、ニューヨーク連邦準備銀行とは定期的に会談した。

特別委員会

特別委員会は、固定の構成員を有する臨時の委員会であり、臨時に招集・開催される。

特別委員会は4名の独立性を有する取締役から構成され、内部調査及び規制当局による調査を重点的に取り扱っている。2016年12月31日現在、デイヴィッド・シドウェルが特別委員会の委員長を務め、ミシェル・デマレー、ウィリアム G. パレット及びイザベル・ロミーが委員を務めた。2016年度中、4回の会議と4回の電話会議が開催され、平均出席率は94%であった。会議及び電話会議の平均開催時間は約110分であった。2016年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGでほぼ同じであった。

取締役会会長の役割及び責任

アクセル A. ウェーバーは、常勤の取締役会会長として、雇用契約に基づき任務を遂行している。

取締役会会長は、取締役会内の業務の調整、取締役会の招集及び議案の設定を行う。取締役会会長の指揮の下、取締役会は、グループCEOの推薦に基づく当グループの戦略の決定、最終的な経営陣の監督及びグループ執行役員会の全構成員の指名を行う。

取締役会会長は、全ての株主総会において議長を務め、委員会の委員長と協働して全取締役会委員会の業務の調整を行う。取締役会会長は、グループCEOとともに、株主との間で、並びに政府官僚、業務監査機関及び公的機関を含む他の利害関係者との間で、効率的なコミュニケーションを確保する責任を担う。この他にも、グループCEO及び他のグループ執行役員との緊密な業務上の関係の確立及び維持並びに適宜行われる助言とサポートの提供（当グループの原則及び行動様式に基づく、主な優先事項としての当グループの企業風土の変更に關する継続的サポートを含む。）に責任を有する。

2016年度中、取締役会会長は、主要な監督当局と定期的に会談した。これには、スイスでのスイス金融市場監督当局及びスイス国立銀行との会合、米国でのニューヨーク連邦準備銀行／コネチカット州銀行局との会合、並びに英国での健全性監督機構及び金融行為規制機構との会合が含まれる。アジア太平洋地域、ヨーロッパ・中東・アフリカ及び米国におけるその他の重要な監督当局との会合は臨時に又は必要に応じて予定された。

副会長及び上級独立取締役の役割及び責任

取締役会は、副会長1名以上と上級独立取締役1名を指名する。取締役会が複数の副会長を指名する場合、副会長のうち1名は、独立性を有していなければならない。副会長としてミシェル・デマレーが、また、上級独立取締役としてデイヴィッド・シドウェルが指名された。副会長は、取締役会会長が欠席の場合に取締役会を主導し、また、取締役会会長に対してサポートと助言を提供する義務を負う。上級独立取締役は、独立性を有する取締役会の構成員による取締役会会長が出席しない会議を、少なくとも年2回計画し、開催する。2016年度には、UBSグループAG及びUBS AGに關する独立性を有する取締役会が3回開催され、平均出席率は93%で、平均開催時間は約80分であった。上級独立取締役は、独立性を有する取締役会の構成員が提出する問題点と懸念事項を取締役会会長に伝達し、独立性を有する取締役会の構成員との協議を希望する株主及び利害関係者の窓口となる。

独立性を有する取締役会の構成員との間の重要なビジネス関係

UBSグループAG及びUBS AGは、グローバルに展開する金融サービスのプロバイダー及びスイスに拠点を置く大手銀行として、UBSグループAG及びUBS AGの取締役会の構成員が経営に關与している又は独立性を有する取締役会の役員を兼務している会社を含む多くの大企業との間でビジネス上の関係を有している。ガバナンス・指名委員会は、それぞれの状況毎に、当グループの事業とかかる企業との間の関係が、UBSグループAG及びUBS AGの取締役の独立した判断を表明する能力を危うくする可能性がないか判断する。

組織規則により、UBSグループAGの取締役会の構成員の4分の3及びUBS AGの取締役会の構成員の3分の1が独立性を有していなければならない。この目的上、独立性は、ニューヨーク証券取引所規則であるスイス金融市場監督当局通達08/24「監督及び内部統制」並びにUBSグループAGの株式が上場している証券取引所の規則及び規制がある場合はそれに従い、最も厳しい基準を適用して判断される。

2016年度にUBSグループAG及びUBS AGの取締役会は、前述した基準を満たした独立性を有しているとみなされる取締役の割合に關して組織規則の基準を満たした。UBSグループAG及びUBS AGの取締役会会長がUBSグループAGで常勤していることから、アクセル A. ウェーバーは独立性を有しているとはみなされない。

UBSグループAGの独立性を有する取締役会の構成員との間の関係及び取引は全て、通常の業務の範囲内で行われ、関係を有していない者との間における類似の取引についてその時点で適用される条件と同じ条件で行われる。取締役会の構成員が關係する会社との間の関係及び取引は全て公正に行われる。

チェック・アンド・バランス機能 — 取締役会とグループ執行役員会

UBSグループAG及びUBS AGは、スイス連邦銀行法により要求される、厳格な二重取締役会構造の下で經營されている。取締役会とグループ執行役員会との職務分掌は組織規則に明確に定義されている。取締役会はグループCEOの推薦に基づく当グループの戦略を決定し、事業の監督・監視を行っており、グループCEOが率いるグループ執行役員会は、事業運営に対する最終的な責任を担っている。取締役会会長とグルー

プCEOには異なる2名の人間が就任しており、権限の分離が確保されている。こうした構造により、互いのチェック・アンド・バランス機能が保たれ、グループCEOの指揮の下グループ執行役員会にその責任が委ねられたUBSグループの日常の事業運営から、取締役会の組織としての独立性が維持されている。取締役会とグループ執行役員会の構成員は、同時に他方の構成員とはならない。

グループ執行役員会の監督及び管理は取締役会が担っている。取締役会及びグループ執行役員会の各組織の権限及び責任は、定款及び組織規則（「別紙B－主要な承認権限」を含む。）に準拠している。

取締役の技能、専門性及び研修

取締役会は、当グループの事業の内容及び範囲を反映する様々なセクター出身の、幅広い技能、学歴、経験及び専門性を有する構成員から成る。採用における必要性を視野に入れて、ガバナンス・指名委員会は、銀行の事業構成、リスク・プロファイル、戦略及び地理的範囲を考慮に入れながら、取締役に最も関連すると考えられる能力の不足を特定するためのツールとして、技能／経験マトリクスを使用している。

取締役は、以下の12カテゴリーのうち、自らの強みである4つの能力について、評価することが求められている。

- ・ バンキング業務（ウェルス・マネジメント、アセット・マネジメント、個人及び法人向け銀行事業）
- ・ チーフ・エグゼクティブ・オフィサー又は会長としての経験
- ・ 執行役員会で主導的役割を担った経験（例えば、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー、チーフ・リスク・オフィサー又はチーフ・オペレーティング・オフィサーとしての経験）
- ・ 法人の責任及び持続性
- ・ 財務、監査、会計
- ・ 報酬を含む人事管理
- ・ 保険
- ・ 投資銀行業務、資本市場業務
- ・ 法務、コンプライアンス
- ・ 規制当局、中央銀行
- ・ リスク管理
- ・ テクノロジー、サイバー・セキュリティ

ガバナンス・指名委員会は、最も関連する技能及び専門性に変わらず見合っていることを確認するために上記カテゴリーを毎年見直している。

2016年度については、12カテゴリーの全ての能力が取締役会で提示された。特に、水準の高い経験及び専門性は、以下の分野で確認された。

- ・ 財務、監査、会計
- ・ リスク管理
- ・ 規制当局、中央銀行
- ・ バンキング業務及び投資銀行業務

更に、11名の取締役のうち9名が、会長、CEO又はその他の執行役員会レベルの主導的役割を担う役職を務めた経験があるか、あるいは現在務めている。

加えて、取締役にとって、教育は依然として重要な優先事項であった。新しい取締役のための包括的導入プログラムのみならず、継続的な研修及び項目別の深い掘り下げは取締役会の予定に組み込まれている。

グループ執行役員会との情報共有及び管理ツール

取締役会は、グループ執行役員会が行う活動について、様々な方法（取締役会の構成員の閲覧に供されているグループ執行役員会の議事録を含む。）で報告を受けている。また、取締役会では、グループCEOやグループ執行役員会の構成員が重要な事項について取締役会に定期報告を行う。

取締役会において、取締役会の構成員は、その職務を全うするために必要とされる当グループに関する事項に係る情報の提供を、取締役会又はグループ執行役員会の構成員に対して求めることができる。取締

役会以外の場でも、取締役会の構成員は、他の取締役会及びグループ執行役員会の構成員に対して情報提供を求めることができる。かかる要求は取締役会会長の承認を要する。

内部監査部門は、独立して、客観的及び体系的に以下の事項を評価している。

- ・ 戦略及びリスク選好を決定するプロセスの有効性及び承認された戦略の全体的な遵守状況
- ・ ガバナンス・プロセス、リスク管理及び内部統制の有効性
- ・ リスク及び統制の企業風土の健全性
- ・ 改善活動の有効性及び持続性
- ・ 財務上及び営業上の情報の信用性及び完全性（すなわち、事業活動が適切、正確かつ完全に記録されているか、並びに基礎データ及びモデルのクオリティ）
- ・ 法律上、規制上及び法定上の要件並びに社内方針及び契約の遵守プロセスの有効性（すなわち、かかる要件が充足されているか及びかかる要件を持続的に充足するプロセスが妥当かについての評価）

グループ内部監査部門（GIA）の責任者は、直接、取締役会会長に報告を行う。更に、かかる内部監査組織は、組織規則に規定された責任の範囲内で監査委員会への機能的なレポートラインを有している。監査委員会は、グループ内部監査部門の年次監査計画及び年次監査目標の妥当性について毎年評価及び承認し、かつ、年次監査計画の結果報告を受けることを含め、GIAによる年次監査目標の履行を監視する。監査委員会は、GIAの責任者と定期的に連絡をとる。GIAは、四半期毎のガバナンスに関する報告及び年次の活動報告を行い、その中で、主要な監査結果及び重要な課題、個別の監査結果に基づく管理の課題及び傾向、継続的なリスク評価並びに課題保証結果についての広範な概観を提供する。当該報告書は、取締役会会長、監査委員会及びリスク委員会の委員、グループ執行役員会並びにその他の利害関係者に提出される。

グループ執行役員会

取締役会は、事業運営をグループ執行役員会に委ねている。

グループ執行役員会の職責、権限及び組織原則

グループCEOの指揮の下、グループ執行役員会は、当グループ及びその事業を運営する経営管理上の責任を担っている。グループ執行役員会は、当グループ及び各事業部門の戦略の展開並びに承認された戦略の実施につき、全責任を担う。グループ執行役員会は、当グループのリスク・カウンセラーとしての任務を担っている。この機能において、グループ執行役員会は、リスク管理及びリスク統制の原則の実施を確立し監督する全責任、並びに取締役会及びリスク委員会が決定した当グループ全体のリスク特性を管理する全責任を担っている。グループ執行役員会は、2016年度に、16回の会議及び2回のオフサイトミーティングを開催した。2016年度について、会議の頻度及び長さはUBSグループAGとUBS AGで同じであった。

グループ資産・負債管理委員会の職責及び権限

グループ執行役員会によって設置されたグループ資産・負債管理委員会（グループALCO）は、当グループの戦略、規制上の義務並びに株主及びその他の利害関係者の利益に沿った当グループの資産及び負債の使用を促すためにグループ執行役員会をサポートする責任を担っている。グループALCOは、資本管理、資産配分、資金調達及び流動性リスクの枠組みを提案し、かつ、取締役会に対し承認を求めて当グループのための上限及び目標値を提案する。グループALCOは、当グループ、その事業部門及びコーポレート・センターの貸借対照表の管理を監督する。組織規則には、グループ執行役員会のいずれの権限がグループALCOに委譲されたかが追加で規定されている。2016年度に、グループALCOはUBSグループAG及びUBS AGに関する会議を9回開催した。

経営契約

UBSグループAG及びUBS AGは、その経営について、当グループに属さない会社又は自然人と契約を締結していない。

グループ執行役員会の構成員

2016年5月11日に発表された通り、ルーカス・ゲーヴィラーは、2016年9月1日以降、戦略上重要な役職であるリージョン・スイスの会長を承継した。ルーカス・ゲーヴィラーは、グループ執行役員会から退

き、パーソナル&コーポレート・バンキング部門社長及びUBSスイス社長を退任した。2016年4月までコメルツ銀行のCEOであったマーチン・ブレッシングがルーカス・ゲーヴィラーの全ての役職を引継ぎ、2016年9月1日以降、グループ執行役員会に加わった。

スイス法に沿って、UBSグループAGの定款第36条はグループ執行役員会の構成員がUBSグループ以外で受ける委任の数を、上場会社（UBSグループAG及びUBS AGを除く。）については1の取締役委任まで、非上場会社については5の追加委任までに制限している。更に、グループ執行役員会の構成員は、当該会社の要請により10を超えて委任を受けることはできず、かつ組合、慈善団体、財団、信託会社及び従業員福利財団について8を超えて委任を受けることはできない。グループ執行役員会の構成員は、定款の第36条に規定される上限を超えてはならない。

UBS AGでも、執行役員会に事業運営が委ねられており、執行役員会は、社長の主導の下、UBS AG及びその事業に対し経営管理責任を有している。ブレッシング氏を除くUBSグループAGのグループ執行役員会の全構成員がUBS AGの執行役員会の構成員を兼任している。グループALCOと同様に、UBS AGの資産・負債管理委員会は、UBS AG及び当グループの戦略及び規制上の要件に沿ったUBS AGの財源の使用の促進に責任を有している。

監査人

監査はコーポレート・ガバナンスにおいて不可欠な要素である。社外監査人は、その独立性を保持する一方で、グループ内部監査部門と密接に協力して業務を行っている。監査委員会、そして最終的には取締役会が監査業務の有効性を監督している。

社外独立監査人

2016年度の年次株主総会において、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド（EY）が当グループの監査人として1年の任期で再選された。EYは、法律、規制上の要請及び定款に基づく、実質的に全ての会計業務を引き受けている。2015年以降、当グループの財務監査の責任者であるEYの主要パートナーは、マリーロール・ドラリュであり、任期は最長5年である。2016年以降、財務書類監査について共同で署名するパートナーは、イラ S. フィトリンであり、任期は最長7年である。2015年以降、パトリック・シュヴァラーがスイス金融市場監督当局に対する主要監査人であり、以前に別な任務でUBSの監査業務に携わっていたため任期は最長6年である。スイス金融市場監督当局監査について共同で署名するパートナーは、2012年以降マーク・ライザーであり、任期は最長7年である。

2016年度中、監査委員会は社外監査人と10回の会議及び電話会議を行った。これに加え、1回の講習会が行われた。

増資に関する特別監査人

2015年5月7日の年次株主総会において、BD0 AGが3年の任期で特別監査人に再選された。特別監査人は、増資に関し、監査人とは別個に監査意見書を提出する。

社外独立監査人に支払われた報酬

EYに支払われた報酬（費用を含む。）は、下記の表に記載されている。上記に加え、UBSの投資ファンド（その多くは独立したファンドの役員会又は受託者を有する。）のために実施されたサービスの対価として、EYに対し、2016年度に2,600万スイス・フラン（2015年度は2,930万スイス・フラン）が支払われた。

監査業務には、適用ある法律及び一般に認められた監査基準に従い当グループの監査を実施するのに必要となる全ての業務、並びに慣例的に監査人だけが提供することができるその他の保証業務が含まれる。これには、法定上及び規制上の監査、監査証明業務並びに規制当局に提出する書類のレビューが含まれる。2016年度に監査業務に分類された追加業務には、FINMAの要請に応じて委任された複数の業務が含まれていた。

監査関連業務は、監査人が従来実施する保証業務及びその関連業務で構成され、財務報告に関連する監査証明業務、内部統制レビュー、業績基準レビュー並びに財務会計及び報告基準に関する相談が含まれる。

税務関連業務には、EYの税務部門に所属する専門スタッフが行う業務、並びに当グループの事業にかかる税務コンプライアンス及び税務相談が含まれる。

その他の業務とは、技術的なITセキュリティ管理のレビュー及び評価を含む認可された業務である。

社外独立監査人に支払われた報酬

UBSグループAG及びその子会社（UBS AGを含む。）は、社外独立監査人に対し、以下の報酬（費用を含む。）を支払った。

単位：千スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日
監査業務		
グローバルな監査報酬	49,585	45,516
監査業務に分類された追加業務（法令で要求された業務であり、規制当局に指示された経常外の性質を有する業務を含む。）	9,214	14,191
監査業務合計	58,799¹	59,707
非監査業務		
監査関連報酬	7,685	8,684
内、保証及び証明業務	2,893	3,327
内、統制及び業績に関する報告書	4,177	5,260
内、財務会計及び報告基準に関する相談	615	96
税務関連業務	1,747	3,088
その他の業務	1,051	1,102
非監査業務合計	10,484¹	12,874

¹UBSグループAG（連結）に関する監査業務及び非監査業務に基づく報酬の合計69,283千スイス・フランのうち、67,483千スイス・フランがUBS AG（連結）に関するものであった。

事前承認手続

EYの独立性を確保するために、EYが提供した全ての業務は、監査委員会によって事前承認を受けなければならない。特定の委任に対する事前承認、又は、限定され、かつ明確に定義された種類及び規模の業務を認可する一括事前承認の様式で行う事前承認のいずれかが可能である。

監査委員会では、事前承認を行う権限を委員長に委任しており、グループ・チーフ・ファイナンシャル・オフィサー（グループCFO）並びにグループ・コントローラー及びチーフ・アカウンティング・オフィサーは、監査委員会委員長に対し、EYの業務に関する一切の提案を提出し、承認を求める（一括事前承認が実施されている場合を除く。）。監査委員会は、四半期毎の会議において、委員長が付与した承認及び一括事前承認で承認された業務について報告を受ける。

グループ内部監査部門

グループ内部監査部門（GIA）は、当グループ（UBS AGを含む。UBS AGでは内部監査部門という。）のための内部監査業務を実施しており、2016年には承認を受けた365名の従業員が本業務に携わった。当該部門は独立した、客観性のある部門であり、当グループが戦略、事業運営、財務及びコンプライアンス上の目的を達成するのを支援し、また、取締役会がガバナンスに関する責任を履行するのも支援している。GIAは、財務及び事業運営に関する情報の信頼度並びに法定及び規制上の要件を遵守するためのプロセスの有効性を評価することで、保証を提供する。重要事項を含む監査報告書は、グループCEO、関連あるグループ執行役員会構成員及びその他の責任を担う経営陣に提出される。取締役会の会長、監査委員会及びリスク委員会もまた、当該重要事項の報告を定期的に受ける。

更に、GIAは、中度から重度の影響を有する問題が確実に修正されていることを保証する。この責務はあらゆる出所（最初の防衛戦である経営幹部、第二の防衛戦である統制機能、第三の防衛戦であるGIA、社外監査人及び規制当局）で確認された問題に適用される。GIAはまた、主要な統制の問題に関する調査についてリスク管理部門並びに内部及び外部の法律顧問と緊密に連携する。

GIAの経営陣からの独立性を最大化するために、GIAの責任者は、取締役会会長及び監査委員会に報告を行い、監査委員会は、GIAの独立性及び実績だけでなく、GIAが業務を実施するのに十分な資質を有してい

るかを年次ベースで評価する。GIAの役割、地位、責任及び責務は、組織規則に規定されており、グループ内部監査部門のための規約は、www.ubs.com/governanceで公表されている。グループ内部監査部門のための規約は、UBS AGの内部監査部門にも適用される。GIAは、全ての勘定、帳簿、記録、制度、設備及び従業員に対し無制限のアクセスを有しており、監査を行う責務を果たすのに必要となる一切の情報及びデータの提供を受けなければならない。監査委員会は、特別監査の実施を命じることができ、その他の取締役会の構成員、委員会又はグループCEOは、監査委員会と相談した上で当該監査を要請することができる。

GIAは社外監査人と緊密に連携することで、その業務の効率性を高めている。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

千スイス・フラン（百万円）

区分	前連結会計年度（注2）		当連結会計年度（注3）	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
UBSグループ（注1）	59,707	12,874	58,799	10,484
	(6,839)	(1,475)	(6,735)	(1,201)

（注1）上記の表に記載されているのはUBSグループの金額であるが、その大部分は当行とその連結子会社に関連している。

（注2）UBSグループAG（連結）に関する監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の合計72,581千スイス・フランのうち、71,766千スイス・フランがUBS AG（連結）に関するものであった。

（注3）UBSグループAG（連結）に関する監査証明業務及び非監査業務に基づく報酬の合計69,283千スイス・フランのうち、67,483千スイス・フランがUBS AG（連結）に関するものであった。

② 【その他重要な報酬の内容】

上記に加え、UBSの投資ファンド（その多くは独立したファンドの役員会又は受託者を有する。）のために実施されたサービスの対価として、アーンスト・アンド・ヤング・リミテッドに対し、2016年度に2,600万スイス・フラン（29億7,800万円）（2015年度は2,930万スイス・フラン（33億5,600万円））が支払われた。

（注）上記金額はUBSグループについての金額であるが、その大部分はUBS AGとその連結子会社に関連している。

③ 【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

非監査業務の詳細については、上記「(1) コーポレート・ガバナンスの状況」の「監査人」の項を参照のこと。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項なし。

第6 【経理の状況】

(a) 本書記載の当行及び子会社（本(a)及び下記(b)において、以下「UBS AG」という。）の連結財務書類は、スイスにおいて公表されたUBSグループAG及びUBS AGの原文（英文）の2016年度年次報告書（以下「UBS AGの年次報告書」という。）に含まれている国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された2016年12月31日終了事業年度の原文（英文）の連結財務書類（以下「原文の連結財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の連結財務書類」という。）である。また、本書記載の当行の個別財務書類は、スイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に従って作成され、スイスにおいて公表された2016年12月31日終了事業年度の当行の個別財務情報及び規制情報に含まれている2016年12月31日終了事業年度の原文（英文）の個別財務書類（以下「原文の個別財務書類」という。）の日本語訳（以下「邦文の個別財務書類」という。）である。UBS AGの連結財務書類及び当行の個別財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）第131条第1項の規定が適用されている。

なお、UBS AG及び当行が採用する会計処理の原則及び手続のうち日本で一般に公正妥当と認められているものと相違するもので重要なものは、財務諸表等規則の規定に準拠して、それぞれ第6の4.「I.連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違」及び「II.個別財務書類：スイスと日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

(b) UBS AGの原文の連結財務書類及び当行の個別財務書類は、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー（スイスにおける法定監査人）から、「金融商品取引法」（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項第1号に規定されている監査証明に相当すると認められる証明を受けている。その監査報告書の原文及び訳文は本書に掲載されている。

(c) 邦文の連結財務書類及び個別財務書類には、財務諸表等規則の規定に従って、原文の連結財務書類及び個別財務書類中のスイス・フラン表示の金額の主要なものについて円換算額が併記されている。日本円への換算には1スイス・フラン＝114.54円（2017年6月1日現在の三菱東京UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値）の換算レートが使用されている。億円未満の端数は四捨五入されている。

(d) 円換算額並びに第6の1.の末尾の参考情報及び第6の2.から4.までにに関する記載は、原文の連結財務書類及び個別財務書類には含まれておらず、当該事項における原文の連結財務書類及び個別財務書類への参照事項を除き、上記（b）の監査の対象に含まれていない。

財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書

財務報告に係る内部統制に関する経営者の責任

UBS AGの取締役会及び経営者は、財務報告に対して適切な内部統制を確立し、維持する責任を負っている。財務報告に係るUBS AGの内部統制は、IASBが公表するIFRSに準拠して公表された財務書類が作成され、かつ適正に表示されていることについて、合理的な保証を提供するために整備されている。

財務報告に係るUBS AGの内部統制には、次の方針及び手続が含まれる。

- － 資産の取引及び処分を、合理的な詳細さで正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続
- － 財務書類を作成し適正に表示できるよう、諸取引が記録されること、並びに会社の収入と支出は、UBS AGの経営者の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続
- － 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、あるいは適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、将来の期間に対する有効性の評価の予測は、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、あるいは方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制に関する経営者の評価

UBS AGの経営者は、トレッドウェイ委員会支援組織委員会（COSO）が「内部統制 - 統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）で定めている基準に基づき、2016年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性を評価した。この評価に基づき、経営者は、2016年12月31日現在、財務報告に係るUBS AGの内部統制は有効であったと考える。

2016年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性は、UBS AGの独立登録会計事務所であるアーンスト・アンド・ヤング・エルティエーディーが監査し、469ページから470ページ（訳者注：原文のページ）に掲載されている監査報告書に記載されているように、2016年12月31日現在の財務報告に係るUBS AGの内部統制の有効性について、無限定意見が表明されている。

法定監査人／独立登録会計事務所の報告書

添付のUBS AGの財務書類に関する独立登録会計事務所の報告書（477ページ（訳者注：原文を参照））及び財務報告に係る内部統制に関する独立登録会計事務所の報告書（469ページから470ページ（訳者注：原文）を参照）は、米国の報告義務に従った様式20-Fによる米国証券取引委員会への2017年3月10日の提出書類に含まれている。

添付のUBS AGの連結財務書類に関する法定監査人の報告書（471ページから476ページ（訳者注：原文を参照））は、関連する他の全ての米国以外の証券取引所への2017年3月10日の提出書類に含まれている。

1 【財務書類】

監査済 損益計算書

単位：百万スイス・フラン	注記	終了事業年度			変化率（％）
		2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日	対2015年12月31日
受取利息	3	13,782	13,178	13,194	5
支払利息	3	(7,399)	(6,449)	(6,639)	15
受取利息純額	3	6,383	6,729	6,555	(5)
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	11	(37)	(117)	(78)	(68)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		6,346	6,612	6,477	(4)
受取報酬及び手数料純額	4	16,447	17,184	17,076	(4)
トレーディング収益純額	3	4,943	5,696	3,841	(13)
その他の収益	5	685	1,112	632	(38)
営業収益合計		28,421	30,605	28,026	(7)
人件費	6	15,591	15,954	15,280	(2)
一般管理費	7	7,690	8,219	9,377	(6)
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	14	980	918	817	7
無形資産の償却費及び減損	15	91	107	83	(15)
営業費用合計		24,352	25,198	25,557	(3)
税引前営業利益／(損失)		4,069	5,407	2,469	(25)
税金費用／(税務上の便益)	8	781	(908)	(1,180)	
当期純利益／(損失)		3,288	6,314	3,649	(48)
優先証券保有者に帰属する当期純利益／(損失)		78	77	142	1
非支配株主持分に帰属する当期純利益／(損失)		4	3	5	33
株主に帰属する当期純利益／(損失)		3,207	6,235	3,502	(49)

損益計算書（続き）

単位：億円	注記	終了事業年度			変化率（％）
		2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日	対2015年12月31日
受取利息	3	15,786	15,094	15,112	5
支払利息	3	(8,475)	(7,387)	(7,604)	15
受取利息純額	3	7,311	7,707	7,508	(5)
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	11	(42)	(134)	(89)	(68)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額		7,269	7,573	7,419	(4)
受取報酬及び手数料純額	4	18,838	19,683	19,559	(4)
トレーディング収益純額	3	5,662	6,524	4,399	(13)
その他の収益	5	785	1,274	724	(38)
営業収益合計		32,553	35,055	32,101	(7)
人件費	6	17,858	18,274	17,502	(2)
一般管理費	7	8,808	9,414	10,740	(6)
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	14	1,122	1,051	936	7
無形資産の償却費及び減損	15	104	123	95	(15)
営業費用合計		27,893	28,862	29,273	(3)
税引前営業利益／(損失)		4,661	6,193	2,828	(25)
税金費用／(税務上の便益)	8	895	(1,040)	(1,352)	
当期純利益／(損失)		3,766	7,232	4,180	(48)
優先証券保有者に帰属する当期純利益／(損失)		89	88	163	1
非支配株主持分に帰属する当期純利益／(損失)		5	3	6	33
株主に帰属する当期純利益／(損失)		3,673	7,142	4,011	(49)

包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
株主に帰属する包括利益			
当期純利益／(損失)	3,207	6,235	3,502
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
為替換算調整の変動、税効果前	251	(174)	1,839
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	126	(90)	2
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(84)	(1)	(7)
為替換算調整、税効果後小計	293	(266)	1,834
売却可能金融資産			
売却可能金融資産に係る未実現利得／(損失)純額、税効果前	240	180	335
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	5	1	76
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(372)	(298)	(244)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	25	45	25
売却可能金融資産に係る未実現利得／(損失)純額に関連する法人所得税	28	8	(52)
売却可能金融資産、税効果後小計	(73)	(64)	140
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、税効果前	246	550	2,086
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得)／損失純額	(1,082)	(1,199)	(1,197)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	170	131	(196)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(666)	(518)	693
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	(447)	(848)	2,667
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得／(損失)、税効果前	(876)	322	(1,454)
確定給付制度に関連する法人所得税	52	(19)	247
確定給付制度、税効果後小計	(824)	304	(1,208)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用			
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得／(損失)、税効果前	(120)		
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	5		
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(115)		
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(939)	304	(1,208)
その他の包括利益合計	(1,386)	(545)	1,459
株主に帰属する包括利益合計	1,820	5,690	4,961

包括利益計算書（続き）

	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
単位：百万スイス・フラン			
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益／(損失)	78	77	142
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	271	(59)	119
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	271	(59)	119
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	271	(59)	119
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	349	18	260
非支配株主持分に帰属する包括利益			
当期純利益／(損失)	4	3	5
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果前	0	0	0
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益に関連する法人所得税	0	0	0
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	0	0	0
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	0	(2)	3
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	(2)	3
確定給付制度に係る利得／(損失)、税効果前	0	0	0
確定給付制度に関連する法人所得税	0	0	0
確定給付制度、税効果後小計	0	0	0
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	(2)	3
その他の包括利益合計	0	(2)	3
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	3	1	7
包括利益合計			
当期純利益／(損失)	3,288	6,314	3,649
その他の包括利益	(1,115)	(606)	1,580
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	(447)	(848)	2,667
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(669)	243	(1,087)
包括利益合計	2,173	5,709	5,229

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
株主に帰属する包括利益			
当期純利益／(損失)	3,673	7,142	4,011
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
為替換算調整			
為替換算調整の変動、税効果前	287	(199)	2,106
資本から損益計算書に振り替えられた為替換算額	144	(103)	2
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	(96)	(1)	(8)
為替換算調整、税効果後小計	336	(305)	2,101
売却可能金融資産			
売却可能金融資産に係る未実現利得／(損失)純額、税効果前	275	206	384
資本から損益計算書に振り替えられた減損損失	6	1	87
資本から損益計算書に振り替えられた実現利得	(426)	(341)	(279)
資本から損益計算書に振り替えられた実現損失	29	52	29
売却可能金融資産に係る未実現利得／(損失)純額に関連する法人所得税	32	9	(60)
売却可能金融資産、税効果後小計	(84)	(73)	160
キャッシュ・フロー・ヘッジ			
キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動の有効部分、 税効果前	282	630	2,389
資本から損益計算書に振り替えられた実現(利得)／損失純額	(1,239)	(1,373)	(1,371)
キャッシュ・フロー・ヘッジに関連する法人所得税	195	150	(224)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後小計	(763)	(593)	794
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	(512)	(971)	3,055
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
確定給付制度			
確定給付制度に係る利得／(損失)、税効果前	(1,003)	369	(1,665)
確定給付制度に関連する法人所得税	60	(22)	283
確定給付制度、税効果後小計	(944)	348	(1,384)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用			
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用による利得／(損失)、税効果前	(137)		
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用に関連する法人所得税	6		
公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用、税効果後小計	(132)		
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	(1,076)	348	(1,384)
その他の包括利益合計	(1,588)	(624)	1,671
株主に帰属する包括利益合計	2,085	6,517	5,682

包括利益計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
優先証券保有者に帰属する包括利益			
当期純利益／(損失)	89	88	163
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	310	(68)	136
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	310	(68)	136
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	310	(68)	136
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	400	21	298
非支配株主持分に帰属する包括利益			
当期純利益／(損失)	5	3	6
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益			
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果前	0	0	0
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益に関連する法人所得税	0	0	0
損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益、税効果後合計	0	0	0
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益			
為替換算調整の変動、税効果前	0	(2)	3
為替換算調整の変動に関連する法人所得税	0	0	0
為替換算調整、税効果後小計	0	(2)	3
確定給付制度に係る利得／(損失)、税効果前	0	0	0
確定給付制度に関連する法人所得税	0	0	0
確定給付制度、税効果後小計	0	0	0
損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益、税効果後合計	0	(2)	3
その他の包括利益合計	0	(2)	3
非支配株主持分に帰属する包括利益合計	3	1	8
包括利益合計			
当期純利益／(損失)	3,766	7,232	4,180
その他の包括利益	(1,277)	(694)	1,810
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益	(512)	(971)	3,055
内、損益計算書に振り替えられることのないその他の包括利益	(766)	278	(1,245)
包括利益合計	2,489	6,539	5,989

貸借対照表

		変化率（％）		
単位：百万スイス・フラン	注記	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	対2015年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		107,767	91,306	18
銀行預け金	10, 11	13,125	11,866	11
借入有価証券に係る担保金	24	15,111	25,584	(41)
リバース・レポ契約	24	66,246	67,893	(2)
トレーディング・ポートフォリオ資産	22	96,661	124,047	(22)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産	23	30,260	51,943	(42)
再調達価額－借方	12, 22, 24	158,411	167,435	(5)
デリバティブに係る差入担保金	24	26,664	23,763	12
貸出金	10, 11	307,004	312,723	(2)
公正価値での測定を指定された金融資産	22, 24, 25	65,024	5,808	
売却可能金融資産	13, 22	15,676	62,543	(75)
満期保有目的金融資産	13	9,289		
関連会社投資	28	963	954	1
有形固定資産及びソフトウェア	14	8,297	7,683	8
のれん及び無形資産	15	6,556	6,568	0
繰延税金資産	8	13,144	12,833	2
その他の資産	16	25,412	22,249	14
資産合計		935,353	943,256	(1)
負債				
銀行預り金	17	10,645	11,836	(10)
貸付有価証券に係る担保金	24	2,818	8,029	(65)
レポ契約	24	6,612	9,653	(32)
トレーディング・ポートフォリオ負債	22	22,825	29,137	(22)
再調達価額－貸方	12, 22, 24	153,810	162,430	(5)
デリバティブに係る受入担保金	24	35,472	38,282	(7)
顧客預り金	17	450,199	402,522	12
公正価値での測定を指定された金融負債	18, 22, 24	55,017	62,995	(13)
社債	19	78,998	82,359	(4)
引当金	20	4,169	4,163	0
その他の負債	8, 21	60,443	74,606	(19)
負債合計		881,009	886,013	(1)
資本				
資本金		386	386	0
資本剰余金		29,505	29,477	0
利益剰余金		28,265	29,433	(4)
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(4,494)	(4,047)	11
株主に帰属する持分		53,662	55,248	(3)
優先証券保有者に帰属する持分		642	1,954	(67)
非支配株主持分に帰属する持分		40	41	(2)

資本合計	54,343	57,243	(5)
負債及び資本合計	935,353	943,256	(1)

貸借対照表（続き）

		変化率（％）		
単位：億円	注記	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	対2015年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		123,436	104,582	18
銀行預け金	10, 11	15,033	13,591	11
借入有価証券に係る担保金	24	17,308	29,304	(41)
リバース・レポ契約	24	75,878	77,765	(2)
トレーディング・ポートフォリオ資産	22	110,716	142,083	(22)
内、取引相手先により売却又は再担保差入 されている可能性のある差入担保資産	23	34,660	59,496	(42)
再調達価額－借方	12, 22, 24	181,444	191,780	(5)
デリバティブに係る差入担保金	24	30,541	27,218	12
貸出金	10, 11	351,642	358,193	(2)
公正価値での測定を指定された金融資産	22, 24, 25	74,478	6,652	
売却可能金融資産	13, 22	17,955	71,637	(75)
満期保有目的金融資産	13	10,640		
関連会社投資	28	1,103	1,093	1
有形固定資産及びソフトウェア	14	9,503	8,800	8
のれん及び無形資産	15	7,509	7,523	0
繰延税金資産	8	15,055	14,699	2
その他の資産	16	29,107	25,484	14
資産合計		1,071,353	1,080,405	(1)
負債				
銀行預り金	17	12,193	13,557	(10)
貸付有価証券に係る担保金	24	3,228	9,196	(65)
レポ契約	24	7,573	11,057	(32)
トレーディング・ポートフォリオ負債	22	26,144	33,374	(22)
再調達価額－貸方	12, 22, 24	176,174	186,047	(5)
デリバティブに係る受入担保金	24	40,630	43,848	(7)
顧客預り金	17	515,658	461,049	12
公正価値での測定を指定された金融負債	18, 22, 24	63,016	72,154	(13)
社債	19	90,484	94,334	(4)
引当金	20	4,775	4,768	0
その他の負債	8, 21	69,231	85,454	(19)
負債合計		1,009,108	1,014,839	(1)
資本				
資本金		442	442	0
資本剰余金		33,795	33,763	0
利益剰余金		32,375	33,713	(4)
資本に直接認識されたその他の包括利益、税効果後		(5,147)	(4,635)	11
株主に帰属する持分		61,464	63,281	(3)
優先証券保有者に帰属する持分		735	2,238	(67)

非支配株主持分に帰属する持分	46	47	(2)
資本合計	62,244	65,566	(5)
負債及び資本合計	1,071,353	1,080,405	(1)

[次へ](#)

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 所有者	非支配 株主持分	資本合計
2014年1月1日現在残高	384	33,906	(1,031)	20,608	(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936
株式発行	0								0			0
自己株式の取得			(953)						(953)			(953)
株式報酬制度に基づく自己株式の受渡し		(266)	445						179			179
自己株式のその他の売却			61						61			61
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		802							802			802
損益計算書に費用計上された株式報酬		870							870			870
(税金費用)／税務上の便益		3							3			3
配当金		(938)							(938)	(142)	(4)	(1,084)
買戻し義務付自己株式		46							46			46
優先証券									0	1		1
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)		(2,365)	1,440						(925)		1	(924)
当期の包括利益合計				2,294	2,667	1,834	140	693	4,961	260	7	5,229
内、当期純利益／(損失)				3,502					3,502	142	5	3,649
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後					2,667	1,834	140	693	2,667			2,667
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後－確定給付制度				(1,208)					(1,208)			(1,208)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後－為替換算調整									0	119	3	121
2014年12月31日現在残高	384	32,057	(37)	22,902	(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(292)						(292)			(292)
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		290							290			290
(税金費用)／税務上の便益		9							9			9
配当金		(2,914)		(8)					(2,922)	(77)	(5)	(3,004)
買戻し義務付自己株式		0							0			0
優先証券									0	1		1
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)		35	328						364		(1)	363
当期の包括利益合計				6,538	(848)	(266)	(64)	(518)	5,690	18	1	5,709

内、当期純利益／(損失)	6,235					6,235	77	3	6,314
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後		(848)	(266)	(64)	(518)	(848)			(848)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後－確定給付制度	304					304			304
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後－為替換算調整						0	(59)	(2)	(61)

持分変動計算書(続き)

単位：百万スイス・フラン	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 所有者	非支配 株主持分	資本合計
2015年12月31日現在残高	386	29,477	0	29,433	(4,047)	(5,857)	172	1,638	55,248	1,954	41	57,243
株式発行									0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		4							4			4
(税金費用)／税務上の便益		25							25			25
配当金				(3,434)					(3,434)	(78)	(5)	(3,517)
優先証券									0	(1,583)		(1,583)
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)		(2)		(1)					(3)		0	(2)
当期の包括利益合計				2,267	(447)	293	(73)	(666)	1,820	349	3	2,173
内、当期純利益／(損失)				3,207					3,207	78	4	3,288
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の 包括利益(OCI)、税効果後					(447)	293	(73)	(666)	(447)			(447)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－確定給付制度				(824)					(824)			(824)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－自己の信用				(115)					(115)			(115)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－為替換算調整									0	271	0	271
2016年12月31日現在残高	386	29,505	0	28,265	(4,494)	(5,564)	98	972	53,662	642	40	54,343

¹ 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度及び自己の信用を除く。

持分変動計算書(続き)

単位：億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 株主持分	資本合計
2014年1月1日現在残高	440	38,836	(1,181)	23,604	(6,719)	(8,505)	109	1,676	54,981	2,168	47	57,197
株式発行	0								0			0
自己株式の取得			(1,092)						(1,092)			(1,092)
株式報酬制度に基づく自己株式の受渡し		(305)	510						205			205
自己株式のその他の売却			70						70			70
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		919							919			919
損益計算書に費用計上された株式報酬		996							996			996
(税金費用)／税務上の便益		3							3			3
配当金		(1,074)							(1,074)	(163)	(5)	(1,242)
買戻し義務付自己株式		53							53			53
優先証券									0	1		1
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)		(2,709)	1,649						(1,059)		1	(1,058)
当期の包括利益合計				2,628	3,055	2,101	160	794	5,682	298	8	5,989
内、当期純利益／(損失)				4,011					4,011	163	6	4,180
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益(OCI)、税効果後					3,055	2,101	160	794	3,055			3,055
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－確定給付制度				(1,384)					(1,384)			(1,384)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－為替換算調整									0	136	3	139
2014年12月31日現在残高	440	36,718	(42)	26,232	(3,664)	(6,404)	270	2,469	59,685	2,306	52	62,041
株式発行	1								1			1
自己株式の取得			(334)						(334)			(334)
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		332							332			332
(税金費用)／税務上の便益		10							10			10
配当金		(3,338)		(9)					(3,347)	(88)	(6)	(3,441)
買戻し義務付自己株式		0							0			0
優先証券									0	1		1
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)		40	376						417		(1)	416
当期の包括利益合計				7,489	(971)	(305)	(73)	(593)	6,517	21	1	6,539
内、当期純利益／(損失)				7,142					7,142	88	3	7,232

内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益(OCI)、税効果後	(971)	(305)	(73)	(593)	(971)	(971)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後－確定給付制度	348				348	348
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、税効果後－為替換算調整					0	(68)(2)(70)

持分変動計算書(続き)

単位: 億円	資本金	資本 剰余金	自己株式	利益 剰余金	資本に直接 認識された その他の包括利 益、税効果後 ¹	内、 為替 換算調整	内、 売却可能金融 資産	内、 キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	株主に 帰属する 持分合計	優先 証券 保有者	非支配 株主持分	資本合計
2015年12月31日現在残高	442	33,763	0	33,713	(4,635)	(6,709)	197	1,876	63,281	2,238	47	65,566
株式発行									0			0
株式発行及びワラント行使に係るプレミアム		5							5			5
(税金費用)／税務上の便益		29							29			29
配当金				(3,933)					(3,933)	(89)	(6)	(4,028)
優先証券									0	(1,813)		(1,813)
新規連結／(連結除外)及びその他の増加／(減少)		(2)		(1)					(3)		0	(2)
当期の包括利益合計				2,597	(512)	336	(84)	(763)	2,085	400	3	2,489
内、当期純利益／(損失)				3,673					3,673	89	5	3,766
内、損益計算書に振り替えられる可能性のあるその他 の包括利益(OCI)、税効果後					(512)	336	(84)	(763)	(512)			(512)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－確定給付制度				(944)					(944)			(944)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－自己の信用				(132)					(132)			(132)
内、損益計算書に振り替えられることのないOCI、 税効果後－為替換算調整									0	310	0	310
2016年12月31日現在残高	442	33,795	0	32,375	(5,147)	(6,373)	112	1,113	61,464	735	46	62,244

¹ 利益剰余金に直接認識されている確定給付制度及び自己の信用を除く。

[次へ](#)

UBS AGの発行済株式及び保有自己株式

2016年12月31日に、UBS AGが発行した株式は合計3,858,408,466株（2015年12月31日：3,858,408,466株）であった。

2016年12月31日及び2015年12月31日に保有していた自己株式はなかった。

条件付資本金

2016年12月31日に、UBS AGの資本金は、従業員オプションの行使の際の136,200,312株の発行により増加する可能性があった。

2016年12月31日に、社債又は同様の金融商品の発行に関連して付与された転換権及びワラントのために追加で最大380,000,000株の条件付資本を使用することが可能であった。

キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
当期純利益／(損失)	3,288	6,314	3,649
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	980	918	817
無形資産の償却費及び減損	91	107	83
貸倒引当金繰入額／(戻入額)	37	117	78
関連会社持分純利益	(106)	(169)	(94)
繰延税金費用／(税務上の便益)	2	(1,614)	(1,635)
投資活動から生じた純損失／(利得)	(1,176)	(934)	(227)
財務活動から生じた純損失／(利得)	9,647	(1,654)	2,135
その他の調整純額	(300)	3,628	(7,250)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：			
銀行預け金／銀行預り金	(1,183)	1,768	(1,235)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	7,933	(2,712)	32,262
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(6,637)	(2,909)	(3,698)
トレーディング・ポートフォリオ及び再調達価額	6,024	6,853	(5,576)
公正価値での測定を指定された金融資産	(60,658)	(1,446)	2,697
デリバティブに係る担保金	(4,169)	3,285	(7,301)
貸出金	3,740	841	(20,427)
顧客預り金	33,925	(17,362)	8,803
その他の資産、引当金及びその他の負債	(8,204)	7,516	4,751
支払税金、還付金控除後	(649)	(551)	(600)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(17,413)	1,997	7,231
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(26)	(13)	(18)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ¹	93	477	70
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,746)	(1,841)	(1,915)
有形固定資産及びソフトウェア処分	209	547	350
売却可能金融資産購入	(7,271)	(101,189)	(136,330)
売却可能金融資産の処分及び償還	54,097	93,584	140,438
満期保有目的金融資産の（購入）／償還純額	(8,996)		
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	36,359	(8,434)	2,596

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
短期借入債務発行／(償還)純額	5,440	(6,404)	(2,921)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	0	0	(719)
UBS AG株式に係る配当金の支払	(3,434)	(2,626)	(938)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	33,453	47,790	40,982
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(34,081)	(44,221)	(34,210)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,366)	(108)	(110)
非支配株主持分の変動純額	(5)	(5)	(3)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	6	(5,573)	2,081
キャッシュ・フロー合計			
現金及び現金同等物期首残高	102,962	116,715	96,284
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	18,952	(12,011)	11,908
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(807)	(1,742)	8,522
現金及び現金同等物期末残高²	121,107	102,962	116,715
内、現金及び中央銀行預け金	107,715	91,306	104,073
内、銀行預け金	11,927	10,732	11,772
内、マネー・マーケット・ペーパー ³	1,465	924	869

追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)は以下を含む：

現金による利息受取額	12,223	11,144	11,321
現金による利息支払額	6,141	5,267	5,360
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 ⁴	1,595	2,120	1,961

¹ 関連会社からの受取配当金を含む。² 現金及び現金同等物のうち、それぞれ2,662百万スイス・フラン(2016年12月31日現在)、3,963百万スイス・フラン(2015年12月31日現在)及び4,178百万スイス・フラン(2014年12月31日現在)（主として「銀行預け金」に反映されている）が使用制限のあるものである。詳細については、注記23を参照。³ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」（2016年12月31日現在：75百万スイス・フラン、2015年12月31日現在：795百万スイス・フラン、2014年12月31日現在：835百万スイス・フラン）、「売却可能金融投資」（2016年12月31日現在：430百万スイス・フラン、2015年12月31日現在：129百万スイス・フラン、2014年12月31日現在：34百万スイス・フラン）及び「公正価値での測定を指定された金融資産」（2016年12月31日現在：959百万スイス・フラン、2015年12月31日現在：0百万スイス・フラン、2014年12月31日現在：0百万スイス・フラン）に含まれる。⁴ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)に計上された関連会社からの受取配当金(2016年：50百万スイス・フラン、2015年：114百万スイス・フラン、2014年：54百万スイス・フラン)を含む。

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
当期純利益／(損失)	3,766	7,232	4,180
当期純利益に含まれている非資金項目及びその他の調整：			
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	1,122	1,051	936
無形資産の償却費及び減損	104	123	95
貸倒引当金繰入額／(戻入額)	42	134	89
関連会社持分純利益	(121)	(194)	(108)
繰延税金費用／(税務上の便益)	2	(1,849)	(1,873)
投資活動から生じた純損失／(利得)	(1,347)	(1,070)	(260)
財務活動から生じた純損失／(利得)	11,050	(1,894)	2,445
その他の調整純額	(344)	4,156	(8,304)
営業活動に係る資産及び負債の変動純額：			
銀行預け金／銀行預り金	(1,355)	2,025	(1,415)
借入有価証券に係る担保金及びリバース・レボ契約	9,086	(3,106)	36,953
貸付有価証券に係る担保金及びレボ契約	(7,602)	(3,332)	(4,236)
トレーディング・ポートフォリオ及び再調達価額	6,900	7,849	(6,387)
公正価値での測定を指定された金融資産	(69,478)	(1,656)	3,089
デリバティブに係る担保金	(4,775)	3,763	(8,363)
貸出金	4,284	963	(23,397)
顧客預り金	38,858	(19,886)	10,083
その他の資産、引当金及びその他の負債	(9,397)	8,609	5,442
支払税金、還付金控除後	(743)	(631)	(687)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(19,945)	2,287	8,282
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
子会社、関連会社及び無形資産取得	(30)	(15)	(21)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ¹	107	546	80
有形固定資産及びソフトウェア購入	(2,000)	(2,109)	(2,193)
有形固定資産及びソフトウェア処分	239	627	401
売却可能金融資産購入	(8,328)	(115,902)	(156,152)
売却可能金融資産の処分及び償還	61,963	107,191	160,858
満期保有目的金融資産の（購入）／償還純額	(10,304)		
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	41,646	(9,660)	2,973

キャッシュ・フロー計算書（続き）

単位：億円	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)			
短期借入債務発行／(償還)純額	6,231	(7,335)	(3,346)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	0	0	(824)
UBS AG株式に係る配当金の支払	(3,933)	(3,008)	(1,074)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	38,317	54,739	46,941
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(39,036)	(50,651)	(39,184)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,565)	(124)	(126)
非支配株主持分の変動純額	(6)	(6)	(3)
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	7	(6,383)	2,384
キャッシュ・フロー合計			
現金及び現金同等物期首残高	117,933	133,685	110,284
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	21,708	(13,757)	13,639
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(924)	(1,995)	9,761
現金及び現金同等物期末残高²	138,716	117,933	133,685
内、現金及び中央銀行預け金	123,377	104,582	119,205
内、銀行預け金	13,661	12,292	13,484
内、マネー・マーケット・ペーパー ³	1,678	1,058	995

追加情報

営業活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)は以下を含む：

現金による利息受取額	14,000	12,764	12,967
現金による利息支払額	7,034	6,033	6,139
現金による株式投資、投資信託受益証券及び関連会社に係る配当 ⁴	1,827	2,428	2,246

¹ 関連会社からの受取配当金を含む。² 現金及び現金同等物のうち、それぞれ3,049億円(2016年12月31日現在)、4,539億円(2015年12月31日現在)及び4,785億円(2014年12月31日現在)（主として「銀行預け金」に反映されている）が使用制限のあるものである。詳細については、注記23を参照。³ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、「トレーディング・ポートフォリオ資産」（2016年12月31日現在：86億円、2015年12月31日現在：911億円、2014年12月31日現在：956億円）、「売却可能金融投資」（2016年12月31日現在：493億円、2015年12月31日現在：148億円、2014年12月31日現在：39億円）及び「公正価値での測定を指定された金融資産」（2016年12月31日現在：1,098億円、2015年12月31日現在：0億円、2014年12月31日現在：0億円）に含まれる。⁴ 投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)に計上された関連会社からの受取配当金(2016年：57億円、2015年：131億円、2014年：62億円)を含む。

[次へ](#)

連結財務書類に対する注記

注記1 重要な会計方針の概要

a) 重要な会計方針

本注記では、ユービーエス・エイ・ジー及び子会社（以下「UBS AG」という。）の連結財務書類（以下「当財務書類」という。）の作成に適用された重要な会計方針を説明している。2017年3月9日、取締役会により当財務書類の発行が承認された。

会計の基礎

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が発行する国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されており、UBS AGの設立国スイスの通貨であるスイス・フランで表示されている。

当財務書類の一部である当年次報告書の「リスク、財務及び資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk, treasury and capital management」のセクション。以下同じ。）に記載された監査済として表示されている開示は、当財務書類の不可欠な一部を成している。これらの開示は、IFRS第7号「金融商品：開示」及びIAS第1号「財務諸表の表示」の下での規定に関連しており、本セクションには繰り返して記載されていない。

本注記に記載された会計方針は、注記1bに別途記載のある場合を除き、表示された全ての年度に継続適用されている。

重要な会計上の見積り及び判断

当財務書類をIFRSに準拠して作成するに当たり、経営者は判断を行い、見積りや仮定をする必要がある。それらは報告された資産、負債、収益及び費用の額並びに偶発資産及び偶発負債の開示に影響を与えており、判断や見積り、仮定を行った時、重要な不確実性を伴うことがある。これらの見積りや仮定は、入手可能な最善の情報に基づいている。UBS AGは、定期的に見積りや仮定を再評価し、現在の状況に照らして引き続き妥当性を有するか判断するとともに、必要に応じて改定している。当該評価には、過去の実績や将来の予想、その他の要因が含まれている。かかる見積りや仮定に変更が生じた場合、当財務書類に重要な影響を及ぼす可能性がある。さらに、実際の結果は、UBS AGの見積りと著しく異なることがあり、予想を上回る損失又は引当金計上額を超えた損失が発生する恐れがある。

以下は、見積りに不確実性が存在し、重要な判断が必要とされ、当財務書類の認識金額に重要な影響を与える領域である。

- －ストラクチャード・エンティティの連結（本注記の1の項及び注記28を参照）
- －金融商品の公正価値（本注記の3fの項及び注記22を参照）
- －償却原価で保有する金融資産に係る貸倒引当金（本注記の3gの項及び注記11を参照）
- －年金及びその他の退職後給付制度（本注記の7の項及び注記26を参照）
- －法人所得税（本注記の8の項及び注記8を参照）
- －のれん（本注記の11の項及び注記15を参照）
- －引当金及び偶発負債（本注記の12の項及び注記20を参照）

1) 連結

a. 連結原則

当財務書類は、UBS AGと支配するストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）を含むその子会社の財務書類から成り、単一の経済実体として表示されており、会社間の取引及び残高は消去されている。UBS AGは、（i）事業体の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、（ii）変動リターンに対するエクスポージャーを有している場合、及び（iii）そのパワーを事業体のリターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に事業体を支配しているとされ、当該事業体を全て連結している。

議決権により事業体を支配する場合は通常、議決権の過半数を直接保有することで支配しているとみなされる。

その他のケースでは、支配の評価はより複雑であり、より広範な判断を求められる。UBS AGが変動性を吸収する事業体の持分を有している場合、当該事業体のリターンの変動性に影響を与えることが可能な、当該事業体の関連性のある活動に対するパワーがUBS AGにあるかどうかの検討が行われる。全ての事実と状況を考慮してUBS AGが別の事業体にパワーを有しているか、すなわち、事業体の関連性のある活動に関する意思決定を行う必要がある場合に当該活動を指図する現時点での能力を有しているかを判断する。事業体の目的や設計、コールの権利、プットの権利又は清算権等の契約上の取決め、並びに潜在的な意思決定権などの要因は、この評価を行う際に全て検討される。UBS AGが関連性のある活動に対するパワーを有している場合は、当該パワーを通じて、自らのリターンに影響を及ぼす能力を有しているかさらに評価を行うが、これは、パワーを本人として保有しているのか、あるいは代理人として保有しているのかを評価することにより行う。検討事項は、(i) 意思決定権限の範囲、(ii) 他の当事者が保有する権利（解任権や他の参加権を含む。）、(iii) 事業体の変動性の合計と比較した変動性（報酬を含む。）に対するエクスポージャー、並びに当該エクスポージャーの他の投資家との相違である。これらの要因の検討後、UBS AGがそのパワーを自らのリターンに影響を及ぼすように行使することができるとの結論に至った場合、事業体は連結される。

SEを含む子会社は、支配を獲得した日から連結され、支配が終了した日に連結対象から除外される。支配又は支配の喪失は、事実や状況が、支配の存在を認めるのに必要であった要素のうち1つ以上に変更があることを示す場合に再評価される。

→ 詳細については、注記28を参照。

b. ストラクチャード・エンティティ

UBS AGは、顧客が特定のリスク特性を取得したり、当該リスクにさらされたりすること、資金を供給すること又は信用リスクの売買を行うことを可能にするなど、様々な理由でSEを組成するための出資を行い、出資していないSEとの相互関係を有している。SEとは、事業体を誰が支配しているかの判定に際し、議決権又は類似の権利が決定的な要因にならないように事業体が設計されている場合に該当する。このような事業体は通常、限定的な十分に明確化された目的を有しており、これまで特別目的事業体と呼ばれていた事業体や一部の投資信託が含まれる。UBS AGは、事業体の活動の性質及び他の当事者（投資家や独立した役員を含む。）に付与された議決権又は類似の権利の実体を考慮して、事業体がSEであるかを評価する。UBS AGは、事業体を清算する能力や意思決定者を解任する能力等の権利を、その保有者が理由なく当該権利を行使する実質的能力を有している場合に、議決権に類似するとみなしている。このような権利がない場合又はこのような権利の存在が十分に確認できない場合に、当該事業体はSEとみなされる。

UBS AGが関与しているSEの種類は以下の通りである。

- －証券化ストラクチャード・エンティティは、SEが保有する資産を裏付けとして投資家に証券を発行するために設立される。これにより (i) 証券化のエクスポージャーに伴う重大な信用リスクが第三者に移転され、(ii) バーゼルIIIの証券化定義に準拠した証券化ビークルが発行した2つ以上のリスク・ポジション又はトランシェが存在することになる。証券化事業体は全てSEに分類される。
- －顧客投資ストラクチャード・エンティティは、SEが発行した債券を（大部分が期限付きで）購入することにより、顧客が主として特定の資産又はリスク・エクスポージャーに投資するために設立される。当該SEは、UBS AGからの移転により又は外部市場取引を通じて資産を調達することがある。場合によっては、UBS AGはSEとデリバティブ契約を締結し、事業体のキャッシュ・フローを投資家の意図する投資目的に一致させたり、希望する他のリスク・エクスポージャーを導入したりすることがある。一定の場合には、特定のリスクをヘッジするか、又は資産担保による資金調達への参加を行うために、UBS AGは第三者がスポンサーとなっているSEへの関与を有することがある。
- －投資信託ストラクチャード・エンティティは、共同の投資目的を有し、投資運用会社によりパッシブ運用（従って、意思決定者が変動性に実質的な影響を及ぼさない。）又はアクティブ運用され、投資家又はその支配機関に実質的な議決権又は類似の権利がないものである。UBS AGは多数のファンドを組成し、そのスポンサーになっていることから、変動管理報酬を受けること及び／又は直接投資を通じて当該ファンドへの関与を有する場合がある。さらにUBS AGは、発行済仕組商品をヘッジするために、第三者が組成し、スポンサーとなっている多数のファンド（取引所取引ファンドやヘッジ・ファンドを含む。）に対する持分を有している。

SEを連結しないが、UBS AGがSEに関与している場合やスポンサーとなっている場合は、当該関与やスポンサー活動の性質に関する追加の開示を行っている。

重要な会計上の見積り及び判断

個々の事業体について、上記の連結原則に従って連結の評価を行っている。支配の評価は複雑な場合があり、重要な判断を必要とする。UBS AGの関与の性質や程度は各事業体に独自のものであるため、連結結果は事業体ごとに異なる。同一種類に属していても、連結される事業体もあれば、連結されない事業体もある。

→ 詳細については、注記28を参照。

2) セグメント報告

UBS AGの事業は、世界的規模で5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメント、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメント及びインベストメント・バンクで構成され、これらの全ての事業部門がコーポレート・センターによるサポートを受けている。この5つの事業部門は、セグメント報告の目的上、報告セグメントとしての要件を満たし、また、コーポレート・センターとともにUBS AGの経営上の構造を反映している。コーポレート・センター非中核業務及びレガシー・ポートフォリオは、コーポレート・センター内の独立した報告セグメントとして管理及び報告されている。内部の経営者向け報告において、5つの事業部門及びコーポレート・センター（その構成部門：サービス業務、グループ資産・負債管理（以下「グループALM」という。）並びに非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ）に関する財務情報は、区分表示されている。

経営者向け報告用の会計方針及びサービス・レベルに関する合意を含むUBS AGの社内の会計方針は、各報告セグメントに直接帰属する収益及び費用を決定する。報告セグメント間の取引は内部で合意済みの価格で実施され、各報告セグメントの業績に反映されている。収益分配契約は、複数の報告セグメントが一連の価値の創出に関与する場合、外部顧客収益を報告セグメントに配分するために使用される。手数料は、対応する顧客関係に基づいて報告セグメントに貸方計上される。UBS AGのセグメント間収益の合計は、当該収益の大部分が収益分配契約により事業部門全体にわたって配分されるため、重要ではない。受取利息純額は通常、貸借対照表のポジションに基づいて報告セグメントに配分される。UBS AGの連結持分の運用から稼得した受取利息は、平均帰属持分に基づいて報告セグメントに配分される。報告セグメントの資産及び負債は、コーポレート・センターグループALMを通じて資金供給され、同部門により投資されて、利息差額純額が各報告セグメントの業績に反映される。

セグメントの資産は第三者の観点に基づいており、当該資産の額には連結会社間残高は含まれていない。この観点は経営者への内部報告と一致している。コーポレート・センターサービス業務及びコーポレート・センターグループALMによって中央管理されている一部の資産は、対応する費用又は収益の配分とは異なる基準で各セグメントに配分される場合がある。例えば、コーポレート・センターサービス業務又はコーポレート・センターグループALMに計上されている一部の資産は、コーポレート・センターの該当する構成要素の貸借対照表上に留保される可能性があるが、これらの資産に関連する費用又は収益は全体又は部分的に各セグメントに配分されている。同様に、一部の資産は各事業部門に報告されているが、対応する費用又は収益は、全体又は部分的にコーポレート・センターサービス業務及びコーポレート・センターグループALMに配分されている。

→ 詳細については、注記2を参照。

3) 金融商品

a. 認識

UBS AGは、UBS AGが金融商品に関する契約条項の当事者になった時点で当該商品を認識している。UBS AGはデリバティブには取引日基準会計、デリバティブ以外の金融商品には決済日基準会計を適用している。

UBS AGはまた、信託に基づく役割を果たしているため、個人、信託、退職給付制度及びその他の機関の代理として資産の保有又は売却を行う。当該資産及び関連収益は、認識に関する基準が満たされていない場合、UBS AGの資産ではなく、UBS AGの財務書類に含まれていない。

デリバティブの清算及び執行サービスに関連する顧客現金残高は、契約上の取決め、規制又は慣行を通じて、UBS AGが顧客現金残高から便益を得ず、もしくは顧客現金残高を管理しない場合には貸借対照表に認識されない。

b. 分類、測定及び表示

当初の認識時に、UBS AGは、以後に純損益を通じて公正価値で会計処理しない金融商品について、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で金融商品を計上する。当初の認識後、UBS AGは、金融資産及び金融負債を、以下の表に記載の通り、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に従って分類、測定及び表示する。

→ IAS第39号の区分による金融資産及び金融負債の概要については、注記25aを参照。

→ 個々の金融資産及び金融負債の区分の構成に関する情報を提供する注記については、貸借対照表を参照。

金融資産の分類	含まれる重要項目	測定及び表示
トレーディング 目的	正の再構築コストを有する全てのデリバティブ（指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。） 主として短期的に売却又は買戻しを行う目的で取得したその他の金融資産、又はまとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある、識別された金融商品のポートフォリオの一部であるその他の金融資産。この区分に含まれる例として、負債性金融商品（有価証券、マネー・マーケット・ペーパー並びに売買された法人向け貸出金及び銀行貸出）、資本性金融商品、及びユニットリンク型投資契約に基づいて保有する金融資産を含む。）が挙げられる。	公正価値で測定され、公正価値の変動は純損益に認識される。公正価値の変動、当初の取引費用並びに売却又は償還により実現した利得及び損失は、トレーディング収益純額に認識される。ただし、デリバティブ以外の金融商品に係る受取利息及び受取配当金（本注記の3cの項を参照）、ヘッジ会計におけるヘッジ関係の特定の種類においてヘッジ手段として指定されたデリバティブ並びに一部の短期外国為替契約に係るフォワード・ポイントは例外で、受取利息純額に計上される。 デリバティブ資産は通常、再調達価額－借方として表示される。 区分処理された組込デリバティブは公正価値で測定されるが、償却原価で測定される主契約と貸借対照表上同じ項目に表示される。
純損益を通じて公正価値での測定を指定	金融資産は当初の認識時のみ、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定できる。この指定は取消不能である。 以下の基準のいずれかを満たす場合のみ、公正価値オプションを適用することができる。 －当該金融商品が実質的な組込デリバティブを含む混合金融商品であること。 －公正価値に基づいてリスクを管理し、経営幹部にもそのように報告されるポートフォリオに組入れられている金融商品であること。 －公正価値オプションの適用がなければ発生すると思われる会計上のミスマッチを排除するか、又は大幅に低減する場合。 UBS AGは以下の金融商品を、純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定している。 －公正価値で管理される一部の仕組ローン、リバース・レポ契約及び有価証券借入契約 －主にクレジット・デリバティブでヘッジされた貸出金。こうした商品は、会計上のミスマッチを排除するため、公正価値での測定が指定される。 －2016年1月1日現在、優良流動資産（HQLA）として保有し、コーポレート・センターグループALMが公正価値に基づいて管理している新規購入した負債証券 －現金決済型従業員報酬制度に係る履行義務をヘッジするために保有する資産。当該資産は、公正価値に基づいて測定される負債があるために生じる会計上のミスマッチの排除を目的として、公正価値での測定が指定されている。	ヘッジ手段として指定された有効なデリバティブも公正価値で測定される。公正価値の変動の表示方法は、ヘッジ関係の種類によって異なる（詳細については本注記の3kの項を参照）。 トレーディング目的として保有する資産（デリバティブ以外）は、トレーディング・ポートフォリオ資産として表示される。 純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産は、公正価値での測定を指定された金融資産として表示される。

貸出金及び債権 (償却原価)	支払額が固定であるか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、活発な市場における相場価格がなく、信用の悪化以外の理由でUBS AGが当初の純投資のほぼ全額を回収できない可能性のある資産でないもの。この分類に含まれる資産は以下の通りである。 ー現金及び中央銀行預け金 ーデリバティブに係る差入担保金 ー住宅モーゲージ及び商業用モーゲージ ー担保付貸出金(リバース・レポ契約、有価証券借入に基づく債権及びロンパード・ローンを含む。)並びに無担保貸出金 ーコーポレート・センター非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ内で保有される一部の有価証券 ー営業債権及びリース債権	実効金利法による償却原価から貸倒引当金(本注記の3cと3gの項を参照)を控除した価額で測定される。 貸出の実行、借換又は条件緩和並びにローン・コミットメントに係るアップフロント・フィー及び直接費用は繰延べられ、実効金利法を用いて貸出期間わたって償却される。 貸出金及び債権は、貸借対照表に、主として現金及び中央銀行預け金、銀行預け金、貸出金、借入有価証券に係る担保金、リバース・レポ契約及びデリバティブに係る差入担保金として表示される。 中央清算機関を通じて清算される取引所取引デリバティブ及び一部のOTCデリバティブで、日次で決済される、又はネットtingの要件を満たす(本注記の3dと3jの項を参照)とされるものは、デリバティブに係る差入担保金として表示される。
売却可能	売却可能として分類される金融資産は、トレーディング目的保有、純損益を通じて公正価値での測定を指定、又は貸代金及び債権に分類されていないデリバティブ以外の金融資産である。この分類には主に優良流動資産(HQLA)として保有し、かつ、コーポレート・センターグループALMが管理する負債証券、及びコーポレート・センターグループALMが管理する一部の資産担保証券が含まれる。	公正価値で測定され、未実現利得及び損失は、当該投資が売却、回収もしくは処分されるまで、又は減損していると判断されるまで、税効果後の金額でその他の包括利益に計上される(本注記の3iの項を参照)。売却の時点で、その他の包括利益の累積残高は損益計算書に振り替えられ、その他の収益に計上される。 受取利息及び受取配当金は、本注記の3cの項に準拠して損益計算書に認識される。為替換算損益の取扱いに係る詳細については本注記の13の項を参照。
満期保有目的	支払額が固定であるか又は決定可能なデリバティブ以外の金融資産で、UBS AGが満期まで保有する積極的な意思と能力を有するもの。2016年1月1日現在、優良流動資産(HQLA)として保有し、コーポレート・センターグループALMが管理している新規購入した一部の負債証券を満期保有目的に分類した。	実効金利法による償却原価から貸倒引当金(本注記の3cと3gの項を参照)を控除した価額で測定される。

金融負債の分類	含まれる重要項目	測定及び表示
トレーディング目的	ーUBS AGが第三者に売却したが、保有していない(ショート・ポジション)負債性金融商品及び資本性金融商品等の金融商品を引渡す義務。 ーユニットリンク型投資契約に基づいて保有する負債 ー負の最構築コストを有する全てのデリバティブ(ただし、指定された有効なヘッジ手段のデリバティブを除く。)	トレーディング負債の測定は、トレーディング資産として保有する場合と同じ原則に従い、純損益を通じて公正価値での測定を指定された負債の測定は、純損益を通じて公正価値での測定を指定された資産と同じ原則に従う。 それぞれトレーディング・ポートフォリオ負債及び公正価値での測定を指定された金融負債として表示される。 デリバティブ負債は通常、再調達価額一貸方として表示される。 区分処理された組込デリバティブは公正価値で測定されるが、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。
純損益を通じて公正価値での測定を指定	ー主として株価連動型債券、クレジット・リンク債、金利連動型債券を含む発行済混合負債性金融商品 ー公正価値に基づき管理する発行済負債性金融商品 ー主にクレジット・デリバティブでヘッジされ、会計上のミスマッチを排除するローン・コミットメント。	指定された有効なヘッジ手段であるデリバティブも公正価値で測定される。公正価値の変動の表示方法はヘッジ関係の種類によって異なる(詳細については、本注記の3kの項を参照)。 ユニットリンク型投資契約に係る未払額は、その他の負債として表示されている。

償却原価	ー要求払預金及び定期預金、リテール貯蓄／預金、貸付有価証券に係る担保金、仕組債以外の固定利付債券、劣後債、譲渡性預金、カバード・ボンド ーデリバティブに係る受入担保金	実効金利法による償却原価で測定される。 償却原価が適用される負債は貸借対照表上、主に銀行預り金、顧客預り金、貸付有価証券に係る担保金、レポ契約、デリバティブに係る受入担保金及び社債として表示される。 中央清算機関を通じて清算される取引所取引デリバティブ及び一部のOTCデリバティブで、日次で決済される、又はネットティングの要件を満たすとみなされるもの（本注記の3dと3jの項を参照）は、デリバティブに係る受入担保金として表示される。

c. 受取利息及び支払利息

受取利息又は支払利息は、実効金利（以下「EIR」という。）法を使用して計算された金融商品の償却原価を参照して決定される。またUBS AGでは、この方法を用いて純損益を通じて公正価値で測定される金融商品（デリバティブを除く。）に係る受取利息及び支払利息を決定しており、当該利息は受取利息純額に表示される。

融資の利用が見込まれるローン・コミットメントの手数料を含むアップフロント・フィー及び直接費用は、償却原価で測定される金融商品又は売却可能に分類される金融商品の当初の測定に含まれる。従って、こうした手数料や費用は、当該金融商品の存続期間にわたって、EIRの一部として認識される。

融資の利用が見込まれないローン・コミットメントに係る手数料、及びUBS AGが保有していないシンジケート・ローン部分の手数料又はUBS AGが同等のリスクについて他の参加者と同じ実効利回りで保有しているシンジケート・ローン部分の手数料は、受取報酬及び手数料純額に含まれている。

デリバティブを除く金融資産に係る受取利息は、プラスの場合は受取利息、マイナスの場合は支払利息に含まれる。これは、金融資産に生じるマイナスの受取利息が収益の定義を満たさないことによるものである。同様に、デリバティブを除く金融負債に係る支払利息は、マイナス金利の場合を除き、支払利息に含まれる。金利がマイナスの場合は、受取利息に含まれる。全ての金融資産に係る受取配当金は、受取利息に含まれる。

→ 詳細については、注記3を参照

d. 認識の中止

金融資産

UBS AGは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは通常、売却により譲渡され、その結果、購入者が当該資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却もしくは担保に差し入れる無条件の能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分にさらされる場合、貸借対照表において金融資産又は金融資産の一部の認識を中止する。

UBS AGが（i）金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡した場合、又は（ii）当該資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利は留保するが、1社以上の事業体に当該キャッシュ・フローを支払う契約上の義務を引き受けている場合に、金融資産は、譲渡されているとみなされる。

金融資産が担保として差し入れられているか、又は類似の取決めの下にある場合には、取引相手が担保差入資産のキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていれば（例えば、当該資産の売却又は再担保差入を行う取引相手の権利により裏付けられる場合等）、当該金融資産は譲渡されているとみなされる。金融資産の担保差入先である取引相手がキャッシュ・フローに対する契約上の権利を受け取っていない場合、認識中止の目的上、UBS AGは、当該資産は譲渡されていないとみなす。

UBS AGは、貸借対照表上で認識されていた金融資産を譲渡するが、かかる譲渡金融資産のリスク及び経済価値の全て又は一部を留保するような一定の取引を行っている。リスク及び経済価値の全て又は実質的に全てを留保する場合、かかる譲渡金融資産は、貸借対照表における認識の中止の対象とならない。例えば、有価証券貸付及びレポ取引や、金融資産を第三者に売却すると同時に、当該譲渡資産に係るトータル・リターン・スワップによってリスク及び経済価値の全て又は実質的に全てをUBS AGが留保する取引も含まれる。このような種類の取引については、本注記の3eの項に記載の有担保ファイナンス取引として会計処理を行う。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとし、譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

一部の店頭（OTC）デリバティブ契約及び中央清算機関を通じて清算される取引所取引の先物とオプション契約の大部分は、日々の証拠金決済プロセスによって日次で決済されるとみなされる。これは、変動証拠金の支払いや受取が、デリバティブ契約の法的又は経済的な決済を表すためであり、その結果、関連する再調達価額－借方及び再調達価額－貸方の認識が中止されることになる。

→ 譲渡金融資産に関する詳細については、注記1b及び24を参照。

金融負債

UBS AGでは、契約中に特定された債務が免責されたか、取消されたか、又は失効した時など、金融負債が消滅する場合、貸借対照表における当該金融負債の認識を中止している。既存の金融負債が同一の貸手からの著

しく異なる条件による新たな金融負債と交換された場合、又は既存の負債の条件が大幅に変更された場合に、そのような交換又は変更は、従前の負債の認識の中止及び新しい負債の認識となる。それぞれの帳簿価額の差異は、損益計算書に認識される。

e. 有価証券貸借及びレポ／リバース・レポ取引

有価証券貸借取引及びレポ／リバース・レポ取引は、通常、担保付で締結される。こうした取引においては、通常UBS AGは、有価証券又は現金の担保と引き換えに、持分証券及び負債証券を貸借する。その他、UBS AGは、貸借料を支払い、顧客の保護預り勘定からも有価証券を借り入れる。

このような取引は、譲渡した／受領した有価証券について貸借対照表上、認識の中止も認識も行わない有担保ファイナンス取引として処理される。転売及び再担保差入をする権利を有する譲渡した／受領した有価証券は、個別に開示される。

リバース・レポ契約及び有価証券借入契約の場合、現金差入額は認識が中止され、経過利息を含めた対応する受取債権は、貸借対照表上、それぞれUBS AGの返金を受ける権利を表すリバース・レポ契約及び借入有価証券に係る担保金として計上される。同様にレポ契約及び有価証券貸付契約の場合、現金受取額が認識され、経過利息を含めた対応する義務は、貸借対照表上、それぞれレポ契約及び貸付有価証券に係る担保金として計上される。さらに、リバース・レポ取引又は有価証券借入取引で受け取った有価証券の引渡しにより決済される有価証券の売却では、通常それを機にトレーディング負債が認識される。

同一の取引相手、満期、通貨及び証券集中保管機関（CSD）を有するレポ取引及びリバース・レポ取引は通常、本注記の3jの項に記載のネットティング要件を満たすことを条件として、相殺して表示される。

→ 詳細については、注記23及び24を参照。

f. 金融商品の公正価値

UBS AGは、資産及び負債の大部分を公正価値で会計処理している。公正価値とは、測定日において、主要な市場、又は主要な市場がない場合は、最も有利な市場における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格である。

公正価値で測定される金融商品は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。レベル1の金融商品の公正価値は、活発な市場における相場価格に基づく。レベル2の金融商品の公正価値は、全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法に基づく。レベル3の金融商品の公正価値は、重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法に基づく。

重要な会計上の見積り及び判断

評価技法の使用、モデルの仮定条件及び観察不能な市場インプットの見積りは、重要な判断を必要とし、特定のポジションに計上される利得又は損失の金額に影響を及ぼす可能性がある。観察不能なインプットに大きく依存する評価技法の場合、全て観察可能なインプットに基づく評価技法と比べて、公正価値の算定により高度な判断が必要となる。

公正価値の算定に用いられる評価技法（モデルを含む。）は、当該評価技法を作成した者から独立した適格な人員による定期的な見直し及び検証を受ける。モデルは、アウトプットが観察可能な市場データをできる限り反映するように調整される。また、モデルは、入手可能な場合、観察可能なインプットを観察不能なインプットに優先して使用する際の順位付けを行う。適切なモデルや、観察可能なデータを容易に入手できない、又は当該データが入手できないインプットの選択には判断が要求される。

UBS AGの評価技法は、保有する金融商品に関連する全ての要因を完全には反映していない場合がある。従って、評価は必要に応じて調整され、信用リスク、モデル・リスク、及び流動性リスク等の追加要因が考慮される。

公正価値の測定に対するUBS AGのガバナンスの枠組みについては、注記22bに記載されている。

見積りの作成や仮定の選択に伴う主観性の度合い及び経営者の判断の程度は、専門的かつ高度なモデルを使用して評価される金融商品や、パラメーターのインプットの一部又は全ての観察可能な水準が低く（レベル3の金融商品）、市場参加者が公正価値を見積る際に考慮するものとされる要因（取引解消費費用、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、資金調達のコストと便益、取引制限及び注記22dに記載のその他の要因）を反映するよう調整することが必要となる場合がある金融商品においてより重要な意味を有する。UBS AGは、注記22gの観察不能なパラメーターに、合理的に可能な代替的仮定を使用することによるレベル3金融商品への影響の感応度分析を行っている。

→ 詳細については、注記22を参照。

g. 償却原価で保有する金融資産に係る貸倒引当金

債権は、損失事象が当初の認識後に発生し、かつ、当該損失事象が、信頼性をもって見積ることができる将来キャッシュ・フローに影響を及ぼすことを客観的な証拠が示している場合に、減損しているとして貸倒引当金が認識される。UBS AGでは、発行体又は契約相手先の信用力が低下したため、当初の契約条件による債権に基づく金額を、UBS AGが全額は回収できない場合に、債権が減損していると判断する。「債権」とは、償却原価で計上される貸出金もしくは債権、又は信用状、保証、もしくはその他の類似の商品等のコミットメントである。

貸倒引当金は、貸借対照表上の債権の帳簿価額の減少として計上されるが、コミットメント等のオフバランス項目に対する貸倒引当金は、引当金として計上されている。貸倒引当金の変動は貸倒引当金繰入額／戻入額として認識されている。

→ 詳細については、注記10及び11を参照。

重要な会計上の見積り及び判断

貸倒引当金は、契約相手先別の個別に及び集合的に評価される。減損損失の時期と金額について仮定する際に判断が行われる。

契約相手先別に評価される引当金

貸出金は、客観的な証拠が貸出金の減損の可能性を示す場合に、減損について個別に評価される。個々の信用エクスポージャーは、借主の全般的な財政状態、財源及び支払記録、契約上の保証人からの援助見込み、及び該当する場合には担保の実現可能価額を基礎に評価される。貸出金の減損損失は、当該金融資産の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する額である。見積回収可能価額は、貸出金の当初の実効金利を使用して計算した、条件緩和又は担保の清算から生じる金額を含む予想将来キャッシュ・フローの現在価値である。変動利付貸出金の場合、回収可能価額を計算するために使用する割引率は現在の実効金利である。減損発生時、貸出金の当初の条件に基づく受取利息の発生は停止される。その代わりとして、時間の経過による減損後の貸出金の現在価値の増加分が受取利息として計上される。

集合的に評価される引当金

集合的に評価される引当金は、過去の損失実績や現在の状況を考慮して、類似の信用リスク特性を有するポートフォリオに対して計算される。使用される手法及び仮定は、損失見積額と実際の損失実績との差異を低減するために定期的に見直される。UBS AGはまた、全てのポートフォリオについて、減損が生じる恐れがあるが、契約相手先のレベルでは即時に観察できない予測不可能な進展の有無も評価する。特定事象の発生を起因とする集合的に評価される貸倒引当金が必要か否かを判断するために、UBS AGは、世界的な経済要因を考慮して、最も脆弱な国と産業を評価する。引当金を貸出金ごとに配分できないため、貸出金は減損しているとみなされず、また利息も、契約条件に従って貸出金ごとに未収計上される。個別の金融資産の減損の兆候を示す客観的な証拠が入手可能になった場合、当該金融資産は、減損について集合的に評価された金融資産グループから除外され、契約相手先別に個別に評価される。

全ての減損後の貸出金は、少なくとも一年に一度、見直され、分析される。過去の見積りと比較した場合の、予想将来キャッシュ・フローの金額及びタイミングのその後の変動は、貸倒引当金の変動をもたらし、貸倒引当金繰入額／戻入額が計上される。減損引当金は、当該債権の当初の契約条件に基づく元本及び利息、又は同等の額の適時の回収が合理的に保証される程度まで、信用度が改善されている場合にのみ、戻入される。債権の全部又は一部が回収不能であると考えられる場合、又は免除される場合、当該部分は償却される。償却により債権の元本は減少し、過去に計上された貸倒引当金が取崩される。過去に償却済の債権の一部又は全部が回収された場合、貸倒引当金繰入額／戻入額に貸方計上される。

h. 条件変更貸出金

条件変更貸出金又は条件緩和貸出金は、貸出条件が変更されている貸出金、又は当初の契約では検討されていなかった追加担保が要求されている貸出金として定義される。

債務不履行を回避するために条件変更を通じて与えられる条件の主な一般的特徴には、特別な金利、利息又は分割返済の支払いの延期、返済スケジュールの変更又は貸出金の満期の変更が含まれる。条件変更後のEIRに変更はない。

貸出金が優遇条件（すなわち、合意された新条件又は条件変更が、債務者の信用度及び貸出金の種類に関して通常の市場の基準と合っていない。）で条件変更された場合、当該貸出金は不良債権として分類されたまま

である。当該貸出金が回収されるか、又は償却されるまでその状態のままであり、減損について個別に評価される。

財政的困難に関する証拠がない場合や、契約条件の変更がUBS AGの通常のリスク選好の範囲内である場合に供与される金利や元本の減免等の優遇措置は、条件緩和とみなされない。

貸出金の条件緩和は、貸出金の条件の根本的変更につながる場合があり、その結果当初の貸出金の認識が中止され、新規の貸出金が認識されることがある。

こうした状況において貸出金の認識が中止された場合、新規の貸出金は当初認識時に公正価値で測定される。当初の貸出金に対してそれまでに設定された引当金は認識が中止され、新規の貸出金には帰属しない。従って、新規の貸出金は減損について個別に評価される。当該貸出金が減損していない場合、貸倒損失の測定目的上、通常の貸出金の集合的な評価に含まれる。

i. 売却可能に分類された金融資産の減損

UBS AGでは、減損の兆候の有無を、各貸借対照表日に評価している。3gの項で説明した基準と同じ基準を用いて、売却可能に分類された金融資産の当初認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として見積将来キャッシュ・フローが減少したという客観的証拠がある場合に、売却可能負債性金融商品は減損している。

売却可能資本性金融商品が減損している客観的証拠は、当該資産の公正価値が著しく下落していること、又は長期にわたって下落していることである。UBS AGは、公正価値が当初の取得原価の20%超下落している場合又は公正価値が6ヶ月を超えて当初の取得原価を下回っている場合に、当該商品は減損しているとする反証可能な推定を行っている。

過年度にその他の包括利益に認識された累積未実現損失純額は、売却可能に分類された金融資産が減損していると判断された範囲で損益計算書のその他の収益に振り替えられる。資本性金融商品については、追加の損失は全て、損益計算書に直接認識されるが、負債性金融商品については、減損に関する追加的な客観的証拠がある場合のみ、追加の損失が損益計算書に認識される。売却可能に分類された金融資産の減損を認識後に、資本性金融商品の公正価値が増加した場合には、その増加額はその他の包括利益に計上される。負債性金融商品の公正価値が増加した場合は、その公正価値の増加が減損損失計上後に発生した事象に関連しているならば、取引時の通貨による償却原価を上限として、その他の収益で認識される。当該金額を超過した増加額は、その他の包括利益に計上される。

j. ネットティング

(i) UBS AGが、平時もしくは、UBS AG及び全ての契約相手先に債務不履行や破産又は倒産などが発生した非常時の双方の状況において、認識した金額を相殺する無条件で法的に強制可能な権利を有し、かつ(ii)純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合、UBS AGは貸借対照表上の金融資産と金融負債を相殺する。相殺されたポジションには、例えば、一部のデリバティブや様々な取引相手先、取引所及び清算機関と締結したレポ取引及びリバース・レポ取引が含まれている。

UBS AGが純額で決済するか、又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有しているかを評価するに当たって重視されるのは、両取引相手間の信用及び流動性エクスポージャーの実質的に全てを解消する際に運用上の決済メカニズムが有効に機能しているかどうかである。この条件により、たとえ強制可能なネットティング契約の対象となる場合であっても、UBS AGの金融資産及び負債の相当額は貸借対照表上で相殺されないことになる。OTCデリバティブ契約については、貸借対照表上の相殺は通常、現金による証拠金決済プロセスを通じた日々の担保交換によって純額決済を有効に行うことができる取引所又は中央清算機関を介した市場の決済メカニズムが存在する状況においてのみ認められる。レポ契約及び有価証券ファイナンス取引については、決済メカニズムにより、信用及び流動性リスクが解消されるか又は僅少となり、かつ、債権と債務が単一の決済プロセス又はサイクルで処理される範囲においてのみ、貸借対照表上の相殺が認められる場合がある。

→ 詳細については、注記1b及び24を参照。

k. ヘッジ会計

UBS AGは、予定取引から生じるエクスポージャーを含む、金利リスク及び為替リスクへのエクスポージャーを管理するため、デリバティブを利用している。適格なデリバティブ及びデリバティブ以外の金融商品は、

(i) 認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ(以下「公正価値ヘッジ」という。)、(ii) 認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動

可能性のヘッジ（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）、又は（iii）在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（以下「純投資のヘッジ」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

金融商品がヘッジ関係に指定される時点で、UBS AGは、ヘッジ手段とヘッジ対象との関係を正式に文書化している。この文書化には、ヘッジ取引実施におけるリスク管理目的及び戦略並びにヘッジ関係の有効性評価に使用される方法が含まれる。従って、UBS AGは、ヘッジ開始時及びその後継続して、ヘッジ手段（主にデリバティブ）が、ヘッジ対象の指定されたリスクに関連する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに当たり「高い有効性」があるか否かを評価している。ヘッジは、（i）ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに当たり、ヘッジ取引開始時及び取引期間を通してヘッジの有効性が高いと予想され、かつ、（ii）ヘッジの実際の結果は80%から125%の範囲内である、という条件が満たされている場合に、ヘッジの有効性が高いとみなされる。予定取引をヘッジする場合、当該取引は、その発生可能性が非常に高くなければならず、報告される純損益に最終的に影響を与える可能性があるキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを表すものでなければならない。UBS AGは、（i）ヘッジ手段にヘッジとして高い有効性がない、もしくはなくなったと判断する場合、（ii）デリバティブが失効、売却、終了、もしくは実行された場合、（iii）ヘッジ対象が満期を迎え、売却もしくは返済された場合、又は（iv）予定取引の発生可能性が非常に高いとはみなされない場合、ヘッジ会計の適用を中止する。UBS AGは、ヘッジ会計の適用を任意に中止する場合もある。

ヘッジの非有効性は、ヘッジ対象のリスクに起因するヘッジ手段の公正価値の変動とヘッジ対象の公正価値の変動との差額、又はヘッジ手段の将来キャッシュ・フローの現在価値の変動がヘッジ対象の将来（予想）キャッシュ・フローの現在価値の変動を超過する額を意味する。こうした非有効性は、当期の損益としてトレーディング収益純額に計上される。有効なヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されたデリバティブに係る受取利息及び支払利息は、受取利息に計上される。

公正価値ヘッジ

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。金利リスクの公正価値ヘッジにおいて、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動は、ヘッジ対象の帳簿価額の調整として反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ会計におけるヘッジ関係が終了した場合、帳簿価額の調整額は、実効金利法により償却されてヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書に計上される。金利リスクに関するポートフォリオ・ヘッジの場合、公正価値の同額の変動がその他の資産又はその他の負債に反映される。ヘッジ対象の認識の中止以外の理由によりヘッジ関係が終了した場合、その他の資産又はその他の負債に計上された金額は、定額法によりヘッジ対象の満期までの残存期間にわたり損益計算書で償却される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジが、有効でなくなったとみなされる場合、又はヘッジ関係が終了した場合、それまでに資本に計上されたヘッジ手段のデリバティブに係る利得又は損失の累積額は、確約又は予定取引が発生し、純損益に影響を及ぼすまで、引き続き資本に計上される。予定取引の発生が見込まれなくなった場合、繰り延べられた利得又は損失は直ちに損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され（そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。）、非有効部分及び／又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。在外営業活動体を処分もしくは一部処分した時点で、当該事業体に関連して資本に認識された利得又は損失の累積額は、損益計算書に振り替えられる。

ヘッジ会計に適格でない経済的ヘッジ

経済的にはヘッジとして取引されるが、ヘッジ会計に適格でないデリバティブは、トレーディング目的で使用するデリバティブと同様に処理される。すなわち、実現並びに未実現利得及び損失は、トレーディング収益純額として認識される。ただし、一部の短期外国為替契約のフォワード・ポイントについては、この限りではない。この場合、当該フォワード・ポイントは、受取利息純額に計上される。

→ 詳細については、注記12を参照。

l. 組込デリバティブ

デリバティブは、他の金融商品（以下「主契約」という。）に組み込まれている場合がある。例えば、転換社債に組み込まれている転換権が代表的である。このような混合金融商品は主に、一定の仕組債の発行から発生している。（i）主契約が、公正価値で評価されず、公正価値変動が損益計算書に計上されない場合、

（ii）組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが、主契約の経済的特徴及びリスクに密接に関連しない場合、及び（iii）組込デリバティブの条件が、個別の契約に含まれていたとしたら単独のデリバティブの定義を満たす場合、組込デリバティブは、一般的に主契約とは分離して処理される必要があり、純損益を通じて公正価値で測定される単独のデリバティブとして会計処理される。

一般的に、UBS AGは混合金融商品に対して公正価値オプションを適用しているため（詳細は本注記の3bの項を参照）、組込デリバティブ部分を区分して会計処理する必要はない。

m. 社債

社債は償却原価で計上される。社債には、特定のCET 1 比率違反又は存続事由が発生したとするFINMAの判断があった場合に、元本金額が評価減されるという契約上の規定のある条件付資本調達商品が含まれる。このような契約上の規定は、原資産が契約当事者に固有の、金融以外の変数とみなされるため、デリバティブではない。対照的に、（スイス法の下でFINMAに与えられた破綻処理権限に基づき評価減や転換が適用される、UBS AG発行の無担保シニア債の場合と同様に）評価減又は株式への転換に関する法的な「ベイル・イン」の仕組みがある場合、かかる仕組みは契約条件の一部を成すものではないため、これらの金融商品に適用される償却原価の会計処理に影響を及ぼさない。将来の期間において社債が評価減される場合又は株式へ転換される場合は、当該金融負債の全て又は一部の認識が中止されることになり、評価減又は株式へ転換された社債の帳簿価額と発行された株式の公正価値との差額は損益計算書に認識される。

UBS AGのリスク管理業務の一環として公正価値ヘッジ会計が償却原価で計上される固定利付負債性金融商品に適用される場合、社債の帳簿価額は、ヘッジ対象エクスポージャーに係る公正価値の変動に応じて修正される。ヘッジ会計についての詳細については、3kの項を参照。

マーケット・メーカー又はその他の活動に関連して発行し、その後買い戻した社債は、償還されたものとして処理される。償還に係る利得又は損失は、社債の買戻価格がその帳簿価額と比較して低いか高いかによりその他の収益に計上される。その後の市場における自己社債の売却は、社債の再発行として処理される。

n. 自己の信用

2016年1月1日より、自己の信用に関連する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の変動は、利益剰余金にその他の包括利益として直接認識され、将来の期間において損益計算書に振り替えられることはない。

→ 詳細については、注記1bを参照。

o. ローン・コミットメント

ローン・コミットメントは、規定された条件で顧客が所定の金額の融資を受けることができる取決めである。

UBS AGがいつでも自らの裁量で取消可能なローン・コミットメントは、貸借対照表に認識されず、オフバランス・シート項目の開示にも含まれない。

いったん受取者に通知されるとUBS AGが取り消すことのできないローン・コミットメント、又は借主の信用度が悪化した際の自動取消によってのみ取消可能であるコミットメントは、取消不能とみなされ、（i）純損益を通じて公正価値で測定されるデリバティブのローン・コミットメント、（ii）純損益を通じて公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント、又は（iii）その他のローン・コミットメントに分類される。その他のコミットメントは貸借対照表に計上されないが、損失がすでに発生している可能性が高く、かつ当該債

務の金額を信頼性をもって見積ることができる場合、純損益を通じて引当金が認識される。これらのその他のローン・コミットメントに関連する負債の変動は、損益計算書の貸倒引当金繰入額／戻入額に計上される。

顧客がコミットメントを実行した場合、発生した貸出金は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される場合を除き、貸出金に表示される。

p. 金融保証契約

金融保証契約は、特定の債務者が特定の負債性金融商品の条件に従った期日の到来時に支払いを行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、その保有者に対し補償することを契約発行者に要求する契約である。UBS AGは、借入金、当座借越及びその他の銀行融資枠を担保するために、顧客に代わり、銀行、金融機関及び他の当事者に対する金融保証を発行している。

公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識され、その後、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定される。保証から生じる、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書の貸倒引当金繰入額／戻入額に計上される。

4) 受取報酬

UBS AGは、顧客に対する多様なサービス提供から報酬を受け取る。受取報酬は、大きく2種類に区分が可能である。すなわち、(i)一定期間に提供されるサービスから発生する報酬（ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬等）、(ii)取引型サービスから発生する報酬（引受手数料、コーポレート・ファイナンス手数料、及び仲介手数料等）である。

一定期間に提供されるサービスから発生する報酬は、サービス提供期間に比例して認識される。ただし、パフォーマンスに連動して発生する報酬又は特定のパフォーマンス基準を伴う報酬の構成要素を除く。これらの報酬は、パフォーマンスの基準が満たされ、かつ回収可能性が合理的に保証された時点で認識される。

取引型サービスから発生する報酬は、当該サービスの提供が完了し、報酬額が確定した時点又は決定可能になった時点（すなわち、払戻しや修正が生じない時点）で認識される。

サービスの提供から生じる受取報酬で、金融商品の認識につながらないものは、受取報酬及び手数料純額に表示される。金融商品の取得、発行又は処分から生じる報酬は、当該金融商品の貸借対照表における分類に応じて損益計算書に表示される。

→ 詳細については、注記4を参照。

5) 現金及び現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金及び現金同等物は、当初の満期が3ヶ月以内の残高から成り、現金、マネー・マーケット・ペーパー並びに中央銀行及びその他の銀行への預け金を含む。

6) 持株参加制度及びその他の報酬制度

繰延報酬制度の移行

2014年度のグループ再編の一環として、UBSグループAGは、従業員持株制度、オプション制度、概念上のファンデーション制度及び繰延現金報酬制度に基づく特定の未払報奨に関連して、付与者としてのUBS AGの債務を引き受けた。本セクションでは、グループ再編前後にこれらの制度に適用された会計方針及び繰延報酬制度の移行について説明する。

持株参加制度

グループ再編前の期間及び繰延報酬制度の移行

UBS AGは、UBS AGの資本性金融商品又はかかる資本性金融商品の価値に基づく金額で決済される複数の持株参加制度を設立している。これらの報奨は通常、従業員が特定の勤務期間を完了することを条件とし、またパフォーマンス・シェアについては、特定の業績目標が満たされることを条件とする。報酬費用はトランシュごとに、権利確定見込数の見積りの基となる勤務期間にわたって認識され、実際の結果を反映するよう調整される。

例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。

退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日または付与日より前に直ちに認識される。円満退職条項の違反や悪質な行為など、一定の権利確定条件以外の条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。株式決済型の報奨の場合、権利確定条件以外の条件の違反から生じる失効事由が発生しても費用の調整は行われない。

報酬費用は、該当する場合、配当請求権や実質的に権利確定日以降に及ぶ譲渡制限、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日において調整された資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。株式決済型の商品の公正価値は付与日に決定され、再測定されない。ただし、当該条件が修正され、修正直後の公正価値が修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定済の報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。現金決済型の報奨の公正価値は、各報告日に、累積費用認識額が分配した現金の額と等しくなるように再測定される。

→ 詳細については、注記27を参照。

グループ再編後の期間及び繰延報酬制度の移行

UBSグループAGは、UBS AGの従業員に付与される複数の持株参加制度を設立し、決済する義務を保持している。UBS AGは、従業員に付与された報奨の公正価値を認識する。これらの報奨は通常、従業員が特定の勤務期間を完了することを条件とし、またパフォーマンス・シェアについては、特定の業績目標が満たされることを条件とする。報酬費用はトランシュごとに、権利確定見込数の見積りの基となる勤務期間にわたって認識され、実際の結果を反映するよう調整される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。

退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日または付与日より前に直ちに認識される。

円満退職条項の違反や悪質な行為など、一定の権利確定条件以外の条件が充足されない場合、このような報奨は法的な権利確定日まで失効可能な状態であることがある。権利確定条件以外の条件の違反から生じる失効事由が発生しても費用の調整は行わない。

UBS AGは報奨を決済する義務を有していないため、UBSグループAG株式による報奨は、持分決済型の株式に基づく支払取引として分類される。報酬費用は、該当する場合、配当請求権や実質的に権利確定日以降に及ぶ譲渡制限、権利確定条件以外の条件等、報奨に内在する諸条件を考慮して、付与日において調整されたUBSグループAGの資本性金融商品の公正価値を参照して測定される。公正価値は、付与日に決定され、再測定されない。ただし、当該条件が修正され、修正直後の公正価値が、修正直前の公正価値を上回る場合を除く。修正の結果、公正価値が増加する場合、残存勤務期間にわたって、又は権利確定した報奨については直ちに、当該増加分を報酬費用として認識する。

→ 詳細については、注記27を参照。

その他の報酬制度

UBSグループAGの従業員には、現金又はその他の金融商品で決済される繰延報酬制度が付与されている。その支払額は固定であるか、もしくは業績条件の達成又は特定の原資産の価値に応じて変動することがある。報酬費用は、従業員が当該報奨を受け取る権利を得るために勤務する期間にわたり認識される。例えば、リストラクチャリング・プログラムや双方で合意した雇用終了規定の影響を受ける従業員の場合など、勤務期間が短縮された場合は、費用の認識は雇用終了日までの期間に前倒しされる。退職の基準を満たす従業員や一定の年齢と勤続年数の基準を満たす従業員の場合など、将来の勤務が必要でない場合は、サービスを受領したものとみなし、報酬費用は付与日または付与日より前に直ちに認識される。認識された額は、当該制度に基づいて支払われることが見込まれる金額の現在価値に基づいており、費用の累積認識額が分配した現金又は各金融商品の公正価値と等しくなるように、各報告日に再測定される。

→ 詳細については、注記27を参照。

7) 年金及びその他の退職後給付制度

UBS AGは、全世界においてその従業員のために、様々な退職後給付制度を提供している。これら制度は、確定給付年金制度及び確定拠出年金制度、並びに雇用の終了後に支払義務が生じる医療給付及び生命保険給付等その他の退職後給付を含んでいる。

→ 詳細については、注記26を参照。

確定給付年金制度

確定給付年金制度では、従業員が受領する年金給付額が確定しており、当該金額は通常、年齢、勤続年数及び報酬金額などの1つ又は複数の要素によって決定する。貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動はその他の包括利益に直ちに計上される。制度資産の公正価値が確定給付制度債務の現在価値を上回る場合、発生した確定給付資産（純額）の認識は、制度からの返還又は制度への将来掛金の減額という形で利用可能な経済的便益の現在価値に制限される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定する。予測単位積増方式では、勤務期間ごとに受給権の1単位が追加発生するとみなし、各単位を個別に測定して最終的な債務を積み上げる。これらの金額は、従業員と雇用主の間のリスク分担を含む各制度に特有の特徴を考慮し、独立した資格のあるアクチュアリーによって定期的に計算される。

重要な会計上の見積り及び判断

貸借対照表日現在の確定給付負債又は資産純額、及び関連する人件費は、複数の経済上の仮定や人口統計上の仮定を使用して算定される将来の給付予定額によって決定される。様々な仮定が適用可能であり、仮定が異なると、認識される確定給付負債又は資産、及び年金費用が大幅に変更される可能性がある。最も重要な仮定として、平均余命、割引率、予想昇給率、年金増加率、さらにスイスの制度と米国の確定給付年金制度の1つの制度については、退職貯蓄に対して発生する金利が挙げられる。平均余命は、公表された生命表を参照して決定される。割引率は、適切な通貨と期間の優良債券の測定日における利回りを参照して決定される。昇給率の仮定は、給与の上昇に対する長期的な予想を反映しており、物価上昇や年功序列、昇格、労働市場の需給等その他の要因を考慮する。UBS AGの退職後債務において重要な各仮定の合理的に可能な変動に対する感応度分析については、注記26に記載されている。

確定拠出制度

確定拠出制度は、UBS AGが固定額の掛金を、退職後給付及びその他の給付の支払いを行う別個の事業体に支払う年金制度である。当該制度が、当期及び過年度の従業員の勤務に関連する給付金を従業員に支払うために十分な資産を保有していないとしても、UBS AGには、追加の掛金を支払う法的義務も推定的義務もない。UBS AGの掛金は、当該掛金と交換に従業員が勤務を提供したとき（通常は拠出した年度）に費用計上される。前払掛金は、現金の払戻し又は将来の支払いの減額として使用可能な範囲で資産として認識される。

その他の退職後給付

さらに、UBS AGは、米国及び英国の一定の退職者向けの退職後の医療給付及び生命保険給付も提供している。これらの給付の予想費用は、確定給付年金制度に使用されるものと同じ会計処理方法を用いて、雇用期間にわたり認識される。

8) 法人所得税

UBS AGは、スイスの所得税法及びUBS AGが事業活動を行っているスイス以外の租税管轄区の同法の適用を受けている。

UBS AGの納税引当金は、当期税金と繰延税金から成る。当期法人所得税は、当期又は過去の期間の税金として支払予定又は還付予定のものを示している。

繰延税金は、将来の期間に減算金額となる、資産及び負債の帳簿価額と税務基準額との一時差異について認識され、当該一時差異が解消されると予想される時点で適用される税率及び法律を用いて測定される。

繰延税金資産は様々な原因から生じるが、最も重要なものは、(i) 将来の課税所得に対して使用するために繰越可能な税務上の欠損金、及び(ii) UBS AGの損益計算書に認識された費用で、関連するキャッシュ・フローが発生するまで損金不算入のものである。繰延税金資産は、将来の期間に減算金額となる一時差異について、十分な課税所得がそれら差異を使用できるように生じる可能性が高い範囲でのみ、認識される。企業又は納税グループに最近、損失を計上した実績がある場合、繰延税金資産は、十分な将来加算一時差異がある範囲で、又は未使用の税務上の欠損金を使用できる十分な課税所得が発生するだろうことを示す他の説得力のある証拠がある範囲でのみ認識される。

繰延税金負債は、特定の項目が将来の期間に課税所得を生じさせるという予測を反映した、貸借対照表の資産及び負債の帳簿価額における一時差異に対して認識される。

繰延税金資産及び繰延税金負債並びに当期税金資産及び当期税金負債は、(i) それらが同一の税務申告グループから生じたもので、(ii) 同一の税務当局に関連し、(iii) 相殺する法的権利が存在し、かつ(iv) 純額での清算又は同時に実現を意図する場合に相殺される。

当期税金及び繰延税金は、損益計算書に税務上の便益又は税金費用として認識される。ただし、(i) 子会社の取得時に、(ii) 売却可能に分類された金融投資に係る未実現利得又は損失、(iii) キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの公正価値の変動、(iv) 確定給付制度の再測定、(v) 在外営業活動体の特定の外国為替の換算に対して、並びに(vi) 自己株式の売却に係る利得及び損失に対して認識される当期税金及び繰延税金は除く。ポイント(ii)、(iii)、(iv) 及び(v)に関連する金額は、資本のその他の包括利益に認識される。

重要な会計上の見積り及び判断

税法は複雑であり、法人所得税を会計処理するに当たり、かかる法律の適用には判断や解釈が必要となる。UBS AGでは、繰延税金資産の回収可能性（税務上の欠損金の残存繰越期間を含む。）を評価する際に、事業の業績やこれまでの予測の精度、税務上の欠損金の残存繰越期間を含むその他の要素、さらに繰延税金資産の認識時に用いた、予測期間における将来の課税所得の評価を検討する。将来の収益性の見積りは本質的に主観的なものであり、予測が困難な将来の経済状況、市況及びその他の状況に特に大きな影響を受ける。

繰延税金資産をどの程度認識するかは、経営者が行った、関連する事業計画の予測に基づくUBS AGの将来の収益性の評価に左右される。現在の評価は見直され、必要ならば、状況の変化を反映すようよう修正される。この見直しは年1回、各年度の第2四半期に実施されるが、修正は必要に応じて別の時期に行われる場合がある。最近になって損失を計上した状況では、十分な将来の収益性を示す説得力のある証拠が必要となる。

将来の期間の収益予測に関する仮定が現在の見通しから外れた場合、UBS AGの繰延税金資産の価額はその影響を受ける可能性がある。損益計算書上で繰延税金資産の帳簿価額の減少を認識すると、当期純利益及び資本は減少する可能性があるが、キャッシュ・フローには影響しない。

不確実な税務上のポジションの予想される結果を予測するのにも判断が要求される。この判断には、税法の解釈と、収益及び繰延税金の見積りに織り込まれている、法人所得税に関連した各種訴訟の解決が必要となる場合がある。

→ 詳細については、注記8を参照。

9) 関連会社投資

UBS AGが企業の財務及び営業の方針に対して重要な影響力を行使できるが、支配はしていない企業は、関連会社投資として分類され、持分法に基づいて会計処理されている。通常、UBS AGが会社の議決権の20%から50%を保有している場合、又は保有する能力を有している場合に、重要な影響力を有するとされる。関連会社投資は、当初取得原価で認識され、帳簿価額は取得日後の被投資会社の包括利益及び減損損失に対するUBS AGの持分相当額を認識して増減する。

→ 詳細については、注記28を参照。

10) 有形固定資産及びソフトウェア

有形固定資産及びソフトウェアは、自己使用不動産、リース物件改良費、ITハードウェア、外部購入ソフトウェア及び自己創設ソフトウェア並びに通信機器及びその他の類似の機器を含む。有形固定資産及びソフトウェアは、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、各報告日に減損の兆候の有無を検討している。ソフトウェア開発費用は、当該費用を信頼性をもって測定することが可能であり、かつ将来の経済的便益が発生する可能性が高い場合にのみ資産計上される。有形固定資産及びソフトウェアの減価償却は、当該資産が事業の用に供された時期、すなわち、当該資産が経営者の意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置かれた時点から開始される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり定額法で計算される。UBS AGの有形固定資産及びソフトウェアの見積経済的耐用年数は以下の通りである。

－不動産（土地を除く）	67年以下
－ITハードウェア及び通信機器	7年以下
－その他の機械設備	10年以下
－ソフトウェア	10年以下
－リース物件改良費	リース期間又は資産の経済的耐用年数のいずれか短い方（通常20年以下）

→ 詳細については、注記1b及び14を参照。

11) のれん及び無形資産

のれんとは、取得日における被取得企業の識別可能資産（純額）の公正価値に対するUBS AGの持分相当額を取得原価が超過する部分を示している。のれんは償却されないが、UBS AGは各報告期間末に、のれんに減損の兆候がないか評価している。かかる兆候が存在する場合、UBS AGは、のれんの減損テストを実施する必要がある。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。UBS AGは、注記2aで報告するセグメントを個別の資金生成単位として考えている。これは、経営者がセグメント・レベルで投資パフォーマンスの見直し及び評価を行うからである。減損テストは、のれんが配分されている各セグメントに対して、それぞれのセグメントの回収可能価額（使用価値に基づく）と帳簿価額を比較することによって実施される。減損損失は帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識される。

将来の期間についての収益の見積り及びその他の仮定が、現在の見通しから外れた場合、UBS AGののれんの価値は将来減損し、損益計算書に損失を計上することになる可能性がある。のれんの減損を認識した場合、当期純利益及び資本は減少するが、キャッシュ・フローには影響しない。

無形資産は、企業結合から生じる個別に識別可能な無形資産項目、また一部の購入商標及び類似の項目から成る。無形資産は取得原価で認識される。企業結合の際に取得された無形資産の取得原価は、取得日における公正価値である。耐用年数を確定できる無形資産は、一般に20年以下の見積耐用年数にわたって定額法で償却される。まれに、耐用年数を確定できない無形資産があるが、その場合、当該資産は償却されない。各報告日に、無形資産は、減損の兆候について見直される。かかる兆候が存在する場合、無形資産の分析を行って、帳

簿価額が全額回収可能であるか否かを評価する。帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、減損損失が認識される。

重要な会計上の見積り及び判断

UBS AGののれんの減損テストの手法は、次の主要な仮定に最も敏感に反応するモデルに基づいている。すなわち、(i) 1年目から3年目までの予想株主配当可能利益の変動、(ii) 割引率の変動、及び(iii) 長期成長率の変動である。各セグメントの回収可能価額を算定するために用いる重要な仮定は、合理的な変動可能性をその仮定に当てはめることにより、感応度をテストされる。こうした主要な仮定の合理的な変動がUBS AGののれんの減損テストのモデルから提供された結果にどのように影響するかという説明については、注記15を参照。

→ 詳細については、注記2及び15を参照。

12) 引当金及び偶発負債

引当金は、時期又は金額が不確定な負債であり、(i) UBS AGが過去の事象の結果として現在の債務を有し、(ii) 当該債務を決済するために資源の流出が必要となる可能性が高く、(iii) 債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識される。

UBS AGの引当金の大半は、訴訟、規制上及び類似の問題、リストラクチャリング、従業員給付、不動産並びにローン・コミットメント及び保証に関連している。性質の類似する引当金は合計されて1項目を形成し、金額の重要性が低いものを含む残りの引当金は、その他の引当金に表示される。引当金は貸借対照表において独立表示され、時期及び金額が不確定でなくなった時点でその他の負債—その他に分類変更される。

法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBS AGが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、UBS AGは訴訟、規制上及び類似の問題に関連する引当金を認識する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBS AGの過去の実績に基づき、UBS AGに対してまだ提起されていないが提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。

リストラクチャリング引当金は、リストラクチャリングに関する詳細かつ公式な計画が承認され、リストラクチャリング計画の実施を開始することによって、又はリストラクチャリング計画をそれによって影響を受ける従業員に公表することによって、リストラクチャリングを実行するであろうという妥当な期待を惹起している場合に認識される。

リース契約に対する引当金は、契約の不可避的な費用が便益の受取見込額を超過している（不利な契約）場合に認識される。これは、例えば、リース不動産の相当な部分が長期間空きであることが見込まれる場合に発生する可能性がある。

従業員給付に対する引当金は、永年勤続報奨及び長期有給休暇に関して主に認識される。

引当金は、貸借対照表日における現在の債務を決済するために要する対価の最善の見積りで認識される。このような見積りは、入手可能な全ての情報に基づき、時の経過に伴ってより多くの情報が入手可能となることにより修正される。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合には、引当金額は割引かれ、債務の決済又は免除に必要と見込まれる支出額の現在価値で測定される。その際、貨幣の時間価値及び債務に固有のリスクに関する現在の市場の評価を反映した割引率が使用される。

引当金を認識するのに必要な条件を全ては充足していない場合、資源の流出の可能性がほとんどない場合を除き、偶発負債が開示される。偶発負債は、過去の事象から発生し得る債務のうち、完全にはUBS AGの支配可能な範囲にない将来の不確実な事象によってのみその存在が確認される債務についても開示される。かかる開示は、開示することが現実的ではない場合には行われない。

重要な会計上の見積り及び判断

引当金の認識は、過去の事象の結果から生じた債務の実在性を評価する際や、資源の流出の可能性、時期及び金額を見積る際に重要な判断を伴うことが多い。これは、その性質上、訴訟、規制上の問題及び類似の問題が結果の予測を困難にする多くの不確実性にさらされていることから、特に当てはまる。こうした問題は、特異な種類の事実又は新たな法的理論、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない訴訟手続を伴っている場合がある。債務が過去の事象の結果として存在するか否かの判断や、潜在的な資源流出の可能性、その時期及び金額の見積りは、様々な仮定、変数並びに既知及び未知の不確実性に基づいている。

認識される引当金の金額は、使用される仮定の影響を大きく受けるため、いかなる問題についても、発生し得る結果は幅広いものとなる可能性がある。

統計上のツールや他の定量的な分析ツールは、訴訟、規制上の問題又は類似の問題の場合、引当金の金額を算出し、決定する際には、あまり役に立たない。さらに、経営者が現在入手可能な情報が不完全又は不正確である場合があり、これにより、こうした問題の今後の進展に関する仮定に誤りが生じるリスクが高められる。経営者は、こうした問題に関する入手可能な情報（重要な考慮事項となる法的な助言を含む。）を全て定期的に見直し、引当金の認識基準が満たされているかを評価して、潜在的な資源の流出の時期及び金額を決定する。

→ 詳細については、注記20を参照。

13) 為替換算

外貨建取引は、取引日の直物為替レートで報告企業の機能通貨に換算される。貸借対照表日において、貨幣性の外貨建資産及び負債は、全て決算日の為替レートで機能通貨に換算される。取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算される。売却可能に分類された非貨幣性の金融資産に係る為替換算差額は通常、当該資産が売却されるか、又は減損処理されるまで直接資本に計上される。ただし、貨幣性の売却可能金融資産に係る償却原価ベースでの為替換算差額は、貨幣性の資産及び負債に係るその他の為替換算差額全てとともに、トレーディング収益純額に計上される。

連結の際、在外営業活動体の資産及び負債は、貸借対照表日の為替レートでUBS AGの表示通貨であるスイス・フラン（CHF）に換算され、損益項目は、期中平均レートで換算される。その結果生じる為替換算差額のうち株主に帰属する当該差額は、株主に帰属する持分合計の一部を構成する資本の為替換算調整に直接認識され、為替換算差額のうち非支配持分に帰属する当該差額は、非支配持分に帰属する持分に表示される。

在外営業活動体が処分又は一部処分され、UBS AGが当該在外営業活動体に対する支配を喪失した場合、当該在外営業活動体に関連する株主に帰属する持分合計及び非支配持分に帰属する持分の為替換算調整差額の累積額は処分に係る利得又は損失の一部として損益計算書に振り替えられる。UBS AGが在外営業活動体を含む子会社に対する持分の一部を処分するが、支配は留保する場合、為替換算調整の累積残高のうち関連する部分は非支配持分に帰属する持分に振り替えられる。

→ 詳細については、注記34を参照。

14) 資本、自己株式及びUBS AG株式に係る契約

非支配持分及び優先証券保有者

当期純利益及び資本は、非支配持分損益及び非支配持分並びに優先証券保有者損益及び優先証券保有者持分を含めて表示されている。当期純利益は、株主に帰属する当期純利益、非支配持分に帰属する当期純利益及び優先証券保有者に帰属する当期純利益に分けられる。資本は、株主に帰属する持分、非支配持分に帰属する持分及び優先証券保有者に帰属する持分に分けられる。

UBS AG株式の所有（自己株式）

UBS AGの所有するUBS AG株式は、取得原価で自己株式として資本に表示され、消却又は再発行されるまで資本から控除される。自己株式の売却収入と加重平均原価との差額（該当する場合は税効果後）は、資本剰余金として計上される。

現金純額決済契約

2014年度に実施した株式交換に先立ち、UBS AGは、現金純額決済を要求するか、又は契約相手先もしくはUBS AGに決済方法の選択権（現金純額決済の選択を含む。）を与える自己株式に係る契約を締結した。このような契約は、トレーディング目的保有として分類され、公正価値の変動は、トレーディング収益純額として損益計算書に計上される。

株式交換の後、本契約は引き続き同様の方法で会計処理されているが、現在は自己株式に係る契約には分類されていない。

15) リース

UBS AGは、主にリース賃借人として、主に施設及び設備のリース契約又はリースの要素を含む契約を締結している。対象となる資産に対するリスク及び経済価値を実質的に全て移転するが、法的所有権は必ずしも移転しないリースは、ファイナンス・リースとして分類される。その他のリースは全てオペレーティング・リースとして分類される。UBS AGは、重要性のあるファイナンス・リースにおいて賃借人となっていない。

UBS AGが賃借人となっているオペレーティング・リースに分類されるリース契約には、大半のUBS AGの拠点におけるオフィスビルの解約不能長期リース契約が含まれている。オペレーティング・リースの支払リース料は、リース期間（賃借人が物件の物理的使用を支配する際に開始する。）にわたり定額法で費用として認識される。リースに関するインセンティブは支払リース料に対する控除項目として処理され、リース期間にわたり規則的な基準で認識される。

UBS AGがファイナンス・リースにおける賃借人となる場合、最低リース料総額に、リース契約終了時にUBS AGが回収する見込みである無保証残存価額があればその額を加えた合計額の現在価値に相当する額の債権が貸

出金に認識される。初期直接費用もリース債権の当初の測定に加算される。リース期間中に受け取るリース料は債権残高の返済と受取利息に割り当てられ、リースの計算利率を使用し、UBS AGの純投資額に対して期間収益率が一定になるように反映される。UBS AGでは毎年、無保証残存価額の見積額を見直し、実現可能と期待される見積残存価額がリース開始時に想定した金額を下回る場合は、当該不足見込額に対して損失を認識する。

特定の契約には、リースの法的形式を取らないが、1回の支払い又は複数回の支払いと引き換えに資産の使用権を移転するものがある。そのような契約に関して、UBS AGは、当該契約の履行が特定の資産（単数又は複数）の使用に依存しているかどうかを当該契約の開始日に判断する。契約の履行が特定の資産の使用に依存する場合、当該契約はリースとして会計処理される。

→ 詳細については、注記10及び31を参照。

b) 会計方針の変更、比較可能性及びその他の修正

自己の信用

2016年1月1日より、UBS AGは、IFRS第9号「金融商品」の自己の信用に関する表示規定を適用した。同日以降、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の、自己の信用に関連する公正価値の変動は、利益剰余金にその他の包括利益として直接認識される。UBS AGでは、公正価値での測定を指定された金融負債に生じる自己の信用の変動をヘッジしていないため、その他の包括利益に自己の信用を表示しても損益計算書に会計上のミスマッチが生じたり増加することはない。その他の包括利益に認識された未実現の自己の信用や、実現したいかなる自己の信用も、将来の期間に損益計算書に振り替えられることはない。過年度に表示された自己の信用の変動は修正再表示されず、引き続きトレーディング収益純額に計上されている。

新規購入した優良流動負債証券の貸借対照表上の分類

2016年度より、UBS AGは、新規購入した負債証券を優良流動資産（以下「HQLA」という。）に分類し、コーポレート・センターグループ資産・負債管理（以下「ALM」という。）が純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産又は満期保有目的金融資産として管理している。2016年度より前に取得し、流動性目的で保有する負債証券は、引き続き売却可能金融資産に分類されている。

2016年度に入ってから購入したHQLAである負債証券の大部分は、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融資産に分類されており、リスク管理目的に使用する関連の金利デリバティブに見合うように、当該証券の公正価値の変動を確実に損益計算書に認識することで、会計上のミスマッチを排除することを目的としている。HQLAである負債証券の一部は、満期保有目的金融資産に分類されている。

決済モデルへ転換された金利スワップ

2016年度に、UBS AGはロンドン清算機構及び株式会社日本証券クリアリング機構との金利スワップ（以下「IRS」という。）を従前の担保モデルから決済モデルに転換することを選択した。IRSは現在法的に日次で決済されており、関連する資産及び負債は認識が中止された。過年度において、UBS AGは関連する変動証拠金とIRSの公正価値を相殺するIAS第32号のネッティング原則を適用していた。注記24に表示されているデリバティブに係る差入担保金及び受入担保金総額並びに対応するネッティングは2016年12月31日現在、640億スイス・フラン減少し、貸借対照表に認識されるデリバティブに係る差入担保金及び受入担保金純額は変動しなかった。

結果として、決済モデルへの移行により、ヘッジ手段に指定された、ロンドン清算機構との金利スワップの公正価値は大幅に減少した。

→ 詳細については、注記12及び24を参照。

取引所取引デリバティブの顧客現金残高のUBS AGの貸借対照表からの認識中止

UBS AGの会計方針に準拠して、デリバティブの清算及び執行サービスに関連する顧客現金残高は、契約上の取決め、規制又は慣行を通じて、UBS AGが顧客現金残高から便益を得ず、顧客現金残高を管理もしない場合には貸借対照表に認識されない。こうした条件は、(i) UBS AGが顧客現金残高の再投資を認められていない場合、(ii) 中央清算機関（以下「CCP」という。）、ブローカー又は預金銀行により支払われた預金利息が顧客現金残高に加算され、清算及び執行サービスの提供に対する報酬のみ残高から控除される場合、(iii) UBS AGが顧

客に対し、CCP、ブローカー及び預金銀行のパフォーマンスについて保証せず、かつ責任を負っていない場合、また(iv)顧客現金残高がUBS AGの資産から法的に区分されている場合に満たされていると考えられる。

2016年度において、UBS AGは、米国商品先物取引委員会の規則に基づいて、利用可能な一部の権利を正式かつ法的に放棄した。この権利により、UBS AGは過年度において一部の顧客現金残高をその他の資産に投資することができ、UBS AGは利益を享受することが可能であった。この権利放棄に伴い、UBS AGは関連する顧客現金残高の認識を中止した。結果として、2016年12月31日現在、デリバティブに係る差入担保金は25億スイス・フラン減少し、銀行預け金は2億スイス・フラン減少し、デリバティブに係る受入担保金は27億スイス・フラン減少した。

コーポレート・センター・非中核業務及びレガシー・ポートフォリオからコーポレート・センターグループALMへのリスク・エクスポージャー管理機能の移転

事業セグメントの業績の評価方法が変更されたことに合わせ、UBS AGは2016年度に、リスク・エクスポージャー管理（以下「REM」という。）機能をコーポレート・センター・非中核業務及びレガシー・ポートフォリオからコーポレート・センターグループALMへ移転し、REMのリスク管理責任を報告体制とより一層調和させるとともに、コーポレート・センターグループALMが実施する他の活動とより緊密に連携させた。

REMは主に、UBS AGの店頭デリバティブ・ポートフォリオに係る信用評価調整、負債評価調整、及び調達評価調整に対するリスク管理を行う。過年度のセグメント損益情報はこの移転を反映するように修正再表示されたが、UBS AGレベルでの影響はなかった。注記2では、REM活動からの総収益は現在、他のコーポレート・センターグループALMの受取利息純額及び受取利息以外に表示されている。REMから事業部門及びコーポレート・センター部門への収益分配は、コーポレート・センターグループALMから事業部門及び他CC部門への配分に表示されている。いかなる部門のいずれの期間においても、この修正再表示による税引前営業利益への影響はなかった。貸借対照表に計上されている資産の過年度の情報は、影響が軽微であると考えられることから、修正再表示されていない。

持分変動計算書の変更

2016年度に、UBS AGは、株式報酬が資本剰余金及び自己株式へ与える影響の持分変動計算書における表示を変更した。

新しい開示項目である株式報酬制度に基づく自己株式の受渡しは、自己株式の平均原価を反映しており、自己株式を従業員に受渡したことによる資本剰余金及び自己株式への影響を示している。加えて、損益計算書に費用計上された株式報酬による影響と自己株式のその他の売却は現在、独立して表示されている。過年度の開示項目である自己株式の売却、自己株式処分益／(損)、並びに従業員持株制度及び株式オプション制度は削除されている。

これらの変更は、資本合計又は資本の構成要素に影響を及ぼさなかった。過年度の情報は、この変更に従って修正されている。

一部のITハードウェア及び通信機器並びにソフトウェアの見積耐用年数の変更

2016年度に、UBS AGは、一部のITハードウェア及び通信機器並びにソフトウェアの見積耐用年数を5年から7年に延長した。その結果、2016年度の減価償却費がそれぞれ16百万スイス・フラン及び26百万スイス・フラン減少した。この変更により、2017年度及び2018年度の減価償却費は、それぞれ約120百万スイス・フラン及び60百万スイス・フランの減少となる見込みである。

IFRSの年次改善（2012年-2014年サイクル）：IFRS第11号「共同支配の取決め」、IAS第16号「有形固定資産」、IAS第38号「無形資産」及びIAS第1号「財務諸表の表示」の修正

2016年度に、UBS AGは、複数の解釈指針及び基準の修正を適用したが、UBS AGの財務書類に重要な影響はなかった。

c) 2017年度以後に適用される国際財務報告基準及び解釈指針並びにその他の修正

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月に、IASBはIFRS第9号「金融商品」の最終版を公表した。本基準は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」を置き換えるIASBのプロジェクトの、分類及び測定、減損並びにヘッジ会計のフェーズを反映している。

IFRS第9号は、金融資産の管理に関する企業の事業モデル及び金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に基づいて全ての金融資産（資本性金融商品を除く。）を償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益（以下「OCI」という。）を通じて公正価値で測定する金融資産又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産として分類することを要求している。金融資産が償却原価又はOCIを通じた公正価値での測定のための基準を満たす場合、会計上のミスマッチを大幅に低減又は解消するのであれば、公正価値オプションに基づいて当該資産を純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定することができる。トレーディング目的保有でない資本性金融商品はOCIを通じて公正価値で会計処理することができるが、その後の実現利得又は損失は損益計算書に振り替えられない。一方、その他全ての資本性金融商品は純損益を通じて公正価値で会計処理される。

IFRS第9号による負債の分類及び測定の要求事項においては、発行体の自己の信用リスク（自己の信用）の変動に帰属する、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債から生じる利得又は損失は、OCIに表示され、損益計算書には認識されない点を除いて変更はない。

IFRS第9号は、IAS第39号における金融商品の発生損失減損アプローチを置き換える、将来を考慮した予想信用損失（以下「ECL」という）アプローチ、並びにIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における金融保証及びローン・コミットメントの損失引当金アプローチを導入している。予想信用損失は、償却原価で測定される金融資産、OCIを通じて公正価値で測定される負債性金融商品、リース債権、金融保証及びローン・コミットメントに係る利得又は損失に認識する必要がある。12ヶ月の予想信用損失は通常開始時に認識され、信用リスクの著しい増加（以下「SICR」という。）が生じる場合には、残存期間にわたる信用損失の認識が要求される。信用減損金融資産については、残存期間にわたる損失引当金が常に認識される。

またIFRS第9号には、適用が任意のヘッジ会計の修正モデルが含まれている。このモデルは、会計処理をリスク管理に関する実務に一層近づけるものである。

UBS AGは、2016年度第1四半期に自己の信用の表示変更を早期適用しており、本基準の強制適用日に合わせて、2018年1月1日より、分類及び測定、並びに減損の変更を適用する予定である。UBS AGは、マクロのヘッジ会計戦略に関するIASBのプロジェクトが完了するのを待って、適用が任意のIFRS第9号のヘッジ会計の要求事項を適用するか、依然として評価中である。IFRS第9号に従って、UBS AGは過去の期間について修正再表示することを意図しておらず、2017年12月31日現在の帳簿価額とIFRS第9号適用時の2018年1月1日現在の帳簿価額との差額を利益剰余金の期首残高に認識する予定である。

UBS AGは、修正後の分類及び測定の要求事項に基づき、重要なポジションを全て評価しており、償却原価による会計の要件を満たさないが、IFRS第9号に基づいて純損益を通じて公正価値で測定される一部の負債証券を特定している。ただし、当該金融商品が主として、その償却原価による価額と公正価値との間に重要な差異がない有担保の短期貸付契約であることから、この測定の変更はUBS AGの財務書類に重要な影響を及ぼさないと予想される。加えて、UBS AGは、契約当事者双方で同条件の破棄条項を有する基本的な貸付契約を、引き続き償却原価による会計の要件を満たすようにIFRS第9号を修正するIASBのプロジェクトを注視している。このような条項は、スイス法によるスイスのプライベート・モーゲージや市場慣行によるスイスの法人向け貸付において共通の特徴であり、期限前解約の補償金が借り手又はUBS AGにより支払われる場合がある。IASBは、2017年4月に公開草案を公表する予定であり、IFRS第9号の発効日に合わせて2018年1月1日より適用される見込みである。予期される修正を踏まえて、UBS AGは、自社のプライベート・モーゲージ及び法人向け貸出金を引き続き償却原価で測定できると予想している。

全体として、将来を考慮した不確実な仮定の使用やSICRアプローチの適用により、損益計算書のボラティリティとともに、IFRS第9号に基づく信用損失の水準が上昇すると予想される。プロトタイプ環境にある主要ポートフォリオについて、予備的モデルとシナリオにより計算された最初のECLの結果は、信用損失の増加を示している。これにつき、契約上の期間が比較的短く、UBS AGの貸出金の質が高く、現在の信用環境が良好であるため、適用時の資本に重要な影響を及ぼさないと考えられる。プロトタイプに含まれるモデルとデータのステータスが予備的なものであり、マクロ経済環境が変化する可能性があることを考慮すると、2018年1月1日現在の実際の結果は大幅に異なる可能性がある。UBS AGは、自己資本規制に対するIFRS第9号の潜在的な影響を引き続き注視しているが、重要な影響はないと予想している。

→ 自己の信用に関する詳細については、注記1bを参照。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」

2014年5月に、IASBはIAS第18号「収益」に置き換わるIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を公表した。IFRS第15号は、金融商品、リース及び保険に係る契約を除く、顧客との契約全てに適用される収益認識の原則を定め、企業が履行義務の充足時に収益を認識するよう求めている。特に本基準は、変動対価に伴う不確実性がその後、解消された際に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲でのみ、当該変動対価を認識することを明記している。これは、一部の履行ベースの報酬や資産ベースの報酬を認識する時期に影響を与える場合がある。

また本基準は、どの時点で収益及び費用を総額又は純額ベースで表示する必要があるかということに関する指針を提供するとともに、顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期並びに不確実性についての情報に関する一体性のある開示規定を定めている。

UBS AGは本基準を、強制適用日である2018年1月1日から修正遡及ベースで適用し、適用開始による累積的影響を利益剰余金の期首残高への修正として認識する。UBS AGは、財務書類に対する本新基準の影響を引き続き評価しているが、現時点では、その影響は軽微であると見込んでいる。

IFRS第16号「リース」

2016年1月に、IASBはIFRS第16号「リース」を公表した。本基準はIAS第17号「リース」に置き換わるものであり、2019年1月1日に発効する予定である。本基準では、オペレーティング・リース・コミットメントの取扱いが大幅に変更され、当該リースに関する現在のオフバランスの取扱いに対して、オンバランスの負債と、対応する使用权資産もオンバランス・シート上で認識する必要がある。IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」も適用している企業については、早期適用が認められている。UBS AGは、本基準適用により、2019年1月1日現在のオペレーティング・リース・コミットメントに従って、資産及び負債の増加を計上すると見込んでいる。

→ 詳細については、注記31を参照。

IAS第12号「法人所得税」の修正

2016年1月に、IASBはIAS第12号「法人所得税」の限定的な修正を公表し、公正価値で測定する負債性金融商品に関連した繰延税金資産の会計処理方法を明確にした。企業は、2017年1月1日以降に開始する事業年度から本修正を適用する必要がある。UBS AGは、財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正

2016年1月に、IASBはIAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」の修正を公表した。本修正は、特にキャッシュ・フローによる変動及び非現金項目の変動（為替換算損益など）を含む、財務活動から生じる金融負債の変動に関する情報を提供するように企業に要求している。UBS AGは、2017年度第1四半期から本修正を適用する予定である。

IFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正

2016年6月に、IASBはIFRS第2号「株式に基づく報酬」の修正を公表した。本修正の強制適用日は2018年1月1日であり、早期適用が認められている。本修正は、現金決済型の株式に基づく報酬の測定において権利確定条件及び権利確定条件以外の条件を会計上処理するのに使用されるアプローチが、持分決済型の株式に基づく報酬に使用されるものと一致するよう要求している。また本修正は、源泉徴収税を控除して決済される株式に基づく報酬の分類、並びに株式に基づく報酬の分類を現金決済型から持分決済型に変更することによる会計上の影響を明確化している。UBS AGは、財務書類に対する本修正の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

IFRIC第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」

2016年12月に、IASBのIFRS解釈指針委員会はIFRIC解釈指針第22号「外貨建取引と前渡・前受対価」を公表した。本指針は、関連する資産、費用又は収益の当初認識に適用する外国為替レート決定の目的上、取引日とは、前払・前受対価から発生する非貨幣性資産又は非貨幣性負債を企業が初めて認識する日であることを明確にしている。

企業は、2018年1月1日以降に開始する事業年度からIFRIC第22号を適用する必要がある。UBS AGは、財務書類に対する本IFRS解釈指針の適用による影響は軽微であると見込んでいる。

注記2a セグメント報告

UBS AGの運営組織は、コーポレート・センター及び次の5つの事業部門、すなわちウェルス・マネジメン
ト、ウェルス・マネジメント・アメリカズ、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメン
ト及びインベストメント・バンクから構成されている。

ウェルス・マネジメント

ウェルス・マネジメント事業部門は、世界中の富裕層の個人顧客（ウェルス・マネジメント・アメリカズが
サービス提供する顧客を除く。）に包括的な助言及びカスタマイズされた金融サービスを提供している。その
顧客は、UBS AGがグローバル企業として提供可能な幅広い個別の商品やサービスに加え、バンキング及び貸付
ソリューション、ウェルス・プランニング、投資運用ソリューション並びにコーポレート・ファイナンスの助
言にわたるリソースの全領域から便益を得ている。ウェルス・マネジメントが主導するアーキテクチャー・モ
デルにより、顧客は同事業部門独自の商品を補完する、第三者である世界の主要金融機関から提供される多様
な商品へのアクセスが可能となる。

ウェルス・マネジメント・アメリカズ

ウェルス・マネジメント・アメリカズ事業部門は、顧客のニーズに応えるよう特別に企画された総合的な商
品及びサービスを提供する金融アドバイザーを通じて、助言に基づくソリューションを提供している。その事
業の大部分は米国内で展開されるが、カナダにおける事業や米国で記帳される国際事業が含まれる。

パーソナル&コーポレート・バンキング

パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門は、スイス国内の個人顧客、法人顧客及び機関投資家顧客
に対して包括的な金融商品及びサービスを提供しており、スイス国内の個人顧客及び法人顧客向け貸付市場に
おいて、十分な担保が付され、慎重に管理されている貸付ポートフォリオを有する有力企業の1つに数えられて
いる。

その事業は、スイスにおけるUBS AGのユニバーサル・バンクの業務提供モデルの中核である。パーソナル&
コーポレート・バンキングは、ウェルス・マネジメント、インベストメント・バンク及びアセット・マネジメ
ントの各事業部門と連携して、顧客が個々の金融ニーズに対応する最善の商品及びソリューションを受領する
ことができるようにしている。また、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門は、顧客の紹介を通じ
て、スイス国内の他の事業部門の重要な成長源となる。加えて、パーソナル&コーポレート・バンキング事業
部門は、UBS AGのスイスのインフラ及び銀行商品プラットフォームの重要部分を管理しており、両プラット
フォームはUBS AG全体で活用されている。

アセット・マネジメント

アセット・マネジメント事業部門は、機関投資家、ホールセールの仲介機関及びウェルス・マネジメント事
業の顧客に対し、投資運用商品及びサービス、プラットフォーム・ソリューション並びにアドバイザー・サ
ポートを提供しており、22ヶ国に拠点を有している。アセット・マネジメント事業部門は、ヨーロッパにおけ
る主要なファンド・ハウスであり、スイス最大のミューチュアル・ファンド・マネジャーであるとともに、世
界最大規模のファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ・マネジャーかつ不動産投資マネジャーの1つである。同部
門のグローバルな投資運用能力には、あらゆる主要な従来型及び代替的な資産クラスが含まれている。

インベストメント・バンク

インベストメント・バンク事業部門は、35を超える国々で、あらゆる主要な金融センターに主たる事務所を
設け、投資アドバイス、金融ソリューション及び資本市場へのアクセスを提供している。同部門は、世界中の
法人、機関投資家及びウェルス・マネジメントの顧客にサービスを提供し、UBS AGのウェルス・マネジメン
ト、パーソナル&コーポレート・バンキング及びアセット・マネジメントの各事業部門と相乗効果のあるパー
トナリシップを構築している。

同事業部門は、コーポレート・クライアント・ソリューションとインベスター・クライアント・サービスと
いう事業部門に編成されており、UBS AGのセキュリティーズ・リサーチも含まれている。

コーポレート・センター

コーポレート・センターは、サービス業務、グループ資産・負債管理（以下「グループALM」という。）並びに非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで構成されている。

サービス業務は、グループ・チーフ・オペレーティング・オフィサーの所管分野（グループ・コーポレート・サービス、グループ・オペレーション、グループ・ソーシング、グループ・テクノロジー）、グループ財務、グループ法務、グループ人事、グループ・リスク・コントロール、グループ・コミュニケーション及びブランド確立、グループ規制及びガバナンス、並びにUBSと社会から成る。

グループALMは、UBS AGの貸借対照表の構造的リスク（バンキングの帳簿上の金利リスク、通貨リスク及び担保リスク、並びにUBS AGの流動性及び資金調達ポートフォリオに関連したリスク等）を管理している。またグループALMは、UBS AGの流動性、資金調達及び資本の各目標の枠内で資産と負債をより調和させることにより、UBS AGの財務実績を最適化することにも尽力している。グループALMは、3つの主要なリスク管理分野を通じて、全ての事業部門及びコーポレート・センターの他の部門にサービスを提供しており、そのリスク管理はUBS AGのリスク・ガバナンスの枠組みに完全に統合されている。

非中核業務及びレガシー・ポートフォリオは、その再編が行われる前はインベストメント・バンクの一部であった事業のポジションから構成されており、チーフ・リスク・オフィサーが議長を務める委員会によって監督されている。

注記2a セグメント報告(続き)

	ウェルス・ マネジ メント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナル& コーポレー ト・バンキン グ	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター			UBS AG
						サービス 業務	グループ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
2016年12月31日終了事業年度									
受取利息純額	1,932	1,347	1,892	(33)	1,006	(322)	559	3	6,383
受取利息以外	4,975	6,320	1,768	1,957	6,951	250	(229)	84	22,075
CC-グループALMから事業部門 及び他CC部門への配分	389	118	332	7	(260)	36	(512)	(110)	0
収益 ¹	7,296	7,785	3,990	1,931	7,697	(36)	(183)	(23)	28,458
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	(5)	(3)	(6)	0	(11)	0	0	(13)	(37)
営業収益合計	7,291	7,782	3,984	1,931	7,686	(36)	(183)	(36)	28,421
人件費	2,348	4,819	843	727	3,081	3,674	31	66	15,591
一般管理費	653	597	286	242	852	4,312	17	731	7,690
コーポレート・センター及び 他の事業部門(に対する)／ からのサービス	2,348	1,235	1,079	505	2,757	(8,156)	(49)	280	0
内、CC-サービス業務から のサービス	2,256	1,221	1,186	530	2,667	(8,196)	110	225	0
有形固定資産及びソフトウェ アの減価償却費及び減損	2	2	15	1	21	938	0	0	980
無形資産償却費及び減損 ²	4	50	0	4	12	21	0	0	91
営業費用合計 ³	5,355	6,702	2,224	1,480	6,724	790	(1)	1,077	24,352
税引前営業利益／(損失)	1,936	1,081	1,761	451	962	(826)	(182)	(1,113)	4,069
税金費用／(税務上の便益)									781
純利益／(損失)									3,288
追加情報									
資産合計	115,539	65,882	139,945	12,026	242,388	23,813	267,275	68,485	935,353
非流動資産への追加	26	4	23	1	3	1,741	0	0	1,798

¹2016年12月31日終了事業年度の売却可能金融資産の減損は合計5百万スイス・フランであり、このうち3百万スイス・フランはアセ
ット・マネジメントで発生したものである。²詳細については、注記15を参照。³リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記
30を参照。

注記2a セグメント報告(続き)¹

	ウェルス・ マネジ メント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナル& コーポレー ト・バンキン グ	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク	コーポレート・ センター			UBS AG
						サービス 業務	グループ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
2015年12月31日終了事業年度									
受取利息純額	1,825	1,067	1,890	(34)	1,573	(337)	724	21	6,729
受取利息以外	5,859	6,213	1,603	2,077	7,525	434	383	(101)	23,993
CC-グループALMから事業部門 及び他CC部門への配分	471	104	421	15	(211)	145	(832)	(114)	0
収益 ²	8,155	7,384	3,913	2,057	8,889	243	275	(195)	30,721
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	0	(4)	(37)	0	(68)	0	0	(8)	(117)
営業収益合計	8,155	7,381	3,876	2,057	8,821	243	275	(203)	30,605
人件費	2,532	4,579	873	729	3,220	3,875	30	116	15,954
一般管理費	650	848	264	233	882	4,517	21	804	8,219
コーポレート・センター及び 他の事業部門(に対する)／ からのサービス	2,289	1,209	1,077	502	2,816	(8,214)	(57)	379	0
内、CC-サービス業務から のサービス	2,209	1,193	1,180	523	2,730	(8,243)	96	313	0
有形固定資産及びソフトウェ アの減価償却費及び減損	5	3	17	2	26	866	0	0	918
無形資産償却費及び減損 ³	3	51	0	8	24	21	0	0	107
営業費用合計 ⁴	5,478	6,689	2,231	1,475	6,969	1,065	(6)	1,298	25,198
税引前営業利益／(損失)	2,676	692	1,646	583	1,852	(822)	281	(1,501)	5,407
税金費用／(税務上の便益)									(908)
純利益／(損失)									6,314
追加情報									
資産合計	119,850	60,993	141,174	12,874	253,571	22,866	237,560	94,369	943,256
非流動資産への追加	6	4	14	1	18	1,844	0	1	1,888

¹本表の数値は、組織変更に伴う修正、新しい会計基準の遡及適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示、及び後発事象により当初公表された四半期報告書及び年次報告書の数値と異なる場合がある。詳細については、注記1bを参照。²2015年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は合計1百万スイス・フランであり、その全額がウェルス・マネジメントで発生したものである。³詳細については、注記15を参照。⁴リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記30を参照。

注記2a セグメント報告(続き)¹

	ウェルス・ マネジ メント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナル& コーポレー ト・バンキン グ	アセット・ マネジ メント	インベスト メント・ バンク		コーポレート・ センター		UBS AG
						サービス 業務	グループ ALM	非中核業務 及び レガシー・ ポート フォリオ	
単位：百万スイス・フラン									
2014年12月31日終了事業年度									
受取利息純額	1,693	864	1,801	(39)	1,583	(338)	731	258	6,555
受取利息以外	5,726	6,004	1,575	1,914	6,823	157	101	(751)	21,549
CC-グループALMから事業部門 及び他CC部門への配分	481	116	461	27	(100)	217	(831)	(371)	0
収益 ²	7,902	6,984	3,836	1,902	8,306	35	2	(863)	28,104
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	(1)	15	(95)	0	2	0	0	2	(78)
営業収益合計	7,901	6,998	3,741	1,902	8,308	35	2	(862)	28,026
人件費	2,467	4,363	850	643	2,964	3,843	26	124	15,280
一般管理費	918	550	293	305	2,671	4,113	22	505	9,377
コーポレート・センター及び 他の事業部門(に対する)／ からのサービス	2,180	1,137	1,074	478	2,711	(8,046)	(48)	514	0
内、CC-サービス業務から のサービス	2,122	1,121	1,196	495	2,658	(8,084)	88	404	0
有形固定資産及びソフトウェ アの減価償却費及び減損	4	0	17	2	32	762	0	0	817
無形資産償却費及び減損 ³	5	48	0	9	15	6	0	0	83
営業費用合計 ⁴	5,574	6,099	2,235	1,435	8,392	679	0	1,144	25,557
税引前営業利益／(損失)	2,326	900	1,506	467	(84)	(643)	2	(2,005)	2,469
税金費用／(税務上の便益)									(1,180)
純利益／(損失)									3,649
追加情報									
資産合計	127,588	56,026	143,711	15,207	292,347	19,720	237,901	169,826	1,062,327
受取利息純額	7	6	9	2	7	1,677	0	0	1,708

¹本表の数値は、組織変更に伴う修正、新しい会計基準の遡及適用又は会計方針の変更に伴う修正再表示、及び後発事象により当初公表された四半期及び年次報告書の数値と異なる場合がある。詳細については、注記1bを参照。²2014年12月31日終了事業年度の売却可能金融投資の減損は合計76百万スイス・フランであり、このうち49百万スイス・フランはインベストメント・バンク、23百万スイス・フランはコーポレート・センター-非中核業務及びレガシー・ポートフォリオに計上された。³詳細については、注記15を参照。⁴リストラクチャリング費用についての情報に関しては、注記30を参照。

注記2b 地域別セグメント報告

下記の表に表示された営業地域は、UBS AGの地域別の経営体制に対応している。各地域への営業収益の配分は、事業の運営とその業績評価の基準を反映し、当該基準に従って行われている。これらの配分は、経営者が合理的と判断する仮定及び判断を必要とするものであり、見積り又は経営体制の変更を反映するように変更される場合がある。配分方法の主たる原則として、顧客収益を顧客の居住地に帰属させ、トレーディング収益及びポートフォリオ運用収益をリスク管理が実施される国に帰属させている。このような収益の帰属は、国及び地域の最高責任者の指図に従って行われる。コーポレート・センター非中核事業及びレガシー・ポートフォリオに関する収益などの特定の収益は、グローバルレベルで管理される。これらの収益は、「グローバル」として表示されている。

営業収益及び非流動資産の地域別分析は、資産が計上されている事業体の所在地を基礎としている。

2016年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位： 十億スイス・フラン	割合%	単位： 十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	11.7	41	7.4	47
内、米国	11.1	39	7.0	44
アジア太平洋	4.1	14	0.6	4
欧州、中東及びアフリカ	6.1	21	1.8	11
スイス	6.8	24	6.0	38
グローバル	(0.3)	(1)	0.0	0
合計	28.4	100	15.8	100

2015年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位： 十億スイス・フラン	割合%	単位： 十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	11.3	37	7.1	47
内、米国	10.7	35	6.7	44
アジア太平洋	5.0	16	0.5	3
欧州、中東及びアフリカ	6.8	22	1.7	11
スイス	7.1	23	5.9	39
グローバル	0.5	2	0.0	0
合計	30.6	100	15.2	100

2014年12月31日終了事業年度

	営業収益合計		非流動資産合計	
	単位： 十億スイス・フラン	割合%	単位： 十億スイス・フラン	割合%
南北アメリカ	10.7	38	7.0	48
内、米国	10.1	36	6.6	45
アジア太平洋	4.6	16	0.4	3
欧州、中東及びアフリカ	6.8	24	1.5	10
スイス	6.8	24	5.6	38
グローバル	(0.9)	(3)	0.0	0
合計	28.0	100	14.6	100

損益計算書の注記

注記3 受取利息純額及びトレーディング収益純額

	終了事業年度			変化率 (%)
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	対2015年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
受取利息純額及びトレーディング収益純額				
受取利息純額	6,383	6,729	6,555	(5)
トレーディング収益純額	4,943	5,696	3,841	(13)
受取利息純額及びトレーディング収益純額合計	11,326	12,425	10,396	(9)
ウェルス・マネジメント	2,998	3,034	2,845	(1)
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	1,839	1,537	1,352	20
パーソナル&コーポレート・バンキング	2,532	2,613	2,536	(3)
アセット・マネジメント	(29)	(5)	0	480
インベストメント・バンク	4,275	5,186	4,517	(18)
内、コーポレート・クライアント・ソリューション	822	1,001	1,030	(18)
内、インベスター・クライアント・サービス	3,453	4,185	3,487	(17)
コーポレート・センター	(289)	61	(855)	
内、サービス業務	(92)	(1)	33	
内、グループALM	(134)	375	16	
内、公正価値での測定を指定された金融負債に係る 自己の信用 ¹		553	292	(100)
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	(62)	(313)	(904)	(80)
受取利息純額及びトレーディング収益純額合計	11,326	12,425	10,396	(9)
受取利息純額				
受取利息				
貸出金及び前渡金に係る受取利息 ^{2,3}	9,566	8,626	8,722	11
有価証券ファイナンス取引に係る受取利息 ⁴	1,136	896	752	27
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息 ⁵	2,465	3,071	3,196	(20)
公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債に係る受取利息	361	194	208	86
売却可能及び満期保有目的金融資産からの受取利息 ⁵	253	391	315	(35)
合計	13,782	13,178	13,194	5
支払利息				
借入金及び預金への支払利息 ⁶	1,664	774	708	115
有価証券ファイナンス取引に係る支払利息 ⁷	1,233	976	827	26
トレーディング・ポートフォリオからの支払利息 ⁸	1,614	1,670	1,804	(3)
公正価値での測定を指定された金融資産及び金融負債に係る支払利息	841	730	919	15
社債利息	2,046	2,299	2,382	(11)

合計	7,399	6,449	6,639	15
受取利息純額	6,383	6,729	6,555	(5)

¹詳細については、注記1bを参照。²減損が認められた貸出金及び前渡金に係る受取利息について、2016年度は21百万スイス・フラン、2015年度は16百万スイス・フラン、2014年度は15百万スイス・フランを含む。³中央銀行預け金、銀行預け金及び貸出金に係る受取利息、並びに銀行預り金及び顧客預り金に係るマイナス利息から成る。⁴借入有価証券及びリパース・レポ契約に係る受取利息、並びに貸付有価証券及びレポ契約に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。⁵受取配当金を含む。⁶銀行預り金及び顧客預り金に係る支払利息、並びに中央銀行預け金、銀行預け金及び貸出金に係るマイナス利息から成る。⁷貸付有価証券及びレポ契約に係る支払利息、並びに借入有価証券及びリパース・レポ契約に係るマイナス利息（手数料を含む。）を含む。⁸トレーディング負債に係る配当金の支払債務に関連する費用を含む。

	終了事業年度			変化率（％）
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	対2015年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
トレーディング収益純額				
インベストメント・バンクーコーポレート・クライアント・ソリューション	188	321	276	(41)
インベストメント・バンクーインベスター・クライアント・サービス	3,330	3,494	2,760	(5)
その他の事業部門及びコーポレート・センター	1,425	1,882	806	(24)
トレーディング収益純額	4,943	5,696	3,841	(13)
内、公正価値での測定を指定された金融資産からの純利得／(損失)	(186)	(119)	(81)	56
内、公正価値での測定を指定された金融負債からの純利得／(損失) ⁹	(1,362)	3,701	(2,380)	

⁹公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引を各機能通貨に換算することにより生じた為替変動の影響額（いずれもトレーディング収益純額に報告されている。）は含まれていない。

注記4 受取報酬及び手数料純額

	終了事業年度			変化率（％）
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	対2015年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
引受報酬	994	1,290	1,470	(23)
内、株式引受報酬	516	836	947	(38)
内、債券引受報酬	478	455	522	5
M&A及びコーポレート・ファイナンス報酬	733	737	731	(1)
仲介報酬	3,544	3,930	3,918	(10)
投資信託報酬	3,155	3,567	3,717	(12)
ポートフォリオの運用及びアドバイザリー報酬	8,035	7,858	7,343	2
その他	1,747	1,678	1,760	4
受取報酬及び手数料合計	18,207	19,060	18,940	(4)
支払仲介手数料	757	869	818	(13)
その他	1,003	1,007	1,045	0
支払報酬及び手数料合計	1,760	1,876	1,863	(6)
受取報酬及び手数料純額	16,447	17,184	17,076	(4)

内、仲介報酬純額	2,786	3,060	3,100	(9)

注記5 その他の収益

	終了事業年度		変化率 (%)	
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日	対2015年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
関連会社及び子会社				
子会社処分純利得／(損失) ¹	(150) ²	264 ²	56	
関連会社投資処分純利得／(損失)	0	0	69	
関連会社の純利益に対する持分	106	169	94	(37)
合計	(44)	433	219	
売却可能金融資産				
処分純利得／(損失)	346	252	219	37
減損損失	(5)	(1)	(76)	400
合計	342	251	143	36
不動産収益純額(処分純利得／損失を除く) ³	25	28	30	(11)
売却目的で保有する不動産処分純利得／(損失)	125	378	44	(67)
貸出金及び債権処分純利得／(損失)	(3)	26	39	
その他	240	(5) ⁴	157	
その他の収益合計	685	1,112	632	(38)

¹処分された海外子会社に関連してその他の包括利益から振り替えられた為替換算損益を含む。²2016年度には、ウェルス・マネジメントにおける子会社売却損23百万スイス・フランを含む。2015年度には、ウェルス・マネジメントにおける子会社売却純利得113百万スイス・フラン及びアセット・マネジメントにおける子会社売却純利得56百万スイス・フランを含む。詳細については、注記30を参照。³第三者から受け取った賃貸料純額及び営業費用純額を含む。⁴ウェルス・マネジメントにおける事業売却純利得56百万スイス・フランを含む。詳細は注記30を参照。

注記6 人件費

	終了事業年度		変化率 (%)	
	2016年	2015年	2014年	対2015年
単位：百万スイス・フラン	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日
給与 ¹	6,136	6,260	6,269	(2)
変動報酬－業績報酬 ²	2,963	3,209	2,820	(8)
内、新規採用者に対する保証	30	38	48	(21)
変動報酬－その他 ²	418	346	466	21
内、報酬の補填 ³	86	76	81	13
内、失効による貸方計上額	(73)	(86)	(70)	(15)
内、退職手当 ⁴	217	157	162	38
内、リテンション・プラン及びその他の支払金	188	198	292	(5)
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ^{2,5}	3,697	3,552	3,385	4
契約社員給与	420	365	234	15
社会保険	734	817	791	(10)
年金及びその他の退職後給付制度 ⁶	669	807	711	(17)
その他の人件費	554	597	605	(7)
人件費合計⁷	15,591	15,954	15,280	(2)

¹役割ベース給を含む。²詳細については、注記27を参照。³報酬の補填は、UBS AGに入社したことによって失効した繰延報酬を従業員に補填するための支払である。⁴法律上義務付けられた標準的な退職手当が含まれている。⁵ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが直接上げた収益に基づく評価表を基礎とした報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数に基づき算定される補助報酬により構成されている。これには、権利確定のための要件を条件とした、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用も含まれている。⁶詳細については、注記26を参照。⁷リストラクチャリング費用純額が、2016年12月31日、2015年12月31日及び2014年12月31日終了事業年度において、それぞれ731百万スイス・フラン、458百万スイス・フラン及び327百万スイス・フラン含まれている。詳細については、注記30を参照。

注記7 一般管理費

	終了事業年度		変化率 (%)	
	2016年	2015年	2014年	対2015年
単位：百万スイス・フラン	12月31日	12月31日	12月31日	12月31日
賃借料	921	928	1,005	(1)
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	511	510	479	0
通信及び市場データサービス費用	624	610	608	2
管理費	1,069	855	608	25
マーケティング及び広報費用	465	484	468	(4)
旅費及び交際費	411	456	458	(10)
専門家報酬	1,225	1,351	1,306	(9)

IT及びその他のサービスの外部委託費用	1,592	1,742	1,603	(9)
訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金 ¹	795	1,087	2,594	(27)
その他	78	195	248	(60)
一般管理費合計²	7,690	8,219	9,377	(6)

¹損益計算書で認識された訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金の純増加が反映されている。詳細については、注記20を参照。さらに、第三者からの回収が2016年12月31日、2015年12月31日及び2014年12月31日終了事業年度において、それぞれ13百万スイス・フラン、10百万スイス・フラン及び10百万スイス・フラン含まれている。²リストラクチャリング費用純額が2016年12月31日、2015年12月31日及び2014年12月31日終了事業年度において、それぞれ700百万スイス・フラン、760百万スイス・フラン及び319百万スイス・フラン含まれている。詳細については、注記30を参照。

注記8 法人所得税

終了事業年度			
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
税金費用／(税務上の便益)			
スイス			
当期	429	230	46
繰延	635	329	1,348
国外			
当期	350	476	409
繰延	(633)	(1,943)	(2,983)
損益計算書に認識された税金費用／(税務上の便益)合計	781	(908)	(1,180)

損益計算書に認識された法人所得税

スイスの当期税金費用429百万スイス・フランは主に、スイスの子会社が稼得した課税所得に関連する。この課税所得に対して相殺可能な損失はなかった。スイスの繰延税金費用635百万スイス・フランは、当期の税務上の繰越欠損金及び一時差異に関して、過年度に認識された繰延税金資産の減少を反映している。

スイス以外の当期税金費用350百万スイス・フランは、スイス以外の子会社及び支店で稼得した課税所得に関連する。この課税所得に対して相殺可能な損失はなかった。スイス以外の繰延税金便益純額633百万スイス・フランは主に、米国の繰延税金資産の増加に起因するものであり、最新の収益予測を反映している。

UBS AGは、繰延税金資産の回収可能性を評価する際に事業の業績及び過去の予測の精度、並びに他の要素（税務上の繰越欠損金の残存繰越期間及び繰延税金資産の認識に用いた、予測期間における将来の課税所得の予想額の評価など）も検討している。将来の収益性の見積りは本質的に主観的なものであり、予測が困難な将来の経済状況、市況及びその他の状況に特に大きな影響を受ける。

終了事業年度

単位：百万スイス・フラン	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
税引前営業利益／(損失)	4,069	5,407	2,469
内訳：スイス	2,607	3,665	1,181
内訳：スイス以外	1,462	1,742	1,288
スイスの税率21%による法人所得税	854	1,135	519
増／(減)の内訳：			
スイスの税率と異なるスイス以外の税率	71	(69)	68
未認識の損失の税効果	185	107	325
当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金	(39)	(107)	(285)
非課税及び低税率所得	(343)	(273)	(384)
損金不算入費用及び追加的な課税所得	914	519	1,069
過年度調整－当期税金	22	29	5
過年度調整－繰延税金	2	(48)	(9)
繰延税金の評価性引当額の変動	(978)	(2,419)	(2,373)
税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整	19	191	(183)
その他の項目	72	26	69
税金費用／(税務上の便益)	781	(908)	(1,180)

税引前営業利益の内訳及び財務書類に計上されている税金費用とスイスの税率で計算した金額との差異の内訳は、上記の表に記載されており、その説明は以下の通りである。

スイスの税率と異なるスイス以外の税率

UBS AGの損益がスイス国外で発生する場合、現地の適用税率がスイスの税率と異なることがある。この項目には、かかる損益について、スイスの税率で発生するであろう税金費用／(税務上の便益)と現地の適用税率で発生するであろう税金費用／(税務上の便益)との調整が反映されている。企業に利益が生じた場合、現地の税率がスイスの税率を超過するのであれば税金費用が発生し、現地の税率がスイスの税率を下回るのであれば税務上の便益が発生する。逆に、企業に損失が生じた場合、現地の税率がスイスの税率を超過するのであれば税務上の便益が発生し、現地の税率がスイスの税率を下回るのであれば税金費用が発生する。

未認識の損失の税効果

この項目は、当期に発生した企業の税務上の欠損金の内、繰延税金資産に認識されていないものに関連するものである。結果として、当該欠損金には税務上の便益は発生しないため、上記の通り、当該欠損金に現地の税率を適用して計算した税務上の便益は戻入される。

当期に利用された過年度未認識の税務上の欠損金

この項目は、当期の課税所得の内、過年度に繰延税金資産が計上されていない税務上の繰越欠損金と相殺されるものに関連するものである。結果として、当該課税所得には当期の税金費用又は繰延税金費用は発生しないため、当該課税所得に現地の税率を適用して計算した税金費用は戻入される。

非課税及び低税率所得

この項目は、当期の利益の内、永久に非課税であるか、又は課税されるが現地の税率よりも低い税率が適用されるものに関連するものである。この項目にはまた、税務上、永久に損金算入されるものも含まれている。当該損金は財務書類に反映されていないことから、当該損金の対象となる利益が非課税となることを効果的に確保している。

損金不算入費用及び追加的な課税所得

この項目は主として、当期の所得の内、税務上、企業に帰属するが、その営業利益には含まれていないものに関連するものである。さらに、当期の費用の内、永久に損金不算入であるものも含まれている。

過年度調整－当期税金

この項目は、過年度に関する当期税金費用の調整に関連している。例えば、税務当局と合意した、ある課税年度の納付すべき税金が過年度に財務書類に反映された金額と異なる場合に、この調整が発生する。

過年度調整－繰延税金

この項目は、過年度に認識した繰延税金のポジションの調整に関連するものである。例えば、ある課税年度の税務上の欠損金が生じたが、税務当局と合意した当該欠損金の金額が財務書類に繰延税金資産として過年度に認識された金額と異なることが予想される場合に、この調整が発生する。

繰延税金の評価性引当額の変動

この項目には、将来の課税所得予想を見直したことにより生じる、過年度に認識された繰延税金資産の再評価が含まれている。この項目にはまた、繰延税金が認識されていない一時差異の当期における変動も含まれている。当期の金額は主に、上述の繰延税金資産の評価額の上方修正に関連している。

税率の変更から生じる繰延税金残高に対する調整

この項目は、税率の変更に伴い認識された繰延税金資産及び負債の再測定に関連するものである。この再測定には、税務上の欠損金又は将来減算一時差異から予想される将来の節税額（すなわち、繰延税金資産の認識額）を変動させる効果、あるいは将来加算一時差異から生じる追加課税所得に係る税金負担額（すなわち、繰延税金負債）を変動させる効果がある。

その他の項目

その他の項目には、当期の不確実なポジションに係る引当金の増加、過年度の当該引当金に係る利息の見越計上額など、現地の税率を適用した損益と現地の実際の税金費用又は税務上の便益との間の差異が含まれている。

資本に直接認識される法人所得税

税金費用及び税務上の便益の一部は資本に直接認識されている。これには、キャッシュ・フロー・ヘッジに係る税務上の便益170百万スイス・フラン（2015年度：131百万スイス・フランの税務上の便益）、売却可能に分類された金融資産に係る税務上の便益28百万スイス・フラン（2015年度：8百万スイス・フランの税務上の便益）、為替換算差損益に係る税金費用84百万スイス・フラン（2015年度：1百万スイス・フランの税金費用）、確定給付年金制度に係る税務上の便益52百万スイス・フラン（2015年度：19百万スイス・フランの税金費用）及び自己の信用に係る税務上の便益5百万スイス・フラン（2015年度：0百万スイス・フラン）が含まれている。加えて、資本剰余金に認識された税務上の便益25百万スイス・フラン（2015年度：9百万スイス・フランの税務上の便益）も含まれている。さらに、スイス・フラン以外の通貨建てによる税務上の資産及び負債における為替レートの変動の影響に関連した為替換算調整の変動（純額）が生じていた。

繰延税金資産及び負債

UBS AGは、税務上の繰越欠損金及び以下の表に示したその他の項目に関し、繰延税金資産を計上している。2016年12月31日現在、将来の課税所得の予測に基づき、繰延税金資産1,689百万スイス・フラン（2015年12月31日現在、2,094百万スイス・フラン）が当期又は前期に損失が発生している事業体によって認識されている。評価性引当金は、関連する税務上の繰越欠損金や控除可能な一時差異の使用対象となる将来の課税所得が稼得されない可能性が高いとみなされるため認識されていない繰延税金資産を反映している。

単位：百万スイス・フラン		2016年12月31日現在			2015年12月31日現在	
繰延税金資産 ¹	総額	評価性 引当額	認識額	総額	評価性 引当額	認識額
税務上の繰越欠損金	24,627	(16,430)	8,197	25,471	(18,378)	7,093
一時差異	6,335	(1,388)	4,947	7,023	(1,284)	5,739
内、報酬及び給付金	1,419	(208)	1,211	1,576	(267)	1,310
内、トレーディング資産関連	935	(118)	817	1,116	(77)	1,038
内、子会社に対する投資及びのれん	2,059	0	2,059	2,310	0	2,310
内、その他	1,922	(1,062)	859	2,021	(940)	1,081
繰延税金資産合計	30,962	(17,818)	13,144	32,494	(19,661)	12,833
繰延税金負債						
のれん及び無形資産			24			28
金融資産			2			1
関連会社及びその他に対する投資			18			27
繰越税金負債合計			44			56

¹繰延税金負債控除後（該当する場合）

2016年12月31日現在、合計49,477百万スイス・フラン（2015年12月31日：56,973百万スイス・フラン）の税務上の繰越欠損金（繰延税金資産として未認識）が将来の課税所得を相殺するために使用可能であった。これらの税務上の欠損金は下記の表の通り失効する。

未認識の税務上の繰越欠損金

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
1年以内	0	3,727
2年から5年以内	66	33
6年から10年以内	909	753
11年から20年以内	32,603	34,833
無期限	15,899	17,627
合計	49,477	56,973

通常、スイスの税務上の欠損金は7年、米国連邦税の税務上の欠損金は20年並びに英国及びジャージーの税務上の欠損金は無期限に繰越可能である。

UBS AGは、子会社の未分配利益が無期限に投資される場合を除き、繰延税金負債を認識している。2016年12月31日現在、無期限に投資されるものとして処理されている未分配利益はなかった。

当財務書類は、UBSリミテッドが自社の課税所得の一部をUBS AGの損失と相殺できることを前提として作成されている。2016年度において、英国の税務当局は、このような納税ポジションに同意できない旨を示唆した。この争点について、最終的に税務当局の主張が認められた場合、UBSリミテッドでは認識済の繰延税金資産が約

60百万スイス・フラン減額するとともに、2014年以降の当期税金費用が約70百万スイス・フラン追加計上されることになる。

注記9 1株当たり利益（以下「EPS」という。）及び社外流通株式数

2015年度において、UBS AG株式はスイス証券取引所（SIX）及びニューヨーク証券取引所（NYSE）での上場が廃止された。2016年12月31日現在、UBS AGの発行済株式の100%がUBSグループAGに保有されているため、市場で取引されていない。従って、UBS AGの1株当たり利益の情報は提供していない。

貸借対照表の注記：資産

注記10 銀行預け金及び貸出金（償却原価で保有）

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
エクスポージャータイプ別		
銀行預け金、総額	13,128	11,869
貸倒引当金	(3)	(3)
銀行預け金、純額	13,125	11,866
貸出金、総額		
住宅モーゲージ	142,197	141,608
商業用モーゲージ	19,765	21,509
ロンバード・ローン	104,999	107,084
その他の貸出金 ¹	37,160	39,321
ファイナンス・リース債権 ²	986	1,083
有価証券	2,494	2,807
小計	307,601	313,413
貸倒引当金	(596)	(689)
貸出金、純額	307,004	312,723
銀行預け金及び貸出金、純額³	320,129	324,590

¹法人向け貸出金が含まれている。²詳細については、注記31を参照。³担保及び信用補完に関する詳細については、注記25 bを参照。

注記11 貸倒引当金

単位：百万スイス・フラン

変動項目別	個別引当金	集合引当金	引当金合計	引当金 ¹	2016年 12月31日 現在合計	2015年 12月31日 現在合計
期首残高	686	6	692	35	727	735
償却／引当金の取崩	(143)	(2)	(145)	0	(145)	(164)
戻入	21	0	22	0	22	48
損益計算書に認識された増加／(減少)	21	6	28	9	37	117
振替	(10)	0	(10)	10	0	0
為替換算	(1)	0	0	0	0	(11)
その他	12	0	12	0	12	2
期末残高	587	12	599	54	653	727

¹ローン・コミットメント及び保証に対する引当金を表している。詳細については、注記20を参照。ローン・コミットメント及び保証の取消不能額の上限については、当報告書の「財務管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Treasury management」のセクション）を参照。

貸借対照表科目別	個別引当金	集合引当金	引当金合計	引当金	2016年 12月31日 現在合計	2015年 12月31日 現在合計
銀行預け金	3	0	3		3	3
貸出金	585	12	596		596	689
引当金 ¹				54	54	35
期末残高	587	12	599	54	653	727

¹ローン・コミットメント及び保証に対する引当金を表している。

注記12 デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブ：概要

デリバティブとは、1つ以上の変数（以下「基礎数値」という。）から派生した価値を自身の価値とする金融商品である。基礎数値には、指数、外国為替レートもしくは金利、又は株式、コモディティ、債券もしくはその他の金融商品の価値が含まれる場合もある。デリバティブは通常、取引に対してどちらか一方の取引相手先による当初の純投資をほとんどもしくはまったく必要としない。

大部分のデリバティブ契約では、他の金融商品について慣習的なように、想定元本、期間、価格及び決済方法について交渉が行われる。

店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約は、UBSとUBSの取引相手との間では、通常、標準化された国際スワップデリバティブ協会（以下「ISDA」という。）のマスター契約に従い取引されている。条件については、取引相手と直接交渉が行われ、当該契約はISDAの定めた業界の標準的な方法で決済される。様々な管轄区域において規制当局が導入した新しい規則では、一部のOTCデリバティブ契約に係る当初証拠金及び変動証拠金の授受を義務付けているか、間もなく義務付ける予定である。これは、価格やその他の関連条件に影響を及ぼす可能性がある。

業界はOTC取引の清算に関して、中央清算機関（以下「CCP」という。）の利用を継続して奨励している。CCPでの清算及び決済は、通常、システミックな信用エクスポージャーの低減を促す。

他のデリバティブ契約は、想定元本額及び決済日の条件が標準化されており、これらは規制された取引所で売買されている。これらは通常、取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）契約と称される。取引所は、価格決定の透明性、標準化された価値の変動の日次決済及びその結果としての信用リスクの低減といった利点を提供する。

UBS AGのデリバティブ契約は、表示上、IFRSのネッティングの規定の対象となる。デリバティブは公正価値で測定され、通常、貸借対照表上の再調達価額－借方及び再調達価額－貸方として分類される。ただし、経済的に日次で決済されるETD及び法的に日次で決済されるか、又は実質的に日次で純額決済されるOTCデリバティブは、デリバティブに係る差入担保金又はデリバティブに係る受入担保金に分類される。デリバティブの再調達価額の変動は、トレーディング収益純額に計上される。ただし、デリバティブが、一定の種類のヘッジ関係においてヘッジ手段として指定されかつ有効である場合を除く。

→ 詳細については、注記1aの3jの項を参照。

→ 強制力のあるネッティング契約で認められたネッティングの可能性を考慮後の再調達価額－借方及び再調達価額－貸方に関する詳細については、注記24を参照。

UBS AGはトレーディング及びヘッジ両方の目的で、様々なデリバティブを使用している。デリバティブの種類並びにUBS AGが適用した評価原則及び手法は、注記22に記載されている。再調達価額－借方は、デリバティブ契約が貸借対照表日に全額売却された場合に、UBS AGが受け取る予定の見積金額を表す。再調達価額－貸方は、UBS AGが貸借対照表日に原契約に関する債務について履行を要求される又は履行する権利を与えられている場合に、その債務を移転するために支払う見積金額を示している。

その他の金融商品に組み込まれるデリバティブは、本注記の「デリバティブ」の表には含まれていない。区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。UBSが混合金融商品に公正価値オプションを適用している場合、組込デリバティブの部分の区分処理は要求されないため、この部分も「デリバティブ」の表に含まれない。

→ 詳細については、注記18及び22を参照。

デリバティブのリスク

デリバティブは多くのトレーディング・ポートフォリオで取引され、かかるポートフォリオには、デリバティブのみでなく、数種類の商品が含まれるのが一般的である。デリバティブの市場リスクは、かかるポートフォリオの市場リスクの不可欠な要素として主に管理・統制の対象となっている。市場リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）の「市場リスク」の監査済の部分で説明している。

また、デリバティブは多くの異なる相手方と取引され、そのほとんどはその他の種類のビジネスにおける取引相手でもある。デリバティブの信用リスクは、取引相手に対するUBS AG全体の信用エクスポージャーとの関連で管理・統制の対象となっている。信用リスクに対するUBS AGのアプローチについては、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクションの「信用リスク」の監査部分で説明している。貸借対照表に表示された再調達価額一借方は、UBS AGの信用エクスポージャーの重要な構成要素となる可能性があるが、各相手方に関連する再調達価額一借方が、当該相手方とのデリバティブ取引に関するUBS AGの信用エクスポージャーを十分に反映することはまれであることに注意が必要である。一方では再調達価額は時間の経過とともに増加する可能性があるが（「潜在的将来エクスポージャー」）、他方ではマスター・ネットティング契約及び相互担保協定を締結することによって、エクスポージャーが軽減される場合があることから、一般的に上記が当てはまる。信用リスク管理のためにUBS AGが内部で使用するエクスポージャー測定基準、及び規制当局の課す所要自己資本はいずれも、かかる追加要因を反映している。

デリバティブ¹

2016年12月31日現在						2015年12月31日現在				
単位：十億スイス・フラン	PRV ²	PRVに 関連する 想定 元本 ³	NRV ⁴	NRVに 関連する 想定 元本 ³	その他の 想定 元本 ³	PRV ²	PRVに 関連する 想定 元本 ³	NRV ⁴	NRVに 関連する 想定 元本 ³	その他の 想定元本 ³
金利契約										
店頭（OTC）契約										
先渡し契約 ⁶	0.1	29.6	0.1	21.9	2,242.8	0.1	48.6	0.2	51.9	2,351.4
スワップ	45.2	599.3	38.3	552.6	7,064.2	57.0	840.1	48.2	782.0	5,904.7
オプション	12.6	478.1	13.9	480.6		17.3	581.7	19.1	549.8	
取引所取引契約										
先物					326.4					346.0
オプション	0.0	45.4	0.0	4.5	96.2	0.0	22.7	0.0	15.5	169.4
委託取引 ⁷	0.2		0.2			0.1		0.1		
合計	58.0	1,152.4	52.5	1,059.6	9,729.6	74.5	1,493.1	67.6	1,399.3	8,771.4
クレジット・デリバティブ契約										
店頭（OTC）契約										
クレジット・デフォルト・スワップ	3.7	116.9	3.9	135.2		6.1	152.7	6.0	165.7	
トータル・リターン・スワップ	0.2	3.3	0.9	4.3		0.6	5.0	0.6	4.1	
オプション及びワラント	0.0	2.9	0.0	0.1		0.0	4.2	0.0	0.1	
合計	3.9	123.1	4.8	139.6		6.7	161.9	6.7	169.8	
外国為替契約										
店頭（OTC）契約										
先渡し契約	21.8	715.6	19.0	650.9		17.8	727.6	16.6	673.9	
金利及び通貨スワップ	43.2	1220.8	42.0	1,115.0		38.3	1,429.9	37.6	1,330.1	
オプション	11.1	530.3	11.0	513.7		9.5	496.8	9.3	478.0	
取引所取引契約										
先物					6.1					8.1
オプション	0.0	2.9	0.1	6.0		0.0	3.4	0.0	4.6	
委託取引 ⁷	0.0		0.0			0.0		0.0		
合計	76.1	2,469.6	72.1	2,285.6	6.1	65.7	2,657.7	63.5	2,486.6	8.1
株式／株式指数契約										
店頭（OTC）契約										
先渡し契約	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	
スワップ	3.6	76.5	4.8	69.0		2.9	64.1	4.3	87.0	
オプション	3.7	49.6	5.8	92.8		4.8	59.1	6.7	92.6	
取引所取引契約										
先物					33.0					30.0
オプション	3.8	142.5	4.6	155.8	21.6	4.3	107.2	5.2	126.0	13.4
委託取引 ⁷	6.9		6.9			5.0		4.9		
合計	18.0	268.6	22.1	317.6	54.5	16.9	230.3	21.2	305.6	43.3
コモディティ契約										
店頭（OTC）契約										
先渡し契約	0.3	4.8	0.1	2.7		0.3	2.8	0.3	2.3	
スワップ	0.4	10.9	0.5	13.4		0.7	9.9	0.5	9.4	
オプション	0.5	14.1	0.2	9.9		0.9	11.8	0.6	7.5	
取引所取引契約										
先物					9.1					8.2
先渡し契約	0.1	5.9	0.0	4.6		0.0	4.4	0.2	3.7	
オプション	0.0	3.2	0.1	5.3	0.0	0.0	1.0	0.1	1.9	0.1

委託取引 ⁷	0.9		0.9			1.5		1.5		
合計	2.3	39.0	2.0	35.9	9.1	3.4	30.0	3.2	24.6	8.3
デリバティブ以外の 金融資産の未決済の購入 ⁸	0.1	18.4	0.1	9.7		0.1	9.6	0.2	16.7	
デリバティブ以外の 金融資産の未決済の売却 ⁸	0.1	13.0	0.2	11.5		0.2	20.1	0.1	6.4	
IFRSに準拠したネットティング に基づくデリバティブ合計 ⁹	158.4	4,084.0	153.8	3859.6	9,799.3	167.4	4,602.7	162.4	4,409.0	8,831.1

¹区分処理された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、本表から除外されている。2016年12月31日現在、当該デリバティブの合計は、PRV 1 億スイス・フラン（関連する想定元本19億スイス・フラン）であり、NRV 0 億スイス・フラン（関連する想定元本31億スイス・フラン）である。2015年12月31日現在、当該デリバティブの合計は、PRV 1 億スイス・フラン（関連する想定元本6億スイス・フラン）であり、NRV 2 億スイス・フラン（関連する想定元本34億スイス・フラン）である。² PRV：再調達価額－借方

³貸借対照表上で再調達価額が純額で表示される場合でも、ネットティングされる再調達価額のそれぞれの想定元本は総額で表示される。

⁴ NRV：再調達価額－貸方 ⁵その他の想定元本は、中央清算機関又は取引所のいずれかを通じて決済されたデリバティブに関連している。これらのデリバティブの公正価値は、対応する証拠金控除後の金額で、貸借対照表のデリバティブに係る差入担保金及びデリバティブに係る受入担保金に表示されており、表示期間において重要ではなかった。⁶ 2016年12月31日現在の再調達価額－貸方は、デリバティブのローン・コミットメントに関連する1 億スイス・フラン（2015年12月31日現在：1 億スイス・フラン）を含む。これらの再調達価額に関連する想定元本は表には含まれていない。これらのコミットメントに関連する最大取消不能額は、2016年12月31日現在143億スイス・フラン（2015年12月31日現在：158億スイス・フラン）であった。⁷取引所取引の委託取引の想定元本及びクライアントのために締結したOTC清算取引は、著しく異なるリスク特性により開示されていない。⁸約定日から決済日までの間に売買したデリバティブ以外の金融商品の公正価値の変動は、再調達価額として認識されている。⁹ネットティング契約に関する詳細については、注記24を参照。

デリバティブの想定元本は、一般的に、デリバティブ契約が基にする原商品の金額であり、デリバティブの価値の変動を測定する際に比較する基準となる。想定元本自体は、通常、当事者間で交換される価値を直接示すものではなく、従ってリスクや資金負担の直接的な基準ではないが、UBS AGが行う異なる種類のデリバティブについての規模を示すものとしてみなされている。

2016年12月31日現在保有するOTC金利契約の満期の内訳は、想定元本ベースで、約52%（2015年12月31日現在：53%）が1年以内に、29%（2015年12月31日現在：29%）が1年超5年以内に、19%（2015年12月31日現在：18%）が5年より後に満期となる。清算機関と清算する金利契約の想定元本のうち、IFRSに準拠した貸借対照表上のネットティングの要件を満たすもの又は法的に日次で決済されるものは、その他の想定元本として表示されており、清算される原デリバティブ契約の契約上の満期に基づいて、満期別に分類されている。

トレーディング目的で取引されるデリバティブ

UBS AGのデリバティブ取引のほとんどは、販売及びトレーディング活動に関係している。販売活動は、顧客が現在の又は予想されるリスクを負担したり、移転したり、修正したり、軽減したりできるよう、顧客に対しデリバティブの組成及びマーケティングを行うことを含む。トレーディング業務には、顧客業務の円滑化及び履行を直接支援するマーケット・メイキングが含まれる。マーケット・メイキングには、スプレッド及び数量に基づいて収入を獲得することを意図して、他の市場参加者に買値及び売値を提示することが含まれる。

クレジット・デリバティブ

UBSは、多数の発行体の有価証券に関連する、クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）及び関連商品を含む債券市場におけるディーラーである。これらの業務の主な目的は、主に顧客のためのマーケット・メイキング及びトレーディング勘定のエクスポージャーに対する継続的なヘッジである。

インベストメント・バンク内で実施されているマーケット・メイキング作業は、顧客のトレーディング活動を容易にするための、単一銘柄のCDS、インデックスCDS、ローンCDS及び関連して参照される現物商品の売買から成る。UBSはまた、個別の銘柄、セクター、又は特定のポートフォリオへの集中を軽減することを目的として、発生貸出金ポートフォリオ及び売買貸出金ポートフォリオ（オフバランスのローン・コミットメントを含む。）における特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするためにも、CDSを積極的に利用している。

さらにUBSは、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融商品を含むOTCのデリバティブ・ポートフォリオにおける特定の取引相手先の信用リスクを経済的にヘッジするために、CDSを積極的に利用している。

以下の表は、買建及び売建信用プロテクションの詳細を示し、再調達価額及び想定元本の商品及び取引相手別の情報が含まれる。買建及び売建プロテクションの価値は、単独ではUBSの信用リスクの測定値とはならない。取引相手との関係は、現在ある信用リスクの合計（CDSに加えて他の商品とも関連する。）として、実行されている担保契約との関連で考えられる。2016年12月31日現在の買建及び売建信用プロテクションは、想定元本ベースで、約29%（2015年12月31日：22%）が1年以内に、約61%（2015年12月31日：68%）が1年超5年以内に、約10%（2015年12月31日：10%）が5年より後に満期となる。

クレジット・デリバティブ商品別

	買建プロテクション			売建プロテクション		
単位：十億スイス・フラン	PRV	NRV	想定元本	PRV	NRV	想定元本
単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	1.6	1.3	91.4	1.3	1.4	81.3
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	0.2	0.8	38.4	0.5	0.4	38.3
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	1.1
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.1	0.7	5.5	0.0	0.2	2.1
オプション及びワラント	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.1
2016年12月31日現在の合計	2.0	2.8	139.7	1.9	2.0	122.9
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	1.4	2.4	111.7	1.5	1.5	96.2
内、マーケット・メーカーに関連するクレジット・デリバティブ	0.5	0.3	28.0	0.4	0.5	26.7

	買建プロテクション			売建プロテクション		
単位：十億スイス・フラン	PRV	NRV	想定元本	PRV	NRV	想定元本
単一銘柄のクレジット・デフォルト・スワップ	3.1	1.9	115.5	1.9	2.9	105.1
複数銘柄の指数連動クレジット・デフォルト・スワップ	0.3	0.6	48.0	0.6	0.5	45.6
複数銘柄のその他のクレジット・デフォルト・スワップ	0.1	0.1	2.4	0.0	0.1	1.8
トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	0.5	0.2	6.3	0.1	0.4	2.8
オプション及びワラント	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.1
2015年12月31日現在の合計	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3
内、経済的ヘッジに関連するクレジット・デリバティブ	2.7	2.4	152.8	2.2	2.5	132.8
内、マーケット・メーカーに関連するクレジット・デリバティブ	1.4	0.4	23.6	0.4	1.3	22.5

クレジット・デリバティブ取引相手別

単位：十億スイス・フラン	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
ブローカー・ディーラー	0.4	0.2	20.9	0.2	0.3	16.1
銀行	0.9	1.0	60.8	0.8	1.0	52.6
中央清算機関	0.3	0.9	47.2	0.8	0.4	47.1
その他	0.4	0.8	10.9	0.2	0.3	7.1
2016年12月31日現在の合計	2.0	2.8	139.7	1.9	2.0	122.9

単位：十億スイス・フラン	買建プロテクション			売建プロテクション		
	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本	公正価値： PRV	公正価値： NRV	想定元本
ブローカー・ディーラー	0.8	0.3	27.3	0.2	0.6	19.5
銀行	1.9	1.3	78.0	1.2	1.6	68.3
中央清算機関	0.4	0.8	55.3	0.9	0.9	58.9
その他	0.8	0.4	15.8	0.3	0.8	8.7
2015年12月31日現在の合計	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3

UBS AGのCDS取引については、文書化の業種別標準様式、又はカスタマイズされた契約書に記載された同等の条件を用いて文書化される。CDSを規定する当該契約書には通常、UBSが支払った金額について、UBSが第三者から回収することを可能にするリコース条項は含まれていない。

CDS契約に基づきUBSに履行が要求されることになる信用事象の種類は、取引時における当事者間の合意に従ったものであるが、ほぼ全ての取引について、取引が関連する参照企業の種類に基づき、特定の市場慣行で適用される信用事象を用いて、取引が行われる。市場慣行に応じて適用される信用事象には、倒産、支払不履行、条件変更、債務弁済期日繰上げ及び履行拒絶／支払猶予が含まれる。

デリバティブ負債の偶発的な担保の特徴

一部のデリバティブは、通常の業務過程において、UBS AGの公表された信用格付けの引き下げをトリガーとする偶発的な担保又は終了の特徴を含んでいる。2016年12月31日現在のUBS AGの信用格付けに基づき、長期信用格付けが1ノッチ（段階）、2ノッチ（段階）及び3ノッチ（段階）引き下げとなった場合、OTCデリバティブに関連する契約上の債務がそれぞれ1億スイス・フラン、3億スイス・フラン及び11億スイス・フラン要求されることになっていた。UBS AGの流動性所要額の評価を行う際に、UBS AGは、UBS AGの長期信用格付けが引き下げられる場合及びUBS AGの短期格付けが相当に引き下げられる場合に要求される追加の担保又は解約手数料を考慮している。

ヘッジ目的で取引されるデリバティブ

UBS AGは、資産、負債及び予定取引に内在するリスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引を締結する。ヘッジ取引の会計処理上の取扱いは、ヘッジ対象商品の性質によって、また当該ヘッジが会計処理上ヘッジ取引として適格であるかどうかによって異なる。

会計処理上ヘッジとして適格であり、かつ指定されているデリバティブ取引は、この注記の対応する項目（公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資のヘッジ）で述べる。ヘッジ手段としての指定及び会計処理を行うデリバティブに係るUBS AGの会計方針については、注記1aの3kの項に記載しているが、当該注記では、以下のセクションで使用する用語について説明している。

UBS AGはまた、ヘッジ会計が適用されていないデリバティブを利用した様々なヘッジ戦略に取り組んでいる。これらには日常の経済的金利リスク管理を目的とする金利スワップ及びその他の金利デリバティブ(先物など)が含まれる。UBS AGはまた、対象となる株式と株価ボラティリティのエクスポージャーを相殺するための様々な株式取引戦略における経済的ヘッジを目的として、株式先物取引、オプション及び、相対的に少ないがスワップも利用している。UBS AGは同様に、信用リスク・エクスポージャーの経済的ヘッジをもたらしCDSを締結している(本注記の「クレジット・デリバティブ」を参照)。経済的なヘッジ関係の一部ではあるがヘッジ会計処理が認められないデリバティブの公正価値の変動は、**トレーディング収益純額**に報告される。ただし、一部の短期外国為替契約に係るフォワード・ポイントは除く。これは**受取利息**に報告される。

2016年6月30日より、UBSはロンドン清算機構との金利スワップを、従前の担保モデルから決済モデルに転換することを選択した。その結果、ヘッジ手段に指定されたデリバティブ残高の公正価値が前年度と比較して大幅に減少した。

公正価値ヘッジ：負債性商品に関連する金利リスク

UBS AGの公正価値ヘッジは、主に、市場金利の変動を原因とした固定利付負債性商品(仕組債以外の固定利付債券、カバード・ボンド及び劣後債など)の公正価値の変動を防ぐために利用される金利スワップから成る。公正価値ヘッジとして指定された金利デリバティブ残高の公正価値は、2016年12月31日現在、152百万スイス・フランの資産及び1百万スイス・フランの負債であり、2015年12月31日現在、1,656百万スイス・フランの資産及び11百万スイス・フランの負債であった。

金利リスクの公正価値ヘッジ

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
ヘッジ手段に係る利得／(損失)	140	554	1,113
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得／(損失)	(144)	(552)	(1,111)
公正価値ヘッジの非有効部分を表す純利得／(損失)	(4)	2	2

公正価値ヘッジ：貸出金に関連する金利リスクのポートフォリオ

UBS AGは、モーゲージ・ローンのポートフォリオの金利リスクに対しても公正価値ヘッジ会計を適用している。ヘッジ対象の公正価値変動は、貸借対照表上、ヘッジ対象とは切り離して計上され、**その他の資産**に含まれている。これらのヘッジに指定された金利デリバティブ残高の公正価値は、2016年12月31日現在、44百万スイス・フランの負債(2015年12月31日：7百万スイス・フランの資産及び327百万スイス・フランの負債)であった。

金利リスクのポートフォリオの公正価値ヘッジ

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
ヘッジ手段に係る利得／(損失)	(128)	(176)	(694)
ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得／(損失)	116	147	676
公正価値ヘッジの非有効部分を表す純利得／(損失)	(12)	(29)	(18)

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジ

UBS AGは、変動金利付きの、又は将来借換もしくは再投資が予想される非トレーディング金融資産及び負債について、将来の金利キャッシュ・フローの変動にさらされている。元本及び利息の両方のフローを示す将来キャッシュ・フローの金額とタイミングは、契約条件、並びに期限前償還及び債務不履行に関する見積りを含めたその他の関連要因に基づいて予測されている。全ポートフォリオの元本残高及び金利キャッシュ・フローの総額は、UBS AGの非トレーディング金利リスクを特定するための基礎を形成し、満期の上限を12年間とする金利スワップによりヘッジされている。以下の表は、2016年12月31日現在、予想金利キャッシュ・フローを生

ずる予定元本残高を示す。以下の表の表示金額は、キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ対象として指定された予定キャッシュ・フローの対象となる資産及び負債の平均を期間別に示している。

予定取引のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブ残高の公正価値は、2016年12月31日現在、68百万スイス・フランの資産及び5百万スイス・フランの負債（2015年12月31日：2,176百万スイス・フランの資産及び195百万スイス・フランの負債）であった。

2016年度に11百万スイス・フランの利得が、ヘッジの非有効性によりトレーディング収益純額に認識された。これに対して2015年度は150百万スイス・フランの利得、2014年度は87百万スイス・フランの利得が認識された。

予定キャッシュ・フローの対象となる元本残高

単位：十億スイス・フラン	1年以内	1年から3年	3年から5年	5年から10年	10年超
資産	57	75	48	51	0
負債	4	5	3	4	0
正味残高	53	70	45	47	0

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

UBS AGは、在外営業活動体に対する一部の純投資について、ヘッジ会計を適用している。2016年12月31日現在、純投資のヘッジ関係の枠組みの中で、ヘッジ手段として指定された通貨デリバティブ（主に通貨スワップ）の再調達価額－借方及び再調達価額－貸方は、それぞれ122百万スイス・フラン及び79百万スイス・フラン（2015年12月31日：再調達価額－借方170百万スイス・フラン及び再調達価額－貸方79百万スイス・フラン）であった。2016年12月31日現在、ヘッジ対象である複数通貨の構造的なエクスポージャーは合計で75億スイス・フラン（2015年12月31日：55億スイス・フラン）であった。

米ドル以外の通貨に関する通貨の構造的なエクスポージャーは、為替リスクがまず米ドルに対してヘッジされ、次にUBS AGの表示通貨であるスイス・フランに換算されることから、別個の為替デリバティブ取引の一環として、2つまとめて指定されたデリバティブから成る。2016年12月31日現在、指定されたヘッジ手段のデリバティブについての想定元本の合計は125億スイス・フラン（2015年12月31日：112億スイス・フラン）で、これには米ドル／スイス・フランのスワップに関連した想定元本75億スイス・フランと外貨（米ドル以外）／米ドルをヘッジするデリバティブに関連した50億スイス・フランの想定元本が含まれる。これらの通貨スワップの利得及び損失の有効部分は、直接OCIに振り替えられ、国外の支店及び子会社に対する純投資の為替換算差損益と相殺される。このように、これらの通貨スワップは、個々の国外の支店及び子会社レベルでの、ひいてはUBS AGのOCIの為替換算調整合計での、為替換算調整額の累積をもたらす構造的な為替エクスポージャーをヘッジしている。

UBSは純投資のヘッジ会計の枠組みの中で、国外の支店又は子会社の一部のデリバティブ以外の外貨建て金融資産及び負債をヘッジ手段として指定している。一方の国外企業のデリバティブ以外のヘッジ手段に係るOCIの為替換算調整に計上された為替換算差額は、もう一方の国外企業の構造的な為替エクスポージャーを相殺する。従って、UBS AGのOCIの為替換算調整の総額は、このヘッジ指定により変動しない。2016年12月31日現在、このような純投資ヘッジにおけるヘッジ手段として指定されたデリバティブ以外の金融資産及び負債の想定元本は、それぞれ15億スイス・フラン及び15億スイス・フラン（2015年12月31日：31億スイス・フランのデリバティブ以外の金融資産及び31億スイス・フランのデリバティブ以外の金融負債）であった。

2016年度、2015年度及び2014年度では、在外営業活動体に対する純投資のヘッジに係る非有効性に重要性はなかった。

割引前キャッシュ・フロー

以下の表では、ヘッジ関係において指定されたデリバティブの割引前キャッシュ・フロー情報を示している。

ヘッジ関係において指定されたデリバティブ（割引前キャッシュ・フロー）

単位：十億スイス・フラン	要求払い	期限が	期限が	期限が	期限が	期限が	合計
		1ヶ月以内	1ヶ月から3ヶ月の間	3ヶ月から12ヶ月の間	1年から5年の間	5年超	
金利スワップ ¹							
通貨スワップ／先渡							
キャッシュ・インフロー	0	2	10	0	0	0	11
キャッシュ・アウトフロー	0	2	10	0	0	0	11
正味キャッシュ・フロー	0	0	0	0	0	0	0

¹ヘッジ関係に指定された金利スワップが法的に日次で決済されるため、2016年12月31日現在の金利スワップの割引前キャッシュ・インフロー及びキャッシュ・アウトフローに重要性はなかった。

注記13 売却可能及び満期保有目的金融資産

a) 売却可能金融資産

単位：百万スイス・フラン	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
発行体タイプ別売却可能金融資産¹		
負債性商品		
政府及び政府機関	11,650	47,245
内、米国	7,779	21,424
内、ドイツ	1,774	8,583
内、英国	373	2,782
内、フランス	355	3,566
内、オランダ	319	2,934
銀行	1,845	12,268
企業及びその他	1,554	2,385
負債性商品合計	15,048	61,898
資本性金融商品	628	645
売却可能金融資産合計	15,676	62,543
未実現利得－税引前	309	462
未実現(損失)－税引前	(117)	(171)
純未実現利得／(損失)－税引前	193	291
純未実現利得／(損失)－税引後	96	167

¹商品タイプ及び公正価値ヒエラルキーの区分に関する詳細については、注記22cを参照。

b) 満期保有目的金融資産

単位：百万スイス・フラン	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
発行体タイプ別満期保有目的金融投資		
負債性商品		
政府及び政府機関	7,416	0
内、米国	4,688	0
内、ドイツ	1,708	0
内、フランス	867	0
銀行	1,873	0
満期保有目的金融資産合計	9,289	0

注記14 有形固定資産及びソフトウェア

減価償却累計額控除後の取得原価									
単位：百万スイス・フラン	自己使用 不動産	リース物件 改良費	IT機器 及び 通信機器	自己創設 ソフト ウェア	購入 ソフト ウェア	その他の 機械設備	仕掛中プロ ジェクト	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在
取得原価									
期首残高	7,863	3,169	1,872	2,375	411	862	1,270	17,823	17,442
取得	58	34	198	3	99	32	1,347	1,770	1,846
処分／除却 ¹	(71)	(276)	(568)	(16)	(89)	(83)	0	(1,102)	(1,322)
振替	(103)	522	57	711	0	39	(1,440)	(214) ⁶	(35)
為替換算調整	(15)	(9)	(47)	(36)	(14)	3	(53)	(171)	(108)
期末残高	7,732	3,440	1,512	3,037	408	853	1,123	18,106	17,823
減価償却累計額									
期首残高	4,356	2,206	1,420	1,275	276	606	0	10,140	10,593
減価償却費	164	191	200	286	49	64	0	954	901
減損 ²	11	1	1	9	5	0	0	26	18
処分／除却 ¹	(71)	(264)	(568)	(16)	(89)	(83)	0	(1,090)	(1,270)
振替	(152)	6	(1)	0	0	1	0	(147) ⁶	(25)
為替換算調整	(8)	(15)	(32)	(13)	(9)	2	0	(74)	(77)
期末残高	4,300	2,124	1,021	1,542	233	589	0	9,809	10,140
期末帳簿価額 ^{3,4}	3,432	1,316	492	1,495	175	264	1,123 ⁵	8,297	7,683

¹償却済資産の除却を含む。² 2016年度に計上された減損損失は、その回収可能価額を使用価値に基づいて算定した資産に関連するものである（減損資産の回収可能価額：自己使用不動産31百万スイス・フラン、リース物件改良費2百万スイス・フラン、自己創設ソフトウェア28百万スイス・フラン、購入ソフトウェア3百万スイス・フラン）。³ 2016年12月31日現在、将来不動産を購入する契約上の義務は約3億スイス・フランであった。⁴ リース資産（主にITハードウェア及び通信機器）に関連する21百万スイス・フランを含む。⁵ 自己創設ソフトウェアに関連する994百万スイス・フラン、自己使用不動産に関連する110百万スイス・フラン及びリース物件改良費に関連する19百万スイス・フランを含む。⁶ その他の資産の中で報告されている売却目的で保有する不動産（純額で54百万スイス・フラン）への振替を反映している。

注記15 のれん及び無形資産

はじめに

UBS AGはのれんの資産に対して、毎年又は減損の兆候が存在する場合に減損テストを実施している。UBS AGでは、注記2aで報告したセグメントを個別の資金生成単位（以下「CGU」という。）であると考えている。減損テストは、のれんが配分されている各セグメントに対して、それぞれのセグメントの回収可能価額（使用価値に基づく）と帳簿価額を比較することによって実施される。減損損失は帳簿価額が回収可能価額を上回った場合に認識される。2016年12月31日現在、貸借対照表に認識されたのれんの合計額は63億スイス・フランであり、その内訳はウェルス・マネジメントが13億スイス・フラン、ウェルス・マネジメント・アメリカズが36億スイス・フラン、アセット・マネジメントが14億スイス・フランである。後述する減損テストの手法に基づき、UBS AGは、これらのセグメントに配分したのれんの2016年12月31日現在の残高は引き続き回収可能であり、減損していないという結論に達した。

のれんの減損テストの手法

回収可能価額は、バンキング事業及びその規制環境の特色を考慮したインプットを用いるように調整された割引キャッシュ・フロー・モデルを使用して算定している。セグメントの回収可能価額は、今後3年間の株主に帰属する予想収益の割引現在価値及びターミナル・バリュの合計額である。3年目を超える全ての期間を対象とするターミナル・バリュは、3年目の利益、割引率及び長期成長率の予測を用いて算出され、長期成長率が織り込まれた永久成長を持続させるのに必要であると想定される資本の影響により調整される。

各セグメントの帳簿価額は、当グループの持分帰属（equity attribution）の枠組みを参照して算定される。当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション。）で説明している当該枠組みにおいて、当行は、リスク加重資産及びレバレッジ比率の分母、各事業部門ののれん及び無形資産、並びにグループALMが各事業部門のために中央管理している業務に直接関連する持分を考慮後、各事業に持分を帰属させている。CGUに帰属する持分の合計額は、株主に帰属する持分と異なることがある。この枠組みは主に事業の業績評価のために使用されるものであり、一定の経営者の仮定を含んでいる。帰属持分は、事業を遂行するためにセグメントが必要とする資本相当であり、そのセグメントの帳簿価額を決定する際の適切な起点と考えられる。この帰属持分の手法は、事業計画の過程に沿ったものであり、当該過程からのインプットが各CGUの回収可能価額を計算するために使用されている。2017年1月1日より変更した持分帰属の手法は、2016年12月31日現在ののれんの減損テストの結果に影響を及ぼさなかった。

→ 持分帰属の枠組みについての詳細は当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション。）を参照。

仮定

UBS AGの減損テスト・モデルで用いる評価パラメーターは、適用できる場合は外部の市場情報に連動する。回収可能価額の算定に使用されるモデルは、1年目から3年目までの予想株主配当可能利益の変動、割引率の変動及び長期成長率の変動に最も敏感に反応する。適用する長期成長率は、世界の様々な地域の長期経済成長率に基づいている。株主配当可能利益は、BoDにより承認された事業計画の一部を成す業績予想に基づいて見積られる。

割引率は、資本資産価格モデルに基づくアプローチを適用して決定され、その際には内外のアナリストによる定量的及び定性的なインプットと、経営者の見解が考慮される。2015年度から2016年度までの間で割引率の変更はなかった。

各セグメントの回収可能価額を算定するために用いる重要な仮定は、合理的な変動可能性をその仮定に当てはめることにより、感応度をテストされる。現在の市場環境を反映して、予想株主配当可能利益は20%変動され、割引率は1.5パーセンテージ・ポイント、長期成長率は0.75パーセンテージ・ポイント変動された。全てのシナリオにおいて、各セグメントの回収可能価額はそれぞれの帳簿価額を超過しており、重要な仮定の合理的な変動により減損が生じることはない。

将来の期間についての収益の見積り及びその他の仮定が、現在の見通しから外れた場合、のれんの価値は将来減損し、損益計算書に損失を計上することになる可能性がある。のれんの減損を認識した場合、IFRSの下で

の持分及び当期純利益は減少するが、キャッシュ・フローには影響しない。また、バーゼルⅢの自己資本の枠組みの下ではのれんを自己資本から差し引くことが要求されるため、UBS AGの総自己資本比率に影響を及ぼさないと見込まれる。

割引率及び成長率

	割引率		成長率	
単位：％	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
ウェルス・マネジメント	9.0	9.0	1.7	1.7
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	9.0	9.0	2.4	2.4
アセット・マネジメント	9.0	9.0	2.4	2.4
インベストメント・バンク	11.0	11.0	2.4	2.4

のれん		無形資産				
単位：百万スイス・フラン	合計	インフラ ストラク チャー	顧客関係、 契約上の 権利その他	合計	2016年 12月31日	2015年 12月31日
取得原価						
期首残高	6,240	761	820	1,581	7,821	7,957
取得	16		8	8	24	30
処分	(2)		(2)	(2)	(3)	(32)
除却			(75)	(75)	(75)	(20)
為替換算調整	57	12	(12)	0	57	(114)
期末残高	6,311	773	739	1,512	7,823	7,821
償却累積額及び減損						
期首残高		578	675	1,253	1,253	1,171
償却		38	53	91	91	94
減損 ¹			0	0	0	13
処分			(1)	(1)	(1)	(1)
除却			(75)	(75)	(75)	(20)
為替換算調整		10	(11)	(1)	(1)	(5)
期末残高		626	641	1,267	1,267	1,253
期末帳簿価額	6,311	147	98	245	6,556	6,568

¹ 2016年度及び2015年度に計上された減損損失は、その回収可能価額を使用価値に基づいて算定した資産に関連するものである（減損資産の回収可能価額：2016年度は3百万スイス・フラン、2015年度は4百万スイス・フラン）。

以下の表は、2016年12月31日終了事業年度のセグメント別ののれん及び無形資産を開示したものである。

単位：百万スイス・フラン	ウェルス・ マネジメント	ウェルス・ マネジメント・ アメリカズ	インベスト メント・ バンク	アセット・ マネジメント	コーポレート・ センター ーサービス業務	合計
のれん						
期首残高	1,312	3,514	29	1,385		6,240
取得	16					16
処分	(2)					(2)
為替換算調整	(23)	57	7	17		57
期末残高	1,303	3,571	36	1,401		6,311
無形資産						
期首残高	38	199	53	8	30	328
取得／振替	8	0				8
処分			0			0
償却	(4)	(49)	(12)	(4)	(21)	(91)
減損		0				0
為替換算調整	(1)	2				1
期末残高	40	152	41	4	9	245

以下の表は、無形資産の見積償却費合計を開示したものである。

単位：百万スイス・フラン	無形資産
年度別見積償却費合計：	
2017年度	68
2018年度	58
2019年度	47
2020年度	38
2021年度	6
それ以降	19
耐用年数を確定できないため償却されないもの	9
合計	245

注記16 その他の資産

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
プライム・ブローカレッジ債権 ¹	9,828	11,341
ファイナンシャル・アドバイザーに対する採用時貸出金	3,087	3,184
ファイナンシャル・アドバイザーに対するその他の貸出金	471	418
保釈保証金 ²	1,213	1,221
未収利息	526	462
未収収益－その他	822	844
前払費用	1,008	1,032
確定給付資産及び退職後給付資産純額 ³	0	50
決済勘定	516	402
未収付加価値税及びその他の税金	261	397
売却目的で保有する不動産及びその他の非流動資産	111	134
売却目的で保有する処分グループの資産 ⁴	5,137	279
その他	2,433	2,485
その他の資産合計	25,412	22,249

¹プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンシング及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。プライム・ブローカレッジ債権は、主としてマージン・レンディング取引に係る債権で構成されている。²詳細については、注記20bの1の項を参照。³詳細については、注記26を参照。⁴詳細については、注記30を参照。

貸借対照表の注記：負債

注記17 銀行及び顧客預り金

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
銀行預り金	10,645	11,836
顧客預り金	450,199	402,522
内、要求払預金	195,756	174,262
内、リテール貯蓄／預金	170,729	161,848
内、定期預金	77,531	60,274
内、信託預金	6,184	6,139
銀行及び顧客預り金合計	460,844	414,358

注記18 公正価値での測定を指定された金融負債

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
発行済負債性商品		
エクイティ・リンク債 ¹	29,831	30,965
金利連動債	10,150	16,587
クレジット・リンク債	4,101	3,652
固定利付債	2,972	4,098
その他	2,875	1,231
発行済負債性商品合計	49,930	56,534
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{2,3}	36,347	40,081
負債性商品（店頭）		
エクイティ・リンク債 ¹	1,992	2,885
その他	2,671	2,608
負債性商品（店頭）合計	4,663	5,493
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ^{2,4}	4,210	4,497
レボ契約	395	849
ローン・コミットメント及び保証 ⁵	29	119
合計	55,017	62,995
内、自己の信用の（利得）／損失累計額	(141)	(287)

¹投資信託受益証券ユニットリンク型商品を含む。²UBS AGが単独の企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。³2016年12月31日現在、残高の99%超（2015年12月31日現在：98%超）が無担保。⁴2016年12月31日現在、残高の35%超が無担保（2015年12月31日現在：35%超が無担保）。⁵ローン・コミットメントは、融資が利用され、貸出金として認識されるまで、「公正価値での測定を指定された金融負債」として認識される。詳細については、注記1aの3oの項を参照。

2016年12月31日現在及び2015年12月31日現在、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の満期時点の約定償還額においては、帳簿価額と重要な差異はなかった。

以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債の帳簿価額の契約上の残存満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分したものであり、早期償還の特徴は考慮していない。これらの公正価値での測定を指定された金融負債に関連する将来の利払いに係る金利幅は、これらの負債の大部分が仕組商品であることから以下の表には含まれていない。従って、将来の利払いは、組込デリバティブ及び各利払いが行われる時点の市場実勢に大きく左右される。

→ 割引前キャッシュ・フローに基づく満期についての情報は、注記25dを参照。

契約上の満期日別帳簿価額

単位：百万スイス・フラン	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022-2026年	2027年以降	2016年 12月31日 現在合計	2015年 12月31日 現在合計
UBS AG¹									
劣後債以外の社債									
固定金利	3,979	984	644	262	400	807	2,429	9,505	10,702
変動金利	17,904	4,136	3,739	3,363	1,653	4,156	7,805	42,757	49,824
小計	21,884	5,120	4,383	3,625	2,053	4,963	10,234	52,262	60,526
その他の子会社²									
劣後債以外の社債									
固定金利	197	171	842	31	67	68	390	1,768	993
変動金利	495	136	119	0	0	87	150	987	1,475
小計	692	307	961	31	67	155	540	2,755	2,469
合計	22,576	5,427	5,345	3,656	2,121	5,118	10,774	55,017	62,995

¹ UBS AGが単独の企業として発行した商品から成る。² UBS AGの子会社が発行した商品から成る。

注記19 償却原価で保有する負債

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
譲渡性預金	20,207	11,967
コマーシャル・ペーパー	1,653	3,824
その他の短期社債	4,318	5,424
短期負債¹	26,178	21,215
固定利付シニア債	27,008	31,240
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ²	26,850	31,078
カバード・ボンド	5,836	8,490
劣後債	11,554	12,600
内、低トリガーの損失吸収Tier2資本商品	10,429	10,346
内、バーゼルIIIに準拠していないTier2資本商品	1,125	2,254
スイス地方銀行の中央債券発行機関を通じて発行された社債	8,302	8,237
その他の長期社債	121	577
内、UBS AGが発行した当初満期1年超のもの ²	94	278
長期負債³	52,820	61,144

償却原価で保有する負債合計 ⁴	78,998	82,359

¹当初満期1年未満の負債。² UBS AGが単独の企業として発行したもの。早期償還条項を考慮しない当初の約定満期に基づく。2016年12月31日現在、残高の100%が無担保（2015年12月31日現在：残高の100%が無担保）。³当初満期1年以上の負債。社債を短期及び長期に分類する際、早期償還条項は考慮していない。⁴ 2016年12月31日現在、プラスの公正価値純額38百万スイス・フラン（2015年12月31日：マイナスの公正価値純額130百万スイス・フラン）の区分処理された組込デリバティブ控除後。

UBS AGは、一部の負債性商品（償却原価で測定）に固有のリスクを管理するため、金利デリバティブ及び為替デリバティブを利用している。特定の状況において、UBS AGは、注記1aの3kの項及び注記12で説明している通り、金利リスクに対してヘッジ会計を適用している。ヘッジ会計を適用した結果として、社債の帳簿価額は、金利動向による公正価値変動を反映して、2016年及び2015年12月31日現在でそれぞれ821百万スイス・フラン及び1,024百万スイス・フラン増加した。

劣後債は、無担保の債務で構成されており、各発行体の現在及び将来のその他全ての非劣後債務に、支払において契約上劣後する。2016年12月31日現在の劣後債の全残高は固定金利を支払う。

以下の表は、社債の帳簿価額の契約上の残存満期日を示している。これは契約条件に基づいて固定利付債と変動利付債を区分しており、早期償還条項は考慮していない。金利更改の特性を変動利付債に類似した特性に変更することで様々な固定利付債の発行をヘッジするために利用される金利スワップの影響も下表では考慮していない。

→ 割引前キャッシュ・フロー基準における満期に関する情報は、注記25dを参照。

契約上の満期日別帳簿価額

単位：百万スイス・フラン、 その他の記載がある場合を除く	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022-2026年	2027年 以降	2016年 12月31日 現在合計	2015年 12月31日 現在合計
UBS AG¹									
劣後債以外の負債									
固定金利	22,624	7,662	4,026	4,356	2,779	1,550	3	42,999	40,153
金利（%による金利幅）	0-5.9	0.5-6.6	2.4-4.0	0-4.9	1.3-1.4	4.0-4.0	0		
変動金利	12,113	1,017	1,017	254	0	0	1,536	15,937	17,907
劣後債									
固定金利	418	0	0	0	0	11,136	0	11,554	12,600
金利（%による金利幅）	4.1-7.4					4.8-8.8			
小計	35,154	8,679	5,043	4,610	2,779	12,686	1,539	70,490	70,659
その他の子会社²									
劣後債以外の負債									
固定金利	736	793	745	731	975	3,537	990	8,507	11,692
金利（%による金利幅）	0-8.1	0-3.8	0-2.9	0-3.2	0-2.4	0-4.1	0-2.8		
変動金利	0	1	0	0	0	0	0	1	8
小計	736	793	745	731	975	3,537	990	8,507	11,700
合計	35,890	9,473	5,788	5,342	3,754	16,223	2,529	78,998	82,359

¹ UBS AGが単独の企業として発行した債券から成る。² UBS AGの子会社が発行した債券から成る。

[次へ](#)

注記20 引当金及び偶発負債

a) 引当金

単位：百万スイス・フラン	オペレー ショナル ・リスク ¹	訴訟、 規制上及 び類似の 問題 ²	リストラク チャリング	ローン・ コミット メント 及び保証	不動産	従業員 給付 ⁵	その他	2016年 12月31日 合計	2015年 12月31日 合計
期首残高	47	2,983	624	35	157	198	120	4,163	4,366
損益計算書で認識された引当金の増加	34	906	408	18	11	5	48	1,430	1,778
損益計算書で認識された引当金の取崩	(3)	(98)	(113)	(9)	(5)	(30)	(29)	(288)	(337)
所定の目的に従って使用された引当金	(26)	(554)	(415)	0	(23)	(85)	(49)	(1,152)	(1,660)
原状回復費用資産計上額	0	0	(1)	0	0	0	0	(1)	5
振替	0	0	0	10	(2)	0	0	7	9
為替換算調整／割引の振戻し	(1)	25	(5)	0	1	(11)	2	10	3
期末残高	50	3,261	498 ³	54	138 ⁴	77	91	4,169	4,163

¹保証リスク及び取引過程におけるリスクにより発生する損失引当金から成る。²法律、責任及びコンプライアンスに関するリスクにより生じる損失引当金から成る。³ 2016年12月31日現在の人件費関連のリストラクチャリング引当金150百万スイス・フラン（2015年12月31日：110百万スイス・フラン）及び2016年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金348百万スイス・フラン（2015年12月31日：514百万スイス・フラン）を含む。⁴ 2016年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用85百万スイス・フラン（2015年12月31日：94百万スイス・フラン）及び2016年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金53百万スイス・フラン（2015年12月31日：62百万スイス・フラン）を含む。⁵長期有給休暇及び永年勤続報奨に係る引当金並びにリストラクチャリング引当金に含まれない退職手当関連の引当金を含む。

リストラクチャリング引当金は、主に不利なリース契約及び退職手当の金額に関連していた。不利なリース契約に係る引当金は、基礎となるリース契約の満期により取り崩される。退職手当関連の引当金は、短期間（通常6ヶ月以内）に使用されるが、人員の自然減によりリストラクチャリングの影響を受ける人員数が減少し、ひいては費用の見積額が減少した場合には、計上金額に変動が生じる可能性がある。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に係る引当金及び偶発負債に関する情報が注記20bに含められている。その他の種類の引当金に関連する重要な偶発負債はない。

b) 訴訟、規制上の問題及び類似の問題

UBSは、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいる。その結果UBS（本注記の目的上、UBS AG及び／又は1社もしくは複数の子会社を適宜指す。）は、訴訟、仲裁、及び規制当局による調査、犯罪の捜査を含め、様々な紛争や法的手続に関与している。

こうした問題は多くの不確実性を伴い、訴訟の初期段階にある場合は特に、解決の結果や時期を予測し難いことが多い。さらに、UBSが和解を締結する状況もある。これは、UBSに責任はないとUBSが考えている問題であっても、費用、経営者の混乱、又は責任に異議を唱え続けることによる風評上の影響を回避するために生じることがある。このような問題全てに内在する不確実性は、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債の両方に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。UBSに対して発生したこのような問題に対して、UBSは、法的助言を求めた上で、過去の事象の結果としてUBSが現在の法的又は推定的債務を有している可能性の方が高く、資源の流出が必要となる可能性が高く、かつ金額について信頼性のある見積りが可能であると経営者が判断した場合に、引当金を設定する。これらの要素が別途満たされる場合、類似の請求に関するUBSの過去の実績に基づき、UBSに対してまだ提起されていないが、提起が予想される請求に対して引当金を計上することがある。これらの条件のいずれかが満たされない場合、そのような問題により偶発負債が生じる。債務の金額を信頼性をもって見積ることができない場合、資源が流出する可能性が高くても認識

されない負債が存在する。従って、特定の問題に関して資源が流出する可能性に重要性がある場合でも、引当金は設定されていない。

特定の訴訟、規制上及びその他の問題が下記に記載されており、これには経営者が重要であるとする全ての問題及び潜在的な財務上、風評上及びその他の影響により経営者が重要であるとするその他の問題が含まれている。請求された損害賠償金額、取引の規模又はその他の情報は、入手可能であり、潜在的なエクスポージャーの重要性を利用者が検討することを助ける上で適切である場合に記載されている。

下記の一部の問題に関して、当行はすでに引当金を設定していると述べており、そのような記載のないその他の問題もある。当行がそのような記載をしていて、引当金の額の開示は、発生する可能性が高かつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えていることを明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると考える場合には、当行は金額を開示していない。また、このような開示を不可能とする守秘義務に当行が従っている場合もある。当行が引当金を設定しているかどうかに関及していない問題に関しては、(a)当行は引当金を設定していない（適用される会計基準に基づいて問題を偶発負債として処理している場合）か、又は(b)当行は引当金を設定しているが、そのような事実の開示は、発生する可能性が高かつ信頼性をもって見積可能な資源の流出であるとUBSが考えている事実を明らかにするため、当該問題における他の当事者に対する当行の立場を著しく毀損すると当行が考えているかのいずれかである。

引当金を設定した特定の訴訟、規制上及び類似の問題に関して、当行は資源流出の予想時期を見積ることができる。ただし、これらの資源流出の予想時期を見積ることができる問題に関し、予測される資源流出の合計額は、関連する期間にわたる現在及び将来の流動性の水準に比して重要ではない。

1つの種類として、訴訟、規制上及び類似の問題に対して引き当てた金額の合計は、上記の注記20aに開示されている。偶発負債の1つの種類として、当行の訴訟、規制上及び類似の問題に対する負債の見積合計額を提供することは実務上不可能である。そのような見積りを行うことは、特異な種類の事実又は新たな法的理論に関わる、始まっていないかもしくは裁判の初期段階にある請求及び訴訟手続、又は原告が損害賠償の請求額を明らかにしていない請求及び訴訟手続について当行に推論的な法的評価を行うことを要求するものである。従って、当行は、訴訟、規制上及び類似の問題から生じる将来の損失を数値的に見積することはできないが、この種類から発生する可能性が合理的にあり得るであろう将来の損失の合計額は、現在の引当金の水準を大幅に上回っていると考えている。また訴訟、規制上及び類似の問題は、金銭以外の制裁や重要な影響を与える場合もある。例えば、本注記の5の項に記載されている、当行が基準金利、とりわけ英国銀行協会のロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）の提示に関連して米国司法省（以下「DOJ」という。）犯罪局詐欺部と結んだ不起訴合意（以下「NPA」という。）は、当行が為替問題に関連して米国の犯罪行為を行ったという判断に基づき、DOJによって解除された。このため、UBS AGは、LIBOR問題に関連する送金不正の1訴因について有罪を認め、罰金203百万米ドルを支払い、3年間の経過観察を受けている。有罪答弁又は有罪判決（NPAの解除による場合を含む。）により、UBSに重要な影響を与える可能性がある。行政手続を解決するに当たり、当行が特定の業務を引き続き行うために規制上の不適格を解消するよう求められたり、また規制当局に許認可や承認を制限、停止又は取消する権利が与えられたり、金融市場ユーティリティに当該ユーティリティへの参加を制限、停止又は取消する許可が与えられたりする場合がある。かかる解消が得られない場合や、許認可、承認又は参加の制限、停止又は取消を受ける場合は、UBSにとって重要な影響を与える可能性がある。

訴訟、規制上及び類似の問題に伴う損失のリスクは、当行の自己資本規制上、オペレーショナル・リスクの構成要素である。自己資本規制及びこれに対応するためのオペレーショナル・リスクの計算に関する情報は、当報告書の「資本管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクション）に含まれている。

各事業部門及びコーポレート・センター部門の訴訟、規制上の問題及び類似の問題に係る引当金^{1,2}

単位：百万スイス・フラン	ウェル ス・マネ ジメント	ウェルス・ マネジメン ト・アメリ カズ	パーソナ ル&コーポ レート・バ ンキング	アセッ ト・マネ ジメント	インベス ト・バ ンク	コーポ レート・ センター サービス業 務	コーポ レート・ センター ーグルー プALM	コーポレー ト・センター ー非中核業務 及びレガ シー・ポート フォリオ	2016年	2015年
									12月31日 合計	12月31日 合計
期首残高	245	459	83	16	585	310	0	1,284	2,983	3,053
損益計算書で認識された引当金の増加	76	113	7	5	43	5	0	606	856	1,263
損益計算書で認識された引当金の取崩	(6)	(15)	(4)	(6)	(2)	(3)	0	(11)	(48)	(166)

所定の目的に従って使用された引当金	(19)	(137)	(9)	(9)	(13)	(49)	0	(318)	(554)	(1,174)
為替換算調整／割引の振戻し	(4)	6	0	0	3	(4)	0	24	25	7
期末残高	292	425	78	5	616	259	0	1,585	3,261	2,983

¹本開示に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメント（項目3）、ウェルス・マネジメント・アメリカズ（項目4）、インベストメント・バンク（項目8）、コーポレート・センターサービス業務（項目7）、並びにコーポレート・センター非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ（項目2）に計上されている。本開示の項目1及び6に記載された問題に係る引当金は、ウェルス・マネジメントとパーソナル&コーポレート・バンキングに配分されており、本開示の項目5に記載された問題に係る引当金は、インベストメント・バンク、コーポレート・センターサービス業務、並びにコーポレート・センター非中核業務及びレガシー・ポートフォリオに配分されている。²引当金の変動額は、本表の目的上、項目によって分類されているため、注記20aの表に記載された変動額と異なる場合がある。

1 クロスボーダーのウェルス・マネジメント事業に関する照会

多数の国々における税務当局及び規制当局は、UBS及びその他の金融機関が提供するクロスボーダーのウェルス・マネジメント・サービスに関連して、それぞれの管轄区域に所在する情報に関する照会を行い、要求を出し、あるいは従業員を調査した。金融サービスのクロスボーダー取引に関する税務情報自動交換やその他の手段を実施することにより、今後さらに照会が生じる可能性がある。UBSは、国際的税務行政支援の要請に基づき、スイス連邦税務局（以下「FTA」という。）から開示命令を受け、情報の提供を求められている。この要請は、UBSの現在及び以前の顧客の複数の口座番号を対象としており、2006年から2008年のデータに基づいている。UBSは、影響を受ける顧客に対して当該行政支援の手続及び手続上の権利（不服申立ての権利など）を通知する手段を講じた。当該要請は、ドイツ当局から受領したデータによるものである。同当局は、調査の過程で、スイスで登録されているUBSの顧客に関連する特定のデータを入手し、当該データを他の欧州諸国と共有していると考えられる。UBSは、他国から同様の要請があると予想している。加えて、2016年9月、スイス連邦最高裁判所は、オランダとスイス間の二重課税防止条約が、対象となる納税者の氏名を明示することなくグループによる行政支援の要請を行うための法的根拠として十分であることを決定した。これにより、FTAは同様の行政支援の要請に応じる可能性が高い。

2013年に、フランスにおける調査の結果、UBS(フランス)S.A.及びUBS AGは、フランスでクライアントの不法勧誘に共謀したとして方式審査決定（「mise en examen」）がなされ、脱税及び未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入を不正洗浄したことに關して補佐付き証人（「témoin assisté」）により証言された。2014年に、UBS AGは、脱税による収入の不正洗浄容疑に関する方式審査を受け、捜査判事はUBS AGに対し、保釈保証金を11億ユーロとする命令（「caution」）を下した。UBS AGは保釈金額の決定を不服として異議を申立てたが、控訴院（「Cour d'Appel」）及びフランス最高裁判所（「Cour de Cassation」）は保釈金額を支持し、2014年度末に控訴を完全に棄却した。UBS AGは、フランスの裁判所による決定の様々な側面について欧州人権裁判所（以下「ECHR」という。）に異議を申立てた。2017年1月に、ECHRはUBSの申立てを却下した。2016年10月に、スイス連邦行政裁判所は、フランスにおける一括要請に関連した行政支援手続において、UBSには、最終的なFTAの顧客データ開示命令の全てに対して不服を申し立てる権利があるとの判決を下した。2015年9月に、UBSウェルス・マネジメントの前CEOは、本手続に関連する方式審査を受けた。さらに捜査判事は、当該捜査判事による出頭命令に応じなかったUBS AGのスイスを拠点とする元従業員3名に対する逮捕状の発令を要求した。

2015年に、UBS(フランス)S.A.は、2004年から2008年の間に脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄に共謀したとして方式審査を受け、2009年から2012年において補佐付き証人により証言された。保釈保証金40百万ユーロが課せられたが、その後控訴裁判所により10百万ユーロへと減額された。

2016年2月に、捜査判事は、調査を終結した旨をUBS AG及びUBS(フランス)S.A.に通達した。2016年7月に、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.は、フランス財務検察官の勧告（「réquisitoire」）を受けた。認められているところに従って、両当事者は、勧告について意見を述べている。手続の次の段階は、判事が、UBS AG及びUBS(フランス)S.A.が裁判にかけられることになる法律上及び事実上の容疑を述べる最終判決（「ordonnance de renvoi en correctionnelle」）を下し、本件を裁判所に移送することになる。

UBSは、ベルギーの捜査判事から、UBSが脱税及び権限のない人物による未承認の銀行業務・金融商品の勧誘で得た収入の不正洗浄、並びに重大な脱税に関与したとして方式審査（「inculpé」）を受けている旨の通知を受けている。

2015年に、UBSは、ニューヨーク州東部地区米国連邦検事事務局及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）から複数の照会を受けた。当該機関は、1982年公平税制・財政責任法（以下「TEFRA」という。）及び米国証券法の登録要件に違反して、当行が無記名債券及びその他の無登録証券を米国人に販売した可能性を調査している。UBSは本調査について当局に協力している。

UBS、また報道によれば他の多くの金融機関が、国際サッカー連盟（以下「FIFA」という。）及び傘下のサッカー協会並びに関係者及び関係企業に関連する口座について、当局から照会を受けている。UBSはこれらの照会について当局に協力している。

この項目1に記載された問題に関して、2016年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

2 住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求

米国住宅ローン市場の危機に先立つ2002年から2007年まで、UBSは、米国の住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）の実質的な発行体及び引受会社であり、また、米国住宅モーゲージの購入者であり販売者であった。UBSの子会社であるUBSリアル・エステート・セキュリティーズ・インク（以下「UBS RESI」という。）は、オリジネーターから住宅用モーゲージ・ローンのプールを取得し、（関係会社を通じて）証券化信託に預け入れた。このようにして、2004年から2007年に、UBS RESIは、発行した証券の当初元本残高に基づく約800億米ドルをRMBSに組成した。

さらに、UBS RESIは、オリジネーターから購入したローンのプールを第三者の購入者に売却した。2004年から2007年までの期間に売却したホール・ローンは、当初元本残高で合計約190億米ドルであった。

当行は米国の住宅ローンの重要なオリジネーターではなかった。UBSの子会社1社が、当該期間（このうち2006年から2008年において活発であった。）に米国住宅モーゲージ・ローンを約15億米ドル実行していたが、このうち証券化されたものは半分に満たなかった。

開示に関するRMBS関連訴訟：UBSは、UBSが引き受けた又は発行したRMBSの当初の額面価額約25億米ドルに関する訴訟においてRMBSの引受会社及び発行体としての役割に係る件で被告となっている。これらの訴訟において引き続き争点となっているRMBSの当初額面価額25億米ドルのうち、約12億米ドルは売出によって発行された。当該売出において、UBSの子会社は原資産であるローン（大部分は第三者のオリジネーターから購入した。）を証券化信託に譲渡し、当該ローンに関する表明及び保証を行った（UBSがスポンサーとなっているRMBS）。これらの訴訟に関連するRMBSのうち、残りの13億米ドルについては、UBSが引受会社である第三者による証券化によって発行された（第三者RMBS）。

これらの訴訟の一部に関連して、UBSは、UBSが被った損失又は負債について、存続する第三者発行体又はオリジネーターに対して求償権を有しているが、UBSは、どの程度この求償権を行使することができるのかを予測することはできない。

UBSは、特定の破綻信用組合の財産管理人として信用組合庁（以下「NCUA」という。）が提起した1件の訴訟の被告となっている。同訴訟は、当該信用組合が購入したRMBSの売出に係る文書に虚偽表示及び脱漏があったことを主張するものである。本訴訟は米国カンザス地区地方裁判所に提起された。本訴訟において争点となっている当初元本残高は約11.5億米ドルである。2017年3月に、UBS及びNCUAは大筋で和解に達し、本問題を解決した。2016年度第2四半期に、UBSは、NCUAが当初元本残高約400百万米ドルのRMBSに関して米国ニューヨーク州南部地区地方裁判所（以下「SDNY」という。）に提起していた同様の訴訟を、NCUAが負担した弁護士費用のほか、合計約69.8百万米ドルで解決した。

モーゲージ及びRMBSに関する契約上の表明及び保証に関連する訴訟：UBSは、RMBSのスポンサー又はモーゲージの販売者となった際に、通常、原資産のローンの性質に関連して一定の表明を行っていた。これらの表明に重大な違反が生じた場合、当行は、特定の状況において、関連するローンを買戻すか又は損失に対して特定の当事者に補償する契約上の義務を負っていた。UBSは、証券化信託にローンを譲渡した時点においてUBSが一定の表明を行っていた当初元本残高約41億米ドルの米国住宅モーゲージ・ローンを買戻す請求を受けている。UBSは、この金額のうち、当初元本残高約20億米ドルに関する請求（時効により認められない請求を含む。）は解決すると考えている。残りの請求は、以下に記載された問題を含め、ほぼ全てについて係争中である。UBSは、ニューヨーク州控訴裁判所の下した判決に基づき、米国住宅モーゲージ・ローンの買戻しを求める新たな請求は時効により認められないと考えている。

2012年に、いくつかのRMBS信託が、UBS RESIに対し、過去において金融保証保険会社のアシュアード・ギャランティ・ミュニシパル・コープが買戻しを請求した、3件のRMBS証券化に係る担保プールに含まれるローン（当初元本残高約20億米ドル）を買戻す義務の履行を求めて、SDNYにおいて訴訟（以下「受託者訴訟」という。）を提起した。SDNYの裁判官による裁判は2016年5月に閉廷した。約9,000件のローンが当該裁判で争われている。2016年9月に、裁判所は、多くの法律上及び事実上の争点に関して判決を下し、当該判決を20件の典型的なローンに適用する命令を発した。さらに裁判所は、裁判後も未解決のローンへ裁判所の判決を適用するために主任判事補佐官を任命するよう命令を下した。存続している機関が設定した信託により申立てられた受託者訴訟の対象であるローンの部分に関して、UBSは、これらの機関に対して求償権の実行を予定している。

当行はまた、RMBSの一部の機関購入者と、UBSがスポンサーとなっているRMBS又は第三者RMBSの購入の大部分に関連する潜在的な賠償請求に関して、出訴期限の期間進行停止協定を結んでいる。

住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金

単位：百万米ドル	2016年12月31日	2015年12月31日
期首残高	1,218	849
損益計算書で認識された引当金の増加	589	662
損益計算書で認識された引当金の取崩	0	(94)
所定の目的に従って使用された引当金	(307)	(199)
期末残高	1,500	1,218

モーゲージ関連の規制上の問題：2014年に、UBSは、ニューヨーク州東部地区米国検事事務局が1989年金融機関改革救済執行法（以下「FIRREA」という。）に従って発行した召喚状を受領した。同局は2005年から2007年までのUBSのRMBS事業に関連する文書及び情報を求めている。2015年に、ニューヨーク州東部地区検事事務局は、同局の照会の焦点となっている多数の取引を特定し、その後、取引一覧表を改訂した。当行は情報の提供を続けている。UBSは、FIRREA召喚状及びRMBS事業に関連したニューヨーク州その他の州司法長官からの召喚状への対応を継続している。さらにUBSは、不良資産救済プログラムの特別検査機関（コネチカット州の米国連邦検事事務局及びDOJと連携している。）（以下「SIGTARP」という。）及びSECからの2009年から2014年までの流通市場におけるモーゲージ担保証券の売買関連業務に関する照会に応じている。当行はこれらの問題について当局に協力している。

「住宅モーゲージ担保証券及びモーゲージの販売に関連する請求に対する引当金」の表に反映されているように、この項目2に記載された問題に関して、2016年12月31日現在の当行の貸借対照表には、1,500百万米ドルの引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

3 マドフ

バーナード・L・マドフ・インベストメント・セキュリティーズ・エルエルシー（以下「BMIS」という。）の投資詐欺に関連して、UBS AG、UBS(ルクセンブルク)S.A.及びその他の一部のUBS子会社は、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）及びルクセンブルク金融監督委員会（以下「CSSF」という。）を含む、多数の規制当局による照会の対象となっている。これらの照会は、ルクセンブルク法のもとで設定された2つの第三者ファンド（そのほぼ全ての資産はBMISに委託されていた。）、及びオフショア管轄区域で設定され、BMISへの直接的又は間接的なエクスポージャーを持つ特定のファンドに関するものであった。これらのファンドは現在深刻な損失を被っており、ルクセンブルクのファンドは清算中である。マドフのスキームが明らかになる前の、この2つのルクセンブルクのファンドの最終報告の純資産額は、総額で約17億米ドルであった。ただし、この数値にはBMISが報告した架空の利益が含まれている可能性が高い。両ファンドを規定する文書は、保管会社、管理会社、運用会社、販売会社及びプロモーターを含む、様々な役割を担っているUBSの企業を特定しており、また、UBSの従業員が取締役会のメンバーを務めていることを示している。UBS(ルクセンブルク)S.A.及びその他の一部のUBS子会社は、ルクセンブルク調査当局からの照会に対応しているが、当該調査における当事者としては特定されていない。2009年及び2010年に、ルクセンブルクの2つのファンドの清算人が、当該ファンドを代表して、UBSの企業、UBS以外の企業及び特定の個人（UBSの現・旧従業員を含む。）に対して訴訟を提起した。請求金額は、それぞれ約890百万ユーロ及び305百万ユーロである。清算人は、当該ファンドがBMISの受託者に対する支払いの責任が生じる可能性のある金額について追加で申立てている。清算人の請求額はそれぞれ約564百万ユーロ及び370百万ユーロである。さらに、受益者と称する多くの者が、マドフのスキームに関連して被ったとする損失の補償を求めて、UBSの企業（及びUBS以外の企業）を相手に請求を申立てている。これらの訴訟の大半は、ルクセンブルクにおいて係属中である。ルクセンブルクでは、多くのテスト・ケースにおける主張は容認できないと判示した2010年の裁判所の判決を不服として、原告により控訴が申立てられた。2014年に、ルクセンブルク控訴裁判所は、テスト・ケース1件について控訴を全面的に棄却したが、投資家はこの決定に上訴した。2015年に、ルクセンブルク最高裁判所はUBSを勝訴とし、投資家の上訴を退けた。2016年6月、ルクセンブルク控訴裁判所は、残りのテスト・ケースを全面的に棄却した。米国においては、BMISの受託者が2010年に、特にルクセンブルクの2つのファンド及びオフショアのファンドの1つに関連するUBSの企業等に対して請求を申立てた。これらの訴訟の全被告に対する請求総額は、最低でも20億米ドルである。UBSの申

立てを受けて、2011年にSDNYは、UBSに譲渡されたと主張される詐欺的譲渡の回収と優先的支払いに対する請求を除いて、BMISの受託者にはそのような請求を行う資格がないとの理由から、BMISの受託者の請求の全てを却下した。2013年に、第2巡回区は、地方裁判所の判決を支持した。2014年に、米国連邦最高裁判所は、第2巡回区の判決の再審理を求めるBMISの受託者の申立てを却下した。2016年11月に、破産裁判所は、米国破産法が米国外で発生した譲渡には適用されないことを理由に、詐欺的譲渡以後の譲渡の回収及び優先的支払いに対する残りの請求を棄却する意見を出した。BMISの受託者は、上訴を示唆している。2014年に、BMISの受託者と同様の請求を主張し、金額未定の損害賠償金を求めて、BMISの顧客によりUBSの企業等に対し、1件の推定上の集団訴訟を含むいくつかの請求が米国で提起された。1件の請求は原告により自発的に取り下げられた。2015年に、UBSの申立てを受けて、SDNYは、UBSの企業に対する請求を審理する管轄権がニューヨーク州の裁判所にはないことを根拠に、残りの2件の請求を却下した。かかる請求のうち1件の原告は、この却下を不服として上訴した。ドイツでは、UBSの一部の顧客が、第三者ファンド及びドイツのUBSの企業が管理するファンドを通じてマドフが運用したポジションの影響を受けている。これらのファンドに関して、数件の請求が申立てられている。2015年に、控訴裁判所は、UBSに49百万ユーロに利息（約15.3百万ユーロ）を加えた金額の支払いを命じた。

4 プエルトリコ

プエルトリコ債及びUBSトラスト・カンパニー・オブ・プエルトリコが単独運用及び共同運用し、UBSファイナンシャル・サービスズ・インコーポレイテッド・オブ・プエルトリコ（以下「UBS PR」という。）が販売するクローズド・エンド型投資信託（以下「当投資信託」という。）の市場価格が2013年8月以降下落したことは、複数の規制当局による照会、並びに顧客が提起した訴訟及び調停（損害賠償請求総額約20億米ドル）の原因となった。このうち、損害賠償請求総額約861百万米ドル分の請求については、和解、調停又は請求の取下げにより解決している。本請求は、当投資信託又はプエルトリコ債を保有するプエルトリコの顧客及び／又はUBSの目的自由ローンの担保にUBS口座の資産を使用した顧客が提起したものである。顧客が提起した訴訟及び調停の申立てには、詐欺、虚偽表示並びに不適当なファンド及びローンが含まれる。また、2014年に、当投資信託で何億米ドルもの損失を被ったと主張する出資者の代表訴訟が、様々なUBSの企業や投資信託の現・旧役員に対して提起された。2015年に、棄却を求める被告の申立ては却下された。被告による当該判決への上訴許可の請求は、プエルトリコ上訴裁判所及びプエルトリコ最高裁判所によって退けられた。2014年に、2008年5月から2014年5月までの期間に投資家が被った損失に対する損害賠償を求める1件の連邦集団訴訟も、様々なUBSの企業、UBS PRの上級経営幹部及び一部当投資信託の共同マネジャーに対して提起された。被告は、かかる訴訟の棄却を申立て、2016年12月、被告の棄却の申立ては一部認められ、一部退けられた。2015年に、プエルトリコ裁判所に提訴されたUBS PRに対する集団訴訟では、公平な救済を求め、UBS PRが2013年12月にUBS バンクUSAから取得した目的自由ローンを回収する試みを停止するよう求めている。原告団は、当該ローンは無効だと主張している。第一審裁判所は、ローン契約書の合意管轄条項を理由に被告の訴訟棄却の申立てを退けた。プエルトリコ最高裁判所は、当該判決に対する被告の申立ての審査が終了するまで訴訟を停止している。

2014年に、UBSは、プエルトリコ自治連邦区の金融監督庁（以下「OCFI」という。）による2006年1月から2013年9月までのUBSの業務に関する審査に関連して、OCFIとの和解に至った。この和解に基づき、UBSは投資家教育基金への拠出及び賠償として総額最大7.7百万米ドルを支払う予定である。

2015年に、SEC及び金融業規制機構（以下「FINRA」という。）は、2013年の市場の出来事に端を発した個別の調査に関するUBS PRとの和解を公表した。いずれの問題の調査結果も認めることも否定することもせず、UBS PRは、SECとの和解において15百万米ドル、FINRAとの和解において18.5百万米ドルの支払に同意した。当行はまた、DOJが目的自由ローンから得た資金の許容されない再投資について犯罪捜査を行っていることを把握している。当行はこの捜査について当局に協力している。

2011年に、プエルトリコ米国自治連邦区の従業員退職制度（以下「当制度」という。）を代表した代表訴訟が、UBS PR（引受業務及びコンサルティング業務に関連して被告に加えられた。）を含む40を超える被告に対して提起された。原告は、2008年に当制度の債券約30億米ドルの発行及び引受に関連して、推定される受託者義務及び契約上の義務に被告が違反したと主張し、800百万米ドルを超える損害賠償を求めた。被告による請求棄却の申立てが係属中である。2016年9月に、当制度は当該訴訟に原告として加わる意思を公表し、裁判所はその後、原告は修正訴状を提出する必要がある旨の命令を下している。

さらに2013年に、SECの行政法判事は、違反は認められないとして、UBSの経営幹部2名に対するSECの訴えを却下した。この容疑は、2008年及び2009年におけるUBSによるクローズド・エンド型投資信託の販売に関するSECの調査に端を発するもので、UBSは2012年に和解した。2012年より、2件の連邦集団訴訟の訴状（その後併

合)が、UBSの企業等、特定のファンド及びUBS PRの一部の上級経営幹部に対して提起された。当該訴状は、SECの訴訟と同様の主張に基づいて2008年1月から2012年5月までの期間中にファンドで投資家が被った損失に対する損害賠償を求めるものである。2016年9月に、裁判所は集団の認定を求める原告の申立てを却下した。2016年10月に、原告は米国第1巡回区控訴裁判所に対し、集団認定の申立ての却下に異議を申し立てる中間控訴を提起する許可を求めて申立てをした。被告は原告の申立てに異議を申し立てている。

2015年より、プエルトリコ米国自治連邦区の機関及び公社は特定の金利の支払を履行しておらず、さらに2016年7月に、同自治連邦区は一般債務についても支払を履行しなかった。債務の支払いに代えて重要サービスに対する支払いに資金を流用するとともに、債権者の権利を行使する行為を停止させる同自治連邦区の知事の執行命令は引き続き有効である。2016年6月、米国連邦法に従って、プエルトリコの財政を監視し、債務再編を行う権限を有する監督委員会が設置された。同監督委員会は、債権者の権利行使を停止させる権限を有し、実際に停止させている。このような事象、さらなる債務不履行、同自治連邦区の債務を再編する法的手段の構築や同自治連邦区の財政の一層の監視を行う追加の法的措置、あるいは同自治連邦区の債務の再編により、プエルトリコの証券に関するUBSへの請求及び潜在的な損害賠償請求が増加する可能性がある。

この項目4に記載された問題に関して、2016年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考える金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

5 外国為替、LIBOR及び基準金利並びにその他の取引実務

外国為替に関連する規制上の問題：2013年に外国為替市場での大規模な不正行為についてメディアが第一報を報じたあと、UBSは直ちに貴金属及び関連する仕組商品業務を含む外国為替業務の内部調査に着手した。その後、FINMA、スイス競争委員会（以下「WEKO」という。）、DOJ、SEC、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、連邦準備制度理事会、カリフォルニア州司法長官、英国金融行為監督機構（以下「FCA」という。）（英国金融庁（以下「FSA」という。）の一部権限を委譲）、英国重大不正捜査局（以下「SFO」という。）、オーストラリア証券投資委員会（以下「ASIC」という。）、香港金融管理局（以下「HKMA」という。）、韓国公正取引委員会（以下「KFTC」という。）及びブラジル競争法当局（以下「CADE」という。）など様々な当局が、外国為替相場不正操作の疑いに関する調査を開始した。WEKO、また報道によれば様々な当局が、貴金属価格の不正操作も調査している。UBSは、継続中の調査の結果を受けて、一部担当者に対し引き続き適切な措置を講じており、今後も講じていく予定である。

2014年に、UBSは、外国為替の調査に関連してFCA及びCFTCと和解に至り、FINMAは、外国為替及び貴金属業務に関連してUBSに対する正式な手続を終結する命令を発した。UBSはこれらの機関に合計約774百万スイス・フランを支払った。これには、FCAに対する罰金234百万英ポンド、CFTCに対する罰金290百万米ドル及びFINMAに対する、回避した費用と利益の没収に相当する134百万スイス・フランが含まれる。2015年に、連邦準備制度理事会及びコネチカット州銀行局は、UBS AGに対し、停止命令及び民事制裁金査定に関する同意命令（以下「連邦準備制度命令」という。）を出した。連邦準備制度命令の一環として、UBS AGは民事制裁金342百万米ドルを支払った。

2015年に、DOJの犯罪局（以下「犯罪局」という。）は、UBSによる基準金利の呈示に関連する2012年12月のUBS AGとの不起訴合意（以下「NPA」という。）を解除した。このため、UBS AGは犯罪局と司法取引を行い、当該取引に従って、UBS AGは、合衆国法典第18編第1343条及び第2条に違反する送金不正の1訴因について米国コネチカット地区地方裁判所において提訴されたUBS AGに対する1件の犯罪情報について、有罪を認めた。2017年1月5日に判決が下され、司法取引に基づき、UBS AGは、203百万米ドルの罰金を支払い、判決日から3年間の経過観察を受けている。当該犯罪情報では、おおよそ2001年から2010年の間に、UBS AGが、日本円LIBORを含む基準金利を操作することで取引相手先をだまして金利デリバティブを締結させるスキームに関与していたという主張がされている。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づきNPAを解除した。違反行為には、顧客と特定の為替市場取引を実施する際の詐欺的かつ不正な為替取引及び販売実務、並びに一部の為替市場における他の参加者との共謀が含まれる。

当行は、これらの当局に協力し、UBSのプロセス及び統制の向上など特定の改善に取り組む継続的な義務を有している。

UBSは、ユーロ／米ドルに関する共謀について、DOJの反トラスト局（以下「反トラスト局」という。）により条件付の制裁措置の減免又は条件付免責が認められており、他の通貨ペアに関する不起訴合意も締結してい

る。このため、UBS AGは、反トラスト法違反について、反トラスト局による起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これはUBS AGが継続して協力することを条件としている。ただし、条件付の制裁措置の減免及び条件付免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関がUBS AGに対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。またUBSは、外国為替事業及び貴金属事業に関する競争法違反の可能性について、特定の管轄区域の当局（WEKOを含む。）から条件付免責が認められており、そのため、減免申請者としてのUBS AGの継続的な協力を条件として、当該管轄区域における反トラスト法又は競争法の違反による起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。

上述の解決にかかわらず、CFTCを含む多数の当局による為替及び貴金属の問題に関する調査は依然として継続している。

外国為替に関連する民事訴訟：2013年11月以降、UBS及び他の銀行に対する推定集団訴訟が、被告の銀行のいずれかと外国為替取引を行った者の推定上の集団を代表して米国連邦裁判所及びその他の管轄区域に提起されている。これらの訴訟は、被告による共謀を申立て、反トラスト法に基づく請求及び不当利得に対する請求を主張している。2015年に、為替先物契約及び為替先物契約に係るオプションを2003年1月1日以降に契約した者又は保有している者の推定上の集団を代表して、UBS及び他行に対し、追加の推定集団訴訟がニューヨークの連邦裁判所で提起された。訴状は、商品取引法（以下「CEA」という。）及び米国反トラスト法に基づく請求を主張している。2015年に、上記の米国連邦裁判所集団訴訟の対象となる者の推定上の両集団を代表して、併合訴状が提出された。UBSは、これら米国連邦裁判所集団訴訟の全てを解決する和解合意を締結している。この和解合意は、裁判所の予備承認を得ているが、裁判所の最終承認を条件としており、特にUBSが合計141百万米ドルを支払い、和解集団への協力を行うことを求めている。

1974年従業員退職所得保障法（以下「ERISA法」という。）適格制度の参加者、受益者及び指名された受託者を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他行に対して、ニューヨークの連邦裁判所で提起されている。被告となっている銀行は、当該参加者、受益者及び受託者のために、為替取引サービスを提供し、ERISA制度の管理に関する一任された権限又は支配権を行使し、また当該制度の資産に関連する為替取引サービスの実行を認可又は許可していた。訴状は、ERISA法に基づく請求を主張している。被告側当事者は再訴を認めない形での棄却を求める申立てをした。原告は当該棄却に異議を申し立てている。

2015年に、自己使用を目的として外貨を被告及びその共謀者から直接購入した米国の個人及び企業の推定上の集団を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、連邦裁判所に提起された。当該訴訟は、ニューヨークの連邦裁判所に移送されている。棄却の申立てが係属中である。

2016年に、米国で被告又はその共謀者から為替商品を間接的に購入した個人及び企業の推定上の集団を代表した1件の推定集団訴訟が、UBS及び他の多くの銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所に提起された。訴状は、連邦及び州反トラスト法に基づく請求を主張している。棄却の申立てがされる見込みである。

2015年に、UBSは、現物貴金属及び様々な貴金属商品並びにデリバティブの購入者又は売却者の推定上の集団を代表してニューヨークの連邦裁判所及びその他の管轄区域において他行に対して提起された係争中の推定集団訴訟に加えられた。当該訴訟における訴状は、米国反トラスト法及びCEAに基づく請求並びに他の請求を主張している。2016年10月に、ニューヨークの裁判所は金及び銀に関する集団訴訟の棄却を求めるUBSの申立てを認め、かかる訴訟の原告は、UBSについての新たな主張を盛り込むよう訴状の修正を図っている。プラチナ及びパラジウムに関する集団訴訟の棄却を求めるUBSの申立てが係属中である。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する規制上の問題：SEC、CFTC、DOJ、FCA、SFO、シンガポール通貨監督庁（以下「MAS」という。）、HKMA、FINMA、米国における様々な州司法長官、及び様々な管轄区域における競争当局を含む多くの政府機関が、LIBOR及び他の基準金利の呈示に係る調査をこれまで実施し、あるいは継続して実施している。これらの調査は、自社のみで行われたのか又は他社とともに行われたのかのいずれにしても、特にUBSによって一定の時点のLIBOR及び他の基準金利を操作する不適切な試みがあったのかどうかに焦点を当てている。

2012年に、UBSは、基準金利の調査に関して、FSA、CFTC及びDOJの犯罪局との和解に至った。これと同じ時期に、FINMAが、基準金利に関連してUBSに関する正式な手続を終結する命令を発した。UBSは、合計約14億スイス・フランの罰金及び返還利得を支払った。これには、FSAに対する罰金160百万英ポンド、CFTCに対する罰金700百万米ドル、DOJに対する罰金500百万米ドル及びFINMAに対する返還利得59百万スイス・フランが含まれる。日本のUBS証券株式会社（以下「UBSSJ」という。）は、DOJと司法取引を行い、当該取引に従って日本円LIBORを含む特定の基準金利の操作に関連する送金不正の1訴因に対して罪を認めた。UBSはDOJとNPAを締結した。この合意は（司法取引と共に）、以下に記載した条件付の制裁措置の減免措置や免責の認定範囲を超える行為を対象としており、UBSSJの判決後に500百万米ドルの罰金をDOJに支払うことをUBSに要求し、判決でUBSSJ

に科される刑事処分による罰金はこの500百万米ドルの罰金から差し引かれることを定めている。NPAに基づき、当行は、特に2012年12月18日より2年間にわたり、UBSは米国内においていかなる犯罪も行っていないこと、また詐欺又は証券及びコモディティ市場に関する米国の法律違反にかかる犯罪行為に該当するおそれのあるUBS又はその従業員による全ての行為について当行よりDOJに報告することについて同意した。NPAの期間は、1年延長されて2015年12月18日までとなった。犯罪局は、UBS AGの一部従業員がNPAに違反する犯罪行為を行ったという判断を単独で下し、これに基づき2015年に、NPAを解除した。

2014年に、スイス・フランの金利デリバティブに関連するビッド・アスクスプレッドの調査に関して、UBSは欧州委員会（以下「EC」という。）と和解に至り、12.7百万ユーロの罰金を支払った。当該金額は、UBSがECに協力したことを一部踏まえ、この額まで減額されたものである。2016年12月に、UBSは、スイス・フラン建金利デリバティブに関連したビッド・アスクスプレッドの調査に関して、WEKOと和解に至り、罰金の全額免除を受けた。MAS、HKMA及び日本の金融庁も、UBS（及び場合によっては他行）の調査を全て終結している。当行は、解決の当事者である当局に協力し、基準金利の呈示に関する特定の救済を行う継続的な義務を負っている。

これらの解決にかかわらず、CFTC、ASIC及びその他の政府当局による調査は依然として継続している。

UBSは、日本円LIBOR及びユーロ円TIBORの呈示に関する反トラスト法又は競争法の違反の可能性に関連して、DOJの反トラスト局及びWEKOを含む一定の管轄区域の当局から条件付の制裁措置の減免又は条件付の免責が認められた。こうした条件付の措置により、UBSは、これらの条件付の措置の対象である問題に関連して、当行が条件付免責を認められた管轄区域においては、反トラスト法又は競争法違反について、起訴、罰金又はその他の制裁の対象とならない。これは当行が減免申請者として継続して協力することを条件としている。ただし、WEKOの事務局はUBSが完全免責の資格を満たしていないと主張していることから、UBSはWEKOと和解できていないため、調査は続行する予定である。さらに、当行に認められた条件付の制裁措置の減免及び条件付の免責は、上記の和解及び継続中の調査で明らかにされているように、政府機関が当行に対してその他の請求を行うこと及び制裁を課すことを妨げない。さらに、DOJと合意した条件付の制裁措置の減免により、合意の対象である行為により米国の法律に基づく民事上の反トラスト訴訟において損害賠償が命じられた場合でも、当行は三倍額賠償ではなく、実際の損害賠償に対する責任を上限とすることができ、また、これらの民事上の反トラスト訴訟に関連した潜在的な連帯責任から解放される。これは当行の協力がDOJ及び民事上の訴訟を統括する裁判所にとって妥当なものであることを条件としている。ただし、条件付の制裁措置の減免及び条件付の免責の認定は、当行に対して民事上の主張を行なう個人の当事者能力には影響を及ぼさない。

LIBOR及びその他の基準金利に関連する民事訴訟：特定の基準金利に基づくデリバティブ取引を行なう当事者を代表した多くの推定集団訴訟及びその他の訴訟が、UBS及び多くの他の銀行に対して、ニューヨークの連邦裁判所において係属中である。さらに、変動利付モーゲージ、優先証券及び債券、担保差入債券、貸出金、預金勘定、投資及びその他の利付商品を含む、LIBOR及び他の基準金利に金利が連動する様々な商品に関連した損失を主張する訴訟も米国及び他の管轄区域で係属中である。全ての申立ては、様々な方法による、様々な基準金利（米ドルLIBOR、ユーロ円TIBOR、日本円LIBOR、EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR、米ドルISDAFIX及びその他の基準金利を含む。）の操作について主張しており、様々な法理論に基づいて金額未定の補償的損害賠償及び他の損害賠償を求めている。

2013年に、米ドルLIBORに関連する訴訟の米国の地方裁判所は、特定の米ドルLIBORの原告による連邦反トラスト法及び恐喝防止法に係る請求並びにCEA及び州の判例法に基づく請求の一部を却下した。一部の原告は、当該判決を不服として連邦第2巡回区控訴裁判所に上訴した。同裁判所は、2016年5月、反トラスト法上の損害は認められないとして地方裁判所の判決を破棄し、反トラスト法上の原告適格の有無につきさらなる審判を行うよう地方裁判所に差し戻した。2016年12月に、地方裁判所は、UBS及び他の外国の銀行に対して人的管轄権がないことを理由に、反トラスト法に基づく原告の請求を再び却下した。2014年に、1件のユーロ円TIBOR訴訟の裁判所は、連邦反トラスト法に基づく請求を含む、原告の請求の一部を却下した。2015年に、同裁判所は、連邦恐喝防止法に基づく原告の請求を却下し、連邦反トラスト法に基づく原告の請求に対する以前の却下を支持した。その他の訴訟（EURIBOR、スイス・フランLIBOR、英ポンドLIBOR及びSIBORに関する訴訟を含む。）においてUBS及び他の被告は却下の申立てを行っている。UBSは、米ドルLIBORの集団訴訟について和解することで、債券保有者集団の代表と合意した。当該合意は裁判所の承認を条件とする。

2014年9月以降、特にISDAFIXに連動する金利デリバティブ取引を行った当事者を代表して、UBS及び他の金融機関に対し、複数の推定集団訴訟がニューヨーク及びニュージャージーの連邦裁判所に提起されている。訴状（その後1件の修正訴状に併合）は、被告が2006年1月1日から2014年1月までにわたり共謀してISDAFIXを操作し、米国反トラスト法及び一部の州法に違反したと主張し、三倍額賠償を含む金額未定の補償的損害賠償

を求めている。2016年3月、ISDAFIX訴訟の裁判所は、原告がUBS AGを含む被告に対し、シャーマン法に基づく請求並びに契約違反及び不正利得に基づく請求を明示しているとして、被告による却下の申立ての大部分を退けた。

国債：2007年以降の米国債市場の参加者を代表して、UBS及び他の銀行に対し、推定集団訴訟が米国連邦裁判所に提起されている。訴状は全体として、これらの銀行がオークションで販売された米国債に関して共謀し、その価格を操作したと申立てている。訴状では、反トラスト法及びCEAに基づく請求並びに不当利得に対する請求を主張している。これらの訴訟はSDNYで併合された。これらの提訴を受け、UBS、また報道によれば他の銀行は、様々な当局からの米国債及びその他の国債の取引実務に関する調査及び情報提供の要請に対応している。現時点までの自己評価では、UBSは適切な措置を講じている。

上記の和解及び命令に含まれていない追加の問題及び管轄区域に関して、2016年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）ことがある。

6 スイスにおける手数料返還

2012年にスイス連邦最高裁判所は、UBSに対するテスト・ケースにおいて、第三者及びグループ会社の投資信託及び仕組商品の販売に関してある会社に支払われた販売手数料は、有効な権利放棄がない限り、その会社と投資一任契約を締結している顧客に対して開示され、返還されなければならないという判決を下した。

FINMAは、最高裁判所の判決に対応して、スイスの全銀行に監督者覚書を発行した。UBSは、FINMAの要求事項を満たしており、影響を受ける可能性のある全顧客に通知した。

最高裁判所の判決により、多数の顧客がUBSに手数料の開示及び返還を請求しており、引き続き請求する可能性がある。顧客の請求は1件ごとに検討されている。これらの検討に当たり考慮される事項には、特に、投資一任契約の存在及び販売手数料に関する有効な権利放棄が顧客への文書に含まれているか否かがある。

この項目6に記載された問題に関して、2016年12月31日現在の当行の貸借対照表には、適用される会計基準に準拠してUBSが適切であると考えた金額の引当金が反映されている。最終的なエクスポージャーは、顧客の請求及びその解決、予測及び評価が困難である要素により決定する。このため、当行が引当金を設定している他の問題の場合と同様に、現時点で入手可能な情報ではこれらの問題に関する将来の資源の流出を、十分な程度の確実性をもって算定することはできず、従って、当行がすでに認識している引当金の額を最終的に大幅に上回る（又は下回る）可能性がある。

7 バンコUBSパクチュアルの税金補償

UBSによるBTGインベストメント・エルピー（以下「BTG」という。）へのバンコUBSパクチュアル・エスエー（以下「パクチュアル」という。）の2009年における売却によって、BTGは契約上の補償請求を提示した。UBSは金額を約26億ブラジル・レアル（利息及び罰金を含み、BTGが保有する負債を控除した金額）と見積っている。当該請求は、UBSがパクチュアルを所有していた2006年12月から2009年3月までの期間に関連する、ブラジル税務当局がパクチュアルに対して交付した複数の課税評価に主に関連している。これらの評価は、行政及び司法手続において異議が申立てられている。これらの評価の大部分は、UBSによる2006年のパクチュアル買収に関連するのれんの償却及び様々な利益分配制度を通じてパクチュアルの従業員に行われた支払いの控除可能性に関連するものである。2015年に、のれんの償却の評価に関連して、中間行政裁判所は税務当局におおむね有利な判決を下した。2016年5月、最高行政裁判所は、多くの重要な問題に関する当該判決の見直しに同意した。

8 香港の新規株式公開におけるUBSの役割についての調査

香港証券先物取引委員会（以下「SFC」という。）は、香港証券取引所に上場された特定の新規株式公開のスポンサーとしてのUBSの役割について調査している。2016年10月に、SFCはUBSに対し、当該新規株式公開におけるスポンサーとしての業務に関連して、UBS及び一部のUBSの従業員に対し、訴訟を開始する意図がある旨を通知した。かかる訴訟が提起された場合、罰金や投資家への損害賠償金支払義務、一定期間の香港におけるUBSのコーポレート・ファイナンス・アドバイザー・サービス業務の停止など、UBSに財務的影響が生じる可能性がある。2017年1月16日に、SFCによって召喚状が香港高等裁判所に提出された。当該召喚状においてUBSは、同

社が2009年の上場申請に関連してスポンサーを務めた中国森林控股の一部の株主が被った損失に対して、SFCが金額未定の賠償金を求めている被告6名のうちの1名とされている。

注記21 その他の負債

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
未払プライム・ブローカレッジ ¹	31,973	45,306
ユニットリンク型投資契約未払額	9,286	15,718
報酬関連負債	5,256	5,122
内、未払費用	2,367	2,827
内、その他の繰延報酬制度	1,623	1,559
内、確定給付年金負債及び退職後給付負債、純額 ²	1,266	736
連結投資信託における第三者持分	751	594
決済勘定	1,011	893
当期税金負債及び繰延税金負債 ³	911	810
付加価値税その他の未払税金	487	446
繰延収益	168	210
未払利息	1,571	1,438
その他の未払費用	2,427	2,492
売却目的で保有する処分グループの負債 ⁴	5,213	235
その他	1,390	1,343
その他の負債合計	60,443	74,606

¹プライム・ブローカレッジ・サービスには、複数の資産クラスにわたって取引を行う法人顧客向けの清算、決済、保管、ファイナンス及びポートフォリオ・レポーティング・サービスが含まれている。未払プライム・ブローカレッジは、主として顧客の有価証券ファイナンス及び預金で構成されている。²詳細に関しては、注記26を参照。³詳細に関しては、注記8を参照。⁴詳細に関しては、注記30を参照。

追加情報

注記22 公正価値測定

本注記は、金融商品及び非金融商品の双方に関する公正価値測定の情報を提供するものであり、構成は以下の通りである。

- a) 評価原則
- b) 評価ガバナンス
- c) 公正価値ヒエラルキー
- d) 評価調整
- e) レベル1とレベル2の間の振替
- f) レベル3商品：評価技法及びインプット
- g) レベル3商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度
- h) レベル3商品：期中の変動
- i) 公正価値で測定されない金融商品

a) 評価原則

公正価値とは、測定日現在において、主たる市場（又は主たる市場がない場合、最も有利な市場）における市場参加者間の秩序ある取引で、資産の売却により受け取る、又は負債の移転により支払うであろう価格と定義される。公正価値の測定に際し、UBS AGは様々な評価アプローチを使用し、観察可能な市場データがあればそれらを最大限に活用した価格やインプットに対してヒエラルキーを適用する。

公正価値で測定又は開示される金融及び非金融資産・負債は全て、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルのうちの1つのレベルに分類される。状況によっては、公正価値の測定に用いられるインプットで、公正価値ヒエラルキーの異なるレベルのものが使われている場合がある。開示の目的上、ポジション全体の公正価値に対して重要な最も低いレベルのインプットに相当するヒエラルキーに当該商品全体を分類する。

－レベル1－活発な市場における同一の資産又は負債に関する（無調整の）相場価格

－レベル2－全ての重要なインプットが観察可能な市場データである場合、又はそのデータに基づいている場合の評価技法

－レベル3－重要なインプットが観察可能な市場データに基づかない評価手法

入手可能な場合、公正価値は、同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格を用いて算定される。活発な市場とは、当該資産又は負債に係る取引が、継続的に価格データを提供するために十分な頻度と規模で行われる市場をいう。活発な市場で価格が形成され、取引される資産及び負債は、現在の相場価格に保有している商品の単位数を乗じて評価される。

金融商品又は非金融資産もしくは負債の市場が活発でない場合は、公正価値は価格算定モデルなどの評価技法を用いて算定される。評価技法には見積りの使用が含まれ、その範囲は当該商品の複雑性や市場に基づくデータの入手可能性によって異なる。モデル・リスク、流動性リスク、信用リスク及び資金調達リスク（これらのリスクは、評価技法では明確に捉えられないが、価格設定時に市場参加者が検討すると考えられる。）を含む別の要因を考慮して評価調整が行われる場合がある。特定の評価技法に内在する制約は、資産又は負債をどの公正価値ヒエラルキーに分類するかを決定する際に考慮される。

現物商品や店頭（以下「OTC」という。）デリバティブ契約の多くは、市場で観察可能なビッドプライス及びオファープライスを有している。ビッドプライスは、当事者が自発的に資産に支払う最高価格を反映しており、オファープライスは、当事者が資産の購入に自発的に受け入れる最低価格を表している。一般的に、ロング・ポジションはビッドプライスで測定され、ショート・ポジションはオファープライスで測定される。これらの価格は、当該商品が通常の市場条件の下で移転され得る価格を反映している。同一の金融商品におけるポジションの相殺は、ビッド・オファースプレッドの仲値で評価される。

通常、金融商品の会計単位は個々の商品であり、UBS AGは、かかる会計単位と整合する個別の商品レベルで評価調整を行っている。しかしながら、一定の条件を満たす場合には、UBS AGは、実質的に類似した、相殺し合うリスク・エクスポージャーを有する金融資産及び金融負債のポートフォリオの公正価値を、正味のオープン・リスクに基づいて見積る場合がある。

公正価値を測定するために用いられる評価技法が、観察可能な市場データに基づいていない重要なインプットを必要とするような取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この当初認識額は、評価技法を用いて入手した公正価値と異なる場合がある。かかる差異は、繰り延べられて損益計算書には認識されず、繰延Day1損益として計上される。

→ 詳細については、注記22dを参照。

b) 評価ガバナンス

UBS AGの公正価値測定及びモデルのガバナンスの枠組みには、財務書類上報告される公正価値測定の質を最大限高めることを目的とした多数の統制及びその他の手続上の予防策が含まれている。新規の商品及び評価技法は、リスク及び財務統制部門の主要関係者によるレビュー及び承認を必要とする。金融商品及び非金融商品を公正価値で継続して測定する責任は事業部門にある。この評価責任を遂行する際に、事業部門は、外部の市場データの入手可能性及び質を検討し、その公正価値の見積りに関する正当性及び論理的根拠を示すことが求められる。

公正価値の見積りは、各事業部門から独立したリスク及び財務統制部門によってその妥当性が確認される。独立した価格検証は、事業部門の公正価値の見積りを観察可能な市場価格やその他の独立した情報源をもって評価することにより、財務部門によって実施される。第三者の価格情報源が用いられる場合には、その質を確

保するために、統制とガバナンスが整備されている。公正価値の算定に評価モデルを用いる金融商品については、財務及びリスク部門内の独立した評価及びモデル統制グループが、定期的にUBS AGのモデル（評価及びモデルへのインプット・パラメーター並びに価格決定を含む。）を評価する。このような評価統制が取られることから、独立した市場データ及び会計基準に整合するように、事業部門による公正価値の見積りに評価調整が行われる場合がある。

→ 詳細については、注記22dを参照。

c) 公正価値ヒエラルキー

以下の表は、公正価値で測定される金融資産及び負債並びに非金融資産及び負債の公正価値ヒエラルキーの区分を示している。表に続いて、様々な商品タイプ、公正価値の測定に用いられた評価技法（使用された重要な評価インプット及び仮定を含む。）及び公正価値ヒエラルキーの区分を決定する要因の説明が記載されている。

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定¹

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在				2015年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される資産								
トレーディング目的保有金融資産 ²	76,046	14,377	1,689	92,112	96,388	21,946	2,070	120,405
内、								
国債	10,500	1,319	0	11,820	12,911	3,277	5	16,193
社債及び地方債	58	6,722	591	7,371	232	8,108	698	9,038
貸出金	0	1,356	681	2,037	0	1,769	816	2,585
投資信託受益証券	6,114	3,521	63	9,698	6,062	5,697	168	11,928
資産担保証券	0	470	215	685	0	958	201	1,159
資本性金融商品	50,916	397	65	51,378	62,420	1,475	89	63,984
ユニットリンク型投資契約金融資産	8,459	591	74	9,123	14,764	663	93	15,519
再調達価額－借方	434	155,428	2,549	158,411	545	164,025	2,865	167,435
内、								
金利契約	8	57,703	278	57,988	1	74,443	88	74,531
クレジット・デリバティブ契約	0	2,562	1,313	3,875	0	5,384	1,272	6,656
外国為替契約	263	75,607	222	76,092	304	64,886	484	65,675
株式／株式指数契約	1	17,274	729	18,003	2	15,938	996	16,936
コモディティ契約	0	2,269	8	2,277	0	3,363	25	3,388
公正価値での測定を指定された金融資産	39,641	23,304	2,079	65,024	170	2,338	3,301	5,808
内、								
国債	39,439	4,361	0	43,799	4	0	0	4
社債及び地方債	15	16,860	0	16,875	0	0	0	0
貸出金（仕組ローンを含む）	0	2,043	1,195	3,238	0	2,311	1,677	3,988
仕組リバース・レボ契約及び有価証券借入契約	0	40	644	684	0	40	1,510	1,550
その他	187	0	240	427	165	12	113	266
売却可能金融投資	6,299	8,891	486	15,676	34,204	27,653	686	62,543
内、								
国債	5,444	450	0	5,894	31,108	1,986	0	33,094
社債及び地方債	646	4,939	12	5,596	2,992	22,186	27	25,205
投資信託受益証券	0	51	126	177	0	64	139	202
資産担保証券	0	3,381	0	3,381	0	3,396	0	3,396
資本性金融商品	204	71	336	611	103	21	517	641

非金融資産								
貴金属及びその他のコモディティ	4,583	0	0	4,583	3,670	0	0	3,670
非継続的に公正価値で測定される資産								
その他の資産 ³	5,060	131	56	5,248	266	69	78	413
公正価値で測定される資産合計	132,064	202,132	6,860	341,056	135,242	216,037	9,001	360,280

市場相場価格又は評価技法による公正価値の決定¹（続き）

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在				2015年12月31日現在			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計
継続的に公正価値で測定される負債								
トレーディング目的保有金融負債	18,808	3,898	119	22,825	25,476	3,504	158	29,137
内、								
国債	5,573	648	0	6,221	5,997	845	0	6,842
社債及び地方債	12	2,927	37	2,976	12	2,370	90	2,471
投資信託受益証券	484	91	20	595	666	52	20	738
資産担保証券	0	5	0	5	0	2	0	2
資本性金融商品	12,740	227	62	13,028	18,802	235	47	19,084
再調達価額-貸方	539	149,255	4,016	153,810	640	158,494	3,296	162,430
内、								
金利契約	12	51,990	475	52,476	2	67,225	326	67,553
クレジット・デリバティブ契約	0	3,269	1,538	4,807	0	5,350	1,303	6,653
外国為替契約	274	71,668	148	72,089	286	62,965	233	63,484
株式／株式指数契約	1	20,254	1,854	22,109	1	19,722	1,433	21,156
コモディティ契約	0	2,040	1	2,041	0	3,222	0	3,222
公正価値での測定を指定された金融負債	2	44,007	11,008	55,017	1	52,321	10,673	62,995
内、								
発行済債券	0	40,242	9,688	49,930	0	47,197	9,337	56,534
債券（店頭）	2	3,611	1,050	4,663	2	4,719	773	5,493
仕組レボ契約	0	130	266	395	0	293	556	849
ローン・コミットメント及び保証	0	25	5	29	0	113	7	119
その他の負債－ユニットリンク型投資契約に基づく金額	0	9,286	0	9,286	0	15,718	0	15,718
非継続的に公正価値で測定される負債								
その他の負債 ³	0	5,213	0	5,213	0	235	0	235
公正価値で測定される負債合計	19,349	211,660	15,143	246,152	26,117	230,272	14,127	270,515

¹区分された組込デリバティブは、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示され、この表から除外されている。2016年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ資産純額合計50百万スイス・フラン（内、58百万スイス・フランはレベル2資産純額、8百万スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において顧客預り金及び社債に計上されている。2015年12月31日現在、公正価値で保有される区分処理された組込デリバティブ負債純額合計130百万スイス・フラン（内、106百万スイス・フランはレベル2資産純額、236百万スイス・フランはレベル2負債純額であった。）は、貸借対照表において社債に計上されている。²トレーディング目的保有金融資産には貴金属及びコモディティは含まれない。³その他の資産及びその他の負債は主に、正味帳簿価額又は売却費用控除後の公正価値のいずれか低い方の金額で測定される売却目的保有資産並びに売却目的処分グループの資産及び負債で構成されている。売却目的処分グループに関する詳細は、注記30を参照。

評価技法

市場価格を入手できないポジションを評価する場合に評価技法が用いられる。例えば、流動性の低い負債性商品及び資本性金融商品、一部の取引所取引デリバティブ、並びにOTC市場で売買される全てのデリバティブなどである。UBS AGは、活発に売買されず相場が形成されない金融商品及び非金融商品の公正価値の算定に、広く認められた評価技法を用いている。最も頻繁に適用される評価技法は、期待キャッシュ・フローの割引価値、相対的価値モデル及びオプション価格算定モデルである。

期待キャッシュ・フローの割引価値は、資産又は負債から生じる将来の期待キャッシュ・フローを見積り、次にこのキャッシュ・フローを割引率又はディスカント・マージン（類似のリスク特性や流動性特性を有する商品の現在価値をもたらすために市場が要求する信用スプレッド及び／又は資金調達スプレッドを反映したもの）で割り引くことにより公正価値を測定する評価技法である。かかる評価技法を利用する場合、将来の期待キャッシュ・フローは、当該将来キャッシュ・フローの観察された又は推定された市場価格を用いて見積られるか、あるいは業界の標準的なキャッシュ・フロー予測モデルを用いて見積られる。計算に使用される割引係数は、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルを用いて算出される。

相対的価値モデルは、同等又は比較可能な資産又は負債の市場価格に基づいて公正価値を測定し、観察された商品と評価対象の商品における特性の違いにより調整するものである。

オプション価格算定モデルは、参照原資産の将来の価格変動動向に関する仮定を組み込み、オプションに対する将来の確率加重期待ペイオフを算出する。結果として得られた確率加重期待ペイオフは、業界の標準的なイールド・カーブのモデル化技法及びモデルから算出された割引係数を用いて割り引かれる。オプション価格算定モデルは、閉形の解析公式やその他の数値計算手法（例えば、二項分布ツリー又はモンテカルロ・シミュレーション）を用いて適用される場合がある。

入手可能な場合、評価技法は市場で観察可能な仮定やインプットを利用する。そのようなデータが入手できない場合は、インプットは、活発な市場における類似資産を参照して、比較可能な取引の最新価格又は他の観察可能な市場データから導出されることがある。そのような場合、インプットは、類似商品に係る過去の実績及び実務、観察可能な価格水準の類似商品に基づくインプットの水準の導出、並びに現在の市況及び評価アプローチに対する知識に基づいて選択する。

より複雑な商品及び活発な市場で取引されない商品の場合、公正価値は、観察された取引価格、コンセンサス方式のプライシング・サービス及び関連する相場を組み合わせで見積られることがある。相場の性質（例えば、気配値又は確定気配値）及び裏付けのある最近の市場活動とコンセンサス方式のプライシング・サービスにより提供された価格との関係性が考慮される。また、UBS AGでは、内部で開発したモデルを使用するが、かかるモデルは通常、業界内での標準として認識されている評価モデル及び手法に基づいている。

評価技法に利用される仮定及びインプットには、基準金利のイールド・カーブ、割引率を見積る際に用いられる信用スプレッド及び資金調達スプレッド、債券価格及び株価、株式指数の基準価格、外国為替レート並びに市場ボラティリティ及び相関の程度が含まれる。詳細については、注記22fを参照。UBS AGが用いるディスカント・カーブには、適用される商品の資金調達及び信用特性が組み込まれている。

デリバティブを除く金融資産：商品の説明、評価及び公正価値ヒエラルキーの区分

国債

商品説明：国債には、主権を有する政府が発行する固定利付、変動利付及びインフレ連動型の債券が含まれる。

評価：このような商品は通常、市場から直接入手した価格を用いて評価される。活発な市場のデータを用いて直接価格算定ができない商品は、類似の政府金融商品の市場データを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。

公正価値ヒエラルキー：国債は通常、活発な市場で取引され、こうした市場から価格を直接入手できるため、レベル1に分類され、その他のポジションはレベル2に分類される。

社債及び地方債

商品説明：社債には、企業が発行するシニア債、ジュニア債及び劣後債が含まれる。地方債は、州及び地方政府から発行される債券である。商品の大部分は標準的な固定利付又は変動利付証券であるが、一部には複雑なクーポンや組込オプションを有する債券もある。

評価：社債及び地方債は通常、当該証券の市場から直接入手される価格を用いて、又は類似証券の場合は弁済順位、満期及び流動性を調整した上で評価される。価格が入手できない場合、商品は、発行体又は類似の発行体の信用スプレッドを組み込む割引キャッシュ・フローによる評価技法を用いて評価される。転換社債につ

いて、直接比較可能な価格が入手できない場合、発行された社債は転換社債モデルを用いて価格算定されることもある。

公正価値ヒエラルキー：社債及び地方債は通常、価格情報源の裏付けになる取引活動の活発度によってレベル1又はレベル2に分類される。レベル3商品には、入手できる適切な価格設定情報が存在せず、また、同一発行体が発行した他の証券を参照できない。従って、かかる商品は、類似の発行体の価格水準から期間と発行体の質を相対的に調整して測定される。

売買された貸出金及び公正価値での測定を指定された貸出金

商品説明：この商品には、固定金利貸出金、法人向け貸出金、最近組成した商業不動産ローン及び条件付貸出取引が含まれる。

評価：貸出金は、最近の取引価格又は入手可能な場合はディーラーの相場価格などの市場価格を用いて評価される。市場価格データが入手できない場合、貸出金は、同業他社の負債性商品又は同一の企業の異なる商品から算定された価格を用いる相対的価値をベンチマークとする手法又はクレジット・デフォルト・スワップの評価技法（信用スプレッド、信用回収率及び金利に係るインプットが必要となる。）を用いて評価されている。最近組成した商業用不動産ローンは、格付機関の指針に基づく証券化アプローチを用いて測定される。条件付貸出取引の評価は、保険数理上の死亡率や生命保険契約失効率によって決定される。死亡率や失効率の仮定は、大規模な同種のプールに対する外部の保険数理上の見積りに基づいている。偶発事象は、保険数理計算による予想額に対するレンジから算定される。

公正価値ヒエラルキー：適度に取り引実績があり、流動性のある価格設定情報を有する商品はレベル2に分類されるが、価格情報源に十分な取引の実績がないポジションは、レベル3に分類される。

投資信託受益証券

商品説明：投資信託受益証券は、資産（通常、資本性金融商品や社債）のプールであり、償還可能なユニットに分けられるものである。

評価：投資信託受益証券は、大半が取引所で取引されており、流動性のある市場における相場価格を容易に入手することができる。市場価格が入手できない場合、公正価値は、償還に何らかの制限がある場合はそれを考慮し、純資産価値（以下「NAV」という。）に基づき測定することができる。

公正価値ヒエラルキー：上場受益証券は、活発な市場の分類基準を満たす十分な取引活動がある限りレベル1に分類されるが、その他のポジションはレベル2に分類される。NAVが入手できない、あるいは測定日又は測定日直後において償還可能ではないポジションは、レベル3に分類される。

資産担保証券（以下「ABS」という。）

商品説明：ABSには、住宅モーゲージ担保証券（以下「RMBS」という。）、商業用モーゲージ担保証券（以下「CMBS」という。）、その他のABS及び債務担保証券（「以下「CDO」という。）が含まれ、通常、原利付資産の証券化プロセスを通じて発行された商品である。

評価：流動性が高い証券については、評価プロセスは、取引及び価格に関するデータを用いることになる。この情報は取引時と評価時との間の市場価格の変動に合わせて更新される。流動性の低い商品は、類似のリスク特性を有する商品や指数の価格データを組み込んだ割引期待キャッシュ・フローを用いて測定される。割引期待キャッシュ・フロー法に対するインプットには、資産の期限前償還率、ディスカウント・マージン又は割引利回り、資産のデフォルト確率及び損失度が含まれる。

公正価値ヒエラルキー：RMBS、CMBS及びABSは通常、レベル2に分類される。ただし、重要なインプットが観察不能である場合、あるいは市場又は基礎的データが入手できない場合は、レベル3に分類される。

資本性金融商品

商品説明：資本性金融商品には、株式、プライベート・エクイティのポジション及びヘッジ・ファンドのユニットが含まれる。

評価：上場している資本性金融商品は通常、市場で直接入手した価格を用いて評価される。プライベート・エクイティのポジションなど、非上場の保有株式は当初、取引価格で計上され、価格変動の信頼できる証拠が入手可能になった場合、又は当該ポジションが減損しているとみなされる場合に再評価される。ヘッジ・ファンドのユニットの公正価値は、当該ユニットの公表されたNAVに基づき、償還に何らかの制約がある場合はその制約を考慮した上で測定される。

公正価値ヒエラルキー：持分証券の大部分は、相場価格が容易かつ定期的に入手できる公的な証券取引所で活発に売買が行われていることから、レベル1に分類される。ヘッジ・ファンドのユニットはレベル2に分類されるが、公表されたNAVが入手できない、あるいは測定日又はその直後に償還できないポジションは、レベル3に分類される。

ユニットリンク型投資契約金融資産

商品説明：ユニットリンク型投資契約により、投資家は発行された投資ユニットを通じて資産プールに投資することができる。

評価：資産の大部分は取引所に上場されており、その公正価値は相場価格を用いて算定される。

公正価値ヒエラルキー：資産の大部分は、活発に取引されている場合はレベル1に、そうでない場合はレベル2に分類される。ただし、価格が容易に入手できない商品は、レベル3に分類される。

仕組（リバース・）レポ契約

商品説明：仕組（リバース・）レポ契約は、売戻契約に基づいて購入した有価証券及び買戻契約に基づいて売却した有価証券である。

評価：これらの金融商品は、割引期待キャッシュ・フロー手法を用いて評価される。適用される割引率は、当該契約における担保適格条件に対応する資金調達カーブに基づき算定される。

公正価値ヒエラルキー：これらのポジションについて担保条件は標準的でないため、評価目的に使用される資金調達スプレッドの水準は市場では観察することはできない。よって、これらのポジションは主にレベル3に分類される。

公正価値での測定を指定された金融負債

商品説明：負債性商品は主に、エクイティ・リンク債、金利連動債及びクレジット・リンク債で構成されており、公正価値オプションに基づいて公正価値で保有されている。これらの金融商品は、特にストラクチャード・クーポンやペイオフに関する保有者のリスクや投資の選好度に合わせて組成されている。

評価：これらの金融商品のリスク管理及び評価アプローチは、同種のデリバティブや基礎となるリスクと緊密に連携しているため、この構成要素に用いられる評価技法は下記の関連する評価技法と同一である。例えば、エクイティ・リンク債は、株式／株式指数契約を参照すべきであり、クレジット・リンク債は、クレジット・デリバティブ契約を参照すべきである。

公正価値ヒエラルキー：観察可能性は、同種のデリバティブや基礎となるリスクと密接に連動している。

→ 公正価値での測定を指定された金融負債に関する詳細については、注記18を参照。

→ 公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用の調整に関しては、注記22dを参照。

ユニットリンク型投資契約未払額

商品説明：この金融負債は、ユニット保有者に対する未払額を表す。

評価：投資契約負債の公正価値は、対応する資産の公正価値を参照して算定される。

公正価値ヒエラルキー：負債自体は活発に取引されないが、主に活発に取引される商品を参照するため、レベル2に分類される。

デリバティブ：商品説明、評価及び公正価値ヒエラルキーの区分

担保付デリバティブの評価において期待キャッシュ・フローを割り引くために用いられるカーブは、評価対象商品に関連する担保契約の資金調達条件を反映している。当該担保契約は、適格通貨、金利条件が取引相手先によって異なる。担保付デリバティブの大部分は、個々の取引相手先との担保契約に対して最も安価な適格通貨建ての翌日物金利から算定された資金調達レートに基づくディスカウント・カーブを用いて測定される。

無担保及び部分担保付デリバティブは、対象商品の通貨のLIBOR（あるいはLIBOR相当の金利）カーブを用いて割り引かれる。注記22dに記載の通り、無担保及び部分担保付デリバティブの公正価値はその後、取引相手先の信用リスク、UBS AGの自己の信用リスク及び資金調達の費用及び便益による影響の見積りを反映するように必要に応じてCVA、DVA及びFVAにより調整される。

金利契約

商品説明：金利スワップ契約には、金利スワップ、ベシス・スワップ、クロス・カレンシー・スワップ、インフレーション・スワップ及び金利先渡契約（先渡金利契約と呼ばれることもある（以下「FRA」という。））が含まれている。金利オプション契約には、キャップ及びフロア、スワップション、複雑なペイオフ特性を有するスワップ、並びにその他のより複雑な金利オプションが含まれる。

評価：金利スワップ契約は、利息の将来キャッシュ・フローを見積り、かかるキャッシュ・フローを、測定対象のポジションに対する適切な資金調達レートを反映した金利を用いて割り引くことにより、評価されている。将来の指数水準と割引率を見積るために用いられるイールド・カーブは、標準的なイールド・カーブ・モデルに市場で取引されている金利を用いて算定される。当該モデルに対する主要なインプットは、金利スワップ・レート、FRAレート、短期金利先物価格、ベシス・スワップ・スプレッド及びインフレ・スワップ・レートである。金利オプション契約は、金利イールド・カーブ、インフレーション・カーブ、ボラティリティ及び相関などのインプットを使用し、市場で標準的な各種オプション・モデルを用いて評価される。モデル内のボラティリティ及び相関などのインプットは、市場で取引される標準的なオプション商品について市場で観察された価格に基づくデータを使用する。よりエキゾチックな商品の評価のために用いられるオプション・モデルは、エキゾチックモデルが標準的なオプション商品を市場で観察された価格水準に価格設定することを可能とするために調整が必要な複数のモデル・パラメーター・インプットを有している。金利スワップ及びオプション契約の満期までの期間が、重要なインプット・パラメーターについて標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、当該契約は、標準的な仮定を用いて最後に観察された相場価格を外挿することにより、又はその期間について代理となる観察可能なインプット・パラメーターを参照することにより評価される。

公正価値ヒエラルキー：金利スワップの大部分は、イールド・カーブ・モデルのインプットを形成する市場で標準的な契約が、通常、活発かつ観察可能な市場で取引されるため、レベル2に分類される。オプションは、調整プロセスによりモデルのアウトプットを活発な市場水準であると正当化できるため、通常レベル2として取扱われる。このように調整されたモデルはその後、標準的オプションとエキゾチック・オプションとの双方のポートフォリオを再評価するために用いられる。多くの場合、イールド・カーブ・モデルで使用されるインプットやボラティリティ及び相関などのインプットを形成する標準的な市場の商品には、活発かつ観察可能な市場がある。金利オプション契約のうち、ボラティリティ又は相関インプットを適切な観察可能な市場データから導出できないエキゾチック・オプションは、レベル3に分類される。金利スワップ及びオプション契約は、当該契約の満期までの期間が、標準的な相場価格が観察可能である期間を超える場合、レベル3に分類される。

クレジット・デリバティブ契約

商品説明：クレジット・デリバティブは、単一の対象企業、複数の対象企業のポートフォリオ、又は証券化された参照資産のプールに係る信用リスクを移転する金融商品である。クレジット・デリバティブ商品には、シングルネームによるクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）、指数に係るCDS、ビスポーク型ポートフォリオに基づくCDS、証券化商品に係るCDS、並びにファースト・トゥ・デフォルト・スワップ及び一部のトータル・リターン・スワップ（以下「TRS」という。）が含まれる。

評価：クレジット・デリバティブ契約は、主に市場信用スプレッド、アップフロント・プライシング・ポイント及びインプライドの回収率に基づく業界で標準的なモデルを用いて評価される。デリバティブに基づく信用スプレッドが直接入手できない場合、当該スプレッドは、参照現物債券の価格から導出される場合がある。ポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブの一部では、追加のインプットとして相関がある。資産担保クレジット・デリバティブは原証券の場合と同様の評価技法を用いて評価され、現物と複合型との資金調達の差額を反映するよう調整が行われる。インプットには、期限前償還率、デフォルト率、損失度、ディスカウント・マージン／割引率が含まれる。

公正価値ヒエラルキーの区分：単一企業及びポートフォリオに基づくクレジット・デリバティブ契約は、信用スプレッド、回収率及び相関が、活発に取引された、観察可能な市場データから算定される場合、レベル2に分類される。対象となる参照銘柄が活発に取引されておらず、相関が直接、活発に取引されたトランシェの金融商品にマッピングできない場合は、レベル3に分類される。資産担保クレジット・デリバティブの分類は原証券の特性に従うため、レベル2とレベル3にわたって分布している。

外国為替契約

商品説明：この契約には、未決済の直物為替契約及び先渡為替契約、並びにOTC通貨オプション契約が含まれる。OTC通貨オプション契約には、標準的なコール及びプット・オプション、複数の行使日を有するオプショ

ン、経路依存型オプション、平均化特性を有するオプション、不連続なペイオフ特性を有するオプション、複数の基礎となる為替レートに係るオプション、並びに複数の通貨ペアに依存する多次元通貨オプション契約が含まれる。

評価：未決済の直物為替契約は、市場で観察される直物為替レートを用いて評価されている。先渡為替契約については、標準的な市場に基づくデータから得られるフォワード・プライシング・ポイントに応じて調整された直物為替レートで評価されている。OTC通貨オプション契約は、市場の標準的なオプション・モデルを用いて評価されている。短期物オプション（すなわち、5年以内に満期到来）に用いられるモデルは、長期物オプションに用いられるモデルと異なる傾向がある。これは、長期物OTC通貨契約に必要とされるモデルは、金利と為替レートの相互依存性をさらに考慮に入れることを求められるからである。オプション評価モデルに対するインプットには、直物為替レート、為替フォワード・ポイント、為替ボラティリティ、金利イールド・カーブ、金利ボラティリティ及び相関が含まれている。ボラティリティと相関のインプットは、市場内の標準的なオプション契約取引で観察された価格の調整を通じて導出される。多次元通貨オプションの評価には、マルチローカル・ボラティリティ・モデルが用いられ、観察された関連する通貨ペアの為替ボラティリティに合わせて調整される。

公正価値ヒエラルキーの区分：外国為替直物及びフォワード・プライシング・ポイントの市場はともに活発に取引され、観察可能であるため、当該外国為替契約は通常、レベル2に分類される。インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、OTC通貨オプション契約は、かなりの割合でレベル2に分類される。レベル3に分類されるOTC通貨オプション契約には、ボラティリティや相関のインプットを得る活発な市場がない多次元通貨オプション及び長期物為替エキゾチック・オプションが含まれる。これらのOTC通貨オプション契約の評価に使用されるインプットは、裏付けとなる主たる市場のないコンセンサス方式のプライシング・サービス、資産価格の実績、又は外挿法を用いて算出される。

株式／株式指数契約

商品説明：株式／株式指数契約は、株式先渡契約及び株式オプション契約である。株式オプション契約には、市場で標準的な個別又はバスケット株式もしくは指数のコール及びプット・オプション、並びにより複雑な特性を有する株式オプション契約が含まれる。

評価：株式先渡契約は基礎となる個別株式又は指数を有し、市場で標準的なモデルを用いて評価される。モデルに対する主要なインプットは、株価、予想配当率及びエクイティ・ファンディング・レート（市場で観察された先渡契約の価格から算出）である。見積キャッシュ・フローは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用し市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。商品の満期に関する市場データが入手できない場合、当該契約は入手可能なデータで外挿を行うか、配当の実績情報、又は関連株式のデータを用いて評価される。株式オプション契約は、株式先渡契約で説明の通り、株式先渡水準を見積り、株式のボラティリティとバスケット内の株式銘柄間の相関に係るインプットを組み込む、市場の標準的なモデルを用いて評価される。オプションから生じる確率加重期待ペイオフは、ポートフォリオの関連部分に見合う資金調達レートを反映した割引率を使用する、市場で標準的な割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて割り引かれる。ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが入手できない場合、当該契約は入手可能なデータの外挿、配当の実績、相関もしくはボラティリティデータ、又は関連する株式の同等データを用いて評価される。

公正価値ヒエラルキー：インプットは、その多くが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られるため、株式先渡契約はかなりの割合でレベル2に分類される。インプットが活発で観察可能な市場で取引される標準的な市場の契約から得られる株式オプションのポジションも、レベル2に分類される。レベル3のポジションは、ボラティリティ、フォワード又は相関のインプットが観察不能なポジションである。

コモディティ契約

商品説明：コモディティ・デリバティブ契約には、個別のコモディティ及びコモディティ指数に係る先渡、スワップ及びオプション契約が含まれる。

評価：コモディティ先渡及びスワップ契約は、標準的な商品に関する市場先渡水準を使用する、市場の標準的なモデルを用いて測定される。コモディティ・オプション契約は、コモディティ先渡及びスワップ契約で説明の通り、コモディティ先渡水準を見積り、基礎となるインデックス又はコモディティのボラティリティに係るインプットを組み込む、市場で標準的なオプション・モデルを用いて測定される。コモディティのバスケット

ト又はビスポーク型コモディティ指数のコモディティ・オプションについては、評価技法に異なるコモディティ又はコモディティ指数間の相関に係るインプットも組み込まれる。

公正価値ヒエラルキー：個別のコモディティ契約は通常、先渡し及びボラティリティの活発な市場データが入手できるため、レベル2に分類される。

→ デリバティブに関する詳細については、注記12を参照。

d) 評価調整

評価技法によるアウトプットは、完全な確実性をもって測定できない公正価値の見積りであるのが常である。その結果、取引解消費、信用エクスポージャー、モデルに起因する評価の不確実性、資金調達のコストと便益、取引制限及びその他の要因について公正価値の見積時に市場参加者が考慮する場合にはこれらの要素を反映して、適宜評価の調整が行われる。評価調整は、評価技法を用いて測定される資産又は負債の公正価値の重要な構成要素である。このような調整は、公正価値測定プロセス内の不確実性を反映すること、特定されたモデル簡略化に合わせて調整を行うこと、また、個々の商品レベルの特性に基づく評価ではなくポートフォリオ全体としての角度から公正価値を評価することを目的として適用される。

Day1リザーブ

公正価値の測定に使用する評価技法が観察可能な市場データに基づかない重要なインプットを必要とする新規の取引については、当該金融商品は当初、取引価格で認識される。この取引価格は、評価技法を用いて取得した公正価値とは異なる場合があり、かかる差異は繰り延べられ、損益計算書には当初認識されない。評価調整として適宜、このようなDay1損益リザーブが反映される。

以下の表は、各期間の繰延Day1損益リザーブの変動を要約したものである。

売却可能金融資産以外の金融商品に係る繰延Day1損益は、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点又は当該取引がクローズアウトされた時点でトレーディング収益純額に計上される。

売却可能金融資産に係る繰延Day1損益は、同等の商品の価格もしくは原パラメーターが観察可能となった時点でその他の包括利益に計上され、当該資産が売却された時点でその他の収益に振り替えられる。

繰延Day1損益

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
期首残高	421	480	486
新規取引で繰り延べられた利益／(損失)	254	268	344
損益計算書で認識された(利益)／損失	(290)	(321)	(384)
その他の包括利益に認識された(利益)／損失	(23)		
為替換算調整	9	(6)	35
期末残高	371	421	480

自己の信用

デリバティブのリスク要素の評価を検討することに加え、公正価値での測定を指定された金融負債の評価には、資金調達要素と、特に公正価値の自己の信用要素を考慮することも求められる。自己の信用リスクは、この要素が評価の目的上、UBS AGの取引相手先及びその他の市場参加者によって考慮されている場合に、UBS AGの公正価値オプションを適用する負債の評価に反映される。ただし、自己の信用リスクは、全額担保されたUBS AGの負債及び自己の信用要素を含めないことが市場慣行として確立しているその他の債務には反映されない。

2016年1月1日より、IFRS第9号「金融商品」に基づく自己の信用の表示規定を適用した。同日以降、自己の信用に関連した、純損益を通じて公正価値での測定を指定された金融負債の公正価値の変動は、利益剰余金内にその他の包括利益として直接認識される。UBS AGは、公正価値での測定を指定された金融負債に生じる自己の信用の変動をヘッジしていないため、自己の信用をその他の包括利益に表示しても損益計算書における会計上のミスマッチは生じず、増加もしない。その他の包括利益に認識された未実現の及び実現した自己の信用は将来の期間において損益計算書に振替えられることはない。比較期間の情報は修正再表示されなかった。

自己の信用は、自己の信用調整カーブ（以下「OCA」という。）を用いて見積られている。これには、UBS AGのシニア債に関する市場で観察された流通価格、UBS AGのクレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）の спреッド、及び同業他行のシニア債のイールド・カーブなど、観察可能な市場データが組み込まれている。以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債に関連する自己の信用調整の影響を要約したものである。各事業年度における未実現の自己の信用の変動額は、UBS AGの信用スプレッドの変動に起因する公正価値の変動額、及び信用スプレッド以外の要素（例えば、償還、時の経過に伴う影響、金利やその他の市場レートの変動など）に起因する公正価値の変動額で構成されている。実現した自己の信用は、関連する未実現の自己の信用調整を有する商品が契約上の満期日より前に購入された時点で認識される。現時点までの保有期間累計額は当初認識後の変動累積額を反映している。

→ 公正価値での測定を指定された金融負債に関する詳細については、注記18を参照。

公正価値での測定を指定された金融負債に係る自己の信用調整

	終了事業年度		
	その他の包括利益		トレーディング収益純額への計上額
	への計上額		
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
当事業年度認識額			
実現利得／(損失)	18		
未実現利得／(損失)	(138)	553	292
利得／(損失)合計、税効果前	(120)		
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在	2014年12月31日現在
期末貸借対照表認識額			
現時点までの累計未実現利得／(損失)	141	287	(302)

信用評価調整

OTCデリバティブ（公正価値での測定を指定された金融資産に分類される資金調達型（funded）デリバティブを含む。）の公正価値を測定するためには、このようなデリバティブに内在する取引相手先の信用リスクを反映するために、信用評価調整（以下「CVA」という。）を行う必要がある。この金額は、当該商品の取引相手先の信用リスクをヘッジするために必要なプロテクションの見積公正価値を表している。CVAは、取引相手先別の当該取引相手先に対する全てのエクスポージャーを考慮して算定され、予測されるエクスポージャーの将来価値、デフォルト確率及び回収率、適用される担保又はネットティング契約、並びに中途解約条項及びその他の契約上の要素によって決まる。

調達評価調整

調達評価調整（以下「FVA」という。）は、無担保及び部分担保付デリバティブ債権及び債務に関連した資金調達の費用と便益を反映しており、無担保デリバティブのキャッシュ・フローの割引に用いる割引率をLIBORからCVAの枠組みを使用するOCAに移行することによる評価の影響額として算出される。

FVAは、担保を売却又は再担保差入できない担保付デリバティブ資産にも適用される。

負債評価調整

CVAの枠組みと効果的に整合するようにデリバティブの評価に自己の信用を組み込むために負債評価調整（以下「DVA」という。）が見積られる。DVAは、取引相手先別の当該取引相手先の全てのエクスポージャーを検討し、担保ネットティング契約、予測される将来の時価変動及びUBS AGのクレジット・デフォルト・スプレッドを考慮して算定される。

その他の評価調整

ロング・ポジションとショート・ポジションを組み合わせたポートフォリオの一部として測定される商品は、ロング及びショートの構成商品のリスクを一貫して評価するために仲値レベルで評価される。その後、正味のロング又はショート・ポジションのエクスポージャーに対して流動性の評価調整が行われ、現在の市場流動性の水準を反映して公正価値を適宜、ビッド又はオファー価格に修正する。評価調整の計算に用いられるビッド・オファースプレッドは、市場取引及びその他の関連情報源から入手され、定期的に更新される。

モデルに基づく評価の適用に関連する不確実性は、モデルリザーブの適用により公正価値の測定に反映されている。モデルリザーブには、関係するモデル仮定条件に使用されるモデル及び市場インプットに、あるいは既知のモデル自体の欠陥を修正する目的でモデルのアウトプットの修正に不確実性を組み込むために、モデルによって直接計算された評価額から差し引くべきであるとUBS AGが見積る金額が反映されている。かかる見積額を算定するに当たり、UBS AGは、他の市場参加者がこれらの不確実性についてどのように見積るかを含め、一連の市場慣行を勘案している。モデルリザーブは、市場取引、コンセンサス方式のプライシング・サービス及びその他の関連情報源からのデータに照らして定期的に再評価される。

金融商品の評価調整

現時点までの累計利得／(損失)、単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
信用評価調整¹	(216)	(309)
調達評価調整	(106)	(160)
負債評価調整	5	47
その他の評価調整	(713)	(810)
内、流動性	(439)	(491)
内、モデルの不確実性	(274)	(319)

¹当該金額は、債務不履行に陥った相手方に対するリザーブを含まない。

e) レベル1とレベル2の間の振替

以下に記載した金額は、全報告期間を通じて保有していた金融商品のレベル1とレベル2との間の振替を反映している。

金融資産合計約2億スイス・フラン（主にトレーディング目的金融資産で構成）と負債合計約1億スイス・フラン（主にトレーディング目的金融負債で構成）が、2016年度においてレベル2からレベル1に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が増加したことによるものである。

金融資産合計約4億スイス・フラン（主に社債及び地方債である売却可能金融資産と主に資本性金融商品並びに社債及び地方債であるトレーディング目的保有金融資産で構成）が、2016年度においてレベル1からレベル2に振り替えられた。これは主に、市場内で観察される取引活動が減少したことによる。2016年度における金融負債のレベル1からレベル2への振替は重要ではなかった。

f) レベル3商品：評価技法及びインプット

次の表は、重要なレベル3資産及び負債、並びに公正価値の測定に用いられた評価技法、当該評価技法に使用された観察不能とみなされた重要なインプット及びかかる観察不能なインプットの値のレンジを表示している。

値のレンジとは、評価技法に使用される最高レベルと最低レベルのインプットを表している。従って、このレンジは特定のインプットに係る不確実性のレベルではなく、関連する資産・負債の基本的な特性を反映している。このレンジは、各貸借対照表日に保有される商品の特性に基づいて、期間ごと及びパラメーターごとに異なることとなる。さらに、観察不能なインプットのレンジは、各社の保有商品が多様であるため、他の金融機関ごとに異なる場合がある。

レベル3資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット

公正価値	インプットのレンジ

単位： 十億スイス・フラン	資産		負債		評価技法	重要な 観察不能な インプット ¹	2016年 12月31日 現在			2015年 12月31日 現在			単位 ¹
	2016年	2015年	2016年	2015年									
	12月	12月	12月	12月									
	31日	31日	31日	31日			最低値	最高値	加重 平均値 ²	最低値	最高値	加重 平均値 ²	
トレーディング目的保有金融資産／トレーディング・ポートフォリオ負債、公正価値での測定を指定された金融資産／負債及び売却可能金融資産													
社債及び地方債	0.6	0.7	0.0	0.1	市場類似商品の相対的価値	債券相当価格	0	128	88	0	134	94	ポイント
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	2.0	2.6	0.0	0.0	市場類似商品の相対的価値	貸出金相当価格	39	103	94	65	100	93	ポイント
					割引期待 キャッシュ・ フロー	信用 スプレッド	71	554		30	252		ベース・ ポイント
					市場類似商品 及び証券化モ デル	ディスカウ ント・マー ジン	0	16	2	1	14	2	%
資本性金融商品 ³	0.4	0.6	0.1	0.0	市場類似商品の相対的価値	価格							
仕組（リバース・） レポ契約	0.6	1.5	0.3	0.6	割引期待 キャッシュ・ フロー	資金調達 スプレッド	15	195		18	183		ベース・ ポイント
発行済OTC債券 ⁴			10.7	10.1									

レベル3 資産及び負債の公正価値測定に使用される評価技法及びインプット（続き）

単位： 十億スイス・フラン	公正価値				重要な 観察不能な 評価技法	インプット ¹	インプットのレンジ						単位 ¹
	資産		負債				2016年 12月31日 現在			2015年 12月31日 現在			
	2016年 12月 31日 現在	2015年 12月 31日 現在	2016年 12月 31日 現在	2015年 12月 31日 現在			加重			加重			
							最低値	最高値	平均値 ²	最低値	最高値	平均値 ²	
再調達価額													
金利契約	0.3	0.1	0.5	0.3	オプション・ モデル	金利の ボラティ リティ	26	176		16	130		%
						金利／ 金利相関	84	94		84	94		%
						カーブ内 相関	36	94		36	94		%
					割引期待 キャッシュ・ フロー	年率換算 期限前 償還率 ⁵				0	3		%
					モデル化 された デフォルト 及び 回収に 基づく 割引期待 キャッシュ・ フロー	信用 スプレッド	0	791		1	1,163		ベース・ ポイント
						アップ フロント・ プライス・ ポイント	1	13		8	25		%

						回収率	0	50		0	95		%
						信用 指数相関	10	85		10	85		%
						ディス カウント・ マージン	(1)	68		1	72		%
						信用 ペア相関	59	100		57	94		%
					原債券 に係る 割引期待 キャツユ・ フロー	年率換算 期限前 償還率	1	15		0	15		%
						年率換算 デフォルト 率	1	8		0	9		%
						損失度	40	100		0	100		%
						ディス カウント・ マージン	0	11		1	15		%
						債券 相当価格	3	100		0	104	ポイント	
株式／株式指数契約	0.7	1.0	1.9	1.4	オプション・ モデル	株式配当 利回り	0	15		0	57		%
						株式、株価 及び その他の 指数の ボラティ リティ	0	150		0	143		%
						株式／ 為替相関	(45)	82		(44)	82		%
						株式／ 株式相関	12	98		3	99		%

¹ 重要な観察不能なインプットのレンジは、ポイント、パーセント（％）及びベース・ポイントで表示される。ポイントは額面に対する割合である。例えば、100ポイントとは、額面の100%である。² デリバティブ以外の金融商品には加重平均値が表示されている。この加重平均値は、各金融商品の公正価値に基づいてインプットを加重することにより算定されている。デリバティブ契約に係るインプットの加重平均値は、重要な意味を持たないため、表示されていない。³ インプットのレンジは、投資の性質が多様であり、予想される値が分散しているため、開示されていない。⁴ 発行済債券及びOTC債券の評価技法、重要な観察不能なインプット、及びインプットのレンジについては、本表の別の場所に表示された対応するデリバティブ又は仕組金融商品と同じである。⁵ この観察不能なインプット・パラメーターは2016年12月31日現在、各評価技法にとって重要ではなかったため、同日現在のインプットのレンジは開示されていない。

レベル3 ポジションにおける重要な観察不能なインプット

このセクションでは、レベル3商品の評価に用いられた重要な観察不能なインプットについて説明し、観察不能な各インプットの変動が単独で公正価値測定に及ぼす可能性がある潜在的な影響を評価する。表の通りインプットのレンジに幅が生じる要因についての理解の手助けとなる情報の説明も合わせて行う。観察可能なインプットと観察不能なインプットとの関係については、以下の要約に含まれていない。

債券相当価格

債券の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品の選択時に考慮される要素には、信用の質、満期及び発行体の業種が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回り（完全な利回り又はLIBORに対するスプレッドのいずれかとして）に転換して測定することができる。債券価格は、100を公正価値と名目価値（すなわち、額面）が等しい場合の、額面に対するポイントで表される。

社債及び地方債におけるレンジは、公正価値の算定に使用される参照発行債券の価格レンジを表している。価格が0の債券は、回収が全く見込まれない債務不履行債券であり、一方100すなわち「額面」を大きく上回る

価格は、測定日現在の市場のベンチマークを超えるクーポンを支払うインフレ連動債又は仕組債に関連している。

クレジット・デリバティブの債券相当価格レンジは、通常、評価プロセスの一部として同等利回り又は信用スプレッドに転換される参照商品に用いられる価格のレンジを表している。

貸出金相当価格

売買された貸出金の市場価格が入手できない場合、公正価値は類似商品の観察可能な価格データと比較して測定される。比較可能な商品を選択する際に考慮される要素には、業種セグメント、担保の質、満期及び発行体に固有の制限条項が含まれる。公正価値は、直接価格を比較するか、又は商品の価格を利回りに転換して測定する場合がある。レンジは、レベル3に分類される貸出金の公正価値測定時に使用される類似の信用の質を有する参照発行から得られた価格のレンジを表している。価格が0の貸出金は、回収が全く見込まれない不良貸出金であり、一方現在の価格が100である貸出金は、全額返済が見込まれる貸出金である。

信用スプレッド

多くのクレジット・デリバティブの評価モデルには、関連する参照原商品の信用の質を反映している信用スプレッドのインプットが必要である。特定の証券の信用スプレッドは、ベンチマークとなる証券の利回り又は参照金利（通常は米国債利回り又はLIBOR）に対して見積られ、一般的にベシス・ポイントを単位として表される。信用スプレッドの上昇／（低下）により、CDS及び他のクレジット・デリバティブ商品によって提供される信用プロテクションの価値は上昇／（下落）することになる。かかる信用スプレッドの変動が損益計算書の経営成績に及ぼす影響は、保有ポジションの性質及び方向に左右される。資産の信用度が、スプレッドの算定対象であるベンチマークよりも高い場合には、信用スプレッドはマイナスになる可能性がある。信用スプレッドの拡大は、信用度の低下を表す。レンジは、原商品の多様性を示しており、レンジの下限は最高の質（例：LIBORのリスクに近似）を表し、レンジの上限は最大レベルの信用リスクを表している。

ディスカウント・マージン（以下「DM」という。）

DMスプレッドは、見積キャッシュ・フローの不確実性に対して市場が要求するリターンを反映するよう資産のキャッシュ・フローを現在価値に割引くために用いられる割引率を表している。DMスプレッドは、期待キャッシュ・フローを割引くために変動金利の指標（例：LIBOR）に上乗せされて適用される利率である。一般的に、この観察不能なインプットが単独で低下（上昇）すると、公正価値が著しく高く（低く）なると推測される。

割引率のレンジは、各貸出金及びクレジット・デリバティブでそれぞれ異なっている。レンジの上限は、期待キャッシュ・フローに対して市場で非常に低く価格設定される証券に関連するものである。これは、市場が、期待キャッシュ・フローの生成プロセスで織り込まれているリスクより大きな信用損失リスクを当該証券の価格に織り込んでいることを示している。レンジの下限は、信用度の高い商品に係る資金調達レートの特徴を示すものである。

資金調達スプレッド

ストラクチャード・ファイナンス取引は、当該取引の担保として差し入れられた資産を最も良く示す複合型の資金調達カーブを用いて評価される。このカーブは、UBS AGが無担保ベースで資金調達できる水準ではなく、UBS AGが特定の担保で担保付資金調達を取引相手先と行うことができる水準を示している。資金調達スプレッドはLIBORプラス／マイナスのベシス・ポイントとして表示され、資金調達スプレッドが拡大した場合、割引の影響が増加する。

公正価値での測定を指定された金融負債に含まれる仕組債及び仕組債以外の固定利付債のごく一部は、活発に取引されている市場よりもデュレーションが長期の資金調達スプレッドに対するエクスポージャーを有していた。

ボラティリティ

ボラティリティは、特定の商品に係る将来の価格の変動を測定するものであり、通常パーセント（％）で表示される。数値が高くなると、将来の価格変動が発生する可能性が高い、より変動しやすい商品を反映する。ボラティリティの最小値は0％で、最大値は理論上、存在しない。ボラティリティはオプション・モデルに投入される主要なインプットである。オプション・モデルにおいて、このインプットは、将来の原資産価格の確

率分布を導出するために用いられる。ボラティリティがポートフォリオ内の個々のポジションに及ぼす影響は、主としてオプション契約がロング・ポジションであるのか又はショート・ポジションであるのかによって左右される。多くの場合、オプションの公正価値は、ボラティリティの上昇に伴って高くなり、ボラティリティの低下に伴って低くなる。一般的に、公正価値の測定に用いられるボラティリティは、活発な市場のオプション価格（以下「インプライド・ボラティリティ」という。）から得られる。インプライド・ボラティリティの主な特徴は、ボラティリティ・「スマイル」又は「スキュー」である。これは、インプライド・ボラティリティが異なれば、異なるオプション行使価格の価格設定となることを表している。

相関

相関は2つの変数の変動間の相互関係を測定するものである。-100%から+100%までのパーセント(%)で表示される。+100%とは、変数が完全に正の相関（すなわち、1つの変数の変動が他の変数の同方向への変動に関連している）の関係にあることを表し、-100%とは、変数が逆相関（すなわち、1つの変数の変動が他の変数の逆方向への変動に関連している）の関係にあることを意味する。相関が公正価値の測定に及ぼす影響は、商品ごとにペイオフ特性のレンジが異なることから、評価対象の商品の特定の条件に左右される。

金利／金利相関は、2つの異なる通貨の金利間の相関である。カーブ内相関は、同一のイールド・カーブの異なる時点間の相関である。信用指数相関は、ベンチマーク指数の資本構成の異なる部分にわたる各種指数から導出された相関を反映している。このインプットはビスポーク型のインデックス・トランシェにとって特に重要である。信用ペア相関は、ファースト・トゥ・デフォルトの信用構成にとって特に重要である。株式／為替相関は、原株式の通貨とは異なる通貨に基づく株式オプションにとって重要である。株式／株式相関は、予測ペイオフに一部異なる株式を組み込む複雑なオプションにとって特に重要である。相関が100%に近づくほど、株式同士の関連性が高まる。例えば、非常に高い相関性を有する株式は、同一の法人組織の異なる部分から生じる可能性がある。

年率換算期限前償還率

期限前償還率とは、貸出金プールに係る予定外の元本返済額を示している。期限前償還率は、類似の特性を持つ返済済みの貸出金及び既存の貸出金の期限前償還率実績や将来の経済の見通しなど複数の要素に基づき、将来の金利を含む（ただし、これに限定されない）要素を考慮して見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、ディスカウントで取引される債券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。プレミアムで取引される債券はその逆が当てはまり、年率換算期限前償還率が上昇すると公正価値は下落する。ただし、特定の状況においては、期限前償還率の変動が商品の価格に与える影響はより複雑で、証券化商品の正確な条件と証券化商品の資本構成における当該商品のポジションの両方に依存する。

レンジは、資産担保証券に係るクレジット・デリバティブのインプットの仮定を表している。インプットが0%の証券は通常、原担保に関して現時点で期限前償還の実績がなく近い将来に変動が予想されないことを示している。一方、高レンジは、現に期限前償還率が高い証券に関連している。資産担保証券の種類が異なれば、借り手の借換能力、借換の実勢金利、及び貸出金原担保プールの質又は特性などの要素の組合せ次第で期限前償還の特性レンジも異なる。

アップフロント・プライス・ポイント

アップフロント・プライス・ポイントは、クレジット・デリバティブ契約の価格見積りの構成要素であり、これにより全体の公正価値水準は、信用スプレッドと新規契約履行時に見積られ決済される構成要素とに分離される。後者の構成要素はアップフロント・プライス・ポイントと呼ばれ、市場で取引される少数の標準的な契約と、現在の契約に係るプロテクションのプレミアムとして支払われる信用スプレッドとの差額を示している。破綻クレジット・ネームでは、CDSのプロテクションは、現在の信用スプレッドではなくアップフロント・ポイントでのみ取引され、相場が形成されることが多くなる。アップフロント・ポイントが上昇（低下）すると、CDSや他のクレジット・デリバティブ商品から提供される信用プロテクションの価値は上昇（下落）することになる。アップフロント・プライス・ポイントの上昇又は低下が及ぼす影響は、保有ポジションの特性や方向に左右される。アップフロント・プライス・ポイントは、契約が市場の標準よりも少ないプレミアムで取引される場合はマイナスになる場合があるが、通常は、信用度の悪化に伴い市場が要求する信用プレミアムが増加することを反映してプラスとなる。

損失度／回収率

損失度／回収率の予測値は、予想されるデフォルト発生時に実現するであろう見積損失を反映している。損失度は通常、資産担保証券内の担保に適用され、回収率は企業又はソブリン・クレジットに用いられるものと同様の価格算定用インプットである。回収は損失度の反対であるため、100%の回収率は0%の損失度に相当する。損失度が上昇／回収率が低下すると、商品のデフォルト時にストラクチャーにもたらされる期待キャッシュ・フローは減少することになる。一般的に、損失度のみが大幅に低下（上昇）すると、個々の資産担保証券の公正価値は著しく高く（低く）なると推測される。回収率の変動がクレジット・デリバティブのポジションに与える影響は、信用プロテクションが売買されているかどうかによって左右される。

損失度は、貸出金の元本（場合によっては担保権行使時点での未収利息も含む）に対する、担保権行使後に保有する担保からの回収可能額に最終的な影響を受ける。クレジット・デリバティブについては、損失度のレンジが資産担保証券に係るデリバティブに適用される。回収率のレンジは、レベル3ポートフォリオ内のクレジット・デリバティブ契約に係る予想回収水準を表している。

金利のボラティリティは、異なる通貨及び基礎となる金利水準の観察不能なボラティリティのレンジを反映している。低金利のボラティリティは高金利のボラティリティよりかなり高くなる傾向がある。さらに、通貨によってインプライド・ボラティリティが大幅に異なる場合がある。株式、株価及びその他の指数のボラティリティは、基礎となる株式のボラティリティのレンジを反映している。

年率換算デフォルト率（以下「CDR」という。）

CDRとは、債務不履行となり清算されると予測されるプール内の残存している元本残高の割合を示すものであり、モーゲージ又は貸出金グループに対する年率換算したデフォルト率である。CDRは、プール内の担保延滞率や将来の経済の見通しなどの複数の要素に基づいて見積られる。一般的に、この観察不能なインプットが単独で大幅に上昇（低下）すると、取引に係るキャッシュ・フローは著しく減少（増加）する（従って評価が低下（上昇）する）と推測される。ただし、資本構成内の商品が異なると、CDRの変動はこれとは異なる反応を示す可能性がある。通常、CDRが上昇すると劣後債の価値は下落するが、十分に保護されたシニア債については、CDRの上昇が、価格の上昇をもたらす場合がある。加えて、ある証券の担保プールに保証人の元利支払保証があることにより、資本構成の後順位側にある債券の価格は、年率換算デフォルト率の上昇に伴って上昇する場合がある。

レンジは、個々の商品の原担保プールにわたる予想デフォルト割合を表している。

株式配当利回り

先渡契約又はスワップ契約の公正価値を測定するため、また、オプション価格算定モデルを用いて公正価値を測定するために、個別株式又は指数に係る先渡価格を導出することが重要である。現在の株価と先渡価格との関係は、将来の予想配当水準及び支払時期に加え、若干ではあるが当該株式に適用される資金調達レートに基づいている。配当利回りは通常、株価に対する年率で表示され、下限の0%は配当が支払われる見込みのない株式を表している。配当利回りと時期は、株式の先渡価格の影響を受けやすい商品の公正価値を算定するに当たり最も重要なパラメーターである。

g) レベル3商品：観察不能なインプットの仮定の変更に対する感応度

以下の表は、合理的に利用可能な代替的仮定を反映するように1つ又は複数の観察不能なインプットを変更した場合、公正価値が大幅に変動すると推測される、レベル3に分類された金融資産と金融負債、及びその変更による影響の見積額を要約したものである。

以下の表は、公正価値の潜在的な変動が重要であるとみなされる金融資産及び金融負債の種類ごとの有利な影響及び不利な影響を表示している。この感応度のデータは、貸借対照表日現在におけるレベル3のインプットの合理的に利用可能な代替値に基づく評価の不確実性の見積りであり、ストレス・シナリオの影響を見積ったものではない。一般的に、これらの金融資産及び金融負債はレベル1から3のインプットの組合せに影響を受ける。レベル1及び2とレベル3のパラメーター間（例：通常、レベル1かレベル2である金利と通常、レベル3である期限前償還率との間）には明白な相互依存性が存在する場合があるが、このような相互依存性は以下の表に組み込まれていない。さらに以下に記載されるレベル3パラメーター間の直接的相互関係は、評価の不確実性の重要な要素ではない。

感応度のデータは、異なる市場参加者間の価格分散の見積り、モデル化アプローチの違い、公正価値測定プロセスで用いられる仮定に対する合理的に可能性のある変更など、複数の手法を用いて見積られている。感応

度のレンジは、評価に使用されるインプットが必ずしも有利と不利の間で、厳密に中間にあるとは限らないため、公正価値に対して必ずしも対称とはならない。

感応度のデータは商品又はパラメーター・レベルで算定され、分散効果を想定せずに集計される。計算された感応度は、アウトライト・ポジション及び関連するレベル3のヘッジのどちらにも適用される。単一の観察不能なインプット・パラメーターに対するレベル3商品間の主要な相互依存は、エクスポージャーを相殺する計算の基礎に含まれている。分散を考慮しない集計とは、感応度の合計と個々の結果を単純合計することであり、従って、かかる集計は、仮に合理的に可能性のある有利又は不利なレベルへ同時に変動する場合、評価に重要な変動をもたらす全ての観察不能なインプットの影響を示している。分散には異なる感応度結果間の予測相関が組み込まれることから、全体の感応度は個々の構成要素の感応度の合計より小さくなると推測される。これらの感応度の数値を示すポートフォリオ内に分散効果はあるが、本分析にとって重要ではないとUBS AGは考えている。

観察不能なインプットの仮定の変更に対する公正価値測定有感応度

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹	有利な変動 ¹	不利な変動 ¹
社債及び地方債	34	(39)	24	(25)
売買された貸出金、公正価値での測定を指定された貸出金、ローン・コミットメント及び保証	82	(10)	88	(28)
資本金金融商品	67	(47)	166	(74)
金利デリバティブ契約（純額）	41	(42)	107	(67)
クレジット・デリバティブ契約（純額）	131	(183)	174	(196)
外国為替デリバティブ契約（純額）	17	(8)	33	(28)
株式／株式指数デリバティブ契約（純額）	63	(63)	61	(57)
発行済債券	96	(93)	136	(146)
その他	29	(31)	20	(20)
合計	560	(517)	809	(640)

¹有利な変動の合計額の内、2016年12月31日現在、75百万スイス・フラン（2015年12月31日現在：164百万スイス・フラン）は、売却可能金融資産に関連するものである。不利な変動の合計額の内、2016年12月31日現在、55百万スイス・フラン（2015年12月31日現在：71百万スイス・フラン）は、売却可能金融資産に関連するものである。

h) レベル3商品：期中の変動

レベル3商品の重要な変動

次の表は、継続的に公正価値で測定されるレベル3資産及び負債の追加情報を示したものである。レベル3資産及び負債は公正価値ヒエラルキーのレベル1又はレベル2に分類される商品でヘッジされる場合があることから、表に計上された実現及び未実現利得／(損失)には、関連するヘッジ活動の影響が含まれないことがある。さらに、評価は通常、観察可能なパラメーターと観察不能なパラメーターの両方から算定されるため、表に表示された実現及び未実現利得／(損失)は、レベル3のインプットから生じるものに限定されない。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産及び負債は、かかる資産及び負債が当年度の期首時点ですでに振り替えられていたものとして表示されている。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた資産の合計は、それぞれ35億スイス・フラン及び8億スイス・フランであった。レベル3への振替は、主に売買された貸出金及び金利契約から成る。この振替は、各信用スプレッド及び金利ボラティリティのインプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの振替は、主に売買された貸出金及び株式／株式指数契約から成る。この振替は、各信用スプレッド及び株価ボラティリティの観察可能性が高まったことを反映している。

レベル3へ／レベル3から振り替えられた負債の合計は、それぞれ22億スイス・フラン及び35億スイス・フランであった。レベル3への振替は、主に発行済エクイティ・リンク債及び金利契約から成る。この振替は、

これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される各株価ボラティリティ及び金利ボラティリティのインプットの観察可能性が低下したことによるものである。レベル3からの振替は、主に発行済エクイティ・リンク債及び発行済固定利付債から成る。この振替は、これらのストラクチャーに組み込まれたオプションの公正価値の算定に使用される観察可能な株価ボラティリティ及び金利ボラティリティのインプットの入手可能性に変化が生じたことによるものである。

レベル3 商品の変動

単位：十億スイス・フラン	2014年 12月31日 現在残高	包括利益に含まれる 利得／損失合計		購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替 換算
		受取利息 純額、ト レーディ ング収益 純額及び その他の 収益	内、報告 期間末現 在で保有 されるレ ベル3商 品に関連 するもの その他の 包括利益							
トレーディング目的保有資産	3.5	(0.2)	(0.4)	0.7	(7.6)	5.4	0.0	0.9	(0.5)	(0.1)
内、										
社債及び地方債	1.4	0.0	0.0	0.5	(1.0)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)
貸出金	1.1	(0.1)	(0.3)	0.1	(5.5)	5.4	0.0	0.2	(0.3)	0.0
資産担保証券	0.6	0.0	0.0	0.1	(0.6)	0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.0
その他	0.5	(0.1)	(0.1)	0.1	(0.5)	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
公正価値での測定を指定された 金融資産	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	(1.3)	0.8	(0.4)	(0.1)
内、										
貸出金（仕組ローンを含む）	1.0	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.7	(0.2)	0.8	(0.4)	0.0
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	2.4	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	(1.0)	0.0	0.0	(0.1)
その他	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
売却可能金融資産	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0
再調達価額－借方	4.4	(0.4)	(0.1)	0.0	(0.1)	1.7	(2.9)	0.7	(0.5)	(0.1)
内、										
クレジット・デリバティブ契約	1.7	(0.1)	0.2	0.0	0.0	0.9	(1.1)	0.1	(0.1)	(0.1)
外国為替契約	0.6	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0
株式／株式指数契約	1.9	0.0	(0.3)	0.0	(0.1)	0.7	(1.4)	0.2	(0.3)	0.0
その他	0.3	(0.1)	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.4	(0.1)	0.0
再調達価額－貸方	5.0	(0.4)	0.0	0.0	0.0	1.0	(2.2)	0.5	(0.5)	(0.1)
内、										
クレジット・デリバティブ契約	1.7	0.3	0.6	0.0	0.0	0.0	(0.9)	0.3	(0.1)	0.0
外国為替契約	0.3	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0
株式／株式指数契約	2.4	(0.4)	(0.5)	0.0	0.0	0.9	(1.2)	0.1	(0.4)	(0.1)
その他	0.6	(0.2)	(0.1)	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	(0.1)
公正価値での測定を指定された 金融負債	11.9	0.6	0.0	0.0	0.0	6.1	(6.7)	1.3	(2.2)	(0.3)
内、										
発行済債券	9.5	0.4	0.1	0.0	0.0	4.9	(4.4)	1.3	(2.2)	(0.2)
債券（店頭）	1.5	0.2	(0.1)	0.0	0.0	1.2	(2.0)	0.0	0.0	(0.1)
仕組レボ契約	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0

レベル3 商品の変動（続き）

単位：十億スイス・フラン	2015年 12月31日 現在残高	包括利益に含まれる 利得／損失合計			購入	売却	発行	決済	レベル3 への 振替	レベル3 からの 振替	為替 換算	2016年12 月31日 現在 残高 ¹
		受取利息 純額、ト レーディ ング収益 純額及び その他の 収益	内、報告 期間末現 在で保有 されるレ ベル3商 品に関連 するもの 包括利益	その他の 包括利益								
トレーディング目的保有資産	2.1	0.1	0.0		0.9	(6.8)	4.1	0.0	1.7	(0.3)	(0.1)	1.7
内、												
社債及び地方債	0.7	0.2	0.1		0.6	(0.8)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	0.6
貸出金	0.8	(0.1)	(0.1)		0.1	(5.2)	4.1	0.0	1.1	(0.2)	0.0	0.7
資産担保証券	0.2	0.0	0.0		0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2
その他	0.4	0.0	0.0		0.2	(0.7)	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.2
公正価値での測定を指定された 金融資産	3.3	(0.4)	(0.1)		0.1	0.0	0.7	(1.9)	0.5	(0.1)	0.0	2.1
内、												
貸出金（仕組ローンを含む）	1.7	(0.4)	(0.1)		0.0	0.0	0.6	(1.0)	0.4	(0.1)	0.0	1.2
仕組リバース・レボ契約及び 有価証券借入契約	1.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	(0.9)	0.0	0.0	0.0	0.6
その他	0.1	0.0	0.0		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
売却可能金融資産	0.7	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.5
再調達価額－借方	2.9	(0.4)	(0.5)		0.0	0.0	1.0	(1.9)	1.3	(0.4)	0.0	2.5
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.3	(0.2)	(0.1)		0.0	0.0	0.6	(0.7)	0.4	(0.1)	0.0	1.3
外国為替契約	0.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.1)	0.0	0.2
株式／株式指数契約	1.0	(0.1)	0.0		0.0	0.0	0.4	(0.6)	0.2	(0.2)	0.0	0.7
その他	0.1	(0.1)	(0.2)		0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.7	0.0	0.0	0.3
再調達価額－貸方	3.3	0.6	0.5		0.0	0.0	1.5	(2.1)	1.2	(0.6)	0.0	4.0
内、												
クレジット・デリバティブ契約	1.3	0.5	0.6		0.0	0.0	0.2	(0.7)	0.3	(0.1)	0.0	1.5
外国為替契約	0.2	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.1	0.0	0.0	0.1
株式／株式指数契約	1.4	0.3	0.1		0.0	0.0	1.0	(0.8)	0.2	(0.3)	0.0	1.9
その他	0.3	(0.2)	(0.1)		0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.7	(0.1)	0.0	0.5
公正価値での測定を指定された 金融負債	10.7	1.0	0.6		0.0	0.0	5.0	(3.5)	0.9	(2.9)	(0.1)	11.0
内、												
発行済債券	9.3	0.9	0.6		0.0	0.0	4.1	(2.5)	0.8	(2.9)	(0.1)	9.7
債券（店頭）	0.8	0.1	0.0		0.0	0.0	0.8	(0.6)	0.1	0.0	0.0	1.1
仕組レボ契約	0.6	0.0	0.0		0.0	0.0	0.1	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.3

¹ 2016年12月31日現在のレベル3資産の合計は、69億スイス・フラン（2015年12月31日現在：90億スイス・フラン）であった。2016年12月31日現在のレベル3負債の合計は、151億スイス・フラン（2015年12月31日現在：141億スイス・フラン）であった。

i) 公正価値で測定されない金融商品

以下の表は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を示している。

公正価値で測定されない金融商品

2016年12月31日現在					2015年12月31日現在				
単位：十億スイス・フラン	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値	単位：十億スイス・フラン	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値

	合計	合計	レベル1	レベル2	レベル3	合計	合計	レベル1	レベル2	レベル3
資産										
現金及び中央銀行預け金	107.8	107.8	107.8	0.0	0.0	91.3	91.3	91.3	0.0	0.0
銀行預け金	13.1	13.1	12.5	0.7	0.0	11.9	11.9	11.4	0.5	0.0
借入有価証券に係る担保金	15.1	15.1	0.0	15.1	0.0	25.6	25.6	0.0	25.6	0.0
リバース・レポ契約	66.2	66.2	0.0	62.5	3.7	67.9	67.9	0.0	65.8	2.1
デリバティブに係る差入担保金	26.7	26.7	0.0	26.7	0.0	23.8	23.8	0.0	23.8	0.0
貸出金	307.0	310.4	0.0	170.0	140.4	312.7	314.9	0.0	170.9	143.9
満期保有目的金融資産	9.3	9.1	6.3	2.8	0.0					
その他の資産	18.5	18.5	0.0	18.5	0.0	20.1	20.1	0.0	20.1	0.0
負債										
銀行預り金	10.6	10.6	8.8	1.9	0.0	11.8	11.8	10.4	1.4	0.0
貸付有価証券に係る担保金	2.8	2.8	0.0	2.8	0.0	8.0	8.0	0.0	8.0	0.0
レポ契約	6.6	6.6	0.0	6.6	0.0	9.7	9.7	0.0	9.6	0.0
デリバティブに係る受入担保金	35.5	35.5	0.0	35.5	0.0	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0
顧客預り金	450.2	450.6	0.0	450.6	0.0	402.5	402.8	0.0	402.8	0.0
社債	79.0	81.1	0.0	78.5	2.6	82.2	84.4	0.0	78.4	6.0
その他の負債	39.0	39.0	0.0	39.0	0.0	52.1	52.1	0.0	52.1	0.0

上記の表の公正価値は、開示目的のためにのみ算定されたものである。後述の公正価値の評価技法及び仮定は、公正価値で測定されないUBS AGの金融商品の公正価値にのみ関連する。他の金融機関では公正価値の見積りに異なる評価方法及び仮定が用いられている場合があるため、このような公正価値の開示を他の金融機関と必ずしも比較できない可能性がある。以下の原則は、公正価値で測定されない金融商品の見積公正価値を算定する際に適用されたものである。

- ―満期までの残存期間が3ヶ月超の金融商品の公正価値は、入手可能な場合には市場相場価格から算定された。
- ―市場相場価格が入手できなかった場合、その公正価値は、信用リスク及び満期が類似した商品に係る現在の市場金利又は適切なイールド・カーブを用いて、契約上のキャッシュ・フローを割り引くことにより見積られた。当該見積りには、通常、取引相手先の信用リスク又はUBS AGの自己の信用による調整が含まれている。
- ―満期までの残存期間が3ヶ月以下の短期金融商品については、その帳簿価額(貸倒引当金控除後)が、通常、公正価値の合理的な見積額であると考えられる。公正価値で測定されない次の金融商品は、2016年12月31日現在、満期までの残存期間が3ヶ月以下であった。すなわち、現金及び中央銀行預け金の100%、銀行預け金の95%、借入有価証券に係る担保金の100%、リバース・レポ契約の83%、デリバティブに係る差入担保金の100%、貸出金の51%、満期保有目的金融資産の4%、銀行預り金の82%、貸付有価証券に係る担保金の100%、レポ契約の87%、デリバティブに係る受入担保金の100%、顧客預り金の99%、及び発行済債券の15%が該当する。
- ―変動及び固定利付レポ及びリバース・レポ契約の見積公正価値には、全ての満期について、金融商品の金利部分の評価額が含まれている。当該金融商品は短期であるため、評価額に信用評価調整及び負債評価調整は含まれていない。

注記23 制限付金融資産及び譲渡金融資産

本注記は、制限付金融資産（注記23a）、金融資産の譲渡（注記23b及び23c）、及び担保として受け入れた金融資産で売却又は再担保差入を行う権利を伴うもの（注記23d）に関する情報を提供している。

a) 制限付金融資産

制限付金融資産は、既存の負債又は偶発負債の担保として差し入れられた資産及び資金調達を確保するのに使用できないよう明示的に制限されるその他の資産から成る。

金融資産は、主に有価証券貸付取引及びレポ取引において、スイスのモーゲージ機関からの借入金に対して、またカバード・ボンドの発行に関連して担保に差し入れられている。UBS AGは通常、標準的な市場の取決めに基づいてレポ契約及び有価証券貸付契約を締結する。この契約では、市場実勢に基づくヘアカットが担保に適用されるため、関連負債の帳簿価額が資産の帳簿価額を下回ることになる。担保に差し入れられたモーゲージ・ローンは、スイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び2016年12月31日現在の発行額14,137百万スイス・フラン（2015年12月31日：16,727百万スイス・フラン）の既存のカバード・ボンドに対する担保である。

その他の制限付金融資産には、顧客資産の分別管理規則により保護された資産、保険契約者に対する関連負債の裏付けとしてUBS AGの保険会社が保有する資産、明示された現地の最低資産維持要件に従うために特定の地域で保有する資産、及び特定の投資信託やその他のストラクチャード・エンティティなど連結倒産隔離企業で保有する資産が含まれている。これらその他の制限付金融資産に関連する負債の帳簿価額は通常、資産の帳簿価額に等しい。ただし、現地の最低資産維持要件に従うために保有する資産は例外で、関連する負債の帳簿価額が資産の帳簿価額を上回る。

UBS AG及びその子会社は通常、UBS AG内の配当や資本の移転を妨げる重大な制限を受けていない。しかし、一部の規制対象の子会社は、現地の法規制を遵守するために資本及び／又は流動性を維持することを要求され、分配又は移転できる資金の金額を制限する当局の健全性規制の対象となる場合がある。規制対象外の子会社は通常、このような規定及び移転の制限を受けていない。ただし、様々な法律上、規制上、契約上の取決め及び／又は規定、あるいは企業又は国独自の取決め及び／又は規定により制限が課される可能性もある。

制限付金融資産

単位：百万スイス・フラン

	2016年12月31日	2015年12月31日
担保として差し入れられた金融資産		
トレーディング・ポートフォリオ資産	36,549	57,024
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	30,260	51,943
貸出金 ¹	19,887	24,980
公正価値での測定を指定された金融資産	776	0
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	636	0
売却可能金融資産	0	632
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	0	6
担保として差し入れた金融資産合計²	57,213	82,636
その他の制限付金融資産		
銀行預け金	2,625	3,285
リバース・レポ契約	658	1,099
トレーディング・ポートフォリオ資産	12,129	24,388
デリバティブに係る差入担保金	4,329	7,104
貸出金	958	0
売却可能金融資産	247	502
その他	5,195	480
その他の制限付金融資産合計	26,141	36,858
担保として差し入れられた金融資産及びその他の制限付金融資産合計	83,354	119,494

¹全ての貸出金がスイスの中央モーゲージ機関に対する既存の負債及び既存のカバード・ボンド発行の担保となっている。担保に差し入れられたこれらのモーゲージ・ローンのうち、2016年12月31日現在、約19億スイス・フラン（2015年12月31日：約44億スイス・フラン）

は、既存の担保要求に違反しなければ、返還もしくは将来の負債又はカバード・ボンドの発行のために使用が可能であった。²未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2016年12月31日：47億スイス・フラン、2015年12月31日：49億スイス・フラン）は含まれていない。

b) 全額で認識が中止されない譲渡金融資産

以下の表は、譲渡されているが継続して全額を認識する金融資産、及びこれらの譲渡資産に関連して認識された負債に関する情報を表している。

継続して全額を認識する譲渡金融資産

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
	譲渡資産の 帳簿価額	貸借対照表に 認識された、 関連負債の帳 簿価額	譲渡資産の 帳簿価額	貸借対照表に 認識された、 関連負債の帳 簿価額
契約相手による売却又は再担保差入が可能なトレーディング・ポート フォリオ資産	30,260	11,260	51,943	13,146
受け取った現金と引き換えの有価証券貸付契約及びレポ契約に関連	11,410	11,260	13,406	13,146
受け取った有価証券と引き換えの有価証券貸付契約に関連	17,341	0	37,097	0
その他の金融資産譲渡に関連	1,509	0	1,440	0
契約相手による売却又は再担保差入が可能な公正価値での測定を指定 された金融資産	636	630	0	0
契約相手による売却又は再担保差入が可能な売却可能金融資産	0	0	6	6
譲渡金融資産合計	30,896	11,890	51,950	13,152

金融資産は譲渡されるが、UBS AGの貸借対照表において継続して全額を認識する取引には、有価証券貸付契約、レポ契約及びその他の金融資産の譲渡が含まれる。レポ契約及び有価証券貸付契約は、その大半が標準的な市場の取決めに基づいて実施され、UBS AGの通常の信用リスク統制プロセスが適用される契約相手との間で行われる。

→ レポ契約及び有価証券貸付契約に関する詳細については、注記1aの3eの項を参照。

2016年12月31日現在、約3分の1の譲渡金融資産は、現金と引き換えに譲渡されたトレーディング・ポートフォリオ資産であり、この場合、関連して認識された負債は、契約相手に返済する予定の金額を表す。有価証券貸付契約及びレポ契約に関しては、通常0%から15%のヘアカットが譲渡資産に適用されるため、関連する負債の帳簿価額が譲渡資産の帳簿価額を下回ることになる。上記の表に表示されている関連する負債の契約相手は、UBS AGに対して完全な遡及権を有する。

担保としての他の有価証券の受け取りと引き換えに締結する有価証券貸付契約において、受け取った有価証券も当該有価証券を返還する義務も、所有権に伴うリスク及び経済価値がUBS AGに移転しないため、UBS AGの貸借対照表には認識されない。受け取った金融資産を、その後に別の取引において売却する又は再担保として差し入れる場合、これは金融資産の譲渡とはみなされない。

その他の金融資産の譲渡には、主としてデリバティブ取引を担保するために譲渡される有価証券が含まれているが、関連する負債の帳簿価額は上記の表に記載されていない。これは、これらの再調達価額が契約相手及び商品タイプ全体でポートフォリオごとに管理されているため、特定の差入担保と関連負債に直接的な関係がないためである。

全額での認識中止の対象でない譲渡金融資産で、UBS AGの継続的関与の範囲で貸借対照表に引き続き計上されているものは、2016年12月31日及び2015年12月31日現在において重要でなかった。

c) 継続的関与を伴う、全額で認識を中止された譲渡金融資産

譲渡され、全額で認識を中止された金融資産への継続的関与は、譲渡契約又は譲渡に関連して取引相手又は第三者と締結した別の契約による契約条項から生じる可能性がある。

証券化ビークルに対する持分の購入及び留保

UBS AGが証券化ビークルに資産を譲渡し、これに関して持分を留保又は購入する場合において、UBS AGは、当該譲渡資産に対して継続的関与を有する。

2016年12月31日現在、トレーディング・ポートフォリオで所有する証券化ポジションに関連する留保した継続的関与の大半は、主として債務担保証券、米国商業用モーゲージ担保証券及び住宅モーゲージ担保証券である。購入し、留保したこれらの持分に関連する継続的関与の公正価値及び帳簿価額は、2016年12月31日現在、5百万スイス・フランであり、2016年度に当該ポジションに係る利得を11百万スイス・フラン認識した。2016年12月31日現在の累計損失1,173百万スイス・フランが同日現在保有するポジションについて計上されている。2015年12月31日現在、購入し、留保した証券化ビークルに対する持分に関連する継続的関与の公正価値及び帳簿価額は15百万スイス・フランであり、2015年度に当該ポジションに係る利得を16百万スイス・フラン認識した。2015年12月31日現在の累計損失1,566百万スイス・フランが同日現在保有する当該ポジションについて計上された。

2016年12月31日現在、証券化ストラクチャーに対する持分の購入及び留保に係る損失に対する最大エクスポージャーは、2015年12月31日現在の55百万スイス・フランに対して、28百万スイス・フランであった。

購入及び留保した持分を保有する結果、将来の期間に23百万スイス・フランの割引前キャッシュ・フローを譲受人へ支払う場合がある。支払いが必要となる可能性がある最も早い期間は1ヶ月未満である。

d) オフバランス・シートの受入資産

以下の表は、売却又は再担保差入が可能な第三者から受け入れた資産で、貸借対照表には認識されていないが、担保として保有しているもの（売却又は再担保差入されている金額を含む。）の金額を表示している。

オフバランス・シートの受入資産

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
売却又は再担保差入可能な受入資産の公正価値	429,327	401,511
リバース・レポ契約、有価証券貸借契約、デリバティブ取引及び その他の取引に基づく担保として受け入れたもの ¹	423,524	393,839
無担保借入金において受け入れたもの	5,803	7,672
上記の内、売却又は再担保差入されたもの ²	316,324	286,757
財務活動に関連	277,341	241,992
空売り取引約定の充足	22,825	29,137
デリバティブ取引及びその他取引に関連 ¹	16,158	15,628

¹顧客から当初証拠金として受け取った証券のうち、UBS AGが取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）の清算及び執行サービスを通じてCCP、ブローカー及び預金銀行に預託する必要があるものを含む。²未実行の信用枠に関連して、並びに支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れたオフバランス・シートの有価証券（2016年12月31日：309億スイス・フラン、2015年12月31日：473億スイス・フラン）は含まれていない。また、これらに関連する負債又は偶発負債はない。

注記24 金融資産と金融負債の相殺

UBS AGは、主にレポ取引及びリバース・レポ取引、有価証券貸借、並びに店頭（以下「OTC」という。）及び取引所取引デリバティブ（以下「ETD」という。）に伴う信用リスクを管理するため、取引相手先とネットティング契約を締結する。このようなネットティング契約及び類似の契約により、一般的に、契約の両当事者は、通常の営業過程において及び／又は取引の相手先が契約上の義務を履行できない場合に、受け取り可能な資産と負債を相殺することができる。相殺権は、取引相手先に支払うべき金額の全て又は一部を、当該同一取引相手先

から受け取るべき金額を充当することによって決済又は消去する法的な権利であり、信用エクスポージャーを軽減することになる。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産、並びにこれらの金融資産に係る信用エクスポージャーを軽減するために受け入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融資産の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融負債及び強制可能なマスター・ネットティング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融資産の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融負債及び受入担保の関連金額が潜在的なネットティング考慮後の金融資産になるよう表示されている。

UBS AGは、ネットティング契約及び担保契約に加えて、取引相手先の信用リスクを軽減する様々な戦略を講じている。従って、これについて次の2つの表に表示した純額は、UBS AGの実際の信用エクスポージャーを示すことを意図するものではない。

相殺、強制可能なマスター・ネットティング契約及び類似契約の対象となる金融資産

ネットティング契約の対象となる資産									
	貸借対照表上に認識された ネットティング			貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットティング ⁴		ネットティング 契約の対象と ならない 資産 ⁵		資産合計	
	相殺前の 資産総額	負債総額 との相殺 ³	貸借対照表 上に認識さ れた資産 純額	金融負債	受入担保	潜在的な ネットティ ング考慮後の 資産	貸借対照表上 に認識された 資産	潜在的なネッ ティング考慮 後の資産合計	貸借対照表上 に認識された 資産 合計
2016年12月31日現在 単位：十億スイス・フラン									
借入有価証券に係る担保金	4.2	0.0	4.2	(0.9)	(3.3)	0.0	10.9	10.9	15.1
リバース・レポ契約	128.4	(71.5)	56.9	(2.1)	(54.8)	0.0	9.3	9.3	66.2
再調達価額－借方	152.3	(2.5)	149.8	(113.1)	(26.7)	10.0	8.6	18.6	158.4
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	37.2	(15.1)	22.1	(14.2)	(1.0)	7.0	4.5	11.5	26.7
公正価値での測定を 指定された金融資産	1.7	0.0	1.7	0.0	(0.6)	1.1	63.3	64.4	65.0
資産合計	323.8	(89.1)	234.7	(130.3)	(86.3)	18.1	96.7	114.8	331.5
2015年12月31日現在 単位：十億スイス・フラン									
借入有価証券に係る担保金 ²	8.2	0.0	8.2	(3.1)	(5.2)	0.0	17.3	17.3	25.6
リバース・レポ契約	117.9	(62.1)	55.8	(4.4)	(51.4)	0.0	12.1	12.1	67.9
再調達価額－借方	161.9	(2.5)	159.3	(123.0)	(25.5)	10.8	8.1	18.9	167.4
デリバティブに係る 差入担保金 ¹	85.9	(66.3)	19.6	(10.9)	(1.5)	7.2	4.1	11.3	23.8
公正価値での測定を 指定された金融資産	2.4	0.0	2.4	0.0	(1.8)	0.6	3.4	4.0	5.8
資産合計	376.4	(131.0)	245.4	(141.3)	(85.4)	18.7	45.0	63.7	290.5

¹貸借対照表に認識された「デリバティブに係る差入担保金」の純額には、IAS第32号の原則に基づいて日次で法的に又は実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDが含まれている。2016年度より、UBS AGは、ロンドン清算機構及び株式会社日本証券クリアリング機構とのIRSを従前の担保モデルから決済モデルに転換することを選択した。この転換の結果、資産総額及び負債総額と、対応するネットティングが2016年12月31日現在、640億スイス・フラン減少したが、貸借対照表に認識された資産と負債の純額に変動はなかった。詳細については、注記1bを参照。²2016年度に、2015年12月31日現在の残高は、2016年12月31日現在の残高の表示に合わせて修正された。この修正により、ネットティング契約の対象となる資産が160億スイス・フラン減少し、ネットティング契約の対象とならない資産が同額増加した。関連するネットティング条件が満たされていないことから、いずれの表示にもIAS第32号に基づくネットティングが適用されなかったため、この変更は貸借対照表における認識額に影響しなかった。さらに、この表示方法の変更に伴い、当該資産に係る担保水準に変動はなかった。³本表のロジックから、「負債総額との相殺」欄の金額と次ページの負債の表における「資産総額との相殺」欄の金額は一致している。⁴本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融資産の純額を超えないように関連するネットティング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁵強制可能なネットティング契約の対象とならない資産及びその他の対象外項目を含む。

以下の表は、相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融負債、並びにこれらの金融負債に係る信用エクスポージャーを軽減するために差し入れた金融担保の概要を示したものである。相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となるUBS AGの金融負債の総額は、貸借対照表上で相殺された同一取引相手先に対する金融資産及び強制可能なマスター・ネットリング契約又は類似契約の対象とならないその他の金融負債の影響を考慮した上で、関連する貸借対照表の項目に表示された純額へ調整されている。さらに、貸借対照表上で相殺されない金融資産及び差入担保の関連金額が潜在的なネットリング考慮後の金融負債になるよう表示されている。

相殺、強制可能なマスター・ネットリング契約及び類似契約の対象となる金融負債

	ネットィング契約の対象となる負債						ネットィング 契約の対象と ならない 負債 ⁴	負債合計	
	貸借対照表上に認識された ネットィング			貸借対照表上で認識されない 潜在的なネットィング ³					
	相殺前の 負債総額	資産総額 との相殺 ²	貸借対照表 上に認識さ れた負債 純額	金融資産	差入担保	潜在的な ネットィン グ考慮後の 負債			
2016年12月31日現在 単位：十億スイス・フラン	貸借対照表上 に認識された 負債	潜在的なネッ ティング考慮 後の負債合計	貸借対照表上 に認識された 負債	潜在的なネッ ティング考慮 後の負債合計	貸借対照表上 に認識された 負債 合計				
貸付有価証券に係る担保金	2.6	0.0	2.6	(0.9)	(1.7)	0.0	0.2	0.2	2.8
レボ契約	76.7	(71.5)	5.2	(2.1)	(3.1)	0.0	1.4	1.4	6.6
再調達価額－貸方	146.3	(2.5)	143.9	(113.1)	(16.6)	14.2	10.0	24.2	153.8
デリバティブに係る 受入担保金 ¹	48.5	(15.1)	33.4	(20.8)	(1.4)	11.2	2.1	13.3	35.5
公正価値での測定を 指定された負債	2.8	0.0	2.8	0.0	(0.2)	2.6	52.2	54.8	55.0
負債合計	276.9	(89.1)	187.9	(137.0)	(22.9)	28.0	65.9	93.9	253.7
2015年12月31日現在 単位：十億スイス・フラン									
貸付有価証券に係る担保金	7.9	0.0	7.9	(3.1)	(4.8)	0.0	0.1	0.1	8.0
レボ契約	69.0	(62.1)	6.9	(4.4)	(2.5)	0.0	2.8	2.8	9.7
再調達価額－貸方	154.2	(2.5)	151.7	(123.0)	(17.4)	11.3	10.7	22.1	162.4
デリバティブに係る 受入担保金 ¹	99.9	(66.3)	33.6	(19.0)	(2.5)	12.1	4.7	16.8	38.3
公正価値での測定を 指定された負債	3.9	0.0	3.9	0.0	(0.7)	3.1	59.1	62.3	63.0
負債合計	334.9	(131.0)	203.9	(149.4)	(28.0)	26.5	77.4	104.0	281.4

¹貸借対照表に認識された「デリバティブに係る受入担保金」の純額には、IAS第32号の原則に基づいて日次で法的に又は実質的に純額決済される一部のOTCデリバティブ及び日次で経済的に決済されるETDが含まれている。2016年度より、UBS AGは、ロンドン清算機構及び株式会社日本証券クリアリング機構とのIRSを従前の担保モデルから決済モデルに転換することを選択した。この転換の結果、資産総額及び負債総額と、対応するネットリングが2016年12月31日現在、640億スイス・フラン減少したが、貸借対照表に認識された資産と負債の純額に変動はなかった。詳細については、注記1bを参照。²本表のロジックから、「資産総額との相殺」欄の金額と前ページの資産の表における「負債総額との相殺」欄の金額は一致している。³本開示の目的上、表示されている金融商品及び担保金の金額は、貸借対照表に表示される金融負債の純額を超えないように関連するネットリング契約によって上限が設けられている。すなわち、超過担保がある場合でも、本表には反映されない。⁴強制可能なネットリング契約の対象とならない負債及びその他の対象外項目を含む。

注記25 金融商品の測定カテゴリー、信用リスク及び満期分析

a) 金融資産及び金融負債の測定カテゴリー

以下の表は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」で定義される金融資産及び金融負債の測定カテゴリーにおける金融商品の各クラスの帳簿価額に関する情報を提供している。IAS第32号「金融商品：表示」で定義され

る金融商品である資産及び負債のみが以下の表に含まれているため、一定の残高について貸借対照表上の表示と異なる場合がある。

→ 金融商品の公正価値の決定方法の詳細については、注記22を参照。

金融資産及び金融負債の測定カテゴリー

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
金融資産¹		
トレーディング目的保有		
トレーディング・ポートフォリオ資産	92,112	120,405
顧客貸出金 ²	12	0
社債 ²	38	106
再調達価額－借方	158,411	167,435
合計	250,572	287,946
純損益を通じた公正価値での測定		
公正価値での測定を指定された金融資産	65,024	5,808
その他の資産	131	0
合計	65,155	5,808
償却原価で計上される金融資産		
現金及び中央銀行預け金	107,767	91,306
銀行預け金	13,125	11,866
借入有価証券に係る担保金	15,111	25,584
リバース・レポ契約	66,246	67,893
デリバティブに係る差入担保金	26,664	23,763
貸出金 ³	307,004	312,723
満期目的保有金融資産	9,289	0
その他の資産	18,519	20,139
合計	563,727	553,275
売却可能		
売却可能金融資産	15,676	62,543
金融資産合計	895,131	909,572
金融負債		
トレーディング目的保有		
トレーディング・ポートフォリオ負債	22,825	29,137
社債 ²	0	236
再調達価額－貸方	153,810	162,430
合計	176,635	191,803
純損益を通じた公正価値での測定		
公正価値での測定を指定された金融負債	55,017	62,995
ユニットリンク型投資契約未払額	9,286	15,718

その他の負債	131	0
合計	64,434	78,713
償却原価で計上される金融負債		
銀行預り金	10,645	11,836
貸付有価証券に係る担保金	2,818	8,029
レボ契約	6,612	9,653
デリバティブに係る受入担保金	35,472	38,282
顧客預り金	450,211	402,522
社債	79,036	82,230
その他の負債	38,992	52,065
合計	623,786	604,617
金融負債合計	864,855	875,133

¹ 2016年12月31日現在、貸出金の1,260億スイス・フラン、銀行預け金の0億スイス・フラン、リバース・レボ契約の10億スイス・フラン、売却可能金融資産の100億スイス・フラン、公正価値での測定を指定された金融資産の290億スイス・フラン及び満期保有目的金融資産の80億スイス・フランは、回収又は決済されるまで12ヶ月超であると見込まれている。2015年12月31日現在、貸出金の1,230億スイス・フラン、銀行預け金の0億スイス・フラン、リバース・レボ契約の10億スイス・フラン、売却可能金融資産の300億スイス・フラン及び公正価値での測定を指定された金融資産の30億スイス・フランは、回収又は決済されるまで12ヶ月超であると見込まれている。² 公正価値オプションが使用されていない仕組金融商品の組込デリバティブの構成要素を表しており、この金額は、貸借対照表上の顧客預り金及び社債に表示されている。³ 2016年12月31日現在、ファイナンス・リース債権10億スイス・フラン（2015年12月31日：11億スイス・フラン）が含まれている。詳細については、注記10及び31を参照。

b) 信用リスクに対する最大エクスポージャー

次の表は、信用リスクに対するUBS AGの最大エクスポージャーを金融商品の種類別に示すとともに、当該金融商品の種類の信用リスクを軽減するそれぞれの担保及びその他の信用補完も示している。

信用リスクに対する最大エクスポージャーには、貸借対照表に認識された、信用リスクのある金融商品の帳簿価額及びオフバランス・シートの契約の想定元本が含まれている。情報が入手可能な場合、担保は公正価値で表示される。不動産などのその他の担保については、合理的な代替値が用いられる。クレジット・デリバティブ契約や保証などの信用補完は、想定元本で計上される。両者とも、保証対象の信用リスクに対する最大エクスポージャーを上限に設定されている。

信用リスクに対する最大エクスポージャー

2016年12月31日現在								
単位：十億スイス・フラン	信用リスク に対する 最大エク スポージャー	担保				信用補完		
		受入担保金	有価証券 による担保	不動産 による担保	その他の 担保 ¹	ネッ ティング	クレジッ ト・デリバ ティブ契約	保証
貸借対照表に償却原価で測定された金融資産								
中央銀行預け金	107.1							
銀行預け金 ²	13.1							
借入有価証券に係る担保金	15.1		14.8					
リバース・レボ契約	66.2		62.5		3.2			
デリバティブに係る差入担保金 ^{3,4}	26.7					15.1		
貸出金 ⁵	307.0	17.9	99.6	158.2	14.6		0.1	1.8

満期保有目的金融資産	9.3							
その他の資産	18.6		10.0					
償却原価で測定された金融資産合計	563.2	17.9	186.9	158.2	17.7	15.1	0.1	1.8
貸借対照表に公正価値で測定された金融資産								
再調達価額－借方 ⁴	158.4		5.3			134.5		
トレーディング・ポートフォリオ資産 －負債性商品 ^{6,7}	21.9							
公正価値での測定を指定された金融資産 －負債性商品⁸	64.8		2.6				0.6	
売却可能金融資産－負債性商品 ⁸	14.9							
公正価値で測定される金融資産合計	260.0	0.0	7.9	0.0	0.0	134.5	0.6	0.0
貸借対照表に反映された信用リスクに対する 最大エクスポージャー合計	823.2	17.9	194.9	158.2	17.7	149.6	0.7	1.8
保証 ⁹	16.7	1.4	2.0	0.2	1.2		0.1	3.0
ローン・コミットメント ⁹	54.4	0.1	3.9	1.0	9.5		4.8	2.0
先日付スタートの取引、リバース・レポ契約 及び有価証券借入契約	10.2		10.2					
貸借対照表に反映されていない信用リスク に対する最大エクスポージャー合計	81.3	1.5	16.1	1.1	10.6	0.0	4.9	5.1
合計	904.5	19.4	210.9	159.4	28.4	149.6	5.7	6.8

信用リスクに対する最大エクスポージャー（続き）

2015年12月31日現在								
単位：十億スイス・フラン	信用リスク に対する 最大エクス ポージャー	担保				信用補完		
		受入担保金	有価証券 による担保	不動産 による担保	その他の 担保 ¹	ネット ティ ング	クレジット ・デリバ ティブ契約	保証
貸借対照表に償却原価で測定された金融資産								
中央銀行預け金	89.8							
銀行預け金 ²	11.9		0.2					0.1
借入有価証券に係る担保金	25.6		25.1					
リバース・レポ契約	67.9		62.8		4.6			
デリバティブに係る差入担保金 ^{3,4}	23.8					12.4		
貸出金	312.7	13.7	101.0	164.4	15.2		0.4	2.9
その他の資産	20.1		11.1					
償却原価で測定された金融資産合計	551.7	13.7	200.1	164.4	19.8	12.4	0.4	3.0
貸借対照表に公正価値で測定された金融資産								
再調達価額－借方 ⁴	167.4		5.8			142.7		
トレーディング・ポートフォリオ資産								
－負債性商品 ^{6,7}	29.0							
公正価値での測定を指定された金融資産								
－負債性商品 ⁸	5.6		3.5		0.1		0.6	

売却可能金融資産－負債性商品 ⁸	61.7							
公正価値で測定される金融資産合計	263.7	0.0	9.3	0.0	0.1	142.7	0.6	0.0
貸借対照表に反映された信用リスクに対する 最大エクスポージャー合計	815.4	13.7	209.4	164.4	19.8	155.2	1.0	3.0
保証 ⁹	16.0	1.2	2.1	0.2	1.5		0.1	3.0
ローン・コミットメント ⁹	56.1		1.8	1.7	8.7		6.9	2.0
先日付スタートの取引、リバース・レポ契約 及び証券借入契約	6.6		6.6					
貸借対照表に反映されていない信用リスク に対する最大エクスポージャー合計	78.6	1.2	10.5	1.9	10.2	0.0	7.0	5.0
合計	894.1	14.9	220.0	166.3	30.1	155.2	8.1	8.0

¹ 保険契約、棚卸資産、売掛金、モーゲージ・ローン、特許権及び著作権を含むが、これに限定されない。² 銀行預け金は、顧客のために第三者の銀行が保有する金額を含む。これらの残高に伴う信用リスクは、当該顧客が負担する場合がある。³ デリバティブに係る差入担保金は、取引所又は清算機構からの未収証拠金残高を含む。かかる証拠金残高の一部は、関連する信用リスクを保持する顧客のために譲渡された金額を反映している。⁴ 「ネットティング」欄の金額は、貸借対照表に認識されていない潜在的なネットティングを示している。詳細については、注記24を参照。⁵ 2016年度に、UBS AGは、事業部門全体にわたる担保配分のプロセスを、主に流動性特性に従って担保の優先順位付けを行うリスク・アプローチに合わせた。これにより、担保金を受け入れた貸出金が33億スイス・フラン増加し、有価証券で担保された貸出金が31億スイス・フラン増加した一方、不動産で担保された貸出金が52億スイス・フラン減少し、保証により担保された貸出金が12億スイス・フラン減少した。⁶ これらのポジションは通常、市場リスクの枠組みに基づいて管理されている。本開示の目的上、担保及び信用補完は考慮されていない。⁷ ユニットリンク型投資契約及び投資信託受益証券向けに保有する負債性商品を含まない。⁸ 投資信託の受益証券を含まない。有価証券で担保された、公正価値での測定を指定された金融資産は、仕組ローン並びにリバース・レポ契約及び有価証券借入契約から成る。⁹ 「保証」欄の金額は主に、サブ・パーティシペーションに関連している。詳細については、当報告書の「財務管理」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Treasury management」のセクション）を参照。

公正価値での測定を指定された金融資産の信用リスクに対する最大エクスポージャー

公正価値での測定を指定された貸出金（仕組ローンを除く。）の信用リスクに対する最大エクスポージャーは通常、クレジット・デリバティブ又はそれに類する金融商品によって軽減されている。2016年12月31日現在、想定元本合計609百万スイス・フラン（2015年12月31日：687百万スイス・フラン）の当該貸出金の信用リスクは、想定元本合計578百万スイス・フラン（2015年12月31日：630百万スイス・フラン）、公正価値がマイナス7百万スイス・フラン（2015年12月31日：公正価値がプラスの4百万スイス・フラン）のクレジット・デリバティブによって軽減されていた。

信用リスクの変動に起因する、公正価値での測定を指定された貸出金の公正価値の変動は、2016年12月31日及び2015年12月31日終了事業年度、並びに開始日から2016年12月31日及び2015年12月31日までの期間において重要ではなかった。同様に、公正価値での測定を指定された貸出金の信用リスクを軽減しているクレジット・デリバティブの公正価値の変動も、2016年12月31日及び2015年12月31日終了事業年度、並びに開始日から2016年12月31日及び2015年12月31日までの期間において重要ではなかった。

→ 公正価値での測定を指定された金融資産に関する詳細については、注記22を参照。

c) 信用リスクの対象となる金融資産－格付区分別

信用リスクの対象となる金融資産－格付区分別

単位：十億スイス・フラン		2016年12月31日現在					
格付区分 ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	債務不履行	合計
中央銀行預け金	106.2	0.9					107.1
銀行預け金	0.6	9.7	2.0	0.5	0.3		13.1
貸付有価証券に係る担保金及びリバース・レポ契約	29.2	24.5	20.1	6.9	0.7		81.4
再調達価額－借方	19.6	96.9	34.2	7.4	0.4		158.4

デリバティブに係る差入担保金	6.4	12.2	6.4	1.6	0.2		26.7
トレーディング・ポートフォリオ資産－負債性商品 ²	9.0	6.9	2.9	1.7	1.3		21.9
貸出金	31.7	127.8	63.2	63.6	19.1	1.6	307.0
公正価値での測定を指定された金融資産－負債性商品 ³	48.4	12.6	1.0	1.6	1.3		64.8
売却可能金融資産－負債性商品 ³	12.7	1.8	0.2	0.1			14.9
満期保有目的金融資産	8.4	0.9					9.3
その他の資産	0.1	2.1	6.2	7.7	2.2	0.3	18.6
保証、コミットメント及び先日付スタートの取引							
保証	2.0	6.4	3.7	3.6	0.7	0.3	16.7
ローン・コミットメント	2.4	19.5	17.1	8.7	6.5	0.1	54.4
先日付スタート取引、リバース・レポ契約及び有価証券借入契約	0.6	9.4	0.3				10.2
合計	277.4	331.6	157.2	103.5	32.7	2.2	904.5

単位：十億スイス・フラン							
2015年12月31日現在							
格付区分 ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	債務不履行	合計
中央銀行預り金	87.9	1.3	0.6				89.8
銀行預り金	1.3	8.8	1.1	0.6			11.9
貸付有価証券に係る担保金及びリバース・レポ契約	21.7	40.2	20.1	11.2	0.4		93.5
再調達価額－借方	20.7	116.9	23.2	5.9	0.7		167.4
デリバティブに係る差入担保金	8.4	10.2	4.7	0.4	0.1		23.8
トレーディング・ポートフォリオ資産－負債性商品 ²	14.2	8.6	3.1	1.9	1.2		29.0
貸出金	31.9	132.1	68.2	61.4	17.7	1.4	312.7
公正価値での測定を指定された金融資産－負債性商品 ³	0.0	0.5	1.0	3.0	0.9	0.1	5.6
売却可能金融資産－負債性商品 ³	52.4	9.2					61.7
その他の資産	0.2	2.2	7.5	8.1	1.7	0.4	20.1
保証、コミットメント及び先日付スタートの取引							
保証	2.2	7.1	3.6	2.2	0.7	0.3	16.0
ローン・コミットメント	1.8	22.4	19.6	6.1	6.2	0.0	56.1
先日付スタート取引、リバース・レポ契約及び有価証券借入契約		6.5		0.0			6.6
合計	242.6	366.0	152.8	100.8	29.6	2.2	894.1

¹ 格付区分の詳細については、当報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：UBS AGの年次報告書の「Risk management and control」のセクション）にある「UBSの内部格付けスケール及び外部格付けへのマッピング」の表を参照。² ユニットリンク型投資契約及び投資信託受益証券向けに保有する負債性商品を含まない。³ 投資信託受益証券を含まない。

d) 金融負債の満期別分析

2016年12月31日現在の当行のデリバティブ以外及びトレーディング目的以外の金融負債に係る契約上の満期は、UBSが契約に基づき支払う必要が生じる最も早い日を基準としている。各期間区分において契約上満期を迎える合計金額は、2015年12月31日現在についても表示されている。デリバティブのポジションとトレーディン

グ負債は、主に空売り取引から成り、1ヶ月以内の列に割り当てられている。これは、当該トレーディング活動の内容を保守的に反映させるためである。契約上の満期は、大幅に延長される可能性がある。

金融負債の満期別分析¹

単位：十億スイス・フラン	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	合計
貸借対照表に認識された金融負債²						
銀行預り金	7.4	1.4	1.8	0.1	0.0	10.7
貸付有価証券に係る担保金	2.2	0.6				2.8
レポ契約	4.7	1.0	0.7	0.1	0.0	6.6
トレーディング・ポートフォリオ負債 ^{3,4}	22.8					22.8
再調達価額－貸付 ³	153.8					153.8
デリバティブに係る受入担保金	35.5					35.5
顧客預り金	408.5	13.8	3.3	9.1	20.9	455.6
公正価値での測定を指定された金融負債 ⁵	16.8	14.7	11.1	8.4	5.9	57.0
社債	7.8	7.8	23.3	28.2	18.7	85.8
その他の負債	47.0					47.0
2016年12月31日現在合計	706.7	39.2	40.2	45.9	45.6	877.7
2015年12月31日現在合計	712.5	44.3	36.4	53.0	44.6	890.7

保証、コミットメント及び先日付スタートの取引⁶

単位：十億スイス・フラン	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 12ヶ月以内	1年超 5年以内	5年超	合計
ローン・コミットメント	54.0	0.2	0.2	0.0		54.4
保証	16.7					16.7
先日付スタートの取引						
リバース・レポ契約	10.2					10.2
有価証券借入契約	0.0					0.0
2016年12月31日現在合計	81.0	0.2	0.2	0.0	0.0	81.4
2015年12月31日現在合計	78.1	0.2	0.2	0.1	0.0	78.7

¹繰延収益、繰延税金負債、引当金及び従業員報酬制度に係る負債等の非金融負債は、この分析に含まれていない。²トレーディング・ポートフォリオ負債と再調達価額－貸方（脚注3を参照）を除き、表示されている金額は通常、将来の金利及び元本支払額の割引前キャッシュ・フローである。³帳簿価額が公正価値である。経営者は、この金額が、これらのポジションを決済又は処分しなければならない場合に支払う必要があると推測されるキャッシュ・フローを最も適切に表していると考えている。ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブの割引前キャッシュ・フローについては、注記12を参照。⁴トレーディング・ポートフォリオ負債の契約上の満期の内訳は、以下の通りである。1ヶ月以内：218億スイス・フラン（2015年：272億スイス・フラン）、1ヶ月超1年以内：10億スイス・フラン（2015年：12億スイス・フラン）、1年超5年以内：1億スイス・フラン（2015年：8億スイス・フラン）。⁵変動金利が適用される負債に係る将来の金利支払額は、報告日現在の実勢金利を参照して算定される。変動する将来の元本支払額は、報告日現在に存在する状況を参照して算定される。⁶保証、コミットメント及び先日付スタートの取引の取消不能金額の上限から成る。

e) 金融資産の分類変更

2008年度及び2009年度において、一部の金融資産がトレーディング・ポートフォリオ資産から貸出金に分類変更された。分類変更日におけるこれらの資産の公正価値は、それぞれ260億スイス・フラン及び6億スイス・フランであった。

金融資産の分類変更は、これらの金融資産を短期的に売買するのでなく予見可能な将来まで保有するというUBSの意思及び能力の変更を反映していた。当該金融資産は、分類変更日の公正価値を用いて分類変更され、これが同日現在の新たな原価となっている。

2016年12月31日現在、残存する分類変更された金融資産（全て地方債オークション・レート証券で構成）の帳簿価額は2億スイス・フラン（2015年12月31日：2億スイス・フラン）であり、これらの資産の公正価値とほぼ同額であった。

分類変更された金融資産による税引前営業利益への全体的な影響額は、2016年12月31日終了事業年度において1百万スイス・フラン（2015年度：23百万スイス・フラン）の利益であった。当該金融資産の分類変更がなかったと仮定した場合、2016年12月31日終了事業年度の税引前営業利益への影響額は、10百万スイス・フランの利益であったと考えられる。

注記26 年金及びその他の退職後給付制度

以下の表は、年金及びその他の退職後給付制度に係る費用についての情報を提供している。これらの費用は人件費の一部である。

損益計算書－年金及びその他の退職後給付制度に関連する費用

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
確定給付制度の期間年金費用純額	435	569	467
内、主要な年金制度に関連 ¹	412	546	508
内、スイスの制度 ²	381	515	458
内、英国の制度	(2)	18	17
内、米国及びドイツの制度	33	12	33
内、退職後の医療及び生命保険制度に関連 ³	4	4	(36)
内、英国の制度	1	1	2
内、米国の制度	3	2	(37)
内、残りの制度及びその他の費用に関連 ⁴	19	19	(5)
確定拠出制度の年金費用 ⁵	236	239	244
内、英国の制度	77	86	91
内、米国の制度	106	100	91
内、残りの制度	53	53	62
年金及びその他の退職後給付制度費用合計⁶	670	808	711

¹詳細については、注記26aを参照。²2015年度から2016年度までのスイスの年金制度に係る期間年金費用の減少は主に、人口統計上及び財務上の仮定の変更に関連している。³詳細については、注記26bを参照。米国の退職後生命保険は2014年度に終了した。2014年度の金額にのみ生命保険給付金に関する費用が含まれている。⁴その他の費用には、業績連動報酬未払費用の実際金額と見積額との差異並びにリストラチャリングに関連する未払年金費用純額が含まれている。⁵詳細については、注記26cを参照。⁶詳細については、注記6を参照。

以下の表は、確定給付制度に関してその他の包括利益に認識された金額に関連する情報を提供している。

その他の包括利益－確定給付制度に係る利得／(損失)

単位：百万スイス・フラン	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2014年 12月31日
主要な年金制度 ¹	(837)	339	(1,456)
内、スイスの制度	(105)	58	(1,032)
内、英国の制度	(610)	317	(168)
内、米国及びドイツの制度	(122)	(35)	(256)
退職後の医療及び生命保険制度 ²	(13)	(3)	(5)
内、英国の制度	(6)	6	(3)
内、米国の制度	(7)	(9)	(2)
残りの制度	(26)	(14)	7
その他の包括利益に認識された利得／(損失)、税引前	(876)	322	(1,454)
その他の包括利益に認識された、確定給付制度に関連する税金(費用)／税務上の便益	52	(19)	247
その他の包括利益に認識された利得／(損失)、税引後 ³	(824)	303	(1,208)

¹詳細については、注記26aを参照。²詳細については、注記26bを参照。米国の退職後生命保険は2014年度に終了した。生命保険給付金に関する金額は2014年12月31日終了事業年度にのみ含まれている。³「包括利益計算書」を参照。

UBS AGは確定給付制度に係る資産及び負債をその他の資産及びその他の負債に認識している。

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、スイスの年金制度は積立超過の状況にあるが、積立超過額は、将来の経済的便益を上回らない範囲でのみ貸借対照表に認識される。2016年12月31日及び2015年12月31日現在の経済的便益はゼロであったため、貸借対照表に確定給付年金資産純額は認識されなかった。

以下の表は、確定給付年金制度に係るUBS AGの資産及び負債に関連する情報を提供している。

貸借対照表－確定給付年金及び退職後給付資産純額

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日
主要な年金制度 ¹	0	50
内、スイスの制度	0	0
内、英国の制度	0	50
確定給付年金及び退職後給付資産純額合計 ²	0	50

¹詳細については、注記26aを参照。²注記16を参照。

貸借対照表－確定給付年金及び退職後給付負債純額

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日
主要な年金制度 ¹	1,140	622
内、スイスの制度	0	0
内、英国の制度	529	0
内、米国及びドイツの制度 ²	611	622
退職後の医療保険制度 ³	91	84
内、英国の制度	26	25
内、米国の制度	65	59
残りの制度	35	30

確定給付年金及び退職後給付負債純額合計⁴

1,266

736

¹詳細については、注記26aを参照。² 2016年12月31日現在の負債合計の内訳は以下の通りである。米国の制度に関する265百万スイス・フラン及びドイツの制度に関する346百万スイス・フラン（2015年12月31日：米国の制度に関する315百万スイス・フラン及びドイツの制度に関する307百万スイス・フラン）³詳細については、注記26bを参照。⁴注記21を参照。

a) 確定給付年金制度

UBS AGは、様々な管轄区域の従業員のための確定給付年金制度を設立している。そのうち主要なものは、スイス、英国、米国、ドイツにある。

UBS AGの確定給付年金制度の全体的な投資方針及び戦略は、掛金と共に、支払期限の到来した年金給付の支払に十分な資産を確保すると同時に様々なリスクを軽減する投資リターンを達成することを指針としている。資産を伴う制度（すなわち積立型制度）に関して、投資戦略は、各管轄区域における現地の法令に基づいて管理される。資産配分は、管理主体が経済状況及び市場状況の現況と見通しを参照しつつリスクの特性の中の特定の資産種類のリスクを考慮して決定される。この枠組みの中で、UBS AGは、資産投資戦略が制度負債の満期特性といかに相関しているか及び制度の積立状況に対するそれぞれの潜在的影響（潜在的な短期の流動性の必要性を含む。）を受託者が考慮することを確実にしている。

UBS AGの全ての確定給付年金制度の確定給付債務（以下「DB0」という。）は、活発な市場において各年金制度の通貨で相場価格が形成される優良社債の利回りの変動に直接的な影響を受ける。これは、DB0の算定に適用する割引率が当該利回りに基づいているためである。積立型制度の年金資産は、各地域にわたって不動産、債券、投資ファンド、現物など、多様な金融資産ポートフォリオに投資され、リスクとリターンのバランスを確保している。IAS第19号の下では、年金制度の金融資産の公正価値が当該年金制度のDB0の価値の変動と完全には相関していないことから、各制度の資産／負債純額のポジションにボラティリティが生じる。各年金制度の特定の資産・負債マッチング戦略は、担当管理主体により独自に決定される。各制度の資産／負債純額のボラティリティは各制度の管理主体が選択した個別の金融資産に左右される。特定の年金制度では、潜在的なボラティリティを軽減するため、制度資産の一部に負債対応投資（LDI）の手法が適用されている。

スイスの年金制度

スイスの年金制度は、UBS AGの従業員及びUBS AGと緊密な経済的又は財務的關係を有する企業の従業員を対象としており、スイスの年金法が要求する最低給付を上回っている。

当該年金制度への掛金は、雇用主及び従業員の双方によって支払われる。このスイスの年金制度は、従業員が支払う掛金の水準を、当該従業員が選択することを認めている。従業員掛金は、拠出給与の一定割合として計算され、月次で控除される。給与から控除される割合は、年齢及び掛金の区分の選択に応じて、拠出基本給の1%から13.5%及び拠出変動報酬の0%から9%となる。従業員の年齢に応じて、UBS AGは、拠出基本給の6.5%から27.5%及び拠出変動報酬の3.6%から9%の間の掛金を支払う。UBS AGはまた、死亡及び障害が発生した際に支払われる給付を賄うため、並びにつなぎ年金を賄うために使用されるリスク掛金も支払っている。

これらの制度給付には、退職給付並びに障害、死亡及び遺族年金が含まれる。当該年金制度において、通常の退職年齢である64歳の加入者は、終身年金（全額返戻あり／なし）又は一時金（一部／全額）のいずれかを選択することができる。加入者は、58歳から退職給付を引き出すことが可能である。2015年度以降、従業員は、早期退職給付の積立てのために給付の追加買取りが可能である（以下「制度58+」という。）。

未払年金の金額は、退職日における各年金加入者の年金口座の累積残高に転換率を適用して求められるものである。各制度加入者の年金口座の累積残高は、前雇用主から移管された権利確定済みの給付受給権、給付の買取り、及び各制度加入者の年金口座に対する雇用主及び従業員の掛金並びに累積残高に対して発生する利息に基づいている。発生する利息は、年金基金委員会により毎年規定される。

スイスの年金制度は、スイスの年金法における確定拠出の約定に基づいているが、IAS第19号に基づく確定給付制度として会計処理されている。これは主に年金口座に係る利息及び終身年金給付の支払いを発生処理する義務による。

スイスの年金制度は、スイスの年金法が要求する年金基金委員会により管理されている。この委員会の責任は、スイスの年金法及び制度の規則によって規定されている。スイスの年金法に基づく数理計算上の評価が定期的実施されている。スイスの年金法に準拠して、一時的かつ限定的な積立不足が認められる。ただし、積

立不足の状況が発生した場合、年金基金委員会は、最長10年までの期間に満額の積立を確実に回復するために必要な方策を講じることを要求される。スイスの年金制度がスイスの年金法による基準に基づいて大幅な積立不足となった場合には、雇用主及び従業員の追加的な掛金の支払いが要求される可能性がある。こうした状況において、リスクは雇用主と従業員との間で分担され、雇用主には必要な追加掛金の50%を超過して負担する法的義務はない。2016年12月31日現在、スイスの年金制度は、スイスの年金法に基づく技術的な積立比率が125.4%（2015年12月31日現在：123.3%）であった。

スイスの制度の投資戦略は、多段階の投資及びリスク管理プロセスに基づいて実行され、制度資産の多様化に関連する法令を含む、スイスの年金法に従っている。これらの規則は、特に制度資産の構成に関する制約（例：株式投資を50%に制限）を規定するものである。スイスの制度の投資戦略は、年金基金委員会が設定した確定リスク予算と整合している。リスク予算は定期的に実施される資産負債管理分析を基にして算定される。リスク予算を実行するために、スイスの制度は直接投資、投資信託及びデリバティブを利用する場合がある。為替リスクを低減するために、特定の為替ヘッジ戦略が実施されている。年金基金委員会は、資産と負債の間の中長期の均衡を目指している。

2016年12月31日現在、スイスの年金制度は、制度資産の公正価値が確定給付債務を1,749百万スイス・フラン上回っていたため、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）による測定基準で積立超過（2015年12月31日：1,283百万スイス・フランの積立超過）であった。ただし、積立超過は、当該超過額が将来の見積経済的便益（将来の見積勤務費用純額の現在価値と将来の見積雇用主掛金の現在価値との差異に相当）を上回らない範囲においてのみ貸借対照表に認識される。将来の経済的便益の最大額は、割引率の変動によって大幅に異なる。2016年12月31日及び2015年12月31日現在の両時点において、将来の見積経済的便益はゼロであったことから、確定給付資産純額は貸借対照表に認識されなかった。2016年12月31日現在、年金制度の積立超過額と将来の見積経済的便益との差異（すなわち、アセット・シーリングによる影響額）は1,749百万スイス・フラン（2015年12月31日：1,283百万スイス・フラン）であった。変動額合計466百万スイス・フランの内、452百万スイス・フランがその他の包括利益に認識され、アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用に関連して14百万スイス・フランが損益計算書に認識された。2015年12月31日現在、アセット・シーリングによる影響額合計1,283百万スイス・フランがその他の包括利益に認識された。2017年度にスイスの年金制度に拠出される予定の雇用主掛金は、478百万スイス・フランになると見込まれている。

スイス以外の年金制度

スイス以外のUBS AGの拠点では、現地の規則や慣行に適合した様々な確定給付年金制度を提供している。主要な確定給付制度を有するスイス以外の拠点は、英国、米国及びドイツである。他の拠点の確定給付年金制度はUBS AGの財務成績に重要ではないため、個別に開示されていない。

スイス以外の制度は、退職、死亡又は障害の発生時に給付を支給する。支給される給付の水準は、個別の給付の発生率及び従業員の報酬水準によって決まる。UBS AGの一般的な原則は、制度が数理計算上の評価を基礎として適切に積立てられていることを確実にすることである。現地の年金に係る規則や税務上の要求事項が、いつ追加の掛金が必要であるかを判断する上での第1の要因である。

英国の年金制度

英国の制度は、勤務期間平均給与再評価制度（career-average revalued earnings scheme）であり、英国の価格インフレに基づいて給付は自動的に増加する。英国の制度への加入者の通常の退職年齢は60歳である。英国の確定給付年金制度の加入者は、現在又は将来の勤務に係る給付を積み立てていない。その代わりに、現役の従業員は、英国の確定拠出年金制度に加入している。

英国の制度の管理の責任は、現地の年金法で要求される年金受託者委員会とUBS AGが合同で負っている。雇用主の年金基金への拠出には、合意された積立不足解消のための拠出が反映されている。この拠出は、年金受託者委員会とUBS AGが合意した仮定を用いた直近の数理計算上の評価を基に決定される。積立不足が発生した場合、UBS AG及び年金受託者委員会は、法定期限内に積立不足解消計画について合意しなければならない。2016年度に、UBS AGは、積立不足を解消するための拠出を行わなかった（2015年度：316百万スイス・フランの拠出を行った）。

制度資産は多様な金融資産ポートフォリオに投資される。制度資産の一部を、物価インフレに対する部分的なヘッジを提供するインフレ連動債へ投資するため、負債対応投資（LDI）の手法を適用している。物価インフレが増大すれば、DB0は制度資産の公正価値の変動よりも大幅に増加する可能性が高く、このため確定給付負債

純額の増加が生じることになる。制度の規則及び現地の年金法制は、制度の給付に適用できるインフレの増加水準に上限を設けている。

制度には退職に際して制度加入者に生涯にわたる年金給付を保証する義務があるため、平均余命の上昇により制度の負債が増加する。平均余命の変動に対する感応度は、年金の給付が物価インフレに連動していることから、英国の制度において特に高い。

2016年12月31日現在、英国の制度は、DB0が制度資産の公正価値を529百万スイス・フラン超過していたため、IFRSによる測定基準で積立不足（2015年12月31日：50百万スイス・フランの積立超過）であった。

2017年度に英国の確定給付制度に拠出される予定の雇用主掛金は無い。

米国の年金制度

米国には2つの別個の主要な確定給付年金制度がある。米国の両制度への加入者の通常の退職年齢は65歳である。当該制度は新従業員の加入を受け入れておらず、新従業員は代わりに確定拠出制度に加入することができる。

主要な確定給付年金制度の1つは拠出に基づく制度であり、各加入者は給与の一定割合を年金口座に積立てる。年金口座は、1年物米国国債の平均利回りに連動した利率に基づいて利息が年次で発生する。もう1つの主要な確定給付年金制度は、各個人の制度加入者の勤務期間中の平均給与に基づいて退職給付が発生する。この制度では、制度加入者は、退職時に退職給付一時金及び終身年金のいずれかを選択することができる。

現地の州の年金法に基づいて要求されるように、両制度に年金制度受託者がいる。受託者は、UBS AGとともに、制度の管理に連帯責任を負う。UBS AGは、これらの制度の拠出戦略を定期的に見直している。拠出戦略を決定する際、UBS AGは最低積立要件（すなわち、現地の年金に係る規則に基づいて決定された基準で80%の積立比率）及び積立不足の制度を有することから年金給付保証公庫に支払わなければならない保険料のコストを考慮する。2016年度にUBS AGが行った拠出は、172百万スイス・フラン（2015年度：50百万スイス・フラン）であった。

両制度の制度資産は、多様な金融資産ポートフォリオに投資される。各年金制度の受託者は、制度資産に係る投資決定に責任を負う。資産／負債純額のポジションにおけるボラティリティの管理を支援するため、米国の年金制度の1つに負債対応投資（LDI）の手法を適用している。ボラティリティの管理にデリバティブを用いる場合もある。

2015年度に、米国の年金制度の規則が修正され、米国の確定給付年金制度の受給権が確定しているUBS AGの元従業員は、退職年齢時に開始する終身年金ではなく、一時金（又は年金の繰上げ支給）を受け取ることを選択できるようになった。その結果、DB0が24百万スイス・フラン減少し、対応する利得が2015年度の損益計算書に認識された。このうち21百万スイス・フランはウェルス・マネジメント・アメリカズに計上された。

2017年度に米国の確定給付年金制度に拠出される予定の雇用主掛金は、20百万スイス・フランになると見込まれている。

ドイツの年金制度

ドイツにおいては2つの異なる確定給付年金制度があり、共に拠出に基づく制度である。これらの制度へ資金を提供するための年金資産は維持されておらず、給付金はUBS AGが直接支払う。ドイツの制度への加入者の通常の退職年齢は65歳である。2つの年金制度のいずれか大きい方の制度内で、各加入者は年金口座に給与の一定割合を積立てる。制度加入者の口座の累積残高には、年間5%の保証された利息が発生する。もう1つの制度では従業員の選択で金額が毎年積立てられる。この制度では、口座の累積残高が年間ベースで計上され、2009年度より後に積立てられた金額に4%の保証された利息が発生する。ドイツの両制度はドイツの年金法に基づいて規制され、支払期限の到来時に年金給付を支給する責任は完全にUBS AGにある。ドイツの制度では、年金支払額の一部が物価インフレに連動して直接増加する。

2017年度にUBS AGがドイツの制度の加入者に支払う見込みの給付額は9百万スイス・フランと見積もられている。

制度別財務情報

以下の表は、確定給付年金制度に関して貸借対照表に認識された資産／（負債）純額の変動の内訳並びに当期純利益及びその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

確定給付年金制度

単位：百万スイス・フラン	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度		合計	
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
終了事業年度								
期首確定給付債務	22,636	23,956	3,350	3,949	1,619	1,693	27,605	29,598
当期勤務費用	471	589	0	0	9	10	480	599
利息費用	240	270	116	137	62	57	419	463
制度加入者掛金	210	205	0	0	0	0	210	205
再測定	477	(1,231)	922	(441)	125	(8)	1,524	(1,681)
内、人口統計上の仮定の変更に起因する 数理計算上の差(益)／損	(659)	(1,038)	(63)	(122)	3	34	(719)	(1,125)
内、財務上の仮定の変更に起因する 数理計算上の差(益)／損	698	(237)	1,022	(201)	107	(71)	1,827	(509)
内、経験(利得)／損失 ¹	438	44	(37)	(119)	15	28	416	(47)
制度の変更に関連する過去勤務費用	0	0	0	0	0	(24)	0	(24)
縮小	(96)	(81)	0	0	0	0	(96)	(81)
支払給付	(1,074)	(1,071)	(135)	(128)	(98)	(83)	(1,307)	(1,283)
解雇給付	0	1	0	0	0	0	0	1
その他の変動	0	0	0	0	19	0	19	0
為替換算調整	0	0	(549)	(166)	20	(26)	(529)	(192)
期末確定給付債務	22,865	22,636	3,704	3,350	1,755	1,619	28,325	27,605
内、現役の加入者に対して支払う義務のある金額	10,419	10,359	290	255	258	267	10,967	10,881
内、繰延加入者に対して支払う義務のある金額	0	0	2,210	1,864	584	523	2,794	2,388
内、退職者に対して支払う義務のある金額	12,446	12,278	1,204	1,230	913	829	14,563	14,336
期首制度資産の公正価値	23,919	23,931	3,400	3,381	997	1,029	28,316	28,341
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を除く。)	824	109	312	(124)	2	(44)	1,139	(59)
利息収益	258	273	118	118	44	39	420	430
雇用主掛金－解雇給付以外	486	482	0	316	179	57	665	855
雇用主掛金－解雇給付	0	1	0	0	0	0	0	1
制度加入者掛金	210	205	0	0	0	0	210	205
支払給付	(1,074)	(1,071)	(135)	(128)	(98)	(83)	(1,307)	(1,283)
管理費、税金及び保険料支払額	(10)	(10)	0	0	(6)	(8)	(16)	(18)
為替換算調整	0	0	(520)	(163)	26	7	(494)	(156)
期末制度資産の公正価値	24,614	23,919	3,175	3,400	1,144	997	28,934	28,316
期首アセット・シーリングによる影響額	1,283	0	0	0	0	0	1,283	0
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	14	0	0	0	0	0	14	0
アセット・シーリングによる影響額（アセット・ シーリングによる影響額に係る利息費用を除く。）	452	1,283	0	0	0	0	452	1,283
期末アセット・シーリングによる影響額	1,749	1,283	0	0	0	0	1,749	1,283
確定給付資産／(負債)純額	0	0	(529)	50	(611)	(622)	(1,140)	(572)
貸借対照表に認識された資産／(負債)純額の変動								
期首に貸借対照表に認識された資産／(負債)純額	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)
期間年金費用純額	(381)	(515)	2	(18)	(33)	(12)	(412)	(546)
その他の包括利益に認識された金額	(105)	58	(610)	317	(122)	(35)	(837)	339
雇用主掛金－解雇給付以外	486	482	0	316	179	57	665	855
雇用主掛金－解雇給付	0	1	0	0	0	0	0	1
その他の変動	0	0	0	0	(19)	0	(19)	0

為替換算調整	0	0	29	3	6	33	35	36
期末に貸借対照表に認識された資産／(負債)純額	0	0	(529)	50	(611)	(622)	(1,140)	(572)

積立型制度及び非積立型制度

積立型制度からの確定給付債務	22,865	22,636	3,704	3,350	1,316	1,288	27,885	27,274
非積立型制度からの確定給付債務	0	0	0	0	440	331	440	331
制度資産	24,614	23,919	3,175	3,400	1,144	997	28,934	28,316
積立超過／(積立不足)	1,749	1,283	(529)	50	(611)	(622)	609	711
アセット・シーリングによる影響額	1,749	1,283	0	0	0	0	1,749	1,283
確定給付資産／(負債)純額	0	0	(529)	50	(611)	(622)	(1,140)	(572)

¹ 経験(利得)／損失は、確定給付債務の数理計算上の再測定の構成要素であり、以前の数理計算上の仮定と実績との差異の影響を反映している。

当期純利益に認識した金額の内訳

単位：百万スイス・フラン	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度		合計	
終了事業年度	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
当期勤務費用	471	589	0	0	9	10	480	599
確定給付債務に関連する利息費用	240	270	116	137	62	57	419	463
制度資産に関連する利息収益	(258)	(273)	(118)	(118)	(44)	(39)	(420)	(430)
アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用	14	0	0	0	0	0	14	0
管理費、税金及び保険料支払額	10	10	0	0	6	8	16	18
制度の変更	0	0	0	0	0	(24)	0	(24)
縮小	(96)	(81)	0	0	0	0	(96)	(81)
解雇給付	0	1	0	0	0	0	0	1
期間費用純額	381	515	(2)	18	33	12	412	546

その他の包括利益（以下「OCI」という。）に認識された金額の内訳

単位：百万スイス・フラン	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度		合計	
終了事業年度	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
確定給付債務の再測定	(477)	1,231	(922)	441	(125)	8	(1,524)	1,681
制度資産に係る収益(利息収益に含まれる金額を除く。)	824	109	312	(124)	2	(44)	1,139	(59)
アセット・シーリングによる影響額(アセット・シーリングによる影響額に係る利息費用を除く。)	(452)	(1,283)	0	0	0	0	(452)	(1,283)
その他の包括利益に認識された利得／(損失)								
合計(税引前)	(105)	58	(610)	317	(122)	(35)	(837)	339

以下の表は、DB0の期間及び予想される給付の支払時期に関する情報を提供している。

	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度 ¹	
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
確定給付債務の期間(年)	15.1	15.1	22.6	19.7	10.6	11.3

支払いが予想される給付の満期別の内訳

単位：百万スイス・フラン

12ヶ月以内に支払いが予想される給付	1,140	1,146	72	80	103	92
1年から3年以内に支払いが予想される給付	2,204	2,218	164	177	213	185
3年から6年以内に支払いが予想される給付	3,394	3,403	315	338	328	291
6年から11年以内に支払いが予想される給付	5,439	5,526	710	785	562	509
11年から16年以内に支払いが予想される給付	5,041	5,173	856	981	514	510
16年を超えて支払いが予想される給付	17,162	18,892	6,064	7,348	958	1,172

¹ 確定給付債務の期間は、米国及びドイツの制度全体の加重平均期間を表している。**数理計算上の仮定**

- 各年金制度のDB0の測定は、異なる数理計算上の仮定を考慮している。当該仮定が変更されると、DB0にボラティリティが生じることになる。用いられている主要な数理計算上の仮定は以下の通りである。
- －割引率：割引率は、活発な市場において各年金制度の通貨で相場価格が形成される優良社債の利回りに基づいている。その結果、優良社債の利回りが低下すると、年金制度のDB0は増加する。それとは逆に、優良社債の利回りが上昇すると、年金制度のDB0は減少する。
 - －昇給率：制度加入者の昇給率が上昇すると、特にスイスとドイツの制度ではDB0は通常、増加する。英国の制度については、同制度が将来の勤務に対して閉鎖されているため、UBS AGの従業員が将来勤務給付を積立てなくなったことから、昇給によるDB0への影響はない。米国の制度については、全加入者のごく僅少な割合の者のみが継続して将来勤務給付を積立てていることから、昇給によるDB0への影響は軽微である。
 - －年金増加率：スイスの制度には、年金の自動物価スライド制はない。年金額の上昇がある場合は、年金基金委員会が決定する。米国の制度にも同様に、年金の自動物価スライド制はない。英国の制度については、制度の規則及び現地の年金法制に従って、年金額は物価インフレに自動的に連動する。ドイツの制度もまた物価インフレに自動的に連動し、年金の一部は物価インフレにより直接増額される。英国及びドイツで物価が上昇すると、各制度のDB0は増加する。
 - －退職貯蓄に係る金利：スイスの年金制度及び米国の制度のうち1つの制度には退職貯蓄残高があり、毎年金利分増加する。これらの制度については、当該金利が上昇すると、各制度のDB0は増加する。
 - －平均余命：UBS AGの確定給付年金制度の大部分について、各制度は、生涯保証された年金給付を提供する義務を負っている。全制度のDB0は、制度加入者の平均余命に関する、基礎となる最善の見積りを用いて算出される。制度加入者の平均余命が上昇すると、制度のDB0は増加する。

年金制度に用いられる数理上の仮定は、当該制度が運営される管轄区域の実際の経済状況に基づいている。

→ 確定給付年金制度の会計方針の説明については、注記1aの7の項を参照。

数理計算上の仮定の変更

UBS AGは、DB0の算出に用いる数理計算上の仮定を定期的に見直し、その継続的な妥当性を判断している。

スイスの年金制度

2016年度に、UBS AGは、スイスの優良社債のイールド・カーブの構造を改良することにより、割引率の見積方法を引き続き改善させた。さらにUBS AGは、平均余命、従業員身体障害率及び昇給率を見積るためのアプローチも改良した。これらの見積りの変更により、スイスの年金制度のDB0は純額で319百万スイス・フラン減少した。その内訳は、人口統計上の仮定の変更によるDB0の減少659百万スイス・フラン及び財務上の仮定の変更によるDB0の増加339百万スイス・フランである。ただし、これらの見積りの変更による影響額は、経験損失及び市場主導の割引率の変動により相殺され、全体で相殺額が当該影響額を上回った。これにより、再測定されたスイスの制度のDB0は、合計477百万スイス・フランの増額修正となった。この修正額はその他の包括利益に認識された。

2015年度に、割引率の見積方法の改善、並びに昇給率、退職貯蓄に係る金利、従業員の離職率、従業員の身体障害率及び婚姻率を見積るためのアプローチの改良による影響により、スイスの年金制度のDB0が純額で2,055百万スイス・フラン減少した。このうち、1,038百万スイス・フランは人口統計上の仮定、残りの1,017百

万スイス・フランは財務上の仮定に関連するものである。これらの見積りの変更による影響額は、市場主導の割引率の変動により一部相殺された。これにより、再測定されたスイスの制度のDB0は、全体として1,231百万スイス・フランの減額修正となった。この修正額はその他の包括利益に認識された。

スイス以外の年金制度

2016年度及び2015年度の両年度に、さらにUBS AGは、スイス以外の年金制度の様々な数理計算上の仮定の見積りに用いる計算方法を改善し、アプローチを改良した。

これらの見積りの変更により、2016年度における英国の年金制度のDB0は純額で合計63百万スイス・フラン減少した。これは全て人口統計上の仮定に関連するものである。ただし、これらの見積りの変更による影響額は、主に市場主導の割引率の変動により相殺され、全体で相殺額が影響額を上回った。これにより、再測定された英国の制度のDB0は、合計922百万スイス・フランの増額修正となった。この修正額はその他の包括利益に認識された。

これらの見積りの変更により、2015年度における英国の年金制度のDB0は純額で合計192百万スイス・フラン減少した。このうち122百万スイス・フランは人口統計上の仮定、残りの71百万スイス・フランは財務上の仮定に関連するものである。加えて、主に市場主導の割引率の変動により、DB0はさらに減少し、再測定された英国の制度のDB0は、全体で441百万スイス・フランの減額修正となった。この修正額はその他の包括利益に認識された。

以下の表は、期末のDB0の算定に使用された主な数理計算上の仮定を示している。

使用された主な数理計算上の仮定

	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度 ¹	
	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在
単位：(%)						
期末確定給付債務の算定に使用された仮定						
割引率	0.73	1.09	2.69	3.90	3.58	4.01
昇給率	1.30	1.75	0.00	0.00	2.86	2.89
年金増加率	0.00	0.00	3.18	3.02	1.50	1.50
退職貯蓄に対して発生する金利	0.73	1.09	0.00	0.00	1.74	1.48

¹米国及びドイツの制度全体の仮定の加重平均値を表している。

主要制度のための生命表及び平均余命

国		生命表		男性加入者の65歳時の平均余命			
				現在65歳		現在45歳	
				2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
スイス	BVG 2015 G CMI _ 2016 ¹	21.5	21.5	22.9	23.2		
英国	S2PA CMI _ 2015 (予想)	23.7	23.9	25.0	25.6		
米国	RP2014 WCHA及び付随するMP2016死亡率改善スケール ²	22.9	23.0	24.4	24.5		
ドイツ	ドクターK. ヒューベック 2005 G	20.1	20.0	22.8	22.6		

国		生命表		女性加入者の65歳時の平均余命			
				現在65歳		現在45歳	
				2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
スイス	BVG 2015 G CMI _ 2016 ¹	23.4	24.0	24.9	25.7		
英国	S2PA CMI _ 2015 (予想)	25.6	25.8	27.4	28.0		

米国	RP2014 WCHA及び付随するMP2016死亡率改善スケール ²	24.5	24.6	26.1	26.2
ドイツ	ドクターK. ヒューバック 2005 G	24.2	24.1	26.7	26.6

¹ 2015年度はBVG 2010 Gの生命表が使用された。² 2015年度はRP2014 WCHA及び付随するMP 2015死亡率改善スケールの法定生命表が使用された。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析

以下の表は、重要な数理計算上の仮定それぞれの感応度分析を示している。また、DB0が、貸借対照表日において合理的に発生可能と考えられる範囲で、関連する数理計算上の仮定を変更していたとしたら受けたと考えられる影響を示している。不測の事態が発生し、合理的に可能とみなされる代替範囲外の変動が生じる可能性がある。感応度は線形でない場合があるため、DB0に対する全般的な影響を下回る感応度を推定する場合には、注意が必要である。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析¹

確定給付債務の増加／(減少)	スイスの制度		英国の制度		米国及びドイツの制度	
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
単位：百万スイス・フラン						
割引率						
50ベース・ポイントの増加	(1,435)	(1,416)	(388)	(308)	(86)	(84)
50ベース・ポイントの減少	1,630	1,609	452	354	94	92
昇給率						
50ベース・ポイントの増加	86	82	— ²	— ²	1	1
50ベース・ポイントの減少	(79)	(86)	— ²	— ²	(1)	(1)
年金増加率						
50ベース・ポイントの増加	1,178	1,163	435	343	6	6
50ベース・ポイントの減少	— ³	— ³	(377)	(300)	(6)	(5)
退職貯蓄に係る金利						
50ベース・ポイントの増加	264	263	— ⁴	— ⁴	9	8
50ベース・ポイントの減少	(250)	(249)	— ⁴	— ⁴	(8)	(8)
平均余命						
さらに1年の寿命の延び	796	719	136	97	44	42

¹ 感応度分析は、その他の全ての仮定を一定に保っている間の1つの仮定の変更に基づいている。従って、仮定間の相互依存性は除外されている。² 当該制度は、将来の勤務に対して閉鎖されているため、仮定の変更は適用されない。³ 2016年12月31日現在及び2015年12月31日現在の見積年金増加率は0%であったため、仮定の減少方向への変更は該当しない。⁴ 当該制度は、退職貯蓄に係る利息を提供していないため、仮定の変更は適用されない。

制度資産の公正価値

以下の表は、スイス、英国及び米国の年金制度の、制度資産の構成及び公正価値に関する情報を提供している。

制度資産の構成及び公正価値

スイスの制度			
2016年12月31日		2015年12月31日	
公正価値	制度資産 の配分 (%)	公正価値	制度資産 の配分 (%)

	活発な市場 における				活発な市場 における			
単位：百万スイス・フラン	取引相場価格	その他	合計		取引相場価格	その他	合計	
現金及び現金同等物	869	0	869	4	517	0	517	2
不動産／財産								
国内	0	2,689	2,689	11	0	2,647	2,647	11
投資信託								
株式								
国内	938	0	938	4	699	0	699	3
国外	6,558	1,170	7,728	31	6,948	1,085	8,033	34
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	2,222	0	2,222	9	2,112	0	2,112	9
国外、AAAからBBB-	5,877	0	5,877	24	6,109	0	6,109	26
国外、BBB-より下	1,176	0	1,176	5	1,056	0	1,056	4
不動産								
国外	0	42	42	0	0	63	63	0
その他	283	2,776	3,059	12	1,064	1,605	2,669	11
その他の投資	0	15	15	0	0	15	15	0
合計	17,923	6,691	24,614	100	18,505	5,414	23,919	100

	2016年12月31日	2015年12月31日
制度資産の公正価値合計	24,614	23,919
内 ² 、		
UBS AG銀行口座	432	517
UBS AG負債性商品	5	5
UBSグループAG株式	47	38
UBS AGへ貸し付けられた有価証券 ³	1,855	962
UBS AGが占有する財産	83	82
デリバティブ金融商品（契約先UBS AG） ³	(220)	(170)

¹債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び非投資適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。² UBS AG銀行口座は、スイスの年金基金名義の口座を含む。本表に開示されているその他のポジションは、UBS AGの商品への直接投資と間接投資（すなわち、年金基金が投資するファンドを通じて行う投資）の双方を含む。³ UBS AGへ貸し付けられた有価証券及びデリバティブ金融商品は、担保を含む総額で表示されている。UBS AGへ貸し付けられた有価証券は、2016年12月31日及び2015年12月31日現在、担保で全額カバーされている。担保を控除すると、2016年12月31日現在のデリバティブ金融商品は合計76百万スイス・フラン（2015年12月31日：マイナス90百万スイス・フラン）になる。

英国の制度

2016年12月31日	2015年12月31日

	公正価値			制度資産の 配分 (%)	公正価値			制度資産 の配分 (%)
	活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計		活発な市場 における 取引相場価格	その他	合計	
単位：百万スイス・フラン								
現金及び現金同等物	133	0	133	4	426	0	426	13
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	1,131	0	1,131	36	0	0	0	0
国内、BBB-より下	1	0	1	0	0	0	0	0
投資信託								
株式								
国内	39	0	39	1	98	0	98	3
国外	984	0	984	31	1,080	0	1,080	32
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	500	28	528	17	1,305	0	1,305	38
国内、BBB-より下	23	0	23	1	53	0	53	2
国外、AAAからBBB-	245	0	245	8	189	0	189	6
国外、BBB-より下	39	0	39	1	31	0	31	1
不動産								
国内	39	72	111	4	46	68	115	3
その他	(35)	111	76	2	(32)	123	91	3
その他の投資	(144)	10	(134)	(4)	6	7	13	0
制度資産の公正価値合計	2,955	221	3,175	100	3,202	198	3,400	100

¹債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び非投資適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。

米国の制度

2016年12月31日					2015年12月31日			
単位：百万スイス・フラン	公正価値			制度資産の 配分 (加重平均) (%)	公正価値			制度資産の 配分 (加重平均) (%)
	活発な市場 における			合計	活発な市場 における			合計
	取引相場価格	その他			取引相場価格	その他		
現金及び現金同等物	75	0	75	7	52	0	52	5
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	158	0	158	14	56	0	56	6
国内、BBB-より下	13	0	13	1	60	0	60	6
国外、AAAからBBB-	42	0	42	4	17	0	17	2
国外、BBB-より下	1	0	1	0	6	0	6	1

投資信託

株式								
国内	264	0	264	23	240	0	240	24
国外	248	0	248	22	240	0	240	24
債券 ¹								
国内、AAAからBBB-	218	0	218	19	134	0	134	13
国内、BBB-より下	18	0	18	2	13	0	13	1
国外、AAAからBBB-	42	0	42	4	31	0	31	3
国外、BBB-より下	5	0	5	0	3	0	3	0
不動産								
国内	0	11	11	1	0	12	12	1
その他	19	0	19	2	56	42	98	10
保険契約	0	18	18	2	0	17	17	2
資産担保証券	8	0	8	1	14	0	14	1
その他の投資	3	0	3	0	5	0	5	0
制度資産の公正価値合計	1,115	29	1,144	100	926	70	997	100

¹債券の信用格付けは、主にスタンダード・アンド・プアーズの信用格付けに基づいている。AAAからBBB-及びBBB-より下の格付けは、それぞれ投資適格格付け及び非投資適格格付けを表す。その他の格付会社の信用格付けが使用されている場合には、スタンダード・アンド・プアーズの格付区分における同等の格付けに変換されている。

b) 退職後の医療保険制度

UBS AGは米国及び英国において、一部の退職後の従業員及び受益者への医療保障に関連する退職後医療給付を提供している。

英国の退職後医療給付制度は、新従業員の加入を受け入れていない。英国及び米国における退職後医療給付は、全ての種類の医療費を対象としている。当該制度は、事前積立型の制度ではなく、費用は発生時に認識される。米国の退職者は、退職後医療給付費用に対しても支払いを行う。

2017年度にUBS AGが退職後の医療保険制度へ支払う予定の給付額は、6百万スイス・フランと見積られている。

以下の表は、期首から期末までの退職後の医療制度に関して貸借対照表に認識された資産／負債純額の増減の内訳、並びに当期純利益及びその他の包括利益に認識された金額の内訳を提供している。

退職後の医療保険制度

単位：百万スイス・フラン	英国の制度		米国の制度		合計	
終了事業年度	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
期首退職後給付債務	25	32	59	53	84	85
当期勤務費用	0	0	0	0	0	0
利息費用	1	1	3	2	3	3
制度加入者掛金	0	0	2	2	2	2
再測定	6	(6)	7	9	13	3
内、人口統計上の仮定の変更に起因する数理計算上の差(益)／損	1	2	(1)	2	0	4
内、財務上の仮定の変更に起因する数理計算上の差(益)／損	5	(1)	1	(2)	6	(3)
内、経験(利得)／損失 ¹	0	(7)	6	9	6	2

支払給付 ²	(1)	(1)	(7)	(8)	(8)	(10)
為替換算調整	(4)	(2)	1	1	(3)	(1)
期末退職後給付債務	26	25	65	59	91	84
内、現役の加入者に対して支払う義務のある金額	6	5	0	0	6	5
内、繰延加入者に対して支払う義務のある金額	0	0	0	0	0	0
内、退職者に対して支払う義務のある金額	21	20	65	59	86	79
期末制度資産の公正価値	0	0	0	0	0	0
退職後給付資産／(負債)純額	(26)	(25)	(65)	(59)	(91)	(84)
当期純利益に認識された金額の内訳						
当期勤務費用	0	0	0	0	0	0
退職後給付債務に関連する利息費用	1	1	3	2	3	3
期間費用純額	1	1	3	2	4	4
その他の包括利益（以下「OCI」という。）に認識された金額の内訳						
退職後給付債務の再測定	(6)	6	(7)	(9)	(13)	(3)
その他の包括利益に認識された利得／(損失)合計、税引前	(6)	6	(7)	(9)	(13)	(3)

¹経験(利得)／損失は、退職後給付債務の数理計算上の再測定の構成要素であり、以前の数理計算上の仮定と実績との差異の影響を反映している。²支払給付は雇用主掛金及び制度加入者掛金により賄われている。

数理計算上の仮定

各医療保険制度の退職後給付債務の測定は、それぞれ異なる数理上の仮定を考慮している。医療保険制度の退職後給付債務の算出には、年金制度のDB0と同じ国別の割引率を適用している。仮定が変更されると、退職後給付債務にボラティリティが生じることになる。用いられている主要な仮定は、以下の通りである。

－割引率：確定給付制度の場合と同様に、優良社債の利回りが低下すると、これらの制度の退職後給付債務は増加する。それとは逆に、優良社債の利回りが上昇すると、これらの制度の退職後給付債務は減少する。

－平均医療費趨勢率：医療費が増加すると、一般的に退職後給付債務は増加する。

－平均余命：これらの制度では一部の制度加入者が生涯給付を受けるため、平均余命が上昇すると、退職後給付債務は増加する。

数理計算上の仮定の変更

UBS AGは、退職後給付債務の算定に用いる数理計算上の仮定を定期的に見直し、その継続的な妥当性を判断している。2016年度及び2015年度に、UBS AGはいくつかの数理計算上の仮定の見積りに用いる計算方法を改善し、アプローチを改良した。これらの見積りの改善により、退職後給付債務が純額で増加した。

年度末の退職後給付債務の算定に使用された主な数理上の仮定は、以下の通りである。

使用された主な数理計算上の仮定¹

	英国の制度		米国の制度 ²	
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
単位：％				
割引率	2.69	3.90	3.97	4.23
平均医療費趨勢率－当初	5.10	5.10	7.03	6.75
平均医療費趨勢率－最終	5.10	5.10	4.50	5.00

¹平均余命に関する仮定は注記26aに記載されている。²米国の制度全体の見積りの加重平均値である。

重要な数理計算上の仮定の感応度分析

以下の表は、重要な数理計算上の仮定それぞれの感応度分析を示している。これは、退職後給付債務が、貸借対照表日現在で合理的に発生可能な、関連する数理計算上の仮定の変更によりいかに影響を受けることにな

るかを表している。不測の事態が発生し、合理的に可能とみなされる代替範囲外の変動が生じる可能性がある。感応度は線形でない場合があるため、退職後給付債務に対する全般的な影響を下回る感応度を推定する場合には、注意が必要である。

重要な数値計算上の仮定の感応度分析¹

退職後給付債務の増加／(減少)	英国の制度		米国の制度	
	2016年 12月31日	2015年 12月31日	2016年 12月31日	2015年 12月31日
単位：百万スイス・フラン				
割引率				
50ベース・ポイントの増加	(2)	(1)	(3)	(3)
50ベース・ポイントの減少	2	2	3	3
平均医療費増勢率				
100ベース・ポイントの増加	4	3	2	1
100ベース・ポイントの減少	(3)	(3)	(1)	(1)
平均余命				
さらに1年の寿命の延び	2	2	5	5

¹感応度分析は、その他の全ての仮定を一定に保っている間の1つの仮定の変更に基づいている。従って、仮定間の相互依存性は除外されている。

c) 確定拠出制度

UBS AGは、スイス以外の拠点において多くの確定拠出制度も提供している。重要な確定拠出制度を提供している拠点は、米国及び英国である。一部の制度では、従業員が拠出し、UBS AGから対応する掛金又は他の拠出を得ることが出来る。2016年、2015年及び2014年12月31日終了事業年度に費用として認識された、確定拠出制度に対する雇用主掛金の額は、それぞれ236百万スイス・フラン、239百万スイス・フラン及び244百万スイス・フランであった。

d) 関連当事者に関する情報開示

UBS AGは、スイスにおけるUBS AGの年金基金を取り扱う、銀行サービスの主要プロバイダーである。この機能においては、UBS AGは、当該年金基金に係る銀行業務のほとんどを実施している。これらに該当する業務には、トレーディング及び有価証券貸借、並びにデリバティブ取引が含まれることがあるが、それらに限定されない。スイス以外のUBS AGの年金基金は、UBS AGとの間で同様の取引銀行としての関係を有していない。

当行はスイスの年金基金が所有する不動産の一部のリースを受けている。2016年12月31日現在、関連するリースに基づくスイス年金基金への最小契約債務は、約11百万スイス・フラン（2015年12月31日：11百万スイス・フラン）である。

→ スイス年金基金が保有するUBS AGの金融商品に対する投資の公正価値に関する詳細については、注記26aの「制度資産の構成及び公正価値」の表を参照。

以下は、UBS AGがこれらの銀行業務及び契約に関連して、スイス、英国及び米国の年金制度及びその他の退職後給付制度から受領した又は当該制度へ支払った金額である。

関連当事者に関する情報開示

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
UBS AGによる受取			
報酬	36	33	33
UBS AGによる支払			

リース料	4	5	6
利息	(1)	(1)	0
配当及び元本返済	15	14	4

UBSグループAG株式及びUBS AGの負債性商品の取引高、並びに12月31日現在のUBSグループAG株式の保有高は、以下の通りである。

取引高－UBSグループAG株式及びUBS AGの負債性商品

	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
年金基金が購入した金融商品		
UBSグループAG株式（千株単位）	2,427	1,544
UBS AG負債性商品（額面 百万スイス・フラン）	0	3
年金基金が売却した、又は満期償還された金融商品		
UBSグループAG株式（千株単位）	1,618	2,255
UBS AG負債性商品（額面 百万スイス・フラン）	0	4

年金制度及びその他の退職後給付制度によるUBSグループAG株式の保有高

	2016年12月31日	2015年12月31日
株式数（千株単位）	18,363	17,737
公正価値（百万スイス・フラン）	293	344

注記27 持株参加制度及びその他の報酬制度

a) 提供されている制度

UBSグループは、規制要件を引き続き満たしながら、グループ執行委員会（以下「GEB」という。）のメンバー、主たるリスクテイカー及びその他の従業員の利益を投資家の利益と整合させるために、各種持株参加制度及びその他の報酬制度を運営している。本注記では、2016年の業績年度（2017年度に付与）に関連した、当グループが提供している最も重要な制度、及び過年度の最も重要な制度でその費用の一部を2016年度に処理したのに関して説明する。

→ 持株参加制度及びその他の報酬制度に係る会計方針の説明は、注記1 aの6の項を参照。

強制的な株式報酬制度

株式所有制度（以下「EOP」という。）:

EOPは、報酬総額が300,000スイス・フラン／米ドルを超える全ての従業員を対象とした強制的な株式報酬制度である。当該従業員は、年間業績連動報酬の一部（所定の水準を上回る部分。）を、概念上の株式の形で受領する。さらに、GEBのメンバー、主たるリスクテイカー、グループ・マネージング・ディレクター（以下「GMD」という。）又はインセンティブ報奨が一定の水準を上回る従業員に付与される概念上の株式には業績条件が付されている。この業績条件は、当グループの有形資本利益率及び部門の帰属持分利益率（コーポレート・センターの従業員については、全事業部門の連結帰属持分利益率）に基づいている。代替報奨など、通常の業績年度サイクルから外れて提供される一部の報奨は、EOP制度の規則に基づく繰延現金の形式による場合がある。

概念上の株式は、権利確定時にUBS株式を受領する約束を表しており、権利確定期間に議決権を有するものではない。2014年2月より前に付与された概念上の株式には配当に対する権利がないが、2014年2月以降に付与された報奨には、配当相当額（概念上の株式又は現金で支払われる場合があり、当該報奨と同一の条件で権利が確定する。）を受け取る権利がある。報奨は、法律上又は税務上の理由により禁止されている管轄区域を除

き、権利確定時にUBS株式の交付により決済される。EOP報奨は通常、付与後2年目及び3年目（GEBのメンバーについては通常、付与後3年目、4年目及び5年目）に均等額で権利が確定する。当該報奨に対する権利は他の状況の中でも特に、UBSにおける雇用を自己都合で終了した時点で通常、失効可能となる。

上級管理者株式所有制度（以下「SEEOP」という。）：

2012年2月まで、GEBのメンバー及び一定の上級管理者は、強制的に繰り延べられる報酬の一部を、UBS株式又は概念上の株式で受領した。当該株式は、5年間の権利確定期間にわたって均等に権利が確定し、所定の条件が満たされなかった場合には失効可能となるものであった。権利確定予定年度の前事業年度において、従業員の属する事業部門又は当グループ全体が、利益を上げている必要がある。SEEOPに基づき付与された報奨は、権利確定時にUBS株式の交付により決済される。2012年度以降、SEEOP報奨は付与されていない。

役職ベース給（以下「RBA」という。）：

EUの規制を受ける企業の一部の従業員は、基本給に加えてRBAを受け取る権利を有する。この手当は特定の役職の市場価値を反映するものであり、当該従業員がかかる役職に従事する限りにおいて支払われる。RBAは市場の慣行に従って提供され、通常、現金で支払われる。英国におけるRBAは、一部が現金で、一定の基準を上回る部分は売却制限のあるUBS株式の形で付与される。当該株式は、2年後及び3年後に均等に制限が解除される。報酬費用は、付与された年度に認識される。

強制的な繰延現金報酬制度

繰延条件付資本制度（以下「DCCP」という。）：

DCCPは、報酬総額が300,000スイス・フラン／米ドルを超える全ての従業員を対象とした、強制的な繰延現金報酬制度である。2015年1月までに付与されたDCCP報奨は、権利確定時に現金で支払を受ける権利を示している。2015年2月以降に付与された報奨については、DCCPは、概念上のその他Tier 1（以下「AT1」という。）資本商品の形を取っている。当該報奨は、UBSの裁量で現金支払い又は市場性のあるAT1資本商品の形で決済される場合がある。トリガー事由又は存続事由がない限り、報奨は付与から5年経過後に全額で権利が確定する。DCCPに基づき付与された報奨は、UBSの普通株式Tier 1自己資本比率が、GEBのメンバーについては10%、他の全従業員については7%を下回った場合に減額される。さらに、報奨が失効するケースとして、存続事由が発生した場合、すなわち、FINMAがUBSに対し、UBSの支払不能、破産もしくは不履行を回避するためにDCCPを減額しなければならない旨を書面で通知するか、又はかかる事由を回避するのに必要な特別支援の確約をUBSが公共部門から受ける場合がある。加えて、UBSが調整後税引前利益を達成できない権利確定期間中の各年度において、GEBのメンバーは当該報奨の20%を喪失する。2015年1月までに付与された報奨については、UBSが前年度に調整後税引前利益を達成したことを条件として、当該報奨に係る利息が年に1回支払われる。2015年2月以降に付与された報奨については、利息の支払いは任意である。他にも該当する状況はあるが、当該報奨は、たとえば自己都合によりUBSとの雇用を終了した時点で通常、失効可能となる。

長期繰延保有優先インセンティブ制度（以下「LTDRSIS」という。）：

LTDRSISに基づく報奨は、2014年までオーストラリアの従業員に付与され、オーストラリアの事業の収益性に基づく利益の分配額を表す。報奨は3年経過後に確定するが、権利確定の前年（暦年）に事業が損失を計上した場合には、支払予定額のうち未払分について減額されることを認める契約を含んでいる。当該報奨は、通常、自己都合によりUBSとの雇用を終了した時点で失効可能となる。

アセット・マネジメントのEOP：

アセット・マネジメントの一部の従業員の繰延報酬と管理するファンドのパフォーマンスを整合させるため、当該従業員に対し、EOP報奨が現金決済型の概念上のファンドの形で付与される。交付される金額は、基礎となる投資信託の権利確定時の価額によって決定する。他にも該当する状況はあるが、当該報奨は、たとえば自己都合によりUBSとの雇用を終了した時点で通常、失効可能となる。

ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬

ファイナンシャル・アドバイザーの報酬制度は通常、主に定式に基づき、事業活動の水準に比例して変動する現金支払い及び繰延報奨を提供する。

UBSはまた、主に採用のインセンティブとして、並びに一定の適格な現役ファイナンシャル・アドバイザーが特定の収益成果及びその他の業績条件を達成するためのインセンティブとして、一定の新規のファイナンシャル・アドバイザーと報酬契約を締結する場合がある。当該報酬は、継続雇用の期間に稼得されて従業員に支払われる場合があるが、一定の状況において失効することがある。

グロースプラス：

グロースプラスは、2010年から2017年の間の収益成果及び勤務期間が規定の基準を超える特定の適格ファイナンシャル・アドバイザーのためのプログラムである。報酬契約は2010年度、2011年度及び2015年度に付与され、2018年度に追加付与される予定である。当該報酬は付与から7年間にわたって分配されるが、2018年度の契約に関しては5年間にわたって分配される。

パートナープラス：

パートナープラスは、一定の適格ファイナンシャル・アドバイザーのための強制的な繰延現金報酬制度である。報酬（UBS AGによる会社の拠出金）は業績年度の規定の定式に基づいている。加入者は、給与の一定割合を上限として、本来は当該年度に支払われるべき金額を任意で追加拠出することもできる。この追加金額分は、拠出時に権利が確定する。会社の拠出金及び任意の拠出金は、制度の条件に従って利息が生じる。加入者は、利息を得るのではなく、任意の拠出金として受け取ることを選択することができる。当該拠出金には、権利確定した会社の拠出金とともに様々なミューチュアル・ファンドの実績を基準とした概念上の利益が生じる。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方に係る利息は、付与日後の6年から10年間に20%ずつ定率で権利が確定する。会社の拠出金並びに会社の拠出金及び任意の拠出金の両方の概念上の利益に係る利息は、一定の状況において失効する。

その他の株式報酬制度

株式プラス制度（以下「株式プラス」という。）：

株式プラスは、任意の制度で、適格従業員に対して、UBS株式を市場価値で購入し、年間の上限までは、3株購入ごとに概念上の株式1株を受け取ることができる機会を与えている。業績報酬から年1回株式を購入する、及び/又は給与からの控除により毎月1回、株式を購入することができる。購入した株式を3年間保有した場合、さらに通常は当該従業員が引き続き雇用されている場合に、概念上の株式の権利が確定する。2014年4月以降に付与された概念上の株式については、従業員は配当相当額（概念上の株式及び/又は現金で支払われる場合がある。）を受け取る権利を有する。

主要従業員株式増価受益権制度（以下「KESAP」という。）及び主要従業員株式オプション制度（以下「KESOP」という。）：

2009年度まで、主要従業員及び有能な従業員に対して、裁量的に株式で決済される株式増価受益権（以下「SAR」という。）又はUBS株式に係るオプションが付与されていた。その行使価格は、付与日のUBS株式の公正市場価値以上であった。SARは、付与日と行使日との間のUBS株式の市場価格の上昇分に相当する数量でUBS株式を受領する権利を、従業員に付与するものである。1オプションで、保有者はUBSの登録株式1株をオプション行使価格で取得する権利を得る。SAR及びオプションは、法的理由により禁止されている管轄区域を除き、UBS株式の交付により決済される。本報酬は通常、UBSにおける雇用が終了した時点で失効可能となる。2009年度以降、オプション及びSAR報酬のいずれも付与されていない。

b) 損益計算書への影響

当事業年度及び将来の期間における損益計算書への影響

以下の表は、2016年12月31日終了事業年度に認識された、業績報酬及びその他の変動報酬（ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザーの報酬を含む。）に関連する報酬費用、並びに2017年度以降の損益計算書に認識される予定の繰延報酬費用についての情報を示したものである。表中の繰延報酬費用には、権利確定済及び権利未確定の報酬も含まれている。これは、2016年の業績年度に関連している。当該報酬の大半は2017年2月に付与された。2016年12月31日までに付与された株式報酬のうち、権利未確定分に係る報酬費用の総額は、加重平均期間である2.0年間にわたって将来の期間に認識される予定である。

人件費－認識及び繰延¹

	2016年度人件費			2017年度以降に繰り延べられた人件費		
	2016年度の 報奨に関連 する費用	過年度の 報奨に関連 する費用	合計	2016年度の 報奨に関連	過年度の 報奨に関連	合計
単位：百万スイス・フラン						
業績報奨						
現金による業績報奨	1,817	(42)	1,775	0	0	0
繰延条件付資本制度	133	295	428	266	468	735
繰延現金制度	0	6	6	0	5	5
株式所有制度－UBS株式	214	485	699	372	356	727
株式所有制度－概念上のファンド	26	39	65	34	27	60
業績報奨合計	2,191	781	2,972	671	856	1,527
変動報酬						
変動報酬－その他	266	151	418 ²	162 ³	301 ⁴	463
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 －現金支払額	2,506	0	2,506	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	43	756	799	607	2,120	2,727
グロースプラス及びその他の繰延制度	112	199	311	139	773	912
UBS株式制度	33	48	81	57	120	177
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ⁵	2,695	1,002	3,697	804	3,013	3,816
合計	5,152	1,935	7,087	1,637	4,169	5,806

¹ 2016年度の株式報酬に係る人件費の総額は910百万スイス・フランであり、業績報奨（699百万スイス・フラン）、その他の変動報酬（40百万スイス・フラン）、役職ベース給（39百万スイス・フラン）、ウェルス・、マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザー報酬（81百万スイス・フラン）、株式プラス制度（24百万スイス・フラン）及び社会保険料（27百万スイス・フラン）に関連している。株式決済型の株式報酬に係る人件費の総額（社会保険料を除く。）は、861百万スイス・フランである。² 代替支払額86百万スイス・フラン（内、62百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額73百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金217百万スイス・フラン（全額が2016年度に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金188百万スイス・フラン（内、163百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。³ 2016年度DCCP報奨（2017年度に付与）に係るDCCP利息費用98百万スイス・フランが含まれている。⁴ 2015年度、2014年度及び2013年度DCCP報奨（それぞれ2016年度、2015年度及び2014年度に付与）に係るDCCP利息費用243百万スイス・フランが含まれている。⁵ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

人件費－認識及び繰延¹

	2015年度人件費			2016年度以降に繰り延べられた人件費		
	2015年度の 報奨に関連 する費用	過年度の 報奨に関連 する費用	合計	2015年度の 報奨に関連	過年度の 報奨に関連	合計
単位：百万スイス・フラン						
業績報奨						
現金による業績報奨	2,073	(94)	1,980	0	0	0

繰延条件付資本制度	172	258	429	343	446	789
繰延現金制度	0	12	12	0	3	3
株式所有制度－UBS株式	261	461	722	524	338	861
株式所有制度－概念上のファンド	28	38	67	34	35	69
業績報奨合計	2,535	675	3,210	900	822	1,722
変動報酬						
変動報酬－その他	184	162	346 ²	248 ³	293 ⁴	541
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 －現金支払額	2,460	0	2,460	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	43	692	735	940	1,899	2,839
グロースプラス及びその他の繰延制度	132	142	275	710	456	1,166
UBS株式制度	37	45	82	66	115	182
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ⁵	2,673	879	3,552	1,716	2,470	4,186
合計	5,391	1,716	7,108	2,864	3,585	6,449

¹ 2015年度の株式報酬に係る人件費の総額は966百万スイス・フランであり、業績報奨（722百万スイス・フラン）、その他の変動報酬（54百万スイス・フラン）、役職ベース給（26百万スイス・フラン）、ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザー報酬（82百万スイス・フラン）、株式プラス制度（21百万スイス・フラン）及び社会保険料（61百万スイス・フラン）に関連するものである。株式決済型の株式報酬に係る人件費の総額（社会保険料を除く。）は、858百万スイス・フランである。² 代替支払額76百万スイス・フラン（内、65百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額86百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金157百万スイス・フラン（全額が2015年度に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金198百万スイス・フラン（内、183百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。³ 2015年度DCCP報奨（2016年度に付与）に係るDCCP利息費用160百万スイス・フランが含まれている。⁴ 2014年度、2013年度及び2012年度DCCP報奨（それぞれ2015年度、2014年度及び2013年度に付与）に係るDCCP利息費用200百万スイス・フランが含まれている。⁵ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

人件費－認識及び繰延¹

単位：百万スイス・フラン	2014年度人件費			2015年度以降に繰り延べられた人件費		
	2014年度の 報奨に関連 する費用	過年度の 報奨に関連 する費用	合計	2014年度の 報奨に関連	過年度の 報奨に関連	合計
業績報奨						
現金による業績報奨	1,822	(108)	1,714	0	0	0
繰延条件付資本制度	155	194	349	312	386	698
繰延現金制度	0	12	12	0	8	8
株式所有制度－UBS株式	215	444	659	459	367	826
インセンティブ・パフォーマンス制度	0	21	21	0	0	0
UBS株式制度合計	215	465	680	459	367	826
株式所有制度－概念上のファンド	24	41	65	36	33	69
業績報奨合計	2,216	604	2,820	807	794	1,601

変動報酬

変動報酬－その他	260	206	466 ²	307 ³	340 ⁴	647
ファイナンシャル・アドバイザー報酬 －現金支払額	2,396	0	2,396	0	0	0
採用したファイナンシャル・アドバイザーとの 報酬コミットメント	39	636	675	524	2,058	2,582
グロースプラス及びその他の繰延制度	81	153	234	189	528	717
UBS株式制度	23	57	80	41	143	184
ウェルス・マネジメント・アメリカズ： ファイナンシャル・アドバイザー報酬 ⁵	2,539	846	3,385	754	2,729	3,483
合計	5,015	1,656	6,671	1,868	3,863	5,731

¹ 2014年度の株式報酬に係る人件費の総額は942百万スイス・フランであり、以下に関連するものである。業績報奨（680百万スイス・フラン）、その他の変動報酬（113百万スイス・フラン）、役職ベース給（9百万スイス・フラン）、ウェルス・マネジメント・アメリカズのファイナンシャル・アドバイザー報酬（80百万スイス・フラン）、株式プラス制度（19百万スイス・フラン）及び社会保険料（42百万スイス・フラン）に関連するものである。株式決済型の株式報酬に係る人件費の総額（社会保険料を除く。）は、909百万スイス・フランである。² 代替支払額81百万スイス・フラン（内、70百万スイス・フランは過年度に関連）、失効による貸方計上額70百万スイス・フラン（全額が過年度に関連）、退職金162百万スイス・フラン（全額が2014年度に関連）並びに雇用継続制度及びその他の支払金292百万スイス・フラン（内、206百万スイス・フランは過年度に関連）が含まれている。³ 2014年度DCCP報奨（2015年度に付与）に係るDCCP利息費用121百万スイス・フランが含まれている。⁴ 2013年度及び2012年度DCCP報奨（それぞれ2014年度及び2013年度に付与）に係るDCCP利息費用161百万スイス・フランが含まれている。⁵ ファイナンシャル・アドバイザー報酬は、ファイナンシャル・アドバイザーが貢献した収益で報酬対象部分に直接基づいたグリッドベースの報酬、並びにファイナンシャル・アドバイザーの生産性、在職期間、資産及びその他の変数を基に算定された追加的な報酬から構成されている。これには、採用時にファイナンシャル・アドバイザーと締結した報酬コミットメントに関連する費用（権利確定条件の対象となっている。）が含まれている。繰延費用として反映されている金額は、貸借対照表日現在の繰り延べられた最大エクスポージャーを表す。

c) 当期中の増減**UBS株式及びパフォーマンス・シェア報奨**

UBS株式及び概念上の株式報奨の増減は、以下の通りであった。

UBS株式報奨

	2016年度株式数	付与日における 加重平均公正価値 (スイス・フラン)	2015年度株式数	付与日における 加重平均公正価値 (スイス・フラン)
期首残高	427,443	18	467,848	15
当期株式付与	199,755	13	259,334	17
当期分配	(115,014)	18	(279,415)	15
当期失効	0	0	(20,323)	19
期末残高	512,185	16	427,443	18
内、会計目的上権利確定した株式	189,953		138,908	

全ての条件が満たされたため、2016年及び2015年12月31日終了事業年度において法的に権利が確定し分配された株式の公正価値は、それぞれ2百万スイス・フラン及び5百万スイス・フランであった。

d) 評価**UBS株式報奨**

UBS AGは、付与日におけるスイス証券取引所でのUBS株式の平均株価に基づき、権利確定後の売却及びヘッジ制限、権利確定条件でない条件及び市況を適宜考慮して、報酬費用を測定している。権利確定後の売却及びヘッジ制限の対象となる株式報酬の公正価値は、権利確定後に制限を受ける期間を基に割り引かれ、譲渡制限期間に係るアット・ザ・マネーの状態にあるヨーロピアンタイプのプット・オプションの購入原価が参照される。配当請求権のない概念上の株式の付与日における公正価値についても、付与日から分配までの間に支払われる将来の予想配当額の現在価値が控除される。

[次へ](#)

注記28 子会社及び他の企業への関与**a) 子会社への関与**

UBS AGでは、重要な子会社を、個別に又は総体として、UBS AGの財政状態又は経営成績に大きく貢献する企業と定義する。この定義に用いられる基準には、IFRS第12号、スイスの規制及び米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）の規則に準拠した、子会社の資本並びにUBS AGの資産合計及び税引前純損益に対する当該子会社の寄与などが含まれる。

個別に重要な子会社

以下の2つの表は、2016年12月31日現在のUBS AGの個別に重要な子会社の一覧である。別途記載のない限り、以下に記載した子会社の資本金は普通株式のみで構成され、その全株式をUBS AGが所有している。所有持分比率は、UBS AGが保有する議決権付株式数に等しい。

各設立管轄地域が所在する国は通常、主要な事業所でもある。UBS Europe SEは、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、スペインの支店など、多くのEU加盟国に支店及び事務所を有している。

2016年12月31日現在の個別に重要な子会社

会社名	設立管轄地域	主要事業部門	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
UBS Americas Holding LLC	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 2,250.0 ¹	100.0
UBS Asset Management AG	Zurich, Switzerland	アセット・マネジメント	CHF 43.2	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Europe SE	Frankfurt, Germany	ウェルス・マネジメント	EUR 176.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Limited	London, United Kingdom	インベストメント・バンク	GBP 226.6	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 1,283.1 ²	100.0
UBS Switzerland AG	Zurich, Switzerland	パーソナル&コーポレート・バンキング	CHF 10.0	100.0

¹ 普通株式資本1,000米ドル及び無議決権優先株式資本2,250,000米ドルから成る。² 普通株式資本100,000米ドル及び無議決権優先株式資本1,283,000,000米ドルから成る。

2016年度中に、アセット・マネジメントの事業子会社の大部分がUBS Asset Management AGに譲渡され、同事業部門の米国外のグローバル活動をカバーする持株体制が構築された。また2016年度に、UBS AGのウェルス・マネジメントの直接子会社であるUBS (Italia) SpA、UBS (Luxembourg) S.A.（同社のオーストリア、デンマーク及びスウェーデンの支店を含む。）、UBS Bank S.A. (Madrid)及びUBS Bank (Netherlands) B.VがUBS Deutschland AGに統合され、UBS Europe SEに社名が変更された。同社の本社所在地はドイツのフランクフルトである。

UBS Americas Holding LLC、UBS Asset Management AG、UBS Europe SE、UBS Limited及びUBS Switzerland AGは、UBS AGの完全子会社である。UBS Bank USA、UBS Financial Services Inc.及びUBS Securities LLCは、UBS Americas Holding LLCの直接又は間接の完全子会社である。

その他の子会社

以下の表に一覧表示したUBS AGのその他の子会社は、個別には重要ではないが、UBS AGの資産合計及び合算した税引前利益の基準を超えることから、米国SECが設定した要求事項に従って選択された企業である。

2016年12月31日現在のその他の子会社

会社名	設立管轄地域	主たる事業部門	資本金 単位：百万	累積持分比率 (%)
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Americas) Inc.	Wilmington, Delaware, USA	アセット・マネジメント	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Australia) Ltd	Sydney, Australia	アセット・マネジメント	AUD 20.1 ¹	100.0
UBS Asset Management (Deutschland) GmbH	Frankfurt, Germany	アセット・マネジメント	EUR 7.7	100.0
UBS Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, Hong Kong	アセット・マネジメント	HKD 150.0	100.0
UBS Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	アセット・マネジメント	JPY 2,200.0	100.0
UBS Asset Management (Singapore) Ltd	Singapore, Singapore	アセット・マネジメント	SGD 4.0	100.0
UBS Asset Management (UK) Ltd	London, United Kingdom	アセット・マネジメント	GBP 125.0	100.0
UBS Business Solutions US LLC	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 0.0	100.0
UBS Card Center AG	Glattbrugg, Switzerland	パーソナル&コーポレート・バンキング	CHF 0.1	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	ウェルス・マネジメント・アメリカズ	USD 0.0	100.0
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	アセット・マネジメント	EUR 13.0	100.0
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	アセット・マネジメント	CHF 1.0	100.0
UBS Hedge Fund Solutions LLC	Wilmington, Delaware, USA	アセット・マネジメント	USD 0.1	100.0
UBS O'Connor LLC	Dover, Delaware, USA	アセット・マネジメント	USD 1.0	100.0
UBS Real Estate Securities Inc.	Wilmington, Delaware, USA	インベストメント・バンク	USD 0.0	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	アセット・マネジメント	USD 9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	インベストメント・バンク	THB 500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	インベストメント・バンク	AUD 0.3 ¹	100.0
UBS Securities India Private Limited	Mumbai, India	インベストメント・バンク	INR 140.0	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd.	Tokyo, Japan	インベストメント・バンク	JPY 56,450.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd	Singapore, Singapore	インベストメント・バンク	SGD 420.4	100.0
UBS Services LLC	Wilmington, Delaware, USA	コーポレート・センター	USD 0.0	100.0
UBS South Africa (Proprietary) Limited	Sandton, South Africa	インベストメント・バンク	ZAR 0.0	100.0
UBS UK Properties Limited	London, United Kingdom	コーポレート・センター	GBP 132.0	100.0
000 UBS Bank	Moscow, Russia	インベストメント・バンク	RUB 3,450.0	100.0
Topcard Service AG	Glattbrugg, Switzerland	パーソナル&コーポレート・バンキング	CHF 0.2	100.0

¹ 償還可能優先株式に関する概念上の金額を含む。

2016年度に、インベストメント・バンクの事業活動を行っている子会社であるUBS Italia SIM SpAは、クロスボーダーの合併取引を通じてロンドンのUBS Limitedの支店に組織変更された。

連結範囲の変更

2016年度中に、買収又は売却により、連結範囲に追加された又は連結範囲から除外された重要な子会社はなかった。

非支配持分

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、非支配持分はUBS AGにとって重要ではなかった。さらに両日現在、非支配持分の防衛的権利により、UBS AGが子会社の資産にアクセス又は使用する能力、及び負債を決済する能力に重要な制約はなかった。

連結ストラクチャード・エンティティ

UBS AGは、ストラクチャード・エンティティ（以下「SE」という。）の関連性のある活動に対するパワーを有している場合、変動リターンへのエクスポージャーを有している場合、及びそのパワーを当該リターンに影響を及ぼすように行使する能力を有している場合に当該SEを連結する。連結SEには、特定の投資信託、証券化ビークル及び顧客投資ビークルが含まれる。UBS AGの個別に重要な子会社の中にSEはない。

投資信託SEは通常、UBS AGの意思決定権を伴うその総エクスポージャーが、本人として当該パワーを行使する能力を示唆する場合に連結される。一般的にUBS AGはファンド・マネジャーとして意思決定権を有し、管理報酬を稼得するとともに、ファンド開始時にシード資金を供給するか又はファンドのユニットの相当割合を保有することになる。他の投資家に意思決定者としてのUBS AGを解任する実質的な権限がない場合、UBS AGは支配しているとみなされるため、当該ファンドを連結する。

証券化SEは通常、UBS AGが、当該SEが発行した資産担保証券の相当割合を保有し、資産ポートフォリオのサービサーを任意に解任する権限を有する場合に連結される。

顧客投資SEは通常、UBS AGが当該SEに対する実質的な清算権又は当該SEが保有する資産に対する意思決定権を有し、当該SEと行ったデリバティブ取引又は当該SEが発行した債券の保有を通じて変動リターンへのエクスポージャーを有する場合に連結される。

2016年度及び2015年度において、UBS AGは、連結SEに財務的支援を行う必要が生じる可能性のある契約上の義務を負っていない。さらに、UBS AGは、UBS AGが契約上支援を行う義務がない場合に、連結SEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGには将来においても支援を行う意図はない。加えて、UBS AGは、過年度に連結されていないが当報告期間に支配するに至ったSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。

b) 関連会社及び共同支配企業への関与

2016年及び2015年12月31日現在、UBS AGにとって個別に重要な関連会社又は共同支配企業はなかった。さらに、関連会社又は共同支配企業が現金配当の形式でUBS AGもしくはその子会社に資金を移転する、又は貸付金もしくは前渡金を返済する能力に重要な制約はなかった。UBS AGの関連会社又は共同支配企業に関する公表市場価格はなかった。

関連会社又は共同支配企業に対する投資

単位：百万スイス・フラン	2016年 12月31日	2015年 12月31日
期首帳簿価額	954	927
取得	3	12
処分	(2)	(2)
包括利益に対する持分	82	151
内、純利益に対する持分 ^{1,2}	106	169
内、その他の包括利益に対する持分 ³	(24)	(18)
受取配当金	(50)	(114)
為替換算調整	(23)	(20)
期末帳簿価額	963	954
内、関連会社	934	925
内、UBS Securities Co. Limited, Beijing ⁴	392	411

内、SIX Group AG, Zurich ⁵	426	413
内、その他の関連会社	116	102
内、共同支配企業	29	29

¹ 2016年度の内訳は、関連会社94百万スイス・フラン、共同支配企業12百万スイス・フランである。2015年度の内訳は、関連会社158百万スイス・フラン、共同支配企業11百万スイス・フランである。² 2015年度に、SIX GroupはSTOXX Ltd及びIndexium Ltd.の持分を売却した。売却により生じた利得に対するUBSの持分は、81百万スイス・フランである。³ 2016年度の内訳は、関連会社マイナス25百万スイス・フラン、共同支配企業0百万スイス・フランであった。2015年度の内訳は、関連会社マイナス18百万スイス・フラン、共同支配企業0百万スイス・フランである。⁴ UBS AGの持分比率は24.99%である。⁵ UBS AGの持分比率は17.31%であり、UBS AGは取締役会の役員を務める。

c) 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

2016年度中に、UBS AGは、様々なSEの設立のスポンサーとなり、スポンサーとなっていない複数のSE（証券化ビークル、顧客ビークル及び特定の投資信託等）とも相互に連携している。UBSは当該SEを支配していないため、2016年12月31日現在、連結していない。

以下の表は、期末現在におけるUBS AGの非連結のSEへの関与及び損失に対する最大エクスポージャー、並びにUBS AGが関与を有するSEの保有資産合計額が表示されている。ただし、第三者がスポンサーとなっている投資信託は例外で、期末現在のUBSの持分の帳簿価額が開示されている。

非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

2016年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計	損失に対する 最大エク スポージャー ¹
トレーディング・ポートフォリオ資産	634	394	6,215	7,243	7,243
再調達価額－借方	40	76	101	217	217
貸出金	0	0	79	79	79
公正価値での測定を指定された金融資産	103	83 ²	0	186	1,765
売却可能金融資産	0	3,381	58	3,439	3,439
その他の資産	289	37 ²	0	327	1,490
資産合計	1,066³	3,971	6,454	11,491	
再調達価額－貸方	33 ⁴	346	67	446	90
負債合計	33	346	67	446	
UBSが関与を有する非連結の ストラクチャード・エンティティの保有資産 (十億スイス・フラン)	72⁵	102⁶	334⁷		

2015年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計	損失に対する 最大エク スポージャー ¹
トレーディング・ポートフォリオ資産	1,060	463	6,102	7,624	7,624
再調達価額－借方	41	101	57	200	200

貸出金	0	0	101	101	101
公正価値での測定を指定された金融資産	0	97 ²	0	97	1,636
売却可能金融資産	0	3,396	102	3,498	3,498
その他の資産	0	45 ²	0	45	937
資産合計	1,101³	4,102	6,362	11,565	
再調達価額－貸方	30 ⁴	631	0	661	19
負債合計	30	631	0	661	
UBSが関与を有する非連結の ストラクチャード・エンティティの保有資産 (十億スイス・フラン)					
	141 ⁵	43 ⁶	320 ⁷		

¹ 開示の目的上、損失に対する最大エクスポージャーは、担保やその他の信用補完によるリスク低減効果を考慮していない。² それぞれ公正価値での測定を指定されたローン・コミットメント及び償却原価で保有するローン・コミットメントの帳簿価額である。これらの商品に係る損失に対する最大エクスポージャーは、想定元本に等しい。³ 2016年12月31日現在、11億スイス・フランの内、10億スイス・フラン（2015年12月31日：11億スイス・フランの内、9億スイス・フラン）は、コーポレート・センター－非中核業務及びレガシー・ポートフォリオにより保有されている。⁴ クレジット・デフォルト・スワップ（以下「CDS」という。）とその他のスワップ負債から成る。CDSの損失に対する最大エクスポージャーは、マイナスの帳簿価額と想定元本の合計に等しい。その他のスワップ負債については、損失に対する最大エクスポージャーは報告されていない。⁵ 残存元本額である。⁶ 資産合計の市場価額である。⁷ UBSがスポンサーとなっている投資信託の純資産価値及びUBSがスポンサーとなっていない投資信託に対するUBSの持分の帳簿価額である。

UBS AGは、非連結のSEへの関与を、直接投資、ファイナンス、保証、信用状、デリバティブという形式で、また運用契約を通じて保持又は購入している。

損失に対するUBS AGの最大エクスポージャーは通常、SEに対するUBS AGの持分の帳簿価額と等しいが、保証、信用状及びクレジット・デリバティブの場合は、当該契約の想定元本をすでに発生した損失で調整した金額が、UBS AGのさらされる最大損失となる。加えて、トータル・リターン・スワップなど、再調達価額－借方に計上されるデリバティブのスワップの現在公正価値のみが、損失に対する最大エクスポージャーとして表示される。これらのスワップのリスク・エクスポージャーは、市場の動きに応じて、時の経過とともに変動する可能性がある。

上記の表に開示された、損失に対する最大エクスポージャーには、UBS AGのリスク管理活動（非連結のSEに内在するリスクを経済的にヘッジするために使用される可能性のある金融商品による効果や担保又はその他の信用補完によるリスク低減効果を含む。）が反映されていない。

2016年度及び2015年度において、契約上の義務を負わない場合、UBS AGは、非連結のSEに対して支援（財務的支援又はそれ以外の支援）を行わなかった。また、UBS AGは将来においても支援を行う意図はない。

2016年度及び2015年度において、非連結のSEへの関与により生じた収益及び費用は主に、トレーディング収益純額に認識された時価評価の変動（通常、他の金融商品でヘッジされている。）並びにUBSがスポンサーとなっているファンドから受領した受取報酬及び手数料に起因する。

証券化ビークルへの関与

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、UBS AGは、様々な証券化ビークルへの関与を、保有の継続及び取得を通じて保持している。2016年12月31日現在、証券化ビークルへのUBS AGの関与の大部分は、資産担保証券（以下「ABS」という。）のポートフォリオに関連しており、コーポレート・センター－非中核業務及びレガシー・ポートフォリオで保有されている。インベストメント・バンクも、ファイナンス、引受業務、流通市場及びデリバティブ取引業務に関連する証券化ビークルへの関与を保持している。

場合によっては、UBS AGは、他の当事者よりも前に非連結のSEから生じる損失を負担することが要求される。これは、UBS AGの関与が、所有持分構造において、他の企業よりも劣後しているためである。次の表は、UBS AGの非連結証券化ビークルへの関与の概要並びに当該関与の相対的な順位及び外部の信用格付けを示したものである。

→ 証券化ビークル及びその他のストラクチャード・エンティティの連結及びスポンサー活動に関するUBS AGの会計方針については、注記1a第1項を参照。

顧客ビークルへの関与

2016年12月31日及び2015年12月31日現在、UBS AGは、ファイナンス及びデリバティブ活動、また仕組商品の売出しのヘッジに関連して、UBS及び第三者がスポンサーとなっている顧客ビークルへの関与を保持している。これらの投資に含まれるものは、米国政府機関が保証する有価証券である。

投資信託への関与

UBS AGは、主にシード投資の結果として、あるいは仕組商品の売出しをヘッジするために、複数の投資信託への関与を保有している。上記の表に開示された関与のほか、UBS AGは様々な投資信託プールの資産を運用し、ファンドの純資産価値及び／又はファンドのパフォーマンスに応じた報酬の全部又は一部を受け取っている。特定の報酬体系は、各種の市場要素に基づいており、ファンドの性質、設立管轄地、さらに顧客との交渉による報酬スケジュールを考慮に入れる。このような報酬契約は、UBS AGの投資家へのエクスポージャーを調整することから、ファンドへの関与を示し、事業体の業績による変動リターンを構成する。ファンドの構造に応じて、これらの報酬は、ファンドの資産及び／又は投資家から直接回収される場合がある。未収報酬は定期的に回収され、通常当該ファンドの資産を裏付けとしている。2016年12月31日現在及び2015年12月31日現在、UBS AGは、これらの関与から生じる損失に対する重要なエクスポージャーを有していない。

非連結証券化ピークルへの関与¹

2016年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	住宅 モーゲージ 担保証券	商業用 モーゲージ 担保証券	その他の 資産担保 証券 ²	再証券化 ³	合計
UBSがスポンサーとなっている証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	103	34	0	14	151
内、投資適格格付け	0	34			34
内、投資適格未満の格付け	103				103
内、債務不履行				14	14
メザニン・トランシェに対する持分	1	0	0	0	1
内、投資適格未満の格付け	1				1
合計	104	34	0	14	152
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	1	34	0	14	49
内、公正価値での測定を指定された金融資産	103	0	0	0	103
UBSが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)	2	13	0	1	16
UBSがスポンサーとなっていない証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	165	4	241	125	535
内、投資適格格付け	165	4	241	125	535
メザニン・トランシェに対する持分	32	0	0	0	32
内、投資適格格付け	29				29
内、債務不履行	3				3
ジュニア・トランシェに対する持分	18	0	0	0	18
内、投資適格格付け	17				17
内、投資適格未満の格付け	1				1
合計	215	4	241	125	585
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	215	4	241	125	585
UBSが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)	41	8	5	1	56

¹ 本表には証券化ピークルとのデリバティブ取引及び受取債権は含まれてない。² クレジット・カード、自動車及び学生ローンを含む。

³ 債務担保証券を含む。

非連結証券化ピークルへの関与¹ (続き)

2015年12月31日					
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	住宅 モーゲージ 担保証券	商業用 モーゲージ 担保証券	その他の 資産担保 証券 ²	再証券化 ³	合計
UBSがスポンサーとなっている証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	0	54	0	13	66
内、投資適格格付け		54	0		54
内、債務不履行				13	13
メザニン・トランシェに対する持分	3	7	0	0	10
内、投資適格格付け		7			7
内、投資適格未満の格付け	2				2
内、債務不履行	1				1
合計	3	61	0	13	77
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	3	61	0	13	77
UBSが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)					
	0	28	0	1	29
UBSがスポンサーとなっていない証券化ピークル					
シニア・トランシェに対する持分	284	66	383	140	873
内、投資適格格付け	284	65	383	140	872
メザニン・トランシェに対する持分	61	17	17	0	95
内、投資適格格付け	58	17	17	0	92
内、債務不履行	3				3
ジュニア・トランシェに対する持分	11	3	0	0	14
内、投資適格格付け	11	0			11
内、無格付け	0	3			3
合計	356	86	400	140	983
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	356	86	400	140	983
UBSが関与を有するピークルの保有資産合計 (十億スイス・フラン)					
	64	37	6	2	109

¹ 本表には証券化ピークルとのデリバティブ取引及び受取債権は含まれてない。² クレジット・カード、自動車及び学生ローンを含む。

³ 債務担保証券を含む。

UBSが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなっている複数のSEについて、UBS AGは、期末現在、関与を有していない。しかしながら、各報告期間において、UBS AGは資産を譲渡し、サービスを提供し、さらにスポンサーとなっているこれらのSEとの関与に該当しない金融商品を保有していたため、当該SEから生じた収益を稼得し、費用を負担した。以下の表は、期中にこれらのSEから直接稼得した収益及び発生した費用、並びに対応する資産情報を示している。本表には、リスク管理活動から稼得した収益及び発生した費用（非連結のSEと取引した商品を経済的にヘッジするために使用された金融商品から生じる収益及び費用など）は含まれていない。

報酬の大部分は、UBS AGがスポンサーとなって管理し、第三者が運用している投資信託から生じたものである。UBS AGは、積極的なマネジメント・サービスを提供していないことから、UBSはこれらの事業体の業績によるリスクにさらされておらず、従って当該事業体への関与を有しているとはみなされなかった。一部のストラクチャーにおいて、受取報酬は、投資家から直接回収される場合があるため、以下の表には含まれていない。

またUBS AGは、主にデリバティブ（金利スワップや通貨スワップ、UBS AGがプロテクションを購入しているクレジット・デリバティブなど）及び公正価値での測定を指定された金融負債から生じた未実現評価損益によるトレーディング利益純額を計上した。UBS AGは、事業体の業績による変動性を負担していないため、この負担は関与として認められない。収益合計の報告額は、UBS AGのリスク管理活動による経済的ヘッジやその他のリスク軽減効果を反映していない。

2016年度に、UBS及び第三者は、2016年度に設立され、UBSがスポンサーとなっている証券化ビークル及び顧客ビークルに合計130億スイス・フラン（2015年度：90億スイス・フラン）の資産を譲渡した。スポンサーとなっている投資信託については、投資家が投資を行うとともにポジションを買い戻したため、当期中に複数の譲渡が発生した。これらの移転と市場の変動によってファンド全体の規模が変動し、期末の純資産価値の合計額は140億スイス・フラン（2015年12月31日：120億スイス・フラン）となった。

期末現在、UBSが関与を有していないが、スポンサーとなっている非連結のストラクチャード・エンティティ¹

現在又は終了事業年度				
2016年12月31日				
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計
受取利息純額	3	(6)	0	(3)
受取報酬及び手数料純額	0	0	53	53
トレーディング収益純額	2	(158)	29	(128)
収益合計	4	(165)	82	(78)
資産情報(十億スイス・フラン)	7²	6³	14⁴	

現在又は終了事業年度				
2015年12月31日				
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	証券化 ビークル	顧客 ビークル	投資信託	合計
受取利息純額	2	(11)	0	(10)
受取報酬及び手数料純額	0	0	57	57
トレーディング収益純額	18	208	48	274
収益合計	20	197	104	321
資産情報(十億スイス・フラン)	8²	1³	12⁴	

¹ 本表には、2016年12月31日及び2015年12月31日終了事業年度の優先証券保有者に帰属する利益それぞれ78百万スイス・フラン及び77百万スイス・フランは含まれていない。² 各証券化ビークルに譲渡された資産の額である。移転合計額の内、20億スイス・フラン（2015年12月

31日：30億スイス・フラン）はUBS AGが移転し、50億スイス・フラン（2015年12月31日：50億スイス・フラン）は第三者が移転したものである。³ 各顧客ビークルに移転された資産の合計額である。移転合計額の内、50億スイス・フラン（2015年12月31日：10億スイス・フラン）はUBSが移転し、10億スイス・フラン（2015年12月31日：10億スイス・フラン）は第三者が移転したものである。⁴ 各投資信託の純資産価値の合計額である。

注記29 企業結合

2016年度及び2015年度にUBS AGが完了した重要な企業結合はなかった。

注記30 組織変更及び処分

スイス及びUBSグループが事業を行う他の国における「大きすぎて潰せない」規定への対応としてのUBSグループの破綻処理の実行可能性の向上策

2014年12月にUBS AG株式の証券交換による公開買付が完了し、UBSグループAGはUBSグループの持株会社となった。2015年度において、UBSグループAGは、スイス証券取引所法第33条に基づく裁判手続（以下「SESTA手続」という。）を完了したことにより、UBS AGの残存する少数株主の株式は消却された。その結果、UBSグループAGは現在、UBS AGの発行済株式の100%を所有している。

2015年6月に、UBS AGは、スイスで記帳されたパーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門をUBSスイスAGに譲渡した。

また2015年度に、UBS Limitedについて、より自立した事業運営モデルを導入した。2015年度下半期に、UBS AGの米国外のサービス子会社の大部分に対する所有持分が、UBS Business Solutions AG（UBSグループのサービス会社としての役割を担うよう設立された会社であり、UBSグループAGの直接子会社である。）に譲渡された。サービス会社体制の目的は、再生又は破綻処理事由が発生した場合に、重要なサービスに係る業務の継続性を維持できるように運営することで、UBSグループの破綻処理の実行可能性を向上させることにある。

2017年1月1日付で、UBS AGは、米国のシェアードサービスの従業員の、米国のサービス会社であるUBS Business Solutions US LLCへの転籍を完了した。

2016年7月1日より、ドッド・フランク法に基づいて強化された健全性規制に従い、米国子会社に対するUBS AGの中間持株会社として、UBS Americas Holding LLCが指定された。UBS Americas Holding LLCはUBS AGの米国子会社を全て所有しており、米国の自己資本規制、ガバナンス規則及びその他の健全性規制の対象となっている。

加えて、UBS AGは、2016年度中にアセット・マネジメント事業部門の事業子会社の大部分をUBS Asset Management AGに譲渡した。さらに、UBS AGは、イタリア、ルクセンブルク（オーストリア、デンマーク及びスウェーデンの支店を含む）、オランダ及びスペインのアセット・マネジメント事業部門の子会社をUBS Deutschland AGに統合し、UBS Europe SEに社名変更してUBS AGの新たなヨーロッパ法人（本社所在地はドイツのフランクフルト）を設立した。

子会社及び事業の売却

2016年度において、UBS AGはウェルス・マネジメント事業部門内の生命保険子会社を売却することに合意した。これにより、23百万スイス・フランの損失を認識した。現在この売却は、慣習的な完了条件を満たせば、2017年度上半期に完了する予定である。2016年12月31日現在、当該事業の資産及び負債はその他の資産及びその他の負債に売却目的処分グループとして表示されており、その合計は、それぞれ5,137百万スイス・フラン及び5,213百万スイス・フランであった。

2015年度に、UBS AGは、オルタナティブ・ファンド・サービスズ（以下「AFS」という。）事業を三菱UFJフィナンシャル・グループ・インベスター・サービスズに売却した。売却完了時に、UBS AGは売却益56百万スイス・フランを認識し、関連する為替換算差益（純額）119百万スイス・フランをその他の包括利益から損益計算書に振り替えた。さらに2015年度に、UBS AGは、ウェルス・マネジメント事業部門内の子会社及び事業の売却を完了した。その結果、合算して169百万スイス・フランの純利得が認識された。

リストラクチャリング費用

リストラクチャリング費用は、UBS AGの事業範囲又は当該事業の遂行方法を著しく変更する計画から生じる。リストラクチャリング費用は、かかる計画を実施するために必要であり、退職手当及びその他の人件費関連費用、重複人員コスト、資産の減損及び加速償却費、契約解除料、コンサルティング料、並びに関連インフラ及びシステム費用が含まれる。これらの費用は、当該費用の根本的な性質に応じて損益計算書に表示されている。

各事業部門及びコーポレート・センター部門のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
ウェルス・マネジメント	447	323	185
ウェルス・マネジメント・アメリカズ	139	137	55
パーソナル&コーポレート・バンキング	117	101	64
アセット・マネジメント	100	82	50
インベストメント・バンク	577	396	261
コーポレート・センター	62	194	61
内、サービス業務	41	138	30
内、非中核業務及びレガシー・ポートフォリオ	21	56	31
リストラクチャリング費用純額合計	1,442	1,233	677
内、人件費	731	458	327
内、一般管理費	700	760	319
内、有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損	11	12	29
内、無形資産の償却費及び減損	0	2	2

人件費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
給与	422	311	145
変動報酬－業績報奨	101	38	35
変動報酬－その他	208	108	138
契約社員給与	56	46	28
社会保険	8	5	4
年金及びその他の退職後給付制度	(76)	(65)	(29)
その他の人件費	12	15	6
リストラクチャリング費用純額合計：人件費	731	458	327

一般管理費の区分別のリストラクチャリング費用純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日

賃借料	123	109	49
ITその他の機器の使用料及び維持管理費	93	31	23
通信及び市場データサービス	1	0	0
管理費	28	7	3
旅費及び交際費	12	16	11
専門家報酬	162	187	148
IT及びその他のサービスの外部委託費用	287	316	82
その他 ¹	(5)	95	2
リストラクチャリング費用純額合計：一般管理費	700	760	319

¹ 主に不利な不動産リース契約から成る。

注記31 オペレーティング・リース及びファイナンス・リース

UBSが賃借人となるオペレーティング・リースとして分類されたリース契約に関する情報は注記31aに、UBSが賃貸人となるファイナンス・リースに関する情報は注記31bに記載されている。

a) オペレーティング・リース契約

2016年12月31日現在、UBSは、主に銀行業務上使用する施設及び設備に関する多くの解約不能オペレーティング・リース契約を締結している。重要な施設のリースには、通常、価格指標に基づく賃料調整だけでなく一般のオフィス賃借市場状況に応じた更新オプション及びエスカレーション条項が含まれる。当行のリース契約は、変動リース料による支払条項及び購入選択権を含んでおらず、またUBSの配当金支払能力、借入による資金調達取引や追加リース契約締結に制限を加えていない。

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日
以下の年に認識される予定のオペレーティング・リース費用	
2017年	708
2018年	597
2019年	516
2020年	447
2021年	385
2022年以降	2,351
オペレーティング・リースの最低支払契約債務小計	5,004
控除：サブリース賃貸料契約債務	329
オペレーティング・リースの最低支払契約債務純額	4,675

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
損益計算書に認識されたオペレーティング・リース費用総額	737	741	759
サブリース賃貸料	78	70	73
損益計算書に認識されたオペレーティング・リース費用純額	659	671	686

b) ファイナンス・リース債権

UBSは、ファイナンス・リースにより様々な資産を第三者にリースしている。対象となる資産に含まれるのは、商用車、生産ライン、医療機器、建設機材及び航空機などである。各リースの終了時に、資産は第三者に売却されるか、又は再びリースされる場合がある。賃借人は実現した売却収入に関与することができる。リース料は、資産の購入費用（残存価額控除後）及び金融費用を賄うものである。

2016年12月31日現在、無保証残存価額が127百万スイス・フラン計上されており、回収不能な最低リース料受取額に対する引当金累計額は9百万スイス・フランであった。2016年度に変動リース料は受け取らなかった。

リース債権

単位：百万スイス・フラン		2016年12月31日	
	最低リース料総額	前受金融収益	現在価値
2017年	327	21	306
2018年から2021年	601	32	568
2022年以降	115	3	112
合計	1,043	57	986

注記32 関連当事者

UBS AGでは、関連会社（UBS AGが重要な影響力を有している企業）、共同支配企業（UBSが他の当事者と共同で支配している企業）、UBS AG従業員の福利厚生用の退職後給付制度、主要経営幹部、主要経営幹部の近親者、並びに主要経営幹部及び近親者が直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業を、関連当事者と定義する。主要経営幹部は、取締役会（以下「BoD」という。）及び執行役員会（以下「EB」という。）のメンバーとして定義される。

a) 主要経営幹部に対する報酬

BoDの社外取締役以外のメンバーは経営者雇用契約を締結しており、退職時には年金給付を受ける。2016年度中に退任した者を含め、BoDの社外取締役以外のメンバー及びEBのメンバーの報酬の総額は以下の表の通りである。

主要経営幹部に対する報酬

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
基本給及びその他現金支給額 ¹	24	21	22
インセンティブ報奨 - 現金 ²	10	9	8
DCCPに基づく年次のインセンティブ報奨	20	20	18
雇用主による退職給付制度への掛金	2	1	2
現物給付、追加給付（市場価額）	2	2	1
株式報酬 ³	38	39	35
合計	97	92	86

¹ 2013年EU自己資本規制（CRD IV）に対応し、市場慣行に従って提供された役割ベース給を含む。² 即時現金及び繰延現金を含んでいる。

³ 付与された株式に係る費用は、各報奨の付与日に算定され、通常、5年間の権利確定期間にわたり配分される。詳細については、注記27を参照。2016年度、2015年度及び2014年度の株式報酬は全て、EOP報奨から構成されていた。

BoDの社外取締役は、UBS AGとの間で雇用契約も役務提供契約も締結していないため、BoDに対する役務の終了時に給付を受ける資格を有することにはならない。社外取締役としての役務提供に関して個人へ支払われた総額は、2016年度に7.2百万スイス・フラン、2015年度に6.7百万スイス・フラン及び2014年度に7.1百万スイス・フランであった。

b) 主要経営幹部による株式保有

	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
持株参加制度でBoDの社外取締役以外のメンバー及びEBのメンバーが保有するストック・オプション数 ¹	620,950	1,401,686
BoDとEBのメンバー及び当該メンバーとの緊密な関係者が保有する株式数 ²	3,267,911	3,324,650

¹ 詳細な情報は注記27を参照。² 失効条件付変動報酬制度に基づき付与された株式は除く。

上記株式合計数のうち、2016年12月31日及び2015年12月31日現在、95,597株は、主要経営幹部の近親者が保有していた。2016年12月31日及び2015年12月31日現在、主要経営幹部又はその近親者が、直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業が保有している株式はなかった。詳細な情報は注記27を参照。2016年12月31日現在、BoD又はEBのメンバーに、UBSグループAG株式の1%超を保有する実質株主はいなかった。

c) 主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン

BoDの社外取締役以外のメンバー及びEBのメンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンは、第三者に対して提供される条件（ただし、異なる信用リスクを調整したもの）に基づき、他の従業員に対して提供される場合と実質的に同一の条件により提供された。BoDの社外取締役に対しては、一般の市場条件に基づいて貸出金及び住宅ローンが提供される。

貸出金、前渡金及び住宅ローン残高の増減は、以下の通りである。

主要経営幹部に対する貸出金、前渡金及び住宅ローン¹

単位：百万スイス・フラン	2016年	2015年
期首残高	33	27
増加	13	6
減少	(13)	(1)
期末残高	33 ²	33

¹ 全ての貸出金は担保付貸出金である。² EBのメンバー1名及びBoDのメンバー1名の未使用のアンコミット型の信用枠2,684,498百万スイス・フランを含む。

d) 主要経営幹部が支配する企業とその他の関連当事者間取引

2016年度及び2015年度において、UBS AGは、UBS AGの主要経営幹部又はその近親者が直接もしくは間接的に支配又は共同支配する企業と取引を行っておらず、2016年12月31日、2015年12月31日及び2014年12月31日現在、当該取引に係る未決済残高はなかった。さらに、2016年度及び2015年度において、主要経営幹部が支配する企業は、UBS AGに商品の販売又はサービスの提供を行わなかったため、UBS AGからいかなる報酬も受け取らなかった。また、2016年度及び2015年度において、UBS AGもかかる企業にサービスの提供を行わなかったため、いかなる報酬も受け取らなかった。

e) 関連会社及び共同支配企業との取引**関連会社及び共同支配企業に対する貸出金及び債権**

単位：百万スイス・フラン	2016年	2015年
期首帳簿価額残高	476	552
増加	4	9
減少	(8)	(85)
為替換算調整	0	0
期末帳簿価額残高	472	476
内、無担保貸出金	461	464

関連会社及び共同支配企業とその他の取引

	現在又は終了事業年度	
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日
商品及びサービスを受けた関連会社及び共同支配企業への支払い	153	149
関連会社及び共同支配企業へのサービス提供に伴う受取報酬	3	7
関連会社及び共同支配企業へのコミットメント及び偶発負債	4	4

→ 関連会社及び共同支配企業に対する投資の概要については、注記28を参照。

f) UBSグループAGとUBSグループAGのその他の子会社との間の債権及び債務

単位：百万スイス・フラン	2016年	2015年
債権		
貸出金	681	774
トレーディング・ポートフォリオ資産	84	12
その他の資産	35	93
債務		
顧客預り金	26,527	12,323
その他の負債	1,111	943

注記33 投資資産及び純新規資金

投資資産

投資資産は、投資目的でUBS AGが管理する、又はUBS AGに預けられている顧客資産の全てを含む。投資資産は、管理ファンド資産、管理機関投資家資産、一任勘定及びアドバイザー資産管理ポートフォリオ、信託預金、定期預金、貯蓄預金及び資産管理証券又は株式委託取引口座を含む。資金管理及び取引目的のために保有する法人顧客資産を含む、純粋な取引目的で保有する資産及び保管のみの資産は全て、投資資産から除かれる。これは、UBS AGは資産を管理するのみであり、かかる資産の投資方法について助言を提供しないためである。また担保可能でない資産（例、アート・コレクションなど）及び資金拠出又はトレーディング目的の第三者銀行からの預り金も除かれる。

一任資産は、UBS AGが投資方法を決定する顧客資産として定義される。その他の投資資産は、顧客が最終的にその資産の投資方法を決定する場合の資産である。1つの商品が、ある事業部門で生み出され、他の事業部門で販売される場合、その商品は投資管理を実施する事業部門と販売する事業部門の両方で計上される。これは、UBS AGの総投資資産内での二重計上となる。その理由は、両事業部門がそれぞれの顧客に個別にサービスを提供し、価値を付加し、収益を発生させているためである。

純新規資金

期中の純新規資金とは、新規顧客及び既存顧客がUBS AGに預託した投資資産から、既存顧客及びUBS AGとの取引関係を終了した顧客が引き出した投資資産を差し引いた純額である。

純新規資金は取引に基づき、投資資産の流出入を顧客レベルで算定するという直接的な方法で算出される。投資資産からの受取利息及び受取配当金は、純新規資金の流入としては算入されない。市場及び為替の変動、並びに報酬、手数料及び借入金に係る利息は、UBS AGの子会社又は事業を取得又は処分した結果生じる影響と同様、純新規資金には算入されない。提供されるサービスのレベル変更に伴う投資資産と保管のみの資産との間での分類変更は通常、純新規資金の流出入として取扱われる。ただし、そうしたサービスのレベル変更が新たな外部規則に直接起因する場合には、実施に伴う一度限りの影響（純額）は、純新規資金に影響を及ぼさない資産の分類変更として報告される。

インベストメント・バンクは、投資資産及び純新規資金を追跡していない。しかし、顧客がインベストメント・バンクから他の事業部門に移管された場合、顧客の資産がすでにUBS AGの元にあったとしても、純新規資金が生じる。2016年度及び2015年度において、インベストメント・バンクと他の事業部門との間でのこのような移管はなかった。

投資資産及び純新規資金

単位：十億スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
UBSの運用するファンド資産	275	282
一任資産	885	830
その他の投資資産	1,661	1,577
投資資産合計¹	2,821	2,689
内、二重計上	176	185
純新規資金¹	27.2	27.7

¹ 二重計上を含む。

投資資産の変動

単位：十億スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
期首投資資産合計 ¹	2,689	2,734
純新規資金	27	28
市場の動き ²	98	(24)
為替換算調整	21	(31)
その他の影響	(14)	(16)
内、取得／(処分)	(14)	(16)
期末投資資産合計¹	2,821	2,689

¹ 二重計上を含む。² 受取利息及び受取配当金を含む。

注記34 為替換算レート

以下の表は、当行の在外営業活動体の財務情報をスイス・フランに換算するために使われた主要な為替レートである。

	直物レート		平均レート ¹		
	現在		終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
1米ドル	1.02	1.00	0.99	0.97	0.92
1ユーロ	1.07	1.09	1.09	1.06	1.21
1英ポンド	1.26	1.48	1.32	1.47	1.51
100円	0.87	0.83	0.91	0.80	0.86

¹ スイス・フラン以外を機能通貨としている在外営業活動体の月次の損益計算書項目は、月末の為替レートでスイス・フランに換算されている。開示されている年間平均レートは、同じ機能通貨を使用している全ての在外営業活動体における毎月の収益及び費用の総額に応じて加重した12ヶ月間の月末の為替レートの平均を表す。個々の事業部門の加重平均レートは、UBS AGの加重平均レートから乖離している場合がある。

注記35 後発事象

2016年度第4四半期報告書（無監査）公表後の修正を要する事象

当報告書に含まれる2016年度の経営成績及び貸借対照表は、修正を要する後発事象が生じたため、2017年1月27日に公表された2016年度第4四半期報告書（無監査）に記載されたものと異なっている。信用組合庁に関連するRMBSの問題を解決する基本的合意を反映して、訴訟、規制上の問題及び類似の問題に対する引当金が増加した。この修正により、2016年度の株主に帰属する当期純利益が102百万スイス・フラン減少した。

ルクセンブルク及びスイスのファンド・サービス部門の売却

UBSは2017年2月20日に、ルクセンブルク及びスイスにおけるアセット・マネジメントのファンド管理サービス部門をノーザン・トラストに売却する契約を締結したことを公表した。当該取引は、関連ある承認を受け、その他の慣例上の条件に従うこととなり、2017年度下半期に完了する予定である。これらの部門は、UBSと第三者のファンド双方に対してファンド管理サービスを提供しており、管理資産は約4,200億スイス・フランであった。

UBS AGからUBSグループAGへの配当金の支払い

2017年3月2日に、UBS AGの年次株主総会は、その株主であるUBSグループAGに対し、資本準備金から2,250百万スイス・フランの普通株式配当金を分配することを承認した。

注記36 IFRSとスイスGAAPとの主な相違

UBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）は、IFRSに基づく財務書類を公開する金融グループに対して、IFRSとスイスGAAPとの主な相違の説明を義務付けている（FINMA令2015/1及び銀行法）。本注記に記載されているのは、IFRSと銀行法及び銀行法の第25条から第42条に基づく真実かつ公正な概観を表示する財務報告を規定するFINMAのガイドラインの規定との間の認識及び測定における重要な相違である。

1. 連結

IFRSでは、持株会社が支配する企業は全て連結される。

スイスGAAPでは、UBS AGにとって重要でないといみなされた企業又は一時的にのみ保有する企業は、連結対象外とされ、持分投資又は金融投資として計上される。

2. 売却可能金融資産

IFRSでは、売却可能金融資産は、公正価値で計上される。公正価値の変動は、資産が売却、回収もしくは処分されるまで、又は投資資産が減損したと判断されるまで、資本に直接計上される。売却可能資産が減損したと判断される時点で、それまでに資本に計上された累積未実現損失は、当期純損益に含まれる。売却可能金融資産の処分の際に、それまでに資本に認識された累積未実現利得又は損失は、損益計算書に振替計上される。

スイスGAAPでは、売却可能に指定された金融資産の分類及び測定は、当該資産の性質によって決定される。永続的に保有する意図のない資本性金融商品及び負債性商品は、金融投資に分類され、（償却）原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の経常活動からのその他の収益に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、子会社及びその他の持分投資に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。減損損失は、損益計算書の子会社及びその他の持分投資の減損に計上される。当初の取得原価を上限とする減損の戻入額及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の特別利益／特別損失に計上される。

3. キャッシュ・フロー・ヘッジ

IFRSでは、ヘッジ会計が適用された場合、キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効な部分に係る公正価値利得又は損失は、資本に認識される。ヘッジ対象のキャッシュ・フローが実現した場合、累積未実現利得又は損失が損益計算書に振り替えられる。

スイスGAAPでは、キャッシュ・フローによるエクスポージャーをヘッジするために利用されるデリバティブの公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象キャッシュ・フローが発生する時に損益計算書に計上される。

4. 公正価値オプション

IFRSでは、UBS AGは、トレーディング目的保有ではない一部の金融資産及び金融負債に対して、公正価値オプションを適用している。公正価値オプションが適用される商品は公正価値で会計処理され、公正価値の変動はトレーディング収益純額に計上される。公正価値オプションは、主に仕組債、一部の仕組債以外の債券、優良流動負債証券、仕組リバース・レポ及びレポ契約並びに有価証券借入契約、一部の仕組ローン及び仕組ローン以外の貸出金、及びローン・コミットメントに適用される。

スイスGAAPでは、公正価値オプションは、債務の主契約及び自己の資本に関連しない1つ又は複数の組込デリバティブで構成される仕組債にのみ適用することが認められる。さらに未実現の自己の信用の変動に起因する公正価値の変動は損益計算書及び貸借対照表に認識されない。

5. のれん及び無形資産

IFRSでは、企業結合で取得したのれんは償却されず、毎年減損テストが実施される。耐用年数を確定できない無形資産も、償却されず、毎年減損テストが実施される。

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。

6. 年金及びその他の退職後給付制度

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度に関してIFRS又はスイスの会計基準を適用することを認めている。その選択は制度ごとに行われる。

UBS AGは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（以下「FER第16号」という。）を適用している。スイスGAAPの規定は、確定拠出制度の部分と確定給付制度の部分との組み合わせである混合制度であるスイスの年金制度特有の性質により即したもののだが、IFRSでは確定給付制度として処理される。スイスGAAPとIFRSとの主な相違には、将来の昇給や退職貯蓄に係る将来の金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が含まれる。さらに、IFRSに従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使用される割引率（すなわち、予定利率）は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

IFRSは確定給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額を貸借対照表に計上し、再測定から生じる変動額を直接資本に認識することを要求している。しかし、IFRSに準拠した会計処理を選択したスイス以外の確定給付制度について、スイスGAAPでは、再測定による変動額はUBS AGの個別損益計算書に認識される。

スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイス会計基準（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金を利用できる場合や、雇用主が（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

7. 再調達価額のネットティング

IFRSでは、限定的なIFRSに基づくネットティング条件を満たさない限りは、再調達価額及び関連する現金担保は総額で表示される。当該条件とは、i）通常の事業の過程においても、UBS AG及びその契約相手先に債務不履行、破産又は支払不能が生じた場合においても、無条件かつ法的強制力のあるマスター・ネットティング契約及び関連する担保契約が存在すること、及びii）純額ベースで決済する、あるいは資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図がUBS AGにあることである。

スイスGAAPでは、UBS AGの契約相手先に債務不履行、破産又は支払不能が生じた際にマスター・ネットティング契約及び関連する担保契約に法的強制力がある場合、再調達価額及び関連する現金担保は通常、純額で表示される。

8. マイナス利息

IFRSでは、金融資産に生じたマイナス利息は受取利息の定義を満たさないため、金融資産に係るマイナス利息及び金融負債に係るマイナス利息は、それぞれ支払利息及び受取利息に表示される。

スイスGAAPでは、金融資産に係るマイナス利息は受取利息に表示され、金融負債に係るマイナス利息は支払利息に表示される。

9. 特別利益及び損失

スイスGAAPでは、臨時及び営業外利益及び損失の特定項目（持分投資、有形固定資産及び無形資産の処分による実現利得又は損失、持分投資及び固定資産の減損の戻入など）が特別利益及び損失に分類される。この区分はIFRSでは利用できない。

10. その他の表示上の相違

IFRSでは、財務諸表は損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財務諸表に対する注記で構成されている。スイスGAAPでは、その他の包括利益の概念が存在しないため、包括利益計算書は求められていない。さらに、様々な表示上の相違が存在している。

注記37 SEC規則に基づき義務付けられた保証会社の補足情報

ペインウェバーの有価証券の保証

2000年にUBSが取得する前のペインウェバー・グループ・インク（以下「ペインウェバー」という。）はSEC登録会社であった。取得時にペインウェバーは、UBS AGの完全間接子会社であるUBSアメリカズ・インクに吸収合併された。取得後に、UBS AGは、ペインウェバーのシニア債（以下「負債性証券」という。）に対して完全かつ無条件の保証契約を締結した。当該保証に従い、UBSアメリカズ・インクが負債性証券の契約に基づき期日に返済することができなければ、負債性証券の保有者又は負債性証券の受託者は、UBSアメリカズ・インクに対する請求手続なしにUBS AGからの返済を要求することができる。

2016年12月31日現在の本負債性証券の残高は137百万スイス・フランであった。これら残りの負債性証券は2017年と2018年に満期を迎える。

その他の証券の保証

米国連邦証券法に基づいて登録されたトラスト型優先証券は、ともにUBS AGの完全子会社である米国所在のUBS Preferred Funding Trust IV及びUBS Preferred Funding Trust Vによって発行され、2016年度に償還された。UBS AGは、これらの証券に対して完全かつ無条件の保証を供与した。

2016年12月31日現在、UBS Preferred Funding Trust IV及びUBS Preferred Funding Trust Vに残高は存在しない。これらの企業は、保証会社の補足情報に関する以下の表において独立した列項目として表示されている。UBS AGは、かかる企業の業績による変動性を負担しないことから、当該企業を連結しておらず、そのため、当該列項目に表示されている金額は、相殺消去処理の欄で相殺消去されている。

UBSスイスAGの連帯債務

2015年度に、スイスで記帳されたリテール&コーポレート事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門は、スイス合併法に準拠した資産譲渡によりUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。資産譲渡契約の条件に従い、UBSスイスAGは、資産譲渡日に存在するUBS AGの契約上の債務（上述のペインウェバー及びその他の証券の既存の保証を含む。）に対する連帯責任を引き受けた。この連帯債務を反映するため、UBSスイスAGは、将来の期間について、連帯保証人である子会社として独立した列項目に表示されている。

収益及び費用移転

2016年度に、企業間の収益及び費用移転の表示方法が変更された。これらの移転は、ある企業が別の企業に提供したサービスに関連するものであり、現金で決済される。収益移転の支払額及び受取額は現在、移転する収益の性質に応じて損益計算書の営業収益の様々な項目に表示されている。過年度において、こうした移転はその他の収益に表示されていた。さらに、費用移転の受取額は現在、その他の収益に表示されているが、過年

度においては一般管理費に表示されていた。2015年度及び2014年度の比較情報は、当該変更に従って修正再表示されている。この表示方法の変更は、いずれの企業の税引前営業利益にも影響を及ぼさなかった。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2016年12月31日終了事業年度							
営業収益							
受取利息	8,500	4,151	2,227	25	1,148	(2,269)	13,782
支払利息	(6,686)	(714)	(1,135)		(919)	2,054	(7,399)
受取利息純額	1,815	3,438	1,092	25	229	(215)	6,383
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	(24)	(3)	(6)		(3)		(37)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	1,790	3,434	1,086	25	226	(215)	6,346
受取報酬及び手数料純額	1,500	3,782	7,873		3,332	(40)	16,447
トレーディング収益純額	3,717	780	454		310	(318)	4,943
その他の収益	8,113	346	576		1,677	(10,027)	685
営業収益合計	15,120	8,343	9,988	25	5,545	(10,600)	28,421
営業費用							
人件費	5,691	2,044	6,243		1,613	0	15,591
一般管理費	5,213	3,507	3,402		2,458	(6,891)	7,690
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費 及び減損	699	12	184		85	0	980
無形資産の償却費及び減損	22	0	60		9	0	91
営業費用合計	11,625	5,563	9,889		4,165	(6,891)	24,352
税引前営業利益／(損失)	3,495	2,780	99	25	1,380	(3,710)	4,069
税金費用／(税務上の便益)	892	589	(1,175)		482	(7)	781
当期純利益／(損失)	2,603	2,191	1,274	25	898	(3,703)	3,288
優先証券保有者に帰属する当期純利益／(損失)	78	0	0	31	0	(31)	78
非支配持分に帰属する当期純利益／(損失)	0	0	0		4	0	4
株主に帰属する当期純利益／(損失)	2,525	2,191	1,274	(6)	894	(3,672)	3,207

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。

² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2016年12月31日終了事業年度							
株主に帰属する包括利益							
当期純利益／(損失)	2,525	2,191	1,274	(6)	894	(3,672)	3,207
その他の包括利益							
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益							
為替換算調整、税効果後	335	0	285		(707)	379	293
売却可能金融資産、税効果後	(22)	(33)	(8)		(18)	6	(73)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(805)	109	0		0	29	(666)
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	(491)	77	277	0	(725)	415	(447)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益							
確定給付制度、税効果後	(651)	(54)	(59)		(36)	(25)	(824)
公正価値での測定を指定された金融負債に係る 自己の信用、税効果後	(115)						(115)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後	(766)	(54)	(59)	0	(36)	(25)	(939)
その他の包括利益合計	(1,257)	23	218	0	(761)	390	(1,386)
株主に帰属する包括利益合計	1,268	2,214	1,492	(6)	133	(3,282)	1,820
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	349						349
非支配持分に帰属する包括利益合計	0				3		3
UBS Preferred Funding Trust IV及びVに 帰属する包括利益合計							0
包括利益合計	1,617	2,214	1,492	(6)	137	(3,282)	2,173

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。

² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG（連結）の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2016年12月31日現在						
資産						
現金及び中央銀行預け金	40,538	44,528	8,925	13,775	0	107,767
銀行預け金	30,008	3,886	3,759	33,420	(57,948)	13,125
借入有価証券に係る担保金	6,561	6,657	13,173	5,004	(16,284)	15,111
リバース・レボ契約	52,782	19,273	14,406	7,507	(27,722)	66,246
トレーディング・ポートフォリオ資産	74,172	1,673	4,702	22,729	(6,615)	96,661
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	39,596	0	1,960	5,850	(17,145)	30,260
再調達価額－借方	156,375	5,458	9,496	27,231	(40,149)	158,411
デリバティブに係る差入担保金	22,117	913	2,701	12,068	(11,135)	26,664
公正価値での測定を指定された金融資産	35,498	16,416	5,371	41,199	(63,091)	65,024
貸出金	94,506	184,241	50,150	11,589	(3,849)	307,004
売却可能金融資産	8,104	2,046	6,593	3,469	(4,536)	15,676
満期保有目的金融資産	527	8,762	0	0	0	9,289
子会社及び関連会社投資	49,904	22	1	27	(48,991)	963
有形固定資産及びソフトウェア	6,961	19	1,075	241	0	8,297
のれん及び無形資産	297	0	5,130	1,161	(32)	6,556
繰延税金資産	1,801	601	9,148	1,595	0	13,144
その他の資産	10,645	1,526	9,071	7,241	(3,071)	25,412
資産合計	590,796	296,022	143,702	188,257	(283,424)	935,353
負債						
銀行預り金	27,992	13,204	5,288	32,733	(68,572)	10,645
貸付有価証券に係る担保金	13,193	1,518	2,549	1,841	(16,284)	2,818
レボ契約	16,944	5,385	2,710	9,295	(27,722)	6,612
トレーディング・ポートフォリオ負債	15,535	154	3,643	9,780	(6,287)	22,825
再調達価額－貸方	151,274	4,982	9,491	28,213	(40,149)	153,810
デリバティブに係る受入担保金	31,585	109	2,409	12,504	(11,135)	35,472
顧客預り金	118,934	248,731	85,702	53,474	(56,641)	450,199
公正価値での測定を指定された金融負債	54,504	0	1	4,559	(4,047)	55,017
社債	70,558	8,330	145	401	(437)	78,998
引当金	1,483	186	2,168	312	21	4,169
その他の負債	31,879	2,212	11,100	18,352	(3,099)	60,443
負債合計	533,881	284,811	125,206	171,464	(234,353)	881,009
株主に帰属する持分	56,273	11,211	18,496	16,754	(49,072)	53,662

優先証券保有者に帰属する持分	642	0	0	0	0	642
非支配持分に帰属する持分	0	0	0	40	0	40
資本合計	56,915	11,211	18,496	16,793	(49,072)	54,343
負債及び資本合計	590,796	296,022	143,702	188,257	(283,424)	935,353

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。

² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG（連結）の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン					
2016年12月31日終了事業年度	UBS AG ¹	UBS スイスAG ¹	UBS アメリカズ ・インク ¹	その他の 子会社 ¹	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(26,981)	(3,914)	8,979	4,503	(17,413)
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)					
子会社、関連会社及び無形資産取得	0	(3)	0	(23)	(26)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	93	0	0	0	93
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,332)	(16)	(288)	(111)	(1,746)
有形固定資産及びソフトウェア処分	175	0	1	32	209
売却可能金融資産購入	(694)	(998)	(2,792)	(2,788)	(7,271)
売却可能金融資産の処分及び償還	24,902	21,729	1,694	5,772	54,097
満期保有目的金融資産の(購入)／償還純額	(527)	(8,468)	0	0	(8,996)
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	22,616	12,245	(1,384)	2,882	36,359
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)					
短期借入債務発行／(償還)純額	8,229	(7)	(2,975)	193	5,440
UBS AG株式に係る分配金の支払	(3,434)	0	0	0	(3,434)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	31,484	733	196	1,039	33,453
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(32,279)	(669)	(8)	(1,126)	(34,081)
配当金の支払及び優先証券の償還	(1,366)	0	0	0	(1,366)
非支配持分の変動純額	0	0	0	(5)	(5)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額	(1,333)	(2,000)	0	3,333	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	1,300	(1,943)	(2,786)	3,435	6
キャッシュ・フロー合計					
現金及び現金同等物期首残高	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(3,065)	6,388	4,808	10,821	18,952
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(569)	(4)	0	(234)	(807)
現金及び現金同等物期末残高 ³	44,269	46,629	11,892	18,317	121,107
内、現金及び中央銀行預け金	40,486	44,528	8,925	13,775	107,715
内、銀行預け金	2,836	2,095	2,931	4,065	11,927
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁴	946	7	36	477	1,465

¹ キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG（連結）の観点から見た第三者の見解を表している。従って、連結対象外のUBS Preferred Funding Trust IV及びVは、本表に表示されていない。2016年12月31日終了事業年度において、これらの信託には、営業活動からの資金流入額1,317百万スイス・フラン及び優先証券保有者への配当金の支払に係る同額の資金流出額があった。² 関連会社から受け取った配当が含まれている。³ 現金及び現金同等物の内、2,662百万スイス・フランは、制限付きである。⁴ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産、売却可能金融投資及び公正価値での測定を指定された金融資産に計上されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2015年12月31日終了事業年度							
営業収益							
受取利息	9,102	3,039	1,367	63	1,626	(2,020)	13,178
支払利息	(5,885)	(545)	(501)		(1,410)	1,892	(6,449)
受取利息純額	3,218	2,494	866	63	217	(128)	6,729
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	(109)	(12)	0		4	0	(117)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	3,109	2,482	866	63	220	(128)	6,612
受取報酬及び手数料純額	2,738	3,001	7,940		3,586	(81)	17,184
トレーディング収益純額	5,031	735	355		331	(756)	5,696
その他の収益	15,371	120	774		89	(15,243)	1,112
営業収益合計	26,249	6,338	9,935	63	4,227	(16,208)	30,605
営業費用							
人件費	6,800	1,607	6,281		1,265	0	15,954
一般管理費	5,439	2,621	3,785		2,254	(5,880)	8,219
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費 及び減損	672	11	159		76	0	918
無形資産の償却費及び減損	22	0	73		12	0	107
営業費用合計	12,934	4,239	10,298		3,607	(5,880)	25,198
税引前営業利益／(損失)	13,315	2,099	(362)	63	619	(10,327)	5,407
税金費用／(税務上の便益)	1,136	489	(1,200)		(1,317)	(16)	(908)
当期純利益／(損失)	12,180	1,610	837	63	1,936	(10,313)	6,314
優先証券保有者に帰属する当期純利益／(損失)	77	0	0	31	0	(31)	77
非支配持分に帰属する当期純利益／(損失)	0	0	0		3	0	3
株主に帰属する当期純利益／(損失)	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。

² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン

	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2015年12月31日終了事業年度							
株主に帰属する包括利益							
当期純利益／(損失)	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235
その他の包括利益							
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益							
為替換算調整、税効果後	(11)	0	121		(843)	467	(266)
売却可能金融資産、税効果後	(51)	43	(21)		(16)	(19)	(64)
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	(503)	(72)	0		0	57	(518)
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	(564)	(29)	100	0	(859)	504	(848)
損益計算書に振り替えられないことのない その他の包括利益							
確定給付制度、税効果後	701	(337)	(71)		27	(15)	304
損益計算書に振り替えられないことのない その他の包括利益合計、税効果後	701	(337)	(71)	0	27	(15)	304
その他の包括利益合計	136	(366)	29	0	(832)	489	(545)
株主に帰属する包括利益合計	12,239	1,244	866	32	1,101	(9,792)	5,690
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	18	0	0	0	0	0	18
非支配持分に帰属する包括利益合計	0	0	0	0	1	0	1
UBS Preferred Funding Trust IV及びVに 帰属する包括利益合計	0	0	0	40	0	(40)	0
包括利益合計	12,257	1,244	866	72	1,102	(9,832)	5,709

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。

² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結貸借対照表

単位：百万スイス・フラン

2015年12月31日現在	UBS AG (個別) ¹	UBS スイス AG(個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	UBS Preferred Funding Trust IV 及びV	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
資産							
現金及び中央銀行預け金	45,125	38,701	4,971		2,509	0	91,306
銀行預け金	29,225	3,224	12,776		27,510	(60,868)	11,866
借入有価証券に係る担保金	27,925	7,414	38,007		6,506	(54,268)	25,584
リバース・レボ契約	61,253	16,258	21,039		14,586	(45,243)	67,893
トレーディング・ポートフォリオ資産	94,132	1,736	5,931	1,310	30,132	(9,194)	124,047
内、取引相手先により売却又は再担保差入されている可能性のある担保差入資産	53,708	0	3,038		2,264	(7,066)	51,943
再調達価額－借方	175,943	6,033	21,463		28,921	(64,925)	167,435
デリバティブに係る差入担保金	19,026	1,056	5,964		12,678	(14,962)	23,763
貸出金	89,052	186,872	47,054		14,554	(24,809)	312,723
公正価値での測定を指定された金融資産	6,303	0	199		2,628	(3,322)	5,808
売却可能金融資産	32,044	23,184	5,360		5,996	(4,042)	62,543
子会社及び関連会社投資	45,689	14	1		1	(44,751)	954
有形固定資産及びソフトウェア	6,499	15	972		197	0	7,683
のれん及び無形資産	347	0	5,112		1,139	(30)	6,568
繰延税金資産	2,332	845	7,766		1,890	0	12,833
その他の資産	12,108	1,255	10,041		3,111	(4,266)	22,249
資産合計	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256
負債							
銀行預り金	31,725	18,948	26,320	4	5,782	(70,944)	11,836
貸付有価証券に係る担保金	34,094	2,493	23,437		2,274	(54,268)	8,029
レボ契約	20,658	6,505	11,490		16,244	(45,243)	9,653
トレーディング・ポートフォリオ負債	21,193	128	3,919		11,317	(7,420)	29,137
再調達価額－貸方	170,718	5,655	21,109		29,877	(64,928)	162,430
デリバティブに係る受入担保金	31,399	374	6,438		15,033	(14,962)	38,282
顧客預り金	102,483	231,252	53,633		34,002	(18,848)	402,522
公正価値での測定を指定された金融負債	61,630	0	288		4,675	(3,598)	62,995
社債	70,792	8,274	3,126		321	(153)	82,359
引当金	1,680	179	1,969		319	17	4,163
その他の負債	40,255	1,806	16,683	1	20,179	(4,318)	74,606
負債合計	586,628	275,611	168,411	4	140,023	(284,664)	886,013
株主に帰属する持分	58,423	10,997	18,243	4	12,296	(44,714)	55,248
優先証券保有者に帰属する持分	1,954	0	0	1,302	0	(1,302)	1,954

非支配持分に帰属する持分	0	0	0	0	41	0	41
資本合計	60,378	10,997	18,243	1,306	12,336	(46,016)	57,243
負債及び資本合計	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。

² これらの列に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン					
2015年12月31日終了事業年度	UBS AG ¹	UBS スイスAG ¹	UBS アメリカズ ・インク ¹	その他の 子会社 ¹	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(1,457)	2,681	(525)	1,298	1,997
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)					
子会社、関連会社及び無形資産取得	(12)	0	1	0	(13)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	464	0	13	0	477
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,423)	(5)	(299)	(114)	(1,841)
有形固定資産及びソフトウェア処分	503	0	9	35	547
売却可能金融資産購入	(66,659)	(18,686)	(2,722)	(13,123)	(101,189)
売却可能金融資産の処分及び償還	51,515	22,501	2,952	16,616	93,584
満期保有目的金融資産の(購入)／償還純額					
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(15,613)	3,810	(47)	3,415	(8,434)
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)					
短期借入債務発行／(償還)純額	(5,603)	24	(826)	0	(6,404)
UBS AG株式に係る分配金の支払	(2,626)	0	0	0	(2,626)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	46,882	772	7	129	47,790
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(42,415)	(402)	(129)	(1,274)	(44,221)
配当金の支払及び優先証券の償還	(108)	0	0	0	(108)
非支配持分の変動純額	0	0	0	(5)	(5)
グループ内の資本取引及び配当に係る活動純額 ³	(30,512)	33,293	(114)	(2,666)	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(34,382)	33,687	(1,062)	(3,817)	(5,573)
キャッシュ・フロー合計					
現金及び現金同等物期首残高	100,662	0	8,960	7,093	116,715
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	(51,451)	40,178	(1,634)	896	(12,010)
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	(1,309)	67	(241)	(259)	(1,742)
現金及び現金同等物期末残高 ⁴	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962
内、現金及び中央銀行預け金	45,125	38,701	4,971	2,509	91,306
内、銀行預け金	2,072	1,438	2,009	5,213	10,732
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁵	704	107	104	9	924

¹ キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG (連結) の観点から見た第三者の見解を表している。従って、連結対象外のUBS Preferred Funding Trust IV及びVは、本表に表示されていない。2015年12月31日終了事業年度において、これらの信託には、営業活動からの資金流入額77百万スイス・フラン及び優先証券保有者への配当金の支払に係る同額の資金流出額があった。² 関連会社から受け取った配当が含まれている。³ UBS AGからUBSスイスAGへの現金及び現金同等物の譲渡33,283百万スイス・フランを含む。UBS AGからUBSスイスAGへの事業譲渡に関する詳細については、UBSグループAGの2015年度年次報告書の「法人の財務及び規制情報」のセクション (訳者注：原文の「Legal entity financial and regulatory information」のセクション) の「UBSスイスAGの設立」を参照。⁴ 現金及び現金同等物の内、3,963百万スイス・フランは制限付きである。⁵ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。

保証会社の補足連結損益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2014年12月31日終了事業年度					
営業収益					
受取利息	11,585	1,591	1,160	(1,143)	13,194
支払利息	(6,287)	(597)	(898)	1,143	(6,639)
受取利息純額	5,298	995	262	0	6,555
貸倒引当金(繰入額)／戻入額	(108)	9	9	13	(78)
貸倒引当金繰入額控除後受取利息純額	5,190	1,003	270	13	6,477
受取報酬及び手数料純額	6,111	7,288	3,799	(122)	17,076
トレーディング収益純額	2,750	438	237	416	3,841
その他の収益	7,967	438	580	(8,354)	632
営業収益合計	22,019	9,168	4,887	(8,047)	28,026
営業費用					
人件費	7,991	5,806	1,483	0	15,280
一般管理費	8,004	2,759	1,966	(3,352)	9,377
有形固定資産及びソフトウェア減価償却費及び減損	595	139	83	0	817
無形資産の償却費及び減損	7	59	16	0	83
営業費用合計	16,597	8,764	3,548	(3,352)	25,557
税引前営業利益／(損失)	5,421	404	1,339	(4,695)	2,469
税金費用／(税務上の便益)	949	(2,375)	248	(2)	(1,180)
当期純利益／(損失)	4,472	2,779	1,091	(4,693)	3,649
優先証券保有者に帰属する当期純利益／(損失)	142	0	0	0	142
非支配持分に帰属する当期純利益／(損失)	0	0	5	0	5
株主に帰属する当期純利益／(損失)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502

¹ UBS AG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AGの個別財務書類を参照。² これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AG（連結）の財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結包括利益計算書

単位：百万スイス・フラン	UBS AG (個別) ¹	UBS アメリカズ ・インク ²	その他の 子会社 ²	相殺消去 処理	UBS AG (連結)
2014年12月31日終了事業年度					
株主に帰属する包括利益					
当期純利益／(損失)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502
その他の包括利益					
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益					
為替換算調整、税効果後	325	928	1,500	(920)	1,834
売却可能金融資産、税効果後	32	78	37	(6)	140
キャッシュ・フロー・ヘッジ、税効果後	693	0	0	0	693
損益計算書に振り替えられる可能性のある その他の包括利益合計、税効果後	1,050	1,006	1,537	(926)	2,667
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益					
確定給付制度、税効果後	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
損益計算書に振り替えられない その他の包括利益合計、税効果後	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
その他の包括利益合計	51	838	1,481	(912)	1,459
株主に帰属する包括利益合計	4,381	3,617	2,567	(5,605)	4,961
優先証券保有者に帰属する包括利益合計	260	0	0	0	260
非支配持分に帰属する包括利益合計	0	0	7	0	7
包括利益合計	4,641	3,617	2,575	(5,605)	5,229

¹ UBS AG（個別）及びUBSスイスAG（個別）として表示されている金額はIFRSに準拠した単体情報である。スイスGAAPに準拠して作成した情報については、www.ubs.com/investorsの「Disclosure for legal entities」にあるUBS AG及びUBSスイスAGの個別財務書類を参照。

² これらの欄に表示された金額は、IFRSに準拠したUBS AGの連結財務書類の作成の基礎となる。

保証会社の補足連結キャッシュ・フロー計算書

単位：百万スイス・フラン				
2014年12月31日終了事業年度	UBS AG ¹	UBS アメリカズ ・インク ¹	その他の 子会社 ¹	UBS AG (連結)
営業活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	7,438	(1,814)	1,608	7,231
投資活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)				
子会社、関連会社及び無形資産取得	(18)	0	0	(18)
子会社、関連会社及び無形資産処分 ²	41	9	20	70
有形固定資産及びソフトウェア購入	(1,521)	(300)	(94)	(1,915)
有形固定資産及びソフトウェア処分	313	14	23	350
売却可能金融資産購入	(115,807)	(1,965)	(18,559)	(136,330)
売却可能金融資産の処分及び償還	123,581	1,397	15,460	140,438
満期保有目的金融資産の(購入)／償還純額				
投資活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	6,589	(845)	(3,149)	2,596
財務活動によるキャッシュ・フロー収入／(支出)				
短期借入債務発行／(償還)純額	(3,984)	0	1,064	(2,921)
自己株式及び自己持分のデリバティブ取引に係る変動純額	(719)	0	0	(719)
UBS AG株式に係る分配金の支払	(938)	0	0	(938)
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務発行	40,272	24	686	40,982
公正価値での測定を指定された金融負債を含む長期借入債務償還	(32,083)	(494)	(1,632)	(34,210)
配当金の支払及び優先証券の償還	(110)	0	0	(110)
非支配持分の変動純額	0	0	(3)	(3)
グループ内の資本取引及び配当に係る投資活動純額	(319)	0	319	0
財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	2,118	(470)	434	2,081
キャッシュ・フロー合計				
現金及び現金同等物期首残高	77,123	11,249	7,911	96,284
営業、投資及び財務活動による正味キャッシュ・フロー収入／(支出)	16,145	(3,129)	(1,107)	11,908
現金及び現金同等物に係る為替変動による影響	7,394	840	289	8,522
現金及び現金同等物期末残高³	100,662	8,960	7,093	116,715
内、現金及び中央銀行預け金	95,711	6,440	1,923	104,073
内、銀行預け金	4,119	2,489	5,164	11,772
内、マネー・マーケット・ペーパー ⁴	832	31	6	869

¹ キャッシュ・フローは一般的に、UBS AG（連結）の観点から見た第三者の見解を表している。² 関連会社から受け取った配当が含まれている。³ 現金及び現金同等物の内、4,178百万スイス・フランは制限付きである。⁴ マネー・マーケット・ペーパーは、貸借対照表上では、トレーディング・ポートフォリオ資産及び売却可能金融投資に計上されている。

[次へ](#)

UBS AG個別財務書類（監査済）

損益計算書

単位：百万スイス・フラン	注記	終了事業年度		変化率（％）
		2016年12月31日	2015年12月31日 ¹	対2015年12月31日
受取利息及び割引料		5,776	6,204	(7)
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金		2,060	2,602	(21)
金融投資からの受取利息及び受取配当金		165	199	(17)
支払利息		(6,251)	(5,917)	6
受取利息総額		1,749	3,088	(43)
貸倒引当金(繰入額)／戻入額		(32)	(158)	(80)
受取利息純額		1,717	2,929	(41)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料並びにその他の 受取報酬及び手数料		2,154	3,526	(39)
与信関連報酬及び手数料		217	285	(24)
支払報酬及び手数料		(829)	(1,012)	(18)
受取報酬及び手数料純額		1,541	2,799	(45)
トレーディング収益純額	3	3,930	3,725	6
金融投資売却収益純額		117	150	(22)
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金		3,041	1,218	150
保有不動産からの収益		563	565	0
その他の経常収益	4	4,740	4,706	1
その他の経常費用	4	(539)	(831)	(35)
経常活動からのその他の収益		7,922	5,809	36
営業収益合計		15,111	15,263	(1)
人件費	5	6,350	6,438	(1)
一般管理費	6	5,073	5,615	(10)
営業費用小計		11,422	12,053	(5)
子会社及びその他の持分投資の減損		1,099	413	166
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		700	674	4
のれん及びその他無形資産の償却費及び減損		22	22	0
引当金の変動及び損失		109	25	336
営業費用合計		13,352	13,187	1
営業利益		1,759	2,076	(15)
特別利益	7	1,637	10,264	(84)
特別損失	7	2	136	(99)
税金費用／(税務上の便益)	8	150	220	(32)
当期純利益／(損失)		3,244	11,984	(73)

¹ 2015年12月31日終了事業年度について表示された比較金額には、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業の2015年の最初の3ヶ月間における業績が含まれていた。当該事業は、2015年4月1日付けでUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細については、UBSグループAGの2015年年次報告書（英文）

(https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.htmlにて参照されたい。)の「Legal entity financial and regulatory information」のセクションの「Establishment of UBS Switzerland AG」を参照。

損益計算書（続き）

単位：億円	注記	終了事業年度		変化率（％）
		2016年12月31日	対2015年12月31日	2015年12月31日 ¹
受取利息及び割引料		6,616	7,106	(7)
トレーディング・ポートフォリオからの受取利息及び受取配当金		2,360	2,980	(21)
金融投資からの受取利息及び受取配当金		189	228	(17)
支払利息		(7,160)	(6,777)	6
受取利息総額		2,003	3,537	(43)
貸倒引当金(繰入額)／戻入額		(37)	(181)	(80)
受取利息純額		1,967	3,355	(41)
有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料並びにその他の 受取報酬及び手数料		2,467	4,039	(39)
与信関連報酬及び手数料		249	326	(24)
支払報酬及び手数料		(950)	(1,159)	(18)
受取報酬及び手数料純額		1,765	3,206	(45)
トレーディング収益純額	3	4,501	4,267	6
金融投資売却収益純額		134	172	(22)
子会社及びその他の持分投資からの受取配当金		3,483	1,395	150
保有不動産からの収益		645	647	0
その他の経常収益	4	5,429	5,390	1
その他の経常費用	4	(617)	(952)	(35)
経常活動からのその他の収益		9,074	6,654	36
営業収益合計		17,308	17,482	(1)
人件費	5	7,273	7,374	(1)
一般管理費	6	5,811	6,431	(10)
営業費用小計		13,083	13,806	(5)
子会社及びその他の持分投資の減損		1,259	473	166
有形固定資産及びソフトウェアの減価償却費及び減損		802	772	4
のれん及びその他無形資産の償却費及び減損		25	25	0
引当金の変動及び損失		125	29	336
営業費用合計		15,293	15,104	1
営業利益		2,015	2,378	(15)
特別利益	7	1,875	11,756	(84)
特別損失	7	2	156	(99)
税金費用／(税務上の便益)	8	172	252	(32)
当期純利益／(損失)		3,716	13,726	(73)

¹ 2015年12月31日終了事業年度について表示された比較金額には、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業の2015年の最初の3ヶ月間における業績が含まれていた。当該事業は、2015年4月1日付け

でUBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。詳細については、UBSグループAGの2015年年次報告書（英文）
（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.htmlにて参照されたい。）の「Legal entity financial and regulatory information」のセクションの「Establishment of UBS Switzerland AG」を参照。

貸借対照表

		変化率 (%)		
単位：百万スイス・フラン	注記	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	対2015年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		40,778	45,125	(10)
銀行預け金		40,700	40,611	0
証券ファイナンス取引による債権	9	59,778	90,479	(34)
内、借入有価証券に係る担保金		6,561	27,925	(77)
内、リバース・レポ契約		53,217	62,553	(15)
顧客貸出金	10, 11	103,880	97,401	7
モーゲージ・ローン	10, 11	4,312	4,679	(8)
トレーディング・ポートフォリオ資産	12	74,282	94,210	(21)
再調達価額－借方	13	20,951	20,987	0
金融投資	14	34,669	27,528	26
未収収益及び前払費用		1,595	1,708	(7)
子会社及びその他の持分投資		48,262	43,791	10
有形固定資産及びソフトウェア		6,961	6,503	7
のれん及びその他無形資産		13	36	(64)
その他の資産	15	3,295	3,986	(17)
資産合計		439,476	477,045	(8)
内、劣後資産		6,851	5,752	19
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの		4,521	4,020	12
負債				
銀行預り金		32,781	36,669	(11)
証券ファイナンス取引による債務	9	30,275	55,457	(45)
内、貸付有価証券に係る担保金		13,193	34,094	(61)
内、レポ契約		17,082	21,363	(20)
顧客預り金		152,690	144,842	5
トレーディング・ポートフォリオ負債	12	15,535	21,179	(27)
再調達価額－貸方	13	23,896	24,669	(3)
公正価値での測定を指定された金融負債	12, 18	51,806	58,104	(11)
発行済社債		71,215	72,750	(2)
未払費用及び繰延収益		4,125	4,356	(5)
その他の負債	15	4,113	5,505	(25)
引当金	11	1,501	1,786	(16)
負債合計		387,937	425,316	(9)
資本				
資本金	19	386	386	0
一般法定準備金		38,149	33,669	13
内、法定資本準備金		38,149	38,149	0
内、資本準備金		38,149	38,149	0
内、法定利益準備金		0	(4,480)	(100)
任意利益準備金		9,760	5,689	72
当期純利益／（損失）		3,244	11,984	(73)

資本合計	51,539	51,728	0
負債及び資本合計	439,476	477,045	(8)
内、劣後債務	17,692	16,139	10
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの	15,877	11,858	34

貸借対照表（続き）

	変化率（％）		
単位：百万スイス・フラン	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	対2015年 12月31日
オフバランス・シート項目			
偶発負債、総額	25,395	27,787	(9)
サブ・パーティシペーション	(1,905)	(1,866)	2
偶発負債、純額	23,489	25,920	(9)
内、子会社に関連する第三者に対する保証	17,505	19,392	(10)
内、信用保証及び類似の商品	3,607	4,224	(15)
内、業績保証及び類似の商品	68	26	162
内、確認信用状	2,310	2,278	1
取消不能コミットメント、総額	47,273	50,901	(7)
サブ・パーティシペーション	(1,512)	(1,559)	(3)
取消不能コミットメント、純額	45,761	49,342	(7)
内、ローン・コミットメント	45,761	49,342	(7)
先日付スタートの取引 ¹	10,549	4,195	151
内、リバース・レボ契約	7,238	1,626	345
内、有価証券借入契約	36	6	500
内、レボ契約	3,267	2,561	28
内、有価証券貸付契約	8	2	300
株式及びその他の資本性金融商品の償還に関する負債	5	7	(29)

¹ 将来、UBS AG又は取引相手先のどちらかによって支払われる予定の現金。

貸借対照表（続き）

		変化率（％）		
単位：億円	注記	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	対2015年 12月31日
資産				
現金及び中央銀行預け金		46,707	51,686	(10)
銀行預け金		46,618	46,516	0
証券ファイナンス取引による債権	9	68,470	103,635	(34)
内、借入有価証券に係る担保金		7,515	31,985	(77)
内、リバース・レポ契約		60,955	71,648	(15)
顧客貸出金	10, 11	118,984	111,563	7
モーゲージ・ローン	10, 11	4,939	5,359	(8)
トレーディング・ポートフォリオ資産	12	85,083	107,908	(21)
再調達価額－借方	13	23,997	24,039	0
金融投資	14	39,710	31,531	26
未収収益及び前払費用		1,827	1,956	(7)
子会社及びその他の持分投資		55,279	50,158	10
有形固定資産及びソフトウェア		7,973	7,449	7
のれん及びその他無形資産		15	41	(64)
その他の資産	15	3,774	4,566	(17)
資産合計		503,376	546,407	(8)
内、劣後資産		7,847	6,588	19
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの		5,178	4,605	12
負債				
銀行預り金		37,547	42,001	(11)
証券ファイナンス取引による債務	9	34,677	63,520	(45)
内、貸付有価証券に係る担保金		15,111	39,051	(61)
内、レポ契約		19,566	24,469	(20)
顧客預り金		174,891	165,902	5
トレーディング・ポートフォリオ負債	12	17,794	24,258	(27)
再調達価額－貸方	13	27,370	28,256	(3)
公正価値での測定を指定された金融負債	12, 18	59,339	66,552	(11)
発行済社債		81,570	83,328	(2)
未払費用及び繰延収益		4,725	4,989	(5)
その他の負債	15	4,711	6,305	(25)
引当金	11	1,719	2,046	(16)
負債合計		444,343	487,157	(9)
資本				
資本金	19	442	442	0
一般法定準備金		43,696	38,564	13
内、法定資本準備金		43,696	43,696	0
内、資本準備金		43,696	43,696	0
内、法定利益準備金		0	(5,131)	(100)
任意利益準備金		11,179	6,516	72

当期純利益／（損失）	3,716	13,726	(73)
資本合計	59,033	59,249	0
負債及び資本合計	503,376	546,407	(8)
内、劣後債務	20,264	18,486	10
内、強制転換及び／又は債権放棄の対象となるもの	18,186	13,582	34

貸借対照表（続き）

	変化率（％）		
	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在	対2015年 12月31日
単位：億円			
オフバランス・シート項目			
偶発負債、総額	29,087	31,827	(9)
サブ・パーティシペーション	(2,182)	(2,137)	2
偶発負債、純額	26,904	29,689	(9)
内、子会社に関連する第三者に対する保証	20,050	22,212	(10)
内、信用保証及び類似の商品	4,131	4,838	(15)
内、業績保証及び類似の商品	78	30	162
内、確認信用状	2,646	2,609	1
取消不能コミットメント、総額	54,146	58,302	(7)
サブ・パーティシペーション	(1,732)	(1,786)	(3)
取消不能コミットメント、純額	52,415	56,516	(7)
内、ローン・コミットメント	52,415	56,516	(7)
先日付スタートの取引 ¹	12,083	4,805	151
内、リバース・レボ契約	8,290	1,862	345
内、有価証券借入契約	41	7	500
内、レボ契約	3,742	2,933	28
内、有価証券貸付契約	9	2	300
株式及びその他の資本性金融商品の償還に関する負債	6	8	(29)

¹ 将来、UBS AG又は取引相手先のどちらかによって支払われる予定の現金。

オフバランス・シート項目

オフバランス・シート項目には、UBS AGが子会社及び子会社の債権者のために発行した補償及び保証が含まれる。

UBS AGが発行した補償の額が明確に確定されていない場合、その補償は、子会社の支払能力又は最低資本金に関連しており、従って上記の表に金額は含まれていない。

さらに、UBS AGは、スイスにおけるUBSの付加価値税（以下「VAT」という。）の対象となるグループに属するUBSの企業の結合VAT債務について連帯責任を負っている。この偶発負債は、上記の表に含まれていない。

UBSリミテッドに対する保証

UBS AGは、UBSリミテッドの各取引相手先のために保証を供与している。この保証に基づき、UBS AGは、UBSリミテッドが締結したあらゆる契約上の債務それぞれを取消不能かつ無条件に保証している。UBS AGは、保証条件に従い、かかる負債の未払残高を要求に応じて当該取引相手先に支払うことを約束している。

連帯債務

2015年6月に、パーソナル&コーポレート・バンキング事業部門及びウェルス・マネジメント事業部門内のスイスで記帳された事業が、スイス合併法に準拠した資産譲渡により、UBS AGからUBSスイスAGに譲渡された。スイス合併法に基づいて、UBS AGは、UBSスイスAGに譲渡された、資産譲渡日である2015年6月14日における既存の債務（担保付の債務の内、担保部分を除く。）について連帯責任を引き受けた。

資産譲渡日現在、この連帯債務の金額は約2,600億スイス・フランであった。UBS AGは、資産譲渡日後にUBSスイスAGが負担した新たな債務については責任を負わない。債務が満了となる、終了する、若しくは資産譲渡日後に更改されると、連帯債務の金額は減少する。

UBSスイスAGの契約上の債務に係るUBS AGの連帯債務の金額は、2015年12月31日現在では550億スイス・フランであったのに対し、2016年12月31日現在では10億スイス・フラン未満であった。2016年12月31日現在、このような連帯債務による資源の流出の可能性はほとんどないと判断されたため、上記の表には、この連帯債務により生じるいかなるエクスポージャーも含まれていない。

→詳細については、UBSグループAGの2015年度年次報告書（英文）

（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2015.htmlにて参照されたい。）の「Legal entity financial and regulatory information」のセクションの「Establishment of UBS Switzerland AG」を参照。

UBSヨーロッパSEに対する限定的補償

2016年におけるUBSヨーロッパSEの設立に関連して、UBS AGは、特定の訴訟、規制上及び類似の問題から発生する可能性のあるUBSヨーロッパSEの支払債務についてUBS AGが限定的補償を提供する契約をUBSヨーロッパSEと締結した。

2016年12月31日現在、この潜在的支払債務の金額を信頼性をもって見積めることはできないため、上記の表には、この限定的補償に関連する金額は含まれていない。

持分変動計算書

単位：百万スイス・フラン	資本金	法定資本 準備金	法定利益 準備金	任意利益 準備金	当期純利益 ／(損失)	資本合計
2015年1月1日現在残高	384	40,782	(12,329)	5,689	7,849	42,376
資本金増加	1					1
配当金及びその他の分配金		(2,633)				(2,633)
利益／(損失)の処分又は処理			7,849		(7,849)	0
当期純利益／(損失)					11,984	11,984
2015年12月31日現在	386	38,149	(4,480)	5,689	11,984	51,728

単位：億円	資本金	法定資本 準備金	法定利益 準備金	任意利益 準備金	当期純利益 ／(損失)	資本合計
2015年1月1日現在残高	440	46,712	(14,122)	6,516	8,990	48,537
資本金増加	1					1
配当金及びその他の分配金		(3,016)				(3,016)
利益／(損失)の処分又は処理			8,990		(8,990)	0
当期純利益／(損失)					13,726	13,726
2015年12月31日現在	442	43,696	(5,131)	6,516	13,726	59,249

単位：百万スイス・フラン	資本金	法定資本 準備金	法定利益 準備金	任意利益 準備金	当期純利益 ／(損失)	資本合計
2016年1月1日現在残高	386	38,149	(4,480)	5,689	11,984	51,728
資本金増加						0
配当金及びその他の分配金			(3,434)			(3,434)
利益／(損失)の処分又は処理			7,914	4,070	(11,984)	0
当期純利益／(損失)					3,244	3,244
2016年12月31日現在	386	38,149	0	9,760	3,244	51,539

単位：億円	資本金	法定資本 準備金	法定利益 準備金	任意利益 準備金	当期純利益 ／(損失)	資本合計
2016年1月1日現在残高	442	43,696	(5,131)	6,516	13,726	59,249
資本金増加						0
配当金及びその他の分配金			(3,933)			(3,933)
利益／(損失)の処分又は処理			9,065	4,662	(13,726)	0
当期純利益／(損失)					3,716	3,716
2016年12月31日現在	442	43,696	0	11,179	3,716	59,033

利益処分計算書及び資本準備金からの配当金分配案**利益処分案**

取締役会は、2017年3月2日の年次株主総会（以下「AGM」という。）に、以下の利益処分の承認議案を付議している。

終了事業年度		
2016年12月31日		
	百万スイス・ フラン	億円
当期純利益	3,244	3,716
繰越利益剰余金	0	0
利益処分可能額合計	3,244	3,716
利益処分		
任意利益準備金への充当	(3,244)	(3,716)
繰越利益剰余金	0	0

資本準備金からの配当金分配案

取締役会は、2017年3月2日の年次株主総会（以下「AGM」という。）に、資本準備金からの2,250百万スイス・フランの普通株式配当金分配の承認議案を付議している。

終了事業年度		
2016年12月31日		
	百万スイス・ フラン	億円
法定資本準備金合計：分配前の資本準備金 ¹	38,149	43,696
法定資本準備金内の資本準備金の分配	(2,250)	(2,577)
分配後の資本準備金合計	35,899	41,119

¹ 2011年1月1日付けで、スイスの源泉所得税法は、資本準備金からの支払いは源泉所得税の対象ではないと規定している。この法律により、資本準備金の適格な金額及び財務書類上の開示についてスイス連邦税務当局と企業との間で解釈の相違が生じた。従って、スイス連邦税務当局は、利益剰余金から支払う配当金に適用する源泉所得税の徴収対象とせずに、UBS AGが開示された資本準備金230億スイス・フランを株主に払い戻すことが可能であると認めた（2015年1月1日現在の状況）。この金額は、2016年における利益剰余金からの配当金支払の後にも変更されていない。残りの金額についての判断は、今後に持ち越されることになった。

[次へ](#)

UBS AG個別財務書類注記

注記1 社名、法的形態及び登記上の事務所

UBS AGは、スイスで設立され、同国を本拠地としている。登記上の事務所は、Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zurich及びAeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerlandにある。UBS AGは、スイス債務法及びスイス連邦銀行法に準拠し、投資家に普通株式を発行している株式会社(Aktiengesellschaft)として事業を行っている。UBS AGは、UBSグループの最終親会社であるUBSグループAGの完全子会社である。

注記2 会計方針

UBS AGの個別財務書類は、スイスGAAP (FINMA令2015/1及び銀行法) に準拠して作成されており、信頼性をもって評価された法定単体財務書類である。会計方針は、原則としてUBS AGの連結財務諸表、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類の注記1に説明されている概要と同様である。スイスGAAPの規定と国際財務報告基準との重要な相違は、UBS AGの連結財務書類の注記36に記述されている。UBS AGの個別財務書類に適用された重要な会計方針は以下に記載されている。

→ 詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書を参照。

リスク管理

UBS AGは、グループ全体のリスク管理プロセスに、完全に組み込まれており、それはUBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書の「リスク管理及び統制」のセクション(訳者注: 次報告書(原文の「Risk management and control」のセクション)の監査済の部分に記述されている。

デリバティブの利用及びヘッジ会計に関する詳細については、UBS AGの連結財務書類の注記1及び12に記載されている。

→ 詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書を参照。

報酬方針

UBS AGの報酬体系及びプロセスは、UBSグループAGの報酬原則及び枠組みを遵守している。詳細については、UBSグループAGの報酬報告書(Compensation Report)を参照のこと。

為替換算

外貨建取引は、取引日の直物為替レートでスイス・フランに換算される。貸借対照表日に、外貨建ての全ての貨幣性資産及び負債、並びにトレーディング・ポートフォリオ資産に計上された資本性金融商品及び金融投資は、決算日の為替レートでスイス・フランに換算される。取得原価で測定される非貨幣性項目は、取引日の直物為替レートで換算される。国外支店の資産及び負債は、決算日の為替レートでスイス・フランに換算され、国外支店の損益項目は、各期間の加重平均為替レートで換算されている。為替換算差額は全て損益計算書に認識される。

UBS AGが使用する主要通貨の換算レートは、UBS AGの連結財務書類の注記34に記載されている。

→ 詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書を参照。

仕組債

仕組債は、主契約と、UBS AGの自己の株式に関連しない1つ以上の組込デリバティブから成る。組込デリバティブは、測定の目的上、区分して評価され、貸借対照表上で主契約と同じ項目に表示される。公正価値オプションを適用することにより、仕組債の大半は、全体として公正価値で測定され、公正価値での測定を指定された金融負債に認識される。仕組債は、発行済仕組債と仕組債(店頭)で構成される。仕組債に公正価値オプションを適用できるのは、以下の基準を累積的に満たしている場合のみである。

- ― 仕組債が公正価値基準で測定され、トレーディング活動に関するリスク管理と同等のリスク管理を受けていること。
- ― 公正価値オプションを適用することにより、発生する会計上のミスマッチが解消又は大幅に減少すること。

一未実現の自己の信用の変動に起因する公正価値の変動が損益計算書及び貸借対照表に認識されていないこと。

公正価値での測定を指定された金融負債に関連する公正価値の変動は、未実現の自己の信用の変動を除き、トレーディング収益純額に認識される。公正価値での測定を指定された金融負債に係る支払利息は、支払利息に認識される。

→ 詳細は注記18を参照。

子会社及びその他の持分投資

子会社及びその他の持分投資は、UBS AGの事業活動を継続させるため又はその他戦略的目的により保有される株式持分であり、UBS AGが世界的規模で事業を通して、UBS AGが直接保有する子会社の全てが含まれている。当該投資は、個別に測定され、減損控除後の取得原価で計上される。帳簿価額は、価値の減少の兆候（重要な営業損失の発生又は当該投資を占める通貨の著しい下落を含む。）が存在する場合、減損テストの対象となる。子会社への投資が減損している場合、その価値は通常、純資産価額に減額される。減損認識後の価値の回復は、純資産価額の増加又は将来の収益性に関する経営者の予測において純資産価額を帳簿価額が上回ることを裏付けている場合は、当該純資産価額を超える部分に基づき、当初の取得原価を上限として認識される。経営者が、どの程度及びどの期間において価値の回復を認識するかに関して、自己の裁量で判断する場合がある。

投資の減損は、子会社及びその他の持分投資の減損として表示される。減損の戻入額は、損益計算書の特別利益に表示される。同一事業年度における子会社の減損及び減損の一部又は全額の戻入は、純額で算定される。

繰延税金

繰延税金資産は、UBS AGの個別財務書類では認識されないが、繰延税金負債は将来加算一時差異に対して認識される場合がある。繰延税金負債の変動は損益計算書に認識される。

子会社、関係会社及びUBSグループAGへ提供した／から提供を受けたサービス

UBSグループAG又はその子会社へ提供した／から提供を受けたサービスは、費用移転の支払い又は収益移転の受取りとして現金で決済される。

UBS AGとUBSグループAG又はその子会社との基礎となる取引の性質に、単一の明確に識別可能なサービス要素が含まれる場合、関連する収益及び費用は、損益計算書のそれぞれの項目（例：有価証券及び投資事業からの受取報酬及び手数料、その他の受取報酬及び手数料、支払報酬及び手数料、トレーディング収益純額又は一般管理費）に表示される。基礎となる取引の性質に様々なサービス要素が含まれ、特定の損益計算書項目に明確に帰属させることができない場合は、関連する収益及び費用は、その他の経常収益及びその他の経常費用に表示される。

→ 詳細は注記4及び6を参照。

年金及びその他の退職後給付制度

スイスGAAPでは、年金及びその他の退職後給付制度の会計処理に、IFRS又はスイスの会計基準の適用を認めており、その選択は制度ごとに行われる。

UBS AGは、個別財務書類においてスイスの年金制度に関してスイスGAAP（FER第16号）の適用を選択している。スイスGAAPの規定は、確定拠出制度の部分と確定給付制度の部分との組み合わせである混合制度であるスイスの年金制度特有の性質により即したもののだが、この制度はIFRSでは確定給付制度として処理される。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。スイスの年金基金に対する雇用主掛金は報酬からの拠出割合で決定される。さらにスイスGAAPは、スイスの会計基準（FER第26号）に準拠して作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務がUBS AGに生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。年金資産又は年金負債を計上する条件が満たされるのは、例えば、雇用主掛金の積立金を利用できる場合や、UBS AGが（FER第26号に基づく）年金の積立不足額を減らすために拠出を要求される場合などである。

スイスGAAPとIFRSとの主な相違には、将来の昇給や退職貯蓄に係る金利など、スイスGAAPに従って用いられる静的手法では考慮されない動的要素の処理が含まれる。さらに、IFRSに従って確定給付債務の算定に使用される割引率は、各年金制度の対象国の市場における優良社債の利回りに基づいている。スイスGAAPに従って使用される割引率（すなわち、予定利率）は、年金基金委員会の投資戦略による期待リターンを基に同委員会が決定する。

→ 詳細については、注記20を参照。

UBS AGは、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）の適用を選択した。しかしながら、確定給付債務及び制度資産の再測定による損益は、資本に直接ではなく損益計算書に認識される。IAS第19号の規定に準拠した、対応する開示については、UBS AGの連結財務書類の注記26を参照。

→ 詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書を参照。

劣後資産及び負債

劣後資産は、債務者が清算手続、破産又は債務再編に陥った際に取消不能な書面による宣言に基づき、他の全ての債権者の請求に劣後し、当該債務者に対する支払債務と相殺できず、また当該債務者の資産により担保されない請求から成る。劣後負債は、これに対応する債務から成る。

劣後資産及び負債のうち、自己資本に関する条例（Capital Adequacy Ordinance）第29条及び第30条によるスイスの自己資本規制に準拠した実質的破綻時に関する条項を含むものは、**強制転換及び／又は債務放棄の適用**を受けるものとして開示され、発行銀行が実質的に破綻に陥った場合に当該請求が償却されるか又は当該債務が株式に転換されることが規定されている。

個別財務書類の免除

UBS AGは、IFRSに準拠して連結財務書類を作成しているため、UBS AGは個別財務書類における様々な開示を免除されている。この免除には、経営者の報告書、キャッシュ・フロー計算書の作成、注記による各種開示及び中間財務書類の公表が含まれる。

注記3a 事業部門別トレーディング収益純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		変化率(%)
	2016年12月31日	2015年12月31日	対2015年12月31日
インベストメント・バンク	3,203	3,520	(9)
内、コーポレート・クライアント・ソリューション	(2)	318	
内、インベスター・クライアント・サービス	3,205	3,203	0
その他の事業部門及びコーポレート・センター	727	205	255
トレーディング収益純額合計	3,930	3,725	6

注記3b 対象リスク・カテゴリー別トレーディング収益純額

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		変化率(%)
	2016年12月31日	2015年12月31日	対2015年12月31日
金利商品（ファンドを含む。）	939	(346)	
外国為替商品	1,208	1,912	(37)
資本性金融商品（ファンドを含む。）	1,797	1,822	(1)
信用商品	(44)	290	
貴金属／コモディティ	31	47	(34)
トレーディング収益純額合計	3,930	3,725	6
内、公正価値での測定を指定された金融負債による利得／損失（純額） ¹	(1,416)	3,139	

¹公正価値での測定を指定された金融負債に関連するヘッジの公正価値の変動及び外貨建取引のそれぞれの機能通貨への換算から生じた外国為替の影響を除く（いずれもトレーディング収益純額に計上されている。）。

注記4 その他の経常収益及び費用

	終了事業年度		変化率(%)
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	対2015年12月31日
貸出金及び債権の売却による利得	0	23	(100)
費用移転から生じる収益 ¹	4,699	4,580	3
その他	41	104	(61)
その他の経常収益合計	4,740	4,706	1
債券の早期償還による損失	(2)	(275)	(99)
収益移転から生じる費用	(440)	(497)	(11)
その他	(97)	(59)	64
その他の経常費用合計	(539)	(831)	(35)

¹ UBS AGが提供したサービスに対してUBSグループAG及びUBSグループ内の子会社から受け取った収益を表している。UBS AGが提供したサービスは主にコーポレート・センター業務に関連していた。

注記5 人件費

	終了事業年度		変化率(%)
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	対2015年12月31日
給与	2,901	3,459	(16)
変動報酬－業績報奨	1,448	1,707	(15)
変動報酬－その他	164	191	(14)
契約社員給与	331	303	9
社会保険料	314	408	(23)
年金及びその他の退職後給付制度	966	122	692
内、年金基金からの経済的便益又は義務に係る価値の調整 ¹	620	(318)	
ウェルス・マネジメント・アメリカズ：ファイナンシャル・アドバイザー報酬	9	8	13
その他の人件費	218	240	(9)
人件費合計	6,350	6,438	(1)

¹ IAS第19号が適用されるスイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務の再測定及び制度資産に係る及びリターン（利息収益に含まれる金額を除く。）の再測定を反映している。

注記6 一般管理費

	事業年度		変化率(%)
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日	対2015年12月31日
賃借料	589	588	0
IT機器のレンタル料及びメンテナンス費	384	383	0
通信および市場データサービス費用	313	322	(3)
管理費	1,334	1,413	(6)
内、費用移転の支払い ¹	929	955	(3)
マーケティング及び広報費用	231	283	(18)
旅費及び交際費	167	226	(26)

監査法人報酬	44	53	(17)
内、財務上及び規制上の監査	41	44	(7)
内、監査関連サービス	2	6	(67)
内、税務及びその他のサービス	1	3	(67)
その他の専門家報酬	584	776	(25)
IT及びその他のサービスの外部委託費用	1,427	1,571	(9)
一般管理費合計	5,073	5,615	(10)

¹ UBS AGがUBSグループAG及びUBSグループ内の子会社から提供を受けたサービスに係る費用を表している。

注記 7 特別損益

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		変化率(%)
	2016年12月31日	2015年12月31日	対2015年12月31日
子会社及びその他の持分投資の売却益	78	334	(77)
子会社及びその他の持分投資の減損及び引当金の戻入額	1,415	9,551	(85)
不動産処分純利得	121	378	(68)
その他の特別利益	23	1	
特別利益合計	1,637	10,264	(84)
子会社及びその他の持分投資の処分損	1	1	0
その他の特別損失	1	134	(99)
特別損失合計	2	136	(99)

2016年度に、UBS AGは、アセット・マネジメント事業を運営している米国以外の企業に対する参加持分の大部分をUBS AGの直接子会社であるUBSアセット・マネジメントAGに無償譲渡した。この無償譲渡は譲渡した持分投資の原価合計15億スイス・フランで行われ、これらの持分投資の一部について過年度に計上した減損損失を戻し入れたため、11億スイス・フランの利得が生じた。この利得は特別利益に認識された。

また2016年度に、UBS AGのウェルス・マネジメント事業部門の直接子会社であるUBS（イタリア）SpA、UBS（ルクセンブルク）S.A.（オーストリア、デンマーク及びスウェーデンの支店を含む。）、UBSバンクS.A.（マドリッド）及びUBSバンク（ネザーランド）B.V.がUBSドイチュラントAGに統合され、UBSヨーロッパSEに社名変更された。同社の本社所在地はドイツのフランクフルトである。この統合により、3億スイス・フランの利得が認識された。過年度に計上した一部の減損損失を戻し入れたため、この利得は特別利益に認識された。

2015年度に、UBS AGは、UBSアメリカズ・インク、UBSセキュリティーズLLC及びアセット・マネジメント事業部門の子会社3社の参加持分を、UBS AGの直接子会社であるUBSアメリカズ・ホールディングLLCに無償譲渡した。この譲渡は公正価値212億スイス・フランで行われ、その結果、100億スイス・フランの利得が生じ、その大部分が特別利益として損益計算書に認識された。これにより、UBSアメリカズ・ホールディングLLCに対するUBS AGの投資価値が増加した。

注記 8 税金

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度		変化率(%)
	2016年12月31日	2015年12月31日	対2015年12月31日
法人所得税費用／(税務上の便益)	118	186	(37)
内、当期	109	185	(41)
内、繰延	9	1	800
資本税	32	34	(6)
税金費用／(税務上の便益)合計	150	220	(32)

2016年12月31日終了事業年度において、平均税率（法人所得税費用を、営業利益と特別利益の合計から特別損失と資本税を控除した金額で除したものと定義される。）は3.5%（2015年度：1.5%）であった。2016年12月31日終了事業年度の法人所得税費用には、UBS AGの主たる租税管轄区において税務上の繰越欠損金を利用したことによる256百万スイス・フラン（2015年度：3,188百万スイス・フラン）の税務上の便益が含まれている。

注記9 有価証券ファイナンス取引

単位：十億スイス・フラン		2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
オンバランス・シート			
有価証券ファイナンス取引未収入金、総額	109.3	133.3	
有価証券ファイナンス取引のネットティング	(49.5)	(42.8)	
有価証券ファイナンス取引未収入金、純額	59.8	90.5	
有価証券ファイナンス取引未払金、総額	79.8	98.2	
有価証券ファイナンス取引のネットティング	(49.5)	(42.8)	
有価証券ファイナンス取引未払金、純額	30.3	55.5	
有価証券ファイナンス取引に関連する担保差入資産	39.9	54.0	
内、トレーディング・ポートフォリオ資産	39.1	52.8	
内、取引相手先により売却又は再担保差入される可能性のある資産	38.4	51.9	
内、売却可能金融資産	0.8	1.2	
内、取引相手先により売却又は再担保差入される可能性のある資産	0.8	1.2	
オフバランス・シート			
有価証券ファイナンス取引に関連する担保受入資産の公正価値	257.1	249.9	
内、再担保差入されたもの	199.4	183.0	
内、空売りされたもの	15.5	21.2	

注記10a 貸出金の担保及びオフバランス取引

2016年12月31日現在					
	担保付			無担保	合計
	担保別		その他の信用補完		
	不動産	その他の担保 ¹	による担保 ²		
単位：百万スイス・フラン					
オンバランス・シート					
顧客貸出金、総額 ³	4	60,922	224	42,811 ⁴	103,961
モーゲージ・ローン、総額	4,314	0	0	0	4,314
内、住宅モーゲージ	4,225				4,225
内、オフィスビル・モーゲージ	36				36
内、産業施設モーゲージ	30				30
内、その他のモーゲージ	23				23
オンバランス・シート合計、総額	4,319	60,922	224	42,811	108,275
引当金	(2)	(20)	0	(62)	(83)
オンバランス・シート合計、純額	4,317	60,902	224	42,749	108,192
オフバランス・シート					
偶発負債、総額	0	2,219	1,993	21,183	25,395
取消不能のコミットメント、総額	342	12,301	5,516	29,114	47,273
先日付スタートのリバース・レポ取引及び有価証券借入取引	0	7,196	0	78	7,274
株式及びその他の持分の償還に係る負債	0	0	0	5	5
オフバランス・シート合計	342	21,716	7,509	50,380	79,946

2015年12月31日現在					
	担保付			無担保	合計
	担保別		その他の信用補完		
	不動産	その他の担保 ¹	による担保 ²		
単位：百万スイス・フラン					
オンバランス・シート					
顧客貸出金、総額 ³	4	64,223	1,457	31,947 ⁴	97,630
モーゲージ・ローン、総額	4,681	0	0	0	4,681
内、住宅モーゲージ	4,605				4,605
内、オフィスビル・モーゲージ	4				4
内、産業施設モーゲージ	44				44
内、その他のモーゲージ	28				28
オンバランス・シート合計、総額	4,684	64,223	1,457	31,947	102,311
引当金	(2)	(152)	0	(77)	(231)
オンバランス・シート合計、純額	4,683	64,071	1,457	31,870	102,080
オフバランス・シート					
偶発負債、総額	0	2,121	2,093	23,573	27,787
取消不能のコミットメント、総額	456	9,673	7,515	33,256	50,901

先日付スタートのリバース・レポ取引及び有価証券借入取引	0	1,632	0	0	1,632
株式及びその他の持分の償還に係る負債	0	0	0	7	7
オフバランス・シート合計	456	13,425	9,608	56,837	80,327

¹主に現金及び有価証券から成る。²クレジット・デフォルト・スワップ及び保証を含む。³有価証券ファイナンス取引に関連したプライム・ブローカレッジのマージン・レンディングによる債権及びプライム・ブローカレッジ債権を含む。⁴主として子会社に対する債権から成る。

注記10b 減損した金融商品

	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在			
単位：百万スイス・フラン	減損した 金融商品 (総額)	引当金	担保処分に よる収入 見積額	減損した 金融商品 (純額)	減損した 金融商品 (総額)	引当金	担保処分に よる収入 見積額
顧客貸出金	157	81	0	76	474	229	0
モーゲージ・ローン	5	2	3	0	5	2	4
保証及びローン・コミットメント	24	13	0	11	17	3	0
減損した金融商品合計	186	96	3	87	496	234	4

注記11a 貸倒引当金

単位：百万スイス・フラン	2015年 12月31日 現在残高	損益計算書に 認識された 繰入額	損益計算書に 認識された 取崩額	償却	回収及び 延滞利息	為替換算調整	2016年 12月31日 現在残高
顧客貸出金及びモーゲージ・ ローンに対する個別貸倒引当金	231	82	(64)	(168)	20	(22)	78
銀行預け金に対する個別貸倒引当金	0	0	0	0	0	0	0
集合貸倒引当金 ¹	0	5	0	0	0	0	5
貸倒引当金合計	231	87	(64)	(168)	20	(22)	83

¹主に顧客貸出金に関連している。

注記11b 引当金（貸倒引当金を除く。）

単位：百万スイス・フラン	2015年 12月31日 現在残高	損益計算書に 認識された 繰入額	損益計算書に 認識された 取崩額	所定の目的に 従って使用 された引当金	回収	為替換算調整	2016年 12月31日 現在残高
ローン・コミットメント及び保証に係る 債務不履行リスク	3	15	(5)	0	0	0	13
オペレーショナル・リスク	20	6	(2)	(7)	0	(1)	15
訴訟、規制上及び類似の問題 ¹	1,063	167	(67)	(66)	0	(2)	1,096
リストラクチャリング	288	169	(49)	(233)	6	(2)	178
不動産 ²	94	4	0	(19)	0	(2)	77
従業員給付	165	3	(22)	(85)	1	(12)	50
子会社に対する親会社支援	96	0	0	(96)	0	0	0
繰延税金	10	9	0	0	0	0	18
その他	47	15	(7)	0	0	0	54
引当金合計	1,786	387	(153)	(506)	7	(19)	1,501

¹保証リスクにより発生する訴訟引当金が含まれる。² 2016年12月31日現在の不利なリース契約に係る引当金16百万スイス・フラン（2015年12月31日：25百万スイス・フラン）及び2016年12月31日現在のリース物件改良費の原状回復費用に係る引当金61百万スイス・フラン（2015年12月31日：69百万スイス・フラン）を含む。

注記12 トレーディング・ポートフォリオ及び公正価値で測定されるその他の金融商品

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
資産		
トレーディング・ポートフォリオ資産	74,282	94,210
内、負債性商品 ¹	16,073	22,261
内、上場	11,840	13,831
内、資本性金融商品	55,304	70,035
内、貴金属及びその他の現物コモディティ	2,905	1,915
公正価値で測定される資産合計	74,282	94,210
内、評価モデルを用いて公正価値で算出したもの	11,159	18,783
内、流動性規制に準拠したレポ取引適格証券 ²	10,249	15,894
負債		
トレーディング・ポートフォリオ負債	15,535	21,179
内、負債性商品 ¹	3,884	4,190
内、上場	3,540	3,899
内、資本性金融商品	11,651	16,989
公正価値での測定を指定された金融負債 ³	51,806	58,104
公正価値で測定される負債合計	67,341	79,283
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	53,974	60,520

¹マネー・マーケット・ペーパーを含む。²スイス国立銀行又は他の中央銀行においてレポ取引に適格な優良流動負債証券から成る。³詳細については注記18を参照。

注記13 デリバティブ

	2016年12月31日現在			2015年12月31日現在		
単位：十億スイス・フラン	PRV ²	NRV ³	想定元本 合計	PRV ²	NRV ³	想定元本 合計
金利契約						
先渡 ¹	0.1	0.2	2,283	0.1	0.3	2,458
スワップ	47.3	39.8	8,222	69.3	60.7	7,636
内、ヘッジ会計関係に指定されたもの	0.2	0.0	4	0.4	0.0	6
先物	0.0	0.0	319	0.0	0.0	335
店頭（OTC）オプション	12.5	13.9	959	17.4	19.2	1,132
取引所取引オプション	0.0	0.0	146	0.0	0.0	208
合計	59.9	54.0	11,928	86.9	80.1	11,769
外国為替契約						
先渡	21.7	19.0	1,365	17.7	16.5	1,388
金利及び通貨スワップ	43.3	42.4	2,393	38.8	38.0	2,837
先物	0.0	0.0	6	0.0	0.0	8
店頭（OTC）オプション	11.1	11.0	1,045	9.6	9.3	975
取引所取引オプション	0.0	0.1	9	0.0	0.0	8
合計	76.2	72.5	4,818	66.1	63.8	5,217
株式／株式指数契約						
先渡	0.1	0.1	14	0.1	0.1	15
スワップ	4.5	5.6	147	3.5	4.6	150
先物	0.0	0.0	28	0.0	0.0	25
店頭（OTC）オプション	3.8	5.8	149	4.7	6.7	156
取引所取引オプション	6.1	7.0	299	5.5	6.5	231
合計	14.4	18.4	637	13.8	18.0	577
クレジット・デリバティブ契約						
クレジット・デフォルト・スワップ	3.7	3.8	251	6.0	5.9	318
トータル・リターン・スワップ	0.2	0.9	10	0.6	0.7	12
その他	0.0	0.0	3	0.0	0.0	4
合計	3.9	4.8	264	6.7	6.5	334
コモディティ、貴金属及びその他の契約						
先渡	0.3	0.2	8	0.3	0.3	5
スワップ	0.4	0.5	24	0.7	0.5	19
先物	0.0	0.0	9	0.0	0.0	8
店頭（OTC）オプション	0.5	0.2	24	0.9	0.6	19
取引所取引オプション	0.7	0.7	19	0.7	0.9	11
合計	1.9	1.7	84	2.5	2.3	63
ネットティング前合計	156.4	151.3	17,732	176.0	170.7	17,960
内、トレーディング・デリバティブ	156.2	151.3		175.6	170.7	
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	155.9	150.8		175.2	170.3	
内、ヘッジ会計関係に指定されたデリバティブ	0.2	0.0		0.4	0.0	
内、評価モデルを用いて公正価値を算出したもの	0.2	0.0		0.4	0.0	
受入担保金／差入担保金とのネットティング	(19.5)	(11.5)		(18.7)	(9.7)	
再調達価額のネットティング	(115.9)	(115.9)		(136.3)	(136.3)	
ネットティング後合計	21.0	23.9		21.0	24.7	

内、取引相手先が中央清算機関	0.0	0.2	0.0	0.6
内、取引相手先が銀行及びブローカー・ディーラー	7.7	8.6	7.4	9.2
内、取引相手先がその他の顧客	13.2	15.0	13.6	14.9

¹先渡し金利契約を含む。² PRV：再調達価額－借方 ³ NRV：再調達価額－貸方

注記14a 商品別金融投資

	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
負債性商品	34,427	34,463	27,296	27,354
内、満期保有目的	527	527	0	0
内、売却可能	33,900	33,936	27,296	27,354
資本性金融商品	233	244	223	234
内、適格持分投資 ¹	82	84	133	137
不動産	8	8	9	9
金融投資合計	34,669	34,715	27,528	27,598
内、流動性規制に準拠したレポ取引適格証券 ²	33,326	33,360	27,127	27,181

¹適格持分投資とは、UBS AGが総資本の10%以上を保有しているか、又は全議決権の少なくとも10%を保有している投資である。²スイス国立銀行又は他の中央銀行においてレポ取引に適格な優良流動負債証券から成る。

注記14b 取引相手先の格付け別金融投資－負債性商品

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
UBSの内部格付け¹		
0-1	27,607	26,632
2-3	6,817	653
4-5	0	0
6-8	0	0
9-13	0	0
無格付け	4	10
金融投資合計	34,427	27,296

¹詳細は、注記17を参照。

注記15a その他の資産

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
決済勘定	136	116
未収付加価値税及びその他の税金	182	226
保釈保証金 ¹	1,202	1,210
その他	1,775	2,435
内、UBSグループAG及びUBSグループ内の子会社からのその他の債権	1,284	1,850
その他の資産合計	3,295	3,986

¹詳細は、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類の注記20bの1の項を参照。

注記15b その他の負債

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
ヘッジ手段に係る繰延ポジション	1,259	2,826
決済勘定	247	232
確定給付負債純額	697	129
未払付加価値税及びその他の税金	126	110

その他	1,785	2,208
内、UBSグループAG及びUBSグループ内の子会社に対するその他の債務	1,521	1,694
その他の負債合計	4,113	5,505

注記16 担保差入資産

2016年12月31日現在、UBS AGが担保に差し入れた資産は全て、帳簿価額が1,809百万スイス・フラン（2015年12月31日：2,597百万スイス・フラン）、関連する有効なコミットメントが160百万スイス・フラン（2015年12月31日：258百万スイス・フラン）の有価証券で構成されていた。当該資産は主にデリバティブ取引の担保として差し入れられたものであり、有価証券ファイナンス取引の担保として差し入れた資産を除く。また当該資産は、未実行の信用枠に関連して、支払い、清算及び決済のために中央銀行に差し入れた資産（2016年12月31日現在、合計18億スイス・フラン（2015年12月31日：21億スイス・フラン））も除く。

→ 有価証券ファイナンス取引に関する詳細については、注記9を参照。

注記17 資産合計のカントリー・リスク

以下の表は、スイス以外の資産合計の信用格付別の内訳を示したものである。これらの信用格付けは、原資産の最終リスクに関係を有する国の国債の信用格付けを反映している。無担保貸出金ポジションに係る最終リスク国とは、直接の借り手の所在地、あるいは法人の場合、最終親会社の所在地である。担保付又は保証付ポジションの最終リスク国は、担保又は保証提供者の所在地、あるいは該当する場合、担保又は保証提供者の最終親会社の所在地である。モーゲージ・ローンの最終リスク国は不動産が所在する国である。同様に、有形固定資産の最終リスク国は当該有形固定資産が所在する国である。スイスが最終リスク国である資産は、貸借対照表上の資産合計に合わせるため、独立して表示されている。

→ 詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書の「リスク管理及び統制」のセクション（訳者注：原文の「Risk management and control」のセクション）を参照。

2016年12月31日現在						2015年12月31日現在			
分類	UBSの 内部格付け	説明	ムーディーズの 投資家向け サービス	スタンダード・ アンド・ プアーズ	フィッチ	百万スイス ・フラン	%	百万スイス ・フラン	%
	0及び1	投資適格	Aaa	AAA	AAA	204,113	46	227,855	48
低リスク	2		Aa1からAa3	AA+からAA-	AA+からAA-	127,349	29	141,073	30
	3		A1からA3	A+からA-	A+からA-	38,915	9	39,846	8
中リスク	4		Baa1からBaa2	BBB+からBBB	BBB+からBBB	13,810	3	19,053	4
	5		Baa3	BBB-	BBB-	4,477	1	4,399	1
高リスク	6	投資適格未満	Ba1	BB+	BB+	1,308	0	2,430	1
	7		Ba2	BB	BB	1,241	0	84	0
	8		Ba3	BB-	BB-	61	0	73	0
	9		B1	B+	B+	192	0	173	0
	10		B2	B	B	1,065	0	93	0
超高リスク	11		B3	B-	B-	156	0	954	0
	12		Caa	CCC	CCC	361	0	216	0
	13		CaからC	CCからC	CCからC	121	0	82	0
	不良債権	債務不履行	債務不履行発生	D	D	D	6	0	5
小計						393,175	89	436,336	91
スイス						46,301	11	40,709	9
資産合計						439,476	100	477,045	100

注記18 仕組債

以下の表は、公正価値での測定を指定された金融負債のうち、仕組債とみなされるものの内訳を示している。

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
仕組商品の特徴を有する固定利付債	1,778	3,017
発行済仕組債：		
エクイティ・リンク債	29,648	30,236
金利連動債	10,013	16,118
クレジット・リンク債	2,444	2,949
コモディティ・リンク債 ¹	1,949	1,075
為替リンク債	826	218
仕組債（店頭）	5,149	4,491
公正価値での測定を指定された金融負債合計	51,806	58,104

¹発行済貴金属リンク債を含む。

公正価値での測定を指定された金融負債のほか、一部の仕組債は、貸借対照表項目の銀行預り金、顧客預り金及び発行済社債に計上された。これらの金融商品は、測定上、区分処理された。2016年12月31日現在の主契約の帳簿価額合計は5,197百万スイス・フラン（2015年12月31日：3,624百万スイス・フラン）であり、区分処理された組込デリバティブの帳簿価額合計は、プラス116百万スイス・フラン（2015年12月31日：マイナス60百万スイス・フラン）であった。

注記19a 資本金**UBS AG株式**

UBS AGの資本金は全額払込済の発行済記名株式から成る。1株の額面は0.10スイス・フランであり、株主は、議決権保有者として株主名簿に登録されれば、UBS AGの株主総会で1株につき1議決権を行使することができ、また持分比率に応じた配当を受ける権利も有する。UBS AGは、株式の譲渡にいかなる制限や制約も設けていない。

2016年12月31日現在、UBS AGの発行済株式総数は3,858,408,466株（2015年12月31日から変動なし）であり、全て有配株で、UBSグループAGが保有している。

さらに2016年12月31日現在、1株の額面0.10スイス・フランの記名株式516,200,312株（2015年12月31日：552,352,759株）が条件付資本から発行可能であった。

2016年度において、条件付資本からの新株発行はなかった。2015年度において、UBS AGの発行済株式数は13,847,553株増加した。これは、2015年5月の株式配当の分配に伴う条件付資本からのUBS AGの新株発行によるものである。

分配不能剰余金

分配不能剰余金は、UBS AGの資本金の50%を構成し、2016年12月31日現在、193百万スイス・フラン（2015年12月31日から変動なし）であった。

注記19b 主要株主

UBS AGの唯一の直接株主はUBSグループAGであり、同社はUBS AG株式の100%を保有している。これらの株式には議決権が付与されている。以下の表に記載されているUBS AGの間接株主は、2016年12月31日現在又は2015年12月31日現在、UBSグループAGの株主名簿に登録されており、UBS グループAGの株式を3%以上保有するUBSグループAGの直接株主（自己の名義で、もしくは他の投資家又は実質株主の名義人の立場で取引を行う者である。）から成る。間接株主が保有するUBS AGの株式及び資本金は、UBSグループAG株式の保有割合に基づく相対的な持分である。間接株主は、UBS AGの議決権を有していない。

→ UBSグループAGの主要株主に関する詳細については、UBSグループAGの2016年度年次報告書に含まれるUBSグループAGの個別財務書類の注記23を参照。

	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン その他の記載がある場合を除く	資本金保有額	持株比率(%)	資本金保有額	持株比率(%)
UBS AGの主要な直接株主				
UBSグループAG	386	100	386	100
UBS AGの主要な間接株主				
Chase Nominees Ltd., London	36	9	35	9
GIC Private Limited, Singapore			25	6
DTC (Cede & Co.), New York ¹	26	7	24	6
Nortrust Nominees Ltd., London	15	4	14	4

¹ DTC (Cede & Co.), New York (「The Depository Trust Company」) は、米国の証券清算機関である。

注記20 スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度**a) スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に関する負債**

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
スイスの年金制度に対する引当金	0	0
スイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額 ¹	697	129
スイスの年金制度に対する引当金及びスイス以外の確定給付制度に係る確定給付負債純額	697	129
スイスの年金基金が保有するUBS銀行口座及びUBSの負債性商品	220	260
スイスの年金基金が保有するUBSのデリバティブ金融商品	47	27
スイスの年金制度及びスイス以外の確定給付制度に関する負債合計	964	416

¹ 2016年12月31日現在、529百万スイス・フランが英国の確定給付年金制度、26百万スイス・フランが英国の退職後医療保険制度に関連していた。2015年12月31日現在、25百万スイス・フランが英国の退職後医療保険制度に関連していた。2015年12月31日現在の英国の確定給付年金制度は、積立超過の状況にあった。

b) スイスの年金制度

	現在又は終了事業年度	
単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日	2015年12月31日
年金制度の積立超過額 ¹	2,508	2,243
UBS AGの経済的便益／(債務)	0	0
損益計算書に認識された経済的便益／債務の変動	0	0
損益計算書に認識された当期の雇用主掛金	216	270
業績報奨に関連して生じた雇用主掛金	21	30
損益計算書の人件費に認識された年金費用合計	238	300

¹年金制度の積立超過額は、FER第26号に準拠して算定されており、資産価値の変動に対する引当金で構成される。FER第16号に準拠して、2016年12月31日及び2015年12月31日現在、当該余剰金はUBS AGに対する経済的便益を表わすものではなかった。

UBS AGは、スイスの年金制度にFER第16号を、英国及びその他のスイス以外の確定給付制度にはIFRS（IAS第19号）を適用することを選択しているが、英国及びその他のスイス以外の確定給付制度に係る確定給付債務の再測定による変動額は、資本に直接ではなく、損益計算書に認識されている。

2016年度及び2015年度において、スイスの年金制度には雇用主掛金の積立金はなかった。

→ 詳細は、注記2を参照。

→ IAS第19号に準拠したスイス以外の確定給付制度に関する詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類の注記26を参照。

注記21 株式に基づく報酬

従業員持株制度、株式オプション制度、概念上のファンド制度及び繰延現金報酬制度に基づいてUBS AGの従業員に付与された報奨の費用は通常、UBSグループAGによってUBS AGに請求される。

確定給付年金制度及びその他の現地報奨など他の報酬ビークルに関する債務は、UBS AGなどの関連する雇用会社及び／又はスポンサー子会社が保持している。

→ 詳細は、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類の注記27を参照。

注記22 関連当事者との取引

関連当事者との取引は、内部で合意された移転価格で、又は独立第三者間取引として行われる。また、社外取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバーに対する貸出金、定額前渡金及び住宅ローンについては、他の従業員に適用されるのと同じ条件で行われる。

	2016年12月31日現在		2015年12月31日現在	
単位：百万スイス・フラン	債権	債務	債権	債務
適格株主 ¹	522	8,536	581	5,776
内、顧客貸出金／顧客預り金	505	7,865	567	5,171
子会社	94,171	9,553	119,900	87,059
内、銀行預け金／銀行預り金	36,151	25,256	37,278	28,685
内、顧客貸出金／顧客預り金	33,994	2,272	23,308	8,558
内、証券ファイナンス取引未収入金／証券ファイナンス取引未払金	19,029	25,114	54,422	44,149
関係会社 ²	121	17,476	117	5,752
内、顧客貸出金／顧客預り金	108	17,291	39	5,699
取締役会メンバー及びグループ執行委員会メンバー	41		33	
外部監査人		11		20
その他の関連当事者 ³	8		9	

¹ UBS AGの適格株主はUBSグループAAGである。² UBS AGの関係会社は全てUBSグループAGの直接子会社である。³ 主にSIX Group AG（UBS AGが17.3%の持分を所有）に関連する。

2016年12月31日現在、子会社に関連するオフバランス・シートのポジションは248億スイス・フラン（2015年12月31日：265億スイス・フラン）であり、そのうち175億スイス・フラン（2015年12月31日：194億スイス・フラン）は第三者に対する保証、45億スイス・フラン（2015年12月31日：53億スイス・フラン）はローン・コミットメントであった。

注記23 信託取引

単位：百万スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在

信託預け金	349	310
内、第三者の銀行への預け金	349	310
内、子会社及び関係会社への預け金	0	0
信託取引合計	349	310

信託取引には、個人、信託、確定給付制度及びその他の機関に代わって資産を保有し又は預けることになる取引で、UBS AGが締結したり、許可した取引が含まれている。当該資産に関して認識基準が満たされない場合、これらの資産及び関連収益はUBS AGの貸借対照表及び損益計算書から除かれるが、オフバランス・シートの信託取引としてこの注記に開示される。UBS AGが当初は信託取引として預かった顧客の預け金は、後にUBS AGに預けられる場合は、UBS AGの貸借対照表に認識される場合がある。そのような場合には、これらの預け金は上記の表に報告されない。

注記24a 投資資産及び純新規資金

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
運用ファンド資産	12	11
一任勘定資産	168	166
その他の投資資産	329	311
投資資産合計	509	488
内、二重計上	3	2
純新規資金	17.2	0.0

注記24b 投資資産の変動

単位：百万スイス・フラン	終了事業年度	
	2016年12月31日	2015年12月31日
期首投資資産合計 ¹	488	1,076
純新規資金	17	0
市場の変動 ²	17	8
為替換算調整	0	(29)
UBSスイスAGへの譲渡		(557)
その他の影響	(13)	(10)
内、取得／(処分)	(12)	(10)
期末投資資産合計¹	509	488

¹二重計上を含む。²受取利息及び受取配当金を含む。

→ 詳細については、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書に含まれるUBS AGの連結財務書類の注記33を参照。

[次へ](#)

UBS AG consolidated financial statements

Primary financial statements

Audited I

Income statement

CHF million	Note	For the year ended			% change from
		31.12.16	31.12.15	31.12.14	31.12.15
Interest income	3	13,782	13,178	13,194	5
Interest expense	3	(7,399)	(6,449)	(6,639)	15
Net interest income	3	6,383	6,729	6,555	(5)
Credit loss (expense) / recovery	11	(37)	(117)	(78)	(68)
Net interest income after credit loss expense		6,346	6,612	6,477	(4)
Net fee and commission income	4	16,447	17,184	17,076	(4)
Net trading income	3	4,943	5,696	3,841	(13)
Other income	5	685	1,112	632	(38)
Total operating income		28,421	30,605	28,026	(7)
Personnel expenses	6	15,591	15,954	15,280	(2)
General and administrative expenses	7	7,690	8,219	9,377	(6)
Depreciation and impairment of property, equipment and software	14	980	918	817	7
Amortization and impairment of intangible assets	15	91	107	83	(15)
Total operating expenses		24,352	25,198	25,557	(3)
Operating profit / (loss) before tax		4,069	5,407	2,469	(25)
Tax expense / (benefit)	8	781	(908)	(1,180)	
Net profit / (loss)		3,288	6,314	3,649	(48)
Net profit / (loss) attributable to preferred noteholders		78	77	142	1
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests		4	3	5	33
Net profit / (loss) attributable to shareholders		3,207	6,235	3,502	(49)

Statement of comprehensive income

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Comprehensive income attributable to shareholders			
Net profit / (loss)	3,207	6,235	3,502
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation			
Foreign currency translation movements, before tax	251	(174)	1,839
Foreign exchange amounts reclassified to the income statement from equity	126	(90)	2
Income tax relating to foreign currency translation movements	(84)	(1)	(7)
Subtotal foreign currency translation, net of tax	293	(266)	1,834
Financial assets available for sale			
Net unrealized gains / (losses) on financial assets available for sale, before tax	240	180	335
Impairment charges reclassified to the income statement from equity	5	1	76
Realized gains reclassified to the income statement from equity	(372)	(298)	(244)
Realized losses reclassified to the income statement from equity	25	45	25
Income tax relating to net unrealized gains / (losses) on financial assets available for sale	28	8	(52)
Subtotal financial assets available for sale, net of tax	(73)	(64)	140
Cash flow hedges			
Effective portion of changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges, before tax	246	550	2,086
Net realized (gains) / losses reclassified to the income statement from equity	(1,082)	(1,199)	(1,197)
Income tax relating to cash flow hedges	170	131	(196)
Subtotal cash flow hedges, net of tax	(666)	(518)	693
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(447)	(848)	2,667
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Defined benefit plans			
Gains / (losses) on defined benefit plans, before tax	(876)	322	(1,454)
Income tax relating to defined benefit plans	52	(19)	247
Subtotal defined benefit plans, net of tax	(824)	304	(1,208)
Own credit on financial liabilities designated at fair value			
Gains / (losses) from own credit on financial liabilities designated at fair value, before tax	(120)		
Income tax relating to own credit on financial liabilities designated at fair value	5		
Subtotal own credit on financial liabilities designated at fair value, net of tax	(115)		
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(939)	304	(1,208)
Total other comprehensive income	(1,386)	(545)	1,459
Total comprehensive income attributable to shareholders	1,820	5,690	4,961

Table continues on the next page.

Statement of comprehensive income (continued)

Table continued from previous page.

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Comprehensive income attributable to preferred noteholders			
Net profit / (loss)	78	77	142
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	271	(59)	119
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	271	(59)	119
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	271	(59)	119
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	349	18	260
Comprehensive income attributable to non-controlling interests			
Net profit / (loss)	4	3	5
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement			
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, before tax	0	0	0
Income tax relating to other comprehensive income that may be reclassified to the income statement	0	0	0
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	0	0	0
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement			
Foreign currency translation movements, before tax	0	(2)	3
Income tax relating to foreign currency translation movements	0	0	0
Subtotal foreign currency translation, net of tax	0	(2)	3
Gains / (losses) on defined benefit plans, before tax	0	0	0
Income tax relating to defined benefit plans	0	0	0
Subtotal defined benefit plans, net of tax	0	0	0
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	0	(2)	3
Total other comprehensive income	0	(2)	3
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	3	1	7
Total comprehensive income			
Net profit / (loss)	3,288	6,314	3,649
Other comprehensive income	(1,115)	(606)	1,580
of which: other comprehensive income that may be reclassified to the income statement	(447)	(848)	2,667
of which: other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement	(668)	243	(1,087)
Total comprehensive income	2,173	5,709	5,229

Balance sheet

CHF million	Note	31.12.16	31.12.15	% change from 31.12.15
Assets				
Cash and balances with central banks		107,767	91,306	18
Due from banks	10, 11	13,125	11,866	11
Cash collateral on securities borrowed	24	15,111	25,584	(41)
Reverse repurchase agreements	24	66,246	67,893	(2)
Trading portfolio assets	22	96,661	124,047	(22)
of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties	23	30,260	51,943	(42)
Positive replacement values	12, 22, 24	158,411	167,435	(5)
Cash collateral receivables on derivative instruments	24	26,664	23,763	12
Loans	10, 11	307,004	312,723	(2)
Financial assets designated at fair value	22, 24, 25	65,024	5,808	
Financial assets available for sale	13, 22	15,676	62,543	(75)
Financial assets held to maturity	13	9,289		
Investments in associates	28	963	954	1
Property, equipment and software	14	8,297	7,683	8
Goodwill and intangible assets	15	6,556	6,568	0
Deferred tax assets	8	13,144	12,833	2
Other assets	16	25,412	22,249	14
Total assets		935,353	943,256	(1)
Liabilities				
Due to banks	17	10,645	11,836	(10)
Cash collateral on securities lent	24	2,818	8,029	(65)
Repurchase agreements	24	6,612	9,653	(32)
Trading portfolio liabilities	22	22,825	29,137	(22)
Negative replacement values	12, 22, 24	153,810	162,430	(5)
Cash collateral payables on derivative instruments	24	35,472	38,282	(7)
Due to customers	17	450,199	402,522	12
Financial liabilities designated at fair value	18, 22, 24	55,017	62,995	(13)
Debt issued	19	78,998	82,359	(4)
Provisions	20	4,169	4,163	0
Other liabilities	8, 21	60,443	74,606	(19)
Total liabilities		881,009	886,013	(1)
Equity				
Share capital		386	386	0
Share premium		29,505	29,477	0
Retained earnings		28,265	29,433	(4)
Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax		(4,494)	(4,047)	11
Equity attributable to shareholders		53,662	55,248	(3)
Equity attributable to preferred noteholders		642	1,954	(67)
Equity attributable to non-controlling interests		40	41	(2)
Total equity		54,343	57,243	(5)
Total liabilities and equity		935,353	943,256	(1)

Statement of changes in equity

CHF million	Share capital	Share premium	Treasury shares	Retained earnings
Balance as of 1 January 2014	384	33,906	(1,031)	20,608
Issuance of share capital	0			
Acquisition of treasury shares			(953)	
Delivery of treasury shares under share-based compensation plans		(266)	445	
Other disposal of treasury shares			61	
Premium on shares issued and warrants exercised		802		
Share-based compensation expensed in the income statement		870		
Tax (expense) / benefit		3		
Dividends		(938)		
Equity classified as obligation to purchase own shares		46		
Preferred notes				
New consolidations / (deconsolidations) and other increases / (decreases)		(2,365)	1,440	
Total comprehensive income for the year				2,294
of which: net profit / (loss)				3,502
of which: other comprehensive income (OCI) that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				(1,208)
of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				
Balance as of 31 December 2014	384	32,057	(37)	22,902
Issuance of share capital	1			
Acquisition of treasury shares			(292)	
Premium on shares issued and warrants exercised		290		
Tax (expense) / benefit		9		
Dividends		(2,914)		(8)
Equity classified as obligation to purchase own shares		0		
Preferred notes				
New consolidations / (deconsolidations) and other increases / (decreases)		35	328	
Total comprehensive income for the year				6,538
of which: net profit / (loss)				6,235
of which: other comprehensive income (OCI) that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				304
of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				

Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax¹	of which: foreign currency translation	of which: financial assets available for sale	of which: cash flow hedges	Total equity attributable to shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
(5,866)	(7,425)	95	1,463	48,002	1,893	41	49,936
				0			0
				(953)			(953)
				179			179
				61			61
				802			802
				870			870
				3			3
				(938)	(142)	(4)	(1,084)
				46			46
				0	1		1
				(925)		1	(924)
2,667	1,834	140	693	4,961	260	7	5,229
				3,502	142	5	3,649
2,667	1,834	140	693	2,667			2,667
				(1,208)			(1,208)
				0	119	3	121
(3,199)	(5,591)	236	2,156	52,108	2,013	45	54,165
				1			1
				(292)			(292)
				290			290
				9			9
				(2,922)	(77)	(5)	(3,004)
				0			0
				0	1		1
				364		(1)	363
(848)	(266)	(64)	(518)	5,690	18	1	5,709
				6,235	77	3	6,314
(848)	(266)	(64)	(518)	(848)			(848)
				304			304
				0	(59)	(2)	(61)

Statement of changes in equity (continued)

<i>CHF million</i>	Share capital	Share premium	Treasury shares	Retained earnings
Balance as of 31 December 2015	386	29,477	0	29,433
Issuance of share capital				
Premium on shares issued and warrants exercised		4		
Tax (expense) / benefit		25		
Dividends				(3,434)
Preferred notes				
New consolidations / (deconsolidations) and other increases / (decreases)		(2)		(1)
Total comprehensive income for the year				2,267
of which: net profit / (loss)				3,207
of which: other comprehensive income (OCI) that may be reclassified to the income statement, net of tax				
of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – defined benefit plans				(824)
of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – own credit				(115)
of which: OCI that will not be reclassified to the income statement, net of tax – foreign currency translation				
Balance as of 31 December 2016	386	29,505	0	28,265

1 Excludes defined benefit plans and own credit that are recorded directly in retained earnings.

Other comprehensive income recognized directly in equity, net of tax¹	of which: foreign currency translation	of which: financial assets available for sale	of which: cash flow hedges	Total equity attributable to shareholders	Preferred noteholders	Non-controlling interests	Total equity
(4,047)	(5,857)	172	1,638	55,248	1,954	41	57,243
				0			0
				4			4
				25			25
				(3,434)	(78)	(5)	(3,517)
				0	(1,583)		(1,583)
				(3)		0	(2)
(447)	293	(73)	(666)	1,820	349	3	2,173
				3,207	78	4	3,288
(447)	293	(73)	(666)	(447)			(447)
				(824)			(824)
				(115)			(115)
				0	271	0	271
(4,494)	(5,564)	98	972	53,662	642	40	54,343

UBS AG shares issued and treasury shares held

As of 31 December 2016, shares issued by UBS AG totaled 3,858,408,466 (31 December 2015: 3,858,408,466 shares).

No treasury shares were held as of 31 December 2016 and as of 31 December 2015.

Conditional share capital

As of 31 December 2016, UBS AG's share capital could have been increased through the issuance of 136,200,312 shares upon exercise of employee options.

Additional conditional capital up to a maximum number of 380,000,000 shares was available as of 31 December 2016 for conversion rights and warrants granted in connection with the issuance of bonds or similar financial instruments.

Statement of cash flows

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Cash flow from / (used in) operating activities			
Net profit / (loss)	3,288	6,314	3,649
Non-cash items included in net profit and other adjustments:			
Depreciation and impairment of property, equipment and software	980	918	817
Amortization and impairment of intangible assets	91	107	83
Credit loss expense / (recovery)	37	117	78
Share of net profits of associates	(106)	(169)	(94)
Deferred tax expense / (benefit)	2	(1,614)	(1,635)
Net loss / (gain) from investing activities	(1,176)	(934)	(227)
Net loss / (gain) from financing activities	9,647	(1,654)	2,135
Other net adjustments	(300)	3,628	(7,250)
Net change in operating assets and liabilities:			
Due from / to banks	(1,183)	1,768	(1,235)
Cash collateral on securities borrowed and reverse repurchase agreements	7,933	(2,712)	32,262
Cash collateral on securities lent and repurchase agreements	(6,637)	(2,909)	(3,698)
Trading portfolio and replacement values	6,024	6,853	(5,576)
Financial assets designated at fair value	(60,658)	(1,446)	2,697
Cash collateral on derivative instruments	(4,169)	3,285	(7,301)
Loans	3,740	841	(20,427)
Due to customers	33,925	(17,362)	8,803
Other assets, provisions and other liabilities	(8,204)	7,516	4,751
Income taxes paid, net of refunds	(649)	(551)	(600)
Net cash flow from / (used in) operating activities	(17,413)	1,997	7,231
Cash flow from / (used in) investing activities			
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(26)	(13)	(18)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ¹	93	477	70
Purchase of property, equipment and software	(1,746)	(1,841)	(1,915)
Disposal of property, equipment and software	209	547	350
Purchase of financial assets available for sale	(7,271)	(101,189)	(136,330)
Disposal and redemption of financial assets available for sale	54,097	93,584	140,438
Net (purchase) / redemption of financial assets held to maturity	(8,996)		
Net cash flow from / (used in) investing activities	36,359	(8,434)	2,596

Table continues on the next page.

Statement of cash flows (continued)

Table continued from previous page.

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Cash flow from / (used in) financing activities			
Net short-term debt issued / (repaid)	5,440	(6,404)	(2,921)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	0	0	(719)
Distributions paid on UBS AG shares	(3,434)	(2,626)	(938)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	33,453	47,790	40,982
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(34,081)	(44,221)	(34,210)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(1,366)	(108)	(110)
Net changes in non-controlling interests	(5)	(5)	(3)
Net cash flow from / (used in) financing activities	6	(5,573)	2,081
Total cash flow			
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	102,962	116,715	96,284
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	18,952	(12,011)	11,908
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(807)	(1,742)	8,522
Cash and cash equivalents at the end of the year ²	121,107	102,962	116,715
of which: cash and balances with central banks	107,715	91,306	104,073
of which: due from banks	11,927	10,732	11,772
of which: money market paper ³	1,465	924	869
Additional information			
Net cash flow from / (used in) operating activities includes:			
Interest received in cash	12,223	11,144	11,321
Interest paid in cash	6,141	5,267	5,360
Dividends on equity investments, investment funds and associates received in cash ⁴	1,595	2,120	1,961

¹ Includes dividends received from associates. ² CHF 2,662 million, CHF 3,963 million and CHF 4,178 million of cash and cash equivalents (mainly reflected in Due from banks) were restricted as of 31 December 2016, 31 December 2015 and 31 December 2014, respectively. Refer to Note 23 for more information. ³ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets (31 December 2016: CHF 75 million, 31 December 2015: CHF 795 million, 31 December 2014: CHF 835 million). Financial assets available for sale (31 December 2016: CHF 430 million, 31 December 2015: CHF 129 million, 31 December 2014: CHF 34 million) and Financial assets designated at fair value (31 December 2016: CHF 959 million, 31 December 2015: CHF 0 million, 31 December 2014: CHF 0 million). ⁴ Includes dividends received from associates (2016: CHF 50 million, 2015: CHF 114 million, 2014: CHF 54 million) reported within cash flow from / (used in) investing activities.

Notes to the UBS AG consolidated financial statements

Note 1 Summary of significant accounting policies

a) Significant accounting policies

This Note describes the significant accounting policies applied in the preparation of the consolidated financial statements (the "Financial Statements") of UBS AG and its subsidiaries ("UBS AG"). On 9 March 2017, the Financial Statements were authorized for issue by the Board of Directors.

Basis of accounting

The Financial Statements have been prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS), as issued by the International Accounting Standards Board (IASB), and are presented in Swiss francs (CHF), the currency of Switzerland, where UBS AG is incorporated.

Disclosures provided in the "Risk, treasury and capital management" section of this report that are marked as audited form an integral part of the Financial Statements. These disclosures relate to requirements under IFRS 7, *Financial Instruments: Disclosures* and IAS 1, *Presentation of Financial Statements* and are not repeated in this section.

The accounting policies described in this Note have been applied consistently in all years presented unless otherwise stated in Note 1b.

Critical accounting estimates and judgments

Preparation of these Financial Statements under IFRS requires management to apply judgment and make estimates and assumptions that affect reported amounts of assets, liabilities, income and expenses and disclosure of contingent assets and liabilities, and may involve significant uncertainty at the time they are made. Such estimates and assumptions are based on the best available information. UBS AG regularly reassesses the estimates and assumptions, which encompass historical experience, expectations of the future and other pertinent factors, to determine their continuing relevance based on current conditions and it updates them as necessary. Changes in those estimates and assumptions may have a significant impact on the Financial Statements. Further, actual results may differ significantly from UBS AG's estimates, which could result in significant loss to it, beyond what it anticipated or provided for.

The following areas contain estimation uncertainty or require critical judgment and have a significant effect on the amounts recognized in the Financial Statements:

- consolidation of structured entities (refer to item 1 in this Note and to Note 28)
- fair value of financial instruments (refer to item 3f in this Note and to Note 22)
- allowances and provisions for credit losses for financial assets held at amortized cost (refer to item 3g in this Note and to Note 11)

- pension and other post-employment benefit plans (refer to item 7 in this Note and to Note 26)
- income taxes (refer to item 8 in this Note and to Note 8)
- goodwill (refer to item 11 in this Note and to Note 15)
- provisions and contingent liabilities (refer to item 12 in this Note and to Note 20).

1) Consolidation

a. Consolidation principles

The Financial Statements comprise the financial statements of UBS AG and its subsidiaries, including controlled structured entities (SEs), presented as a single economic entity, whereby intercompany transactions and balances have been eliminated. UBS AG consolidates all entities that it controls, which is the case when it has (i) power over the relevant activities of the entity, (ii) exposure to an entity's variable returns and (iii) the ability to use its power to affect an entity's returns.

Where an entity is governed by voting rights, control is generally indicated by a direct shareholding of more than one-half of the voting rights.

In other cases, the assessment of control is more complex and requires greater use of judgment. Where UBS AG has an interest in an entity that absorbs variability, UBS AG considers whether it has power over the relevant activities of the entity that allows it to affect the variability of its returns. Consideration is given to all facts and circumstances to determine whether UBS AG has power over another entity, that is, the current ability to direct the relevant activities of an entity when decisions about those activities need to be made. Factors such as the purpose and design of the entity, rights held through contractual arrangements such as call rights, put rights or liquidation rights, as well as potential decision-making rights are all considered in this assessment. Where UBS AG has power over the relevant activities, a further assessment is made to determine whether, through that power, it has the ability to affect its own returns by assessing whether power is held in a principal or agent capacity. Consideration is given to (i) the scope of decision-making authority, (ii) rights held by other parties, including removal or other participating rights and (iii) exposure to variability, including remuneration, relative to total variability of the entity as well as whether that exposure is different from that of other investors. If, after review of these factors, UBS AG concludes that it can exercise its power to affect its own returns, the entity is consolidated.

Subsidiaries, including SEs, are consolidated from the date when control is obtained and are deconsolidated from the date when control ceases. Control, or the lack thereof, is reassessed if facts and circumstances indicate that there is a change to one or more of the elements needed to establish that control is present.

→ Refer to Note 28 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**b. Structured entities**

UBS AG sponsors the formation of SEs and interacts with non-sponsored SEs for a variety of reasons, including allowing clients to obtain or be exposed to particular risk profiles, to provide funding or to sell or purchase credit risk. An SE is an entity that has been designed so that voting or similar rights are not the dominant factor in deciding who controls the entity. Such entities generally have a narrow and well-defined objective and include those historically referred to as special purpose entities and some investment funds. UBS AG assesses whether an entity is an SE by considering the nature of the activities of the entity as well as the substance of voting or similar rights afforded to other parties, including investors and independent boards or directors. UBS AG considers rights such as the ability to liquidate the entity or remove the decision maker to be similar to voting rights when the holder has the substantive ability to exercise such rights without cause. In the absence of such rights or in cases where the existence of such rights cannot be fully established, the entity is considered to be an SE.

The classes of SEs UBS AG is involved with include:

- *Securitization structured entities* are established to issue securities to investors that are backed by assets held by the SE and whereby (i) significant credit risk associated with the securitized exposures has been transferred to third parties and (ii) there is more than one risk position or tranche issued by the securitization vehicle in line with the Basel III securitization definition. All securitization entities are classified as SEs.
- *Client investment structured entities* are established predominantly for clients to invest in specific assets or risk exposures through purchasing notes issued by the SE, predominantly on a fixed-term basis. The SE may source assets via a transfer from UBS AG or through an external market transaction. In some cases, UBS AG may enter into derivatives with the SE to either align the cash flows of the entity with the investor's intended investment objective or to introduce other desired risk exposures. In certain cases, UBS AG may have interests in a third-party-sponsored SE to hedge specific risks or participate in asset-backed financing.
- *Investment fund structured entities* have a collective investment objective, are managed by an investment manager and are either passively managed, so that any decision making does not have a substantive effect on variability, or are actively managed and investors or their governing bodies do not have substantive voting or similar rights. UBS AG creates and sponsors a large number of funds in which it may have an interest through the receipt of variable management fees and / or a direct investment. In addition, UBS AG has interests in a number of funds created and sponsored by third parties, including exchange-traded funds and hedge funds, to hedge issued structured products.

When UBS AG does not consolidate an SE, but has an interest in an SE or has sponsored an SE, disclosures are provided on the nature of these interests and sponsorship activities.

Critical accounting estimates and judgments

Each individual entity is assessed for consolidation in line with the aforementioned consolidation principles. The assessment of control can be complex and requires the use of significant judgment. As the nature and extent of UBS AG's involvement is unique to each entity, there is no uniform consolidation outcome by entity. Certain entities within a class may be consolidated while others may not.

→ Refer to Note 28 for more information

2) Segment reporting

UBS AG's businesses are organized globally into five business divisions: Wealth Management, Wealth Management Americas, Personal & Corporate Banking, Asset Management and the Investment Bank, all of which are supported by Corporate Center. The five business divisions qualify as reportable segments for the purpose of segment reporting and, together with Corporate Center, reflect the management structure of UBS AG. Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio is managed and reported as a separate reportable segment within Corporate Center. Financial information about the five business divisions and Corporate Center (with its units: Services, Group Asset and Liability Management (Group ALM), Non-core and Legacy Portfolio) is presented separately in internal reporting to management.

UBS AG's internal accounting policies, which include management accounting policies and service level agreements, determine the revenues and expenses directly attributable to each reportable segment. Transactions between the reportable segments are carried out at internally agreed rates and are reflected in the operating results of the reportable segments. Revenue-sharing agreements are used to allocate external client revenues to reportable segments where several reportable segments are involved in the value creation chain. Commissions are credited to the reportable segments based on the corresponding client relationship. Total intersegment revenues for UBS AG are immaterial, as the majority of the revenues are allocated across the segments by means of revenue-sharing agreements. Net interest income is generally allocated to the reportable segments based on their balance sheet positions. Interest income earned from managing UBS AG's consolidated equity is allocated to the reportable segments based on average attributed equity. Assets and liabilities of the reportable segments are funded through and invested with Corporate Center – Group ALM, and the net interest margin is reflected in the results of each reportable segment.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Segment assets are based on a third-party view and do not include intercompany balances. This view is in line with internal reporting to management. Certain assets managed centrally by Corporate Center – Services and Corporate Center – Group ALM may be allocated to the segments on a basis different to that which the corresponding costs or revenues are allocated to. For example, certain assets that are reported in Corporate Center – Services or Corporate Center – Group ALM may be retained on the balance sheets of these components of Corporate Center notwithstanding that the costs or revenues associated with these assets may be entirely or partly allocated to the segments. Similarly, certain assets are reported in the business divisions, whereas the corresponding costs or revenues are entirely or partly allocated to Corporate Center – Services and Corporate Center – Group ALM.

→ Refer to Note 2 for more information

3) Financial instruments

a. Recognition

UBS AG recognizes financial instruments when it becomes a party to the contractual provisions of the instrument. UBS AG applies trade date accounting to derivatives and settlement date accounting to all non-derivative financial instruments.

UBS AG also acts in a fiduciary capacity, which results in the

holding or placing of assets on behalf of individuals, trusts, retirement benefit plans and other institutions. Unless the recognition criteria are satisfied, these assets and the related income are excluded from UBS AG's Financial Statements, as they are not assets of UBS AG.

Client cash balances associated with derivatives clearing and execution services are not recognized on the balance sheet if, through contractual agreement, regulation or practice, UBS AG neither obtains benefits from nor controls the client cash balances.

b. Classification, measurement and presentation

Upon initial recognition, UBS AG records financial instruments at fair value plus directly attributable transaction costs in the case of financial instruments not subsequently accounted for at fair value through profit or loss. After initial recognition, UBS AG classifies, measures and presents its financial assets and liabilities in accordance with IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement* as described in the following table.

→ Refer to Note 25a for an overview of financial assets and liabilities by IAS 39 category

→ Refer to the balance sheet for references to Notes that provide information on the composition of individual financial asset and liability categories

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Financial assets classification	Significant items included	Measurement and presentation
Held for trading	All derivatives with a positive replacement value, except those that are designated and effective hedging instruments. Any other financial asset acquired principally for the purpose of selling or repurchasing in the near term, or part of a portfolio of identified financial instruments that are managed together and for which there is evidence of a recent actual pattern of short-term profit taking. Included in this category are debt instruments (including those in the form of securities, money market paper and traded corporate and bank loans), equity instruments, and assets held under unit-linked investment contracts.	Measured at fair value with changes recognized in profit or loss. Changes in fair value, initial transaction costs and gains and losses realized on disposal or redemption are recognized in <i>Net trading income</i>, except interest and dividend income on non-derivatives (refer to item 3c in this Note), derivatives designated as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships and forward points on certain short duration foreign exchange contracts, which are reported in <i>Net interest income</i>. Derivative assets are generally presented as <i>Positive replacement values</i>.
Designated at fair value through profit or loss	A financial asset may be designated at fair value through profit or loss only upon initial recognition and this designation is irrevocable. The fair value option can be applied only if one of the following criteria are met: - the financial instrument is a hybrid instrument that includes a substantive embedded derivative; - the financial instrument is part of a portfolio that is risk managed on a fair value basis and reported to senior management on that basis; or - the application of the fair value option eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise. UBS AG designated at fair value through profit or loss the following instruments: - Certain structured loans, reverse repurchase and securities borrowing agreements that are managed on a fair value basis. - Loans that are hedged predominantly with credit derivatives. These instruments are designated at fair value to eliminate an accounting mismatch. - As of 1 January 2016, certain newly purchased debt securities held as high-quality liquid assets (HQLA) and managed by Corporate Center – Group ALM on a fair value basis. - Assets held to hedge delivery obligations related to cash-settled employee compensation plans. These assets are designated at fair value in order to eliminate an accounting mismatch that would otherwise arise due to the liability being measured on a fair value basis.	Bifurcated embedded derivatives are measured at fair value, but presented on the same balance sheet line as the host contract measured at amortized cost. Derivatives that are designated and effective hedging instruments are also measured at fair value. The presentation of fair value changes differs depending on the type of hedge relationship (refer to item 3k in this Note for more information). Held for trading assets (other than derivatives) are presented as <i>Trading portfolio assets</i>. Financial assets designated at fair value through profit or loss are presented as <i>Financial assets designated at fair value</i>.
Loans and receivables (amortized cost)	Non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market and are not assets for which UBS AG may not recover substantially all of its initial net investment for reasons other than credit deterioration. This classification includes: - cash and balances with central banks - cash collateral receivables on derivative instruments - residential and commercial mortgages - secured loans, including reverse repurchase agreements, receivables under stock borrowing and lombard loans, and unsecured loans - certain securities held within Corporate Center - Non-core and Legacy Portfolio - trade and lease receivables.	Measured at amortized cost using the effective interest rate method less allowances for credit losses (refer to items 3c and 3g in this Note). Upfront fees and direct costs relating to loan origination, refinancing or restructuring as well as to loan commitments are deferred and amortized over the life of the loan using the effective interest rate method. Loans and receivables are presented on the balance sheet primarily as <i>Cash and balances with central banks</i>, <i>Due from banks</i>, <i>Loans</i>, <i>Cash collateral on securities borrowed</i>, <i>Reverse repurchase agreements</i> and <i>Cash collateral receivables on derivative instruments</i>. Exchange-traded derivatives and certain OTC derivatives cleared through central clearing counterparties which are either considered to be daily settled or qualify for netting (refer to items 3d and 3j in this Note) are presented within <i>Cash collateral receivables on derivative instruments</i>.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Financial assets classification	Significant items included	Measurement and presentation
Available for sale	Financial assets classified as available for sale are non-derivative financial assets that are not classified as held for trading, designated at fair value through profit or loss, or loans and receivables. This classification mainly includes debt securities held as HQLA and managed by Corporate Center – Group ALM, as well as certain asset-backed securities managed by Corporate Center – Group ALM.	Measured at fair value with unrealized gains and losses reported in <i>Other comprehensive income</i> , net of applicable income taxes, until such investments are sold, collected or otherwise disposed of, or until any such investment is determined to be impaired (refer to item 3i in this Note). Upon disposal, any accumulated balances in <i>Other comprehensive income</i> are reclassified to the income statement and reported within <i>Other income</i> . Interest and dividend income are recognized in the income statement in accordance with item 3c in this Note. Refer to item 13 in this Note for information on the treatment of foreign exchange translation gains and losses.
Held to maturity	Non-derivative financial assets with fixed or determinable payments and fixed maturities for which UBS AG has the positive intention and ability to hold to maturity. As of 1 January 2016, UBS AG classified as held to maturity certain newly purchased debt securities held as HQLA and managed by Corporate Center – Group ALM.	Measured at amortized cost using the effective interest rate method less allowances for credit losses (refer to items 3c and 3g in this Note).
Financial liabilities classification	Significant items included	Measurement and presentation
Held for trading	– Obligations to deliver financial instruments, such as debt and equity instruments, which UBS AG has sold to third parties, but does not own (short positions). – Liabilities held under unit-linked investment contracts. – All derivatives with a negative replacement value, except those that are designated and effective hedging instruments.	Measurement of trading liabilities follows the same principles as held for trading assets and measurement of liabilities designated at fair value through profit or loss follows the same principles as assets designated at fair value through profit or loss. Presented as <i>Trading portfolio liabilities</i> and <i>Financial liabilities designated at fair value</i> , respectively.
Designated at fair value through profit or loss	– Issued hybrid debt instruments that primarily include equity-linked, credit-linked and rates-linked bonds or notes. – Issued debt instruments managed on a fair value basis. – Loan commitments that are hedged predominantly with credit derivatives and hence eliminate an accounting mismatch.	Derivative liabilities are generally presented as <i>Negative replacement values</i> . Bifurcated embedded derivatives are measured at fair value, but are presented on the same balance sheet line as the host contract. Derivatives that are designated and effective hedging instruments are also measured at fair value. The presentation of fair value changes differs depending on the type of hedge relationship (refer to item 3k in this Note for more information). Amounts due under unit-linked investment contracts are presented as <i>Other liabilities</i> .
Amortized cost	– Demand and time deposits, retail savings / deposits, cash collateral on securities lent, non-structured fixed-rate bonds, subordinated debt, certificates of deposit, covered bonds. – Cash collateral payables on derivative instruments.	Measured at amortized cost using the effective interest rate method Amortized cost liabilities are presented on the balance sheet primarily as <i>Due to banks</i> , <i>Due to customers</i> , <i>Cash collateral on securities lent</i> , <i>Repurchase agreements</i> , <i>Cash collateral payables on derivative instruments</i> and <i>Debt issued</i> . Exchange-traded derivatives and certain OTC derivatives cleared through central clearing counterparties which are either considered to be daily settled or qualify for netting (refer to items 3d and 3j of this Note) are presented within <i>Cash collateral payables on derivative instruments</i> .

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**c. Interest income and expense**

Interest income or expense is determined by reference to a financial instrument's amortized-cost basis calculated using the effective interest rate (EIR) method. UBS AG also uses this method to determine the interest income and expense for financial instruments (excluding derivatives) measured at fair value through profit or loss that is presented within *Net interest income*.

Upfront fees, including loan commitment fees where a loan is expected to be issued, and direct costs are included within the initial measurement of a financial instrument measured at amortized cost or classified as available for sale. Such fees and costs are therefore recognized over the expected life of the instrument as part of its EIR.

Fees related to loan commitments where no loan is expected to be issued, as well as loan syndication fees where UBS AG does not retain a portion of the syndicated loan or where UBS AG does retain a portion of the syndicated loan at the same effective yield for comparable risk as other participants, are included in *Net fee and commission income*.

Interest income on financial assets, excluding derivatives, is included in *Interest income* when positive and in *Interest expense* when negative, because negative interest income arising on a financial asset does not meet the definition of revenue. Similarly, interest expense on financial liabilities, excluding derivatives, is included in *Interest expense*, except when interest rates are negative, in which case it is included in *Interest income*. Dividend income on all financial assets is included in *Interest income*.

→ Refer to Note 3 for more information

d. Derecognition*Financial assets*

UBS AG derecognizes a financial asset, or a portion of a financial asset, from its balance sheet where the contractual rights to cash flows from the asset have expired, or have been transferred, usually by sale, thus exposing the purchaser to either substantially all the risks and rewards of the asset or a significant part of the risks and rewards combined with the unconditional ability to sell or pledge the asset.

A financial asset is considered to have been transferred when UBS AG (i) transfers the contractual rights to receive the cash flows of the financial asset or (ii) retains the contractual rights to receive the cash flows of that asset, but assumes a contractual

obligation to pay the cash flows to one or more entities.

Where financial assets have been pledged as collateral or in similar arrangements, they are considered to have been transferred if the counterparty has received the contractual right to the cash flows of the pledged assets, as may be evidenced, for example, by the counterparty's right to sell or repledge the assets. Where the counterparty to the pledged financial assets has not received the contractual right to the cash flows, UBS AG does not consider this to be a transfer for the purposes of derecognition.

UBS AG enters into certain transactions where it transfers financial assets recognized on its balance sheet but retains either all or a portion of the risks and rewards of the transferred financial assets. If all or substantially all of the risks and rewards are retained, the transferred financial assets are not derecognized from the balance sheet; for example, securities lending and repurchase transactions or where financial assets are sold to a third party with a total return swap resulting in UBS AG retaining all or substantially all of the risks and rewards of the transferred assets. These types of transactions are accounted for as secured financing transactions as described in item 3e of this Note.

In transactions where substantially all of the risks and rewards of ownership of a financial asset are neither retained nor transferred, UBS AG derecognizes the financial asset if control over the asset is surrendered, and the rights and obligations retained following the transfer are recognized separately as assets and liabilities, respectively. In transfers where control over the financial asset is retained, UBS AG continues to recognize the asset to the extent of its continuing involvement, determined by the extent to which it is exposed to changes in the value of the transferred asset following the transfer.

Certain over-the-counter (OTC) derivative contracts and most exchange-traded futures and options contracts cleared through central clearing counterparties are considered to be settled on a daily basis through the daily margining process, as the payment or receipt of the variation margin represents legal or economic settlement of a derivative contract, which results in derecognition of the associated positive and negative replacement values.

→ Refer to Notes 1b and 24 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Financial liabilities

UBS AG derecognizes a financial liability from its balance sheet when it is extinguished, such as when the obligation specified in the contract is discharged, canceled or has expired. When an existing financial liability is exchanged for a new one from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification results in derecognition of the original liability and the recognition of a new liability with any difference in the respective carrying amounts being recognized in the income statement.

e. Securities borrowing / lending and repurchase / reverse repurchase transactions

Securities borrowing / lending and repurchase / reverse repurchase transactions are generally entered into on a collateralized basis. In such transactions, UBS AG typically borrows or lends equity and debt securities in exchange for securities or cash collateral. Additionally, UBS AG borrows securities from its clients' custody accounts in exchange for a fee.

These transactions are treated as collateralized financing transactions where the securities transferred / received are not derecognized or recognized on balance sheet. Securities transferred / received with the right to resell or repledge are disclosed separately.

In reverse repurchase and securities borrowing agreements, the cash delivered is derecognized and a corresponding receivable, including accrued interest, is recorded in the balance sheet lines *Reverse repurchase agreements* and *Cash collateral on securities borrowed*, respectively, representing UBS AG's right to receive the cash. Similarly, in repurchase and securities lending agreements, the cash received is recognized and a corresponding obligation, including accrued interest, is recorded in the balance sheet lines *Repurchase agreements* and *Cash collateral on securities lent*, respectively. Additionally, the sale of securities that is settled by delivering securities received in reverse repurchase or securities borrowing transactions triggers the recognition of a trading liability.

Repurchase and reverse repurchase transactions with the same counterparty, maturity, currency and Central Securities Depository (CSD) are generally presented net subject to meeting the netting requirements described in item 3j of this Note.

→ Refer to Notes 23 and 24 for more information

f. Fair value of financial instruments

UBS AG accounts for a significant portion of its assets and liabilities at fair value. Fair value is the price on the measurement date that would be received for the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants in the principal market, or in the most advantageous market in the absence of a principal market.

All financial instruments measured at fair value are categorized into one of three fair value hierarchy levels. The fair values of Level 1 financial instruments are based on quoted prices in active markets. The fair values of Level 2 financial instruments are based on valuation techniques for which all significant inputs are, or are based on, observable market data. The fair values of Level 3 financial instruments are based on valuation techniques for which significant inputs are not based on observable market data.

Critical accounting estimates and judgments

The use of valuation techniques, modeling assumptions and estimates of unobservable market inputs require significant judgment and could affect the amount of gain or loss recorded for a particular position. Valuation techniques that rely more heavily on unobservable inputs require a higher level of judgment to calculate a fair value than those entirely based on observable inputs.

Valuation techniques, including models, that are used to determine fair values are periodically reviewed and validated by qualified personnel, independent of those who created them. Models are calibrated to ensure that outputs reflect observable market data, to the extent possible. Also, models prioritize the use of observable inputs, when available, over unobservable inputs. Judgment is required in selecting appropriate models as well as inputs for which observable data is less readily or not available.

UBS AG's valuation techniques may not fully reflect all the factors relevant to the fair value of financial instruments held. Valuations are therefore adjusted, where appropriate, to allow for additional factors, including credit risk, model risk, and liquidity risk.

UBS AG's governance framework over fair value measurement is described in Note 22b.

The level of subjectivity and the degree of management judgment involved in the development of estimates and the selection of assumptions is more significant for instruments valued using specialized and sophisticated models and where some or all of the parameter inputs are less observable (Level 3 instruments) and may require adjustment to reflect factors that market participants would consider in estimating fair value, such as close-out costs, credit exposure, model-driven valuation uncertainty, funding costs and benefits, trading restrictions and other factors which are presented in Note 22d. UBS AG provides a sensitivity analysis of the impact upon the Level 3 financial instruments of using reasonably possible alternative assumptions for the unobservable parameters within Note 22g.

→ Refer to Note 22 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

g. Allowances and provisions for credit losses for financial assets held at amortized cost

A claim is impaired and an allowance or provision for credit losses is recognized when objective evidence demonstrates that a loss event was incurred after the initial recognition and that the loss event has an impact on the future cash flows that can be reliably estimated. UBS AG considers a claim to be impaired if it will be unable to collect all amounts due on the claim based on the original contractual terms due to credit deterioration of the issuer or counterparty. A claim can be a loan or receivable carried at amortized cost, or a commitment, such as a letter of credit, a guarantee or a similar instrument.

An allowance for credit losses is reported as a decrease in carrying value of a claim on the balance sheet. For an off-balance sheet item, such as a commitment, a provision for credit loss is reported in *Provisions*. Changes to allowances and provisions for credit losses are recognized in *Credit loss expense / recovery*.

→ Refer to Notes 10 and 11 for more information

Critical accounting estimates and judgments

Allowances and provisions for credit losses are evaluated at both a counterparty-specific level and collectively. Judgment is used in making assumptions about the timing and amount of impairment losses.

Counterparty-specific allowances and provisions

Loans are evaluated individually for impairment if objective evidence indicates that a loan may be impaired. Individual credit exposures are evaluated on the basis of the borrower's overall financial condition, resources and payment record, the prospects of support from contractual guarantors and, where applicable, the realizable value of any collateral. The impairment loss for a loan is the excess of the carrying value of the financial asset over the estimated recoverable amount. The estimated recoverable amount is the present value, calculated using the loan's original effective interest rate, of expected future cash flows, including amounts that may result from restructuring or the liquidation of collateral. If a loan has a variable interest rate, the discount rate for calculating the recoverable amount is the current effective interest rate. Upon impairment, the accrual of interest income based on the original terms of the loan is discontinued. Instead, the increase in the present value of the impaired loan due to the passage of time is calculated and reported within *Interest income*.

Collective allowances and provisions

Collective allowances and provisions are calculated for portfolios with similar credit risk characteristics, taking into account historical loss experience and current conditions. The methodology and assumptions used are reviewed regularly to reduce any differences between estimated and actual loss experience. For all of its portfolios, UBS AG also assesses whether there have been any unforeseen developments that might result in impairments but are not immediately observable at a counterparty level. To determine whether an event-driven collective allowance for credit losses is required, UBS AG considers global economic drivers to assess the most vulnerable countries and industries. As the allowance cannot be allocated to individual loans, the loans are not considered to be impaired and interest is accrued on each loan according to its contractual terms. If objective evidence becomes available that indicates that an individual financial asset is impaired, it is removed from the group of financial assets assessed for impairment on a collective basis and is assessed separately as counterparty-specific.

All impaired loans are reviewed and analyzed at least annually. Any subsequent changes to the amounts and timing of the expected future cash flows compared with prior estimates result in a change in the allowance for credit losses and are charged or credited to *Credit loss expense / recovery*. An allowance for impairment is reversed only when the credit quality has improved to such an extent that there is reasonable assurance of timely collection of principal and interest in accordance with the original contractual terms of the claim, or the equivalent value thereof. A write-off is made when all or part of a claim is deemed uncollectible or forgiven. Write-offs reduce the principal amount of a claim and are charged against previously established allowances for credit losses. Recoveries, in part or in full, of amounts previously written off are credited to *Credit loss expense / recovery*.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

h. Renegotiated loans

A renegotiated or restructured loan is a loan for which the terms have been modified or for which additional collateral has been requested that was not contemplated in the original contract.

Typical key features of terms and conditions granted through renegotiation to avoid default include special interest rates, postponement of interest or amortization payments, modification of the schedule of repayments or amendment of loan maturity. There is no change in the EIR following a renegotiation.

If a loan is renegotiated with preferential conditions (i.e., new or modified terms and conditions are agreed upon which do not meet the normal market criteria for the quality of the obligor and the type of loan), it is still classified as non-performing. It will remain so until the loan is collected or written off and will be assessed for impairment on an individual basis.

Concessions granted where there is no evidence of financial difficulty, or where any changes to terms and conditions are within UBS AG's usual risk appetite, are not deemed restructured.

A restructuring of a loan could lead to a fundamental change in the terms and conditions of a loan, resulting in the original loan being derecognized and a new loan being recognized.

If a loan is derecognized in these circumstances, the new loan is measured at fair value at initial recognition. Any allowance taken to date against the original loan is derecognized and is not attributed to the new loan. Consequently, the new loan is assessed for impairment on an individual basis. If the loan is not impaired, the loan is included within the general collective loan assessment for the purpose of measuring credit losses.

i. Impairment of financial assets classified as available for sale

At each balance sheet date, UBS AG assesses whether indicators of impairment are present. Available-for-sale debt instruments are impaired when there is objective evidence, using the same criteria described in item 3g, that, as a result of one or more events that occurred after the initial recognition of the asset, the estimated future cash flows have decreased.

Objective evidence that there has been an impairment of an available-for-sale equity instrument is a significant or prolonged decline in the fair value of the asset. UBS AG uses a rebuttable presumption that such instruments are impaired where there has been a decline in fair value of more than 20% below its original cost or fair value has been below original cost for more than six months.

To the extent a financial asset classified as available for sale is determined to be impaired, the related cumulative net unrealized loss previously recognized in *Other comprehensive income* is reclassified to the income statement within *Other income*. For equity instruments, any further loss is recognized directly in the income statement, whereas for debt instruments, any further loss is recognized in the income statement only if there is additional objective evidence of impairment. After the recognition of an impairment on a financial asset classified as available for sale, increases in the fair value of equity instruments are reported in *Other comprehensive income*. For debt instruments, such increases in the fair value, up to amortized cost in the transaction currency, are recognized in *Other income*, provided that the fair value increase is related to an event occurring after the impairment loss was recorded. Increases in excess of that amount are reported in *Other comprehensive income*.

j. Netting

UBS AG nets financial assets and liabilities on its balance sheet if (i) it has the unconditional and legally enforceable right to set off the recognized amounts, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG and all of the counterparties, and (ii) intends either to settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously. Netted positions include, for example, certain derivatives and repurchase and reverse repurchase transactions with various counterparties, exchanges and clearing houses.

In assessing whether UBS AG intends to either settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously, emphasis is placed on the effectiveness of operational settlement mechanics in eliminating substantially all credit and liquidity exposure between the counterparties. This condition precludes offsetting on the balance sheet for substantial amounts of UBS AG's financial assets and liabilities, even though they may be subject to enforceable netting arrangements. For OTC derivative contracts, balance sheet offsetting is generally only permitted in circumstances in which a market settlement mechanism exists via an exchange or central clearing counterparty, that effectively accomplishes net settlement through a daily exchange of collateral via a cash margining process. For repurchase arrangements and securities financing transactions, balance sheet offsetting may be permitted only to the extent that the settlement mechanism eliminates, or results in insignificant, credit and liquidity risk, and processes the receivables and payables in a single settlement process or cycle.

→ Refer to Notes 1b and 24 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**k. Hedge accounting**

UBS AG uses derivative instruments to manage exposures to interest rate and foreign currency risks, including exposures arising from forecast transactions. Qualifying derivative and non-derivative instruments may be designated as hedging instruments in (i) hedges of the change in fair value of recognized assets or liabilities (fair value hedges), (ii) hedges of the variability in future cash flows attributable to a recognized asset or liability or highly probable forecast transactions (cash flow hedges) or (iii) hedges of a net investment in a foreign operation (net investment hedges).

At the time a financial instrument is designated in a hedge relationship, UBS AG formally documents the relationship between the hedging instrument(s) and hedged item(s), including the risk management objectives and strategy in undertaking the hedge transaction and the methods that will be used to assess the effectiveness of the hedging relationship. Accordingly, UBS AG assesses, both at the inception of the hedge and on an ongoing basis, whether the hedging instruments, primarily derivatives, have been "highly effective" in offsetting changes in the fair value or cash flows associated with the designated risk of the hedged items. A hedge is considered highly effective if the following criteria are met: (i) at inception of the hedge and throughout its life, the hedge is expected to be highly effective in achieving offsetting changes in fair value or cash flows attributable to the hedged risk and (ii) actual results of the hedge are within a range of 80–125%. In the case of hedging forecast transactions, the transaction must have a high probability of occurring and must present an exposure to variations in cash flows that could ultimately affect the reported net profit or loss. UBS AG discontinues hedge accounting when (i) it determines that a hedging instrument is not, or has ceased to be, highly effective as a hedge, (ii) the derivative expires or is sold, terminated or exercised, (iii) the hedged item matures, is sold or repaid or (iv) forecast transactions are no longer deemed highly probable. UBS AG may also discontinue hedge accounting voluntarily.

Hedge ineffectiveness represents the amount by which the changes in the fair value of the hedging instrument differ from changes in the fair value of the hedged item attributable to the hedged risk, or the amount by which changes in the present value of future cash flows of the hedging instrument exceed changes in the present value of expected cash flows of the hedged item. Such ineffectiveness is recorded in current period earnings in *Net trading income*. Interest income and expense on derivatives designated as hedging instruments in effective hedge relationships is included in *Interest income*.

Fair value hedges

For qualifying fair value hedges, the change in the fair value of the hedging instrument is recognized in the income statement along with the change in the fair value of the hedged item that is attributable to the hedged risk. In fair value hedges of interest rate risk, the fair value change of the hedged item attributable

to the hedged risk is reflected as an adjustment to the carrying value of the hedged item. If the hedge accounting relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the adjustment to the carrying value is amortized to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged item using the effective interest rate method. For a portfolio hedge of interest rate risk, the equivalent change in fair value is reflected within *Other assets* or *Other liabilities*. If the hedge relationship is terminated for reasons other than the derecognition of the hedged item, the amount included in *Other assets* or *Other liabilities* is amortized to the income statement over the remaining term to maturity of the hedged items using the straight-line method.

Cash flow hedges

Fair value gains or losses associated with the effective portion of derivatives designated as cash flow hedges for cash flow repricing risk are recognized initially in *Other comprehensive income* within *Equity*. When the hedged forecast cash flows affect profit or loss, the associated gains or losses on the hedging derivatives are reclassified from *Equity* to the income statement.

If a cash flow hedge of forecasted transactions is no longer considered effective, or if the hedge relationship is terminated, the cumulative gains or losses on the hedging derivatives previously reported in *Equity* remain there until the committed or forecasted transactions occur and affect profit or loss. If the forecasted transactions are no longer expected to occur, the deferred gains or losses are reclassified immediately to the income statement.

Hedges of net investments in foreign operations

Hedges of net investments in foreign operations are accounted for similarly to cash flow hedges. Gains or losses on the hedging instrument relating to the effective portion of the hedge are recognized directly in *Equity* (and presented in the statement of changes in equity and statement of comprehensive income under *Foreign currency translation*), while any gains or losses relating to the ineffective and / or undesignated portion (for example, the interest element of a forward contract) are recognized in the income statement. Upon disposal or partial disposal of the foreign operation, the cumulative value of any such gains or losses recognized in *Equity* associated with the entity is reclassified to the income statement.

Economic hedges that do not qualify for hedge accounting

Derivative instruments that are transacted as economic hedges, but do not qualify for hedge accounting, are treated in the same way as derivative instruments used for trading purposes (i.e., realized and unrealized gains and losses are recognized in *Net trading income*), except for the forward points on certain short duration foreign exchange contracts, which are reported in *Net interest income*.

→ Refer to Note 12 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**l. Embedded derivatives**

Derivatives may be embedded in other financial instruments (host contracts). For example, they could be represented by the conversion feature embedded in a convertible bond. Such hybrid instruments arise predominantly from the issuance of certain structured debt instruments. An embedded derivative is generally required to be separated from the host contract and accounted for as a standalone derivative instrument at fair value through profit or loss if (i) the host contract is not carried at fair value with changes in fair value reported in the income statement, (ii) the economic characteristics and risks of the embedded derivative are not closely related to the economic characteristics and risks of the host contract and (iii) the terms of the embedded derivative would meet the definition of a standalone derivative, were they contained in a separate contract.

Typically, UBS AG applies the fair value option to hybrid instruments (refer to item 3b in this Note for more information), in which case bifurcation of an embedded derivative component is not required.

m. Debt issued

Debt issued is carried at amortized cost, including contingent capital instruments that contain contractual provisions under which the principal amounts would be written down upon either a specified CET1 ratio breach or a determination by FINMA that a viability event has occurred. Such contractual provisions are not derivatives as the underlying is deemed to be a non-financial variable specific to a party to the contract. In contrast, where there is a legal "bail-in" mechanism for write-down or conversion into equity (as is the case, for instance, with senior unsecured debt issued by UBS AG that is subject to write-down or conversion under resolution authority granted to FINMA under Swiss law), such mechanism does not form part of the contractual terms and, therefore, does not affect the amortized cost accounting treatment applied to these instruments. If the debt were to be written down or converted into equity in a future period, this would result in the full or partial derecognition of the financial liabilities, with the difference between the carrying value of the debt written down or converted into equity and the fair value of any equity shares issued recognized in the income statement.

In cases where, as part of UBS AG's risk management activity, fair value hedge accounting is applied to fixed-rate debt instruments carried at amortized cost, their carrying amount is adjusted for changes in fair value related to the hedged exposure. Refer to item 3k for more information on hedge accounting.

Debt issued and subsequently repurchased in relation to market-making or other activities is treated as redeemed. A gain or loss on redemption (depending on whether the repurchase price of the bond is lower or higher than its carrying value) is recorded in *Other income*. A subsequent sale of own bonds in the market is treated as a reissuance of debt.

n. Own credit

From 1 January 2016 onward, changes in the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss related to own credit are recognized in *Other comprehensive income* directly within *Retained earnings* and will not be reclassified to the income statement in future periods.

→ Refer to Note 1b for more information

o. Loan commitments

Loan commitments are arrangements under which clients can borrow stipulated amounts under defined terms and conditions.

Loan commitments that can be canceled at any time by UBS AG at its discretion are neither recognized on the balance sheet nor included in off-balance sheet disclosures.

Loan commitments that cannot be canceled by UBS AG once the commitments are communicated to the beneficiary, or which are revocable only due to automatic cancellation upon deterioration in a borrower's creditworthiness are considered irrevocable and are classified as (i) derivative loan commitments measured at fair value through profit or loss, (ii) loan commitments designated at fair value through profit or loss or (iii) other loan commitments. Other loan commitments are not recorded on the balance sheet, but a provision is recognized through profit or loss if it is probable that a loss has been incurred and a reliable estimate of the amount of the obligation can be made. Any change in the liability relating to these other loan commitments is recorded in the income statement in *Credit loss expense / recovery*.

When a client draws on a commitment, the resulting loan is presented under *Loans*, except for cases where designation at fair value through profit or loss applies.

p. Financial guarantee contracts

Financial guarantee contracts are contracts that require the issuer to make specified payments to reimburse the holder for an incurred loss because a specified debtor fails to make payments when due in accordance with the terms of a specified debt instrument. UBS AG issues such financial guarantees to banks, financial institutions and other parties on behalf of clients to secure loans, overdrafts and other banking facilities.

Certain issued financial guarantees that are managed on a fair value basis are designated at fair value through profit or loss.

Financial guarantees that are not managed on a fair value basis are initially recognized in the financial statements at fair value and are subsequently measured at the higher of the amount initially recognized less cumulative amortization, and to the extent a payment under the guarantee has become probable, the present value of the expected payment. Any change in the liability relating to probable expected payments resulting from guarantees is recorded in the income statement in *Credit loss expense / recovery*.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

4) Fee income

UBS AG earns fee income from a diverse range of services it provides to its clients. Fee income can be divided into two broad categories: (i) fees earned from services that are provided over a certain period of time, such as portfolio management and advisory fees, and (ii) fees earned from providing transaction-type services, such as underwriting fees, corporate finance fees and brokerage fees.

Fees earned from services that are provided over a certain period of time are recognized ratably over the service period, with the exception of performance-linked fees or fee components with specific performance criteria. Such fees are recognized when the performance criteria are fulfilled and when collectibility is reasonably assured.

Fees earned from providing transaction-type services are recognized when the service has been completed and the fee is fixed or determinable, i.e., not subject to refund or adjustment.

Fee income generated from providing a service which does not result in the recognition of a financial instrument is presented within *Net fee and commission income*. Fees generated from the acquisition, issue or disposal of a financial instrument are presented in the income statement in line with the balance sheet classification of that financial instrument.

→ Refer to Note 4 for more information

5) Cash and cash equivalents

For the purposes of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise balances with an original maturity of three months or less, including cash, money market paper and balances with central and other banks.

6) Equity participation and other compensation plans

Transfer of deferred compensation plans

As part of the Group reorganization in 2014, UBS Group AG assumed obligations of UBS AG as grantor in connection with certain outstanding awards under employee share, option, notional fund and deferred cash compensation plans. This section describes the accounting policies applied to these plans during the periods prior to and post the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans.

Equity participation plans

Periods prior to the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans

UBS AG has established several equity participation plans that are settled in UBS AG's equity instruments or an amount that is based on the value of such instruments. These awards are generally subject to conditions that require employees to complete a specified period of service and, for performance shares, to satisfy specified performance targets. Compensation

expense is recognized, on a per tranche basis, over the service period based on an estimate of the number of instruments expected to vest and is adjusted to reflect actual outcomes. Where the service period is shortened, for example in the case of employees affected by restructuring programs or mutually agreed termination provisions, recognition of expense is accelerated to the termination date.

Where no future service is required, such as for employees who are retirement eligible or who have met certain age and years-of-service criteria, the services are presumed to have been received and compensation expense is recognized immediately on, or prior to, the date of grant. Such awards may remain forfeitable until the legal vesting date if certain non-vesting conditions are not met, such as breach of good-leaver clauses or harmful acts. For equity-settled awards, forfeiture events resulting from breach of a non-vesting condition do not result in an adjustment to expense.

Compensation expense is measured by reference to the fair value of the equity instruments on the date of grant adjusted, when relevant, to take into account the terms and conditions inherent in the award, including dividend rights, transfer restrictions in effect beyond the vesting date, and non-vesting conditions. For equity-settled instruments, fair value is determined at the date of grant and is not remeasured unless its terms are modified such that the fair value immediately after modification exceeds the fair value immediately prior to modification. Any increase in fair value resulting from a modification is recognized as compensation expense, either over the remaining service period or, for vested awards, immediately. For cash-settled awards, fair value is remeasured at each reporting date such that the cumulative expense recognized equals the cash distributed.

→ Refer to Note 27 for more information

Periods post the Group reorganization and transfer of deferred compensation plans

UBS Group AG has established, and maintains the obligation to settle, several equity participation plans that are granted to employees of UBS AG. UBS AG recognizes the fair value of awards granted to its employees. These awards are generally subject to conditions that require employees to complete a specified period of service and, for performance shares, to satisfy specified performance targets. Compensation expense is recognized, on a per tranche basis, over the service period based on an estimate of the number of instruments expected to vest and is adjusted to reflect actual outcomes. Where the service period is shortened, for example in the case of employees affected by restructuring programs or mutually agreed terminations provisions, recognition of expense is accelerated to the termination date.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Where no future service is required, such as for employees who are retirement eligible or who have met certain age and years-of-service criteria, the services are presumed to have been received and compensation expense is recognized immediately on, or prior to, the date of grant. Such awards may remain forfeitable until the legal vesting date if certain non-vesting conditions are not met, such as breach of good-leaver clauses or harmful acts. Forfeiture events resulting from breach of a non-vesting condition do not result in an adjustment to expense.

UBS AG has no obligation to settle the awards and therefore awards over UBS Group AG shares are classified as equity settled share-based payment transactions. Compensation expense is measured by reference to the fair value of UBS Group AG equity instruments on the date of grant adjusted, when relevant, to take into account the terms and conditions inherent in the award, including dividend rights, transfer restrictions in effect beyond the vesting date, and non-vesting conditions. Fair value is determined at the date of grant and is not remeasured unless its terms are modified such that the fair value immediately after modification exceeds the fair value immediately prior to modification. Any increase in fair value resulting from a modification is recognized as compensation expense, either over the remaining service period or, for vested awards, immediately.

→ Refer to Note 27 for more information

Other compensation plans

The employees of UBS AG are granted deferred compensation plans which are settled in cash or other financial instruments, the amount of which may be fixed or may vary based on the achievement of specified performance conditions or the value of specified underlying assets. Compensation expense is recognized over the period that the employee provides services to become entitled to the award. Where the service period is shortened, for example in the case of employees affected by restructuring programs or mutually agreed termination provisions, recognition of expense is accelerated to the termination date. Where no future service is required, such as for employees who are retirement eligible or who have met certain age and years-of-service criteria, the services are presumed to have been received and compensation expense is recognized immediately on, or prior to, the date of grant. The amount recognized is based on the present value of the amount expected to be paid under the plan and is remeasured at each reporting date, so that the cumulative expense recognized equals the cash or the fair value of respective financial instruments distributed.

→ Refer to Note 27 for more information

7) Pension and other post-employment benefit plans

UBS AG sponsors various post-employment benefit plans for its employees worldwide, which include defined benefit and defined contribution pension plans, and other post-employment

benefits such as medical and life insurance benefits that are payable after the completion of employment.

→ Refer to Note 26 for more information

Defined benefit pension plans

Defined benefit pension plans specify an amount of benefit that an employee will receive, which usually depends on one or more factors, such as age, years of service and compensation. The defined benefit liability recognized in the balance sheet is the present value of the defined benefit obligation less the fair value of the plan assets at the balance sheet date with changes resulting from remeasurements recorded immediately in *Other comprehensive income*. If the fair value of the plan assets is higher than the present value of the defined benefit obligation, the recognition of the resulting net defined benefit asset is limited to the present value of economic benefits available in the form of refunds from the plan or reductions in future contributions to the plan. UBS AG applies the projected unit credit method to determine the present value of its defined benefit obligations, the related current service cost and, where applicable, past service cost. The projected unit credit method sees each period of service as giving rise to an additional unit of benefit entitlement and measures each unit separately to build up the final obligation. These amounts, which take into account the specific features of each plan, including risk sharing between employee and employer, are calculated periodically by independent qualified actuaries.

Critical accounting estimates and judgments

The net defined benefit liability or asset at the balance sheet date and the related personnel expense depend on the expected future benefits to be provided, determined using a number of economic and demographic assumptions. A range of assumptions could be applied and different assumptions could significantly alter the defined benefit liability or asset and pension expense recognized. The most significant assumptions include life expectancy, the discount rate, expected salary increases, pension increases, and in addition, for the Swiss plan and one of the US defined benefit pension plans, interest credits on retirement savings account balances. Life expectancy is determined by reference to published mortality tables. The discount rate is determined by reference to the rates of return on high-quality fixed-income investments of appropriate currency and term at the measurement date. The assumption for salary increases reflects the long-term expectations for salary growth and takes into account inflation, seniority, promotion and other relevant factors such as supply and demand in the labor market. A sensitivity analysis for reasonable possible movements in each significant assumption for UBS AG's post-employment obligations is provided within Note 26.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Defined contribution plans

A defined contribution plan is a pension plan under which UBS AG pays fixed contributions into a separate entity from which post-employment and other benefits are paid. UBS AG has no legal or constructive obligation to pay further contributions if the plan does not hold sufficient assets to pay employees the benefits relating to employee service in the current and prior periods. UBS AG's contributions are expensed when the employees have rendered services in exchange for such contributions. This is generally in the year of contribution. Prepaid contributions are recognized as an asset to the extent that a cash refund or a reduction in future payments is available.

Other post-employment benefits

UBS AG also provides post-employment medical and life insurance benefits to certain retirees in the US and the UK. The expected costs of these benefits are recognized over the period of employment using the same accounting methodology used for defined benefit pension plans.

8) Income taxes

UBS AG is subject to the income tax laws of Switzerland and those of the non-Swiss jurisdictions in which UBS AG has business operations.

UBS AG's provision for income taxes is composed of current and deferred taxes. Current income taxes represent taxes to be paid or refunded for the current period or previous periods.

Deferred taxes are recognized for temporary differences between the carrying amounts and tax bases of assets and liabilities that will result in deductible amounts in future periods and are measured using the applicable tax rates and laws that will be in effect when such differences are expected to reverse.

Deferred tax assets arise from a variety of sources, the most significant being: (i) tax losses that can be carried forward to be used against profits in future years and (ii) expenses recognized in UBS AG's income statement that are not deductible until the associated cash flows occur. Deferred tax assets are recognized only to the extent that it is probable that sufficient taxable profits will be available against which these differences can be used. When an entity or tax group has a history of recent losses, deferred tax assets are only recognized to the extent there are sufficient taxable temporary differences or there is convincing other evidence that sufficient taxable profit will be available against which the unused tax losses can be utilized.

Deferred tax liabilities are recognized for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the balance sheet that reflect the expectation that certain items will give rise to taxable income in future periods.

Deferred and current tax assets and liabilities are offset when (i) they arise in the same tax reporting group, (ii) they relate to the same tax authority, (iii) the legal right to offset exists and (iv) they are intended to be settled net or realized simultaneously.

Current and deferred taxes are recognized as income tax benefit or expense in the income statement except for current and deferred taxes recognized (i) upon the acquisition of a subsidiary, (ii) for unrealized gains or losses on financial instruments that are classified as available for sale, (iii) for changes in fair value of derivative instruments designated as cash flow hedges, (iv) for remeasurements of defined benefit plans, (v) for certain foreign currency translations of foreign operations, and (vi) for gains and losses on the sale of treasury shares. Amounts relating to points (ii), (iii), (iv) and (v) are recognized in *Other comprehensive income* within *Equity*.

Critical accounting estimates and judgments

Tax laws are complex and judgment and interpretations about the application of such laws are required when accounting for income taxes. UBS AG considers the performance of its businesses and the accuracy of historical forecasts and other factors in evaluating the recoverability of its deferred tax assets, including the remaining tax loss carry-forward period, and its assessment of expected future taxable profits in the forecast period used for recognizing deferred tax assets. Estimating future profitability is inherently subjective and is particularly sensitive to future economic, market and other conditions, which are difficult to predict.

The level of deferred tax asset recognition is influenced by management's assessment of UBS AG's future profitability based on relevant business plan forecasts. Existing assessments are reviewed and, if necessary, revised to reflect changed circumstances. This review is conducted annually, in the second half of each year, but adjustments may be made at other times, if required. In a situation where recent losses have been incurred, convincing evidence that there will be sufficient future profitability is required.

If profit forecast assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of UBS AG's deferred tax assets may be affected. Recognition of any decrease in the carrying amount of deferred tax assets in the income statement would reduce net profit and equity but would not affect cash flows.

Judgment is also required to forecast the expected outcome of uncertain tax positions that may require the interpretation of tax laws and the resolution of any income tax-related appeals or litigation that are incorporated into the estimate of income and deferred tax.

→ Refer to Note 8 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

9) Investment in associates

Entities where UBS AG has significant influence over the financial and operating policies of the entity, but does not have control, are classified as investments in associates and accounted for under the equity method of accounting. Typically, UBS AG has significant influence when it holds or has the ability to hold between 20% and 50% of a company's voting rights. Investments in associates are initially recognized at cost, and the carrying amount is increased or decreased after the date of acquisition to recognize UBS AG's share of the investee's comprehensive income and any impairment losses.

→ Refer to Note 28 for more information

10) Property, equipment and software

Property, equipment and software includes own-used properties, leasehold improvements, information technology hardware, externally purchased and internally generated software, as well as communication and other similar equipment. Property, equipment and software is carried at cost less accumulated depreciation and impairment losses, and is reviewed at each reporting date for indication for impairment. Software development costs are capitalized only when the costs can be measured reliably and it is probable that future economic benefits will arise. Depreciation of property, equipment and software begins when they are available for use, that is, when they are in the location and condition necessary for them to be capable of operating in the manner intended by management. Depreciation is calculated on a straight-line basis over an asset's estimated useful life. The estimated useful economic lives of UBS AG's property, equipment and software are:

- properties, excluding land: ≤ 67 years
- IT hardware and communication equipment: ≤ 7 years
- other machines and equipment: ≤ 10 years
- software: ≤ 10 years
- leasehold improvements: shorter of the lease term or the economic life of asset (typically ≤ 20 years)

→ Refer to Notes 1b and 14 for more information

11) Goodwill and intangible assets

Goodwill represents the excess of the cost of an acquisition over the fair value of UBS AG's share of net identifiable assets of the acquired entity at the date of the acquisition. Goodwill is not amortized, but at the end of each reporting period, UBS AG assesses whether there is any indication that goodwill is impaired. If such indicators exist, UBS AG is required to test the goodwill for impairment. Irrespective of whether there is any indication of impairment, UBS AG tests goodwill for impairment annually. UBS AG considers the segments, as reported in Note 2a, as separate cash-generating units, since this is the level at which the performance of investments is reviewed and assessed by management. The impairment test is performed for each segment to which goodwill is allocated by comparing the recoverable amount, based on its value-in-use, to the carrying amount of the respective segment. An impairment charge is

recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount.

If the estimated earnings and other assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of UBS AG's goodwill may become impaired in the future, giving rise to losses in the income statement. Recognition of any impairment of goodwill would reduce net profit and equity, but would not affect cash flows.

Intangible assets are comprised of separately identifiable intangible items arising from business combinations and certain purchased trademarks and similar items. Intangible assets are recognized at cost. The cost of an intangible asset acquired in a business combination is its fair value at the date of acquisition. Intangible assets with a finite useful life are amortized using the straight-line method over their estimated useful life, generally not exceeding 20 years. In rare cases, intangible assets can have an indefinite useful life, in which case they are not amortized. At each reporting date, intangible assets are reviewed for indications of impairment. If such indications exist, the intangible assets are analyzed to assess whether their carrying amount is fully recoverable. An impairment loss is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount.

Critical accounting estimates and judgments

UBS AG's methodology for goodwill impairment testing is based on a model which is most sensitive to the following key assumptions: (i) forecasts of earnings available to shareholders in years one to three, (ii) changes in the discount rates and (iii) changes in the long-term growth rate. Key assumptions used to determine the recoverable amounts of each segment are tested for sensitivity by applying a reasonably possible change to those assumptions. Refer to Note 15 for the discussion of how the reasonably possible changes in those key assumptions may affect the results delivered by UBS AG's model for goodwill impairment testing.

→ Refer to Notes 2 and 15 for more information

12) Provisions and contingent liabilities

Provisions are liabilities of uncertain timing or amount, and are recognized when (i) UBS AG has a present obligation as a result of a past event, (ii) it is probable that an outflow of resources will be required to settle the obligation and (iii) a reliable estimate of the amount of the obligation can be made.

The majority of UBS AG's provisions relate to litigation, regulatory and similar matters, restructuring, employee benefits, real estate and loan commitments and guarantees. Provisions that are similar in nature are aggregated to form a class, while the remaining provisions, including those of less significant amounts, are presented under *Other provisions*. Provisions are presented separately on the balance sheet and, when they are no longer considered uncertain in timing or amount, are reclassified to *Other liabilities – Other*.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

UBS AG recognizes provisions for litigation, regulatory and similar matters when, in the opinion of management after seeking legal advice, it is more likely than not that UBS AG has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources will be required, and the amount can be reliably estimated. Where these factors are otherwise satisfied, a provision may be established for claims that have not yet been asserted against UBS AG, but are nevertheless expected to be, based on UBS AG's experience with similar asserted claims.

Restructuring provisions are recognized when a detailed and formal restructuring plan has been approved and a valid expectation has been raised that the restructuring will be carried out, either through commencement of the plan or announcements to affected employees.

Provisions are recognized for lease contracts if the unavoidable costs of a contract exceed the benefits expected to be received under it (onerous lease contracts). For example, this may occur when a significant portion of a leased property is expected to be vacant for an extended period.

Provisions for employee benefits are recognized mainly in respect of service anniversaries and sabbatical leave.

Provisions are recognized at the best estimate of the consideration required to settle the present obligation at the balance sheet date. Such estimates are based on all available information and are revised over time as more information becomes available. If the effect of the time value of money is material, provisions are discounted and measured at the present value of the expenditure expected to settle or discharge the obligation, using a rate that reflects the current market assessments of the time value of money and the risks specific to the obligation.

When all conditions required to recognize a provision are not met, a contingent liability is disclosed, unless the likelihood of an outflow of resources is remote. Contingent liabilities are also disclosed for possible obligations that arise from past events whose existence will be confirmed only by uncertain future events not wholly within the control of UBS AG. Such disclosures are not made if it is not practicable to do so.

Critical accounting estimates and judgments

Recognition of provisions often involves significant judgment in assessing the existence of an obligation that results from past events and in estimating the probability, timing and amount of any outflows of resources. This is particularly the case for litigation, regulatory and similar matters, which, due to their nature, are subject to many uncertainties making their outcome difficult to predict. Such matters may involve unique fact patterns or novel legal theories, proceedings that have not yet

been initiated or are at early stages of adjudication, or as to which alleged damages have not been quantified by the claimants. Determining whether an obligation exists as a result of a past event and estimating the probability, timing and amount of any potential outflows is based on a variety of assumptions, variables, and known and unknown uncertainties.

The amount of any provision recognized is sensitive to the assumptions used and there could be a wide range of possible outcomes for any particular matter.

Statistical or other quantitative analytical tools are of limited use in determining whether to establish or determine the amount of provisions in the case of litigation, regulatory or similar matters. Furthermore, information currently available to management may be incomplete or inaccurate, increasing the risk of erroneous assumptions with regard to the future development of such matters. Management regularly reviews all the available information regarding such matters, including legal advice which is a significant consideration, to assess whether the recognition criteria for provisions have been satisfied and to determine the timing and amount of any potential outflows.

→ Refer to Note 20 for more information

13) Foreign currency translation

Transactions denominated in a foreign currency are translated into the functional currency of the reporting entity at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the balance sheet date, all monetary assets and liabilities denominated in foreign currency are translated into the functional currency using the closing exchange rate. Non-monetary items measured at historical cost are translated at the exchange rate on the date of the transaction. Foreign currency translation differences on non-monetary financial assets classified as available for sale are generally recorded directly in *Equity* until the asset is sold or becomes impaired. However, translation differences on available for sale monetary financial assets are reported in *Net trading income* on an amortized-cost basis, along with all other foreign currency translation differences on monetary assets and liabilities.

Upon consolidation, assets and liabilities of foreign operations are translated into Swiss francs (CHF), UBS AG's presentation currency, at the closing exchange rate on the balance sheet date, and income and expense items are translated at the average rate for the period. The resulting foreign currency translation differences attributable to shareholders are recognized directly in *Foreign currency translation* within *Equity*, which forms part of *Total equity attributable to shareholders*, whereas the foreign currency translation differences attributable to non-controlling interests are shown within *Equity attributable to non-controlling interests*.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

When a foreign operation is disposed or partially disposed of and UBS AG loses control over the foreign operation, the cumulative amount of foreign currency translation differences within *Total equity attributable to shareholders* and *Equity attributable to non-controlling interests* related to that foreign operation is reclassified to the income statement as part of the gain or loss on disposal. When UBS AG disposes of a portion of its interest in a subsidiary that includes a foreign operation but retains control, the related portion of the cumulative currency translation balance is reclassified to *Equity attributable to non-controlling interests*.

→ Refer to Note 34 for more information

14) Equity, treasury shares and contracts on UBS AG shares

Non-controlling interests and preferred noteholders

Net profit and Equity are presented including non-controlling interests and preferred noteholders. *Net profit* is split into *Net profit attributable to shareholders*, *Net profit attributable to non-controlling interests* and *Net profit attributable to preferred noteholders*. *Equity* is split into *Equity attributable to shareholders*, *Equity attributable to non-controlling interests* and *Equity attributable to preferred noteholders*.

UBS AG shares held (treasury shares)

UBS AG shares held by UBS AG are presented in *Equity* as *Treasury shares* at their acquisition cost and are deducted from *Equity* until they are canceled or reissued. The difference between the proceeds from sales of treasury shares and their weighted average cost (net of tax, if any) is reported as *Share premium*.

Net cash settlement contracts

Prior to the share-for-share exchange that took place in 2014, UBS AG issued contracts on own shares that required net cash settlement, or provided the counterparty or UBS AG with a settlement option which included a choice of settling net in cash. These contracts were classified as held for trading, with changes in fair value reported in the income statement as *Net trading income*.

Following the share-for-share exchange, these contracts continue to be accounted for in the same manner, however, they are no longer classified as contracts on own shares.

15) Leasing

UBS AG enters into lease contracts, or contracts that include lease components, predominantly of premises and equipment, and primarily as lessee. Leases that transfer substantially all the risks and rewards, but not necessarily legal title in the underlying assets, are classified as finance leases. All other leases are classified as operating leases. UBS AG is not a lessee in any material finance leases.

Lease contracts classified as operating leases where UBS AG is the lessee include non-cancellable long-term leases of office buildings in most UBS AG locations. Operating lease rentals payable are recognized as an expense on a straight-line basis over the lease term, which commences with control of the physical use of the property. Lease incentives are treated as a reduction of rental expense and are recognized on a consistent basis over the lease term.

Where UBS AG acts as lessor under a finance lease, a receivable is recognized in *Loans* at an amount equal to the present value of the aggregate of the minimum lease payments plus any unguaranteed residual value that UBS AG expects to recover at the end of the lease term. Initial direct costs are also included in the initial measurement of the lease receivable. Lease payments received during the lease term are allocated to repayment of the outstanding receivable and interest income to reflect a constant periodic rate of return on UBS AG's net investment using the interest rate implicit in the lease. UBS AG reviews the estimated unguaranteed residual value annually, and if the estimated residual value to be realized is less than the amount assumed at lease inception, a loss is recognized for the expected shortfall.

Certain arrangements do not take the legal form of a lease but convey a right to use an asset in return for a payment or series of payments. For such arrangements, UBS AG determines at the inception of the arrangement whether the fulfillment of the arrangement is dependent on the use of a specific asset or assets and, if so, the arrangement is accounted for as a lease.

→ Refer to Notes 10 and 31 for more information

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

b) Changes in accounting policies, comparability and other adjustments

Own credit

On 1 January 2016, UBS AG adopted the own credit presentation requirements of IFRS 9, *Financial Instruments*. From this date onward, changes in the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss related to own credit are recognized in *Other comprehensive income* directly within *Retained earnings*. As UBS AG does not hedge changes in own credit arising on financial liabilities designated at fair value, presenting own credit within *Other comprehensive income* does not create or increase an accounting mismatch in the income statement. The unrealized and any realized own credit recognized in *Other comprehensive income* will not be reclassified to the income statement in future periods. Changes in own credit presented in prior periods have not been restated and remain within *Net trading income*.

Balance sheet classification of newly purchased high-quality liquid debt securities

Starting 2016, UBS AG generally classifies newly purchased debt securities held as high-quality liquid assets (HQLA), and managed by Corporate Center – Group Asset and Liability Management (Group ALM), as either financial assets designated at fair value through profit or loss or financial assets held to maturity. Debt securities acquired prior to 2016 and held for liquidity purposes remain classified as available for sale financial assets.

Most of the HQLA debt securities purchased since the beginning of 2016 are classified as financial assets designated at fair value through profit or loss and are intended to reduce accounting mismatches by ensuring that changes in the fair value of the securities are recognized in the income statement in line with the associated interest rate derivatives used for risk management purposes. A portion of HQLA debt securities are classified as financial assets held to maturity.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

Interest rate swaps converted to a settlement model

In 2016, UBS AG elected to convert its interest rate swaps (IRS) transacted with the London Clearing House and Japan Securities Clearing Corporation from the previous collateral model to a settlement model. The IRS are now legally settled on a daily basis, resulting in derecognition of the associated assets and liabilities. Previously, UBS AG applied IAS 32 netting principles to offset the fair value of IRS with the associated variation margin. Gross cash collateral receivables and payables on derivative instruments and corresponding netting presented in Note 24 decreased by CHF 64 billion as of 31 December 2016, with no change to net cash collateral receivables and payables on derivative instruments recognized on the balance sheet. Consequently, the move to a settlement model resulted in a significant decrease in the fair value of interest rate swaps with the London Clearing House designated as hedging instruments.

→ Refer to Notes 12 and 24 for more information

Derecognition of exchange-traded derivative client cash balances from UBS AG's balance sheet

In accordance with UBS AG's accounting policy, client cash balances associated with derivatives clearing and execution services are not recognized on the balance sheet if, through contractual agreement, regulation or practice, UBS AG neither obtains benefits from nor controls the client cash balances. These conditions are considered to have been met when (i) UBS AG is not permitted to reinvest client cash balances, (ii) interest paid by central counterparties (CCPs), brokers or deposit banks on cash deposits forms part of the client cash balances with deductions being made solely as compensation for clearing and execution services provided, (iii) UBS AG does not guarantee and is not liable to clients for the performance of the CCP, broker or deposit bank and (iv) the client cash balances are legally isolated from UBS AG's estate.

During 2016, UBS AG formally and legally waived certain rights available to it under the rules of the US Commodity Futures Trading Commission that had previously enabled it to invest certain client cash balances in other assets, making them a source of benefit to UBS AG. As a result, UBS AG derecognized related client cash balances. Consequently, *Cash collateral receivables on derivative instruments* decreased by CHF 2.5 billion, *Due from banks* decreased by CHF 0.2 billion and *Cash collateral payables on derivative instruments* decreased by CHF 2.7 billion as of 31 December 2016.

Transfer of the Risk Exposure Management function from Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio to Corporate Center – Group ALM

Consistent with changes in the manner in which operating segment performance is assessed, UBS AG transferred in 2016 the Risk Exposure Management (REM) function from Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio to Corporate Center – Group ALM to further harmonize REM risk management responsibility with the reporting structure and align it more

closely with other activities performed by Corporate Center – Group ALM.

REM primarily performs risk management over credit, debit and funding valuation adjustments for UBS AG's over-the-counter derivatives portfolio. Prior-period segment profit and loss information was restated to reflect this transfer, which had no impact at a UBS AG level. In Note 2, gross revenues from REM activities are now presented in Corporate Center – Group ALM within *Net interest income* and *Non-interest income*. Revenue allocations from REM to business divisions and other Corporate Center units are presented within *Allocations from Corporate Center – Group ALM* to business divisions and other Corporate Center units. There was no effect on operating profit before tax for any segment for any period from this restatement. Prior-period information for balance sheet assets has not been restated, as the effect would not have been material.

Changes to statement of changes in equity

In 2016, UBS AG refined the presentation of effects from share-based compensation on share premium and treasury shares in the statement of changes in equity.

The new disclosure line *Delivery of treasury shares under share-based compensation plans*, reflecting the average cost of treasury shares, provides the effect on share premium and treasury shares resulting from the delivery of treasury shares to employees. Also, the effects from *Share-based compensation expensed in the income statement* and *Other disposal of treasury shares* are now presented separately. The former disclosure lines *Disposal of treasury shares*, *Treasury share gains / (losses)* and *Employee share and share option plans* have been removed.

These changes did not affect total equity or any components of equity. Prior-period information has been adjusted accordingly.

Changes to the estimated useful life of certain IT hardware and communication equipment and software

In 2016, UBS AG extended the estimated useful life for certain IT hardware and communication equipment and software from five to seven years, resulting in CHF 16 million and CHF 26 million lower depreciation expenses in 2016, respectively. These changes are expected to result in approximately CHF 120 million and CHF 60 million lower depreciation expenses in 2017 and 2018, respectively.

Annual Improvements to IFRSs 2012 – 2014 Cycle; Amendments to IFRS 11, Joint Arrangements; IAS 16, Property, Plant and Equipment; IAS 38, Intangible Assets; and IAS 1, Presentation of Financial Statements

In 2016, UBS AG adopted a number of interpretations and amendments to standards, that did not have a material impact on UBS AG's financial statements.

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)**c) International Financial Reporting Standards and Interpretations to be adopted in 2017 and later and other adjustments***IFRS 9, Financial Instruments*

In July 2014, the IASB published the final version of IFRS 9, *Financial Instruments*. The standard reflects the classification and measurement, impairment and hedge accounting phases of the IASB's project to replace IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

IFRS 9 requires all financial assets, except equity instruments, to be classified at amortized cost, fair value through other comprehensive income (OCI) or fair value through profit or loss, on the basis of the entity's business model for managing the financial assets and its contractual cash flow characteristics. If a financial asset meets the criteria to be measured at amortized cost or at fair value through OCI measurement, it can be designated at fair value through profit or loss under the fair value option if doing so would significantly reduce or eliminate an accounting mismatch. Equity instruments that are not held for trading may be accounted for at fair value through OCI, with no subsequent reclassification of realized gains or losses to the income statement, while all other equity instruments will be accounted for at fair value through profit or loss. IFRS 9 classification and measurement requirements for liabilities are unchanged except that any gain or loss arising on a financial liability designated at fair value through profit or loss that is attributable to changes in the issuer's own credit risk (own credit) is presented in OCI and not recognized in the income statement.

IFRS 9 introduces a forward-looking expected credit loss (ECL) approach, replacing the incurred loss impairment approach for financial instruments in IAS 39, and the loss-provisioning approach for financial guarantees and loan commitments in IAS 37, *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. Expected credit losses are required to be recognized in profit or loss for all financial assets measured at amortized cost, debt instruments measured at fair value through OCI, lease receivables, financial guarantees and loan commitments. A 12-month expected credit loss is generally recognized on inception, with a lifetime credit loss required if a significant increase in credit risk (SICR) arises. A lifetime loss allowance is always recognized for credit-impaired financial assets.

IFRS 9 also includes an optional revised hedge accounting model, which further aligns the accounting treatment with the risk management practices.

UBS AG early adopted the own credit presentation change in the first quarter of 2016 and will adopt the classification and measurement and impairment changes on 1 January 2018 in

line with the mandatory effective date. UBS AG is still assessing whether it will adopt the optional IFRS 9 hedge accounting requirements pending the IASB completing their project on macro hedge accounting strategies. In line with IFRS 9, UBS AG does not intend to restate prior periods and will recognize the difference between carrying amounts as of 31 December 2017 and those on adoption of IFRS 9 on 1 January 2018 in opening retained earnings.

UBS AG has assessed all material positions under the revised classification and measurement requirements and has identified certain debt instruments that will not qualify for amortized cost accounting but will be measured at fair value through profit or loss under IFRS 9. However, this is not expected to have significant effects on UBS AG's financial statements as the instruments are predominantly collateralized short-term lending arrangements with no material differences between their amortized cost value and fair value. In addition, UBS AG is monitoring the IASB's project to amend IFRS 9 to allow for basic lending arrangements with symmetrical break clauses to continue to qualify for amortized cost accounting. These clauses are common features in Swiss private mortgages as a consequence of Swiss law and in Swiss corporate lending due to market practice, and may result in compensation for early termination being paid by either the borrower or UBS AG. The IASB is expected to issue an exposure draft in April 2017, effective 1 January 2018 in line with IFRS 9's effective date. Based on the anticipated amendments, UBS AG expects that its private mortgages and corporate loans can continue to be measured at amortized cost.

Overall, the level of credit losses is expected to increase under IFRS 9 alongside additional income statement volatility due to the use of uncertain forward-looking assumptions and the application of the SICR approach. Initial ECL results calculated for key portfolios in a prototype environment with preliminary models and scenarios, indicate an increase in credit losses that should not have a significant impact on equity on adoption, due to the relatively short contractual maturities, the high quality of UBS AG's loan book and the current benign credit environment. Actual results on 1 January 2018 may differ significantly given the preliminary status of the models and data included in the prototype and the possibility of changes in the macroeconomic environment. UBS AG continues to monitor the potential effects of IFRS 9 on its regulatory capital requirements, but does not expect any impact to be material.

→ Refer to Note 1b for more information on own credit

Note 1 Summary of significant accounting policies (continued)

IFRS 15, Revenue from Contracts with Customers

In May 2014, the IASB issued IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers* replacing IAS 18 *Revenue*. IFRS 15 establishes principles for revenue recognition that apply to all contracts with customers except those relating to financial instruments, leases and insurance contracts and requires an entity to recognize revenue as performance obligations are satisfied. In particular, the standard now specifies that variable consideration is only recognized to the extent that it is highly probable that a significant reversal will not occur when the uncertainty associated with the variable consideration is subsequently resolved. This may affect when certain performance-based and asset-based fees can be recognized.

It also provides guidance on when revenues and expenses should be presented on a gross or net basis and establishes a cohesive set of disclosure requirements for information on the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows from contracts with customers.

UBS AG will adopt the standard as of its mandatory effective date on 1 January 2018 and will apply it on a modified retrospective basis, recognizing the cumulative effect of initially applying the standard as an adjustment to the opening balance of retained earnings. UBS AG continues to assess the impact of the new standard on its financial statements, but currently does not expect any impact to be material.

IFRS 16, Leases

In January 2016, the IASB issued IFRS 16, *Leases*, which replaces IAS 17, *Leases*, and will come into effect on 1 January 2019. The standard substantially changes how lessees must account for operating lease commitments, requiring an on-balance sheet liability with a corresponding right-of-use asset to be recognized on the balance sheet, compared with the current off-balance sheet treatment of such leases. Early adoption is permitted for companies that also apply IFRS 15, *Revenue from Contracts with Customers*. UBS AG expects to report an increase in assets and liabilities from adoption in line with its operating lease commitments as at 1 January 2019.

→ Refer to Note 31 for more information

Amendments to IAS 12, Income Taxes

In January 2016, the IASB issued narrow-scope amendments to IAS 12, *Income Taxes*, clarifying how to account for deferred tax assets related to debt instruments measured at fair value.

Entities are required to apply the amendments for annual periods beginning on or after 1 January 2017. UBS AG expects that the adoption of these amendments will not have a material impact on its financial statements.

Amendments to IAS 7, Statement of Cash Flows

In January 2016, the IASB issued amendments to IAS 7, *Statement of Cash Flows*, which, among other things, require companies to provide information about changes in their financial liabilities arising from financing activities, including changes from cash flows and non-cash changes, such as foreign exchange gains or losses. UBS AG will adopt the amendments in the first quarter of 2017.

Amendments to IFRS 2, Share-based Payment

In June 2016, the IASB issued amendments to IFRS 2, *Share-based Payment*, which are mandatorily effective as of 1 January 2018, with early adoption permitted. The amendments require that the approach used to account for vesting and non-vesting conditions when measuring cash-settled share-based payments is consistent with that used for equity-settled share-based payments. The amendments also clarify the classification of share-based payments settled net of withholding tax as well as the accounting consequences resulting from a modification of share-based payments from cash-settled to equity-settled. UBS AG expects that the adoption of these amendments will not have a material impact on its financial statements.

IFRIC 22, Foreign Currency Transactions and Advance Consideration

In December 2016, the IFRS Interpretations Committee of the IASB issued IFRIC Interpretation 22, *Foreign Currency Transactions and Advance Consideration*, which clarifies that the date of the transaction for the purpose of determining the exchange rate to apply on initial recognition of the related asset, expense or income, is the date on which the entity initially recognizes the non-monetary asset or non-monetary liability arising from the payment or receipt of advance consideration. Entities are required to apply IFRIC 22 for annual periods beginning on or after 1 January 2018. UBS AG expects that the adoption of this IFRS Interpretation will not have a material impact on its financial statements.

Note 2a Segment reporting

The operational structure of UBS AG is comprised of Corporate Center and five business divisions: Wealth Management, Wealth Management Americas, Personal & Corporate Banking, Asset Management and the Investment Bank.

Wealth Management

Wealth Management provides comprehensive advice and tailored financial services to wealthy private clients around the world, except those served by Wealth Management Americas. Its clients benefit from the full spectrum of resources that UBS AG as a global firm can offer, including banking and lending solutions, wealth planning, investment management solutions and corporate finance advice. Wealth Management's guided architecture model gives clients access to a wide range of products from the world's leading third-party institutions that complement its own products.

Wealth Management Americas

Wealth Management Americas provides advice-based solutions through financial advisors who deliver a fully integrated set of products and services specifically designed to address the needs of their clients. Its business is primarily domestic US but includes Canada and international business booked in the US.

Personal & Corporate Banking

Personal & Corporate Banking provides comprehensive financial products and services to private, corporate and institutional clients in Switzerland and is among the leading players in the private and corporate loan market in Switzerland, with a well-collateralized and conservatively managed lending portfolio.

Its business is a central element of UBS AG's universal bank delivery model in Switzerland. Personal & Corporate Banking works with the wealth management, investment bank and asset management businesses to ensure that clients receive the best products and solutions for their specific financial needs. Personal & Corporate Banking is also an important source of growth for other business divisions in Switzerland through client referrals. In addition, Personal & Corporate Banking manages a substantial part of UBS AG's Swiss infrastructure and banking products platform, both of which are leveraged across UBS AG.

Asset Management

Asset Management provides investment management products and services, platform solutions and advisory support to institutions, wholesale intermediaries and wealth management clients around the world, with an onshore presence in 22 countries. Asset management is a leading fund house in Europe, the largest mutual fund manager in Switzerland and one of the largest fund of hedge funds and real estate investment managers in the world. Its global investment capabilities include all major traditional and alternative asset classes.

Investment Bank

The Investment Bank is present in over 35 countries, with principal offices in all major financial centers, providing investment advice, financial solutions and capital markets access. It serves corporate, institutional and wealth management clients across the globe and forms a synergetic partnership with UBS AG's wealth management, personal and corporate banking and asset management businesses.

The business division is organized into Corporate Client Solutions and Investor Client Services and also includes UBS AG Securities Research.

Corporate Center

Corporate Center is comprised of Services, Group Asset and Liability Management (Group ALM) and Non-core and Legacy Portfolio.

Services consists of the Group Chief Operating Officer area (Group Corporate Services, Group Operations, Group Sourcing, Group Technology), Group Finance, Group Legal, Group Human Resources, Group Risk Control, Group Communications and Branding, Group Regulatory and Governance, and UBS and Society.

Group ALM manages the structural risks of UBS AG's balance sheet, including interest rate risk in the banking book, currency risk and collateral risk, as well as the risks associated with UBS AG's liquidity and funding portfolios. Group ALM also seeks to optimize UBS AG's financial performance by better matching assets and liabilities within the context of UBS AG's liquidity, funding and capital targets. Group ALM serves all business divisions and other Corporate Center units through three main risk management areas, and its risk management is fully integrated into UBS AG's risk governance framework.

Non-core and Legacy Portfolio is comprised of the positions from businesses that were part of the Investment Bank prior to its restructuring and is overseen by a committee chaired by the Chief Risk Officer.

Note 2a Segment reporting (continued)

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center			UBS AG
						Services	Group ALM	Non-core and Legacy Portfolio	
<i>CHF million</i>									
For the year ended 31 December 2016									
Net interest income	1,932	1,347	1,892	(33)	1,006	(322)	559	3	6,383
Non-interest income	4,975	6,320	1,768	1,957	6,951	250	(229)	84	22,075
Allocations from CC – Group ALM to business divisions and other CC units	389	118	332	7	(260)	36	(512)	(110)	0
Income ¹	7,296	7,785	3,990	1,931	7,697	(36)	(183)	(23)	28,458
Credit loss (expense) / recovery	(5)	(3)	(6)	0	(11)	0	0	(13)	(37)
Total operating income	7,291	7,782	3,984	1,931	7,686	(36)	(183)	(36)	28,421
Personnel expenses	2,348	4,819	843	727	3,081	3,674	31	66	15,591
General and administrative expenses	653	597	286	242	852	4,312	17	731	7,690
Services (to) / from Corporate Center and other business divisions	2,348	1,235	1,079	505	2,757	(8,156)	(49)	280	0
of which: services from CC – Services	2,256	1,221	1,186	530	2,667	(8,196)	110	225	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software	2	2	15	1	21	938	0	0	980
Amortization and impairment of intangible assets ²	4	50	0	4	12	21	0	0	91
Total operating expenses ³	5,355	6,702	2,224	1,480	6,724	790	(1)	1,077	24,352
Operating profit / (loss) before tax	1,936	1,081	1,761	451	962	(826)	(182)	(1,113)	4,069
Tax expense / (benefit)									781
Net profit / (loss)									3,288
Additional information									
Total assets	115,539	65,882	139,945	12,026	242,388	23,813	267,275	68,485	935,353
Additions to non-current assets	26	4	23	1	3	1,741	0	0	1,798

¹ Impairments of financial assets available for sale for the year ended 31 December 2016 totaled CHF 5 million, of which CHF 3 million was recorded in Asset Management. ² Refer to Note 15 for more information.
³ Refer to Note 30 for information on restructuring expenses.

Note 2a Segment reporting (continued)¹

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center			UBS AG
						Services	Group ALM	Non-core and Legacy Portfolio	
<i>CHF million</i>									
For the year ended 31 December 2015									
Net interest income	1,825	1,067	1,890	(34)	1,573	(337)	724	21	6,729
Non-interest income	5,859	6,213	1,603	2,077	7,525	434	383	(101)	23,993
Allocations from CC – Group ALM to business divisions and other CC units	471	104	421	15	(211)	145	(832)	(114)	0
Income ²	8,155	7,384	3,913	2,057	8,889	243	275	(195)	30,721
Credit loss (expense) / recovery	0	(4)	(37)	0	(68)	0	0	(8)	(117)
Total operating income	8,155	7,381	3,876	2,057	8,821	243	275	(203)	30,605
Personnel expenses	2,532	4,579	873	729	3,220	3,875	30	116	15,954
General and administrative expenses	650	848	264	233	882	4,517	21	804	8,219
Services (to) / from Corporate Center and other business divisions	2,289	1,209	1,077	502	2,816	(8,214)	(57)	379	0
of which: services from CC – Services	2,209	1,193	1,180	523	2,730	(8,243)	96	313	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software	5	3	17	2	26	866	0	0	918
Amortization and impairment of intangible assets ³	3	51	0	8	24	21	0	0	107
Total operating expenses ⁴	5,478	6,689	2,231	1,475	6,969	1,065	(6)	1,298	25,198
Operating profit / (loss) before tax	2,676	692	1,646	583	1,852	(822)	281	(1,501)	5,407
Tax expense / (benefit)									(908)
Net profit / (loss)									6,314
Additional information									
Total assets	119,850	60,993	141,174	12,874	253,571	22,866	237,560	94,369	943,256
Additions to non-current assets	6	4	14	1	18	1,844	0	1	1,888

¹ Figures in this table may differ from those originally published in quarterly and annual reports due to adjustments following organizational changes, restatements due to the retrospective adoption of new accounting standards or changes in accounting policies, and events after the reporting period. Refer to Note 1b for more information. ² Impairments of financial assets available for sale for the year ended 31 December 2015 totaled CHF 1 million, all in Wealth Management. ³ Refer to Note 15 for more information. ⁴ Refer to Note 30 for information on restructuring expenses.

Note 2a Segment reporting (continued)¹

	Wealth Management	Wealth Management Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Management	Investment Bank	Corporate Center			UBS AG
						Services	Group ALM	Non-core and Legacy Portfolio	
<i>CHF million</i>									
For the year ended 31 December 2014									
Net interest income	1,693	864	1,801	(39)	1,583	(338)	731	258	6,555
Non-interest income	5,726	6,004	1,575	1,914	6,823	157	101	(751)	21,549
Allocations from CC – Group ALM to business divisions and other CC units	481	116	461	27	(100)	217	(831)	(371)	0
Income ²	7,902	6,984	3,836	1,902	8,306	35	2	(863)	28,104
Credit loss (expense) / recovery	(1)	15	(95)	0	2	0	0	2	(78)
Total operating income	7,901	6,998	3,741	1,902	8,308	35	2	(862)	28,026
Personnel expenses	2,467	4,363	850	643	2,964	3,843	26	124	15,280
General and administrative expenses	918	550	293	305	2,671	4,113	22	505	9,377
Services (to) / from Corporate Center and other business divisions	2,180	1,137	1,074	478	2,711	(8,046)	(48)	514	0
of which: services from CC – Services	2,122	1,121	1,196	495	2,658	(8,084)	88	404	0
Depreciation and impairment of property, equipment and software	4	0	17	2	32	762	0	0	817
Amortization and impairment of intangible assets ³	5	48	0	9	15	6	0	0	83
Total operating expenses ⁴	5,574	6,099	2,235	1,435	8,392	679	0	1,144	25,557
Operating profit / (loss) before tax	2,326	900	1,506	467	(84)	(643)	2	(2,005)	2,469
Tax expense / (benefit)									(1,180)
Net profit / (loss)									3,649
Additional information									
Total assets	127,588	56,026	143,711	15,207	292,347	19,720	237,901	169,826	1,062,327
Additions to non-current assets	7	6	9	2	7	1,677	0	0	1,708

¹ Figures in this table may differ from those originally published in quarterly and annual reports due to adjustments following organizational changes, restatements due to the retrospective adoption of new accounting standards or changes in accounting policies, and events after the reporting period. Refer to Note 1b for more information. ² Impairments of financial assets available for sale for the year ended 31 December 2014 totaled CHF 76 million, of which CHF 49 million was recorded in the Investment Bank and CHF 23 million in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. ³ Refer to Note 15 for more information. ⁴ Refer to Note 30 for information on restructuring expenses.

Note 2b Segment reporting by geographic location

The operating regions shown in the table below correspond to the regional management structure of UBS AG. The allocation of operating income to these regions reflects, and is consistent with, the basis on which the business is managed and its performance is evaluated. These allocations involve assumptions and judgments that management considers to be reasonable, and may be refined to reflect changes in estimates or management structure. The main principles of the allocation methodology are that client revenues are attributed to the

domicile of the client and trading and portfolio management revenues are attributed to the country where the risk is managed. This revenue attribution is consistent with the mandate of the regional Presidents. Certain revenues, such as those related to Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio, are managed at a global level. These revenues are included in the *Global* line.

The geographic analysis of non-current assets is based on the location of the entity in which the assets are recorded.

For the year ended 31 December 2016

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	11.7	41	7.4	47
of which: US	11.1	39	7.0	44
Asia Pacific	4.1	14	0.6	4
Europe, Middle East and Africa	6.1	21	1.8	11
Switzerland	6.8	24	6.0	38
Global	(0.3)	(1)	0.0	0
Total	28.4	100	15.8	100

For the year ended 31 December 2015

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	11.3	37	7.1	47
of which: US	10.7	35	6.7	44
Asia Pacific	5.0	16	0.5	3
Europe, Middle East and Africa	6.8	22	1.7	11
Switzerland	7.1	23	5.9	39
Global	0.5	2	0.0	0
Total	30.6	100	15.2	100

For the year ended 31 December 2014

	Total operating income		Total non-current assets	
	CHF billion	Share %	CHF billion	Share %
Americas	10.7	38	7.0	48
of which: US	10.1	36	6.6	45
Asia Pacific	4.6	16	0.4	3
Europe, Middle East and Africa	6.8	24	1.5	10
Switzerland	6.8	24	5.6	38
Global	(0.9)	(3)	0.0	0
Total	28.0	100	14.6	100

Income statement notes

Note 3 Net interest and trading income

CHF million	For the year ended			% change from 31.12.15
	31.12.16	31.12.15	31.12.14	
Net interest and trading income				
Net interest income	6,383	6,729	6,555	(5)
Net trading income	4,943	5,696	3,841	(13)
Total net interest and trading income	11,326	12,425	10,396	(9)
Wealth Management	2,998	3,034	2,845	(1)
Wealth Management Americas	1,839	1,537	1,352	20
Personal & Corporate Banking	2,532	2,613	2,536	(3)
Asset Management	(29)	(5)	0	480
Investment Bank	4,275	5,186	4,517	(18)
of which: Corporate Client Solutions	822	1,001	1,030	(18)
of which: Investor Client Services	3,453	4,185	3,487	(17)
Corporate Center	(289)	61	(855)	
of which: Services	(92)	(1)	33	
of which: Group ALM	(134)	375	16	
of which: own credit on financial liabilities designated at fair value ¹		553	292	(100)
of which: Non-core and Legacy Portfolio	(62)	(313)	(904)	(80)
Total net interest and trading income	11,326	12,425	10,396	(9)
Net interest income				
Interest income				
Interest income from loans and deposits ²	9,566	8,626	8,722	11
Interest income from securities financing transactions ⁴	1,136	896	752	27
Interest income from trading portfolio ³	2,465	3,071	3,196	(20)
Interest income from financial assets and liabilities designated at fair value	361	194	208	86
Interest income from financial assets available for sale and held to maturity ³	253	391	315	(35)
Total	13,782	13,178	13,194	5
Interest expense				
Interest expense on loans and deposits ⁶	1,664	774	708	115
Interest expense on securities financing transactions ⁷	1,233	976	827	26
Interest expense on trading portfolio ⁸	1,614	1,670	1,804	(3)
Interest expense on financial assets and liabilities designated at fair value	841	730	919	15
Interest expense on debt issued	2,046	2,299	2,382	(11)
Total	7,399	6,449	6,639	15
Net interest income	6,383	6,729	6,555	(5)
Net trading income				
Investment Bank Corporate Client Solutions	188	321	276	(41)
Investment Bank Investor Client Services	3,330	3,494	2,760	(5)
Other business divisions and Corporate Center	1,425	1,882	806	(24)
Net trading income	4,943	5,696	3,841	(13)
of which: net gains / (losses) from financial assets designated at fair value	(186)	(119)	(81)	56
of which: net gains / (losses) from financial liabilities designated at fair value ⁹	(1,362)	3,701	(2,380)	

¹ Refer to Note 1b for more information. ² Includes interest income on impaired loans and advances of CHF 21 million for 2016, CHF 16 million for 2015 and CHF 15 million for 2014. ³ Consists of interest income from balances with central banks, amounts due from banks and loans, and negative interest on amounts due to banks and customers. ⁴ Includes interest income on securities borrowed and reverse repurchase agreements and negative interest, including fees, on securities lent and repurchase agreements. ⁵ Includes dividend income. ⁶ Consists of interest expense on amounts due to banks and customers, and negative interest on balances with central banks, amounts due from banks and loans. ⁷ Includes interest expense on securities lent and repurchase agreements and negative interest, including fees, on securities borrowed and reverse repurchase agreements. ⁸ Includes expense related to dividend payment obligations on trading liabilities. ⁹ Excludes fair value changes of hedges related to financial liabilities designated at fair value and foreign currency translation effects arising from translating foreign currency transactions into the respective functional currency, both of which are reported within net trading income.

Note 4 Net fee and commission income

CHF million	For the year ended			% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.14	31.12.15
Underwriting fees	994	1,290	1,470	(23)
of which: equity underwriting fees	516	836	947	(38)
of which: debt underwriting fees	478	455	522	5
M&A and corporate finance fees	733	737	731	(1)
Brokerage fees	3,544	3,930	3,918	(10)
Investment fund fees	3,155	3,567	3,717	(12)
Portfolio management and advisory fees	8,035	7,858	7,343	2
Other	1,747	1,678	1,760	4
Total fee and commission income	18,207	19,060	18,940	(4)
Brokerage fees paid	757	869	818	(13)
Other	1,003	1,007	1,045	0
Total fee and commission expense	1,760	1,876	1,863	(6)
Net fee and commission income	16,447	17,184	17,076	(4)
of which: net brokerage fees	2,786	3,060	3,100	(9)

Note 5 Other income

CHF million	For the year ended			% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.14	31.12.15
Associates and subsidiaries				
Net gains / (losses) from disposals of subsidiaries ¹	(150) ²	264 ²	56	
Net gains / (losses) from disposals of investments in associates	0	0	69	
Share of net profits of associates	106	169	94	(37)
Total	(44)	433	219	
Financial assets available for sale				
Net gains / (losses) from disposals	346	252	219	37
Impairment charges	(5)	(1)	(76)	400
Total	342	251	143	36
Net income from properties (excluding net gains / (losses) from disposals) ³	25	28	30	(11)
Net gains / (losses) from disposals of properties held for sale	125	378	44	(67)
Net gains / (losses) from disposals of loans and receivables	(3)	26	39	
Other	240	(5) ⁴	157	
Total other income	685	1,112	632	(38)

¹ Includes foreign exchange gains / (losses) reclassified from other comprehensive income related to disposed foreign subsidiaries and branches. ² 2016 includes a loss on sale of a subsidiary of CHF 23 million in Wealth Management. 2015 includes a net gain on sale of subsidiaries of CHF 113 million in Wealth Management and a net gain on sale of subsidiaries of CHF 56 million in Asset Management. Refer to Note 30 for more information. ³ Includes net rent received from third parties and net operating expenses. ⁴ Includes a net gain on sale of businesses of CHF 56 million in Wealth Management. Refer to Note 30 for more information.

Note 6 Personnel expenses

CHF million	For the year ended			% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.14	31.12.15
Salaries ¹	6,136	6,260	6,269	(2)
Variable compensation – performance awards ²	2,963	3,209	2,820	(8)
of which: guarantees for new hires	30	38	48	(21)
Variable compensation – other ²	418	346	466	21
of which: replacement payments ³	86	76	81	13
of which: forfeiture credits	(73)	(86)	(70)	(15)
of which: severance payments ⁴	217	157	162	38
of which: retention plan and other payments	188	198	292	(5)
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ^{2, 5}	3,697	3,552	3,385	4
Contractors	420	365	234	15
Social security	734	817	791	(10)
Pension and other post-employment benefit plans ⁶	669	807	711	(17)
Other personnel expenses	554	597	605	(7)
Total personnel expenses⁷	15,591	15,954	15,280	(2)

¹ Includes role-based allowances. ² Refer to Note 27 for more information. ³ Replacement payments are payments made to compensate employees for deferred awards forfeited as a result of joining UBS AG. ⁴ Includes legally obligated and standard severance payments. ⁵ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes expenses related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. ⁶ Refer to Note 26 for more information. ⁷ Includes net restructuring expenses of CHF 731 million, CHF 458 million and CHF 327 million for the years ended 31 December 2016, 31 December 2015 and 31 December 2014, respectively. Refer to Note 30 for more information.

Note 7 General and administrative expenses

CHF million	For the year ended			% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.14	31.12.15
Occupancy	921	928	1,005	(1)
Rent and maintenance of IT and other equipment	511	510	479	0
Communication and market data services	624	610	608	2
Administration	1,069	855	608	25
Marketing and public relations	465	484	468	(4)
Travel and entertainment	411	456	458	(10)
Professional fees	1,225	1,351	1,306	(9)
Outsourcing of IT and other services	1,592	1,742	1,603	(9)
Provisions for litigation, regulatory and similar matters ¹	795	1,087	2,594	(27)
Other	78	195	248	(60)
Total general and administrative expenses²	7,690	8,219	9,377	(6)

¹ Reflects the net increase in provisions for litigation, regulatory and similar matters recognised in the income statement. Refer to Note 20 for more information. Also includes recoveries from third parties of CHF 13 million, CHF 10 million and CHF 10 million for the years ended 31 December 2016, 31 December 2015 and 31 December 2014, respectively. ² Includes net restructuring expenses of CHF 700 million, CHF 760 million and CHF 319 million for the years ended 31 December 2016, 31 December 2015 and 31 December 2014, respectively. Refer to Note 30 for more information.

Note 8 Income taxes

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Tax expense / (benefit)			
Swiss			
Current	429	230	46
Deferred	635	329	1,348
Non-Swiss			
Current	350	476	409
Deferred	(633)	(1,943)	(2,983)
Total income tax expense / (benefit) recognized in the income statement	781	(908)	(1,180)

Income tax recognized in the income statement

The Swiss current tax expense of CHF 429 million related to taxable profits, mainly earned by Swiss subsidiaries, against which no losses were available to offset. The Swiss deferred tax expense of CHF 635 million reflected a decrease of deferred tax assets previously recognized in relation to tax losses carried forward and temporary differences.

The non-Swiss current tax expense of CHF 350 million related to taxable profits earned by non-Swiss subsidiaries and branches, against which no losses were available to offset. The non-Swiss net deferred tax benefit of CHF 633 million was primarily due to

an increase in US deferred tax assets, reflecting updated profit forecasts.

UBS AG considers the performance of its businesses and the accuracy of historical forecasts and other factors in evaluating the recoverability of its deferred tax assets, including the remaining tax loss carry-forward period, and its assessment of expected future taxable profits in the forecast period used for recognizing deferred tax assets. Estimating future profitability is inherently subjective and is particularly sensitive to future economic, market and other conditions, which are difficult to predict.

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Operating profit / (loss) before tax	4,069	5,407	2,469
of which: Swiss	2,607	3,665	1,181
of which: Non-Swiss	1,462	1,742	1,288
Income taxes at Swiss tax rate of 21%	854	1,135	519
Increase / (decrease) resulting from:			
Non-Swiss tax rates differing from Swiss tax rate	71	(69)	68
Tax effects of losses not recognized	185	107	325
Previously unrecognized tax losses now utilized	(39)	(107)	(285)
Non-taxable and lower taxed income	(343)	(273)	(384)
Non-deductible expenses and additional taxable income	914	519	1,069
Adjustments related to prior years - current tax	22	29	5
Adjustments related to prior years - deferred tax	2	(48)	(9)
Change in deferred tax valuation allowances	(978)	(2,419)	(2,373)
Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates	19	191	(183)
Other items	72	26	69
Income tax expense / (benefit)	781	(908)	(1,180)

Note 8 Income taxes (continued)

The components of operating profit before tax, and the differences between income tax expense reflected in the financial statements and the amounts calculated at the Swiss tax rate, are provided in the table on the previous page and explained below.

Non-Swiss tax rates differing from Swiss tax rate

To the extent that UBS AG profits or losses arise outside Switzerland, the applicable local tax rate may differ from the Swiss tax rate. This item reflects, for such profits or losses, an adjustment from the tax expense / benefit that would arise at the Swiss tax rate and the tax expense / benefit that would arise at the applicable local tax rate. If an entity generates a profit, a tax expense arises where the local tax rate is in excess of the Swiss tax rate and a tax benefit arises where the local tax rate is below the Swiss tax rate. Conversely, if an entity incurs a loss, a tax benefit arises where the local tax rate is in excess of the Swiss tax rate and a tax expense arises where the local tax rate is less than the Swiss tax rate.

Tax effects of losses not recognized

This item relates to tax losses of entities arising in the year, which are not recognized as deferred tax assets. Consequently, no tax benefit arises in relation to those losses. Therefore, the tax benefit calculated by applying the local tax rate to those losses as described above is reversed.

Previously unrecognized tax losses now utilized

This item relates to taxable profits of the year, which are offset by tax losses of previous years, for which no deferred tax assets were previously recorded. Consequently, no current tax or

deferred tax expense arises in relation to those taxable profits. Therefore, the tax expense calculated by applying the local rate on those profits is reversed.

Non-taxable and lower taxed income

This item relates to profits for the year, which are either permanently not taxable or are taxable, but at a lower rate of tax than the local tax rate. It also includes any permanent deductions made for tax purposes, which are not reflected in the accounts, thereby effectively ensuring that profits covered by the deduction are not taxable.

Non-deductible expenses and additional taxable income

This item mainly relates to income for the year, which is imputed for tax purposes for an entity, but is not included in its operating profit. In addition, it includes expenses for the year that are permanently non-deductible.

Adjustments related to prior years – current tax

This item relates to adjustments to current tax expense for prior years, for example, if the tax payable for a year agreed with the tax authorities is expected to differ from the amount previously reflected in the financial statements.

Adjustments related to prior years – deferred tax

This item relates to adjustments to deferred tax positions recognized in prior years, for example, if a tax loss for a year is fully recognized and the amount of the tax loss agreed with the tax authorities is expected to differ from the amount previously recognized as deferred tax assets in the accounts.

Note 8 Income taxes (continued)**Change in deferred tax valuation allowances**

This item includes revaluations of deferred tax assets previously recognized resulting from reassessments of expected future taxable profits. It also includes changes in temporary differences in the year, for which deferred tax is not recognized. The amount in the year mainly relates to the upward revaluation of deferred tax assets.

Adjustments to deferred tax balances arising from changes in tax rates

This item relates to remeasurements of deferred tax assets and liabilities recognized due to changes in tax rates. These have the effect of changing the future tax saving that is expected from tax losses or deductible tax differences and therefore the amount of deferred tax assets recognized or, alternatively, changing the tax cost of additional taxable income from taxable temporary differences and therefore the deferred tax liability.

Other items

Other items include other differences between profits or losses at the local tax rate and the actual local tax expense or benefit, including increases in provisions for uncertain positions in relation to the current year, interest accruals for such provisions in relation to prior years and other items.

Income tax recognized directly in equity

Certain tax expenses and benefits were recognized directly in equity. These included a tax benefit of CHF 170 million related to cash flow hedges (2015: benefit of CHF 131 million), a tax benefit of CHF 28 million related to financial assets classified as available for sale (2015: benefit of CHF 8 million), a tax expense of CHF 84 million related to foreign currency translation gains and losses (2015: expense of CHF 1 million), a tax benefit of CHF 52 million related to defined benefit plans (2015: expense of CHF 19 million) and a tax benefit of CHF 5 million (2015: CHF 0 million) related to own credit. In addition, they included a tax benefit of CHF 25 million recognized in share premium (2015: benefit of CHF 9 million). Furthermore, there were net foreign currency translation movements related to the effects of exchange rate changes on tax assets and liabilities denominated in currencies other than Swiss francs.

Deferred tax assets and liabilities

UBS AG has deferred tax assets related to tax loss carry-forwards and other items as shown in the table below. As of 31 December 2016, deferred tax assets of CHF 1,689 million (31 December 2015: CHF 2,094 million) were recognized by entities that incurred losses in either the current or preceding year based on projections of future taxable profits. The valuation allowance reflects deferred tax assets that were not recognized because it was not considered probable that future taxable profits will be available to utilize the related tax loss carry-forwards and deductible temporary differences.

CHF million	31.12.16			31.12.15		
	Gross	Valuation allowance	Recognized	Gross	Valuation allowance	Recognized
Deferred tax assets ¹						
Tax loss carry-forwards	24,627	(16,430)	8,197	25,471	(18,378)	7,093
Temporary differences	6,335	(1,388)	4,947	7,023	(1,284)	5,739
<i>of which: related to compensation and benefits</i>	1,419	(208)	1,211	1,576	(267)	1,310
<i>of which: related to trading assets</i>	935	(118)	817	1,116	(77)	1,038
<i>of which: related to investments in subsidiaries and goodwill</i>	2,059	0	2,059	2,310	0	2,310
<i>of which: other</i>	1,922	(1,062)	859	2,021	(940)	1,081
Total deferred tax assets	30,962	(17,818)	13,144	32,494	(19,661)	12,833
Deferred tax liabilities						
Goodwill and intangible assets			24			28
Financial assets			2			1
Investments in associates and other			18			27
Total deferred tax liabilities			44			56

¹ Less deferred tax liabilities as applicable.

Note 8 Income taxes (continued)

As of 31 December 2016, tax loss carry-forwards totaling CHF 49,477 million (31 December 2015: CHF 56,973 million), which are not recognized as deferred tax assets, were available to be offset against future taxable profits. These tax losses expire as outlined in the table below.

Unrecognized tax loss carry-forwards		
CHF million	31.12.16	31.12.15
Within 1 year	0	3,727
From 2 to 5 years	66	33
From 6 to 10 years	909	753
From 11 to 20 years	32,603	34,833
No expiry	15,899	17,627
Total	49,477	56,973

In general, Swiss tax losses can be carried forward for seven years, US federal tax losses for 20 years and UK and Jersey tax losses for an unlimited period.

UBS AG recognizes deferred tax liabilities on undistributed earnings of subsidiaries, except to the extent that those earnings are indefinitely invested. As of 31 December 2016, no such earnings were considered indefinitely invested.

The financial statements have been prepared on the basis that UBS Limited is able to offset part of its taxable profits against losses transferred from UBS AG. During 2016, the UK tax authorities indicated that they do not agree with this tax return filing position. If the authorities ultimately prevail on this point, UBS Limited would incur a further reduction in recognized deferred tax assets of approximately CHF 60 million, as well as additional current tax expenses for periods from 2014 onward of approximately CHF 70 million.

Note 9 Earnings per share (EPS) and shares outstanding

During 2015, UBS AG shares were delisted from the SIX and the NYSE. As of 31 December 2016, 100% of UBS AG's issued shares were held by UBS Group AG and therefore were not publicly traded. Accordingly, earnings per share information is not provided for UBS AG.

Balance sheet notes: assets

Note 10 Due from banks and loans (held at amortized cost)

CHF million	31.12.16	31.12.15
By type of exposure		
Due from banks, gross	13,128	11,869
Allowance for credit losses	(3)	(3)
Due from banks, net	13,125	11,866
Loans, gross		
Residential mortgages	142,197	141,608
Commercial mortgages	19,765	21,509
Lombard loans	104,999	107,084
Other loans ¹	37,160	39,321
Finance lease receivables ²	986	1,083
Securities	2,494	2,807
Subtotal	307,601	313,413
Allowance for credit losses	(596)	(689)
Loans, net	307,004	312,723
Total due from banks and loans, net ³	320,129	324,590

¹ Includes corporate loans. ² Refer to Note 31 for more information. ³ Refer to Note 25b for more information on collateral and credit enhancements.

Note 11 Allowances and provisions for credit losses

CHF million

By movement	Specific allowances	Collective allowances	Total allowances	Provisions ¹	Total 31.12.16	Total 31.12.15
Balance at the beginning of the year	686	6	692	35	727	735
Write-offs / usage of provisions	(143)	(2)	(145)	0	(145)	(164)
Recoveries	21	0	22	0	22	48
Increase / (decrease) recognized in the income statement	21	6	28	9	37	117
Reclassifications	(10)	0	(10)	10	0	0
Foreign currency translation	(1)	0	0	0	0	(11)
Other	12	0	12	0	12	2
Balance at the end of the year	587	12	599	54	653	727

¹ Represents provisions for loan commitments and guarantees. Refer to Note 20 for more information. Refer to the "Treasury management" section of this report for the maximum irrevocable amount of loan commitments and guarantees.

By balance sheet line	Specific allowances	Collective allowances	Total allowances	Provisions	Total 31.12.16	Total 31.12.15
Due from banks	3	0	3		3	3
Loans	585	12	596		596	689
Provisions ¹				54	54	35
Balance at the end of the year	587	12	599	54	653	727

¹ Represents provisions for loan commitments and guarantees.

Note 12 Derivative instruments and hedge accounting

Derivatives: overview

A derivative is a financial instrument of which the value is derived from one or more variables (underlyings). Underlyings may be indices, foreign currency exchange or interest rates, or the value of shares, commodities, bonds or other financial instruments. A derivative commonly requires little or no initial net investment by either counterparty to the trade.

The majority of derivative contracts are negotiated with respect to notional amounts, tenor, price and settlement mechanisms, as is customary with other financial instruments.

Over-the-counter (OTC) derivative contracts are usually traded under a standardized International Swaps and Derivatives Association (ISDA) master agreement between UBS and its counterparties. Terms are negotiated directly with counterparties and the contracts will have industry-standard settlement mechanisms prescribed by ISDA. Recent rules, introduced by regulators in various jurisdictions, require or will soon require the payment and collection of initial and variation margin on certain OTC derivative contracts which may have a bearing on their price and other relevant terms.

The industry continues to promote the use of central counterparties (CCPs) to clear OTC trades. The trend toward CCP clearing and settlement will generally facilitate the reduction of systemic credit exposures.

Other derivative contracts are standardized in terms of their amounts and settlement dates, and are bought and sold on regulated exchanges. These are commonly referred to as exchange-traded derivatives (ETD) contracts. Exchanges offer the benefits of pricing transparency, standardized daily settlement of changes in value and consequently reduced credit risk.

For presentation purposes, UBS AG's derivative contracts are subject to IFRS netting provisions. Derivative instruments are measured at fair value and generally classified as *Positive replacement values* and *Negative replacement values* on the balance sheet. However, ETD that are economically settled on a daily basis and OTC derivatives that are either legally settled or in substance net settled on a daily basis are classified as *Cash collateral receivables on derivative instruments* or *Cash collateral payables on derivative instruments*. Changes in the replacement values of derivatives are recorded in *Net trading income* unless the derivatives are designated and effective as hedging instruments in certain types of hedge accounting relationships.

→ Refer to Note 1a item 3j for more information

→ Refer to Note 24 for more information on the values of positive and negative replacement values after consideration of netting potential allowed under enforceable netting arrangements

UBS AG uses various derivative instruments for both trading and hedging purposes. Derivative product types as well as valuation principles and techniques applied by UBS AG are described in Note 22. *Positive replacement values* represent the estimated amount UBS AG would receive if the derivative contract were sold on the balance sheet date. *Negative replacement values* indicate the estimated amount UBS AG would pay to transfer its obligations in respect of the underlying contract were it required or entitled to do so on the balance sheet date.

Derivatives embedded in other financial instruments are not included in the "Derivative instruments" table within this Note. Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet line as the host contract. In cases where UBS applies the fair value option to hybrid instruments, bifurcation of an embedded derivative component is not required and as such this component is also not included in the "Derivative instruments" table.

→ Refer to Notes 18 and 22 for more information

Risks of derivative instruments

Derivative instruments are transacted in many trading portfolios, which generally include several types of instruments, not just derivatives. The market risk of derivatives is predominantly managed and controlled as an integral part of the market risk of these portfolios. UBS AG's approach to market risk is described in the audited sections of the "Risk management and control" section of this report.

Derivative instruments are also transacted with many different counterparties, most of whom are also counterparties for other types of business. The credit risk of derivatives is managed and controlled in the context of UBS AG's overall credit exposure to its counterparties. UBS AG's approach to credit risk is described in the audited portions of "Credit risk" in the "Risk management and control" section of this report. It should be noted that, although the positive replacement values shown on the balance sheet can be an important component of UBS AG's credit exposure, the positive replacement values related to a respective counterparty are rarely an adequate reflection of UBS AG's credit exposure in its derivatives business with that counterparty. This is generally the case because, on the one hand, replacement values can increase over time (potential future exposure), while on the other hand, exposure may be mitigated by entering into master netting agreements and bilateral collateral arrangements. Both the exposure measures used internally by UBS AG to control credit risk and the capital requirements imposed by regulators reflect these additional factors.

Note 12 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Derivative instruments¹

	31.12.16					31.12.15				
	PRV ²	Notional values related to PRV ³	NRV ⁴	Notional values related to NRV ³	Other notional values ³	PRV ²	Notional values related to PRV ³	NRV ⁴	Notional values related to NRV ³	Other notional values ³
<i>CHF billion</i>										
Interest rate contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts ⁶	0.1	29.6	0.1	21.9	2,242.8	0.1	48.6	0.2	51.9	2,351.4
Swaps	45.2	599.3	38.3	552.6	7,064.2	57.0	840.1	48.2	782.0	5,904.7
Options	12.6	478.1	13.9	480.6		17.3	581.7	19.1	549.8	
Exchange-traded contracts										
Futures					326.4					346.0
Options	0.0	45.4	0.0	4.5	96.2	0.0	22.7	0.0	15.5	169.4
Agency transactions ⁷	0.2		0.2			0.1		0.1		
Total	58.0	1,152.4	52.5	1,059.6	9,729.6	74.5	1,493.1	67.6	1,399.3	8,771.4
Credit derivative contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Credit default swaps	3.7	116.9	3.9	135.2		6.1	152.7	6.0	165.7	
Total return swaps	0.2	3.3	0.9	4.3		0.6	5.0	0.6	4.1	
Options and warrants	0.0	2.9	0.0	0.1		0.0	4.2	0.0	0.1	
Total	3.9	123.1	4.8	139.6		6.7	161.9	6.7	169.8	
Foreign exchange contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	21.8	715.6	19.0	650.9		17.8	727.6	16.6	673.9	
Interest and currency swaps	43.2	1,220.8	42.0	1,115.0		38.3	1,429.9	37.6	1,330.1	
Options	11.1	530.3	11.0	513.7		9.5	496.8	9.3	478.0	
Exchange-traded contracts										
Futures					6.1					8.1
Options	0.0	2.9	0.1	6.0		0.0	3.4	0.0	4.6	
Agency transactions ⁷	0.0		0.0			0.0		0.0		
Total	76.1	2,469.6	72.1	2,285.6	6.1	65.7	2,657.7	63.5	2,486.6	8.1
Equity / index contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	
Swaps	3.6	76.5	4.8	69.0		2.9	64.1	4.3	87.0	
Options	3.7	49.6	5.8	92.8		4.8	59.1	6.7	92.6	
Exchange-traded contracts										
Futures					33.0					30.0
Options	3.8	142.5	4.6	155.8	21.6	4.3	107.2	5.2	126.0	13.4
Agency transactions ⁷	6.9		6.9			5.0		4.9		
Total	18.0	268.6	22.1	317.6	54.5	16.9	230.3	21.2	305.6	43.3

Table continues on the next page.

Note 12 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Derivative instruments¹ (continued)

Table continued from the previous page.

	31.12.16					31.12.15				
CHF billion	PRV ²	Notional values related to PRV ³	NRV ⁴	Notional values related to NRV ³	Other notional values ⁵	PRV ²	Notional values related to PRV ³	NRV ⁴	Notional values related to NRV ³	Other notional values ⁵
Commodity contracts										
Over-the-counter (OTC) contracts										
Forward contracts	0.3	4.8	0.1	2.7		0.3	2.8	0.3	2.3	
Swaps	0.4	10.9	0.5	13.4		0.7	9.9	0.5	9.4	
Options	0.5	14.1	0.2	9.9		0.9	11.8	0.6	7.5	
Exchange-traded contracts										
Futures					9.1					8.2
Forward contracts	0.1	5.9	0.0	4.6		0.0	4.4	0.2	3.7	
Options	0.0	3.2	0.1	5.3	0.0	0.0	1.0	0.1	1.9	0.1
Agency transactions ⁷	0.9		0.9			1.5		1.5		
Total	2.3	39.0	2.0	35.9	9.1	3.4	30.0	3.2	24.6	8.3
Unsettled purchases of non-derivative financial instruments ⁸	0.1	18.4	0.1	9.7		0.1	9.6	0.2	16.7	
Unsettled sales of non-derivative financial instruments ⁸	0.1	13.0	0.2	11.5		0.2	20.1	0.1	6.4	
Total derivative instruments, based on IFRS netting ⁹	158.4	4,084.0	153.8	3,859.6	9,799.3	167.4	4,602.7	162.4	4,409.0	8,831.1

¹ Bilateral embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. As of 31 December 2016, these derivatives amounted to a PRV of CHF 0.1 billion (related notional values of CHF 1.9 billion) and an NRV of CHF 0.0 billion (related notional values of CHF 3.1 billion). As of 31 December 2015, these derivatives amounted to a PRV of CHF 0.1 billion (related notional values of CHF 0.6 billion) and an NRV of CHF 0.2 billion (related notional values of CHF 3.4 billion). ² PRV: Positive replacement value. ³ In cases where replacement values are presented on a net basis on the balance sheet, the respective notional values of the netted replacement values are still presented on a gross basis. ⁴ NRV: Negative replacement value. ⁵ Other notional values relate to derivatives that are cleared through either a central clearing counterparty or an exchange. The fair value of these derivatives is presented on the balance sheet net of the corresponding cash margin under Cash collateral receivables on derivative instruments and Cash collateral payables on derivative instruments and was not material for the periods presented. ⁶ Negative replacement values as of 31 December 2016 include CHF 0.1 billion related to derivative loan commitments (31 December 2015: CHF 0.1 billion). No notional amounts related to these replacement values are included in the table. The maximum irrevocable amount related to these commitments was CHF 14.3 billion as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 15.8 billion). ⁷ Notional values of exchange-traded agency transactions and OTC cleared transactions entered into on behalf of clients are not disclosed due to their significantly different risk profile. ⁸ Changes in the fair value of purchased and sold non-derivative financial instruments between trade date and settlement date are recognized as replacement values. ⁹ Refer to Note 24 for more information on netting arrangements.

The notional amount of a derivative is generally the quantity of the underlying instrument on which the derivative contract is based and is the reference against which changes in the value of the derivative are measured. Notional values in themselves are generally not a direct indication of the values that are exchanged between parties, and are therefore not a direct measure of risk or financial exposure but are viewed as an indication of the scale of the different types of derivatives entered into by UBS AG.

The maturity profile of OTC interest rate contracts held as of 31 December 2016, based on notional values, was: approximately 52% (31 December 2015: 53%) mature within one year, 29% (31 December 2015: 29%) within one to five years and 19% (31 December 2015: 18%) after five years. Notional values of interest rate contracts cleared with a clearing house that qualify for IFRS balance sheet netting or are legally settled on a daily basis are presented under *Other notional values* and are categorized into maturity buckets on the basis of contractual maturities of the cleared underlying derivative contracts.

Derivatives transacted for trading purposes

Most of UBS AG's derivative transactions relate to sales and trading activities. Sales activities include the structuring and marketing of derivative products to customers to enable them to take, transfer, modify or reduce current or expected risks. Trading activities include market-making to directly support the facilitation and execution of client activity. Market-making involves quoting bid and offer prices to other market participants with the intention of generating revenues based on spread and volume.

Credit derivatives

UBS is an active dealer in the fixed income market, including credit default swaps (CDS) and related products, with respect to a large number of issuers' securities. The primary purposes of these activities are market-making, primarily on behalf of clients, and ongoing hedging of trading book exposures.

Note 12 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Market-making activity, which is undertaken within the Investment Bank, consists of buying and selling single-name CDS, index CDS, loan CDS and related referenced cash instruments to facilitate client trading activity. UBS also actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its accrual and traded loan portfolios (including off-balance sheet loan commitments) with the aim of reducing concentrations in individual names, sectors or specific portfolios.

In addition, UBS actively utilizes CDS to economically hedge specific counterparty credit risks in its OTC derivative portfolios, including financial instruments that are designated at fair value through profit or loss.

The tables below provide more information on credit protection bought and sold, including replacement and notional value information by instrument type and counterparty type. The value of protection bought and sold is not, in isolation, a measure of UBS's credit risk. Counterparty relationships are viewed in terms of the total outstanding credit risk, which relates to other instruments in addition to CDS, and in connection with collateral arrangements in place. On a notional value basis, approximately 29% of credit protection bought and sold as of 31 December 2016 matures within one year (31 December 2015: 22%), approximately 61% within one to five years (31 December 2015: 68%) and approximately 10% after five years (31 December 2015: 10%).

Credit derivatives by type of instrument

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	PRV	NRV	Notional values	PRV	NRV	Notional values
Single-name credit default swaps	1.6	1.3	91.4	1.3	1.4	81.3
Multi-name index-linked credit default swaps	0.2	0.8	38.4	0.5	0.4	38.3
Multi-name other credit default swaps	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	1.1
Total rate of return swaps	0.1	0.7	5.5	0.0	0.2	2.1
Options and warrants	0.0	0.0	2.9	0.0	0.0	0.1
Total 31 December 2016	2.0	2.8	139.7	1.9	2.0	122.9
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>1.4</i>	<i>2.4</i>	<i>111.7</i>	<i>1.5</i>	<i>1.5</i>	<i>96.2</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>0.5</i>	<i>0.3</i>	<i>28.0</i>	<i>0.4</i>	<i>0.5</i>	<i>26.7</i>

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	PRV	NRV	Notional values	PRV	NRV	Notional values
Single-name credit default swaps	3.1	1.9	115.5	1.9	2.9	105.1
Multi-name index-linked credit default swaps	0.3	0.6	48.0	0.6	0.5	45.6
Multi-name other credit default swaps	0.1	0.1	2.4	0.0	0.1	1.8
Total rate of return swaps	0.5	0.2	6.3	0.1	0.4	2.8
Options and warrants	0.0	0.0	4.2	0.0	0.0	0.1
Total 31 December 2015	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3
<i>of which: credit derivatives related to economic hedges</i>	<i>2.7</i>	<i>2.4</i>	<i>152.8</i>	<i>2.2</i>	<i>2.5</i>	<i>132.8</i>
<i>of which: credit derivatives related to market-making</i>	<i>1.4</i>	<i>0.4</i>	<i>23.6</i>	<i>0.4</i>	<i>1.3</i>	<i>22.5</i>

Note 12 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Credit derivatives by counterparty

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	PRV	NRV	Notional values	PRV	NRV	Notional values
Broker-dealers	0.4	0.2	20.9	0.2	0.3	16.1
Banks	0.9	1.0	60.8	0.8	1.0	52.6
Central clearing counterparties	0.3	0.9	47.2	0.8	0.4	47.1
Other	0.4	0.8	10.9	0.2	0.3	7.1
Total 31 December 2016	2.0	2.8	139.7	1.9	2.0	122.9

CHF billion	Protection bought			Protection sold		
	PRV	NRV	Notional values	PRV	NRV	Notional values
Broker-dealers	0.8	0.3	27.3	0.2	0.6	19.5
Banks	1.9	1.3	78.0	1.2	1.6	68.3
Central clearing counterparties	0.4	0.8	55.3	0.9	0.9	58.9
Other	0.8	0.4	15.8	0.3	0.8	8.7
Total 31 December 2015	4.0	2.8	176.4	2.6	3.9	155.3

UBS AG's CDS trades are documented using industry standard forms of documentation or equivalent terms documented in a bespoke agreement. The agreements that govern CDS generally do not contain recourse provisions that would enable UBS to recover from third parties any amounts paid out by UBS.

The types of credit events that would require UBS to perform under a CDS contract are subject to agreement between the parties at the time of the transaction. However, nearly all transactions are traded using credit events that are applicable under certain market conventions based on the type of reference entity to which the transaction relates. Applicable credit events by market conventions include bankruptcy, failure to pay, restructuring, obligation acceleration and repudiation / moratorium.

Contingent collateral features of derivative liabilities

Certain derivative instruments contain contingent collateral or termination features triggered upon a downgrade of the published credit ratings of UBS AG in the normal course of business. Based on UBS AG's credit ratings as of 31 December 2016, CHF 0.1 billion, CHF 0.3 billion and CHF 1.1 billion would have been required for contractual obligations related to OTC derivatives in the event of a one-notch, two-notch and three-notch reduction in long-term credit ratings, respectively. In evaluating UBS AG's liquidity requirements, UBS AG considers additional collateral or termination payments that would be required in the event of a reduction in UBS AG's long-term credit ratings, and a corresponding reduction in UBS AG's short-term ratings.

Derivatives transacted for hedging purposes

UBS AG enters into derivative transactions for the purposes of hedging risks inherent in assets, liabilities and forecasted transactions. The accounting treatment of hedge transactions varies according to the nature of the instrument hedged and whether the hedge qualifies as such for accounting purposes.

Derivative transactions that qualify and are designated as hedges for accounting purposes are described under the corresponding headings in this Note (fair value hedges, cash flow hedges and hedges of net investments in foreign operations). UBS AG's accounting policies for derivatives designated and accounted for as hedging instruments are described in Note 1a item 3k, where terms used in the following sections are explained.

UBS AG has also entered into various hedging strategies utilizing derivatives for which hedge accounting has not been applied. These include interest rate swaps and other interest rate derivatives (e.g., futures) for day-to-day economic interest rate risk management purposes. In addition, UBS AG has used equity futures, options and, to a lesser extent, swaps for economic hedging in a variety of equity trading strategies to offset underlying equity and equity volatility exposure. UBS AG has also entered into CDS that provide economic hedges for credit risk exposures (refer to "Credit derivatives" in this Note). Fair value changes of derivatives that are part of economic relationships, but do not qualify for hedge accounting treatment, are reported in *Net trading income*, except for the forward points on certain short duration foreign exchange contracts, which are reported in *Interest income*.

Effective 30 June 2016, UBS elected to convert its interest rate swaps transacted with the London Clearing House from the previous collateral model to a settlement model. As a result, the fair value of outstanding derivatives designated as hedging instruments decreased significantly compared with the prior-year comparatives.

Note 12 Derivative instruments and hedge accounting (continued)

Fair value hedges: interest rate risk related to debt instruments
UBS AG's fair value hedges principally consist of interest rate swaps that are used to protect against changes in the fair value of fixed-rate debt instruments, such as non-structured fixed-rate bonds, covered bonds and subordinated debt, due to

movements in market interest rates. The fair values of outstanding interest rate derivatives designated as fair value hedges were assets of CHF 152 million and liabilities of CHF 1 million as of 31 December 2016 and assets of CHF 1,656 million and liabilities of CHF 11 million as of 31 December 2015.

Fair value hedges of interest rate risk

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Gains / (losses) on hedging instruments	140	554	1,113
Gains / (losses) on hedged items attributable to the hedged risk	(144)	(552)	(1,111)
Net gains / (losses) representing ineffective portions of fair value hedges	(4)	2	2

Fair value hedges: portfolio interest rate risk related to loans
UBS AG also applies fair value hedge accounting to mortgage loan portfolio interest rate risk. The change in fair value of the hedged items is recorded separately from the hedged item and is included within *Other assets* on the balance sheet. The fair

values of outstanding interest rate derivatives designated for these hedges as of 31 December 2016 were liabilities of CHF 44 million (31 December 2015: assets of CHF 7 million and liabilities of CHF 327 million).

Fair value hedges of portfolio interest rate risk

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Gains / (losses) on hedging instruments	(128)	(176)	(694)
Gains / (losses) on hedged items attributable to the hedged risk	116	147	676
Net gains / (losses) representing ineffective portions of fair value hedges	(12)	(29)	(18)

Cash flow hedges of forecasted transactions

UBS AG is exposed to variability in future interest cash flows on non-trading financial assets and liabilities that bear interest at variable rates or are expected to be refinanced or reinvested in the future. The amounts and timing of future cash flows, representing both principal and interest flows, are projected on the basis of contractual terms and other relevant factors, including estimates of prepayments and defaults. The aggregate principal balances and interest cash flows across all portfolios over time form the basis for identifying the non-trading interest rate risk of UBS AG, which is hedged with interest rate swaps, the maximum maturity of which is 12 years. The table on the following page shows forecasted principal balances on which

expected interest cash flows arise as of 31 December 2016. Amounts shown represent, by time bucket, average assets and liabilities subject to forecasted cash flows designated as hedged items in cash flow hedge accounting relationships.

As of 31 December 2016, the fair values of outstanding derivatives designated as cash flow hedges of forecasted transactions were CHF 68 million assets and CHF 5 million liabilities (31 December 2015: CHF 2,176 million assets and CHF 195 million liabilities).

In 2016, a gain of CHF 11 million was recognized in *Net trading income* due to hedge ineffectiveness, compared with a gain of CHF 150 million in 2015 and a gain of CHF 87 million in 2014.

Note 12 Derivative instruments and hedge accounting (continued)**Principal balances subject to cash flow forecasts**

CHF billion	Within 1 year	1–3 years	3–5 years	5–10 years	Over 10 years
Assets	57	75	48	51	0
Liabilities	4	5	3	4	0
Net balance	53	70	45	47	0

Hedges of net investments in foreign operations

UBS AG applies hedge accounting for certain net investments in foreign operations. As of 31 December 2016, the positive replacement values and negative replacement values of FX derivatives (mainly FX swaps) designated as hedging instruments in net investment hedge accounting relationships were CHF 122 million and CHF 79 million, respectively (31 December 2015: positive replacement values of CHF 170 million and negative replacement values of CHF 79 million). As of 31 December 2016, the underlying hedged structural exposures in several currencies amounted to CHF 7.5 billion (31 December 2015: CHF 5.5 billion).

Hedges of structural FX exposures in currencies other than the US dollar may be comprised of two jointly designated derivatives as the foreign currency risk may be hedged against the US dollar first and then converted into Swiss francs, the presentation currency of UBS AG, as part of a separate FX derivative transaction. The aggregated notional amount of designated hedging derivatives as of 31 December 2016 was CHF 12.5 billion in total (31 December 2015: CHF 11.2 billion), including CHF 7.5 billion notional values related to US dollar versus Swiss franc swaps and CHF 5.0 billion notional values related to derivatives hedging foreign currencies (other than the US dollar) versus the US dollar. The effective portion of gains and losses of these FX swaps is transferred directly to OCI to offset foreign currency translation (FCT) gains and losses on the net investments in foreign branches and subsidiaries. As such, these

FX swaps hedge the structural FX exposure resulting in the accumulation of FCT on the level of individual foreign branches and subsidiaries and hence on the total FCT OCI of UBS AG.

UBS designates certain non-derivative foreign currency financial assets and liabilities of foreign branches or subsidiaries as hedging instruments in net investment hedge accounting arrangements. The FX translation difference recorded in FCT OCI of the non-derivative hedging instrument of one foreign entity offsets the structural FX exposure of another foreign entity. Therefore, the aggregated FCT OCI of UBS AG is unchanged from this hedge designation. As of 31 December 2016, the nominal amount of non-derivative financial assets and liabilities designated as hedging instruments in such net investment hedges was CHF 1.5 billion and CHF 1.5 billion, respectively (31 December 2015: CHF 3.1 billion non-derivative financial assets and CHF 3.1 billion non-derivative financial liabilities).

Ineffectiveness of hedges of net investments in foreign operations was not material in 2016, 2015 and 2014.

Undiscounted cash flows

The table below provides undiscounted cash flow information for derivative instruments designated in hedge accounting relationships.

Derivatives designated in hedge accounting relationships (undiscounted cash flows)

CHF billion	On demand	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
Interest rate swaps ¹							
FX swaps / forwards							
Cash inflows	0	2	10	0	0	0	11
Cash outflows	0	2	10	0	0	0	11
Net cash flows	0	0	0	0	0	0	0

¹ Undiscounted cash inflows and cash outflows of interest rate swaps as of 31 December 2016 were not material as the majority of interest rate swaps designated in hedge accounting relationships are legally settled on a daily basis.

Note 13 Financial assets available for sale and held to maturity

a) Financial assets available for sale

CHF million	31.12.16	31.12.15
Financial assets available for sale by issuer type ¹		
Debt instruments		
Government and government agencies	11,650	47,245
of which: US	7,779	21,424
of which: Germany	1,774	8,583
of which: UK	373	2,782
of which: France	355	3,566
of which: Netherlands	319	2,934
Banks	1,845	12,268
Corporates and other	1,554	2,385
Total debt instruments	15,048	61,898
Equity instruments	628	645
Total financial assets available for sale	15,676	62,543
Unrealized gains – before tax	309	462
Unrealized (losses) – before tax	(117)	(171)
Net unrealized gains / (losses) – before tax	193	291
Net unrealized gains / (losses) – after tax	96	167

¹ Refer to Note 23c for more information on product type and fair value hierarchy categorization.

b) Financial assets held to maturity

CHF million	31.12.16	31.12.15
Financial assets held to maturity by issuer type		
Debt instruments		
Government and government agencies	7,416	0
of which: US	4,688	0
of which: Germany	1,708	0
of which: France	867	0
Banks	1,873	0
Total financial assets held to maturity	9,289	0

Note 14 Property, equipment and software

At historical cost less accumulated depreciation

CHF million	Own-used properties	Leasehold improvements	IT hardware and communication	Internally generated software	Purchased software	Other machines and equipment	Projects in progress	31.12.16	31.12.15
Historical cost									
Balance at the beginning of the year	7,863	3,169	1,872	2,375	411	862	1,270	17,823	17,442
Additions	58	34	198	3	99	32	1,347	1,770	1,846
Disposals / write-offs ¹	(71)	(276)	(568)	(16)	(89)	(83)	0	(1,102)	(1,322)
Reclassifications	(103)	522	57	711	0	39	(1,440)	(214) ⁶	(35)
Foreign currency translation	(15)	(9)	(47)	(36)	(14)	3	(53)	(171)	(108)
Balance at the end of the year	7,732	3,440	1,512	3,037	408	853	1,123	18,106	17,823
Accumulated depreciation									
Balance at the beginning of the year	4,356	2,206	1,420	1,275	276	606	0	10,140	10,593
Depreciation	164	191	200	286	49	64	0	954	901
Impairment ²	11	1	1	9	5	0	0	26	18
Disposals / write-offs ¹	(71)	(264)	(568)	(16)	(89)	(83)	0	(1,090)	(1,270)
Reclassifications	(152)	6	(1)	0	0	1	0	(147) ⁶	(25)
Foreign currency translation	(8)	(15)	(32)	(13)	(9)	2	0	(74)	(77)
Balance at the end of the year	4,300	2,124	1,021	1,542	233	589	0	9,809	10,140
Net book value at the end of the year ^{3, 4}	3,432	1,316	492	1,495	175	264	1,123 ⁵	8,297	7,683

¹ Includes write-offs of fully depreciated assets. ² Impairment charges recorded in 2016 relate to assets for which the recoverable amount was determined based on value-in-use (recoverable amount of the impaired assets: CHF 31 million Own-used properties, CHF 2 million Leasehold improvements, CHF 28 million Internally generated software, CHF 3 million Purchased software). ³ As of 31 December 2016, contractual commitments to purchase property in the future amounted to approximately CHF 0.3 billion. ⁴ Includes CHF 21 million related to leased assets, mainly IT hardware and communication. ⁵ Includes CHF 994 million related to internally generated software, CHF 110 million related to Own-used properties and CHF 19 million related to Leasehold improvements. ⁶ Reflects reclassifications to Properties held for sale (CHF 54 million on a net basis) reported within Other assets.

Note 15 Goodwill and intangible assets

Introduction

UBS AG performs an impairment test on its goodwill assets on an annual basis or when indicators of impairment exist. UBS AG considers the segments, as reported in Note 2a, as separate cash-generating units (CGUs). The impairment test is performed for each segment to which goodwill is allocated by comparing the recoverable amount, based on its value-in-use, with the carrying amount of the respective segment. An impairment charge is recognized if the carrying amount exceeds the recoverable amount. As of 31 December 2016, total goodwill recognized on the balance sheet was CHF 6.3 billion, of which CHF 1.3 billion, CHF 3.6 billion and CHF 1.4 billion was carried by Wealth Management, Wealth Management Americas and Asset Management, respectively. Based on the impairment testing methodology described below, UBS AG concluded that the goodwill balances as of 31 December 2016 allocated to these segments remain recoverable and thus were not impaired.

Methodology for goodwill impairment testing

The recoverable amounts are determined using a discounted cash flow model, which has been adapted to use inputs that consider features of the banking business and its regulatory environment. The recoverable amount of a segment is the sum of the discounted earnings attributable to shareholders from the first three forecasted years and the terminal value. The terminal value, which covers all periods beyond the third year, is calculated on the basis of the forecast of third-year profit, the discount rate and the long-term growth rate and is adjusted for the effect of the capital assumed to be needed to support the perpetual growth implied by the long-term growth rate.

The carrying amount for each segment is determined by reference to the Group's equity attribution framework. Within this framework, which is described in the "Capital management" section of this report, we attribute equity to the businesses on the basis of their risk-weighted assets and leverage ratio denominator, their goodwill and intangible assets as well as equity directly associated with activity that Group ALM manages centrally on behalf of the business divisions. The total amount of equity attributed to CGUs can differ from equity attributable to shareholders. The framework is primarily used for purposes of measuring the performance of the businesses and includes certain management assumptions. Attributed equity equals the capital that a segment requires to conduct its business and is considered an appropriate starting point from which to determine the carrying value of the segments. The

attributed equity methodology is aligned with the business planning process, the inputs from which are used in calculating the recoverable amounts of the respective CGU. The revision of the equity attribution methodology effective as of 1 January 2017 would have no impact on the outcome of the goodwill impairment test as of 31 December 2016.

→ Refer to the "Capital management" section of this report for more information on the equity attribution framework

Assumptions

Valuation parameters used within UBS AG's impairment test model are linked to external market information, where applicable. The model used to determine the recoverable amount is most sensitive to changes in the forecast earnings available to shareholders in years one to three, to changes in the discount rates and to changes in the long-term growth rate. The applied long-term growth rate is based on long-term economic growth rates for different regions worldwide. Earnings available to shareholders are estimated on the basis of forecast results, which are part of the business plan approved by the BoD.

The discount rates are determined by applying a capital asset pricing model-based approach, as well as considering quantitative and qualitative inputs from both internal and external analysts and the view of management. The discount rates were unchanged between 2015 and 2016.

Key assumptions used to determine the recoverable amounts of each segment are tested for sensitivity by applying a reasonably possible change to those assumptions. Forecast earnings available to shareholders were changed by 20%, the discount rates were changed by 1.5 percentage points and the long-term growth rates were changed by 0.75 percentage points, reflecting the current market environment. Under all scenarios, the recoverable amounts for each segment exceeded the respective carrying amount, such that the reasonably possible changes in key assumptions would not result in impairment.

If the estimated earnings and other assumptions in future periods deviate from the current outlook, the value of goodwill may become impaired in the future, giving rise to losses in the income statement. Recognition of any impairment of goodwill would reduce IFRS equity and net profit. It would not affect cash flows and, as goodwill is required to be deducted from capital under the Basel III capital framework, no effect would be expected on UBS AG's total capital ratios.

Note 15 Goodwill and intangible assets (continued)

Discount and growth rates

In %	Discount rates		Growth rates	
	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Wealth Management	9.0	9.0	1.7	1.7
Wealth Management Americas	9.0	9.0	2.4	2.4
Asset Management	9.0	9.0	2.4	2.4
Investment Bank	11.0	11.0	2.4	2.4

CHF million	Goodwill		Intangible assets		Total	31.12.16	31.12.15
	Total	Infrastructure	Customer relationships, contractual rights and other				
Historical cost							
Balance at the beginning of the year	6,240	761	820	1,581	7,821	7,957	
Additions	16		8	8	24	30	
Disposals	(2)		(2)	(2)	(3)	(32)	
Write-offs			(75)	(75)	(75)	(20)	
Foreign currency translation	57	12	(12)	0	57	(114)	
Balance at the end of the year	6,311	773	739	1,512	7,823	7,821	
Accumulated amortization and impairment							
Balance at the beginning of the year		578	675	1,253	1,253	1,171	
Amortization		38	53	91	91	94	
Impairment ¹			0	0	0	13	
Disposals			(1)	(1)	(1)	(1)	
Write-offs			(75)	(75)	(75)	(20)	
Foreign currency translation		10	(11)	(1)	(1)	(5)	
Balance at the end of the year		626	641	1,267	1,267	1,253	
Net book value at the end of the year	6,311	147	98	245	6,556	6,568	

¹ Impairment charges recorded in 2016 and 2015 relate to assets for which the recoverable amount was determined based on value-in-use (recoverable amount of the impaired assets: CHF 3 million for 2016 and CHF 4 million for 2015).

The table below presents goodwill and intangible assets by segment for the year ended 31 December 2016.

CHF million	Wealth Management	Wealth Management Americas	Investment Bank	Asset Management	Corporate Center – Services	Total
Goodwill						
Balance at the beginning of the year	1,312	3,514	29	1,385		6,240
Additions	16					16
Disposals	(2)					(2)
Foreign currency translation	(23)	57	7	17		57
Balance at the end of the year	1,303	3,571	36	1,401		6,311
Intangible assets						
Balance at the beginning of the year	38	199	53	8	30	328
Additions / transfers	8	0				8
Disposals			0			0
Amortization	(4)	(49)	(12)	(4)	(21)	(91)
Impairment		0				0
Foreign currency translation	(1)	2				1
Balance at the end of the year	40	152	41	4	9	245

Note 15 Goodwill and intangible assets (continued)

The table below presents estimated, aggregated amortization expenses for intangible assets.

CHF million	Intangible assets
Estimated, aggregated amortization expenses for:	
2017	68
2018	58
2019	47
2020	38
2021	6
Thereafter	19
Not amortized due to indefinite useful life	9
Total	245

Note 16 Other assets

CHF million	31.12.16	31.12.15
Prime brokerage receivables ¹	9,828	11,341
Recruitment loans to financial advisors	3,087	3,184
Other loans to financial advisors	471	418
Bail deposit ²	1,213	1,221
Accrued interest income	526	462
Accrued income – other	822	844
Prepaid expenses	1,008	1,032
Net defined benefit pension and post-employment assets ³	0	50
Settlement and clearing accounts	516	402
VAT and other tax receivables	261	397
Properties and other non-current assets held for sale	111	134
Assets of disposal group held for sale ⁴	5,137	279
Other	2,433	2,485
Total other assets	25,412	22,249

¹ Prime brokerage services include clearance, settlement, custody, financing and portfolio reporting services for corporate clients trading across multiple asset classes. Prime brokerage receivables are mainly comprised of margin lending receivables. ² Refer to Note 20b item 1 for more information. ³ Refer to Note 26 for more information. ⁴ Refer to Note 30 for more information.

Balance sheet notes: liabilities

Note 17 Due to banks and customers

<i>CHF million</i>	31.12.16	31.12.15
Due to banks	10,645	11,836
Due to customers	450,199	402,522
<i>of which: demand deposits</i>	195,756	174,262
<i>of which: retail savings / deposits</i>	170,729	161,848
<i>of which: time deposits</i>	77,531	60,274
<i>of which: fiduciary deposits</i>	6,184	6,139
Total due to banks and customers	460,844	414,358

Note 18 Financial liabilities designated at fair value

<i>CHF million</i>	31.12.16	31.12.15
Issued debt instruments		
Equity-linked ¹	29,831	30,965
Rates-linked	10,150	16,587
Credit-linked	4,101	3,652
Fixed-rate	2,972	4,098
Other	2,875	1,231
Total issued debt instruments	49,930	56,534
<i>of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year²</i>	36,347	40,081
Over-the-counter debt instruments		
Equity-linked ¹	1,992	2,885
Other	2,671	2,608
Total over-the-counter debt instruments	4,663	5,493
<i>of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year²</i>	4,210	4,497
Repurchase agreements	395	849
Loan commitments and guarantees ⁵	29	119
Total	55,017	62,995
<i>of which: life-to-date own credit (gain) / loss</i>	(141)	(287)

¹ Includes investment fund unit-linked instruments issued. ² Issued by the standalone legal entity UBS AG. Based on original contractual maturity without considering any early redemption features. ³ More than 99% of the balance as of 31 December 2016 was unsecured (31 December 2015: more than 98% of the balance was unsecured). ⁴ More than 35% of the balance as of 31 December 2016 was unsecured (31 December 2015: more than 35% of the balance was unsecured). ⁵ Loan commitments recognized as Financial liabilities designated at fair value until drawn and recognized as Loans. See Note 1a item 3o for more information.

As of 31 December 2016 and 31 December 2015, the contractual redemption amount at maturity of financial liabilities designated at fair value through profit or loss was not materially different from the carrying value.

The table on the following page shows the residual contractual maturity of the carrying value of financial liabilities designated at fair value, split between fixed-rate and floating-rate instruments based on the contractual terms, and does not consider any early redemption features. Interest rate ranges for

future interest payments related to these financial liabilities designated at fair value have not been included in the table on the following page as a majority of these liabilities are structured products, and therefore the future interest payments are highly dependent upon the embedded derivative and prevailing market conditions at the time each interest payment is made.

→ Refer to Note 25d for maturity information on an undiscounted cash flow basis

Note 18 Financial liabilities designated at fair value (continued)

Contractual maturity of carrying value

CHF million	2017	2018	2019	2020	2021	2022-2026	Thereafter	Total 31.12.16	Total 31.12.15
UBS AG ¹									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	3,979	984	644	262	400	807	2,429	9,505	10,702
Floating-rate	17,904	4,136	3,739	3,363	1,653	4,156	7,805	42,757	49,824
Subtotal	21,884	5,120	4,383	3,625	2,053	4,963	10,234	52,262	60,526
Other subsidiaries ²									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	197	171	842	31	67	68	390	1,768	993
Floating-rate	495	136	119	0	0	87	150	987	1,475
Subtotal	692	307	961	31	67	155	540	2,755	2,469
Total	22,576	5,427	5,345	3,656	2,121	5,118	10,774	55,017	62,995

¹ Comprises instruments issued by the standalone legal entity UBS AG. ² Comprises instruments issued by subsidiaries of UBS AG.

Note 19 Debt issued held at amortized cost

CHF million	31.12.16	31.12.15
Certificates of deposit	20,207	11,967
Commercial paper	1,653	3,824
Other short-term debt	4,318	5,424
Short-term debt ¹	26,178	21,215
Senior fixed-rate bonds	27,008	31,240
of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year ²	26,850	31,078
Covered bonds	5,836	8,490
Subordinated debt	11,554	12,600
of which: low-trigger loss-absorbing tier 2 capital instruments	10,429	10,346
of which: non-Basel III-compliant tier 2 capital instruments	1,125	2,254
Debt issued through the central bond institutions of the Swiss regional or cantonal banks	8,302	8,237
Other long-term debt	121	577
of which: issued by UBS AG with original maturity greater than one year ²	94	278
Long-term debt ³	52,820	61,144
Total debt issued held at amortized cost ⁴	78,998	82,359

¹ Debt with an original maturity of less than one year. ² Issued by the standalone legal entity UBS AG. Based on original contractual maturity without considering any early redemption features. 100% of the balance as of 31 December 2016 was unsecured (31 December 2015: 100% of the balance was unsecured). ³ Debt with original maturity greater than or equal to one year. The classification of debt issued into short-term and long-term does not consider any early redemption features. ⁴ Net of bifurcated embedded derivatives with a net positive fair value of CHF 38 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: net negative fair value of CHF 130 million).

UBS AG uses interest rate and foreign exchange derivatives to manage the risks inherent in certain debt instruments held at amortized cost. In certain cases, UBS AG applies hedge accounting for interest rate risk as discussed in Note 1a item 3k and Note 12. As a result of applying hedge accounting, the

carrying value of debt issued increased by CHF 821 million and by CHF 1,024 million as of 31 December 2016 and 2015, respectively, reflecting changes in fair value due to interest rate movements.

Note 19 Debt issued held at amortized cost (continued)

Subordinated debt consists of unsecured debt obligations that are contractually subordinated in right of payment to all other present and future non-subordinated obligations of the respective issuing entity. All of the subordinated debt instruments outstanding as of 31 December 2016 pay a fixed rate of interest.

The table below shows the residual contractual maturity of the carrying value of debt issued, split between fixed-rate and floating-rate based on the contractual terms, and does not consider any early redemption features. The effects from interest rate swaps, which are used to hedge various fixed-rate debt issuances by changing the repricing characteristics into those similar to floating-rate debt, are also not considered in the table below.

→ Refer to Note 25d for maturity information on an undiscounted cash flow basis

Contractual maturity of carrying value

<i>CHF million, except where indicated</i>	2017	2018	2019	2020	2021	2022-2026	Thereafter	Total 31.12.16	Total 31.12.15
UBS AG¹									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	22,624	7,662	4,026	4,356	2,779	1,550	3	42,999	40,153
Interest rates (range in %)	0-5.9	0.5-6.6	2.4-4.0	0-4.9	1.3-1.4	4.0-4.0	0		
Floating-rate	12,113	1,017	1,017	254	0	0	1,536	15,937	17,907
Subordinated debt									
Fixed-rate	418	0	0	0	0	11,136	0	11,554	12,600
Interest rates (range in %)	4.1-7.4					4.8-8.8			
Subtotal	35,154	8,679	5,043	4,610	2,779	12,686	1,539	70,490	70,659
Other subsidiaries²									
Non-subordinated debt									
Fixed-rate	736	793	745	731	975	3,537	990	8,507	11,692
Interest rates (range in %)	0-8.1	0-3.8	0-2.9	0-3.2	0-2.4	0-4.1	0-2.8		
Floating-rate	0	1	0	0	0	0	0	1	8
Subtotal	736	793	745	731	975	3,537	990	8,507	11,700
Total	35,890	9,473	5,788	5,342	3,754	16,223	2,529	78,998	82,359

¹ Comprises debt issued by the standalone legal entity UBS AG. ² Comprises debt issued by subsidiaries of UBS AG.

Note 20 Provisions and contingent liabilities

a) Provisions

CHF million	Operational risks ¹	Litigation, regulatory and similar matters ²	Restructuring	Loan commitments and guarantees	Real estate	Employee benefits ³	Other	Total 31.12.16	Total 31.12.15
Balance at the beginning of the year	47	2,983	624	35	157	198	120	4,163	4,366
Increase in provisions recognized in the income statement	34	906	408	18	11	5	48	1,430	1,778
Release of provisions recognized in the income statement	(3)	(98)	(113)	(9)	(5)	(30)	(29)	(288)	(337)
Provisions used in conformity with designated purpose	(26)	(554)	(415)	0	(23)	(85)	(49)	(1,152)	(1,660)
Capitalized reinstatement costs	0	0	(1)	0	0	0	0	(1)	5
Reclassifications	0	0	0	10	(2)	0	0	7	9
Foreign currency translation / unwind of discount	(1)	25	(5)	0	1	(11)	2	10	3
Balance at the end of the year	50	3,261	498 ⁴	54	138 ⁴	77	91	4,169	4,163

¹ Comprises provisions for losses resulting from security risks and transaction processing risks. ² Comprises provisions for losses resulting from legal, liability and compliance risks. ³ Includes personnel related restructuring provisions of CHF 150 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 110 million) and provisions for onerous lease contracts of CHF 348 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 514 million). ⁴ Includes reinstatement costs for leasehold improvements of CHF 85 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 94 million) and provisions for onerous lease contracts of CHF 53 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 62 million). ⁵ Includes provisions for sabbatical and anniversary awards as well as provisions for severance which are not part of restructuring provisions.

Restructuring provisions primarily relate to onerous lease contracts and severance payments. The use of onerous lease provisions is driven by the maturities of the underlying lease contracts. Severance-related provisions are used within a short time period, usually within six months, but potential changes in amount may be triggered when natural staff attrition reduces

the number of people affected by a restructuring and therefore the estimated costs.

Information on provisions and contingent liabilities in respect of litigation, regulatory and similar matters, as a class, is included in Note 20b. There are no material contingent liabilities associated with the other classes of provisions.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)

b) Litigation, regulatory and similar matters

UBS operates in a legal and regulatory environment that exposes it to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. As a result, UBS (which for purposes of this Note may refer to UBS AG and / or one or more of its subsidiaries, as applicable) is involved in various disputes and legal proceedings, including litigation, arbitration, and regulatory and criminal investigations.

Such matters are subject to many uncertainties, and the outcome and the timing of resolution are often difficult to predict, particularly in the earlier stages of a case. There are also situations where UBS may enter into a settlement agreement. This may occur in order to avoid the expense, management distraction or reputational implications of continuing to contest liability, even for those matters for which UBS believes it should be exonerated. The uncertainties inherent in all such matters affect the amount and timing of any potential outflows for both matters with respect to which provisions have been established and other contingent liabilities. UBS makes provisions for such matters brought against it when, in the opinion of management after seeking legal advice, it is more likely than not that UBS has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is probable that an outflow of resources will be required, and the amount can be reliably estimated. Where these factors are otherwise satisfied, a provision may be established for claims that have not yet been asserted against UBS, but are nevertheless expected to be, based on UBS's experience with similar asserted claims. If any of those conditions is not met, such matters result in contingent liabilities. If the amount of an obligation cannot be reliably estimated, a liability exists that is not recognized even if an outflow of resources is probable. Accordingly, no provision is established even if the potential outflow of resources with respect to select matters could be significant.

Specific litigation, regulatory and other matters are described below, including all such matters that management considers to be material and others that management believes to be of significance due to potential financial, reputational and other effects. The amount of damages claimed, the size of a transaction or other information is provided where available and appropriate in order to assist users in considering the magnitude of potential exposures.

In the case of certain matters below, we state that we have established a provision, and for the other matters, we make no such statement. When we make this statement and we expect disclosure of the amount of a provision to prejudice seriously our position with other parties in the matter because it would reveal what UBS believes to be the probable and reliably estimable outflow, we do not disclose that amount. In some cases we are subject to confidentiality obligations that preclude such disclosure. With respect to the matters for which we do not state whether we have established a provision, either (a) we have not established a provision, in which case the matter is treated as a contingent liability under the applicable accounting standard or (b) we have established a provision but expect disclosure of that fact to prejudice seriously our position with other parties in the matter because it would reveal the fact that UBS believes an outflow of resources to be probable and reliably estimable.

With respect to certain litigation, regulatory and similar matters for which we have established provisions, we are able to estimate the expected timing of outflows. However, the aggregate amount of the expected outflows for those matters for which we are able to estimate expected timing is immaterial relative to our current and expected levels of liquidity over the relevant time periods.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)

The aggregate amount provisioned for litigation, regulatory and similar matters as a class is disclosed in Note 20a above. It is not practicable to provide an aggregate estimate of liability for our litigation, regulatory and similar matters as a class of contingent liabilities. Doing so would require us to provide speculative legal assessments as to claims and proceedings that involve unique fact patterns or novel legal theories, that have not yet been initiated or are at early stages of adjudication, or as to which alleged damages have not been quantified by the claimants. Although we therefore cannot provide a numerical estimate of the future losses that could arise from litigation, regulatory and similar matters, we believe that the aggregate amount of possible future losses from this class that are more than remote substantially exceeds the level of current provisions. Litigation, regulatory and similar matters may also result in non-monetary penalties and consequences. For example, the Non-Prosecution Agreement (NPA) described in item 5 of this Note, which we entered into with the US Department of Justice (DOJ), Criminal Division, Fraud Section in connection with our submissions of benchmark interest rates, including, among others, the British Bankers' Association London Interbank Offered Rate (LIBOR), was terminated by the DOJ based on its

determination that we had committed a US crime in relation to foreign exchange matters. As a consequence, UBS AG pleaded guilty to one count of wire fraud for conduct in the LIBOR matter, paid a USD 203 million fine and is subject to a three-year term of probation. A guilty plea to, or conviction of, a crime (including as a result of termination of the NPA) could have material consequences for UBS. Resolution of regulatory proceedings may require us to obtain waivers of regulatory disqualifications to maintain certain operations, may entitle regulatory authorities to limit, suspend or terminate licenses and regulatory authorizations and may permit financial market utilities to limit, suspend or terminate our participation in such utilities. Failure to obtain such waivers, or any limitation, suspension or termination of licenses, authorizations or participations, could have material consequences for UBS.

The risk of loss associated with litigation, regulatory and similar matters is a component of operational risk for purposes of determining our capital requirements. Information concerning our capital requirements and the calculation of operational risk for this purpose is included in the "Capital management" section of this report.

Provisions for litigation, regulatory and similar matters by business division and Corporate Center unit¹ -²

CHF million	Wealth Manage- ment	Wealth Manage- ment Americas	Personal & Corporate Banking	Asset Manage- ment	Investment Bank	CC – Services	CC – Group ALM	CC – Non- core and Legacy Portfolio	Total 31.12.16	Total 31.12.15
Balance at the beginning of the year	245	459	83	16	585	310	0	1,284	2,983	3,053
Increase in provisions recognized in the income statement	76	113	7	5	43	5	0	606	856	1,263
Release of provisions recognized in the income statement	(6)	(15)	(4)	(6)	(2)	(3)	0	(11)	(48)	(166)
Provisions used in conformity with designated purpose	(19)	(137)	(9)	(9)	(13)	(49)	0	(318)	(554)	(1,174)
Foreign currency translation / unwind of discount	(4)	6	0	0	3	(4)	0	24	25	7
Balance at the end of the year	292	425	78	5	616	259	0	1,585	3,261	2,983

¹ Provisions, if any, for the matters described in this disclosure are recorded in Wealth Management (Item 3), Wealth Management Americas (Item 4), the Investment Bank (Item 8), CC – Services (Item 7) and CC – Non-core and Legacy Portfolio (Item 2). Provisions, if any, for the matters described in this disclosure in Items 1 and 6 are allocated between Wealth Management and Personal & Corporate Banking, and provisions, if any, for the matters described in this disclosure in Item 5 are allocated between the Investment Bank, CC – Services and CC – Non-core and Legacy Portfolio. ² Provision movements are grouped by item for purposes of this table and may therefore differ from those shown in the table in Note 20a.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)**1. Inquiries regarding cross-border wealth management businesses**

Tax and regulatory authorities in a number of countries have made inquiries, served requests for information or examined employees located in their respective jurisdictions relating to the cross-border wealth management services provided by UBS and other financial institutions. It is possible that implementation of automatic tax information exchange and other measures relating to cross-border provision of financial services could give rise to further inquiries in the future. UBS has received disclosure orders from the Swiss Federal Tax Administration (FTA) to transfer information based on requests for international administrative assistance in tax matters. The requests concern a number of UBS account numbers pertaining to current and former clients and are based on data from 2006 and 2008. UBS has taken steps to inform affected clients about the administrative assistance proceedings and their procedural rights, including the right to appeal. The requests are based on data received from the German authorities, who seized certain data related to UBS clients booked in Switzerland during their investigations and have apparently shared this data with other European countries. UBS expects additional countries to file similar requests. In addition, the Swiss Federal Supreme Court ruled in September 2016 that the double taxation agreement between the Netherlands and Switzerland provides a sufficient legal basis for an administrative assistance group request without specifying the names of the targeted taxpayers, which makes it more likely that similar requests for administrative assistance will be granted by the FTA.

In 2013, as a result of investigations in France, UBS (France) S.A. and UBS AG were put under formal examination ("*mise en examen*") for complicity in having illicitly solicited clients on French territory and were declared witness with legal assistance ("*témoign assisté*") regarding the laundering of proceeds of tax fraud and of banking and financial solicitation by unauthorized persons. In 2014, UBS AG was placed under formal examination with respect to the potential charges of laundering of proceeds of tax fraud, and the investigating judges ordered UBS AG to provide bail ("*caution*") of EUR 1.1 billion. UBS AG appealed the determination of the bail amount, but both the appeal court ("*Cour d'Appel*") and the French Supreme Court ("*Cour de Cassation*") upheld the bail amount and rejected the appeal in full in late 2014. UBS AG filed an application to the European Court of Human Rights (ECHR) to challenge various aspects of the French court's decision. In January 2017, the ECHR denied UBS's application. The Swiss Federal Administrative Court ruled in October 2016 that in the administrative assistance proceedings related to the French bulk request, UBS has the right to appeal all final FTA client data disclosure orders. In September 2015, the former CEO of UBS Wealth Management was placed under

formal examination in connection with these proceedings. In addition, the investigating judges have sought to issue arrest warrants against three Swiss-based former employees of UBS AG who did not appear when summoned by the investigating judge.

In 2015, UBS (France) S.A. was placed under formal examination for complicity regarding the laundering of proceeds of tax fraud and of banking and financial solicitation by unauthorized persons for the years 2004 until 2008 and declared witness with legal assistance for the years 2009 to 2012. A bail of EUR 40 million was imposed and subsequently reduced by the Court of Appeals to EUR 10 million.

In February 2016, the investigating judge notified UBS AG and UBS (France) S.A. that he has closed his investigation. In July 2016, UBS AG and UBS (France) S.A. received the National Financial Prosecutor's recommendation ("*réquisitoire*"). As permitted, the parties have commented on the recommendation. The next procedural step will be for the judge to issue his final decree ("*ordonnance de renvoi en correctionnelle*"), which would set out any charges for which UBS AG and UBS (France) S.A. will be tried, both legally and factually, and transfer the case to court.

UBS has been notified by the Belgian investigating judge that it is under formal investigation ("*inculpé*") regarding the laundering of proceeds of tax fraud and of banking, financial solicitation by unauthorized persons and serious tax fraud.

In 2015, UBS received inquiries from the US Attorney's Office for the Eastern District of New York and from the US Securities and Exchange Commission (SEC), which are investigating potential sales to US persons of bearer bonds and other unregistered securities in possible violation of the Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982 (TEFRA) and the registration requirements of the US securities laws. UBS is cooperating with the authorities in these investigations.

UBS has, and reportedly numerous other financial institutions have, received inquiries from authorities concerning accounts relating to the Fédération Internationale de Football Association (FIFA) and other constituent soccer associations and related persons and entities. UBS is cooperating with authorities in these inquiries.

Our balance sheet at 31 December 2016 reflected provisions with respect to matters described in this item 1 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)**2. Claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages**

From 2002 through 2007, prior to the crisis in the US residential loan market, UBS was a substantial issuer and underwriter of US residential mortgage-backed securities (RMBS) and was a purchaser and seller of US residential mortgages. A subsidiary of UBS, UBS Real Estate Securities Inc. (UBS RESI), acquired pools of residential mortgage loans from originators and (through an affiliate) deposited them into securitization trusts. In this manner, from 2004 through 2007, UBS RESI sponsored approximately USD 80 billion in RMBS, based on the original principal balances of the securities issued.

UBS RESI also sold pools of loans acquired from originators to third-party purchasers. These whole loan sales during the period 2004 through 2007 totaled approximately USD 19 billion in original principal balance.

We were not a significant originator of US residential loans. A subsidiary of UBS originated approximately USD 1.5 billion in US residential mortgage loans during the period in which it was active from 2006 to 2008 and securitized less than half of these loans.

RMBS-related lawsuits concerning disclosures: UBS is named as a defendant relating to its role as underwriter and issuer of RMBS in lawsuits related to approximately USD 2.5 billion in original face amount of RMBS underwritten or issued by UBS. Of the USD 2.5 billion in original face amount of RMBS that remains at issue in these cases, approximately USD 1.2 billion was issued in offerings in which a UBS subsidiary transferred underlying loans (the majority of which were purchased from third-party originators) into a securitization trust and made representations and warranties about those loans (UBS-sponsored RMBS). The remaining USD 1.3 billion of RMBS to which these cases relate was issued by third parties in securitizations in which UBS acted as underwriter (third-party RMBS).

In connection with certain of these lawsuits, UBS has indemnification rights against surviving third-party issuers or originators for losses or liabilities incurred by UBS, but UBS cannot predict the extent to which it will succeed in enforcing those rights.

UBS is a defendant in a lawsuit brought by the National Credit Union Administration (NCUA) as conservator for certain failed credit unions, asserting misstatements and omissions in the offering documents for RMBS purchased by the credit unions. The lawsuit was filed in the US District Court for the District of Kansas. The original principal balance at issue in the case is approximately USD 1.15 billion. In March 2017, UBS and

NCUA reached an agreement in principle to resolve this matter. In the second quarter of 2016, UBS resolved a similar case brought by the NCUA in the US District Court for the Southern District of New York (SDNY) relating to RMBS with an original principal balance of approximately USD 400 million, for a total of approximately USD 69.8 million, in addition to reasonable attorneys' fees incurred by NCUA.

Lawsuits related to contractual representations and warranties concerning mortgages and RMBS: When UBS acted as an RMBS sponsor or mortgage seller, we generally made certain representations relating to the characteristics of the underlying loans. In the event of a material breach of these representations, we were in certain circumstances contractually obligated to repurchase the loans to which the representations related or to indemnify certain parties against losses. UBS has received demands to repurchase US residential mortgage loans as to which UBS made certain representations at the time the loans were transferred to the securitization trust aggregating approximately USD 4.1 billion in original principal balance. Of this amount, UBS considers claims relating to approximately USD 2 billion in original principal balance to be resolved, including claims barred by the statute of limitations. Substantially all of the remaining claims are in litigation, including the matters described in the next paragraph. UBS believes that new demands to repurchase US residential mortgage loans are time-barred under a decision rendered by the New York Court of Appeals.

In 2012, certain RMBS trusts filed an action (Trustee Suit) in the SDNY seeking to enforce UBS RESI's obligation to repurchase loans in the collateral pools for three RMBS securitizations with an original principal balance of approximately USD 2 billion, for which Assured Guaranty Municipal Corp., a financial guaranty insurance company, had previously demanded repurchase. A bench trial in the SDNY adjourned in May 2016. Approximately 9,000 loans were at issue in the trial. In September 2016, the court issued an order ruling on numerous legal and factual issues and applying those rulings to 20 exemplar loans. The court further ordered that a lead master be appointed to apply the court's rulings to the loans that remain at issue following the trial. With respect to the loans subject to the Trustee Suit that were originated by institutions still in existence, UBS intends to enforce its indemnity rights against those institutions.

We also have tolling agreements with certain institutional purchasers of RMBS concerning their potential claims related to substantial purchases of UBS-sponsored or third-party RMBS.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)**Provision for claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages**

<i>USD million</i>	31.12.16	31.12.15
Balance at the beginning of the year	1,218	849
Increase in provision recognized in the income statement	589	662
Release of provision recognized in the income statement	0	(94)
Provision used in conformity with designated purpose	(307)	(199)
Balance at the end of the year	1,500	1,218

Mortgage-related regulatory matters: In 2014, UBS received a subpoena from the US Attorney's Office for the Eastern District of New York issued pursuant to the Financial Institutions Reform, Recovery and Enforcement Act of 1989 (FIRREA), which seeks documents and information related to UBS's RMBS business from 2005 through 2007. In 2015, the Eastern District of New York identified a number of transactions that are the focus of their inquiry, and has subsequently provided a revised list of transactions. We have provided and continue to provide information. UBS continues to respond to the FIRREA subpoena and to subpoenas from the New York State Attorney General and other state attorneys general relating to its RMBS business. In addition, UBS has also been responding to inquiries from both the Special Inspector General for the Troubled Asset Relief Program (SIGTARP) (who is working in conjunction with the US

Attorney's Office for Connecticut and the DOJ) and the SEC relating to trading practices in connection with purchases and sales of mortgage-backed securities in the secondary market from 2009 through 2014. We are cooperating with the authorities in these matters.

As reflected in the table "Provision for claims related to sales of residential mortgage-backed securities and mortgages," our balance sheet at 31 December 2016 reflected a provision of USD 1,500 million with respect to matters described in this item 2. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of this matter cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)**3. Madoff**

In relation to the Bernard L. Madoff Investment Securities LLC (BMIS) investment fraud, UBS AG, UBS (Luxembourg) S.A. and certain other UBS subsidiaries have been subject to inquiries by a number of regulators, including the Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) and the Luxembourg Commission de Surveillance du Secteur Financier (CSSF). Those inquiries concerned two third-party funds established under Luxembourg law, substantially all assets of which were with BMIS, as well as certain funds established in offshore jurisdictions with either direct or indirect exposure to BMIS. These funds now face severe losses, and the Luxembourg funds are in liquidation. The last reported net asset value of the two Luxembourg funds before revelation of the Madoff scheme was approximately USD 1.7 billion in the aggregate although that figure likely includes fictitious profit reported by BMIS. The documentation establishing both funds identifies UBS entities in various roles, including custodian, administrator, manager, distributor and promoter, and indicates that UBS employees serve as board members. UBS (Luxembourg) S.A. and certain other UBS subsidiaries are responding to inquiries by Luxembourg investigating authorities, without, however, being named as parties in those investigations. In 2009 and 2010, the liquidators of the two Luxembourg funds filed claims on behalf of the funds against UBS entities, non-UBS entities and certain individuals, including current and former UBS employees. The amounts claimed are approximately EUR 890 million and EUR 305 million, respectively. The liquidators have filed supplementary claims for amounts that the funds may possibly be held liable to pay the BMIS Trustee. These amounts claimed by the liquidator are approximately EUR 564 million and EUR 370 million, respectively. In addition, a large number of alleged beneficiaries have filed claims against UBS entities (and non-UBS entities) for purported losses relating to the Madoff scheme. The majority of these cases are pending in Luxembourg, where appeals were filed by the claimants against the 2010 decisions of the court in which the claims in a number of test cases were held to be inadmissible. In 2014, the Luxembourg Court of Appeal

dismissed one test case appeal in its entirety, which decision was appealed by the investor. In 2015, the Luxembourg Supreme Court found in favor of UBS and dismissed the investor's appeal. In June 2016, the Luxembourg Court of Appeal dismissed the remaining test cases in their entirety. In the US, the BMIS Trustee filed claims in 2010 against UBS entities, among others, in relation to the two Luxembourg funds and one of the offshore funds. The total amount claimed against all defendants in these actions was not less than USD 2 billion. Following a motion by UBS, in 2011, the SDNY dismissed all of the BMIS Trustee's claims other than claims for recovery of fraudulent conveyances and preference payments that were allegedly transferred to UBS on the ground that the BMIS Trustee lacks standing to bring such claims. In 2013, the Second Circuit affirmed the District Court's decision and, in 2014, the US Supreme Court denied the BMIS Trustee's petition seeking review of the Second Circuit ruling. In November 2016, the bankruptcy court issued an opinion dismissing the remaining claims for recovery of subsequent transfers of fraudulent conveyances and preference payments on the ground that the US Bankruptcy Code does not apply to transfers that occurred outside the US. The BMIS Trustee has indicated that he will appeal. In 2014, several claims, including a purported class action, were filed in the US by BMIS customers against UBS entities, asserting claims similar to the ones made by the BMIS Trustee, seeking unspecified damages. One claim was voluntarily withdrawn by the plaintiff. In 2015, following a motion by UBS, the SDNY dismissed the two remaining claims on the basis that the New York courts did not have jurisdiction to hear the claims against the UBS entities. The plaintiff in one of those claims has appealed the dismissal. In Germany, certain clients of UBS are exposed to Madoff-managed positions through third-party funds and funds administered by UBS entities in Germany. A small number of claims have been filed with respect to such funds. In 2015, a court of appeal ordered UBS to pay EUR 49 million, plus interest of approximately EUR 15.3 million.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)**4. Puerto Rico**

Declines since August 2013 in the market prices of Puerto Rico municipal bonds and of closed-end funds (the funds) that are sole-managed and co-managed by UBS Trust Company of Puerto Rico and distributed by UBS Financial Services Incorporated of Puerto Rico (UBS PR) have led to multiple regulatory inquiries, as well as customer complaints and arbitrations with aggregate claimed damages of approximately USD 2.0 billion, of which claims with aggregate claimed damages of approximately USD 861 million have been resolved through settlements, arbitration or withdrawal of the claim. The claims are filed by clients in Puerto Rico who own the funds or Puerto Rico municipal bonds and / or who used their UBS account assets as collateral for UBS non-purpose loans; customer complaint and arbitration allegations include fraud, misrepresentation and unsuitability of the funds and of the loans. A shareholder derivative action was filed in 2014 against various UBS entities and current and certain former directors of the funds, alleging hundreds of millions of US dollars in losses in the funds. In 2015, defendants' motion to dismiss was denied. Defendants' requests for permission to appeal that ruling were denied by the Puerto Rico Court of Appeals and the Puerto Rico Supreme Court. In 2014, a federal class action complaint also was filed against various UBS entities, certain members of UBS PR senior management, and the co-manager of certain of the funds seeking damages for investor losses in the funds during the period from May 2008 through May 2014. Defendants had moved to dismiss that complaint, and in December 2016, defendants' motion to dismiss was granted in part and denied in part. In 2015, a class action was filed in Puerto Rico state court against UBS PR seeking equitable relief in the form of a stay of any effort by UBS PR to collect on non-purpose loans it acquired from UBS Bank USA in December 2013 based on plaintiffs' allegation that the loans are not valid. The trial court denied defendants' motion to dismiss the action based on a forum selection clause in the loan agreements; the Puerto Rico Supreme Court has stayed the action pending its review of defendants' appeal from that ruling.

In 2014, UBS reached a settlement with the Office of the Commissioner of Financial Institutions for the Commonwealth of Puerto Rico (OCFI) in connection with OCFI's examination of UBS's operations from January 2006 through September 2013, pursuant to which UBS is paying up to an aggregate of USD 7.7 million in investor education contributions and restitution.

In 2015, the SEC and the Financial Industry Regulatory Authority (FINRA) announced settlements with UBS PR of their separate investigations stemming from the 2013 market events. Without admitting or denying the findings in either matter, UBS PR agreed in the SEC settlement to pay USD 15 million and USD 18.5 million in the FINRA matter. We also understand that the DOJ is conducting a criminal inquiry into the impermissible reinvestment of non-purpose loan proceeds. We are cooperating with the authorities in this inquiry.

In 2011, a purported derivative action was filed on behalf of

the Employee Retirement System of the Commonwealth of Puerto Rico (System) against over 40 defendants, including UBS PR, which was named in connection with its underwriting and consulting services. Plaintiffs alleged that defendants violated their purported fiduciary duties and contractual obligations in connection with the issuance and underwriting of approximately USD 3 billion of bonds by the System in 2008 and sought damages of over USD 800 million. Defendants' motion to dismiss is pending. In September 2016, the System announced its intention to join the action as a plaintiff, and the court has since ordered that plaintiffs must file an amended complaint.

Also, in 2013, an SEC Administrative Law Judge dismissed a case brought by the SEC against two UBS executives, finding no violations. The charges had stemmed from the SEC's investigation of UBS's sale of closed-end funds in 2008 and 2009, which UBS settled in 2012. Beginning in 2012, two federal class action complaints, which were subsequently consolidated, were filed against various UBS entities, certain of the funds, and certain members of UBS PR senior management, seeking damages for investor losses in the funds during the period from January 2008 through May 2012 based on allegations similar to those in the SEC action. In September 2016, the court denied plaintiffs' motion for class certification. In October 2016, plaintiffs filed a petition with the US Court of Appeals for the First Circuit seeking permission to bring an interlocutory appeal challenging the denial of their motion for class certification. Defendants have filed an opposition to plaintiffs' petition.

Beginning in 2015, agencies and public corporations of the Commonwealth have defaulted on certain interest payments, and in July 2016, the Commonwealth defaulted on payments on its general obligation debt. Executive orders of the Governor that have diverted funds to pay for essential services instead of debt payments and stayed any action to enforce creditors' rights on the Puerto Rico bonds continue to be in effect. In June 2016, US federal legislation created an oversight board with power to oversee Puerto Rico's finances and to restructure its debt. The oversight board is authorized to impose, and has imposed, a stay on exercise of creditors' rights. These events, further defaults, any further legislative action to create a legal means of restructuring Commonwealth obligations or to impose additional oversight on the Commonwealth's finances, or any restructuring of the Commonwealth's obligations, may increase the number of claims against UBS concerning Puerto Rico securities, as well as potential damages sought.

Our balance sheet at 31 December 2016 reflected provisions with respect to matters described in this item 4 in amounts that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provisions that we have recognized.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)

5. Foreign exchange, LIBOR, and benchmark rates, and other trading practices

Foreign exchange-related regulatory matters: Following an initial media report in 2013 of widespread irregularities in the foreign exchange markets, UBS immediately commenced an internal review of its foreign exchange business, which includes our precious metals and related structured products businesses. Since then, various authorities have commenced investigations concerning possible manipulation of foreign exchange markets, including FINMA, the Swiss Competition Commission (WEKO), the DOJ, the SEC, the US Commodity Futures Trading Commission (CFTC), the Board of Governors of the Federal Reserve System (Federal Reserve Board), the California State Attorney General, the UK Financial Conduct Authority (FCA) (to which certain responsibilities of the UK Financial Services Authority (FSA) have passed), the UK Serious Fraud Office (SFO), the Australian Securities and Investments Commission (ASIC), the Hong Kong Monetary Authority (HKMA), the Korea Fair Trade Commission (KFTC) and the Brazil Competition Authority (CADE). In addition, WEKO is, and a number of other authorities reportedly are, investigating potential manipulation of precious metals prices. UBS has taken and will continue to take appropriate action with respect to certain personnel as a result of its ongoing review.

In 2014, UBS reached settlements with the FCA and the CFTC in connection with their foreign exchange investigations, and FINMA issued an order concluding its formal proceedings with respect to UBS relating to its foreign exchange and precious metals businesses. UBS has paid a total of approximately CHF 774 million to these authorities, including GBP 234 million in fines to the FCA, USD 290 million in fines to the CFTC, and CHF 134 million to FINMA representing confiscation of costs avoided and profits. In 2015, the Federal Reserve Board and the Connecticut Department of Banking issued an Order to Cease and Desist and Order of Assessment of a Civil Monetary Penalty Issued upon Consent (Federal Reserve Order) to UBS AG. As part of the Federal Reserve Order, UBS AG paid a USD 342 million civil monetary penalty.

In 2015, the DOJ's Criminal Division (Criminal Division) terminated the December 2012 Non-Prosecution Agreement (NPA) with UBS AG related to UBS's submissions of benchmark interest rates. As a result, UBS AG entered into a plea agreement with the Criminal Division pursuant to which UBS AG pleaded guilty to a one-count criminal information filed in the US District Court for the District of Connecticut charging UBS AG with one count of wire fraud in violation of 18 USC Sections 1343 and 2. Sentencing occurred on 5 January 2017. Under the plea agreement, UBS AG has paid a USD 203 million fine and is subject to a three-year term of probation starting on the sentencing date. The criminal information charges that, between approximately 2001 and 2010, UBS AG engaged in a scheme to defraud counterparties to interest rate derivatives transactions by manipulating benchmark interest rates, including Yen LIBOR. The

Criminal Division terminated the NPA based on its determination, in its sole discretion, that certain UBS AG employees committed criminal conduct that violated the NPA, including fraudulent and deceptive currency trading and sales practices in conducting certain foreign exchange market transactions with clients and collusion with other participants in certain foreign exchange markets.

We have ongoing obligations to cooperate with these authorities and to undertake certain remediation, including actions to improve UBS's processes and controls.

UBS has been granted conditional leniency or conditional immunity by the Antitrust Division of the DOJ (Antitrust Division) from prosecution for EUR / USD collusion and entered into a non-prosecution agreement covering other currency pairs. As a result, UBS AG will not be subject to prosecutions, fines or other sanctions for antitrust law violations by the Antitrust Division, subject to UBS AG's continuing cooperation. However, the conditional leniency and conditional immunity grant does not bar government agencies from asserting other claims and imposing sanctions against UBS AG, as evidenced by the settlements and ongoing investigations referred to above. UBS has also been granted conditional immunity by authorities in certain jurisdictions, including WEKO, in connection with potential competition law violations relating to foreign exchange and precious metals businesses and, as a result, will not be subject to prosecutions, fines or other sanctions for antitrust or competition law violations in those jurisdictions, subject to UBS AG's continuing cooperation as the leniency applicant.

Investigations relating to foreign exchange and precious metals matters by numerous authorities, including the CFTC, remain ongoing notwithstanding these resolutions.

Foreign exchange-related civil litigation: Putative class actions have been filed since November 2013 in US federal courts and in other jurisdictions against UBS and other banks on behalf of putative classes of persons who engaged in foreign currency transactions with any of the defendant banks. They allege collusion by the defendants and assert claims under the antitrust laws and for unjust enrichment. In 2015, additional putative class actions were filed in federal court in New York against UBS and other banks on behalf of a putative class of persons who entered into or held any foreign exchange futures contracts and options on foreign exchange futures contracts since 1 January 2003. The complaints assert claims under the Commodity Exchange Act (CEA) and the US antitrust laws. In 2015, a consolidated complaint was filed on behalf of both putative classes of persons covered by the US federal court class actions described above. UBS has entered into a settlement agreement that would resolve all of these US federal court class actions. The agreement, which has been preliminarily approved by the court and is subject to final court approval, requires, among other things, that UBS pay an aggregate of USD 141 million and provide cooperation to the settlement classes.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)

A putative class action has been filed in federal court in New York against UBS and other banks on behalf of participants, beneficiaries, and named fiduciaries of plans qualified under the Employee Retirement Income Security Act of 1974 (ERISA) for whom a defendant bank provided foreign currency exchange transactional services, exercised discretionary authority or discretionary control over management of such ERISA plan, or authorized or permitted the execution of any foreign currency exchange transactional services involving such plan's assets. The complaint asserts claims under ERISA. The parties filed a stipulation to dismiss the case with prejudice. The plaintiffs have appealed the dismissal.

In 2015, a putative class action was filed in federal court against UBS and numerous other banks on behalf of a putative class of persons and businesses in the US who directly purchased foreign currency from the defendants and their co-conspirators for their own end use. That action has been transferred to federal court in New York. Motions to dismiss are pending.

In 2016, a putative class action was filed in federal court in New York against UBS and numerous other banks on behalf of a putative class of persons and entities who had indirectly purchased FX instruments from a defendant or co-conspirator in the US. The complaint asserts claims under federal and state antitrust laws. Motions to dismiss will be filed.

In 2015, UBS was added to putative class actions pending against other banks in federal court in New York and other jurisdictions on behalf of putative classes of persons who had bought or sold physical precious metals and various precious metal products and derivatives. The complaints in these lawsuits assert claims under the antitrust laws and the CEA, and other claims. In October 2016, the court in New York granted UBS's motions to dismiss the putative class actions relating to gold and silver. Plaintiffs in those cases are seeking to amend their complaints to add new allegations about UBS. UBS's motion to dismiss the putative class action relating to platinum and palladium remains pending.

LIBOR and other benchmark-related regulatory matters: Numerous government agencies, including the SEC, the CFTC, the DOJ, the FCA, the SFO, the Monetary Authority of Singapore (MAS), the HKMA, FINMA, the various state attorneys general in the US and competition authorities in various jurisdictions have conducted or are continuing to conduct investigations regarding submissions with respect to LIBOR and other benchmark rates. These investigations focus on whether there were improper attempts by UBS, among others, either acting on our own or together with others, to manipulate LIBOR and other benchmark rates at certain times.

In 2012, UBS reached settlements with the FSA, the CFTC and the Criminal Division of the DOJ in connection with their investigations of benchmark interest rates. At the same time, FINMA issued an order concluding its formal proceedings with respect to UBS relating to benchmark interest rates. UBS has paid a total of approximately CHF 1.4 billion in fines and disgorgement, including GBP 160 million in fines to the FSA, USD 700 million in fines to the CFTC, USD 500 million in fines to the DOJ, and CHF 59 million in disgorgement to FINMA. UBS Securities Japan Co. Ltd. (UBSSJ) entered into a plea agreement with the DOJ under which it entered a plea to one count of wire fraud relating to the manipulation of certain benchmark interest rates, including Yen LIBOR. UBS entered into an NPA with the DOJ, which (along with the plea agreement) covered conduct beyond the scope of the conditional leniency / immunity grants described below, required UBS to pay the USD 500 million fine to the DOJ after the sentencing of UBSSJ and provided that any criminal penalties imposed on UBSSJ at sentencing be deducted from the USD 500 million fine. Under the NPA, we agreed, among other things, that for two years from 18 December 2012 UBS would not commit any US crime and we would advise DOJ of any potentially criminal conduct by UBS or any of its employees relating to violations of US laws concerning fraud or securities and commodities markets. The term of the NPA was extended by one year to 18 December 2015. In 2015, the Criminal Division terminated the NPA based on its determination, in its sole discretion, that certain UBS AG employees committed criminal conduct that violated the NPA.

In 2014, UBS reached a settlement with the European Commission (EC) regarding its investigation of bid-ask spreads in connection with Swiss franc interest rate derivatives and paid a EUR 12.7 million fine, which was reduced to this level based in part on UBS's cooperation with the EC. In December 2016, UBS reached a settlement with WEKO regarding its investigation of bid-ask spreads in connection with Swiss franc interest rate derivatives and received full immunity from fines. The MAS, HKMA and the Japan Financial Services Agency have also resolved investigations of UBS (and in some cases, other banks). We have ongoing obligations to cooperate with the authorities with whom we have reached resolutions and to undertake certain remediation with respect to benchmark interest rate submissions.

Investigations by the CFTC, ASIC and other governmental authorities remain ongoing notwithstanding these resolutions.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)

UBS has been granted conditional leniency or conditional immunity from authorities in certain jurisdictions, including the Antitrust Division of the DOJ and WEKO, in connection with potential antitrust or competition law violations related to submissions for Yen LIBOR and Euroyen TIBOR. As a result of these conditional grants, UBS will not be subject to prosecutions, fines or other sanctions for antitrust or competition law violations in the jurisdictions where we have conditional immunity in connection with the matters covered by the conditional grants, subject to our continuing cooperation as leniency applicant. However, since the Secretariat of WEKO has asserted that UBS does not qualify for full immunity, UBS has been unable to reach a settlement with WEKO, and therefore the investigation will continue. Furthermore, the conditional leniency and conditional immunity grants we have received do not bar government agencies from asserting other claims and imposing sanctions against us, as evidenced by the settlements and ongoing investigations referred to above. In addition, as a result of the conditional leniency agreement with the DOJ, we are eligible for a limit on liability to actual rather than treble damages were damages to be awarded in any civil antitrust action under US law based on conduct covered by the agreement and for relief from potential joint and several liability in connection with such civil antitrust action, subject to our satisfying the DOJ and the court presiding over the civil litigation of our cooperation. The conditional leniency and conditional immunity grants do not otherwise affect the ability of private parties to assert civil claims against us.

LIBOR and other benchmark-related civil litigation: A number of putative class actions and other actions are pending in the federal courts in New York against UBS and numerous other banks on behalf of parties who transacted in certain interest rate benchmark-based derivatives. Also pending in the US and in other jurisdictions are actions asserting losses related to various products whose interest rates were linked to LIBOR and other benchmarks, including adjustable rate mortgages, preferred and debt securities, bonds pledged as collateral, loans, depository accounts, investments and other interest-bearing instruments. All of the complaints allege manipulation, through various means, of various benchmark interest rates, including USD LIBOR, Euroyen TIBOR, Yen LIBOR, EURIBOR, CHF LIBOR, GBP LIBOR, USD ISDAFIX rates and other benchmark rates, and seek unspecified compensatory and other damages under varying legal theories.

In 2013, the US district court in the USD LIBOR action dismissed the federal antitrust and racketeering claims of certain USD LIBOR plaintiffs and a portion of their claims brought under the CEA and state common law. Certain plaintiffs appealed the decision to the Second Circuit, which, in May 2016, vacated the district court's ruling finding no antitrust injury and remanded the case back to the district court for a further determination on

whether plaintiffs have antitrust standing. In December 2016, the district court again dismissed plaintiffs' antitrust claims, this time for lack of personal jurisdiction over UBS and other foreign banks. In 2014, the court in one of the Euroyen TIBOR lawsuits dismissed certain of the plaintiff's claims, including federal antitrust claims. In 2015, the same court dismissed plaintiff's federal racketeering claims and affirmed its previous dismissal of plaintiff's antitrust claims. UBS and other defendants in other lawsuits including those related to EURIBOR, CHF LIBOR, GBP LIBOR and SIBOR have filed motions to dismiss. UBS has entered into an agreement with representatives of a class of bondholders to settle their USD LIBOR class action. The agreement is subject to court approval.

Since September 2014, putative class actions have been filed in federal court in New York and New Jersey against UBS and other financial institutions, among others, on behalf of parties who entered into interest rate derivative transactions linked to ISDAFIX. The complaints, which have since been consolidated into an amended complaint, allege that the defendants conspired to manipulate ISDAFIX rates from 1 January 2006 through January 2014, in violation of US antitrust laws and certain state laws, and seek unspecified compensatory damages, including treble damages. In March 2016, the court in the ISDAFIX action denied in substantial part defendants' motion to dismiss, holding that plaintiffs have stated Sherman Act, breach-of-contract and unjust-enrichment claims against defendants, including UBS AG.

Government bonds: Putative class actions have been filed in US federal courts against UBS and other banks on behalf of persons who participated in markets for US Treasury securities since 2007. The complaints generally allege that the banks colluded with respect to, and manipulated prices of, US Treasury securities sold at auction. They assert claims under the antitrust laws and the CEA and for unjust enrichment. The cases have been consolidated in the SDNY. Following filing of these complaints, UBS and reportedly other banks are responding to investigations and requests for information from various authorities regarding US Treasury securities and other government bond trading practices. As a result of its review to date, UBS has taken appropriate action.

With respect to additional matters and jurisdictions not encompassed by the settlements and order referred to above, our balance sheet at 31 December 2016 reflected a provision in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. As in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

Note 20 Provisions and contingent liabilities (continued)

6. Swiss retrocessions

The Federal Supreme Court of Switzerland ruled in 2012, in a test case against UBS, that distribution fees paid to a firm for distributing third-party and intra-group investment funds and structured products must be disclosed and surrendered to clients who have entered into a discretionary mandate agreement with the firm, absent a valid waiver.

FINMA has issued a supervisory note to all Swiss banks in response to the Supreme Court decision. UBS has met the FINMA requirements and has notified all potentially affected clients.

The Supreme Court decision has resulted, and may continue to result, in a number of client requests for UBS to disclose and potentially surrender retrocessions. Client requests are assessed on a case-by-case basis. Considerations taken into account when assessing these cases include, among others, the existence of a discretionary mandate and whether or not the client documentation contained a valid waiver with respect to distribution fees.

Our balance sheet at 31 December 2016 reflected a provision with respect to matters described in this item 6 in an amount that UBS believes to be appropriate under the applicable accounting standard. The ultimate exposure will depend on client requests and the resolution thereof, factors that are difficult to predict and assess. Hence, as in the case of other matters for which we have established provisions, the future outflow of resources in respect of such matters cannot be determined with certainty based on currently available information and accordingly may ultimately prove to be substantially greater (or may be less) than the provision that we have recognized.

7. Banco UBS Pactual tax indemnity

Pursuant to the 2009 sale of Banco UBS Pactual S.A. (Pactual) by UBS to BTG Investments, LP (BTG), BTG has submitted contractual indemnification claims that UBS estimates amount to approximately BRL 2.6 billion, including interest and penalties,

which is net of liabilities retained by BTG. The claims pertain principally to several tax assessments issued by the Brazilian tax authorities against Pactual relating to the period from December 2006 through March 2009, when UBS owned Pactual. These assessments are being challenged in administrative and judicial proceedings. The majority of these assessments relate to the deductibility of goodwill amortization in connection with UBS's 2006 acquisition of Pactual and payments made to Pactual employees through various profit-sharing plans. In 2015, an intermediate administrative court issued a decision that was largely in favor of the tax authority with respect to the goodwill amortization assessment. In May 2016, the highest level of the administrative court agreed to review this decision on a number of the significant issues.

8. Investigation of UBS's role in initial public offerings in Hong Kong

The Hong Kong Securities and Futures Commission (SFC) has been conducting investigations into UBS's role as a sponsor of certain initial public offerings listed on the Hong Kong Stock Exchange. In October 2016, the SFC informed UBS that it intends to commence action against UBS and certain UBS employees with respect to sponsorship work in those offerings. If such action is taken, there may be financial ramifications for UBS, including fines and obligations to pay investor compensation, and suspension of UBS's ability to provide corporate finance advisory services in Hong Kong for a period of time. On 16 January 2017, a writ was filed by the SFC with Hong Kong's High Court in which UBS is named as one of six defendants from whom the SFC is seeking compensation in an unspecified amount for losses incurred by certain shareholders of China Forestry Holdings Company Limited, for whom UBS acted as a sponsor in connection with their 2009 listing application.

Note 21 Other liabilities

<i>CHF million</i>	31.12.16	31.12.15
Prime brokerage payables ¹	31,973	45,306
Amounts due under unit-linked investment contracts	9,286	15,718
Compensation-related liabilities	5,256	5,122
<i>of which: accrued expenses</i>	2,367	2,827
<i>of which: other deferred compensation plans</i>	1,623	1,559
<i>of which: net defined benefit pension and post-employment liabilities²</i>	1,266	736
Third-party interest in consolidated investment funds	751	594
Settlement and clearing accounts	1,011	893
Current and deferred tax liabilities ³	911	810
VAT and other tax payables	487	446
Deferred income	168	210
Accrued interest expenses	1,571	1,438
Other accrued expenses	2,427	2,492
Liabilities of disposal group held for sale ⁴	5,213	235
Other	1,390	1,343
Total other liabilities	60,443	74,606

¹ Prime brokerage services include clearance, settlement, custody, financing and portfolio reporting services for corporate clients trading across multiple asset classes. Prime brokerage payables are mainly comprised of client securities financing and deposits. ² Refer to Note 26 for more information. ³ Refer to Note 8 for more information. ⁴ Refer to Note 30 for more information.

Additional information

Note 22 Fair value measurement

This Note provides fair value measurement information for both financial and non-financial instruments and is structured as follows:

- a) Valuation principles
- b) Valuation governance
- c) Fair value hierarchy
- d) Valuation adjustments

- e) Transfers between Level 1 and Level 2
- f) Level 3 instruments: valuation techniques and inputs
- g) Level 3 instruments: sensitivity to changes in unobservable input assumptions
- h) Level 3 instruments: movements during the period
- i) Financial instruments not measured at fair value

a) Valuation principles

Fair value is defined as the price that would be received for the sale of an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants in the principal market (or most advantageous market, in the absence of a principal market) as of the measurement date. In measuring fair value, UBS AG uses various valuation approaches and applies a hierarchy for prices and inputs that maximizes the use of observable market data, if available.

All financial and non-financial assets and liabilities measured or disclosed at fair value are categorized into one of three fair value hierarchy levels. In certain cases, the inputs used to measure fair value may fall within different levels of the fair value hierarchy. For disclosure purposes, the level in the hierarchy within which the instrument is classified in its entirety is based on the lowest level input that is significant to the position's fair value measurement:

- Level 1 – quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets and liabilities;
- Level 2 – valuation techniques for which all significant inputs are, or are based on, observable market data; or
- Level 3 – valuation techniques for which significant inputs are not based on observable market data.

If available, fair values are determined using quoted prices in active markets for identical assets or liabilities. An active market is one in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing data on an ongoing basis. Assets and liabilities that are quoted and traded in an active market are valued at the currently quoted price multiplied by the number of units of the instrument held.

Where the market for a financial instrument or non-financial asset or liability is not active, fair value is established using a valuation technique, including pricing models. Valuation techniques involve the use of estimates, the extent of which depends on the complexity of the instrument and the availability

of market-based data. Valuation adjustments may be made to allow for additional factors, including model, liquidity, credit and funding risks, which are not explicitly captured within the valuation technique, but which would nevertheless be considered by market participants when establishing a price. The limitations inherent in a particular valuation technique are considered in the determination of an asset or liability's classification within the fair value hierarchy.

Many cash instruments and over-the-counter (OTC) derivative contracts have bid and offer prices that can be observed in the marketplace. Bid prices reflect the highest price that a party is willing to pay for an asset. Offer prices represent the lowest price that a party is willing to accept for an asset. In general, long positions are measured at a bid price and short positions at an offer price, reflecting the prices at which the instruments could be transferred under normal market conditions. Offsetting positions in the same financial instrument are marked at the mid-price within the bid-offer spread.

Generally, the unit of account for a financial instrument is the individual instrument, and UBS AG applies valuation adjustments at an individual instrument level, consistent with that unit of account. However, if certain conditions are met, UBS AG may estimate the fair value of a portfolio of financial assets and liabilities with substantially similar and offsetting risk exposures on the basis of the net open risks.

For transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially recognized at the transaction price. This initial recognition amount may differ from the fair value obtained using the valuation technique. Any such difference is deferred and not recognized in the income statement and referred to as deferred day-1 profit or loss.

→ Refer to Note 22d for more information

Note 22 Fair value measurement (continued)

b) Valuation governance

UBS AG's fair value measurement and model governance framework includes numerous controls and other procedural safeguards that are intended to maximize the quality of fair value measurements reported in the financial statements. New products and valuation techniques must be reviewed and approved by key stakeholders from risk and finance control functions. Responsibility for the ongoing measurement of financial and non-financial instruments at fair value resides with the business divisions. In carrying out their valuation responsibilities, the businesses are required to consider the availability and quality of external market data and to provide justification and rationale for their fair value estimates.

Fair value estimates are validated by risk and finance control functions, which are independent of the business divisions.

Independent price verification is performed by finance through benchmarking the business divisions' fair value estimates with observable market prices and other independent sources. Controls and governance are in place to ensure the quality of third-party pricing sources where used. For instruments where valuation models are used to determine fair value, independent valuation and model control groups within finance and risk evaluate UBS AG's models on a regular basis, including valuation and model input parameters as well as pricing. As a result of the valuation controls employed, valuation adjustments may be made to the business divisions' estimates of fair value to align with independent market data and the relevant accounting standard.

→ Refer to Note 22d for more information

Note 22 Fair value measurement (continued)

c) Fair value hierarchy

The table below provides the fair value hierarchy classification of financial and non-financial assets and liabilities measured at fair value. The narrative that follows describes the different product types, valuation techniques used in measuring their fair value,

including significant valuation inputs and assumptions used, and the factors determining their classification within the fair value hierarchy.

Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques¹

CHF million	31.12.16				31.12.15			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Assets measured at fair value on a recurring basis								
Financial assets held for trading ²	76,046	14,377	1,689	92,112	96,388	21,946	2,070	120,405
of which:								
Government bills / bonds	10,500	1,319	0	11,820	12,911	3,277	5	16,193
Corporate and municipal bonds	58	6,722	591	7,371	232	8,108	698	9,038
Loans	0	1,356	681	2,037	0	1,769	816	2,585
Investment fund units	6,114	3,521	63	9,698	6,062	5,697	168	11,928
Asset-backed securities	0	470	215	685	0	958	201	1,159
Equity instruments	50,916	397	65	51,378	62,420	1,475	89	63,984
Financial assets for unit-linked investment contracts	8,459	591	74	9,123	14,764	663	93	15,519
Positive replacement values	434	155,428	2,549	158,411	545	164,025	2,865	167,435
of which:								
Interest rate contracts	8	57,703	278	57,988	1	74,443	88	74,531
Credit derivative contracts	0	2,562	1,313	3,875	0	5,384	1,272	6,656
Foreign exchange contracts	263	75,607	222	76,092	304	64,886	484	65,675
Equity / index contracts	1	17,274	729	18,003	2	15,938	996	16,936
Commodity contracts	0	2,269	8	2,277	0	3,363	25	3,388
Financial assets designated at fair value	39,641	23,304	2,079	65,024	170	2,338	3,301	5,808
of which:								
Government bills / bonds	39,439	4,361	0	43,799	4	0	0	4
Corporate and municipal bonds	15	16,860	0	16,875	0	0	0	0
Loans (including structured loans)	0	2,043	1,195	3,238	0	2,311	1,677	3,988
Structured reverse repurchase and securities borrowing agreements	0	40	644	684	0	40	1,510	1,550
Other	187	0	240	427	165	12	113	266
Financial assets available for sale	6,299	8,891	486	15,676	34,204	27,653	686	62,543
of which:								
Government bills / bonds	5,444	450	0	5,894	31,108	1,986	0	33,094
Corporate and municipal bonds	646	4,939	12	5,596	2,992	22,186	27	25,205
Investment fund units	0	51	126	177	0	64	139	202
Asset-backed securities	0	3,381	0	3,381	0	3,396	0	3,396
Equity instruments	204	71	336	611	103	21	517	641
Non-financial assets								
Precious metals and other physical commodities	4,583	0	0	4,583	3,670	0	0	3,670
Assets measured at fair value on a non-recurring basis								
Other assets ³	5,060	131	56	5,248	266	69	78	413
Total assets measured at fair value	132,064	202,132	6,860	341,056	135,242	216,037	9,001	360,280

Note 22 Fair value measurement (continued)

Determination of fair values from quoted market prices or valuation techniques (continued)¹

CHF million	31.12.16				31.12.15			
	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Liabilities measured at fair value on a recurring basis								
Trading portfolio liabilities	18,808	3,898	119	22,825	25,476	3,504	158	29,137
of which:								
Government bills / bonds	5,573	648	0	6,221	5,997	845	0	6,842
Corporate and municipal bonds	12	2,927	37	2,976	12	2,370	90	2,471
Investment fund units	484	91	20	595	666	52	20	738
Asset-backed securities	0	5	0	5	0	2	0	2
Equity instruments	12,740	227	62	13,028	18,802	235	47	19,084
Negative replacement values	539	149,255	4,016	153,810	640	158,494	3,296	162,430
of which:								
Interest rate contracts	12	51,990	475	52,476	2	67,225	326	67,553
Credit derivative contracts	0	3,269	1,538	4,807	0	5,350	1,303	6,653
Foreign exchange contracts	274	71,668	148	72,089	286	62,965	233	63,484
Equity / index contracts	1	20,254	1,854	22,109	1	19,722	1,433	21,156
Commodity contracts	0	2,040	1	2,041	0	3,222	0	3,222
Financial liabilities designated at fair value	2	44,007	11,008	55,017	1	52,321	10,673	62,995
of which:								
Issued debt instruments	0	40,242	9,688	49,930	0	47,197	9,337	56,534
Over-the-counter debt instruments	2	3,611	1,050	4,663	2	4,719	773	5,493
Structured repurchase agreements	0	130	266	395	0	293	556	849
Loan commitments and guarantees	0	25	5	29	0	113	7	119
Other liabilities – amounts due under unit-linked investment contracts	0	9,286	0	9,286	0	15,718	0	15,718
Liabilities measured at fair value on a non-recurring basis								
Other liabilities ²	0	5,213	0	5,213	0	235	0	235
Total liabilities measured at fair value	19,349	211,660	15,143	246,152	26,117	230,272	14,127	270,515

¹ Bifurcated embedded derivatives are presented on the same balance sheet lines as their host contracts and are excluded from this table. As of 31 December 2016, net bifurcated embedded derivative assets held at fair value, totaling CHF 50 million (of which CHF 58 million were net Level 2 assets and CHF 8 million net Level 2 liabilities), were recognized on the balance sheet within Due to customers and Debt issued. As of 31 December 2015, net bifurcated embedded derivative liabilities held at fair value, totaling CHF 130 million (of which CHF 106 million were net Level 2 assets and CHF 236 million net Level 2 liabilities), were recognized on the balance sheet within Debt issued. ² Financial assets held for trading do not include precious metals and other physical commodities. ³ Other assets and other liabilities primarily consist of assets held for sale as well as assets and liabilities of a disposal group held for sale, which are measured at the lower of their net carrying amount or fair value less costs to sell. Refer to Note 30 for more information.

Note 22 Fair value measurement (continued)**Valuation techniques**

Valuation techniques are used to value positions for which a market price is not available from market sources. This includes certain less liquid debt and equity instruments, certain exchange-traded derivatives and all derivatives transacted in the OTC market. UBS AG uses widely recognized valuation techniques for determining the fair value of financial and non-financial instruments that are not actively traded and quoted. The most frequently applied valuation techniques include discounted value of expected cash flows, relative value and option pricing methodologies.

Discounted value of expected cash flows is a valuation technique that measures fair value using estimated expected future cash flows from assets or liabilities and then discounts these cash flows using a discount rate or discount margin that reflects the credit and / or funding spreads required by the market for instruments with similar risk and liquidity profiles to produce a present value. When using such valuation techniques, expected future cash flows are estimated using an observed or implied market price for the future cash flows or by using industry standard cash flow projection models. The discount factors within the calculation are generated using industry standard yield curve modeling techniques and models.

Relative value models measure fair value based on the market prices of equivalent or comparable assets or liabilities, making adjustments for differences between the characteristics of the observed instrument and the instrument being valued.

Option pricing models incorporate assumptions regarding the behavior of future price movements of an underlying referenced asset or assets to generate a probability-weighted future expected payoff for the option. The resulting probability-weighted expected payoff is then discounted using discount factors generated from industry standard yield curve modeling techniques and models. The option pricing model may be implemented using a closed-form analytical formula or other mathematical techniques (e.g., binomial tree or Monte Carlo simulation).

Where available, valuation techniques use market-observable assumptions and inputs. If such data is not available, inputs may be derived by reference to similar assets in active markets, from recent prices for comparable transactions or from other observable market data. In such cases, the inputs selected are based on historical experience and practice for similar or analogous instruments, derivation of input levels based on similar products with observable price levels and knowledge of current market conditions and valuation approaches.

For more complex instruments and instruments not traded in an active market, fair values may be estimated using a combination of observed transaction prices, consensus pricing services and relevant quotes. Consideration is given to the nature of the quotes (e.g., indicative or firm) and the relationship of recently evidenced market activity to the prices provided by consensus pricing services. UBS AG also uses internally

developed models, which are typically based on valuation methods and techniques recognized as standard within the industry.

Assumptions and inputs used in valuation techniques include benchmark interest rate curves, credit and funding spreads used in estimating discount rates, bond and equity prices, equity index prices, foreign exchange rates, levels of market volatility and correlation. Refer to Note 22f for more information. The discount curves used by UBS AG incorporate the funding and credit characteristics of the instruments to which they are applied.

Financial instruments excluding derivatives: product description, valuation and classification in the fair value hierarchy

Government bills and bonds

Product description: government bills and bonds include fixed-rate, floating-rate and inflation-linked bills and bonds issued by sovereign governments.

Valuation: these instruments are generally valued using prices obtained directly from the market. Instruments that cannot be priced directly using active market data are valued using discounted cash flow valuation techniques that incorporate market data for similar government instruments.

Fair value hierarchy: government bills and bonds are generally traded in active markets with prices that can be obtained directly from these markets, resulting in classification as Level 1, while the remaining positions are classified as Level 2.

Corporate and municipal bonds

Product description: corporate bonds include senior, junior and subordinated debt issued by corporate entities. Municipal bonds are issued by state and local governments. While most instruments are standard fixed- or floating-rate securities, some may have more complex coupon or embedded option features.

Valuation: corporate and municipal bonds are generally valued using prices obtained directly from the market for the security, or similar securities, adjusted for seniority, maturity and liquidity. When prices are not available, instruments are valued using discounted cash flow valuation techniques incorporating the credit spread of the issuer or similar issuers. For convertible bonds where no directly comparable price is available, issuances may be priced using a convertible bond model.

Fair value hierarchy: corporate and municipal bonds are generally classified as Level 1 or Level 2 depending on the depth of trading activity behind price sources. Level 3 instruments have no suitable pricing information available and also cannot be referenced to other securities issued by the same issuer. Therefore, such instruments are measured based on price levels for similar issuers adjusted for relative tenor and issuer quality.

Note 22 Fair value measurement (continued)

Traded loans and loans designated at fair value

Product description: these instruments include fixed-rate loans, corporate loans, recently originated commercial real estate loans and contingent lending transactions.

Valuation: loans are valued directly using market prices that reflect recent transactions or quoted dealer prices where available. Where no market price data are available, loans are valued using relative value benchmarking using pricing derived from debt instruments in comparable entities or different products in the same entity, or by using a credit default swap valuation technique, which requires inputs for credit spreads, credit recovery rates and interest rates. Recently originated commercial real estate loans are measured using a securitization approach based on rating agency guidelines. The valuation of the contingent lending transactions is dependent on actuarial mortality levels and actuarial life insurance policy lapse rates. Mortality and lapse rate assumptions are based on external actuarial estimations for large homogeneous pools, and contingencies are derived from a range relative to the actuarially expected amount.

Fair value hierarchy: instruments with suitably deep and liquid pricing information are classified as Level 2, while any positions requiring the use of valuation techniques, or for which the price sources have insufficient trading depth, are classified as Level 3.

Investment fund units

Product description: investment fund units are pools of assets, generally equity instruments and bonds, broken down to redeemable units.

Valuation: investment fund units are predominantly exchange-traded, with readily available quoted prices in liquid markets. Where market prices are not available, fair value may be measured using net asset values (NAV), taking into account any restrictions imposed upon redemption.

Fair value hierarchy: listed units are classified as Level 1, provided there is sufficient trading activity to justify active market classification, while other positions are classified as Level 2. Positions for which NAV is not available or which are not redeemable at the measurement date or shortly thereafter are classified as Level 3.

Asset-backed securities (ABS)

Product description: ABS include residential mortgage-backed securities (RMBS), commercial mortgage-backed securities (CMBS), other asset-backed securities (ABS) and collateralized debt obligations (CDO) and are instruments generally issued through the process of securitization of underlying interest-bearing assets.

Valuation: for liquid securities, the valuation process will use trade and price data, updated for movements in market levels between the time of trading and the time of valuation. Less liquid instruments are measured using discounted expected cash flows incorporating price data for instruments or indices with

similar risk profiles. Inputs to discounted expected cash flow techniques include asset prepayment rates, discount margin or discount yields, asset default rates and asset loss on default severity.

Fair value hierarchy: RMBS, CMBS and ABS are generally classified as Level 2. However, if significant inputs are unobservable, or if market or fundamental data are not available, they are classified as Level 3.

Equity instruments

Product description: equity instruments include stocks and shares, private equity positions and units held in hedge funds.

Valuation: listed equity instruments are generally valued using prices obtained directly from the market. Unlisted equity holdings, including private equity positions, are initially marked at their transaction price and are revalued when reliable evidence of price movement becomes available or when the position is deemed to be impaired. Fair value for units held in hedge funds is measured based on their published NAV, taking into account any restrictions imposed upon redemption.

Fair value hierarchy: the majority of equity securities are actively traded on public stock exchanges where quoted prices are readily and regularly available, resulting in Level 1 classification. Units held in hedge funds are classified as Level 2, except for positions for which published NAV is not available or which are not redeemable at the measurement date or shortly thereafter, in which case such positions are classified as Level 3.

Financial assets for unit-linked investment contracts

Product description: unit-linked investment contracts allow investors to invest in a pool of assets through issued investment units.

Valuation: the majority of assets are listed on exchanges and fair values are determined using quoted prices.

Fair value hierarchy: most assets are classified as Level 1 if actively traded, or Level 2 if trading is not active. However, instruments for which prices are not readily available are classified as Level 3.

Structured (reverse) repurchase agreements

Product description: structured (reverse) repurchase agreements are securities purchased under resale agreements and securities sold under repurchase agreements.

Valuation: these instruments are valued using discounted expected cash flow techniques. The discount rate applied is based on funding curves that are specific to the collateral eligibility terms for the contract in question.

Fair value hierarchy: collateral terms for these positions are not standard and therefore funding spread levels used for valuation purposes cannot be observed in the market. As a result, these positions are mostly classified as Level 3.

Note 22 Fair value measurement (continued)

Financial liabilities designated at fair value

Product description: debt instruments, primarily comprised of equity-, rates- and credit-linked issued notes, which are held at fair value under the fair value option. These instruments are tailored specifically to the holder's risk or investment appetite with structured coupons or payoffs.

Valuation: the risk management and the valuation approaches for these instruments are closely aligned with the equivalent derivatives business and the underlying risk, and the valuation techniques used for this component are the same as the relevant valuation techniques described below. For example, equity-linked notes should be referenced to equity / index contracts and credit-linked notes should be referenced to credit derivative contracts.

Fair value hierarchy: observability is closely aligned with the determined derivatives business and the underlying risk.

- Refer to Note 18 for more information on financial liabilities designated at fair value
- Refer to Note 22d for more information on own credit adjustments related to financial liabilities designated at fair value

Amounts due under unit-linked investment contracts

Product description: the financial liability represents the amounts due to unit holders.

Valuation: the fair values of investment contract liabilities are determined by reference to the fair value of the corresponding assets.

Fair value hierarchy: the liabilities themselves are not actively traded, but are mainly referenced to instruments that are actively traded and are therefore classified as Level 2.

Derivative instruments: product description, valuation and classification in the fair value hierarchy

The curves used for discounting expected cash flows in the valuation of collateralized derivatives reflect the funding terms associated with the relevant collateral arrangement for the instrument being valued. These collateral arrangements differ across counterparties with respect to the eligible currency and interest terms of the collateral. The majority of collateralized derivatives are measured using a discount curve that is based on funding rates derived from overnight interest in the cheapest eligible currency for the respective counterparty collateral agreement.

Uncollateralized and partially collateralized derivatives are discounted using the LIBOR (or equivalent) curve for the currency of the instrument. As described in Note 22d, the fair value of uncollateralized and partially collateralized derivatives is then adjusted by CVA, DVA and FVA as applicable, to reflect an estimation of the effect of counterparty credit risk, UBS AG's own credit risk and funding costs and benefits.

Interest rate contracts

Product description: interest rate swap contracts include interest rate swaps, basis swaps, cross-currency swaps, inflation swaps and interest rate forwards, often referred to as forward-rate agreements (FRA). Interest rate option contracts include caps and floors, swaptions, swaps with complex payoff profiles and other more complex interest rate options.

Valuation: interest rate swap contracts are valued by estimating future interest cash flows and discounting those cash flows using a rate that reflects the appropriate funding rate for the position being measured. The yield curves used to estimate future index levels and discount rates are generated using market standard yield curve models using interest rates associated with current market activity. The key inputs to the models are interest rate swap rates, FRA rates, short-term interest rate futures prices, basis swap spreads and inflation swap rates. Interest rate option contracts are valued using various market standard option models, using inputs that include interest rate yield curves, inflation curves, volatilities and correlations. The volatility and correlation inputs within the models are implied from market data based on market observed prices for standard option instruments trading within the market. Option models used to value more exotic products have a number of model parameter inputs that require calibration to enable the exotic model to price standard option instruments to the price levels observed in the market. When the maturity of the interest rate swap or option contract exceeds the term for which standard market quotes are observable for a significant input parameter, the contracts are valued by extrapolation from the last observable point using standard assumptions or by reference to another observable comparable input parameter to represent a suitable proxy for that portion of the term.

Fair value hierarchy: the majority of interest rate swaps are classified as Level 2 as the standard market contracts that form the inputs for yield curve models are generally traded in active and observable markets. Options are generally treated as Level 2 as the calibration process enables the model output to be validated to active market levels. Models calibrated in this way are then used to revalue the portfolio of both standard options as well as more exotic products. In most cases, there are active and observable markets for the standard market instruments that form the inputs for yield curve models as well as the financial instruments from which volatility and correlation inputs are derived. Exotic options for which appropriate volatility or correlation input levels cannot be implied from observable market data are classified as Level 3. Interest rate swap or option contracts are classified as Level 3 when the term exceeds standard market observable quotes.

Note 22 Fair value measurement (continued)**Credit derivative contracts**

Product description: a credit derivative is a financial instrument that transfers credit risk related to a single underlying entity, a portfolio of underlying entities or a pool of securitized referenced assets. Credit derivative products include credit default swaps (CDS) on single names, indices, bespoke portfolios and securitized products, plus first to default swaps and certain total return swaps (TRS).

Valuation: credit derivative contracts are valued using industry standard models based primarily on market credit spreads, upfront pricing points and implied recovery rates. Where a derivative credit spread is not directly available it may be derived from the price of the reference cash bond. Correlation is an additional input for certain portfolio credit derivatives. Asset-backed credit derivatives are valued using a similar valuation technique to the underlying security with an adjustment to reflect the funding differences between cash and synthetic form. Inputs include prepayment rates, default rates, loss severity, discount margin / rate.

Fair value hierarchy classification: single entity and portfolio credit derivative contracts are classified as Level 2 when credit spreads, recovery rates and correlations are determined from actively traded observable market data. Where the underlying reference name(s) are not actively traded and the correlation cannot be directly mapped to actively traded tranche instruments, these contracts are classified as Level 3. Asset-backed credit derivatives follow the characteristics of the underlying security and are therefore distributed across Level 2 and Level 3.

Foreign exchange contracts

Product description: this includes open spot and forward foreign exchange (FX) contracts and OTC FX option contracts. OTC FX option contracts include standard call and put options, options with multiple exercise dates, path-dependent options, options with averaging features, options with discontinuous payoff characteristics, options on a number of underlying FX rates and multi-dimensional FX option contracts, which have a dependency on multiple FX pairs.

Valuation: open spot FX contracts are valued using the FX spot rate observed in the market. Forward FX contracts are valued using the FX spot rate adjusted for forward pricing points observed from standard market-based sources. OTC FX option contracts are valued using market standard option valuation models. The models used for shorter-dated options (i.e., maturities of five years or less) tend to be different than those used for longer-dated options because the models needed for longer-dated OTC FX contracts require additional consideration of interest rate and FX rate interdependency. Inputs to the option valuation models include spot FX rates, FX forward

points, FX volatilities, interest rate yield curves, interest rate volatilities and correlations. The inputs for volatility and correlation are implied through the calibration of observed prices for standard option contracts trading within the market. The valuation for multiple-dimensional FX options uses a multi-local volatility model, which is calibrated to the observed FX volatilities for all relevant FX pairs.

Fair value hierarchy: the markets for both FX spot and FX forward pricing points are both actively traded and observable and therefore such FX contracts are generally classified as Level 2. A significant proportion of OTC FX option contracts are classified as Level 2 as inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets. OTC FX option contracts classified as Level 3 include multiple-dimensional FX options and long-dated FX exotic option contracts where there is no active market from which to derive volatility or correlation inputs. The inputs used to value these OTC FX option contracts are calculated using consensus pricing services without an underlying principal market, historical asset prices or by extrapolation.

Equity / index contracts

Product description: equity / index contracts are equity forward contracts and equity option contracts. Equity option contracts include market standard single or basket stock or index call and put options as well as equity option contracts with more complex features.

Valuation: equity forward contracts have a single stock or index underlying and are valued using market standard models. The key inputs to the models are stock prices, estimated dividend rates and equity funding rates (which are implied from prices of forward contracts observed in the market). Estimated cash flows are then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. When no market data is available for the instrument maturity, they are valued by extrapolation of available data, use of historical dividend data, or use of data for a related equity. Equity option contracts are valued using market standard models that estimate the equity forward level as described for equity forward contracts and incorporate inputs for stock volatility and for correlation between stocks within a basket. The probability-weighted expected option payoff generated is then discounted using market standard discounted cash flow models using a rate that reflects the appropriate funding rate for that portion of the portfolio. When volatility, forward or correlation inputs are not available, they are valued using extrapolation of available data, historical dividend, correlation or volatility data, or the equivalent data for a related equity.

Note 22 Fair value measurement (continued)

Fair value hierarchy: as inputs are derived mostly from standard market contracts traded in active and observable markets, a significant proportion of equity forward contracts are classified as Level 2. Equity option positions for which inputs are derived from standard market contracts traded in active and observable markets are also classified as Level 2. Level 3 positions are those for which volatility, forward or correlation inputs are not observable.

Commodity contracts

Product description: commodity derivative contracts include forward, swap and option contracts on individual commodities and on commodity indices.

Valuation: commodity forward and swap contracts are measured using market standard models that use market

forward levels on standard instruments. Commodity option contracts are measured using market standard option models that estimate the commodity forward level as described for commodity forward and swap contracts, incorporating inputs for the volatility of the underlying index or commodity. For commodity options on baskets of commodities or bespoke commodity indices, the valuation technique also incorporates inputs for the correlation between different commodities or commodity indices.

Fair value hierarchy: individual commodity contracts are typically classified as Level 2 because active forward and volatility market data are available.

→ Refer to Note 12 for more information on derivative instruments

d) Valuation adjustments

The output of a valuation technique is always an estimate of a fair value that cannot be measured with complete certainty. As a result, valuations are adjusted, where appropriate and when such factors would be considered by market participants in estimating fair value, to reflect close-out costs, credit exposure, model-driven valuation uncertainty, funding costs and benefits, trading restrictions and other factors. Valuation adjustments are an important component of fair value for assets and liabilities that are measured using valuation techniques. Such adjustments are applied to reflect uncertainties within the fair value measurement process, to adjust for an identified model simplification or to incorporate an aspect of fair value that requires an overall portfolio assessment rather than an evaluation based on an individual instrument level characteristic.

Day-1 reserves

For new transactions where the valuation technique used to measure fair value requires significant inputs that are not based on observable market data, the financial instrument is initially

recognized at the transaction price. The transaction price may differ from the fair value obtained using a valuation technique where any such difference is deferred and not initially recognized in the income statement. These day-1 profit or loss reserves are reflected, where appropriate, as valuation adjustments.

The table below summarizes the changes in deferred day-1 profit or loss reserves during the respective period.

Deferred day-1 profit or loss related to financial instruments other than financial assets available for sale is released into *Net trading income* when pricing of equivalent products or the underlying parameters become observable or when the transaction is closed out.

Deferred day-1 profit or loss related to financial assets available for sale is released into *Other comprehensive income* when pricing of equivalent products or the underlying parameters become observable and is released into *Other income* when the assets are sold.

Deferred day-1 profit or loss

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Balance at the beginning of the year	421	480	486
Profit / (loss) deferred on new transactions	254	268	344
(Profit) / loss recognized in the income statement	(290)	(321)	(384)
(Profit) / loss recognized in other comprehensive income	(23)		
Foreign currency translation	9	(6)	35
Balance at the end of the year	371	421	480

Note 22 Fair value measurement (continued)**Own credit**

In addition to considering the valuation of the derivative risk component, the valuation of financial liabilities designated at fair value also requires consideration of the funded component and specifically the own credit component of fair value. Own credit risk is reflected in the valuation of UBS AG's fair value option liabilities where this component is considered relevant for valuation purposes by UBS AG's counterparties and other market participants. However, own credit risk is not reflected in the valuation of UBS AG's liabilities that are fully collateralized or for other obligations for which it is established market practice not to include an own credit component.

The own credit presentation requirements of IFRS 9, *Financial Instruments*, were adopted as of 1 January 2016. From this date onward, changes in the fair value of financial liabilities designated at fair value through profit or loss related to own credit are recognized in *Other comprehensive income* directly within *Retained Earnings*. As UBS AG does not hedge changes in own credit arising on financial liabilities designated at fair value, presenting own credit within *Other comprehensive income* does not create or increase an accounting mismatch in the income statement. The unrealized and any realized own credit

recognized in *Other comprehensive income* will not be reclassified to the income statement in future periods. Comparative period information was not restated.

Own credit is estimated using an own credit adjustment curve (OCA), which incorporates observable market data, including market-observed secondary prices for UBS AG senior debt, UBS AG credit default swap (CDS) spreads and senior debt curves of peers. The table below summarizes the effects of own credit adjustments related to financial liabilities designated at fair value. The change in unrealized own credit for the period ended consists of changes in fair value that are attributable to the change in UBS AG's credit spreads, as well as the effect of changes in fair values attributable to factors other than credit spreads, such as redemptions, effects from time decay and changes in interest and other market rates. Realized own credit is recognized when an instrument with an associated unrealized own credit adjustment is repurchased prior to the contractual maturity date. Life-to-date amounts reflect the cumulative unrealized change since initial recognition.

→ Refer to Note 18 for more information on financial liabilities designated at fair value

Own credit adjustments on financial liabilities designated at fair value

	For the year ended		
	Included in Other comprehensive income	Included in Net trading income	
CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Recognized during the year:			
Realized gain / (loss)	18		
Unrealized gain / (loss)	(138)	553	292
Total gain / (loss), before tax	(120)		
		As of	
CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Recognized on the balance sheet as of the end of the year:			
Unrealized life-to-date gain / (loss)	141	287	(302)

Note 22 Fair value measurement (continued)**Credit valuation adjustments**

In order to measure the fair value of OTC derivative instruments, including funded derivative instruments which are classified as *Financial assets designated at fair value*, credit valuation adjustments (CVA) are necessary to reflect the credit risk of the counterparty inherent in these instruments. This amount represents the estimated fair value of protection required to hedge the counterparty credit risk of such instruments. A CVA is determined for each counterparty, considering all exposures to that counterparty, and is dependent on the expected future value of exposures, default probabilities and recovery rates, applicable collateral or netting arrangements, break clauses and other contractual factors.

Funding valuation adjustments

Funding valuation adjustments (FVA) reflect the costs and benefits of funding associated with uncollateralized and partially collateralized derivative receivables and payables and are calculated as the valuation effect from moving the discounting of the uncollateralized derivative cash flows from LIBOR to OCA using the CVA framework.

An FVA is also applied to collateralized derivative assets in cases where the collateral cannot be sold or repledged.

Debit valuation adjustments

A debit valuation adjustment (DVA) is estimated to incorporate own credit in the valuation of derivatives, effectively consistent with the CVA framework. DVA is determined for each counterparty, considering all exposures with that counterparty

and taking into account collateral netting agreements, expected future mark-to-market movements and UBS AG's credit default spreads.

Other valuation adjustments

Instruments that are measured as part of a portfolio of combined long and short positions are valued at mid-market levels to ensure consistent valuation of the long and short component risks. A liquidity valuation adjustment is then made to the overall net long or short exposure to move the fair value to bid or offer as appropriate, reflecting current levels of market liquidity. The bid-offer spreads used in the calculation of this valuation adjustment are obtained from market transactions and other relevant sources and are updated periodically.

Uncertainties associated with the use of model-based valuations are incorporated into the measurement of fair value through the use of model reserves. These reserves reflect the amounts that UBS AG estimates should be deducted from valuations produced directly by models to incorporate uncertainties in the relevant modeling assumptions, in the model and market inputs used, or in the calibration of the model output to adjust for known model deficiencies. In arriving at these estimates, UBS AG considers a range of market practices, including how it believes market participants would assess these uncertainties. Model reserves are reassessed periodically in light of data from market transactions, consensus pricing services and other relevant sources.

Valuation adjustments on financial instruments

	<i>As of</i>	
<i>Life-to-date gain / (loss), CHF million</i>	31.12.16	31.12.15
Credit valuation adjustments ¹	(216)	(309)
Funding valuation adjustments	(106)	(160)
Debit valuation adjustments	5	47
Other valuation adjustments	(713)	(810)
<i>of which: liquidity</i>	<i>(438)</i>	<i>(491)</i>
<i>of which: model uncertainty</i>	<i>(274)</i>	<i>(319)</i>

¹ Amounts do not include reserves against defaulted counterparties.

Note 22 Fair value measurement (continued)

e) Transfers between Level 1 and Level 2

The amounts provided below reflect transfers between Level 1 and Level 2 for instruments that were held for the entire reporting period.

Assets totaling approximately CHF 0.2 billion, which were mainly comprised of financial assets held for trading, and liabilities totaling approximately CHF 0.1 billion, which were primarily comprised of financial liabilities held for trading, were transferred from Level 2 to Level 1 during 2016, generally due to increased levels of trading activity observed within the market.

Assets totaling approximately CHF 0.4 billion, which were mainly comprised of financial assets available for sale, largely corporate and municipal bonds, and financial assets held for trading, predominantly equity instruments and corporate and municipal bonds, were transferred from Level 1 to Level 2 during 2016, generally due to diminished levels of trading activity observed within the market. Transfers of financial liabilities from Level 1 to Level 2 during 2016 were not significant.

f) Level 3 instruments: valuation techniques and inputs

The table below presents material Level 3 assets and liabilities together with the valuation techniques used to measure fair value, the significant inputs used in the valuation technique that are considered unobservable and a range of values for those unobservable inputs.

The range of values represents the highest and lowest level input used in the valuation techniques. Therefore, the range does not reflect the level of uncertainty regarding a particular

input, but rather the different underlying characteristics of the relevant assets and liabilities. The ranges will therefore vary from period to period and parameter to parameter based on characteristics of the instruments held at each balance sheet date. Further, the ranges of unobservable inputs may differ across other financial institutions due to the diversity of the products in each firm's inventory.

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities

CHF billion	Fair value				Valuation technique(s)	Significant unobservable input(s) ¹	Range of inputs					
	Assets		Liabilities				31.12.16			31.12.15		
	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15			low	high	weighted average ²	low	high	weighted average ²
Financial assets held for trading / Trading portfolio liabilities, Financial assets / liabilities designated at fair value and Financial assets available for sale												
Corporate and municipal bonds	0.6	0.7	0.0	0.1	Relative value to market comparable	Bond price equivalent	0	128	88	0	134	94 points
Traded loans, loans designated at fair value, loan commitments and guarantees	2.0	2.6	0.0	0.0	Relative value to market comparable	Loan price equivalent	39	103	94	65	100	93 points
					Discounted expected cash flows	Credit spread	71	554		30	252	basis points
					Market comparable and securitization model	Discount margin	0	16	2	1	14	2 %
Equity instruments ³	0.4	0.6	0.1	0.0	Relative value to market comparable	Price						
Structured (reverse) repurchase agreements	0.6	1.5	0.3	0.6	Discounted expected cash flows	Funding spread	15	195		18	183	basis points
Issued and OTC debt instruments ⁴			10.7	10.1								

Note 22 Fair value measurement (continued)

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities (continued)

Valuation techniques and inputs used in the fair value measurement of Level 3 assets and liabilities (continued)															
CHF billion	Fair value				Valuation technique(s)	Significant unobservable input(s) ¹	Range of inputs						unit ¹		
	Assets		Liabilities				31.12.16			31.12.15					
	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15			low	high	weighted average ²	low	high	weighted average ²			
Replacement values															
Interest rate contracts	0.3	0.1	0.5	0.3	Option model	Volatility of interest rates	26	176		16	130		%		
						Rate-to-rate correlation	84	94		84	94		%		
						Intra-curve correlation	36	94		36	94		%		
						Discounted expected cash flows									%
Credit derivative contracts	1.3	1.3	1.5	1.3	Discounted expected cash flow based on modeled defaults and recoveries	Constant prepayment rate ³				0	3		%		
						Discounted expected cash flow projection on underlying bond									%
						Credit spreads	0	791		1	1,163		basis points		
						Upfront price points	1	13		8	25		%		
						Recovery rates	0	50		0	95		%		
						Credit index correlation	10	85		10	85		%		
						Discount margin	(1)	68		1	72		%		
						Credit pair correlation	59	100		57	94		%		
						Constant prepayment rate	1	15		0	15		%		
						Constant default rate	1	8		0	9		%		
Loss severity	40	100		0	100		%								
Discount margin	0	11		1	15		%								
Equity / index contracts	0.7	1.0	1.9	1.4	Option model	Bond price equivalent	3	100		0	104		points		
						Equity dividend yields	0	15		0	57		%		
						Volatility of equity stocks, equity and other indices	0	150		0	143		%		
						Equity-to-FX correlation	(45)	82		(44)	82		%		
						Equity-to-equity correlation	12	98		3	99		%		

¹ The ranges of significant unobservable inputs are represented in points, percentages and basis points. Points are a percentage of par. For example, 100 points would be 100% of par. ² Weighted averages are provided for non-derivative financial instruments and were calculated by weighting inputs based on the fair values of the respective instruments. Weighted averages are not provided for inputs related to derivative contracts as this would not be meaningful. ³ The range of inputs is not disclosed due to the dispersion of possible values given the diverse nature of the investments. ⁴ Valuation techniques, significant unobservable inputs and the respective input ranges for issued debt instruments and OTC debt instruments are the same as the equivalent derivative or structured financing instruments presented elsewhere in this table. ⁵ The range of inputs is not disclosed as of 31 December 2016 because this unobservable input parameter was not significant to the respective valuation technique as of that date.

Note 22 Fair value measurement (continued)**Significant unobservable inputs in Level 3 positions**

This section discusses the significant unobservable inputs used in the valuation of Level 3 instruments and assesses the potential effect that a change in each unobservable input in isolation may have on a fair value measurement, including information to facilitate an understanding of factors that give rise to the input ranges shown. Relationships between observable and unobservable inputs have not been included in the summary below.

Bond price equivalent

Where market prices are not available for a bond, fair value is measured by comparison with observable pricing data from similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include credit quality, maturity and industry of the issuer. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield (either as an outright yield or as a spread to LIBOR). Bond prices are expressed as points of the nominal, where 100 represents a fair value equal to the nominal value (i.e., par).

For corporate and municipal bonds, the range represents the range of prices from reference issuances used in determining fair value. Bonds priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while prices significantly in excess of 100 or par relate to inflation-linked or structured issuances that pay a coupon in excess of the market benchmark as of the measurement date.

For credit derivatives, the bond price range represents the range of prices used for reference instruments that are typically converted to an equivalent yield or credit spread as part of the valuation process.

Loan price equivalent

Where market prices are not available for a traded loan, fair value is measured by comparison with observable pricing data for similar instruments. Factors considered when selecting comparable instruments include industry segment, collateral quality, maturity and issuer-specific covenants. Fair value may be measured either by a direct price comparison or by conversion of an instrument price into a yield. The range represents the range of prices derived from reference issuances of a similar credit quality used in measuring fair value for loans classified as Level 3. Loans priced at 0 are distressed to the point that no recovery is expected, while a current price of 100 represents a loan that is expected to be repaid in full.

Credit spread

Valuation models for many credit derivatives require an input for the credit spread, which is a reflection of the credit quality of the associated referenced underlying. The credit spread of a particular security is quoted in relation to the yield on a

benchmark security or reference rate, typically either US Treasury or LIBOR, and is generally expressed in terms of basis points. An increase / (decrease) in credit spread will increase / (decrease) the value of credit protection offered by CDS and other credit derivative products. The income statement effect from such changes depends on the nature and direction of the positions held. Credit spreads may be negative where the asset is more creditworthy than the benchmark against which the spread is calculated. A wider credit spread represents decreasing creditworthiness. The ranges represents a diverse set of underlyings, with the lower end of the range representing credits of the highest quality (e.g., approximating the risk of LIBOR) and the upper end of the range representing greater levels of credit risk.

Discount margin (DM)

The DM spread represents the discount rates used to present value cash flows of an asset to reflect the market return required for uncertainty in the estimated cash flows. DM spreads are a rate or rates applied on top of a floating index (e.g., LIBOR) to discount expected cash flows. Generally, a decrease / (increase) in the unobservable input in isolation would result in a significantly higher / (lower) fair value.

The different ranges represent the different discount rates across loans and credit derivatives. The high end of the range relates to securities that are priced very low within the market relative to the expected cash flow schedule. This indicates that the market is pricing an increased risk of credit loss into the security that is greater than what is being captured by the expected cash flow generation process. The low ends of the ranges are typical of funding rates on better quality instruments.

Funding spread

Structured financing transactions are valued using synthetic funding curves that best represent the assets that are pledged as collateral for the transactions. They are not representative of where UBS AG can fund itself on an unsecured basis, but provide an estimate of where UBS AG can source and deploy secured funding with counterparties for a given type of collateral. The funding spreads are expressed in terms of basis points over or under LIBOR, and if funding spreads widen, this increases the effect of discounting.

A small proportion of structured debt instruments and non-structured fixed-rate bonds within financial liabilities designated at fair value had an exposure to funding spreads that was longer in duration than the actively traded market.

Note 22 Fair value measurement (continued)**Volatility**

Volatility measures the variability of future prices for a particular instrument and is generally expressed as a percentage, where a higher number reflects a more volatile instrument for which future price movements are more likely to occur. The minimum level of volatility is 0% and there is no theoretical maximum. Volatility is a key input into option models, where it is used to derive a probability-based distribution of future prices for the underlying instrument. The effect of volatility on individual positions within the portfolio is driven primarily by whether the option contract is a long or short position. In most cases, the fair value of an option increases as a result of an increase in volatility and is reduced by a decrease in volatility. Generally, volatility used in the measurement of fair value is derived from active market option prices (referred to as implied volatility). A key feature of implied volatility is the volatility "smile" or "skew," which represents the effect of pricing options of different option strikes at different implied volatility levels.

Correlation

Correlation measures the inter-relationship between the movements of two variables. It is expressed as a percentage between -100% and +100%, where +100% represents perfectly correlated variables (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the same direction), and -100% implies the variables are inversely correlated (meaning a movement of one variable is associated with a movement of the other variable in the opposite direction). The effect of correlation on the measurement of fair value depends on the specific terms of the instruments being valued, due to the range of different payoff features within such instruments.

Rate-to-rate correlation is the correlation between interest rates of two separate currencies. Intra-curve correlation represents the correlation between different tenor points of the same yield curve. Credit index correlation reflects the implied correlation derived from different indices across different parts of the benchmark index capital structure. The input is particularly important for bespoke index tranches. Credit pair correlation is particularly important for first to default credit structures. Equity-to-FX correlation is important for equity options based on a currency different than the currency of the underlying stock. Equity-to-equity correlation is particularly important for complex options that incorporate, in some manner, different equities in the projected payoff. The closer the correlation is to 100%, the more related one equity is to another. For example, equities with a very high correlation could be from different parts of the same corporate structure.

Constant prepayment rate

A prepayment rate represents the amount of unscheduled principal repayment for a pool of loans. The prepayment estimate is based on a number of factors, such as historical prepayment rates for repaid and existing loans with similar characteristics and the future economic outlook, considering factors including, but not limited to, future interest rates. In general, a significant increase / (decrease) in this unobservable input in isolation would result in a significantly higher / (lower) fair value for bonds trading at a discount. For bonds trading at a premium the reverse would apply, with a decrease in fair value when the constant prepayment rate increases. However, in certain cases the effect of a change in prepayment speed on instrument price is more complicated and depends on both the precise terms of the securitization and the position of the instrument within the securitization capital structure.

The range represents the input assumption for credit derivatives on asset-backed securities. Securities with an input of 0% typically reflect no current prepayment behavior with respect to the underlying collateral, and with no expectation of this changing in the immediate future, while the high range relates to securities that are currently experiencing high prepayments. Different classes of asset-backed securities typically show different ranges of prepayment characteristics depending on a combination of factors, including the borrowers' ability to refinance, prevailing refinancing rates, and the quality or characteristics of the underlying loan collateral pools.

Upfront price points

These are a component in the price quotation of credit derivative contracts, whereby the overall fair value price level is split between the credit spread and a component that is quoted and settled upfront on transacting a new contract. This latter component is referred to as upfront price points and represents the difference between the credit spread paid as protection premium on a current contract versus a small number of standard contracts defined by the market. Distressed credit names frequently trade and quote CDS protection only in upfront points rather than as a running credit spread. An increase / (decrease) in upfront points will increase / (decrease) the value of credit protection offered by CDS and other credit derivative products. The effect of increases or decreases in upfront price points depends on the nature and direction of the positions held. Upfront price points may be negative where a contract is quoting for a narrower premium than the market standard, but are generally positive, reflecting an increase in credit premium required by the market as creditworthiness deteriorates.

Note 22 Fair value measurement (continued)

Loss severity / recovery rate

The projected loss severity / recovery rate reflects the estimated loss that will be realized given expected defaults. Loss severity is generally applied to collateral within asset-backed securities while the recovery rate is the analogous pricing input for corporate or sovereign credits. Recovery is the reverse of loss severity, so a 100% recovery rate is the equivalent of a 0% loss severity. Increases in loss severity levels / decreases in recovery rates will result in lower expected cash flows into the structure upon the default of the instruments. In general, a significant decrease / (increase) in the loss severity in isolation would result in significantly higher / (lower) fair value for the respective asset-backed securities. The effect of a change in recovery rate on a credit derivative position will depend on whether credit protection has been bought or sold.

Loss severity is ultimately driven by the value recoverable from collateral held after foreclosure occurs relative to the loan principal and possibly unpaid interest accrued at that point. For credit derivatives, the loss severity range applies to derivatives on asset-backed securities. The recovery rate range represents the range of expected recovery levels on credit derivative contracts within the Level 3 portfolio.

The volatility of interest rates reflects the range of unobservable volatilities across different currencies and related underlying interest rate levels. Volatilities of low interest rates tend to be much higher than volatilities of high interest rates. In addition, different currencies may have significantly different implied volatilities. The volatility of equity stocks, equity and other indices reflects the range of underlying stock volatilities.

Constant default rate (CDR)

The CDR represents the percentage of outstanding principal balances in the pool that are projected to default and liquidate and is the annualized rate of default for a group of mortgages or loans. The CDR estimate is based on a number of factors, such as collateral delinquency rates in the pool and the future economic outlook. In general, a significant increase / (decrease) in this unobservable input in isolation would result in significantly lower / (higher) cash flows for the deal (and thus lower / (higher) valuations). However, different instruments within the capital structure can react differently to changes in the CDR. Generally, subordinated bonds will decrease in value as CDR increases, but for well protected senior bonds an increase in CDR may cause an increase in price. In addition, the presence of a guarantor wrap on the collateral pool of a security may result in notes at the junior end of the capital structure experiencing a price increase with an increase in the default rate.

The range represents the expected default percentage across the individual instruments' underlying collateral pools.

Equity dividend yields

The derivation of a forward price for an individual stock or index is important for measuring fair value for forward or swap contracts and for measuring fair value using option pricing models. The relationship between the current stock price and the forward price is based on a combination of expected future dividend levels and payment timings, and, to a lesser extent, the relevant funding rates applicable to the stock in question. Dividend yields are generally expressed as an annualized percentage of the share price with the lowest limit of 0% representing a stock that is not expected to pay any dividend. The dividend yield and timing represents the most significant parameter in determining fair value for instruments that are sensitive to an equity forward price.

Note 22 Fair value measurement (continued)**g) Level 3 instruments: sensitivity to changes in unobservable input assumptions**

The table below summarizes those financial assets and liabilities classified as Level 3 for which a change in one or more of the unobservable inputs to reflect reasonably possible alternative assumptions would change fair value significantly, and the estimated effect thereof.

The table shown presents the favorable and unfavorable effects for each class of financial assets and liabilities for which the potential change in fair value is considered significant. The sensitivity data presented represent an estimation of valuation uncertainty based on reasonably possible alternative values for Level 3 inputs at the balance sheet date and do not represent the estimated effect of stress scenarios. Typically, these financial assets and liabilities are sensitive to a combination of inputs from Levels 1–3. Although well-defined interdependencies may exist between Levels 1–2 and Level 3 parameters (e.g., between interest rates, which are generally Level 1 or Level 2, and prepayments, which are generally Level 3), these have not been incorporated in the table. Further, direct inter-relationships between the Level 3 parameters discussed below are not a significant element of the valuation uncertainty.

Sensitivity data are estimated using a number of techniques, including the estimation of price dispersion among different market participants, variation in modeling approaches and

reasonably possible changes to assumptions used within the fair value measurement process. The sensitivity ranges are not always symmetrical around the fair values as the inputs used in valuations are not always precisely in the middle of the favorable and unfavorable range.

Sensitivity data are determined at a product or parameter level and then aggregated assuming no diversification benefit. The calculated sensitivity is applied to both the outright position and any related Level 3 hedge. The main interdependencies across different Level 3 products to a single unobservable input parameter have been included in the basis of netting exposures within the calculation. Aggregation without allowing for diversification involves the simple summation of individual results with the total sensitivity, therefore representing the effect of all unobservable inputs which, if moved to a reasonably possible favorable or unfavorable level at the same time, would result in a significant change in the valuation. Diversification would incorporate estimated correlations across different sensitivity results and, as such, would result in an overall sensitivity that would be less than the sum of the individual component sensitivities. UBS AG believes that, while there are diversification benefits within the portfolios representing these sensitivity numbers, they are not significant to this analysis.

Sensitivity of fair value measurements to changes in unobservable input assumptions

CHF million	31.12.16		31.12.15	
	Favorable changes ¹	Unfavorable changes ¹	Favorable changes ¹	Unfavorable changes ¹
Corporate and municipal bonds	34	(39)	24	(25)
Traded loans, loans designated at fair value, loan commitments and guarantees	82	(10)	88	(28)
Equity instruments	67	(47)	166	(74)
Interest rate derivative contracts, net	41	(42)	107	(67)
Credit derivative contracts, net	131	(183)	174	(196)
Foreign exchange derivative contracts, net	17	(8)	33	(28)
Equity / index derivative contracts, net	63	(63)	61	(57)
Issued debt instruments	96	(93)	136	(146)
Other	29	(31)	20	(20)
Total	560	(517)	809	(640)

¹ Of the total favorable changes, CHF 75 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 164 million) related to financial assets available for sale. Of the total unfavorable changes, CHF 55 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 71 million) related to financial assets available for sale.

Note 22 Fair value measurement (continued)

h) Level 3 instruments: movements during the period

Significant changes in Level 3 instruments

The table on the following pages presents additional information about Level 3 assets and liabilities measured at fair value on a recurring basis. Level 3 assets and liabilities may be hedged with instruments classified as Level 1 or Level 2 in the fair value hierarchy and, as a result, realized and unrealized gains and losses included in the table may not include the effect of related hedging activity. Furthermore, the realized and unrealized gains and losses presented within the table are not limited solely to those arising from Level 3 inputs, as valuations are generally derived from both observable and unobservable parameters.

Assets and liabilities transferred into or out of Level 3 are presented as if those assets or liabilities had been transferred at the beginning of the year.

Assets transferred into and out of Level 3 totaled CHF 3.5 billion and CHF 0.8 billion, respectively. Transfers into Level 3 were primarily comprised of traded loans and interest rate

contracts, due to decreased observability of the respective credit spread and rates volatility inputs. Transfers out of Level 3 were primarily comprised of traded loans and equity / index contracts, reflecting increased observability of the respective credit spread and equity volatility inputs.

Liabilities transferred into and out of Level 3 totaled CHF 2.2 billion and CHF 3.5 billion, respectively. Transfers into Level 3 were primarily comprised of equity-linked issued debt instruments and interest rate contracts, due to decreased observability of the respective equity and rates volatility inputs used to determine the fair value of the options embedded in these structures. Transfers out of Level 3 were primarily comprised of equity-linked issued debt instruments and fixed-rate issued debt instruments resulting from changes in the availability of the observable equity and rates volatility inputs used to determine the fair value of the options embedded in these structures.

Note 22 Fair value measurement (continued)

Movements of Level 3 instruments

CHF billion	Balance as of 31 December 2014	Total gains / losses included in comprehensive income			Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency translation
		Net interest income, net trading income and other income	of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period	Other compreh ensive income							
Financial assets held for trading	3.5	(0.2)	(0.4)		0.7	(7.6)	5.4	0.0	0.9	(0.5)	(0.1)
of which:											
Corporate and municipal bonds	1.4	0.0	0.0		0.5	(1.0)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)
Loans	1.1	(0.1)	(0.3)		0.1	(5.5)	5.4	0.0	0.2	(0.3)	0.0
Asset-backed securities	0.6	0.0	0.0		0.1	(0.6)	0.0	0.0	0.2	(0.1)	0.0
Other	0.5	(0.1)	(0.1)		0.1	(0.5)	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
Financial assets designated at fair value	3.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.8	(1.3)	0.8	(0.4)	(0.1)
of which:											
Loans (including structured loans)	1.0	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.7	(0.2)	0.8	(0.4)	0.0
Structured reverse repurchase and securities borrowing agreements	2.4	0.1	0.1		0.0	0.0	0.1	(1.0)	0.0	0.0	(0.1)
Other	0.1	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Financial assets available for sale	0.6	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
Positive replacement values	4.4	(0.4)	(0.1)		0.0	(0.1)	1.7	(2.9)	0.7	(0.5)	(0.1)
of which:											
Credit derivative contracts	1.7	(0.1)	0.2		0.0	0.0	0.9	(1.1)	0.1	(0.1)	(0.1)
Foreign exchange contracts	0.6	(0.1)	0.0		0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0
Equity / index contracts	1.9	0.0	(0.3)		0.0	(0.1)	0.7	(1.4)	0.2	(0.3)	0.0
Other	0.3	(0.1)	(0.1)		0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.4	(0.1)	0.0
Negative replacement values	5.0	(0.4)	0.0		0.0	0.0	1.0	(2.2)	0.5	(0.5)	(0.1)
of which:											
Credit derivative contracts	1.7	0.3	0.6		0.0	0.0	0.0	(0.9)	0.3	(0.1)	0.0
Foreign exchange contracts	0.3	0.0	(0.1)		0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.0
Equity / index contracts	2.4	(0.4)	(0.5)		0.0	0.0	0.9	(1.2)	0.1	(0.4)	(0.1)
Other	0.6	(0.2)	(0.1)		0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	(0.1)
Financial liabilities designated at fair value	11.9	0.6	0.0		0.0	0.0	6.1	(6.7)	1.3	(2.2)	(0.3)
of which:											
Issued debt instruments	9.5	0.4	0.1		0.0	0.0	4.9	(4.4)	1.3	(2.2)	(0.2)
Over-the-counter debt instruments	1.5	0.2	(0.1)		0.0	0.0	1.2	(2.0)	0.0	0.0	(0.1)
Structured repurchase agreements	0.9	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	(0.3)	0.0	0.0	0.0

1 Total Level 3 assets as of 31 December 2016 were CHF 6.9 billion (31 December 2015: CHF 9.0 billion). Total Level 3 liabilities as of 31 December 2016 were CHF 15.1 billion (31 December 2015: CHF 14.1 billion).

Balance as of 31 December 2015	Total gains / losses included in comprehensive income			Purchases	Sales	Issuances	Settlements	Transfers into Level 3	Transfers out of Level 3	Foreign currency translation	Balance as of 31 December 2016 ¹
	Net interest income, net trading income and other income	of which: related to Level 3 instruments held at the end of the reporting period	Other compreh ensive income								
2.1	0.1	0.0		0.9	(6.8)	4.1	0.0	1.7	(0.3)	(0.1)	1.7
0.7	0.2	0.1		0.6	(0.8)	0.0	0.0	0.1	(0.1)	(0.1)	0.6
0.8	(0.1)	(0.1)		0.1	(5.2)	4.1	0.0	1.1	(0.2)	0.0	0.7
0.2	0.0	0.0		0.0	(0.1)	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.2
0.4	0.0	0.0		0.2	(0.7)	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0	0.2
3.3	(0.4)	(0.1)		0.1	0.0	0.7	(1.9)	0.5	(0.1)	0.0	2.1
1.7	(0.4)	(0.1)		0.0	0.0	0.6	(1.0)	0.4	(0.1)	0.0	1.2
1.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	(0.9)	0.0	0.0	0.0	0.6
0.1	0.0	0.0		0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
0.7	0.0	0.0	0.0	0.1	(0.1)	0.0	0.0	0.0	(0.1)	0.0	0.5
2.9	(0.4)	(0.5)		0.0	0.0	1.0	(1.9)	1.3	(0.4)	0.0	2.5
1.3	(0.2)	(0.1)		0.0	0.0	0.6	(0.7)	0.4	(0.1)	0.0	1.3
0.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.1	(0.2)	0.0	(0.1)	0.0	0.2
1.0	(0.1)	0.0		0.0	0.0	0.4	(0.6)	0.2	(0.2)	0.0	0.7
0.1	(0.1)	(0.2)		0.0	0.0	0.0	(0.4)	0.7	0.0	0.0	0.3
3.3	0.6	0.5		0.0	0.0	1.5	(2.1)	1.2	(0.6)	0.0	4.0
1.3	0.5	0.6		0.0	0.0	0.2	(0.7)	0.3	(0.1)	0.0	1.5
0.2	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	(0.2)	0.1	0.0	0.0	0.1
1.4	0.3	0.1		0.0	0.0	1.0	(0.8)	0.2	(0.3)	0.0	1.9
0.3	(0.2)	(0.1)		0.0	0.0	0.2	(0.4)	0.7	(0.1)	0.0	0.5
10.7	1.0	0.6		0.0	0.0	5.0	(3.5)	0.9	(2.9)	(0.1)	11.0
9.3	0.9	0.6		0.0	0.0	4.1	(2.5)	0.8	(2.9)	(0.1)	9.7
0.8	0.1	0.0		0.0	0.0	0.8	(0.6)	0.1	0.0	0.0	1.1
0.6	0.0	0.0		0.0	0.0	0.1	(0.4)	0.0	0.0	0.0	0.3

Note 22 Fair value measurement (continued)

i) Financial instruments not measured at fair value

The table below provides the estimated fair values of financial instruments not measured at fair value.

Financial instruments not measured at fair value

CHF billion	31.12.16					31.12.15				
	Carrying value	Fair value				Carrying value	Fair value			
	Total	Total	Level 1	Level 2	Level 3	Total	Total	Level 1	Level 2	Level 3
Assets										
Cash and balances with central banks	107.8	107.8	107.8	0.0	0.0	91.3	91.3	91.3	0.0	0.0
Due from banks	13.1	13.1	12.5	0.7	0.0	11.9	11.9	11.4	0.5	0.0
Cash collateral on securities borrowed	15.1	15.1	0.0	15.1	0.0	25.6	25.6	0.0	25.6	0.0
Reverse repurchase agreements	66.2	66.2	0.0	62.5	3.7	67.9	67.9	0.0	65.8	2.1
Cash collateral receivables on derivative instruments	26.7	26.7	0.0	26.7	0.0	23.8	23.8	0.0	23.8	0.0
Loans	307.0	310.4	0.0	170.0	140.4	312.7	314.9	0.0	170.9	143.9
Financial assets held to maturity	9.3	9.1	6.3	2.8	0.0					
Other assets	18.5	18.5	0.0	18.5	0.0	20.1	20.1	0.0	20.1	0.0
Liabilities										
Due to banks	10.6	10.6	8.8	1.9	0.0	11.8	11.8	10.4	1.4	0.0
Cash collateral on securities lent	2.8	2.8	0.0	2.8	0.0	8.0	8.0	0.0	8.0	0.0
Repurchase agreements	6.6	6.6	0.0	6.6	0.0	9.7	9.7	0.0	9.6	0.0
Cash collateral payables on derivative instruments	35.5	35.5	0.0	35.5	0.0	38.3	38.3	0.0	38.3	0.0
Due to customers	450.2	450.6	0.0	450.6	0.0	402.5	402.8	0.0	402.8	0.0
Debt issued	79.0	81.1	0.0	78.5	2.6	82.2	84.4	0.0	78.4	6.0
Other liabilities	39.0	39.0	0.0	39.0	0.0	52.1	52.1	0.0	52.1	0.0

The fair values included in the table above were calculated for disclosure purposes only. The valuation techniques and assumptions described below relate only to the fair value of UBS AG's financial instruments not measured at fair value. Other institutions may use different methods and assumptions for their fair value estimation, and therefore such fair value disclosures cannot necessarily be compared from one financial institution to another. The following principles were applied when determining fair value estimates for financial instruments not measured at fair value:

- For financial instruments with remaining maturities greater than three months, the fair value was determined from quoted market prices, if available.
- Where quoted market prices were not available, the fair values were estimated by discounting contractual cash flows using current market interest rates or appropriate yield curves for instruments with similar credit risk and maturity. These estimates generally include adjustments for counterparty credit risk or UBS AG's own credit.
- For short-term financial instruments with remaining maturities of three months or less, the carrying amount, which is net of

credit loss allowances, is generally considered a reasonable estimate of fair value. The following financial instruments not measured at fair value had remaining maturities of three months or less as of 31 December 2016: 100% of cash and balances with central banks, 95% of amounts due from banks, 100% of cash collateral on securities borrowed, 83% of reverse repurchase agreements, 100% of cash collateral receivables on derivative instruments, 51% of loans, 4% of financial assets held to maturity, 82% of amounts due to banks, 100% of cash collateral on securities lent, 87% of repurchase agreements, 100% of cash collateral payables on derivative instruments, 99% of amounts due to customers and 15% of debt issued.

- The fair value estimates for repurchase and reverse repurchase agreements with variable and fixed interest rates, for all maturities, include the valuation of the interest rate component of these instruments. Credit and debit valuation adjustments have not been included in the valuation due to the short-term nature of these instruments.

Note 23 Restricted and transferred financial assets

This Note provides information on restricted financial assets (Note 23a), transfers of financial assets (Note 23b and 23c) and financial assets that are received as collateral with the right to resell or repledge these assets (Note 23d).

a) Restricted financial assets

Restricted financial assets consist of assets pledged as collateral against an existing liability or contingent liability and other assets that are otherwise explicitly restricted such that they cannot be used to secure funding.

Financial assets are mainly pledged as collateral in securities lending transactions, in repurchase transactions, against loans from Swiss mortgage institutions and in connection with the issuance of covered bonds. UBS AG generally enters into repurchase and securities lending arrangements under standard market agreements, with a market-based haircut applied to the collateral, which results in the associated liabilities having a carrying value below the carrying value of the assets. Pledged mortgage loans serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances of CHF 14,137 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 16,727 million).

Other restricted financial assets include assets protected under client asset segregation rules, assets held by UBS AG's insurance entities to back related liabilities to the policy holders, assets held in certain jurisdictions to comply with explicit

minimum local asset maintenance requirements and assets held in consolidated bankruptcy remote entities such as certain investment funds and other structured entities. The carrying value of the liabilities associated with these other restricted financial assets is generally equal to the carrying value of the assets, with the exception of assets held to comply with local asset maintenance requirements for which the associated liabilities are greater.

UBS AG and its subsidiaries are generally not subject to significant restrictions that would prevent the transfer of dividends and capital within UBS AG. However, certain regulated subsidiaries are required to maintain capital and / or liquidity to comply with local regulations and may be subject to prudential limitations by regulators that limit the amount of funds that they can distribute or otherwise transfer. Non-regulated subsidiaries are generally not subject to such requirements and transfer restrictions. However, restrictions can also be the result of different legal, regulatory, contractual, entity or country-specific arrangements and / or requirements.

Restricted financial assets		
<i>CHF million</i>	31.12.16	31.12.15
Financial assets pledged as collateral		
Trading portfolio assets	36,549	57,024
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	30,260	51,943
Loans ¹	19,887	24,980
Financial assets designated at fair value	776	0
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	636	0
Financial assets available for sale	0	632
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	0	6
Total financial assets pledged as collateral²	57,213	82,636
Other restricted financial assets		
Due from banks	2,625	3,285
Reverse repurchase agreements	658	1,099
Trading portfolio assets	12,129	24,388
Cash collateral receivables on derivative instruments	4,329	7,104
Loans	958	0
Financial assets available for sale	247	502
Other	5,195	480
Total other restricted financial assets	26,141	36,858
Total financial assets pledged and other restricted financial assets	83,354	119,494

¹ All related to mortgage loans that serve as collateral for existing liabilities against Swiss central mortgage institutions and for existing covered bond issuances. Of these pledged mortgage loans, approximately CHF 1.9 billion for 31 December 2016 (31 December 2015: approximately CHF 4.4 billion) could be withdrawn or used for future liabilities or covered bond issuances without breaching existing collateral requirements.

² Does not include assets placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes (31 December 2016: CHF 4.7 billion; 31 December 2015: CHF 4.9 billion).

Note 23 Restricted and transferred financial assets (continued)**b) Transferred financial assets that are not derecognized in their entirety**

The table below presents information for financial assets that have been transferred but are subject to continued recognition in full as well as recognized liabilities associated with those transferred assets.

Transferred financial assets subject to continued recognition in full

<i>CHF million</i>	31.12.16		31.12.15	
	Carrying value of transferred assets	Carrying value of associated liabilities recognized on-balance sheet	Carrying value of transferred assets	Carrying value of associated liabilities recognized on-balance sheet
Trading portfolio assets which may be sold or repledged by counterparties	30,260	11,260	51,943	13,146
<i>relating to securities lending and repurchase agreements in exchange for cash received</i>	<i>11,410</i>	<i>11,260</i>	<i>13,406</i>	<i>13,146</i>
<i>relating to securities lending agreements in exchange for securities received</i>	<i>17,341</i>	<i>0</i>	<i>37,097</i>	<i>0</i>
<i>relating to other financial asset transfers</i>	<i>1,509</i>	<i>0</i>	<i>1,440</i>	<i>0</i>
Financial assets designated at fair value which may be sold or repledged by counterparties	636	630	0	0
Financial assets available for sale which may be sold or repledged by counterparties	0	0	6	6
Total financial assets transferred	30,896	11,890	51,950	13,152

Transactions in which financial assets are transferred, but continue to be recognized in their entirety on UBS AG's balance sheet include securities lending and repurchase agreements as well as other financial asset transfers. Repurchase and securities lending arrangements are, for the most part, conducted under standard market agreements and are undertaken with counterparties subject to UBS AG's normal credit risk control processes.

→ Refer to Note 1a item 3e for more information on repurchase agreements and securities lending agreements

As of 31 December 2016, approximately one-third of the transferred financial assets were trading portfolio assets transferred in exchange for cash, in which case the associated recognized liability represents the amount to be repaid to counterparties. For securities lending and repurchase agreements, a haircut between 0% and 15% is generally applied to the transferred assets, which results in associated liabilities having a carrying value below the carrying value of the transferred assets. The counterparties to the associated liabilities presented in the table above have full recourse to UBS AG.

In securities lending arrangements entered into in exchange for the receipt of other securities as collateral, neither the securities received nor the obligation to return them are recognized on UBS AG's balance sheet, as the risks and rewards of ownership are not transferred to UBS AG. In cases where such financial assets received are subsequently sold or repledged in another transaction, this is not considered to be a transfer of financial assets.

Other financial asset transfers primarily include securities transferred to collateralize derivative transactions, for which the carrying value of associated liabilities is not provided in the table above because those replacement values are managed on a portfolio basis across counterparties and product types, and therefore there is no direct relationship between the specific collateral pledged and the associated liability.

Transferred financial assets that are not subject to derecognition in full, but which remain on the balance sheet to the extent of UBS AG's continuing involvement, were not material as of 31 December 2016 and as of 31 December 2015.

Note 23 Restricted and transferred financial assets (continued)**c) Transferred financial assets that are derecognized in their entirety with continuing involvement**

Continuing involvement in a transferred and fully derecognized financial asset may result from contractual provisions in the transfer agreement or from a separate agreement with the counterparty or a third party entered into in connection with the transfer.

Purchased and retained interests in securitization vehicles

In cases where UBS AG has transferred assets into a securitization vehicle and retained or purchased interests therein, UBS AG has a continuing involvement in those transferred assets.

As of 31 December 2016, the majority of the retained continuing involvement related to securitization positions held in the trading portfolio, primarily collateralized debt obligations, US commercial mortgage-backed securities and residential mortgage-backed securities. The fair value and carrying amount of UBS AG's continuing involvement related to these purchased and retained interests was CHF 5 million as of 31 December 2016, and UBS AG recognized gains of CHF 11 million in 2016 related to these positions. As of 31 December 2016, life-to-date

losses of CHF 1,173 million have been recorded related to the positions held as of 31 December 2016.

As of 31 December 2015, the fair value and carrying amount of UBS AG's continuing involvement related to purchased and retained interests in securitization vehicles was CHF 15 million, and UBS AG recognized gains of CHF 16 million in 2015 related to these positions. As of 31 December 2015, life-to-date losses of CHF 1,566 million were recorded related to the positions held as of 31 December 2015.

The maximum exposure to loss related to purchased and retained interests in securitization structures was CHF 28 million as of 31 December 2016 compared with CHF 55 million as of 31 December 2015.

Undiscounted cash outflows of CHF 23 million may be payable to the transferee in future periods as a consequence of holding the purchased and retained interests. The earliest period in which payment may be required is less than one month.

d) Off-balance sheet assets received

The table below presents assets received from third parties that can be sold or repledged, that are not recognized on the balance sheet, but that are held as collateral, including amounts that have been sold or repledged.

Off-balance sheet assets received

CHF million	31.12.16	31.12.15
Fair value of assets received which can be sold or repledged	429,327	401,511
received as collateral under reverse repurchase, securities borrowing and lending arrangements, derivative transactions and other transactions ¹	423,524	393,839
received in unsecured borrowings	5,803	7,672
Thereof sold or repledged ²	316,324	286,757
in connection with financing activities	277,341	241,992
to satisfy commitments under short sale transactions	22,825	29,137
in connection with derivative and other transactions ¹	16,158	15,628

¹ Includes securities received as initial margin from its clients that UBS AG is required to remit to CCPs, brokers and deposit banks through its exchange-traded derivative (ETD) clearing and execution services. ² Does not include off-balance sheet securities (31 December 2016: CHF 30.9 billion; 31 December 2015: CHF 47.3 billion) placed with central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes for which there are no associated liabilities or contingent liabilities.

Note 24 Offsetting financial assets and financial liabilities

UBS AG enters into netting agreements with counterparties to manage the credit risks associated primarily with repurchase and reverse repurchase transactions, securities borrowing and lending, and over-the-counter (OTC) and exchange-traded derivatives (ETD). These netting agreements and similar arrangements generally enable the counterparties to set off liabilities against available assets received in the ordinary course of business and / or in the event that the counterparty to the transaction is unable to fulfill its contractual obligations. The right of setoff is a legal right to settle or otherwise eliminate all or a portion of an amount due by applying an amount receivable from the same counterparty against it, thus reducing credit exposure.

The table below provides a summary of financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral received to mitigate credit exposures for these financial assets. The gross financial assets of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated balance sheet line, after giving effect to financial liabilities with the same counterparties that have been offset on the balance sheet and other financial assets not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement. Further, related amounts for financial liabilities and collateral received that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial assets after consideration of netting potential.

UBS AG engages in a variety of counterparty credit mitigation strategies in addition to netting and collateral arrangements. Therefore, the net amounts presented in the tables on this and on the next page do not purport to represent UBS AG's actual credit exposure.

Financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

	Assets subject to netting arrangements						Assets not subject to netting arrangements ²	Total assets	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet ⁴				Total assets after consideration of netting potential	Total assets recognized on the balance sheet
	Gross assets before netting	Netting with gross liabilities ²	Net assets recognized on the balance sheet	Financial liabilities	Collateral received	Assets after consideration of netting potential			
<i>As of 31.12.16, CHF billion</i>									
Cash collateral on securities borrowed	4.2	0.0	4.2	(0.9)	(3.3)	0.0	10.9	10.9	15.1
Reverse repurchase agreements	128.4	(71.5)	56.9	(2.1)	(54.8)	0.0	9.3	9.3	66.2
Positive replacement values	152.3	(2.5)	149.8	(113.1)	(26.7)	10.0	8.6	18.6	158.4
Cash collateral receivables on derivative instruments ¹	37.2	(15.1)	22.1	(14.2)	(1.0)	7.0	4.5	11.5	26.7
Financial assets designated at fair value	1.7	0.0	1.7	0.0	(0.6)	1.1	63.3	64.4	65.0
Total assets	323.8	(89.1)	234.7	(130.3)	(86.3)	18.1	96.7	114.8	331.5
<i>As of 31.12.15, CHF billion</i>									
Cash collateral on securities borrowed ²	8.2	0.0	8.2	(3.1)	(5.2)	0.0	17.3	17.3	25.6
Reverse repurchase agreements	117.9	(62.1)	55.8	(4.4)	(51.4)	0.0	12.1	12.1	67.9
Positive replacement values	161.9	(2.5)	159.3	(123.0)	(25.5)	10.8	8.1	18.9	167.4
Cash collateral receivables on derivative instruments ¹	85.9	(66.3)	19.6	(10.9)	(1.5)	7.2	4.1	11.3	23.8
Financial assets designated at fair value	2.4	0.0	2.4	0.0	(1.8)	0.6	3.4	4.0	5.8
Total assets	376.4	(131.0)	245.4	(141.3)	(85.4)	18.7	45.0	63.7	290.5

¹ The net amount of Cash collateral receivables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain OTC derivatives that are net settled on a daily basis either legally or in substance under IAS 32 principles and ETD that are economically settled on a daily basis. In 2016 UBS AG elected to convert its IRS transacted with the London Clearing House and Japan Securities Clearing Corporation from the previous collateral model to a settlement model. As a result, gross assets and liabilities and corresponding netting decreased by CHF 64 billion as of 31 December 2016, with no change to net assets and liabilities recognized on the balance sheet. Refer to Note 1b for more information. ² In 2016, balances as of 31 December 2015 were revised to conform to the presentation for balances as of 31 December 2016. This resulted in a CHF 16 billion decrease in Assets subject to netting arrangements with a corresponding increase in Assets not subject to netting arrangements. This change did not impact amounts recognized on the balance sheet since IAS 32 netting was not applied under either presentation as the relevant netting criteria were not met. Furthermore, the level of collateralization for these assets did not change as result of this presentational change. ³ The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column corresponding directly to the amounts presented in the "Netting with gross assets" column in the liabilities table presented on the following page. ⁴ For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral presented have been capped by the relevant netting agreement so as not to exceed the net amount of financial assets presented on the balance sheet; i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. ⁵ Includes assets not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

Note 24 Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

The table below provides a summary of financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements, as well as financial collateral pledged to mitigate credit exposures for these financial liabilities. The gross financial liabilities of UBS AG that are subject to offsetting, enforceable netting arrangements and similar agreements are reconciled to the net amounts presented within the associated

balance sheet line, after giving effect to financial assets with the same counterparties that have been offset on the balance sheet and other financial liabilities not subject to an enforceable netting arrangement or similar agreement. Further, related amounts for financial assets and collateral pledged that are not offset on the balance sheet are shown to arrive at financial liabilities after consideration of netting potential.

Financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements

	Liabilities subject to netting arrangements						Liabilities not subject to netting arrangements ⁴	Total liabilities	
	Netting recognized on the balance sheet			Netting potential not recognized on the balance sheet ³					
	Gross liabilities before netting	Netting with gross assets ²	Net liabilities recognized on the balance sheet	Financial assets	Collateral pledged	Liabilities after consideration of netting potential	Liabilities recognized on the balance sheet	Total liabilities after consideration of netting potential	Total liabilities recognized on the balance sheet
<i>As of 31.12.16, CHF billion</i>									
Cash collateral on securities lent	2.6	0.0	2.6	(0.9)	(1.7)	0.0	0.2	0.2	2.8
Repurchase agreements	76.7	(71.5)	5.2	(2.1)	(3.1)	0.0	1.4	1.4	6.6
Negative replacement values	146.3	(2.5)	143.9	(113.1)	(16.6)	14.2	10.0	24.2	153.8
Cash collateral payables on derivative instruments ¹	48.5	(15.1)	33.4	(20.8)	(1.4)	11.2	2.1	13.3	35.5
Financial liabilities designated at fair value	2.8	0.0	2.8	0.0	(0.2)	2.6	52.2	54.8	55.0
Total liabilities	276.9	(89.1)	187.9	(137.0)	(22.9)	28.0	65.9	93.9	253.7
<i>As of 31.12.15, CHF billion</i>									
Cash collateral on securities lent	7.9	0.0	7.9	(3.1)	(4.8)	0.0	0.1	0.1	8.0
Repurchase agreements	69.0	(62.1)	6.9	(4.4)	(2.5)	0.0	2.8	2.8	9.7
Negative replacement values	154.2	(2.5)	151.7	(123.0)	(17.4)	11.3	10.7	22.1	162.4
Cash collateral payables on derivative instruments ¹	99.9	(66.3)	33.6	(19.0)	(2.5)	12.1	4.7	16.8	38.3
Financial liabilities designated at fair value	3.9	0.0	3.9	0.0	(0.7)	3.1	59.1	62.3	63.0
Total liabilities	334.9	(131.0)	203.9	(149.4)	(28.0)	26.5	77.4	104.0	281.4

¹ The net amount of Cash collateral payables on derivative instruments recognized on the balance sheet includes certain OTC derivatives that are net settled on a daily basis either legally or in substance under IAS 32 principles and ETD that are economically settled on a daily basis. In 2016 UBS AG elected to convert its IRS transacted with the London Clearing House and Japan Securities Clearing Corporation from the previous collateral model to a settlement model. As a result, gross assets and liabilities and corresponding netting decreased by CHF 64 billion as of 31 December 2016, with no change to net assets and liabilities recognized on the balance sheet. Refer to Note 1b for more information. ² The logic of the table results in amounts presented in the "Netting with gross assets" column corresponding directly to the amounts presented in the "Netting with gross liabilities" column in the assets table presented on the previous page. ³ For the purpose of this disclosure, the amounts of financial instruments and cash collateral presented have been capped by the relevant netting agreement so as not to exceed the net amount of financial liabilities presented on the balance sheet; i.e., over-collateralization, where it exists, is not reflected in the table. ⁴ Includes liabilities not subject to enforceable netting arrangements and other out-of-scope items.

Note 25 Measurement categories, credit risk and maturity analysis of financial instruments

a) Measurement categories of financial assets and liabilities

The table below provides information about the carrying amounts of individual classes of financial instruments within the measurement categories of financial assets and liabilities as defined in IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*. Only those assets and liabilities that are financial instruments as Measurement categories of financial assets and financial liabilities

defined in IAS 32 *Financial Instruments: Presentation* are included in the table below, which causes certain balances to differ from those presented on the balance sheet.

→ Refer to Note 22 for more information on how the fair value of financial instruments is determined

CHF million	31.12.16	31.12.15
Financial assets¹		
Held for trading		
Trading portfolio assets	92,112	120,405
Due to customers ²	12	0
Debt issued ³	38	106
Positive replacement values	158,411	167,435
Total	250,572	287,946
Fair value through profit or loss		
Financial assets designated at fair value	65,024	5,808
Other assets	131	0
Total	65,155	5,808
Financial assets at amortized cost		
Cash and balances with central banks	107,767	91,306
Due from banks	13,125	11,866
Cash collateral on securities borrowed	15,111	25,584
Reverse repurchase agreements	66,246	67,893
Cash collateral receivables on derivative instruments	26,664	23,763
Loans ³	307,004	312,723
Financial assets held to maturity	9,289	0
Other assets	18,519	20,139
Total	563,727	553,275
Available for sale		
Financial assets available for sale	15,676	62,543
Total financial assets	895,131	909,572
Financial liabilities		
Held for trading		
Trading portfolio liabilities	22,825	29,137
Debt issued ³	0	236
Negative replacement values	153,810	162,430
Total	176,635	191,803
Fair value through profit or loss		
Financial liabilities designated at fair value	55,017	62,995
Amounts due under unit-linked investment contracts	9,286	15,718
Other liabilities	131	0
Total	64,434	78,713
Financial liabilities at amortized cost		
Due to banks	10,645	11,836
Cash collateral on securities lent	2,818	8,029
Repurchase agreements	6,612	9,653
Cash collateral payables on derivative instruments	35,472	38,282
Due to customers	450,211	402,522
Debt issued	79,036	82,230
Other liabilities	38,992	52,065
Total	623,786	604,617
Total financial liabilities	864,855	875,133

¹ As of 31 December 2016, CHF 126 billion of Loans, CHF 0 billion of Due from banks, CHF 1 billion of Reverse repurchase agreements, CHF 10 billion of Financial assets available for sale, CHF 29 billion of Financial assets designated at fair value and CHF 8 billion of Financial assets held to maturity are expected to be recovered or settled after 12 months. As of 31 December 2015, CHF 123 billion of Loans, CHF 0 billion of Due from banks, CHF 1 billion of Reverse repurchase agreements, CHF 30 billion of Financial assets available for sale and CHF 3 billion of Financial assets designated at fair value are expected to be recovered or settled after 12 months. ² Represents the embedded derivative component of structured financial instruments for which the fair value option has not been applied and that is presented within Due to customers and Debt issued on the balance sheet. ³ Includes finance lease receivables of CHF 1.0 billion as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 1.1 billion). Refer to Notes 10 and 31 for more information.

Note 25 Measurement categories, credit risk and maturity analysis of financial instruments (continued)

b) Maximum exposure to credit risk

The tables on the following pages provide UBS AG's maximum exposure to credit risk by class of financial instrument and the respective collateral and other credit enhancements mitigating credit risk for these classes of financial instruments.

The maximum exposure to credit risk includes the carrying amounts of financial instruments recognized on the balance sheet subject to credit risk and the notional amounts for off-

balance sheet arrangements. Where information is available, collateral is presented at fair value. For other collateral such as real estate, a reasonable alternative value is used. Credit enhancements, such as credit derivative contracts and guarantees, are included at their notional amounts. Both are capped at the maximum exposure to credit risk for which they serve as security.

Maximum exposure to credit risk

	31.12.16					Credit enhancements		
	Maximum exposure to credit risk	Cash collateral received	Collateralized by securities	Secured by real estate	Other collateral ¹	Netting	Credit derivative contracts	Guarantees
<i>CHF billion</i>								
Financial assets measured at amortized cost on the balance sheet								
Balances with central banks	107.1							
Due from banks ²	13.1							
Cash collateral on securities borrowed	15.1		14.8					
Reverse repurchase agreements	66.2		62.5		3.2			
Cash collateral receivables on derivative instruments ^{3, 4}	26.7					15.1		
Loans ⁵	307.0	17.9	99.6	158.2	14.6		0.1	1.8
Financial assets held to maturity	9.3							
Other assets	18.6		10.0					
Total financial assets measured at amortized cost	563.2	17.9	186.9	158.2	17.7	15.1	0.1	1.8
Financial assets measured at fair value on the balance sheet								
Positive replacement values ⁶	158.4		5.3			134.5		
Trading portfolio assets – debt instruments ^{4, 7}	21.9							
Financial assets designated at fair value – debt instruments ⁸	64.8		2.6				0.6	
Financial assets available for sale – debt instruments ⁹	14.9							
Total financial assets measured at fair value	260.0	0.0	7.9	0.0	0.0	134.5	0.6	0.0
Total maximum exposure to credit risk reflected on the balance sheet	823.2	17.9	194.9	158.2	17.7	149.6	0.7	1.8
Guarantees ⁹	16.7	1.4	2.0	0.2	1.2		0.1	3.0
Loan commitments ⁹	54.4	0.1	3.9	1.0	9.5		4.8	2.0
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements	10.2		10.2					
Total maximum exposure to credit risk not reflected on the balance sheet	81.3	1.5	16.1	1.1	10.6	0.0	4.9	5.1
Total	904.5	19.4	210.9	159.4	28.4	149.6	5.7	6.8

Note 25 Measurement categories, credit risk and maturity analysis of financial instruments (continued)

Maximum exposure to credit risk (continued)

	31.12.15							
		Collateral				Credit enhancements		
	Maximum exposure to credit risk	Cash collateral received	Collateralized by securities	Secured by real estate	Other collateral ¹	Netting	Credit derivative contracts	Guarantees
CHF billion								
Financial assets measured at amortized cost on the balance sheet								
Balances with central banks	89.8							
Due from banks ²	11.9		0.2					0.1
Cash collateral on securities borrowed	25.6		25.1					
Reverse repurchase agreements	67.9		62.8		4.6			
Cash collateral receivables on derivative instruments ³ . ⁴	23.8					12.4		
Loans	312.7	13.7	101.0	164.4	15.2		0.4	2.9
Other assets	20.1		11.1					
Total financial assets measured at amortized cost	551.7	13.7	200.1	164.4	19.8	12.4	0.4	3.0
Financial assets measured at fair value on the balance sheet								
Positive replacement values ⁵	167.4		5.8			142.7		
Trading portfolio assets - debt instruments ^{6,7}	29.0							
Financial assets designated at fair value – debt instruments ⁸	5.6		3.5		0.1		0.6	
Financial assets available for sale – debt instruments ⁹	61.7							
Total financial assets measured at fair value	263.7	0.0	9.3	0.0	0.1	142.7	0.6	0.0
Total maximum exposure to credit risk reflected on the balance sheet								
	815.4	13.7	209.4	164.4	19.8	155.2	1.0	3.0
Guarantees ⁹	16.0	1.2	2.1	0.2	1.5		0.1	3.0
Loan commitments ⁹	56.1		1.8	1.7	8.7		6.9	2.0
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements								
	6.6		6.6					
Total maximum exposure to credit risk not reflected on the balance sheet								
	78.6	1.2	10.5	1.9	10.2	0.0	7.0	5.0
Total	894.1	14.9	220.0	166.3	30.1	155.2	8.1	8.0

¹ Includes but not limited to life insurance contracts, inventory, accounts receivable, mortgage loans, patents, and copyrights. ² Due from banks includes amounts held with third-party banks on behalf of clients. The credit risk associated with these balances may be borne by those clients. ³ Included within Cash collateral receivables on derivative instruments are margin balances due from exchanges or clearing houses. Some of these margin balances reflect amounts transferred on behalf of clients who retain the associated credit risk. ⁴ The amount shown in the netting column represents the netting potential not recognized on the balance sheet. Refer to Note 24 for more information. ⁵ In 2016, UBS AG aligned its collateral allocation processes across business divisions with a risk-based approach which prioritizes collateral mainly according to its liquidity profile. This resulted in increases in loans collateralized by cash of CHF 3.3 billion and increases in loans collateralized by securities of CHF 3.1 billion, while loans secured by real estate decreased by CHF 5.2 billion and loans secured by guarantees decreased by CHF 1.2 billion. ⁶ These positions are generally managed under the market risk framework. For the purpose of this disclosure, collateral and credit enhancements were not considered. ⁷ Does not include debt instruments held for unit-linked investment contracts and investment fund units. ⁸ Does not include investment fund units. Financial assets designated at fair value collateralized by securities consisted of structured loans and reverse repurchase and securities borrowing agreements. ⁹ The amount shown in the "Guarantees" column largely relates to sub-participations. Refer to the "Treasury management" section of this report for more information.

Maximum exposure to credit risk for financial assets designated at fair value

The maximum exposure to credit risk of loans, but not structured loans, designated at fair value is generally mitigated by credit derivatives or similar instruments. As of 31 December 2016, the credit risk of such loans with a total notional amount of CHF 609 million (31 December 2015: CHF 687 million) was mitigated by credit derivatives with a total notional amount of CHF 578 million (31 December 2015: CHF 630 million) and a fair value of negative CHF 7 million (31 December 2015: positive CHF 4 million).

Changes in the fair value of loans designated at fair value

attributable to changes in credit risk were not material for the years ended 31 December 2016 and 31 December 2015 and from inception until 31 December 2016 and 31 December 2015.

Similarly, changes in the fair value of credit derivatives mitigating the credit risk of loans designated at fair value were not material for the years ended 31 December 2016 and 31 December 2015 and from inception until 31 December 2016 and 31 December 2015.

→ Refer to Note 22 for more information on financial assets designated at fair value

Note 25 Measurement categories, credit risk and maturity analysis of financial instruments (continued)

c) Financial assets subject to credit risk by rating category

Financial assets subject to credit risk by rating category

CHF billion	31.12.16					
Rating category ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	Defaulted
Balances with central banks	106.2	0.9				
Due from banks	0.6	9.7	2.0	0.5	0.3	
Cash collateral on securities borrowed and reverse repurchase agreements	29.2	24.5	20.1	6.9	0.7	
Positive replacement values	19.6	96.9	34.2	7.4	0.4	
Cash collateral receivables on derivative instruments	6.4	12.2	6.4	1.6	0.2	
Trading portfolio assets – debt instruments ²	9.0	6.9	2.9	1.7	1.3	
Loans	31.7	127.8	63.2	63.6	19.1	1.6
Financial assets designated at fair value – debt instruments ³	48.4	12.6	1.0	1.6	1.3	
Financial assets available for sale – debt instruments ³	12.7	1.8	0.2	0.1		
Financial assets held to maturity	8.4	0.9				
Other assets	0.1	2.1	6.2	7.7	2.2	0.3
Guarantees, commitments and forward starting transactions						
Guarantees	2.0	6.4	3.7	3.6	0.7	0.3
Loan commitments	2.4	19.5	17.1	8.7	6.5	0.1
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements	0.6	9.4	0.3			
Total	277.4	331.6	157.2	103.5	32.7	2.2

CHF billion	31.12.15					
Rating category ¹	0-1	2-3	4-5	6-8	9-13	Defaulted
Balances with central banks	87.9	1.3	0.6			
Due from banks	1.3	8.8	1.1	0.6		
Cash collateral on securities borrowed and reverse repurchase agreements	21.7	40.2	20.1	11.2	0.4	
Positive replacement values	20.7	116.9	23.2	5.9	0.7	
Cash collateral receivables on derivative instruments	8.4	10.2	4.7	0.4	0.1	
Trading portfolio assets – debt instruments ²	14.2	8.6	3.1	1.9	1.2	
Loans	31.9	132.1	68.2	61.4	17.7	1.4
Financial assets designated at fair value – debt instruments ³	0.0	0.5	1.0	3.0	0.9	0.1
Financial assets available for sale – debt instruments ³	52.4	9.2				
Other assets	0.2	2.2	7.5	8.1	1.7	0.4
Guarantees, commitments and forward starting transactions						
Guarantees	2.2	7.1	3.6	2.2	0.7	0.3
Loan commitments	1.8	22.4	19.6	6.1	6.2	0.0
Forward starting transactions, reverse repurchase and securities borrowing agreements		6.5		0.0		
Total	242.6	366.0	152.8	100.8	29.6	2.2

¹ Refer to the "Internal UBS rating scale and mapping of external ratings" table in the "Risk management and control" section of this report for more information on rating categories. ² Does not include debt instruments held for unit-linked investment contracts and investment fund units. ³ Does not include investment fund units.

Note 25 Measurement categories, credit risk and maturity analysis of financial instruments (continued)**d) Maturity analysis of financial liabilities**

The contractual maturities for non-derivative and non-trading financial liabilities as of 31 December 2016 are based on the earliest date on which UBS could be contractually required to pay. The total amounts that contractually mature in each time band are also shown for 31 December 2015. Derivative positions

and trading liabilities, predominantly made up of short sale transactions, are assigned to the column *Due within 1 month*, as this provides a conservative reflection of the nature of these trading activities. The contractual maturities may extend over significantly longer periods.

Maturity analysis of financial liabilities¹

CHF billion	Due within 1 month	Due between 1 and 3 months	Due between 3 and 12 months	Due between 1 and 5 years	Due after 5 years	Total
Financial liabilities recognized on-balance sheet²						
Due to banks	7.4	1.4	1.8	0.1	0.0	10.7
Cash collateral on securities lent	2.2	0.6				2.8
Repurchase agreements	4.7	1.0	0.7	0.1	0.0	6.6
Trading portfolio liabilities ³ - ⁴	22.8					22.8
Negative replacement values ⁵	153.8					153.8
Cash collateral payables on derivative instruments	35.5					35.5
Due to customers	408.5	13.8	3.3	9.1	20.9	455.6
Financial liabilities designated at fair value ⁶	16.8	14.7	11.1	8.4	5.9	57.0
Debt issued	7.8	7.8	23.3	28.2	18.7	85.8
Other liabilities	47.0					47.0
Total 31.12.16	706.7	39.2	40.2	45.9	45.6	877.7
Total 31.12.15	712.5	44.3	36.4	53.0	44.6	890.7
Guarantees, commitments and forward starting transactions⁶						
Loan commitments	54.0	0.2	0.2	0.0		54.4
Guarantees	16.7					16.7
Forward starting transactions						
Reverse repurchase agreements	10.2					10.2
Securities borrowing agreements	0.0					0.0
Total 31.12.16	81.0	0.2	0.2	0.0	0.0	81.4
Total 31.12.15	78.1	0.2	0.2	0.1	0.0	78.7

¹ Non-financial liabilities such as deferred income, deferred tax liabilities, provisions and liabilities on employee compensation plans are not included in this analysis. ² Except for trading portfolio liabilities and negative replacement values (see footnote 3), the amounts presented generally represent undiscounted cash flows of future interest and principal payments. ³ Carrying value is fair value. Management believes that this best represents the cash flows that would have to be paid if these positions had to be settled or closed out. Refer to Note 12 for undiscounted cash flows of derivatives designated in hedge accounting relationships. ⁴ Contractual maturities of trading portfolio liabilities are: CHF 21.8 billion due within one month (2015: CHF 27.2 billion), CHF 1.0 billion due between one month and one year (2015: CHF 1.2 billion), and CHF 0.1 billion due between 1 and 5 years (2015: CHF 0.8 billion). ⁵ Future interest payments on variable rate liabilities are determined by reference to the applicable interest rate prevailing as of the reporting date. Future principal payments that are variable are determined by reference to the conditions existing at the reporting date. ⁶ Comprises the maximum irrevocable amount of guarantees, commitments and forward starting transactions.

e) Reclassification of financial assets

In 2008 and 2009, certain financial assets were reclassified from *Trading portfolio assets* to *Loans*. On their reclassification date, these assets had fair values of CHF 26 billion and CHF 0.6 billion, respectively.

The reclassification of financial assets reflected UBS's change in intent and ability to hold these financial assets for the foreseeable future rather than for trading in the near term. The financial assets were reclassified using their fair value on the date of the reclassification, which became their new cost basis at that date.

As of 31 December 2016, the carrying value of the remaining

reclassified financial assets, which were entirely comprised of municipal auction rate securities, was CHF 0.2 billion (31 December 2015: CHF 0.2 billion), which was approximately equal to the fair value of these assets.

The overall effect on operating profit before tax from reclassified financial assets for the year ended 31 December 2016 was a profit of CHF 1 million (2015: CHF 23 million). If the financial assets had not been reclassified, the impact on operating profit before tax for the year ended 31 December 2016 would have been a profit of CHF 10 million.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans

The table below provides information about expenses for pension and other post-employment benefit plans. These expenses are part of *Personnel expenses*.

Income statement – expenses related to pension and other post-employment benefit plans

CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Net periodic expenses for defined benefit plans	435	569	467
of which: related to major pension plans ¹	412	546	508
of which: Swiss plan ²	381	515	458
of which: UK plan	(2)	18	17
of which: US and German plans	33	12	33
of which: related to post-employment medical and life insurance plans ³	4	4	(36)
of which: UK plan	1	1	2
of which: US plans	3	2	(37)
of which: related to remaining plans and other expenses ⁴	19	19	(5)
Expenses for defined contribution plans ⁵	236	239	244
of which: UK plans	77	86	91
of which: US plans	106	100	91
of which: remaining plans	53	53	62
Total pension and other post-employment benefit plan expenses ⁶	670	808	711

¹ Refer to Note 26a for more information. ² The reduction in net periodic pension expenses for the Swiss pension plan between 2016 and 2015 related primarily to changes in demographic and financial assumptions. ³ Refer to Note 26b for more information. The US post-employment life insurance policy was terminated in 2014. Only the amounts disclosed for 2014 include expenses with regard to life insurance benefits. ⁴ Other expenses include differences between actual and estimated performance award accruals and net accrued pension expenses related to restructuring. ⁵ Refer to Note 26c for more information. ⁶ Refer to Note 6.

The table below provides information relating to amounts recognized in *Other comprehensive income* for defined benefit plans.

Other comprehensive income – gains / (losses) on defined benefit plans

CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Major pension plans ¹	(837)	339	(1,456)
of which: Swiss plan	(105)	58	(1,032)
of which: UK plan	(610)	317	(168)
of which: US and German plans	(122)	(35)	(256)
Post-employment medical and life insurance plans ²	(13)	(3)	(5)
of which: UK plan	(6)	6	(3)
of which: US plans	(7)	(9)	(2)
Remaining plans	(26)	(14)	7
Gains / (losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(876)	322	(1,454)
Tax (expense) / benefit relating to defined benefit plans recognized in other comprehensive income	52	(19)	247
Gains / (losses) recognized in other comprehensive income, net of tax ³	(824)	303	(1,208)

¹ Refer to Note 26a for more information. ² Refer to Note 26b for more information. The US post-employment life insurance policy was terminated in 2014. Amounts with regard to life insurance benefits are included only in the year ended on 31 December 2014. ³ Refer to the "Statement of comprehensive income".

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

UBS AG recognizes assets and liabilities with respect to defined benefit plans within *Other assets* and *Other liabilities*.

As of 31 December 2016 and 31 December 2015, the Swiss pension plan was in a surplus situation. However, a surplus is only recognized on the balance sheet to the extent that it does

not exceed the estimated future economic benefit. Since the estimated future economic benefit was zero as of 31 December 2016 and 31 December 2015, no net defined benefit pension asset was recognized on the balance sheet.

The tables below provide information on UBS AG's assets and liabilities with respect to defined benefit plans.

Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment asset

CHF million	31.12.16	31.12.15
Major pension plans ¹	0	50
of which: Swiss plan	0	0
of which: UK plan	0	50
Total net defined benefit pension and post-employment asset ²	0	50

¹ Refer to Note 26a for more information. ² Refer to Note 16.

Balance sheet – net defined benefit pension and post-employment liability

CHF million	31.12.16	31.12.15
Major pension plans ¹	1,140	622
of which: Swiss plan	0	0
of which: UK plan	529	0
of which: US and German plans ²	611	622
Post-employment medical insurance plans ³	91	84
of which: UK plan	26	25
of which: US plans	65	59
Remaining plans	35	30
Total net defined benefit pension and post-employment liability ⁴	1,266	736

¹ Refer to Note 26a for more information. ² Of the total liability as of 31 December 2016, CHF 265 million related to US plans and CHF 346 million related to German plans (31 December 2015: CHF 315 million related to US plans and CHF 307 million related to German plans). ³ Refer to Note 26b for more information. ⁴ Refer to Note 21.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)**a) Defined benefit pension plans**

UBS AG has established defined benefit pension plans for its employees in various jurisdictions, with the major plans located in Switzerland, the UK, the US and Germany.

The overall investment policy and strategy for UBS AG's defined benefit pension plans is guided by the objective of achieving an investment return which, together with contributions, ensures that there will be sufficient assets to pay pension benefits as they fall due while also mitigating various risks. For the plans with assets (i.e., funded plans), the investment strategies are managed under local laws and regulations in each jurisdiction. The asset allocation is determined by the governance body with reference to the prevailing current and expected economic and market conditions and in consideration of specific asset class risk in the risk profile. Within this framework, UBS AG ensures that the fiduciaries consider how the asset investment strategy correlates with the maturity profile of the plan liabilities and the respective potential effect on the funded status of the plans, including potential short-term liquidity requirements.

The defined benefit obligations (DBOs) for all of UBS AG's defined benefit pension plans are directly affected by changes in yields of high-quality corporate bonds quoted in an active market in the currency of the respective pension plan, as the applicable discount rate used to determine the DBO is based on these yields. For the funded plans, the pension assets are invested in a diversified portfolio of financial assets, including real estate, bonds, investment funds and cash across geographic regions to ensure a balance of risk and return. Under IAS 19, volatility arises in each pension plan's net asset / liability position because the fair value of the plan's financial assets is not fully correlated to movements in the value of the plan's DBO. Specific asset-liability matching strategies for each pension plan are independently determined by the responsible governance body. The net asset / liability volatility for each plan is dependent on the specific financial assets chosen by each plan's governance body. For certain pension plans, a liability-driven investment approach is applied to a portion of the plan assets to reduce potential volatility.

Swiss pension plan

The Swiss pension plan covers employees of UBS AG and employees of companies having close economic or financial ties with UBS AG and exceeds the minimum benefit requirements under Swiss pension law.

Contributions to the pension plan are paid by both the employer and the employees. The Swiss pension plan allows employees to choose the level of contributions paid by them. Employee contributions are calculated as a percentage of the contributory salary and are deducted monthly. The percentages deducted from salary depend on age and choice of contribution category and vary between 1% and 13.5% of contributory base salary and between 0% and 9% of contributory variable compensation. Depending on the age of the employee, UBS AG pays a contribution that ranges between 6.5% and 27.5% of contributory base salary and between 3.6% and 9% of contributory variable compensation. UBS AG also pays risk contributions which are used to finance benefits paid out in the event of death and disability, as well as to finance bridging pensions.

The plan benefits include retirement benefits and disability, death and survivor pensions. The pension plan offers to members at the normal retirement age of 64 a choice between a lifetime pension with or without full restitution and a partial or full lump sum payment. Members can draw early retirement benefits starting from the age of 58. Since 2015, employees have the possibility to make additional purchases of benefits to fund early retirement benefits (Plan 58+).

The pension amount payable is a result of the conversion rate applied on the accumulated balance of the individual plan participant's pension account at the retirement date. The accumulated balance of each individual plan participant's pension account is based on credited vested benefits transferred from previous employers, purchases of benefits and the employee and employer contributions that have been made to the pension account of each individual plan participant, as well as the interest accrued on the accumulated balance. The interest rate accrued is defined annually by the Pension Foundation Board.

Although the Swiss pension plan is based on a defined contribution promise under Swiss pension law, it is accounted for as a defined benefit plan under IAS 19, primarily because of the obligation to accrue interest on the pension accounts and the payment of lifetime pension benefits.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The Swiss pension plan is governed by a Pension Foundation Board as required by Swiss pension law. The responsibilities of this board are defined by Swiss pension law and by the plan rules. An actuarial valuation under Swiss pension law is performed regularly. According to Swiss pension law, a temporary limited underfunding is permitted. However, should an underfunded situation occur, the Pension Foundation Board is required to take the necessary measures to ensure that full funding can be expected to be restored within a maximum period of 10 years. If a Swiss pension plan were to become significantly underfunded on a Swiss pension law basis, additional employer and employee contributions could be required. In these situations, the risk is shared between employer and employees, and the employer is not legally obliged to cover more than 50% of the additional contributions required. As of 31 December 2016, the Swiss pension plan had a technical funding ratio under Swiss pension law of 125.4% (31 December 2015: 123.3%).

The investment strategy of the Swiss plan is implemented on the basis of a multi-level investment and risk management process and is in line with Swiss pension law, including the rules and regulations relating to diversification of plan assets. These rules, among others, specify restrictions to the composition of plan assets, e.g., there is a limit of 50% for investments in equities. The investment strategy of the Swiss plan is aligned with the defined risk budget set out by the Pension Foundation Board. The risk budget is determined on the basis of regularly performed asset and liability management analyses. In order to implement the risk budget, the Swiss plan may use direct investments, investment funds and derivatives. To mitigate foreign currency risk, a specific currency hedging strategy is in place. The Pension Foundation Board strives for a medium- and long-term balance between assets and liabilities.

As of 31 December 2016, the Swiss pension plan was in a surplus situation on an International Financial Reporting Standards (IFRS) measurement basis, as the fair value of plan assets exceeded the DBO by CHF 1,749 million (31 December 2015: surplus of CHF 1,283 million). However, a surplus is only recognized on the balance sheet to the extent that it does not exceed the estimated future economic benefit, which equals the difference between the present value of the estimated future net service cost and the present value of the estimated future employer contributions. The maximum future economic benefit is highly variable based on changes in the discount rate. Both as of 31 December 2016 and 31 December 2015, the estimated future economic benefit was zero and hence no net defined benefit asset was recognized on the balance sheet. As of 31 December 2016, the difference between the pension plan surplus and the estimated future economic benefit, i.e., the asset ceiling effect, was CHF 1,749 million (31 December 2015: CHF 1,283 million). CHF 452 million out of the total movement of CHF 466 million was recognized in *Other comprehensive income* and CHF 14 million related to interest expense on the asset ceiling effect was recognized in the income statement. As of 31

December 2015, the total asset ceiling effect of CHF 1,283 million was recognized in *Other comprehensive income*. The employer contributions expected to be made to the Swiss pension plan in 2017 are estimated to be CHF 478 million.

Non-Swiss pension plans

UBS AG locations outside of Switzerland offer various defined benefit pension plans in accordance with local regulations and practices. The non-Swiss locations with major defined benefit pension plans are the UK, the US and Germany. Defined benefit pension plans in other locations are not material to the financial results of UBS AG and hence not separately disclosed.

The non-Swiss plans provide benefits in the event of retirement, death or disability. The level of benefits provided depends on the specific rate of benefit accrual and the level of employee compensation. UBS AG's general principle is to ensure that the plans are adequately funded on the basis of actuarial valuations. Local pension regulations and tax requirements are the primary drivers for determining when contributions are required.

UK pension plan

The UK plan is a career-average revalued earnings scheme, and benefits increase automatically based on UK price inflation. Normal retirement age for participants in the UK plan is 60. The UK defined benefit pension plan participants are no longer accruing benefits for current or future service. Active employees instead participate in the UK defined contribution plan.

The governance responsibility for the UK plan lies jointly with the Pension Trustee Board, which is required under local pension laws, and UBS AG. The employer contributions to the pension fund reflect agreed-upon deficit-funding contributions, which are determined on the basis of the most recent actuarial valuation using assumptions agreed by the Pension Trustee Board and UBS AG. In the event of underfunding, UBS AG and the Pension Trustee Board must agree on a deficit recovery plan within statutory deadlines. In 2016, UBS AG did not make any deficit-funding contributions (2015: CHF 316 million).

The plan assets are invested in a diversified portfolio of financial assets. A liability-driven investment approach is applied, as a portion of the plan assets is invested in inflation-indexed bonds which provide a partial hedge against price inflation. If price inflation increases, the DBO will likely increase more significantly than the change in the fair value of plan assets, which would result in an increase in the net defined benefit liability. Plan rules and local pension legislation cap the level of inflationary increase that can be applied to plan benefits.

As the plan is obligated to provide guaranteed lifetime pension benefits to plan participants upon retirement, increases in life expectancy will result in an increase in the plan's liabilities. The sensitivity to changes in life expectancy is particularly high in the UK plan as the pension benefits are indexed to price inflation.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

As of 31 December 2016, the UK plan was in a deficit situation on an IFRS measurement basis as the DBO exceeded the fair value of plan assets by CHF 529 million (31 December 2015: surplus of CHF 50 million).

No employer contributions are currently scheduled to be made to the UK defined benefit pension plan in 2017.

US pension plans

There are two distinct major defined benefit pension plans in the US. Normal retirement age for participants in both US plans is 65. The plans are closed to new entrants, who instead can participate in defined contribution plans.

One of the major defined benefit pension plans is a contribution-based plan in which each participant accrues a percentage of salary in a pension account. The pension account is credited annually with interest based on a rate that is linked to the average yield on one-year US government bonds. For the other major defined benefit pension plan, retirement benefits accrue based on the career-average earnings of each individual plan participant. Upon retirement, the plans allow participants a choice between a lump sum payment and a lifetime pension.

As required under local state pension laws, both plans have fiduciaries who, together with UBS AG, are responsible for the governance of the plans. UBS AG regularly reviews the contribution strategy for these plans. In determining the contribution strategy, UBS AG considers the minimum funding requirements (i.e., 80% funded ratio on a basis determined under local pension regulations) and the cost of any premiums that must be paid to the Pension Benefit Guaranty Corporation for having an underfunded plan. In 2016, the contributions made by UBS AG were CHF 172 million (2015: CHF 50 million).

The plan assets for both plans are invested in a diversified portfolio of financial assets. Each pension plan's fiduciaries are responsible for the investment decisions with respect to the plan assets. A liability-driven investment approach is applied for one of the US plans to support the volatility management in the net asset / liability position. Derivative instruments may also be employed to manage volatility.

In 2015, the US pension plan rules were amended to the effect that former UBS AG employees with vested benefits in the

US defined benefit pension plans have the option to receive a lump sum payment (or early annuity payments) instead of a lifetime pension commencing at retirement age. This resulted in a reduction in the DBO of CHF 24 million and a corresponding gain recognized in the income statement in 2015, of which CHF 21 million was recorded in Wealth Management Americas.

The employer contributions expected to be made to the US defined benefit pension plans in 2017 are estimated to be CHF 20 million.

German pension plans

There are two different defined benefit pension plans in Germany, and both are contribution-based plans. No plan assets are set aside to fund these plans, and benefits are directly paid by UBS AG. Normal retirement age for the participants in the German plans is 65. Within the larger of the two pension plans, each participant accrues a percentage of salary in a pension account. The accumulated account balance of the plan participant is credited on an annual basis with guaranteed interest at a rate of 5%. In the other plan, amounts are accrued annually based on employee elections. For this plan, the accumulated account balance is credited on an annual basis with a guaranteed interest rate of 4% for amounts accrued after 2009. Both German plans are regulated under German pension law, under which the responsibility to pay pension benefits when they are due rests entirely with UBS AG. For the German plans, a portion of the pension payments is directly increased in line with price inflation.

The benefits expected to be paid by UBS AG to the participants of the German plans in 2017 are estimated to be CHF 9 million.

Financial information by plan

The table on the following pages provides an analysis of the movement in the net asset / liability recognized on the balance sheet for defined benefit pension plans, as well as an analysis of amounts recognized in net profit and in *Other comprehensive income*.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Defined benefit pension plans

CHF million	Swiss plan		UK plan		US and German plans		Total	
For the year ended	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Defined benefit obligation at the beginning of the year	22,636	23,956	3,350	3,949	1,619	1,693	27,605	29,598
Current service cost	471	589	0	0	9	10	480	599
Interest expense	240	270	116	137	62	57	419	463
Plan participant contributions	210	205	0	0	0	0	210	205
Remeasurements	477	(1,231)	922	(441)	125	(8)	1,524	(1,681)
of which: actuarial (gains) / losses due to changes in demographic assumptions	(659)	(1,038)	(63)	(122)	3	34	(719)	(1,125)
of which: actuarial (gains) / losses due to changes in financial assumptions	698	(237)	1,022	(201)	107	(71)	1,827	(509)
of which: experience (gains) / losses ¹	438	44	(37)	(119)	15	28	416	(47)
Past service cost related to plan amendments	0	0	0	0	0	(24)	0	(24)
Curtailments	(96)	(81)	0	0	0	0	(96)	(81)
Benefit payments	(1,074)	(1,071)	(135)	(128)	(98)	(83)	(1,307)	(1,283)
Termination benefits	0	1	0	0	0	0	0	1
Other movements	0	0	0	0	19	0	19	0
Foreign currency translation	0	0	(549)	(166)	20	(26)	(529)	(192)
Defined benefit obligation at the end of the year	22,865	22,636	3,704	3,350	1,755	1,619	28,325	27,605
of which: amounts owing to active members	10,419	10,359	290	255	258	267	10,967	10,881
of which: amounts owing to deferred members	0	0	2,210	1,864	584	523	2,794	2,388
of which: amounts owing to retirees	12,446	12,278	1,204	1,230	913	829	14,563	14,336
Fair value of plan assets at the beginning of the year	23,919	23,931	3,400	3,381	997	1,029	28,316	28,341
Return on plan assets excluding amounts included in interest income	824	109	312	(124)	2	(44)	1,139	(59)
Interest income	258	273	118	118	44	39	420	430
Employer contributions – excluding termination benefits	486	482	0	316	179	57	665	855
Employer contributions – termination benefits	0	1	0	0	0	0	0	1
Plan participant contributions	210	205	0	0	0	0	210	205
Benefit payments	(1,074)	(1,071)	(135)	(128)	(98)	(83)	(1,307)	(1,283)
Administration expenses, taxes and premiums paid	(10)	(10)	0	0	(6)	(8)	(16)	(18)
Foreign currency translation	0	0	(520)	(163)	26	7	(494)	(156)
Fair value of plan assets at the end of the year	24,614	23,919	3,175	3,400	1,144	997	28,934	28,316
Asset ceiling effect at the beginning of the year	1,283	0	0	0	0	0	1,283	0
Interest expense on asset ceiling effect	14	0	0	0	0	0	14	0
Asset ceiling effect excluding interest expense on asset ceiling effect	452	1,283	0	0	0	0	452	1,283
Asset ceiling effect at the end of the year	1,749	1,283	0	0	0	0	1,749	1,283
Net defined benefit asset / (liability)	0	0	(529)	50	(611)	(622)	(1,140)	(572)
Movement in the net asset / (liability) recognized on the balance sheet								
Net asset / (liability) recognized on the balance sheet at the beginning of the year	0	(25)	50	(568)	(622)	(664)	(572)	(1,256)
Net periodic expenses	(381)	(515)	2	(18)	(33)	(12)	(412)	(546)
Amounts recognized in other comprehensive income	(105)	58	(610)	317	(122)	(35)	(837)	339
Employer contributions – excluding termination benefits	486	482	0	316	179	57	665	855
Employer contributions – termination benefits	0	1	0	0	0	0	0	1
Other movements	0	0	0	0	(19)	0	(19)	0
Foreign currency translation	0	0	29	3	6	33	35	36
Net asset / (liability) recognized on the balance sheet at the end of the year	0	0	(529)	50	(611)	(622)	(1,140)	(572)
Funded and unfunded plans								
Defined benefit obligation from funded plans	22,865	22,636	3,704	3,350	1,316	1,288	27,885	27,274
Defined benefit obligation from unfunded plans	0	0	0	0	440	331	440	331
Plan assets	24,614	23,919	3,175	3,400	1,144	997	28,934	28,316
Surplus / (deficit)	1,749	1,283	(529)	50	(611)	(622)	609	711
Asset ceiling effect	1,749	1,283	0	0	0	0	1,749	1,283
Net defined benefit asset / (liability)	0	0	(529)	50	(611)	(622)	(1,140)	(572)

¹ Experience (gains) / losses are a component of actuarial remeasurements of the defined benefit obligation that reflect the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Analysis of amounts recognized in net profit

CHF million	Swiss plan		UK plan		US and German plans		Total	
For the year ended	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Current service cost	471	589	0	0	9	10	480	599
Interest expense related to defined benefit obligation	240	270	116	137	62	57	419	463
Interest income related to plan assets	(258)	(273)	(118)	(118)	(44)	(39)	(420)	(430)
Interest expense on asset ceiling effect	14	0	0	0	0	0	14	0
Administration expenses, taxes and premiums paid	10	10	0	0	6	8	16	18
Plan amendments	0	0	0	0	0	(24)	0	(24)
Curtailments	(96)	(81)	0	0	0	0	(96)	(81)
Termination benefits	0	1	0	0	0	0	0	1
Net periodic expenses	381	515	(2)	18	33	12	412	546

Analysis of amounts recognized in other comprehensive income (OCI)

CHF million	Swiss plan		UK plan		US and German plans		Total	
For the year ended	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Remeasurement of defined benefit obligation	(477)	1,231	(922)	441	(125)	8	(1,524)	1,681
Return on plan assets excluding amounts included in interest income	824	109	312	(124)	2	(44)	1,139	(59)
Asset ceiling effect excluding interest expense on asset ceiling effect	(452)	(1,283)	0	0	0	0	(452)	(1,283)
Total gains / (losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(105)	58	(610)	317	(122)	(35)	(837)	339

The table below provides information on the duration of the DBO and the timing for expected benefit payments.

	Swiss plan		UK plan		US and German plans ¹	
	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Duration of the defined benefit obligation (in years)	15.1	15.1	22.6	19.7	10.6	11.3
Maturity analysis of benefits expected to be paid						
CHF million						
Benefits expected to be paid within 12 months	1,140	1,146	72	80	103	92
Benefits expected to be paid between 1 and 3 years	2,204	2,218	164	177	213	185
Benefits expected to be paid between 3 and 6 years	3,394	3,403	315	338	328	291
Benefits expected to be paid between 6 and 11 years	5,439	5,526	710	785	562	509
Benefits expected to be paid between 11 and 16 years	5,041	5,173	856	981	514	510
Benefits expected to be paid in more than 16 years	17,162	18,892	6,064	7,348	958	1,172

¹ The duration of the defined benefit obligation represents a weighted average across US and German plans.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Actuarial assumptions

The measurement of each pension plan's DBO considers different actuarial assumptions. Changes in those assumptions lead to volatility in the DBO. The following principal actuarial assumptions are applied:

- Discount rate: the discount rate is based on the yield of high-quality corporate bonds quoted in an active market in the currency of the respective pension plan. Consequently, a decrease in the yield of high-quality corporate bonds increases the DBO. Conversely, an increase in the yield of high-quality corporate bonds decreases the DBO.
- Rate of salary increase: an increase in the salary of plan participants generally increases the DBO, specifically for the Swiss and German plans. For the UK plan, as the plan is closed for future service, UBS AG employees no longer accrue future service benefits and thus salary increases have no effect on the DBO. For the US plans, only a small percentage of the total population continues to accrue benefits for future service, therefore the effect of a salary increase on the DBO is minimal.
- Rate of pension increase: for the Swiss plan, there is no automatic indexing of pensions. Any increase would be decided by the Pension Foundation Board. For the US plans, there is also no automatic indexing of pensions. For the UK plan, pensions are automatically indexed to price inflation as per plan rules and local pension legislation. The German plans are also automatically indexed and a portion of the pensions are directly increased by price inflation. An increase in price inflation in the UK and Germany increases the respective plan's DBO.
- Rate of interest credit on retirement savings: the Swiss plan and one of the US plans have retirement saving balances that are increased annually by an interest credit rate. For these plans, an increase in the interest credit rate increases the respective plan's DBO.
- Life expectancy: for most of UBS AG's defined benefit pension plans, the respective plan is obligated to provide guaranteed lifetime pension benefits. The DBO for all plans is calculated using an underlying best estimate of the life expectancy of plan participants. An increase in the life expectancy of plan participants increases the plan's DBO.

The actuarial assumptions used for the pension plans are based on the economic conditions prevailing in the jurisdiction in which they operate.

→ Refer to Note 1a item 7 for a description of the accounting policy for defined benefit pension plans

Changes in actuarial assumptions

UBS AG regularly reviews the actuarial assumptions used in calculating its DBO to determine their continuing relevance.

Swiss pension plan

In 2016, UBS AG continued to enhance its methodology for estimating the discount rate by improving the construction of the yield curve from Swiss high-quality corporate bonds. Furthermore, UBS AG refined its approach for estimating the life expectancy, the rate of employee disability and the rate of salary increases. These changes in estimates decreased the DBO of the Swiss pension plan by CHF 319 million, of which changes in demographic assumptions decreased the DBO by CHF 659 million and changes in financial assumptions increased the DBO by CHF 339 million. However, the effect from these changes in estimates was more than offset by experience losses and market-driven changes in the discount rate, resulting in a total upward remeasurement of the Swiss plan DBO of CHF 477 million, which was recognized in *Other comprehensive income*.

In 2015, the effect from an enhancement in methodology for estimating the discount rate and from the refinement of the approach to estimate the rate of salary increases, the rate of interest credit on retirement savings, the employee turnover rate, the rate of employee disabilities and the rate of marriage was a net decrease in the DBO of the Swiss pension plan of CHF 2,055 million, of which CHF 1,038 million related to demographic assumptions and CHF 1,017 million related to financial assumptions. The effect from these changes in estimates was partly offset by market-driven discount rate changes, resulting in an overall downward remeasurement of the Swiss plan DBO of CHF 1,231 million, which was recognized in *Other comprehensive income*.

Non-Swiss pension plans

In both 2016 and 2015, UBS AG also enhanced methodologies and refined approaches used to estimate various actuarial assumptions for its non-Swiss pension plans.

In 2016, these changes in estimates resulted in a total net decrease in the DBO of the UK pension plan of CHF 63 million, all related to demographic assumptions. However, the effect from these changes in estimates was more than offset mainly by market-driven discount rate changes, resulting in a total upward remeasurement of the UK plan DBO of CHF 922 million, which was recognized in *Other comprehensive income*.

In 2015, the changes in estimates resulted in a total net decrease in the DBO of the UK pension plan of CHF 192 million, of which CHF 122 million related to demographic assumptions and CHF 71 million related to financial assumptions. In addition, mainly market-driven discount rate changes reduced the DBO further, resulting in an overall downward remeasurement of the UK plan DBO of CHF 441 million, which was recognized in *Other comprehensive income*.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

The tables below show the principal actuarial assumptions used in calculating the DBO at the end of the year.

Principal actuarial assumptions used

In %	Swiss plan		UK plan		US and German plans ¹	
	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Discount rate	0.73	1.09	2.69	3.90	3.58	4.01
Rate of salary increase	1.30	1.75	0.00	0.00	2.86	2.89
Rate of pension increase	0.00	0.00	3.18	3.02	1.50	1.50
Rate of interest credit on retirement savings	0.73	1.09	0.00	0.00	1.74	1.48

¹ Represents weighted average assumptions across US and German plans.

Mortality tables and life expectancies for major plans

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a male member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Switzerland	BVG 2015 G CMI_2016 ¹	21.5	21.5	22.9	23.2
UK	S2PA CMI_2015, with projections	23.7	23.9	25.0	25.6
US	RP2014 WCHA, with MP2016 projection scale ²	22.9	23.0	24.4	24.5
Germany	Dr. K. Heubeck 2005 G	20.1	20.0	22.8	22.6

Country	Mortality table	Life expectancy at age 65 for a female member currently			
		aged 65		aged 45	
		31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Switzerland	BVG 2015 G CMI_2016 ¹	23.4	24.0	24.9	25.7
UK	S2PA CMI_2015, with projections	25.6	25.8	27.4	28.0
US	RP2014 WCHA, with MP2016 projection scale ²	24.5	24.6	26.1	26.2
Germany	Dr. K. Heubeck 2005 G	24.2	24.1	26.7	26.6

¹ In 2015, the mortality table BVG 2010 G was used. ² In 2015, the mortality table RP2014 WCHA, with MP2015 projection scale was used.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions

The table below presents a sensitivity analysis for each significant actuarial assumption, showing how the DBO would have been affected by changes in the relevant actuarial assumption that were reasonably possible at the balance sheet date. Unforeseen

circumstances may arise, which could result in variations that are outside the range of alternatives deemed reasonably possible. Caution should be used in extrapolating the sensitivities below to the overall impact on the DBO as the sensitivities may not be linear.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions¹

Increase / (decrease) in defined benefit obligation	Swiss plan		UK plan		US and German plans	
CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Discount rate						
Increase by 50 basis points	(1,435)	(1,416)	(388)	(308)	(86)	(84)
Decrease by 50 basis points	1,630	1,609	452	354	94	92
Rate of salary increase						
Increase by 50 basis points	86	82	→	→	1	1
Decrease by 50 basis points	(79)	(86)	→	→	(1)	(1)
Rate of pension increase						
Increase by 50 basis points	1,178	1,163	435	343	6	6
Decrease by 50 basis points	→	→	(377)	(300)	(6)	(5)
Rate of interest credit on retirement savings						
Increase by 50 basis points	264	263	→	→	9	8
Decrease by 50 basis points	(250)	(249)	→	→	(8)	(8)
Life expectancy						
Increase in longevity by one additional year	796	719	136	97	44	42

¹ The sensitivity analyses are based on a change in one assumption while holding all other assumptions constant, so that interdependencies between the assumptions are excluded. ² As the plan is closed for future service, a change in assumption is not applicable. ³ As the assumed rate of pension increase was 0% as of 31 December 2016 and as of 31 December 2015, a downward change in assumption is not applicable. ⁴ As the plan does not provide interest credits on retirement savings, a change in assumption is not applicable.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Fair value of plan assets

The table below provides information on the composition and fair value of plan assets of the Swiss, the UK and the US pension plans.

Composition and fair value of plan assets

Swiss plan									
	31.12.16				31.12.15				
	Fair value			Plan asset allocation %	Fair value			Plan asset allocation %	
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total		
<i>CHF million</i>									
Cash and cash equivalents	869	0	869	4	517	0	517	2	
Real estate / property									
Domestic	0	2,689	2,689	11	0	2,647	2,647	11	
Investment funds									
Equity									
Domestic	938	0	938	4	699	0	699	3	
Foreign	6,558	1,170	7,728	31	6,948	1,085	8,033	34	
Bonds ¹									
Domestic, AAA to BBB-	2,222	0	2,222	9	2,112	0	2,112	9	
Foreign, AAA to BBB-	5,877	0	5,877	24	6,109	0	6,109	26	
Foreign, below BBB-	1,176	0	1,176	5	1,056	0	1,056	4	
Real estate									
Foreign	0	42	42	0	0	63	63	0	
Other	283	2,776	3,059	12	1,064	1,605	2,669	11	
Other investments	0	15	15	0	0	15	15	0	
Total	17,923	6,691	24,614	100	18,505	5,414	23,919	100	
			31.12.16				31.12.15		
Total fair value of plan assets			24,614				23,919		
<i>of which:²</i>									
Bank accounts at UBS AG			432				517		
UBS AG debt instruments			5				5		
UBS Group AG shares			47				38		
Securities lent to UBS AG ³			1,855				962		
Property occupied by UBS AG			83				82		
Derivative financial instruments, counterparty UBS AG ³			(220)				(170)		

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification. ² Bank accounts at UBS AG encompass accounts in the name of the Swiss pension fund. The other positions disclosed in the table encompass both direct investments in UBS AG instruments and indirect investments, i.e., those made through funds that the pension fund invests in. ³ Securities lent to UBS AG and derivative financial instruments are presented gross of any collateral. Securities lent to UBS AG were fully covered by collateral as of 31 December 2016 and 31 December 2015. Net of collateral, derivative financial instruments amounted to CHF 76 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: negative CHF 90 million).

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Composition and fair value of plan assets (continued)

UK plan

	31.12.16				31.12.15			
	Fair value			Plan asset allocation %	Fair value			Plan asset allocation %
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
CHF million								
Cash and cash equivalents	133	0	133	4	426	0	426	13
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	1,131	0	1,131	36	0	0	0	0
Domestic, below BBB-	1	0	1	0	0	0	0	0
Investment funds								
Equity								
Domestic	39	0	39	1	98	0	98	3
Foreign	984	0	984	31	1,080	0	1,080	32
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	500	28	528	17	1,305	0	1,305	38
Domestic, below BBB-	23	0	23	1	53	0	53	2
Foreign, AAA to BBB-	245	0	245	8	189	0	189	6
Foreign, below BBB-	39	0	39	1	31	0	31	1
Real estate								
Domestic	39	72	111	4	46	68	115	3
Other	(35)	111	76	2	(32)	123	91	3
Other investments	(144)	10	(134)	(4)	6	7	13	0
Total fair value of plan assets	2,955	221	3,175	100	3,202	198	3,400	100

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Composition and fair value of plan assets (continued)

US plans

CHF million	31.12.16				31.12.15			
	Fair value			Weighted average plan asset allocation %	Fair value			Weighted average plan asset allocation %
	Quoted in an active market	Other	Total		Quoted in an active market	Other	Total	
Cash and cash equivalents	75	0	75	7	52	0	52	5
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	158	0	158	14	56	0	56	6
Domestic, below BBB-	13	0	13	1	60	0	60	6
Foreign, AAA to BBB-	42	0	42	4	17	0	17	2
Foreign, below BBB-	1	0	1	0	6	0	6	1
Investment funds								
Equity								
Domestic	264	0	264	23	240	0	240	24
Foreign	248	0	248	22	240	0	240	24
Bonds ¹								
Domestic, AAA to BBB-	218	0	218	19	134	0	134	13
Domestic, below BBB-	18	0	18	2	13	0	13	1
Foreign, AAA to BBB-	42	0	42	4	31	0	31	3
Foreign, below BBB-	5	0	5	0	3	0	3	0
Real estate								
Domestic	0	11	11	1	0	12	12	1
Other	19	0	19	2	56	42	98	10
Insurance contracts	0	18	18	2	0	17	17	2
Asset-backed securities	8	0	8	1	14	0	14	1
Other investments	3	0	3	0	5	0	5	0
Total fair value of plan assets	1,115	29	1,144	100	926	70	997	100

¹ The bond credit ratings are primarily based on Standard & Poor's credit ratings. Ratings AAA to BBB- and below BBB- represent investment grade and non-investment grade ratings, respectively. In cases where credit ratings from other rating agencies were used, these were converted to the equivalent rating in the Standard & Poor's rating classification.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

b) Post-employment medical insurance plans

In the US and the UK, UBS AG offers post-employment medical benefits that contribute to the health care coverage of certain employees and their beneficiaries after retirement.

The UK post-employment medical plan is closed to new entrants. The post-employment medical benefits in the UK and the US cover all types of medical expenses. These plans are not prefunded plans, and costs are recognized as incurred. In the US, the retirees also contribute to the cost of the post-employment medical benefits.

The benefits expected to be paid by UBS AG to the post-employment medical insurance plans in 2017 are estimated to be CHF 6 million.

The table below provides an analysis of the movement in the net asset / liability recognized on the balance sheet for post-employment medical plans, as well as an analysis of amounts recognized in net profit and in *Other comprehensive income*.

Post-employment medical insurance plans

CHF million	UK plan		US plans		Total	
For the year ended	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Post-employment benefit obligation at the beginning of the year	25	32	59	53	84	85
Current service cost	0	0	0	0	0	0
Interest expense	1	1	3	2	3	3
Plan participant contributions	0	0	2	2	2	2
Remeasurements	6	(6)	7	9	13	3
<i>of which: actuarial (gains) / losses due to changes in demographic assumptions</i>	1	2	(1)	2	0	4
<i>of which: actuarial (gains) / losses due to changes in financial assumptions</i>	5	(1)	1	(2)	6	(3)
<i>of which: experience (gains) / losses¹</i>	0	(7)	6	9	6	2
Benefit payments ²	(1)	(1)	(7)	(8)	(8)	(10)
Foreign currency translation	(4)	(2)	1	1	(3)	(1)
Post-employment benefit obligation at the end of the year	26	25	65	59	91	84
<i>of which: amounts owing to active members</i>	6	5	0	0	6	5
<i>of which: amounts owing to deferred members</i>	0	0	0	0	0	0
<i>of which: amounts owing to retirees</i>	21	20	65	59	86	79
Fair value of plan assets at the end of the year	0	0	0	0	0	0
Net post-employment benefit asset / (liability)	(26)	(25)	(65)	(59)	(91)	(84)
Analysis of amounts recognized in net profit						
Current service cost	0	0	0	0	0	0
Interest expense related to post-employment benefit obligation	1	1	3	2	3	3
Net periodic expenses	1	1	3	2	4	4
Analysis of amounts recognized in other comprehensive income (OCI)						
Remeasurement of post-employment benefit obligation	(6)	6	(7)	(9)	(13)	(3)
Total gains / (losses) recognized in other comprehensive income, before tax	(6)	6	(7)	(9)	(13)	(3)

¹ Experience (gains) / losses are a component of actuarial remeasurements of the post-employment benefit obligation that reflect the effects of differences between the previous actuarial assumptions and what has actually occurred. ² Benefit payments are funded by employer contributions and plan participant contributions.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

Actuarial assumptions

The measurement of each medical insurance plan's post-employment benefit obligation considers different actuarial assumptions. On a country-by-country basis, the same discount rate is used for the calculation of the post-employment benefit obligation from medical insurance plans as for the DBO arising from pension plans. Changes in assumptions lead to volatility in the post-employment benefit obligation. The following principal actuarial assumptions are applied:

- Discount rate: similar to defined benefit pension plans, a decrease in the yield of high-quality corporate bonds increases the post-employment benefit obligation. Conversely, an increase in the yield of high-quality corporate bonds decreases the post-employment benefit obligation.
- Average health care cost trend rate: an increase in health care costs generally increases the post-employment benefit obligation.

- Life expectancy: as some plan participants have lifetime benefits under these plans, an increase in life expectancy increases the post-employment benefit obligation.

Changes in actuarial assumptions

UBS AG regularly reviews the actuarial assumptions used in calculating its post-employment benefit obligations to determine their continuing relevance. In 2016 and in 2015, UBS AG enhanced methodologies and refined approaches used to estimate several actuarial assumptions. These improvements in estimates resulted in a net increase in the post-employment benefit obligation.

Principal actuarial assumptions used to determine post-employment benefit obligations at the end of the year were:

Principal actuarial assumptions used¹

in %	UK plan		US plans ²	
	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Discount rate	2.69	3.90	3.97	4.23
Average health care cost trend rate – initial	5.10	5.10	7.03	6.75
Average health care cost trend rate – ultimate	5.10	5.10	4.50	5.00

¹ The assumptions for life expectancies are provided within Note 26a. ² Represents weighted average assumptions across US plans.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions

The table below presents a sensitivity analysis for each significant actuarial assumption showing how the post-employment benefit obligation would have been affected by changes in the relevant actuarial assumption that were reasonably possible at the balance sheet date. Unforeseen circumstances may arise, which

could result in variations that are outside the range of alternatives deemed reasonably possible. Caution should be used in extrapolating the sensitivities below to the overall impact on the post-employment benefit obligation, as the sensitivities may not be linear.

Sensitivity analysis of significant actuarial assumptions¹

Increase / (decrease) in post-employment benefit obligation	UK plan		US plans	
CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15
Discount rate				
Increase by 50 basis points	(2)	(1)	(3)	(3)
Decrease by 50 basis points	2	2	3	3
Average health care cost trend rate				
Increase by 100 basis points	4	3	2	1
Decrease by 100 basis points	(3)	(3)	(1)	(1)
Life expectancy				
Increase in longevity by one additional year	2	2	5	5

¹ The sensitivity analyses are based on a change in one assumption while holding all other assumptions constant, so that interdependencies between the assumptions are excluded.

c) Defined contribution plans

UBS AG sponsors a number of defined contribution plans in locations outside Switzerland. The locations with significant defined contribution plans are the US and the UK. Certain plans allow employees to make contributions and earn matching or other contributions from UBS AG. Employer contributions to

defined contribution plans are recognized as an expense, which, for the years ended 31 December 2016, 2015 and 2014, amounted to CHF 236 million, CHF 239 million and CHF 244 million, respectively.

Note 26 Pension and other post-employment benefit plans (continued)

d) Related-party disclosure

UBS AG is the principal provider of banking services for the pension fund of UBS AG in Switzerland. In this function, UBS AG is engaged to execute most of the pension fund's banking activities. These activities can include, but are not limited to, trading, securities lending and borrowing and derivative transactions. The non-Swiss UBS AG pension funds do not have a similar banking relationship with UBS AG.

The bank leases certain properties that are owned by the Swiss pension fund. As of 31 December 2016, the minimum commitment toward the Swiss pension fund under the related

leases is approximately CHF 11 million (31 December 2015: CHF 11 million).

→ Refer to the "Composition and fair value of plan assets" table in Note 26a for more information on fair value of investments in UBS AG instruments held by the Swiss pension fund

The following amounts have been received or paid by UBS AG from and to the pension and other post-employment benefit plans located in Switzerland, the UK and the US in respect of these banking activities and arrangements.

Related-party disclosure

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Received by UBS AG			
Fees	36	33	33
Paid by UBS AG			
Rent	4	5	6
Interest	(1)	(1)	0
Dividends and capital repayments	15	14	4

The transaction volumes in UBS Group AG shares and UBS AG debt instruments and the balances of UBS Group AG shares held as of 31 December were:

Transaction volumes – UBS Group AG shares and UBS AG debt instruments

	For the year ended	
	31.12.16	31.12.15
Financial instruments bought by pension funds		
UBS Group AG shares (in thousands of shares)	2,427	1,544
UBS AG debt instruments (par values, CHF million)	0	3
Financial instruments sold by pension funds or matured		
UBS Group AG shares (in thousands of shares)	1,618	2,255
UBS AG debt instruments (par values, CHF million)	0	4

UBS Group AG shares held by pension and other post-employment benefit plans

	31.12.16	31.12.15
Number of shares (in thousands of shares)	18,363	17,737
Fair value (CHF million)	293	344

Note 27 Equity participation and other compensation plans

a) Plans offered

The UBS Group has several equity participation and other compensation plans to align the interests of Group Executive Board (GEB) members, Key Risk Takers and other employees with the interests of investors while continuously meeting regulatory requirements. This Note provides a description of the most significant plans offered by the Group which relate to the performance year 2016 (awards granted in 2017) and those from prior years that were partly expensed in 2016.

→ Refer to Note 1a item 6 for a description of the accounting policy related to equity participation and other compensation plans

Mandatory share-based compensation plans

Equity Ownership Plan (EOP):

The EOP is a mandatory share-based compensation plan for all employees with total compensation greater than CHF/USD 300,000. These employees receive a portion of their annual performance-related compensation above the threshold in the form of notional shares. Furthermore, notional shares granted to GEB members, Key Risk Takers, Group Managing Directors (GMDs) or employees whose incentive awards exceed a certain threshold, are subject to performance conditions. These performance conditions are based on the Group's return on tangible equity and the divisional return on attributed equity (for Corporate Center employees, the combined return on attributed equity of all business divisions). Certain awards, such as replacement awards issued outside the normal performance year cycle, may take the form of deferred cash under the EOP plan rules.

Notional shares represent a promise to receive UBS shares at vesting and do not carry voting rights during the vesting period. Notional shares granted before February 2014 have no rights to dividends, whereas awards granted since February 2014 carry a dividend equivalent which may be paid in notional shares or cash and which vests on the same terms and conditions as the awards. Awards are settled by delivering UBS shares at vesting, except in jurisdictions where this is not permitted for legal or tax reasons. EOP awards generally vest in equal installments after two and three years following grant (for GEB members, generally after three, four and five years). The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Senior Executive Equity Ownership Plan (SEEOP):

Up to February 2012, GEB members and selected senior executives received a portion of their mandatory deferral in UBS shares or notional shares, which vested in equal installments

over a five-year vesting period and were forfeitable if certain conditions had not been met. The employee's business division or the Group as a whole had to be profitable in the financial year preceding scheduled vesting. Awards granted under SEEOP are settled by delivering UBS shares at vesting. No SEEOP awards have been granted since 2012.

Role-based allowances (RBAs):

Certain employees of EU regulated entities may receive an RBA in addition to their base salary. This allowance reflects the market value of a specific role and is only paid as long as the employee is within such a role. RBAs are offered in line with market practice and are generally paid in cash. In the UK, RBAs are partially awarded in cash and above a threshold in blocked UBS shares. Such shares will be unblocked in equal installments after two and three years. The compensation expense is recognized in the year of grant.

Mandatory deferred cash compensation plans

Deferred Contingent Capital Plan (DCCP):

The DCCP is a mandatory deferred cash compensation plan for all employees with total compensation greater than CHF/USD 300,000. DCCP awards granted up to January 2015 represent a right to receive a cash payment at vesting. For awards granted since February 2015, DCCP takes the form of notional additional tier 1 (AT1) capital instruments, which may be settled at the discretion of UBS in the form of a cash payment or a marketable AT1 capital instrument. Awards vest in full after five years unless there is a trigger or viability event. Awards granted under the DCCP are written down if UBS's common equity tier 1 capital ratio falls below 10% for GEB members and below 7% for all other employees. DCCP awards are also forfeited if a viability event occurs, that is, if FINMA provides a written notice to UBS that the DCCP awards must be written down to prevent an insolvency, bankruptcy or failure of UBS, or if UBS receives a commitment of extraordinary support from the public sector that is necessary to prevent such an event. Additionally, GEB members forfeit 20% of their award for each year during the vesting period in which UBS does not achieve an adjusted profit before tax. For awards granted up to January 2015, interest on the awards is paid annually, provided that UBS achieved an adjusted profit before tax in the preceding year. For awards granted since February 2015, interest payments are discretionary. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Note 27 Equity participation and other compensation plans (continued)

Long-Term Deferred Retention Senior Incentive Scheme (LTDRSIS):

Awards under the LTDRSIS were granted to employees in Australia up to and including 2014 and represent a profit share amount based on the profitability of the Australian business. Awards vest after three years and include an arrangement which allows for unpaid installments to be reduced if the business records a loss for the calendar year preceding vesting. The awards are generally forfeitable upon voluntary termination of employment with UBS.

Asset Management EOP:

In order to align deferred compensation of certain Asset Management employees with the performance of the funds they manage, EOP awards are granted to such employees in the form of cash-settled notional funds. The amount delivered depends on the value of the underlying investment funds at the time of vesting. The awards are generally forfeitable upon, among other circumstances, voluntary termination of employment with UBS.

Wealth Management Americas financial advisor compensation

Financial advisor compensation plans generally provide for cash payments and deferred awards that are formula driven and fluctuate in proportion to the level of business activity.

UBS also may enter into compensation commitments with certain new financial advisors, primarily as a recruitment incentive and to incentivize certain eligible active financial advisors to achieve specified revenue production and other performance conditions. The compensation may be earned and paid to the employee during a period of continued employment and may be forfeited under certain circumstances.

GrowthPlus:

GrowthPlus is a program for selected financial advisors whose revenue production and length of service exceed defined thresholds from 2010 through 2017. Compensation arrangements were granted in 2010, 2011 and 2015, with additional arrangements expected to be issued in 2018. The awards are distributed over seven years, with the exception of 2018 arrangements which will be distributed over five years.

PartnerPlus:

PartnerPlus is a mandatory deferred cash compensation plan for certain eligible financial advisors. Awards (UBS AG company contributions) are based on a predefined formula during the

performance year. Participants are also allowed to voluntarily contribute additional amounts otherwise payable during the year, up to a certain percentage of their pay, which vest upon contribution. Company contributions and voluntary contributions are credited with interest in accordance with the terms of the plan. Rather than being credited with interest, a participant may elect to have voluntary contributions, along with vested company contributions, credited with notional earnings based on the performance of various mutual funds. Company contributions and interest on both company and voluntary contributions ratably vest in 20% installments six to ten years following grant date. Company contributions and interest on notional earnings on both company and voluntary contributions are forfeitable under certain circumstances.

Other share-based compensation plans

Equity Plus Plan (Equity Plus):

Equity Plus is a voluntary plan that provides eligible employees with the opportunity to purchase UBS shares at market value and receive one notional share for every three shares purchased, up to a maximum annual limit. Share purchases may be made annually from the performance award and / or monthly through deductions from salary. If the shares purchased are held for three years, and in general if the employee remains in employment, the notional shares vest. For notional shares granted since April 2014, employees are entitled to receive a dividend equivalent, which may be paid in notional shares and / or cash.

Key Employee Stock Appreciation Rights Plan (KESAP) and Key Employee Stock Option Plan (KESOP):

Until 2009, key and high-potential employees were granted discretionary share-settled stock appreciation rights (SARs) or options on UBS shares with a strike price not less than the market value of a UBS share on the date of grant. A SAR gives employees the right to receive a number of UBS shares equal to the value of any market price increase of a UBS share between the grant date and the exercise date. One option entitles the holder to acquire one registered UBS share at the option's strike price. SARs and options are settled by delivering UBS shares, except in jurisdictions where this is not permitted for legal reasons. These awards are generally forfeitable upon termination of employment with UBS. No options or SARs awards have been granted since 2009.

Note 27 Equity participation and other compensation plans (continued)**b) Effect on the income statement**

Effect on the income statement for the financial year and future periods

The table below provides information on compensation expenses related to performance awards and other variable compensation, including financial advisor compensation in Wealth Management Americas, recognized for the financial year ended 31 December 2016 and deferred compensation expense that will be recognized in the income statement for 2017 and

later. The deferred compensation expense in the table also includes vested and unvested awards, which relate to the performance year 2016. The majority of them were granted in February 2017. The total compensation expense for unvested share-based awards granted up to 31 December 2016 will be recognized in future periods over a weighted average period of 2.0 years.

Personnel expenses – recognized and deferred¹

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2016			Personnel expenses deferred to 2017 and later		
	Expenses relating to awards for 2016	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2016	Relating to awards for prior years	Total
Performance awards						
Cash performance awards	1,817	(42)	1,775	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan	133	295	428	266	468	735
Deferred cash plans	0	6	6	0	5	5
Equity Ownership Plan – UBS shares	214	485	699	372	356	727
Equity Ownership Plan – notional funds	26	39	65	34	27	60
Total performance awards	2,191	781	2,972	671	856	1,527
Variable compensation						
Variable compensation – other	266	151	418 ²	162 ³	301 ⁴	463
Financial advisor compensation – cash payments	2,506	0	2,506	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	43	756	799	607	2,120	2,727
GrowthPlus and other deferral plans	112	199	311	139	773	912
UBS share plans	33	48	81	57	120	177
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ⁵	2,695	1,002	3,697	804	3,013	3,816
Total	5,152	1,935	7,087	1,637	4,169	5,806

¹ In 2016, total personnel expenses related to share-based compensation were CHF 910 million, which related to performance awards (CHF 699 million), other variable compensation (CHF 40 million), role-based allowances (CHF 39 million), Wealth Management Americas financial advisor compensation (CHF 81 million), the Equity Plus Plan (CHF 24 million) and social security costs (CHF 27 million). Total personnel expenses related to share-based equity-settled compensation excluding social security were CHF 861 million. ² Includes replacement payments of CHF 86 million (of which CHF 62 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 73 million (all related to prior years), severance payments of CHF 217 million (all related to 2016) and retention plan and other payments of CHF 188 million (of which CHF 163 million related to prior years). ³ Includes DCCP interest expense of CHF 98 million for DCCP awards 2016 (granted in 2017). ⁴ Includes DCCP interest expense of CHF 243 million for DCCP awards 2015, 2014 and 2013 (granted in 2016, 2015 and 2014, respectively). ⁵ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

Note 27 Equity participation and other compensation plans (continued)

Personnel expenses – recognized and deferred¹

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2015			Personnel expenses deferred to 2016 and later		
	Expenses relating to awards for 2015	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2015	Relating to awards for prior years	Total
Performance awards						
Cash performance awards	2,073	(94)	1,980	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan	172	258	429	343	446	789
Deferred cash plans	0	12	12	0	3	3
Equity Ownership Plan – UBS shares	261	461	722	524	338	861
Equity Ownership Plan – notional funds	28	38	67	34	35	69
Total performance awards	2,535	675	3,210	900	822	1,722
Variable compensation						
Variable compensation – other	184	162	346 ²	248 ³	293 ⁴	541
Financial advisor compensation – cash payments	2,460	0	2,460	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	43	692	735	940	1,899	2,839
GrowthPlus and other deferral plans	132	142	275	710	456	1,166
UBS share plans	37	45	82	66	115	182
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ⁵	2,673	879	3,552	1,716	2,470	4,186
Total	5,391	1,716	7,108	2,864	3,585	6,449

¹ In 2015, total personnel expenses related to share-based compensation were CHF 966 million, which related to performance awards (CHF 722 million), other variable compensation (CHF 54 million), role-based allowances (CHF 26 million), Wealth Management Americas financial advisor compensation (CHF 82 million), the Equity Plus Plan (CHF 21 million) and social security costs (CHF 61 million). Total personnel expenses related to share-based equity-settled compensation excluding social security were CHF 858 million. ² Includes replacement payments of CHF 76 million (of which CHF 65 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 86 million (all related to prior years), severance payments of CHF 157 million (all related to 2015) and retention plan and other payments of CHF 198 million (of which CHF 183 million related to prior years). ³ Includes DCCP interest expense of CHF 160 million for DCCP awards 2015 (granted in 2016). ⁴ Includes DCCP interest expense of CHF 200 million for DCCP awards 2014, 2013 and 2012 (granted in 2015, 2014 and 2013, respectively). ⁵ Financial advisor compensation consists of gold-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

Note 27 Equity participation and other compensation plans (continued)

Personnel expenses – recognized and deferred¹

CHF million	Personnel expenses for the year ended 2014			Personnel expenses deferred to 2015 and later		
	Expenses relating to awards for 2014	Expenses relating to awards for prior years	Total	Relating to awards for 2014	Relating to awards for prior years	Total
Performance awards						
Cash performance awards	1,822	(108)	1,714	0	0	0
Deferred Contingent Capital Plan	155	194	349	312	386	698
Deferred cash plans	0	12	12	0	8	8
Equity Ownership Plan – UBS shares	215	444	659	459	367	826
Incentive Performance Plan	0	21	21	0	0	0
Total UBS share plans	215	465	680	459	367	826
Equity Ownership Plan – notional funds	24	41	65	36	33	69
Total performance awards	2,216	604	2,820	807	794	1,601
Variable compensation						
Variable compensation – other	260	206	466 ²	307 ³	340 ⁴	647
Financial advisor compensation – cash payments	2,396	0	2,396	0	0	0
Compensation commitments with recruited financial advisors	39	636	675	524	2,058	2,582
GrowthPlus and other deferral plans	81	153	234	189	528	717
UBS share plans	23	57	80	41	143	184
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation ⁵	2,539	846	3,385	754	2,729	3,483
Total	5,015	1,656	6,671	1,868	3,863	5,731

¹ In 2014, total personnel expenses related to share-based compensation were CHF 942 million, which related to performance awards (CHF 680 million), other variable compensation (CHF 113 million), role-based allowances (CHF 9 million), Wealth Management Americas financial advisor compensation (CHF 80 million), the Equity Plus Plan (CHF 19 million) and social security costs (CHF 42 million). Total personnel expenses related to share-based equity-settled compensation excluding social security were CHF 909 million. ² Includes replacement payments of CHF 81 million (of which CHF 70 million related to prior years), forfeiture credits of CHF 70 million (all related to prior years), severance payments of CHF 162 million (all related to 2014) and retention plan and other payments of CHF 292 million (of which CHF 206 million related to prior years). ³ Includes DCCP interest expense of CHF 121 million for DCCP awards 2014 (granted in 2015). ⁴ Includes DCCP interest expense of CHF 161 million for DCCP awards 2013 and 2012 (granted in 2014 and 2013, respectively). ⁵ Financial advisor compensation consists of grid-based compensation based directly on compensable revenues generated by financial advisors and supplemental compensation calculated based on financial advisor productivity, firm tenure, assets and other variables. It also includes charges related to compensation commitments with financial advisors entered into at the time of recruitment that are subject to vesting requirements. Amounts reflected as deferred expenses represent the maximum deferred exposure as of the balance sheet date.

Note 27 Equity participation and other compensation plans (continued)

c) Movements during the year

UBS share and performance share awards

Movements in UBS share and notional share awards were:

UBS share awards

	Number of shares 2016	Weighted average grant date fair value (CHF)	Number of shares 2015	Weighted average grant date fair value (CHF)
Outstanding, at the beginning of the year	427,443	18	467,848	15
Shares awarded during the year	199,755	13	259,334	17
Distributions during the year	(115,014)	18	(279,415)	15
Forfeited during the year	0	0	(20,323)	19
Outstanding, at the end of the year	512,185	16	427,443	18
<i>of which: shares vested for accounting purposes</i>	<i>189,953</i>		<i>138,908</i>	

The fair value of shares that became legally vested, as all conditions had been met, and were distributed during the years ended 2016 and 2015 was CHF 2 million and CHF 5 million, respectively.

d) Valuation

UBS share awards

UBS AG measures compensation expense based on the average market price of the UBS share on the grant date as quoted on the SIX Swiss Exchange, taking into consideration post-vesting sale and hedge restrictions, non-vesting conditions and market conditions, where applicable. The fair value of the share awards subject to post-vesting sale and hedge restrictions is discounted on the basis of the duration of the post-vesting restriction and is referenced to the cost of purchasing an at-the-money European put option for the term of the transfer restriction. The grant date fair value of notional shares without dividend entitlements also includes a deduction for the present value of future expected dividends to be paid between the grant date and distribution.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities**a) Interests in subsidiaries**

UBS AG defines its significant subsidiaries as those entities that, either individually or in aggregate, contribute significantly to UBS AG's financial position or results of operations, based on a number of criteria, including the subsidiaries' equity and their contribution to UBS AG's total assets and profit or loss before tax, in accordance with the requirements set by IFRS 12, Swiss regulations and the rules of the US Securities and Exchange Commission (SEC).

Individually significant subsidiaries

The two tables below list UBS AG's individually significant subsidiaries as of 31 December 2016. Unless otherwise stated, the subsidiaries listed below have share capital consisting solely of ordinary shares, which are held fully by UBS AG, and the proportion of ownership interest held is equal to the voting rights held by UBS AG.

The country where the respective registered office is located is also the principal place of business. UBS Europe SE has branches and offices in a number of EU member states, including branches in Germany, Italy, Luxembourg and Spain.

Individually significant subsidiaries as of 31 December 2016

Company	Registered office	Primary business division	Share capital in million	Equity interest accumulated in %
UBS Americas Holding LLC	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 2,250.0 ¹	100.0
UBS Asset Management AG	Zurich, Switzerland	Asset Management	CHF 43.2	100.0
UBS Bank USA	Salt Lake City, Utah, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Europe SE	Frankfurt, Germany	Wealth Management	EUR 176.0	100.0
UBS Financial Services Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Limited	London, United Kingdom	Investment Bank	GBP 226.6	100.0
UBS Securities LLC	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 1,283.1 ²	100.0
UBS Switzerland AG	Zurich, Switzerland	Personal & Corporate Banking	CHF 10.0	100.0

¹ Comprised of common share capital of USD 1,000 and non-voting preferred share capital of USD 2,250,000,000. ² Comprised of common share capital of USD 100,000 and non-voting preferred share capital of USD 1,283,000,000.

During 2016, the majority of the operating subsidiaries of Asset Management were transferred to UBS Asset Management AG to create a holding structure spanning the division's global activities outside the US. Also in 2016, UBS AG's direct Wealth Management subsidiaries UBS (Italia) SpA, UBS (Luxembourg) S.A. (including its branches in Austria, Denmark and Sweden), UBS Bank S.A. (Madrid) and UBS Bank (Netherlands) B.V. were

merged into UBS Deutschland AG, which was renamed to UBS Europe SE and is headquartered in Frankfurt, Germany.

UBS Americas Holding LLC, UBS Asset Management AG, UBS Europe SE, UBS Limited and UBS Switzerland AG are fully held by UBS AG. UBS Bank USA, UBS Financial Services Inc. and UBS Securities LLC are fully held, directly or indirectly, by UBS Americas Holding LLC.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Other subsidiaries

The table below lists other subsidiaries of UBS AG that are not individually significant but that contribute to UBS AG's total assets and aggregated profit before tax thresholds and are thereby disclosed in accordance with the requirements set by the SEC.

Other subsidiaries as of 31 December 2016

Company	Registered office	Primary business division	Share capital in million	Equity interest accumulated in %
UBS Americas Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Americas) Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Asset Management	USD 0.0	100.0
UBS Asset Management (Australia) Ltd	Sydney, Australia	Asset Management	AUD 20.1 ¹	100.0
UBS Asset Management (Deutschland) GmbH	Frankfurt, Germany	Asset Management	EUR 7.7	100.0
UBS Asset Management (Hong Kong) Limited	Hong Kong, Hong Kong	Asset Management	HKD 150.0	100.0
UBS Asset Management (Japan) Ltd	Tokyo, Japan	Asset Management	JPY 2,200.0	100.0
UBS Asset Management (Singapore) Ltd	Singapore, Singapore	Asset Management	SGD 4.0	100.0
UBS Asset Management (UK) Ltd	London, United Kingdom	Asset Management	GBP 125.0	100.0
UBS Business Solutions US LLC	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 0.0	100.0
UBS Card Center AG	Glattbrugg, Switzerland	Personal & Corporate Banking	CHF 0.1	100.0
UBS Credit Corp.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Fund Advisor, L.L.C.	Wilmington, Delaware, USA	Wealth Management Americas	USD 0.0	100.0
UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	Luxembourg, Luxembourg	Asset Management	EUR 13.0	100.0
UBS Fund Management (Switzerland) AG	Basel, Switzerland	Asset Management	CHF 1.0	100.0
UBS Hedge Fund Solutions LLC	Wilmington, Delaware, USA	Asset Management	USD 0.1	100.0
UBS O'Connor LLC	Dover, Delaware, USA	Asset Management	USD 1.0	100.0
UBS Real Estate Securities Inc.	Wilmington, Delaware, USA	Investment Bank	USD 0.0	100.0
UBS Realty Investors LLC	Boston, Massachusetts, USA	Asset Management	USD 9.0	100.0
UBS Securities (Thailand) Ltd	Bangkok, Thailand	Investment Bank	THB 500.0	100.0
UBS Securities Australia Ltd	Sydney, Australia	Investment Bank	AUD 0.3 ¹	100.0
UBS Securities India Private Limited	Mumbai, India	Investment Bank	INR 140.0	100.0
UBS Securities Japan Co., Ltd.	Tokyo, Japan	Investment Bank	JPY 56,450.0	100.0
UBS Securities Pte. Ltd.	Singapore, Singapore	Investment Bank	SGD 420.4	100.0
UBS Services LLC	Wilmington, Delaware, USA	Corporate Center	USD 0.0	100.0
UBS South Africa (Proprietary) Limited	Sandton, South Africa	Investment Bank	ZAR 0.0	100.0
UBS UK Properties Limited	London, United Kingdom	Corporate Center	GBP 132.0	100.0
OOO UBS Bank	Moscow, Russia	Investment Bank	RUB 3,450.0	100.0
Topcard Service AG	Glattbrugg, Switzerland	Personal & Corporate Banking	CHF 0.2	100.0

¹ Includes a nominal amount relating to redeemable preference shares.

In 2016, UBS Italia SIM SpA, a subsidiary conducting activities of the Investment Bank, was converted to a branch of UBS Limited, London, via a cross-border merger transaction.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Changes in consolidation scope

In 2016, no significant subsidiaries were added to or removed from the scope of consolidation as a result of acquisitions or disposals.

Non-controlling interests

As of 31 December 2016 and 31 December 2015, non-controlling interests were not material to UBS AG. In addition, as of these dates there were no significant restrictions on UBS AG's ability to access or use the assets and settle the liabilities of subsidiaries resulting from protective rights of non-controlling interests.

Consolidated structured entities

UBS AG consolidates a structured entity (SE) if it has power over the relevant activities of the entity, exposure to variable returns and the ability to use its power to affect its returns. Consolidated SEs include certain investment funds, securitization vehicles and client investment vehicles. UBS has no individually significant subsidiaries that are SEs.

Investment fund SEs are generally consolidated when UBS AG's aggregate exposure combined with its decision-making rights indicate the ability to use such power in a principal capacity. Typically UBS AG will have decision-making rights as

fund manager, earning a management fee, and will provide seed capital at the inception of the fund or hold a significant percentage of the fund units. Where other investors do not have the substantive ability to remove UBS as decision maker, UBS AG is deemed to have control and therefore consolidates the fund.

Securitization SEs are generally consolidated when UBS AG holds a significant percentage of the asset-backed securities issued by the SE and has the power to remove without cause the servicer of the asset portfolio.

Client investment SEs are generally consolidated when UBS AG has a substantive liquidation right over the SE or a decision right over the assets held by the SE and has exposure to variable returns through derivatives traded with the SE or holding notes issued by the SE.

In 2016 and 2015, UBS AG has not entered into any contractual obligation that could require UBS AG to provide financial support to consolidated SEs. In addition, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a consolidated SE when UBS AG was not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future. Further, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to a previously unconsolidated SE that resulted in UBS AG controlling the SE during the reporting period.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

b) Interests in associates and joint ventures

As of 31 December 2016 and 2015, no associate or joint venture was individually material to UBS AG. In addition, there were no significant restrictions on the ability of associates or joint ventures to transfer funds to UBS AG or its subsidiaries in

the form of cash dividends or to repay loans or advances made. There were no quoted market prices for any associates or joint ventures of UBS AG.

Investments in associates and joint ventures

CHF million	31.12.16	31.12.15
Carrying amount at the beginning of the year	954	927
Additions	3	12
Disposals	(2)	(2)
Share of comprehensive income	82	151
of which: share of net profit ^{1, 2}	106	169
of which: share of other comprehensive income ³	(24)	(18)
Dividends received	(50)	(114)
Foreign currency translation	(23)	(20)
Carrying amount at the end of the year	963	954
of which: associates	934	925
of which: UBS Securities Co. Limited, Beijing ⁴	392	411
of which: SIX Group AG, Zurich ⁵	426	413
of which: other associates	116	102
of which: joint ventures	29	29

¹ For 2016, consists of CHF 94 million from associates and CHF 12 million from joint ventures. For 2015, consists of CHF 158 million from associates and CHF 11 million from joint ventures. ² In 2015, the SIX Group sold its stake in STOXX Ltd and Indxx Ltd. The UBS share of the resulting gain on sale was CHF 81 million. ³ For 2016, consists of negative CHF 25 million from associates and CHF 0 million from joint ventures. For 2015, consists of negative CHF 18 million from associates and CHF 0 million from joint ventures. ⁴ UBS AG's equity interest amounts to 24.99%. ⁵ UBS AG's equity interest amounts to 17.31%. UBS AG is represented on the Board of Directors.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

c) Interests in unconsolidated structured entities

During 2016, UBS AG sponsored the creation of various SEs and interacted with a number of non-sponsored SEs, including securitization vehicles, client vehicles as well as certain investment funds, which UBS did not consolidate as of 31 December 2016 because it did not control these entities.

The table below presents UBS AG's interests in and maximum exposure to loss from unconsolidated SEs as well as the total assets held by the SEs in which UBS had an interest as of year-end, except for investment funds sponsored by third parties, for which the carrying value of UBS's interest as of year-end has been disclosed.

Interests in unconsolidated structured entities

	31.12.16				
<i>CHF million, except where indicated</i>	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	Maximum exposure to loss ¹
Trading portfolio assets	634	394	6,215	7,243	7,243
Positive replacement values	40	76	101	217	217
Loans	0	0	79	79	79
Financial assets designated at fair value	103	83 ²	0	186	1,765
Financial assets available for sale	0	3,381	58	3,439	3,439
Other assets	289	37 ²	0	327	1,490
Total assets	1,066 ³	3,971	6,454	11,491	
Negative replacement values	33 ⁴	346	67	446	90
Total liabilities	33	346	67	446	
Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS had an interest (CHF billion)	72 ⁵	102 ⁶	334 ⁷		

	31.12.15				
<i>CHF million, except where indicated</i>	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total	Maximum exposure to loss ¹
Trading portfolio assets	1,060	463	6,102	7,624	7,624
Positive replacement values	41	101	57	200	200
Loans	0	0	101	101	101
Financial assets designated at fair value	0	97 ²	0	97	1,636
Financial assets available for sale	0	3,396	102	3,498	3,498
Other assets	0	45 ²	0	45	937
Total assets	1,101 ³	4,102	6,362	11,565	
Negative replacement values	30 ⁴	631	0	661	19
Total liabilities	30	631	0	661	
Assets held by the unconsolidated structured entities in which UBS had an interest (CHF billion)	141 ⁵	43 ⁶	320 ⁷		

¹ For purposes of this disclosure, maximum exposure to loss amounts do not consider the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements. ² Represents the carrying value of loan commitments, both designated at fair value and held at amortized cost. The maximum exposure to loss for these instruments is equal to the notional amount. ³ As of 31 December 2016, CHF 1.0 billion of the CHF 1.1 billion (31 December 2015: CHF 0.9 billion of the CHF 1.1 billion) was held in Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. ⁴ Composed of credit default swap (CDS) liabilities and other swap liabilities. The maximum exposure to loss for CDS is equal to the sum of the negative carrying value and the notional amount. For other swap liabilities, no maximum exposure to loss is reported. ⁵ Represents principal amount outstanding. ⁶ Represents the market value of total assets. ⁷ Represents the net asset value of the investment funds sponsored by UBS and the carrying value of UBS's interests in the investment funds not sponsored by UBS.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

UBS AG retains or purchases interests in unconsolidated SEs in the form of direct investments, financing, guarantees, letters of credit, derivatives and through management contracts.

UBS AG's maximum exposure to loss is generally equal to the carrying value of UBS AG's interest in the SE, with the exception of guarantees, letters of credit and credit derivatives for which the contract's notional amount, adjusted for losses already incurred, represents the maximum loss that UBS AG is exposed to. In addition, the current fair value of derivative swap instruments with a positive replacement value only, such as total return swaps, is presented as the maximum exposure to loss. Risk exposure for these swap instruments could change over time with market movements.

The maximum exposure to loss disclosed in the table on the previous page does not reflect UBS AG's risk management activities, including effects from financial instruments that may be used to economically hedge the risks inherent in the unconsolidated SE or the risk-reducing effects of collateral or other credit enhancements.

In 2016 and 2015, UBS AG did not provide support, financial or otherwise, to an unconsolidated SE when not contractually obligated to do so, nor has UBS AG an intention to do so in the future.

In 2016 and 2015, income and expenses from interests in unconsolidated SEs primarily resulted from mark-to-market movements recognized in net trading income, which have generally been hedged with other financial instruments, as well as fee and commission income received from UBS sponsored funds.

Interests in securitization vehicles

As of 31 December 2016 and 31 December 2015, UBS AG held interests, both retained and acquired, in various securitization vehicles. As of 31 December 2016, a majority of UBS AG's interests in securitization vehicles related to a portfolio of asset-backed securities (ABS), which are held within Corporate Center – Non-core and Legacy Portfolio. The Investment Bank also retained interests in securitization vehicles related to financing, underwriting, secondary market and derivative trading activities.

In some cases UBS AG may be required to absorb losses from an unconsolidated SE before other parties because UBS AG's interest is subordinated to others in the ownership structure. An overview of UBS AG's interests in unconsolidated securitization vehicles and the relative ranking and external credit rating of those interests is presented in the table on the following page.

→ Refer to Note 1a item 1 for more information on UBS AG's accounting policies regarding consolidation and sponsorship of securitization vehicles and other structured entities

Interests in client vehicles

As of 31 December 2016 and 31 December 2015, UBS AG retained interests in client vehicles sponsored by UBS and third parties that relate to financing and derivative activities and to hedge structured product offerings. Included within these investments are securities guaranteed by US government agencies.

Interests in investment funds

UBS AG holds interests in a number of investment funds, primarily resulting from seed investments or to hedge structured product offerings. In addition to the interests disclosed in the table on the previous page, UBS AG manages the assets of various pooled investment funds and receives fees that are based, in whole or part, on the net asset value of the fund and / or the performance of the fund. The specific fee structure is determined on the basis of various market factors and considers the nature of the fund, the jurisdiction of incorporation as well as fee schedules negotiated with clients. These fee contracts represent an interest in the fund as they align UBS AG's exposure with investors, providing a variable return that is based on the performance of the entity. Depending on the structure of the fund, these fees may be collected directly from the fund assets and / or from the investors. Any amounts due are collected on a regular basis and are generally backed by the assets of the fund. UBS AG did not have any material exposure to loss from these interests as of 31 December 2016 or as of 31 December 2015.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Interests in unconsolidated securitization vehicles¹

	31.12.16				
	Residential mortgage-backed securities	Commercial mortgage-backed securities	Other asset-backed securities ²	Re-securitization ³	Total
<i>CHF million, except where indicated</i>					
Sponsored by UBS					
Interests in senior tranches	103	34	0	14	151
of which: rated investment grade	0	34			34
of which: rated sub-investment grade	103				103
of which: defaulted				14	14
Interests in mezzanine tranches	1	0	0	0	1
of which: rated sub-investment grade	1				1
Total	104	34	0	14	152
of which: Trading portfolio assets	1	34	0	14	49
of which: Financial assets designated at fair value	103	0	0	0	103
Total assets held by the vehicles in which UBS had an interest (CHF billion)	2	13	0	1	16
Not sponsored by UBS					
Interests in senior tranches	165	4	241	125	535
of which: rated investment grade	165	4	241	125	535
Interests in mezzanine tranches	32	0	0	0	32
of which: rated investment grade	29				29
of which: defaulted	3				3
Interests in junior tranches	18	0	0	0	18
of which: rated investment grade	17				17
of which: rated sub-investment grade	1				1
Total	215	4	241	125	585
of which: Trading portfolio assets	215	4	241	125	585
Total assets held by the vehicles in which UBS had an interest (CHF billion)	41	8	5	1	56

¹ This table excludes receivables and derivative transactions with securitization vehicles. ² Includes credit card, auto and student loan structures. ³ Includes collateralized debt obligations.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Interests in unconsolidated securitization vehicles (continued)¹

	31.12.15				
	Residential mortgage- backed securities	Commercial mortgage- backed securities	Other asset- backed securities ²	Re-securiti- zation ³	Total
<i>CHF million, except where indicated</i>					
Sponsored by UBS					
Interests in senior tranches	0	54	0	13	66
of which: rated investment grade		54	0		54
of which: defaulted				13	13
Interests in mezzanine tranches	3	7	0	0	10
of which: rated investment grade		7			7
of which: rated sub-investment grade	2				2
of which: defaulted	1				1
Total	3	61	0	13	77
of which: Trading portfolio assets	3	61	0	13	77
Total assets held by the vehicles in which UBS had an interest (CHF billion)	0	28	0	1	29
Not sponsored by UBS					
Interests in senior tranches	284	66	383	140	873
of which: rated investment grade	284	65	383	140	872
Interests in mezzanine tranches	61	17	17	0	95
of which: rated investment grade	58	17	17	0	92
of which: defaulted	3				3
Interests in junior tranches	11	3	0	0	14
of which: rated investment grade	11	0			11
of which: not rated	0	3			3
Total	356	86	400	140	983
of which: Trading portfolio assets	356	86	400	140	983
Total assets held by the vehicles in which UBS had an interest (CHF billion)	64	37	6	2	109

¹ This table excludes receivables and derivative transactions with securitization vehicles. ² Includes credit card, auto and student loan structures. ³ Includes collateralized debt obligations.

Note 28 Interests in subsidiaries and other entities (continued)

Sponsored unconsolidated structured entities in which UBS did not have an interest

For several sponsored SEs, no interest was held by UBS AG at year-end. However, during the respective reporting period UBS AG transferred assets, provided services and held instruments that did not qualify as an interest in these sponsored SEs, and accordingly earned income or incurred expenses from these entities. The table below presents the income earned and expenses incurred directly from these entities during the year as well as corresponding asset information. The table does not include income earned and expenses incurred from risk management activities, including income and expenses from financial instruments used to economically hedge instruments transacted with the unconsolidated SEs.

The majority of the fee income arose from investment funds that are sponsored and administrated by UBS AG, but managed by third parties. As UBS AG does not provide any active management services, UBS was not exposed to risk from the performance of these entities and was therefore deemed not to have an interest in them. In certain structures, the fees receivable

may be collected directly from the investors and have therefore not been included in the table below.

UBS AG also recorded net trading income from mark-to-market movements arising primarily from derivatives, such as interest rate and currency swaps as well as credit derivatives, through which UBS AG purchases protection, and financial liabilities designated at fair value, which do not qualify as interests because UBS AG does not absorb variability from the performance of the entity. Total income reported does not reflect economic hedges or other mitigating effects from UBS AG's risk management activities.

During 2016, UBS and third parties transferred assets totaling CHF 13 billion (2015: CHF 9 billion) into sponsored securitization and client vehicles created in 2016. For sponsored investment funds, transfers arose during the period as investors invested and redeemed positions, thereby changing the overall size of the funds, which, when combined with market movements, resulted in a total closing net asset value of CHF 14 billion (31 December 2015: CHF 12 billion).

Sponsored unconsolidated structured entities in which UBS did not have an interest at year-end¹

	As of or for the year ended			
	31.12.16			
<i>CHF million, except where indicated</i>	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	3	(6)	0	(3)
Net fee and commission income	0	0	53	53
Net trading income	2	(158)	29	(128)
Total income	4	(165)	82	(78)
Asset information (CHF billion)	7 ²	6 ³	14 ⁴	

	As of or for the year ended			
	31.12.15			
<i>CHF million, except where indicated</i>	Securitization vehicles	Client vehicles	Investment funds	Total
Net interest income	2	(11)	0	(10)
Net fee and commission income	0	0	57	57
Net trading income	18	208	48	274
Total income	20	197	104	321
Asset information (CHF billion)	8 ²	1 ³	12 ⁴	

¹ These tables exclude profit attributable to preferred note holders of CHF 78 million for the year ended 31 December 2016 and CHF 77 million for the year ended 31 December 2015. ² Represents the amount of assets transferred to the respective securitization vehicles. Of the total amount transferred, CHF 2 billion was transferred by UBS (31 December 2015: CHF 3 billion) and CHF 5 billion was transferred by third parties (31 December 2015: CHF 5 billion). ³ Represents total assets transferred to the respective client vehicles. Of the total amount transferred, CHF 5 billion was transferred by UBS (31 December 2015: CHF 1 billion) and CHF 1 billion was transferred by third parties (31 December 2015: CHF 1 billion). ⁴ Represents the total net asset value of the respective investment funds.

Note 29 Business combinations

In 2016 and 2015, UBS AG did not complete any significant business combinations.

Note 30 Changes in organization and disposals

Measures to improve the resolvability of UBS Group in response to too big to fail requirements in Switzerland and other countries in which UBS Group operates

In December 2014, UBS Group AG completed an exchange offer for the shares of UBS AG and became the holding company of UBS Group. During 2015, UBS Group AG completed a court procedure under article 33 of the Swiss Stock Exchange Act (SESTA procedure) resulting in the cancelation of the shares of the remaining minority shareholders of UBS AG. As a result, UBS Group AG owns 100% of the outstanding shares of UBS AG.

In June 2015, UBS AG transferred its Personal & Corporate Banking and Wealth Management business booked in Switzerland to UBS Switzerland AG.

Also in 2015, a more self-sufficient business and operating model for UBS Limited was implemented. In the second half of 2015, the ownership of the majority of UBS AG's service subsidiaries outside the US was transferred to UBS Business Solutions AG, which was established to act as the UBS Group service company and is a direct subsidiary of UBS Group AG. The purpose of the service company structure is to improve the resolvability of UBS Group by enabling it to maintain operational continuity of critical services should a recovery or resolution event occur.

As of 1 January 2017, UBS AG completed the transfer of the shared service employees in the US to its US service company, UBS Business Solutions US LLC.

As of 1 July 2016, UBS Americas Holding LLC was designated as UBS AG's intermediate holding company for its US subsidiaries as required under the enhanced prudential standards regulations pursuant to the Dodd-Frank Act. UBS Americas Holding LLC holds all of UBS AG's US subsidiaries and is subject to US capital requirements, governance requirements and other prudential regulation.

In addition, UBS AG transferred the majority of the operating subsidiaries of Asset Management to UBS Asset Management AG during 2016. Furthermore, UBS AG merged its Wealth Management subsidiaries in Italy, Luxembourg (including its branches in Austria, Denmark and Sweden), the Netherlands and Spain into UBS Deutschland AG, which was renamed to UBS Europe SE, to establish UBS AG's new European legal entity which is headquartered in Frankfurt, Germany.

Sale of subsidiaries and businesses

In 2016, UBS AG agreed to sell a life insurance subsidiary within Wealth Management, which resulted in the recognition of a loss of CHF 23 million. This sale is currently expected to close in the first half of 2017 subject to customary closing conditions. As of 31 December 2016, the assets and liabilities of this business are presented as a disposal group held for sale within *Other assets* and *Other liabilities* and amounted to CHF 5,137 million and CHF 5,213 million, respectively.

In 2015, UBS AG sold its Alternative Fund Services (AFS) business to Mitsubishi UFJ Financial Group Investor Services. Upon completion of the sale, UBS AG recognized a gain on sale of CHF 56 million and reclassified an associated net foreign currency translation gain of CHF 119 million from *Other comprehensive income* to the income statement. Also during 2015, UBS AG completed the sale of certain subsidiaries and businesses within Wealth Management, which resulted in the recognition of a combined net gain of CHF 169 million.

Restructuring expenses

Restructuring expenses arise from programs that materially change either the scope of business that UBS AG engages in or the manner in which such business is conducted. Restructuring expenses are necessary to effect such programs and include items such as severance and other personnel-related expenses, duplicate headcount costs, impairment and accelerated depreciation of assets, contract termination costs, consulting fees, and related infrastructure and system costs. These costs are presented in the income statement according to the underlying nature of the expense.

Note 30 Changes in organization and disposals

Net restructuring expenses by business division and Corporate Center unit

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Wealth Management	447	323	185
Wealth Management Americas	139	137	55
Personal & Corporate Banking	117	101	64
Asset Management	100	82	50
Investment Bank	577	396	261
Corporate Center	62	194	61
of which: Services	41	138	30
of which: Non-core and Legacy Portfolio	21	56	31
Total net restructuring expenses	1,442	1,233	677
of which: personnel expenses	731	458	327
of which: general and administrative expenses	700	760	319
of which: depreciation and impairment of property, equipment and software	11	12	29
of which: amortization and impairment of intangible assets	0	2	2

Net restructuring expenses by personnel expense category

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Salaries	422	311	145
Variable compensation – performance awards	101	38	35
Variable compensation – other	208	108	138
Contractors	56	46	28
Social security	8	5	4
Pension and other post-employment benefit plans	(76)	(65)	(29)
Other personnel expenses	12	15	6
Total net restructuring expenses: personnel expenses	731	458	327

Net restructuring expenses by general and administrative expense category

CHF million	For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Occupancy	123	109	49
Rent and maintenance of IT and other equipment	93	31	23
Communication and market data services	1	0	0
Administration	28	7	3
Travel and entertainment	12	16	11
Professional fees	162	187	148
Outsourcing of IT and other services	287	316	82
Other ¹	(5)	95	2
Total net restructuring expenses: general and administrative expenses	700	760	319

¹ Mainly comprised of onerous real estate lease contracts.

Note 31 Operating leases and finance leases

Information on lease contracts classified as operating leases where UBS is the lessee is provided in Note 31a and information on finance leases where UBS acts as a lessor is provided in Note 31b.

a) Operating lease commitments

As of 31 December 2016, UBS was obligated under a number of non-cancelable operating leases for premises and equipment used primarily for banking purposes. The significant premises leases usually include renewal options and escalation clauses in line with general office rental market conditions, as well as rent

adjustments based on price indices. However, the lease agreements do not contain contingent rent payment clauses and purchase options, nor do they impose any restrictions on UBS's ability to pay dividends, engage in debt financing transactions or enter into further lease agreements.

CHF million	31.12.16
Expenses for operating leases to be recognized in:	
2017	708
2018	597
2019	516
2020	447
2021	385
2022 and thereafter	2,351
Subtotal commitments for minimum payments under operating leases	5,004
Less: Sublease rental income commitments	329
Net commitments for minimum payments under operating leases	4,675

CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Gross operating lease expense recognized in the income statement	737	741	759
Sublease rental income	78	70	73
Net operating lease expense recognized in the income statement	659	671	686

b) Finance lease receivables

UBS leases a variety of assets to third parties under finance leases, such as commercial vehicles, production lines, medical equipment, construction equipment and aircraft. At the end of the respective lease term, assets may be sold to third parties or further leased. Lessees may participate in any sales proceeds achieved. Lease expenses cover the cost of the assets less their residual value as well as financing costs.

As of 31 December 2016, unguaranteed residual values of CHF 127 million had been accrued, and the accumulated allowance for uncollectible minimum lease payments receivable amounted to CHF 9 million. No contingent rents were received in 2016.

Lease receivables

CHF million	31.12.16		
	Total minimum lease payments	Unearned finance income	Present value
2017	327	21	306
2018-2021	601	32	568
Thereafter	115	3	112
Total	1,043	57	986

Note 32 Related parties

UBS AG defines related parties as associates (entities which are significantly influenced by UBS AG), joint ventures (entities in which UBS shares control with another party), post-employment benefit plans for UBS AG employees, key management personnel, close family members of key management personnel

and entities which are, directly or indirectly, controlled or jointly controlled by key management personnel or their close family members. Key management personnel is defined as members of the Board of Directors (BoD) and Executive Board (EB).

a) Remuneration of key management personnel

The non-independent members of the BoD have top management employment contracts and receive pension benefits upon retirement. Total remuneration of the non-independent members of the BoD and EB members, including those who stepped down during 2016, is provided in the table below.

Remuneration of key management personnel

CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.14
Base salaries and other cash payments ¹	24	21	22
Incentive awards – cash ²	10	9	8
Annual incentive award under DCCP	20	20	18
Employer's contributions to retirement benefit plans	2	1	2
Benefits in kind, fringe benefits (at market value)	2	2	1
Equity-based compensation ³	38	39	35
Total	97	92	86

¹ Includes role-based allowances that have been made in line with market practice in response to the EU Capital Requirements Directive of 2013 (CRD IV). ² Includes immediate and deferred cash. ³ Expenses for shares granted are calculated at grant date of the respective award and allocated over the vesting period, generally for 5 years. Refer to Note 27 for more information. In 2016, 2015 and 2014, equity-based compensation was entirely comprised of EOP awards.

The independent members of the BoD do not have employment or service contracts with UBS AG, and thus are not entitled to benefits upon termination of their service on the BoD. Payments

to these individuals for their services as external board members amounted to CHF 7.2 million in 2016, CHF 6.7 million in 2015 and CHF 7.1 million in 2014.

b) Equity holdings of key management personnel**Equity holdings of key management personnel**

	31.12.16	31.12.15
Number of stock options from equity participation plans held by non-independent members of the BoD and the EB members ¹	620,950	1,401,686
Number of shares held by members of the BoD, EB and parties closely linked to them ²	3,267,911	3,324,650

¹ Refer to Note 27 for more information. ² Excludes shares granted under variable compensation plans with forfeiture provisions.

Of the share totals above, 95,597 shares were held by close family members of key management personnel on 31 December 2016 and 31 December 2015. No shares were held by entities that are directly or indirectly controlled or jointly controlled by key management personnel or their close family members on 31

December 2016 and 31 December 2015. Refer to Note 27 for more information. As of 31 December 2016, no member of the BoD or EB was the beneficial owner of more than 1% of UBS Group AG's shares.

Note 32 Related parties (continued)

c) Loans, advances and mortgages to key management personnel

Non-independent members of the BoD and EB members have been granted loans, fixed advances and mortgages on substantially the same terms and conditions that are available to other employees, which are based on terms and conditions granted to third parties but are adjusted for differing credit risk.

Independent BoD members are granted loans and mortgages under general market conditions.

Movements in the loan, advances and mortgage balances are as follows.

Loans, advances and mortgages to key management personnel¹

CHF million	2016	2015
Balance at the beginning of the year	33	27
Additions	13	6
Reductions	(13)	(1)
Balance at the end of the year	33 ²	33

¹ All loans are secured loans. ² Excludes CHF 2,684,498 of unused uncommitted credit facilities of one EB and one BoD member.

d) Other related party transactions with entities controlled by key management personnel

In 2016 and 2015, UBS AG did not enter into transactions with entities which are directly or indirectly controlled or jointly controlled by UBS AG's key management personnel or their close family members and as of 31 December 2016, 31 December 2015 and 31 December 2014, there were no outstanding balances related to such transactions. Furthermore,

in 2016 and 2015, entities controlled by key management personnel did not sell any goods or provide any services to UBS AG, and therefore did not receive any fees from UBS AG. UBS AG also did not provide services to such entities in 2015 and 2016, and therefore also received no fees.

Note 32 Related parties (continued)

e) Transactions with associates and joint ventures

Loans and outstanding receivables to associates and joint ventures

<i>CHF million</i>	2016	2015
Carrying value at the beginning of the year	476	552
Additions	4	9
Reductions	(8)	(85)
Foreign currency translation	0	0
Carrying value at the end of the year	472	476
<i>of which: unsecured loans</i>	461	464

Other transactions with associates and joint ventures

	<i>As of or for the year ended</i>	
<i>CHF million</i>	31.12.16	31.12.15
Payments to associates and joint ventures for goods and services received	153	149
Fees received for services provided to associates and joint ventures	3	7
Commitments and contingent liabilities to associates and joint ventures	4	4

→ Refer to Note 28 for an overview of investments in associates and joint ventures

f) Receivables and payables from / to UBS Group AG and other subsidiaries of UBS Group AG

<i>CHF million</i>	2016	2015
Receivables		
Loans	681	774
Trading portfolio assets	84	12
Other assets	35	93
Payables		
Due to customers	26,527	12,323
Other liabilities	1,111	943

Note 33 Invested assets and net new money**Invested assets**

Invested assets include all client assets managed by or deposited with UBS AG for investment purposes. Invested assets include managed fund assets, managed institutional assets, discretionary and advisory wealth management portfolios, fiduciary deposits, time deposits, savings accounts and wealth management securities or brokerage accounts. All assets held for purely transactional purposes and custody-only assets, including corporate client assets held for cash management and transactional purposes, are excluded from invested assets as UBS AG only administers the assets and does not offer advice on how the assets should be invested. Also excluded are non-bankable assets (e.g., art collections) and deposits from third-party banks for funding or trading purposes.

Discretionary assets are defined as client assets that UBS AG decides how to invest. Other invested assets are those where the client ultimately decides how the assets are invested. When a single product is created in one business division and sold in another, it is counted in both the business division that manages the investment and the one that distributes it. This results in double counting within UBS AG's total invested assets, as both business divisions are independently providing a service to their respective clients, and both add value and generate revenue.

Net new money

Net new money in a reporting period is the amount of invested assets that are entrusted to UBS AG by new and existing clients, less those withdrawn by existing clients and clients who terminated their relationship with UBS AG.

Net new money is calculated using the direct method, under which inflows and outflows to / from invested assets are determined at the client level based on transactions. Interest and dividend income from invested assets are not counted as net new money inflows. Market and currency movements as well as fees, commissions and interest on loans charged are excluded from net new money, as are the effects resulting from any acquisition or divestment of a UBS AG subsidiary or business. Reclassifications between invested assets and custody-only assets as a result of a change in the service level delivered are generally treated as net new money flows; however, where such change in service level directly results from a new externally imposed regulation, the one-time net effect of the implementation is reported as an asset reclassification without net new money impact.

The Investment Bank does not track invested assets and net new money. However, when a client is transferred from the Investment Bank to another business division, this produces net new money even though client assets were already with UBS AG. There were no such transfers between the Investment Bank and other business divisions in 2016 and 2015.

Invested assets and net new money

CHF billion	For the year ended	
	31.12.16	31.12.15
Fund assets managed by UBS	275	282
Discretionary assets	885	830
Other invested assets	1,661	1,577
Total invested assets ¹	2,821	2,689
of which: double count	176	185
Net new money ¹	27.2	27.7

¹ Includes double counts.

Development of invested assets

CHF billion	For the year ended	
	31.12.16	31.12.15
Total invested assets at the beginning of the year ¹	2,689	2,734
Net new money	27	28
Market movements ²	98	(24)
Foreign currency translation	21	(31)
Other effects	(14)	(16)
of which: acquisitions / (divestments)	(14)	(16)
Total invested assets at the end of the year ¹	2,821	2,689

¹ Includes double counts. ² Includes interest and dividend income.

Note 34 Currency translation rates

The following table shows the rates of the main currencies used to translate the financial information of foreign operations into Swiss francs.

	Spot rate		Average rate ¹		
	As of		For the year ended		
	31.12.16	31.12.15	31.12.16	31.12.15	31.12.14
1 USD	1.02	1.00	0.99	0.97	0.92
1 EUR	1.07	1.09	1.09	1.06	1.21
1 GBP	1.26	1.48	1.32	1.47	1.51
100 JPY	0.87	0.83	0.91	0.80	0.86

¹ Monthly income statement items of foreign operations with a functional currency other than the Swiss franc are translated with month-end rates into Swiss francs. Disclosed average rates for a year represent an average of 12 month-end rates, weighted according to the income and expense volumes of all foreign operations with the same functional currency for each month. Weighted average rates for individual business divisions may deviate from the weighted average rates for UBS AG.

Note 35 Events after the reporting period

Adjusting event subsequent to the publication of the unaudited fourth quarter 2016 report

The 2016 results and the balance sheet in this report differ from those presented in the unaudited fourth quarter 2016 report published on 27 January 2017 as a result of an adjusting event after the reporting period. Provisions for litigation, regulatory and similar matters increased reflecting an agreement in principle to resolve an RMBS matter related to the National Credit Union Association. This adjustment reduced 2016 net profit attributable to shareholders by CHF 102 million.

Sale of Fund Services units in Luxembourg and Switzerland

On 20 February 2017, UBS announced that it has entered into an agreement to sell Asset Management's fund administration servicing units in Luxembourg and Switzerland to Northern Trust. The transaction is expected to close in the second half of the year, subject to relevant approvals and other customary conditions. These units provide fund administration services for both UBS and third party funds with approximately CHF 420 billion in assets under administration.

Dividend payment from UBS AG to UBS Group AG

On 2 March 2017, the Annual General Meeting of Shareholders of UBS AG approved an ordinary dividend distribution of CHF 2,250 million out of its capital contribution reserve to its shareholder, UBS Group AG.

Note 36 Main differences between IFRS and Swiss GAAP

The consolidated financial statements of UBS AG are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS). The Swiss Financial Market Supervisory Authority (FINMA) requires financial groups that present their financial statements under IFRS to provide a narrative explanation of the main differences between IFRS and Swiss GAAP (FINMA Circular 2015 / 1 and the Banking Ordinance). Included in this Note are the significant differences in the recognition and measurement between IFRS and the provisions of the Banking Ordinance and the guidelines of FINMA governing true and fair view financial statement reporting pursuant to Article 25 through Article 42 of the Banking Ordinance.

1. Consolidation

Under IFRS, all entities that are controlled by the holding entity are consolidated.

Under Swiss GAAP, controlled entities that are deemed immaterial to UBS AG or that are held temporarily only are exempt from consolidation, but instead are recorded as participations or financial investments.

2. Financial assets available for sale

Under IFRS, financial assets available for sale are carried at fair value. Changes in fair value are recorded directly in equity until an asset is sold, collected or otherwise disposed of, or until an asset is determined to be impaired. At the time an available-for-sale asset is determined to be impaired, the cumulative unrealized loss previously recognized in equity is included in net profit or loss for the respective period. On disposal of a financial asset available for sale, the cumulative unrealized gain or loss previously recognized in equity is reclassified to the income statement.

Under Swiss GAAP, classification and measurement of financial assets designated as available for sale depend on the nature of the asset. Equity instruments with no permanent holding intent, as well as debt instruments, are classified as *Financial investments* and measured at the lower of (amortized) cost or market value. Market value adjustments up to the original cost amount and realized gains or losses upon disposal of the investment are recorded in the income statement as *Other*

income from ordinary activities. Equity instruments with a permanent holding intent are classified as participations in *Investments in subsidiaries and other participations* and measured at cost less impairment. Impairment losses are recorded in the income statement as *Impairment of investments in subsidiaries and other participations*. Reversal of impairments up to the original cost amount as well as realized gains or losses upon disposal of the investment are recorded as *Extraordinary income / Extraordinary expenses* in the income statement.

3. Cash flow hedges

Under IFRS, when hedge accounting is applied, the fair value gain or loss on the effective portion of the derivative designated as a cash flow hedge is recognized in equity. When the hedged cash flows materialize, the accumulated unrealized gain or loss is reclassified to the income statement.

Under Swiss GAAP, the effective portion of the fair value change of the derivative instrument used to hedge cash flow exposures is deferred on the balance sheet as *Other assets* or *Other liabilities*. The deferred amounts are released to the income statement when the hedged cash flows materialize.

4. Fair value option

Under IFRS, UBS AG applies the fair value option to certain financial assets and financial liabilities not held for trading. Instruments for which the fair value option is applied are accounted for at fair value with changes in fair value reflected in *Net trading income*. The fair value option is applied primarily to structured debt instruments, certain non-structured debt instruments, high-quality liquid debt securities, structured reverse repurchase and repurchase agreements and securities borrowing agreements, certain structured and non-structured loans as well as loan commitments.

Under Swiss GAAP, the fair value option can only be applied to structured debt instruments that consist of a debt host contract and one or more embedded derivatives that do not relate to own equity. Furthermore, changes in fair value attributable to changes in unrealized own credit are not recognized in the income statement and the balance sheet.

Note 36 Main differences between IFRS and Swiss GAAP (continued)

5. Goodwill and intangible assets

Under IFRS, goodwill acquired in a business combination is not amortized but tested annually for impairment. Intangible assets with an indefinite useful life are also not amortized but tested annually for impairment.

Under Swiss GAAP, goodwill and intangible assets with indefinite useful lives are amortized over a period not exceeding five years, unless a longer useful life, which may not exceed 10 years, can be justified.

6. Pension and other post-employment benefit plans

Swiss GAAP permits the use of IFRS or Swiss accounting standards for pension and other post-employment benefit plans, with the election made on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply IFRS (IAS 19) for the non-Swiss defined benefit plans and Swiss GAAP (FER 16) for the Swiss pension plan in its standalone financial statements. The requirements of Swiss GAAP are better aligned with the specific nature of Swiss pension plans, which are hybrid in that they combine elements of defined contribution and defined benefit plans, but are treated as defined benefit plans under IFRS. Key differences between Swiss GAAP and IFRS include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IFRS is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP, i.e., the technical interest rate, is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

For defined benefit plans, IFRS requires the full defined benefit obligation net of the plan assets to be recorded on the balance sheet, with changes resulting from remeasurements recognized directly in equity. However, for non-Swiss defined benefit plans for which IFRS accounting is elected, changes due to remeasurements are recognized in the income statement of UBS AG standalone under Swiss GAAP.

Swiss GAAP requires that employer contributions to the pension fund are recognized as personnel expenses in the income statement. Further, Swiss GAAP requires an assessment as to whether, based on the financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss accounting standards (FER 26), an economic benefit to, or obligation of, the employer arises from the pension fund and is recognized in the balance sheet when conditions are met. Conditions for recording a pension asset or liability would be met if, for example, an employer contribution reserve is available or the employer is

required to contribute to the reduction of a pension deficit (on an FER 26 basis).

7. Netting of replacement values

Under IFRS, replacement values and related cash collateral are reported on a gross basis unless the restrictive IFRS netting requirements are met: i) existence of master netting agreements and related collateral arrangements that are unconditional and legally enforceable, both in the normal course of business and in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG and its counterparties, and ii) UBS AG's intention to either settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously.

Under Swiss GAAP, replacement values and related cash collateral are generally reported on a net basis, provided the master netting and the related collateral agreements are legally enforceable in the event of default, bankruptcy or insolvency of UBS AG's counterparties.

8. Negative interest

Under IFRS, negative interest income arising on a financial asset does not meet the definition of interest income and, therefore, negative interest on financial assets and negative interest on financial liabilities are presented within interest expense and interest income, respectively.

Under Swiss GAAP, negative interest on financial assets is presented within interest income and negative interest on financial liabilities is presented within interest expense.

9. Extraordinary income and expense

Certain non-recurring and non-operating income and expense items, such as realized gains or losses from the disposal of participations, fixed and intangible assets, as well as reversals of impairments of participations and fixed assets, are classified as extraordinary items under Swiss GAAP. This distinction is not available under IFRS.

10. Other presentational differences

Under IFRS, financial statements are comprised of an Income statement, Statement of comprehensive income, Balance sheet, Statement of changes in equity, Statement of cash flows and Notes to the financial statements. Under Swiss GAAP, the concept of other comprehensive income does not exist and consequently no Statement of comprehensive income is required. In addition, various other presentational differences exist.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations

Guarantee of PaineWebber securities

Prior to its acquisition by UBS in 2000, Paine Webber Group Inc. (PaineWebber) was an SEC registrant. Upon acquisition, PaineWebber was merged into UBS Americas Inc., a wholly owned subsidiary of UBS AG. Following the acquisition, UBS AG entered into a full and unconditional guarantee of the senior notes (Debt Securities) issued by PaineWebber. Under the guarantee, if UBS Americas Inc. fails to make any timely payment under the Debt Securities agreements, the holders of the Debt Securities or the Debt Securities trustee may demand payment from UBS AG without first proceeding against UBS Americas Inc.

As of 31 December 2016, CHF 137 million of these Debt Securities were outstanding. These remaining notes mature in 2017 and 2018.

Guarantee of other securities

Trust preferred securities, which were registered under the US Securities Act and were issued by UBS Preferred Funding Trust IV and UBS Preferred Funding Trust V, both of which are US-domiciled entities that are 100% legally owned by UBS AG, were redeemed in 2016. UBS AG had fully and unconditionally guaranteed these securities.

As of 31 December 2016, UBS Preferred Funding Trust IV and UBS Preferred Funding Trust V had no balances outstanding. These entities are presented in a separate column in the supplemental guarantor information provided in the following tables. Amounts presented in this column are eliminated in the Elimination entries column, as these entities are not consolidated by UBS AG, as UBS AG does not absorb any variability from the performance of these entities.

Joint liability of UBS Switzerland AG

In 2015, the Retail & Corporate and Wealth Management businesses booked in Switzerland were transferred from UBS AG to UBS Switzerland AG through an asset transfer in accordance with the Swiss Merger Act. Under the terms of the asset transfer agreement, UBS Switzerland AG assumed joint liability for contractual obligations of UBS AG existing on the asset transfer date, including the existing guarantee of aforementioned PaineWebber and other securities. To reflect this joint liability, UBS Switzerland AG is presented in a separate column as a subsidiary co-guarantor.

Hard revenue and cost transfers

In 2016, the presentation of hard revenue and cost transfers between legal entities was revised. These transfers relate to services provided from one entity to another and are settled in cash. Hard revenue transfers paid and received are now shown on various income statement line items within *Operating income* based on the nature of the revenue transferred. Previously, such transfers were presented in *Other income*. Furthermore, hard cost transfers received are now shown in *Other income*, whereas previously these were shown in *General and administrative expenses*. Prior period information for 2015 and 2014 was restated accordingly. This change in presentation did not affect operating profit before tax for any entity.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million For the year ended 31 December 2016	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	UBS Preferred Funding Trust IV & V	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
Operating income							
Interest income	8,500	4,151	2,227	25	1,148	(2,269)	13,782
Interest expense	(6,686)	(714)	(1,135)		(919)	2,054	(7,399)
Net interest income	1,815	3,438	1,092	25	229	(215)	6,383
Credit loss (expense) / recovery	(24)	(3)	(6)		(3)		(37)
Net interest income after credit loss expense	1,790	3,434	1,086	25	226	(215)	6,346
Net fee and commission income	1,500	3,782	7,873		3,332	(40)	16,447
Net trading income	3,717	780	454		310	(318)	4,943
Other income	8,113	346	576		1,677	(10,027)	685
Total operating income	15,120	8,343	9,988	25	5,545	(10,600)	28,421
Operating expenses							
Personnel expenses	5,691	2,044	6,243		1,613	0	15,591
General and administrative expenses	5,213	3,507	3,402		2,458	(6,891)	7,690
Depreciation and impairment of property, equipment and software	699	12	184		85	0	980
Amortization and impairment of intangible assets	22	0	60		9	0	91
Total operating expenses	11,625	5,563	9,889		4,165	(6,891)	24,352
Operating profit / (loss) before tax	3,495	2,780	99	25	1,380	(3,710)	4,069
Tax expense / (benefit)	892	589	(1,175)		482	(7)	781
Net profit / (loss)	2,603	2,191	1,274	25	898	(3,703)	3,288
Net profit / (loss) attributable to preferred noteholders	78	0	0	31	0	(31)	78
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests	0	0	0		4	0	4
Net profit / (loss) attributable to shareholders	2,525	2,191	1,274	(6)	894	(3,672)	3,207

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	UBS Preferred Funding Trust IV & V	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2016							
Comprehensive income attributable to shareholders							
Net profit / (loss)	2,525	2,191	1,274	(6)	894	(3,672)	3,207
Other comprehensive income							
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement							
Foreign currency translation, net of tax	335	0	285		(707)	379	299
Financial assets available for sale, net of tax	(22)	(33)	(8)		(18)	6	(73)
Cash flow hedges, net of tax	(805)	109	0		0	29	(666)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(491)	77	277	0	(725)	415	(447)
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement							
Defined benefit plans, net of tax	(651)	(54)	(59)		(36)	(25)	(824)
Own credit on financial liabilities designated at fair value, net of tax	(115)						(115)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(766)	(54)	(59)	0	(36)	(25)	(939)
Total other comprehensive income	(1,257)	23	218	0	(761)	390	(1,386)
Total comprehensive income attributable to shareholders	1,268	2,214	1,492	(6)	133	(3,282)	1,820
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	349						349
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	0				3		3
Total comprehensive income attributable to UBS Preferred Funding Trust IV & V							0
Total comprehensive income	1,617	2,214	1,492	(6)	137	(3,282)	2,173

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated balance sheet

CHF million As of 31 December 2016	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
Assets						
Cash and balances with central banks	40,538	44,528	8,925	13,775	0	107,767
Due from banks	30,008	3,886	3,759	33,420	(57,948)	13,125
Cash collateral on securities borrowed	6,561	6,657	13,173	5,004	(16,284)	15,111
Reverse repurchase agreements	52,782	19,273	14,406	7,507	(27,722)	66,246
Trading portfolio assets	74,172	1,673	4,702	22,729	(6,615)	96,661
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>39,596</i>	<i>0</i>	<i>1,960</i>	<i>5,850</i>	<i>(17,145)</i>	<i>30,260</i>
Positive replacement values	156,375	5,458	9,496	27,231	(40,149)	158,411
Cash collateral receivables on derivative instruments	22,117	913	2,701	12,068	(11,135)	26,664
Financial assets designated at fair value	35,498	16,416	5,371	41,199	(63,091)	65,024
Loans	94,506	184,241	50,150	11,589	(3,849)	307,004
Financial assets available for sale	8,104	2,046	6,593	3,469	(4,536)	15,676
Financial assets held to maturity	527	8,762	0	0	0	9,289
Investments in subsidiaries and associates	49,904	22	1	27	(48,991)	963
Property, equipment and software	6,961	19	1,075	241	0	8,297
Goodwill and intangible assets	297	0	5,130	1,161	(32)	6,556
Deferred tax assets	1,801	601	9,148	1,595	0	13,144
Other assets	10,645	1,526	9,071	7,241	(3,071)	25,412
Total assets	590,796	296,022	143,702	188,257	(283,424)	935,353
Liabilities						
Due to banks	27,992	13,204	5,288	32,733	(68,572)	10,645
Cash collateral on securities lent	13,193	1,518	2,549	1,841	(16,284)	2,818
Repurchase agreements	16,944	5,385	2,710	9,295	(27,722)	6,612
Trading portfolio liabilities	15,535	154	3,643	9,780	(6,287)	22,825
Negative replacement values	151,274	4,982	9,491	28,213	(40,149)	153,810
Cash collateral payables on derivative instruments	31,585	109	2,409	12,504	(11,135)	35,472
Due to customers	118,934	248,731	85,702	53,474	(56,641)	450,199
Financial liabilities designated at fair value	54,504	0	1	4,559	(4,047)	55,017
Debt issued	70,558	8,330	145	401	(437)	78,998
Provisions	1,483	186	2,168	312	21	4,169
Other liabilities	31,879	2,212	11,100	18,352	(3,099)	60,443
Total liabilities	533,881	284,811	125,206	171,464	(234,353)	881,009
Equity attributable to shareholders	56,273	11,211	18,496	16,754	(49,072)	53,662
Equity attributable to preferred noteholders	642	0	0	0	0	642
Equity attributable to non-controlling interests	0	0	0	40	0	40
Total equity	56,915	11,211	18,496	16,793	(49,072)	54,343
Total liabilities and equity	590,796	296,022	143,702	188,257	(283,424)	935,353

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million

For the year ended 31 December 2016

	UBS AG ¹	UBS Switzerland AG ¹	UBS Americas Inc. ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from / (used in) operating activities	(26,981)	(3,914)	8,979	4,503	(17,413)
Cash flow from / (used in) investing activities					
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	0	(3)	0	(23)	(26)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	93	0	0	0	93
Purchase of property, equipment and software	(1,332)	(16)	(288)	(111)	(1,746)
Disposal of property, equipment and software	175	0	1	32	209
Purchase of financial assets available for sale	(694)	(998)	(2,792)	(2,788)	(7,271)
Disposal and redemption of financial assets available for sale	24,902	21,729	1,694	5,772	54,097
Net (purchase) / redemption of financial assets held to maturity	(527)	(8,468)	0	0	(8,996)
Net cash flow from / (used in) investing activities	22,616	12,245	(1,384)	2,882	36,359
Cash flow from / (used in) financing activities					
Net short-term debt issued / (repaid)	8,229	(7)	(2,975)	193	5,440
Distributions paid on UBS AG shares	(3,434)	0	0	0	(3,434)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	31,484	733	196	1,039	33,453
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(32,279)	(669)	(8)	(1,126)	(34,081)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(1,366)	0	0	0	(1,366)
Net changes in non-controlling interests	0	0	0	(5)	(5)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends	(1,333)	(2,000)	0	3,333	0
Net cash flow from / (used in) financing activities	1,300	(1,943)	(2,786)	3,435	6
Total cash flow					
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	(3,065)	6,388	4,808	10,821	18,952
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(569)	(4)	0	(234)	(807)
Cash and cash equivalents at the end of the year ³	44,269	46,629	11,892	18,317	121,107
of which: cash and balances with central banks	40,486	44,528	8,925	13,775	107,715
of which: due from banks	2,836	2,095	2,931	4,065	11,927
of which: money market paper ⁴	946	7	36	477	1,465

¹ Cash flows generally represent a third-party view from a UBS AG (consolidated) perspective. As a consequence, the non-consolidated UBS Preferred Funding Trusts IV and V are not presented in this table. For the year ended 31 December 2016, these trusts had cash inflows of CHF 1,317 million from operating activities and an equivalent cash outflow for dividends paid to preferred note holders. ² Includes dividends received from associates. ³ CHF 2,662 million of cash and cash equivalents were restricted. ⁴ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets. Financial investments available for sale and Financial assets designated at fair value.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	UBS Preferred Funding Trust IV & V	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
For the year ended 31 December 2015							
Operating income							
Interest income	9,102	3,039	1,367	63	1,626	(2,020)	13,178
Interest expense	(5,885)	(545)	(501)		(1,410)	1,892	(6,449)
Net interest income	3,218	2,494	866	63	217	(128)	6,729
Credit loss (expense) / recovery	(109)	(12)	0		4	0	(117)
Net interest income after credit loss expense	3,109	2,482	866	63	220	(128)	6,612
Net fee and commission income	2,738	3,001	7,940		3,586	(81)	17,184
Net trading income	5,031	735	355		331	(756)	5,696
Other income	15,371	120	774		89	(15,243)	1,112
Total operating income	26,249	6,338	9,935	63	4,227	(16,208)	30,605
Operating expenses							
Personnel expenses	6,800	1,607	6,281		1,265	0	15,954
General and administrative expenses	5,439	2,621	3,785		2,254	(5,880)	8,219
Depreciation and impairment of property, equipment and software	672	11	159		76	0	918
Amortization and impairment of intangible assets	22	0	73		12	0	107
Total operating expenses	12,934	4,239	10,298		3,607	(5,880)	25,198
Operating profit / (loss) before tax	13,315	2,099	(362)	63	619	(10,327)	5,407
Tax expense / (benefit)	1,136	489	(1,200)		(1,317)	(16)	(908)
Net profit / (loss)	12,180	1,610	837	63	1,936	(10,313)	6,314
Net profit / (loss) attributable to preferred noteholders	77	0	0	31	0	(31)	77
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests	0	0	0		3	0	3
Net profit / (loss) attributable to shareholders	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million For the year ended 31 December 2015	UBS AG (standalone) ¹	UBS Switzerland AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	UBS Preferred Funding Trust IV & V	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
Comprehensive income attributable to shareholders							
Net profit / (loss)	12,103	1,610	837	32	1,933	(10,281)	6,235
Other comprehensive income							
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement							
Foreign currency translation, net of tax	(11)	0	121		(843)	467	(266)
Financial assets available for sale, net of tax	(51)	43	(21)		(16)	(19)	(64)
Cash flow hedges, net of tax	(503)	(72)	0		0	57	(518)
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	(564)	(29)	100	0	(859)	504	(848)
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement							
Defined benefit plans, net of tax	701	(337)	(71)		27	(15)	304
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	701	(337)	(71)	0	27	(15)	304
Total other comprehensive income	136	(366)	29	0	(832)	489	(545)
Total comprehensive income attributable to shareholders	12,239	1,244	866	32	1,101	(9,792)	5,690
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders							
	18	0	0	0	0	0	18
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests							
	0	0	0	0	1	0	1
Total comprehensive income attributable to UBS Preferred Funding Trust IV & V							
	0	0	0	40	0	(40)	0
Total comprehensive income	12,257	1,244	866	72	1,102	(9,832)	5,709

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated balance sheet

CHF million	UBS AG	UBS Switzerland AG	UBS Americas	UBS Preferred	Other	Elimination	UBS AG
As of 31 December 2015	(standalone) ¹	(standalone) ¹	Inc. ²	Funding Trust IV & V	subsidiaries ²	entries	(consolidated)
Assets							
Cash and balances with central banks	45,125	38,701	4,971		2,509	0	91,306
Due from banks	29,225	3,224	12,776		27,510	(60,868)	11,866
Cash collateral on securities borrowed	27,925	7,414	38,007		6,506	(54,268)	25,584
Reverse repurchase agreements	61,253	16,258	21,039		14,586	(45,243)	67,893
Trading portfolio assets	94,132	1,736	5,931	1,310	30,132	(9,194)	124,047
<i>of which: assets pledged as collateral which may be sold or repledged by counterparties</i>	<i>53,708</i>	<i>0</i>	<i>3,038</i>		<i>2,264</i>	<i>(7,066)</i>	<i>51,943</i>
Positive replacement values	175,943	6,033	21,463		28,921	(64,925)	167,435
Cash collateral receivables on derivative instruments	19,026	1,056	5,964		12,678	(14,962)	23,763
Loans	89,052	186,872	47,054		14,554	(24,809)	312,723
Financial assets designated at fair value	6,303	0	199		2,628	(3,322)	5,808
Financial assets available for sale	32,044	23,184	5,360		5,996	(4,042)	62,543
Investments in subsidiaries and associates	45,689	14	1		1	(44,751)	954
Property, equipment and software	6,499	15	972		197	0	7,683
Goodwill and intangible assets	347	0	5,112		1,139	(30)	6,568
Deferred tax assets	2,332	845	7,766		1,890	0	12,833
Other assets	12,108	1,255	10,041		3,111	(4,266)	22,249
Total assets	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256
Liabilities							
Due to banks	31,725	18,948	26,320	4	5,782	(70,944)	11,836
Cash collateral on securities lent	34,094	2,493	23,437		2,274	(54,268)	8,029
Repurchase agreements	20,658	6,505	11,490		16,244	(45,243)	9,653
Trading portfolio liabilities	21,193	128	3,919		11,317	(7,420)	29,137
Negative replacement values	170,718	5,655	21,109		29,877	(64,928)	162,430
Cash collateral payables on derivative instruments	31,399	374	6,438		15,033	(14,962)	38,282
Due to customers	102,483	231,252	53,633		34,002	(18,848)	402,522
Financial liabilities designated at fair value	61,630	0	288		4,675	(3,598)	62,995
Debt issued	70,792	8,274	3,126		321	(153)	82,359
Provisions	1,680	179	1,969		319	17	4,163
Other liabilities	40,255	1,806	16,683	1	20,179	(4,318)	74,606
Total liabilities	586,628	275,611	168,411	4	140,023	(284,664)	886,013
Equity attributable to shareholders	58,423	10,997	18,243	4	12,296	(44,714)	55,248
Equity attributable to preferred noteholders	1,954	0	0	1,302	0	(1,302)	1,954
Equity attributable to non-controlling interests	0	0	0	0	41	0	41
Total equity	60,378	10,997	18,243	1,306	12,336	(46,016)	57,243
Total liabilities and equity	647,006	286,608	186,654	1,310	152,359	(330,680)	943,256

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million

For the year ended 31 December 2015

	UBS AG ¹	UBS Switzerland AG ¹	UBS Americas Inc. ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from / (used in) operating activities	(1,457)	2,681	(525)	1,298	1,997
Cash flow from / (used in) investing activities					
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(12)	0	1	0	(13)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	464	0	13	0	477
Purchase of property, equipment and software	(1,423)	(5)	(299)	(114)	(1,841)
Disposal of property, equipment and software	503	0	9	35	547
Purchase of financial assets available for sale	(66,659)	(18,686)	(2,722)	(13,123)	(101,189)
Disposal and redemption of financial assets available for sale	51,515	22,501	2,952	16,616	93,584
Net (purchase) / redemption of financial assets held to maturity					
Net cash flow from / (used in) investing activities	(15,613)	3,810	(47)	3,415	(8,434)
Cash flow from / (used in) financing activities					
Net short-term debt issued / (repaid)	(5,603)	24	(826)	0	(6,404)
Distributions paid on UBS AG shares	(2,626)	0	0	0	(2,626)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	46,882	772	7	129	47,790
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(42,415)	(402)	(129)	(1,274)	(44,221)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(108)	0	0	0	(108)
Net changes in non-controlling interests	0	0	0	(5)	(5)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends ³	(30,512)	33,293	(114)	(2,666)	0
Net cash flow from / (used in) financing activities	(34,382)	33,687	(1,062)	(3,817)	(5,573)
Total cash flow					
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	100,662	0	8,960	7,093	116,715
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	(51,451)	40,178	(1,634)	896	(12,010)
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	(1,309)	67	(241)	(259)	(1,742)
Cash and cash equivalents at the end of the year ⁴	47,902	40,246	7,084	7,731	102,962
of which: cash and balances with central banks	45,125	38,701	4,971	2,509	91,306
of which: due from banks	2,072	1,438	2,009	5,213	10,732
of which: money market paper ⁵	704	107	104	9	924

¹ Cash flows generally represent a third-party view from a UBS AG (consolidated) perspective. As a consequence, the non-consolidated UBS Preferred Funding Trusts IV and V are not presented in this table. For the year ended 31 December 2015, these trusts had cash inflows of CHF 77 million from operating activities and an equivalent cash outflow for dividends paid to preferred note holders. ² Includes dividends received from associates. ³ Includes a transfer of cash and cash equivalents from UBS AG to UBS Switzerland AG of CHF 33,283 million. Refer to "Establishment of UBS Switzerland AG" in the "Legal entity financial and regulatory information" section of the UBS Group AG Annual Report 2015 for more information on the business transfer from UBS AG to UBS Switzerland AG. ⁴ CHF 3,963 million of cash and cash equivalents were restricted. ⁵ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available for sale.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated income statement

CHF million

For the year ended 31 December 2014

	UBS AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
Operating income					
Interest income	11,585	1,591	1,160	(1,143)	13,194
Interest expense	(6,287)	(597)	(898)	1,143	(6,639)
Net interest income	5,298	995	262	0	6,555
Credit loss (expense) / recovery	(108)	9	9	13	(78)
Net interest income after credit loss expense	5,190	1,003	270	13	6,477
Net fee and commission income	6,111	7,288	3,799	(122)	17,076
Net trading income	2,750	438	237	416	3,841
Other income	7,967	438	580	(8,354)	632
Total operating income	22,019	9,168	4,887	(8,047)	28,026
Operating expenses					
Personnel expenses	7,991	5,806	1,483	0	15,280
General and administrative expenses	8,004	2,759	1,966	(3,352)	9,377
Depreciation and impairment of property, equipment and software	595	139	83	0	817
Amortization and impairment of intangible assets	7	59	16	0	83
Total operating expenses	16,597	8,764	3,548	(3,352)	25,557
Operating profit / (loss) before tax	5,421	404	1,339	(4,695)	2,469
Tax expense / (benefit)	949	(2,375)	248	(2)	(1,180)
Net profit / (loss)	4,472	2,779	1,091	(4,693)	3,649
Net profit / (loss) attributable to preferred noteholders	142	0	0	0	142
Net profit / (loss) attributable to non-controlling interests	0	0	5	0	5
Net profit / (loss) attributable to shareholders	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG (consolidated) financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of comprehensive income

CHF million

For the year ended 31 December 2014

	UBS AG (standalone) ¹	UBS Americas Inc. ²	Other subsidiaries ²	Elimination entries	UBS AG (consolidated)
Comprehensive income attributable to shareholders					
Net profit / (loss)	4,330	2,779	1,086	(4,693)	3,502
Other comprehensive income					
Other comprehensive income that may be reclassified to the income statement					
Foreign currency translation, net of tax	325	928	1,500	(920)	1,834
Financial assets available for sale, net of tax	32	78	37	(6)	140
Cash flow hedges, net of tax	693	0	0	0	693
Total other comprehensive income that may be reclassified to the income statement, net of tax	1,050	1,006	1,537	(926)	2,667
Other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement					
Defined benefit plans, net of tax	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
Total other comprehensive income that will not be reclassified to the income statement, net of tax	(999)	(167)	(56)	14	(1,208)
Total other comprehensive income	51	838	1,481	(912)	1,459
Total comprehensive income attributable to shareholders	4,381	3,617	2,567	(5,605)	4,961
Total comprehensive income attributable to preferred noteholders	260	0	0	0	260
Total comprehensive income attributable to non-controlling interests	0	0	7	0	7
Total comprehensive income	4,641	3,617	2,575	(5,605)	5,229

¹ Amounts presented for UBS AG (standalone) and UBS Switzerland AG (standalone) represent IFRS-standalone information. Refer to the UBS AG standalone and UBS Switzerland AG standalone financial statements under "Disclosure for legal entities" at www.ubs.com/investors for information prepared in accordance with Swiss GAAP. ² Amounts presented in these columns serve as a basis for preparing UBS AG consolidated financial statements in accordance with IFRS.

Note 37 Supplemental guarantor information required under SEC regulations (continued)

Supplemental guarantor consolidated statement of cash flows

CHF million

For the year ended 31 December 2014

	UBS AG ¹	UBS Americas Inc. ¹	Other subsidiaries ¹	UBS AG (consolidated)
Net cash flow from / (used in) operating activities	7,438	(1,814)	1,608	7,231
Cash flow from / (used in) investing activities				
Purchase of subsidiaries, associates and intangible assets	(18)	0	0	(18)
Disposal of subsidiaries, associates and intangible assets ²	41	9	20	70
Purchase of property, equipment and software	(1,521)	(300)	(94)	(1,915)
Disposal of property, equipment and software	313	14	23	350
Purchase of financial assets available for sale	(115,807)	(1,965)	(18,559)	(136,330)
Disposal and redemption of financial assets available for sale	123,581	1,397	15,460	140,438
Net (purchase) / redemption of financial assets held to maturity				
Net cash flow from / (used in) investing activities	6,589	(845)	(3,149)	2,596
Cash flow from / (used in) financing activities				
Net short-term debt issued / (repaid)	(3,984)	0	1,064	(2,921)
Net movements in treasury shares and own equity derivative activity	(719)	0	0	(719)
Distributions paid on UBS AG shares	(938)	0	0	(938)
Issuance of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	40,272	24	686	40,982
Repayment of long-term debt, including financial liabilities designated at fair value	(32,083)	(494)	(1,632)	(34,210)
Dividends paid and repayments of preferred notes	(110)	0	0	(110)
Net changes in non-controlling interests	0	0	(3)	(3)
Net activity related to group internal capital transactions and dividends	(319)	0	319	0
Net cash flow from / (used in) financing activities	2,118	(470)	434	2,081
Total cash flow				
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	77,123	11,249	7,911	96,284
Net cash flow from / (used in) operating, investing and financing activities	16,145	(3,129)	(1,107)	11,908
Effects of exchange rate differences on cash and cash equivalents	7,394	840	289	8,522
Cash and cash equivalents at the end of the year ³	100,662	8,960	7,093	116,715
of which: cash and balances with central banks	95,711	6,440	1,923	104,073
of which: due from banks	4,119	2,489	5,164	11,772
of which: money market paper ⁴	832	31	6	869

¹ Cash flow generally represent a third-party view from a UBS AG (consolidated) perspective. ² Includes dividends received from associates. ³ CHF 4,178 million of cash and cash equivalents were restricted. ⁴ Money market paper is included in the balance sheet under Trading portfolio assets and Financial investments available for sale.

▲

UBS AG standalone financial statements (audited)

Income statement

CHF million	Note	For the year ended		% change from
		31.12.16	31.12.15 ¹	31.12.15
Interest and discount income		5,776	6,204	(7)
Interest and dividend income from trading portfolio		2,060	2,602	(21)
Interest and dividend income from financial investments		165	199	(17)
Interest expense		(6,251)	(5,917)	6
Gross interest income		1,749	3,088	(43)
Credit loss (expense) / recovery		(32)	(158)	(80)
Net interest income		1,717	2,929	(41)
Fee and commission income from securities and investment business and other fee and commission income		2,154	3,526	(39)
Credit-related fees and commissions		217	285	(24)
Fee and commission expense		(829)	(1,012)	(18)
Net fee and commission income		1,541	2,799	(45)
Net trading income	3	3,930	3,725	6
Net income from disposal of financial investments		117	150	(22)
Dividend income from investments in subsidiaries and other participations		3,041	1,218	150
Income from real estate holdings		563	565	0
Sundry ordinary income	4	4,740	4,706	1
Sundry ordinary expenses	4	(539)	(831)	(35)
Other income from ordinary activities		7,922	5,809	36
Total operating income		15,111	15,263	(1)
Personnel expenses	5	6,350	6,438	(1)
General and administrative expenses	6	5,073	5,615	(10)
Subtotal operating expenses		11,422	12,053	(5)
Impairment of investments in subsidiaries and other participations		1,099	413	166
Depreciation and impairment of property, equipment and software		700	674	4
Amortization and impairment of goodwill and other intangible assets		22	22	0
Changes in provisions and other allowances and losses		109	25	336
Total operating expenses		13,352	13,187	1
Operating profit		1,759	2,076	(15)
Extraordinary income	7	1,637	10,264	(84)
Extraordinary expenses	7	2	136	(99)
Tax expense / (benefit)	8	150	220	(32)
Net profit / (loss)		3,244	11,984	(73)

¹ Comparative amounts presented for the year ended 31 December 2015 include the results of the Personal & Corporate Banking and Wealth Management businesses booked in Switzerland for the first three months of 2015. These businesses were transferred from UBS AG to UBS Switzerland AG effective 1 April 2015. Refer to "Establishment of UBS Switzerland AG" in the "Legal entity financial and regulatory information" section of the UBS Group AG Annual Report 2015 for more information.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Balance sheet

CHF million	Note	31.12.16	31.12.15	% change from 31.12.15
Assets				
Cash and balances with central banks		40,778	45,125	(10)
Due from banks		40,700	40,611	0
Receivables from securities financing transactions	9	59,778	90,479	(34)
<i>of which: cash collateral on securities borrowed</i>		<i>6,561</i>	<i>27,925</i>	<i>(77)</i>
<i>of which: reverse repurchase agreements</i>		<i>53,217</i>	<i>62,553</i>	<i>(15)</i>
Due from customers	10, 11	103,880	97,401	7
Mortgage loans	10, 11	4,312	4,679	(8)
Trading portfolio assets	12	74,282	94,210	(21)
Positive replacement values	13	20,951	20,987	0
Financial investments	14	34,669	27,528	26
Accrued income and prepaid expenses		1,595	1,708	(7)
Investments in subsidiaries and other participations		48,262	43,791	10
Property, equipment and software		6,961	6,503	7
Goodwill and other intangible assets		13	36	(64)
Other assets	15	3,295	3,986	(17)
Total assets		439,476	477,045	(8)
<i>of which: subordinated assets</i>		<i>6,651</i>	<i>5,752</i>	<i>19</i>
<i>of which: subject to mandatory conversion and / or debt waiver</i>		<i>4,521</i>	<i>4,020</i>	<i>12</i>
Liabilities				
Due to banks		32,781	36,669	(11)
Payables from securities financing transactions	9	30,275	55,457	(45)
<i>of which: cash collateral on securities lent</i>		<i>13,193</i>	<i>34,094</i>	<i>(61)</i>
<i>of which: repurchase agreements</i>		<i>17,082</i>	<i>21,363</i>	<i>(20)</i>
Due to customers		152,690	144,842	5
Trading portfolio liabilities	12	15,535	21,179	(27)
Negative replacement values	13	23,896	24,669	(3)
Financial liabilities designated at fair value	12, 18	51,806	58,104	(11)
Bonds issued		71,215	72,750	(2)
Accrued expenses and deferred income		4,125	4,356	(5)
Other liabilities	15	4,113	5,505	(25)
Provisions	11	1,501	1,786	(16)
Total liabilities		387,937	425,316	(9)
Equity				
Share capital	19	386	386	0
General reserve		38,149	33,669	13
<i>of which: statutory capital reserve</i>		<i>38,149</i>	<i>38,149</i>	<i>0</i>
<i>of which: capital contribution reserve</i>		<i>38,149</i>	<i>38,149</i>	<i>0</i>
<i>of which: statutory earnings reserve</i>		<i>0</i>	<i>(4,480)</i>	<i>(100)</i>
Voluntary earnings reserve		9,760	5,689	72
Net profit / (loss) for the period		3,244	11,984	(73)
Total equity		51,539	51,728	0
Total liabilities and equity		439,476	477,045	(8)
<i>of which: subordinated liabilities</i>		<i>17,692</i>	<i>16,139</i>	<i>10</i>
<i>of which: subject to mandatory conversion and / or debt waiver</i>		<i>15,877</i>	<i>11,858</i>	<i>34</i>

Balance sheet (continued)

CHF million	31.12.16	31.12.15	% change from 31.12.15
Off-balance sheet items			
Contingent liabilities, gross	25,395	27,787	(9)
Sub-participations	(1,905)	(1,866)	2
Contingent liabilities, net	23,489	25,920	(9)
<i>of which: guarantees to third parties related to subsidiaries</i>	<i>17,505</i>	<i>19,382</i>	<i>(10)</i>
<i>of which: credit guarantees and similar instruments</i>	<i>3,607</i>	<i>4,224</i>	<i>(15)</i>
<i>of which: performance guarantees and similar instruments</i>	<i>68</i>	<i>26</i>	<i>162</i>
<i>of which: documentary credits</i>	<i>2,310</i>	<i>2,278</i>	<i>1</i>
Irrevocable commitments, gross	47,273	50,901	(7)
Sub-participations	(1,512)	(1,559)	(3)
Irrevocable commitments, net	45,761	49,342	(7)
<i>of which: loan commitments</i>	<i>45,761</i>	<i>49,342</i>	<i>(7)</i>
Forward starting transactions ¹	10,549	4,195	151
<i>of which: reverse repurchase agreements</i>	<i>7,238</i>	<i>1,626</i>	<i>345</i>
<i>of which: securities borrowing agreements</i>	<i>36</i>	<i>6</i>	<i>500</i>
<i>of which: repurchase agreements</i>	<i>3,267</i>	<i>2,561</i>	<i>28</i>
<i>of which: securities lending agreements</i>	<i>8</i>	<i>2</i>	<i>300</i>
Liabilities for calls on shares and other equity instruments	5	7	(29)

¹ Cash to be paid in the future by either UBS AG or the counterparty.

Off-balance sheet items

Off-balance sheet items include indemnities and guarantees issued by UBS AG for the benefit of subsidiaries and creditors of subsidiaries.

Where the indemnity amount issued by UBS AG is not specifically defined, the indemnity relates to the solvency or minimum capitalization of a subsidiary, and therefore no amount is included in the table above.

In addition, UBS AG is jointly and severally liable for the combined value added tax (VAT) liability of UBS entities that belong to the VAT group of UBS in Switzerland. This contingent liability is not included in the table above.

Guarantee to UBS Limited

UBS AG has issued a guarantee for the benefit of each counterparty of UBS Limited. Under this guarantee, UBS AG irrevocably and unconditionally guarantees each and every obligation that UBS Limited enters into. UBS AG promises to pay to that counterparty on demand any unpaid balance of such liabilities under the terms of the guarantee.

Joint and several liability

In June 2015, the Personal & Corporate Banking and Wealth Management businesses booked in Switzerland were transferred from UBS AG to UBS Switzerland AG through an asset transfer in accordance with the Swiss Merger Act. Under the Swiss Merger Act, UBS AG assumed joint liability for obligations existing on the asset transfer date, 14 June 2015, that were

transferred to UBS Switzerland AG, excluding the collateralized portion of secured contractual obligations.

As of the asset transfer date, this joint liability amounted to approximately CHF 260 billion. UBS AG has no liability for new obligations incurred by UBS Switzerland AG after the asset transfer date. The joint liability amount declines as obligations mature, terminate or are novated following the asset transfer date.

As of 31 December 2016, the joint liability of UBS AG for contractual obligations of UBS Switzerland AG amounted to less than CHF 1 billion compared with CHF 55 billion as of 31 December 2015. As of 31 December 2016, the probability of an outflow under this joint and several liability was assessed to be remote, and as a result, the table above does not include any exposures arising under this joint and several liability.

→ Refer to "Establishment of UBS Switzerland AG" in the "Legal entity financial and regulatory information" section of the UBS Group AG Annual Report 2015 for more information

Limited indemnity UBS Europe SE

In connection with the establishment of UBS Europe SE in 2016, UBS AG entered into an agreement with UBS Europe SE under which UBS AG would provide UBS Europe SE with limited indemnification of payment obligations that may arise from certain litigation, regulatory and similar matters.

As of 31 December 2016, the amount of such potential payment obligations could not be reliably estimated and the table above does therefore not include any amount related to this limited indemnification.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Statement of changes in equity

CHF million	Share capital	Statutory capital reserve	Statutory earnings reserve	Voluntary earnings reserve	Net profit / (loss) for the period	Total equity
Balance as of 1 January 2015	384	40,782	(12,329)	5,689	7,849	42,376
Capital increase	1					1
Dividends and other distributions		(2,633)				(2,633)
Net profit / (loss) appropriation			7,849		(7,849)	0
Net profit / (loss) for the period					11,984	11,984
Balance as of 31 December 2015	386	38,149	(4,480)	5,689	11,984	51,728
Balance as of 1 January 2016	386	38,149	(4,480)	5,689	11,984	51,728
Capital increase						0
Dividends and other distributions			(3,434)			(3,434)
Net profit / (loss) appropriation			7,914	4,070	(11,984)	0
Net profit / (loss) for the period					3,244	3,244
Balance as of 31 December 2016	386	38,149	0	9,760	3,244	51,539

Statement of appropriation of retained earnings and proposed dividend distribution out of capital contribution reserve

Proposed appropriation of retained earnings

The Board of Directors proposes that the Annual General Meeting of Shareholders (AGM) on 2 March 2017 approve the following appropriation of retained earnings.

CHF million	For the year ended
Net profit for the period	31.12.16
Retained earnings carried forward	3,244
Total retained earnings available for appropriation	0
	3,244
Appropriation of retained earnings	
Appropriation to voluntary earnings reserve	(3,244)
Retained earnings carried forward	0

Proposed dividend distribution out of capital contribution reserve

The Board of Directors proposes that the Annual General Meeting of Shareholders (AGM) on 2 March 2017 approve an ordinary dividend distribution of CHF 2,250 million out of the capital contribution reserve.

CHF million	For the year ended
Total statutory capital reserve: capital contribution reserve before distribution ¹	31.12.16
Distribution of capital contribution reserve within statutory capital reserve	38,149
Total capital contribution reserve after distribution	(2,250)
	35,899

¹ Effective 1 January 2011, the Swiss withholding tax law provides that payments out of the capital contribution reserve are not subject to withholding tax. This law has led to interpretational differences between the Swiss Federal Tax Administration and companies about the qualifying amounts of capital contribution reserve and the disclosure in the financial statements. In view of this, the Swiss Federal Tax Administration has confirmed that UBS AG would be able to repay to shareholders CHF 23.0 billion of disclosed capital contribution reserve (status as of 1 January 2015) without being subject to the withholding tax deduction that applies to dividends paid out of retained earnings. This amount has not changed subsequent to the dividend payment in 2016 out of retained earnings. The decision about the remaining amount has been deferred to a future point in time.

Note 1 Name, legal form and registered office

UBS AG is incorporated and domiciled in Switzerland. Its registered offices are at Bahnhofstrasse 45, CH-8001 Zurich and Aeschenvorstadt 1, CH-4051 Basel, Switzerland. UBS AG operates under the Swiss Code of Obligations and Swiss federal

banking law as a corporation limited by shares (Aktiengesellschaft), a corporation that has issued shares of common stock to investors. UBS AG is 100% owned by UBS Group AG, the ultimate parent of the UBS Group.

Note 2 Accounting policies

UBS AG standalone financial statements are prepared in accordance with Swiss GAAP (FINMA Circular 2015 / 1 and Banking Ordinance) and represent "reliable assessment statutory single-entity financial statements". The accounting policies are principally the same as for the consolidated financial statements of UBS AG outlined in Note 1 to the consolidated financial statements of UBS AG included in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016. Major differences between the Swiss GAAP requirements and International Financial Reporting Standards are described in Note 36 to the consolidated financial statements of UBS AG. The significant accounting policies applied for the standalone financial statements of UBS AG are discussed below.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information

Risk management

UBS AG is fully integrated into the Group-wide risk management process described in the audited part of the "Risk management and control" section of the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016.

Further information on the use of derivative instruments and hedge accounting is provided in Notes 1 and 12 to the consolidated financial statements of UBS AG.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information

Compensation policy

The compensation structure and processes of UBS AG conform to the compensation principles and framework of UBS Group AG. For detailed information refer to the Compensation Report of UBS Group AG.

Foreign currency translation

Transactions denominated in foreign currency are translated into Swiss francs at the spot exchange rate on the date of the transaction. At the balance sheet date, all monetary assets and liabilities, as well as equity instruments recorded in *Trading portfolio assets* and *Financial investments* denominated in foreign currency, are translated into Swiss francs using the

closing exchange rate. Non-monetary items measured at historic cost are translated at the spot exchange rate on the date of the transaction. Assets and liabilities of foreign branches are translated into Swiss francs at the closing exchange rate. Income and expense items of foreign branches are translated at weighted average exchange rates for the period. All currency translation effects are recognized in the income statement.

The main currency translation rates used by UBS AG are provided in Note 34 to the consolidated financial statements of UBS AG.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information

Structured debt instruments

Structured debt instruments consist of a host contract and one or more embedded derivatives that do not relate to UBS AG's own equity. The embedded derivatives are assessed for bifurcation for measurement purposes and presented in the same balance sheet line as the host contract. By applying the fair value option, the vast majority of structured debt instruments are measured at fair value as a whole and recognized in *Financial liabilities designated at fair value*. Structured debt instruments comprise structured debt instruments issued and structured over-the-counter debt instruments. The fair value option for structured debt instruments can be applied only if the following criteria are cumulatively met:

- the structured debt instrument is measured on a fair value basis and is subject to risk management that is equivalent to risk management for trading activities;
- the application of the fair value option eliminates or significantly reduces an accounting mismatch that would otherwise arise; and
- changes in fair value attributable to changes in unrealized own credit are not recognized in the income statement and the balance sheet.

Fair value changes related to *Financial liabilities designated at fair value*, excluding changes in unrealized own credit, are recognized in *Net trading income*. Interest expense on *Financial liabilities designated at fair value* is recognized in *Interest expense*.

→ Refer to Note 18 for more information

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 2 Accounting policies (continued)

Investments in subsidiaries and other participations

Investments in subsidiaries and other participations are equity interests that are held to carry on the business of UBS AG or for other strategic purposes. They include all subsidiaries directly held by UBS AG through which UBS AG conducts its business on a global basis. The investments are measured individually and carried at cost less impairment. The carrying value is tested for impairment when indications for a decrease in value exist, which include incurrence of significant operating losses or a severe depreciation of the currency in which the investment is denominated. If an investment in a subsidiary is impaired, its value is generally written down to the net asset value. Subsequent recoveries in value are recognized up to the original cost value based on either the increased net asset value or a value above the net asset value if, in the opinion of management, forecasts of future profitability provide sufficient evidence that a carrying value above net asset value is supported. Management may exercise its discretion as to what extent and in which period a recovery in value is recognized.

Impairments of investments are presented as *Impairment of investments in subsidiaries and other participations*. Reversals of impairments are presented as *Extraordinary income* in the income statement. Impairments and partial or full reversals of impairments for a subsidiary during the same annual period are determined on a net basis.

Deferred taxes

Deferred tax assets are not recognized in UBS AG's standalone financial statements. However, deferred tax liabilities may be recognized for taxable temporary differences. Changes in the deferred tax liability balance are recognized in the income statement.

Services provided to and received from subsidiaries, affiliated entities and UBS Group AG

Services provided to and received from UBS Group AG or any of its subsidiaries are settled in cash as hard cost transfers or hard revenue transfers paid or received.

When the nature of the underlying transaction between UBS AG and UBS Group AG or any of its subsidiaries contains a single, clearly identifiable service element, related income and expenses are presented in the respective income statement line item, e.g., *Fee and commission income from securities and investment business*, *Other fee and commission income*, *Fee and commission expense*, *Net trading income* or *General and administrative expenses*. To the extent the nature of the underlying transaction contains various service elements and is not clearly attributable to a particular income statement line item, related income and expenses are presented in *Sundry*

ordinary income and *Sundry ordinary expenses*.

→ Refer to Notes 4 and 6 for more information

Pension and other post-employment benefit plans

Swiss GAAP permits the use of IFRS or Swiss accounting standards for pension and other post-employment benefit plans, with the election made on a plan-by-plan basis.

UBS AG has elected to apply Swiss GAAP (FER 16) for the Swiss pension plan in its standalone financial statements. The requirements of Swiss GAAP are better aligned with the specific nature of Swiss pension plans, which are hybrid in that they combine elements of defined contribution and defined benefit plans, but are treated as defined benefit plans under IFRS. Swiss GAAP requires that the employer contributions to the pension fund are recognized as *Personnel expenses* in the income statement. The employer contributions to the Swiss pension fund are determined as a percentage of contributory compensation. Furthermore, Swiss GAAP requires an assessment as to whether, based on the financial statements of the pension fund prepared in accordance with Swiss accounting standards (FER 26), an economic benefit to, or obligation of, UBS AG arises from the pension fund and is recognized in the balance sheet when conditions are met. Conditions for recording a pension asset or liability would be met if, for example, an employer contribution reserve is available or UBS AG is required to contribute to the reduction of a pension deficit (on a FER 26 basis).

Key differences between Swiss GAAP and IFRS include the treatment of dynamic elements, such as future salary increases and future interest credits on retirement savings, which are not considered under the static method used in accordance with Swiss GAAP. Also, the discount rate used to determine the defined benefit obligation in accordance with IFRS is based on the yield of high-quality corporate bonds of the market in the respective pension plan country. The discount rate used in accordance with Swiss GAAP, i.e., the technical interest rate, is determined by the Pension Foundation Board based on the expected returns of the Board's investment strategy.

→ Refer to Note 20 for more information

UBS AG has elected to apply IFRS (IAS 19) for its non-Swiss defined benefit plans. However, remeasurements of the defined benefit obligation and the plan assets are recognized in the income statement rather than directly in equity. For corresponding disclosures in accordance with IAS 19 requirements, refer to Note 26 to the consolidated financial statements of UBS AG.

→ Refer to the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information

Note 2 Accounting policies (continued)

Subordinated assets and liabilities

Subordinated assets are comprised of claims that, based on an irrevocable written declaration, in the event of liquidation, bankruptcy or restructuring of the debtor, rank after the claims of all other creditors and may not be offset against amounts payable to the debtor nor secured by its assets. Subordinated liabilities are comprised of corresponding obligations.

Subordinated assets and liabilities that contain a point-of-non-viability clause in accordance with Swiss capital requirements per articles 29 and 30 of the Capital Adequacy Ordinance are disclosed as being *subject to mandatory conversion and / or debt waiver* and provide for the claim or the obligation to be written off or converted into equity in the event that the issuing bank reaches a point of non-viability.

Dispensations in the standalone financial statements

As UBS AG prepares consolidated financial statements in accordance with IFRS, UBS AG is exempt from various disclosures in the standalone financial statements. The dispensations include the management report, the statement of cash flows and various note disclosures, as well as the publication of interim financial statements.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 3a Net trading income by business

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.15
Investment Bank	3,203	3,520	(9)
<i>of which: Corporate Client Solutions</i>	<i>(2)</i>	<i>318</i>	
<i>of which: Investor Client Services</i>	<i>3,205</i>	<i>3,203</i>	<i>0</i>
Other business divisions and Corporate Center	727	205	255
Total net trading income	3,930	3,725	6

Note 3b Net trading income by underlying risk category

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.15
Interest rate instruments (including funds)	939	(346)	
Foreign exchange instruments	1,208	1,912	(37)
Equity instruments (including funds)	1,797	1,822	(1)
Credit instruments	(44)	290	
Precious metals / commodities	31	47	(34)
Total net trading income	3,930	3,725	6
<i>of which: net gains / (losses) from financial liabilities designated at fair value¹</i>	<i>(1,416)</i>	<i>3,139</i>	

¹ Excludes fair value changes of hedges related to financial liabilities designated at fair value and foreign currency effects arising from translating foreign currency transactions into the respective functional currency, both of which are reported within Net trading income.

Note 4 Sundry ordinary income and expenses

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.15
Gains from sale of loans and receivables	0	23	(100)
Income from hard cost transfers ¹	4,699	4,580	3
Other	41	104	(61)
Total sundry ordinary income	4,740	4,706	1
Losses from early redemption of debt	(2)	(275)	(99)
Expenses from hard revenue transfers	(440)	(497)	(11)
Other	(97)	(59)	64
Total sundry ordinary expenses	(539)	(831)	(35)

¹ Represents income received from UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group for services provided by UBS AG. Services provided by UBS AG primarily related to Corporate Center functions.

Note 5 Personnel expenses

	For the year ended		% change from
CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.15
Salaries	2,901	3,459	(16)
Variable compensation – performance awards	1,448	1,707	(15)
Variable compensation – other	164	191	(14)
Contractors	331	303	9
Social security	314	408	(23)
Pension and other post-employment benefit plans	966	122	692
of which: value adjustments for economic benefits or obligations from pension funds ¹	620	(318)	
Wealth Management Americas: Financial advisor compensation	9	8	13
Other personnel expenses	218	240	(9)
Total personnel expenses	6,350	6,438	(1)

¹ Reflects the remeasurement of the defined benefit obligation and return on plan assets excluding amounts included in interest income for the non-Swiss defined benefit plans, for which IAS 19 is applied.

Note 6 General and administrative expenses

	For the year ended		% change from
CHF million	31.12.16	31.12.15	31.12.15
Occupancy	589	588	0
Rent and maintenance of IT equipment	384	383	0
Communication and market data services	313	322	(3)
Administration	1,334	1,413	(6)
of which: hard cost transfers paid ¹	929	955	(3)
Marketing and public relations	231	283	(18)
Travel and entertainment	167	226	(26)
Fees to audit firms	44	53	(17)
of which: financial and regulatory audits	41	44	(7)
of which: audit-related services	2	6	(67)
of which: tax and other services	1	3	(67)
Other professional fees	584	776	(25)
Outsourcing of IT and other services	1,427	1,571	(9)
Total general and administrative expenses	5,073	5,615	(10)

¹ Represents expenses for services provided by UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group to UBS AG.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 7 Extraordinary income and expenses

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.15
Gains from disposals of subsidiaries and other participations	78	334	(77)
Reversal of impairments and provisions of subsidiaries and other participations	1,415	9,551	(85)
Net gains from disposals of properties	121	378	(68)
Other extraordinary income	23	1	
Total extraordinary income	1,637	10,264	(84)
Losses from disposals of subsidiaries and other participations	1	1	0
Other extraordinary expenses	1	134	(99)
Total extraordinary expenses	2	135	(99)

In 2016, UBS AG contributed the majority of its non-US participations conducting Asset Management businesses into UBS Asset Management AG, a direct subsidiary of UBS AG. The contribution was made at the aggregate cost value of the transferred investments of CHF 1.5 billion. This resulted in a gain of CHF 1.1 billion, recognized within *Extraordinary income*, as impairment losses recorded in previous years on some of these investments were reversed.

Also in 2016, UBS AG's direct Wealth Management subsidiaries UBS (Italia) SpA, UBS (Luxembourg) S.A. (including its branches in Austria, Denmark and Sweden), UBS Bank S.A. (Madrid) and UBS Bank (Netherlands) B.V. were merged into UBS Deutschland AG, which was renamed to UBS Europe SE and is headquartered in Frankfurt, Germany. The merger resulted in

the recognition of a gain of CHF 0.3 billion, recognized within *Extraordinary income*, as certain impairment losses recorded in previous years were reversed.

In 2015, UBS AG contributed its participations in UBS Americas Inc., UBS Securities LLC and three Asset Management subsidiaries into UBS Americas Holding LLC, a direct subsidiary of UBS AG. This contribution was made at a fair value of CHF 21.2 billion, resulting in a gain of CHF 10.0 billion that was recognized in the income statement, largely as *Extraordinary income*, and which increased UBS AG's investment value in UBS Americas Holding LLC.

Note 8 Taxes

CHF million	For the year ended		% change from
	31.12.16	31.12.15	31.12.15
Income tax expense / (benefit)	118	186	(37)
of which: current	109	185	(41)
of which: deferred	9	1	800
Capital tax	32	34	(6)
Total tax expense / (benefit)	150	220	(32)

For the year ended 31 December 2016, the average tax rate, defined as income tax expense divided by the sum of operating profit and extraordinary income minus extraordinary expenses and capital tax, was 3.5% (2015: 1.5%). Income tax expense for

the year ended 31 December 2016 included a benefit of CHF 256 million (2015: CHF 3,188 million) from the utilization of tax losses carried forward in UBS AG's main tax jurisdictions.

Note 9 Securities financing transactions

CHF billion	31.12.16	31.12.15
On-balance sheet		
Receivables from securities financing transactions, gross	109.3	133.3
Netting of securities financing transactions	(49.5)	(42.8)
Receivables from securities financing transactions, net	59.8	90.5
Payables from securities financing transactions, gross	79.8	98.2
Netting of securities financing transactions	(49.5)	(42.8)
Payables from securities financing transactions, net	30.3	55.5
Assets pledged as collateral in connection with securities financing transactions	39.9	54.0
<i>of which: trading portfolio assets</i>	39.1	52.8
<i>of which: assets which may be sold or repledged by counterparties</i>	38.4	51.9
<i>of which: financial assets available for sale</i>	0.8	1.2
<i>of which: assets which may be sold or repledged by counterparties</i>	0.8	1.2
Off-balance sheet		
Fair value of assets received as collateral in connection with securities financing transactions	257.1	249.9
<i>of which: repledged</i>	199.4	183.0
<i>of which: sold in connection with short sale transactions</i>	15.5	21.2

Note 10a Collateral for loans and off-balance sheet transactions

CHF million	31.12.16					31.12.15				
	Secured		Unsecured	Total		Secured		Unsecured	Total	
	Secured by collateral	Secured by other credit enhancements ²				Secured by collateral	Secured by other credit enhancements ²			
	Real estate	Other collateral ¹				Real estate	Other collateral ¹			
On-balance sheet										
Due from customers, gross ³	4	60,922	224	42,811 ⁴	103,961	4	64,223	1,457	31,947 ⁴	97,630
Mortgage loans, gross	4,314	0	0	0	4,314	4,681	0	0	0	4,681
<i>of which: residential mortgages</i>	4,225				4,225	4,605				4,605
<i>of which: office and business premises mortgages</i>	36				36	4				4
<i>of which: industrial premises mortgages</i>	30				30	44				44
<i>of which: other mortgages</i>	23				23	28				28
Total on-balance sheet, gross	4,319	60,922	224	42,811	108,275	4,684	64,223	1,457	31,947	102,311
Allowances	(2)	(20)	0	(62)	(83)	(2)	(152)	0	(77)	(231)
Total on-balance sheet, net	4,317	60,902	224	42,749	108,192	4,683	64,071	1,457	31,870	102,080
Off-balance sheet										
Contingent liabilities, gross	0	2,219	1,993	21,183	25,395	0	2,121	2,093	23,573	27,787
Irrevocable commitments, gross	342	12,301	5,516	29,114	47,273	456	9,673	7,515	33,256	50,901
Forward starting reverse repurchase and securities borrowing transactions	0	7,196	0	78	7,274	0	1,632	0	0	1,632
Liabilities for calls on shares and other equities	0	0	0	5	5	0	0	0	7	7
Total off-balance sheet	342	21,716	7,509	50,380	79,946	456	13,425	9,608	56,837	80,327

¹ Mainly comprised of cash and securities. ² Includes credit default swaps and guarantees. ³ Includes prime brokerage margin lending receivables and prime brokerage receivables relating to securities financing transactions. ⁴ Primarily comprised of amounts due from subsidiaries.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 10b Impaired financial instruments

	31.12.16				31.12.15			
	Gross impaired financial instruments	Allowances and provisions	Estimated liquidation proceeds of collateral	Net impaired financial instruments	Gross impaired financial instruments	Allowances and provisions	Estimated liquidation proceeds of collateral	Net impaired financial instruments
<i>CHF million</i>								
Amounts due from customers	157	81	0	76	474	229	0	245
Mortgage loans	5	2	3	0	5	2	4	0
Guarantees and loan commitments	24	13	0	11	17	3	0	14
Total impaired financial instruments	186	96	3	87	496	234	4	259

Note 11a Allowances

	Balance as of 31.12.15	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Write-offs	Recoveries and past due interest	Foreign currency translation	Balance as of 31.12.16
<i>CHF million</i>							
Specific allowances for amounts due from customers and mortgage loans	231	82	(64)	(168)	20	(22)	78
Specific allowances for amounts due from banks	0	0	0	0	0	0	0
Collective allowances ¹	0	5	0	0	0	0	5
Total allowances	231	87	(64)	(168)	20	(22)	83

¹ Mainly relates to amounts due from customers.

Note 11b Provisions

	Balance as of 31.12.15	Increase recognized in the income statement	Release recognized in the income statement	Provisions used in conformity with designated purpose	Recoveries	Foreign currency translation	Balance as of 31.12.16
<i>CHF million</i>							
Default risk related to loan commitments and guarantees	3	15	(5)	0	0	0	13
Operational risks	20	6	(2)	(7)	0	(1)	15
Litigation, regulatory and similar matters ¹	1,063	167	(67)	(66)	0	(2)	1,096
Restructuring	288	169	(49)	(233)	6	(2)	178
Real estate ²	94	4	0	(19)	0	(2)	77
Employee benefits	165	3	(22)	(85)	1	(12)	50
Parental support to subsidiaries	96	0	0	(96)	0	0	0
Deferred taxes	10	9	0	0	0	0	18
Other	47	15	(7)	0	0	0	54
Total provisions	1,786	387	(153)	(506)	7	(19)	1,501

¹ Includes provisions for litigation resulting from security risks. ² Includes provisions for onerous lease contracts of CHF 16 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 25 million) and reinstatement cost provisions for leasehold improvements of CHF 61 million as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 69 million).

Note 12 Trading portfolio and other financial instruments measured at fair value

<i>CHF million</i>	31.12.16	31.12.15
Assets		
Trading portfolio assets	74,282	94,210
<i>of which: debt instruments¹</i>	16,073	22,261
<i>of which: listed</i>	11,840	13,831
<i>of which: equity instruments</i>	55,304	70,035
<i>of which: precious metals and other physical commodities</i>	2,905	1,915
Total assets measured at fair value	74,282	94,210
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	11,159	18,783
<i>of which: securities eligible for repurchase transactions in accordance with liquidity regulations²</i>	10,249	15,894
Liabilities		
Trading portfolio liabilities	15,535	21,179
<i>of which: debt instruments¹</i>	3,884	4,190
<i>of which: listed</i>	3,540	3,899
<i>of which: equity instruments</i>	11,651	16,989
Financial liabilities designated at fair value ³	51,806	58,104
Total liabilities measured at fair value	67,341	79,283
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	53,974	60,520

¹ Includes money market paper. ² Consists of high quality liquid debt securities that are eligible for repurchase transactions at the Swiss National Bank or other central banks. ³ Refer to Note 18 for more information.

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 13 Derivative instruments

CHF billion	31.12.16			31.12.15		
	PRV ²	NRV ³	Total notional values	PRV ²	NRV ³	Total notional values
Interest rate contracts						
Forwards ¹	0.1	0.2	2,283	0.1	0.3	2,458
Swaps	47.3	39.8	8,222	69.3	60.7	7,636
<i>of which: designated in hedge accounting relationships</i>	<i>0.2</i>	<i>0.0</i>	<i>4</i>	<i>0.4</i>	<i>0.0</i>	<i>6</i>
Futures	0.0	0.0	319	0.0	0.0	335
Over-the-counter (OTC) options	12.5	13.9	959	17.4	19.2	1,132
Exchange-traded options	0.0	0.0	146	0.0	0.0	208
Total	59.9	54.0	11,928	86.9	80.1	11,769
Foreign exchange contracts						
Forwards	21.7	19.0	1,365	17.7	16.5	1,388
Interest and currency swaps	43.3	42.4	2,393	38.8	38.0	2,837
Futures	0.0	0.0	6	0.0	0.0	8
Over-the-counter (OTC) options	11.1	11.0	1,045	9.6	9.3	975
Exchange-traded options	0.0	0.1	9	0.0	0.0	8
Total	76.2	72.5	4,818	66.1	63.8	5,217
Equity / index contracts						
Forwards	0.1	0.1	14	0.1	0.1	15
Swaps	4.5	5.6	147	3.5	4.6	150
Futures	0.0	0.0	28	0.0	0.0	25
Over-the-counter (OTC) options	3.8	5.8	149	4.7	6.7	156
Exchange-traded options	6.1	7.0	299	5.5	6.5	231
Total	14.4	18.4	637	13.8	18.0	577
Credit derivative contracts						
Credit default swaps	3.7	3.8	251	6.0	5.9	318
Total return swaps	0.2	0.9	10	0.6	0.7	12
Other	0.0	0.0	3	0.0	0.0	4
Total	3.9	4.8	264	6.7	6.5	334
Commodity, precious metals and other contracts						
Forwards	0.3	0.2	8	0.3	0.3	5
Swaps	0.4	0.5	24	0.7	0.5	19
Futures	0.0	0.0	9	0.0	0.0	8
Over-the-counter (OTC) options	0.5	0.2	24	0.9	0.6	19
Exchange-traded options	0.7	0.7	19	0.7	0.9	11
Total	1.9	1.7	84	2.5	2.3	63
Total before netting	156.4	151.3	17,732	176.0	170.7	17,960
<i>of which: trading derivatives</i>	<i>156.2</i>	<i>151.3</i>		<i>175.6</i>	<i>170.7</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>155.9</i>	<i>150.8</i>		<i>175.2</i>	<i>170.3</i>	
<i>of which: derivatives designated in hedge accounting relationships</i>	<i>0.2</i>	<i>0.0</i>		<i>0.4</i>	<i>0.0</i>	
<i>of which: fair value derived using a valuation model</i>	<i>0.2</i>	<i>0.0</i>		<i>0.4</i>	<i>0.0</i>	
Netting with cash collateral payables / receivables	(19.5)	(11.5)		(18.7)	(9.7)	
Replacement value netting	(115.9)	(115.9)		(136.3)	(136.3)	
Total after netting	21.0	23.9		21.0	24.7	
<i>of which: with central clearing counterparties</i>	<i>0.0</i>	<i>0.2</i>		<i>0.0</i>	<i>0.6</i>	
<i>of which: with bank and broker-dealer counterparties</i>	<i>7.7</i>	<i>8.6</i>		<i>7.4</i>	<i>9.2</i>	
<i>of which: other client counterparties</i>	<i>13.2</i>	<i>15.0</i>		<i>13.6</i>	<i>14.9</i>	

¹ Includes forward rate agreements. ² PRV: positive replacement values. ³ NRV: negative replacement values.

Note 14a Financial investments by instrument type

CHF million	31.12.16		31.12.15	
	Carrying value	Fair value	Carrying value	Fair value
Debt instruments	34,427	34,463	27,296	27,354
<i>of which: held to maturity</i>	527	527	0	0
<i>of which: available for sale</i>	33,900	33,936	27,296	27,354
Equity instruments	233	244	223	234
<i>of which: qualified participations¹</i>	82	84	133	137
Property	8	8	9	9
Total financial investments	34,669	34,715	27,528	27,598
<i>of which: securities eligible for repurchase transactions in accordance with liquidity regulations²</i>	33,326	33,360	27,127	27,181

¹ Qualified participations are investments in which UBS AG holds 10% or more of the total capital or has at least 10% of total voting rights. ² Consists of high quality liquid debt securities that are eligible for repurchase transactions at the Swiss National Bank or other central banks.

Note 14b Financial investments by counterparty rating – debt instruments

CHF million	31.12.16	31.12.15
Internal UBS rating ¹		
0–1	27,607	26,632
2–3	6,817	653
4–5	0	0
6–8	0	0
9–13	0	0
Non-rated	4	10
Total financial investments	34,427	27,296

¹ Refer to Note 17 for more information.

Note 15a Other assets

CHF million	31.12.16	31.12.15
Settlement and clearing accounts	136	116
VAT and other indirect tax receivables	182	226
Bail deposit ¹	1,202	1,210
Other	1,775	2,435
<i>of which: other receivables due from UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group</i>	1,284	1,850
Total other assets	3,295	3,986

¹ Refer to item 1 in Note 20b to the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information.

Note 15b Other liabilities

CHF million	31.12.16	31.12.15
Deferral position for hedging instruments	1,259	2,826
Settlement and clearing accounts	247	232
Net defined benefit liabilities	697	129
VAT and other indirect tax payables	126	110
Other	1,785	2,208
<i>of which: other payables due to UBS Group AG and subsidiaries in the UBS Group</i>	1,521	1,694
Total other liabilities	4,113	5,505

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 16 Pledged assets

As of 31 December 2016, assets pledged by UBS AG were entirely comprised of securities with a carrying value of CHF 1,809 million (31 December 2015: CHF 2,597 million) with a related effective commitment of CHF 160 million (31 December 2015: CHF 258 million). These assets were primarily pledged for derivative transactions and exclude assets pledged for securities financing transactions. They also exclude assets placed with

central banks related to undrawn credit lines and for payment, clearing and settlement purposes that together amounted to CHF 1.8 billion as of 31 December 2016 (31 December 2015: CHF 2.1 billion).

→ Refer to Note 9 for more information on securities financing transactions

Note 17 Country risk of total assets

The table below provides a breakdown of total non-Swiss assets by credit rating. These credit ratings reflect the sovereign credit rating of the country to which the ultimate risk of the underlying asset is related. The ultimate country of risk for unsecured loan positions is the domicile of the immediate borrower or, in the case of a legal entity, the domicile of the ultimate parent entity. For collateralized or guaranteed positions, the ultimate country of risk is the domicile of the provider of the collateral or guarantor or, if applicable, the domicile of the ultimate parent entity of the provider of the collateral or guarantor. For

mortgage loans, the ultimate country of risk is the country where the real estate is located. Similarly, the ultimate country of risk for property and equipment is the country where the property and equipment is located. Assets for which Switzerland is the ultimate country of risk are provided separately in order to reconcile them to total balance sheets assets.

→ Refer to the "Risk management and control" section of the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information

						31.12.16		31.12.15	
Classification	Internal UBS rating	Description	Moody's Investors Service	Standard & Poor's	Fitch	CHF million	%	CHF million	%
	0 and 1	Investment grade	Aaa	AAA	AAA	204,113	46	227,855	48
Low risk	2		Aa1 to Aa3	AA+ to AA-	AA+ to AA-	127,349	29	141,073	30
	3		A1 to A3	A+ to A-	A+ to AA-	38,915	9	39,846	8
Medium risk	4		Baa1 to Baa2	BBB+ to BBB	BBB+ to BBB	13,810	3	19,053	4
	5		Baa3	BBB-	BBB-	4,477	1	4,399	1
	6	Sub-investment grade	Ba1	BB+	BB+	1,308	0	2,430	1
High risk	7		Ba2	BB	BB	1,241	0	84	0
	8		Ba3	BB-	BB-	61	0	73	0
	9		B1	B+	B+	192	0	173	0
Very high risk	10		B2	B	B	1,065	0	93	0
	11		B3	B-	B-	156	0	954	0
	12		Caa	CCC	CCC	361	0	216	0
	13		Ca to C	CC to C	CC to C	121	0	82	0
Distressed	Default	Defaulted	D	D	D	6	0	5	0
Subtotal						393,175	89	436,336	91
Switzerland						46,301	11	40,709	9
Total assets						439,476	100	477,045	100

Note 18 Structured debt instruments

The table below provides a breakdown of financial liabilities designated at fair value that are considered structured debt instruments.

CHF million	31.12.16	31.12.15
Fixed-rate bonds with structured features	1,778	3,017
Structured debt instruments issued:		
Equity-linked	29,648	30,236
Rates-linked	10,013	16,118
Credit-linked	2,444	2,949
Commodities-linked ¹	1,949	1,075
FX-linked	826	218
Structured over-the-counter (OTC) debt instruments	5,149	4,491
Total financial liabilities designated at fair value	51,806	58,104

¹ Includes precious metals-linked debt instruments issued.

In addition to financial liabilities designated at fair value, certain structured debt instruments were reported within the balance sheet lines *Due to banks*, *Due to customers* and *Bonds issued*. These instruments were bifurcated for measurement purposes. As of 31 December 2016, the total carrying value of the host

instruments was CHF 5,197 million (31 December 2015: CHF 3,624 million) and the total carrying value of the bifurcated embedded derivatives was positive CHF 116 million (31 December 2015: negative CHF 60 million).

Note 19a Share capital

UBS AG shares

UBS AG's share capital consists of fully paid up registered issued shares with a par value of CHF 0.10, which entitle the holder to one vote at the UBS AG shareholders' meeting, if entered into the share register as having the right to vote, as well as a proportionate share of distributed dividends. UBS AG does not apply any restrictions or limitations on the transferability of shares.

As of 31 December 2016, shares issued by UBS AG totaled 3,858,408,466 shares (unchanged from 31 December 2015) that were all dividend bearing and held by UBS Group AG.

Additionally, as of 31 December 2016, 516,200,312

registered shares with a par value of CHF 0.10 each were available to be issued out of conditional capital (31 December 2015: 552,352,759).

During 2016, there were no new share issuances out of conditional capital. During 2015, shares issued by UBS AG increased by 13,847,553 shares due to the issuance of new UBS AG shares out of conditional share capital upon distribution of a share dividend in May 2015.

Non-distributable reserves

Non-distributable reserves consist of 50% of the share capital of UBS AG, amounting to CHF 193 million as of 31 December 2016 (unchanged from 31 December 2015).

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 19b Significant shareholders

The sole direct shareholder of UBS AG is UBS Group AG, which holds 100% of UBS AG shares. These shares are entitled to voting rights. Indirect shareholders of UBS AG included in the table below comprise direct shareholders of UBS Group AG (acting in their own name or in their capacity as nominees for other investors or beneficial owners) that were registered in the UBS Group AG share register with 3% or more of the share

capital of UBS Group AG as of 31 December 2016 or as of 31 December 2015. The shares and share capital of UBS AG held by indirect shareholders represent their relative holding of UBS Group AG shares. They do not have voting rights in UBS AG.

→ Refer to Note 23 to the UBS Group AG standalone financial statements in the UBS Group AG Annual Report 2016 for more information on significant shareholders of UBS Group AG

CHF million, except where indicated	31.12.16		31.12.15	
	Share capital held	Shares held (%)	Share capital held	Shares held (%)
Significant direct shareholder of UBS AG				
UBS Group AG	386	100	386	100
Significant indirect shareholders of UBS AG				
Chase Nominees Ltd., London	36	9	35	9
GIC Private Limited, Singapore			25	6
DTC (Cede & Co.), New York ¹	26	7	24	6
Nortrust Nominees Ltd., London	15	4	14	4

¹ DTC (Cede & Co.), New York, *The Depository Trust Company, * is a US securities clearing organization.

Note 20 Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans

a) Liabilities related to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans

CHF million	31.12.16	31.12.15
Provision for Swiss pension plan	0	0
Net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans ¹	697	129
Total provision for Swiss pension plan and net defined benefit liabilities for non-Swiss defined benefit plans	697	129
Bank accounts at UBS and UBS debt instruments held by Swiss pension fund	220	260
UBS derivative financial instruments held by Swiss pension fund	47	27
Total liabilities related to Swiss pension plan and non-Swiss defined benefit plans	964	416

¹ As of 31 December 2016, CHF 529 million related to the UK defined benefit pension plan and CHF 26 million related to the UK post-employment medical insurance plan. As of 31 December 2015, CHF 25 million related to the UK post-employment medical insurance plan. The UK defined benefit pension plan was in a surplus situation as of 31 December 2015.

b) Swiss pension plan

CHF million	As of or for the year ended	
	31.12.16	31.12.15
Pension plan surplus ¹	2,508	2,243
Economic benefit / (obligation) of UBS AG	0	0
Change in economic benefit / obligation recognized in the income statement	0	0
Employer contributions in the period recognized in the income statement	216	270
Performance awards-related employer contributions accrued	21	30
Total pension expense recognized in the income statement within Personnel expenses	238	300

¹ The pension plan surplus is determined in accordance with FER 26 and consists of the reserve for the fluctuation in asset value. The surplus did not represent an economic benefit for UBS AG in accordance with FER 16 both as of 31 December 2016 and 31 December 2015.

UBS AG has elected to apply FER 16 for its Swiss pension plan and IFRS (IAS 19) for its UK and other non-Swiss defined benefit plans. However, remeasurements of the defined benefit obligations for UK and other non-Swiss defined benefit plans are recognized in the income statement rather than directly in equity.

- Refer to Note 2 for more information
- Refer to Note 26 to the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information on non-Swiss defined benefit plans in accordance with IAS 19

The Swiss pension plan had no employer contribution reserve both as of 31 December 2016 and 31 December 2015.

Note 21 Share-based compensation

Expenses for awards under employee share, option, notional fund and deferred cash compensation plans granted to UBS AG employees are generally charged by UBS Group AG to UBS AG. Obligations related to other compensation vehicles, such as defined benefit pension plans and other local awards, are held

by the relevant employing and / or sponsoring subsidiaries, such as UBS AG.

- Refer to Note 27 to the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information

UBS AG standalone financial statements (audited)

Note 22 Related parties

Transactions with related parties are conducted at internally agreed transfer prices, at arm's length, or with respect to loans, fixed advances and mortgages to non-independent members of

the Board of Directors and Group Executive Board members on the same terms and conditions that are available to other employees.

CHF million	31.12.16		31.12.15	
	Amounts due from	Amounts due to	Amounts due from	Amounts due to
Qualified shareholders ¹	522	8,536	581	5,776
of which: due from / to customers	505	7,865	567	5,171
Subsidiaries	94,171	59,553	119,900	87,059
of which: due from / to banks	36,151	25,256	37,278	28,685
of which: due from / to customers	33,994	2,272	23,308	8,558
of which: receivables / payables from securities financing transactions	19,029	25,114	54,422	44,149
Affiliated entities ²	121	17,476	117	5,752
of which: due from / to customers	108	17,291	39	5,699
Members of the Board of Directors and Group Executive Board	41		33	
External auditors		11		20
Other related parties ³	8		9	

¹ The qualified shareholder of UBS AG is UBS Group AG. ² Affiliated entities of UBS AG are all direct subsidiaries of UBS Group AG. ³ Primarily relates to SIX Group AG, in which UBS AG has a 17.3% equity interest.

As of 31 December 2016, off-balance sheet positions related to subsidiaries amounted to CHF 24.8 billion (31 December 2015: CHF 26.5 billion), of which CHF 17.5 billion were guarantees to

third parties (31 December 2015: CHF 19.4 billion) and CHF 4.5 billion were loan commitments (31 December 2015: CHF 5.3 billion).

Note 23 Fiduciary transactions

CHF million	31.12.16	31.12.15
Fiduciary deposits	349	310
of which: placed with third-party banks	349	310
of which: placed with subsidiaries and affiliated entities	0	0
Total fiduciary transactions	349	310

Fiduciary transactions encompass transactions entered into or granted by UBS AG that result in holding or placing assets on behalf of individuals, trusts, defined benefit plans and other institutions. Unless the recognition criteria for the assets are satisfied, these assets and the related income are excluded from UBS AG's balance sheet and income statement, but disclosed in

this Note as off-balance sheet fiduciary transactions. Client deposits that are initially placed as fiduciary transactions with UBS AG may be recognized on UBS AG's balance sheet in situations in which the deposit is subsequently placed within UBS AG. In such cases, these deposits are not reported in the table above.

Note 24a Invested assets and net new money

<i>CHF billion</i>	For the year ended	
	31.12.16	31.12.15
Fund assets managed	12	11
Discretionary assets	168	166
Other invested assets	329	311
Total invested assets	509	488
<i>of which: double count</i>	<i>3</i>	<i>2</i>
Net new money	17.2	0.0

Note 24b Development of invested assets

<i>CHF billion</i>	For the year ended	
	31.12.16	31.12.15
Total invested assets at the beginning of the year ¹	488	1,076
Net new money	17	0
Market movements ²	17	8
Foreign currency translation	0	(29)
Transfer to UBS Switzerland AG		(557)
Other effects	(13)	(10)
<i>of which: acquisitions / (divestments)</i>	<i>(12)</i>	<i>(10)</i>
Total invested assets at the end of the year¹	509	488

¹ Includes double counts. ² Includes interest and dividend income.

→ Refer to Note 33 to the UBS AG consolidated financial statements in the UBS Group AG and UBS AG Annual Report 2016 for more information

(参考情報)

UBS AG連結財務情報

本セクションには、UBS AG（連結）の主要な数値、並びにUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）との間における主要な財務及び資本情報の比較が含まれている。UBS AG（連結）に関する情報は、UBSグループAGと連結ベースで大きく異なることはない。

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

国際財務報告基準（IFRS）に基づきUBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の連結財務書類に適用される会計方針は同一である。しかしながら、一部の範囲及び表示については差異が存在し、かかる差異は以下の事項に関連して発生している。

- － UBSグループAG及びその直接所有子会社（UBSビジネス・ソリューションズAGを含む。）に関連する資産、負債、営業収益、営業費用及び税引前営業利益は、UBSグループAGの連結財務書類には反映されているが、UBS AGの連結財務書類には反映されていない。UBSグループAGとの取引に関連するUBS AGの資産、負債、営業収益及び営業費用は、UBS AGの連結財務書類では消去の対象ではないが、UBSグループAGの連結財務書類では消去されている。
- － UBS AGが発行する優先証券は、UBSグループAGの連結貸借対照表ではNCIに帰属する持分として表示されているが、UBS AGの連結貸借対照表では、これらの優先証券は優先証券保有者に帰属する持分として表示することが求められている。
- － UBS AG（連結）のゴーイングコンサーン・ベース（完全適用ベース）の自己資本は、2016年12月31日現在のUBSグループAG（連結）のゴーイングコンサーン・ベースの自己資本（完全適用ベース）と比較して少額である。これは、より少額のAT 1 自己資本を反映したものであるが、より多額のCET 1 自己資本により一部相殺されている。CET 1 自己資本における差異は、主に報酬関連の規制資本の見越計上額、負債及び資本調達商品に起因しており、これらはUBSグループAGレベルで反映されている。AT 1 自己資本における差異は、UBSグループAGによるAT 1 資本債券の発行、並びに2014年、2015年及び2016年の業績年度において付与された繰延コンティンジェント・キャピタル・プラン（以下「DCCP」という。）報奨に関連している。

→ UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の間における資本情報の差異に関する詳細については、UBS AGの年次報告書

（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2016.htmlにて参照されたい。）の「Capital management」のセクションを参照。

UBS AG(連結)主要な数値

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	現在又は終了事業年度		
	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
業績			
営業収益	28,421	30,605	28,026
営業費用	24,352	25,198	25,557
税引前営業利益／(損失)	4,069	5,407	2,469
株主に帰属する当期純利益／(損失)	3,207	6,235	3,502
主要な業績指標¹			
収益性			
有形株主資本利益率（単位：％）	6.9	13.5	8.2
総資産利益率（単位：％）	3.0	3.1	2.8
費用対収益比率（単位：％）	85.6	82.0	90.9
成長性			
純利益成長率（単位：％）	(48.6)	78.0	10.4
統合ウェルス・マネジメント事業の純新規資金成長率（単位：％） ²	2.1	2.2	2.5
財源³			
普通株式等Tier 1 自己資本比率（完全適用ベース、単位：％） ⁴	14.5	15.4	14.2
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率 （フェーズ・イン・ベース、単位：％） ⁵	5.8		
補足情報			
収益性			
株主資本利益率（RoE）（単位：％）	5.9	11.7	7.0
総リスク加重資産利益率（単位：％） ⁶	13.2	14.3	12.6
財源³			
資産合計	935,353	943,256	1,062,327
株主に帰属する株主資本	53,662	55,248	52,108
普通株式等Tier 1 自己資本（完全適用ベース） ⁴	32,447	32,042	30,805
普通株式等Tier 1 自己資本（フェーズ・イン・ベース） ⁴	39,474	41,516	44,090
リスク加重資産（完全適用ベース） ⁴	223,232	208,186	217,158
普通株式等Tier 1 自己資本比率（フェーズ・イン・ベース、単位：％） ⁴	17.5	19.5	19.9
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 （完全適用ベース、単位：％） ⁵	16.3		
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率 （フェーズ・イン・ベース、単位：％） ⁵	22.6		
普通株式等Tier 1 自己資本比率（完全適用ベース、単位：％） ⁷	3.7	3.6	3.1
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率 （完全適用ベース、単位：％） ⁵	4.2		
レバレッジ比率分母（完全適用ベース） ⁷	870,942	898,251	999,124
その他			
投資資産（単位：十億スイス・フラン） ⁸	2,821	2,689	2,734
従業員数（単位：人、正社員相当） ^{9、10}	56,208	58,131	60,155

¹ 当行の主要な業績指標の定義はUBS AGの年次報告書（https://www.ubs.com/global/en/about_ubs/investor_relations/annualreporting/2016.htmlにて参照されたい。）の「Measurement of performance」のセクションを参照。² 当行の貸借対照表及び資本最適化プログラムから純新規資金（2015年度：99億スイス・フラン）

に係るマイナスの影響を除いた調整後の純新規資金に基づく。³ 2016年度第4四半期財務報告書の公表後に、UBS AGの年次株主総会はUBS AGからUBSグループAGへの2,250百万スイス・フランの配当金の分配を承認したが、これはそれまでの見積金額を上回るものであった。これにより、下記の報告期間後に修正を要する事象と組み合わせて、2016年12月31日現在のCET 1 自己資本は減少（完全適用ベースで607百万スイス・フラン及びフェーズ・イン・ベースで585百万スイス・フラン）し、レバレッジ比率分母は減少（完全適用ベースで45百万スイス・フラン及びフェーズ・イン・ベースで27百万スイス・フラン）し、UBS AG（連結）の各自己資本比率は減少した。⁴ スイスのシステム上関連ある銀行（以下「SRB」という。）に適用されるバーゼルⅢの枠組みに基づく。詳細はUBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクションを参照。⁵ 2016年7月1日に発効したスイスSRBの枠組みの改訂に基づく。⁶ 完全適用ベースのリスク加重資産に基づく。⁷ スイスSRBの規制に準拠して計算されている。詳細はUBS AGの年次報告書の「Capital management」のセクションを参照。2015年12月31日以降、レバレッジ比率分母の計算はバーゼルⅢの規制に一致している。2015年12月31日より前の期間の数値は従前のスイスSRBの規制に準拠して計算されているため、完全に比較することはできない。⁸ パーソナル&コーポレート・バンキングの投資資産を含む。⁹ 2016年12月31日現在、各事業部門及びコーポレート・センター部門の従業員の内訳は以下の通りであった。ウェルス・マネジメント：9,717人、ウェルス・マネジメント・アメリカズ：13,512人、パーソナル&コーポレート・バンキング：5,100人、アセット・マネジメント：2,308人、インベストメント・バンク：4,734人、CC-サービス：20,632人、CC-グループALM：142人、CC-非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ：63人。¹⁰ 2016年12月31日現在、UBSグループAGは、正社員相当の従業員を59,387人雇用していた。当該差異は、ウェルス・マネジメントの正社員相当の従業員4人、ウェルス・マネジメント・アメリカズの正社員相当の従業員14人、パーソナル&コーポレート・バンキングの正社員相当の従業員43人及びコーポレート・センターサービスの正社員相当の従業員3,118人からなる。

2016年度の業績及び本年次報告書の貸借対照表は、報告期間後に修正を要する事象により、2017年1月27日に公表された2016年度第4四半期財務報告書（無監査）に表示されたものとは異なる。訴訟、規制上及び類似の問題に対する引当金は、信用組合庁に関連するRMBSの問題を解決するための原則的合意を反映して増加した。この修正により、2016年度の株主に帰属する当期純利益は102百万スイス・フラン減少した。

UBSグループAG（連結）とUBS AG（連結）の比較

単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2016年12月31日現在又は同日終了事業年度			2015年12月31日現在又は同日終了事業年度		
	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)	UBSグループAG (連結)	UBS AG (連結)	差異 (絶対的)
損益計算書						
営業収益	28,320	28,421	(101)	30,605	30,605	0
営業費用	24,230	24,352	(122)	25,116	25,198	(82)
税引前営業利益／（損失）	4,090	4,069	21	5,489	5,407	82
内、ウェルス・マネジメント	1,948	1,936	12	2,689	2,676	13
内、ウェルス・マネジメント・アメリカズ	1,107	1,081	26	718	692	26
内、パーソナル&コーポレート・バンキング	1,760	1,761	(1)	1,646	1,646	0
内、アセット・マネジメント	452	451	1	584	583	1
内、インベストメント・バンク	1,004	962	42	1,892	1,852	40
内、コーポレート・センター	(2,181)	(2,121)	(60)	(2,040)	(2,042)	2
内、サービス業務	(849)	(826)	(23)	(818)	(822)	4
内、グループALM	(218)	(182)	(36)	282	281	1
内、非中核事業及びレガシー・ポートフォリオ	(1,114)	(1,113)	(1)	(1,503)	(1,501)	(2)
当期純利益／（損失）	3,286	3,288	(2)	6,386	6,314	72
内、株主に帰属する当期純利益／（損失）	3,204	3,207	(3)	6,203	6,235	(32)
内、優先証券保有者に帰属する当期純利益／（損失）		78	(78)		77	(77)
内、非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	82	4	78	183	3	180
包括利益計算書						
その他の包括利益	(1,116)	(1,115)	(1)	(605)	(606)	1
内、株主に帰属するその他の包括利益	(1,386)	(1,386)	0	(506)	(545)	39
内、優先証券保有者に帰属するその他の包括利益		271	(271)		(59)	59
内、非支配持分に帰属するその他の包括利益	271	0	271	(99)	(2)	(97)
包括利益合計	2,170	2,173	(3)	5,781	5,709	72
内、株主に帰属する包括利益合計	1,817	1,820	(3)	5,698	5,690	8
内、優先証券保有者に帰属する包括利益合計		349	(349)		18	(18)
内、非支配持分に帰属する包括利益合計	352	3	349	83	1	82
貸借対照表						
資産合計	935,016	935,353	(337)	942,819	943,256	(437)
負債合計	880,714	881,009	(295)	885,511	886,013	(502)
資本合計	54,302	54,343	(41)	57,308	57,243	65
内、株主に帰属する持分	53,621	53,662	(41)	55,313	55,248	65
内、優先証券保有者に帰属する持分		642	(642)		1,954	(1,954)
内、非支配持分に帰属する持分	682	40	642	1,995	41	1,954
資本情報						
普通株式等Tier1自己資本（完全適用ベース）	30,693	32,447	(1,754)	30,044	32,042	(1,998)
普通株式等Tier1自己資本（フェーズ・イン・ベース）	37,788	39,474	(1,686)	40,378	41,516	(1,138)

ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本（完全適用ベース） ¹	39,844	36,294	3,550			
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本（フェーズ・イン・ベース） ¹	55,593	51,084	4,509			
リスク加重資産（完全適用ベース）	222,677	223,232	(555)	207,530	208,186	(656)
普通株式等Tier1自己資本比率（完全適用ベース、単位：％）	13.8	14.5	(0.7)	14.5	15.4	(0.9)
普通株式等Tier1自己資本比率（フェーズ・イン・ベース、単位：％）	16.8	17.5	(0.7)	19.0	19.5	(0.5)
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率（完全適用ベース、単位：％） ¹	17.9	16.3	1.6			
ゴーイングコンサーン・ベースの自己資本比率（フェーズ・イン・ベース、単位：％） ¹	24.7	22.6	2.1			
レバレッジ比率の分母（完全適用ベース）	870,470	870,942	(472)	897,607	898,251	(644)
普通株式等Tier 1 レバレッジ比率（完全適用ベース、単位：％）	3.5	3.7	(0.2)	3.3	3.6	(0.3)
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率（完全適用ベース、単位：％） ¹	4.6	4.2	0.4			
ゴーイングコンサーン・ベースのレバレッジ比率（フェーズ・イン・ベース、単位：％） ¹	6.4	5.8	0.6			

¹ 2016年7月1日に発効したスイスSRBの枠組みの改訂に基づく。

UBS AG個別規制情報

スイスSRBに基づく自己資本の規制及び情報

UBS AGは、スイス銀行法の下でシステム上関連ある銀行（以下「SRB」という。）とみなされる。ただし、個別ベースでは、UBS AGは、改正された大きすぎて潰せない（too big to fail）自己資本規制の対象となっていない。

スイスSRBの規制に基づき、スイスの自己資本に関する条例（CAO）の第125条「金融グループ及び個別の金融機関に対する（自己資本）軽減措置」は、個別の金融機関で自己資本規制を順守することにより当該金融機関が属するグループで事実上の過大資本となることがないように、一定の条件下において、スイス金融市場監督当局（以下「FINMA」という。）が個別の金融機関に自己資本の軽減を認可することができると規定している。

FINMAは、2013年12月20日付の命令により、UBS AG（個別）の自己資本規制に係る軽減を認可した。これは2014年1月1日より有効となり、現在も有効である。

本セクションの表には、上述のFINMAの命令に従って、スイスSRBの規制に基づくUBS AGの個別の自己資本の情報が記載されている。命令により設定された14.0%の総自己資本規制に加えて、UBS AGは個別ベースのカウンターシクリカル・バッファ要件を順守するよう要求されている。カウンターシクリカル・バッファ自己資本規制の影響は、2016年12月31日現在において重要ではなかった。

スイス連邦銀行法に基づく資本からスイスSRBに基づく普通株式等Tier 1 自己資本への調整

単位：十億スイス・フラン	2016年12月31日現在	2015年12月31日現在
資本－スイス連邦銀行法 ¹	51.5	51.7
繰延税金資産	1.2	1.9
金融機関に対する投資	(15.6)	(16.6)
のれん及び無形資産	(0.4)	(0.4)
株主に対する配当案に係る未払計上額	(2.3)	(3.4)
その他	(0.5)	(0.6)
普通株式等Tier 1 自己資本(フェーズ・イン・ベース)	34.0	32.7

¹ スイス連邦銀行法に基づく資本はIFRSに準拠して資本を算出するために調整され、その後、スイスSRBの要件に準拠した普通株式等Tier 1（CET 1）自己資本を算出するためにさらに調整される。

自己資本比率の規制及び情報（フェーズ・イン・ベース）

	自己資本比率（％）			自己資本		
	規制要件	実際		規制要件	適格	
	2016年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く						
普通株式等Tier 1 自己資本	10.0	14.6	14.4	23,251	33,983	32,656
Tier 1 自己資本	10.8	14.6	14.4	25,111	33,983	32,656
総自己資本	14.0	14.6	14.4	32,548	33,983	32,656

自己資本の情報（フェーズ・イン・ベース）

	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く		
自己資本		
普通株式等Tier 1 自己資本	51,331	51,274
普通株式等Tier 1 自己資本からの控除	(17,348)	(18,618)
普通株式等Tier 1 総自己資本	33,983	32,656
高トリガーの損失吸収追加Tier 1 自己資本	3,919	1,252
低トリガーの損失吸収追加Tier 1 自己資本	1,071	0
高トリガーの損失吸収追加Tier 1 自己資本からの控除	(4,990)	(1,252)
損失吸収追加Tier 1 総自己資本	0	0
Tier 1 総自己資本	33,983	32,656
低トリガーの損失吸収Tier 2 自己資本	10,402	10,325
フェーズ・アウト（段階的除外）ハイブリッドTier 2 自己資本	642	1,954
フェーズ・アウト（段階的除外）Tier 2 自己資本	698	996
Tier 2 自己資本からの控除	(11,742)	(13,276)
Tier 2 総自己資本	0	0
総自己資本	33,983	32,656
リスク加重資産		
リスク加重資産	232,422	227,170
自己資本比率（％）		
普通株式等Tier 1 自己資本比率	14.6	14.4
Tier 1 自己資本比率	14.6	14.4
総自己資本比率	14.6	14.4

レバレッジ比率情報

スイスSRBに基づくレバレッジ比率規制及び情報（フェーズ・イン・ベース）

	レバレッジ比率（％）			レバレッジ自己資本		
	規制要件 ¹	実際		規制要件	適格	
	2016年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2016年 12月31日 現在	2015年 12月31日 現在
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く						
普通株式等Tier 1 自己資本	2.4	6.0	5.2	13,488	33,983	32,656
Tier 1 自己資本	2.6	6.0	5.2	14,572	33,983	32,656
総自己資本	3.4	6.0	5.2	18,883	33,983	32,656

¹ 普通株式等Tier 1 自己資本（10%の24%）、Tier 1 自己資本（10.8%の24%）及び総自己資本（14%の24%）の規制要件を示している。

スイスSRBに基づくレバレッジ比率（フェーズ・イン・ベース）

	2016年 12月31日現在	2015年 12月31日現在
単位：十億スイス・フラン		
スイスGAAPに基づく資産合計	439.5	477.0
スイスGAAPに基づく資産合計とIFRSに基づく資産合計の差異	151.3	170.0
控除：デリバティブ・エクスポージャー及びSFT ¹	(248.3)	(295.5)
オンバランス・シートのエクスポージャー（デリバティブ・エクスポージャー及びSFTを除く。）	342.5	351.5
デリバティブ・エクスポージャー	98.5	124.1
証券ファイナンス取引	93.5	130.8
オフバランス・シート項目	40.7	42.6
スイスSRBに基づくTier 1 自己資本からの控除項目	(13.2)	(14.9)
エクスポージャー合計（レバレッジ比率分母）	562.0	634.0
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く		
普通株式等Tier 1 自己資本	33,983	32,656
追加Tier 1 自己資本	0	0
Tier 2 自己資本	0	0
総自己資本	33,983	32,656
レバレッジ比率（％）	6.0	5.2

¹ 再調達価額一借方、デリバティブに係る差入担保金、借入有価証券に係る担保金、リバース・レポ契約、証拠金貸付及び証券ファイナンス取引に関連するプライム・ブローカレッジ債権から成り、本表においてデリバティブ・エクスポージャーと証券ファイナンス取引とに区分して表示されている。

BISバーゼルIIIに基づくレバレッジ比率（フェーズ・イン・ベース）

	2016年 12月31日現在	2016年 9月30日現在	2016年 6月30日現在	2016年 3月31日現在	2015年 12月31日現在
単位：百万スイス・フラン、別掲されている場合を除く					
Tier 1 総自己資本	33,983	34,844	34,128	33,678	32,656
合計エクスポージャー（レバレッジ比率分母）	561,979	588,098	625,789	636,514	633,985
BISバーゼルIIIに基づくレバレッジ比率（%）	6.0	5.9	5.5	5.3	5.2

流動性カバレッジ比率

UBS AGは、FINMAにより伝達されたLCRの最低水準である105%を維持するよう求められている。

流動性カバレッジ比率

	加重数値 ¹
単位：十億スイス・フラン、別掲されている場合を除く	2016年第4四半期平均
適格流動資産	98
純現金流出額合計	76
内、現金流出額	188
内、現金流入額	112
流動性カバレッジ比率（%）	129

¹ ヘアカット、流入率及び流出率の適用後に算出されている。

2【主な資産・負債及び収支の内容】

連結及び個別財務書類に対する注記を参照のこと。

3【その他】

(1) 後発事象

以下の事象を除き、UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書の参照日（2016年12月31日）より後に重要な事象は発生しなかった。以下の事象とは、2017年1月27日にUBS AGが発表した事象（UBSの2016年度第4四半期の業績の公表）、2017年3月10日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAG及びUBS AGの2016年度年次報告書の公表）、2017年4月28日にUBS AGが発表した事象（UBSグループAGの2017年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）、2017年5月3日にUBS AGが発表した事象（UBS AGの2017年度第1四半期報告書（訴訟、規制上及び類似の事項に係る開示の更新を含む）の公表）である。

(2) 訴訟

本報告書の「第6 1. 財務書類」に掲載される連結財務書類に対する注記の「注記20 引当金及び偶発負債」を参照のこと。

4【会計原則及び会計慣行の相違】

本書記載のUBS AGの連結財務書類は、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。UBS AG の個別財務書類はスイスGAAP（FINMA令2015/1及びスイス銀行法）に準拠して作成されている。従って、両会計原則及び会計慣行ともに日本で一般に公正妥当と認められている会計原則（日本基準）に基づいて作成された財務書類とは相違する部分がある。

IFRSとスイスGAAP（FINMA令2015/1及び銀行法により定義される会計基準）との間の認識及び測定における重要な相違の詳細は連結財務書類に対する注記36「IFRSとスイスGAAPとの主な相違」を参照のこと。

IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点、並びにスイスGAAPと日本における会計原則及び会計慣行の主な相違点の要約は下記のとおりである。

I．連結財務書類：IFRSと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 連結手続

(a) 連結会社間の会計方針の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類は、類似の状況における類似の取引及び事象に関し、統一的な会計方針を用いて作成される。在外子会社の財務書類は、それぞれの国で認められている会計原則を使用して作成されている場合でも、連結に先立ち、親会社が使用するIFRSに準拠した会計方針に一致させるよう必要なすべての修正及び組替が行われる。また、IAS第28号「関連会社に対する投資」に基づき、関連会社が類似の状況における同様の取引及び事象について投資者と異なる会計方針を用いている場合、持分法の適用にあたり投資者が関連会社の財務書類を用いる際には、関連会社の会計方針を投資者の会計方針に一致させるように修正が行われる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第18号」という。）により、在外子会社の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）の修正を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一することとされた。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、当面の間、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(b) 報告日の統一

IFRSでは、IFRS第10号「連結財務諸表」に基づき、連結財務書類作成に用いる親会社及び子会社の財務書類は、同一の日現在で作成しなければならない。親会社の報告期間の末日が子会社と異なる場合には、子会社は、実務上不可能な場合を除いて、連結のために親会社の報告期間の末日現在の追加的な財務書類を作成する。実務上不可能な場合、当該日と親会社の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IFRS第10号はいずれの場合も、子会社の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

また、関連会社又は共同支配企業については、IAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に基づき、持分法の適用において入手し得る直近の関連会社又は共同支配企業の財務書類を利用するが、投資者の報告期間の末日が関連会社又は共同支配企業と異なる場合、関連会社又は共同支配企業は、実務上不可能な場合を除いて、投資者のために投資者の財務書類と同じ日付で財務書類を作成する。子会社の場合のように、実務上不可能であり、持分法の適用に用いる関連会社又は共同支配企業の財務諸表を投資者と異なる日で作成する場合、当該日と投資者の報告期間の末日との間に生じた重要な取引又は事象の影響について調整を行わなければならない。IAS第28号はいずれの場合も、関連会社又は共同支配企業の報告期間の末日と連結財務書類の報告期間の末日の相違が3ヶ月を超えないよう要求している。報告期間の長さ及び報告期間の末日の相違は期間毎に同じになる。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えない場合には、子会社の正規の決算を基礎として連結決算を行うことができる。ただし、この場合には、子会社の決算日と連結決算日が異なることから生じる連結会社間の取引に係る会計記録の重要な不一致について、必要な整理を行う。

関連会社についても、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に基づき、投資会社は、関連会社の直近の財務諸表を使用する。投資会社と関連会社の決算日に差異があり、その差異の期間内に重要な取引又は事象が発生しているときには、必要な修正又は注記を行う。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用範囲

IFRSでは、連結財務書類の作成に際し、グループが直接的又は間接的に支配を有する会社に対する連結法、並びに共同支配企業（IFRS第11号及びIAS第28号で定義される。）及び重要な影響力を有する会社（IAS第28号で定義される関連会社投資）に対する持分法が適用される。報告企業がIFRS第10号で定義される投資企業である場合は、連結要件に関して例外規定がある。投資者は、投資先への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合、投資先を支配しているといえる。重要な影響力とは、投資先の財務及び営業の方針決定に参加するパワーであるが、当該方針に対する支配又は共同支配ではないものをいう。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配の及ぶ会社（子会社）は連結の範囲に含まれる。ただし、子会社のうち支配が一時的であると認められる企業、又は連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある企業については、連結の範囲に含めないこととされている。また、重要な影響力を行使することができる会社に対しては、持分法が適用される。また、非連結子会社及び重要な影響力を与えることができる会社（関連会社）については、持分法の適用範囲に含める。

特別目的会社については、企業会計基準適用指針第22号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定される。したがって、当該要件を満たす特別目的会社は、連結の範囲に含まれないことになる。ただし、このように連結の範囲に含まれない特別目的会社については、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」に基づき、当該特別目的会社の概要、当該特別目的会社を利用した取引の概要、当期に行った当該特別目的会社との取引金額又は当該取引の期末残高等の一定の開示が当該特別目的会社に資産を譲渡した会社に求められる。

(3) 非支配持分（旧少数株主持分）

IFRSでは、IFRS第3号「企業結合」に基づき、取得企業は取得日において、清算された場合に被取得企業の純資産に対する比例持分への権利を提供する現在の所有持分である被取得企業に対する非支配持分の構成要素を、(i)公正価値又は(ii)被取得企業の識別可能純資産の認識額に対する現在の所有権金融商品の比例的な取り分のいずれかで測定する。取得企業はそれぞれの取得について、2つの測定基礎のいずれかを選択適用している。

非支配持分の他のすべての内訳項目は、他の測定基礎がIFRSで要求されている場合を除き、取得日の公正価値で測定しなければならない。

また、子会社に対する親会社の所有持分の変動（非支配持分との取引）で支配の喪失にならない場合には資本取引として会計処理される。

日本では、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に基づき、子会社の資産及び負債のすべてを支配獲得日の時価により評価する方法（全面時価評価法）により評価することが要求されている。一方で、IFRSのように非支配株主持分(旧少数株主持分)自体を公正価値で測定する方法は認められておらず、非支配株主持分(旧少数株主持分)は取得日における被取得企業の識別可能純資産に対する現在の持分で測定される。

(4) のれん

IFRS第3号「企業結合」に基づき、のれんは、取得日に引き受けた負債を控除した（以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値を控除した）取得した識別可能純資産の公正価値に対して、移転した対価の総額と被支配持分について認識した金額が超過する部分を示している。のれんは償却されないが、企業は各報告期間末に、のれんに減損の兆候がないか評価している。かかる兆候が存在する場合、企業は、のれんの減損テストを実施する必要がある。減損の兆候の有無に関係なく、UBS AGは毎年、減損テストを実施している。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、のれんは、被取得企業又は取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引受けた負債に配分された純額を超過する額で認識される。原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により規則的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) ヘッジ会計

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、適格なデリバティブ及びデリバティブ以外の金融商品は、（i）認識されている資産又は負債の公正価値の変動のヘッジ（以下「公正価値ヘッジ」という。）、（ii）認識されている資産もしくは負債又は可能性の非常に高い予定取引に起因する将来キャッシュ・フローの変動可能性のヘッジ（以下「キャッシュ・フロー・ヘッジ」という。）、又は（iii）在外営業活動体に対する純投資のヘッジ（以下「純投資のヘッジ」という。）におけるヘッジ手段として指定される。

適格な公正価値ヘッジの場合、ヘッジ手段の公正価値変動は、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動とともに損益計算書に認識される。

キャッシュ・フローの金利改定リスクに対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されたデリバティブの有効部分に関連した公正価値測定による利得又は損失は、当初は、資本のその他の包括利益に認識される。ヘッジ対象である予定キャッシュ・フローが純損益に影響を与える際、ヘッジ手段のデリバティブに係る関連する利得又は損失が資本から損益計算書に振り替えられる。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に会計処理される。ヘッジの有効部分に関連する、ヘッジ手段の商品に係る利得又は損失は、資本に直接認識され（そして持分変動計算書及び包括利益計算書の為替換算調整に表示される。）、非有効部分及び／又は指定されていない部分（例えば、先渡契約の金利の構成要素）に関連する利得又は損失は損益計算書に認識される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法（繰延ヘッジ）による。ただし、その他有価証券の場合等の一定の要件を満たす場合、ヘッジ対象に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法（時価ヘッジ）も認められている。

また、ヘッジ全体が有効と判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益のうち結果的に非有効となった部分についても（有効部分とともに）、ヘッジ会計の対象として繰延処理を行うことができる。なお、非有効部分を合理的に区分できる場合には、非有効部分を繰延処理の対象とせず当期の純損益に計上する方法を採用することができる。

(6) 公正価値評価

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」では、トレーディング目的の金融資産及び負債（有効なヘッジ関係に指定されていないデリバティブを含む）は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。さらに、企業は、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、又は金融負債を「純損益を通じて公正価値で測定する」項目として指定し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる（公正価値オプション）。売却可能資産の公正価値の変動は、通常、当該金融資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損するまでその他の包括利益に認識される。資産の認識が中止される又は当該金融資産が減損する際、それまでに資本に認識された累積損益は純損益に認識される。貨幣性商品（負債証券等）に関連する為替換算差損益は、当該商品の償却原価を参照して決定され、トレーディング収益純額に認識される。公正価値のその他の変動に関連する為替換算差損益はその他の包括利益に認識される。

評価モデルへの入力データが市場で観察できない取引を行う場合、その取引にかかる金融商品の当初の認識は、一般に公正価値の最善の指標となる取引価格で行う。これは、評価技法から得られる値と異なる場合がある。このような公正価値の当初の相違を収益に認識するタイミング（繰延Day1損益）は、各取引それぞれの事実関係及び状況によって異なるが、遅くとも市場データが観察可能となる時までである。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的有価証券が時価で測定され、時価の変動を損益計算書で認識している。売却可能有価証券（その他有価証券）は、時価で測定し、時価の変動額（評価差額）は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、もしくはb) 個々の証券について、時価が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。なお、外貨建の売却可能有価証券（その他有価証券）の評価差額に関して、取得原価又は償却原価に係る換算差額も上記a) もしくはb)と同様に処理する。ただし、外貨建債券については、外国通貨による公正価値の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については為替差損益として処理することもできる。IFRSで認められる公正価値オプションに関する会計基準はない。また、IFRSのような繰延Day1損益を規定する基準はない。

(7) 金融保証

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、公正価値に基づいて管理される一定の発行済金融保証は、純損益を通じて公正価値での測定を指定される。公正価値に基づいて管理されない金融保証は、財務書類において当初公正価値で認識される。当初認識後、これらの金融保証は、償却累計額控除後の当初認識額と、当該保証に基づく支払いが発生する確率が高くなった場合には予想支払額の現在価値のいずれか高い方の金額で測定され、発生可能性の高い予想支払額に関連する負債の変動は、損益計算書に計上される。

日本では、金融資産又は金融負債の消滅の認識の結果生じる債務保証を除いて、保証を当初より公正価値で貸借対照表に計上することは求められていない。銀行の場合には、第三者に負う保証債務は偶発債務として額面金額を支払承諾勘定に計上し、同時に銀行が顧客から得る求償権を偶発債権として支払承諾見返勘定に計上する。保証に起因して、将来の損失が発生する可能性が高く、かつその金額を合理的に見積ることができる場合には、債務保証損失引当金を計上する。

(8) 投資不動産

UBS AGは、IAS第40号「投資不動産」により、投資不動産の当初認識後の測定方法として認められている「公正価値モデル」又は「原価モデル」の内、「原価モデル」を選択適用している。原価モデルの下では、投資不動産は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定される。原価モデルを適用している企業は、投資不動産の公正価値を開示しなければならない。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価に基づく会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行う。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(9) 株式に基づく報酬

IFRSでは、IFRS第2号「株式に基づく報酬」に基づき、企業は、他の当事者に対して企業の資本性金融商品の価格に基づく金額で当該企業から現金、又は当該企業の資本性金融商品を受領する権利を与える株式報酬契約について、権利確定期間にわたり費用を認識しなければならない。

株式決済型の株式報酬について、UBS AGは、付与日に算定された（その後変更されない）当該報酬の公正価値を、従業員が報奨を獲得するためにサービスを提供することを求められる期間にわたって報酬費用として認識する。

現金決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、権利確定期間内の各報告日に再測定される。株式決済型の株式報酬について、公正価値は付与日に決定され、その後は変更されない。

日本では、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」により、会社法施行日（2006年5月1日）以後に付与されたストック・オプション等については、ストック・オプションの付与日から権利確定日までの期間にわたり、付与日現在のストック・オプションの公正な評価額に基づいて報酬費用が認識され、対応する金額は資本（純資産の部に新株予約権）に計上される。公正な評価額は、条件変更の場合を除き、その後は見直されない。当該会計基準は上記の会社法施行日前に付与されたストック・オプションについては適用されない。

ただし、同基準の適用範囲は持分決済型株式報酬に限定されており、現金決済型取引等については特段規定がなく、実務上は発生時に費用（引当）処理されている。また持分決済型取引について、日本では、権利確定後に失効した場合には失効に対応する新株予約権につき利益計上（戻入）を行う等、IFRSと異なる処理が行われている。

(10) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号改訂「従業員給付」に基づき、確定給付年金制度については、貸借対照表に認識される確定給付負債は、貸借対照表日の確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額であり、再測定により生じる変動は「その他の包括利益」に直ちに計上される。UBS AGは、予測単位積増方式を適用して、その確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用（該当がある場合）を算定する。アクチュアリーによる予測単位積増方式の適用により、当該期間において期間年金費用純額が生じる。期間年金費用純額は、以下の構成要素の純額である。

- －当期勤務費用
- －確定給付債務（資産）純額に係る利息純額
- －過去勤務費用及び清算による利得又は損失

日本では、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」により、確定給付型退職給付制度について、制度資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって、当期純利益を構成する項目として費用処理される。

(11) 資産の減損

(a) 固定資産の減損

IFRSでは、IAS第36号「資産の減損」に基づき、資産（金融資産の例ではIAS第36号を適用外とする資産を除く）は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で計上され、各報告日に減損の兆候の有無を検討している。減損損失は、資産の帳簿価額がその回収可能価額（資産（又は資金生成単位）の売却費用控除後の公正価値と使用価値（資産（又は資金生成単位）から生じると見込まれる見積将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の額）を超過する額として認識される。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、資産又は資産グループの減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合に、回収可能価額（資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値（資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生じると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(b) 金融資産の減損

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、金融資産（例、貸出金及び債権、売却可能投資）が減損しているという客観的証拠（例えば、発行体の重大な財政的困難、利息もしくは元本の支払不履行又は遅滞）の有無について各報告日に評価される。

貸出金及び債権：貸出金の減損損失は、当該金融資産の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する額である。見積回収可能価額は、貸出金の当初の実効金利を使用して計算した、条件緩和又は担保の清算から生じる金額を含む予想将来キャッシュ・フローの現在価値である。変動利付貸出金の場合、回収可能価額を計算するために使用する割引率は現在の実効金利である。

売却可能投資：売却可能に分類された金融資産の当初認識後に発生した1つ又は複数の事象の結果として見積将来キャッシュ・フローが減少したという客観的証拠がある場合に、売却可能負債性金融商品は減損している。売却可能資本性金融商品が減損している客観的証拠は、当該資産の公正価値が著しく下落していること、又は長期にわたって下落していることである。UBS AGは、公正価値が当初の取得原価の20%超下落している場合又は公正価値が6ヶ月を超えて当初の取得原価を下回っている場合に、当該商品は減損しているとする反証可能な推定を行っている。過年度にその他の包括利益に認識された累積未実現損失純額は、売却可能に分類された金融資産が減損していると判断された範囲で損益計算書のその他の収益に振り替えられる。資本性金融商品については、追加の損失は全て、損益計算書に直接認識されるが、負債性金融商品については、減損に関する追加的な客観的証拠がある場合のみ、追加の損失が損益計算書に認識される。売却可能に分類された金融資産の減損を認識後に、資本性金融商品の公正価値が増加した場合には、その増加額はその他の包括利益に計上される。負債性金融商品の公正価値が増加した場合は、その公正価値の増加が減損損失計上後に発生した事象に関連しているならば、取引時の通貨による償却原価を上限として、その他の収益で認識される。当該金額を超過した増加額は、その他の包括利益に計上される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理する。また、営業債権・貸付金等の債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更正債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

また日本では、減損の戻入は、株式について禁止されているだけでなく、満期目的保有の債券及びその他の有価証券に分類されている債券についても原則として認められていない。貸付金及び債権についても、直接減額を行った場合には、減損の戻入益の計上は認められていない。

のれんの減損については(4)参照。

(12) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、UBS AGは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合、あるいは通常、売却により譲渡され、その結果、購入者が当該資産のリスクと経済価値の実質的に全て又は当該資産を売却もしくは担保に差し入れる無条件の能力に伴うリスクと経済価値の重要な部分にさらされる場合、貸借対照表において金融資産又は金融資産の一部の認識を中止する。

金融資産の所有に伴う実質的に全てのリスク及び経済価値を留保も譲渡もしない取引においては、UBS AGは、当該金融資産への支配が移転された場合にその資産の認識を中止するものとし、譲渡に伴い留保される権利及び義務は、それぞれ資産及び負債として認識されている。金融資産に対する支配が留保される譲渡の場合、UBS AGは、継続的関与の程度に応じて当該資産を継続的に認識し、その程度は譲渡後、UBS AGが譲渡資産価値の変動の影響を受ける程度により決定される。

日本では企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、譲渡金融資産の財務構成要素ごとに、支配が第三者に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(13) 売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業

IFRSでは、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、売却目的で保有する非流動資産を「売却目的保有」として分類し、複数の資産で単一の取引で1グループとして合わせて売却される

予定のものは、「処分グループ」に分類し、売却に直接関連する負債も処分グループに加えている。売却目的保有に分類された処分グループの資産は、帳簿価額と見積売却費用控除後の公正価値とのいずれか低い価額で測定され、貸借対照表上、売却目的保有に分類された処分グループの負債と区分して表示される。IFRSでは、包括利益計算書及び損益計算書上、非継続事業の経営成績を継続事業と区分して表示することも要求されている。

日本では、非継続事業に関する会計基準はないが、売却又は廃棄予定の固定資産は「固定資産の減損に係る会計基準」等に基づき会計処理されることになる。

(14) 金融資産の分類変更

IAS第39号「金融商品：認識及び測定」に基づき、一定の条件の充足を条件に適格となる金融資産は、企業が当面又は満期まで当該資産を保有する意思及び能力を有する場合に「トレーディング目的保有」及び「売却可能」の区分から「貸出金及び債権」に変更することができる。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づき、売買目的又は売却可能（その他有価証券）から満期保有目的への分類変更は認められず、売買目的から売却可能（その他有価証券）への分類変更については、正当な理由がある限られた状況（トレーディング業務の廃止を決定した場合に、売買目的として分類した有価証券をすべて売却可能（その他有価証券）に分類変更することができる。）においてのみ認められている。

(15) 有給休暇

IFRSでは、IAS第19号「従業員給付」に基づき、有給休暇の権利を増加させる勤務を従業員が提供したときに有給休暇の予想コストを認識する。

日本では、有給休暇に関する特段の規定はない。

II. 個別財務書類：スイスGAAPと日本における会計原則及び会計慣行の相違

(1) 売却可能金融投資

スイスGAAPでは、売却可能に指定された金融資産の分類及び測定は、当該資産の性質によって決定される。永続的に保有する意図のない資本性金融商品及び負債性商品は、金融投資に分類され、（償却）原価と市場価値のいずれか低い価額で測定される。当初の取得原価を上限とする市場価額の調整及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の「経常活動からのその他の収益」に計上される。永続的に保有する意図のある資本性金融商品は、子会社及びその他の持分投資に分類され、減損控除後の取得原価で測定される。減損損失は、損益計算書の子会社及びその他の持分投資の減損に計上される。当初の取得原価を上限とする減損の戻入額及び金融投資の売却に係る実現利得又は損失は、損益計算書の「特別利益又は／特別損失」に計上される。日本では、その他有価証券は、原則的に期末日の時価で計上されるが、期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額を期末の時価とする方法も継続適用を条件として認められている。評価差額は、税効果を調整したうえで、純資産の部に計上される。

(2) キャッシュ・フロー・ヘッジ

スイスGAAPでは、キャッシュ・フロー・リスクをヘッジするために利用されるデリバティブ商品の公正価値の変動のヘッジ有効部分は、貸借対照表上、その他の資産又はその他の負債として繰延べられる。繰延額は、ヘッジ対象項目からのキャッシュ・フローが発生する時に利益に計上される。

日本では、キャッシュ・フロー・ヘッジは、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法による。

(3)投資不動産

スイスGAAPでは、売却目的保有として分類されていない限り、投資不動産は償却原価から減価償却累積額、減損損失を控除した額で計上される。売却目的保有として分類される投資不動産は低価法で計上される。

日本では、投資不動産について、通常の有形固定資産と同様に取得原価基準による会計処理を行い、必要に応じて減損処理を行なう。また、企業会計基準第20号「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」に基づき、賃貸等不動産を保有している企業は以下の事項を注記することが求められている。

- ・ 賃貸等不動産の概要
- ・ 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び期中における主な変動
- ・ 賃貸等不動産の当期末における時価及びその算定方法
- ・ 賃貸等不動産に関する損益

(4)のれん及び無形資産

スイスGAAPでは、のれん及び耐用年数が不確定な無形資産は、5年以内の期間で償却される。ただし、それより長い年数が正当と認められる場合は、10年を超えない期間で償却できる。

日本では、企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」に基づき、原則として、のれんの計上後20年以内に、定額法その他の合理的方法により定期的に償却され、必要に応じて減損テストの対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。無形資産は一般的には耐用年数にわたり定額法で償却される。

(5)年金基金（確定給付制度）

UBS AGは、その個別財務書類において、スイス以外の確定給付制度にIFRS（IAS第19号）を適用し、スイスの年金制度にはスイスGAAP（FER第16号）を適用している。スイスGAAPは、年金基金に対する雇用主掛金を損益計算書において人件費として認識することを要求している。さらにスイスGAAPは、スイスGAAP（FER第26号）に従って作成された年金基金の財務書類に基づいて、年金基金からの経済的便益又は債務が雇用主に生じるかどうか、及びこれらが諸条件を満たす場合に貸借対照表に認識されるかどうかを評価することを要求している。日本では、確定給付型退職給付制度について、過去勤務費用、数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の遅延認識が認められているため、退職給付債務に未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を加減した額から制度資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、当該未認識項目について一括して損益処理することも選択可能である。退職給付に係る費用は、数理計算上の差異の費用処理額も含め、特定の場合を除いて、営業費用として損益計算書に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、原則として、各期の発生額について平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を每期費用処理しなければならない。費用処理の方法は、定額法と定率法のいずれかを選択できるが、いったん採用した方法は正当な理由により変更する場合を除き、継続的に適用しなければならない。

第7【外国為替相場の推移】

スイス・フランから円への為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、記載を省略する。

第8【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

該当事項なし。

第9【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

該当事項なし。

2【その他の参考情報】

提 出 書 類	提 出 年 月 日
有価証券届出書	2016年1月6日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年1月14日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年1月21日
有価証券届出書	2016年2月1日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年2月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年2月19日
発行登録追補書類	2016年2月26日
発行登録追補書類	2016年2月29日
発行登録追補書類	2016年3月4日
発行登録追補書類	2016年4月13日
発行登録書	2016年4月22日
有価証券届出書	2016年5月2日
発行登録追補書類	2016年5月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年5月13日
発行登録追補書類	2016年5月20日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年5月20日
有価証券届出書	2016年5月30日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年6月17日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年6月21日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年6月23日
有価証券報告書（2015年度）	2016年6月30日
有価証券届出書	2016年7月29日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月4日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月12日
発行登録追補書類	2016年8月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年8月23日
半期報告書（2016年度中）	2016年9月30日
発行登録追補書類	2016年10月11日
発行登録追補書類	2016年10月11日
有価証券届出書	2016年10月31日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年11月11日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年11月21日

有価証券届出書	2016年11月30日
発行登録追補書類	2016年12月7日
発行登録追補書類	2016年12月7日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年12月19日
有価証券届出書の訂正届出書	2016年12月21日
発行登録追補書類	2017年1月11日
有価証券届出書	2017年1月31日
有価証券届出書の訂正届出書	2017年2月1日
発行登録追補書類	2017年2月7日
有価証券届出書の訂正届出書	2017年2月13日
有価証券届出書の訂正届出書	2017年2月20日
発行登録追補書類	2017年3月31日
発行登録追補書類	2017年4月7日
発行登録追補書類	2017年4月7日
有価証券届出書	2017年5月2日
有価証券届出書の訂正届出書	2017年5月11日
有価証券届出書の訂正届出書	2017年5月16日
有価証券届出書の訂正届出書	2017年5月23日
発行登録追補書類	2017年5月31日
発行登録追補書類	2017年6月5日
発行登録追補書類	2017年6月5日
臨時報告書 （企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第8号の規定に基づく）	2017年6月29日
訂正発行登録書	2017年6月29日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

本「第2 保証会社以外の会社の情報」中の「1 当該会社の情報の開示を必要とする理由」及び「2 継続開示会社たる当該会社に関する事項」の記載内容については、2017年6月29日までに公開されている情報に基づくものである。

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. コニカミノルタ株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

コニカミノルタ株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行2018年9月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (コニカミノルタ)	2015年8月28日	10億1,600万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成29年6月21日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	502,664,337	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株であります。

2. 楽天株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

楽天株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目14番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無

UBS銀行 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (楽天)	2015年11月27日	11億200万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成29年5月11日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,432,993,200	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数は100株です。

（注）「発行済株式数」には、平成29年5月1日から平成29年5月11日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

3. アルプス電気株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

アルプス電気株式会社 東京都大田区雪谷大塚町1番7号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ（b）満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (アルプス電気)	2015年11月27日	9億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成29年6月23日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	198,208,086	東京証券取引所 （市場第一部）	単元株式数 100株

4. ヤマハ発動機株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

ヤマハ発動機株式会社 静岡県磐田市新貝2500番地

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ（b）満期償還」記載の条件に従い、ノックイン参照価格がノックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無

UBS銀行 2018年11月21日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (ヤマハ発動機)	2015年11月27日	11億2,100万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成29年5月15日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	349,914,284	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数100株

5. 野村ホールディングス株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

野村ホールディングス株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2018年12月6日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (野村ホールディングス)	2015年12月4日	19億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成29年6月26日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,822,562,601	東京証券取引所（注2） 名古屋証券取引所（注2） シンガポール証券取引所 ニューヨーク証券取引所	単元株式数 100株

（注）1 「発行済株式数」には、平成29年6月1日から平成29年6月26日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

2 各市場第一部

6. 住友化学株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

住友化学株式会社 東京都中央区新川二丁目27番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）

の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2019年1月24日満期 期限前償還条項付 他社株転換条項付 円建デジタル・クーポン社債 (住友化学)	2016年1月28日	5億5,900万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (平成29年6月21日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,655,446,177	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株である。

7. マツダ株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

マツダ株式会社 広島県安芸郡府中町新地3番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2017年11月28日満期 早期償還条項/他 社株転換条項付 円建社債（マツダ株式会社）	2016年11月29日	14億4,600万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） (平成29年6月29日現在)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	599,875,479	東京証券取引所（市場第一部）	単元株式数は100株であります。

8. 三菱重工業株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

三菱重工業株式会社 東京都港区港南二丁目16番5号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無

UBS銀行 2017年12月29日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（三菱重工業株式会社）	2016年12月29日	15億円	無

以下に記載した本社債の償還は、発行登録追補書類「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回り、かつ対象株式の最終評価価格が行使価格を下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の対象株式及び残余現金額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2020年4月23日満期 期限前償還条項付 ロックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン社債（三菱重工業）	2017年4月27日	7億3,600万円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成29年6月22日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	東京、名古屋、福岡、 札幌各証券取引所 （東京、名古屋は市場第一部）	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は1,000株である。

（注）平成29年3月30日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、定款に定める単元株式数を1,000株から100株に変更することを決議した。これは、平成29年6月22日開催の第92回定時株主総会において株式併合に関する議案が承認可決されることを条件としていたが、同株主総会において同議案が原案どおり承認可決されたため、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、単元株式数は変更される。

9. 第一生命ホールディングス株式会社

(1) 当該会社の名称及び住所

第一生命ホールディングス株式会社 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号

(2) 理由

以下に記載した本社債の償還は、有価証券届出書「第一部 証券情報、第2 売出要項、売出社債のその他の主要な事項、2.償還および買入れ (b) 満期償還」記載の条件に従い、ロックイン参照価格がロックイン価格と等しいか又はそれを下回った場合、発行会社による額面金額の金銭による支払に代わり、交付日に一定数の償還対象株式及び現金調整額（もしあれば）の交付又はその相当額の支払をすることにより償還される。したがって、当該会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

名称	発行年月日	売出価額の総額	上場の有無
UBS銀行 2018年5月25日満期 早期償還条項/他社株転換条項付 円建社債（第一生命ホールディングス株式会社）	2017年5月30日	13億円	無

ただし、本社債の発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

種類	発行済株式数（株） （平成29年6月26日現在）	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容

普通株式	1,198,023,000	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない、当社 にとって標準となる株式 (1単元の株式数 100株)

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. コニカミノルタ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第113期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月21日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
コニカミノルタ株式会社 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

2. 楽天株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間 第21期 第1四半期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年5月11日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
楽天株式会社 本店	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3. アルプス電気株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第84期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月23日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成29年6月27日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
アルプス電気株式会社 本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社 関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

4. ヤマハ発動機株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
四半期報告書
四半期会計期間 第83期 第1四半期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年3月31日)
平成29年5月15日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書
該当事項なし

ハ. 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
ヤマハ発動機株式会社 本店	静岡県磐田市新貝2500番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

5. 野村ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書
事業年度 第113期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
平成29年6月26日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書
該当事項なし

ハ. 訂正報告書
該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

<u>名 称</u>	<u>所 在 地</u>
野村ホールディングス株式会社 本店	東京都中央区日本橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

6. 住友化学株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書
事業年度 第136期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月21日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成29年6月23日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
住友化学株式会社 本店	東京都中央区新川二丁目27番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

7. マツダ株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 第151期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月29日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

該当事項なし

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
マツダ株式会社 本店	広島県安芸郡府中町新地3番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

8. 三菱重工業株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書

有価証券報告書

事業年度 平成28年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月22日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成29年6月26日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
三菱重工業株式会社 本店	東京都港区港南二丁目16番5号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

証券会員制法人福岡証券取引所

福岡市中央区天神二丁目14番2号

証券会員制法人札幌証券取引所

札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

9. 第一生命ホールディングス株式会社

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書若しくは半期報告書
有価証券報告書

事業年度 第115期 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

平成29年6月26日関東財務局長に提出

ロ. 臨時報告書

イ. の書類の提出後、臨時報告書を平成29年6月28日に関東財務局長に提出

(金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2
の規定に基づき提出するもの)

ハ. 訂正報告書

該当事項なし

(2) 縦覧に供する場所

名 称	所 在 地
第一生命ホールディングス株式会社 本店	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

(1) 理 由

1. 当行の発行している指数にかかる有価証券

UBS銀行 2018年4月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

UBS銀行 2018年5月25日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動デジタルクーポン円建社債

UBS銀行 2018年6月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン65）

UBS銀行 2018年6月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン65）

UBS銀行 2018年7月23日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン65）

UBS銀行 2018年10月18日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン65）

ユービーエス・エイ・ジー 2018年11月2日満期 早期償還条項付 ノックイン型日経平均株価連動円建社債(愛称：パワーリターン日経平均 1510)

UBS銀行 2019年6月14日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動円建社債

UBS銀行 2020年4月17日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン65）

UBS銀行 2020年6月15日満期 期限前償還条項付 日経平均株価参照円建社債（ノックイン65）

UBS銀行 2020年6月15日満期 期限前償還条項付 日米2指数参照円建社債（ノックイン60）

ユービーエス・エイ・ジー 2020年11月2日満期 早期償還条項付 ノックイン型複数指標連動デジタルクーポン円建社債(愛称：パワーリターン 日経&ユーロ株参照型 1510デジタル)

UBS銀行 2022年2月28日満期 円建 複数株価指数参照型 デジタルクーポン社債（ノックイン型 期限前償還条項付）

2. 上記各社債の変動利率（もしあれば）、満期償還額及び早期償還の有無は、株価指数に連動し、早期償還日には、社債所持人は、利息金額及び投資元本の合計相当額を受け取ることになる。早期償還されず、かつ、株価指数が一定の条件下にある場合、満期日に社債所持人は、最終利息金額及び満期償還額（額面金額×（株価指数終値÷基準株価指数））の合計相当額を受け取ることになる。従って、日経225指数、ユーロ・ストックス50指数、S&P500及びラッセル2000種指数の情報は、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。

(2) 内 容

日経225指数は、日本経済新聞社によって公表されている株価指数であり、選択された日本株式の株価実績の合成値を計測するものである。日経225指数は現在、東京証券取引所上場の225銘柄をベースにしており、これらは日本の広範囲な産業分野を代表している。構成銘柄225種は、全て東京証券取引所の一部上場株式であり、東京証券取引所で最も活発に取引されているものに属する。日経225指数は、修正された株価加重指数であり、構成銘柄の日経225指数中に占めるウェイトは、株式銘柄の発行会社の株式時価総額ではなく一株当たりの価格に基づいている。

ユーロ・ストックス50指数は、ユーロ・ストックス・インデックスであり、浮動株時価総額に関してユーロ圏で秀でた部門を有し傑出した存在である優良銘柄の指標を提供している。当該指数は、ユーロ圏の12カ国（オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル及びスペイン）の50の株式を網羅している。当該指数は、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）の浮動株時価総額の約60%をカバーしており、ユーロ・ストックス・トータル・マーケット・インデックス（TMI）は、かかる国々の浮動株時価総額の約95%をカバーしている。ユーロ・ストックス50指数は、ETF、先物、オプション及び仕組み商品等の幅広い投資商品の原資産となる指標として機能している。ユーロ・ストックス50指数には3つのタイプ（価格、総売上及び純利益）があり、それぞれ5種類の通貨（ユーロ、米ドル、カナダドル、英国ポンド及び日本円）で算出される指数である。基準値は1991年12月31日現在で1,000とする。

S&P500とは、定期的な会合を行うS&P指数委員会（スタンダード・プアーズの経済専門家及び株価アナリストによるチーム）により管理されている。S&P指数委員会の目的は、より幅広い資本領域におけるリスク・リターン特性を継続的に考察し、S&P500が米国株式の代表的な指数であり続けるようにす

ることである。S&P指数委員会はさらに銘柄の流動性を監視することで、ポートフォリオ取引の効率化を図るとともに、銘柄入替を最小限に抑える。S&P指数委員会は指数の管理のために、公表されているガイドラインに従っている。これらのガイドラインは、投資家が指数を再現し、S&P500と同じ性能を獲得できるように、要求される透明性と必要な公平性を提供する。

ラッセル2000種指数は、ラッセルが構築したものであり、同社が計算、維持管理および公表を行っている。ラッセル2000種指数はブルームバーグ「RTY」ページおよびロイター・スクリーン・ページ「.RUT」においてラッセルにより報告される。ラッセル2000種指数は米国の株式市場における小型株式のパフォーマンスを計測する。ラッセル2000種指数はラッセル3000®インデックス（以下「ラッセル3000インデックス」という。）の一部であり、ラッセル3000インデックスに含まれる小型株式（時価総額および現時点の部分集合の銘柄の両面に基づく。）下位約2,000銘柄から成り、時価総額で計測されたラッセル3000インデックスの構成銘柄の約10%に相当する。ラッセル3000インデックスとは、時価総額で計測された米国における大型株式の上位3,000銘柄を構成する。

2【当該指数等の推移】

次表は最近5事業年度及び当事業年度中最近6か月の日経225指数、ユーロ・ストックス50指数、S&P500及びラッセル2000種指数の最高・最低値を示したものである。

日経225指数（終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最 高	10,395.18	16,291.31	17,935.64	20,868.03	19,494.53
	最 低	8,295.63	10,486.99	13,910.16	16,795.96	14,952.02

最近6か月の月別 最高・最低値		2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
	最 高	16,810.22	16,919.92	17,081.98	17,446.41	18,381.22	19,494.53
	最 低	15,106.98	16,083.11	16,405.01	16,598.67	16,251.54	18,274.99

2017年6月16日現在、日経225指数の終値は、19,943.26円であった。

ユーロ・ストックス50指数（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最 高	2,659.95	3,111.37	3,314.80	3,828.78	3,290.52
	最 低	2,068.66	2,511.83	2,874.65	3,007.91	2,680.35

最近6か月の月別 最高・最低値		2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
	最 高	2,999.48	3,049.03	3,091.66	3,093.86	3,056.29	3,290.52
	最 低	2,761.37	2,906.98	2,935.25	2,975.04	2,954.53	3,015.13

2017年6月16日現在、ユーロ・ストックス50指数の終値は、3,543.88ポイントであった。

S&P500（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最 高	1,465.77	1,848.36	2,090.57	2,130.82	2,271.72
	最 低	1,277.06	1,457.15	1,741.89	1,867.61	1,829.08

最近6か月の月別 最高・最低値		2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
	最 高	2,175.03	2,190.15	2,186.48	2,163.66	2,213.35	2,271.72
	最 低	2,088.55	2,157.03	2,125.77	2,126.15	2,085.18	2,191.08

2017年6月16日現在、S&P500の終値は、2,433.15ポイントであった。

ラッセル2000種指数（終値ベース）

（単位：ポイント）

最近5年間の年度別 最高・最低値	年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
	最 高	864.697	1,163.637	1,219.109	1,259.799	1,388.073
	最 低	737.241	872.605	1,049.303	1,083.907	953.715

最近6か月の月別 最高・最低値		2016年7月	2016年8月	2016年9月	2016年10月	2016年11月	2016年12月
	最 高	1,219.942	1,248.581	1,263.438	1,250.764	1,347.203	1,388.073
	最 低	1,139.453	1,202.349	1,211.591	1,187.613	1,156.885	1,313.803

2017年6月16日現在、ラッセル2000種指数の終値は、1,406.728ポイントであった。

(訳文)

財務報告に係る内部統制に関する独立登録会計事務所の報告書

UBS AGの取締役会及び株主 御中

私どもは、トレッドウェイ委員会組織支援委員会が発行した「内部統制—統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）で規定される基準（以下「COSO基準」という。）に基づき、2016年12月31日現在の財務報告に係るUBS AG及び子会社の内部統制について監査を行った。UBS AGの経営者は財務報告に係る有効な内部統制の維持、及び添付の「財務報告に係る内部統制に関する経営者の報告書」（訳者注：原文）に含まれる財務報告に係る内部統制の有効性の評価について、責任を負うものである。

私どもの責任は、私どもの監査に基づき、会社の財務報告に係る内部統制の有効性についての意見を表明することである。

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行った。当該基準は、財務報告に係る有効な内部統制がすべての重要な点において、維持されていたかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの監査は、財務報告に係る内部統制の理解、重要な欠点が存在するリスクの評価、評価されたリスクに基づく設計上および運用上の内部統制の有効性の試査と評価、並びに状況により必要と考えられる他の手続の実施を含んでいる。私どもは、実施した監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと考えている。

財務報告に係る会社の内部統制は、財務報告の信頼性、及び一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して外部報告目的での財務書類を作成することに関して、合理的な保証を提供するために整備されたプロセスである。財務報告に係る会社の内部統制には、（1）合理的な詳細さで当該会社の資産の取引及び処分を、正確かつ公正に反映する記録の維持に関する方針及び手続、（2）一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して財務書類が作成されていると認めるに足るものとして諸取引が記録されること、及び当該会社の収入と支出が会社の経営者及び取締役の承認によってはじめて実行されることについて、合理的な保証を提供する方針及び手続、及び（3）財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産について未承認の取得、使用または処分を防止、又は適時に発見することについて合理的な保証を提供する方針及び手続、が含まれる。

固有の限界により、財務報告に係る内部統制は虚偽表示を防止または発見できない可能性がある。また、有効性の評価は将来の事業年度において、状況の変化のため統制が不十分になるかもしれないリスク、又は方針や手続への遵守の程度が低下しているかもしれないリスクにさらされている。

私どもは、UBS AG及び子会社は、COSO基準に基づき、2016年12月31日現在において、財務報告に係る有効な内部統制を維持しているものと認める。

私どもはまた、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠して、UBS AG及び子会社の2016年及び2015年12月31日現在の連結貸借対照表、2016年12月31日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びにそれらの注記について監査を実施し、2017年3月9日付で監査報告書において無限定適正意見を表明した。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー

バーゼル、2017年3月9日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders of

UBS AG

We have audited UBS AG and subsidiaries' internal control over financial reporting as of 31 December 2016, based on criteria established in Internal Control-Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 Framework) (the COSO criteria). UBS AG's management is responsible for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting included in the accompanying Management's Report on Internal Control Over Financial Reporting.

Our responsibility is to express an opinion on the Company's internal control over financial reporting based on our audit.

We conducted our audit in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects. Our audit included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk, and performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audit provides a reasonable basis for our opinion.

A company's internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company's internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (1) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (2) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (3) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company's assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

In our opinion, UBS AG and subsidiaries maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of 31 December 2016, based on the COSO criteria.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), the consolidated balance sheets of UBS AG and subsidiaries as of 31 December 2016 and 2015, and the related consolidated income statements, statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows, and notes thereto, for each of the three years in the period ended 31 December 2016, and our report dated 9 March 2017 expresses an unqualified opinion thereon.

Ernst & Young ltd

Basel, 9 March 2017

[次へ](#)

(訳文)

株主総会 御中

バーゼル、2017年3月9日

UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

連結財務書類の監査に関する法定監査人の報告書

監査意見

私どもは、478ページから634ページに記載されたUBS AG及びその子会社（以下「グループ」という）の連結財務書類、すなわち、2016年及び2015年12月31日現在の連結貸借対照表、2016年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びに連結財務書類に対する注記（重要な会計方針の概要を含む。）について監査を行った。

私どもは、添付の連結財務書類が、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して、グループの2016年及び2015年12月31日現在の連結財政状態及び2016年12月31日終了事業年度までの各3年間の連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況に対して真実かつ公正な概観を提供しており、且つ、スイス法に準拠しているものと認める。

意見の基礎

私どもは、スイス法、スイス監査基準及び国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。本規定及び基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の「連結財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に詳述されている。

私どもは、スイス法の規定及びスイスの監査専門家の要求事項、並びにIESBAの職業的監査人の倫理規定に準拠し、グループから独立している。さらに私どもは、当規定に準拠してその他の倫理上の責任を果たした。

私どもは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当期の連結財務書類の監査で最も重要な事項である。かかる事項は連結財務書類全体に対する監査の観点から、さらに当該監査に基づく意見の形成において取り扱われているが、各事項に個別の意見を表明しない。以下の各事項について、私どもが監査上どのように取り扱ったかを記載している。

私どもは、本報告書の「連結財務書類の監査に対する監査人の責任」区分に記載された責任を果たしており、これには当該事項に関する責任も含まれる。したがって、私どもの監査には連結財務書類の重要な虚偽表示リスクの評価に対応するよう計画された手続の履行が含まれている。私どもの監査手続の結果は、以下の事項に対処するために実施した手続を含め、添付の連結財務書類に対する私どもの監査意見の基礎を提供するものである。

繰延税金資産の評価

焦点となる分野	私どもは、グループが利用可能である多額の繰越欠損金（以下「繰越欠損金」又は「NOL」という。）を考慮して、繰延税金資産（以下「DTA」という。）の評価を行う際に重要な判断を下すため、この分野に焦点を当てた。DTAは、欠損金の繰越期間内に課税所得の相殺に利用されるか、将来減算一時差異に対して利用される可能性が高い範囲で認識される。見積将来課税所得は戦略計画に基づいており、様々な管轄区域で税金を支払う企業に配分される。そのため、繰延税金資産の認識は、戦略計画及び将来課税所得の配分において行われる仮定の変更に影響を受ける。
	518ページから521ページに記載された財務書類に対する注記8を参照のこと。

私どもの監査上の対応 私どもは、DTAの認識及び測定、並びにグループの将来課税所得の見積りに使用された仮定に対するグループのキーコントロールの整備状況と運用状況の有効性のテストを実施した。

私どもは、将来課税所得の見積りに使用されたデータの網羅性及び正確性を評価した。これには、DTAの認識プロセスに適用されたモデルの計算を監査し、当該モデルに関する統制の枠組みをテストすることが含まれている。

私どもは、戦略計画に組み込まれている主要な経済状況の仮定の評価にEYの専門家を関与させた。私どもは、将来課税所得の予測にグループが利用した重要なインプットと、外部の入手可能なデータ、グループの過去のデータ及び業績を比較し、仮定についての合理的に考え得る変更に対する結果に係る感応度を評価した。

私どもは、リーガル・エンティティ・アロケーションの算定に使用されたデータの網羅性及び正確性、グループが適用した仮定、並びにリーガル・エンティティ・アロケーションの計算方法の正確性を評価した。

また私どもは、認識及び未認識であったDTAの見積りにおいて判断に適用されるグループの開示が、グループの繰延税務ポジション（注記8）を反映するかどうかとも評価した。

訴訟引当金及び偶発事象

焦点となる分野 私どもは、グループが、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいるため、この分野に焦点を当てた。こうした問題は多くの不確実性を伴い、結果を予測し難いことが多い。このような不確実性は本質的に、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。訴訟引当金は全体として、グループの財政状態に見積可能な影響を与える可能性のある既存の法的な問題に係るグループの最善の見積りを示すものでなければならない。

539ページから550ページに記載された財務書類に対する注記20を参照のこと。

私どもの監査上の対応 私どもは、訴訟引当金及び偶発事象のプロセスに対するグループのキーコントロールの整備状況と運用状況の有効性のテストを実施した。

私どもは、引当金額の基礎となるメソドロジーを評価し、引当金を再計算し、基礎となる情報の網羅性及び正確性をテストした。私どもは、法的解釈により影響を受けた判断の側面をサポートする法的分析を通読した。私どもは、グループが提供した情報を裏付けるために社外弁護士から直接文書を入手し、必要に応じて社外弁護士に直接調査を行った。

私どもはまた、グループの引当金及び偶発負債の開示（注記20）を評価した。

複雑性又は非流動性を有するトレーディング・ポートフォリオ資産及び負債、金融資産及び負債並びに公正価値で保有されるデリバティブ金融商品の評価

焦点となる分野 私どもは、重要な観察不能なインプットを有する金融資産及び負債の公正な評価に係る複雑性、判断及び仮定により、この分野に焦点を当てた。

私どもは引き続き、公正価値に関するメソドロジーの市場動向、特に、グループの、見積の不確実性が高い（以下「HEU」という。）商品、信用評価調整（以下「CVA」という。）／調達評価調整（以下「FVA」という。）並びに自己の信用調整（以下「OCA」という。）カーブに焦点を当てる。

552ページから572ページに記載された財務書類に対する注記22を参照のこと。

私どもの監査上の対応 私どもは、市場データの評価モデルへのインプット、モデルのガバナンス及び評価調整に対する統制を含めて、金融商品の評価プロセスに対するグループのキーコントロールの整備状況と運用状況の有効性のテストを実施した。

私どもは、インプットと入手可能な市場データの比較を含めた様々な技法を用いて、評価モデル及び当該モデルに使用されたインプットのサンプルをテストした。

私どもはポジションのサンプルを抽出し、見積価額を個別に算定し、見積価額とグループが計上した価額を比較した。

さらに、私どもは無担保デリバティブ及び公正価値オプションを適用する負債に係る調達及び信用評価調整の算定にグループが使用した方法及びインプットを評価した。

私どもはまた、グループの開示（注記22）も評価した。

財務報告に関連するIT統制

焦点となる分野 私どもは、グループが事業プロセス及び財務報告に関してそのITシステムに大きく依存しているため、この分野に焦点を当てた。グループは引き続き、顧客のニーズ及び事業上の要求事項（論理的なアクセスの有効性を含む）を満たし、IT統制の管理を変更するために、そのITシステムに投資する。

私どもの監査上の対応 電子データ処理の信頼性を評価するにあたって、私どもはIT専門の監査人を監査チームの一員に含めた。私どもの監査手続は、主要なIT全般統制及びIT自動統制の整備状況と運用状況の有効性のテストを含め、財務報告に関連するITインフラとアプリケーションに焦点を当てたものである。
論理的アクセスに関連する私どもの監査手続には、ユーザーのアクセス管理、特権ユーザーのアクセス、定期的なアクセス権の再認証及びユーザーの認証管理が含まれていた。

年次報告書のその他の情報

取締役会は、年次報告書のその他の情報について責任を有する。その他の情報は、年次報告書に含まれる全ての情報から成るが、連結財務書類（478ページから634ページ）、報酬報告書（276ページから279ページと301ページ）、監査済みである旨付記されている開示、さらに私どもの監査人の報告書は含まれない。

連結財務書類及び報酬報告書に関する私どもの意見は、その他の情報を対象としていないため、私どもは、監査済みである旨付記されている開示以外に当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

連結財務書類の監査に関する私どもの責任は、年次報告書のその他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が連結財務書類又は私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、私どもは、かかる事実を報告する必要がある。私どもはこの点に関し、報告すべきことはない。

連結財務書類に対する取締役会の責任

取締役会の責任は、IFRS及びスイス法の規定に準拠して、真実かつ適正な概観を与える連結財務書類を作成すること、また、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない連結財務書類を作成するために取締役会が必要と判断する内部統制にある。

連結財務書類の作成において、取締役会は、継続企業としてのグループの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示（該当する場合）及び継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役会がグループを清算する、又は業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

連結財務書類の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体として連結財務書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、スイス法、スイス監査基準及びISAに準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正又は誤謬から発生する可能性があり、個別に又は集計すると、当該連結財務書類の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

連結財務書類の監査に対する私どもの責任の詳細は、EXPERTスイスのウェブサイト
(<http://www.expertsuisse.ch/en/audit-report-for-public-companies>)に記載されている。この記載は、私
どもの監査報告書の一部を構成している。

その他の法律上及び規制上の要求事項に関する報告

C0第728条a第1項第3号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って連結財務書類
の作成のために設計された内部統制が存在していることを確認した。

私どもは、株主総会に提出された連結財務書類を、承認するよう進言する。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー

マリーロール・ドラリュ
(Marie-Laure Delarue)

イラ S. フィトリン
(Ira S. Fitlin)

勅許会計士（監査責任者）

米国公認会計士

（訳者注：文中のページ数は、2016年度の財務書類（英文）の該当ページを示す。）

[次へ](#)

To the General Meeting of

Basel, 9 March 2017

UBS AG, Zurich and Basel

Statutory auditor's report on the audit of the consolidated financial statements

Opinion

We have audited the consolidated financial statements of UBS AG and its subsidiaries (the Group), which comprise the consolidated balance sheets as of 31 December 2016 and 2015, and the consolidated income statements, statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2016, and notes to the consolidated financial statements, including a summary of significant accounting policies on pages 478-634.

In our opinion, the accompanying consolidated financial statements give a true and fair view of the consolidated financial position of the Group as at 31 December 2016 and 2015, and the consolidated results of its operations and its cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2016 in accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) and comply with Swiss law.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Swiss law, Swiss Auditing Standards and International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those provisions and standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements section of our report.

We are independent of the Group in accordance with the provisions of Swiss law and the requirements of the Swiss audit profession, as well as the IESBA Code of Ethics for Professional Accountants, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgment, were of most significance in our audit of the consolidated financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the consolidated financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. For each matter below, our description of how our audit addressed the matter is provided in that context.

We have fulfilled the responsibilities described in the Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements section of our report, including in relation to these matters. Accordingly, our audit included the performance of procedures designed to respond to our assessment of the risks of material misstatement of the consolidated financial statements. The results of our audit procedures, including the procedures performed to address the matters below, provide the basis for our audit opinion on the accompanying consolidated financial statements.

Deferred tax asset valuation

Area of focus We focused on this area because there is significant judgment exercised when determining the valuation of Deferred Tax Assets ("DTAs") given the significant amount of tax net operating loss carryforwards (net operating losses or "NOLs") the Group has available. DTAs can be recognized to the extent it is probable they will be utilized to offset taxable profits within the loss carryforward period or be used against deductible temporary differences. The estimate of future taxable income is based on the strategic plan which is then allocated to the tax-paying entities in the various jurisdictions. The recognition of deferred tax assets is therefore sensitive to changes in the strategic plan as well as to assumptions made in the allocation of future taxable income.

See note 8 to the financial statements on pages 518 to 521

Our audit response We tested the design and operational effectiveness of the Group's key controls over the recognition and measurement of DTAs and the assumptions used in estimating the Group's future taxable income.

We assessed the completeness and accuracy of the data used for the estimations of future taxable income. This included auditing of computations of the models applied to the recognition process for DTAs and testing the control framework around the models.

We involved EY specialists to assess the key economic assumptions embedded in the strategic plan. We compared key inputs used by the Group to forecast future taxable income to externally available data, the Group's historical data and performance and assessed the sensitivity of the outcomes to reasonably possible changes in assumptions.

We assessed the completeness and accuracy of the data used in the determination of the legal entity allocation, the assumptions applied by the Group, and the accuracy of the computation of the legal entity allocations.

We also assessed whether the Group's disclosure regarding the application of judgment in estimating recognized and unrecognized DTAs reflect the Group's deferred tax position (within note 8).

Legal provision & contingencies

Area of focus We focused on this area because the Group operates in a legal and regulatory environment that is exposed to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. Such matters are subject to many uncertainties and the outcome may be difficult to predict. These uncertainties inherently affect the amount and timing of potential outflows with respect to the provisions which have been established and other contingent liabilities. Overall, the legal provision should represent the Group's best estimate for existing legal matters that have a probable and estimable impact on the Group's financial position.

See note 20 to the financial statements on pages 539 to 550

Our audit response We tested the design and operational effectiveness of the Group's key controls over the legal provision and contingencies process.

We assessed the methodologies on which the provision amounts are based, recalculated the provisions, and tested the completeness and accuracy of the underlying information. We read the legal analyses supporting the judgmental aspects impacted by legal interpretations. We obtained correspondence directly from external legal counsel to corroborate the information provided by the Group and followed up directly with external counsel as deemed necessary.

We also assessed the Group's provisions and contingent liabilities disclosure (within note 20).

Valuation of complex or illiquid trading portfolio assets and liabilities, financial assets and liabilities and derivative financial instruments held at fair value

Area of focus We focused on this area because of the complexity and judgments and assumptions over the fair valuation of financial assets and liabilities with significant unobservable inputs.

We have continued to focus on market developments in fair value methodologies and specifically on the Group's higher estimation uncertainty ("HEU") products, Credit Valuation Adjustment ("CVA") / Funding Valuation Adjustment ("FVA"), and Own Credit Adjustment ("OCA") Curve.

See note 22 to the financial statements on pages 552 to 572

Our audit response We tested the design and operating effectiveness of the key controls over the financial instrument valuation processes, including controls over market data inputs into valuation models, model governance, and valuation adjustments.

We tested a sample of the valuation models and the inputs used in those models, using a variety of techniques, including comparing inputs to available market data.

We selected a sample of positions and independently determined estimated values and compared the values to the Group's recorded values.

In addition, we evaluated the methodology and inputs used by the Group in determining funding and credit fair value adjustments on uncollateralized derivatives and fair value option liabilities.

We also assessed the Group's disclosure (within note 22).

IT Controls relevant to financial reporting

Area of focus We focused on this area because the Group is highly dependent on its IT systems for business processes and financial reporting. The Group continues to invest in its IT systems to meet client needs and business requirements including the effectiveness of its logical access and change management IT controls.

Our audit response In assessing the reliability of electronic data processing, we included specialized IT auditors as part of our audit team. Our audit procedures focused on the IT infrastructure and applications relevant to financial reporting including testing of the design and operating effectiveness of key IT general controls and IT automated controls.

Our audit procedures related to logical access included testing of user access management, privileged user access, periodic access right recertifications and user authentication controls.

Other information in the annual report

The Board of Directors is responsible for the other information in the Annual Report. The other information comprises all information included in the Annual Report, but does not include the consolidated financial statements (pages 478 - 634), the compensation report (pages 276-279 and page 301), disclosures denoted with an audited "signpost", and our auditor's report thereon.

Our opinions on the consolidated financial statements and the compensation report do not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon other than the disclosures denoted with an audited "signpost".

In connection with our audit of the consolidated financial statements, our responsibility is to read the other information in the Annual Report and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the consolidated financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibility of the Board of Directors for the consolidated financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation of the consolidated financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and the provisions of Swiss law, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of consolidated financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the consolidated financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Group's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Group or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the consolidated financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with Swiss law, Swiss Auditing Standards and ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these consolidated financial statements.

A further description of our responsibilities for the audit of the consolidated financial statements is located at the website of EXPERTsuisse: <http://www.expertsuisse.ch/en/audit-report-for-public-companies>. This description forms part of our auditor's report.

Report on other legal and regulatory requirements

In accordance with article 728a paragraph 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of consolidated financial statements in accordance with the instructions of the Board of Directors.

We recommend that the consolidated financial statements submitted to you be approved.

Ernst & Young Ltd

Marie-Laure Delarue
Licensed Audit Expert
(Auditor in Charge)

[次へ](#)

Ira S. Fitlin
Certified Public Accountant (U.S.)

(訳文)

独立登録会計事務所の報告書

取締役会及び株主総会 御中
UBS AG

私どもは、添付のUBS AG及び子会社の2016年及び2015年12月31日現在の連結貸借対照表、2016年12月31日をもって終了する3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書、並びにそれらの注記について監査を行った。これらの財務書類は、会社の取締役会に責任がある。私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠して監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを求めている。監査は、財務書類の金額及び開示の基礎となる証拠の試査による検証を含んでいる。また監査は、採用された会計原則及び経営者が行った重要な見積りを評価すること、並びに全体としての財務書類の開示を評価することも含んでいる。私どもは、実施した監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供しているものと考えている。

私どもは、財務書類が、国際会計基準審議会の発行する国際財務報告基準に準拠して、UBS AG及び子会社の2016年及び2015年12月31日現在の連結財政状態及び2016年12月31日終了事業年度までの各3年間の連結経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私どもは、公開会社会計監視委員会（米国）の基準に準拠し、トレッドウェイ委員会支援組織委員会が「内部統制－統合的枠組み」（2013年版フレームワーク）の中で確立した基準に基づいて、UBS AG及び子会社の2016年12月31日現在の財務報告に係る内部統制の監査を実施し、2017年3月9日付の私どもの報告書においてUBS AG及び子会社の財務報告に係る内部統制の有効性について適正意見を表明した。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティエディー

バーゼル、2017年3月9日

[次へ](#)

Report of Independent Registered Public Accounting Firm

The Board of Directors and Shareholders of

UBS AG

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of UBS AG and subsidiaries as of 31 December 2016 and 2015, and the related consolidated income statements, statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows, and notes thereto, for each of the three years in the period ended 31 December 2016. These financial statements are the responsibility of the Company's Board of Directors. Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits.

We conducted our audits in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States). Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free of material misstatement. An audit includes examining, on a test basis, evidence supporting the amounts and disclosures in the financial statements. An audit also includes assessing the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall financial statement presentation. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinion.

In our opinion, the financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the consolidated financial position of UBS AG and subsidiaries at 31 December 2016 and 2015, and the consolidated results of their operations and their cash flows for each of the three years in the period ended 31 December 2016, in conformity with International Financial Reporting Standards, as issued by the International Accounting Standards Board.

We also have audited, in accordance with the standards of the Public Company Accounting Oversight Board (United States), UBSAG and subsidiaries' internal control over financial reporting as of 31 December 2016, based on criteria established in Internal Control - Integrated Framework issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (2013 framework), and our report dated 9 March 2017 expressed an unqualified opinion thereon.

Ernst & Young Ltd

Basel, 9 March 2017

(訳文)

株主総会 御中

バーゼル、2017年3月2日

UBS AG (チューリッヒ及びバーゼル)

財務書類に関する法定監査人の報告書

私どもは、法定監査人として、1ページから21ページに記載された2016年12月31日をもって終了する事業年度のUBS AGの財務書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記について監査を行った。

取締役会の責任

取締役会は、財務書類をスイス法及び会社の定款に準拠して作成し、適切に開示する責任を有する。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽の表示がない財務書類を作成するために、内部統制を設計、導入及び維持する責任も含まれる。取締役会は、さらに、適切な会計方針を選択及び適用し、合理的な会計上の見積りを行うことに関する責任を負っている。

監査人の責任

私どもの責任は、私どもの実施した監査に基づきこれらの財務書類に対する意見を表明することである。私どもは、スイス法及びスイス監査基準に準拠して、監査を行った。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについての合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画及び実施することを求めている。

監査は、財務書類の金額及び開示に関する監査証拠を得るための手続を実施することを含んでいる。これらの手続は、不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスクの評価を含む監査人の判断に基づき選択される。当該リスク評価に当たっては、監査人は、状況に応じた適切な監査手続の策定のため、財務書類を作成するための内部統制を考慮する。しかしこれは会社の内部統制の有効性に関する意見表明を目的とするものではない。また監査は、採用された会計方針の妥当性、会計上の見積りについての合理性を評価すること、及び全体としての財務書類の開示を評価することが含まれる。私どもは、入手した監査証拠が十分であり、私どもの監査意見のための合理的な基礎を与えるものであると判断している。

監査意見

私どもは、2016年12月31日をもって終了する事業年度の財務書類が、スイス法及び会社の定款に準拠しているものと認める。

連邦監査監督機構令1/2015に基づく監査上の主要な事項に関する報告

監査上の主要な事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当期の財務書類の監査で最も重要な事項である。かかる事項は財務書類全体に対する監査の観点から、さらに当該監査に基づく意見の形成において取り扱われているが、各事項に個別の意見を表明しない。以下の各事項について、私どもが監査上どのように取り扱ったかを記載している。

私どもは、本報告書の「監査人の責任」区分に記載された責任を果たしており、これには当該事項に関する責任も含まれる。したがって、私どもの監査には財務書類の重要な虚偽表示リスクの評価に対応するよう計画された手続の履行が含まれている。私どもの監査手続の結果は、以下の事項に対処するために実施した手続を含め、財務書類に対する私どもの監査意見の基礎を提供するものである。

複雑性又は非流動性を有するトレーディング・ポートフォリオ資産及び負債、その他の金融資産、金融負債並びに公正価値で保有されるデリバティブ金融商品の評価

焦点となる分野	私どもは、観察不能なインプットを有する資産及び負債の公正な評価に係る複雑性、判断及び仮定により、この分野に焦点を当てた。私どもは引き続き、公正価値に関するメソドロジの市場動向、特に、UBS AGの、見積の不確実性が高い商品及び評価調整に焦点を当てる。13ページ及び14ページに記載されたUBS AGの財務書類に対する注記12及び13を参照のこと。
私どもの監査上の対応	私どもは、市場データの評価モデルへのインプット、モデルのガバナンス及び評価調整に対する統制を含めて、金融商品の評価プロセスに対するUBS AGのキーコントロールの整備状況と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもは、インプットと入手可能な市場データの比較を含めた様々な技法を用いて、評価モデル及び当該モデルに使用されたインプットのサンプルをテストした。私どもはポジションのサンプルを抽出し、見積価額を個別に算定し、見積価額とUBS AGが計上した価額を比較した。さらに、私どもは評価調整の算定にUBS AGが使用した方法及びインプットを評価した。
子会社及びその他の持分投資の評価	
焦点となる分野	私どもは、子会社及びその他の持分投資の評価に係る判断及び仮定により、この分野に焦点を当てた。子会社及びその他の持分投資は、直接保有されていた持分投資から成る。関連するUBS AGの会計方針は、6ページの財務書類に対する注記2に記載されている。
私どもの監査上の対応	私どもは、子会社及びその他の持分投資の評価に対するUBS AGのキーコントロールの整備状況と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもの監査業務は、評価モデル、並びに当該モデルに使用されたデータ及び仮定のテストを含んでいた。

訴訟引当金及び偶発負債

焦点となる分野 私どもは、UBS AGが、紛争及び規制上の手続から生じる重要な訴訟及び類似のリスクにさらされる、法的及び規制的な環境で事業を営んでいるため、この分野に焦点を当てた。こうした問題は多くの不確実性を伴い、結果を予測し難いことが多い。このような不確実性は本質的に、すでに引当金が設定されている問題及びその他の偶発負債に関して生じる可能性のある流出の金額及び時期に影響を及ぼす。訴訟引当金は全体として、UBS AGの財政状態に見積可能な影響を与える可能性のある既存の法的な問題に係るUBS AGの最善の見積りを示すものでなければならない。12ページに記載されたUBS AGの財務書類に対する注記11bを参照のこと。

私どもの監査上の対応 私どもは、訴訟引当金及び偶発事象のプロセスに対するUBS AGのキーコントロールの整備状況と運用状況の有効性のテストを実施した。私どもは、引当金額の見積りの基礎となり、引当金を再計算する方法を評価し、基礎となる情報の網羅性及び正確性をテストした。私どもは、法的解釈により影響を受けた判断の側面をサポートする法的分析を通読した。私どもは、UBS AGが提供した情報を裏付けるために社外弁護士から直接文書入手し、必要に応じて社外弁護士に直接調査を行った。

財務報告に関連するIT統制

焦点となる分野 私どもは、UBS AGが事業プロセス及び財務報告に関してそのITシステムに大きく依存しているため、この分野に焦点を当てた。UBS AGは引き続き、顧客のニーズ及び事業上の要求事項（論理的なアクセスの有効性を含む）を満たし、IT統制の管理を変更するために、そのITシステムに投資する。

私どもの監査上の対応 電子データ処理の信頼性を評価するにあたって、私どもはIT専門の監査人を監査チームの一員に含めた。私どもの監査手続は、主要なIT全般統制及びIT自動統制の整備状況と運用状況の有効性のテストを含め、財務報告に関連するITインフラとアプリケーションに焦点を当てたものである。論理的アクセスに関連する私どもの監査手続には、ユーザーのアクセス管理、特権ユーザーのアクセス、定期的なアクセス権の再認証及びユーザーの認証管理が含まれていた。

その他の法律上及び規制上の要件に関する報告

私どもは、スイスにて法律上要求されるAuditor Oversight Act (AOA) に準拠した資格要件及び独立性要件（C0第728条及びAOA第11条）を満たしており、独立性に相反する状況が存在しないことを確認する。

C0第728条a第1項第3号及びスイス監査基準890に基づき、私どもは、取締役会の指針に従って連結財務書類の作成のために設計された内部統制システムが存在していることを確認した。

私どもはさらに、利益処分案がスイス法及び会社の定款に準拠していることを確認した。私どもは、株主総会に提出された財務書類を承認するよう進言する。

アーンスト・アンド・ヤング・エルティーディー

マリーロール・ドラリュ (Marie-Laure Delarue)	ブルーノ・パトゥーシ (Bruno Patusi)
勅許会計士（監査責任者）	勅許会計士

（訳者注：文中のページ数は、2016年度の財務書類（英文）の該当ページを示す。）

[次へ](#)

To the General Meeting of

Basel, 2 March 2017

UBS AG, Zurich and Basel

Report of the statutory auditor on the financial statements

As statutory auditor, we have audited the financial statements of UBS AG, which comprise the balance sheet, income statement and notes (pages 1 to 21), for the year ended 31 December 2016.

Board of Directors' responsibility

The Board of Directors is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the requirements of Swiss law and the company's articles of incorporation. This responsibility includes designing, implementing and maintaining an internal control system relevant to the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. The Board of Directors is further responsible for selecting and applying appropriate accounting policies and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Auditor's responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Swiss law and Swiss Auditing Standards. Those standards require that we plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers the internal control system relevant to the entity's preparation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control system. An audit also includes evaluating the appropriateness of the accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements for the year ended 31 December 2016 comply with Swiss law and the company's articles of incorporation.

Report on key audit matters based on the circular 1/2015 of the Federal Audit Oversight Authority

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial statements of the current period. These matters were addressed in the context of our audit of the financial statements as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. For each matter below, our description of how our audit addressed the matter is provided in that context.

We have fulfilled the responsibilities described in the *Auditor's responsibilities* section of our report, including in relation to these matters. Accordingly, our audit included the performance of procedures designed to respond to our assessment of the risks of material misstatement of the financial statements. The results of our audit procedures, including the procedures performed to address the matters below, provide the basis for our audit opinion on the financial statements.

Valuation of complex or illiquid trading portfolio assets and liabilities and other financial assets, financial liabilities and derivative financial instruments held at fair value

Area of focus	We focused on this area because of the complexity and judgments and assumptions over the fair valuation of assets and liabilities with unobservable inputs. We have continued to focus on market developments in fair value methodologies and specifically on UBS AG's higher estimation uncertainty products and valuation adjustments. See notes 12 and 13 to the UBS AG financial statements on pages 13 and 14.
Our audit response	We tested the design and operating effectiveness of UBS AG key controls over the financial instrument valuation processes, including controls over market data inputs into valuation models, model governance and valuation adjustments. We tested a sample of the valuation models and the inputs used in those models, using a variety of techniques, including comparing inputs to available market data. We selected a sample of positions and independently determined estimated values and compared the values to those recorded by UBS AG. In addition, we evaluated the methodology and inputs used by UBS AG in determining valuation adjustments.

Valuation of investments in subsidiaries and other participations

Area of focus	We focused on this area because of the judgments and assumptions over the valuation of the investments in subsidiaries and other participations. Investments in subsidiaries and other participations comprise directly held equity interests. The relevant accounting policies of UBS AG are described in note 2 to the financial statements on page 6.
Our audit response	We tested the design and operating effectiveness of UBS AG key controls over the valuation of investments in subsidiaries and other participations. Our audit work included testing the valuation models and the data and assumptions used in those models.

Legal provision and contingent liabilities

Area of focus	We focused on this area because UBS AG operates in a legal and regulatory environment that is exposed to significant litigation and similar risks arising from disputes and regulatory proceedings. Such matters are subject to many uncertainties and the outcome may be difficult to predict. These uncertainties inherently affect the amount and timing of potential outflows with respect to the provisions which have been established and contingent liabilities. Overall, the legal provision should represent the best estimate of UBS AG for existing legal matters that have a probable and estimable impact on the financial position of UBS AG. See note 11b to the UBS AG financial statements on page 12.
Our audit response	We tested the design and operational effectiveness of UBS AG key controls over the legal provision and contingencies process. We assessed the methodology on which the estimate of the provision amounts are based, recalculated the provisions, and tested the completeness and accuracy of the underlying information. We read the legal analyses that support the judgmental aspects impacted by legal interpretations. We obtained correspondence directly from external legal counsel to corroborate the information provided by UBS AG and followed up directly with external counsel as deemed necessary.

IT Controls relevant to financial reporting

Area of focus	We focused on this area because UBS AG is highly dependent on its IT systems for business processes and financial reporting. UBS AG continues to invest in its IT systems to meet client needs and business requirements including the effectiveness of its logical access and change management IT controls.

Our audit response	In assessing the reliability of electronic data processing, we included specialized IT auditors as part of our audit team. Our audit procedures focused on the IT infrastructure and applications relevant to financial reporting including testing of the design and operating effectiveness of key IT general controls and IT automated controls. Our audit procedures related to logical access included testing of user access management, privileged user access, periodic access right recertifications and user authentication controls.

Report on other legal requirements

We confirm that we meet the legal requirements on licensing according to the Auditor Oversight Act (AOA) and independence (article 728 CO and article 11 AOA) and that there are no circumstances incompatible with our independence.

In accordance with article 728a para. 1 item 3 CO and Swiss Auditing Standard 890, we confirm that an internal control system exists, which has been designed for the preparation of financial statements according to the instructions of the Board of Directors.

We further confirm that the proposed appropriation of available earnings complies with Swiss law and the company's articles of incorporation. We recommend that the financial statements submitted to you be approved.

Ernst & Young Ltd

Marie-Laure Delarue

Licensed audit expert
(Auditor in charge)

Bruno Patusi

Licensed audit expert